

ベトナム社会主義共和国第11期第8回国会にて承認

統一企業法

法令番号 60/2005/GH11 2005 年 11 月 29 日

第1章総則 (一般規定)

第1条. 適用範囲

本法は、すべての経済セクターにおける有限会社、株式会社、合名会社と私営企業 (以下、企業という) の設立、管理組織及び活動、かつ企業のグループに関して規定する。

第2条. 適用対象

1. すべての経済セクターにおける企業。
2. 企業の設立、管理組織及び活動に関する組織及び個人。

第3条. 企業法、国際条約及び関連法規の適用

1. すべての経済セクターにおける企業の設立、管理組織及び活動は、本法及び関連法規の規定に従わなければならない。
2. 専門法規が本法の規定と矛盾する場合、専門法規を準用する。
3. ベトナム社会主義共和国の締結または加盟した国際条約の規定が本法の規定と矛盾する場合、国際条約の規定を準用する。

第4条. 用語解釈

本法に記載される以下の用語は下記のように解説する。

1. 「企業」とは、特殊商号、資産、安定的な事業所を持ち、法律の規定される商行為を為すために営業登記をする経済組織をいう。
2. 「経営(事業)」とは、営利を目的とし、製品の生産から販売まで、又はサービスの提供までのプロセスの一つ、一部又は全ての段階を連続的に行うことをいう。
3. 「法的な書類」とは、本法の定める全ての必要な文書が揃っている書類で、書類の内容が法律の規定に従って正確にかつ十分に申告されるものをいう。
4. 「出資」とは、企業の所有主又は共同所有主になるために、会社へ資産を投入することである。出資の目的たる財産とは、ベトナムドン、強い外貨、金、土地使用権、知的財産権、技術、ノウハウ、又は定款に定められるその他の資産であり、会社の投資資本を形成するものをいう。
5. 「出資率」とは、企業の所有主又は共同所有主が法定資本への出資率をいう。
6. 「法定資本」とは、会社の定款に記載される社員(出資者)全員の出資総額または一定期限内の約束出資額をいう。
7. 「法的資本」とは、法律の規定する企業の設立に必要な最低の資本額をいう。
8. 「議決権付出資率」とは、社員(出資者)総会又は株主総会におけるの管轄問題について検討権及び議決権を持つ構成員の出資率をいう。
9. 「配当金」とは、会社が財政義務を実行した後の利益から控除され、株主に現金あるいは他の財産で支払われる利潤をいう。

10. 「発起社員 (Partner)」とは、有限会社または合名会社の最初の定款作成及び調印に参加した出資者をいう。
11. 「株主」とは、株式会社の発行した株を最低1株所有する者をいう。「発起株主」とは、株式会社の最初の定款作成及び調印に参加した株主をいう。
12. 「合名社員」とは、合名会社の債務に対し自らの全ての財産で責任を負う者をいう。
13. 「企業管理者」とは、私営企業の所有主・社長、合名会社の合名社員、有限会社及び株式会社の社員(出資者)総会委員長、会長、取締役、社長また総支配人及び定款に定められるその他の重要な地位に就く人をいう。
14. 「委嘱による代表者」とは、有限会社及び株式会社の法人である社員、株主により文書にて依頼され、本法の規定に基づきそれぞれの当該権利を実現する個人をいう。
15. 企業が他社の親会社だとみなされる場合は、次の通りである。
 - a. その会社の法定資本または総数発行済み普通株の50%以上を所有する場合；
 - b. その会社の取締役の多数または全員及び社長また総支配人を直接的あるいは間接的に選定する権利を持つ場合；
 - c. その会社の定款の改訂・追加を決定する権利を持つ場合；
16. 「企業再編」とは、企業の分割、分離独立、合併、統合及び企業形態の変更をいう。
17. 企業の「関連者」とは、以下の場合において企業と直接また間接関係を持つ組織・個人をいう。
 - a. 親会社或いは親会社の管理者と管理者の選任する権限を持つ者(企業が子会社である場合)。
 - b. 子会社(企業が親会社である場合)。
 - c. 企業管理機関を通じて企業の決定又は活動を左右する個人又は団体。
 - d. 企業管理者。
 - e. 企業管理者、また会社の支配的出資分・株を所有する社員、株主の夫、妻、父、養父、母、養母、子供、養子及び実の兄弟姉妹。
 - f. 本条 a, b, c, d, e に定められている者の委嘱代表者。
 - g. 本条 a, b, c, d, e, f, h に定められている者が、企業の決定又は活動を左右できるほどの支配資本を所有する企業。
 - h. 企業の資本、株、利益を保有する、又は企業の決定を左右する目的として連携を組む団体。
18. 「国家所有出資分」とは、国家予算または国家のその他の資本源から投資される資産であり、委嘱された国家機関または経済組織が所有主とする。

「国家所有株」とは、国家予算または国家のその他の資本源にて支払いされる株であり、委嘱された国家機関あるいは経済組織が所有主とする。
19. 「出資分または株の市価」とは、証券市場での取引価格、あるいは評価査定組織により評価される価格をいう。
20. 「企業の国籍」とは、企業が設立、営業登録をした国・地域をいう。
21. 「所在住所」とは、法人の場合は登録した本社の住所、個人の場合は戸籍の住所または勤務先の住所あるいはその人が企業と連絡先として登録した住所をいう。
22. 「国営企業」とは、国家が法定資本の50%以上を所有する

企業をいう。

第 5 条. 企業及び企業所有主に対する国家保証

1. 国は、本法に定められる各企業形態の長期的な存続及び発展を認め、所有形態と経済セクターを問わず各企業に対する法律上平等な待遇を保証し、営業活動から発生する合法的な収入を認める。
2. 国は、企業、企業の所有主の資産、資本金、収入及びその他の合法的な権利・利益を認めて保護する。
3. 企業、企業の所有主の合法的な財産及び資本金は、国有化、行政的な措置による没収の対象外である。国防、国家の安全及び利益のために特に必要な場合のみにおいて、国は企業の資産の徴収又は徴用を決定する可能性があるが、企業の所有主又は共同所有主に対し、徴収・徴用時点における市場価格に基づいて支払いまた賠償をする。支払いまた賠償は、企業の利益を保証しなければならない、かつ企業形態を差別しないこと。

第 6 条. 企業における政治組織と各政治社会組織

1. 企業内の政治組織と各政治社会組織は、憲法、法律及びその組織の適法な条 例に従い、活動をする。
2. 企業は、本条第 1 項に規定する組織を尊重し、労働者が組織の設立および活 動参加するよう有利な条件を与える。

第 7 条. 経営分野・業種

1. すべての経済セクターにおける企業は、法律上禁止対象外の分野・業種の取 扱を行うことができる。
2. 投資法及び関連法規に従う条件付き業務の取扱を希望する企業は、当該業務 に対する法律に基づく全ての条件を満たした後のみ、事業開始を行うことができる。営業条件は、具体的分野・業種における業務の取扱をする時企業が満たさなければならない条件であり、営業許可書、営業条件完備証明書、業務取扱い認定 書、職業責任保険証および法定資本の要求などにて具体化される。
3. ベトナムの国防、安全、秩序、社会安全、歴史、文化、道徳の伝統、習慣及び国民の健康、資源及び環境に対し悪影響を及ぼす業務の取扱を禁止する。政府は、禁止業務に関する具体的なリストを発行するものとする。
4. 政府は、全部又は一部の営業条件を再チェック、評価し、不適合な条件を取り消し、また取り消しの提案をする、もしくは改正・追加、再改正・追加の提 案をする；あるいは、国家管理要求に応じて、新しい営業条件の公布又公布提 案をする。
5. 各省、省同等機関、各レベル人民評議会、人民委員会は条件付き分野・業種 および営業条件を規定することができない。

第 8 条. 企業の権利

1. 自主的に営業活動を行う；経営・投資の業務、地域、形態の選択、営業規模 及び業種の拡大を自由に行うこと；公益製品・サービスの生産・提供に参加するよう、国家に奨励され、良い条件を与えられる。
2. 資本調達・分配・使用の方法・形式の決定。
3. 市場、顧客の調査、契約の締結を自由に行うこと。
4. 輸出入業務の実施。
5. 営業活動に必要な労働者の募集、雇用及び使用。
6. 営業効率及び競争力を向上するために近代科学技術を自由に適用すること。
7. 業務及び内部の仕事を決する。
8. 企業の資産の所有、運用、売却などの決定。
9. 法律上定められていない人材、資金の提供に関する要求を拒否する。
10. 具申・告訴に関する法律に基づき具申・告訴をする。
11. 法律の規定に基づき直接また委嘱代表者を通じて裁判に参

加できる。

12. 法律の規定するその他の権利。

第 9 条. 企業の義務

1. 営業登録証明書に記載された義務に従って活動すること。条件付き業種の取 扱をするとき法律の規定に基づき営業条件を保証すること。
2. 会計に関する法律の規定に従い会計記録の作成、期限どおりに誠実かつ正確 な財務報告書の作成。
3. 納税番号の登録、税金の申告、納税、法律の規定する他の財政業務の履行。
4. 労働法律に従う労働者の権利及び利益の保証。保険に関する法律の規定に従 い、労働者のために社会保険、医療保険及びその他の保険を加入する。
5. 登録された基準に従う製品・サービスの品質を保証し、責任を負う。
6. 統計に関する法律の規定に基づき統計制度を実現すること。国家の審査機関 に対し、企業の営業情報及び企業の財務状況を定められた用紙にて定期的に正 確かつ十分に申告、報告する。申告・報告による情報が不正確、不十分である と発見した場合、遅滞なく情報の修正・追加を行わなければならない。
7. 国防、安全、秩序、社会安全、資源保護、環境保護、歴史・文化遺産の保存、 名所旧跡の保存などに関する法規の遵守。
8. 法律に従うその他の義務の履行。

第 10 条. 公益製品・サービスの生産・提供をする企業の権利及び義務

1. 本法の第 8 条、9 条と他の関連のある規定に従う権利及び義務。
2. 国家の審査機関規定に従い、経費を計算・補足され、またサービスの使用料 を取ることができる。
3. 投資資本の回収及び合理的な利益取得のため、製品・サービスの生産・提供 期限を適合に保証される。
4. 国家の審査機関が規定した価格と費用に基づき、約束した数量・品質及び期 限通りに製品・サービスの生産・提供する。
5. すべての顧客に対し、公平かつ有利な条件を保証する。
6. 法律の規定及び顧客に対し、製品・サービスの数量、品質、提供条件、価格 や使用料に関する責任を持つ。
7. 法律に従うその他の権利及び義務。

第 11 条. 禁止行為

1. 本法の規定する条件を満たさない者に営業登録証明書を発行する行為及び、条件を満たした者に営業登録証明書の発行を拒否する行為。営業登録申請者と 企業の営業活動に対し阻害、妨害、強制などをする行為。
2. 営業登録を行わずに本法の規定する企業形態で経営する行為及び営業登録 証明書が取り消されたが経営を続ける行為。
3. 企業の営業登録書類の内容を誠実に、正確にかつ時間どおりに報告しない行 為；又は営業登録書類の内容の変更を誠実に、正確にかつ時間どおりに報告し ない行為；
4. 登録資本を誠実に報告しない行為、又は登録したとおりの資本を十分に出資 しない行為、又は出資財産を恣意的に実際価値より高く申告する行為；
5. 違法・詐欺活動を行う行為。禁止業務における営業活動をする行為；
6. 法律の規定に従う営業条件を満たさずに条件付き業種を営業する行為。
7. 社員、所有主また株主の本法及び会社の定款の規定する権利を履行すること を阻止する行為。
8. 法律の規定に違反するその他の行為。

第 12 条. 企業の書類保存制度

1. 企業形態によって異なるが、企業は以下の書類を保管・保存しなければならない：

企業の定款；定款の改正・追加；企業の内部管理規制；構成員登記帳簿また株主登記帳簿；営業登録証明書；工業所有権保護書類；製品の品質登録証明書；その他の許可書及び証明書；企業の財産所有権を確定する書類；社員(出資者)総会議事録、株式総会に議事録、取締役会の議事録；企業の各種決定書；証券発行のための申告書；監査役会の報告書、監察機関の結論、独立会計監査組織の結論；会計帳簿、会計領収書、年間財務報告書；法律に規定されるその他の書類；

2. 企業は、本条第 1 項に定められている書類を本社の事務所に保管しなければならない。保管期間は法律の規定に従うこと。

第 2 章 企業の新規設立と営業登録

第 13 条. 企業設立、出資、株購買及び管理権

1. 本条第 2 項に規定する場合を除き、ベトナムの個人・組織や国籍を問わずあらゆる外国の個人・組織は、本法の規定に従い企業の設立及び管理を行う権利を有す。

2. 下記の個人・組織は、ベトナムにおいて企業の設立及び管理をする権利を有しない：

a. 機関・部隊の利益を目的として、国家財産・予算を活用し、企業を設立する国家機関及び人民軍隊の所属組織；
b. 職員・公務員に関する法令に従う職員、公務員；
c. 人民軍部隊の所属機関・組織の士官、下士官、専業軍人、国防労働者、人民公安部隊の所属機関・組織の士官、下士官；
d. 国の出資額の管理代表に派遣された者を除き、ベトナム 100% 国営企業の管理者、幹部；
e. 未成年者。民事的行為能力が制限されているあるいは失った成年者；

f. 刑事責任を追求されている者。懲役刑を服している者。裁判所により開業禁止決定を受けた者；

g. 企業破産法の規定に基づくその他の場合；

3. 本条第 4 項に規定する場合をのぞき、あらゆる個人・組織は、本法の規定に従い、株式会社の株を購買、また有限会社及び合名会社へ出資する権利を持つ。

4. 下記の個人・組織は、本法の規定に従い、株式会社の株を購買、また有限会社及び合名会社へ出資する権利を持たない：

a. 機関・部隊の利益を目的として、国家財産・予算を活用し、各企業へ出資する国家機関及び人民軍隊の所属組織；
b. 職員、公務員に関する法律に基づき、各企業への出資を許可されない対象；

第 14 条. 営業登録前の締結済み契約

1. 発起社員(出資者)または委嘱代表者は、営業登録前に企業の設立に直接関連する各種契約を締結することができる。

2. 企業が設立された場合、企業は、本条第 1 項に記載された契約から発生する権利及び義務を継続するものとする。

3. 企業が設立されない場合、本条第 1 項に従う契約を締結した者は、当該契約の履行を完全に責任を負う、または共同責任を負わなければならない。

第 15 条. 営業登録の手続

1. 企業の設立を行う者は、本法に規定される営業登録書類を作成し、営業登録審査機関に対し、同書類を提出しなければならない。また、営業登録書類の正確性及び誠実性について責任を負わなければならない。

2. 営業登録機関は、書類の受理日から 10 日以内に営業登録書類の処理を完了し、営業登録証明書を発行しなければならない。営業登録証明書を発行しない場合、企業設立者に対し書面にて

通知しなければならない。通知書には、却下理由又は書類の改正・追加に関する要求を明記しなければならない。

3. 営業登録機関は、営業登録書類を審査し、営業登録証明書を発行する場合は、営業登録書類の合法性に対する責任を負う。営業登録機関は、企業設立者に対し、本法の規定する書類以外の書類の提出を要求してはならない。

4. 具体的なプロジェクトに関する営業登録証明書の発行期限は、投資法の規定に従うものとする。

第 16 条. 私営企業の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙様式に従う営業登録申請書。

2. 身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。

3. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。

4. 事業実施許可書または他の許可書が必要とする業務の場合は、社長と他の個人のそれぞれの許可書。

第 17 条. 合名企業の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙様式に従う営業登録申請書。

2. 会社の定款。

3. 合名社員（出資者）の名簿、それに従う身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる適法的なもののコピー。

4. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。

5. 職業実施許可書または他の許可書が必要とする業務の場合は、合名会社の合名社員(出資者)と他の個人のそれぞれの許可書。

第 18 条. 有限会社の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙様式に従う営業登録申請書。

2. 会社の定款。

3. 発起構成員の名簿とそれに伴い以下のものがなければならない：

a. 構成員が個人である場合は、身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。

b. 構成員が法人である場合は、発起簿謄本、営業登録証明書またそれと同等の書類のコピー、委嘱決定書、委嘱代表者の身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。発起構成員が外国の法人である場合、営業登録証明書のコピーは、登録申請日まで 3 か月以内の登録機関の証明がなければならない。

4. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。

5. 事業実施許可書または他の許可書が必要とする業務の場合は、社長または総支配人と他の個人のそれぞれの許可書。

第 19 条. 株式会社の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙様式に従う営業登録申請書。

2. 会社の定款。

3. 発起株主の名簿とそれに伴い以下のものがなければならない：

a. 株主が個人である場合は、身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。

b. 株主が法人である場合は、発起簿謄本、営業登録証明書またそれと同等の書類のコピー、委嘱決定書、委嘱代表者の身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。発起株主が外国の法人である場合、営業登録

証明書のコピーは、登録申請日まで3か月以内の登録機関の証明がなければならない。

4. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。
5. 事業実施許可書許可書または他の許可書が必要とする業務の場合は、社長または総社長 (General Director) と他の個人のそれぞれの許可書。

第 20 条. ベトナムへ初めて投資をする投資家の営業登録書類、営業登録の手続き、条件及び内容
ベトナムへ初めて投資をする投資家の営業登録書類、営業登録の手続き、条件及び内容は、本法と投資に関する法律 (投資法) の規定に従わなければならない。投資許可書は営業登録証明書でもあるものとする。

第 21 条. 営業登録申請書の内容

1. 社名。
2. 本社の所在地、電話番号、ファックス番号、Eメールアドレス (あれば)。
3. 経営業務内容。
4. 会社の場合は法定資本、私営企業の場合は所有主の初期投資金額。
5. 有限会社及び合名会社の場合は各社員 (出資者) の出資額、株式会社の場合は発起株主の所有する株式数、株式の種類、株の額面、上場される種類別の株式数。
6. 私営企業の場合は所有主の氏名、署名、住所、国籍、身分証明証またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの; 一人有限会社の場合は会社所有主または法的代表者の氏名、署名、住所、国籍、身分証明書またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの; 二人以上有限会社の場合は発起社員 (出資者) 全員または発起社員 (出資者) の法的代表者の氏名、署名、住所、国籍、身分証明書またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの; 株式会社の場合は発起株主全員または発起株主の法的代表者の氏名、署名、住所、国籍、身分証明証またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの; 合名会社の場合は合名社員 (出資者) 全員の氏名、署名、住所、国籍、身分証明書またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。

第 22 条. 定款の内容

1. 本社、支店、駐在事務所 (あれば) の名称及び所在地;
2. 業務内容;
3. 法定資本、法定資本の増資・減資の方式;
4. 合名会社の場合は合名出資者全員の氏名、住所、国籍及び基本的特徴; 有限会社の場合は所有主または発起出資者の氏名、住所、国籍および基本的特徴; 株式会社の場合は発起株主の氏名、住所、国籍および基本的特徴;
5. 有限会社及び合名会社の場合は各出資者の出資率及び出資額。株式会社の場合は発起株主の購入する株式数、株式の種類、株の額面、上場される種類別の株数;
6. 有限会社及び合名会社の場合は社員 (出資者) の権利及び義務。株式会社の場合は株主の権利及び義務;
7. 管理組織機構;
8. 有限会社及び株式会社の場合は法的代表者;
9. 決定の承認手続き、会社内に発生する紛争解決の原則;
10. 管理人及び監査役会のメンバーまたは監査役の給料、報酬と賞与を計算する根拠・方法; 株式会社の場合は取締役員、社長及び監査役の給料、報酬と賞与を計算する根拠・方法;
11. 出資者又は株主が、自らの出資率 (有限会社)、株式 (株式会社) の買戻しを会社に要請する場合;
12. 税引き利益の分配及び損金の分担に関する原則;

13. 企業解散、解散手続及び資産の清算手続;
14. 定款の改正・追加手続;
15. 合名会社の場合は合名出資者全員の氏名、署名。有限会社の場合は会社の法的代表者、会社の所有主、出資者全員または委嘱代表者の氏名、署名。株式会社の場合は会社の法的代表者、発起株主全員または発起株主の委嘱代表者の氏名、署名;
16. 各社員、各株主は相談の上、その他の内容を定款に規定することができるが、法律の規定を遵守しなければならない;

第 23 条. 有限会社と合名会社の社員の名簿、株式会社の発起株主の名簿 有限会社と合名会社の出資者の名簿、株式会社の発起株主の名簿は、営業登録機関が定めた様式で作成し、下記の内容を記載しなければならない。

1. 有限会社、合名会社の場合は社員 (出資者) の氏名、住所、国籍、常住住所及びその他の基本的特徴。株式会社の場合は発起株主の氏名、住所、国籍、常住住所およびその他の基本的特徴。
2. 有限会社、合名会社の場合は、発起社員 (出資者) 全員の出資率、出資額、出資の目的たる財産の種類、数量と価値、出資期間。株式会社の場合は、発起株主全員の所有する株式数、株式の種類、出資の目的たる財産の種類、数量と残価値。
3. 有限会社、株式会社の場合は、法的代表者又は発起社員 (出資者)、発起株主全員の氏名及び署名。合名会社の場合は、合名社員全員の氏名および署名。

第 24 条. 営業登録証明書発行条件 企業は、下記の条件を満たしている場合、営業登録証明書を取得できる:

1. 企業の業務が営業禁止項目の対象外である。
2. 企業の名称が、本法第 31, 32, 33, 34 条の規定に従い命名されている。
3. 本法第 35 条第 1 項に規定される本社がある。
4. 法律に規定される営業登録書類を作成している。
5. 法律に規定される営業登録料金を納付している。営業登録料金は、営業登録業種の数に基づき定められる。具体的な料金は政府により規定される。

第 25 条. 営業登録証明書の内容

1. 本社、支店、駐在事務所の名称及び所在地。
2. 企業の法的代表者の氏名、住所、国籍、身分証明証またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
3. 有限会社と株式会社の場合は、発起社員 (出資者) また発起株主が個人である場合、全員の氏名、住所、国籍、身分証明証またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの; 発起社員 (出資者) また発起株主が法人である場合、所有主または発起社員 (出資者) 全員の設立決定番号あるいは営業登録番号。合名会社の場合は合名社員全員の氏名、署名、住所、国籍、身分証明証またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。私営企業の場合は所有主の氏名、住所、国籍、身分証明証またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
4. 有限会社及び合名会社の場合は法定資本; 株式会社の場合は株式数、出資する株式数、上場される株式数; 私営企業の場合は所有主の初期投資金; 法定資本が必要とする業務の場合は法定資本。
5. 業務内容。

第 26 条. 営業登録内容の変更

1. 本社、支店、駐在事務所 (あれば) の名称と所在地、業務と経営目標、法定資本、上場される株式数、企業所有主の投資資本、又は法的代表者と営業登録書類に記載されるその他の内容の変更を希望する場合、企業は、変更決定日より 10 日間に営業登録機関に変更の登録を行わなければならない。
2. 営業登録証明書に記載される内容の変更の場合は、新しい営業登録証明書が発行される。

3. 営業証明書が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄された場合、企業は営業登録証明書の再発行を受けられるが、料金を払わなければならない。

第 27 条. 営業登録内容に関する情報の提供

1. 営業登録証明書、営業登録変更証明書の発行日から 7 日以内に、営業登録機関は、税務機関、統計機関及び他の同級の政府機関、企業の本社が置かれている省の市町村の人民委員会に対し、同証明書のコピーを送付しなければならない。
2. 組織、個人は、営業登録機関に対し、営業登録内容に関する情報の提供、営業登録証明書のコピー、営業登録変更証明書のコピー、又は営業登録内容の簡略書の発行を要求することができるが、法律に従う料金を支払わなければならない。
3. 営業登録機関は、本条第 2 項に定められる組織・個人の要求した営業登録の情報を遅滞なく十分に提供する義務を負う。

第 28 条. 営業登録内容の公開

1. 営業登録証明書の発行日から 30 日以内に、企業は営業登録機関の各企業情報ネットワークまたは電子新聞あるいは紙新聞に 3 回連続で以下の主な内容を公開しなければならない。
企業の名称； 本社、支社、駐在事務所の所在地； 業務内容； 法定資本（有限会社、合名会社の場合）、株式数、出資する株式額、上場される株式数（株式会社の場合）又は初期投資金（私営企業の場合）法定資本（法定資本が必要とする業務の場合）。所有主及び発起社員（出資者）、発起株主全員の氏名、住所、国籍、身分証明書またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの、設立決定番号あるいは営業登録番号； 企業の法的代表者の氏名、住所、国籍、身分証明書またはパスポート番号 又身分を証明できる法的なもの；
営業登録場所；
2. 営業登録内容の変更がある場合、変更内容も本条第 1 項に規定される期限と方式に従って公開しなければならない。

第 29 条. 財産所有権の移転

1. 有限会社、合名会社の発起社員（出資者）と株式会社の株主は、下記の規定に従い出資の目的たる財産の所有権を会社へ移転しなければならない。
 - a. 所有権が登録されている財産、及び土地所有権の場合、出資者は、当該財産の所有権、土地所有権の移転手続きを管轄機関に行わなければならない。出資の目的たる財産の所有権の移転は、登録料を支払う必要がない。
 - b. 所有権が登録されない財産の場合は、確認書を作成の上、財産を引き渡す。引渡し確認書には、次の主な内容を記載しなければならない： 本社の名称及び所在地； 出資者の氏名、住所、身分証明書またはパスポート番号又身分を証明できる法的なものとして設立決定番号また登録番号； 財産の種類及び数量； 出資の目的たる財産の総価値； 法定資本とその出資総価値との比率； 引渡日； 出資者また代表委員及び会社の法的代表者の署名； 株式による出資、又はベトナムドン、強い外貨及び金以外の財産による出資の場合、財産の法的な所有権が完全に会社へ移転された後のみ、出資者として認められる。
2. 私営企業の営業活動に利用される財産は、企業へ所有権を移転する必要がない。

第 30 条. 出資の目的たる財産の評価

1. ベトナムドン、外貨、金以外の出資の目的たる財産は、発起社員（出資者）全員また評価査定組織により評価をされなければならない。
2. 企業設立時点における出資の目的たる財産の価値は、発起社員（出資者）また発起株主全員により評価され、全員が一致した上で決められる。出資の目的たる財産の評価価値が出資時期

における申告価値を上回る場合、財産評価に参加する全員は、評価終了日に評価価値と出資時期の申告価値の差額と会社の他の財政義務に対し、共同責任を負わなければならない。

3. 活動中に投資される財産は、企業と出資者との一致で評価され、または評価査定組織により評価される。評価査定組織が出資の目的たる財産を評価する場合、財産の価値は出資者及び企業により認めらなければならない。出資の目的たる財産の評価価値が出資時期における申告価値を上回る場合、出資者また評価組織と会社の法定代表者は、評価終了日に評価価値と出資時期の申告価値の差額と会社の他の財産義務に対し、共同責任を負わなければならない。

第 31 条. 企業の名称

1. 企業の名称は、ベトナム語で表示しなければならない。数字また記号をつけることができるが、発音できなければならない。また、最低下記の二つの条件を満たさなければならない：
 - a. 企業の形態；
 - b. 自社の名前；
2. 企業の名称は、本社、支店、駐在事務所において書かれ、また貼られなければならない。ベトナム領土に置かれなければならない。企業の名称は、企業の発行するあらゆる取引書類、文書と出版物に印刷または明記されなければならない。
3. 本条の規定と本法第 29, 30, 31, 32 条の規定に基づき、営業登録機関は、企業の登録希望名称を拒絶する権利がある。経営登録機関の決定は最終的決定である。

第 32 条. 企業名付けにおける禁止事項

1. 登録されている他の企業の名称と重複しない又は誤解を招かないこと。
2. 政府機関、人民軍隊の所属機関・組織、政治組織、社会組織、政治・社会組織の名称を、企業の名称の全部文または一部として利用しないこと；当該組織・機関の承諾がある場合は除く；
3. ベトナム民族の歴史、文化、道徳の伝統に反対する言葉、記号を使用しないこと；

第 33 条. 外国語にて表示される企業名及び企業名の略語

1. 外国語で表示される企業の名称は、企業のベトナム語の名称からその外語に訳されたものである。外国語に訳するとき、企業の名称が無変換また当該の意味の外国語で表示される。
2. 企業、または企業の取引書類及び出版物における外国語で表示される企業の名称は、企業のベトナム語の名称より小さく印刷されなければならない。
3. 企業名の略語は、ベトナム語また外国語から略された名称である。

第 34 条. 重複する企業名及び誤解を招く企業名

1. 重複する企業名とは、企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称とまったく同じベトナム語での書き方、発音がある名称である。
2. 下記の場合、他企業の名称と誤解を招くとみなされる：
 - a. 企業の登録希望ベトナム語での名称が、登録されている他の企業の名称と同じ読み方がある場合；
 - b. 企業の登録希望ベトナム語の名称が、登録されている他の企業の名称とは「&」という記号だけが異なる場合；
 - c. 企業の登録希望名称の略が、登録されている他の企業の略名称とは重複する場合；
 - d. 企業の登録希望外国語での名称が、登録されている他の企業の外国語の名称と同じである場合；
 - e. 企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称の直後に数字、番号またベトナム語のアルファベット（A, B, C, . . .）という記号だけが異なる場合；ただし、名前を登録

希望企業が、登録されている企業の子会社である場合は除く。
f. 企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称の直前に「TAN」また直後に「MOI」という言葉だけが異なる場合；
g. 企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称と、「MIEN BAC」（北部）、「MIEN NAM」（南部）、「MIEN TRUNG」（中部）、「MIEN TAY」（西部）、「MIEN DONG」（東部）また同じ意味を持つ言葉だけが異なる場合；ただし、名称を登録希望企業が、登録されている企業の子会社である場合は除く。

第 35 条. 企業の本社

1. 企業の本社は、企業の連絡先、取引用書類の届け先であり、ベトナム領土に置かなければならない。本社の住所には、省又は中央直轄市、区・町・市、村、通り、番号、電話番号及び FAX 番号（あれば）を明確にかつ詳細に記載しなければならない。
2. 企業は、営業登録許可書を発行された日から 15 日以内、営業登録機関にオープン時間と勤務時間を知らせしなければならない。

第 36 条. 企業の印鑑

1. 企業は、自己の印鑑を持つ。企業の印鑑は、企業の本社に配置・保管されなければならない。印鑑の形式、内容及び印鑑作製条件、印鑑の使用制度は、政府の規定に従わなければならない。
2. 企業の印鑑は企業の財産である。企業の法的代表者は、法律の規定に基づき企業の印鑑の使用・管理に責任を持つ。必要な場合、印鑑の発行機関の許可があれば、企業は印鑑を二個持つことができる。

第 37 条. 企業の駐在事務所、支社及び企業の営業場所

1. 駐在事務所は、企業の所属組織であり、委任範囲内にて企業の代表として活動し、企業の利益を保護する責任を負う。駐在事務所の組織及び活動は、法律の規定に従わなければならない。
2. 支社は企業の所属組織であり、委任に従う代表機能も含めて、企業の全て又は一部の機能を実施する責任を負う。支社の業務は、企業の業務に適合しなければならない。
3. 企業の営業場所は、企業の具体的経営活動が行われる場所である。企業の営業場所は、本社の登録されている住所以外でも可能。
4. 支社、駐在事務所及び営業場所には、企業の名称をつけられなければならない、かつそれぞれ支社、駐在事務所及び営業場所の住所を確定するものを追加する。
5. 企業は、国内又は外国に支社、駐在事務所を設立することができる。企業は、一箇所また数箇所の駐在事務所を行政境界上の同じ地方に置くことができる。支社と駐在事務所の設立手順と手続きは、政府の規定に基づく。

第 3 章 有限会社

第 1 節 二人以上有限会社

第 38 条. 二人以上有限会社

1. 有限会社とは以下の特徴を有する企業である。
a. 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）は、組織でも個人でも認められるが、社員の総数が 50 名を越えてはならない。
b. 社員は、企業への出資額の範囲内で、企業の債務又はその他の財政義務に対し責任を負う。
c. 社員の出資額の譲渡は、本条第 43、44 と 45 条の規定に従って行わなければならない。
2. 有限会社は、営業登録証明書の発行日から常人格を有する。

3. 有限会社は、株を発行することができない。

第 39 条. 出資実行及び出資証明書の発行

1. 社員は、契約した出資金額、出資財産の種類及び期限どおり出資しなければならない。社員が登録した出資財産の種類の変更を希望する場合、他の社員全員からの承諾を得なくてはならない。この場合企業は、変更を承諾する日から 7 日以内に書面にて営業登録機関にその旨を知らせなければならない。企業の法的代表者は、営業登録機関に対しメンバーリストに掲載してある登録出資状況を書面にて締切期日より 15 日以内に報告しなければならない。

上記の期限が切れても書面による報告を行わない場合、また報告内容が正直でない、もしくは正確でない場合、企業の法的代表者は、企業と関係者に対しそれにより発生する損害について自己責任を負わなければならない。

2. 契約した金額及び期限どおりに出資しない社員がいる場合は、その社員が企業の債務者になり、それにより発生する損害を賠償しなければならない。

3. 最終期限が切れても約束した金額を出資できない社員がいる場合は、下記の対策で足りない分を処理する：

- 一人または何人かのメンバーは、足りない分を出資することを引き受ける；
- 他者が企業へ出資するよう勧める；
- 残りのメンバーは、企業の条例資本に占めるそれぞれ出資率に応じて、共同責任を負い、足りない分を出資する；本項の規定に従い足りない分が出資されたら、約束した通に出資しない社員は当然企業のメンバーではない。この場合、企業は本法の規定に基づき営業登録内容変更の手続きを行わなければならない。

4. 目標にした金額を十分に出資した時点で、社員は出資証明書が発行される。出資証明書は、以下の主な内容を記載する。

- 社名及び本社の所在地。
 - 営業登録証明書の番号及び発行日。
 - 会社の条例資本。
 - 社員が個人である場合、社員の氏名及び住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの；社員が法人である場合、社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号また営業登録番号。
 - 社員の出資率及び額。
 - 出資証明書の番号及び発行日。
 - 会社の法的代表者の氏名及び署名。
5. 出資証明書が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄された場合、社員は、出資証明書の再発行を受けられる。

第 40 条. 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の名簿

1. 会社は、営業登録を行った後、直ちに社員の名簿を作成しなければならない。社員の名簿は、以下の主な内容を含まなければならない。

- 社名及び本社の所在地。
- 社員が個人である場合、社員の氏名及び住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの；社員が法人である場合、社員の名所、所在地、国籍、設立決定番号また営業登録番号。
- 出資時期における出資率及び出資額、出資時期、出資の目的たる財産の種類、出資の目的たる財産それぞれの数量及び価値。
- 社員が個人である場合は社員の署名；社員が法人である場合は法的代表者の署名。
- 社員全員の出資証明書の番号及び発行日。

2. 社員の名簿は、会社の本社で保管される。

第 41 条. 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の権利

1. 二人以上有限会社の社員は以下の権利を有する。
 - a. 社員総会議（Board of Members Meeting）に参加し、社員総会の管轄問題について相談、提案及び議決すること；
 - b. 出資率に相当する議決権を持つ；
 - c. 社員の名簿、取引状況を記載する帳簿、会計帳簿、年度別財務報告及びメンバー評議会の記録帳簿と会社のその他の資料の一部または全部をチェック、調査、コピーと複製する権利がある。
 - d. 会社が納税義務及び法律の規定に従いその他の財政義務を完了した後、出資率に相当する利益を分配されること；
 - e. 会社の解散・破産の際、会社の残余財産から出資率に相当する価値の分配を受けること；
 - f. 会社が法定資本を増資する際、追加出資することを優先される；かつ本法の規定に従い、出資分の一部又全部を譲渡する権利がある；
 - g. 社長（General Director 以下同じ）の義務の不履行により会社また社員が損害を受けた時、社員は社長（総社長）を告訴することができる；
 - h. 法律及び会社の定款の規定に基づき会社への自分の出資分を他の人に譲り渡す権利を有する；
 - i. 本法及び会社の定款に規定されるその他の権利；
2. 法定資本の 25%以上、又は会社の定款に定められたより低い比率を保有する社員そして社員グループは、社員総会の問題を解決するために、社員総会を招集することができる；ただし、本条第 3 項に規定する場合は除く；
3. 法定資本の 75%以上を保有する社員がいる場合、かつ会社の定款には本条第 2 項の規定のようにより低い比率を定めない場合、社員は、当然本条第 2 項に規定される権利を有する。

第 42 条. 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の義務

1. 契約した金額を期限どおりに出資し、会社の債務及びその他の財政義務に対し出資額の範囲内で責任を負うこと。本法第 43, 44, 45 と 60 条に規定する場合を除き、出資分の引き出しをしてはならない。
2. 会社の定款を遵守すること。
3. 社員総会の決定を執行すること。
4. 本法に規定されるその他の義務を負うこと。
5. 会社の名義で、下記の行為を行った時、社員は自己責任を負う：
 - a. 法律の規定に違反した行為；
 - b. 経営活動また他の取引を行い、他人に対し損害を来す行為；
 - c. 会社の財務的リスクが起こる前に、期限が切れていない債務を支払う行為；

第 43 条. 出資分の買い戻し

1. 以下の問題に関する社員総会の決定に書面で反対する社員は、自らの出資分の買い戻しを会社に要請することができる。
 - a. 社員の権利及び義務、社員総会の権限及び任務に関連する定款の内容の改正、追加；
 - b. 企業再編；
 - c. 会社の定款に規定されるその他の問題；出資分の買い戻しの要請は、書面で作成され、また本項第 a, b, c に記載される問題が決議された日から 15 日以内に会社へ送付されなければならない。
2. 本条第 1 項による社員の要請を受けた時、買い戻しの価格に

ついて一致に至らない場合、会社は、要請書の受取日から 15 日以内に、相場または定款に規定される原則に基づいて価格を決め、当該社員の出資分を買戻さなければならない。ただし、出資分の買い戻しにかかる金額を支払う時、債務の返済及びその他の財務業務を完了していなければならない。

3. 会社が本条第 2 項の規定に従い出資分の買い戻しをしない場合、当該社員は会社における自分の出資分を他の社員また外部の人に自由に譲渡することができる。

第 44 条. 出資分の譲渡

本法第 45 条 6 項の規定に定められる場合を除き、二人以上有限会社の社員は以下の規定に従い、自らの出資分の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。

1. 残りの社員に対し彼らの出資率に応じて、同様の条件でオファーしなければならない。
2. オファーをした日より 30 日の間に、残りの社員が買戻ししないか又は全てを買戻ししない場合のみ、外部の人に譲渡することができる。

第 45 条. 他の場合における出資分の処理

1. 個人である社員が死亡するか又は裁判所より死亡宣告をされた場合、死亡した社員の法的相続人または遺書による相続人は、会社の社員になる。
2. 社員の民事的な行為能力が制限されているか又は失った場合、その社員の権利及び義務は、後見人により執行される。
3. 以下の場合、社員の出資分は、本法第 43, 44 条に従って会社により買い戻されるか、譲渡される。
 - a. 相続人が会社の社員になりたくない場合。
 - b. 本条第 5 項に規定される社員に贈られたか又は譲られた者が社員総会の承認を得られない場合。
 - c. 社員は解体・破産した組織である場合。
4. 個人である社員が死亡したが、相続人がいない場合、又は相続人が相続権を拒否するか相続権が剥奪される場合、その社員の出資額は民事法の規定に従い処理される。
5. 社員は会社における自らの出資分を一部または全部を他人に譲渡する権利を有する。

第 46 条 会社管理組織機構 二人以上有限会社は、社員総会、会長、社長（総社長）を含まなければならない。11 名以上の社員を有する有限会社は、監査役会がなければならない。他の場合、会社の管理組織仕組みにおける監査役会の設立は、諸社員の任意決定による、監査役会、監査役会長の権限、任務及び勤務制度、活動範囲は、会社の定款に規定される。

会長または社長（総社長 General Director）は会社の法的代表者である（会社の定款による）。会社の法的代表者はベトナム領土に常住しなければならない；もしベトナムを 30 日以上離れる場合、会社の法的代表者の権利と任務を他の者に書面に委嘱しなければならない；

第 47 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会

1. 社員総会は、有限会社の社員全員から構成され、会社において最高権力を持つ機関である。組織である社員は、委嘱代表者（例えば Board of Directors 以下同じ）を派遣し、社員総会に参加させる。会社の定款は社員総会に関して具体的に規定するが、社員総会は、毎年最低一回招集される。
2. 社員総会は、以下の権限及び任務を有する。
 - a. 会社の発展戦略と年度経営計画を決定する。
 - b. 法定資本の増資又は減資や資本の調達方法及び時点を決定する。
 - c. 会社の最新財務報告に記録される財務の総価値の 50% 又は定款に従うより低い比率に相当する又はそれを超える価値の

ある投資プロジェクト及び投資方式を決定する。

- d. 市場の開発、マーケティング及び技術転移などの対策を決定する；ローンの借入契約、ローンの貸付契約、会社最新財務報告に記載される財産の総価値の50%又は定款に従うより低い比率に相当する又はそれを超える価値のある財産の売却を承認する。
- e. 社員総会長の選任及び解任。社長（総社長）、会計長、及び会社の定款に定められるその他の重要な地位に就く人の選任、解任、降格を決定する。
- f. 社長（総社長）、会計長、及び会社の定款に定められるその他の重要な地位に就く人に対する給料、賞金、その他の福利制度を決定する。
- g. 年度財務計画、利益の使用・分配計画、損金処理計画を承認する。
- h. 会社の管理組織機関を決定する。
- i. 支社、支店、駐在事務所の設立を決定する。
- j. 会社の定款を改正、追加する。
- k. 会社の再編を決定する。
- l. 会社の解体を決定するあるいは破産を求める。
- m. 本法及び会社の定款に規定されるその他の権限及び任務。

第48条 委嘱による代表者

1. 委嘱代表者を指定することに関しては、書面を作成し、指定する日より7日以内に会社と営業登録機関に知らせなければならない。通知は、下記の内容を含まなければならない：
 - a. 本社の名称と所在地、国籍、設立決定番号又は営業登録番号、設立決定時点又は営業登録時点；
 - b. 出資率及び出資証明書の番号、発行日；
 - c. 指定された委嘱代表者の氏名、住所、国籍、身分証明証またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
 - d. 代表を委嘱する期間。
 - e. 社員の法的代表者と委嘱による代表者の氏名、署名；
 - f. 委嘱による代表者の変更がある場合は、変更を決定する日より7日以内に会社と営業登録機関に知らせなければならない。委嘱による代表者は、会社が知らせを受けた時点より変更される。
2. 委嘱による代表者は、下記の基準及び条件を満たさなければならない：
 - a. 民事的な行為能力が十分でなければならない。
 - b. 企業の設立・管理を禁じられる対象外である。
 - c. 経営管理また会社の主要経営分野における専門と経験がある。
 - d. 国家の出資分また国家の保有する株が条例資本の50%以上の会社の子会社に関しては、親会社の管理者及び親会社の管理職を選任する権限のある人の夫婦、父、養父、母、養母、子供、養子及び実の兄弟姉妹は、子会社の社員総会における委嘱代表者として指定されてはならない。
3. 委嘱代表者は、社員の代行で本法に定められる社員総会のメンバーの権利及び義務を執行する；社員の権利を執行する際、委嘱代表者に対する社員の如何なる方式によるあらゆる制限は、第三者にとっては法律上無効である。
4. 委嘱代表者は、全て社員総会の会議に参加する義務を負う。そして、委嘱した社員と会社の最大利益のため、社員総会のメンバーとして権利と義務を正しく、かつ最良の方法で責任を持って実現しなければならない。

第49条 会長

1. 社員総会は、社員全員から一人を選出し、会長に指名する。会長は、会社の社長（総社長）を兼任することができる。
2. 会長は、以下の権限及び任務を有する。

- a. 社員総会の事業計画及びスケジュールの準備また準備の促進；
 - b. 社員総会議、社員の意見を聴取するための会議のスケジュール、計画及び資料の準備また準備の促進；
 - c. 社員総会、社員の意見を聴取するための会議を招集し、進行する；
 - d. 社員総会の決定の執行を監督また監督の促進をする；
 - e. 社員総会に代わり社員総会の決定に署名する；
 - f. 本法及び会社の定款に規定されるその他の権限及び任務；
3. 会長の任期は最高5年間である。社員総会は会長の再選任を行うことができる。
 4. 会社の定款に「会長が会社の法的代表者である」と規定する場合、全ての取引資料もそれを明記しなければならない。
 5. 不在のとき、会長は、会社の定款の規定に基づき書面にて会長の権利及び任務の実現を一人の社員に委嘱する。被委嘱者がいない場合、又は会長は仕事をやる能力を一時的に失った場合、残りの社員は、その中の一人を選任し、多数過半の原則に従い会長の権利及び任務の実現を臨時的にその人に任せる。

第50条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会の招集

1. 会長及び本法第41条第2、3項による社員又は社員グループの要求がある時、社員総会は招集されなければならない。定款に異なる規定がある場合を除き、社員総会の会議は、会社の本社において行われなければならない。会長は、会議のスケジュール、内容を準備また準備促進をし、且つ社員総会を招集する。社員全員は、会議の内容を書面にて提議することができる。提議書類には、下記の主要内容を含まなければならない：
 - a. 社員の氏名、住所、国籍、身分証明証またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの（社員が個人である場合）；又は社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号、営業登録番号（社員が法人である場合）；社員また委嘱代表者の署名；
 - b. 出資率及び出資証明書の番号、発行日；
 - c. 会議への提議内容；
 - d. 提議した理由；社員総会会議開始日より1日前まで規定どおりの内容を揃えた提議が本社へ送付された場合、会長は、提議を承認し、社員総会会議の内容へ追加しなければならない。会議開幕直前が提出される場合、会議への出席者全員の承認を得る必要である。
2. 社員総会会議への招待は、招聘状、電話、ファックス、TELEX又はその他の電子手段で社員総会のメンバーそれぞれ宛に直接送付しなければならない。招聘する内容の中で、少なくとも会議の時間、場所とスケジュールを含まなければならない。会議のスケジュール及び各種資料は、会議開催前までにメンバーへ届けなければならない。会議の中で会社の定款を改正・追加、会社の発展戦略、年度財務計画、会社の解体、再編に関する資料は、会議開幕日より最低2日前までにメンバーへ届けなければならない。その他の資料に関しては、送付期限は会社の定款により定められる。
3. 本法第41条第2、3項の規定に従い、会長が社員、社員グループからの社員総会招集の要請を受けた日より15日以内に、総会を招集しない場合、要請した社員グループは社員総会を招集する権利がある。この場合、必要であれば営業登録機関に社員総会会議の組織・主催の観察を要求する。また社員は、自己また会社の名義で社員総会会長が管理義務の不履行により彼らの合法的利益に損をきたすことを訴える権利がある。
4. 会社の定款に規定がない場合、本条第3項に定められる社員総会招集の要請は、書面にて作成され、以下の主要内容を含まなければならない：
 - a. 要請する社員それぞれの氏名、住所、国籍、身分証明証またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの（社員

が個人である場合）；又は 社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号、営業登録番号（社員が法人である場合）；出資率及び出資証明書の番号、発行日。

b. 社員総会招集要請の理由及び解決すべき問題。

c. 社員総会会議のスケジュール。

d. 要請する社員または委嘱代表者それぞれの氏名、署名。

5. 本条第 4 項に定められる内容を備えない社員総会招集要請に関して、会長は、要請を受けた日より 7 日以内に書面にて社員、また社員グループ宛に知らせなければならない。

その他の場合、会長は、要請を受けた日より 15 日以内に社員総会を招集しなければならない。規定どおり総会を招集しない場合、会長は、会社または関連社員のそれにより生じた損害に関して法律上自己責任を負う。この場合、社員または社員グループは、総会を招集する権を有する。総会の招集・組織による合理的な費用は会社から返還される。

第 51 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会議の開催条件及び手続き

1. 社員総会は、会議に出席する株主の出資総額が条例資本の 75%以上にならなければならない。具体的な比率は会社の定款による。

2. 本条第 1 項の条件が満たせず、第 1 回会議が開催できなかった場合、第 1 回会議の開催予定日から 15 日以内に、第 2 回会議を招集しなければならない。第 2 回会議は、会議に出席する社員の出資総額が法定資本の 50%以上にならなければならない。具体的な比率は会社の定款による。

3. 本条第 2 項の条件を満たさず、第 2 回会議も開催できなかった場合、第 2 回会議の開催予定日から 10 日以内に、第 3 回会議を招集しなければならない。第 3 回会議は、出席する社員の人数また彼らの法定資本に占める比率にかかわらず開催される。

4. 社員又社員の委嘱代表者は、社員総会議へ出席し、決議に参加しなければならない。社員総会議の進行手続き及び決議方法は、会社の定款による。

第 52 条 社員（会社構成メンバー、出資者）総会の決議

1. 社員総会は、会議での議決又は書面による意見聴取又は定款に規定されるその他の方式によって懸案の問題を決定する。会社の定款に異なる規定がない場合、下記の問題に対する決定は、会議での議決により議定されなければならない：

a. 会社の定款を改正、追加する；

b. 会社の発展戦略を決定する；

c. 社員総会長の選任及び解任；社長（総社長）の選任、解任、降格を決定する；

d. 年度財務報告を承認する；

e. 会社の再編・解体を決定する；

2. 社員総会は、以下の場合において会議での議決によって決定する：

a. 決定に賛成する社員が会議出席者の出資総額の 65%以上を保有する場合。具体的な比率は会社の定款による。

b. 会社の最新財務報告に記録される財産の総価値の 50%又は定款に従うより低い比率に相当する又はそれを超える価値のある財産の売却、会社の定款の改正・追加、及び会社の再編・解体に関する問題については、賛成する社員が会議出席者の出資総額の 75%以上を保有することが条件とする。具体的な比率は会社の定款による。

3. 書面による意見聴取を行うとき、賛成する社員の出資総額が法定資本の 65%以上であれば、会社総会の決定は通過される。具体的な比率は、会社の定款による。

第 53 条 社員（会社構成メンバー、出資者）総会の議事録

1. 全ての社員総会は、議事録を作成しなければならない。

2. 社員総会の議事録は、閉会以前に完成及び承認されなければならない。議事録には以下の主な内容を記さなければならない。

a. 会議の時間、場所及び目的、スケジュール；

b. 出席した社員また委任代表者の氏名、出資率、出資証明書番号及び発行日；欠席する社員また委任代表者の氏名、出資率、出資証明書番号及び発行日；

c. 討論・議決された問題；会議で諸問題それぞれに対し発表された意見のまとめ；

d. 会議で発表された意見のまとめ；

e. 議決された問題に対するそれぞれの総賛成票数、白票また拒否票；

f. 承認された決定の内容；

g. 出席した社員また委任代表者全員の氏名及び署名；

第 54 条 書面による意見聴取という方法に従う社員総会の決定通過手続 会社の定款には特別な規定がある場合を除き、書面による意見聴取をする権限及び手続きは下記のとおりである：

1. 会長は、書面により社員総会のメンバーの意見聴取を決定する権限を持つ。

2. 会長は、決定すべき内容についての報告・提案書、決定案や意見聴取用紙を作成し、社会総会全員宛に送付しなければならない。意見聴取用紙には、下記の主な内容を記さなければならない：

a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号と日付、営業登録場所；

b. 社員総会の社員の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又は他の同等書類と出資率；

c. 意見聴取対象の問題と次の順序どおりの回答：「賛成」「反対」「議決なし」；

d. 会社へ回答済みの意見聴取用紙の送付期限；

e. 社員総会長と社員の氏名、署名；意見聴取用紙は、定められた期限前に会社へ送付されることにより、法的効力があるとみなされる。

3. 会長は、開票及び開票結果報告書の作成の組織・指導し、会社へ送付期限日から 7 日以内に開票結果及び内容を、社員全員に知らせなければならない。開票結果報告は、本法第 53 条第 2 項に規定される主な内容を含まなければならない。

第 55 条 社長（General Director 総社長）

1. 会社の社長（General Director）は、会社の毎日に営業活動を運営し、社員総会に対し自らの権限及び任務の遂行について責任を負う者である。

2. 社長（General Director）は以下の権限を有する。

a. 社員総会の決定の執行を指導すること；

b. 会社の通常活動に関連する全ての問題を決定すること；

c. 会社の経営計画及び投資計画の実施を指導すること；

d. 社内管理規則を公布すること；

e. 社員総会の管轄する職責を除き、会社における各管理者の指名、解任及び降格を決定すること；

f. 会長の管轄する契約を除き、会社の代表として契約を締結すること；

g. 会社の組織機構を提案すること；

h. 社員総会に対し年度ごとの財務決算書を提出すること；

i. 利益分配方式及び損金処理方法を提案すること；

j. 労働者を雇用すること；

k. 会社の定款、社長（General Director）と会社との雇用契約、及び社員総会の決定に従うその他の権限；

第 56 条 社員総会構成員及び社長 (General Director) の義務
1. 社員総会構成員及び社長 (General Director) は、下記の義務を負う。

- a. 会社及び会社所有主の合法的な利益を最大限に確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかる懸命に遂行すること。
 - b. 会社に利益をもたらすような商機を個人の目的或いは他者の目的に悪用してはならない。自らの地位により得た情報を私益或いは他の組織及び他者の利益の目的に悪用してはならない。自らの地位及び権限に便乗し、私益或いは他の組織および他者の利益の目的に会社の財産を悪用してはならない。
 - c. 社員または社員の委任代表者及び関係を持つ人達の運営している或いは支配的な株式・出資金を持っている企業について会社へ迅速かつ正確に申告・報告しなければならない本申告・報告内容は、本社と支社において掲示しなければならない。
2. 支払期限が近づくローン及びその他の債務を返済できない場合、社長 (総社長) は、昇給、褒賞を行わないこと。

第 57 条 社長 (General Director) の資格及び条件

1. 社長 (General Director) は、下記の資格及び条件を満たさなければならない：十分な民事的行為能力を有し、本法の規定に基づき会社の管理を禁じられる対象である。会社の条例資本の 10%以上を保有するメンバーである；また社員ではないが、経営管理又は会社の主要営業分野に関する専門知識及び経験を持つ者である；もしくは会社の定款に規定するその他の資格及び条件を満たす者である。
2. 国の保有する株・出資の比率が法定資本の 50%以上を占める会社の子会社である場合、本条第 1 項に規定される資格及び条件の他に、その親会社の管理者及び管理者を任命する権限を持つ者との関係を持つ者 (夫婦、父、養父、母、養母、子供、養子及び実の兄弟姉妹) を子会社の社長 (総社長) に任命してはならない。

第 58 条 社員 (会社構成員、出資者) 総会のメンバー及び社長 (General Director) の報酬、給料、賞与

1. 会社は、営業の結果及び効率に応じて社員総会のメンバー、社長 (General Director) 及び他の管理者に報酬・給料・賞与を支払う自主権を持つ。
2. 社員総会のメンバー、社長 (General Director) 及び他の管理者の報酬・給料は、企業所得税に関する法律及びその他の関連法規に基づき会社の経費に計上され、また会社の年度財務報告で特別な項目に記録されなければならない。

第 59 条 社員 (会社構成員、出資者) 総会の承認が必要とする契約・取引

1. 会社と以下の者との契約及び取引は、社員総会の承認を得なければならない：
 - a. 社員又は社員の委任代表者、社長 (General Director)、会社の法的代表者；
 - b. 本条 a に規定する者と関係のある人たち；
 - c. 親会社の管理者あるいは親会社の管理職を選任する権限を持つ者；
 - d. 本条 c に規定する者と関係のある者；会社の法的代表者は、契約案、或いは取引の主な内容を明記する通知書を社員総会の全員に送付しなければならない。同時に会社に本社と支店 (もしあれば) に掲示しなければならない。会社の定款に特別な規定がない場合、社員総会は、契約或いは取引を承認するかどうかを掲示日から 15 日以内に決定しなければならない。この場合、議決権付き資本の 75%以上を持つ社員グループの承認を得れば、契約又は取引が承認される。契約・取引と関連のある社員

は議決権を有しない。

2. 本条第 1 項の規定に従わない締結済契約・取引は、無効契約・取引と見なされ、法律の規定に従って処理される。会社の法的代表者及び関係した社員又はその社員と関係のある者は、発生した損害を賠償しなければならず、当該契約・取引の実施により得た利益を会社へ返却しなければならない。

第 60 条 法定資本の増資、減資

1. 会社は社員総会の決定の下で、以下のように法定資本を増加することができる。
 - a. 社員全員の出資総額を増加する；
 - b. 会社の財産価値の増加額に応じて条例資本を増加する；
 - c. 新規社員の出資を引き受ける；
2. 社員全員の出資総額を増加する場合、増加額は、社員に対し出資率に応じて割り当てる。法定資本の増資を反対する社員は、自己の出資率に応じて追加出資をしなくてもよい。その社員が追加出資を行わない場合、該当社員の出資率は、残りの社員に対し出資率に応じてさらに割り当てる。会社の定款に特別な規定がある場合を除き、新規社員の出資の引き受けによる増資は社員全員の承認を得なければならない。
3. 会社は社員総会の決定の下で、以下のように法定資本を減少することができる：
 - a. 社員に対し法定資本への出資率に応じて一部を払い戻す。ただし、2 年以上連続して経営活動を行い、かつ社員に払い戻した後でもローン及び他の債務を返済できることを保証できる場合のみとする。
 - b. 本法第 44 条の規定に従い、出資分を買取る；
 - c. 会社の財産価値の減少額に応じて法定資本を減少する；
4. 法定資本の増加・減少を決定日より 7 日以内に、会社は書面にて営業登録機関に通知しなければならない。通知書には、以下の主な内容を含まなければならない：
 - a. 本社の名称及び所在地；営業登録証明書の番号及び発行日；営業場所；
 - b. 氏名、住所、国籍、身分証明証またはパスポート番号もしくは身分を正米できる法的なもの (社員が個人である場合)；または社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号、営業登録番号 (社員が法人である場合)；社員全員の出資率；
 - c. 法定資本、増資、減資予定額；
 - d. 払い戻し予定時点と払い戻し方式；
 - e. 会長及び会社の法的代表者の氏名と署名；法定資本の増資の場合、通知書と一緒に社員総会に決定書を添付しなければならない。法定資本の減少の場合、通知書と一緒に社員総会の決定書と最新財務報告を添付しなければならない。外国の資本が法定資本の 50%以上である会社の場合、財務報告書は、独立会計監査機関により承認を受けなければならない。営業登録機関は、通知書を受けた日より 10 日以内に法定資本の増資・減資を登録しなければならない。

第 61 条 利益配分の条件

有限会社は、利益を配分することができるが、経営が黒字で、納税義務及びその他の財務上義務が完了され、また利益の配分を行った直後でも支払期限が切れたローン及び他の債務を返済できることを保証しなければならない。

第 62 条 返還済み出資分また配分済み利益の回収

定款資本の減少による出資額の一部の払い戻しが本法第 60 条第 3、4 項の規定に違反するか又は利益配分が本法第 61 条の規定に従わない場合、社員全員は、会社に対し、受け取った金額及び財産を返却するか、受け取った金額及び財産返却するまで減少された資本額、配分された利益額に相当する財務を共同責任で負担しなければならない。

第 2 節 一人有限会社

第 63 条 一人有限会社

1. 一人有限会社とは、一つに組織又は一人の個人により所有される企業である（以下は会社の所有主と略する）所有主は、会社の法定資本の範囲内会社の債務及び他の財産上の義務に対する責任を負う。
2. 一人有限会社は、営業登録証明書の発給日から法人格を有する。
3. 一人有限会社は、株式を発行することができない。

第 64 条 会社所有主の権限

1. 組織である所有主は以下の権限を有する。
 - a. 定款の内容、定款の改正及び追加の内容を決定すること。
 - b. 会社に発展戦略及び年間経営計画を決定すること。
 - c. 会社の管理組織機関を決定すること。会社の各管理職の任命、解任、降格を決定すること。
 - d. 会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50% 以上、或いは定款に規定されるより少ない比率に相当する価値のある投資プロジェクトを決定すること。
 - e. 市場開拓、マーケティング、技術に関連する対策を決定すること。
 - f. 会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50% 以上、或いは定款に規定されるより少ない比率に相当する価値のある、ローン借入契約、ローン貸出契約および定款の規定するその他の契約の決定すること。
 - g. 会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50% 以上、或いは定款に規定されるより少ない比率に相当する財産の売却を決定すること。
 - h. 会社法定資本の増資を決定すること。会社の全部又は一部を他の組織・個人へ譲渡することを決定すること。
 - i. 子会社の設立および他の会社への出資を決定すること。
 - j. 会社の営業活動の監査、監督及び評価を行うこと。
 - k. 会社の納税義務およびその他の財務上の義務を完了した後の利益の使用を決定すること。
 - l. 会社の再編、解散又は破産を決定すること。
 - m. 会社の解散又は破産手続きを完了した後の財産価値金額を回収する。
 - n. 本法及び定款に従うその他の権限。
2. 個人である所有主は、以下の権限を有する。
 - a. 定款の内容、定款の改正及び追加の内容を決定すること。
 - b. 会社の定款に異なる規定がある場合を除き、投資・経営計画、会社の内部管理を決定すること。
 - c. 会社の全部又は一部を他の組織・個人へ譲渡することを決定すること。
 - d. 会社の納税義務およびその他の財務上の義務を完了した後の利益の使用を決定すること。
 - e. 会社の再編、解散又は破産を決定すること。
 - f. 会社の解散又は破産手続きを完了した後の財産価値金額を回収すること。
 - g. 本法及び定款に従うその他の権限。

第 65 条 会社所有主の義務

1. 登録した金額及び期限どおりに資本を出資しなければならないこと。約束した金額および期限に従わない場合、会社の債務および他の財産上の義務に対し連帯で責任を負わなければならない。
2. 定款を遵守する。
3. 所有主の財産と会社の財産を明らかに確定し区別しなければならない。個人である所有主は、自らおよび家族の家計と、

会長および社長（General Director）の費用を区別しなければならない。

4. 売買、ローン借入、ローン貸出、賃貸、リースなどに関する所有主と会社の契約は、関連法規に従わなければならない。
5. 本法及び会社の定款に規定されるその他の義務を履行する。

第 66 条 会社所有主の権限に対する制限

1. 会社所有主は、他の組織又は個人に対し資本の金額又は一部を譲渡する方式のみで、資本の回収することができる。所有主は、他の方式で会社へ出資した資本の金額又は一部を回収した場合、会社の財務及び他の財産上の義務に対し連帯で責任を負わなければならない。法定資本の一部を他の組織又は個人に譲渡する場合、譲渡する日より 15 日以内に二人以上有限会社への変更を登録しなければならない。
2. 支払期限の切れたローン及び他の債務を十分に返済していない限り、所有主は利益を引き抜くことができない。

第 67 条 組織である一人有限会社の管理組織機構

1. 会社所有主は、本法と関連法規に従う自らの権限及び義務の履行のため、一人また数人を委任代表者として選任し、任期は最高 5 年間である。委任代表者は、本法第 48 条第 2 項に定められる基準及び条件を満たさなければならない。
2. 会社所有主は、いつでも委任代表者を変更する権利がある。
3. 所有主の委任代表者が二人以上である場合、会社の管理組織機構は、会長、社長（General Director）と監査役から成る。この場合、社員総会はすべて委任代表者を含む。
4. 委任代表者が一人である場合、同一人物が会社の会長になる。この場合、会社の管理組織機構は、会長、社長（General Director）と監査役から成る。
5. 会社の定款は社員総会長または会長または社長（General Director）が会社の法的代表者であることを規定する。会社の法的代表者は、ベトナムに常駐しなければならない。不在期間が 30 日間以上である場合、会社の定款に基づき会社の法的代表者の権利および任務の遂行を書面にて他者に委任しなければならない。
6. 社員総会、会長、社長（General Director）及び監査役の機能、権限と任務は、本法第 68, 69, 70 と第 71 条の規定に従う。

第 68 条 社員総会

1. 社員総会は、会社所有主を代表して所有主の権限及び義務の遂行を実現する。社員総会は、会社の名義で会社に権利と義務を履行する権を有する、本法及び関連法律の規定に従い、与えられた権限と任務の実現に関して法律と会社所有主に対する責任を負わなければならない。
2. 社員総会の権利、義務及び任務と勤務制度は、関連法律及び会社の定款の規定に従う。
3. 会社所有主は会長を任命する。会長の任期、権限及び任務は、本法の第 49 条及びその他の関連のある規定に従う。
4. 社員総会の招集の審査権・方式は、本法第 50 条の規定に従う。
5. 社員総会の 3 分の 2 以上に社員が出席する場合、社員総会会議が行われる。会社の定款には特別な規定がない場合、社員総会のメンバーは同等議決権を有する。社員総会は、書面による意見聴取という方法により決定通過手続きを行うことができる。
6. 出席する社員の過半が承認するとき、社員総会の決定が通過される。会社の定款の改正・追加及び会社の再編、また会社の条例資本の全部又一部の譲渡に関する問題については、賛成する社員が会議出席者の 4 分の 3 以上ことが条件とする。定款には「会社の所有者の承諾を得る必要がある」という規定が

ある場合を除き、社員総会の決定は、通過された日より法的価値を有する。

7. 全ての社員総会は、議事録を作成しなければならない。社員総会の議事録の内容は、本法第 53 条に規定に従う。

第 69 条 会社の会長

1. 会社の会長は、会社所有主を代表して所有主の権限及び義務の遂行を実現する。会長は、会社に名義で会社の権利・義務を履行する権限を有する。本法及び関連法律の規定に従い、与えられた権限と任務の遂行について法律と会社所有主に対する責任を負わなければならない。

2. 会社における会長の権利、義務及び任務と勤務制度は、関連法律及び会社の定款の規定に従う。

3. 定款には異なる規定がある場合を除き、会社所有主の権限及び義務の遂行に関する会長の決定は、所有主からの承諾を得た日より法的価値を有する。

第 70 条 社長（General Director）

1. 社員総会または会社の会長は、会社の通常経営活動を運営するため、社長（General Director）を選任または採用する。社長（General Director）の任期は最高 5 年間である。社長（General Director）は、自らの権限と任務の遂行について法律と社員総会または会長に対する責任を負わなければならない。

2. 社長（General Director）は、下記の権限を持つ。

- a. 社員総会または会社の会長の決定の執行を指導すること；
- b. 会社の通常活動に関する全ての問題を決定すること；
- c. 会社の経営計画及び投資計画の実施を指導すること；
- d. 社内管理規則を公布すること；
- e. 社員総会または会長の管轄する職責を除き、会社における各管理者の選任、解任及び降格を決定すること；
- f. 会長の管轄する契約を除き、会社の代表として契約を締結すること；
- g. 会社の組織機構を提案すること；
- h. 社員総会または会長に対し年度財務決算書を提出すること；
- i. 利益配分方式及び損金処理方法を提案すること；
- j. 労働者を雇用すること；
- k. 会社の定款、社長（General Director）と会長との雇用契約に従うその他の権限；

3. 社長（General Director）は、下記の資格及び条件を満たさなければならない：

- a. 十分な民事的行為能力を有し、本法の規定に基づき会社の管理を禁じられる対象外であること。
- b. 社員総会のメンバー、会長を任命する権限を持つ者との関係を持つ者ではないこと。
- c. 経営管理又は会社の主要営業分野に関する専門知識及び経験を持つ者である；もしくは会社の定款に規定するその他の資格及び条件を満たすものである。

第 71 条 監査役

1. 会社所有主は一名から三名までの監査役を指名する。監査役の任期は 3 年を超えないとする。監査役は、与えられた権限及び任務の遂行について、法律と所有主に対し責任を負わなければならない。

2. 監査役は以下の任務を負う。

- a. 社員総会、社員の会長及び社長（General Director）による法律の遵守、誠実性と所有主の権限及び会社の運営・管理上の義務遂行について観察する。
- b. 所有主および関連国家机关へ提出する前に、財務報告、経営状況報告、管理業務評価報告およびその他の報告を審査する。そして所有主に審査報告を提出する。
- c. 管理組織機構、会社の経営活動における改正及び追加の対策

を会社所有主に提案すること。

d. 定款の規定また所有主の要求及び決定に従うその他の任務。

3. 監査役は、本社と支店、駐在事務所のいかなる書類・資料でも参照することができる。社員、会長、社長（General Director）は、監査役の要求に従い、所有権の遂行、会社の管理、運営、経営活動に関係する情報を十分にかつ迅速に提供する義務を負う。

4. 監査役は、下記の資格及び条件を満たさなければならない：

- a. 十分な民事的行為能力を有し、本法の規定に基づき会社の管理を禁じられる対象外であること。
- b. 社員総会のメンバー、会長、社長（General Director）また監査役を任命する権限を持つ者との関係を持つ者でないこと。
- c. 監査役は、会計・会計監査に関する高度専門知識または職業経歴のある者でなければならない；もしくは、会社の主要営業分野に関する専門知識及び経験を持つ者でなければならない。或いは会社の定款に規定する資格及び条件を満たす者でなければならない。

第 72 条 社員総会構成員、会社の会長、社長（General Director）及び監査役の義務

1. 社員総会構成員、会社の会長、社長（General Director）及び監査役は、下記の義務を負う。

- a. 法律、会社の定款と与えられた権限及び任務の遂行に関する所有主の決定を遵守すること。
- b. 会社及び会社所有主の合法的な利益を最大限に確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行すること。
- c. 会社及び会社の所有主の利益を尊重し、会社の情報、経営秘訣、商機を、私益或いは他の組織及び他者の利益の目的に悪用してはならない。自らの地位及び権限に便乗し、私益或いは他の組織及び他者の利益の目的に会社の財産を悪用してはならない。
- d. 自分自身また関係を持つ人達の運営している或いは支配的な株式・出資金を持っている企業について会社へ迅速かつ正確に申告・報告しなければならない。
- e. 本申告・報告内容は、本社と支社において掲示しなければならない。
- f. 本法と定款に規定されるその他の義務。

2. 支払期限が近づくローン及びその他の債務を返済できない場合、社長（総社長）は、昇給、褒賞を行わないこと。

第 73 条 会社の管理者及び監査役の報酬、給料と他の利益

1. 管理者及び監査役は、会社の営業結果及び効率に応じて報酬、給料と他の利益を支払われる。

2. 会社所有主は、社員総会構成員、会社の会長及び監査役の報酬、給料と他の利益を決定する。管理者及び監査役の報酬、給料と他の利益は、企業所得税に関する法律及びその他の関連法規に基づき会社の経費に計上され、また会社の年度財務報告で特別な項目に記録されなければならない。

第 74 条 個人である一人有限会社の管理組織機構

1. 個人である一人有限会社の管理組織機構は、会社の会長と社長（General Director）から成る。会社所有主は同時に会社の会長である。所有主又は社長（General Director）は、会社の法的代表者であり、定款に明らかに規定されなければならない。
2. 会社の会長は、社長（General Director）を兼任するか、社長（General Director）になる他者を雇うことができる。
3. 社長（General Director）の権限、義務と任務は、会社の定款及び社長（General Director）と会長との雇用契約に規定される。

第 75 条 会社の関係者との契約・取引

1. 組織である一人有限会社と以下の者との各種契約及び取引は社員総会また会社の会長、社長（General Director）と監査役が検討の上、過半数原則により承認したものでなければならない。彼らはそれぞれ一つの議決権を持つ。

- 所有主。所有主との関係を持つ者。
 - 委任代表者、社長（General Director）、監査役。
 - 本項 b に規定された者との関係を持つ者。
 - 所有主の管理者、所有主の管理者を指名する権限を持つ者。
 - 本項 d に規定された者との関係も持つ者。
- 会社の法的代表者は、契約・取引の草案を社員総会また会社の会長、社長（General Director）及び監査役に送付しなければならない。また会社の本社及び各支店にてそれを掲示しなければならない。

2. 本条第 1 項に規定される契約及び取引は、以下の条件を満たさなければならない。

- 契約又は取引の当事者は、独立的な法的主体であり、別々の権利、義務、財産及び利益を有する。
- 契約又は取引の価格は、契約の締結時点又は取引の実施時点における市場価格である。
- 所有主が本法第 60 条第 4 項第 c に規定された義務を履行する。

3. 本条第 1 項の規定に従わない契約・取引は、無効になり、法律の規定に従って処理される。会社の法的代表者及び契約の当事者は、当該契約・取引により、発生した損害を賠償し、取得した利益を還付しなければならない。

4. 個人である一人有限会社と、その所有主又は所有主の関係者との全ての契約及び取引は、特別な書類に記録され、保管されなければならない。

第 76 条 法定資本の増資、減資

- 一人有限会社は、法定資本の減資を行うことができない。
- 一人有限会社は、所有主が追加出資を行うか或いは他者からの出資を受けることによって法定資本を増加することができる。所有主は、法定資本の増加方式及び増加額について決定権を持つ。他者からの出資を受ける場合、会社は、新社員が会社への出資を誓約してから 15 日以内に、二人以上有限会社への移行登録手続を行わなければならない。

第 4 章 株式会社

第 77 条 株式会社

- 株式会社とは、以下の特徴を持つ企業である。
 - 会社法定資本が複数の等分に分けられ、個々の等分が株式である。
 - 株主は、組織でも個人でも認められる。株主の人数は、最低 3 名で、上限はない。
 - 株主は、企業への出資額の範囲内で企業の債務及び財産上の義務について責任を負う。
 - 本法第 81 条 3 項及び第 84 条第 5 項に規定される場合を除き、株主は、他者の株式を自由に譲渡する権利を持つ。
- 株式会社は、営業登録証明書の発給日から法人格を有する。
- 株式会社は、資金調達のために各種の証券を発行する権利を持つ。

第 78 条 株の種類

- 株式会社は、普通株式を発行しなければならない。普通株式を保有する者は、普通株主という。
- 株式会社は、優先株式を発行することができる。優先株式を保有する者は、優先株主という。優先株式には以下の種類がある。

- 議決権優先株式
 - 配当金優先株式
 - 償還優先株式
 - 定款に規定されるその他の優先株式
- 政府の委任を受けた組織及び発起株主のみが議決権優先株式を保有できる。発起株主の議決権優先株式は、会社の営業登録証明書の発給日から 3 年以内は効力を持つ。その 3 年以降は、発起株主の議決権優先株式が普通株式になる。
 - 配当金優先株式、償還優先株式及びその他の優先株式を購入できる対象は、定款に規定されるか或いは株主総会により決定される。
 - 同種の株式を保有する株主は、同等に権利及び義務を有する。
 - 普通株式が優先株式に変更されることはない。優先株式は、株主総会の決定に従い、普通株式に変更される場合がある。

第 79 条 普通株主の権利

- 普通株主は、以下の権利を有する。
 - 株主総会への参加、株主総会での発言表権及び議決権を直接行使するか、或いは委任代表者を通じて間接的に行使することができる。一つの普通株式に付 1 個を得る。
 - 株主総会の決定に従う配当金額を得る。
 - 保有している普通株主の比率に比例する新規発行株式の購入が優先される。
 - 本法第 84 条第 5 項に規定される場合を除き、保有している株式を他者へ自由に譲渡する。
 - 議決権優先株式の保有株式の名簿を検査、コピーすることができる。
 - 会社の定款、株主総会の議事録と株主総会の議決を検査、検索、コピーすることができる。
 - 企業解散・破産の際、保有している株式に相当する価値のある残余財産を受けられる。
 - 本法及び定款に規定されるその他の権利。
- 6 ヶ月以上又は定款に従うより短い期間内に連続的に普通株式総数の 10% 以上を保有する株式又は株主グループは、以下の権利を持つ。
 - 取締役会、監査役会（あれば）への人事の推薦；
 - 取締役会の議事録と決議、ベトナムの会計制度の書式に従い半年間の財務報告書、年間財務報告書、監査役会の報告書の検査及びコピー；
 - 本条第 3 項に規定される場合には、株式総会の招集を要求することができる。
 - 必要な場合、監査役会に対し会社の管理及び運営に関連する具体的な問題の検査を要求する。要求は書面にて作成されなければならない。個々の株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株式の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株式の場合）、株数、株登録時期、株主グループ全員の株主数、会社の全株の中の割合、検査すべき問題、検査目的などを明記しなければならない。
 - 本法及び定款に従うその他の権利。
- 本条第 2 項に規定される株主又は株主グループは、下記の場合において株主総会の招集を要求する権を持つ。
 - 取締役会が株主の権利、管理者の義務を深刻に侵害した場合、与えられた権限を越えた決定を下した場合。
 - 取締役会の任期は 6 ヶ月を越えたが、新取締役会はまだ選ばれていない場合。
 - 定款に規定されたその他の場合。株主総会招集の要求は書面にて作成されなければならない。個々の株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は

営業登録の番号（法人である株主の場合）、株数、株登録時期、株主グループ全員の株式数、会社に全株の中の割合；株主総会招集要求の理由。要求書と共に、取締役会の違反程度又は権限を越えた決定に関連する書類と証拠も提出しなければならない。

4. 定款が特別な規定をする場合を除き、本条第2項aに規定された取締役会及び監査役会への人事の推薦は、以下の通り行われる。

a. 取締役会及び監査役会への人事の推薦に関する条件を満たす普通株主グループは遅くとも株主総会の開会式に、グループの集合について株主総会に出席する株主全員に対し通知しなければならない。

b. 本条第2項に規定された株式或いは株主グループは、取締役会及び監査役会の員数に応じて、株式総会の決定の下で取締役及び監査役になる候補者として一人又は数人を推薦する権利を持つ。当該株式・株主グループの推薦した候補者の人数が株主総会の決定による推薦可能な人数より少ない場合、残りの人数は、取締役会、監査役会及びその他の株式が推薦する。

第80条 普通株主の義務

1. 営業登録証明書を発行されてから90日以内に、誓約した株式数を購入し、会社への出資額の範囲内に会社に債務及び他の財務上の義務を対し責任を負う。会社が株式を買戻しするか、或いは他者へ譲渡する場合を除き、会社へ出資した普通株主の全額又は一部を上記の規定に従わない方式で回収した場合、会社の取締役会及び法的代表者は、回収された資本金額の範囲内で会社の債務及び他の財産上の義務に對し連帯責任を負わなければならない。

2. 定款及び内部管理規則を遵守する。

3. 株主総会、取締役会の決定を執行する。

4. 本法及び定款に従うその他の義務を履行する。

5. 普通株主は、社名の下に行われた以下の行為に對して個人的な責任を負わなければならない。

a. 法律の規定の違反。

b. 私益また他の個人・組織の利益のために経営活動、取引を行う行為；

c. 会社が財難に直面する可能性があるのに支払期限に達しない債務の支払。

第81条 議決権優先株式と議決権優先株主の権利

1. 議決権優先株式とは、普通株式より多い票数を有する株式を言う。議決権優先株式に付いての票数は、定款に規定される。

2. 議決権優先株主は以下の権利を持つ。

a. 株主総会の管轄問題について、本条第1項に規定される票数で議決する；

b. 本条第3項に規定される場合を除き、普通株主と同様の権利を持つ；

3. 議決権優先株主は、他者へ議決権優先株式を譲渡することができない。

第82条 配当金優先株式、配当金優先株主の権利

1. 配当金優先株式とは、普通株式の配当率又は年間固定配当率より高い比率で配当金が支払われる株式をいう。毎年、支払われる配当金には、固定配当金と特別配当金がある。固定配当金は、会社の営業結果によって左右されない。固定配当金の額及び特別配当金の算定方法は、配当金優先株式の株券に規定される。

2. 配当金優先株主の権利

a. 本条第1項に従い配当金の支払を享受する；

b. 企業の解体・破産の際、会社が債権者及び償還優先株主への支払いを完了した後、会社の残余財産から、会社へ出資した株主の株券に相当する部分を享受する；

c. 本条第3項に規定される場合を除き、普通株主と同様の権利を持つ；

3. 配当金優先株主は、議決権及び株主総会への出席権を有さず、取締役会及び監査役会への人事の推薦はできない。

第83条 償還優先株式、償還優先株主の権利

1. 償還優先株主とは、保有主の要求又は償還優先株主の株券に規定された条件に従って、いかなる時点でも株主の株券に受けられる株式をいう。

2. 償還優先株主は、本条第3項に規定される場合を除き、普通株主と同様の権利を持つ。

3. 償還優先株主は、議決権及び株主総会への出席権を有さず、取締役会及び監査役会への人事の推薦はできない。

第84条 発起株主の普通株式

1. 発起株主は、オファー可能な普通株式総数の20%以上と一緒に購入しなければならない、また会社の営業登録証明書を取得した後、購入を登録した株数の資本金を直ちに支払わなければならない。

2. 会社は、営業登録日から90日以内に、営業登録機関に對し株主の出資額を通知しなければならない。通知書は以下の主な内容を含まなければならない。

a. 社名、本社の所在地、営業登録書の番号と日付、営業登録場所；

b. オファー可能な株主総数、発起株主の購入登録した株数；

c. 発起株主それぞれの氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）、購入登録した株数、出資した株式の種類。

d. 発起株主全員の支払済の株式総数及び株価。

e. 会社の法的代表者の氏名と署名。遅延通知又は通知の内容が不正・不十分・不正確な場合、会社の法的代表者は、会社及び他者が受けた損害に對して個人的責任を負わなければならない。

3. 購入契約した株価を十分に支払わない発起株主がいる場合、未払いの株価は、下記の方法で処理される；

a. 残りの発起株主は、会社へ出資した株主の割合に応じて足りない分を出資する。

b. 一人また何人かの発起株主は、その足りない分を出資する。

c. 発起株主ではない者がその足りない分を出資するよう勧める。この場合、出資する者は当然会社の発起株主となる。購入契約した株価を十分に支払わない発起株主は会社の発起株主の資格を失うとする。

d. 購入契約した株価を十分に支払わない限り、発起株主全員は、未払いの株価の範囲内で、会社の債務及び他の財産上の義務に對し連帯責任を負わなければならない。

4. 発起株主がオファー可能な株数の全部購入を登録しない場合、残りの株数は、営業登録証明書を取得してから3年以内にオファーされ売却されなければならない。

5. 営業登録証明書を取得してから3年以内に、発起株主は、普通株式を他の発起株主に譲渡することができるが、株主総会の承認を得ないかぎり、発起株主以外の人に譲渡することができない。この場合、株式の譲渡を予定する株主は、該当株式の譲渡について株主総会での議決権を持たない。譲渡される人は、当然会社の発起株主となる。

第85条 株券

株式会社により発行され又は帳簿に記録される、会社の一つ又は複数の株式の所有権を証明する書類を、株券という。株券の種類には、株主の氏名を明記するものと明記しないものがある。株券には以下の主な内容を明記しなければならない。

- a. 社名、本社の所在地；
- b. 営業登録証明書の番号及び発給日；
- c. 株式総数及び株式種類；
- d. 一つの株式の額面金額、及び株券に記載される株式の額面総額；
- e. 株主の氏名を明記する株券の場合は、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書または営業登録の番号（法人である株主の場合）；
- f. 株式譲渡手続きの概略；
- g. 会社の法的代表者の署名及び会社の押印；
- h. 会社の株主登記帳簿での登録番号、株券の発行日；
- i. 優先株式の場合は、本法第 81、82 及び 83 条に従う他の内容；

会社の発行した株券の内容及び形式上の誤りがあっても、所有者の権利及び利益は影響を受けることはない。取締役会長及び社長（総社長）は、その誤りにより会社の受けた損害について連帯責任を負わなければならない。株券が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄された場合、株主は、会社に要請し、株券の再発行を受けられる。ただし、再発行申請書は以下の保証を記載しなければならない。

- a. 株券が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄されたことが確実である。その他、紛失した場合、全力を出して捜したこと、かつ見つけたら会社へ返却して処分してもらうことを誓約しなければならない。
- b. 株券の再発行により発生する紛争に対し責任を負う。
- c. 1000 万ドン以上の額面のある株券の場合、株券再発行申請書を受理する前に、会社の法的代表者は、株券の所有者に対し、新聞で株券の紛失・焼失・廃棄を公開するよう要求することができる。株券の所有者は、通知してから 15 日後、株券再発行申請書を提出することができる。

第 86 条 株主登録名簿

営業登録証明書を取得した後、株式会社は、株主登記帳簿を作成及び保管しなければならない。株主登記名簿は、書面、データ、又は書面とデータの両方の形式で作成することができる。株主登記名簿は以下の主な内容を含まなければならない。

- 社名、本社の所在地；
オファー可能な株式総数、オファー可能な株式の種類、オファー可能な種別株数；
売却された種別の株数、出資された株価；
株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）；株主の保有している種別の株数、株主の登記日；株主登記名簿は、本社又は証券登記清算センターで保管するものとする。株主全員は、会社又は証券登記清算センターの勤務時間内であれば、いかなる時でも株主登記名簿の内容の参照、検査及びコピーができる。
株式総数の 5%以上を保有する株主は、保有株の比率が 5%に達してから 7 日以内に、権限を有する営業登録機関に対し登録しなければならない。

第 87 条 株のオファー及び譲渡

1. 取締役会は、オファー可能な株式のオファー時点、オファー方式及びオファー価格を決定する権利を持つ。株式のオファー価格は、以下の場合を除き、オファー時の市場価格或いは帳簿に登録された最新価値を下回ってはならない。
 - a. 発起株主以外の人に対し初めてオファーされる株式。
 - b. 株主全員に対しそれぞれの株式保有比率に応じてオファーされる株式。

c. ブローカー又は保証人に対しオファーされる株式。この場合、ブローカー及び保証人に対し割引額或いは割引率は、議決権を有する株式総数の 75%以上を保有する株主の承認を得なければならない。

d. その他の場合及びその他の場合の割引率は、定款の規定に従う。

2. 会社が普通株式を追加に発行し、普通株主全員に対しそれぞれの株式保有比率に応じてオファーする場合、以下の規定に従わなければならない。

- a. 会社は株主全員に対し書面にて通知しなければならない。通知書が株主の住所に必ず到着するような方法で通知を行わなければならない。また、同通知は通知書の発行日から 10 日以内に、新聞に 3 回連続で公開しなければならない。
- b. 通知書には、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）、保有している株数及び比率、発行予定の株式総数、購入可能な株数、株式のオファー価格、購入登録期限、会社の法的代表者の氏名、署名がなければならない。通知書に記載される期限は、株主が普通に株式購入の登録を行えるように合理的に設定されなければならない。
- c. 株主は、自らの株式購入優先権を他者へ譲渡することができる。
- d. 株式購入登録申請書が通知した期限内に会社に到着されない場合、当該株主が購入優先権を拒否したと見なされる。株主及び購入登録権の譲受人が発行予定の株式の全部を購入できない場合、残りの株数は取締役会が管理するものとする。取締役会は、会社の株主又は他者に対し適切な方式で配給できるが、株主総会の承認を得た場合或いは証券取引所に上場される場合を除き、株主にオファーされた条件より有利な条件で配分してはならない。

3. 本法第 86 条第 2 項に規定された情報が十分かつ正確に株主登記名簿に記録され、また株価の支払いが完了された後、株式は「売却された」と見なされる。その時点から、株式を購入した人は、会社の株主になる。

4. 株式が売却された後、会社は、株券を発行し、購入者にそれを引き渡さなければならない。会社は、株券を発行しないまま、株式を売却することができる。この場合、本法第 86 条第 2 項の規定に従って株主登記名簿に記録される株主の情報は、会社の株式の所有権を証明する十分な根拠となる。

5. 本法第 81 条第 3 項及び第 84 条第 5 項に規定された場合を除き、全ての株券は自由に譲渡できる。株券の譲渡は、書面での契約或いは手渡しで行うことができる。譲渡関係書類は、譲渡者の譲受者、或いは彼らの委任を受けた者が署名しなければならない。譲受者の名前が株主登記名簿に記録されていない限り、譲渡者はそのまま関連株式の所有者と見なされる。

株主の氏名の明記する株券で、株券にある株式の一部を譲渡する場合、当該株券は廃棄され、会社は譲渡された株式を証明する株券と残りの株式を証明する新しい株券を発行する。

6. 公衆への証券オファーの条件、方式、手続き及び手順は、証券に関する法律の規定に従わなければならない。政府は、個々の証券の発行について具体的に指導するものとする。

第 88 条 社債の発行

1. 株式会社は、社債、転換社債、定款及び法律に従うその他の社債を発行することができる。
2. 証券に関する法律が特別な規定をする場合を除き、会社は、以下の場合において社債を発行することができない。
 - a. 前の 3 年間、会社は、発行した社債の元金と利息、或いは支払期限の切れた債務を十分に支払いできない場合；
 - b. 前の 3 年間の税引き後平均利潤率が発行予定社債の利息

を上回らない場合。金融機関である債権者に対する社債の発行は、本項の a と b の規制を受けない；

3. 定款が特別な規定をする場合を除き、取締役会は、社債の種類、社債の総価値及び発行時点を決定することができるが、次の会議で株主総会に報告しなければならない。報告書と共に、社債の発行に関する取締役会の決定を説明する資料・書類を提出しなければならない。

第 89 条 株式及び社債の購入

株式会社の株式及び社債は、ベトナムドン、外貨、金、土地使用権、知的財産権、技術、ノウハウ、及び定款に規定されるその他の財産で購入することができるが、支払いは一括に行わなければならない。

第 90 条 株主の要求に従う株式の買戻し

1. 会社再編、定款に規定された株主の権利と義務の変更に関する決定に反対する株主は、自らの株式の買戻しを会社に要求することができる。要求書は、書面で作成し、株主の氏名、住所、種別の株数、売出予定価格及び買戻し要求の理由を明記しなければならない。その要求書は、株主総会が上述の問題に関する決定を通過してから 10 日以内に会社へ送付されなければならない。

2. 会社は、本条第 1 項に規定された株主の要求を受け取ってから 90 日以内に、市場価格、或いは定款に規定されるその他の方法で、該当株主の株式を買戻さなければならない。買戻し価格について一致に至らない場合、当該株主は他者へ譲渡するか、或いは双方は評価専門組織に株式の評価を依頼することができる。会社は最低 3 つの組織を紹介し、株主はその中から一つを選出する。この組織の決定は最終決定とする。

第 91 条 会社の決定に従う株式の買戻し 会社は、以下の規定に基づき、売却された普通株式総数の 30% 以下、及び売却された配当金優先株式の一部又は全部を買戻しすることができる。

1. 取締役会は、12 か月ごとに売却された株式の各種それぞれの 10% 以下の買戻しを決定することができる。その他の場合の株式買戻しは株主総会が決定するものとする。

2. 取締役会は、株式の買戻し価格を決定する。普通株式の場合、買戻し価格は、本条第 3 項に規定された場合を除き、買戻し時点の市場価格を上回ってはならない。他種の株式の場合、定款が特別な規定をするか、或いは会社と株式との間に特別な契約がなければ、買戻し価格は市場価格を下回ってはならない。

3. 会社は、株式全員からそれぞれの株式保有比率に比例する株数を買戻しすることができる。この場合、株主全員の株式の買戻しに関する決定は、通知日から 30 日以内に株主全員に周知されなければならない。通知書には、社名、本社の所在地、買戻し株式の総数、買戻し株式の種類、買戻し価格又買戻し価格の確定方法、支払の手續きと期限、会社への株式のオファー期限を明記しなければならない。株主は、会社へ必ず到着するような方法で自らの株式のオファーを通知日から

30 日以内に送付しなければならない。オファーには、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書：パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書または営業登録の番号（法人である株主の場合）、保有している株数、オファーされる株数、支払方法、株主又はその法的代表者の署名がなければならない。会社は、上記に期限内にオファーされる株式のみを買戻しする。

第 92 条 買戻しされる株式の支払条件及び処理

1. 会社は、本法第 90 条及び第 91 条に規定に従って買戻しされる株式の支払いを行うことができるが、支払いを行った後

でも会社の債務及び他の財産上の義務を支払うことができることを保証しなければならない。

2. 本法第 90 条及び第 91 条に従って買戻しされる株式は、回収される株式と見なされ、オファー可能な株式になる。

3. 買戻し対象の株式を証明する株券は、当該株式の支払が完了された後、直ちに廃棄されなければならない。取締役会長及び社長（総社長）は、株券を廃棄しない或いは廃棄を遅延したことによって会社を受けた損害に対し連帯責任を負わなければならない。

4. 買戻し対象の株式の支払が完了された後、会計帳簿に記録される会社の財産の総価値が 10% 以上減少した場合、会社は、買戻し対象の株式の支払が完了してから 15 日以内に、債権者全員に対しその旨を通知しなければならない。

第 93 条 配当金の支払

1. 優先株式に対する配当金は、優先株式それぞれに適用される条件に従って支払われる。

2. 普通株式に対する配当金は、純利益の下で算定され、会社の保留された利益から支出される。株式会社は、納税義務及び他の財政上の義務が完了され、法律及び定款の規定する各種基金への積立及び以前の赤字額の補充を行った後のみ、株主に配当金を支払うことができる。ただし、配当金を支払った後も支払期限が切れた債務及び他の財産上の義務を支払うことができることを保証しなければならない。配当金は、現金、会社の株式、定款の規定するその他の財産で支払うことができる。配当金を現金で支払う場合は、ベトナムドンで行わなければならないが、小切手、或いは株主の住所への郵便での支払い指図によって支払うことが可能である。会社は、株主の銀行口座に直接振り込めるような株主の銀行の詳細な情報が通知された場合、銀行振り込みによって配当金を支払うことが可能である。株主の通知した銀行の詳細な情報通りに銀行への振り込みを行った後、会社は、その振り込みによって発生する損害（もしあれば）に対し責任を負わない。

3. 取締役会は、配当金の支払日より遅くとも 30 日前に、配当金を受ける株主の名簿を作成し、また種別の株式の配当率、配当金の支払期日及び支払方法を決めなければならない。配当金支払の通知書は、配当金の支払日より遅くとも 15 日前に、株主全員に送付されなければならない。通知書には、社名、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）、株主の保有している種別の株式数、種別の株式の配当率、配当金総額、支払期日及び支払方法を明記し、会社の取締役会長と法的代表者の氏名、署名がなければならない。

4. 株主名簿の作成が完了してから配当金の支払期日までの間に、株主が株式を譲渡する場合、譲渡者は、会社からの配当金を受け取るものとする。

第 94 条 買戻しされる株式の支払金及び配当金の回収

買戻しされる株式の支払が本法第 92 条第 1 項、又は配当金の支払が本法第 93 条の規定に違反した場合、株主全員は、受け取った金額及び財産を会社へ払い戻さなければならない。払戻しができない株主及び取締役会全員は、払い戻されていない金額及び財産の範囲内で、会社の債務及び他の財産上の義務に対し連帯責任を負わなければならない。

第 95 条 株式会社の管理組織機構

株式会社は、株主総会、取締役会及び社長（General Director）を有しなければならない。個人である株主が 11 名以上である或いは会社の総株式の 50% 以上を所有する法人である株主を持つ株式会社は、監査会がなければならない。取締役会長又

は社長 (General Director) が会社の法的代表者とする。会社の法的代表者は、ベトナムに常住しなければならず、ベトナムでの不在期間が 30 日間以上である場合、定款の規定に従い会社の法的代表者の権利および任務の遂行を書面にて他者に委任しなければならない。

第 96 条 株主総会

1. 株主総会は、議決権を持つ株主全員から構成され、株主会社において最高権力をもつ機関である。
2. 株主総会は以下の権限及び任務を負う。
 - a. 会社の発展戦略を承認する。
 - b. オファー可能な株式の種類及び種別の発行数を決定する。定款が特別な規定をする場合を除き、各種類の年間配当率を決定する。
 - c. 取締役及び監査役の選出、解任、解雇。
 - d. 会社の最新財務報告書に記載されている資産総価値の 50% 以上に相当する財産の売却・投資を決定する。
 - e. 定款に従う発行可能な株数の範囲内での株式追加発行により会社条 例資本の調整を行う場合を除き、定款の改正および追加を決定する。
 - f. 年度財務報告を承認する。
 - g. 売却された各種の株式の 10% 以上を買戻しすることを決定する。
 - h. 会社および株主に対し損害を及ぼす違反行為を行った取締役と監査役の検討及び処分。
 - i. 会社の再編及び解体の決定。
 - j. 本法及び定款に従うその他の権限及び任務。
3. 組織である株主は、法律に規定される株主権利を行使するために、一人以上に委任代表者を派遣することができる。委任代表者として二人以上派遣する場合、委任代表者それぞれ代表する株数及び票数を明らかに決めなければならない。委任代表者の指名、解任、変更は会社に対し、直ちに書面にて通知しなければならない。通知書は以下の内容を含まなければならない。
 - a. 株主の氏名、住所、国籍、設立決定書又は営業登録証明書の番号；
 - b. 株主の保有している株数、種類及び株主登記日；
 - c. 委任代表者の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又は同等書類の番号；
 - d. 代表が委任される株数；
 - e. 代表が委任される期間；
 - f. 委任代表者及び株主の法的代表者の氏名、署名；会社は、委任代表者に関する通知書を受け取ってから 5 日以内に、営業登録機関へ送付しなければならない。

第 97 条 株主総会の招集権限

1. 株主総会は、定期或いは臨時的に行われ、年に最低 1 回招集される。株主総会はベトナム国内で行われなければならない。
2. 株主総会は、財政年度の終了日から 4 ヶ月以内に定時会議を行われなければならない。取締役会の要請がある場合、営業登録機関はその期限を延長できるが、財政年度の終了日から 6 か月を越えないこととする。株主総会の定時会議では、以下の問題を検討の上決議する。
 - a. 年度財務報告；
 - b. 会社経営管理状況の評価に関する取締役会の報告；
 - c. 取締役会と社長 (General Director) による会社管理に関する監査役会の報告；
 - d. 各種の株式に対する配当率；
 - e. その他の管轄問題；
3. 取締役会は、以下の場合において株主総会の臨時会議を招集しなければならない。
 - a. 会社の利益のために株主総会の臨時会議を招集する必要が

- あると取締役会が判断した場合；
- b. 取締役会の員数が法律の規定員数より少なくなった場合；
- c. 本法第 79 条第 2 項に規定された株主、株主グループが要求する場合；
- d. 監査役会が要求する場合；
- e. 定款に規定されるその他の場合；
4. 定款が特別な規定をする場合を除き、取締役会は、本条第 3 項 b に規定する場合、また本条第 3 項 c、d に従う要求を受けてから 30 日以内に株主総会を招集しなければならない。取締役会が規定どおり株主総会の招集を行わない場合、取締役会長は、法律に対し責任を負い、かつ会社に対し発生した損害を賠償しなければならない。
5. 取締役会が本条第 4 項の規定どおり株主総会の招集を行わない場合、監査役会は、30 日以内に取締役会の代わりに本法の規定に従って株主総会を招集しなければならない。監査役会が規定どおり株主総会の招集を行わない場合、監査役会長は、法律に対し責任を負い、かつ会社に対し発生した損害を賠償しなければならない。
6. 監査役会が本条第 5 項の規定どおり株主総会の招集を行わない場合、本法第 79 条第 2 項に規定された株主、株主グループは、取締役会と監査役会の代わりに本法に規定に従って株主総会を招集することができる。この場合、必要であれば株主総会を招集する株主、株主グループは、営業登録機関が株主総会の招集及び実施を観察するよう要求することができる。
7. 招集を行う者は株主総会に出席する権利をもつ株主名簿の作成、株主の名簿に関連する情報の提供及び紛争の解決、会議の議題及び日程表の準備、会議資料の準備、会議の開会時間と場所の決定、本法に規定される会議の出席権利をもつ株主への招待場の送付などを行わなければならない。
8. 本条第 4、5、6 項の規定にしたがって、株主総会の招集及び実施にかかった費用は会社が支払う。

第 98 条 株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿

1. 株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿は、会社の株主登録帳簿の下で作成される。株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿は、会議招集の決定が出されてから作成され、株主総会の開会日より少なくとも 10 日前に完成されなければならない。但し、定款が特別な期間を規定した場合はその限りではない。
2. 株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿は、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書、パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録番号（法人である株主の場合）、保有している種別の株数、株主登記日・登記番号を明記しなければならない。
3. 全ての株主は株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿を検査、参照、複写することができ、株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿に記載される自身の関連情報の修正及び追加を要求することができる。

第 99 条 株主総会の日程表及び議題

1. 招集を行う者は株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿の作成、株主名簿に関連する情報の提供及び紛争解決、会議の議題及び日程表の準備、会議資料の準備、会議の開会時間と場所の決定、本法に規定される会議の出席権利をもつ株主への招待状の送付などを行わなければならない。
2. 本法第 79 条第 2 項に定めた株主及び株主グループは株主総会で議論される問題を提案する権利を持つ。提案は書面で作成され、開会日より少なくとも 3 日前に会社に送付されなければならない。ただし、定款が特別な期限を定める場合はその限りではない。提案書は、株主の氏名、保有している種別の株数、株主登記日・登記番号、会議で議論される問題などを明記しな

なければならない。

3. 株主総会の招集を行う者は、以下の場合のみにおいて、本条第 2 項に従う提案を拒否することができる。

- a. 提案書の提出が遅い又は提案内容が不適切である場合
- b. 提案問題が株主総会の管轄外の問題である場合
- c. 定款の規定に基づくその他の場合

4. 本条第 3 項に定める場合を除き、株主総会の招集を行う者は、本条第 2 項に規定される提案を受取り、予定議題に組み込まなければならない。提案は、株主の承認を得た後、会議の日程表と議題へ正式に組み込まれる。

第 100 条 株主総会の招集

1. 株主総会の招集を行う者は、出席する権利をもつ株主全員に対して、開会日より少なくとも、7 日前に招集状を送付しなければならない。ただし、定款が特別期限を定める場合はその限りではない。招集状は株主の住所に必ず到着するような方式で送付されなければならない。招待状は、会社の名称、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所、株主又は委任代表者の氏名、住所、会議の開会時間と場所を明記しなければならない。

2. 招待状と共に、会議への出席委任状の書式、会議の日程表、評決表、決定を認めるベースとなる議論資料、会議で議論される各問題の決議案も送付しなければならない。会社がホームページを持つ場合、株主全員への招待状の送付と共に招待状及び関連資料をホームページで公開しなければならない。

第 101 条 株主総会に出席する権利

1. 個人である株主及びその委任代表者は株主総会に直接出席するか、又は他人に対して株主総会への出席を書面で委任することができる。組織である株主は本法第 96 条第 3 項に規定される委任代表者を指名しなければ、株主総会への出席を他人に委任することができる。

2. 株主総会に出席する代表者の指名は会社の規定する書式に従い、また以下の規定を遵守しなければならない。

- a. 株主が個人である場合には、その株主及び委任代表者の署名が必要である。
- b. 株主が組織である場合には、株主の委任代表者、法的代表者及び総会へ出席する委任代表者の署名が必要である。
- c. その他の場合は、株主の法的代表者及び総会へ出席する委任代表者の署名が必要である。

総会へ出席する委任代表者は、会議場に入る前に委任状を提出しなければならない。

3. 本条第 4 項に定める場合を除き、株主総会へ出席する委任代表者の評決は委任範囲内のものであれば、以下の場合においても効力をもつ。

- a. 委任代表者を指名した者が死亡したか、又は民事行為能力が制限され、又は民事行為能力が失った場合。
- b. 委任者が委任を終了した場合。

4. 株主総会の開始より 24 時間前に、本条第 3 項に定める出来事のいずれかに関する書面通知を受けた場合、本条第 2 項の規定が適用されない。

5. 株主名簿の作成が完成してから株主総会の開会日までの間に、株式が譲渡される場合、株式の譲受者は株主総会に出席するものとする。

第 102 条 株主総会の開会要件

1. 株主総会は会議に出席する株主の評決権付株式の合計が 65%以上に達せば、開会することができる。具体的な割合は会社の定款による。

2. 本条第 1 項の要件を満たさず、第 1 回会議を開会できなかった場合、第 1 回会議の開会予定日より 30 日以内に、第 2 回

会議を招集しなければならない。第 2 回会議は、会議に出席する株主の評決権付株式の合計が 51%以上に達せば、開会することができる。具体的な割合は会社の定款による。

3. 本条第 2 項の要件を満たさず、第 2 回会議も開会できなかった場合、第 2 回会議の開会予定日より 30 日以内に、第 3 回会議を招集しなければならない。第 3 回会議は、出席する株主の人数を問わず、開会される。

4. 株主総会のみが、本法第 94 条に定める招待状と共に、株主に送付された会議の日程表を変更する権限をもつものである。

第 103 条 株主総会進行手続及び評決方式

定款が別途の規定を定める場合を除き、株主総会の進行手続及び評決形式は以下の規定に従う。

1. 株主総会への出席の登録手続は出席の権利をもつ株主全員が参加できるように開会の前に行なわれなければならない。登録の際、出席者は会議で議論される問題に応じる評決票を受けられる。

2. 株主総会の議長は秘書及び評決審査委員会は以下の規定に基づいて、指名される。

a. 取締役会長は取締役会の招集する会議の議長をする。会長が欠席するか又は就業能力が臨時的に失った場合、残りの取締役から一人を議長として選出する。残りの取締役の如何なる者も議長として担当できない場合、職位の最も高い取締役が司会として、株主総会が評決によって議長を選出する。票の最も多い者が議長となる。

b. その他の場合、株主総会の招集決定書に署名した者が司会とし、株主総会が評決により議長を選出する。票の最も多い者が議長となる。

c. 議長は一人を選出して、株主総会の議事録を作成する秘書に指名する。

d. 株主総会は議長の要請の下で、3 人を超えない評決審査委員会を評決により選出する。

3. 会議の日程表と議題は、株主総会が開会式で通過しなければならない。日程表には、議題の議論時間帯を明確かつ具体的に確定しなければならない。

4. 株主総会の議長及び秘書は会議が通過された日程表に従って順調に行なわれるか又は会議に出席する多数者の意見・希望を反映できるように自己判断によって必要な活動を行うことができる。

5. 株主総会は日程表に記載された問題ごとに議論した後、評決する。評決は評決案に対する賛成票、次に反対票を集め、その後、賛成票及び反対票とその他の票を数える。開票結果は議長が株主総会の開会前に公表する。

6. 株主又は委任代表者は株主総会が開会された後に会議場に着いても、出席を登録でき、登録を行った直後に評決に参加する権利をもつ。議長は、遅刻者の登録のために会議を停止してはならない。この場合、行なわれた表決の結果が影響されない。

7. 株主総会を招集する物は以下の権利をもつ。

a. 出席者全員が検査又はその他のセキュリティ対策を受けるよう求めること。

b. 権限を有する機関に対して、会議の秩序維持を求め、議長の指導に従わず、会議進行を妨害する又はセキュリティ対策の規定を守らない者を株主総会から放出するよう求めること。

8. 議長は以下の場合において、出席者の数が規定の人数に達した株主総会の会議を別の日に延期するか、又は別の場所へ移動するよう求めること。

- a. 会議場が狭く、出席者全員に十分なスペースがない場合
- b. ある出席者が株主総会を妨害して、秩序を乱し、採用しているセキュリティ対策でも抑えられず、株主総会が公正かつ合法的に行なわれない可能性がある場合。

9. 議長が本条第 8 項の規定に従わない理由で株主総会の会議

を延期するか又は一時的停止する場合、株主総会は出席している者から一人を議長として選出することができる。会議で行なわれた全ての評決の効力は変わらない。

第 104 条 株主総会決定の通過

1. 株主総会は会議での評決又は書面による意見聴取によって管轄内の議題に関する決定を通過する。
2. 定款が特別な規定を定めない場合、以下の問題に関する決定は、株主総会での評決によって通過されるものとする。
 - a. 定款の改正及び追加
 - b. 会社の発展方針の決定
 - c. 株式の種類、販売可能な各種の株数
 - d. 取締役及び監査役の選出、解任
 - e. 定款には、具体的な割合を定めない場合、会社の最新財務報告に記載される財産総額の 50%以上に対応する財産の投資又は売却
 - f. 年度財務報告の通過
 - g. 会社の再編成又は解散
3. 株主総会の決定は以下の場合において、会議で通過されるものとする。
 - a. 決定に賛成する株主が出席者の評決票総数の 65%以上を保有する場合。具体的な割合は定款による。
 - b. 株式の種類、販売可能な各種株式の数、定款の改正・追加、会社の再編成・解体、会社の最新財務報告に記載される財産総額の 50%以上に対応する財産の売却などに関する問題については、定款が別途の規定を定める場合を除き、賛成する株主が出席者の評決票総数の 75%以上を保有することが条件とする。具体的な割合は定款による。
 - c. 取締役及び監査役の選出に関する評決は票数集中方式で行なわれる。すなわち、一人の株主の評決権総数は保有している株式に相当する票数を、評決対象の取締役又は監査役の人数に乘ずる。株主は自らの票数を一人又は数人の候補者に集中的に評決することができる。
4. 直接出席するか又は委任代表者を通じて、間接に出席する株主全員の保有する株式総数が評決権付株式の総数の 100%に相当する株主総会で承認された決議は招集手続・手順・会議の日程表・議題と進行形式が規定に従わなかった場合でも効力を有する。
5. 書面による意見聴取を行う場合、賛成する株主が評決権付株式の総数の 75%以上を保有すれば、株主総会の決定は通過されるとする。具体的な割合は定款による。
6. 株主総会決議は株主総会の会議に出席する権利をもつ株主全員に対して、決議の承認日より 15 日以内に周知されなければならない。

第 105 条 株主総会の決議を通過するための書面による株主の意見聴取を行う権限及び形式

定款が別途の規定を定める場合を除き、株主総会の決議を通過するための書面による株主の意見聴取を行う権限及び形式は以下の規定に従うものとする。

1. 取締役会は会社の利益に必要と判断した場合、いつでも株主総会の決議を通過するために書面による株主の意見聴取を行う権限がある。
2. 取締役会は意見聴取用紙、株主総会の決議案、決議案の説明資料を準備するものとする。意見聴取用紙、株主総会の決議案、決議案の説明資料は株主の住所に必ず到着するような方法で送付されなければならない。
3. 意見聴取用紙は以下の主要な内容を含む。
 - a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所
 - b. 意見聴取の目的

- c. 株主又はその委任代表者の氏名、住所、身分証明書、パスポート、又は同等書類の番号(個人である株主の場合)或いは、名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録番号(法人である株主の場合)、種別の株数及び票数。
 - d. 意見聴取対象の問題
 - e. 評決案:「賛成」、「反対」と「意見なし」
 - f. 回答済みの意見聴取用紙の送付期限
 - g. 会社の取締役会長及び法的代表者の氏名、署名
4. 回答済みの意見聴取用紙は、株主が個人である場合は、株主の署名、株主が法人である場合は、株主の委任代表者又は法的代表者の署名がなければならない。会社へ送付される意見聴取用紙は密封された封筒に入れなければならない。開票前に如何なる者も開封してはならない。意見聴取用紙に記載された期限が経過した後に到着したか或いは開封された用紙は法的な効力がないと看做される。
 5. 取締役会は監査役又は会社での管理職務に就いていない株主の立会を得ながら開票し、開票結果に関する報告書を作成しなければならない。
 - a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所
 - b. 意見聴取の対象問題と目的
 - c. 評決に参加する株主の人数及び票総数。法的な効力のある票と法的な効力のない票を明記し、評決に参加する株主の名簿を同封する。
 - d. 問題ごとに対する「賛成」、「反対」と「意見なし」、それぞれの票数
 - e. 通過された決議
 - f. 会社の取締役会長、法的代表者及び開票監督者の氏名、署名
 - b. 取締役、開票監督者は、開票結果報告の誠実性及び正確性、並びに開票作業の不誠実と不正確によって通過された決議から発生する損害について連帯責任を負う。
 6. 開票結果報告は開票終了日より 15 日以内に株主全員へ送付されなければならない。
 7. 回答済みの意見聴取用紙、開票結果報告書、通過された決議の全文、意見聴取用紙と封筒される関連資料のすべては本社で保管されなければならない。
 8. 意見聴取によって通過された決議は、株主総会で通過されたものと同等の効力を持つものである。

第 106 条 株主総会の議事録

1. 株主総会は会社の議事録帳簿に記録されなければならない。議事録はベトナム語で作成されなければならないが、ベトナム語版と外国語版の両方を作成することが可能であるが、以下の主な内容を記載しなければならない。
 - a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所
 - b. 株主総会の時間と場所
 - c. 株主総会の日程表と議題
 - d. 議長と秘書
 - e. 株主総会の経緯及び議題ごとに対する意見のまとめ
 - f. 出席した株主の人数、及び評決票の総数。出席した株主・代表者の登録名簿も同封する。
 - g. 評決対象問題ごとに対する評決票の総数、「賛成票」、「反対票」、「その他の票」の数と評決票数におけるその割合を明記する。
 - h. 通過された決議の内容
 - i. 議長と秘書の氏名、署名
2. 株主総会の議事録は会議の閉会前に完成され、通過されなければならない。
3. 株主総会の議長及び秘書は議事録の誠実性と正確性について

連帯責任を負う。株主総会の議事録、出席した株主の名簿、通過された決議の全文、招待状と同封した資料のすべては会社の本社で保管されなければならない。

第 107 条 株主総会決議の取り消し要請

株主総会議事録又は意見聴取の開票結果報告書を受け取ってから 90 日以内に株主、取締役、社長および監査役は以下の場合において、通過された株主総会決議の取り消しを裁判所又は仲裁に要求することができる。

1. 株主総会の招集手続き及び手順が本法及び定款の規定に従わなかった場合。
2. 決定の内容が法律又は定款の規定に違反した場合。

第 108 条 取締役会

1. 取締役会は株式会社の管理機関である、株主総会の管轄問題を除き、会社の代表として、完全な決定権をもち、会社の権利と義務を行使する機関である。
2. 取締役会は以下の権限及び責任を負う。
 - a. 会社の中期発展戦略・計画及び年度経営計画の決定
 - b. 売却可能な株式の種類、各種株の発行数の提案
 - c. 売却可能な株数の範囲内での新規株式売却の決定。資金調達のためのその他の方法の決定
 - d. 株式及び債券の売却価格を決定する
 - e. 本法第 91 条第 1 項に定める株式の買い戻しを決定する。
 - f. 本法及び定款に定める権限及び範囲に従う投資計画及び投資プロジェクトの決定
 - g. 市場拡大、マーケティング及び技術などの対策の決定。会社の最新財務報告書に記録される財産の総価値の 50%以上又は定款の規定より低い比率に相当する価値のある売買契約、ローンの借入れ契約、ローンの貸付契約及びその他の契約を承認する。ただし、本法第 120 条第 1 項と第 3 項に定められる契約・取引を除く。
 - h. 社長及び定款に定められるその他の重要な職位に就く人の選任、任免、降格、契約の締結・終了、彼らの給与制度及びその他の福祉制度を決める。他の企業の株式及び出資資本の所有権を行使するための委任代表者を派遣し、彼らの報酬制度及びその他の福祉制度を決める。
 - i. 会社の日常業務運営について、社長及びその他の管理者を監督し指導する。
 - j. 会社の管理組織機構、社内管理原則を決める。子会社、支店、駐在事務所及びその他の企業への出資及び他の企業の株式の購入を決める。
 - k. 株主総会の日程表、議題及び参考資料を認める。株主総会の招集、株主総会の決定を承認するための意見聴取を行う。
1. 株主総会に年度財務決算報告書を提出する。
- m. 配当率を提案し、配当金の支払期日と支払い手続、又は経営活動から発生した損金の処理方法を決める。
- n. 会社の再編成、解体及び破産を提案する。
- o. 本法及び定款に定めるその他の権限及び任務。
3. 取締役会は会議での評決、書面による意見聴取又は定款の規定に基づく方法によって決定を承認する。取締役は一人につき一つの投票権を有する。
4. 取締役会は機能及び任務を遂行する際、法律、定款及び株主総会の決議を遵守しなければならない。取締役会が法律、定款の規定に違反する決定を下し、会社に損害を及ぼした場合、当該決定を承認した取締役は会社への損害賠償について連帯責任を負い、取締役会の議事録に従って、当該決定に抗議した取締役は損害賠償責任が免除される。この場合、会社の株式を継続に 1 年以上所有する株主は取締役に対して当該決定の実施の中止を求めることができる。

第 109 条 取締役の任期及び人数

1. 定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役の人数は 3 人から 11 人までとする。ベトナムに常駐しなければならない取締役の人数は定款の規定による。取締役の任期は 5 年以内とし、取締役の再任は可能であり、取締役一人の再任回数は制限されない。
2. 取締役の任期が終了したが、新任期の取締役が決まっていない場合、前期の取締役会は新任期の取締役が選出されて仕事を引き継ぐまで、引き続き存在するものとする。
3. 任期中に追加任命される取締役又は解任された者の後任に就かせる取締役の任期は、現任取締役会の任期の残存期間である。
4. 取締役が必ずしも会社の株主であることはない。

第 110 条 取締役の資格及び条件

1. 取締役は以下の資格及び条件を満たされなければならない。
 - a. 十分な民事行為能力を有し、本法の規定に従って、会社管理を禁じられる者以外の者である。
 - b. 会社の普通株式総数の 5%以上を保有する個人株主である。他の場合、経営管理又は会社の主な業務について専門知識及び経験を持つ者である、又は定款に定めるその他の資格及び条件を満たされなければならない。
2. 国が保有する株の比率が定款資本の 50%以上を占める会社の場合、その親会社の管理者との関係をもつ者、及び管理者を任命する権限をもつ者との関係をもつ者を子会社の取締役に任命してはならない。

第 111 条 取締役会長

1. 株主総会又は取締役会は、定款の規定に従って、取締役会が選任する場合は、取締役のうち一人を会長として選任する。定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役会長は会社の社長を兼任することができる。
2. 取締役会長は以下の権限及び責任を負う。
 - a. 取締役会の活動計画・プログラムの作成
 - b. 取締役会議の日程表、議題、及び参考資料の準備又は準備の指導。取締役会を招集し、取締役会議の議長を務める。
 - c. 取締役会の決定を承認する。
 - d. 取締役会の決定の実施を監督する。
 - e. 株主総会の議長を務める。
 - f. 本法及び定款に規定されるその他の権限及び任務
3. 取締役会長が不在の場合、取締役会長は定款の規定に従って、他の取締役に取締役会長の権限の履行を委任する。取締役会長が委任をしない場合、あるいは、取締役会長が与えられた任務を履行できない場合、残りの取締役から過半数原則により選出された者取締役会長に臨時的に勤める。

第 112 条 取締役会議

1. 取締役会は評決の終了日より 7 日以内に最初の取締役会議を行わなければならない、会長を選出し、管轄決定を下す。この最初の取締役会議は最も多い票数を得た取締役を招集するものとする。最も多い票数を得た人数が二人以上である場合、当該者から協議の上で、過半数原則により選出される者は最初の取締役会議を招集する。
2. 取締役会議は定時取締役会議及び臨時取締役会議がある。取締役会は会社の本部或いはその他の場所で行うことができる。
3. 取締役会長は自己判断で必要に応じて取締役会を招集するが、毎四半期に少なくとも 1 回行わなければならない。
4. 取締役会長は以下のいずれかの場合、取締役会を招集しなければならない。
 - a. 監査役会からの要請書がある場合
 - b. 社長又は管理社の 5 名以上からの要請書がある場合
 - c. 取締役 2 名以上からの要請書がある場合

- d. 定款の規定に従うその他の場合
- e. 要請書は書面で作成されなければならない、かつ、目的、議題及び取締役会の管轄決定権を明確に規定しなければならない。
5. 取締役会長は、本条第 4 項に定める要請書を受け取ってから 15 日以内に取締役会を招集しなければならない。取締役会長は取締役会を招集しない場合、取締役会長は会社に対して発生する損害について責任を負う。要請書を提出した者は取締役会長の代わりに取締役会を招集することができる。
6. 定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役会長又は取締役会の招集を行う者は開会日より遅くとも 5 日前に招待状を送付しなければならない。招待状は、会議の時間、場所、日程表、議題及び決定案を明記しなければならない。招待状と共に取締役会の参考資料と評決票も送付しなければならない。招待状は郵便、ファクス、電子メール又はその他の方法で送付することができる。ただし、会社に登録された取締役の住所に必ず到着するような方法で送付しなければならない。
7. 取締役会長又は取締役会の招集を行う者は、招待状と関係資料を監査役及び社長へも取締役と同様に送付しなければならない。取締役を務めない監査役、社長は、全ての取締役会議に出席して協議できるが評議権を持たない。
8. 取締役会議は取締役全員の 3/4 以上が出席すれば開会される。会議に直接出席できない取締役は書面での評決によって評決権を行使することができる。評決票は、密封された封筒に入れなければならない、開会時点より遅くとも 1 時間前、取締役会長の所に到着しなければならない。評決権は出席している取締役全員の前で開票されなければならない。取締役会の決定は出席している取締役の過半数をもって通過される。評決が割れた場合、会長は決定権をもつ。
9. 取締役はすべての取締役会議に出席する責任を負う。取締役会の過半数の承認を得た場合、取締役は取締役会への出席を他者に委任することができる。

第 113 条 取締役会議の議事録

1. 取締役の会議は会社の議事録帳簿に記録されなければならない。議事録はベトナム語で作成しなければならない、ベトナム語版及び外国語版の両方を作成することができるが以下の主要な内容を記載しなければならない。
- a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所
- b. 取締役会議の時間と場所
- c. 取締役会議の日程表と議題
- d. 取締役又は委任代表者の氏名、出席しなかった取締役の氏名と出席しない理由
- e. 取締役会議で議論され、評決された議題
- f. 取締役会議の経緯及び議題ごとに対する意見のまとめ
- g. 評決結果、賛成した取締役、反対した取締役、その他の取締役を明記する。
- h. 通過された決定
- i. 出席した取締役及び委任代表者の氏名、署名
- j. 議長及び秘書は取締役会の議事録の誠実性と正確性について責任を負う。
2. 取締役会議の議事録及び使用された資料は、会社の本社で保管される。
3. 議事録のベトナム語版と外国語版は同等の法的効力を持つ。

第 114 条 情報提供の要求に関する取締役の権利

1. 取締役は社長、副社長、及び各所属組織の管理者に対して、会社、所属組織の財務状況、経営活動などに関する情報及び資料の提供を要求することができる。
2. 要求を受けた管理者は取締役の要求に従って、情報及び資料

を遅滞なく十分かつ正確に提供しなければならない。

第 115 条 取締役の解任、解雇及び増員

1. 取締役は以下の場合において解任・解雇される。
- a. 本法第 110 条に定める資格及び条件を満たさない場合
- b. 取締役会の活動に連続 6 か月参加しない場合
- c. 辞任の場合
- d. 定款に規定されるその他の場合
2. 本条第 1 項に定めた場合以外に、取締役はいつでも株主総会の決定に従って解雇される。
3. 取締役の人数が定款に規定される定数の 1/3 以上減った場合、取締役会は 60 日以内に株主総会を招集し、新しい取締役を追加しなければならない。その他の場合、次回の株主総会は解雇又は解任された取締役の後任に就かせる新しい取締役を選任する。

第 116 条 社長

1. 取締役会は、取締役の中から又は外部の人を社長に選任する。定款には取締役会長が会社の法的代表者であるという規定がなければ、社長は会社の法的代表者になる。
2. 社長は、会社の日常業務を行い、取締役会の監督を受けながら、取締役会及び法律に対して、与えられた権限及び任務の遂行について責任を負う。社長の任期は 5 年を超えない。再任は可能であり、再任回数は制限されない。社長の資格及び条件は、本法第 57 条の規定に従う。社長は同時に他企業の社長として務めてはならない。
3. 社長は以下の権限及び任務を負う。
- a. 取締役会の決定を得る必要がなく、会社の日常業務に関連するすべての問題を解決する。
- b. 取締役会の決定の実施を指導する。
- c. 会社の経営計画及び投資計画の実施を指導する。
- d. 会社の組織機構、及び社内管理規則を提案する。
- e. 取締役会の管轄地位を除き、会社の管理職に就く人の任命、解任及び降格を決定する。
- f. 社長の管轄地位に就く管理者を含む就労者全員の給与及び手当（あれば）の制度を決定する。
- g. 労働者の雇用
- h. 配当金の支払方法及び損金処理方法を提案する。
- i. 法律、定款及び取締役会の決定に従うその他の権限及び任務
4. 社長は、法律、定款、会社との労働契約、取締役会の決定に従って会社の日常業務を行わなければならない。上記の規定に従わない運営を行い、会社に損害を与える場合、社長は法律に従って責任を負わなければならない、かつ会社への損害を賠償しなければならない。

第 117 条 取締役、社長の報酬・給与とその他の利益

1. 会社は、営業の結果及び能率に応じて取締役、社長及びその他の管理者に手当・給与を支払う自主権を持つ。
2. 定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役、社長の報酬・給与及びその他の便益は以下の規定に従って支払われる。
- a. 取締役は、手当てとボーナスが支払われる。報酬は、取締役の任務を完了するのに必要な日数と日給の下で算定される。取締役会は取締役それぞれの報酬を意見一致の原則で概算する。取締役会全員の報酬総額は、定時株主総会の会議で決定される。
- b. 取締役は、任務の遂行上立て替えた実費（食事代、宿泊代、交通費及びその他の合理的な費用）の払い戻しを受けられる。
- c. 社長は給与と賞与が支払われる。社長の給与は取締役会が決定するものとする。
3. 取締役の報酬並びに社長及びその他の管理者の給与は、法人

税法の規定に基づいて、会社の費用に計上され、会社の年度財務報告で特別の項目に記録されなければならない、定時株主総会の会議へ報告されなければならない。

第 118 条 関連利益の公開

- 取締役、監査役、社長及びその他の管理者は以下の関連利益を会社に申告しなければならない。
 - 自身が出資している又は株式を保有している企業の名称、本社の所在地、業務形態、営業登録証明書の番号・日付、営業登録地、出席時期と出資比率或いは株式購入の時点と比率
 - 自身との関係を持つ者が共同で又は別々に定款資本の 35% に相当する株式を保有している又は出資している企業の名称、本社の所在地、業務形態、営業登録証明書の番号・日付、営業登録地。
- 本条第 1 項の規定に定める関連利益の申告はその利益が発生してから 7 日以内に行わなければならない。利益の追加、変更もその発生時点から 7 日以内に申告しなければならない。
- 本条第 1 項と第 2 項に定める関連利益の申告情報は、定時株主総会へ報告されなければならない、会社の本社で掲示、保管される。株主全員、株主の委任代表者、取締役、監査役、社長は必要に応じて、いつでも申告した情報・内容を参照することができる。
- 取締役、社長は、個人の名義又は他者の名義を問わず、会社の経営活動の範囲内の取引であればいかなる方法で行っても、その取引の本質と内容を事前に取締役会と監査役に報告しなければならない、残りの取締役の過半数から承認を得ていない限りその取引を実施してはならない。取締役会へ報告せず、承認を得ないまま取引を実施した場合、その取引から発生した所得は会社の所有財産とする。

第 119 条 株式会社における管理者の義務

- 取締役、社長及びその他の管理者は以下の義務を負う。
 - 本法及び関連法律、定款の規定及び株主総会の決議に従って与えられた権限及び任務を遂行する。
 - 会社及び株主の合法的利益をできる限り確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行する。
 - 会社及び株主の利益を尊重し、自己利益又はその他の組織及び他者の利益のために会社の情報、経営秘訣、商機と財産を悪用したり、地位及び権限を濫用してはならない。
 - 自身及び自身との関係をもつ者の運営している又は支配株式会社・出資金を持っている企業について十分かつ迅速・正確に会社へ報告しなければならない。報告した情報は、会社の本社と支店で掲示される。
- 本条第 1 項に定める義務の他に会社が支配権限の切れた債務及びその他の財産上の義務を返済できない状態にある場合、取締役会又は社長は昇給され、ボーナスを支払われない。
- 本法及び定款に定めるその他の義務を履行する。

第 120 条 株主総会又は取締役会の承認を必要とする契約

- 会社と以下の者との間の契約及び取引は、株主総会又は取締役会の承認を得なければならない。
 - 普通株式総数の 35% 以上を保有する大口株主（委任代表者）及び彼らとの関係者
 - 取締役、社長
 - 本法題 118 条第 1 項 a, b に定める企業及び取締役、社長との関係者
- 取締役会は、会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50% 以下、又は定款の規定より少ない比率に相当する価値のある契約・取引を決定する。この場合、会社の法的代表者は、契約案、又は取引の主な内容を明記する通知書を取締役全

員に送付しなければならない、同時に会社の本社と支店で掲示しなければならない。取締役会は契約又は取引を承認するかどうかを掲示日より 15 日以内に決定しなければならない。関連利益を有する取締役は評決に参加することはできない。

- 本条第 2 項の規定に該当しない契約及び取引は、株主総会の承認を得るものとする。取締役会は、契約案又は取引の主な内容を明記する通知書を株主総会で報告するか又は株主全員の意見を書面で聴取しなければならない。この場合、関連利益を有する株主は評決に参加することができない。契約及び取引は評決票総数の 65% に相当する賛成票を得れば、承認されるものとする。
- 契約又は取引が本条第 2 項及び第 3 項に定める承認を得ないものの、締結された、又は実施された場合、無効契約・取引と看做され、法律の規定に従って、処理される。会社の法的代表者及び関係した株主、取締役、社長は、発生した損害を賠償しなければならない、当該契約・取引の実施により得た利益を会社に返却しなければならない。

第 121 条 監査役会

- 定款が別途の規定を定める場合を除き、監査役会は 3 名から 5 名から構成される。監査役会の任期は 3 年以内とし、監査役の再任は可能である。
- 監査役会は、監査役の中から 1 名を会長に選任する。監査役会長の権限及び任務は定款による。監査役会の過半数以上がベトナムに常駐している者でなければならない。監査役の内に少なくとも 1 名は会計士又は会計監査官でなければならない。
- 監査役会の任期が終了したが、新任期の監査役会が決まっていない場合、前期の監査役会は、新任期の取締役会が選出されて着任するまで、引き続きその権限及び任務を履行する。

第 122 条 監査役の資格及び条件

- 監査役は、以下の資格及び条件を満たさなければならない。
 - 21 歳以上で、完全な民事行為能力を持ち、本法の規定に従って、企業の設立及び運営が禁止される対象外の者である。
 - 取締役、社長及びその他の管理者との関係を持たない者
- 監査役は会社の管理職に就いてはならない。監査役は必ずしも会社の従業員又は会社の株主であることはない。

第 123 条 監査役会の権限及び任務

- 監査役会は、取締役会及び社長による会社運営・管理事業を監査し、株主総会に対して与えられた任務の遂行について責任を負う。
- 会社運営・管理事業、会計記録及び財務報告書の合理性、合法性、誠実性と正確性を監査する。
- 会社の 6 か月運営結果報告、年度営業結果報告、6 か月財務報告、年度財務報告、取締役会による会社管理運営事業評価報告を監査する。
会社の 6 か月営業結果報告、年度営業結果報告、6 か月財務報告、年度財務報告、取締役会による会社管理運営事業評価報告の監査結果に関する報告書を定時株主総会に提出する。
- 必要に応じて、又は株主総会の決定又は本法第 79 条第 2 項に定める株主・株主グループの要求にしたがって、会計帳簿とその他の書類、会社の営業活動及び会社の運営・管理に関連する具体的な問題を監査する。
- 本法第 79 条第 2 項に定める株主・株主グループの要求があった場合、監査役会は要求を受けてから 7 日以内に検査を行わなければならない、対象問題の監査結果に関する報告書を作成しなければならない。監査結果に関する報告書は、監査の終了日より 15 日以内に作成し、取締役会と要求した株主・株主グループへ送付しなければならない。本項の規定に従う監査役会の監査は取締役会の通常業務を妨害したり、会社の日常営

業活動を混乱させてはならない。

6. 会社の管理組織機構、経営活動の管理システムに関する改善対策を取締役会又は株主総会に提案する。
7. 取締役、社長、その他の管理者が法律、定款、株主総会の決定又は本法第 119 条に定める管理者の義務に違反したことを発見した場合、遅滞なく、取締役会へ書面で報告し、違反行為の停止及び処理対策を要求する。
8. 本法、定款、株主総会の決定によるその他の権限及び義務を遂行する。
9. 監査役会は、与えられた任務の遂行上、独立するコンサルタントを利用することができる。監査役会は、株主総会へ報告書を提出し、意見を述べる前に取締役会の意見を参考にすることができる。

第 124 条 監査役会の情報提供を求める権利

1. 取締役会への招待状、意見聴取用紙及び同封資料は取締役と同様な送付時点及び方法で監査役へ送付しなければならない。
2. 社長が取締役会へ提出する報告書及び会社の発行する書類、取締役と同様な時点及び方法で監査役へ送付しなければならない。
3. 監査役は、会社の勤務時間中であれば、本社、支店及びその他の場所で保管されているすべての書類・資料を参照することができる。会社の幹部及び従業員が勤務している場所に入ることができる。
4. 取締役会、取締役、社長及びその他の管理者は監査役会の要求にしたがって、会社の運営、管理及び営業活動に関連する情報及び資料を十分かつ迅速に提供しなければならない。

第 125 条 監査役の報酬及びその他の権利

1. 定款が別途の規定を定める場合を除き、監査役の報酬及びその他の権利は以下の規定に従って支払う。
2. 監査役は株主総会の決定により報酬及びその他の利益が支払われる。株主総会は監査役の予定勤務日数、仕事量、仕事の特徴、平均日給などの下で監査役会の報酬総額及び年間活動予算を決定する。
3. 監査役は立て替えた食事代、宿泊代、交通費、独立するコンサルティングサービスの使用料金などの支払を受けられる。ただし、株主総会の異なる決定がある場合を除き、その総額は株主総会の承認した監査役会の年間活動予算を超えてはならない。
4. 監査役会の報酬及び活動費用は会社の経費に計上することができる。ただし、会社の年度財務報告書で特別の項目に記録されなければならない。

第 126 条 監査役義務

1. 法律、定款、株主総会の決定及び職業倫理により与えられた監督役の権限及び任務を遂行する。
2. 会社及び株主の合法的な利益をできる限り確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実かつ懸命に遂行する。
3. 会社及び株主の利益を尊重し、自己利益又はその他の組織及び他者の利益のために会社の情報、経営秘訣、商機と財産を悪用し、地位及び権限を濫用してはならない。
4. 法律及び定款に定めるその他の義務を履行する。
5. 監査役は本条第 1, 2, 3, 4 項に定める義務に違反して会社及び他者に損害を及ぼした場合、違反行為により発生した損害の賠償について個人責任又は連帯責任を負う。監査役が本条第 3 項に定めた義務に違反したことにより直接又は間接的に得たすべての収入及び所得は会社の所有財産とする。
6. 取締役会は、監査役が与えられた権限及び義務の遂行上義務

に違反したことを発見した場合、監査役会へ書面で通知し、違反行為の停止及び処理対策を要求する。

第 127 条 監査役解任・解雇

1. 監査役は以下の場合において解任・解雇される。
 - a. 本法第 122 条に定める監査役の資格及び条件を失った場合
 - b. 取締役会の承認を得ないものの、与えられた権限及び任務を連続 6 か月遂行しない場合
 - c. 辞任申請書を提出した場合
 - d. 定款に規定されるその他の場合
2. 監査役はいつでも株主総会の決定に従って解雇される。
3. 監査役が深刻に義務に違反して、会社に損害を与える可能性のある場合、取締役会は株主総会を招集し、現職の監査役の解任を検討した上、新しい監査役を選出する。

第 128 条 年度報告の提出

1. 取締役会は年度の終了時点で監査役会の審査を受けるために以下の報告書及び書類を作成し、監査役会へ送付しなければならない。
 - a. 会社の営業結果の報告書
 - b. 財務報告書
 - c. 会社の運営及び管理の評価に関する報告書
2. 法律の規定に基づき、会計監査を必要とする株式会社の場合、株式会社の年度財務報告書は、株主総会へ提出する前に会計監査を受けなければならない。
3. 本条第 1 項に規定された報告書及び書類は、定時株主総会の開会日より遅くとも 30 日前に監査役会へ送付されなければならない。ただし、定款が別途の規定を定める場合はその限りではない。
4. 取締役会の作成した報告書と書類、監査役会の進化結果報告書及び会計監査結果報告書は、定時株主総会の開会日より遅くとも 7 日前に会社の本社及び支店に到着しなければならない。ただし、会社定款が別途の規定を定める場合はその限りではない。

第 129 条 株式会社に関する情報の公開

1. 株式会社は、会計法律及び関連法律に定める所属国家機関に対して株主総会の承認を得た年度財務報告書を送付しなければならない。
2. 株式会社は、年度財務報告書の内容を纏めた上で、株主全員に通知しなければならない。
3. すべての組織及び個人は、営業登録機関で保管される株式会社の年度財務報告書を参照、複写することができる。

第 5 章 合名会社

第 130 条 合名会社

1. 合名会社は以下の特徴を持つ企業である。
 - a. 会社の共同所有主として、同一の名前で共同経営する合名社員の数が少なくとも 2 名である。合名社員以外に出資社員がある場合もある。
 - b. 合名社員は、個人でなければならず、会社の債務についてすべての個人財産をもって責任を負う。
 - c. 出資社員は、出資額の範囲内で会社の債務に対する責任を負う。
2. 合名会社は営業登録証明書を取得してから法人格を有する。
3. 出資会社は、証券のいかなる種類も発行することができない。

第 131 条 出資及び出資証明書の発行

1. 合名社員及び出資社員は、約束した金額及び期限にしたがっ

て十分に出资日期を定めなければならない。

2. 合名社員は約束した金額及び期限にしたがって出資しない場合、出資されていない金額は、当該社員の会社に対する債務となる、この場合、当該社員は社員総会の決定により会社から除名される可能性がある。
3. 出資社員は、約束した金額及び期限にしたがって出資しない場合、出資されていない金額は、当該社員の会社に対する債務となる、この場合、当該社員は社員総会の決定により会社から除名される可能性がある。
4. 約束した金額を期限通りに十分に出资日期した社員は出资日期証明書の発行を受けられる。出资日期証明書は以下の主な内容を含む。
 - a. 社名、本社の所在地
 - b. 営業登録証明書の番号・日付
 - c. 定款資本
 - d. 社員の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又は同等書類の番号・社員の資格
 - e. 社員の出資額、出資財産
 - f. 出资日期証明書の番号・発行日
 - g. 出资日期証明書の保有主の基本的な権利及び義務
 - h. 出资日期証明書の保有主及び合名社員全員の氏名、署名
5. 出资日期証明書が紛失したり、焼失したり、またはその他の理由で破棄された場合、社員は、出资日期証明書の再発行を受けられるが、会社の規定料金を支払わなければならない。

第 132 条 合名会社の財産

合名会社の財産は以下のものから構成される。

1. 社員によって出資され、所有権が会社へ譲渡された財産
2. 会社によってもたらされた財産
3. 社名の下で合名社員の行ったあらゆる経営活動及び会社の営業範囲内で合名社員の名の下で行われた経営活動により得た財産
4. 法律に定められるその他の財産

第 133 条 合名社員(合名会社構成メンバー、出資者)の権利制限

1. 合名社員は、残りの合名社員の承認を得ない限り、私営会社の所有主及びその他の合名会社の合名社員になってはならない。
2. 合名社員は、私益又他の個人・組織の利益を図るために自分の名前又は他者の名前の下で、会社と同種の業務を運営してはならない。
3. 合名社員は、残りの合名社員の承認を得ない限り、会社への出資額の一部又は全部を他者へ譲渡してはならない。

第 134 条 合名社員(合名会社構成メンバー、出資者)の権利・義務

1. 合名社員は、以下の権利を持つ。
 - a. 会社のすべての問題について協議、議論及び評決に参加する。定款が別途の規定を定める場合を除き、合名社員はそれぞれ一つの評決票をもつ。
 - b. 社名の下で会社の業務範囲内の日常営業活動を行い、会社の権利をできる限り確保しながら、契約、合意書などを交渉し締結する。
 - c. 社名の下で会社の業務範囲内の日常営業活動を行うために会社の印鑑及び財産を利用する。会社の営業活動を行う際、立て替えた金額とその利息の支払いを会社に請求することができる。
 - d. 管轄内の経営活動を行ったことにより、受けた損害及び損失の補償を会社に請求することができる。ただし、当該合名社員の過失による損害及び損失はその限りではない。
 - e. 会社又はその他の合名社員に対して会社の経営状況につい

ての情報の提供を求め、会社の資産、会計帳簿及びその他の資料をいつでも検査することができる。

- f. 定款に定める比率又は出資率に従って、利益の配当を受けられる。
 - g. 会社の解体に当り、残りの財産から会社への出資率に応じる財産の配分を受ける。ただし、定款が別途の規定を定める場合はその限りではない。
 - h. 合名社員が死亡したか或いは裁判所より死亡宣告をされた場合、当該社員の遺書または法律上の相続人は会社に対する当該社員の債務を控除した後、当該社員が受けるべき財産の価値を相続する。相続人は十分な能力及び専門知識を持ち、社員総会の承認を得れば、会社の合名社員になることが可能である。
 - i. 本法及び定款に定めるその他の権利
- #### 2. 合名社員の義務
- a. 合名社員は、会社及び社員の合法的な権利及び利益をできる限り確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行する。
 - b. 合名社員は法律の規定、定款及び社員総会の決定に従って、会社の運営及び営業活動を行う。
 - c. 合名社員は、会社の財産を私益または他者の個人・組織の利益のために利用してはならない。
 - d. 合名社員は、会社の営業範囲内の活動より会社、自身または他者の名の下で金銭を享受した場合、いかなる理由であっても適時に会社に提出し、享受した金銭を会社に払い戻さなければならない。提出しない行為によって会社の受けた損害・損失を賠償しなければならない。
 - e. 会社の財産が債務を完済できない場合は、合名社員は共同責任を負い、会社の残りの債務を返済しなければならない。
 - f. 会社の経営結果が赤字である場合、合名社員は会社への出席比率または定款の規定した比率に応じて赤字額を負担しなければならない。
 - g. 毎月、自らの経営状況及び結果について書面で会社に報告し、その他の社員の要求にしたがって、自らの経営状況及び結果に関する情報を提供する。
 - h. 本法及び定款に定めるその他の義務を負う。

第 135 条 社員(合名会社構成メンバー、出資者)総会

1. 会社総会は社員全員から構成される。定款が別途の規定を定めない場合、社員総会は社員全員の中から一人を選出し、社員総会長と社長に任命する。
2. 合名社員は、会社の経営活動の検討及び決定のために必要であると判断した場合、社員総会の招集を要求することができる。社員総会の招集を要求する社員は会議の議題、日程及び参考資料を準備しなければならない。
3. 社員総会は会社に関連するすべての問題及び経営活動を決定する権限を持つ。定款が別途の規定を定める場合を除き、以下の問題を決定する際、合名社員全員の 3/4 以上の承認を得なければならない。
 - a. 会社の発展方針
 - b. 定款の改正追加
 - c. 新しい合名社員の承認
 - d. 合名社員の退社の承認及び社員の除名
 - e. 投資プロジェクトの決定
 - f. 会社の定款資本の 50%以上に対応する価値のあるローン借款又はローン貸出契約の決定(定款がより高い比率を定める場合を除く)。
 - g. 会社の定款資本に相当するか又は上回る財産の購入又は売却の決定(定款がより高い比率を定める場合を除く)。
 - h. 年度財務報告書、配当金総額及び社員それぞれに対する配当額の承認
 - i. 会社解体の決定

4. 定款が別途の規定を定める場合を除き、本条第 3 項に定められていないその他の問題は、合名社員の 2/3 の承認を得た場合、承認されたとみなす。
5. 出資社員の評決権は本法及び定款の規定による。

第 136 条 社員(合名会社構成メンバー、出資者) 総会の招集

1. 社員総会長は、合名社員の要求に従うか又は必要であると判断した場合、いつでも社員総会の招集を行うことができる。会長が合名社員の要求に従って、社員総会の招集を行わなかった場合、要求した合名社員は社員総会を招集することができる。
2. 社員総会の招待状は書面、電子メール又は電話で行うことができる。招待状は会議の目的、要求、内容、議題、場所、招集を要求した社員の名前などの情報を含まなければならない。
3. 社員総会長又は招集を要求した社員は社員総会の議長になる。すべての社員 総会の内容は会社の議事録帳簿に記録しなければならない。議事録は以下の主な内容を記載する。
 - a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所
 - b. 会議の目的、議題及び日程
 - c. 会議時間及び場所
 - d. 議長、出席した社名の名前
 - e. 出席した社員の意見
 - f. 承認された決定、賛成した社員数、当該決定の主な内容
 - g. 出席した社員全員の氏名、署名

第 137 条 合名会社の運営

1. 合名社員全員は会社の法的代表者として運営し、かつ会社の日常営業活動の運営及び遂行を行うことができる。会社の営業活動の遂行における合名社員に対するすべての制限はその制限を認識した第 3 者のみにとって有効である。
2. 会社の運営及び営業活動を実施している中で、合名社員は会社の管理職及び監督職の担当を互いに割り当てる。合名社員の全部又は全員が同一の仕事を行う場合、決定は過半数の原則で通過される。会社の業務範囲外の活動はいかなる社員により行われたとしても会社がその活動について責任を負わない。ただし、残りの社員全員がその活動の実施を承認した場合、その限りではない。
3. 会社は、一つ又は複数の銀行口座を開設することができる。社員総会は、その口座への預金および引出の権限をもつ社員を指名する。
4. 社員総会長は、同時に会社の社長を兼任する。会長は次の任務を負う。
 - a. 会社の日常営業活動を合名社員として管理、運営する。
 - b. 社員総会儀の招集及び開催を行う。社員総会の決定及び決議に署名する。
 - c. 合名社員の間仕事・任務の割当て、調和と調整を行う。会社の規則、内規及びその他の内部組織に関する決定に署名する。
 - d. 法律規定に従って、会社の会計帳簿、領収書、証書及びその他の書類を十分かつ正確に整理、保管する。
 - e. 国家機関とやり取りする際、会社の代表者として活動し、訴訟又はその他の商事紛争において、原告又は被告として会社の代わりに参加する。
 - f. 定款に規定するその他の任務

第 138 条 合名社員(合名会社構成メンバー、出資者) の資格の終了

1. 合名社員の資格は、以下の場合において終了する。
 - a. 自由な意思で会社に出資した資本を回収する場合
 - b. 死亡した又は裁判所に死亡宣告をされた場合
 - c. 行方不明になった場合。行為能力が不十分又は失った場合

- d. 会社から除名された場合
 - e. 定款の規定したその他の場合
2. 合名社員は、社員総会の承認を得れば、会社に出資した資本を回収することができる。この場合、出資資本の回収を希望する合名社員は資本回収申請書を少なくとも 6 か月前に提出しなければならない。年度が終了し、同年度の財務報告書が承認された後のみ資本の回収ができる。
 3. 合名社員は以下の場合において、会社から除名される
 - a. 約束した資本の出資請求を 2 回受けたが十分に出資しない又は出資できない場合
 - b. 本法第 133 条の規定に違反した場合
 - c. 営業活動の管理、遂行の際、不誠実な行為、不注意又はその他の不適切な行為を行って、会社及びその他の社員に重大な損害を与えた場合
 - d. 合名社員の義務を正しく履行しない場合
 4. 民事行為能力が不十分または失った社員の社員資格を終了した場合、その出資資本は公正かつ妥当に返済される。
 5. 合名社員は資格が本条第 1 項 a,d の規定に基づいて、終了しても、その時点から 2 年以内、資格終了日前に発生した会社の債務に対して、すべての個人財産まで連帯責任を負う。
 6. 合名社員は、資格が終了したが、自らの氏名を社員の全部又は全員を構成している場合、自らの氏名の使用禁止を会社に要求することができる。

第 139 条 新社員(新パートナー) の受け入れ

1. 会社は、新しい合名社員又は出資社員を受け入れることができる。
2. 合名社員、出資社員は、社員総会が別途の決定を下す場合を除き、社員資格が承認されてから 15 日以内に約束した資本の全額を出資しなければならない。
3. 新社員は会社の債務及び他の債務上の義務に対してすべての個人財産まで連帯責任を負う。ただし、新社員と既存社員の間で別途の合意が為された場合はその限りではない。

第 140 条 出資社員の権利・義務

1. 出資社員は以下の権利を持つ。
 - a. 定款の改正追加、出席社員の権利・義務の改正追加、会社の再編成・解体、また自身の権利・義務に直接関連する定款のその他の内容について社員総会による協議、議論と評決に参加する。
 - b. 毎年、会社の定款資本を出資した比率に応じて配当金を受ける。
 - c. 会社の年度財務報告書の提供を受ける。会社の経営状況・業績に関連するすべての情報を十分かつ正確に提供するように社員総会長、合名社員に要求することができる。会社の会計帳簿、議事録帳簿、契約及び他の書類・資料を参照することができる。
 - d. 出資資本を他者へ自由に譲渡することができる。
 - e. 自ら又は他者の名の下で営業活動を行い、会社と同種業務を遂行することができる。
 - f. 法律及び定款の規定に従って、寄附・譲渡・担保などの方式で自らの出資分に対して決定権をもつ。出資社員が死亡したか又は裁判所により死亡宣告をされた場合、その相続人は出資社員になる。
 - g. 会社解体に当たって、残存財産から定款資本への出資率に応じて財産の配分を受ける。
 - h. 本法及び定款に規定されるその他の権利
2. 出資社員は以下の義務を負う。
 - a. 会社の債務及び他の財産上の義務について約束した出資資本の範囲内で責任を負う。
 - b. 会社運営に参加できず、社名の下で営業活動を行うことが

できない。

- c. 会社定款、内規及び社員総会の決定を尊重する。
- d. 本法及び定款に規定されるその他の義務。

第 6 章 私営企業

第 141 条 私営会社

1. 私営企業とは、企業活動に対してすべての個人財産まで責任を負う一人の個人により所有される企業を言う。
2. 私営企業は、証券のいかなる種類も発行することができない。
3. 一人の個人は私営企業を一社のみ設立することができる。

第 142 条 （私営企業）所有主の投資資本

1. 私営企業的所有主は、投資資本を自主的に登録する。所有主は、投資総額を正確に申告し、ベトナムドン、強い外貨の資本、金銭の資本及びその他の財産での資本などの投資資本の内訳を明記しなければならない。その他の財産による資本の場合、財産の種類、数量及び種別の財産の残存価値を明記しなければならない。
2. 謝金及び貸借財産を含め、企業の営業活動に利用されるすべての資本及び財産は法律規定に従って、企業の会計帳簿及び財産報告書に十分に記録しなければならない。
3. 営業活動において、所有主は投資資本を増減することができる。資本の増減は会計帳簿に十分に記録しなければならない。また、私営企業的所有主は営業登録機関に登録しない限り、登録した資本額を下回る金額に資本を減少してはならない。

第 143 条 私営企業の管理

1. 私営企業的所有主は、企業の営業活動、納税及び法律の規定するほかの財務上の義務を完了した後の利益の使用について、全面的な決定権をもつ。
2. 私営企業的所有主は、営業活動の管理・運営を直接携わる又は他者に依頼することができる。他者を雇用して、会社の社長に任命する場合においても、所有主は営業登録機関に報告し、企業のすべての営業活動に対して責任を負う。
3. 企業に関連する紛争解決の際、私営企業的所有主は原告、被告または利害関係人として仲裁、裁判所の訴訟手続に参加することができる。
4. 私営企業的所有主は、企業の法的な代表者である。

第 144 条 企業の賃借

私営企業的所有主は企業の全体を賃借することができるが、営業登録機関及び税務機関に対して、その旨の報告書と公証人の認証を受けた賃借契約書の複写を送付しなければならない。賃借期間中も、所有主は企業の所有主として法的責任を負わなければならない。企業の営業活動に対する所有主及び賃借者夫々の責任は賃借契約の規定による。

第 145 条 私営企業の売却

1. 私営企業的所有主は企業を売却することができる。企業の引渡日より少なくとも 15 日前に、所有主は営業登録機関に書面でそれを報告しなければならない。報告書は、社名、本社の所在地、購入者の氏名及び住所、未払い債務の総額、債権者の氏名及び住所、個々の債務額及び支払い期限、効力が有している労働契約及びその処理方法などを明記しなければならない。
2. 企業を売却した後も所有主は返済していない債務及び完了していない他財務上の義務について責任を負う。ただし、所有主が購入者及び債権者と別途の合意に達した場合はその限りではない。

3. 企業売却者及び購入者は労働法の規定を遵守しなければならない。
4. 企業の購入者は本法の規定に従って、営業を再登録しなければならない。

第 7 章 企業グループ

第 146 条 会社グループ

1. 企業グループとは経済・技術・市場及び他のサービス上の利益に関して長期の密着な関係をもつ複数の会社をいう。
2. 会社グループは以下の形態がある。
 - a. 親会社、子会社
 - b. 経済グループ
 - c. その他の形態

第 147 条 子会社に対する親会社の権利及び責任

1. 親会社は子会社との協力関係において、子会社の法的形態によって子会社の社員、所有主又は株主として本方及び関連法律の規定に従って、権利・義務を実施する。
2. 本条前項に定める場合を除き、親会社と子会社との間の契約は取引及び他の関係は独立的かつ平等に成立、履行されなければならない。
3. 親会社が所有主、社員又は株主の管轄外の干渉を行うか、通常の経営慣行に従わない経営活動又は無駄な経営活動を実施するよう、子会社を強制したり、子会社に損害を及ぼしたりしたにも拘わらず、同年度に適当な賠償をしなかった場合、親会社はその損害について責任を負う。
4. 本条第 3 項の規定に該当する干渉、又は行動を強制した親会社の管理者はその損害について親会社と共に連帯責任を負う。
5. 親会社が本条第 3 項の規定に従って、子会社への損害賠償をしなかった場合、子会社の債権者又は定款資本の 1% 以上を保有する株主は自ら又は子会社の名で損害賠償を親会社に請求することができる。
6. 本条第 3 項に定める経営活動が親会社の他の子会社に利益を与える場合、利益を受けた当該子会社は損害を受けた子会社に対して、親会社と連帯責任で受けた利益を返済する責任を負う。

第 148 条 親会社と子会社の財務報告

1. 年度終了後、法律規定に基づく報告及び参考資料の他、親会社は以下の報告を追加作成しなければならない。
 - a. 会計法に定める会社グループの統一財務報告書
 - b. 会社グループ全体の経営状況の報告書
 - c. 会社グループ全体の管理・運営の報告書
2. 本条第 1 項に定める報告書の作成を担当する者がすべての子会社から財務報告を受けていない限り、報告書を作成してはならない。
3. 親会社の法的代表者より要求を受けた場合、子会社の法的代表者は法律規定に基づく会社グループの統一財務報告書、総合報告の作成に必要な報告、資料と情報を提供しなければならない。
4. 子会社の提供した報告の内容について、不正確・不正な情報が含まれることを知らなかった又はその情報がないと信じた場合、親会社の管理者はそれらの報告を利用して、会社グループ全体の総合報告書、統一財務報告書を作成することができる。
5. 会社の管理者は管轄範囲内で必要な措置のすべてを講じたが、子会社に必要な報告、資料と情報を提供されない場合、当該子会社の情報を含まない会社グループ全体の総合報告書、統一財務報告書を作成、提出することができるが、錯誤が生じないように必要な説明をしなければならない。

6. 法律に定める親会社と子会社の年度財務・決算報告書及び会社グループ全体の総合報告書は親会社の本社で保管されなければならない。ベトナムにおける親会社の支店のすべては上記の報告、資料、情報の複写を保管しなければならない。
7. 子会社は、法律規定に基づく報告、資料の他、親会社との契約・取引に関する総合報告を作成・提出しなければならない。

第 149 条 経済グループ（企業連合または協会を指しているのか）

経済グループは、大規模の会社グループである。政府は、経済グループの管理組織、事業活動を定め、指導する。

第 8 章 企業の再編成、解体及び破産

第 150 条 企業分割

1. 有限会社、株式会社は同種の複数会社に分割することができる。
2. 有限会社、株式会社の分割手続きは以下の通りである。
 - a. 分割される会社の社員総会、所有主又は株主総会は、本法、定款の規定に基づいて、会社分割の決定を通過する。会社分割決定は分割された会社の社名、本社の所在地、新規設立される会社の社名、資産分割の原則・手続き、雇用計画、分割会社の株・出資資本・社債の新規設立会社への移転期間・手続き、分割会社の債務処理原則、分割実施期間などの主な内容を記載しなければならない。会社分割決定は、通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
 - b. 分割により新規設立会社の社員、所有者、株主は本法の規定に従って、定款の通過、会長、取締役会、社長を選任又は任命し、営業登録を行う。この場合、新規設立会社の営業登録申請書には本項 a に記載した会社分割決定が含まれる。
 3. 新規設立会社の営業登録が終わった後、分割会社はその事業活動を終了する。複数の新規設立会社は分割会社の未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負うか、又は債権者、顧客及び労働者との協議の上で上記の義務のすべてを負担する一社を選定しなければならない。

第 151 条 企業分離・独立

1. 有限会社、株式会社は、次の形で分離されることができる。すなわち、既存会社（分離される会社）の資産の一部で二つ以上の同種の新規会社（分離独立により新規設立される会社）を設立し、分離される会社の債権・債務の一部を新規設立会社へ移転しながら、分離される会社の事業を停止しないということである。
2. 有限会社、株式会社の分離独立手続きは以下のとおりである。
 - a. 分割される会社の社員総会、所有主又は株主総会は、本法、定款の規定に基づいて、会社分離独立決定を通過する。会社分離独立決定には分離された会社の社名、本社の所在地、新規設立される会社の社名、雇用計画、分離される会社から新規設立会社へ移転される財産の価値・債権・債務、分離独立の実施期間などの主な内容を記載しなければならない。会社分離独立決定は、通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
 - b. 分離独立により新規設立会社の社員、所有者、株主は本法の規定に従って、定款の通過、会長、取締役会、社長を選任又は任命し、営業登録を行う。この場合、新規設立会社の営業登録申請書には本項 a に記載した会社分離独立決定が含まれる。
 3. 新規設立会社の営業登録が終わった後、分離された会社と新規設立会社は分離された会社の未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負う。ただし、分離された会社と新規設立会社、債権者、顧客及び労働者が互いに別途の合意がある場合はその限りではない。

第 152 条 企業の統合

1. 二つ以上の同種企業が（統合される会社）がすべての合法的な資産、債権、債務及び利益を統合して新規会社を設立することと共に、統合される会社の事業を停止することができる。
2. 統合手続きは以下のとおりである。
 - a. 統合される会社は統合契約を作成する。統合契約には、統合される会社の社名・本社の所在地、新規設立される会社の社名・本社の所在地、統合手続き及び条件、雇用契約、統合される会社から新規設立会社への出資額、株式、社債の移転条件・手続き、合併実施期間、新規設立会社の定款草案などの主な内容を含む。
 - b. 統合される会社の社員、所有主又は株主は、本法の規定に基づいて、統合契約及び新規設立会社の定款の通過、社員総会長、会社の会長、取締役会、社長を選任又は任命し、営業登録を行う。新規設立会社の営業登録申請書には会社統合契約が含まれる。
 - c. 統合契約は通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
 3. 新規設立会社が関係市場における 30%~50%の市場占拠率を占める場合、統合される会社の法的代表者は統合前に、競争管理当局にその旨を通知しなければならない。ただし、競争法が異なる規定を定める場合はその限りではない。
 4. 新規設立会社の営業登録が終わった後、統合される会社はその事業活動を終了する。新規設立会社は統合される会社の合法的な権利・利益を受け、未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負う。

第 153 条 企業の合併

1. 二つ以上の同種会社は（合併される会社）がすべての法的な権利・義務、資産を他の会社（合併を受ける会社）と合併する同時に合併される会社が事業活動を停止する。
2. 合併手続きは以下のとおりである。
 - a. 関連会社は合併契約及び合併を受ける会社の定款草案を作成する。この合併契約には、合併を受ける会社の社名・本社の所在地、合併される会社の社名・本社の所在地、合併手続き及び条件、雇用契約、合併される会社から合併を受ける会社への出資額、株式、社債の移転条件・手続き・期間、合併実施期間などの主な内容を含む。
 - b. 関連会社の社員、所有者、株主は本法の規定に従って、定款、合併契約を通過し、合併を受ける会社の営業登録を行う。この場合、合併を受ける会社の営業登録申請書には合併契約が含まれる。
 - c. 合併契約は通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
 - d. 営業登録が終わった後、合併される会社はその事業活動を終了する。合併を受ける会社は合併される会社の合法的な権利・利益を受け、未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負う。
 3. 競争法が異なる規定を定める場合を除き、合併を受ける会社が関係市場における 30%~50%の市場占拠率を占める場合、その法的代表者は合併前に、競争管理当局にその旨を通知しなければならない。競争法が別途の規定を定める場合を除き、合併を受ける会社が関係市場における 50%以上の市場占拠率を占める場合、法律規定に定める適用除外対象を除き、合併が禁止される。

第 154 条 会社の移行

有限会社が株式会社へ、又は株式会社が有限会社へ移行することができる。有限会社、株式会社（移行される会社）株式会社、有限会社（移行後の会社）へ移行する手続きは以下のとおりで

ある。

1. 社員総会、所有主、株主総会は移行決定及び移行後の会社定款を通過する。移行決定は、移行される会社の社名・本社の所在地、移行後の会社の社名・本社の所在地、移行手続き及び条件、雇用契約、移行される会社から移行後の会社への資産・出資額、株式、社債の移転条件・手続き、移行実施期間などの主な内容を含む。
2. 移行決定は通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
3. 移行後の会社の営業登録は、本法の規定に従って行う。営業登録申請書には、移行決定が含まれる。営業登録が終わった後、移行される会社はその事業活動を終了する。移行後の会社は移行される会社の合法的権利・利益を受け、未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について責任を負う。

第 155 条 一人有限会社の移行

1. 有限会社の所有主は定款資本の一部を他の組織・個人に譲渡する場合、所有主及び譲受人は譲渡日より 15 日以内、営業登録機関に社員数の変更を登録しなければならない。変更の登録後、会社は 2 名以上の社員を有する有限会社に適用される規定に従って、営業活動・管理を行う。
2. 有限会社の所有主が定款資本のすべてを一人の個人に譲渡する場合、譲受人は譲渡手続きが完了した後、15 日以内、営業登録機関に対して、会社の所有主の変更を登録し、個人である一人有限会社に関する規定に従って、営業活動・管理を行う。

第 156 条 営業活動の一時停止

1. 企業は、営業活動を一時停止することができるが、停止日より少なくとも 15 日前に営業登録機関及び税務機関に対して、一時停止期間を書面で報告しなければならない。
2. 営業登録機関及び審査機関は企業が法律規定に従わない条件付事業の取り扱いを発見した場合、当該事業の営業活動の一時停止を企業に要求することができる。
3. 営業活動の一時停止期間中も、所有主は納付されていない税額を十分に納入し、債権者への債務返済の責任、顧客及び労働者との契約の履行義務を負う。ただし、企業が債権者、顧客及び労働者と別途の合意がある場合はその限りではない。

第 157 条 企業解散とその条件

1. 企業は以下の場合に解散される。
 - a. 定款に規定された活動期間が終了したが延長決定がない場合。
 - b. 所有主（私営企業の場合）、合名社員全員（合名会社の場合）、社員総会又は所有主（有限会社の場合）、株主総会（株式会社の場合）の決定がある場合。
 - c. 連続的に 6 か月以内に、会社の社員数が本法に定める最小人数を下回る場合。
 - d. 営業登録証明書が回収された場合。
2. 会社はすべての債務及び他の財産上の義務の返済を保証する場合に限って、解体することができる。

第 158 条 企業解散手続 企業解散は以下の規定に従って行う。

1. 企業解散決定は本法の規定に従って認められなければならない。企業解体決定には、以下の主な内容を記載する。
 - a. 社名、本社の所在地
 - b. 解散理由
 - c. 発効中の契約を清算する期間と手続き、未返済債務の返済期間、債務返済期間及び契約清算期間は解散決定の承認日より起算して 6 ヶ月を超えてはならない。
 - d. 労働契約より発生した義務の処理計画

- e. 企業の法的代表者の氏名、署名
2. 定款が別途の規定を定める場合を除き、私営企業の所有主、社員総会、又は所有主、取締役会は企業資産の精算を直接行う。
 3. 承認日より 7 日以内に解散決定は営業登録機関、債権者、利害関係者及び労働者全員に送付され、本社及び支店で掲示されなければならない。法律規定に従って企業解散決定が新聞に掲載する必要がある場合、解散決定は新聞に 3 回連続でその旨を公開しなければならない。解散決定は、債務処理計画の通知書と共に債権者に送付しなければならない。通知書には、債権者の氏名、住所、債務額、債務返済期限、返済場所、返済方法、及び債権者の苦情の解決期間などを明記しなければならない。
 4. 企業債務は、以下の手順によって返済される。
 - a. 法律に定める給与、退職手当、社会保険並びに、集団労働協定及び労働規約の規定に定める他の権利
 - b. 税金とその他の債務
 - c. 解散費用
 - d. すべての債務と企業解散のための経費が支払われた後、残りの財産は私営企業の所有主、社員、株主、会社の所有主の所有物となる。
 5. 企業の法的代表者は債務のすべてを返済した後 7 日以内、企業解体書類を営業登録機関に送付しなければならない。営業登録機関は企業解散書類の受理日より 7 日以内、営業登録帳簿から企業の名称を除去する。
 6. 営業登録証明書は回収された場合、企業は回収日より 6 か月以内企業解散を行わなければならない。解体手続きは本条の規定による。上記の 6 か月が経過しても営業登録機関が企業解散書類を受けていない場合、その企業は解散したとみなされ、営業登録機関は営業登録全員（有限会社の場合）、会社の所有主（一人有限会社の場合）、取締役会全員（株式会社の場合）、合名社員全員（合名会社の場合）は、自社のみ返済債務及びその他の財産上の義務について連帯責任を負う。

第 159 条 解散決定後の禁止される活動 企業解散決定が下された後、企業及びその管理者は以下の活動を禁止される。

1. 財産の隠匿又は分散
2. 債権の放棄又は削減
3. 無担保債務から企業財産による担保付債務への変更
4. 企業解散を行う契約以外の新規契約の締結
5. 財産の質入、抵当、贈与、賃貸
6. 発効中の契約の解約
7. 他の形式による資金調達

第 160 条 企業の破産

企業破産手続きは企業破産法の規定に従う。

第 9 章 企業に対する国家管理

第 161 条 企業に対する国家管理業務の内容

1. 企業に関する法令の制定、普及及び執行指導
2. 営業登録申請の受理、経済社会発展戦略、方針、計画に基づく営業登録の指導
3. 企業管理者の営業倫理の向上、企業に対する国家管理を携わる公務員の政治資格、道徳、業務能力の向上を図りながら、企業管理者及び企業に対する国家管理を携わる公務員の訓練、育成を行い、熟練労働者の育成を進める。
4. 経済社会発展戦略、方針、計画の目標に沿った優遇政策を適用する。
5. 企業の検査、監査を行う、法律規定に従って、企業、個人、組織の違法行為を処分する。

第 162 条 企業に対する国家の管理責任

1. 政府は企業に対する国家管理を統一的に行うものとし、関係省庁と協力して 企業に対する国家管理を行う担当機関を指名する。
2. 関係省庁、政府所属機関は政府に与えられた任務及び権限をもって以下の 責任を負う。
 - a. 国家管理当局の管轄範囲内の営業条件を定期的、又は業界の要求に従って見直し、評価する。また、不必要な条件の廃止、不合理な条件の改正 を提案する。国家管理当局が任務を履行するためにその管轄範囲内の営業条件 の草案を政府に提案する。
 - b. 営業条件に関する法律規定の施行を指導する。国家管理当局はその管 轄範囲内の営業条件に関する法律規定の施行について調査、監査、違反処理を する。
 - c. 法律文書の教育普及活動を行う。
 - d. 条件付分野、業種の管理、環境保護対策の策定、環境汚染の処理、食料品の衛生安全・労働衛生安全の確保
 - e. ベトナム基準システムを策定し、ベトナム基準システムに基づく商 品・サービスの品質基準の違反処理を行う
 - f. 法律の規定する他の権限及び責任
3. 省、中央政府直轄市の人民委員会はその任務及び権限をもって、その管轄所 在地における企業を管理する。
 - a. 傘下当局、専門機関および区役所を指導して、企業に対して情報を提供し、投資及び企業発展を妨害する問題を解決し、法律規定に従って企業の検 査、監査を行い、違反処分をする。
 - b. 営業登録申請書を受理し、営業登録内容に基づいて、企業・営業世帯 を管理し、本法及び関連法律の違反を行政処分する。
 - c. 傘下当局専門機関および省直轄市の区役所に対して税法規定の施行、 営業条件の管理を指導する。上記の分野における国家管理規定の違反について、管轄内の場合、それを直接処理し、管轄外の場合、所管機関に処分を申し入れる。
 - d. 省・中央政府直轄市の営業登録機関を設置し、その職員定数を決め、 省直轄市・区役所に対して営業登録における行政違反の処分を指導する。

第 163 条 営業登録機関の組織機構・権限・任務

1. 営業登録機関は以下の権限・任務を持つ。
 - a. 法律規定に従って、営業登録申請書の受理及び営業登録証明書の発行 を行う。
 - b. 企業データベースを作成・管理する、法律規定に従って、要求のある国家機関、組織、個人へ情報を提供する。
 - c. 本法の施行に必要な場合、企業の営業状況の報告を求め、企業による 報告を催促する。
 - d. 営業登録申請書の内容に基づいて、企業検査を直接行い又は関係機関に申し入れる。
 - e. 法律規定に従って、営業登録上の違反を処分する。本法の規定に従って、営業登録証明書を回収し、企業に解体手続きを要求する。
 - f. 営業登録制度の違反に関して法律の下で責任を負う。
 - g. 本法及び関連法律に定める他の権限及び任務
2. 営業登録機関の組織機構は政府に規定される。

第 164 条 企業の営業活動の検査・監査

企業の営業活動の検査・監査は、検査・監査の法律規定による。

第 165 条 違反処分

1. 本法に違反した者は違反の性質及び程度に応じて、行政処分又は刑事責任の 追及を受ける。違反行為により、企業、所有者、社員、株主、債権者又は他者 に損害を与える場合、違反者は法律規定に従って、損倍を賠償しなければならない。
2. 企業は以下の場合において、営業登録証明書が回収される。
 - a. 営業登録書類に申告した内容が不正である場合。
 - b. 企業が本法第 13 条第 2 項により企業設立を禁止される者

による設立 される場合。

- c. 営業登録証明書を発行された後 1 年が経過しても納税番号を行って いない場合。
- d. 営業登録証明書又は本社変更証明書の発行日より 6 か月が経過しても 登録された本社での営業活動を開始しない場合。
- e. 営業登録機関に対して企業の営業活動を 12 か月連続、報告しない場 合。
- f. 営業登録機関に報告せず、1 年間連続、営業活動を停止する場合
- g. 要求を受けてから 3 か月経過しても本法の第 163 条第 1 項 c に定める 報告書を営業登録機関に送付しない場合。
- h. 禁止業務を行う場合。

第 10 章 執行条項

第 166 条 国営会社の移行

1. 2003 年の国営企業法の規定による国営企業は本法の発効日より 4 年以内、本法の規定による有限会社又は株主会社へ移行しなければならない。政府は国営企業から企業法の規定による一人有限会社への移行手順・手続きを 指導するものとする。
2. 移行期間中、国営企業に関する問題が本法に規定されない場合、或いは同一 問題について本法の規定が 2003 年の国営企業法の規定と矛盾する場合、2003 年 の国営企業法の規定を適用する。

第 167 条 国防・治安を目的とする企業

国防・治安を目的とする企業又は経済目的と共に国防・治安を目的とする企業の管理組織・活動は本法の規定及び政府の別途規定による。

第 168 条 企業における国家資本所有権の行使

1. 国家は企業における国家資本所有権の行使は以下の原則による。
 - a. 投資家として所有権を行使する。
 - b. 国家の所有資本及び財産の価値を保持、発展する
 - c. 国家資本所有権の行使機能と国家行政管理の機能を区別する。
 - d. 国家資本所有権の行使と企業の営業自主権を区別し、企業の営業自主 権を尊重する。
 - e. 所有主の権利・義務を統一的、かつ集中的に実施する。
2. 国家資本所有権の行使機関の機能、任務、権限及び組織機構は国家財産所有 権の行使方式、国家財産価値の保持・開発に関する評価方法・標準、国営企業 の再編、改善、活動効率向上の方針と対策は法律規定による。
3. 毎年、政府は国会に国家所有資本の運営状況、企業における国家所有資本・ 財産の価値の保持・開発について報告する。

第 169 条 新規国営企業の設立

本法の発効後、設立される国営企業は本法及び関連法規に定める管理組織及び活動を行う。

第 170 条 本法の発効前に設立された企業への適用

1. 1999 年の企業法に従って設立された有限会社、株式会社、私営企業及び合名 会社は営業再登録を行う必要がない。
2. 本法の発効前に設立された外資系企業は本条第 3 項に定める場合を除き、以 下のことを行うことができる。
 - a. 本法の規定に従って、再登録を行い、管理組織、営業活動を行う。この場合、再登録は本法の発効日より 2 年以内に行う。
 - b. 本法に定める再登録を行わない権利がある。ただし、この場合、外資系企業は投資許可書に記載された事業範囲内の営業活動を規定期間内に行い、政府の規定に従って、投資優遇を引

き続き受けることができる。

3. 外国投資家が活動終了後、ベトナム政府へのすべての投資財産の無償移転を約束した場合、その外国系企業は政府の規定に従って、国家審査機関の承認を得ない限り、変更することができない。

4. 労働者 10 人以上を常に雇用する営業世帯（家族経営）は、本法の規定に従って、企業設立登録を行わなければならない。

第 171 条 執行効力

1. 本法は 2006 年 7 月 1 日より発効する。

2. 本法は 1999 年の企業法、2003 年の国営企業法、企業の管理組織・活動に関する 1996 年のベトナム外国投資法の諸規定、ベトナム外国投資法の 2000 年の改正法に取って代わるものである。但し本法第 166 条第 2 項に規定される場合を除く。

第 172 条 執行指導

政府は本法の執行を詳細に指導するものとする。

本法は 2005 年 11 月 29 日にベトナム社会主義共和国第 11 会期第 8 回会議で可決された。

国会議長

（署名済み）

グエン・ヴァン・アン

改正ベトナム民事訴訟法の概要

JICA ベトナム長期派遣専門家

多々良 周作

第1 はじめに

2011年3月、成立から7年を経て民事訴訟法（2004年成立）が改正された。施行は2012年1月1日である。本報告は、改正・補充された条項についての概要を紹介するものである。今回の改正では、基本原則、管轄、証明及び証拠、第一審手続、控訴審手続、監督審手続、民事非訟事件に関する62の条項が修正・補充され、8の条項が削除された。これらの詳細については、改正民事訴訟法の仮訳¹及び第3以下の記載部分を参照されたい。

民事訴訟法の改正作業に尽力されたベトナム側関係者の方々、JICA 法・司法制度改革支援プロジェクトにおいて裁判実務改善委員会の委員としてご支援いただいた先生方、元現地専門家の方々、法務総合研究所国際協力部の関係者の方々に改めて感謝申し上げる次第である。

第2 ベトナムの裁判所制度の概要

民事訴訟法の改正項目を理解する前提として、ベトナムの裁判所制度について簡単に説明する（以下、各法令の引用については、特に断らない限りベトナム法を指すものとし、人民裁判所組織法を「裁」、各訴訟法については「民訴」、「行訴」、「刑訴」などと略称する。）。

1 裁判所の種類

ベトナムには、最高人民裁判所（以下「SPC」という。）、省・中央直轄市の裁判所（以下「省級裁判所」という。）、県・社・省直轄市の裁判所（以下「県級裁判所」）、被告人が現役の軍人である場合など定められた刑事事件のみを扱う軍事裁判所が存在する（裁2条）。SPCの中には審理機関として、SPC 裁判官評議会、刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷、控訴審法廷²があり（同18条2項）、省級裁判所には、裁判官委員会、刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷がある（同27条1項）。これに対して、県級裁判所については上記のような組織分化はされていない（同32条参照）。

¹ 改正民事訴訟法の仮訳は、西村修・前現地専門家（現東京地裁判事）による最終草案の日本語訳を基に、当職において越語原文からの逐語訳を行った。

² ハノイ市、ダナン市、ホーチミンシティ市の3か所に置かれている。

2 審級制度

(1) 二審制

ベトナムでは、二審制が採用されており（裁11条1項）、控訴審の判決・決定は言渡しの日³に法的効力を生じる（同11条2項、民訴279条6項、280条6項、行訴206条6項、207条5項、刑訴248条3項）。法的効力を生じるとこれに基づいて執行ができ（裁12条、民訴375条、行訴241条、刑訴255条）、また、民事訴訟・行政訴訟では、法的効力が生じた判決・決定の中で確定された事実関係については証明が不要になる（民訴80条1項b号、行訴73条1項b号）。

(2) 審級管轄

第一審をどの裁判所で行うかは、各訴訟法の定めに従うことになる（民訴25条ないし38条、行訴29条ないし32条、刑訴170条ないし175条）³。そして、第一審が県級裁判所であれば、その控訴審は、事件の種類に応じて省級裁判所の各専門法廷が担当し、第一審が省級裁判所であれば、その控訴審は、SPCの控訴審法廷が担当することになる（裁20条2項、28条2項参照）。

(3) 監督審・再審

法的効力が生じた判決・決定に、法律違反や新しい事情が発見された場合、これを是正する手続として監督審・再審という制度が存在する（裁11条2項、民訴282条・304条、行訴209条・232条、刑訴272条・290条）。監督審・再審の手続を行う裁判所は、①県級裁判所の判決・決定については省級裁判所の裁判官委員会、②省級裁判所の判決・決定についてはSPCの各専門法廷、③SPC控訴審法廷及び各専門法廷の判決・決定については、SPC裁判官評議会が、それぞれ担当する（民訴291条・310条、行訴219条・238条、刑訴279条・296条）。

3 審理主体

裁判所の審理は集団で行うことになっており（憲法131条、裁6条）、原則として、第一審では、裁判官1

³ 各専門法廷への事件の割り振りについては、決議1号5/1/2005.NQ-HDTPに規定が置かれている。

人、人民参審員2人から構成される合議体により審理が行われ（民訴52条、刑訴185条、行訴128条）、控訴審では、裁判官3人による合議体による審理が行われる（民訴53条、刑訴244条、行訴192条）。監督審・再審においては、SPCの各専門法廷が担当する場合には3人の裁判官による合議体になるが、その他の場合は、合議体である省級裁判所の裁判官委員会ないしSPC裁判官評議会が審理を行う（民訴54条、行訴218条・238条、刑訴281条・297条）。民事非訟事件については単独審理を認めるなど例外的な規定が置かれている（民訴55条）。

第3 改正条項の概要

- 1 管轄
- 2 個別決定の破棄権限
- 3 検察官の手續関与
- 4 当事者の権利
- 5 当事者の適法な権利利益の保護人
- 6 証拠収集
- 7 提訴時効・要求時効
- 8 提訴状の返却
- 9 和解手續
- 10 一時停止決定、停止決定
- 11 公判期日の欠席
- 12 控訴審
- 13 監督審
- 14 特別手續
- 15 非訟事件の手續

1 管轄

(1) 裁判所の管轄に属する民事訴訟・非訟事件⁴の追加

ベトナムの民事訴訟法における管轄の規定は、列記主義がとられており、「法律に規定のあるその他の・・・」という包括規定によって新しい類型の事件の管轄を認める余地を残している。そして、現実に民事訴訟法以外において当事者に対して裁判所に解決を求めることを認める規定があり、それらの事件が上記包括規定に取り込まれるものと考えられるものの、裁判所ごとに当該事件が

⁴ 民事非訟事件とは、裁判所に解決を請求できる事件の中で紛争性を有しないものであり（民訴311条）、民事訴訟事件と対比されるものである。日本における訴訟・非訟の区別とは意味合いが異なることに注意が必要である。民事非訟事件の手續は、例えば、単独裁判官による審理を認めていること（55条）、申立書の審理期間や期日の準備期間が短いこと（320条、331条等）、検察官の出席が必要であること（21条）など、簡易・迅速性、あるいは公益性に基づく違いが見られるが、民事訴訟事件の規定もこれらの性質に反しない限り適用される（311条）。

訴訟事件なのか非訟事件なのかについての見解が統一されておらず、場合によってはそもそも管轄自体を認めないという理由で提訴状や申立状を返却する例が見られた（168条1項e号、311条参照）。

そこで、裁判所の管轄に関する統一的理解・運用を確保するため、民事訴訟法以外に裁判所の権限を認めている公証法45条⁵（公証文書⁶の無効宣言）、民事判決執行法74条1項（共有財産の持分の確定）⁷、同法102条1項⁸（財産競売の結果に関する紛争）、の各規定と合わせる形で管轄の規定が補充された（公証法45条関係につき25条9項、26条6項、民事判決執行法74条関係につき25条10項、26条7号、同法102条1項関係につき25条11項）。

これに応じて、土地管轄（35条2項）の規定、選択による管轄（36条2項）の規定が整理・補充され、公証文書の無効宣言要求に関する事件手續についての規定も補充された（339条a～cの補充）。

(2) 県級人民裁判所の管轄の拡大

県級裁判所の管轄を拡大していくという司法改革の方

⁵ 公証法45条 公証文書の無効の宣告を提議する権利を有する者
公証官、公証を要求した者、証人、関連する権利義務を有する者、権限のある国家機関は、公証に法律違反があるとの根拠があるときは、裁判所に対して、公証文書の無効を宣告することを提議する権利を有する。
⁶ 公証文書に記載された事実は不要証事実とされている（民訴80条1項c号）。
⁷ 民事判決執行法 74条1項 共同所有財産に対する強制執行

執行官は、判決執行債務者との者が共同して所有する財産（土地使用権を含む）に対する強制執行をする前に、共同所有者に対し、強制執行について通知しなければならない。共同所有者は、訴えを提起して、裁判所に対し、その共有財産に対するその者の所有持分を確定するよう要求する権利がある。共同所有者が上記の通知を受けてから30日の期限内に訴えを提起しない場合は、判決執行債権者又は執行官は、裁判所に対し、その共有財産のうちの判決執行債務者の所有持分を確定するよう要求する権利がある。

夫婦の共同所有権に属する財産について、執行官は婚姻及び家庭に関する法律の規定に従い、夫、妻の所有持分を確定し、夫、妻に対して通知する。妻又は夫が同意しない場合は、持分が執行官により確定された日から30日の期限内に、裁判所に対して、訴えを提起して、共有財産の分割を要求する権利がある。上記期限が過ぎて、当事者が訴えを提起しないときは、執行官は財産の処理を進行し、判決執行債務者の夫、妻に対してその者の所有権に属する財産部分の価値を清算しなければならない。

⁸ 民事判決執行法 102条 財産競売の結果の破棄
1項

当事者、執行官は、裁判所に対して、訴えを提起して、財産競売の結果についての紛争を解決するよう要求する権利がある。

針に従った改正である⁹。紛争の複雑性や困難性に関わらず、原則的には県級裁判所がすべての事件について第一審裁判所としての管轄を有することになった（詳細は解説末尾の表を参照）。

なお、ベトナムでは、法律を根拠としてある事件の管轄権を与えられた裁判所のみがその事件の管轄権を有するという考え方を取っているため、法律上の管轄裁判所と異なる当事者間の管轄の合意については、審級管轄の場合はもちろんのこと、土地管轄に関する合意についても無効となる。また、土地管轄に関する民事訴訟法 35 条 1 項は、被告の普通裁判籍（a 号）、当事者間の書面による合意がある場合には原告の普通裁判籍（b 号）、不動産に関する紛争については不動産の所在地（c 号）、をそれぞれ管轄する裁判所の管轄に属することが定められているところ、明文の規定はないが、c 号が適用される場合には、a 号及び b 号の適用が排除され、b 号が適用される場合には a 号が排除されると理解されている¹⁰。

(3) その他

民事訴訟法 31 条を改正して、1 項において、調停が成立した後に債務者が履行しない場合や本旨に従った履行をしない場合にも裁判所への訴え提起を認めることとし、また、2 項においては、労働法の規定に合わせて規定を改正した。

2 個別決定の破棄権限

(1) 改正の趣旨

1989 年 11 月 29 日の民事訴訟解決手続に関する政令 12 条は、「他の機関又は組織の決定に関する裁判所の権限」として、「民事訴訟事案について審判を行う場合、裁判所は、関係裁判所の管轄権に属する事案において、他の機関又は組織が当事者の法的権利を侵害して行った、明らかに違法な決定については、これを取り消す権限を有する。」と定めていた。2004 年民事訴訟法でこれを廃止した後は、裁判所は上記のような決定を発見したとしても、これを取り消す権限がなかったため、その決定を発布した機関が自ら取り消すよう促すことできるとどまっていた。当事者が行政訴訟を提起しようにも提訴時効が経過していることも多く、また、仮に行政訴訟によ

⁹ 現在、第一審事件のうち、県級人民裁判所が担当しているのは 90% から 92%、省級裁判所が担当しているのは 8% から 10% 程度とのことである。

¹⁰ なお、バクニン省民事訴訟 Q&A 問 4 において、被告の住所地（35 条 1 項 a）と義務履行地（36 条 g 号）の両方に管轄がある場合には原告が選択できる旨の説明があるので、35 条の土地管轄と 36 条の選択管轄の関係は併存すると理解しているように思われる。

ったとしても、判決に行政機関が従わないという問題も生じていた。そこで、32 条 a として上記政令の規定に相当する規定を補充した。

(2) 取消の対象となる決定

取消となる対象となる決定について、上記政令では、単に「決定」としていたところ、補充された規定によれば「個別決定」としている。この趣旨は、法規範文書公布法における決定（国家主席・首相等々によるもの）は排除するところにある。個別決定にあたるものとしては、特定の者を対象とする報償や懲戒の決定、一定の地位への任命決定などである。

(3) 管轄の特則

取消の対象となる個別決定が、取消訴訟の対象となる行政決定であることが想定されていることから、行政訴訟法との整合性を確保するために、管轄裁判所については行政訴訟法 29 条、30 条に従うこととされている。

県級裁判所の管轄とされている民事訴訟・非訟事件において、問題となっている決定を仮に行政訴訟上の取消訴訟によって取り消す場合の管轄裁判所が省級裁判所となる場合には、事件全体が省級裁判所の管轄に属することになる。

(4) 裁判所の裁量による取消しの可否

32 条 a1 項には、当事者による要求の有無を要件としていないことから、当事者の要求がなくとも裁判所が職権により取消が可能かどうか問題となる。起草担当者の見解によれば、32 条 a2 項において「破棄を要求された」と規定していることを理由に、当事者の要求を要件とするべきであるという説明がされている。

3 検察官の手続関与

(1) 改正の趣旨

2004 年民事訴訟法 21 条は、「人民検察院は、民事訴訟・非訟事件が適時、適法に解決されることを保障するために、民事訴訟における法遵守を検察し、法律の規定に従い、要求、建議、異議申立ての権利を行使する。」（1 項）、「人民検察院は、裁判所が証拠を収集し当事者が不服を申立てた事件、裁判所の管轄に属する民事非訟事件、裁判所の判決、決定に対して検察院が異議申立てをした事件について、公判期日に参加する。」（2 項）としていた。これに対しては、「当事者が裁判所の証拠収集に不服申立てをしていないため、当事者が検察院の関与を要望しているにもかかわらず検察院が関与できない。多くの

手続上の違法が存在するにもかかわらず、異議申立期限内にこれらを発見することができず、民事訴訟・非訟事件の解決が客観性を欠く結果を招いている。特に国家の財産に関する事件や、当事者が社会的に弱い立場にある者である事件では問題は大きい。」旨の指摘がされていた。今回の改正では、このような考えを背景に、法遵守の検察の実効性を高めるとともに、客観性を確保し、法律違反を低減させるという趣旨に基づき、検察院の事件の立会を拡大するとともに、さらにその趣旨に沿うものとして、各手続段階における検察官の関与の機会を増やすなどの改正を行った。

(2) 改正の内容

ア 立会対象事件の拡大

上記の改正趣旨に基づき、民事訴訟事件については、裁判所が証拠収集を行った事件については当事者からの不服申立の有無を問わず検察官の立会が義務化された（これに伴い検察院の立会の要件となっていた裁判所の証拠収集に対する不服申立に関する規定（85条3項2文、58条1項c）が削除された。）。その他、紛争の対象が公用財産、公共の利益、土地使用権、住宅である事件、当事者の一方に未成年、心身に障害のある者がいる事件について検察官の立会が義務となった。

従前、控訴審の公判期日の立会については、検察院が異議申立てをした事件、第一審で立会った事件のみが立会義務があったところ、全事件に対象を拡大した（264条2項参照。なお監督審・再審についてはもとより立会義務がある。292条1項・310条）。これは控訴審の判決・決定も、再審・監督審の決定と同様に即時に法的効力が生じるため（控訴審判決につき279条6項、控訴審決定につき280条6項、監督審決定につき302条、再審決定につき301条・302条）、その更正・回復が困難となるとの考えからである。

検察官が立ち会う事件では、検察官は、第一審においては、事件解決過程における裁判官、審理合議体の法律遵守、事件受理から審理合議体の評議時点までの訴訟参加人の活動について意見を発表し（234条1項）、控訴審においては、控訴審段階における民事事件の解決過程における法律遵守に関する検察院の意見を発表することになる（273条a）¹¹。

イ 各手続段階における関与

2004年民訴法においても、事件の受理通知（174条1項）、事件の分離・併合決定の通知（38条3項）、緊急保

全処分に関する決定の通知（123条2項）、当事者の合意の承認決定の通知（187条1項）、事件の停止決定・一時停止決定の通知（194条2項）、事件を公判に付する決定の通知（195条2項）、公判期日の延期決定の通知（208条3項）、判決書の交付（241条）など、重要な手続上の行為ないし決定については、裁判所から検察院への通知等が義務づけられていた。今回の改正では、新たに、受理後に別の裁判所へ移送した場合の通知（37条1項）、提訴状の返却の場合の通知（168条2項）を義務付けることになった。

また、裁判所は、検察院立会事件の場合には、事件を公判に付する決定を出した後、検察院に対して、記録を送付して記録を検討する機会を与えなければならないことになっている（195条3項）¹²。これに対して、控訴審に関しては、従前、行政訴訟の場合と同様（行訴法200条）、控訴審の事件の受理後に、記録を送付することになっていたが、第一審と同様に、事件を公判に付する決定を発した後に記録を送付することになった（262条）。

ウ 証拠収集に関する権限

証拠収集に関しては、第一審判決に対する異議申立て、監督審・再審手続に従った異議申立てを十分に行うために、当事者のみならず関係者・機関・組織に対して証拠提出を要求することができるものとし（85条4項）、さらに、事件解決を目的とした証拠提出要求権を与えた（94条2項）。これに伴い、資料・証拠提出責任に関する一般規定においても、義務履行の名宛人として検察院の文言が加わった。

4 当事者の権利

(1) 自己決定権の明記

当事者の自己決定権に関する規定については、5条に一般規定が存在し、具体的な規定として、合意成立後の審理の不継続要求（192条1項d）、訴えの取下げ（217条）、訴えの変更（218条）などの規定が置かれていたが、当事者の権利として明確な根拠を与えるのが望ましいという考慮から、当事者の権利を列挙した58条2項のa号に明記した。

(2) 論争権の保障

共産党政治局決議8号決議は「裁判所の判決は証拠、検察官、弁護士、被告人、証人、原告、及び利害関係人

¹¹ 行政訴訟における第一審・控訴審の各公判期日で行う検察官の意見陳述と同様である（行政訴訟法160条、204条3項）

¹² 行政訴訟法では、裁判所は、検察院に対して事件を公判に付する決定の送付とともに記録を送付するものとされているところ（行訴124条）、民事訴訟法には、検察官への記録の送付時期について明確にした規定がない。

の意見を十分かつ全面的に考慮した上で公判における弁論結果を主に根拠にしなければならない。」として、これを司法活動の重要な任務の1つとして挙げており、2004年民事訴訟法においても、これに沿う各種規定（6条、9条、58条、62条等）が置かれていたが、今回の改正では23条aを補充して直接的に論争を保障する規定を置いた。この規定は、訴え提起から事件解決に至るまでの当事者の各権利の基となる手続保障に関する原則規定として理解されている。

また、同決議49号は「民事訴訟手続を引き続き整備する。各当事者が、主体的に証明する根拠を収集し、自分の合法的な権利と利益を保護することができるための条件を整える」との目標を掲げており、これに沿うものとして、今回の改正において、裁判所の許可を受けて、事件に関連する問題について他の者に質問し、また対質を実施することを権利として認めることになった（58条2項o）。

(3) その他の当事者の権利の拡充

事件の解決は関連する権利義務を有する者にも影響を与えるため、それらの者が事件の解決手続に参加することを保障する必要があるとの考え方から、原告に限らず被告を含めた当事者の権利として、関連する権利義務を有する者を訴訟に参加させるよう裁判所に提議する権利を認めた（58条2項n）。

一時停止決定¹³に関して、決定の効果を直接受ける立場にある当事者の利益に配慮して、原告のみならず被告を含めた当事者の権利として、裁判所に対して事件の解決の一時停止を提議する権利を認めることになった（58条2項x）。

被告が、関連する権利義務を有する者に対する反訴要求を立てることを認めた（176条）。これに関連して、被告の反訴要求及び関連する権利義務を有する者の独立要求については、公判に付する決定が出るまでにする必要があることが明記された（176条、177条）

なお、監督審・再審手続に従った異議申立てについての提議権（58条2項t）については監督審手続の改正の箇所を参照されたい。

5 当事者の適法な権利利益の保護人

ベトナム民事訴訟法には、代理人（73条）とは別に当事者の適法な権利利益の保護人（63条）という者が存在し、弁護士などが保護人になることができる¹⁴。今回の改正

は、ベトナム法律扶助法（69/2006/QH11）20条1項が、「法律扶助を提供する者は、法律扶助官及び法律扶助の参加者である。」と定め、21条¹⁵3項b号は、法律扶助の1つとして「訴訟手続に、被疑者、被告人を弁護するために適法な代理人の資格で参加する。刑事事件の当事者の権利利益の保護人として参加する。当事者の代理人又は適法な権利利益の保護人として、民事訴訟・非訟事件、行政事件に参加する。」と定めていることを受けて、63条2項b号をもって、法律扶助官及び法律扶助の参加者に対しても、当事者の適法な権利利益の保護人となる資格を与えたものである。一方、公安関係者を欠格事由として追加した（63条2項c号の改正）。

6 提訴時効・要求時効

民事訴訟事件の提訴時効、民事非訟事件の要求時効の適用に関しては、第一次的に法律の定めに従うことを前提¹⁶に、法律の定めがない場合の処理として、時効が適用されない類型¹⁷を規定し、それ以外についての時効期

利・義務を定めた64条を見ると、手続の参加、証拠収集、裁判官や人民参審員等の手続進行者の変更要求などができるものの、代理人（74条参照）と異なり、当事者の権利義務を代理して行使するものではない。代理人には、法定代理人と委任による代理人が存在することから（73条1項）、弁護士が委任による代理人になることには問題はないと考えられる。なお、行政訴訟法も同様に代理人と保護人の区別がある（同法54条、55条参照）。

¹⁵ 法律扶助法21条 法律扶助官

1. 法律扶助官は、ベトナムに永住しているベトナム国民であつて以下の条件を十分に満たす者である。

a) 完全な民事行為能力があり、良い品質、道徳を備えていること

b) 法学士を取得していること

c) 法律扶助業務の訓練を受けたことの証書があること

d) 2年以上法律活動に従事した時間があること

d) 任された業務の完遂を保障する健康状態であること

2. 法律扶助官は国家公務員であつて、国家法律扶助センターに勤務し、省・中央直轄市の司法局局长の提議に基づき、省・中央直轄市の人民委員会主席により、法律扶助官カードを授与される。

3. 法律扶助官は以下の法律扶助を行う。

a) 法律相談

b) （上記引用のとおり）

c) 法律に関連する職務を行うために法律扶助を受ける者のために訴訟外で代理すること

d) その他の方法による法律扶助を行うこと

¹⁶ SPC理論研究所の説明によれば、複数の異なる法規範文書に規定されている民事訴訟事件の提訴時効については、ある専門分野に関連する紛争が生じている場合には、民事訴訟事件の時効は、その専門分野の法律の規定に従って確定することになるとのことである。例えば、保険契約に関する紛争は、契約に関するものであつても民法427条（2年）ではなく、保険営業法30条の規定に従い3年となる。また、労働に関する紛争は、労働法167条の区分に従い、6か月、1年、3年となる。

¹⁷ 民法160条には、提訴時効の適用がない民事訴訟・非訟事件

¹³ 理論上は、当事者の申立の有無を問わず裁判所の裁量により行うことができる。

¹⁴ 63条2項a号において保護人の資格として弁護士が第1に挙げられていることからすると、主として弁護士が保護人として活動することが想定されていると思われる。しかし、その権

間を定めるとい形式に規定を修正した（159条3項、4項）。

(1) 時効が適用されない民事訴訟事件

提訴時効が適用されない類型としては、①財産の所有権に関する紛争、②別の者が管理、占有する財産の取戻しに関する紛争、③土地法の規定に従った土地使用権に関する紛争という3つの類型¹⁸が挙げられている。この点について、SPC理論研究所は以下の説明を加えている。

ア 時効取得が適用される場合

所有権に関する紛争の場合は、提訴時効が適用されない場合（例えば上記②に該当する不動産の取戻しに関する紛争）であっても、時効取得に関する民法247条（動産につき10年、不動産につき30年）が適用される¹⁹。

イ 知的所有権に関する紛争

知的所有法には提訴時効の規定はないが、知的所有法27条に定める各権利の保護期限に従って提訴時効を適用する。

ウ 民事取引が存在する場合

上記①、②に該当する紛争が民事取引によって発生している場合（売買、贈与、交換、貸借のように財産の移転があるもの）、民法に個別に提訴時効の規定があればその規定が適用される²⁰。

財産の保管契約、財産の賃貸借契約、請負契約、加工契約、運送契約のような民事取引については、契約に関する紛争として訴えを提起した場合には、民法427条に規定する提訴時効（2年）及び専門分野の法律に規定されている提訴時効を適用するが、当事者が財産の取戻しとして訴えを提起した場合には、仮に上記各時効期間が過ぎていたとしても、裁判所は事件を受理して解決する

として、「国家所有形態に属する財産の返還要求」（1項）、「侵犯された人格権の保護に対する要求」（2項）が掲げられており、改正はこの規定を意識したものと理解される。

¹⁸ SPC理論研究所が示した例としては、財産の所有権の帰属に関する紛争、夫婦共有の財産分割に関する紛争、離婚後の共有財産分割に関する紛争、多数人が共同所有に属する財産に関する紛争、土地又は住宅に固着して作られた工作物に関する紛争、土地の使用権の帰属に関する紛争、土地使用権の境界に関する紛争がある。

¹⁹ 取得時効の規定を適用する前提として、被告の主張（すなわち時効の援用）が必要なかどうかは不明である。

²⁰ 民事取引が無効となる場合に関する規定（無効事由、提訴時効、効果等）について定めた民法128条ないし138条を想定した説明と思われる。

ことになる²¹。

(2) 時効が適用されない民事非訟事件

個人の人格に関する民事権²²に関連する民事非訟事件についての時効が適用されないことを規定した。例えば、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言要求（321条）、人の民事行為能力喪失の宣言決定又は民事行為能力制限の宣言決定の取消しの要求（322条）、人の失踪宣言の要求（330条）、人の失踪宣言決定の取消しの要求（333条）、人の死亡宣言（335条）、人の死亡宣言決定の取消しの要求（338条）、未成年者の子に対する父親、母親の一部の権利の制限についての要求（婚姻家庭法41条）などである。

7 提訴状の返却

ベトナムでは、訴えの提起があった後、一定の事由がある場合（168条1項各号）、提訴状を返却して、事件を受理（171条）しない、あるいは受理した後であっても事件を停止する決定を出した上で提訴状を返却するものとされている（168条、192条参照）。主な事由としては管轄²³や訴訟能力の有無、提訴の条件が十分か²⁴どうかなどである。従前、168条1項a号において、提訴状の返却事由の1つとして「提訴時効が満了した。」ことが列記されていたため、提訴時効の期間が過ぎていれば、提訴状審査の段階で被告の主張を待たずに提訴状を返却するという制度となっていた。提訴時効に関しては審理の中で証拠に基づいて判断する必要があるとの考えから、旧a号を削除し、裁判所は提訴時効が満了していることを理由として訴状を受理しないということは許されなくなった。公判準備期限内に提訴時効が完了していること

²¹ この説明によれば、同じ物に対する契約上の返還請求権と、所有権等に基づく返還請求権は、別個のものとして併存すると考えているようである。

²² ベトナム民法では「民事権」（quyền dân sự）という言葉がよく使用されている。民事権の内容として、「quyen nhan than」（人格権）、「quyen so huu」（所有権）、「quyen thua ke」（相続権）、「cac quyen khac doi voi tai san」（その他の財産に関する権利）含まれること（ベトナム民法15条）からすると、民事上主張することができる権利一般であると理解するのが妥当であろう。

²³ 提訴状を受け取った裁判所に当該事件の管轄がなくても他の裁判所の管轄に属する場合には、提訴状を当該管轄裁判所に送付するが（167条2項）、そもそも裁判所の管轄外の事件であれば、提訴状を返却することになる（同3項、168条1項e号）。受理後の場合は、上記の区別に従い、管轄裁判所へ事件の移送する決定をする（37条）か、事件の停止決定をして提訴状を返却することになる（192条）。

²⁴ 「提訴の条件」の例として、例えば、和解手続の前置が法定（土地紛争や労働紛争等）されている場合にその手続を前置していることを指すようである。

がわかった場合には、192条1項h号に基づき事件を停止した上、提訴状を返却することになる（192条2項）。

その他、訴訟費用を納付しない場合にも提訴状を返却することを明らかにするほか（168条1項c号）、提訴状の返却がされた場合に再度の提訴を認める場合（168条3項）、提訴状の返却に対する不服申立の手續に関する規定（170条）が整備された。

8 証拠収集

(1) 2004年民事訴訟法の証拠収集に関する規定の概観

ア 証拠提出責任・証明責任

民事訴訟法6条1項は、一般的な当事者の証拠提出義務・証明義務を規定し、2項は、裁判所はこの法律が定める場合にのみ証拠を確証し、又は収集する旨を定めている。58条は当事者の義務として証明義務等に関し各論的な権利義務を列記しているところ、c号（改正前）において「自分自身ができない事件の資料、証拠の確証、収集を裁判所に提議し又は証人の召喚、鑑定意見徴求、査定を裁判所に提議する。」旨定めている。79条には当事者の立証義務の規定があり、同条4項は証明不能の場合にはその責任を負うと規定している。84条でも証拠の提出義務が規定され、85条1項に裁判官による当事者への追加証拠提出を求める場合、同条2項で当事者の申立による裁判所の証拠収集方法が規定されている。173条には裁判官の任務が規定されている。

イ 個人・機関・組織（以下「個人等」という。）に対する証拠提出要求

文言上明らかではないものの相手方当事者も適用対象になると考えられている。7条が、一般的な提出責任を定め、85条2項は裁判所の証拠収集方法の1つとして規定し、94条2項において当事者の申立権を定め、389条に罰則が規定されている。94条2項によれば、個人等に対する証拠提出要求は、「証拠収集のために必要な措置を執ったにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合」に申し立てることができることになっている。

ウ 裁判所による証拠収集方法

上記イを含めて裁判所の証拠収集方法として改正前の85条2項に列挙されているのは、当事者・証人からの供述聴取、鑑定意見徴求、財産査定、現場検討・検証である。そのほかに対質（88条）、証拠収集の委託（93条）の規定もある。各証拠収集方法については、86条以下に

それぞれの手続等が規定されている²⁵。

エ 証拠提出・証拠収集の時期

「提訴状には提訴の要求に根拠がありかつ適法であることを証明する資料、証拠を添付」することになっており（改正前164条2項i号、改正後164条3項）、訴えの提起時において一定の証拠を提出する義務がある。提訴状の受理後は主に公判準備期限内（179条）において当事者の証拠提出・裁判所による証拠収集が行われる。証拠提出の期限を定めた規定はない。

(2) 改正の内容

ア 裁判所による証拠収集

改正前の85条2項は、裁判所が証拠収集を行うことができる場合について、「当事者が自分自身で証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合」としていたところ、改正により「本法典の規定する各場合」に変更した。この改正については、当事者の証拠収集の申立がなくとも裁判官が積極的に証拠収集を行うことを認めるものと理解する立場もある。しかし、そもそも本法典（民事訴訟法）に規定する場合としている以上、86条以下に定める各証拠収集方法を行う要件を満たしていることが前提である上、当事者に対して証拠提出義務や証明義務を課した6条、79条、84条1項の趣旨も考慮すると、原則として、当事者の申立があったときに裁判所は証拠収集方法を採用することができる、とするのがSPCの立法担当者の見解である。

イ 財産査定

財産査定は、金融機関から構成員を得て査定評議会を設立して、議長以下の全構成員が参加して財産の査定を行うという制度である（92条）。ベトナムでは、財産評価における専門性・客観性を保つという趣旨から、財産の評価が必要な場合には、査定評議会による査定を経なければならないと考えられている。ところが、実務上、構成員の派遣を要請された金融機関が協力的でないとか、査定評議会の議長になることを拒否するなどの事例が多く、査定評議会による査定実施に困難を生じさせており、場合によっては当事者が裁判所に対して、自ら依頼した評価機関の評価額を認めるよう求めることもあった。そこで、当事者に対して財産の価格を査定する組織の選択について合意する権利を認め、また、価格査定評議会の構成員に関する資格や構成員の派遣を求められた関係機

²⁵法文上、当事者の申立を必要としているのは、鑑定（90条1項）、当事者等に対する証拠提出要求（94条）のみである。

関の責任について補充した。さらに、当事者の申立を要件として、査定評議会の査定に対する審査制度を新しく設けた。これらの改正に対応して、16条（「査定評議会の構成員」の追加。）、82条8項及び85条2項c号（「財産査定審査」の追加。）において若干の補充が行われた。

ウ その他

再鑑定を行う場合の鑑定人の資格について原鑑定人を排除するなどの整備を行った（90条4項）。85条2項に列記されていなかった対質、証拠収集の委託について、裁判所の行う証拠収集方法に加えた。

9 和解手続

民事訴訟法10条は、「裁判所は、この法律の規定に従って和解を行い、当事者が互いに民事訴訟・非訟事件の解決の合意に達することができる状況を作る責任を負う。」と規定し、180条は「裁判所は、事件の第一審の準備期間中に当事者が事件の解決に関する合意に達するよう和解を行わなければならない。」として、裁判所は、提訴状の受理後に始まる公判準備期限内において、和解ができない事件（180条、181条）を除き、和解を行うことが義務付けられている。当事者間で合意が成立した場合、7日間の再考期間を経た後に裁判所が和解を承認する決定を出す（187条）。この決定に対しては、当事者は控訴・検察院は異議申立てができる（188条）。

これまでの民事訴訟法には、和解の方法と手続に関する規定がなく、和解の原則として若干の指針が示されていたにすぎなかったため（180条2項）、和解を担当する裁判官が、和解を行うことを躊躇したり、場合によっては裁判官ではなく書記官が和解手続を行うことがあったようである。そこで、統一的な運用を確保して和解の成立を高めるという趣旨に基づき、和解の方法・手続について184条を改正するとともに、185条aを補充した。

10 一時停止決定、停止決定

(1) 制度の概要

裁判所は、事件を受理した後、公判準備期限内における当事者・裁判所による証拠収集、和解の結果を踏まえて、当事者間の合意を承認する決定、事件の解決を一時停止する決定、事件の解決を停止する決定、事件を公判に付する決定、のいずれかを発する（179条2項）。189条に列記されている事由（当事者の死亡等）に該当する場合に事件が一時停止されるが、その事由がなくなれば事件は再開する（191条。例えば相続人が事件を承継した場合。）。一方、事件の停止事由がある場合には、提訴状が返却されることになり（192条）、事件は終了する。

これらの規定は、概ね控訴審でも適用される（259条、260条1項）。

(2) 改正の内容

これらの制度に関連して、今回の改正では、既に述べたとおり、当事者の権利として、一時停止を求める権利を明記するとともに（58条2項x号）、一時停止事由を追加（司法委託の結果を待っている間に解決期限が満了した場合）し、提訴時効の満了を提訴状の却下事由から除外したこと及び欠席に関する規定を改正したことに合わせた停止事由の整理（192条1項e号、h号）を行った。また、事件を停止した場合に、訴訟費用の予納金の返還をするのは、従前、提訴状の返却事由がある場合のみであったところ、訴えの取下げの場合及び当事者の破産開始決定がある場合にもこれを認めることになった（193条3項参照）。

控訴審における事件の停止に関しては、当事者の控訴・検察官の異議申立ての一部取下げの処理及び停止決定の主体について明記した（260条1項c号、2項、3項）。

11 公判期日の欠席

(1) 改正の背景

2004年民事訴訟法199条1項、200条1項、201条1項、203条については、原告、被告、関連する権利義務を有する者、権利義務の保護人（以上4者について「当事者等」と総称する。）について別個に欠席についての取扱を定めていたことから、それぞれ1回までは欠席が可能であって、その都度公判期日が延期されるという理解を前提に、当事者が、順番に欠席して公判期日を延期させ、引き延ばしや公判での困難を生じさせることを可能にさせており、関係当事者の正当な権利利益を侵害するものと指摘されていた。特に当事者が複数の事件の場合にその弊害の大きさが問題となっていた。

(2) 改正の内容

そこで、当事者等の欠席に関する規定を整理して199条に一本化し、欠席の回数を当事者等全体として把握するものとし、当事者等が最初の期日に欠席した場合には公判期日を延期するが、2回目の召喚にかかる期日に不可抗力によらないで欠席した場合には、原告の要求や関連する権利義務を有する者の独立要求といった事件毎に、裁判所は、その者の欠席で審理を進めるか、原告の要求や独立要求²⁶について放棄と見なして事件の停止決定を

²⁶ 被告の反訴要求がどのように扱われるかについて明文の規

出すこととした。これによって、手続上の権利を保護する一方で、裁判を引き延ばして他方当事者や裁判所に困らせるために欠席という手段を利用することを防止するためである。また、控訴審においても同様の改正が行われた（266条参照）。

この改正により、200条、201条、203条の全体、59条（原告の権利・義務）、60条（被告の権利義務）における欠席に関する規定が削除されることになった。

12 控訴審

これまで触れた改正点（検察官の関与に関連する257条、262条、264条、273条a、停止に関する260条、欠席に関する266条）のほか、控訴審において原判決の一部破棄ができることを明らかにし、これに併せた補充を行った（275条3項、277条）。

また、271条1項の「当事者が事件の処理について相互の合意に達することができず、当事者がその控訴を維持し又は検察院がその異議申立てを維持する場合」という文言のうち前段を削除した²⁷。

13 監督審

(1) 制度の概要

監督審手続は、既に述べたとおり、法的効力を有する判決・決定に、法律違反がある場合に異議申立てに基づきこれを是正する手続である。具体的な異議事由は①判決、決定中の決定部分が、事件の客観的事情と合致していない²⁸、②訴訟手続の重大な違反がある、③法律の適用について重大な誤りがある、場合である。監督審による審理は、異議申立権者が異議申立てを行うことによって開始される（282条、283条）。異議申立権者は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定以外の判決・決定については、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官であり、県級裁判所の判決・決定については、さらに省級裁判所の長官、省級検察院の長官が加わる（285条）。監督審決定では、原審の判断を支持する、原審の判断を破棄して

定がない。

²⁷ この改正については「理解を容易にするため」と説明されている。控訴審では、第一審と異なり和解手続を行うことは義務とされていないところ、改正前の文言は、公判審理の条件として和解手続が前置されていることが公判審理の条件とも読めることから生じる誤解を解消しようとしたものではないかと推測される。

²⁸ 事実誤認のようにも見えるが、監督審が法律違反を是正することを目的とするものであること、これにあたる具体例として「貸した金は弁済されたとの事実を認定しながら、被告に貸金返還を命じた場合」が挙げられていること（ICDNews21号81頁参照）からすると、法律の適用の誤りの一類型とも考えられる。

原々審の判断を支持する、原審の判断を破棄して審理を差し戻す又は事件の停止決定をすることになる（297条）²⁹。

2004年民事訴訟法においては、事件の当事者は、法律違反を見つけた場合、上記異議申立権者に対して書面でその旨通知することができるとされていた（284条1項）。

(2) 改正の内容

監督審手続に基づく異議申立権者に対する通知に関してはその文面・要式を規定していなかったため、求める内容を明記しない恣意的なものや法的効力が生じた判決・決定の執行を遅延させる目的による理由のない不服申立が多数あり、これによる業務の負担の解消が課題となっていた。一方、当事者が、不当な裁判所の判断に対して、異議申立権者への通知をすることしかできないというのは当事者の権利保障の観点から問題があると言われていた。そこで、当事者に対しては、異議申立権者に対して、異議申立をするよう提議する権利を付与するとともに（58条1項t号）、当事者の不服申立に関する責任を一定程度持たせるという趣旨に基づき、文書の提出及び添付資料の提出に関する具体的規定を補充することになった（284条a、b）。また、当事者による提議の期限（1年、284条1項）が定められた。また、異議申立権者による異議申立期限については、原則3年としつつ、異議申立の期限を過ぎた後に判決・決定に誤りが見つかった場合の救済として、2年の延長があり得ることが定められた（288条2項）。

監督審決定において一部破棄ができる旨明記するとともにそれに伴う規定の整理を行った（297条、299条）。

14 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する特別な手続（16章a）

この特別手続は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定³⁰に、法律の重大な違反を確認できる根拠がある又は決定時に知り得なかった決定を基本的に変更させる重要な新しい事情が発見された場合に、①国会常務委員会の要求、②国会司法委員会の建議、③最高人民検察院長官の建議、④最高人民裁判所長官の提議、がある場合に、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を、最高人民裁判所裁判官評議会自身が再検討する手続であり、新たに新設された（310条a）。最高人民裁判所裁判官評議会は、検討の結果、理由があると認めた場合には、自身の監督審ないし再審決定を破棄した上、法的効力を有する下級裁

²⁹ したがって、既に存在する実体判断を変更して新しい判断を示すことはできない。

³⁰ 監督審・再審決定が含まれるとして、特別手続による決定が含まれるかどうかは不明である。

判所の判決・決定を取り消して、自判又は差し戻した上、最高人民裁判所自身の損害賠償責任を確定することになる（同 b3 項 a～c）。

民事非訟事件の手續における訴訟進行人の変更決定（313 条 a）についての規定など若干の修正・補充がされている。

15 民事非訟事件の手續

以 上

ベトナム民事訴訟における管轄裁判所

* 太字・下線部分が改正箇所である。審理主体の根拠条文は54条・55条である。

条文		民事訴訟事件・非訟事件の種類	管轄裁判所			審理主体
項	号		改正前	改正後	条文	
25	1	ベトナム国籍に関する個人間の紛争	県	県	33条1項a	裁1+参2
	2	財産の所有権に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	3	民事契約に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	4	本法典29条2項に規定する場合を除く、知的財産権、技術移転に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	5	財産の相続に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	6	契約外の損害賠償に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	7	土地に関する法律の規定に従った土地使用权、土地に固着する財産に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	8	法律の規定に基づく情報媒体にかかる専門職活動に関連する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	9	公証文書の無効宣言要求に関連する紛争	-	県	同上	裁1+参2
	10	民事判決執行法の規定に従った判決執行をするために強制執行の対象となっている財産に関連する紛争	-	県	同上	裁1+参2
	11	民事判決執行法の規定に従った財産競売の結果、競売財産の購入登録にかかる出費の清算についての紛争	-	県	同上	裁1+参2
	12	法律に規定のあるその他の民事に関する紛争	?	?	?	裁1+参2
26	1	人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言、人の民事行為能力喪失の宣言決定又は民事行為能力制限の宣言決定の取消しの要求	県	県	33条2項a	単独
	2	住居を去った者の搜索通告及びその者の財産管理の要求	県	県	同上	単独
	3	人の失踪宣言、人の失踪宣言決定の取消しの要求	県	県	同上	単独
	4	人の死亡宣言、人の死亡宣言決定の取消しの要求	県	県	同上	単独
	5	外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の公認及びベトナムにおける執行、又は、ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の非公認の要求	省	省	34条1項b	裁3
	6	公証文書の無効宣言の要求	-	県	33条2項a	単独
	7	財産の所有権、使用权の確定、民事判決執行法の規定に従った判決執行のための共同財産の分配の要求	-	県	同上	単独
	8	法律に規定がある民事についてのその他の要求	?	?	?	?
27	1	離婚及び離婚後の子供の扶養又は財産分割に関する紛争	県	県	33条1項a	裁1+参2
	2	婚姻継続中の夫婦共有財産の分割に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	3	離婚後の子の親権者変更に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	4	親子関係の確定に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	5	扶養に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	6	法令が定めるその他の婚姻家族関係の紛争	?	?	?	裁1+参2

28	1	違法な婚姻の取消申立て	県	県	33条2項b
	2	協議離婚，離婚後の子の監護又は財産分割の承認申立て	県	県	同上
	3	離婚後の子の親権者変更に関する合意の承認申立て	県	県	同上
	4	未成年の子に対する父親若しくは母親の権利の制限又は離婚後の親の子に対する面会権の制限申立て	県	県	同上
	5	養子縁組解消申立て	県	県	同上
	6	外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の承認及びベトナムでの執行の申立て又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の不承認の申立て	省	省	34条1項b
	7	法令が定めるその他の婚姻家族関係の申立て	？	？	？
29	1	営業登録を有する個人及び組織の間の利潤目的の次のような営業又は取引行為から生じた紛争			
	a	物品の売買	県	県	33条1項b
	b	サービスの提供	県	県	同上
	c	流通	県	県	同上
	d	販売代理	県	県	同上
	d	委託	県	県	同上
	e	賃貸，リース，リース後購入	県	県	同上
	g	建設	県	県	同上
	h	相談，技術	県	県	同上
	i	鉄道，陸路，内水路による貨物乗客輸送	県	県	同上
	k	空路，水路による貨物乗客輸送	省	県	同上
	l	株，債券その他有価証券の売買	省	県	同上
	m	投資，金融，銀行業務	省	県	同上
	n	保険	省	県	同上
	o	調査開発	省	県	同上
2	個人又は組織間の利潤目的の知的財産権又は技術移転に関する紛争	省	省	34条1項a	
3	会社の設立，経営，解散，合併，統合，分割，分離，組織変更に関する，会社とその構成員，又は会社の構成員間の紛争	省	省	同上	
4	法令が定めるその他の営業，取引紛争	？	？	？	
30	1	商事仲裁に関する法律に基づくベトナム商事仲裁人の紛争解決に関する申立て	省	省	34条1項b
	2	営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て，又はベトナムにおいて執行が要求されていない営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の不承認申立て	省	省	同上
	3	営業又は商事事件に関する外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立て	省	省	同上
	4	法令が定めるその他の営業又は商事に関する申立て	？	？	？

31	1	労働者及び使用者間の個人的労働紛争であって、末端レベルの労働調停委員会、県、区、社、省直轄都市の国家労働管理機関の労働調停員において、調停が成立したものの当事者が実現しない又は正しく実現しないもの、調停が成立しないもの、又は、法律の規定による期限内に調停ができなかったもの。ただし、必ずしも末端レベルの調停が必要ではない以下の紛争を除く。				
	a	免職形式の労働懲戒処理又は労働契約の一方的な解消に関する紛争	県	県	33条1項c	裁1+参2
	b	労働者及び使用者間の損害賠償又は労働契約解消時の財政支援に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	c	家事使用人及び労働使用者間の紛争	県	県	同上	裁1+参2
	d	労働に関する法律の規定に従った社会保障に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
32	d	労働者及び契約に従って労働者を海外に派遣している商業事業組織間の損害賠償に関するもの	県	県	同上	裁1+参2
	2	<u>労働団体及び労働使用者間の権利に関する集団労働紛争であって、県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席により解決されたにもかかわらず、労働集団又は労働使用者が県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席の決定に同意しない紛争、又は、期限が過ぎたが県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席が解決しない紛争</u>	省	省	34条1項a	裁1+参2
	3	法律に規定のあるその他の労働に関する紛争	?	?	?	裁1+参2
33	1	外国裁判所の労働判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の労働判決若しくは決定の不承認申立て	省	省	34条1項b	裁3
	2	外国仲裁人の労働仲裁判断の承認及びベトナムでの執行申立て	省	省	同上	裁3
	3	法令が定めるその他の労働関係の非訟事件申立て	?	?	?	?
33	3	当事者又は財産が外国にあるもの、外国にあるベトナム社会主義共和国代表機関、外国裁判所に対して司法委託が必要なもの	省	省	34条1項c	—

国会

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

Luật số: 65/2011/QH12

民事訴訟法の一部の条項を修正、補充する法律

決議番号 51/2001/QH10 に従い一部若干の条項を修正、補充された 1992 年のベトナム社会主義共和国憲法をもとに、国会は、番号 24/2004/QH11 民事訴訟法の一部の条項を修正、補充する法律を公布する。

第 1 条

民事訴訟法を修正、補充する。

(1) 7 条は以下のように修正、補充された。

7 条 権限のある個人、機関、組織の資料、証拠提出責任

個人、機関、組織は、当事者、裁判所、検察院の要求がある時は、自己の任務、権限の範囲内において、充分に、かつ、期限内に、当事者、裁判所、検察院に対して、現に自己が保管し、管理している資料、証拠を提出する責任があり、その資料、証拠を提供することについて法律の前において責任を引き受けなければならない。提出できない場合は、当事者、裁判所、検察院に対して、その旨を文書によって通知し、資料、証拠を提出できないことについての理由を明記しなければならない。

(2) 16 条は以下のように修正、補充された。

16 条 民事訴訟を進行する者又は参加する者の公平性の保障

裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察院の長官、検察官、通訳人、鑑定人、査定評議会の構成員は、自己の任務、権限を実行するに当たり、公平ではないであろうと認める正当な理由があるときは、訴訟を進行し又は訴訟に参加することができない。

(3) 21 条は以下のように修正、補充された。

21 条 民事訴訟における法遵守の検察

- 人民検察院は、適時、適法な民事訴訟・非訟事件の解決を保障する目的として、法律の規定に従い、民事訴訟における法遵守を検察し、要求、建議、異議を行う権利を行使する。
- 人民検察院は、民事非訟事件の第一審の会議期日、訴訟事件の第一審のうち、裁判所が証拠収集を行った事件、紛争の対象が公用財産、公共の利益、土地使用権又は住宅である事件、当事者の一方に未成年、心身に障害のある者がいる事件の公判期日に参加する。
- 人民検察院は、控訴審、監督審、再審の会議期日、公判期日に参加する。
- 最高人民検察院は最高人民裁判所と協調して本条の施行を指導する主たる責任を負う。

(4) 23 条 a を以下のとおり補充する。

23 条 a. 民事訴訟における論争権の保障

民事訴訟事件の解決過程において、裁判所は、当事者の適法な権利利益を保護するために、当事者、当事者の適法な権利利益の保護人が論争権を行使することを保障する。

(5) 25 条は以下のように修正、補充された。

25 条 裁判所の管轄権に属する民事に関する紛争

- ベトナム国籍に関する個人間の紛争
- 財産の所有権に関する紛争

3. 民事契約に関する紛争

4. 本法典 29 条 2 項に規定する場合を除く、知的財産権、技術移転に関する紛争

5. 財産の相続に関する紛争

6. 契約外の損害賠償に関する紛争

7. 土地に関する法律の規定に従った土地使用権、土地に固着する財産に関する紛争

8. 法律の規定に基づく情報媒体にかかる専門職活動に関連する紛争

9. 公証文書の無効宣言要求に関連する紛争

10. 民事判決執行法の規定に従った判決執行をするために強制執行の対象となっている財産に関連する紛争

11. 民事判決執行法の規定に従った財産競売の結果、競売財産の購入登録にかかる出費の清算についての紛争

12. 法律に規定のあるその他の民事に関する紛争

(6) 26 条は以下のように修正、補充された。

26 条 裁判所の管轄権に属する民事に関する要求

- 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言、人の民事行為能力喪失の宣言決定又は民事行為能力制限の宣言決定の取消しの要求
- 住居を去った者の搜索通告及びその者の財産管理の要求
- 人の失踪宣言、人の失踪宣言決定の取消しの要求
- 人の死亡宣言、人の死亡宣言決定の取消しの要求
- 外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の公認及びベトナムにおける執行、又は、ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の非公認の要求
- 公証文書の無効宣言の要求
- 財産の所有権、使用権の確定、民事判決執行法の規定に従った判決執行のための共同財産の分配の要求
- 法律に規定がある民事についてのその他の要求

(7) 31 条は以下のように修正、補充された。

31 条 裁判所の管轄権に属する労働に関する紛争

- 労働者及び使用者間の個人的労働紛争であって、末端レベルの労働調停委員会、県、区、社、省直轄都市の国家労働管理機関の労働調停員において、調停が成立したものの当事者が実現しない又は正しく実現しないもの、調停が成立しないもの、又は、法律の規定による期限内に調停ができなかったもの。ただし、必ずしも末端レベルの調停が必要ではない以下の紛争を除く。
 - 免職形式の労働懲戒処理又は労働契約の一方的な解消に関する紛争
 - 労働者及び使用者間の損害賠償又は労働契約解消時の財政

支援に関する紛争

- c) 家事使用人及び労働使用者間の紛争
- d) 労働に関する法律の規定に従った社会保障に関する紛争
- e) 労働者及び契約に従って労働者を海外に派遣している商業事業組織間の損害賠償に関するもの

- 2. 労働団体及び労働使用者間の権利に関する集団労働紛争であって、県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席により解決されたにもかかわらず、労働集団又は労働使用者が県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席の決定に同意しない紛争、又は、期限が過ぎたが県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席が解決しない紛争
- 3. 法律に規定のあるその他の労働に関する紛争

(8) 32条aを以下のように補充する。

32条 a. 機関、組織の個別決定に関する裁判所の管轄権

- 1. 裁判所は、民事訴訟・非訟事件を解決するにあたり、機関、組織、その機関、組織において権限を有する個人がした個別決定が、明確に法律に違反しており、裁判所が解決しなければならない民事事件における当事者の適法な権利利益を侵害する場合、これを破棄する権限を有する。この場合、機関、組織、その機関、組織において権限を有する個人は訴訟に参加する権利及び義務を有する。
- 2. 民事訴訟・非訟事件が、本条1項に規定する破棄を要求された個別決定に関連する場合、裁判所は、民事訴訟・非訟事件とともに、その個別決定を検討する。その民事訴訟・非訟事件を解決する管轄を有する裁判所の階級は、行政訴訟法29条及び30条の規定に従う。
- 3. 最高人民裁判所は、最高人民検察院及び司法部と協調して本条の施行を指導する主たる責任を負う。

(9) 33条は以下のように修正、補充された。

33条 県、区、社、省直轄都市の人民裁判所の管轄権

- 1. 県、区、社、省直轄都市の人民裁判所（以下まとめて「県級人民裁判所」という。）は、第一審手続に従い、以下の紛争について管轄権を有する。
 - a) 本法典25条及び27条において規定する民事、婚姻及び家庭に関する紛争
 - b) 本法典29条1項において規定する営業、商取引に関する紛争
 - c) 本法典31条1項において規定する労働に関する紛争。
- 2. 県級人民裁判所は、以下の要求に対する管轄権を有する。
 - a) 本法典26条1, 2, 3, 4, 6, 7項において規定する民事に関する要求;
 - b) 本法典28条1, 2, 3, 4, 5項において規定する婚姻及び家庭に関する要求
- 3. 本条1項及び2項において規定する紛争、要求であって、当事者又は財産が外国にあるもの、外国にあるベトナム社会主義共和国代表機関、外国裁判所に対して司法委託が必要なもの、については県級人民裁判所の管轄権に属しない。

(10) 35条は以下のように修正、補充された。

35条 領土に従った裁判所の管轄

- 1. 領土に従った裁判所の民事訴訟事件の管轄権は、以下のように確定される。
 - a) 被告が個人である場合は被告が居住、就業している場所の裁判所、被告が機関、組織である場合は被告の本店が所在する場所にある裁判所は、第一審手続に従い、本法典25条、27条、29条、31条において規定する民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する紛争について管轄権を有する。
 - b) 当事者は、文書による合意により、原告が個人である場合は原告が居住、就業している場所の裁判所、原告が機関、組織の場合は原告の本店が所在する場所にある裁判所に対し、本法典25条、27条、29条、31条において規定する民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する紛争を解

決するよう要求する権利を有する。

- c) 不動産のある場所の裁判所は不動産に関する紛争について管轄権を有する。
- 2. 領土に従った裁判所の民事非訟事件の管轄権は、以下のように確定される。
 - a) 民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言を要求された者が居住、就業している場所の裁判所は、民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言を要求に対する管轄権を有する。
 - b) 住居を去り捜索通告の要求を受けた者、失踪又は死亡宣言の要求を受けた者が最後に居住していた場所の裁判所は、住居を去った者の捜索通告及びその者の財産管理の要求、失踪又は死亡宣言の要求について管轄権を有する。
 - c) 失踪又は死亡宣言を発した裁判所は、失踪又は死亡宣言の決定の取消しの要求について管轄権を有する。
 - d) 外国の裁判所の民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する判決、決定の執行債務者について、裁判執行債務者が個人の場合にはその者が居住、就業している裁判所、裁判執行債務者が機関、個人の場合にはその本店が所在する場所の裁判所、外国の裁判所の判決、決定の執行に関連する財産のある場所の裁判所が、外国の裁判所の民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する判決、決定の公認及びベトナムにおける執行の要求について管轄権を有する。
 - e) 申立人が個人の場合にはその者が居住、就業する場所の裁判所、申立人が機関、組織の場合にはその本店が所在する場所の裁判所は、ベトナムにおける執行の要求がない外国の裁判所の民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する判決、決定に対する不承認の要求についての管轄権を有する。
 - f) 外国仲裁の決定執行債務者について、執行債務者が個人の場合にはその者が居住、就業している場所の裁判所、執行債務者が機関、個人の場合にはその本店が所在する場所の裁判所、外国仲裁の決定執行に関連する財産のある場所の裁判所は、外国仲裁の決定の公認及びベトナムにおける執行の要求について管轄権を有する。
 - g) 法律に違反する結婚登記がなされている場所の裁判所は、法律に違反する結婚の破棄要求について管轄権を有する。
 - h) 協議離婚、離婚後の子の養育、財産分割における一方当事者が居住、就業している場所の裁判所は、協議離婚、離婚後の子の養育、財産分割の公認の要求について管轄権を有する。
 - i) 離婚後の直接子の養育を行う者に関する合意における一方当事者が居住、就業している場所の裁判所は、離婚後の直接子の養育を行う者の変更に関する同意の公認の要求について管轄権を有する。
 - j) 未成年者の父又は母が居住、就業している場所の裁判所は、離婚後の未成年者の子に対する父母の権利の権利、子との面会権の制限の要求について管轄権を有する。
 - k) 養父母又は養子が居住し、就業している場所の裁判所は、養子の養育の解消の要求について管轄権を有する。
 - l) 公証を行った公証室、公証事務局がある場所の裁判所は、公正証書の無効宣言の要求について管轄権を有する。
 - m) 裁判執行機関のある場所の裁判所、裁判執行に関連する財産のある場所の裁判所が、財産の所有権、使用权の確定、法律の規定に従った裁判執行のための共同財産の分配の要求について管轄権を有する。
 - n) ベトナム商事仲裁の紛争解決に関連する要求についての領土に従った裁判所の管轄権は、商事仲裁に関する法律の規定に従い実現される。

(11) 36条は以下のように修正, 補充された。

36条 原告, 要求人の選択に従った裁判所の管轄

1. 原告は, 以下の場合において, 民事, 婚姻及び家庭, 営業, 商取引に関する紛争解決のための裁判所を選択する権利を有する。
 - a) 被告の居住地, 就業地, 本店所在地を知らない場合, 原告は, 被告の最終居住地, 就業地, 本店所在地にある裁判所又は被告の財産がある場所の裁判所に事件の解決を要求することができる。
 - b) 組織の支店活動から紛争が生じた場合, 原告は, 組織の本店所在地又は組織の支店がある場所の裁判所に事件の解決を要求することができる。
 - c) 被告の居住地, 就業地, 本店所在地がベトナムにない場合又は扶養についての紛争に関する事件である場合, 原告は, 自己の居住, 就業する場所の裁判所に解決を要求することができる。
 - d) 契約外の損害賠償に関する紛争である場合, 原告は, 自身が居住, 就業する場所, 本店が所在する場所の裁判所又は損害が発生した場所の裁判所に解決を要求することができる。
 - e) 労働契約解消後の損害賠償, 手当, 社会保険, 勤務に関連する権利利益, 給料, 収入その他労働者に関する労働条件に関する紛争の場合, 労働者である原告は, 自身が居住, 就業する場所の裁判所に解決を要求することができる。
 - f) 下請人又は仲介人の労働の使用により発生した紛争の場合, 原告は, 労働使用人が実際に居住, 就業している場所, 労働使用人の本店がある場所の裁判所, 下請人, 仲介人が居住, 就業している場所の裁判所に解決を要求することができる。
 - g) 契約関係により発生した紛争の場合, 原告は, 契約が実現される場所の裁判所に解決を要求することができる。
 - h) 複数の被告が互いに異なる場所に居住, 就業し, 本店を有している場合, 原告は, 1人の被告が住居, 就業している場所, 本店を有している場所の裁判所に解決を要求することができる。
 - i) 互いに異なる地方に不動産が所在している不動産紛争の場合, 原告は, 1つの不動産がある場所の裁判所に解決を要求することができる。
2. 要求人は, 以下の場合において, 民事, 婚姻及び家庭に関する民事非訟事件解決のための裁判所を選択する権利を有する。
 - a) 本法典 26条 1, 2, 3, 4, 6, 7項において規定する民事に関する要求について, 要求人は自己の居住, 就業する場所の裁判所, 被要求人の財産がある場所の裁判所に解決を要求することができる。
 - b) 本法典28条1項において規定する法律に違反する結婚の破棄要求について, 要求人は, 法律に違反する結婚が登記されている当事者の一方が居住する場所の裁判所に解決を要求することができる。
 - c) 離婚後の未成年者の子に対する父母の権利の権利, 子との面会権の制限の要求について, 要求人は, 子の居住する場所の裁判所に解決を要求することができる。

(12) 37条は以下のように修正, 補充された。

37条 民事訴訟・非訟事件の他の裁判所への移送, 管轄に関する紛争の解決

1. 受理した裁判所の管轄に属しないにもかかわらず受理された民事訴訟・非訟事件については, その裁判所は, 管轄のある裁判所に民事訴訟・非訟事件の記録を移送する決定を発し, 受理簿中のその事件名を削除する。この決定は, 直ちに 同級の検察院, 当事者, 関連する個人, 機関, 組織に送付しなければならない。
この決定に対しては, 決定を受け取った日から3営業日の期限内に, 当事者, 関連する個人, 機関, 組織は, 不服申立てをする権利を有

し, 検察院は, 異議申立てをする権利を有する。民事訴訟・非訟事件の移送決定を出した裁判所の長官は, 不服申立て, 異議申立てを受け取った日から3営業日の期限内に, 不服申立て, 異議申立てを解決しなければならない。裁判所の長官の決定は最終の決定である。

2. 同一省, 中央直轄都市内の県級人民裁判所間の管轄に関する紛争は, 省級人民裁判所の長官が解決する。
3. 異なった省, 中央直轄都市の県級人民裁判所間又は省級人民裁判所間の管轄に関する紛争は, 最高人民裁判所長官が解決する。
4. 最高人民裁判所は本条の施行を指導する。

(13) 58条は以下のように修正, 補充された。

58条 当事者の権利, 義務

1. 当事者は, 訴訟に参加する場合において, 互いに等しく権利義務を有する。
2. 訴訟に参加する場合, 当事者は, 以下の権利義務を有する。
 - a) 本法典の規定に従い, 要求を, 維持, 変更, 補充又は取り下げる。
 - b) 自己の正当な権利利益を保護するために資料, 証拠を提出し, 証明する。
 - c) 資料, 証拠を保有し, 管理している個人, 機関, 組織に対し, その資料, 証拠を裁判所に提出するため自己に提供するように要求する。
 - d) 自分自身ではできない事件の資料, 証拠の確証, 収集を裁判所に提議し又は証人の召喚, 鑑定意見の徴求, 査定, 査定審査を裁判所に提議する。
 - e) 他の当事者が提供し又は裁判所が収集した資料, 証拠を知り, 筆写し, 複写する。
 - f) 緊急保全処分の適用, 変更, 取消しを裁判所に提議する。
 - g) 事件の解決について互いに自ら合意する。裁判所が進行する和解に参加する。
 - h) 自己の権利義務を実現するための適法な通知を受け取る。
 - i) 自己の適法な権利利益を自ら保護し又は他人に保護を依頼する。
 - j) 公判期日に参加する。
 - k) 本法典の規定に従い, 訴訟進行人, 訴訟参加人の変更を要求する。
 - l) 公判期日において論争する。
 - m) 関連する権利義務を有する者を訴訟に参加させるよう裁判所に提議する。
 - n) 裁判所の許可を受けて, 事件に関連する問題について他の者に質問を提出し, 又は他の者に質問する事項を裁判所に提出する。互いに, 又は証人と対質する。
 - o) 裁判所の判決, 決定の抜料の提供を受ける。
 - p) 裁判所の召喚状に従って出頭しなければならず, 事件解決を行っている時には裁判所の決定を履行しなければならない。
 - q) 裁判所を尊重し, 公判期日の規則に厳粛に履行しなければならない。
 - r) 本法典の規定に従い, 裁判所の判決, 決定に対し, 控訴, 不服申立てをする。
 - s) 法的効力を有する裁判所の判決, 決定について, 権限のある者に対して, 監督審, 再審の手續に従った異議申立てをするよう提議する。
 - t) 法律の規定に従い, 訴訟費用の予納金, 手数料の予納金, 訴訟費用, 手数料及び費用を納付する。
 - u) 法的効力を有する裁判所の判決, 決定を厳粛に履行する。
 - v) 本法典の規定に従い, 裁判所に対して事件の解決を一時停止するよう提議する。
 - w) 法律が規定する他の権利義務

(14) 59 条は以下のように修正, 補充された。

59 条 原告の権利義務

1. 本法典 58 条に規定する当事者の権利義務
2. 提訴要求の一部又は全部の取下げ, 提訴要求の内容の変更

(15) 60 条は以下のように修正, 補充された。

60 条 被告の権利義務

1. 本法典 58 条に規定する当事者の権利義務
2. 提訴されたことを裁判所から報告を受ける
3. 原告の要求の一部又は全部を承認し又は争う。
4. 原告に対して反訴要求を立てる又は原告の義務との相殺を提議する。

(16) 63 条は以下のように修正, 補充された。

63 条 当事者の適法な権利利益の保護人

1. 当事者の適法な権利利益の保護人とは, 当事者の適法な権利利益を保護するため, 訴訟に参加することを当事者に依頼され, 裁判所により承認された者である。
2. 以下の者は, 当事者の適法な権利利益の保護人となることを裁判所によって承認を受けるものとする。
 - a) 弁護士法の規定に従って訴訟に参加する弁護士
 - b) 法律扶助法の規定による法律扶助官又は法律扶助の参加者
 - c) 完全な民事行為能力を有するベトナム公民であり, 有罪判決を受けたことがない又は有罪判決を受けた後に前科を抹消された者で, 医療施設又は教育施設に送致する行政処理措置の適用を受けておらず, 裁判所, 検察院の幹部, 公務員ではなく, 公安の公務員, 士官, 下級士官ではない者
3. 当事者の適法な権利利益の保護人は, 同一事件の複数名の当事者の適法な権利利益が互いに対立しない場合に, それらの当事者を保護することができる。複数の当事者の適法な権利利益の保護人は, 事件の当事者 1 名の適法な権利利益を共に保護することができる。

(17) 82 条は以下のように修正, 補充された。

82 条 証拠源

証拠は以下の源から収集される。

1. 可読, 可聴及び可視の資料
2. 物証
3. 当事者の供述
4. 証人の証言
5. 鑑定の結果
6. 現場検証の結果を記載した調書
7. 習慣
8. 財産査定, 財産査定審査の結果
9. 法律に規定するその他の源

(18) 85 条は以下のように修正, 補充された。

85 条 証拠の収集

1. 民事訴訟・非訟事件の記録中の資料, 証拠が解決のためにはまだ十分な根拠にならないと認められる場合には, 裁判官は, 当事者に対して, 補充の資料, 証拠を提出するよう要求する。
2. 本法典の規定する各場合において, 裁判官は, 資料, 証拠の収集のために, 以下の 1 つ又は若干の方法を執り行うことができる
 - a) 当事者, 証人の供述聴取
 - b) 当事者相互間, 当事者証人間の対質
 - c) 鑑定意見徴求
 - d) 財産の査定決定, 財産査定審査要求
 - e) 現場での検討, 検証
 - f) 資料, 証拠の収集, 確認の委託
 - g) 個人, 機関, 組織に対する, 民事訴訟・非訟事件の解決に関連する可読, 可聴, 可視資料その他現物の提出の要求
3. 本条 2 項 b, c, d, e, f, g 号に規定する方法を執り行う時は, 裁

判官は, 理由及び裁判所の要求を明記した決定を発しなければならない。

4. 検察院は, 控訴審, 監督審, 再審の手続に従った異議申立権限の実現を保障するために, 当事者, 個人, 機関, 組織に対して, 記録書類, 資料, 物証の提出を要求する権利を有する。

(19) 90 条は以下のように修正, 補充された。

90 条 鑑定意見徴求

1. 当事者が選任に同意した場合又は 1 名以上の当事者が要求した場合, 裁判官は, 鑑定意見を求める決定を出す。鑑定意見を求める決定には, 鑑定人の名前, 住所, 鑑定を必要とする対象, 鑑定を必要とする問題, 鑑定人の結論を必要とする具体的な要求を明記しなければならない。
2. 鑑定意見を求める決定を受け取った鑑定人は, 法律の規定に従い, 鑑定を進行しなければならない。
3. 鑑定の結論が不十分, 不明確である又は法律に違反すると認められる場合には, 1 名以上の当事者の要求に従い, 裁判官は, 補充鑑定決定又は再鑑定決定をする。
4. それ以前に鑑定を行った者は再鑑定を行うことはできない。その事件の訴訟進行人であった者, 本法典 46 条 1, 2, 3 項の各規定に該当する者は鑑定をすることはできない。

(20) 92 条は以下のように改正された:

92 条 財産査定, 財産査定審査

1. 当事者は財産価格を確定し, 財産査定審査組織を選択することについて, 合意する権利を有する。
裁判所は, 次の場合に, 争いのある財産を査定する決定を出す。
 - a) 1 名以上の当事者の要求がある場合
 - b) 国家に対する義務を免れる目的で, 当事者が, 互いに又は査定審査組織との間で, 低価格で同意した場合
2. 裁判所によって設立される査定評議会は, 金融機関の代表者である議長, 関連する各専門機関の代表者である構成員から構成される。その事件の訴訟進行人であった者, 本法典 46 条 1, 2, 3 項の各規定に該当する者は, 評議会に参加することはできない。
評議会は, 評議会の構成員全員が出席したときのみ査定を行う。必要な場合には, 査定を受ける財産のある場所の社級の人民委員会の代表が, 査定の立会人として招待される。各当事者は, あらかじめ査定が行われる時間, 地点について通知を受け, 査定に参加し, 意見を述べる権利を有する。査定財産の価格決定権は, 査定評議会にある。
3. 金融機関及び関連する専門機関は, 査定評議会に参加する人を派遣し, 彼らが任務を行うための条件を整える義務を負う。査定評議会の構成員として派遣された者は, 査定に全面的に参加する責任がある。金融機関, 各専門機関が査定評議会に参加する者を派遣しない場合, あるいは, 査定評議会に参加するために派遣された者が正当な理由なく参加しない場合には, その違反の程度に応じて, 法律の規定に従い処理される。
4. 査定は, 調書に誠実に記録し, その中で, 各構成員, 当事者が参加した場合にはそれらの者の意見を明確に記載する。評議会の決定は構成員の過半数の投票が必要である。価格評議会の各構成員, 当事者, 立会人は調書に署名する。
5. 1 名以上の当事者の要求に従って, 裁判所は, 財産査定審査組織に対して査定審査を行うことを要求する。財産査定審査は財産査定審査に関する法律の規定に従って行われる。財産査定審査の結果は, 査定審査が法律の規定に従って正しく行われた場合には, それが証拠となる。
6. 政府, 最高人民裁判所, 最高人民検察院は, その任務, 権限の範囲内で, 本条を施行する細則及び指導を規定する。

(21) 94 条は以下のように修正, 補充された。

94 条 個人, 機関, 組織に対する証拠提出要求

1. 当事者が証拠収集のために必要な措置を適用したにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合は、民事訴訟・非訟事件の適切な解決を保障する目的で、証拠収集を行うよう裁判所に対し要求することができる。

裁判所に証拠収集を要求する当事者は、証明すべき問題、収集すべき証拠、自ら証拠を収集できない理由、収集が必要な証拠を管理、占有している個人、機関、組織の氏名、住所を明記した申立書を提出しなければならない。

2. 裁判所、検察院は、証拠を管理、占有している個人、機関、組織に対して、直接又は文書により、証拠を提出するよう要求することができる。

証拠を管理、占有している個人、機関、組織は、要求を受け取った日から15日の期限内に、裁判所、検察院の要求に従って、十分に適時に証拠を提出する責任を負う。裁判所、検察院の要求に従って、十分に適時に十分に適時に証拠を提出しない場合は、違反の程度により法律の規定に従って処分される可能性がある。

- (22) 159条は以下のように修正、補充された。

159条 提訴時効、要求時効

1. 民事訴訟事件の提訴時効は、侵害された適法な権利利益を保護するよう民事訴訟事件の解決を裁判所に要求するために、提訴権を享受している期限である。この期限が満了したときは、提訴権を喪失する。法律に別の規定がある場合を除く。
2. 民事非訟事件の要求時効は、個人、機関、組織の適法な権利利益、公共の利益、国家の利益を保護するよう民事非訟事件の解決を裁判所に要求するために、要求権を享受している期限である。この期限が満了したときは、要求権を喪失する。法律に別の規定がある場合を除く。
3. 民事訴訟事件の提訴時効は、法律の規定に従って実現される。民事訴訟事件の提訴時効について法律に規定がない場合には、以下のようを実現される。
 - a) 財産の所有権に関する紛争、別の者が管理、占有する財産の取戻しに関する紛争、土地法の規定に従った土地使用権に関する紛争については提訴時効を適用しない。
 - b) 本項 a 号に規定する場合に当たらない紛争の場合、民事訴訟事件の提訴時効は、個人、機関、組織が自己の適法な権利利益が侵害されたことを知った日から2年である。
4. 民事非訟事件の解決要求時効は、法律の規定に従って実現される。要求時効について法律に規定がない場合には、民事非訟事件の裁判所の解決に関する要求時効は、要求権発生の日から1年である。ただし、個人の人格に関する民事権に関連する民事非訟事件については要求時効を適用しない。

- (23) 164条は以下のように修正、補充された。

164条 提訴状の形式、内容

1. 提訴をする個人、機関、組織は提訴状を作成しなければならない。
2. 提訴状は、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 提訴状の作成年月日
 - b) 提訴状を受け取る裁判所名
 - c) 提訴人の名、住所
 - d) 保護される権利利益を有する者がいふならば、その名、住所
 - e) 被提訴人の名、住所
 - f) 関連する権利義務を有する者がいふならば、その名、住所
 - g) 被提訴人、関連する権利義務を有する者に対して、裁判所による解決を要求する具体的な問題
 - h) 証人がいる場合には、その氏名、住所
3. 提訴人が個人であるときは、署名又は指印しなければならない。提訴人が機関、組織であるときは、その機関、組織の法定代理人が提訴状末尾に署名及び指印しなければならない。未成年者又は民事行為能力喪失者の適法な権利利益を保護するために提訴するときは、その提訴状には、これらの者の法定代理人が署名又は指印する。提

訴状には、提訴人の要求に根拠がありかつ適法であることを証明する資料、証拠を添付しなければならない。

提訴人が、字が読めず、目が見えず、自ら署名又は指印ができない場合には、証人が必要であり、証人は、社級の人民委員会の実証権限のある者の面前で確認署名しなければならない。社級の人民委員会の実証権限のある者は、提訴人及び証人の面前で実証する。

- (24) 168条は以下のように修正、補充された。

168条 提訴状の返却、提訴状返却の効果

1. 裁判所は、以下の場合に提訴状を返却する。
 - a) 提訴人が提訴権を有していない又は完全な民事訴訟行為能力を有していない。
 - b) 法的効力を有する裁判所の判決、決定又は権限のある国家机关の国力が生じた決定により既に解決されている。ただし、離婚の求め、子の養育者の変更、扶養程度の変更、損害賠償程度の変更の求め、財産管理人の変更、遺産管理人の変更の求め、又は財産の返還、貸貸用、無償貸与用財産の返還、住宅の返還、貸貸用、無償貸与用、住宅用の土地使用権の返還に関するもので、裁判所が、提訴条件が十分ではないという理由で要求を承認せず、申立書を裁判所が却下した事件を除く。
 - c) 客観的な障害又は不可抗力がある場合を除き、本法典 171条2項に規定する通知期限を過ぎても、提訴人が、裁判所に対して訴訟費用の予納金を納付した領収書を提出しない場合。
 - d) 提訴の条件が十分ではない。
 - e) 事件が裁判所の管轄権に属しない。
2. 提訴状及び添付資料、証拠を提訴人に返却するときは、裁判所は提訴状を返却する理由を明記した文書を含めなければならない。同時に同級の検察院に送付しなければならない。
3. 当事者は、以下の場合に再び提訴状を提出する権利がある。
 - a) 提訴人が提訴権を有している又は完全な民事訴訟行為能力を有していた。
 - b) 離婚の求め、子の養育者の変更、扶養程度の変更、損害賠償程度の変更の求め、財産管理人の変更、遺産管理人の変更の求め、又は財産の返還、貸貸用、無償貸与用財産の返還、住宅の返還、貸貸用、無償貸与用、住宅用の土地使用権の返還に関するものであって、以前に、裁判所が、提訴条件が十分ではないという理由で要求を承認しなかった事件
 - c) 提訴の条件が十分であった。
 - d) 法律の規定に従ったその他の場合
4. 最高人民裁判所は本条1項及び3項の施行を指導する。

- (25) 170条は以下のように修正、補充された。

170条 提訴状の返却に対する不服申立て、建議及び不服申立て、建議の解決

1. 裁判所から返却された提訴状及び添付書類、証拠を受け取った日から3営業日の期限内に、提訴人は、提訴状を返却した裁判所の長官に不服申立てをする権利がある。裁判所の提訴状返却書を受け取った日から3営業日の期限内に、同級の検察院は、提訴状を返却した裁判所の長官に建議をする権利がある。
2. 提訴状の返却に関する不服申立て、建議を受け取った日から3営業日の期限内に、裁判所の長官は、次の決定の1つを発しなければならない。
 - a) 提訴状の返却を維持する。
 - b) 事件受理を進めるために提訴状及び添付資料、証拠を再度受け取る。
3. 裁判所の長官の不服申立書、建議書を返却する決定を受け取った日から7営業日の期限内に、直近上級の裁判所の長官に対して審理、

解決するよう、提訴人は不服申立てをする権利を、検察院は建議をする権利を有する。

4. 提訴状返却に関する不服申立て、建議を受け取った日から 10 営業日の期限内に、直近上級の裁判所の長官は、次の決定の 1 つを発しなければならない。
- 提訴状の返却を維持する。
 - 事件受理を進めるために提訴状及び添付資料、証拠を再度受け取るよう第一審裁判所に要求する。

直近上級の裁判所の長官の不服申立て、建議の解決決定は、最終の決定である。直近上級の裁判所の長官の決定は、直ちに、提訴人、同級の検察院、建議をした検察院及び提訴状の返却決定を発した裁判所に対して送付されなければならない。

(26) 176 条は以下のように修正、補充された。

176 条. 被告の反訴要求権

- 提訴人の要求に対する自己の意見を記載した文書を裁判所に提出しなければならないとともに、被告は、原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者に対して、反訴要求をする権利がある。
- 原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者に対する被告の反訴要求は、以下の場合の 1 つに該当する場合に承認される。
 - 原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者の要求を排除するための反訴要求
 - 反訴要求が承認されれば、原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者の要求の一部又は全部の承認を排斥することになる場合
 - 原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者の要求と反訴要求との間に互いに関連があり、1 つの事件の中で解決されることが、事件がより正確かつ迅速に解決されることになる場合
- 被告は、裁判所が事件を第一審の審理に付す決定を発するまで反訴要求を立てる権利を有する。

(27) 177 条は以下のように修正、補充された。

177 条. 関連する権利義務を有する者の独立した要求をする権利

- 関連する権利義務を有する者が、原告側又は被告側について訴訟に参加しない場合、以下の条件があるときは、その者は独立した要求をする権利を有する。
 - 事件の解決が、その者の権利義務に関連する。
 - その者の独立した要求が、解決中の事件に関連する。
 - その者の独立した要求が同一事件で処理されることにより、事件がより正確かつ迅速に解決される。
- 関連する権利義務を有する者は、裁判所が事件を第一審の審理に付す決定を発するまで独立した要求を立てる権利を有する。

(28) 184 条は以下のように修正、補充された。

184 条. 和解期日の構成

- 和解期日を主宰する裁判官
- 和解調書を作成する裁判所書記官
- 各当事者又は各当事者の適法な代理人
当事者が多数いる事件において、欠席する当事者がいるが、出席した当事者が和解を進行することに同意し、その和解が欠席した当事者の権利義務に影響しない場合、裁判官は出席した当事者間で和解を進行する。当事者が、事件の当事者全員の出席を求めて和解期日の延期を提議した場合は、裁判官は和解期日を延期しなければならない。裁判官は、当事者に対して、和解期日を延期したこと及び和解期日を再び開くことを通知する。
- 必要な場合には、裁判官は、関連する個人、機関、組織に和解期日に参加するよう要求することができる。
- 当事者がベトナム語を解さない場合は、通訳人

(29) 185 条 a を以下のように補充する。

185 条 a. 和解順序

- 和解を進行する前に、裁判所書記官は、既に裁判所から通知を受けている和解期日参加者の出席、欠席について裁判官に報告する。和解期日を主宰する裁判官は、和解期日参加者の出席及び身分証の再検査をする。
- 和解期日を主宰する裁判官は、本法典 185 条において規定する和解内容に従う。
- 当事者又は当事者の適法な代理人は、紛争の内容について自己の意見を陳述し、和解が必要な問題を提出する。
- 裁判官は、既に統一した問題、まだ統一していない問題を確定し、当事者に対して、まだ明らかになっておらず、まだ統一していない内容について補充の陳述をするよう要求する。
- 裁判官は、当事者が和解できた問題、統一できていない問題について結論を出す。

(30) 189 条は以下のように修正、補充された。

189 条. 民事訴訟事件解決の一時停止

- 当事者である個人が死亡し、機関、組織が合併、分割、分離、解体したが、その個人、機関、組織の訴訟上の権利義務を承継する個人、機関、組織がまだない。
- 民事行為能力喪失者が当事者であって法定代理人はまだ確定していない。
- 当事者の適法な代理が終了したが、交替する者がまだいない。
- 事件を解決する前に、法律の規定により、他の機関、組織によって解決されるものとされている関連する他の事件又は非訟事件の解決結果を待つ必要がある。
- 司法委託の実現結果又は事件の解決のために裁判所の要求に従った機関、組織による資料、証拠の提出を待つ必要があったが、解決期限が満了した。
- 法律の規定に従ったその他の場合

(31) 192 条は以下のように修正、補充された。

192 条. 民事訴訟事件解決の停止

- 自己の管轄に属する事件を受理した後、裁判所は、以下の場合において、民事事件の解決を停止する決定を出す。
 - 個人である原告又は被告が死亡し、その者の権利義務が承継されない。
 - 機関、組織が解体され又は破産宣言を受けたが、その機関、組織の訴訟上の権利義務を承継する個人、機関、組織がない。
 - 提訴人が提訴状を取り下げ、裁判所によって承認された又は提訴人に提訴権がない。
 - 原告又は申立人が事件解決の不継続を要求した場合において、機関、組織が提訴文書を取り下げた。
 - 当事者が自ら同意して裁判所の事件解決の不継続を要求した。
 - 原告が適式に 2 回目まで召喚されたがなお欠席した。その者が欠席の下で解決を行うよう提案状を出している場合又は欠席が不可抗力の事件による場合を除く。
 - 事件の解決が会社、協同組合の義務、財産に関連する場合に、当事者である会社、協同組合に関して破産手続を開始する裁判所の決定がある。
 - 提訴時効が満了した。
 - 本法典 168 条 1 項に規定する各場合であるのに裁判所が受理した。
 - 法律の規定に従ったその他の場合
- 裁判所は、民事事件の解決を停止する決定を発し、受理簿から事件名を削除し、要求があるときは、当事者に対し、提訴状及び添付資料、証拠を返却する。

(32) 193 条は以下のように修正、補充された。

193 条 民事事件の解決の停止の効果

- 民事事件の解決の停止決定があるときは、後の事件の提訴が前の事件と原告、被告及び紛争のある法律関係に関して何ら違いがない場合、当事者は裁判所に再度その民事事件を解決するよう裁判所に対して提訴要求をする権利を有しない。本法典 168 条 3 項、192 条 1 項 c、e、g 項において規定する場合及び法律の規定に従った別の場合を除く。
- 裁判所が、本法典 192 条 1 項 a、b、d、e、f、j 項の規定に従い民事事件の解決を停止する決定を出した場合、当事者が納付した訴訟費用の前払金は公的資金のために国家が没収する。
- 裁判所が、本法典 192 条 1 項 c、g、h、i 項の規定に従い民事事件の解決を停止する決定を出した場合、当事者が納付した訴訟費用の前払金はその者に返却される。
- 民事事件の解決を停止する決定は、控訴審の手續に従って控訴、異議申立てをされることことができる。

(33) 195 条は以下のように修正、補充された。

195 条 事件を公判に付する決定

- 事件を公判に付する決定は、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - 決定を發した年月日
 - 決定を發した裁判所名
 - 公判に付された事件
 - 原告、被告又は事件の解決を裁判所に要求するために提訴したその他の者、関連する権利義務を有する者の氏名、住所
 - 裁判官、人民参審員、裁判所書記官の氏名及び補充の裁判官、人民参審員 (ある場合) の氏名
 - 公判期日に参加した検察官の名前 及び補充の検察官 (ある場合) の氏名
 - 公判期日を開く時間、年月日、地点
 - 審理が公開とされるか非公開とされるか
 - 公判期日に参加するよう召喚された者の氏名
- 事件を公判に付する決定は、決定の発布後直ちに、当事者、同級の検察院に送付しなければならない。
- 本法典 21 条 2 項の規定に従い公判期日に検察院が参加する場合、裁判所は、事件記録を同級の検察院に送付しなければならない。事件記録を受領した日から 15 日の期限内に、検察院は、事件記録を研究し、裁判所に返却しなければならない。

(34) 199 条は以下のように修正、補充された。

199 条 当事者、当事者の代理人、適法な権利利益の保護人の出席

- 裁判所に 1 回目に適式な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は出席しなければならない。欠席する者がいる場合は、審理合議体は公判期日を延期する。ただし、その者が欠席審理の提案状を提出している場合を除く。
裁判所は、当事者、代理人、当事者の適法な権利利益の保護人に対して公判期日の延期を通知する。
- 裁判所に 2 回目に適式な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は公判期日に出席しなければならない。不可抗力の事件によらずに欠席した場合は、以下のように処理する。
 - 原告、法定代理人が欠席し、公判期日に参加する代理人がない場合には、提訴の放棄を見なし、裁判所は、その者の提訴要求についての事件解決を停止する決定を出す。ただし、その者が欠席審理の提案状を提出している場合を除く。原告は、提訴時効がまだ存している限り、再度の提訴権を有する。
 - 被告、関連する権利義務を有する者で独立の要求をしていない者が欠席し、公判期日に参加する代理人がない場合には、裁判所は、それらの者の欠席の下で審理を進行する。

- 関連する権利義務を有する者で独立の要求をしている者が欠席し、公判期日に参加する代理人がない場合には、自己の独立の要求を放棄したものとみなし、裁判所は、その者の独立の要求に対する事件解決を停止する決定を出す。ただし、その者が欠席審理の提案状を提出している場合は除く。独立の要求をした関連する権利義務を有する者は、提訴時効がまだ存している限り、その独立の要求について再度の提訴権を有する。
- 当事者の適法な権利利益の保護人が欠席する場合は、裁判所はその欠席の下で審理を進行する。

(35) 202 条は以下のように修正、補充された。

202 条 公判期日に当事者、当事者の適法な権利義務の保護人が欠席している場合の審理

以下の場合において、裁判所は、事件の審理をなお進行する。

- 原告、被告、関連する権利義務を有する者及びそれらの者の代理人、公判期日に欠席したが、欠席の下で審理を行うよう裁判所に対して提案状を提出している。
- 原告、被告、関連する権利義務を有する者が公判期日に欠席したが、公判期日に参加する代理人がいる。
- 本法典 199 条 2 項 b、d に規定する場合。

(36) 208 条は以下のように修正、補充された。

208 条 公判期日の延期期限及び公判期日の延期決定

- 審理合議体が、本法典 51 条 2 項、72 条 2 項、199 条、204 条、205 条、206 条、207 条、215 条、230 条 4 項及び本法典が規定するその他の場合に従い、公判期日を延期する決定をする場合、第一審の公判期日の延期期限は、公判期日の延期決定を發した日から 30 日を超えない。
- 公判期日の延期決定は以下の主要な内容を含まなければならない。
 - 決定を發した年月日
 - 裁判所名及び訴訟公進行人の氏名
 - 公判に付された事件
 - 公判期日延期の理由
 - 公判期日再開の時間、地点
- 公判期日の延期決定は、審理合議体を代表して公判期日の裁判長が署名し、訴訟参加人に対し公開に通知しなければならない。欠席者に対しては、裁判所は、直ちにその決定を送付し、同時に同級の検察院にも送付する。
- 公判期日を延期した後、裁判所が公判期日の延期決定に記載した時間、地点で正しく公判期日を再開できない場合は、裁判所は、直ちに同級の検察院及び訴訟参加人に対して公判期日の再開時間、場所を通知しなければならない。

(37) 234 条は以下のように修正、補充された。

234 条 検察院の発表

- 訴訟参加人が論争の発表と返答を終えた後、検察官は、事件解決の過程における裁判官、審理合議体の法律順守、事件受理から審理合議体の評議時点までの民事訴訟参加人の法律執行について意見を発表する。
- 最高人民検察院は最高人民裁判所と協調して、本条の施行を指導する主たる責任を負う。

(38) 257 条は以下のように修正、補充された。

257 条 控訴審の事件受理

- 控訴審裁判所は、事件記録、控訴、異議申立て及び添付資料、証拠を受領した後直ちに、受理簿に記録しなければならない。事件を受領した日から 3 営業日の期限内に、裁判所は、文書により、当事者及び同級の検察院に対して、裁判所が事件を受領したことについて通知しなければならない。
- 控訴審裁判所の長官又は最高裁判所の控訴審裁判長は、控訴審合議

体を設立し、公判期日における裁判長を務める裁判官を割り当てる。

(39) 260 条は以下のように修正、補充された。

260 条. 事件の控訴審の停止

1. 控訴審裁判所は、以下の場合に事件の控訴審又は事件の一部を停止する決定を発する。
 - a) 本法典 192 条 1 項 a, b 項において規定する場合
 - b) 控訴人が控訴の全部を取り下げ又は検察院が異議申立ての全部を取り下げる場合
 - c) 控訴人が控訴の一部を取り下げ又は検察院が異議申立ての一部を取り下げる場合
 - d) 法律の規定に従った他の場合
2. 控訴審裁判所が、事件を控訴審公判に付する決定を発する前に、控訴人が控訴の全部を取り下げ又は検察院が異議申立ての全部を取り下げる場合、公判期日において裁判長を務めるよう割り当てられた裁判官は、控訴審を停止する決定を発する。控訴審裁判所が事件を控訴審公判に付する決定を発した後に、控訴人が控訴を全部取り下げ、検察院が異議申立てを全部取り下げた場合、控訴審審理合議体が控訴審を停止する決定を発する。
この場合、第一審の判決、決定は、控訴審裁判所が控訴審を停止する決定を発した日から法的効力を有する。
3. 控訴人が控訴の一部を取り下げ又は検察院が異議申立ての一部を取り下げた場合、控訴審審理合議体は、控訴人の控訴の一部取下げ又は検察院の異議申立ての一部取下げを認定し、控訴審の判決の中で、その控訴、異議申立部分の控訴審の停止を決定する。

(40) 262 条は以下のように修正、補充された。

262 条. 事件記録の研究のための検察院への送付

1. 事件を公判に付する決定を発した後、 控訴審裁判所は、事件記録を同級の検察院に研究のために送付しなければならない。
2. 同級の検察院の事件記録の研究期限は、事件記録を受領した日から 15 日である。その期限が過ぎたら、裁判所に事件記録を返却しなければならない。

(41) 264 条は、以下のように修正、補充された。

264 条. 控訴審の公判期日の参加人

1. 控訴人、当事者、控訴、異議申立ての解決に関連する個人、機関、組織及び当事者の適法な権利利益の保護人は、公判期日に参加するよう召喚されなければならない。控訴、異議申立ての解決のために必要と認める場合には、裁判所は、その他の訴訟参加人を公判期日に参加するよう召喚することができる。
2. 同級の検察院の検察官は、控訴審の公判期日に参加しなければならない。

(42) 266 条は以下のように修正、補充された。

266 条. 控訴審の公判期日の延期

1. 公判期日に参加する検察官が欠席した場合は、控訴審の公判期日は延期しなければならない。
2. 控訴人、異議申立てをしていないが控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、それらの者の適法な権利利益の保護人が、適式に 1 回目に裁判所から召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合、公判期日を延期しなければならない。その者が欠席審理の提案状を提出している場合、裁判所は、その者の欠席の下で控訴審の公判期日の審理を進行する。
3. 控訴人、控訴人ではないその他の訴訟参加人、それらの者の適法な権利利益の保護人が、適式に 2 回目に裁判所から召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合、公判期日を延期するか、控訴審審理を停止するか、なお控訴審審理を進行するかについては、本法典 199 条、202 条、204 条、205 条、206 条に規定に従い実現される。
4. 控訴審の公判期日の延期期限及び延期決定は、本法典 208 条の規定に従い実現される。

(43) 271 条は以下のように修正、補充された。

271 条. 控訴審の公判期日における当事者、検察官の陳述聴取

1. 当事者がその控訴を維持し又は検察院がその異議申立てを維持する場合は、控訴審審理合議体は、次の順番で当事者、検察官の陳述を聴取することにより事件の審理を開始する。
 - a) 控訴人の適法な権利利益の保護人が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述する。控訴人は、補充の意見を述べることができる。
当事者全員が控訴する場合は、その陳述は、原告である控訴人の適法な権利利益の保護人及び原告、被告である控訴人の適法な権利利益の保護人及び被告、関連する権利義務を有する者である控訴人及び関連する権利義務を有する者の順序に従って実現される。
検察院のみが異議申立てをしている場合は、検察官が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠について陳述する。控訴及び異議申立ての両方がある場合は、当事者が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述し、その後に検察官が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠を陳述する。
 - b) 控訴、異議申立てに関連するその他の当事者の適法な権利利益の保護人は、控訴、異議申立ての内容に関する意見を陳述する。当事者は、補充の意見を述べることができる。
2. 当事者が自己の適法な権利利益の保護人を持たない場合は、その者は自分自身で控訴、異議申立て及び提議の内容に関する自己の意見を陳述する。
3. 控訴審の公判期日において、当事者、検察官は、補充の証拠を提出することができる。

(44) 273 条 a を以下のように補充する。

273 条 a. 控訴審の公判期日における検察官の発表

訴訟参加人が論争及び返答の発表をした後、検察官は、控訴審段階における民事事件の解決過程における法律遵守に関する検察院の意見を発表する。

(45) 275 条は以下のように修正、補充された。

275 条. 控訴審審理合議体の権限

控訴審審理合議体は以下の権限を有する。

1. 第一審判決を維持する。
2. 第一審判決を修正する。
3. 第一審判決の 全部又は一部を 破棄し、事件を再度解決するために第一審級の裁判所に事件記録を送付する。
4. 第一審の判決を破棄し、事件の解決を停止する。

(46) 277 条は以下のように修正、補充された。

277 条. 第一審判決の全部又は一部の破棄、事件の再度解決のための第一審級裁判所への事件記録の送付

控訴審審理合議体は、次の 1 つに該当する場合に、第一審判決の 全部又は一部 を破棄し、事件を再度解決するために第一審級の裁判所に事件記録を送付する。

1. 証明及び証拠収集が本法典 7 章の規定に正しく従わず又は十分に実現されず、控訴審の公判期日においても補充することができない場合
2. 第一審の審理合議体の構成が本法典の規定に従わない又は訴訟手続に関しその他の重大な違反がある場合

(47) 284 条は以下のように修正、補充された。

284 条. 監督審の手続に従って再検討する必要がある裁判所の法的効力を有する判決、決定の発見

1. 裁判所の判決、決定が法的効力を有する日から 1 年の期限内に、 その判決、決定の中に法律違反を発見した場合は、当事者は、本法

典 285 条に規定する異議申立権を有する者に対して、文書により、監督審手続による異議申立てを検討するように提議することができる。

2. 裁判所、検察院又はその他の個人、機関、組織は、法的効力を有する裁判所の判決、決定の中に法律違反を発見した場合は、本法典 285 条に規定する異議申立権を有する者に対して、文書で通知しなければならない。

(48) 284 条 a 及び 284 条 b を以下のように補充する。

284 条 a. 監督審手続に従った裁判所の法的効力を有する判決、決定の検討の提議書

1. 提議書は以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 提議書の年月日
 - b) 提議人の氏名、住所
 - c) 監督審手続に従った検討の提議をされる裁判所の法的効力を有する判決、決定の名前
 - d) 提議の理由、提議人の要求
 - e) 提議人が個人であるときは、署名又は指印をしなければならない。提議人が機関、組織であるときは、その機関、組織の法定代理人が、提訴状末尾に、署名及び押印しなければならない。
2. 提議人は、提議書に添付して、裁判所の法的効力を有する判決、決定、自己の要求に根拠があることを証明するための資料、証拠を提出しなければならない。
3. 提議書及び資料、証拠は、本法典 285 条に規定する監督審手続に従った異議申立権を有する者に提出する。

284 条 b. 監督審手続に従った裁判所の法的効力を有する判決、決定の検討の提議書の受領及び検討手続

1. 裁判所、検察院は、当事者から提議書を、裁判所、検察院における直接交付又は郵便送付により受領し、受領簿に記入しなければならない。提議書を提出した日は、当事者が裁判所、検察院において交付した日又は送付場所の郵便局の消印の日とする。
2. 提議書を受領した裁判所、検察院は、当事者に対して、受領済確認書を発行しなければならない。
3. 監督審手続に従った異議申立権を有する者は、提訴状、事件記録の研究を行い、異議申立権を有する者の検討、決定のための報告をする幹部を割り当てる責任を有する。異議申立てをしない場合、当事者に対して文書で通知する。
4. 最高人民裁判所、最高人民検察院は、監督審手続に従った裁判所の法的効力を有する判決、決定の検討の提議書の受領、処理手続を指導する。

(49) 288 条は以下のように修正、補充された。

288 条. 監督審手続に従った異議申立期限

1. 監督審手続に従った異議申立権を有する者は、本条 2 項に規定する場合を除き、裁判所の判決、決定が法的効力を有した日から 3 年の期限内に、異議申立権を有する。
2. 本条 1 項の規定に従った異議申立期限が満了したが、以下の条件がある場合は、異議申立期限は、異議申立期限が満了した日から、さらに 2 年間伸長する。
 - a) 本法典 284 条 1 項の規定に従い当事者が提議書を提出しており、本条 1 項に規定する異議申立期限が満了後にさらに提議書を提出した場合
 - b) 裁判所の法的効力を有する判決、決定に本法典 283 条に規定する法律違反がある、当事者、第三者の権利利益に対する重大な侵害がある、又は国家の利益を侵害するものであって、その法的効力を有する判決、決定の中の誤りを克服するために異議申立をしなければならない場合

(50) 297 条は以下のように修正、補充された。

297 条. 監督審合議体の権限

監督審合議体は、以下の権限を有する。

1. 異議申立を承認せず、裁判所の法的効力を有する判決、決定を維持する。
2. 裁判所の法的効力を有する判決、決定を破棄し、破棄され又は修正された下級裁判所の適法な判決、決定を維持する。
3. 第一審又は控訴審での再審理のために、裁判所の法的効力を有する判決、決定の一部又は全部を破棄する。
4. 事件を審理した裁判所の判決、決定を破棄し、事件の解決を停止する。

(51) 299 条は以下のように修正、補充された。

299 条. 第一審の再審理又は控訴審の再審理のための異議申立てのあった裁判所の法的効力を有する判決、決定の一部又は全部の破棄

監督審合議体は、以下の場合に、第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議申立てのあった裁判所の法的効力を有する判決、決定の一部又は全部を破棄する決定を発する。

1. 証拠収集及び証明が十分に行われず又は本法典 7 章の規定に従わなかった場合
2. 判決、決定の結論が事件の客観的な事実と合致しない又は法律の適用に重大な誤りがある場合
3. 第一審又は控訴審の審理合議体の構成が本法典の規定に従わない又は訴訟手続に関しその他の重大な違反がある場合

(52) 16 章 a を以下のように補充する。

16 章 a

最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する特別な手続

310 条 a. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の要求、建議、提議

1. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定に、法律の重大な違反を確認できる根拠があるとき、又はその決定を発したときに最高人民裁判所裁判官評議会、当事者が知り得なかった決定の基本的な内容を変更する可能性のある重要な新しい事情を発見したときは、国会常務委員会の要求、国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議、最高人民裁判所長官の提議がある場合には、最高人民裁判所裁判官評議会はその決定を再検討する。
2. 国会常務委員会が要求した場合は、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するように最高人民裁判所裁判官評議会に報告する責任を負う。
3. 国会司法委員会が建議した、最高人民検察院長官が建議した又は最高人民裁判所長官が違反、新しい事情を発見した場合は、最高人民裁判所長官はその建議、提議を検討するよう最高人民裁判所裁判官評議会に報告する義務を負う。国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議又は最高人民裁判所長官の提議に同意する場合は、最高人民裁判所裁判官評議会は、最高人民裁判所長官に事件記録を研究させて、最高人民裁判所裁判官評議会の検討、決定のために報告させる。最高人民裁判所裁判官評議会が建議、提議に同意しない場合は、文書により通知し、その理由を明示しなければならない。
4. 本条第 3 項に掲げた提議、建議の検討をする最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。

310 条 b. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の手続及び管轄権

1. 最高人民裁判所長官は、本法典第 310 条 a 第 2 項に規定する国会常務委員会の要求を受領した日又は本法典第 310 条 a 第 3 項に規定する最高人民裁判所裁判官評議会の決定があった日から 4 か月の期限内に、事件記録の検討、資料、証拠の確認、収集をし、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するために最高人民裁判所裁判

官評議会に報告をする責任を負う。

2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。必要と認める場合は、最高人民裁判所は関連する個人、組織、機関を会議期日に参加させるために招待することができる。
3. 最高人民裁判所長官の報告、最高人民検察院長官の意見、招待された関連する個人、組織、機関の意見（ある場合）を聞いた後、最高人民裁判所裁判官評議会は、重大な法律違反がある又は最高人民裁判所裁判官評議会の決定の内容を基本的に変更させる重要な新しい事情がある最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄する決定を発す。重大な法律違反がある又は判決、決定の内容を基本的に変更させる重要な新たな事情がある下級裁判所の法的効力を有する判決、決定を破棄し、個別の場合に従って以下のように決定する。
 - a) 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄し、既に法的効力を有する判決、決定を破棄し、事件の内容について決定する。
 - b) 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄し、既に法的効力を有する法律違反のある判決、決定を破棄し、当事者に損害を与えた最高人民裁判所の損害賠償責任を確定し又は法律の規定に従った財産価値の補償責任を確定する。
 - c) 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄し、既に法的効力を有する法律違反のある判決、決定を破棄し、法律の規定に従い解決するよう下級裁判所に対して事件記録を渡す。
4. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、少なくとも最高人民裁判所裁判官評議会の構成員の4分の3の賛成が投票されなければならない。
5. 最高人民裁判所は、最高人民検察院と協力して本条の規定の施行を指導する。

(53) 311条は以下のように修正、補充された。

311条 適用範囲

裁判所は、本法典26条1, 2, 3, 4, 6, 7, 8項, 28条1, 2, 3, 4, 5, 7項, 30条1, 4項, 32条3項に規定する民事非訟事件の解決にあたり、この章の規定を適用するとともに、この章の規定に反しない本法典の別の規定を適用する。

民事非訟事件とは、個人、機関、組織が紛争を有していないが、自己の又は他の個人、機関、組織の民事、婚姻及び家庭、営業、商事、労働に関する権利義務の発生根拠となる法律事実の公認又は非公認を裁判所に要求することであり、民事、婚姻及び家庭、営業、商事、労働に関する自己の権利を公認するよう裁判所に要求することである。

(54) 313条aを以下のように補充する。

313条 a. 民事非訟事件を解決する際の訴訟進行人の変更決定

1. 会議期日開始前における裁判官、裁判所書記官の変更及び選任は、その民事非訟事件を解決している裁判所の長官が決定する。その民事非訟事件を解決している裁判所の長官が変更される裁判官であるときは、変更は直近上級裁判所の長官が決定する。
2. 民事非訟事件を解決する会議期日における裁判官の変更は以下のように実現される。
 - a) 1名の裁判官によって解決される民事非訟事件の場合は、裁判官の変更は、その民事非訟事件を解決している裁判所の長官が決定する。その民事訴訟事件を解決している裁判所の長官が変更される裁判官であるときは、変更は直近上級裁判所の長官が決定する。
 - b) 3名の裁判官を含む民事非訟事件解決合議体によって解決される民事非訟事件の場合は、合議体の構成員の変更は、民事非訟事件解決合議体が決定する。
3. 会議期日開始前及び会議期日における検察官の変更及び選任は、同級の検察院の長官が決定する。検察院の長官が変更される検察官であるときは、変更は直近上級検察院の長官が決定する。

(55) 314条は以下のように修正、補充された。

314条 民事非訟事件を解決する会議期日の進行手続

1. 民事非訟事件を解決する会議期日は以下の順序に従い進行される。
 - a) 裁判所書記官が会議期日参加者の出席、欠席について報告する。
 - b) 裁判官が会議期日を開始し、会議期日に参加するよう召喚された者の出欠及び身分証を検査し、会議期日に参加する者の権利義務を説明する。
 - c) 要求人の適法な権利利益の保護人、要求人又はその適法な代理人は、裁判所に解決を要求する問題、その民事非訟事件の解決を裁判所に要求する理由、目的、根拠について陳述する。
 - d) 関連する権利義務を有する者の適法な権利利益の保護人、関連する権利義務を有する者又はその適法な代理人は、民事非訟事件の解決の中で関連する権利義務を有する者の権利義務に関連する問題について自己の意見を陳述する。
 - e) 証人が意見を陳述する。鑑定人が鑑定の結論を陳述し、また明らかになっていない又は矛盾のある問題について説明する。
 - f) 裁判官が資料、証拠を検討する。
 - g) 検察官が民事非訟事件の解決について検察院の意見を発表する。
 - h) 裁判官が、民事非訟事件の解決の要求を承認又は不承認を検討し、決定する。
2. 欠席する者がいる場合は、裁判官は、その者が裁判所に提出し又は開示した供述、資料、証拠を公開する。

(56) 339条a, 339条b, 339条cを以下のように補充する。

339条 a. 公証文書の無効宣言要求書

1. 公証を実現した公証官、公証を要求した者、証人、関連する権利義務を有する者、権限のある国家機関は、公証に関する法律の規定に従い法律違反があるとの根拠があるときは、裁判所に対して公証文書の無効を宣言するよう要求する権利がある。
2. 裁判所に対する公証文書の無効宣言要求書は、本法典312条2項の規定する内容を有していなければならない。
3. 裁判所に対する公証文書の無効宣言要求書は、公証文書の無効宣言の要求に根拠があり、適法であることを証明する資料、証拠を添付して提出する。

339条 b. 公証文書の無効宣言要求書の審査準備

1. 公証文書の無効宣言要求書の審査準備期限は、裁判所が要求書を受理した日から、30日である。その期限が満了したときは、裁判所は、要求書を審査するための会議期日を開く決定を発しなければならない。
2. 公証文書の無効宣言要求書を受理した後、管轄裁判所は直ちに、公証を実現した公証室、公証事務所、公証官、公証を要求した者、関連する権利利益を有する者、権限のある国家機関、同級の検察院に対してその旨通知する。
3. 要求書の審査期限内、要求人が要求書を取り下げたときは、裁判所は、要求書の審査を停止する決定を発する。
4. 会議期日を開く決定を発した日から15日の期限内に、裁判所は要求書を審査するために会議期日を開かなければならない。

339条 c. 公証文書の無効宣言決定

1. 裁判所は、公証文書の無効宣言要求書を承認し又は承認しないことができる。
2. 要求書を承認する場合は、裁判所は、公証文書の無効宣言決定を発する。その決定の中で、裁判所は、法律の規定に従って、公証文書の無効宣言の法律効果について決定しなければならない。

(57) 340条は以下のように修正、補充された。

340条 裁判所の管轄権に属するベトナム商事仲裁活動に関連する民事非訟事件

1. 仲裁官の指定, 変更
2. 緊急保全処分の適用, 変更, 取消
3. 仲裁決定の破棄
4. 無効又は実現することが不可能な仲裁合意に関する仲裁合議体の決定, 仲裁合議体の権限に関する不服申立ての解決
5. 証拠収集
6. 証人の召喚
7. 仲裁判決の登記
8. ベトナム商事仲裁に関する法律に規定があるその他の民事非訟事件

(58) 375条は以下のように修正, 補充された。

375条 執行される裁判所の判決, 決定

1. 執行される裁判所の民事判決, 決定は, 法的効力を有する判決, 決定であって, 以下のものを含む。
 - a) 控訴審手続に従って控訴, 異議申立てがされていない第一審級の裁判所の判決, 決定又は判決, 決定の一部
 - b) 控訴審級の裁判所の判決, 決定
 - c) 裁判所の監督審又は再審の決定。本法典310条bに規定する最高人民裁判所評議会の特別手続に従った決定。
 - d) ベトナムの裁判所の法的効力を有する決定により承認されベトナムにおける執行を許可された外国の裁判所の民事判

決, 決定, 外国仲裁決定

2. 第一審級の裁判所の次の判決, 決定は, 控訴, 異議申立てが可能であつても直ちに執行される。
 - a) 扶養料支払, 報酬支払, 労働者の再雇用, 給与支払, 退職手当支払, 社会保障, 生命, 健康, 精神的損失に関する損害賠償に関する判決, 決定
 - b) 緊急保全処分の適用決定

(59) 200条, 201条, 203条, 376条, 377条, 378条, 379条, 383条を削除する。

第2条

1. この法律は, 2012年1月1日から施行の効力を生じる。
2. 政府, 最高人民裁判所, 最高人民検察院は, 自己の任務権限において, 本法の施行を指導する。

この法律は, 2011年3月29日にベトナム社会主義共和国第12会期, 第9会議において承認された。

国会議長
グエン フー チョン

ベトナム民事訴訟法（仮訳）

第1部 総則

第1章 民事訴訟法の任務及び効力

- 第1条 民事訴訟法の規定範囲及び任務
第2条 民事訴訟法の効力
第2章 基本原則
第3条 民事手続における社会主義法制の保障
第4条 合法的権利及び利益の擁護を裁判所に請求する権利
第5条 当事者の意思決定権及び自己決定権
第6条 民事手続における証拠の提出及び証明
第7条 権限のある個人、機関及び組織の証拠提出責任
第8条 民事手続における権利及び義務の平等
第9条 当事者の防御権の保障
第10条 民事手続における和解
第11条 人民参審員の民事裁判への参加
第12条 公判における裁判官及び人民参審員の独立、法遵守
第13条 民事手続を行う者及び機関の責任
第14条 裁判所による集団審理
第15条 公判
第16条 民事手続を行う者又は民事手続に参加する者の公平性の保障
第17条 二審制の実施
第18条 公判の監督
第19条 判決、決定の効力の保障
第20条 民事手続で使用される口語及び文語
第21条 民事手続における法遵守の檢察
第22条 事件の資料、書類を送付する裁判所の責任
第23条 民事手続への個人、機関、組織の参加
第24条 民事手続における不服申立て及び告発をする権利の保障

第3章 裁判所の管轄権

- 第1節 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件
第25条 裁判所が管轄権を有する民事紛争
第26条 裁判所が管轄権を有する非訟事件申立て
第27条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の紛争
第28条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の非訟事件申立て
第29条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引紛争
第30条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引に関する非訟事件申立て
第31条 裁判所が管轄権を有する労働紛争
第32条 裁判所が管轄権を有する労働関係の非訟事件申立て

第2節 異なる審級の裁判所の管轄権

- 第33条 県、区、市、特別市の人民裁判所の管轄権
第34条 省又は中央直轄市の人民裁判所の管轄権
第35条 裁判所の土地管轄
第36条 原告又は申立人の選択による管轄
第37条 民事事件又は非訟事件の他の裁判所への移送；管轄に関する紛争の解決

第38条 事件の併合、分離

第4章 民事手続を行う機関、者、及び民事手続を行う者の交代

- 第39条 民事手続を行う機関、者
第40条 裁判所長官の任務及び権限
第41条 裁判官の任務及び権限
第42条 人民参審員の任務及び権限
第43条 書記官の任務及び権限
第44条 検察院長官の任務及び権限
第45条 検察官の任務及び権限
第46条 民事手続を行う者が手続実施を拒否し、又は交代しなげねばならない場合
第47条 裁判官又は人民参審員の交代
第48条 検察官の交代

- 第49条 書記官の交代
第50条 民事手続実施の拒否手続又は民事手続を行う者の交代請求手続
第51条 手続を行う者の交代決定

第5章 民事事件及び非訟事件の解決のための合議体構成

- 第52条 民事事件第一審の合議体構成
第53条 民事事件控訴審の合議体構成
第54条 民事事件監督審又は最審の合議体構成
第55条 非訟事件の解決の構成員

第6章 民事手続の参加者

第1節 民事事件の当事者

- 第56条 民事事件の当事者
第57条 当事者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力
第58条 当事者の権利、義務
第59条 原告の権利、義務
第60条 被告の権利、義務
第61条 関連する権利、義務を有する者の権利、義務
第62条 手続上の権利及び義務の相続

第2節 手続のその他の参加者

- 第63条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人
第64条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の権利、義務
第65条 証人
第66条 証人の権利、義務
第67条 鑑定人
第68条 鑑定人の権利、義務
第69条 通訳人
第70条 通訳人の権利、義務
第71条 鑑定結果の報告若しくは通訳の拒否手続、又は鑑定人若しくは通訳人の交代請求手続
第72条 鑑定人、通訳人の交代決定
第73条 代理人
第74条 代理人の権利、義務
第75条 代理人不許可の場合
第76条 民事手続の代理人指名
第77条 民事手続における代理の終了
第78条 民事手続における代理の終了の結果

第7章 証明及び証拠

- 第79条 立証の義務
第80条 証明を要しない事実関係、事件
第81条 証拠
第82条 証拠の出所源
第83条 証拠の認識
第84条 証拠の提出
第85条 証拠の収集
第86条 当事者の尋問
第87条 証人の尋問
第88条 対質
第89条 現場見分、検証
第90条 鑑定請求
第91条 偽造告発された証拠の鑑定要求
第92条 財産の査定
第93条 証拠収集の囑託
第94条 個人、機関、組織への証拠提出の申立て
第95条 証拠保存
第96条 証拠調べ
第97条 証拠の開示及び使用
第98条 証拠保全

第8章 緊急保全処分

- 第99条 緊急保全処分の適用請求権

第100条 緊急保全処分の適用，変更又は取消決定権
第101条 緊急保全処分の不適切な適用に対する責 任
第102条 緊急保全処分
第103条 未成年者の世話，養育，保護，教育する個人又は組織への引渡し
第104条 扶養義務の一部事前履行強制
第105条 健康，生命への侵害に対する損害賠償義務の一部事前履行強制
第106条 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する，雇用者の給与，報酬，損害賠償又は前払い強制
第107条 被雇用者解雇の決定執行停止
第108条 紛争のある財産の差押え
第109条 紛争のある財産の財産権譲渡禁止
第110条 紛争のある財産の現状変更禁止
第111条 付属農作物又は他の生産物，商品の収穫，販売の許可
第112条 銀行，その他の信用機関，国庫の口座凍結
第113条 預貯場所の財産凍結
第114条 債務者の財産凍結
第115条 特定の行為の禁止又は強制
第116条 他の緊急保全処分の適用
第117条 緊急保全処分の適用手続
第118条 他の者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関又は組織による緊急保全処分適用の提案
第119条 裁判所の職権による緊急保全処分適用の決定発付
第120条 担保措置の強制適用
第121条 緊急保全処分の変更，追加適用
第122条 緊急保全処分の適用の取消
第123条 緊急保全処分の適用，変更又は取消決定の効力
第124条 緊急保全処分の適用，変更，取消の有無の決定に対する不服，異議の申立て
第125条 緊急保全処分の適用，変更，取消の決定又は不適用，不変更，不取消に関する不服申立て及び異議申立て
第126条 緊急保全処分の適用，変更又は取消に関する決定の執行
第9章 訴訟費用，手数料及びその他の手続費用
第1節 訴訟費用及び手数料
第127条 訴訟費用の前金，手数料の前金，訴訟費用及び手数料
第128条 集金した訴訟費用の前金，手数料の前金，訴訟費用及び手数料の処理
第129条 訴訟費用の前金，手数料の前金，訴訟費用及び手数料の集金及び支出方法
第130条 訴訟費用及び手数料の前納義務
第131条 第一審訴訟費用の支払義務
第132条 控訴審訴訟費用の支払義務
第133条 手数料の支払義務
第134条 訴訟費用及び手数料の具体的規定
第2節 その他の手続費用
第135条 鑑定費用前納金，鑑定費用
第136条 鑑定費用の前金の支払義務
第137条 支払済み鑑定費用前金の処理
第138条 鑑定費用の支払義務
第139条 査定費用の前金，査定費用
第140条 査定費用前納義務
第141条 支払済み査定費用前金の処理
第142条 査定費用の支払義務
第143条 証人費用
第144条 通訳費用及び弁護士費用
第145条 他の手続費用の具体的規定
第10章 手続書類の交付，送達及び通知
第146条 手続書類の交付，送達又は通知義務
第147条 交付，送達又は通知すべき手続書類
第148条 手続書類の交付，送達又は通知を行う者
第149条 手続書類の交付，送達又は通知方法

第150条 手続書類の交付，送達又は通知の効力
第151条 直接交付，送達又は通知の手続
第152条 個人への直接交付，送達又は通知手続
第153条 機関，組織への直接交付，送達又は通知手続
第154条 公示手続
第155条 マス・メディアでの公表手続
第156条 手続書類の交付，送達又は通知の結果通知
第11章 手続期限
第157条 手続期限
第158条 民法の期限に関する規定の適用
第159条 提訴時効，申立て時効
第160条 時効に関する民法の規定の適用
第2部 第一審裁判所の事件解決手続
第12章 事件の提訴及び受理
第161条 提訴権
第162条 他の者の合法的権利及び利益，公益及び国益の擁護のために民事事件を提訴する権利
第163条 提訴適理
第164条 訴状の形式及び内容
第165条 訴状に添付する書類，証拠
第166条 訴状の裁判所への提出
第167条 訴状受理手続
第168条 訴状の返却
第169条 訴状補正，補足の請求
第170条 訴状返却に対する不服申立ての提出及び解決
第171条 事件の受理
第172条 事件を解決する裁判官の指名
第173条 事件記録を作成するときの裁判官の任務及び権限
第174条 事件の受理に関する通知
第175条 通知を受けた者の権利，義務
第176条 被告の反訴を提起する権利
第177条 関連する権利，義務を有する者の独立した請求をする権利
第178条 反訴又は独立した請求の提訴手続
第13章 和解及び公判準備
第179条 公判準備期限
第180条 和解実施の原則
第181条 和解してはならない民事事件
第182条 和解することができない民事事件
第183条 和解期日に関する通知
第184条 和解期日の参加者
第185条 和解の内容
第186条 和解の調書
第187条 当事者の合意を承認する決定の発付
第188条 当事者の合意を承認する決定の効力
第189条 民事事件解決の停止
第190条 民事事件解決の停止の効果
第191条 停止した民事事件の解決の再開
第192条 民事事件の解決の中止
第193条 民事事件の解決中止の結果
第194条 民事事件の解決を停止又は中止する決定を発する権限
第195条 事件の公判を行う決定
第14章 第一審の公判期日
第1節 第一審の公判期日の総則
第196条 第一審の公判期日の一般条件
第197条 直接審理，口頭弁論，継続審理
第198条 特別な場合の審理合議体の構成員の交代
第199条 原告の公判期日への出頭
第200条 被告の公判期日への出頭
第201条 関連する権利，義務を有する者の出頭
第202条 当事者が不在の公判
第203条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の出頭

第204条 証人の出頭
第205条 鑑定人の出頭
第206条 通訳人の出頭
第207条 検察官の出頭
第208条 公判期日の延期期間の制限及び公判期日の延期決定
第209条 公判期日の内部規則
第210条 公判期日における判決又は決定の言渡し手続
第211条 公判期日の調書
第212条 公判期日開始の準備
第2節 公判期日の開始手続
第213条 公判期日の開始
第214条 手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代請求の解決
第215条 欠席者がいる公判期日の延期の検討及び決定
第216条 証人の客観性の保障
第3節 公判期日における尋問手続
第217条 請求変更、補足又は取下げに関する当事者への尋問
第218条 請求の変更、補足又は取下げの検討
第219条 手続上の地位の変更
第220条 当事者の合意の承認
第221条 当事者の陳述聴取
第222条 公判期日の尋問順序
第223条 原告に対する尋問
第224条 被告に対する尋問
第225条 関連する権利、義務を有する者の尋問
第226条 証人の尋問
第227条 事件の書類の開示
第228条 録音テープ、ディスクの聴取、又は録画ビデオテープ、ディスクの映写
第229条 証拠物の取調べ
第230条 鑑定人の尋問
第231条 公判期日の尋問終了
第4節 公判期日における弁論
第232条 弁論順序
第233条 弁論及び答弁中の陳述
第234条 検察官の陳述
第235条 尋問の再開
第5節 評議及び判決の言渡し
第236条 評議
第237条 尋問及び弁論の再開
第238条 第一審判決
第239条 判決の言渡し
第240条 判決の修正又は補足
第241条 判決の抜粋及び判決書の提供
第3部 控訴審裁判所における事件解決の手続
第15章 控訴審の性質及び第一審裁判所の判決、決定に対する控訴又は異議申立て
第242条 控訴審の性質
第243条 控訴権を有する者
第244条 控訴の申立書
第245条 控訴の期限
第246条 控訴申立書の審査
第247条 期限を徒過した控訴
第248条 控訴審訴訟費用の前金の支払通知
第249条 控訴の通知
第250条 検察官による異議申立て
第251条 検察官の異議申立決定
第252条 異議申立ての期限
第253条 異議申立ての通知
第254条 控訴又は異議申立ての効果
第255条 事件記録、控訴、異議申立ての送付
第256条 控訴、異議申立ての修正、補足、取下げ
第16章 控訴審の準備

第257条 控訴審の事件受理
第258条 控訴審の準備期限
第259条 事件の控訴審の停止
第260条 事件の控訴審の中止
第261条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定
第262条 事件記録の検討のため検察官に事件記録を送付
第17章 控訴審の手続
第263条 控訴審の範囲
第264条 控訴審公判期日の参加者
第265条 公判期日における控訴審の停止又は中止
第266条 控訴審公判期日の延期
第267条 控訴審公判期日の開始準備及び開始手続
第268条 公判期日における尋問
第269条 控訴審公判期日開始前又は公判期日における原告の訴え取下げ
第270条 控訴審公判期日における当事者の合意の承認
第271条 控訴審公判期日における当事者の陳述聴取
第272条 控訴審公判期日における尋問、書類の公開、証拠物の取調べ手続
第273条 控訴審公判期日における弁論
第274条 評議及び判決の言渡し
第275条 控訴審合議体の管轄
第276条 第一審判決の修正
第277条 第一審判決の破棄及び事件の再審理のため事件記録の第一審裁判所への送付
第278条 第一審判決の破棄及び事件解決の中止
第279条 控訴審裁判所の判決
第280条 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定の控訴審による変更手続
第281条 控訴審判決、決定の送付
第4部 法的効力を有する判決、決定の再検討手続
第18章 監督審の手続
第282条 監督審の性質
第283条 監督審の手続に従って異議を申し立てる根拠
第284条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決又は決定の発見
第285条 監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者
第286条 法的効力を有する判決又は決定の執行延期及び停止
第287条 監督審の手続に従って異議を申し立てる決定
第288条 監督審の手続に従って異議を申し立てる期限
第289条 監督審の手続に従った異議申立て決定の修正、補足又は取下げ
第290条 監督審の手続に従った異議申立て決定の送付
第291条 監督審の手続に従って事件を再検討する管轄権
第292条 監督審公判期日の参加者
第293条 監督審公判期日の開始期限
第294条 監督審公判期日の準備
第295条 監督審公判期日の手続
第296条 監督審審理の範囲
第297条 監督審合議体の権限
第298条 破棄され、又は修正された直属下級裁判所の適法な判決又は決定の支持
第299条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の破棄
第300条 法的効力を有する判決及び決定の破棄及び事件解決の中止

第301条 監督審の決定
第302条 監督審決定の効力
第303条 監督審決定の送付
第19章 再審手続
第304条 再審手続の性質
第305条 再審手続に従った異議申立ての根拠
第306条 新しく発見された事実関係に関する通知及び確認
第307条 再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する者
第308条 再審手続に従った異議申立ての期限
第309条 再審合議体の権限
第310条 監督審手続に関する規定の適用
第5部 民事非訟事件の解決手続
第20章 民事非訟事件の解決手続に関する通則
第311条 適用範囲
第312条 民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立て
第313条 民事非訟事件の解決期日の参加者
第314条 民事非訟事件を解決する期日実施手続
第315条 民事非訟事件の解決決定
第316条 民事非訟事件の解決決定に対する控訴及び異議申立て
第317条 控訴又は異議申立ての期限
第318条 控訴され、又は異議を申し立てられた民事非訟事件の解決決定の控訴審手続
第21章 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告の申立解決手続
第319条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告申立ての申立書
第320条 申立書の検討のための準備
第321条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定
第322条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定の破棄申立ての申立書
第323条 申立書検討準備及び裁判所の決定
第22章 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立解決手続
第324条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立ての申立書
第325条 申立書の検討準備
第326条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の決定
第327条 住所を去った者の捜索に関する通知
第328条 住所を去った者の捜索に関する通知の告知
第329条 住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定の効力
第23章 人の失踪宣告の申立解決手続
第330条 人の失踪宣告申立ての申立書
第331条 申立書の検討準備
第332条 人の失踪宣告の決定
第333条 裁判所の失踪宣告の決定を破棄する申立ての申立書
第334条 人の失踪宣告の決定を破棄する決定
第24章 人の死亡宣告申立ての解決手続
第335条 人の死亡宣告申立ての申立書
第336条 申立書の検討準備

第337条 死亡宣告の決定
第338条 裁判所の死亡宣告決定を破棄する申立書
第339条 人の死亡宣告決定を破棄する決定
第25章 ベトナムにおける商事仲裁活動に関連する民事非訟事件の解決手続
第340条 裁判所が管轄権を有するベトナムの商事仲裁活動に関連する民事非訟事件
第341条 解決手続
第6部 外国裁判所の民事判決若しくは決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続
第26章 外国裁判所の民事判決若しくは決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続に関する通則
第342条 外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断
第343条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断の承認及び執行の原則
第344条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行を申し立てる権利
第345条 控訴又は異議申立ての権利の保障
第346条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し、又は承認しないベトナムの裁判所の決定の効力保障
第347条 申立書の検討結果の通知
第348条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために資金又は財産を送付する権利の保障
第349条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行の費用
第27章 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続
第350条 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書
第351条 申立書に添付する文書、書類
第352条 事件記録の裁判所への送付
第353条 事件記録の受理及び追加説明の請求
第354条 申立書の検討準備
第355条 申立書を検討する期日
第356条 承認せずベトナムで執行しない外国裁判所の民事判決又は決定
第357条 裁判所の決定の送付
第358条 控訴及び異議申立て
第359条 控訴、異議申立ての検討
第28章 ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討手続
第360条 不承認の申立期限
第361条 不承認の申立書
第362条 不承認の申立書検討
第363条 裁判所の決定送付、控訴又は異議申立て
第29章 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続
第364条 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書
第365条 申立書に添付する文書及び書類
第366条 事件記録の裁判所への送付
第367条 事件記録の受領
第368条 申立書の検討準備
第369条 申立書の検討の審理期日
第370条 不承認の場合
第371条 裁判所の決定の送付
第372条 控訴及び異議申立て

第373条 控訴又は異議申立ての検討
第374条 承認及び執行決定の破棄
第7部 裁判所の民事判決又は決定の執行
第30章 裁判所の判決又は決定の執行に関する通則
第375条 執行すべき裁判所の判決又は決定
第376条 判決又は決定の執行の根拠
第377条 判決又は決定の執行を求める権利
第378条 判決又は決定を執行するときの個人、機関、組織の責任
第379条 判決又は決定の執行の檢察
第31章 判決及び決定の執行手続
第380条 判決又は決定の交付
第381条 判決又は決定の送付期限
第382条 判決及び決定の説明
第383条 判決又は決定の執行を求める申立時効
第8部 民事手続の妨害行為の処理；民事手続における不服申立て及び告発
第32章 民事手続の妨害行為の処理
第384条 被告及び関連する権利、義務を有する者に適用する措置の処理
第385条 手続を行う者の証拠収集及び証拠確認の妨害行為を行った者に適用する措置の処理
第386条 裁判所の召喚を受けて意図的に出頭しない証人に適用する措置の処理
第387条 公判期日の内部規則に違反する者に適用する措置の処理
第388条 裁判所が刑事事件を立件する場合の檢察院の責任
第389条 証拠提出に関する裁判所の決定に従わない個人、機関又は組織に適用する措置の処理
第390条 罰金を科す手続、権限、罰金水準
第33章 民事手続における不服申立て及び告発
第391条 不服を申し立てることができる民事手続の決定及び行為
第392条 不服申立て者の権利、義務
第393条 不服を申し立てられた者の権利、義務
第394条 不服申立時効
第395条 検察官、檢察院の副長官又は長官に対する不服申立ての解決の管轄及び期限
第396条 書記官、人民參審員、裁判官、裁判所の副長官又は長官に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

第397条 鑑定人に対する不服申立ての解決の管轄及び期限
第398条 告発する権利を有する者
第399条 告発者の権利、義務
第400条 告発された者の権利、義務
第401条 告発解決の管轄及び期限
第402条 不服申立て及び告発解決の手続
第403条 不服申立て及び告発を解決する権限を有する者の責任
第404条 民事手続の不服申立て及び告発の解決における法遵守の檢察
第9部 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手続及び民事手続における司法供助
第34章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手続に関する通則
第405条 適用原則
第406条 外国の個人、機関、組織の手続上の権利、義務
第407条 外国市民及び無国籍者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力
第408条 外国機関、組織及び国際組織の民事手続における民事手続権利能力
第409条 外国の個人、機関又は組織である当事者の合法的権利及び利益の擁護
第35章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナム裁判所の管轄権
第410条 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナムの裁判所の管轄権に関する通則
第411条 ベトナムの裁判所の専属管轄権
第412条 裁判所の管轄権の不変更
第413条 外国裁判所が民事事件又は非訟事件を解決した場合の訴状若しくは申立書の返却、又は当該事件の解決の中止
第36章 民事手続における司法共助
第414条 民事手続における司法共助の原則
第415条 司法囑託
第416条 司法囑託を行なう手続
第417条 司法囑託書類
第418条 外国の権限を有する機関が作成し、発行し、又は確認した文書若しくは書類の承認

民事訴訟法

(2004年6月15日 No. 24/2004/QH11)

第10期国会第10会期2001年12月25日No. 51/2001/QH10決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に従い、この法律は、民事事件及び非訟事件の解決手順及び手続並びに民事判決執行の手順及び手続を定める。

第1部 総則

第1章 民事訴訟法の任務及び効力

第1条 民事訴訟法の規定範囲及び任務

民事訴訟法は、次に掲げる民事訴訟の基本原則を定める。

民事、婚姻家族、営業、取引及び労働紛争事件（以下まとめて「民事事件」という。）を解決するため裁判所に訴えを提起する手順及び手続並びに民事、婚姻家族、営業、取引又は労働上の要求に関する問題（以下まとめて「非訟事件」という。）の解決を裁判所に求める手順及び手続；裁判所において民事事件及び非訟事件（以下まとめて「民事事件及び非訟事件」という。）を解決する手順及び手続；

民事判決の執行；

手続を行う機関及び手続を行う者の任務、権限及び責任；

民事事件及び非訟事件を迅速に、正確に、公明に、及び適法に解決するため、民事手続に参加する者並びに関係する個人、国家機関、人民軍部隊、経済組織、政治組織、社会政治組織、職能的社会政治組織、社会組織及び社会職能組織（以下まとめて「機関、組織」という。）の権利及び義務。

民事訴訟法は、社会主義体制の擁護に貢献し、社会主義法制を高め、個人、機関、組織の合法的権利及び利益を擁護する。；人民が真摯に法を遵守するように教育する。

第2条 民事訴訟法の効力

1. 民事訴訟法は、ベトナム社会主義共和国の領土全域の民事手続に適用する。
2. 民事訴訟法は、在外のベトナム領事館が行う民事手続に適用する。
3. 民事訴訟法は、外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決に適用する。ベトナムが署名し、又は加盟した国際条約に別段の定めがあれば、その国際条約の規定を適用する。
4. ベトナム法又はベトナム社会主義共和国が署名し、若しくは加盟した国際条約により外交特権及び免責又は領事特権及び免責を有する外国の個人、機関及び組織について、それら個人、機関、組織に関する民事事件又は非訟事件は、外交ルートを通じて解決する。

第2章 基本原則

第3条 民事手続における社会主義法制の保障

手続を行う者、民事手続参加者並びに関係する個人、機関及び組織は、この法律の規定に従って民事手続行為を行わなければならない。

第4条 合法的権利及び利益の擁護を裁判所に請求する権利

個人並びにこの法律の定義する機関及び組織は、自らの又は他人の合法的権利及び利益を擁護するため、管轄する裁判所に民事事件の訴えを提起し、非訟事件の解決を申し立てる権利を有する。

第5条 当事者の意思決定権及び自己決定権

1. 当事者は、民事の訴えを提起するか否か、管轄裁判所に民事事件又は非訟事件の解決を申し立てるか否かを決定する権利を有する。裁判所は、当事者から訴えの提起、書面による申立てを受けたときのみ民事事件及び非訟事件を受理し、訴えの提起又は書面による申立ての

範囲内でのみその事件を解決する。

2. 民事事件及び非訟事件の解決の過程において、当事者は、申立てを終了し、若しくは変更し、又は法律及び社会倫理に反しない合意に互いに任意に達する権利を有する。

第6条 民事手続における証拠の提出及び証明

1. 当事者は、裁判所に証拠を提出し、自己の申立てに十分に根拠があり、適法であることを証明する権利及び義務を有する。

他人の合法的権利及び利益を擁護するために訴えを提起し、又は申立てをした個人、機関又は組織は、当事者と同様に証拠を提出し、証明する権利及び義務を有する。

2. 裁判所は、この法律が定める場合にのみ証拠を確認し、又は収集する。

第7条 権限のある個人、機関及び組織の証拠提出責任

個人、機関及び組織は、当事者、裁判所の請求により、自己が占有し、又は管理する事件に関する証拠を、自己の任務及び権限の範囲内で、当事者及び裁判所に提出する義務を有する。；証拠提出が不可能な場合には、その旨を当事者、裁判所に書面で通知し、その理由を明記しなければならない。

第8条 民事手続における権利及び義務の平等

すべての市民は、国籍、性別、社会身分、信条、宗教、教育、職業にかかわらず法律の下及び裁判所において平等である。すべての機関及び組織は、その組織形態、所有者、その他の事由にかかわらず平等である。

当事者は、民事手続の権利及び義務において平等である。；裁判所は、当事者が権利を行使し、義務を履行する状況を作る責任を負う。

第9条 関係当事者の防御権の保障

当事者は、自己の合法的権利及び利益を自ら防御し、又は弁護士若しくはこの法律の定める条件を満たすその他の者にその防御を依頼する権利を有する。

裁判所は、当事者に対し、自己防御権の行使を保障する責任を負う。

第10条 民事手続における和解

裁判所は、この法律の規定に従って和解を行い、当事者が互いに民事事件又は非訟事件の解決の合意に達することができる状況を作る責任を負う。

第11条 人民参審員の民事裁判への参加

民事裁判には、この法律の定めに従って人民参審員が参加しなければならない。公判において人民参審員は、裁判官と同等の権限を有する。

第12条 公判における裁判官及び人民参審員の独立、法遵守

民事事件の公判において、裁判官及び人民参審員は、独立し、法にのみ従う。

裁判官及び人民参審員の任務遂行を妨害するすべての行為は、厳禁する。

第13条 民事手続を行う者及び機関の責任

1. 民事手続を行う者及び機関は、人民を尊重し、人民の監察を受けな

なければならない。

2. 民事手続を行う者及び機関は、法律上その任務及び権限を遂行する義務を負う。民事手続を行う者が法に違反する行為を犯した場合には、その違反の性質、重大性に依りて、法令の規定に従って懲戒され、又は刑事責任を追求される。
3. 民事手続を行う者及び機関は、法令の定めに従い国家機密及び業務上の秘密を守秘しなければならない。民族の醇風美俗を維持し、当事者の正当な請求により、その職業上の秘密、企業秘密及び個人的な秘密を守らなければならない。
4. 民事手続を行う者が違法な行為を行った結果、個人、機関、組織に損害を与えたときは、裁判所は被害者に損害賠償をしなければならない。民事手続を行う者は、法令の規定に従い裁判所に返済しなければならない。

第14条 裁判所による集団審理

裁判所は、民事事件の審理を集団で行い、多数決で決定する。

第15条 公判

1. 裁判所の民事事件の審理は、この法律が定める場合を除き、公開し、だれでも公判を傍聴することができる。
2. 国家機密を守秘し、民族の醇風美俗を維持し、又は当事者の正当な請求によりその職業上の秘密、企業秘密若しくは個人の秘密を守る必要がある特別な場合には、裁判所は、裁判を非公開で行わなければならないが、判決の言渡しは公開しなければならない。

第16条 民事手続を行う者又は民事手続に参加する者の公平性の保障

裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察院長官、検察官、通訳人、鑑定人は、その任務を遂行し、権限を行使するに当たり、公平でない可能性があると思ふ正当な理由がある場合には、民事手続を行い、又は民事手続に参加してはならない。

第17条 二審制の実施

1. 裁判は二審制で行う。
第一審の判決又は決定は、この法律の定めに従い控訴又は異議を申し立てることができる。
この法律が定める期限内に控訴手続に従って控訴され、又は異議が申し立てられなかった第一審の判決又は決定は、法的効力を生じる。第一審の判決又は決定に対し控訴され、又は異議が申し立てられたときは、当該事件は控訴審の審理に服する。控訴審の判決又は決定は、法的効力を有する。
2. 既に法的効力を有する第一審の判決又は決定につき法律の違反があった場合又は新たな事実関係が発見された場合には、当該判決又は決定は、この法律の規定に従い監督審又は再審手続により再審理する。

第18条 公判の監督

厳正で統一的な法適用を保障するため、上級裁判所はその属する下級裁判所の裁判を監督し、最高人民裁判所は全審級の裁判所の裁判を監督する。

第19条 判決、決定の効力の保障

法的効力を有する判決、決定は、すべての市民、機関及び組織が執行し、遵守しなければならない。判決、決定を執行する義務を負う個人、機関及び組織は、それを厳正に執行しなければならない。判決又は決定を執行する任務を課された人民裁判所、機関及び組織は、それぞれの任務及び権限の範囲内において、その判決又は決定を厳正に執行しなければならない。その任務を遂行する法律上の責任を負う。

第20条 民事手続で使用される口語及び文語

民事手続で使用される口語及び文語は、ベトナム語である。
民事手続の参加者は自己の属する民族の発音及び文字を使用することができるものとし、この場合には通訳人を必要とする。

第21条 民事手続における法遵守の検査

1. 民事事件及び非訟事件の適法及び適時の解決のため、人民検察院は、民事手続における法遵守を検査し、法令の規定に従い申立て、訴え、又は異議申立てをする権利を行使する。
2. 人民検察院は、裁判所が証拠を収集し、当事者が不服申立てをした事件、裁判所が管轄する非訟事件並びに判決又は決定に対し人民検察院が異議を申し立てた民事事件及び非訟事件の公判期日に立会う。

第22条 事件の資料、書類を送付する裁判所の責任

1. 裁判所は、この法律の規定に従い民事手続の参加者に判決、決定、召喚状、案内及びその他の関連資料を直接に、又は郵送で送付する責任を負う。
2. 裁判所が送付できないときは、裁判所の請求により、民事手続の参加者が居住する社、区、若しくは地区の人民委員会（以下まとめて「社級人民委員会」という。）又は参加者が就業する機関若しくは組織が参加者に判決、決定、召喚状、案内及びその他裁判所の関連資料を送付する責任を負い、その結果を裁判所に通知しなければならない。

第23条 民事手続への個人、機関、組織の参加

個人、機関及び組織は、この法律の規定に従って民事手続に参加し、裁判所における民事事件及び非訟事件の適法かつ適時の解決に貢献する権利及び義務を有する。

第24条 民事手続における不服申立て及び告発をする権利の保障

個人、機関及び組織は、民事手続を行う者の違法行為又は民事手続における個人、機関若しくは組織の違法行為に対し、不服を申し立てる権利を有し、個人は、さらに告発する権利を有する。

権限を有する機関、組織及び個人は、迅速かつ適法に不服申立て及び告発を受理し、検討し、解決しなければならない。その解決の結果を不服申立人及び告発人に書面で通知しなければならない。

第3章 裁判所の管轄権

第1節 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件

第25条 裁判所が管轄権を有する民事紛争

1. 個人間のベトナム国籍に関する紛争
2. 財産の所有権に関する紛争
3. 民事契約に関する紛争
4. この法律第29条第2項が定める場合を除く知的財産権、技術移転に関する紛争
5. 財産相続に関する紛争
6. 契約外の損害賠償に関する紛争
7. 土地法制に基づく土地使用权及び土地定着物に関する紛争
8. 法律に基づく新聞業務の活動に関する紛争
9. 法令が定めるその他の民事紛争

第26条 裁判所が管轄権を有する非訟事件申立て

1. 人の民事行為能力喪失若しくは民事行為能力制限の宣告申立て、又は当該宣告の取消申立て
2. 住所を去った者の捜索及び財産管理の宣告申立て
3. 人の失踪宣告の申立て又は失踪宣告の取消申立て
4. 人の死亡宣告の申立て又は死亡宣告の取消申立て
5. 外国裁判所の民事判決若しくは決定、刑事若しくは行政判決の中の財産に関する決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決若しくは決定、刑事若しくは行政判決の中の財産に関する決定の不承認の申立て
6. 法令が定めるその他の非訟事件申立て

第27条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の紛争

1. 離婚及び離婚後の子供の扶養又は財産分割に関する紛争
2. 婚姻継続中の夫婦共有財産の分割に関する紛争
3. 離婚後の子の親権者変更に関する紛争
4. 親子関係の確定に関する紛争
5. 扶養に関する紛争
6. 法令が定めるその他の婚姻家族関係の紛争

第28条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の非訟事件申立て

1. 違法な婚姻の取消申立て
2. 協議離婚、離婚後の子の監護又は財産分割の承認申立て
3. 離婚後の子の親権者変更に関する合意の承認申立て
4. 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利の制限又は離婚後の親の子に対する面会権の制限申立て
5. 養子縁組解消申立て
6. 外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の承認及びベトナムでの執行の申立て又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の不承認の申立て
7. 法令が定めるその他の婚姻家族関係の申立て

第29条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引紛争

1. 営業登録を有する個人及び組織の間の利潤目的の次のような営業又は取引行為から生じた紛争:
 - a) 物品の売買
 - b) サービスの提供
 - c) 流通
 - d) 販売代理
 - dd) 委託
 - e) 賃貸、リース、リース後購入
 - g) 建設
 - h) 相談、技術
 - i) 鉄道、陸路、内水路による貨物乗客輸送
 - k) 空路、水路による貨物乗客輸送
 - l) 株、債券その他の有価証券の売買
 - m) 投資、金融、銀行業務
 - n) 保険
 - o) 調査開発
2. 個人又は組織間の利潤目的の知的財産権又は技術移転に関する紛争
3. 会社の設立、経営、解散、合併、統合、分割、分離、組織変更に関する、会社とその構成員、又は会社の構成員間の紛争
4. 法令が定めるその他の営業、取引紛争

第30条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引に関する非訟事件申立て

1. 商事仲裁に関する法律に基づくベトナム商事仲裁人の紛争解決に関する申立て
2. 営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の不承認申立て
3. 営業又は商事事件に関する外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立て
4. 法令が定めるその他の営業又は商事に関する申立て

第31条 裁判所が管轄権を有する労働紛争

1. 被雇用者及び雇用者間の個人的労働紛争であって、末端レベルの労働調停委員会若しくは区、県、市若しくは特別市の国家労働管理局の労働調停員が調停できなかったもの、又は法令が定める期限内に解決できなかったもの。ただし、必ずしも末端レベルの調停が必要でない次の紛争を除く。
 - a) 懲戒免職又は労働契約の一方的な解消に関する紛争
 - b) 雇用者及び被雇用者間の損害賠償に関する紛争；労働契約解除時の財政支援に関する紛争

- c) 家庭使用人及びその雇用者間の紛争
 - d) 労働法令の規定に基づく社会保険に関する紛争
 - dd) 労働者及び労働者の海外派遣者間の損害賠償に関する紛争
2. 省又は中央直轄市の労働仲裁委員会が仲裁したにもかかわらず、被雇用者団体又は雇用者が労働仲裁委員会の決定に合意しない、次に掲げる集団労働紛争：
 - a) 業務、賃金、所得及びその他の労働条件に関連する権利及び利益に関する紛争
 - b) 集団労働協約の履行に関する紛争
 - c) 労働組合を設立する権利、参加する権利又はその運営に関する紛争
 3. 法令が定めるその他の労働紛争

第32条 裁判所が管轄権を有する労働関係の非訟事件申立て

1. 外国裁判所の労働判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の労働判決若しくは決定の不承認申立て
2. 外国仲裁人の労働仲裁判断の承認及びベトナムでの執行申立て
3. 法令が定めるその他の労働関係の非訟事件申立て

第2節 異なる審級の裁判所の管轄権

第33条 県、区、市、特別市の人民裁判所の管轄権

1. 県、区、市、特別市の人民裁判所（以下まとめて「県級人民裁判所」という。）は第一審手続に従い、次に掲げる紛争に関する管轄権を有する。
 - a) この法律第25条及び27条が定める婚姻家族に関する民事紛争
 - b) この法律第29条第1項 a,b,c,d, dd,e,g,h 号及びi号が定める営業、取引紛争
 - c) この法律第31条第1項が定める労働紛争
2. 県級人民裁判所は次の非訟事件申立てに対する管轄権を有する。
 - a) この法律第26条第1,2,3項及び4項が定める非訟事件申立て
 - b) この法律第28条第1,2,3,4項及び5項が定める婚姻家族関係の非訟事件申立て
3. 本条第1項及び2項が定める紛争及び非訟事件で、当事者若しくは財産が外国に所在するもの、又は在外ベトナム領事館若しくは外国裁判所に司法囑託をしなければならぬものについては、県級人民裁判所は管轄権を有しない。

第34条 省又は中央直轄市の人民裁判所の管轄権

1. 省又は中央直轄市の人民裁判所（以下まとめて「省級人民裁判所」という。）は第一審手続に従い、次に掲げる民事事件及び非訟事件に対する管轄権を有する。
 - a) この法律第33条第1項が定める県級人民裁判所の管轄する紛争を除き、この法律第25,27,29条及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引又は労働紛争
 - b) この法律第33条第2項が定める県級人民裁判所の管轄する非訟事件を除き、この法律第26,28,30及び32条が定める民事、婚姻家族、営業、取引又は労働に関する非訟事件
 - c) この法律第33条第3項が定める紛争及び非訟事件
2. 省級人民裁判所は、この法律第33条が定める県級人民裁判所の管轄する民事事件及び非訟事件で、省級人民裁判所が解決すべく取り上げた民事事件及び非訟事件を第一審手続により解決する管轄権を有する。

第35条 裁判所の土地管轄

1. 民事事件に関する裁判所の土地管轄は、次のとおり定める。
 - a) 被告が個人のときは被告が居住若しくは就業している場所にある裁判所、又は被告が機関若しくは組織のときは被告の本店が所在する場所にある裁判所は、第一審手続に従って、この法律第25,27,29及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引及び労働紛争を解決する管轄権を有する。
 - b) 原告が個人のときは原告が居住し、若しくは就業している場所にあ

る裁判所、又は原告が機関若しくは組織のときは原告の本店が所在する場所にある裁判所に対し、当事者は、書面で合意し、この法律第25、27、29条及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引及び労働紛争の解決を求める権利を有する。

- c) 不動産の所在地の裁判所は、当該不動産に関する紛争を解決する管轄権を有する。
2. 非訟事件に関する裁判所の土地管轄は、次のとおり定める。
- a) 民事行為能力の喪失又は制限の宣告申立ては、請求の対象の人物が居住又は就業する地域の申立てを受けた裁判所が管轄権を有する。
- b) 住所を去った者の捜索及び財産管理、失跡宣告又は死亡宣告の申立ては、請求の対象となった者が最後に居住していた場所の申立てを受けた裁判所が管轄権を有する。
- c) 失跡宣告又は死亡宣告の決定を發した裁判所は、当該決定取消の申立てに関する管轄権を有する。
- d) 外国裁判所の民事、婚姻家族、営業、取引及び労働事件の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立ては、当該判決又は決定を履行する義務のある判決債務者が個人の場合はその者が居住し、又は就業する地域の裁判所、判決債務者が機関又は組織のときはその本店が所在する地域の裁判所、又は外国裁判所の判決若しくは決定の履行に関係する財産が存在する地域の裁判所が管轄権を有する。
- dd) ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事、婚姻家族、営業、取引及び労働事件に関する判決又は決定の不承認申立ては、請求者が個人の場合は当該請求者が居住し又は就業する地域の裁判所、請求者が機関又は組織のときはその本社がある地域の裁判所が管轄権を有する。
- e) 外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける履行の申立ては、外国仲裁人の仲裁判断を履行する義務ある債務者が個人の場合はその個人が居住し、又は就業する地域の裁判所、債務者が機関又は組織のときはその本店が所在する地域の裁判所、又は外国仲裁人の仲裁判断履行に関連する財産が存在する地域の裁判所が管轄権を有する。
- g) 違法な婚姻解消の申立ては、当該婚姻が登録されている地域の裁判所が管轄権を有する。
- h) 協議離婚並びに離婚後の子の監護及び財産分割の承認の申立ては、当事者の一方が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- i) 離婚後の子の親権者変更に関する合意の承認の申立ては、申し立てた当事者の一方が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- k) 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利又は離婚後の親の子に対する面会権の制限の申立ては、未成年の子の一方の親が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- l) 養子縁組解消の申立ては、養子縁組の親又は子が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- m) ベトナム人商事仲裁人による紛争の解決に関する申立てを解決する裁判所の土地管轄は、商事仲裁に関する法令に従う。

第36条 原告又は申立人の選択による管轄

1. 原告は、次の場合において、民事、婚姻家族関係、営業、取引又は労働紛争の解決のために裁判所を選択する権利を有する。
- a) 原告が被告の居住し、若しくは就業する地域又は被告の本社が所在する場所を知らない場合には、原告は、被告が最後に居住し、若しくは就業した地域、被告の本店が最後に所在した地域、又は被告の財産が所在する地域の裁判所に事件の解決を求めることができる。
- b) 組織の支店経営に関して紛争が生じた場合は、原告は、組織の本店又は支店が所在する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
- c) 被告がベトナム国内に居住地、就業地若しくは本店所在地を有さない場合又は扶養に関する紛争である場合には、原告は、自己が居住し、又は就業する地域の裁判所に事件の解決を求めることができる。
- d) 紛争が契約外の損害賠償に関する場合は、原告は、自己が居住し、若しくは就業する地域、その本店が存在する地域、又は損害が発生した地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
- dd) 紛争が労働契約解消による損害賠償、手当又は社会保険、仕事、賃金、収入及びその他労働条件に関連する権利及び利益に関する場合は、

労働者である原告は、自己が居住し、又は就業する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。

- e) 紛争が下請業者又は仲介業者の雇用から生じた場合は、原告は、その実際の雇用主が居住し、若しくは就業する地域、本店がある地域、又は下請け業者若しくは仲介業者が居住し、若しくは就業する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
- g) 紛争が契約関係から生じた場合は、原告は、契約が履行される地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
- h) 複数の被告が異なった場所に居住し、若しくは就業する場合又は異なった場所に本店がある場合には、原告は、被告の一人が居住し、若しくは就業する地域又はその本店がある地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
- i) 紛争が異なった場所に存在する複数の不動産に関する場合は、原告は当該不動産の1つが存在する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
2. 非訟事件の申立人は、次の場合に婚姻家族関係の申立ての解決のために裁判所を選択することができる。
- a) この法律第26条第1、2、3項及び第4項が定める民事非訟事件に関して、申立人は、自己が居住し、若しくは就業する地域又はその本店がある地域の裁判所に申立ての解決を求めることができる。
- b) この法律第28条第1項が定める違法な婚姻取消の申立てに関して、申立人は、当該違法婚姻が登録されている地域の裁判所に申立ての解決を求めることができる。
- c) 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利、又は離婚後の未成年の子に対する親の面会権の制限の申立人は、子が居住する地域の裁判所に申立ての解決を求めることができる。

第37条 民事事件及び非訟事件の他の裁判所への移送；管轄に関する紛争の解決

1. 裁判所が管轄外の民事事件及び非訟事件を受理した場合には、その裁判所は管轄裁判所に当該民事事件又は非訟事件記録を移送する決定をし、受訴事件簿から当該事件を削除する。この決定は直ちにすべての当事者、関係する個人、機関、組織に送付しなければならない。
- 当事者、関係する個人、機関、組織は、決定を受け取った日から3営業日以内に当該決定に対する不服申立てをする権利を有する。民事事件及び非訟事件の移送決定を發した裁判所の長官は、不服申立てを受け取った日から3営業日以内にその不服申立てを解決しなければならない。
2. 同一省内の県級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、省級人民裁判所の長官が解決する。
3. 異なった省又は中央直轄市の県級人民裁判所又は省級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、最高人民裁判所長官が解決する。

第38条 事件の併合、分離

1. 裁判所は、事件の併合及び解決が法遵守を保障する場合には、別々に受理した2つ以上の事件を1つに併合することができる。
2. 裁判所は、事件の分離及び解決が厳正に法を遵守する場合には、異なった訴えを含む1つの事件を2つ以上の事件に分離することができる。
3. 本条第1項及び第2項で定める事件の併合又は分離後、受訴裁判所は、決定を發し、直ちに当事者及び同級の検察院に当該決定を送付し

なければならない。

第4章 民事手続を行う機関、者及び民事手続を行う者の交代

第39条 民事手続を行う機関、者

1. 民事手続を行う機関は次のとおりである。
 - a) 人民裁判所
 - b) 人民検察院
2. 民事手続を行う者は次のとおりである。
 - a) 裁判所長官、裁判官、人民参審員及び書記官
 - b) 検察院長官、検察官

第40条 裁判所長官の任務及び権限

1. 裁判所長官は次の任務及び権限を有する。
 - a) 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件の解決の統括
 - b) 民事事件及び非訟事件を解決する裁判官、民事事件を審理する合議体に参加する人民参審員並びに民事事件及び非訟事件の手続を行う書記官の指名の決定
 - c) 公判期日開始前の裁判官、人民参審員、書記官の交代の決定
 - d) 公判期日開始前の鑑定人、通訳人の交代の決定
 - dd) この法律の規定に従った決定の発付及び民事手続の実施
 - e) この法律の規定に従った不服申立て、告発の解決
 - g) この法律の規定により法的効力を有する判決又は決定に対する監督審又は再審手続による異議申立て
2. 裁判所長官が不在の場合には、副長官が本条第1項に定める裁判所長官の任務及び権限を遂行する権限を裁判所長官から付与される。副長官は、与えられた任務について裁判所長官に対し責任を負う。

第41条 裁判官の任務及び権限

1. 事件記録の編綴
2. 緊急保全処分適用、変更又は取消の決定
3. 民事事件又は非訟事件の解決の中止又は停止の決定
4. この法律の規定に従い、事件の解決に関し当事者が相互合意に達するため、和解を実施し、当事者の合意を承認する決定を発付
5. 民事事件の公判審理開始又は非訟事件の解決開始の決定
6. 公判期日参加者の召喚決定
7. 民事事件の裁判及び非訟事件の解決参加
8. この法律の規定に従い、民事事件、非訟事件を解決するに当たり、他の手続を実施

第42条 人民参審員の任務及び権限

1. 公判期日開始前に事件記録を検討
2. 裁判所長官又は裁判官にそれぞれの権限に応じた必要な決定を發するよう請求
3. 民事事件の裁判に参加
4. 民事事件の裁判において手続を遂行し、審理合議体が管轄権を有する問題について投票

第43条 書記官の任務及び権限

1. 公判期日開始前の職務上必要な準備
2. 公判期日の規則告知
3. 公判期日への召喚者リストについて審理合議体に報告
4. 公判期日調書作成
5. この法律の規定に従い、他の手続実施

第44条 検察院長官の任務及び権限

1. 民事手続における法遵守の検察任務を遂行するに当たり、検察院長官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 民事手続における法遵守の検察作業を計画、指示
 - b) この法律の規定に従い、手続における法遵守を検査し、民事事件の公判期日、非訟事件の解決に参加する検察官の指名の決定
 - c) 検察官が実施する手続における法遵守検査の検査
 - d) 検察官交代の決定
 - dd) この法律の規定に従い、判決又は決定に対する控訴審、監督審又は再審手続による異議申立て
 - e) この法律の規定に従い、不服申立て及び告発の解決
2. 検察院長官が不在の場合には、副長官が本条第1項に定める検察院長官の任務及び権限を遂行する権限を長官から付与される。副長官は与えられた任務について長官に対し責任を負う。

第45条 検察官の任務及び権限

- 民事手続における法遵守検査を任命された検察官は、次の任務及び権限を有する。
1. 裁判所による民事事件及び非訟事件の解決における法遵守を検察
 2. 手続参加者の法遵守を検察
 3. 判決及び決定を検察
 4. この法律の規定に従い、民事事件の公判期日及び非訟事件の解決期日に参加し、民事事件及び非訟事件の解決について検察院の意見を陳述
 5. 検察院長官の指名に従い、検察院の管轄内の他の任務及び権限を行使

第46条 民事手続を行う者が手続実施を拒否し、又は交代しなければならない場合

民事手続を行う者は、次の場合には手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. 民事手続を行うと同時に、事件の当事者、当事者の代理人又は親族である場合
2. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人、鑑定人又は通訳人として同じ事件に参加した場合
3. 任務を遂行するに当たり公平でない可能性があると思ふと信ずる明白な根拠がある場合

第47条 裁判官又は人民参審員の交代

裁判官、人民参審員は、次の場合には民事手続を行うことを拒否し又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 同じ合議体に属し、互いに密接な関係がある場合
3. 当該事件の第一審、控訴審、監督審又は再審に参加したことがある場合。ただし、最高人民裁判所の裁判官評議会又は省級人民裁判所の裁判官委員会の構成員として、監督審又は再審手続に従い、同一の事件の裁判に複数回参加することができる場合を除く
4. 検察官又は書記官として同じ事件の手続を行った場合

第48条 検察官の交代

検察官は、次の場合は民事手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として同じ事件の手続を行った場合

第49条 書記官の交代

書記官は、次の場合は民事手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として同じ事件の手続を行った場合

第50条 民事手続実施の拒否手続又は民事手続を行う者の交代請求手続

1. 公判期日開始前の民事手続実施の拒否又は民事手続を行う者の交代請求は、その理由及び根拠を明記し、書面で行わなければならない。
2. 公判期日中の手続実施拒否又は手続を行う者の交代請求は、公判期日記録に記載しなければならない。

第51条 手続を行う者の交代決定

1. 公判期日前の裁判官、人民参審員、書記官の交代は、裁判所長官が決定する。；交代される裁判官が裁判所長官である場合には、その交代は直近上級裁判所の長官が決定する。
公判期日前の検察官の交代は、同級の検察院長官が決定する。；交代される検察官が検察院長官である場合には、その交代は直近上級検察院の長官が決定する。
2. 公判期日中の裁判官、人民参審員、書記官又は検察官の交代は、交代を請求されている者の意見を聴聞した後に、審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室で当該事項につき評議し、多数決で決定する。
裁判官、人民参審員、書記官又は検察官が交代しなければならない場合には、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。交代のための他の裁判官、人民裁判官、書記官の指名は、裁判所長官が決定する。交代される者が裁判所長官である場合には、その交代は直近上級裁判所の長官が決定する。交代のための検察官の指名は、同級の検察院長官が決定する；交代される検察官が同級の検察院長官である場合には、その交代は直近上級検察院の長官が決定する。

第5章 民事事件及び非訟事件の解決のための合議体構成

第52条 民事事件第一審の合議体構成

民事事件第一審の合議体は、裁判官1名及び人民参審員2名で構成する。

特別な事件の場合には、第一審合議体は、裁判官2名及び人民参審員3名で構成することができる。

第53条 民事事件控訴審の合議体構成

民事事件の控訴審合議体は、裁判官3名で構成する。

第54条 民事事件監督審又は再審の合議体構成

1. 省級人民裁判所の監督審又は再審合議体は、省級人民裁判所の裁判官委員会で構成する。
省級人民裁判所の裁判所委員会が法的効力を有する判決又は決定の監督審又は再審を行うときは、委員全員の少なくとも3分の2が審理に参加しなければならない。
2. 最高人民裁判所の特別法廷の監督審又は再審合議体は、裁判官3名で構成する。
3. 最高人民裁判所の監督審又は再審合議体は、最高人民裁判所の裁判官評議会で構成する。
最高人民裁判所の裁判官評議会が法的に有効な判決又は決定の監督審又は再審を行うときは、評議員全員の少なくとも3分の2が審理に参加しなければならない。

第55条 非訟事件の解決の構成員

1. この法律第26条第5項、第28条第6項、第30条第2項並びに第3項及び第32条が定める民事、婚姻家族、営業、取引若しくは労働に関する申立て、又は非訟事件の解決決定に対する控訴、異議申立ては、3名の裁判官が処理する。

2. 本条第1項に定める場合に該当しない民事、婚姻家族、営業、取引又は労働に関する申立ては、単独の裁判官が解決する。
3. この法律第30条第1項が定める営業又は取引に関する申立ての解決の構成員は、商事仲裁に関する法令の規定に従う。

第6章 民事手続の参加者

第1節 民事事件の当事者

第56条 民事事件の当事者

1. 民事事件の当事者とは、原告、被告及び関連する権利、義務を有する個人、機関、組織をいう。
2. 民事事件の原告とは、合法的権利及び利益が侵害されたと考えてその民事事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した者、又はこの法律が定めるその他の個人、機関若しくは組織が、ある者の合法的権利及び利益が侵害されたと考えて、その者のために民事事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した対象となるその者である。
この法律が定める機関及び組織であって、それぞれの所管する領域の公益、利益保護を裁判所に求めるために民事事件の訴えを提起した者も原告である。
3. 民事事件の被告とは、原告の合法的権利及び利益がある者によって侵害されたと考えてその民事事件の解決を求めて裁判所に原告が訴えを提起した対象となるその者、又はこの法律が定めるその他の個人、機関若しくは組織が、原告の合法的権利及び利益がある者によって侵害されたと考えて、民事事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した対象となるその者である。
4. 民事事件に関連する権利、義務を有する者とは、訴えを提起した者又は訴えられた者ではなく、民事事件の解決が自己の権利、義務に関連しており、それ故、関連する権利、義務を有する者として手続に含まれることを自分自身で、又は他の当事者が申し立て、当該申立てが裁判所に受理された者である。

民事事件の解決がある者の権利、義務に関連しているが、その者を関連する権利、義務を有する者として手続に含むことをだれも請求しなかった場合には、裁判所は、当該者を関連する権利、義務を有する者として手続に含まなければならない。

第57条 当事者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力

1. 民事手続権利能力とは、民事手続における法令が定めた権利、義務を有する能力を意味する。いかなる個人、機関及び組織も、その合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てるに当たり、同等の民事手続権利能力を有する。
2. 民事手続行為能力とは、民事手続において自己の権利、義務を自分自身で行使し、又は自己の代理人に民事手続に参加する権限を与える能力を意味する。
3. 満18歳以上の当事者は、民事行為能力を喪失した者及び制限された者、又は法令に定める他の者を除き、完全な民事手続行為能力を有する。
4. 6歳未満又は民事行為能力を喪失した当事者は、民事手続行為能力を有さない。裁判における当該者の合法的権利及び利益の擁護は、その適法な代理人が遂行する。
5. 満6歳以上15歳未満の当事者について、裁判におけるその合法的権利及び利益の擁護は、当該者の適法な代理人が遂行する。
6. 労働契約により就業し、又は自己の財産を用いて民事取引に参加した満15歳以上18歳未満の当事者は、当該労働関係又は民事関係に関連する事項について自ら民事手続に参加する権利を有する。その場合において、裁判所は、当該者の適法な代理人を召還して手続に参加させる権利を有する。他の事項については、裁判における当事者の合法的権利及び利益の擁護は、その適法な代理人が遂行する。
7. 機関、組織である当事者は、その適法な代理人を通じて民事手続に参加する。

第58条 当事者の権利、義務

1. 当事者は、民事手続に参加するに当たり平等の権利、義務を有する。
2. 民事手続に参加するとき、当事者は次の権利、義務を有する。
 - a) 自己の合法的権利及び利益を防御するため、証拠を提出し、証明すること
 - b) 証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、当該証拠を裁判所に提出するため提供するように請求すること
 - c) 事件の証拠確認、収集が自分自身でできない場合に、それを裁判所に請求すること、証人の召喚を裁判所に申し立てること、鑑定、査定を依頼すること、又は他の当事者の請求により裁判所が既に確認し、収集した証拠について、検察院に不服申立てをすること
 - d) 他の当事者が提出し、若しくは裁判所が収集した書類、証拠を閲覧し、メモを取り、複写すること
 - dd) 緊急保全処分の適用を裁判所に請求すること
 - e) 事件の解決について互いに合意に達すること；裁判所が行う和解に参加すること
 - g) 自己の権利、義務の行使に関する通常の通知を受け取ること
 - h) 自己の合法的権利及び利益を自ら防御し、又は他の者にその防御を依頼すること
 - i) 公判期日に参加すること
 - k) この法律の規定に従って民事手続を行う者又は民事手続の参加者の交代を請求すること
 - l) 他の者に質問すべきことを裁判所に提案すること。互いに、又は証人と対質すること
 - m) 公判期日で弁論すること
 - n) 判決、決定の抜粋を提供されること
 - o) この法律の規定に従い、判決、決定について控訴又は不服申立てをすること
 - p) 法的効力を有する判決、決定について、監督審又は再審手続によって異議を申し立てる根拠を発見し、異議を申し立てる権限を有する者に通知すること
 - q) 裁判所の召喚状に基づいて出頭し、事件の解決において裁判所の決定に従うこと
 - r) 裁判所に敬意を払い、裁判所の規則に厳正に従うこと
 - s) 法令の規定に従い、訴訟費用及び手数料を前払いすること
 - t) 裁判所の法的効力を有する判決、決定に厳正に従うこと
 - u) 法令が定めるその他の権利、義務

第59条 原告の権利、義務

1. 原告は、次の権利、義務を有する。
 - a) この法律第58条に定める当事者の権利、義務
 - b) 自己の訴えの一部若しくは全部の取下げ、又は訴えの内容を変更すること
 - c) 関連する権利、義務を有する者の手続への参加を裁判所に請求すること
 - d) 事件の解決の停止を裁判所に請求すること
2. 裁判所から適法に2回召喚を受けたにもかかわらず出頭しなかった原告は、その訴えを放棄したとみなす。

第60条 被告の権利、義務

1. 被告は次の権利、義務を有する。
 - a) この法律第58条が定める当事者の権利、義務
 - b) 原告の請求の一部又は全部を認諾し、又は争うこと
 - c) 原告に対して、その請求に関連する反訴を提起すること、又は原告が請求する義務の相殺を提案すること
 - d) 自己に対する訴えについて裁判所から通知を受けること
2. 被告が裁判所から2回適法に召喚を受けたにもかかわらず出頭しなかった場合は、裁判所は被告不在で公判を行う。

第61条 関連する権利、義務を有する者の権利、義務

1. 関連する権利、義務を有する者は、次の権利、義務を有する。
 - a) この法律第58条が定める権利、義務
 - b) 独立した請求を行うこと、又は原告側若しくは被告側について手続

- に参加することを許可されること。
2. 関連する権利、義務を有する者は、独立した請求を行う場合には、この法律第59条に定める原告の権利、義務を有する。
3. 関連する権利、義務を有する者は、原告側について手続に参加し又は権利のみを有する場合には、この法律第59条が定める原告の権利、義務を有する。
4. 関連する権利、義務を有する者は、被告側について手続に参加し又は義務のみを負う場合には、この法律第60条が定める被告の権利、義務を有する。

第62条 手続上の権利、義務の相続

1. 個人である当事者が手続参加中に死亡し、その権利及び財産が相続される場合には、相続人は手続に参加する。
2. 機関又は組織である当事者が、手続に参加中に活動終了、解散、統合、合併、分割、分離、又は組織変更した場合には、その手続上の権利、義務の承継は次のとおり確定する。
 - a) 活動を終了し、又は解散しなければならない組織が株式会社、有限責任会社又は合名会社である場合には、当該組織の構成員である個人、組織、又はその適法な代理人が手続に参加する。
 - b) 活動を終了し、又は解散しなければならない機関若しくは組織が国家機関、人民軍部隊、政治組織、社会政治組織、職能及び社会政治組織、社会組織、社会職能組織又は国営企業の場合は、それらの機関若しくは組織の上級機関の適法な代理人、又はその権利、義務を引き継ぐ任務を課された機関、組織の適法な代理人が手続に参加する。
 - c) 組織が統合、合併、分割、分離又は組織変更した場合には、その組織の権利、義務を引き継ぐ個人又は組織が手続に参加する。
3. 当事者が法人以外の組織で、その代理人又は管理人が手続参加中に死亡した場合には、当該組織は、他の者を手続に参加する代理人として指名しなければならない。；当該組織が活動を終了し、又は解散しなければならない場合には、その構成員である個人が手続に参加すること

第2節 手続のその他の参加者

第63条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人

1. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人とは、当事者の合法的権利及び利益を援護するため、手続に参加することを当事者に依頼され、裁判所が許可した者である。
2. 次に掲げる者は、当事者の合法的権利及び利益の弁護人として活動することを裁判所が許可する。
 - a) 弁護士に関する法令の規定に従って手続に参加する弁護士
 - b) 完全な民事行為能力を有するベトナム市民であり、有罪判決を受けたことがなく、又は有罪判決を受けた後に犯罪歴を抹消された者で、医療施設送致、更生施設送致又は行政保護観察措置の行政処分を受ける場合に該当せず、裁判所、検察院又は警察部門の役人又は職員でない者
3. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、同一事件の1名以上の当事者の合法的権利及び利益が互いに対立しない場合に、それらの当事者を弁護することができる。当事者の合法的権利及び利益の複数の弁護人は、事件の当事者1名の合法的利益及び利益を共同して弁護することができる。

第64条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の権利、義務

1. 訴えの提起時、又は民事手続のいずれの段階でも、手続に参加すること。当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、裁判所が必要と認める場合に、監督審又は再審の公判期日に参加することができる。
2. 当事者の合法的権利及び利益を弁護するため、証拠を確認し、収集し、裁判所に提出すること、事件記録を検討し、メモをとり、及び事件記録の必要な書類を複写すること
3. 和解、公判期日に参加すること、又は当事者の合法的権利及び利益の弁論を書面ですること
4. この法律の規定に従い、当事者に代わって手続を行う者、他の手続

- 参加者の交代を請求すること
5. 当事者の合法的権利及び利益の弁護に関連する法律事項において、当事者を援助すること
 6. この法律第58条第2項m,q号及びr号が定める権利、義務

第65条 証人

事件の内容に関連する事実関係を知っている者は、裁判所に召喚され証人として手続に参加することができる。民事行為能力を喪失した者は、証人となることができない。

第66条 証人の権利、義務

1. 事件の解決に関連し、自己が入手したすべての情報、書類、物を提出すること
2. 事件の解決に関連して、自己が知っている事実関係を誠実に陳述すること
3. 自己の陳述が国家機密、職業上の秘密、企業秘密、若しくは個人的な秘密に関連する場合に、又は自己の陳述が自分の近い親族である当事者に不利益若しくは悪影響を与える場合に、陳述を拒否すること
4. 機関又は組織で就業している場合は、裁判所に召喚されたときに、又は証言をするときに職務を離れること
5. 法令が定める旅費及び他の手当を受けること
6. 手続に参加するときに、召喚した裁判所及び権限を有する国家機関に、自己の生命、健康、名誉、威厳、財産及びその他の合法的権利及び利益を擁護するよう請求すること；手続を行う者の手続上の行為について不服を申し立てること
7. 自己の虚偽の証言によって当事者又は他の者に及ぼした損害に対し、賠償を行い法律上の責任を負うこと
8. 公開の公判期日で証言しなければならない場合は、裁判所の召喚を受けて公判期日に出頭すること。証人が正当な理由なく公判期日に出頭せず公判を妨げた場合は、審理合議体は、証人を公判期日に引致する決定を発することができる。
9. 証人が未成年者である場合を除き、裁判所に対し自己の権利、義務を遂行する誓約をすること。虚偽の証言をし、虚偽の書類を提出し、証言することを拒否し、又は裁判所に召喚され正当な理由なく出頭しなかった証人は、法令が定める責任を負う。

第67条 鑑定人

鑑定人とは、鑑定が必要な物の分野において法令が定める必要な知識、経験を有する者で、問題となっている物の鑑定をするため、当事者間の合意に基づいて選任され又は1名以上の当事者の請求により裁判所に呼び出された者をいう。

第68条 鑑定人の権利、義務

1. 鑑定人は、次の権利、義務を有する。
 - a) 鑑定すべき物に関連する事件記録の書類を閲覧すること；鑑定に必要な書類の提供を裁判所に請求すること
 - b) 鑑定すべき物に関する事項について、法的手続の参加者に質問すること
 - c) 裁判所の召喚を受けて出頭し、誠実で根拠があり、客観的な方法で鑑定に関する質問に答え、鑑定結果を述べること
 - d) 鑑定すべき事項が自己の専門能力を超え、鑑定のために提供された書類が不適切又は使用不可能な場合は、裁判所に鑑定を行えない旨を書面で通知すること
 - dd) 受け取った書類を保存し、鑑定結果又は鑑定不可能に関する通知とともに当該書類を裁判所に返却すること
 - e) 鑑定のために書類を任意に収集しないこと、手続の他の参加者に連絡を取ることが鑑定結果に影響を与える場合には、他の参加者に連絡を取らないこと；鑑定中に知った秘密情報を公開しないこと、又は鑑定人を召喚した裁判官を除き、他の者に鑑定結果を知らせないこと
 - g) 法令が定める旅費及び他の手当を享受すること
 - h) 裁判所に対し自己の権利、義務を遂行する誓約をすること
2. 正当な理由なく鑑定結果を出すことを拒否する鑑定人、虚偽の鑑定

結果を出した鑑定人、又は裁判所から召喚され正当な理由なく出頭しなかった鑑定人は、法令が定める責任を負わなければならない。

3. 鑑定人は、次の場合には鑑定を拒否し、又は交代しなければならない。

- a) 鑑定人がこの法律第46条第1項及び3項に定める事由の一に該当する場合
- b) 鑑定人が同じ事件における当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人又は通訳人として手続に参加した場合
- c) 鑑定人が同じ事件の裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として手続を行った場合

第69条 通訳人

通訳人とは、手続参加者がベトナム語を使用できない場合に、外国語をベトナム語に、及びその逆に翻訳できる者をいう。通訳人は、当事者間の合意で選任し、かつ、裁判所により容認され又は裁判所がその選任を求める。

第70条 通訳人の権利、義務

1. 通訳人は、次の権利、義務を有する。
 - a) 裁判所の召喚を受けて出頭すること
 - b) 誠実に、客観的に、かつ正確に通訳すること
 - c) 手続を行う者、参加者に通訳が必要な言葉を更に説明するよう求めること
 - d) 手続の他の参加者に連絡を取ることが通訳の信頼性、客観性及び正確性に影響を与える場合には、他の参加者に連絡を取ってはならない。
 - dd) 法令が定める旅費及び他の手当を享受すること
 - e) 裁判所に対し自己の権利、義務を遂行することを誓約すること
2. 故意に虚偽の翻訳をし、又は裁判所から召喚されたときに正当な理由なく出頭しない通訳人は、法令が定める責任を負う。
3. 通訳人は、次の場合には通訳することを拒否し、又は交代しなければならない。
 - a) この法律第46条第1項及び3項が定める場合の一に該当する場合
 - b) 同一事件の当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人又は鑑定人として手続に参加した場合
 - c) 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として手続を行った場合
4. 本条の規定は、聾啞者のための手話の通訳人にも適用する。

聾啞者の代理人又は親族のみがその手話を理解する場合は、裁判所は、当該代理人又は親族がその聾啞者の通訳人を務めることを容認することができる。

第71条 鑑定結果の報告若しくは通訳の拒否手続、又は鑑定人若しくは通訳人の交代請求手続

1. 公判期日前の鑑定結果報告若しくは通訳の拒否、又は鑑定人若しくは通訳の交代請求は、書面で行い、その理由を明記しなければならない。
2. 公判期日の鑑定結果報告若しくは通訳の拒否、又は鑑定人若しくは通訳の交代請求は、公判期日記録に記載しなければならない。

第72条 鑑定人、通訳人の交代決定

1. 公判期日前の鑑定人、通訳人の交代は、裁判所長官が決定する。
2. 公判期日中の鑑定人、通訳人の交代は、交代を請求されている者の意見を聴聞した後に審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室で当該事項につき評議し、多数決で決定する。

鑑定人又は通訳人を交代しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。他の鑑定人又は通訳人の請求は、この法律第67条及び69条の規定に従わなければならない。

第73条 代理人

1. 民事手続の代理人は、法定代理人及び任意代理人とする。
2. 民法が定める法定代理人は、代理権が法令の規定によって制限されている場合を除き、民事手続における法定代理人である。

他の者の合法的権利及び利益を擁護するため訴えを提起する個人、機

関及び組織は、民事手続において擁護される者の法定代理人でもある。
3. 民法が定める任意代理人は、民事手続の代理人である。；離婚事件については、当事者は他の者に民事手続において自己の代理を務める権限を与えてはならない。

第74条 代理人の権利、義務

1. 民事手続の法定代理人は、自己が代理する当事者の手続上の権利、義務を行使する。
2. 民事手続の任意代理人は、授權書の内容に従い、手続上の権利、義務を行使する。

第75条 代理人不許可の場合

1. 次の場合は、人は法定代理人を務めてはならない。
 - a) 代理される者と同一の事件の当事者であり、自己の合法的権利及び利益が、代理される者の権利及び利益と対立する場合
 - b) 他の当事者のために民事手続の法定代理人を務めており、その当事者の合法的権利及び利益が同一の事件の代理される者の合法的権利及び利益と対立する場合
2. 本条第1項の規定は、民事手続の任意代理人の場合にも適用する。
3. 裁判所、検察院若しくは警察部門の役人又は職員は、自分が所属する機関の代理人又は法定代理人として民事手続に参加する場合を除き、民事手続の代理人を務めてはならない。

第76条 民事手続の代理人指名

民事手続が行われる場合において、当事者がその民事行動能力を制限されているのに代理人を有さず、又はその法定代理人がこの法律第75条第1項に定める場合の一に該当するときは、裁判所は、裁判手続に参加する代理人を指名しなければならない。

第77条 民事手続における代理の終了

民事手続の法定代理人及び任意代理人は、民法の規定に従って代理を終了する。

第78条 民事手続における代理の終了の結果

1. 代理される者が成人になり、又は民事行動能力を回復し、法定代理が終了する場合は、当該者は、自分自身で民事手続に参加し、又はこの法律が定める手続に従って他の者に民事手続に参加する権限を与える。
2. 任意代理が終了する場合は、当事者又はその相続人は、自分自身で民事手続に参加し、又はこの法律が定める手続に従って他の者に手続に参加する権限を与える。

第7章 証拠及び証拠

第79条 立証の義務

1. 自己の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる当事者は、当該請求に十分根拠があり、適法であることを証明する証拠を提出しなければならない。
2. 自分に対する他の者の請求に対し防御する当事者は、その防御に十分根拠があることを証明し、それを証明する証拠を提出しなければならない。
3. 公益、国益を保護するために訴えを提起し、又は他の者の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる個人、機関若しくは組織は、その訴え又は申立てに十分根拠があり、合法であることを証明する証拠を提出しなければならない。
4. 証明のための証拠提出が義務付けられているにもかかわらず証拠を提出せず、又は適切な証拠を提出しなかった当事者は、証明不能又は不適切な証拠の結果に対する責任を負う。

第80条 証明を要しない事実関係、事件

1. 次の事実関係、事件は、証明することを要しない。
 - a) 明白でだれもが知っており、裁判所が認めた事実関係、事件

- b) 法的に有効な判決若しくは決定、又は権限のある国家機関の有効な決定により認定された事実関係、事件
 - c) 書類に記載され、正当に公証され、又は認証された事実関係、事件
2. 一方の当事者がもう一方の当事者の提示した事実関係、事件を認め、又は否認しないときは、もう一方の当事者は証明しなくてもよい。
 3. 当事者が手続に参加する代理人を有している場合において、当該代理人が認めたときはその当事者が認めたものとみなす。

第81条 証拠

民事事件又は非訟事件の証拠とは、この法律の定める順序、手続に従って当事者、個人、機関若しくは組織が裁判所に提出し、又は裁判所が収集した事実に関するものであって、当事者の請求又は防御に十分根拠があり適法であるか否かを決定し、民事事件又は非訟事件の適切な解決に必要なその他の事実関係を決定するために裁判所が使用するものをいう。

第82条 証拠の出所源

証拠は、次の出所源から収集される。

1. 判読可能資料、可聴資料及び可視資料
2. 物
3. 当事者の陳述
4. 証人の証言
5. 鑑定結果
6. 現場検証記録
7. 習慣
8. 財産査定結果
9. 法令が定めるその他の出所源

第83条 証拠の認識

1. 内容が判読可能な資料は、適法に公証若しくは認証され、又は権限のある機関若しくは組織によって提供及び認定された原本又は謄本である場合に証拠とみなす。
2. 可聴、可視資料は、その資料の源を証明する書類又は録音、録画に関連する書類とともに提出された場合に証拠とみなす。
3. 証拠とみなすものは、原物でかつ民事事件又は非訟事件に関連していなければならない。
4. 当事者の陳述、証人の証言は、本条第2項の定めに従って書面、録音テープ、録音ディスク、録画テープ若しくは録画ディスクに記録された場合又は公判廷において口頭でなされた場合に証拠とみなす。
5. 鑑定結果は、鑑定が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠とみなす。
6. 現場検証の記録は、検証が法令の定める手続に従って行われ、検証の参加者が署名した場合に証拠とみなす。
7. 習慣は、その習慣が存在する地方共同体が確認した場合に証拠とみなす。
8. 財産の査定結果は、査定が法令の定める手続に従って行われ、又は査定官の作成した書類が本条第1項の規定に遵守している場合に証拠とみなす。

第84条 証拠の提出

1. 裁判所による民事事件又は非訟事件の解決の過程において、当事者は、裁判所に証拠を提出する権利と義務を有する；当事者は、証拠を提出せず、又は証拠のすべてを提出しない場合は、法令が定める場合を除き、その結果に対する責任を負う。
2. 当事者による裁判所への証拠提出は、証拠提出受領記録に記載しなければならない。記録には、証拠の名称、形態、内容、特徴、複写数、ページ数及び受領時刻を明記し、提出者の署名若しくは指印、受領者の署名及び裁判所の押印を含まなければならない。記録は2部作成し、1部は事件記録に組み入れ、もう1部は、証拠を提出した当事者に交付する。
3. 当事者が裁判所に提出した少数民族の言語又は外国語による証拠は、適法に公証され、又は認証されたベトナム語の翻訳を添付しなければ

ならない。

第85条 証拠の収集

1. 民事事件又は非訟事件の記録に含まれた証拠が、当該事件の解決の十分な根拠にならないと思われる場合には、裁判官は当事者に追加の証拠提出を求める。
2. 当事者が自分自身で証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合は、裁判官は証拠を収集するため、次の措置の1つ、又は幾つかを採ることができる。
 - a) 当事者、証人の陳述聴取
 - b) 鑑定人召喚
 - c) 財産の査定
 - d) 現場見分、検証
 - dd) 証拠収集の許可
 - e) 個人、機関又は組織に対する、民事事件又は非訟事件の解決に関連する判読可能資料、可聴資料、可視資料、又はその他の物提出の請求
3. 本条第2項b, c, d, dd号及びe号が定める措置を採る場合には、裁判官はその理由及び裁判所の請求を明確にした決定を発しなければならない。

当事者は、裁判所の証拠収集措置の決定に対し不服を申し立てる権限を有する。不服申立ては、直ちに検察院に対して行わなければならない。検察院は、当事者の不服申立てに基づき、証拠を確認、収集することを裁判所に請求する権限を有し、公判期日への参加を検討する。

必要がある場合には、検察院は、控訴審、監督審、再審を申し立てる権利を行使するため、当事者、個人、機関、組織に、事件記録、書類、物の提出を請求することができる。

第86条 当事者の尋問

1. 裁判官は、当事者の陳述書が作成されていない場合又は陳述書の内容が不十分、不明確である場合にのみ、当事者を尋問する。当事者は、自ら陳述書を作成し、それに署名しなければならない。当事者が自ら陳述書を作成できないときは、裁判官が尋問する。当事者の尋問は、当事者が不十分に、不明確に陳述した事実関係についてのみ集中して行う。裁判官自身又は書記官が調書に当事者の陳述を記載する。裁判官は、裁判所の事務所内では又は必要がある場合には裁判所の事務所外で、当事者を尋問する。
2. 当事者の尋問調書は、当該当事者に閲覧させ、又は読み聞かせ、かつ、当事者が署名又は指印しなければならない。当事者は、尋問調書の修正及び補足を請求ことができ、認証のために記録に署名又は指印する。調書は、尋問者、録取者が署名し、裁判所の捺印をする。調書のページが別々になっている場合は、各ページに署名をし、割印を押さなければならない。当事者の尋問調書が裁判所の事務所外で作成された場合は、陳述は証人、調書を作成した社、区、地区又は町の人民委員会若しくは警察署、又は調書を作成した機関若しくは組織が認証しなければならない。
3. この法律第57条第4項及び5項が定める場合の一における当事者の尋問は、当該当事者の適法な代理人の立会いの下で行われなければならない。

第87条 証人の尋問

1. 当事者が請求する場合又は必要と思われる場合には、裁判官は、裁

判所の事務所内外で証人を尋問することができる。

2. 証人尋問の手続は、この法律第86条第2項が定める当事者の尋問と同じである。
3. 満18歳未満の証人又は民事行為能力が制限された者の尋問は、その法定代理人又は後見人の立会いの下で行わなければならない。

第88条 対質

1. 当事者が請求する場合又は当事者若しくは証人の陳述に齟齬があると認められる場合には、裁判官は、当事者間、当事者と証人間、又は証人間において対質を行わせる。
2. 対質は、調書に記録し、対質の参加者が署名しなければならない。

第89条 現場見分、検証

1. 現場見分、検証は、現場見分、検証が必要な物の所在地の社級人民委員会、機関又は組織の代理人の立会いの下で裁判官が行い、当事者が見分、検証について知り、それに立ち合うように、事前に当事者に通知しなければならない。
2. 現場見分、検証は、調書に記録しなければならない。調書には、現場見分、検証の結果、場所を明記し、見分、検証を行った者が署名し、当事者が立ち合った場合には当事者、見分若しくは検証される物の所在地の社級人民委員会又は機関、組織の代理人及び見分、検証への参加を求められたその他の者が署名し、又は指印しなければならない。現場見分、検証調書完成後、見分、検証を行った者は、見分、検証が必要な物の所在地の社級人民委員会、機関又は組織の代理人に、認証のための署名及び捺印を請求しなければならない。

第90条 鑑定請求

1. 当事者の選択合意に基づき、又は1名以上の当事者の請求により、裁判官は、鑑定要求の決定を発することができる。鑑定要求の決定には、鑑定人の氏名、住所、鑑定の対象、鑑定が必要な事項及び鑑定結果が必要な具体的要件を明記しなければならない。
2. 鑑定要求の決定を受け取った鑑定人は、法令の規定に従って鑑定を実施しなければならない。
3. 鑑定結果が不十分、不明確又は法に違反すると思われる場合には、1名以上の当事者の請求により、裁判官は、追加鑑定又は再鑑定要求の決定を発することができる。再鑑定は、前回の鑑定を行った者又は法令に定める他の専門機関が実施できる。

第91条 偽造告発された証拠の鑑定要求

1. 証拠が偽造であると告発された場合は、その証拠の提出者は、当該証拠を取り下げることができる。取り下げない場合には、告発者は、この法律第90条に定める鑑定を裁判所に請求することができる。
2. 証拠の偽造に犯罪の兆候がある場合には、裁判所は、その証拠を権限ある犯罪調査機関に送付する。
3. 偽造証拠の提供者は、証拠の偽造により他の者に損害が発生した場合には、損害賠償をしなければならない。

第92条 財産の査定

1. 裁判所は、次の場合に紛争のある財産を査定する決定を発する。
 - a) 当事者の一人又は全員が請求した場合
 - b) 当事者が脱税又は訴訟費用削減の目的で低価格に合意した場合

2. 裁判所の決定に従って設立される価格評議会は、議長並びに金融機関及びその他の関連専門機関の代理人である構成員から構成される。価格評議会は、その構成員全員が出席したときのみ査定を行う。必要な場合には、査定を受ける財産の所在地の社級人民委員会の代理人が、査定への立会いを求められる。当事者は、事前に査定の時間及び場所の通知を受け、査定に参加し、意見を述べる権利を有する。査定財産の価格決定権は価格評議会にある。
3. 金融機関及びその他の関連専門機関は価格評議会に参加する職員を派遣し、彼らが任務を遂行するための条件を作る責任を負う。価格評議会の構成員に指名された者は、査定に全面的に参加しなければならない。
4. 査定は、調書に記録し、各構成員の意見及び当事者が参加した場合にはその各参加者の意見を明記しなければならない。価格評議会の決定は、構成員の過半数の投票が必要である。価格評議会の構成員、当事者及び証人は、査定調書に署名しなければならない。

第93条 証拠収集の囑託

1. 民事事件又は非訟事件の解決において、裁判所は、別の裁判所又は本条第4項が定める権限のある機関に、当事者、証人を尋問し、現場検証若しくは財産査定を実施し、又は証拠を収集し、民事事件若しくは非訟事件の事実関係を確認する他の措置の囑託決定を発することができる。
2. 囑託決定には、原告、被告の氏名、住所、紛争関係及び証拠収集のための特定された囑託業務を明記しなければならない。
3. 囑託決定を受けた裁判所は、当該決定を受け取ってから30日以内に特定の任務を遂行し、囑託決定を発した裁判所に結果を書面で通知する責任を負う。特定任務を実行できない場合には、その理由を明記した不実行の書面による通知を囑託決定を発した裁判所に送付しなければならない。
4. 証拠収集をベトナムの領土外で行わなければならない場合は、裁判所は、権限のあるベトナムの機関又はベトナムと司法供助協定に署名し、若しくはベトナムとともに本件に関する国際条約に加盟した外国の民事手続を行う機関を通じて、囑託手続を実施する。

第94条 個人、機関、組織への証拠提出の申立て

1. 当事者が、証拠収集のために必要な措置を採ったにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合には、民事事件及び非訟事件の適切な解決のために、証拠収集を裁判所に申し立てることができる。
裁判所に証拠収集を申し立てる当事者は、証明すべき点、収集すべき証拠、自ら証拠を収集できない理由及び収集が必要な証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織の氏名及び住所を明記した申立書を提出しなければならない。
2. 裁判所は、証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織に、証拠を提出するよう直接又は書面で請求することができる。当該証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織は、請求を受け取った日から15日以内に、裁判所が請求する証拠を完全に、かつ期限内に提出する責任を負う。

第95条 証拠保存

1. 証拠が裁判所に提出されたとき、当該証拠の保存は裁判所の責任である。
2. 証拠を裁判所に提出できない場合には、当該証拠の保存は、証拠の占有者の責任である。
3. 保存のために証拠を第三者に提出することが必要な場合には、裁判官は決定を發し、保存のための第三者への証拠提出調書を作成する。保存を引き受けた者は、調書に署名しなければならない。証拠保存に対する報酬を受ける権利を有し、証拠保存の責任を負う。

第96条 証拠調べ

1. 証拠調べは、客観的、包括的、適切かつ正確でなければならない。
2. 裁判所は証拠を1つずつ、かつ証拠間の関連を調べ、各証拠の正当性を確定しなければならない。

第97条 証拠の開示及び使用

1. 本条第2項に定める場合を除き、各証拠は、平等に公開し、使用しなければならない。
2. 裁判所は、国家機密、国民の醇風美俗、職業上の秘密、企業秘密又は当事者の正当な請求により個人の私生活の秘密に関連する証拠を公開しない。
3. 手続を行う者及び手続参加者は、本条第2項の規定に従って、非公開に分類された証拠を法令の定めるとおり秘匿しなければならない。

第98条 証拠保全

1. 証拠が破壊されつつある、破壊される危険がある、又は将来収集が困難になる場合には、当事者は証拠を保全するために必要な措置の適用の決定を裁判所に申し立てる申立書を提出することができる。裁判所は、封印、保管、写真撮影、録音、ビデオ録画、修復、検査、調書作成及びその他の措置を含む1つ以上の措置の適用を決定することができる。
2. 証人が証拠を提出しないよう、又は虚偽の証拠を提出するよう脅迫を受け、制御され、又は買収された場合に、裁判所は証人を脅迫し、制御し、又は買収した者にその行為を強制的に終了する決定を發する権利を有する。脅迫、制御又は買収行為に犯罪の兆候が見られる場合は、裁判所はその刑事責任の検討を検察院に申し立てる。

第8章 緊急保全処分

第99条 緊急保全処分の適用請求権

1. 民事事件の解決において、当事者、その適法な代理人又はこの法律第162条第1項及び2項に定める他の者の合法的権利及び利益を擁護するために事件を提訴する機関、組織は、回復不能の損害を回避し、又は判決の執行を保障するため、受訴裁判所に対し、この法律第102条に定める1つ以上の緊急保全処分を適用して、当事者の緊急な申立てを一時的に解決し、証拠の現状を維持して証拠を保全するよう申し立てる権限を有する。
2. 直ちに証拠を保全し、又は起こり得る重大な結果を防ぐことが必要である緊急な場合に、関係する個人、機関又は組織は管轄裁判所に訴えの申立書を提出すると同時に、この法律第102条が定める緊急保全措置の適用の決定発付を当該裁判所に申し立てることができる。
3. 裁判所は、この法律第119条が定める場合にのみ職権で緊急保全処分を適用する決定を發付する。

第100条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定権

1. 公判期日前の緊急保全処分の適用、変更、取消は、裁判官が検討し、決定する。
2. 公判期日中の緊急保全処分の適用、変更、取消は、審理合議体が検討し、決定する。

第101条 緊急保全処分の不適切な適用に対する責任

1. 緊急保全処分の適用を裁判所に申し立てる者は、当該申立てに対す

る法律上の責任を負う。緊急保全処分の適用に関する申立てが不適切になされ、その結果、緊急保全処分が適用された者又は第三者に損害が発生した場合には、その賠償をしなければならぬ。

2. 裁判所が緊急保全処分を不適切に適用し、その結果、当該処分を受けた者又は第三者に損害が発生した場合には、裁判所は次の場合に損害を賠償しなければならない。
 - a) 裁判所が職権で緊急保全処分を適用した場合
 - b) 裁判所が、個人、機関又は組織が申し立てた緊急保全処分以外のものを適用した場合
 - c) 裁判所が、個人、機関又は組織の申立ての範囲を超えた緊急保全処分を適用した場合

第102条 緊急保全処分

1. 未成年者の世話、養育、保護及び教育をする個人又は組織を任命
2. 扶養義務の一部事前履行強制
3. 生命、健康が侵害された個人に対する損害賠償義務の一部事前履行強制
4. 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する雇用者の給与、報酬、損害賠償又は手当の前払い強制
5. 被雇用者解雇の決定執行停止
6. 紛争のある財産の差押え
7. 紛争のある財産の財産権譲渡の禁止
8. 紛争のある財産の現状変更の禁止
9. 付属農作物又は他の生産物、商品の収穫、販売の許可
10. 銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結、預託場所の財産凍結
 11. 債務者の財産凍結
 12. 当事者に対し、特定の行為の禁止又は強制
 13. 法令が定めるその他の緊急保全処分

第103条 未成年者の世話、養育、保護、教育する個人又は組織への引渡し

未成年者の世話、養育、保護、教育する個人又は組織への引渡しは、事件の解決が後見人を有しない未成年者に関する場合に適用する。

第104条 扶養義務の一部事前履行強制

扶養義務の一部の事前履行強制は、事件の解決が十分に根拠のある扶養に関する申立てに関連しており、扶養義務の一部を直ちに事前遂行しなければ、扶養を受ける権限のある者の健康、生命に影響を与える場合に適用する。

第105条 健康、生命への侵害に対する損害賠償義務の一部事前履行強制

健康又は生命への損害賠償義務の一部事前履行強制は、事件の解決が、健康又は生命への損害賠償に関する申立てに関連しており、当該申立てに十分根拠があり、必要であると思われる場合に適用する。

第106条 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する、雇用者の給与、報酬、損害賠償又は手当の前払い強制

被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する給与、報酬、損害

賠償又は手当の前払いを雇用者に強制することは、事件の解決が労災若しくは職業上の病気に対する給与、報酬、損害賠償又は手当の支払に関する申立てに関連しており、当該申立てに十分根拠があり、必要であると思われる場合に適用する。

第107条 被雇用者解雇の決定執行停止

被雇用者解雇の決定執行停止は、事件の解決が被雇用者の解雇に関連しており、解雇の決定が違法で、被雇用者の生命に重大な影響を及ぼすと思われる場合に適用する。

第108条 紛争のある財産の差押え

1. 紛争のある財産の差押えは、事件の解決において、紛争のある財産の占有者が財産の分散又は損壊行為を行っているという根拠がある場合に適用する。
2. 差押え財産は、裁判所の決定が出されるまで、判決執行機関の事務所に保管、保存され、又は当事者の一人又は第三者にその管理を書面にて任命する。

第109条 紛争のある財産の財産権譲渡禁止

紛争のある財産の財産権譲渡禁止は、事件の解決において紛争のある財産を占有又は保管している者が、当該財産の財産権を他の者に譲渡しているという根拠がある場合に適用する。

第110条 紛争のある財産の現状変更禁止

紛争のある財産の現状変更禁止は、事件の解決において、紛争のある財産を占有又は保管している者が、当該財産を分解、組立、拡大又はその他の行為を行い、財産の現状を改ざんしているという根拠がある場合に適用する。

第111条 付属農作物又は他の生産物、商品の収穫、販売の許可

付属農作物又は他の生産物、商品の収穫及び販売許可は、事件の解決において、紛争のある財産が、付属農作物又は他の生産物、商品に関連しており、それが収穫時期にあり、又は長期間保存できない場合に適用する。

第112条 銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結

銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結は、事件の解決において、債務者が銀行、その他の信用機関又は国庫に口座を有しており、この措置の適用が事件の解決又は判決執行を保障するために必要である場合に適用する。

第113条 預託場所の財産凍結

預託場所の財産凍結は、事件の解決において債務者が財産を預託していることを示す根拠があり、かつ事件の解決を保障し、又は判決の執行を保障するため、この措置の適用が必要であることを示す根拠がある場合に適用する。

第114条 債務者の財産凍結

債務者の財産凍結は、事件の解決において債務者が財産を有していることを示す根拠があり、かつ事件の解決を保障し、又は判決の執行を保障するため、この措置の適用が必要であることを示す根拠がある場合に適用する。

第115条 特定の行為の禁止又は強制

特定の行為の禁止又は強制は、事件の解決において当事者又は個人、機関、組織による特定の行為の不履行又は履行が、事件の解決又は裁判所が解決する事件に関与する他の者の合法的権利及び利益に影響を与えることを示す根拠がある場合に適用する。

第116条 他の緊急保全処分の適用

法令が定める場合に、裁判所はこの法律第102条第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11号及び12号に定める以外の緊急保全

処分を適用することができる。

第117条 緊急保全処分の適用手続

1. 裁判所に緊急保全処分の適用を申し立てる者は、管轄裁判所に申立書を提出しなければならない。その申立書には次の主要な内容を含んでいなければならない。

- a) 申立日
- b) 緊急保全処分適用の申立人の氏名及び住所
- c) 緊急保全処分の適用を受ける者の氏名及び住所
- d) 紛争の内容又は自己の合法的権利及び利益を侵害する行為の要約
- dd) 緊急保全処分適用の申立ての理由
- e) 適用すべき緊急保全処分及び特定条件

緊急保全処分の適用の申立てに応じて、申立人は当該緊急保全処分の適用の必要性を証明する証拠を裁判所に提供しなければならない。

2. この法律第99条第1項が定める緊急保全処分の適用が申し立てられた場合に、事件解決の担当裁判官は申立てを検討し、解決しなければならない。申立人が担保措置を採らなくてもよいときは申立書受理後3日以内に、又は申立人がこの法律第120条に定める担保措置を採ったときはその直後に、裁判官は緊急保全処分を適用する決定を発しなければならない。；申立てを却下する場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に書面で通知する。

審理合議体が公判期日に緊急保全処分の適用の申立書を受け取った場合は、審理合議体は直ちに、又は申立人がこの法律第120条に定める担保措置を完了した後に検討し、緊急保全処分適用の決定を発する。

3. この法律第99条第2項に定める緊急保全処分の適用が申し立てられた場合は、訴えの申立書及び添付の証拠とともに申立書を受理後、裁判所長官は申立てを受理し、解決する裁判官1名を指名する。申立書を受理後48時間以内に、裁判官は検討し、緊急保全処分を適用する決定を発する。；申立書を却下する場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に書面で通知しなければならない。

4. この法律第102条第10項及び111項に定める緊急保全処分を適用する場合は、緊急保全処分の適用を受ける者が履行すべき財産義務と同額の銀行口座又は財産の凍結のみが許可される。

第118条 他の者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関又は組織による緊急保全処分適用の提案

この法律第162条第1項及び2項に定める他の者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関、組織は、緊急保全処分適用の理由、適用すべき緊急保全処分、擁護すべき合法的権利及び利益を有する者の氏名及び住所、緊急保全処分の適用が申し立てられている者の氏名及び住所、紛争の内容又は当事者の合法的権利及び利益の侵害行為の要約及びその提案が十分根拠があり適法であることを証明する証拠を明記して、書面で緊急保全処分の適用を裁判所に提案する。

第119条 裁判所の職権による緊急保全処分適用の決定発付

裁判所は、当事者が緊急保全処分の適用を申し立てない場合に、職権でこの法律第102条第1、2、3、4号及び5号が定める緊急保全処分を適用する決定を発する。

第120条 担保措置の強制適用

1. この法律第102条第6、7、8、10号及び111号が定める緊急保全処分の1つの適用を裁判所に申し立てる者は、裁判所が定める金額、貴金属、宝石又は証券を預託しなければならない。その額は、緊急保全処分の適用を受ける者の利益を擁護し、申立人による緊急保全処分の適用の申立権乱用を防ぐために、債務者の履行すべき財産義務と同額でなければならない。

この法律第99条第2項が定める場合は、本条が定める担保措置の適用の期限は、申立書提出後48時間を超えてはならない。

2. 預託金、貴金属、宝石又は証券は、緊急保全処分の適用を決定した裁判所の本庁が所在する場所の銀行の凍結口座に、裁判所が定める期限内に預託しなければならない。

担保措置が祝日又は週末に採られたときは、預託金は裁判所で保管する。裁判所は、預託金の引渡し及び受領の手続を実施し、次の営業日に直ちに銀行に当該預託金を預けなければならない。

第121条 緊急保全処分の変更、追加適用

適用された緊急保全処分が既に適切でなくなり、変更が必要であると思われる場合又は他の緊急保全処分を追加適用しなければならない場合に、緊急保全処分の変更手続又は他の緊急保全処分の追加適用手続はこの法律第117条の規定に従う。

第122条 緊急保全処分の適用の取消

1. 裁判所は、次の場合の一において直ちに適用した緊急保全処分を取り消す決定を発する。

- a) 緊急保全処分の適用を申し立てた者が取消しを求めた場合
- b) 緊急保全処分の適用に関する決定を執行する義務を有する者が、担保として財産を預け、又は他の者が申立人に対する義務履行を担保する措置を採った場合
- c) 債務者の民事義務が民法の定めに従って終了した場合

2. 緊急保全処分の適用を取り消す場合に、裁判所は取消を検討し、緊急保全処分の適用を申し立てた者にこの法律第120条が定める担保金、貴金属、宝石又は証券を返却することを許可しなければならない。ただし、この法律第101条第1項が定める場合を除く。

第123条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定の効力

1. 緊急保全処分の適用、変更又は取消の決定は、直ちに効力を発する。

2. 裁判所は、緊急保全処分の適用、変更、取消に関する決定を発付し、その発付後直ちに、緊急保全処分の申立人、緊急保全処分の適用を受ける者、関連する個人、機関、組織、権限のある民事判決執行機関及び同級の検察院に決定を送付しなければならない。

第124条 緊急保全処分の適用、変更、取消の有無の決定に対する不服、異議の申立て

当事者は、事件を解決する管轄裁判所の長官に対し、当該裁判所の裁判官による緊急保全処分の適用、変更若しくは取消の決定又は当該決定の不発付について、不服を申し立てる権利を有し、検察院は異議を申し立てる権利を有する。不服申立て又は異議申立てをする期限は、緊急保全処分の適用、変更若しくは取消決定又は当該決定の不発付に関する裁判官の回答の受領後3営業日である。

第125条 緊急保全処分の適用、変更、取消の決定又は不適用、不変更、不取消に関する不服申立て及び異議申立て

1. 裁判所長官は、この法律第124条に定める不服申立て及び異議申立てを、その受領後3営業日以内に検討し、解決しなければならない。
2. 不服申立て、異議申立ての解決に関する裁判所長官の決定は、最終的判断であり、この法律第123条第2項の定めにより直ちに発付し、又は交付しなければならない。
3. 公判期日中、不服申立て又は異議申立ての解決は、審理合議体が管轄する。不服申立て又は異議申立ての解決に関する審理合議体の決定は最終的判断である。

第126条 緊急保全処分の適用、変更又は取消に関する決定の執行

1. 緊急保全処分の適用、変更又は取消の決定は、民事判決執行に関する法令に従って執行する。
2. 所有権が登録された財産に関する緊急保全処分の適用が決定されたときは、当事者は、所有権登録を管理する機関に決定の謄本を提出する義務を有する。

第9章 訴訟費用、手数料及びその他の手続費用

第1節 訴訟費用及び手数料

第127条 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料

1. 訴訟費用の前金は、第一審訴訟費用の前金及び控訴審の訴訟費用の前金を含む。
2. 訴訟費用は、第一審訴訟費用及び控訴審の訴訟費用を含む。
3. 手数料は、判決、決定又は裁判所の他の書類の謄本の交付費用、民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立費用、民事非訟事件の解決手数料及び法令が定めるその他の手数料を含む。

第128条 集金した訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料の処理

1. 集金した訴訟費用及び手数料はすべて、国庫の国家予算に全額期限内に入金しなければならない。
2. 訴訟費用の前金及び手数料の前金は、国庫に開設した保管口座に預託するため権限のある判決執行機関に提出し、裁判所の決定に基づいて判決執行のために引き出す。
3. 訴訟費用又は手数料を前納した者が、当該費用、手数料を負担しなければならない場合は、判決又は決定が効力を生じた後直ちに、集金した前金を国家予算に入金しなければならない。
訴訟費用、手数料を前納した者が、判決又は決定に基づいてその支払った金額の一部又は全額の払戻しを受ける権限を有する場合は、訴訟費用の前金又は手数料の前金を集金した判決執行機関が返金の手続を実施しなければならない。
4. 民事事件又は非訟事件の解決が停止したときは、既に前納された訴訟費用、前納された手数料は、民事事件又は非訟事件の解決が再開したときに処理する。

第129条 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料の集金及び支出方法

訴訟費用の前金、訴訟費用、手数料の前金及び手数料の集金並びに訴訟費用の前金及び手数料の前金の支出は法令に従わなければならない。

第130条 訴訟費用及び手数料の前納義務

1. 原告、原告に対して反訴を提起した被告及び民事事件において独立した請求を行った関連する権利、義務を有する者は、第一審訴訟費用を前納しなければならない。控訴人は、控訴審訴訟費用を前納しなければならない。ただし、訴訟費用の支払いを免除され、又は訴訟費用の前金を支払わなくてもよい場合を除く。
2. 民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立てをした者は、当該民事

非訟事件の解決のための手数料を前納しなければならない。ただし、手数料の前金を支払わなくてもよい場合を除く。

第131条 第一審訴訟費用の支払義務

1. 当事者は、その申立てが裁判所に認容されなかった場合は、第一審訴訟費用を負担しなければならない。ただし、第一審訴訟費用の支払いを免除され、又は当該費用を支払わなくてもよい場合を除く。
2. 当事者が共有財産の自己の持分を自分自身で確定することができず共有財産分割の解決を裁判所に求めた場合は、各当事者は、自己が享受する財産の持分の価額に相当する第一審訴訟費用を支払わなければならない。
3. 公判期日前に裁判所が和解を実施し、当事者が事件の解決について相互に合意に達した場合には、当事者は本条第1項及び2項が定める第一審訴訟費用の50パーセントを負担しなければならない。
4. 離婚事件の原告は、裁判所が申立てを受理するか否かにかかわらず、第一審訴訟費用を支払わなければならない。両当事者が協議離婚に合意した場合は、各当事者は第一審訴訟費用の半額を負担しなければならない。
5. 事件の一方の当事者が第一審訴訟費用を免除されている場合においても、他方の当事者は、本条第1、2、3項及び4項に基づき、第一審訴訟費用を支払わなければならない。
6. 訴訟が中止した場合は、第一審訴訟費用の支払義務は、本条第1、2、3、4項及び5項の規定に従って、事件の解決が再開したときに決定する。

第132条 控訴審訴訟費用の支払義務

1. 控訴された第一審の判決又は決定が控訴審裁判所に支持された場合は、控訴人は控訴審訴訟費用を支払わなければならない。ただし、控訴審訴訟費用を免除され、又は当該費用を支払わなくてもよい場合を除く。
2. 控訴された第一審の判決又は決定が控訴審裁判所によって修正された場合は、控訴人は、控訴審訴訟費用を支払わない。控訴審裁判所は、この法律第131条の定めに従い、第一審訴訟費用の支払義務を再度確定しなければならない。
3. 控訴審裁判所が第一審の再審のために控訴された第一審の判決又は決定を破棄した場合は、控訴人は控訴審訴訟費用を支払う義務を負わない。訴訟費用の支払義務は事件の再審のときに再確定する。

第133条 手数料の支払義務

手数料の支払義務は民事非訟事件の具体的な種類により決定し、法令で規定する。

第134条 訴訟費用及び手数料の具体的規定

訴訟費用、各種の具体的事件に適用する訴訟費用の水準、手数料の種類、具体的手数料の水準、訴訟費用の前金若しくは手数料の前金が免除され、若しくは支払わなくてよい場合、訴訟費用若しくは手数料が免除され、若しくは支払わなくてよい場合又はこの法律が定めていない訴訟費用及び手数料に関するその他の具体的事項は、国会常任委員会が定める。

第2節 その他の手続費用

第135条 鑑定費用の前金、鑑定費用

1. 鑑定費用の前金とは、裁判所の決定に基づき鑑定を実施することを裁判所に求められた組織又は個人が見積もった総額である。
2. 鑑定費用とは、鑑定のために費やす正当かつ必要な総額であり、法令に基づき鑑定を実施する組織又は個人が計算する。

第136条 鑑定費用の前金の支払義務

1. 鑑定の申立人は、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定費用の前金を支払わなければならない。
2. 当事者が鑑定機関の選任に合意し、又は同じ物の鑑定を共同で申し

立てた場合は、各当事者は、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定費用の前金の半額を支払わなければならない。

第137条 支払済み鑑定費用前金の処理

1. 鑑定費用を前納した者が鑑定費用を支払わなくてよい場合は、裁判所の決定に基づき鑑定費用を支払わなければならない者が鑑定費用を支払った者に返金しなければならない。
2. 鑑定費用の前金を支払った者が鑑定費用を支払う義務を有し、支払った前金が実際の鑑定費用に満たない場合は、当該者は不足額を支払わなければならない。前納額が実際の鑑定費用を超える場合は、超過分は、前納した者に返金する。

第138条 鑑定費用の支払義務

当事者間に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合は、鑑定費用の支払義務は、次のように定める。

1. 鑑定結果により鑑定の上立てに根拠がないと証明された場合は、鑑定を申し立てた者が鑑定費用を支払わなければならない。
2. 鑑定結果により鑑定の上立てに十分根拠があると証明された場合は、鑑定の上立てを容認しなかった者が鑑定費用を支払わなければならない。

第139条 査定費用の前金、査定費用

1. 査定費用の前金とは、裁判所の決定に基づき行われる査定の評価委員会が見積もった総額である。
2. 査定費用とは、査定のために支払う正当かつ必要な総額であり、法令に基づき査定委員会が計算する。

第140条 査定費用前納義務

1. 査定を請求する者は、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、査定費用を前納しなければならない。
2. 当事者が価格に合意できず、査定の実施を裁判所に求める場合又はこの法律第92条第1項b号に定める場合は、各当事者は査定費用の半額を支払わなければならない。

第141条 支払済み査定費用前金の処理

1. 査定費用を前納した者が査定費用を支払わなくてよい場合は、裁判所の決定に基づき査定費用を支払う義務を負う者が査定費用を前納した者に返金しなければならない。
2. 査定費用を前納した者が査定費用を支払う義務を負い、前納額が実際の査定費用に満たない場合は、当該者は不足額を支払わなければならない。前納額が実際の査定費用を超える場合は、超過分は前納した者に返金する。

第142条 査定費用の支払義務

当事者に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合は、査定費用の支払義務は、次のように定める。

1. 査定結果により査定の上立てに根拠がないと証明された場合は、査定を申し立てた者が査定費用を支払わなければならない。
2. 査定結果により査定の上立てに十分根拠があると証明された場合は、査定の上立てを容認しなかった者が査定費用を支払わなければならない。
3. 当事者が価格について合意できず、査定の実施を裁判所に申し立てた場合は、各当事者が査定費用の半額を支払わなければならない。
4. 裁判所がこの法律第92条第1項b号に定める査定に関する決定を発した場合は、
 - a) 査定結果により、裁判所の査定決定に十分根拠があると証明された場合は、各当事者が査定費用の半額を支払わなければならない。
 - b) 査定結果により、裁判所の査定決定に根拠がないと証明された場合は、裁判所が査定費用を支払う。
5. 共有財産の分割のために査定が行われた場合は、当該財産の持分を受け取った各者が、受け取った財産額に比例した査定費用を負担しな

なければならない。

第143条 証人費用

1. 当事者が、正当かつ実際の証人費用を負担する。
2. 証人の証言が真実であるが当該証人の召喚を求めた者の要求に反する場合は、証人の召喚を求めた者が証人費用を負担しなければならない。証人の証言が真実であり、当該証人の召喚を求めた者の要求に適合している場合は、その費用は証人の召喚を申し立てた者と独立した申立てをしている当事者が負担しなければならない。

第144条 通訳費用及び弁護士費用

1. 通訳費用とは、民事事件又は非訟事件の解決において通訳人に支払う総額であり、当事者及び通訳が合意した額又は法令が定める額である。
2. 弁護士費用とは、弁護士に支払う総額であり、当事者と弁護士が弁護士事務所の規定範囲内で、かつ法令に従って合意した額である。
3. 通訳費用又は弁護士費用は、当事者が別段の合意をした場合を除き、当該通訳人又は弁護士を求めた者が負担する。
4. 裁判所が通訳を求めた場合は、通訳費用は裁判所が支払う。

第145条 他の手続費用の具体的規定

鑑定、査定の特別費用及び証人、通訳人、弁護士の具体的費用は、国会常任委員会が定める。

第10章 手続書類の交付、送達及び通知

第146条 手続書類の交付、送達又は通知義務

裁判所、検察院及び判決執行機関は、この法律の規定に従って、手続書類を当事者、手続の他の参加者及び関連する個人、機関、組織に交付し、送達し、又は通知する義務を負う。

第147条 交付、送達又は通知すべき手続書類

1. 裁判所の判決及び決定
2. 訴状、控訴状、異議決定書
3. 民事手続の通知書、召喚状、案内状
4. 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用、手数料及び他の手数料の集金領収書
5. 法令が定めるその他の手続書類

第148条 手続書類の交付、送達又は通知を行う者

1. 手続書類の交付、送達又は通知は、次の者が行う。
 - a) 手続書類の交付、送達若しくは通知を課された民事手続を行う者又は手続書類発付機関の者
 - b) 民事手続の参加者が居住する場所の社級人民委員会又は裁判所が請求する場合は民事手続の参加者が就業する場所の機関又は組織
 - c) 当事者、その代理人又はこの法律に定める場合の当事者の合法的権利及び利益の弁護人
 - d) 郵便配達人
 - dd) 法令が定める別の者
2. 交付、送達若しくは通知の実施を義務付けられているのにその責任を適切に履行しなかった者は、その不履行の性質及び重大性に応じて懲戒処分を受け、行政処分を受け、又は刑事責任を追求される。；損害を引き起こした場合は、法令に従って、その賠償をしなければならない。

第149条 手続書類の交付、送達又は通知方法

手続書類の交付、送達又は通知は、次の方法で行わなければならない。

1. 交付、送達又は通知は、直接に、又は郵便で、又は権限のある第三者が行う。
2. 公示
3. マス・メディアで公表

第150条 手続書類の交付、送達又は通知の効力

1. この法律に従って行われた手続書類の交付、送達又は通知は、有効とみなす。
2. 手続書類の交付、送達又は通知をする義務を負う者はこの法律の規定に従わなければならない。

交付し、送達し、又は通知した手続書類の執行義務を負う者はそれらを厳正に執行しなければならない。その執行ができなかった場合又はその執行が不適切な場合は、その不執行の性質及び重大性に応じて、行政処分を受け、又は刑事責任を追求される。損害を引き起こした場合には、法令に従ってその賠償をしなければならない。

第151条 直接交付、送達又は通知の手続

手続書類の交付、送達又は通知を行う者は、関連手続書類をその交付、送達又は通知する対象の者に直接手渡さなければならない。後者は、手続書類の交付及び受領を記載する記録又は記録簿に署名しなければならない。手続期限の起算日は、後者が手続書類の発行、交付、又は通知を受けた日とする。

第152条 個人への直接交付、送達又は通知手続

1. 手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が個人であるときは、手続書類は直接その者に手渡さなければならない。
2. その者が不在である場合には、手続書類は、完全な民事行為能力を有し、その者とともに住んでいる親族に手渡し、書類をその者に個人的に手渡すことを誓約するよう当該親族に求めることができる。共同生活する親族が書類の受領の署名をした日が、交付、送達又は通知日とみなす。

その者が完全な民事行為能力を有し、共同生活する親族を有さない場合、又は親族がその者の代わりに手続書類を受領することを拒否した場合は、当該手続書類はその者の住民集団指導者、村長又は部落長（以下まとめて「住民集団指導者」という）又は手続書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者が居住する社、区、若しくは地区の人民委員会又は警察署に手渡し、直接書類をその者に手渡すよう求めることができる。

3. 交付、送達又は通知が他の者を通して行われた場合は、交付者、送達者又は通知者は、書類を交付又は通知する対象の者の不在、手続書類を受け取った者、理由、手渡日時、手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者と手続書類を受け取った者との関係及び前者に書類を直接手渡すという後者の誓約を明記した記録を作成しなければならない。記録には手続書類の手渡しを引き受けた者、交付者、送達者又は通知者及び証人が署名しなければならない。

4. 手続書類を発行し、交付し又は通知する対象の者が新しい住所に引っ越した場合は、書類はその新しい住所に基づいて交付し、送達し、又は通知しなければならない。
5. 手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が不在であり、その帰宅時又は所在地が分からない場合は、交付者、送達者又は通知者は交付、送達又は通知不能に関する記録を作成し、これに情報を提供した者が署名する。
6. 手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が当該書類の受領を拒否した場合は、交付者、送達者又は通知者はその理由を明記した記録を作成し、手続書類の受領の拒否に関して住民集団指導者、社/区/地区の人民委員会又は警察署の認証を受ける。

第153条 機関、組織への直接交付、送達又は通知手続

手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が機関又は組織である場合は、手続書類はその法定代理人又はその受領の責任を負う者に直接手渡さなければならない。その者は受領書に署名しなければならない。手続書類を交付し、送達し、又は通知した対象の機関又は組織が手続書類を受領する代理人を有する場合は、当該者がその受領の署名をする。受領署名日が交付、送達又は通知日とみなされる。

第154条 公示手続

1. 手続書類の公示は、手続書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者の所在が分からない場合又は直接交付、送達若しくは通知ができない場合にのみ実施する。
2. 手続書類の公示は、裁判所が直接に、又は裁判所の授権により手続書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者が居住し、若しくは最後に居住した場所の社級人民委員会が、次の手続に従って実施する。
 - a) 裁判所の事務所又は書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者が居住し、若しくは最後に居住した場所の社級人民委員会の事務所に手続書類の原本を掲示する。
 - b) 書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者の住居又は最後の住居にその謄本を掲示する。
 - c) 公示日を明記した公示手続に関する記録を作成する。
3. 手続書類の公示期間は、掲示日から15日間である。

第155条 マス・メディアでの公表手続

1. マス・メディアでの公表は、法令が定める場合又は公示により手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が当該書類に関する情報を得ることが保障されないと信ずる根拠がある場合にのみ実施される。

マス・メディアでの公表は、他の当事者が請求した場合に実施することができる。マス・メディアでの公表費用は、公表の請求者が負担する。
2. マス・メディアでの公表は、中央の日刊紙に3回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で3日間連続して3回放送する。

第156条 手続書類の交付、送達又は通知の結果通知

手続書類を交付し、送達し又は通知する者が、裁判所、手続書類発行機関又はその職員でない場合は、当該者は、手続書類の交付、送達又は通知の結果を裁判所又は手続書類の発行機関に通知しなければならない。

第11章 手続期限

第157条 手続期限

1. 手続期限とは、手続を行う者、手続の参加者又は関係する個人、機関若しくは組織が、この法律の定める手続上の行為を遂行する起点と終点で確定される時間の期限である。
2. 手続期限は、時間、日、週、月、年、又は起り得る出来事で確定することができる。

第158条 民法の期限に関する規定の適用

この法律の手続期限計算方法、手続期限の規定、手続期限の始期及び終期は、民法の対応する規定に従う。

第159条 提訴期限、申立時効

1. 提訴時効とは、対象者が侵害された自己の合法的権利及び利益を擁護するために、民事事件の解決を裁判所に申し立てる訴えを提起する権利を有する期限である。この期限を徒過したときは、法令に別段の定めがある場合を除いて、対象者は提訴する権利を喪失する。
2. 申立時効とは、対象者が個人、機関又は組織の合法的権利及び利益、公益、国益を擁護するために民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる権利を有する期限である。この期限を徒過したときは、法令に別段の定めがある場合を除いて、対象者は申立権を喪失する。
3. 法令が提訴又は申立ての時効を別段に定めない場合は、それらの時効は次のとおり定める。
 - a) 裁判所に民事事件の解決を申し立てる提訴時効は、個人、機関又は組織の合法的権利及び利益、公益又は国益が侵害された日から2年間である。
 - b) 民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる時効は、申立権が発生した日から1年間である。

第160条 時効に関する民法の規定の適用

時効に関する民法の規定は、民事手続に適用する。

第2部 第一審裁判所の事件解決手続

第12章 事件の提訴及び受理

第161条 提訴権

個人、機関及び組織は、自分自身で又はその適法な代理人を通じて（以下まとめて「訴訟人」という。）、自己の合法的権利及び利益の擁護を求めるため、管轄裁判所に事件を提訴する権限を有する。

第162条 他の者の合法的権利及び利益、公益、国益の擁護のために民事事件を提訴する権利

1. 住民、家族及び児童機関並びに婦人団体、婚姻家族に関する法令が定める場合には、それぞれの任務及び権限の範囲内において婚姻家族関係事件を提訴する権利を有する。
2. 末端レベルの労働組合の上級労働組合は、法令が定める労働者団体の合法的権利及び利益を擁護することが必要な場合には、労働事件を提訴する権利を有する。
3. 機関及び組織は、それぞれの所管する領域における公益、国益の擁護を裁判所に申し立てるために、それぞれの任務及び権限の範囲内において民事事件を提訴する権利を有する。

第163条 提訴範囲

1. 単一の個人、機関又は組織は、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一又は複数の個人、機関又は組織に対し、訴えを提起することができる。
2. 複数の個人、機関又は組織は共同して、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一の個人、機関又は組織に対し、訴えを提起することができる。
3. この法律が定める権限のある個人、機関又は組織は、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一の個人、機関若しくは組織又は他の複数の個人、機関若しくは組織に対し、訴えを提起することができる。

第164条 訴状の形式及び内容

1. 訴えを提起する個人、機関及び組織は、その訴状を作成しなければならない。
2. 訴状は次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 作成日
 - b) 受訴裁判所の名前
 - c) 訴訟人の氏名及び住所
 - d) 擁護すべき権利及び利益を有する者の氏名及び住所
 - dd) 被告の氏名及び住所
 - e) 関連する権利、義務を有する者が存在する場合は、その者の氏名及び住所
 - g) 被告及び関連する権利、義務を有する者に対して、裁判所による解決を申し立てられた具体的な事項
 - h) 証人が存在する場合は、当該証人の氏名及び住所
 - i) 提訴に十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠
 - k) 訴訟人が事件の解決にとって必要であると考え他の情報
 - l) 訴状は、訴訟人である個人が署名し、若しくは指印しなければならない。又は訴訟人である機関若しくは組織の適法な代理人が署名し、若しくは押印しなければならない。

第165条 訴状に添付する書類、証拠

訴訟人は、自己の請求に十分根拠があり、適法であることを証明する書類、証拠を添付して訴状を送付しなければならない。

第166条 訴状の裁判所への提出

1. 事件を提起する者は、次の方法で訴状、添付書類、証拠を事件解決の管轄裁判所に送付する。
 - a) 裁判所に直接提出
 - b) 裁判所に郵送
2. 訴えの提起日は、訴状が裁判所に提出された日又は送付の郵便消印日である。

第167条 訴状受理手続

裁判所は、訴訟人が直接又は郵送で提出した訴状を受け取り、それを訴状登録簿に記録しなければならない。裁判所は、訴状を受け取った日から5日以内に訴状を検討し、次の決定の1つを発付しなければならない。

1. 事件が裁判所の管轄下にある場合は、事件を受理する手続を進める。
2. 事件が他の裁判所の管轄下にある場合は、訴状を管轄裁判所に送付し、その旨を訴訟人に通知する。
3. 提訴事項が裁判所の管轄下でない場合は、訴状を訴訟人に返却する。

第168条 訴状の返却

1. 裁判所は、次の場合に訴状を返却する。
 - a) 提訴の期限が経過している場合
 - b) 申立人が訴えを提起する権利を有していない、又は完全な民事手続行為能力を有していない場合
 - c) 裁判所が、離婚、養子縁組の変更、扶養程度若しくは損害賠償の程度の変更に関する申立て、又は賃貸財産、賃貸家屋若しくは他の者の無料滞在のために提供された家屋の返還に関する申立てを、提訴条件が不足していたために認めず却下した場合を除き、提訴事項が、裁判所の効力を有する判決若しくは決定又は権限を有する国家機関の法的効力を有する決定によって解決済みである場合
 - d) 正当な理由がある場合を除き、訴訟人が裁判所に出席して訴え受理手続を実施することを怠った間に、この法律第171条第2項に定める通知期限が経過した場合
 - dd) 訴えを提起する十分な条件が揃っていない場合。
 - e) 事件が裁判所の管轄でない場合
2. 訴状を返却するときに、裁判所はその理由を明記した、訴状に同封する書面を作成する。

第169条 訴状補正、補足の請求

1. 訴状がこの法律第164条第2項に定める内容を十分に含んでいない場合は、裁判所は、裁判所が定める期限内に訴状を補正、補足するため、その旨を訴訟人に通知するが、その期限は30日を超えてはならない。；特別な場合は、裁判所はこの期限を延長できるが、延長期間は15日を超えてはならない。
2. 訴訟人がこの法律第164条第2項の定めに従って、その訴状を厳正に補正し、補足したときは、裁判所は事件の受理を継続する。；訴訟人が裁判所の請求に従ってその訴状を補正し、補足しなかったときは、裁判所は訴状、書類及び証拠を訴訟人に返却する。

第170条 訴状返却に対する不服申立ての提出及び解決

1. 裁判所から返却された訴状、添付書類及び証拠を受け取った日から3日以内に、訴訟人は、訴状を返却した裁判所の長官に不服申立てを提出することができる。
2. 訴状の返却に関する不服申立てを受け取った日から3日以内に、裁判所の長官は、次の決定の1つを発しなければならない。
 - a) 訴状返却を支持する。
 - b) 事件を受理するために、訴状、添付書類及び証拠を再度受け取る。

第171条 事件の受理

1. 訴状、添付書類、証拠を受け取った後、事件が裁判所の管轄下にあると考える場合に、裁判所は、訴訟人が訴訟費用を前納する責任を負う場合は、訴訟人が裁判所に出席し、訴訟費用を前納する手続を実施できるように、直ちにその旨を訴訟人に書面で通知する。
2. 裁判所は、訴訟費用の前納額を見積もり、それを通知に書き込み、訴訟費用の前納のため訴訟人に通知を手渡す。訴訟人は、訴訟費用の前納に関する裁判所の通知を受け取った日から15日以内に当該前金を支払わなければならない。
3. 裁判所は、訴訟人が訴訟費用の前納領収書を裁判所に提出した後、事件を受理する。
4. 訴訟人が訴訟費用の前金若しくは訴訟費用の支払を免除され、又は支払うことが要求されていない場合は、裁判所は訴状、添付書類、証拠を受け取ったときに事件を受理しなければならない。

第172条 事件を解決する裁判官の指名

1. 事件を受理した日から3日以内に、裁判所長官は、事件を解決する

裁判官を指名する。

2. 事件の解決において、指名された裁判官が課された任務を継続できない場合は、裁判所の長官は、その任務の継続のために別の裁判官を指名する。；裁判官が代替の裁判官なく進行した場合は、事件は最初から再審理しなければならない。

第173条 事件記録を作成するときの裁判官の任務及び権限

1. 事件の受理を通知する。
2. 当事者に書類及び証拠を裁判所に提出することを求める。
3. この法律第85条第2項の定めに従い、証拠を収集するため、一又は複数の措置を採る。

第174条 事件の受理に関する通知

1. 事件を受理した日から3日以内に、裁判所は被告、事件の解決に関連する権利、義務を有する個人、機関及び組織並びに同級の検察院に、事件の受理に関する書面の通知を送付しなければならない。
2. 書面の通知は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 通知作成日
 - b) 受訴裁判所の名称及び所在地
 - c) 訴訟人の氏名及び住所
 - d) 訴訟人が裁判所による解決を求める具体的な事項
 - dd) 訴訟人が訴状とともに提出した書類及び証拠の一覧
 - e) 訴訟人の請求に関する意見書及び添付書類、証拠が添付されている場合は、通知を受けた者がそれに関する意見書を裁判所に提出しなければならない期限
 - g) 通知を受けた者が裁判所に申し立てられている請求に関する意見書を提出しなかったことの法的効果

第175条 通知を受けた者の権利、義務

1. 通知を受けた者は、通知を受け取った日から15日以内に、訴訟人の請求及び添付書類、証拠に関する意見があれば、書面で裁判所に提出しなければならない。
期限の延長が必要な場合は、通知を受けた者は、その理由を明記した申立書を裁判所に提出しなければならない。；延長の申立てに十分根拠がある場合は、裁判所は延長を許可しなければならないが、15日を超えてはならない。
2. 通知を受けた者は、訴状、添付書類及び証拠を閲覧し、メモを取り、又は複写する許可を裁判所に求めることができる。

第176条 被告の反訴を提起する権利

1. 被告は、訴訟人の請求に関する意見書を裁判所に提出する義務とともに、原告に対する反訴を提起する権限を有する。
2. 被告の原告に対する反訴は、次の場合の一において受理される。
 - a) 原告の請求に対する責任を排除するために反訴を提起した場合
 - b) 反訴が受理された場合に、原告の請求の一部又は全部の受理を破棄することができる場合
 - c) 反訴と原告の請求との間に相関関係があり、これらの請求が同一事件で解決された場合に、事件の解決がより正確かつ迅速である場合

第177条 関連する権利、義務を有する者の独立した請求をする権利

1. 関連する権利、義務を有する者が原告側又は被告側について手続に参加しない場合は、次の条件が満たされたときに、その者は独立した請求をする権限を有する。
 1. 事件の処理が、当該者の権利、義務に関連している。
 2. その者の独立した請求が、処理中の事件に関連している。
 3. その者の独立した請求が同一事件で処理された場合に、当該事件の処理がより正確かつ迅速である。

第178条 反訴又は独立した請求の提訴手続

反訴又は独立した請求の提訴手続は、原告による訴え提起の手続に関するこの法律の規定に従う。

第13章 和解及び公判準備

第179条 公判準備期限

1. 各種の事件の公判準備期限は、次のように定める。
 - a) この法律第25、27条に定める事件については、期限は事件の受理日から起算して4か月である。
 - b) この法律第29、31条に定める事件については、期限は事件の受理日から起算して2か月である。
複雑な事件について、又は客観的な障壁がある場合に、裁判所の長官は公判準備期限を延長する決定をできるが、本条第1項a号に定める事件については2か月を超えて、b号に定める事件については1か月を超えて延長してはならない。
2. 本条第1項に定める公判準備期限内に、裁判所は事件に応じて、次の決定の1つを発する。
 - a) 当事者間の合意を承認する。
 - b) 事件の解決を停止する。
 - c) 事件の解決を中止する。
 - d) 事件の公判を開く。
3. 事件の公判を行う決定を発した日から1か月以内に、裁判所は公判期日を開始しなければならない。正当な理由がある場合は、この期限は2か月である。

第180条 和解実施の原則

1. 裁判所は、事件の第一審の準備期間中に、当事者が事件の解決に関する合意に達するよう和解を行わなければならない。ただし、この法律第181条、182条の定めに従って、和解しては行けない、又は和解することができない場合を除く。
2. 和解は、次の原則に従って行わなければならない。
 - a) 当事者の任意の合意を重んじ、当事者の意思に反して合意に達することを強制するために強制力を行使しないこと、又は強制力を行使する旨脅迫しないこと。
 - b) 当事者の合意内容は、法令及び社会倫理に違反してはならない。

第181条 和解してはならない民事事件

1. 国家財産に対する損害の賠償請求
2. 法令又は社会倫理に反する取引から発生した民事事件

第182条 和解することができない民事事件

1. 被告が裁判所に正当に2回召喚されたにもかかわらず、意図的に出頭しない場合
2. 当事者が正当な理由で和解に参加できない場合
3. 離婚事件の夫婦である当事者が民事行為能力を喪失した場合

第183条 和解期日に関する通知

和解期日を開く前に、裁判所は当事者又はその適法な代理人に、和解期日の日時、場所及び和解すべき事項について通知しなければならない。

第184条 和解期日の参加者

1. 和解期日を主宰する裁判官
2. 和解期日の調書を作成する書記官
3. 当事者又はその適法な代理人

当事者が多数いる場合では、当事者の一名が和解の話し合いに欠席し、出席した当事者が和解を進めることに合意し、その和解が欠席した当事者の権利、義務に影響を与えないときは、裁判官は、出席している当事者間の和解を行う。当事者が、全員の当事者が出席できるよう和解期日の延期を求めた場合は、裁判官は和解期日を延期しなければならない。

4. 当事者がベトナム語を解さない場合は、通訳人

第185条 和解の内容

和解を行うに当たって、裁判官は当事者が法令の定めを自己の権利、義務と関連づけるよう、事件の解決に関係する法令の定めを当事者に説明し、当事者が事件の解決に関し自発的に合意に達するよう、和解の成立の法的結果を分析する。

第186条 和解の調書

1. 和解は、書記官が調書に記録する。和解の調書は、次の主要内容を含まなければならない。
 - a) 和解期日が開かれた日
 - b) 和解期日の場所
 - c) 和解期日の参加者
 - d) 当事者又はその適法な代理人の意見
 - dd) 当事者が合意し、又は合意しなかった内容
2. 和解の調書には、和解期日に出席した当事者の署名又は指印、調書を作成した書記官の署名及び和解期日を主宰した裁判官の署名を完全に含んでいなければならない。
当事者が民事事件で解決すべき事項について相互の合意に達した場合は、裁判所は成立した和解の記録を作成しなければならない。その記録は、和解に参加した当事者に直ちに送付しなければならない。

第187条 当事者の合意を承認する決定の発付

1. 成立した和解の記録作成後7日の期限が過ぎたときに、いずれの当事者も合意に関する意見を変更しない場合は、和解の話し合いを主宰した裁判官又は裁判所の長官に指名された他の裁判官が、当事者の合意を承認する決定を発する。
当事者の合意を承認する決定の発付後5日以内に、裁判所は当事者及び同級の検察院に決定を送付しなければならない。
2. 裁判官は、当事者が事件全体の解決に関して合意に達したときのみ、当事者の合意を承認する決定を発する。
3. この法律第184条第3項に定める場合に、出席する当事者が事件の解決に関して合意に達したときは、当該合意は、出席者に対してのみ有効であり、それが欠席した当事者の権利、義務に影響を与えない場合に、裁判官が決定で承認する。当該合意が欠席した当事者の権利、義務に影響を与える場合は、和解期日に欠席した当事者が書面で当該合意を容認した場合にのみ有効であり、裁判官が決定で承認する。

第188条 当事者の合意を承認する決定の効力

1. 当事者の合意を承認する決定は、決定の発付後、控訴審手続に従って、控訴又は異議申立てがない場合に直ちに効力を発する。
2. 当事者の合意を承認する決定は、当該合意が、錯誤、虚偽若しくは脅迫の結果達成したと考える根拠がある場合又は法令若しくは社会倫理に反する場合にのみ、監督審の手続に従って異議を申し立てることができる。

第189条 民事事件解決の停止

1. 個人である当事者が、その手続上の権利及び義務を相続する個人、機関若しくは組織を有さずに死亡し、又は組織である当事者が、その手続上の権利及び義務を相続する個人、機関若しくは組織を有さずに合併、分割、分離若しくは解散した場合
2. 個人である当事者の一人が、その法定代理人を決定しない間に民事行為能力を喪失した場合
3. 当事者の適法な代理人が、交代なく終了した場合
4. 法令の要求に従って、事件を解決する前に他の機関又は組織が解決しなければならない別の関連する民事事件又は非訟事件の解決の結果を待たなければならない場合
5. 法令が定めるその他の事由

第190条 民事事件解決の停止の効果

1. 裁判所は、事件受理簿から停止した民事事件の名前を削除してはならず、当該民事事件の解決を停止する決定の番号及び日付のみを事件受理簿に記入する。
2. 当事者が支払った裁判費用の前金及び裁判費用は、国庫に預託し、裁判所が民事事件の解決を再開したときに処理する。
3. 民事事件の解決を停止する決定は、控訴手続に従って、控訴又は異議申立てができる。

第191条 停止した民事事件の解決の再開

裁判所は、民事事件の停止の理由が既に存在しなくなったときにのみ、停止した民事事件の解決を再開する。

第192条 民事事件の解決の中止

1. 裁判所は、その管轄下にある事件を受理した後、次の場合に民事事件の解決を中止する決定を発する。
 - a) 個人である原告又は被告が死亡し、その権利、義務が相続されない場合
 - b) 機関又は組織が解散し、又は破産宣告を受け、その手続上の権利、義務を相続する個人、機関又は組織がない場合
 - c) 訴訟人が、裁判所の承認を得てその訴えを取り下げ、又は訴訟人が訴えを提起する権利を有さない場合
 - d) 機関又は組織が、原告が存在しない場合又は原告が事件の解決継続を要求しない場合に、その訴状を取り下げた場合
 - dd) 当事者同士が合意に達し、裁判所に事件解決の継続を要求しない場合
 - e) 原告が適法に2回召喚されたにもかかわらず出頭しない場合
 - g) 裁判所が、事件の当事者である会社又は協同組合に破産手続を開始する決定を発し、事件の解決が、当該会社又は協同組合の義務及び財産に関連している場合
 - h) 法令が定めるその他の場合
2. 裁判所は、民事事件がこの法律第168条の規定に従って、訴状を返却しなければならない事由の一に該当する場合には、民事事件の解決を中止する決定を発し、事件受理簿から当該事件名を削除し、訴状、添付書類及び証拠を当事者に返却する。

第193条 民事事件の解決中止の結果

1. 裁判所が民事事件の解決を中止する決定を発したとき、当該民事事件に続く事件の提訴が、原告、被告及び紛争のある法律関係において当該民事事件と全く違いがない場合に、当事者は、当該民事事件の再解決を裁判所に申し立てる訴えを提起する権限を有さない。ただし、この法律第192条第1項c、e号及びg号に定める場合及び法令に別段の定めがある場合を除く。
2. 裁判所が、この法律第192条第1項の規定に従って、民事事件の解決を中止する決定を発した場合には、当事者が支払った訴訟費用の前金は公的資金のために国家が没収する。
3. 裁判所が、この法律第192条第2項の規定に従って、民事事件の解決を中止する決定を発した場合に、当事者が支払った訴訟費用の前金は支払者に返金する。
4. 民事事件の解決を中止する決定は、控訴審の手続に従って控訴又は異議申立てができる。

第194条 民事事件の解決を停止又は中止する決定を発する権限

1. 民事事件の解決を任命された裁判官は、当該民事事件の解決を停止又は中止する決定を発する権限を有する。
2. 民事事件の解決の停止又は中止の決定発付後5日以内に、裁判所は当該決定を当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

第195条 事件の公判を行う決定

1. 事件の公判を行う決定は、次の主要な内容を含む。
 - a) 決定発付日
 - b) 決定を発付した裁判所の名称
 - c) 公判が行われる事件
 - d) 原告、被告又は事件の解決を裁判所に申し立てるために訴えを提起した他の者、関連する権利、義務を有する者の氏名及び住所
 - dd) 裁判官、人民参審員、書記官の氏名及び補充の裁判官又は人民参審員がいる場合は、その氏名
 - e) 公判期日に参加する検察官がいる場合は、その氏名
 - g) 公判期日の日時及び場所
 - h) 公開の公判又は非公開の公判
 - i) 公判期日に召喚された者の氏名

2. 事件の公判を行う決定は、決定の発付後直ちに、当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

検察官がこの法律第21条第2項の定めに従って、公判期日に参加する場合は、裁判所は事件記録を同級の検察院に送付しなければならない。事件記録を受け取った後15日以内に、検察院は記録を検討し、返却しなければならない。

第14章 第一審の公判期日

第1節 第一審の公判期日の総則

第196条 第一審の公判期日の一般条件

第一審の公判期日は、事件の公判を行う決定に記載したとおりの時間及び場所又は公判期日が延期された場合には、公判期日を再開する通知に記載したとおりの時間及び正確な場所で行わなければならない。

第197条 直接、口頭及び継続審理

1. 裁判所は、原告、被告、関連する権利、義務を有する者、適法な代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人並びに手続のその他の参加者に質問し、その陳述を聴取することにより、事件の事実関係を直接確認し、収集した書類及び証拠を取り調べて確認し、公判期日に検察官が参加している場合は、事件の解決について検察官の意見を尋ねなければならない。判決は、公判期日における弁論及び尋問の結果に基づいて、並びに公判期日にて取り調べ確認した証拠に基づいてのみ言い渡す。
2. 審理は、口頭で、かつ休憩を挟まないで継続的に行う。審理合議体の構成員は、この法律第198条第1項に定める場合を除き、最初から最後まで事件を審理する。

この法律が定める特別な場合において、審理は5日を超えない間、一時的に停止することができる。この停止期限が切れたときに、公判は再開する。

第198条 特別な場合の審理合議体の構成員の交代

1. 裁判官又は人民参審員が継続して公判に参加できない場合は、公判は、補充の裁判官又は人民参審員が最初から公判期日に出席しているときに継続することができる。

審理合議体が2名の裁判官で構成されており、裁判長が継続して公判に参加できない場合は、審理合議体の構成員であるもう一人の裁判官が公判期日の裁判長を務め、補充の裁判官を審理合議体の構成員として追加する。
2. 審理合議体の構成員と交代する補充の裁判官又は人民参審員がいない場合又は公判期日の裁判長を交代しなければならないのに、本条第1項の規定に従って交代する裁判官がいない場合は、事件は最初から再審理する。

第199条 原告の公判期日への出頭

1. 原告は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。；原告が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 原告が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、原告がその訴えを放棄したとみなし、裁判所は事件の解決を中止する決定を発する。裁判所が事件の解決を中止する決定を発したときは、原告は再度訴えを提起することができる。ただし、提訴期限を徒過していないときに限る。

第200条 被告の公判期日への出頭

1. 被告は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。；被告が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 被告が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所は被告不在で事件の審理を継続する。

第201条 関連する権利、義務を有する者の出頭

1. 関連する権利、義務を有する者は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。その者が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 関連する権利、義務を有する者が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所はその者の不在で事件の審理を継続する。
3. 独立した請求をする関連する権利、義務を有する者が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、その者はその独立した請求を破棄したと見なされ、裁判所は、原告及び被告が合意するときにその関連する権利、義務を有する者の独立した請求に関する事件の解決を中止する決定を発する。裁判所が独立した請求に関する事件の解決を中止する決定を発した場合には、関連する権利、義務を有する者は、その独立した請求に関する訴えを再度提起する権限を有する。ただし、提訴時効を徒過していないときに限る。

第202条 当事者が不在の公判

裁判所は、次の場合に事件の審理を進める。

1. 公判期日を欠席する原告、被告又は関連する権利、義務を有する者が、自分の不在中に公判を行うよう裁判所に求める申立書を提出する場合。
2. 公判期日を欠席する原告、被告又は関連する権利、義務を有する者が、公判期日に出頭する適法な代理人を有する場合。
3. この法律第200条第2項及び第201条第2項に定める場合。

第203条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の出頭

当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。弁護人が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。当事者の合法的権利及び利益を弁護する者が適法に2回召喚されたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所は事件の審理を進める。この場合には、当事者は、自分自身で自己の合法的権利及び利益を弁護する。

第204条 証人の出頭

1. 証人は、事件の事実関係を明らかにするために、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。証人が欠席しているものの、以前に口頭で証言をした場合又は証言を裁判所に送付した場合は、公判期日の裁判長は、当該証言を公開する。
2. 証人が欠席した場合には、審理合議体は、公判期日を延期し、又は事件の審理を継続する決定をすることができる。証人が正当な理由なく公判期日を欠席し、その不在により公判が妨げられる場合は、審理合議体の決定に従って証人を公判期日に引致することができる。

第205条 鑑定人の出頭

1. 鑑定人は、鑑定に関する事項及び鑑定結果を明らかにするために、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。
2. 鑑定人が欠席した場合には、審理合議体は、公判期日を延期し、又は事件の審理を継続する決定をする。

第206条 通訳人の出頭

1. 通訳人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。
2. 通訳人が補充の通訳人なしに欠席した場合には、審理合議体は、当事者が審理の継続を求めた場合を除き、公判期日を延期する決定をする。

第207条 検察官の出頭

1. 同級の検察院長官が指名した検察官は、公判期日に出頭する義務を有する。
2. 検察官が公判期日に交代した場合又は公判期日に継続して参加でき

なくなった場合において補充の検察官がいるときには、補充の検察官が事件の継続審理のため公判期日に出頭することができる。ただし、補充の検察官が最初から公判期日に出席していたときに限る。

補充の検察官がいない場合は、審理合議体は公判期日を延期する決定をし、直ちに同級の検察院長官に通知する。

第208条 公判期日の延期期間の制限及び公判期日の延期決定

1. 審理合議体が、この法律第51条第2項、第72条第2項、第199、200、201、203、204、205、206、207、215条及び第230条第4項の定めに従って、公判期日を延期する決定をした場合には、第一審公判期日の延期期間は公判期日を延期する決定の発付から30日を超えない。
2. 公判期日を延期する決定は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 発付日
 - b) 裁判所の名称及び手続を行う者の氏名
 - c) 公判に係属する事件
 - d) 公判期日の延期の理由
3. 公判期日を延期する決定は、審理合議体を代表して公判期日を主宰する裁判官が署名し、手続の参加者に公に通知しなければならない。欠席者については、裁判所は直ちに決定を送付すると同時に同級の検察院にも決定を送付する。
4. 裁判所が公判期日を延期する決定に記載したとおりの時間及び場所で公判期日を再開できない場合は、裁判所は、直ちに同級の検察院及び手続の参加者に公判期日の再開時間及び場所を通知しなければならない。

第209条 公判期日の内部規則

1. 16歳未満の者は、公判期日に出頭するよう裁判所から召喚された場合を除き、法廷に入室することを許可しない。

法廷にいる者は全員、審理合議体が入室したときに起立し、審理合議体に敬意を払い、秩序を守り、公判期日の裁判長の指示に厳正に従わなければならない。

審理合議体が許可した者のみが尋問し、答弁し、又は陳述することができる。尋問し、弁論し、又は陳述する者は、健康上の理由から座ったまま尋問し、弁論し、又は陳述することを公判期日の裁判長が許可する場合を除き、起立しなければならない。
2. 最高人民裁判所の長官は、本条第1項の定めに基づいて公判期日の内部規則を発する。

第210条 公判期日における判決又は決定の言渡し手続

1. 判決は、審理合議体が評議室で評議し、採択しなければならない。
2. 手続を行う者、鑑定人及び通訳人を交代する決定、事件を移送する決定、事件の解決を停止若しくは中止する決定又は公判期日を延期する決定は、評議室で評議し、採択し、書面にしなければならない。
3. 他の事項に関する決定は、審理合議体が法廷で評議し、採択する。決定は、書面にする必要はないが、公判期日の調書に記録しなければならない。

第211条 公判期日の調書

1. 公判期日の調書には、次の内容を完全に記載しなければならない。
 - a) この法律第195条第1項の定めに従い、事件の公判を開く決定の主な内容
 - b) 公判期日における最初から最後まですべての展開
 - c) 公判期日における尋問、答弁及び陳述
2. 公判期日の調書をとる以外に、公判期日の展開の録音、ビデオ録画は、審理合議体が許可した場合にのみこれを行うことができる。
3. 公判期日の終了時に、公判期日の裁判長は、調書を検査し、書記官とともに調書に署名しなければならない。
4. 検察官及び手続の参加者は、公判期日の終了時に直ちに公判期日の調書を読覧し、調書の修正又は追加を求め、確認のため署名する権限を有する。

第212条 公判期日開始の準備

公判期日を開始する前に、書記官は、次の任務を遂行しなければならない。：

1. 公判期日の内部規則の概要を説明する。
2. 裁判所の召喚状又は通知に従って公判期日に参加する者の出欠を調べ、確認する。；欠席者のいる場合は、その理由を明らかにしなければならない。
3. 法廷の秩序維持
4. 法廷にいる者全員に、審理合議体が入室したときに起立することを求める。

第2節 公判期日の開始手続

第213条 公判期日の開始

1. 公判期日の裁判長は、公判期日を開始し、事件の公判を開く決定を読み上げる。
2. 書記官は、審理合議体に裁判所の召喚状又は通知に従って公判期日に参加する者の出欠及び欠席の理由を報告する。
3. 裁判長は、裁判所の召喚状又は通知に従って、公判期日に参加する者の出欠を照合し、当事者の身元を調べる。
4. 裁判長は、当事者及び他の手続参加者の権利、義務を説明する。
5. 裁判長は、手続を行う者、鑑定人及び通訳人の氏名を紹介する。
6. 裁判長は、手続を行う者、鑑定人又は通訳人の交代を求める権限を有する者に、その交代を希望するか否かを尋ねる。

第214条 手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代請求の解決

手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代を求める者がいる場合は、審理合議体は、この法律に定められた手続に従って検討し、決定しなければならない。当該請求は認容してもよいし、又は認容しなくてもよい。認容しない場合は、その理由を明確に述べなければならない。

第215条 欠席者がいる公判期日の延期の検討及び決定

いずれかの手続参加者が公判期日に欠席し、その者の欠席により裁判所が公判期日を延期しなければならない場合に該当しない場合は、裁判長は、公判期日の延期を求める者がいるか否かを確認しなければならない。延期を求める者がいる場合は、審理合議体はこの法律が定める手続に従ってそれを検討し、決定する。当該請求を認容してもよいし、又は認容しなくてもよい。認容しない場合は、その理由を明確に述べなければならない。

第216条 証人の客観性の保障

1. 証人に対し、事件の解決に関連して知っている事項について尋問する前に、裁判長は証人が証人同士の証言を聞くことができず、関係者と連絡を取れないように必要な措置を採る決定をすることができる。
2. 当事者及び証人の証言が相互に影響している場合は、裁判長は証人を尋問する前に当事者を証人から隔離する決定をすることができる。

第3節 公判期日における尋問手続

第217条 請求変更、補足又は取下げに関する当事者への尋問

裁判長は、次の事項に関して当事者に尋問を開始する。

1. 原告に、その訴えの一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。
2. 被告に、その反訴の一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。
3. 独立した請求を行う関連する権利、義務を有する者に、その独立した請求の一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。

第218条 請求の変更、補足又は取下げの検討

1. 審理合議体は、当事者の請求の変更又は補足がその元の訴え、反訴又は独立した請求の範囲を超えないときに請求の変更、補足を認容する。
2. 当事者が任意にその請求の一部又は全部を取り下げた場合には、審理合議体は、請求の一部又は全部の取下げに関する請求を認容し、取り下げられた請求の一部又は全部に関する審理を中止する。

第219条 手続上の地位の変更

1. 原告がその訴えの請求全体を取り下げたにもかかわらず被告がその反訴を継続する場合は、被告が原告になり、原告が被告になる。
2. 原告がその訴えの請求全体を取り下げ、被告がその反訴全体を取り下げたにもかかわらず、関連する権利、義務を有する者がその独立した請求を継続する場合は、関連する権利、義務を有する者が原告になり、その独立した請求に基づいて義務を負うものが被告になる。

第220条 当事者の合意の承認

1. 裁判長は、当事者に事件の解決について相互合意に達することができるか否かを尋ねる。関係合意者が事件の解決に関して合意に達し、その合意が任意で法令又は社会倫理に反していない場合は、審理合議体は、事件の解決に関するその合意を承認する決定を発する。
2. 事件の解決に関する当事者の合意を承認する裁判所の決定は、法的効力を有する。

第221条 当事者の陳述聴取

1. 当事者がその請求を維持し、事件の解決に関して合意に達することができない場合は、審理合議体は、次の順序で当事者の陳述を聴取し、事件の審理を開始する。
 - a) 原告の合法的権利及び利益の弁護人が原告の請求を提示し、その請求に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。原告は追加意見を陳述する権限を有する。
機関又は組織が事件を提訴した場合は、その代理人が訴えの請求を提示し、その訴えに根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。
 - b) 被告の合法的権利及び利益の弁護人は、原告の請求に関する被告の意見、被告の反訴、提案を提示し、その提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。被告は追加意見を陳述する権限を有する。
 - c) 関連する権利、義務を有する者の合法的権利及び利益の弁護人は、原告及び被告の請求及び提案に関するその者の意見並びに関連する権利、義務を有する者の独立した請求及び提案を提示し、当該提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。関連する権利、義務を有する者は、追加意見を陳述する権限を有する。
2. 原告、被告又は関連する権利、義務を有する者がその合法的権利及

ひ利益の弁護人を有さない場合は、自己の請求及び陳述並びに当該請求及び陳述に根拠があり、適法であることを証明する証拠を自分自身で提示する。

3. 当事者及びその合法的権利及び利益の弁護人は、公判期日にそれぞれの請求及び陳述を証明する証拠を補足する権限を有する。

第222条 公判期日の尋問順序

当事者の陳述を聴取した後に、各事項に関する各人への尋問は、裁判長、人民参審員、当事者の合法的権利及び利益の弁護人、当事者及びその他の手続参加者の順に実施する。検察官が公判期日に参加する場合は、その尋問は当事者に続く。

第223条 原告に対する尋問

1. 原告が1名以上いる場合は、1名ずつ別々に尋問する。
2. 原告に対しては、原告自身又はその合法的権利及び利益の弁護人が提示した事項であって、不明確であり、従前の証言と一致せず、若しくは矛盾し、又は被告、関連する権利、義務を有する者並びにその合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾している事項に関してのみ尋問する。
3. 原告は、自分自身で答弁すること、又はその合法的権利及び利益の弁護人が原告の代わりに答弁し、原告が追加答弁をすることができる。

第224条 被告に対する尋問

1. 被告が1名以上いる場合は、別々に尋問する。
2. 被告に対しては、被告自身又はその合法的権利及び利益の弁護人が不明確に提示した事項、又は従前の証言と一致せず、若しくは矛盾し、又は原告若しくは関連する権利、義務を有する者、その合法的権利及び利益の弁護人の請求と矛盾する事項に関してのみ尋問する。
3. 被告は、自分自身で答弁すること、又はその合法的権利及び利益の弁護人が被告の代わりに答弁し、被告が追加答弁をすることができる。

第225条 関連する権利、義務を有する者の尋問

1. 関連する権利、義務を有する者が1名以上いる場合は、それぞれ別々に尋問する。
2. 関連する権利、義務を有する者に対しては、その者自身若しくはその合法的権利及び利益の弁護人が不明確に提示した事項、又は従前の陳述と一致せず若しくは矛盾し、若しくは原告の請求、被告の陳述若しくは原告、被告の合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾している事項に関してのみ尋問する。
3. 関連する権利、義務を有する者は、自分自身で答弁し、又はその合法的権利及び利益の弁護人がその者の代わりに答弁し、その者が追加答弁をすることができる。

第226条 証人の尋問

1. 証人が1名以上いる場合は、各証人は別々に尋問する。
2. 証人に尋問する前に、裁判長は、証人と事件の当事者との関係について明確に尋ねる。；証人が未成年である場合は、裁判長は、その両親、後見人又は教師に尋問を手伝うよう求めることができる。
3. 裁判長は証人に自分が知っている事件の事実関係を陳述するよう求める。証人に対しては、証言を完了した後に、その証言の不明確、不完全、若しくは不一致な点、又は当該証人の従前の証言と矛盾する点、又は当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾する点についてのみ更に尋問することができる。
4. 証人は、証言を完了した後に更に尋問を受けることができるよう法廷にとどまる。
5. 証人又はその親族の安全を確保することが必要な場合は、審理合議体は、証人の個人的身元に関する情報を公開しないことを決定することができる。公判期日の出席者に見られないよう証人を隔離しなければならない。

第227条 事件の書類の開示

1. 審理合議体は、次の場合に事件の書類を公開する。

- a) 手続の参加者が公判期日に欠席し、審理準備中に陳述した場合
 - b) 手続の参加者が公判期日にした陳述が、当該者の従前の陳述と矛盾する場合
 - c) 審理合議体が必要と考え、又は検察官若しくは手続の参加者が請求したその他の場合
2. 国家機密を守り、国民の醇風美俗を維持し、当事者の請求により職業上の秘密、企業秘密又は個人的な秘密を守ることが必要な特別な場合は、審理合議体は、事件記録の書類を開示しない。

第228条 録音テープ、ディスクの聴取又は録画ビデオテープ、ディスクの映写

この法律第227条第2項に定める場合を除き、審理合議体は、検察官若しくは手続の参加者の請求により、又は審理合議体が必要と考える場合に、公判期日で聞く録音テープ、ディスク、公判期日で映写するビデオテープ、ディスクを準備することができる。

第229条 証拠物の取調べ

証拠物、写真又は証拠物を認証する記録は、公判期日で取調べのために提示することができる。

必要な場合に、審理合議体は、当事者ととも公判期日に運ぶことができない証拠物の現場検証に行くことができる。

第230条 鑑定人の尋問

1. 裁判長は、鑑定を課された事項に関する結論を提示することを鑑定人に求める。鑑定人は、陳述中に鑑定結果及びその鑑定結果の根拠に関して追加説明をすることができる。
2. 公判期日に出席する検察官及び手続の参加者は、鑑定結果に関する意見を陳述し、鑑定結果の中の不明確な、若しくは矛盾している事項又は事件のその他の事実関係と矛盾している事項について尋問する権限を有する。
3. 鑑定人が公判期日に欠席した場合は、裁判長は鑑定結果を公開する。
4. 手続の参加者のいずれかが公判期日で公開された鑑定結果に同意せず、鑑定人に追加鑑定又は再鑑定を求める場合には、審理合議体は、その追加鑑定又は再鑑定が事件の解決に必要であると考えるときは、追加鑑定又は再鑑定を決定する。；この場合に、審理合議体は公判期日を延期する決定をする。

第231条 公判期日の尋問終了

事件の事実関係を十分に取り調べたと考えるときに、裁判長は、検察官、当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人及びその他の手続の参加者に何か尋問したいことはないか尋ねる。；尋問を求める者がおり、その請求に根拠があると考える場合は、裁判長は尋問の継続を決定する。

第4節 公判期日における弁論

第232条 弁論順序

1. 尋問過程の終了時に、審理合議体は、公判期日の弁論に移る。弁論

の順序は次のとおりである。

- a) 原告の合法的権利及び利益の弁護人が陳述をする。原告は追加陳述をすることができる。機関又は組織が訴えを提起する場合は、当該機関又は組織の代理人がその意見を提示する。擁護される権利及び利益を有する者は、追加意見を陳述することができる。
 - b) 被告の合法的権利、利益の弁護人が陳述をする。被告は追加陳述をすることができる。
 - c) 関連する権利、義務を有する者の合法的権利及び利益の弁護人が陳述をする。関連する権利、義務を有する者は、追加陳述をすることができる。
2. 原告、被告、又は関連する権利、義務を有する者がその合法的権利及び利益を弁護する者を持たない場合は、弁論中自分自身で陳述する。

第233条 弁論及び答弁中の陳述

証拠調べに関する意見を陳述する場合又は事件の解決に関する自己の意見を陳述する場合には、弁論に参加する者は、公判期日において収集し、取り調べ、確認した書類及び証拠並びに公判期日の尋問の結果に基づいていなければならない。弁論の参加者は、他の者の意見に対し、答弁することができる。裁判長は、弁論時間を制限してはならず、弁論に参加する者が十分に自分の意見を陳述できる状況を作らなければならないが、事件に関連しない意見の陳述は中断できる。

第234条 検察官の陳述

検察官が公判期日に出頭する場合は、手続の参加者がその弁論及び答弁をした後に、裁判長は、検察官に事件の解決に関する検察院の意見を陳述するよう求める。

第235条 尋問の再開

弁論を通して事件の事実関係が検討されていない、十分検討されていない、又は更に証拠を取り調べる必要があると考える場合は、審理合議体は、尋問を再開する決定をする。一旦尋問が終了すれば、弁論を係属しなければならない。

第5節 評議及び判決の言渡し

第236条 評議

1. 弁論の終了時に、審理合議体は評議室に入室し、事件について評議する。
2. 審理合議体の構成員のみが評議に参加することができる。評議中、審理合議体の構成員は、事件の全争点について個別に多数決で解決しなければならない。人民参審員が最初に投票し、裁判官が最後に投票する。少数派はその意見を書面で陳述することができ、事件記録に記録する。
3. 評議は、公判期日で行う。検討した書類及び証拠、公判期日における尋問の結果並びに手続の参加者及び検察官の意見をすべて十分に検討した結果に基づかなければならない。
4. 評議は、審理合議体の評議した意見及び決定をすべて調書に記録しなければならない。評議の記録は、判決を言い渡す前に審理合議体の全構成員が評議室で署名しなければならない。
5. 事件に多くの複雑な事由がかかわっており評議に長時間かかる場合は、審理合議体は、評議期限を決定できるが、この期限は公判期日の弁論終了後5営業日を超えてはならない。

審理合議体は、公判期日の出席者及び欠席した手続参加者全員に判決を言い渡す日時及び場所を知らせなければならない。審理合議体がこの通知をしたにもかかわらず手続の参加者で欠席する者がいる場合は、審理合議体は、この法律第239条の規定に従い、判決の言い渡しをする。

第237条 尋問及び弁論の再開

評議を通して事件の事実関係が検討されておらず、尋問が不十分で、又は証拠を更に取り調べる必要があると考える場合は、審理合議体は、尋問及び弁論を再開することを決定できる。

第238条 第一審判決

1. 裁判所は、ベトナム社会主義共和国の名において判決を言い渡す。
2. 判決には、導入、事件の内容、裁判所の認定及び裁判所の決定を含む。
3. 判決の導入部では、第一審裁判所の名称、事件受理の連番及び日付、判決の連番及び判決の言渡し日、審理合議体の構成員及び書記官の氏名、検察官、鑑定人及び通訳人がある場合はその氏名、原告、被告及び関連する権利、義務を有する者の氏名及び住所、訴えを提起する機関又は組織、適法な代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人、紛争の目的物、事件の公開又は非公開の公判を開く決定の連番及び日付、公判の時間及び場所を明記しなければならない。
4. 判決の内容及び裁判所の認定の部分では、原告の訴えの請求、機関又は組織の訴え、被告の反訴、関連する権利、義務を有する者の独立した請求、裁判所の認定及び裁判所が事件の解決の根拠として使用した法律文書の条項号を記載しなければならない。
裁判所の認定の部分では、当事者並びに当事者の合法的権利及び利益の弁護人の請求、提案を認め、又は認めない根拠の分析を示さなければならない。
5. 本文の部分では、事件の解決すべき各争点及び訴訟費用に関する裁判所の結論並びに判決に対する控訴権について明記しなければならない。直ちに執行しなければならない結論がある場合には、当該結論を明記しなければならない。

第239条 判決の言渡し

判決の言渡し時に、法廷にいる者は、裁判長が許可した特別な場合を除き全員起立しなければならない。裁判長又は審理合議体の別の構成員は、判決を読み上げ、判決の全文を読み上げた後に判決の執行及び控訴権について更に説明することができる。

当事者がベトナム語を解さない場合は、通訳人が当事者の解する言語で判決をすべて通訳しなければならない。

第240条 判決の修正又は補足

1. 一旦言い渡された判決は、綴り、混乱又は計算間違いによるデータの明らかな間違いが見つかった場合を除き、修正又は補足してはならない。修正又は補足は、それに関連する権利、義務を有する者に直ちに通知し、同時に、訴えを提起した機関及び組織、同級の検察院に直ちに通知しなければならない。
2. 本条第1項に定める判決の修正又は補足は、裁判官が審理合議体の構成員である人民参審員と協力して実施しなければならない。当該裁判官が既に裁判官の地位にない場合は、裁判所の長官が当該修正又は補足を行う。

第241条 判決の抜粋及び判決書の提供

1. 公判期日終了後3営業日以内に、裁判所は、当事者、訴えを提起した機関又は組織に判決の抜粋を提供する。
2. 判決の言渡し日から10日以内に、裁判所は、当事者、訴えを提起した機関又は組織及び同級の検察院に、判決書を手渡し又は送付する。

第3部 控訴審裁判所における事件解決の手続

第15章 控訴審の性質及び第一審裁判所の判決、決定に対する控訴又は異議申立て

第242条 控訴審の性質

控訴審とは、第一審裁判所の判決又は決定がまた法的効力を有しておらず、当該判決又は決定に対し控訴され、又は異議が申し立てられている事件の直近上級裁判所による再審理である。

第243条 控訴権を有する者

当事者又はその代理人、訴えを提起した機関又は組織は、直近上級裁判所に控訴手続に従って再審理を行うことを申し立てるため、第一審裁判所の判決又は事件の解決を停止し、若しくは中止する決定に対し控訴する権利を有する。

第244条 控訴の申立書

1. 控訴の申立書には、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 申立書の作成日
 - b) 控訴人の氏名及び住所
 - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決又は決定のうち控訴を申し立てる部分
 - d) 控訴の理由及び控訴人の請求
 - dd) 控訴人の署名又は指印
2. 控訴申立書は、控訴された第一審の判決又は決定を言い渡した第一審裁判所に提出しなければならない。控訴申立書を控訴審裁判所に提出した場合は、控訴審裁判所は、この法律第255条の規定に従い、第一審裁判所が必要な手続を実施し、控訴審裁判所に事件記録を送付するために、申立書を第一審裁判所に送付しなければならない。
3. 控訴に十分根拠があり適法であることを証明する追加書類、証拠がある場合は、控訴申立書にそれを添付しなければならない。

第245条 控訴の期限

1. 第一審裁判所の判決に対する控訴の期限は、判決言渡しの日から15日である。公判期日に欠席した当事者については、控訴期限は判決をその者に手渡し、又は公示した日から起算する。
2. 事件の解決を停止し、又は中止する第一審裁判所の決定に対する控訴の期限は、控訴権を有する者が当該決定を受け取った日から起算して7日である。
3. 控訴申立書を郵送した場合は、控訴日はその封筒に刻印された送付消印日に基づいて計算する。

第246条 控訴申立書の審査

1. 控訴申立書を受け取った後に、第一審裁判所は、この法律第244条第1項の規定に従って、その有効性を調べなければならない。
2. 期限を徒過した控訴の場合は、第一審裁判所は、控訴人にその理由を説明するよう求め、控訴申立書の提出遅延が正当である理由を証明する書類、証拠がある場合はそれを提出するよう求める。
控訴申立書がこの法律第244条第1項の定め反して作成された場合は、第一審裁判所は、控訴人にそれを補正し、又は補足するよう求める。

第247条 期限を徒過した控訴

1. この法律第245条に定める期限内にされなかった控訴は、期限を徒過した控訴となる。第一審裁判所は、期限を徒過した控訴申立書を受け取った後に、当該申立書、控訴の提出遅延の理由に関する控訴人の説明及び書類、証拠があればそれを控訴審裁判所に送付しなければならない。
2. 期限を徒過した控訴及び添付書類、証拠を受け取った後10日以内に、控訴審裁判所は、徒過した控訴を検討するため3名の裁判官で構成する合議体を設ける。合議体は徒過した申立てを受理するか否かの決定を発することができ、当該決定に理由を明記する。控訴審裁判所は、期限を徒過した控訴人及び第一審裁判所にその決定を送付しなければならない。控訴審裁判所が期限を徒過した控訴を受理する場合は、

第一審裁判所はこの法律に定める手続を実施し、事件の記録を控訴審裁判所に送付する。

第248条 控訴審訴訟費用の前金の支払通知

1. 有効な控訴申立書を受理した後に、控訴人が控訴審訴訟費用の前金若しくは控訴審訴訟費用が免除され、又は支払わなくてよい場合に該当しないときは、第一審裁判所に控訴人が法令の定める控訴審訴訟費用の前金を支払うよう、控訴申立書受理の旨を控訴人に通知しなければならない。
2. 控訴審訴訟費用の前金の支払に関する裁判所の通知を受け取った日から10日以内に、控訴人は、訴訟費用の前金を支払い、第一審裁判所に訴訟費用の前金の支払の受領書を提出しなければならない。この期限を徒過しても控訴人が控訴審訴訟費用の前金を支払わない場合は、その正当な理由がある場合を除き、控訴人はその控訴を破棄したとみなす。

第249条 控訴の通知

1. 有効な控訴申立書を受理した後に、第一審裁判所は、その旨を書面で同級の検察院及び当事者に通知しなければならない。
2. 控訴について通知を受けた者は、控訴審裁判所に控訴事項に関する自己の意見を陳述する書類を送付する権限を有する。当該書類は、事件記録に含む。

第250条 検察院による異議申立て

同級又は直近上級の検察院長官は、直近上級裁判所に対し、控訴手続に従って事件を直接に解決するよう申し立てるため、第一審裁判所の判決又は事件の解決を停止し、又は中止する決定に対し異議を申し立てる権限を有する。

第251条 検察院の異議申立決定

1. 検察院の異議申立決定は、書面で行い、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 異議申立決定の発付日及び連番
 - b) 異議申立決定を発付した検察院の名称
 - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決又は決定のうち異議を申し立てる部分
 - d) 当該異議申立ての理由及び検察院の請求
 - dd) 異議申立決定に署名した者の氏名及び異議申立決定を発付した検察院の押印
2. 異議申立決定は、異議を申し立てられた判決又は決定を言い渡した第一審裁判所がこの法律に定める手続を実施し、この法律第255条の定めに従い、控訴審裁判所に事件記録を送付するよう、当該第一審裁判所に直ちに送付しなければならない。
3. 異議申立て決定には、検察院の異議申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する追加書類、証拠を同封する。

第252条 異議申立ての期限

1. 第一審裁判所の判決に異議を申し立てる期限は、判決の言渡し日から起算して同級の検察院については15日、直近上級検察院については30日である。検察官が公判期日に出席しなかった場合は、異議申立ての期限は、同級の検察院が判決を受け取った日から起算する。
2. 事件の解決を停止し、又は中止する第一審裁判所の決定に対する異

議申立ての期限は、同級の検察院が当該決定を受け取った日から起算して、同級の検察院については7日、直近上級検察院については10日である。

第253条 異議申立ての通知

1. 異議申立決定を發した検察院は、当該異議申立てに関係する当事者に直ちに異議申立決定を送付しなければならない。
2. 異議申立ての通知を受けた者は、控訴審裁判所に対し、異議申立事項に関する自己の意見を陳述する書類を送付する権限を有する。当該書類は、事件記録に含む。

第254条 控訴又は異議申立ての効果

1. 第一審判決又は決定のうち控訴され、又は異議を申し立てられた部分は、法令が即時の執行を要求する場合を除き、執行されない。
2. 控訴されず又は異議を申し立てられなかった第一審裁判所の判決、決定又はその一部は、控訴又は異議申立ての期限が徒過した日から法的効力を有する。

第255条 事件記録、控訴、異議申立ての送付

第一審裁判所は、事件記録、控訴、異議申立て及び添付書類、証拠を次の日から5営業日以内に控訴審裁判所に送付しなければならない。

1. 控訴人が控訴審訴訟費用の前金を支払わなくてよい場合は、控訴又は異議申立ての期限が徒過したとき
2. 控訴人が控訴審訴訟費用の前納の受領書を第一審裁判所に提出したとき

第256条 控訴、異議申立ての修正、補足、取下げ

1. 控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日に、控訴人は、自己の控訴を修正し、又は補足することができ、異議申立ての決定を發した検察院は、その異議申立てを修正し、又は補足することができる。ただし、控訴又は異議申立ての期限が徒過している場合は、当該修正又は補足は、元の控訴又は異議申立ての範囲を超えてはならない。
2. 控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日に、控訴人はその控訴を取り下げることができ、異議申立ての決定を發した検察院又は直近上級検察院は、その異議申立てを取り下げることができる。

控訴審裁判所は、事件のうち控訴人が控訴を取り下げ、又は検察院がその異議申立てを取り下げた部分について控訴審を中止する。

3. 控訴審公判期日開始前の控訴若しくは異議申立ての修正、補足又は取下げは、書面で行い、控訴審裁判所に送付しなければならない。控訴審裁判所は、当該修正又は取下げを当事者に直ちに通知しなければならない。

公判期日の控訴若しくは異議申立ての修正、補足又は取下げは、公判期日の調書に記録しなければならない。

第16章 控訴審の準備

第257条 控訴審の事件受理

1. 事件記録、控訴、異議申立て及び添付書類、証拠を受け取った後直ちに、控訴審裁判所は、それを受理簿に記録する。

2. 控訴審裁判所の長官又は最高人民裁判所の控訴審裁判長は、控訴審合議体を設立し、裁判長を務める裁判官を指名する。

第258条 控訴審の準備期限

1. 事件を受理した日から2か月以内に、控訴審裁判所は、各特定の事件によって、次の決定の一を發する。
 - a) 事件の控訴審を停止する。
 - b) 事件の控訴審を中止する。
 - c) 事件の控訴審を開く。複雑な事件について、又は客観的な障壁がある場合に、控訴審裁判所の長官は、公判準備期限の延長を決定できるが、延長期間は1か月を超えてはならない。
2. 事件の公判を開く決定を發付した日から1か月以内に、裁判所は、控訴審の公判期日を開かなければならない。;正当な理由がある場合は、この期限は2か月である。
3. 事件の控訴審を開く決定は、同級の検察院及び控訴又は異議申立てに関連する者に送付しなければならない。

第259条 事件の控訴審の停止

控訴審裁判所は、事件の控訴審を停止する決定を發する。;事件の控訴審停止の効力及び控訴審の再開は、この法律第189、190条及び191条の定めに従う。

第260条 事件の控訴審の中止

1. 控訴審裁判所は、次の場合に事件の控訴審を中止する決定を發する。
 - a) この法律第192条第1項a号及びb号に定める場合
 - b) 控訴人が控訴全体を取り下げ、又は検察院が異議申立て全体を取り下げる場合
 - c) 法令が定めるその他の場合
2. 控訴審裁判所が、本条第1項b号の定めに従って、事件の控訴審を中止する決定を發した場合は、第一審の判決又は決定は、控訴審裁判所が当該決定を發した日から法的効力を有する。

第261条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定

控訴審及びその準備期間中に、控訴審裁判所は、この法律第8章に定める緊急保全処分の適用、変更又は取消しを決定することができる。

第262条 事件記録の検討のため検察院に事件記録を送付

1. 控訴審の事件を受理した後に、控訴審裁判所は事件記録の検討のためにそれを同級の検察院に送付しなければならない。
2. 同級の検察院が事件記録を検討する期限は、事件記録を受け取った日から15日である。:当該期間が満了したときは、検察院は、事件記録を裁判所に返却しなければならない。

第17章 控訴審の手續

第263条 控訴審の範囲

控訴審裁判所は、第一審判決又は決定のうち控訴され、若しくは異議を申し立てられた部分、又は控訴内容若しくは異議申立内容の再検討に関連する部分のみを再検討する。

第264条 控訴審公判期日の参加者

1. 控訴人、当事者、控訴又は異議申立ての解決に関連する個人、機関、組織並びに当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、控訴審公判期日に召喚しなければならない。裁判所は、控訴又は異議申立ての解決に必要なと考える場合は、その他の手續参加者を公判期日に召喚することができる。
2. 検察院が異議を申し立てた場合、又は第一審の公判期日に参加した場合は、同級の検察院の検察官は、控訴審公判期日に参加しなければならない。

第265条 公判期日における控訴審の停止又は中止

控訴審公判期日における事件の控訴審の停止又は中止は、この法律の第259条及び260条の定めに従う。

第266条 控訴審公判期日の延期

1. 公判期日に参加しなければならない同級の検察院の検察官が欠席した場合は、控訴審公判期日は、延期しなければならない。
2. 控訴人が正当な理由で1回欠席した場合は、控訴期日は延期しなければならない。控訴人が正当に適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、控訴人はその控訴を破棄したとみなし、裁判所は、欠席した控訴人が控訴した事件の控訴審を中止する決定を発する。
3. 控訴人以外の手続参加者が公判期日に欠席した場合は、控訴審公判期日の延期又は継続は、この法律第199、200、201、202、203、204、205条及び206条の定めに従う。
4. 控訴審公判期日の延期期間及び延期の決定は、この法律第208条の定めに従う。

第267条 控訴審公判期日の開始準備及び開始手続

控訴審公判期日の開始準備及び開始手続は、この法律第212、213、214、215条及び216条の定めに従う。

第268条 公判期日における尋問

1. 控訴審公判期日の開始手続が完了した後に、審理合議体の構成員は、事件の内容、第一審の判決及び控訴され、又は異議を申し立てられた内容を告知する。
2. 裁判長は、次の事項を尋問する。
 - a) 原告がその提訴の取下げを希望するか否か。
 - b) 控訴人又は検察官がその控訴又は異議申立ての変更、補足又は取下げを希望するか否か。
 - c) 当事者が事件の解決について相互の合意に達することができるか否か。

第269条 控訴審公判期日開始前又は公判期日における原告の訴え取下げ

1. 原告が控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日においてその訴えを取り下げる場合は、審理合議体は、被告にそれに同意するか否かを尋問しなければならない。事件によって次のように解決することができる。
 - a) 被告が同意しない場合は、原告による訴え取下げを承認しない。
 - b) 被告が同意する場合は、原告による訴え取下げを承認する。控訴審合議体は、第一審の判決を破棄する決定を発生し、事件の解決を中止する。この場合は、当事者は、第一審裁判所が定める第一審訴訟費用及び法令が定める控訴審訴訟費用の半分を支払わなければならない。
2. 控訴審合議体が事件の解決を中止する決定を発生した場合は、原告は、この法律が定める手続に従って、事件を再提訴する権限を有する。ただし、当該事件の提訴の時効を徒過していないときに限る。

第270条 控訴審公判期日における当事者の合意の承認

1. 控訴審公判期日において当事者がその事件の解決に関し相互の合意に達することができ、その合意が任意で法令又は社会倫理に反していない場合は、控訴審合議体は、第一審裁判所の判決を変更する控訴審判決を言い渡し、当事者の合意を承認する。
2. 当事者は、第一審訴訟費用の支払についても合意に達することができる。その合意に達しない場合は、裁判所は、法令に従って決定をする。

第271条 控訴審公判期日における当事者の陳述聴取

1. 当事者が事件の処理について相互の合意に達することができず、当事者がその控訴を維持し、又は検察院がその異議申立てを維持する場合は、控訴審合議体は、次の順番で当事者の陳述を聴取し、事件の審理を開始する。
 - a) 控訴人の合法的権利及び利益の弁護人が控訴の内容及びその根拠を提示する。控訴人は、追加陳述をすることができる。当事者全員が控

訴する場合は、その陳述は次の順番で行う。：原告である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人及び原告；被告である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人及び被告；関連する権利、義務を有する者である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人並びに関連する権利、義務を有する者。

検察院のみが異議を申し立てる場合は、検察官が異議申立ての内容及びその根拠を提示する。；控訴及び異議申立ての両方がある場合は、当事者が最初に控訴内容及びその根拠を提示し、次に検察院が異議申立ての内容及びその根拠を提示する。

- b) 控訴又は異議申立てに関連するその他の当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、控訴の内容及び異議申立ての内容に関する当該関連当事者の意見を提示する。当事者は、追加陳述をすることができる。
2. 当事者が弁護人を持たない場合は、当事者は自分自身で控訴の内容又は異議申立ての内容に関する自己の意見を提示し、陳述する。
 3. 控訴審公判期日に、当事者及び検察官は、追加証拠を提出することができる。

第272条 控訴審公判期日における尋問、書類の公開、証拠物の取調べ手続

1. 控訴審公判期日における参加者の尋問、書類の公開、証拠物の取調べ手続は、第一審公判期日に適用されるものと同一である。
2. 尋問は、この法律第263条の規定に従い、控訴審の範囲に該当する事項について行う。

第273条 控訴審公判期日における弁論

控訴審公判期日における弁論は、第一審公判期日における弁論と同様に行い、陳述の順番は、この法律第271条の定めに従う。弁論は、控訴審の範囲内に該当し、控訴審公判期日に既に尋問した事項についてのみ行う。

第274条 評議及び判決の言渡し

評議、尋問の再開及び弁論、評議の期限、判決の言渡し、控訴審判決の修正及び補足は、第一審の手続に従う。

第275条 控訴審合議体の権限

控訴審合議体は、次の権限を有する。

1. 第一審判決を支持する。
2. 第一審判決を変更する。
3. 第一審判決を破棄し、事件の再審理のために事件記録を第一審裁判所に送付する。
4. 第一審判決を破棄し、事件の解決を中止する。

第276条 第一審判決の修正

控訴審合議体は、次の場合に第一審裁判所が法令に反する決定をしたときに、第一審判決の一部又は全部を変更することができる。

1. 証明及び証拠の収集が十分に、かつこの法律第7章の規定に従って実施された場合
2. 証明及び証拠の収集が第一審で十分に実施されなかったが、控訴審公判期日において十分に補足された場合

第277条 第一審判決の破棄及び事件の再審理のため事件記録の第一審裁判所への送付

控訴審合議体は、次の場合には、第一審判決を破棄し、事件の再審理のため事件記録を第一審裁判所に送付する。

1. 証明及び証拠の収集が、この法律第7章の定めに対し、又は十分に実施されず、控訴審公判期日においてそれを補足できない場合
2. 第一審の審理合議体の構成がこの法律の規定に反し、又は他の重大な手続上の違反があった場合

第278条 第一審判決の破棄及び事件解決の中止

控訴審合議体は、第一審公判期日の事件の解決において、事件がこの法律第192条に定める場合の一に該当するときは、第一審判決を破棄し、事件の審理を中止する。

である。

第279条 控訴審裁判所の判決

1. 控訴審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において控訴審裁判所の判決を言渡す。
2. 控訴審裁判所の判決は、次の内容で構成する。
 - a) 導入
 - b) 事件の内容、控訴、異議申立て、認定
 - c) 主文
3. 導入部では、控訴審裁判所の名称、事件受理の連番及び日付、判決の連番及び言渡し日、審理合議体の構成員、書記官、検察官、鑑定人及び通訳人の氏名、原告、被告及び関連する権利、義務を有する者の氏名及び住所、訴えを提起した機関若しくは組織又はその代理人、その合法的権利及び利益の弁護人、控訴人の氏名又は異議を申し立てた検察院の名称、公判の公開又は非公開、公判の時間及び場所を明記しなければならない。
4. 事件の内容、控訴又は異議申立て及び認定部分では、事件の内容、第一審裁判所の決定、控訴又は異議申立ての内容、控訴審合議体の認定及び控訴審合議体が事件を解決するために根拠とした法律文書の条項号を要約して示さなければならない。

控訴審合議体の認定部分では、控訴又は異議申立てを認め、又は認めない根拠の分析を示さなければならない。
5. 主文の部分では、控訴又は異議申立てが提訴されたために解決すべき事項、第一審訴訟費用、控訴訴訟費用の支払に関する控訴審合議体の決定を明記しなければならない。
6. 控訴審判決は、その言渡し日から法的効力を有する。

第280条 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定の控訴審による変更手続

1. 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を再検討するときは、控訴審合議体は、公判期日を開く必要がなく、当事者を召喚する必要もない。ただし、決定する前に当事者の意見を聴取する必要がある場合を除く。
2. 同級の検察院の検察官は、控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の判決を再検討するため控訴審に参加する。
3. 控訴審合議体の一構成員は、控訴され、又は異議を申し立てられた第一審判決の内容の要約、控訴又は異議申立ての内容並びに添付書類及び証拠があれば、それらを提示する。
4. 検察官は、控訴審合議体が決定をする前に控訴又は異議申立ての解決に関する検察院の意見を陳述する。
5. 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を再検討するときに、控訴審合議体は次の権限を有する。
 - a) 第一審裁判所の決定を支持する。
 - b) 第一審裁判所の決定を修正する。
 - c) 第一審裁判所の決定を破棄し、事件解決の継続のために事件記録を第一審裁判所に送付する。
6. 控訴審決定は、発付日から効力を有する。

第281条 控訴審判決、決定の送付

控訴審判決又は決定の発付日から15日以内に、控訴審裁判所は、その判決、決定を第一審公判を行った裁判所、同級検察院、権限のある民事判決執行機関、控訴人、自己の権利、義務が控訴又は異議申立てに関連している者又はその適法な代理人に送付しなければならない。

最高人民裁判所の控訴審裁判所が控訴審を行う場合は、この期限は延長してもよいが、25日を超えてはならない。

第4部 法的効力を有する判決、決定の再検討手続

第18章 監督審の手続

第282条 監督審の性質

監督審とは、事件の解決において重大な法律違反が発見されたため、異議を申し立てられた裁判所の法的効力を有する判決又は決定の再検討

第283条 監督審の手続に従って異議を申し立てる根拠

次の根拠の一が存在する場合には、裁判所の法的に効力を有する判決又は決定は、監督審の手続に従って異議を申し立てる。

1. 判決又は決定の結論が、事件の客観的事実関係と矛盾している。
2. 法律手続において重大な違反がある。
3. 法律の適用において重大な過誤がある。

第284条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決又は決定の発見

1. 当事者、個人、機関又はその他の組織は、裁判所の法的効力を有する判決又は決定における法律違反を発見し、この法律第285条に定める異議申立てをする権限を有する者に書面で通知する権限を有する。
2. 裁判所の法的効力を有する判決又は決定に法律違反を発見した場合は、検察院、裁判所は、この法律第285条に定めた異議を申し立てる権限を有する者にその旨を書面で通知しなければならない。

第285条 監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官は、全審級の裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する。ただし、最高人民裁判所の裁判官評議会の監督審決定を除く。
2. 省級人民裁判所の長官及び省級人民検察院の長官は、県級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する。

第286条 法的効力を有する判決又は決定の執行延期及び停止

1. 裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てる権限を有する者は、監督審手続に従って異議申立てを検討するため、判決又は決定の執行延期を申し立てることができる。判決の執行延期は、民事判決執行に関する法令に従う。
2. 監督審の手続に従って、法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てた者は、監督審の決定が出るまで当該判決又は決定の執行停止を決定する権利を有する。

第287条 監督審の手続に従って異議を申し立てる決定

監督審の手続に従って異議を申し立てる決定は、次の主要な内容で構成する。

1. 異議申立て決定の番号及び日付
2. 異議申立て決定をした者の地位
3. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の番号及び日付
4. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文
5. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の違反又は過誤についての意見、分析
6. 異議申立て決定の法的根拠
7. 法的効力を有する判決又は決定の一部又は全部に対し異議を申し立てる決定
8. 当該事件の監督審を行う管轄権を有する裁判所の名称
9. 異議申立て者の意見

第288条 監督審の手続に従って異議を申し立てる期限

監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者は、裁判所の判決又は決定が法的効力を有した日から3年以内においてのみ異議を申し立てることができる。

第289条 監督審の手続に従った異議申立て決定の修正、補足又は取下げ

1. 監督審の手続に従って異議を申し立てた者は、この法律第288条に定める異議申立て期限が経過していないときに異議申立て決定を修正し、又は補足する権限を有する。
2. 異議を申し立てた者は、公判期日の開始前又は監督審公判期日に異

議申立決定の一部又は全部を取り下げる権限を有する。

第290条 監督審の手續に従った異議申立決定の送付

1. 監督審の手續に従って異議を申し立てた決定は、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を發した裁判所、当事者、権限を有する民事判決執行機関及び自己の権利、義務が異議申立ての内容と関連する者に直ちに送付しなければならない。
2. 最高人民裁判所の長官又は省級人民裁判所の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立決定及び事件記録を同級の人民検察院に直ちに送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取った日から15日以内に記録を検討する。当該期間が満了したときは、検察院は、管轄裁判所が監督審の手續に従って事件を審理するために当該管轄裁判所に事件記録を送付しなければならない。
3. 最高人民検察院の長官又は省級人民検察院の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立決定は、管轄裁判所が監督審の手續に従って事件を審理するために直ちに当該管轄裁判所に送付しなければならない。

第291条 監督審の手續に従って事件を再検討する管轄権

1. 省級人民裁判所の裁判官委員会は、異議を申し立てられた県級人民裁判所の法的効力を有する判決及び決定を監督審の手續に従って再検討する。
2. 最高人民裁判所の民事裁判部、経済裁判部及び労働裁判部は、異議を申し立てられた省級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定を監督審の手續に従って再検討する。
3. 最高人民裁判所の裁判官評議会は、異議を申し立てられた最高人民裁判所の控訴裁判部、民事裁判部、経済裁判部及び労働裁判部の法的効力を発する判決及び決定を監督審の手續に従って再検討する。
4. 本条第1、2項に定める異なった審級の裁判所の管轄下にある同一の民事事件の法的効力を有する判決又は決定に対し異議が申し立てられた場合は、管轄権を有する上級裁判所が監督審の手續に従って事件全体を再検討する。

第292条 監督審公判期日の参加者

1. 監督審公判期日には、同級の検察院が参加しなければならない。
2. 必要と考える場合は、裁判所が手續の参加者及び異議申立てに関連する他の者を監督審公判期日に参加するために召喚する。

第293条 監督審公判期日の開始期限

監督審の権限を有する裁判所は、異議申立て及び事件記録を受け取った日から4か月以内に、監督審の手續に従って事件を再検討するため、公判期日を開始しなければならない。

第294条 監督審公判期日の準備

裁判所長官は、公判期日の事件の説明書を作成する裁判官を指名する。説明書には事件の内容、異なった審級の裁判所の判決、決定及び異議申立ての内容を要約する。説明書は、監督審公判期日が開始する遅くとも7日前には監督審評議会の構成員に送付しなければならない。

第295条 監督審公判期日の手續

1. 裁判長が公判期日を開始した後、監督審合議体の構成員は、事件の内容の概略、事件の審理過程、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文、異議申立ての根拠及び異議申立者の意見を提示する。検察院の代理人は、異議申立決定に関する検察院の意見を陳述する。
2. 手續の参加者又は他の者が監督審公判期日に参加するために裁判所に召喚された場合は、その者は異議申立決定に関する自己の意見を陳述することができる。検察院の代理人は、異議申立決定に関する検察院の意見を陳述する。
3. 監督審合議体の構成員は、事件の解決に関して評議し、自己の意見を陳述する。検察院の代理人は、事件の解決に関する検察院の意見を陳述する。
4. 監督審合議体は、事件の解決に関して投票を行う。

省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会の監督審決定は、その構成員全員の過半数の投票が必要である。

省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会は、異議申立てに賛成、反対、その他の意見の順番で評決する。決定が省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会の過半数の投票を得なかった場合は、公判期日を延期しなければならない。公判期日を延期する決定を發付した日から30日以内に、裁判官委員会又は裁判官評議会は、全構成員の参加の下で事件を再審理しなければならない。

第296条 監督審審理の範囲

1. 監督審合議体は、法的効力を有する判決又は決定のうち、異議を申し立てられ、又は異議申立ての内容の審理に関連する部分のみを審理する。
2. 監督審合議体は、法的効力を有する判決又は決定のうち異議を申し立てられ、又は異議申立ての内容の審理に関連していない部分でも、当該部分が国益又は事件の当事者以外の第三者の利益を侵害している場合は、その部分を審理する権限を有する。

第297条 監督審合議体の権限

監督審合議体は、次の権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を有する判決又は決定を支持する。
2. 破棄され、又は修正された下級裁判所の適法な判決又は決定を支持する。
3. 第一審手續又は控訴審手續に従った再審理のために法的効力を有する判決又は決定を破棄する。
4. 事件を審理した裁判所の判決又は決定を破棄し、当該事件の解決を中止する。

第298条 破棄され、又は修正された直属下級裁判所の適法な判決又は決定の支持

監督審合議体は、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を破棄する決定を發し、その異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定により一部又は全部を破棄され、若しくは修正されていた下級裁判所の適法な判決又は決定を支持する。

第299条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の破棄

監督審合議体は、次の場合に第一審手續又は控訴審手續に従った再審理のために異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を破棄する決定を發する。

1. 証明及び証拠の収集が十分に実施されず、又はこの法律第7章の規定に反して実施された場合
2. 判決又は決定の結論が事件の客観的事実関係に適合せず、又は法律の適用に重大な過誤がある場合
3. 第一審合議体又は控訴審合議体の構成がこの法律の規定に従わず、又はその他の重大な手續上の違反がある場合

第300条 法的効力を有する判決、決定の破棄及び事件解決の中止

事件がこの法律第192条に定める場合の一に該当する場合は、監督審合議体は、法的効力を有する判決、決定を破棄する決定を發し、事件の解決を中止する。

第301条 監督審の決定

1. 監督審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において決定を發する。
2. 監督審の決定は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 公判期日の開始日時及び場所
 - b) 監督審合議体の構成員の氏名。監督審合議体が省級人民裁判所の裁判所委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会である場合は、裁判長の氏名及び肩書き並びに審理に参加した構成員の数を明記する。
 - c) 書記官及び公判期日に参加した検察官の氏名

- d) 合議体が監督審を開いた事件名
- dd) 事件の当事者の氏名及び住所
- e) 事件の内容の要約、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の本文
- g) 異議申立て決定、異議申立ての根拠
- h) 異議申立てを認め、又は認めない根拠を分析した監督審合議体の認定
- i) 監督審合議体が決定の根拠とした民事訴訟法の条項号
- k) 監督審合議体の決定

第302条 監督審決定の効力

監督審の決定は、監督審合議体がそれを発付した日から法的効力を発する。

第303条 監督審決定の送付

決定の発付日から5営業日以内に、監督審合議体は、次の者に監督審決定を送付しなければならない。

1. 当事者及び監督審決定に従って関連する権利、義務を有するその他の者
2. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を言い渡した裁判所
3. 同級の検察院、権限を有する民事判決執行機関

第19章 再審手続

第304条 再審手続の性質

再審理とは、判決又は決定の内容を実質的に変える可能性があり、裁判所が当該判決又は決定を言い渡したときには裁判所及び当事者が知らなかった新しく発見された事実関係の出現により、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の審理である。

第305条 再審手続に従った異議申立ての根拠

法的効力を有する判決又は決定は、次の根拠の1が存在するときに、再審手続に従って異議申立てができる。

1. 事件の解決において当事者が知り得なかった事件の新しい事実関係が発見された。
2. 鑑定人の結論及び通訳人の通訳に虚偽があり、又は証拠が偽造されたことを証明する根拠がある。
3. 裁判官、人民参審員又は検察官が事件記録を意図的に転用し、又は故意に不法な結論を出した。
4. 裁判所が事件の解決のために根拠とした刑事、行政、民事、婚姻及び家族、営業、商事又は労働に関する裁判所の決定又は国家機関の決定が既に破棄された。

第306条 新しく発見された事実関係に関する通知及び確認

1. 当事者、個人、機関又は組織は、事件の新しい事実関係を発見し、この法律第307条に定める異議を申し立てる権限を有する者に書面で通知する権限を有する。
2. 事件の新しい事実関係が発見された場合には、検察院及び裁判所は、その旨をこの法律第307条に定める異議を申し立てる権限を有する者に書面で通知しなければならない。

第307条 再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察官の長官は、全審級の裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。ただし、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除く。

2. 省級人民裁判所の長官及び省級人民検察院の長官は、県級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、異議を申し立てる権限を有する。

3. 法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てた者は、再審の決定が出るまで当該判決又は決定の執行を停止する権限を有する。

第308条 再審手続に従った異議申立ての期限

再審手続に従った異議申立ての期限は、異議を申し立てる権限を有する者がこの法律第305条に定める再審手続に従って異議を申し立てる根拠を得た日から起算して1年である。

第309条 再審合議体の権限

再審合議体は次の権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を有する判決又は決定を支持する。
2. この法律に定める手続に従った第一審の再審理のために法的効力を有する判決又は決定を破棄する。
3. 法的効力を有する判決又は決定を破棄し、事件の解決を中止する。

第310条 監督審手続に関する規定の適用

再審手続に関する他の規定は、この法律に定める監督審手続の規定に従う。

第5部 民事非訟事件の解決手続

第20章 民事非訟事件の解決手続に関する通則

第311条 適用範囲

裁判所は、この法律第26条第1、2、3、4項及び6項、第28条第1、2、3、4、5項及び7項、第30条第1項及び4項並びに第32条第3項に定める民事非訟事件を解決するために、本章の規定及び本章の規定に違反しないこの法律のその他の規定を適用する。

民事非訟事件とは、個人又は組織が紛争は有していないが、自分自身若しくは他の個人、機関若しくは組織の民事、婚姻家族、営業、商事若しくは労働に関する権利並びに義務の発生の根拠となる法律事実を承認し、若しくは承認しないことを裁判所に申し立て、又はその民事、婚姻家族、営業、商事若しくは労働に関する権利を承認することを裁判所に申し立てることである。

第312条 民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立て

1. 民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる者は、この法律第3章第2節に定める管轄権を有する裁判所にその申立書を提出しなければならない。
2. 申立書は、次の主要な内容を含む。
 - a) 申立書提出日
 - b) 申立てを解決する権限を有する裁判所の名称
 - c) 申立人の氏名及び住所
 - d) 裁判所に解決を申し立てる具体的な事項；当該民事非訟事件の裁判

所による解決を申し立てた理由、目的及び根拠

- dd) 申立ての解決に関連する者がいる場合は、当該者の氏名及び住所
 - e) 自己の申立ての解決に関連すると申立人が思料するその他の情報
 - g) 申立人が個人のとときはその署名若しくは指印、又は申立人が機関又は組織のとときはその適法な代理人の署名及び押印
3. 申立書には、申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠を添付しなければならない。

第313条 民事非訟事件の解決期日の参加者

1. 裁判所は、民事非訟事件を解決するために公開の期日を開かなければならない。

民事非訟事件の解決のために期日を開く決定を發した後に、裁判所は直ちに当該決定及び民事非訟事件の事件記録をその検討のために同級の検察院に送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取ってから7日以内にそれを検討しなければならず、当該期間が満了したときは、検察院は裁判所が民事非訟事件を解決する期日を開くため、裁判所に事件記録を返却しなければならない。

2. 同級の検察院の検察官は、期日に出席しなければならない。検察官が欠席した場合は、期日は延期しなければならない。
3. 申立人又はその適法な代理人は、裁判所の召喚状に従って期日に参加しなければならない。
- 申立人が正当な理由で1回欠席した場合は、裁判所は期日を延期する。申立人がその不在中に民事非訟事件を解決することを裁判所に申し立てた場合は、裁判所は申立人の不在中に非訟事件を解決することができる。申立人が正当に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、その申立てを破棄したとみなし、裁判所は、民事非訟事件の解決を中止する決定を發する。裁判所が民事非訟事件の解決を中止する決定を發した場合でも、申立人がこの法律に定める手続に従って民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる権利を保障する。
4. 裁判所は、関係者又はその適法な代理人を期日に召喚できる。必要な場合は、裁判所は証人、鑑定人、通訳人を期日に出席するよう召喚できる。欠席する者がいる場合は、裁判所は、期日を延期し、又は期日を進める決定をする。

第314条 民事非訟事件を解決する期日実施手続

1. 民事非訟事件を解決する期日は、次の順序で実施する。
- a) 書記官が期日参加者の出欠を報告する。
 - b) 裁判官が期日を開始する。;期日に召喚された者の出欠及びその身元カードを確認する。
 - c) 申立人又はその適法な代理人が、解決を裁判所に申し立てた具体的な事項並びに当該民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる理由、目的及び根拠を提示する。
 - d) 関係者又はその適法な代理人が、民事非訟事件の解決におけるその権利、義務に関する事項について自己の意見を陳述する。
 - dd) 証人が証言をする。;鑑定人が鑑定の結果を提示し、なお不明確で又は矛盾している事項を説明する。
 - e) 証拠を取り調べる。
 - g) 検察官が、民事非訟事件の解決に関する検察院の意見を陳述する。
 - h) 裁判官が、民事非訟事件の解決を求める申立を検討し、それを認めるか否かを決定する。
2. 欠席する者がいる場合は、裁判官はその者が裁判所に提供又は開示した証言、書類、証拠を公開することができる。

第315条 民事非訟事件の解決決定

1. 民事非訟事件を解決する決定は、次の主要な内容を含む。
- a) 決定日
 - b) 決定を發した裁判所の名称

- c) 裁判官、検察官及び書記官の氏名
 - d) 民事非訟事件の解決の申立人の氏名及び住所
 - dd) 裁判所に解決を申し立てた具体的な事項
 - e) 関係者の氏名及び住所
 - g) 裁判所の認定及び申立ての認否の根拠
 - h) 民事非訟事件の解決の法的根拠
 - i) 主文
 - k) 支払うべき訴訟費用
2. 民事非訟事件を解決する決定は、当該決定の發付日から5営業日以内に同級の検察院、権限を有する判決執行機関、民事非訟事件の解決の申立人及び権利、義務が当該決定に関連する個人、機関、組織に送付しなければならない。

第316条 民事非訟事件の解決決定に対する控訴及び異議申立て

控訴手続に従って民事非訟事件を再度解決することを直近上級裁判所に申し立てるため、申立人及び権利、義務が民事非訟事件の解決決定に関連する個人、機関、組織は、控訴をする権限を有し、同級の検察院及び直近上級検察院は、民事非訟事件の解決決定に対し異議を申し立てる権限を有する。ただし、この法律第28条第2、3項に定める決定を除く。

第317条 控訴又は異議申立ての期限

1. 申立人及び権利、義務が民事非訟事件の解決決定に関連する個人、機関、組織は、裁判所が当該決定を發した日から7日以内に当該決定に対する控訴をする権限を有する。ただし、この法律第358条第1項及び第372条第1項に定める場合を除く。その者が公判期日に出頭しなかった場合は、当該期限は、その者が民事非訟事件の解決決定を受け取った日又は当該決定が告知され、又は掲示された日から起算する。
2. 同級の検察院は、裁判所が民事非訟事件の解決決定をした日から7日以内に当該決定に対する異議を申し立てる権限を有し、直近上級検察院は、裁判所が当該決定をした日から15日以内に当該決定に対する異議申立てをする権限を有する。ただし、この法律第358条第2項及び第372条第2項に定める場合を除く。

第318条 控訴され又は異議を申し立てられた民事非訟事件の解決決定の控訴手続

控訴され、又は異議を申し立てられた民事非訟事件の解決決定の控訴手続は、この法律第280条の規定に従う。

第21章 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告の申立解決手続

第319条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告申立書

1. 関連する権利、利益を有する者及び関連する機関又は組織は、民法の規定に従い、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に申し立てる権限を有する。
2. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含んでいなければならない。
3. 人の民事行為能力喪失の宣告を裁判所に求める申立書は、当該者が自己の行為を覚知し、制御することができない精神病又はその他の病気を患っていることを証明する専門機関の結論及びその他の証拠を添付しなければならない。
4. 人の民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書は、当該者が

薬物中毒又は他の興奮剤の中毒になっており、それが当該者の家族の財産の損害又は損失につながることを証明する証拠を添付しなければならない。

第320条 申立書の検討のための準備

1. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受理した日から30日を超えない。当該期間が満了したときは、裁判所は、その申立書を検討する期日を開く決定を発する。
2. 申立書の検討準備期間中に、裁判所は当事者の請求により、民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を申し立てられた者の健康又は病気の検査を求めることができる。この場合には、裁判所は、検査結果が出た後に申立書を検討する期日を開く決定を発する。
3. 申立書の検討準備中に申立人がその申立書を取り下げた場合は、裁判所は申立書の検討を中止する決定を発する。
4. 期日を開く決定を発した日から15日以内に、裁判官は、申立書を検討する期日を開かなければならない。

第321条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定

1. 裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する申立書を認容し、又は認容しないことができる。
2. 裁判所が申立書を認容した場合は、裁判所は人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する決定を発する。

人の民事行為能力制限を宣告する決定において、裁判所は、民事行為能力が制限された者の法定代理人及び代理の範囲を決定しなければならない。

第322条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定の破棄申立書

1. 民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限を裁判所に宣告された者が既にその宣告された状態にない場合は、当該者、関連する権利、利益を有する者又は関連する機関若しくは組織は、当該者の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する決定を発することを裁判所に申し立てることができる。
2. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する決定の破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容をすべて含まなければならない。

第323条 申立書の検討準備及び裁判所の決定

1. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定の破棄を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、この法律第320条の規定に従う。
2. 裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する申立書を認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立書を認容する場合には、裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する決定を発する。

第22章 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立解決手続

第324条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立書

1. 人が6か月以上連続して住所に不在である場合には、関連する権利、利益を有する者は、当該者の捜索に関する通知の発付を裁判所に申し立て、同時に民法の規定に従い、住所を去った者の財産管理のための措置を採ることを裁判所に申し立てる権限を有する。
2. 住所を去った者の捜索の宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容をすべて含んでいなければならない。
3. 住所を去った者の捜索に関する通知の発付を裁判所に求める申立書は、当該者が6か月以上連続して不在であることを証明する証拠を添付しなければならない。住所を去った者の財産を管理する措置を採ることを裁判所に求める申立ての場合は、申立人は、住所を去った者の財産状況、既存の財産の管理に関する書類及び住所を去った者の親族の一覧を提出しなければならない。

第325条 申立書の検討準備

1. 住所を去った者の捜索に関する通知の発付を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受け取った日から20日である。当該期間が満了したときは、裁判所は、申立書を検討する期日を開く決定を発する。
2. 上記の期間内に申立人がその申立てを取り下げた場合、又は捜索通知を申し立てられた者が帰宅し、裁判所に申立書の検討の中止を求めた場合は、裁判所は申立書の検討を中止する決定を発することができる。
3. 期日開始決定の発付日から10営業日以内に、裁判官は申立書を検討する期日を開かなければならない。

第326条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の決定

1. 裁判所は、住所を去った者の捜索に関する通知発付を求める申立書を認容し、又は認容しないことができる。
2. 申立書を認容する場合は、裁判所は、申立書を認容する決定を発し、住所を去った者の捜索に関する通知を発する。住所を去った者の財産を管理するために必要な措置を採ることを裁判所に求める申立書を認容する場合は、当該申立書を認容する裁判所の決定は、民法の規定に従って当該者の財産を管理するために措置を採ることも決定しなければならない。

第327条 住所を去った者の捜索に関する通知

住所を去った者の捜索に関する通知は、次の主要な内容を含んでいなければならない。

1. 通知の発付日
2. 通知を発付した裁判所の名称
3. 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立書を認容した裁判所の決定の連番及び日付
4. 申立人の氏名及び住所
5. 捜索される者の氏名、出生日又は年齢及び住所を去る前の最後の住所
6. 捜索される者が連絡する関連する個人若しくは組織、又は捜索される者の情報を有するその他の者の住所

第328条 住所を去った者の捜索に関する通知の告知

1. 住所を去った者の捜索に関する通知は、中央の日刊紙に3回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で3日間連続して3回放送する。
2. 住所を去った者の捜索に関する通知の公開又は放送費用は、全額申立人が負担する。

第329条 住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定の効力

この法律第326条に定める住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定は、捜索される者が帰宅した場合は自動的に効力を失う。

第23章 人の失踪宣告の申立解決手続

第330条 人の失踪宣告申立書

1. 関連する権利、利益を有する者は、民法の規定に従って、人の失踪宣告を裁判所に申し立てる権限を有する。
2. 人の失踪宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含まなければならない。
3. 申立書には、失踪宣告を申し立てられた者が2年以上連続して不在で、その者の生存又は死亡に関する信頼できる情報がないことを証明し、かつ申立人が捜索通知の十分な措置を採ったことを証明する証拠を添付しなければならない。裁判所が住所を去った者の捜索に関する通知の決定を発した場合には、当該決定の謄本も提出しなければならない。

第331条 申立書の検討準備

1. 人の失踪宣告の申立書を受け取った日から20日以内に、裁判所は、失踪宣告を求められた者の捜索に関する通知決定を発する。
2. 当該通知の内容及び告知は、この法律第327条及び328条の規定に従う。当該捜索通知の期間は、最初の通知の公開日又は放送日から4か月である。
3. 通知の告知期間内に申立人がその申立書を取下げ、又は失踪宣告を求められた者が帰宅し、申立書の検討の中止を裁判所に申し立てた場合は、裁判所は、当該者の失踪宣告申立書の検討を中止する決定を発する。

第332条 人の失踪宣告の決定

1. 捜索通知の告知期間が満了したときから15日以内に、裁判所は人の失踪宣告の申立書を検討する期日を開く。
2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、人の失踪宣告の決定を発する。裁判所が失踪宣告をされた者の財産を管理する措置を採ることを求められ、この申立てを認容した場合は、裁判所の決定は、民法の規定に従い、当該者の財産を管理するために採る措置も示さなければならない。

第333条 裁判所の失踪宣告の決定を破棄する申立書

1. 失踪宣告をされた者が帰宅した場合、又は当該者が生存していることを確認する信頼できる情報がある場合は、当該者又は関連する権利、利益を有する者は、裁判所に当該者の失踪宣告の決定を破棄する決定の発付を申し立てることができる。
2. 失踪宣告の決定の破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含まなければならない。
3. 当該申立書には、失踪宣告をされた者が帰宅し、又は生存していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第334条 人の失踪宣告の決定を破棄する決定

1. 人の失踪宣告の決定を破棄する申立書を受理した日から15日以内に、裁判所は申立書を検討するため期日を開く。
2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、人の失踪宣告の決定を破棄する決定を発し、民法の規定に従って、当該者の失踪宣告決定の破棄の法的効力を決定する。

第24章 人の死亡宣告申立ての解決手続

第335条 人の死亡宣告申立書

1. 関連する権利、利益を有する者は、民法の規定に従い、人の死亡宣告を裁判所に申し立てることができる。
2. 人の死亡宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2

項に定める内容を完全に含んでいなければならない。

3. 申立書には、死亡宣告を申し立てられた者が民法の定める場合の一において既に死亡していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第336条 申立書の検討準備

1. 人の死亡宣告申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受け取った日から30日を超えない。当該期間が満了したときは、裁判所は、申立書を検討する期日を開く決定を発しなければならない。
2. 裁判所は、申立書を検討する準備期間内に申立人がその申立書を取り下げた場合又は死亡宣告を申し立てられた者が帰宅し、裁判所に申立書の検討の中止を申し立てた場合は、申立書の検討を中止する決定を発する。
3. 期日を開く決定を発した日から10日以内に、裁判所は、申立書を検討する期日を開く。

第337条 死亡宣告の決定

1. 裁判所は、人の死亡宣告の申立てを認容し、又は認容しないことができる。
2. 申立てを認容する場合は、裁判所は、死亡宣告の決定を発する。当該決定において裁判所は、当該者の死亡日及び民法の規定に従って死亡宣告の法的効力を確定する。

第338条 裁判所の死亡宣告決定を破棄する申立書

1. 死亡宣告をされた者が帰宅し、又は当該者が生存していることを確認する信頼できる情報がある場合は、当該者又は関連する権利、利益を有する者は、当該者の死亡宣告の決定を破棄する決定を発することを裁判所に申し立てることができる。
2. 人の死亡宣告の決定破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含んでいなければならない。
3. 申立書には、死亡宣告をされた者が帰宅し、又は生存していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第339条 人の死亡宣告決定を破棄する決定

1. 人の死亡宣告の決定を破棄する申立書を受け取った日から15日以内に、裁判所は申立書を検討するため期日を開く。
2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、死亡宣告の決定を破棄する決定を発する。この決定において裁判所は、民法の規定に従って、死亡宣告決定の破棄の法的効力を確定しなければならない。

第25章 ベトナムにおける商事仲裁活動に関連する民事非訟事件の解決手続

第340条 裁判所が管轄権を有するベトナムの商事仲裁活動に関連する民事非訟事件

1. 仲裁人の指名又は変更
2. 緊急保全処分適用、変更又は取消
3. 仲裁判断の破棄
4. ベトナムの商事仲裁に関する法令が定めるその他の民事非訟事件

第341条 解決手続

ベトナムの商事仲裁活動に関連する民事非訟事件の解決手続は、ベトナムの民事仲裁に関する法令の規定に従う。

第6部 外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続

第16章 外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続に関する通則

第342条 外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断

1. 外国裁判所の民事判決又は決定とは、外国裁判所の民事、婚姻家族、営業、商事若しくは労働事件の判決又は決定、刑事若しくは行政判決又は決定中の財産に関する決定及びベトナム法に従って民事判決又は決定とみなす外国裁判所のその他の判決又は決定である。
2. 外国仲裁判断とは、ベトナム領土外で言い渡され、又はベトナム領土内で法務、商事又は労働関係から発生した紛争を解決するために双方が選任した外国仲裁人が言い渡した判断である。

第343条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断の承認及び執行の原則

1. ベトナムの裁判所は、次の場合に外国裁判所の民事判決又は決定を検討し、承認し、ベトナムで執行する。
 - a) ベトナムとともにこの事項に関し、国際条約に署名し、又は加盟した国の裁判所の民事判決又は決定
 - b) ベトナム法に従って承認し、執行する外国裁判所の判決又は決定
2. ベトナムの裁判所は、外国の仲裁判断がベトナムとともにこの事項に関し、国際条約に署名し、又は加盟した国で出された場合又はその国の仲裁人によって出された場合は、当該外国仲裁判断を検討し、承認し、ベトナムで執行する。
3. 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断は、ベトナムと当該外国がこの事項に関する国際条約に署名し、又は加盟していなくても、相互主義に基づいて、承認し、ベトナムで執行することができる。
4. 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断は、ベトナムの裁判所がそれを承認し、執行する許可をした後のみ、ベトナムで執行する。
5. ベトナムで執行が要求されておらずその不承認が申し立てられていない外国裁判所の民事判決又は決定は、ベトナムが署名し、又は加盟した国際条約に従ってベトナムで自動的に承認する。
6. ベトナムの裁判所は、ベトナムで執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定の不承認の申立てがある場合にのみ、当該外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を検討する。

第344条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行を申し立てる権利

1. 判決債権者又はその適法な代理人は、判決債権者が個人の場合はその者がベトナムで居住し若しくは就業しているときに、判決債権者が機関若しくは組織の場合はその本店がベトナムにあるときに、又は外国裁判所の判決、決定若しくは外国仲裁判断の執行に関連する判決債権者の財産が申立て時にベトナムに所在する場合において、外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行をベトナムの裁判所に申し立てることができる。
2. 当事者、関連する合法的権利及び利益を有する者又はその適法な代理人は、ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の判決又は決定の不承認をベトナムの裁判所に求める申立てを提出することができる。

第345条 控訴又は異議申立ての権利の保障

当事者は、外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し、又は承認しない裁判所の決定をこの法律の規定に従って再検討することを求めて、当該決定に対して、直近上級裁判所に控訴する権限を有し、検察院は当該決定に対して、直近上級裁判所に異議を申し立てる権限を有する。

第346条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し、又は承認しないベトナムの裁判所の決定の効力保障

1. ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断は、ベトナムの裁判所の法的効力を有する民事判決又は決定と同様に完全な法的効力を有し、民事判決執行手続に従って執行する。ベトナムの裁判所が承認しない外国裁判所の民事判決又は決定は、ベトナムで法的効力を

持たない。

2. ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した外国仲裁判断は、ベトナムの裁判所の法的効力を有する決定と同様に完全な法的効力を有し、民事判決執行手続に従って執行する。

第347条 申立書の検討結果の通知

ベトナムの裁判所は、決定を発付した日から15日以内に、外国裁判所の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行に関する申立書の検討結果を、司法省を通じて当該判決又は決定を言い渡した外国裁判所、当事者及び当該決定に関連する個人、機関、組織に通知し、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立書の検討結果を、当該申立書を提出した個人、機関又は組織及び当該決定に関連するその他の個人、機関又は組織に通知する。

第348条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために資金又は財産を送付する権利の保障

ベトナム社会主義共和国は、ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために、ベトナムから外国への資金及び財産の送付を保障する。当該資金及び財産の送付はベトナム法に従う。

第349条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行の費用

外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を申し立てた者は、ベトナム法が定める費用を支払わなければならない。

第27章 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続

第350条 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書は、ベトナムの司法省に提出しなければならない。次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 判決債権者又はその適法な代理人の氏名及び居住地又は就業地。判決債権者が機関又は組織のときは、その本店の名称及び所在地を完全に記載しなければならない。
 - b) 判決債権者の氏名及び居住地又は就業地。判決債権者が機関又は組織のときは、その本店の名称及び所在地を完全に記載しなければならない。判決債権者がベトナムに居住地又は就業地を持たない個人である場合、又は本店がベトナムにない機関又は組織である場合は、申立書には、外国裁判所の判決又は決定のベトナムにおける執行に関連する財産及び各種資産が存在する場所の所在地も明記しなければならない。
 - c) 判決債権者の申立て；外国裁判所の判決又は決定が部分的に執行済みである場合は、判決債権者は、執行部分並びに承認及びベトナムにおける継続執行を申し立てる残存部分を明記しなければならない。
2. 外国語の申立書は、正当に公証され、又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。

第351条 申立書に添付する文書、書類

1. 申立書には、ベトナムが署名し、又は加盟した国際条約に定める文書及び書類を添付する。当該国際条約に規定がない場合又は該当する国際条約がない場合は、申立書には、外国裁判所の判決又は決定を正当に認証した謄本及び当該判決又は決定が効力を有し、失効しておらず、ベトナムで執行すべきであることが既に判決又は決定に明記されている場合を除き、これらの事項を認証する書類及び判決又は決定の謄本が当該判決又は決定を執行しなければならない判決債権者に送られたことを認証する書類を添付しなければならない。判決債権者又はその適法な代理人が外国裁判所の審理を欠席した場合は、その者が正当に召喚されたことを認証する書類が必要である。

2. 外国語で作成された申立書に添付する文書、書類には、正当に公証され、又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。

第352条 事件記録の裁判所への送付

司法省は、申立書及び添付文書、書類を受け取ってから7日以内にこの法律第34条、35条に定める管轄権を有する裁判所に事件記録を送付しなければならない。

第353条 事件記録の受領及び追加説明の請求

1. 司法省から送付された事件記録を受け取った日から7営業日以内に、管轄権を有する裁判所は、それを受理し、同級の検察院にその旨を通知しなければならない。
2. 裁判所は、申立ての検討準備期間内に申立人又は判決若しくは決定を言い渡した外国裁判所に事件記録の不明確な事項の説明を求める権利を有する。
追加説明の書面による請求及び回答は、ベトナムの司法省を通して送付する。
3. ベトナムの裁判所から追加説明の書面による請求を受け取った日から7日以内に、司法省は当該請求を申立人又は外国裁判所に送付する。
4. 書面による説明を受け取ってから7日以内に、司法省は当該説明を請求したベトナムの裁判所に書面の説明を送付する。

第354条 申立書の検討準備

1. 裁判所は、申立書を受け取ってから4か月以内に各具体的事件に応じて次に掲げる事項の一を決定する。
 - a) 申立人が申立書を取り下げ、又は判決債務者が任意に判決若しくは決定を執行した場合、個人である判決債務者が死亡しその権利、義務が相続されなかった場合、又は機関若しくは組織である判決債務者が解散し、若しくは破産し、その権利、義務がベトナム法の規定に従って解決された場合に、申立書の検討を中止する。
 - b) 当該申立書が裁判所の管轄下になく、又は判決債務者の住所若しくは判決に関連する財産の所在地が確認できない場合に、申立ての検討を中止し事件記録を司法省に返却する。
 - c) 申立書を検討する期日を開く。
裁判所がこの法律第353条第2項に定める追加説明を求める場合は、申立書の検討準備期間は、更に2か月延長する。
2. 裁判所は、申立書を検討するため期日を開く決定の発付後1か月以内に期日を開かなければならない。
裁判所は、期日の開始前日の15日以内に、事件記録をその検討のため同級の検察院に送付する。この期間が満了したときに、同級の検察院は、裁判所が申立書を検討する期日を開くために事件記録を裁判所に返却しなければならない。

第355条 申立書を検討する期日

1. 申立書は、3人の裁判官で構成する合議体が行う期日で検討し、3人の裁判官のうち1人は、裁判所の長官の指名に従って裁判長を務める。
2. 同級の検察院の検察官は、期日に参加しなければならない。検察官が欠席した場合は、期日は延期しなければならない。
3. 期日は、判決債務者又はその適法な代理人の立会いの下に行わなければならない。彼らが正当な理由で1回欠席した場合は、期日は延期しなければならない。
判決債務者又はその適法な代理人がその不在中に申立てを検討することを裁判所に求める申立書を提出した場合、又は彼らが正当な2回目の召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、申立ての検討を進める。
4. 合議体は、決定をするために事件の再審理はせず、外国裁判所の判決又は決定及び申立書に添付された文書及び書類を取り調べ、それらをベトナム法及びベトナムが署名し、又は加盟した国際条約の関連規定と比較するのみとする。
5. 合議体は、申立書、添付文書及び書類を検討し、召喚した者及び検察官の意見を聴取した後に評議し、多数決で事件の決定を出す。

合議体は、外国裁判所の民事判決又は決定を承認して、ベトナムで執行し、又は承認しない決定を発する権利を有する。

第356条 承認せずベトナムで執行しない外国裁判所の民事判決又は決定

1. 裁判所が当該判決又は決定を言い渡した国の法令に従って、まだ法的効力を有さない民事判決又は決定
2. 判決債務者又はその適法な代理人が適法に召喚されなかったために、外国裁判所の公判期日を欠席した場合
3. 事件がベトナムの裁判所の専属管轄下にある場合
4. 同一事件に関し、ベトナム裁判所が言い渡した法的効力を有する民事判決若しくは決定又は外国裁判所が言い渡し、ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した法的効力を有する民事判決若しくは決定が存在する場合、又は外国裁判所が事件を受理する前にベトナム裁判所が受理し、その解決中である場合
5. 判決執行の期限が当該民事判決若しくは決定を言い渡した裁判所の国の法令又はベトナム法に従って経過した場合
6. 外国裁判所の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行が、ベトナム法の基本原則に反している場合

第357条 裁判所の決定の送付

この法律第354条、355条に従って決定を発付後、裁判所に直ちに当事者及び同級の検察院に当該決定を送付しなければならない。当事者が海外に居住している場合は、決定は司法省を通じて送付する。

第358条 控訴及び異議申立て

1. 裁判所がこの法律第354条、355条に従って決定を出した日から15日以内に、当事者又はその適法な代理人は、当該決定に対し控訴をする権限を有する。当事者又はその適法な代理人が申立てを検討する期日に出頭しなかった場合は、控訴期限は、彼らが当該決定を受け取った日から起算する。控訴には、その理由及び控訴請求を明記しなければならない。
不可抗力又は客観的な障壁により当事者又はその適法な代理人上記の期限内に控訴を提出できなかった場合は、不可抗力又は客観的な障壁が存在した期間を控訴期限に含まない。
2. 同級の検察院又は最高人民検察院は、この法律第354条、355条に定める裁判所の決定に対し異議を申し立てる権限を有する。
同級の検察院の異議申立て期限は、裁判所が当該決定を出した日から起算して15日であり、最高人民検察院の異議申立て期限は、裁判所が当該決定を出した日から起算して30日である。

第359条 控訴、異議申立ての検討

1. 最高人民裁判所は、事件記録の受領日から1か月以内に控訴され又は異議を申し立てられた省級人民裁判所の決定を再検討する。この法律第353条に定める釈明を求める場合は、この期間を延長することができるが2か月を超えてはならない。
2. 控訴され又は異議を申し立てられた決定を再検討するために設けた合議体は、3名の裁判官で構成し、そのうちの1人は、最高人民裁判所の控訴審裁判所の長官が裁判長に指名する。
控訴され又は異議を申し立てられた決定の再検討期日は、この法律第355条に定める申立てを検討する期日と同様に行う。
3. 合議体は、省級人民裁判所の決定の一部又は全部を支持し又は修正し、当事者とその控訴を取り下げ若しくは検察院がその異議申立てを取り下げた場合又はこの法律第354条第1項a号に定める根拠の一が存在する場合は、控訴又は異議申立ての検討を中止する権限を有す

る。

最高人民裁判所が言い渡した決定は、最終決定であり執行力を有する。

第28章 ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討手続

第360条 不承認の申立期限

1. ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定を受け取った日から30日以内に、当事者、関連する合法的権利、利益を有する者又はその適法な代理人は、当該判決又は決定を承認しないことをベトナムの裁判所に求める申立書を司法省に提出する権限を有する。
2. 申立人が不可抗力又は客観的な障碍のために本条第1項に定める期限内に申立書を提出できなかったことを証明できる場合は、不可抗力又は客観的な障碍が存在した期間は申立書を送付する期限に含まない。申立書を提出する期限の回復は、申立書を受理した裁判所の長官が検討し、決定する。

第361条 不承認の申立書

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書は、次の主要内容を含まなければならない。
 - a) 申立人の氏名及びその居住地又は就業地。申立人が機関又は組織であるときは、その名称及び本店の所在地を完全に記載する。
 - b) 申立人の請求
2. 申立書には、外国裁判所の民事判決又は決定の有効な謄本及び不承認の申立てに十分根拠があることを証明する必要な文書及び書類を添付しなければならない。
3. 外国語の申立書、添付文書及び書類には、適法に公証し又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。
4. 申立書及び添付書類の管轄裁判所への送付は、この法律第352条の規定に従う。

第362条 不承認の申立書の検討

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討準備及びその検討は、この法律第354条及び355条の規定に従う。
2. 申立書を検討する合議体は、次の決定の一を発付する権限を有する。
 - a) 外国裁判所の民事判決又は決定を承認しない。
 - b) 不承認の申立てを棄却する。
3. ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定は、この法律第356条に定める場合に承認しない。

第363条 裁判所の決定送付、控訴又は異議申立て

裁判所の決定の送付、控訴又は異議申立ての提出及び控訴又は異議申立ての検討は、この法律第357、358条及び359条の規定に従う。

第29章 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申

立書の検討手続

第364条 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書

1. 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書は、ベトナムの司法省に送付し、次の主要内容を含んでいなければならない。
 - a) 判決債権者の氏名及びその居住地若しくは就業地、又はベトナムにおける適法な代理人。判決債権者が機関又は組織であるときは、その名称及び本店の所在地を完全に記載しなければならない。
 - b) 判決債務者の氏名及びその居住地又は就業地。判決債務者が機関又は組織である場合は、その名称及び本店の所在地を記載しなければならない。個人である判決債務者がベトナムに居住地又は就業地を持たない場合又は機関若しくは組織である判決債務者がベトナムに本店を持たない場合は、申立書には、外国仲裁判断のベトナムにおける執行に関連する財産及び各種の資産が存在する所在地を明記しなければならない。
 - c) 判決債権者の請求。
2. 外国語の申立書は、適法に公証され又は認証されたベトナム語版を添付しなければならない。

第365条 申立書に添付する文書及び書類

1. 申立書には、ベトナムが署名し又は加盟した国際条約に定める文書及び書類を添付する。当該国際条約に規定がない場合又は該当する国際条約がない場合は、申立書には、外国仲裁判断の有効な謄本及び仲裁手続で発生する又は発生した紛争の解決に関する当事者間の仲裁合意の有効な謄本を添付しなければならない。但し、関連国の法令が、当該紛争がその手続で解決できると定めているときに限る。
契約に定める仲裁条項、又は紛争が発生した後に双方が締結した仲裁に関する各別の合意は、仲裁合意になり得る。
2. 申立書に添付する文書、書類が外国語である場合は、その適法に公証され又は認証されたベトナム語版も送付しなければならない。

第366条 事件記録の裁判所への送付

1. 申立書、添付文書及び書類を受け取った日から7日以内に、司法省は、この法律第34条及び35条に定める管轄権を有する裁判所に事件記録を送付する。
2. 司法省が既に事件記録を管轄権を有する裁判所に送付し、後日に管轄権を有する外国機関から外国仲裁判断の取消を検討しており又は既に取り消し若しくは停止したという旨の通知を受け取った場合は、司法省は裁判所にその旨を直ちに書面で通知する。

第367条 事件記録の受領

1. 司法省から事件記録を受け取った日から3営業日以内に、管轄権を有する裁判所は、記録を受理し、個人、機関又は組織である判決債務者及び同級の検察院にその旨を通知する。
2. 裁判所は、申立書を提出した個人、機関又は組織にその申立書の不

明瞭な事項を明らかにすることを求める権限を有する。

審理合議体は、外国仲裁判断を承認し執行する決定又は外国仲裁判断を承認しない決定を発することができる。

第368条 申立書の検討準備

- 申立書を受理した日から2か月以内に、管轄権を有する裁判所は、事件に応じて次の決定の一を発付する。
 - 外国の権限を有する機関が外国仲裁判断を再検討しているという旨の書面の通知を司法省から受け取った場合には申立書の検討を停止する。
 - 個人、機関若しくは組織である判決債権者がその申立書を取下げた場合、個人、機関若しくは組織である判決債務者が任意に判決を執行した場合、機関若しくは組織である判決債務者が解散し若しくは破産し、その権利、義務がベトナム法に従って解決された場合、又は個人である判決債務者が死亡しその権利、義務を相続する者がいない場合には、申立書の検討を中止する。
 - 外国の権限を有する機関が外国仲裁判断を取り消し、又はその執行を中止したという旨の書面の通知を司法省から受け取った場合には、申立書の検討を中止する。
 - 申立書の検討が裁判所の管轄下でない場合、機関若しくは組織である判決債務者がベトナムに本店を有さない場合、個人である判決債務者がベトナムに居住せず若しくは就業しない場合、又は仲裁判断のベトナムにおける執行に関連する資産が存在する場所を確認することが不可能な場合には、申立書の検討を中止し、司法省に事件記録を返却する。
 - 申立書を検討する審理期日を開く。

裁判所がこの法律第367条第2項の規定に従って説明を求める場合は、申立書の検討準備期間は、更に2か月延長する。

- 裁判所は、審理期日を開く決定を発した日から20日以内に申立書を検討する審理期日を開かなければならない。裁判所は、審理期日開始前の10日以内に事件記録の検討のため同級の検察院に事件記録を送付しなければならない。この期間が満了したときは、検察院は、裁判所が申立書を検討する審理期日を開くために裁判所に事件記録を返却しなければならない。

第369条 申立書検討の審理期日

- 申立書の検討は、3名の裁判官で構成する審理合議体が審理期日で行い、3名のうち1名は、裁判所の長官の指名に従い裁判長を務める。
- 同級の検察院の検察官は、審理期日に参加しなければならない。検察官が欠席した場合は、審理期日は、延期しなければならない。
- 審理期日は、判決債務者又はその適法な代理人の参加の下で行う。その者が正当な理由で1回欠席した場合は、審理期日は延期しなければならない。

判決債務者又はその適法な代理人がその不在中に申立書を検討することを裁判所に求めた場合又はその者が2回適法に召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、申立書の検討を進める。

- 審理合議体は、既に外国仲裁人が解決した紛争を再審理せず、外国仲裁判断及び添付文書又は書類を確認し、それをこの法律の規定、他のベトナム法の規定及びベトナムが署名し又は加盟した関連する国際条約の規定と照合するのみとする。
- 申立書及び添付文書又は書類を検討し、召喚した者及び検察官の意見を聴取した後に、審理合議体は、事件を評議し多数決で決定を下す。

第370条 不承認の場合

- 外国仲裁判断は、次の場合に承認せずベトナムで執行しない。
 - 仲裁合意の当事者が、各当事者に適用する法律によると当該合意に署名する能力を有さない場合
 - 当事者が適用のために選択した国の法令又は当事者が仲裁合意に適用する法律を選択していなかった場合は、仲裁判断が宣言された国の法令によると仲裁合意が法的効力を持たない場合。
 - 個人、機関又は組織である判決債務者が仲裁人の指名及び外国仲裁組織による紛争の解決手続について適時、適切に通知を受けず、又は正当な理由により手続上の権利を行使することができなかった場合。
 - 外国仲裁判断が、当事者が解決を求めている紛争について言い渡され、又は仲裁合意の当事者の請求を超えている場合。仲裁判断が外国仲裁組織による解決を求められている事項の部分と解決を求められていない事項の部分とに分けることができる場合は、解決を求められた部分の事項は、承認しベトナムにおける執行を許可することができる。
 - 外国仲裁の人事又は外国仲裁による紛争処理の手続が、仲裁合意に従わない場合、又は、仲裁合意が当該事項を定めていなければ、外国仲裁判断の言い渡された国の法令に従わない場合。
 - 外国仲裁判断が当事者に対し法的効力を有さない場合。
 - 外国仲裁判断を言い渡した国又は法令を適用する国の権限を有する機関が外国仲裁判断の執行を取り消し又は停止した場合。
- ベトナムの裁判所が次のように思料する場合は、外国仲裁判断のベトナムにおける執行を承認せず、許可しない。
 - 紛争がベトナム法によれば仲裁で解決できない。
 - 外国仲裁判断の承認とベトナムにおける執行がベトナム法の原則に反する。

第371条 裁判所の決定の送付

この法律第368条及び369条に定める決定を発した直後に、裁判所は、当事者及び同級の検察院に決定を送付する。当事者が国外にいる場合は、当該決定は、司法省を通じて送付する。

第372条 控訴及び異議申立て

- 裁判所がこの法律第368条及び369条に定める決定を発した日から15日以内に、当事者又はその適法な代理人は、当該決定に対して控訴することができる。当事者が申立てを検討する審理期日に出頭しなかった場合は、控訴期限は、当事者が当該決定を受け取った日から起算する。控訴には、控訴理由と請求を明記しなければならない。不可抗力又は客観的な障害により当事者又はその適法な代理人が上記の期限内に控訴できない場合は、不可抗力又は客観的な障害が存在する期間は、控訴の期限に含まない。
- 同級の検察院又は最高人民検察院は、この法律第368条及び369条に定める裁判所の決定に対し異議を申し立てることができる。同級の検察院が異議申立てをする期限は、裁判所が決定を発した日から起算して15日であり、最高人民検察院の異議申立て期限は30日である。

第373条 控訴又は異議申立ての検討

- 事件記録を受け取った日から起算して1か月以内に、最高人民裁判所は、控訴され又は異議を申し立てられた省級人民裁判所の決定を審理する。この法律第367条第2項の規定に従って説明が求められた場合は、この期限は延長することができるが2か月を超えてはならない。
- 控訴され又は異議を申し立てられた決定の審理合議体は、最高人民裁判所の控訴審裁判所の長官が指名した裁判長1名を含め、3名の裁判官で構成する。審理期日は、この法律第369条に定める申立検討期日と同様に行う。
- 審理合議体は、省級人民裁判所の決定を支持し若しくは一部若しく

は全部を修正する権限を有し、又は当事者がその控訴を取り下げ、検察院がその異議申立てを取り下げ、若しくはこの法律第368条第1項ab号及びc号に定める根拠があると考えられる場合には、控訴若しくは異議申立ての審理を停止し若しくは中止する権限を有する。

最高人民裁判所の決定は、最終決定であり執行力を有する。

第374条 承認及び執行決定の破棄

1. 民事判決執行機関の長官は、外国の権限のある機関がベトナムにおける執行が決定された外国仲裁判断の取消又は中止を検討している旨の書面の通知を司法省から受け取った場合は、外国仲裁判断の執行を停止する決定を発し、当該決定を外国仲裁判断のベトナムにおける執行を承認し許可する決定を発した裁判所に送付する。

民事判決執行機関の長官は、個人、機関又は組織である判決債権者の請求により外国仲裁判断の執行を継続するときは、必要な保証措置を採ることができる。

2. 外国仲裁判断を承認し、ベトナムにおけるその執行を許可する決定を発したベトナムの裁判所は、外国の権限のある機関が外国仲裁判断を取り消し又は中止した旨の書面による通知を司法省から受け取った直後に、当該決定を取り消す決定を発し、それを判決執行機関に送付する。

裁判所の決定を受け取った直後に、民事判決執行機関の長官は、外国仲裁判断の執行を中止する決定を発する。

第7部 裁判所の民事判決又は決定の執行

第30章 裁判所の判決又は決定の執行に関する通則

第375条 執行すべき裁判所の判決又は決定

1. 執行すべき裁判所の民事判決又は決定とは、既に効力を発しているものであり、次に掲げるものを含む。

- 控訴審手続に従って控訴され又は異議を申し立てられていない第一審裁判所の判決若しくは決定又はその一部
 - 控訴審裁判所の判決又は決定
 - 監督審の決定又は再審の決定
 - ベトナムの裁判所の法的効力を有する決定により承認されベトナムにおける執行を許可された外国裁判所の民事判決、決定又は外国仲裁判断
2. 第一審裁判所の次の判決又は決定は、それに対し控訴し又は異議を申し立てることが可能であっても直ちに執行される。
- 扶養、報酬、労働者の再雇用、賃金、退職金、社会保険又は市民が被った生命の損失、身体的若しくは精神的損害に対する賠償に関する判決又は決定
 - 緊急保全措置の適用に関する決定

第376条 判決又は決定の執行の根拠

判決又は決定は、次の根拠がある場合に執行する。

- この法律第375条に定める執行すべき判決又は決定
- 権限のある判決執行機関の判決執行決定

第377条 判決又は決定の執行を求める権利

1. 当事者が判決又は決定を任意に執行しない場合は、判決債権者及び判決債務者は、判決又は決定に基づいて権限のある判決執行機関に判決執行の決定の発付を申し立てる。

2. 判決又は決定の執行を申し立てる者は、執行を求める判決又は決定とともに、判決執行機関に判決執行の申立書を提出し又は申立ての内容及び判決執行に関連する情報を直接陳述しなければならない。

第378条 判決又は決定を執行するときの個人、機関、組織の責任

1. 個人、機関、組織は、裁判所の判決又は決定を執行するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で執行官の要求を完全に実施する責任を負う。

2. 全級の人民委員会の委員長は、民事判決執行に関する法令に従ってそれぞれの地域で判決又は決定を執行するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で関係機関間の調整を指揮する責任を負う。

軍区及び相当地域の司令官は、軍区及び相当地域で判決を執行するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で関係機関間の調整を組織する責任を負う。

3. 治安当局は、秩序を維持し、判決若しくは決定の執行を妨げ又はそれに抵抗する行為を直ちに停止する責任を負う。強制執行措置を採った場合は、治安当局及び関係機関は、判決執行機関の長官又は執行官の長の請求により、当該措置の実施に当たり調整をしなければならない。

第379条 判決又は決定の執行の検察

人民検察院は、判決又は決定の適時で完全な、かつ適法な執行を保障するため、当事者、判決執行機関、執行官及び判決又は決定の執行に関連する個人、機関及び組織による法遵守を自己の任務及び権限の範囲内で検察する。

第31章 判決及び決定の執行手続

第380条 判決又は決定の交付

判決又は決定をこの法律第375条の規定に従って執行しなければならない場合は、当該判決又は決定を言い渡した裁判所は、当該判決又は決定を「執行のために」という題を付記して判決債権者及び判決債務者に交付する。

裁判所は、判決債権者及び判決債務者にその請求権、執行期限及び民事判決執行に関する法令の規定に従って判決を執行する義務を説明する。

第381条 判決又は決定の送付期限

1. この法律第375条第2項a号の規定に従って執行する判決又は決定について、判決又は決定を言い渡した裁判所は、当該判決又は決定の発効日から10日以内に第一審を実施した裁判所と同級の判決執行機関に判決及び決定を送付しなければならない。

緊急保全処分の適用に関する決定について、当該決定を発した裁判所は、直ちに決定を同級の判決執行機関に送付しなければならない。

2. 本条第1項に定める判決又は決定以外の判決又は決定について、当該判決又は決定を言い渡した裁判所は、判決又は決定が効力を有した日から30日以内に第一審を行った裁判所と同級の判決執行機関に当

該判決又は決定を送付しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

3. 判決又は決定を送付するときに、裁判所は、証拠物、財産又はその他の関連する書類の差押え又は一時的押収がある場合は、それに関する記録を同封しなければならない。

第382条 判決及び決定の説明

1. 判決債権者、判決債務者、判決又は決定の執行に関連する権利、義務を有する者及び判決執行機関は、判決又は決定を発した裁判所に執行のため判決又は決定の不明確な点を説明するよう書面で求める権利を有する。

書面の請求を受け取った日から15日以内に、裁判所は、説明書を作成し、それを請求者、同級の検察院及び判決又は決定の執行に関連する権利、義務を有する者に送付しなければならない。

2. 決定を発した裁判官又は公判期日を主宰した裁判官は、判決又は決定を説明する責任を負う。その者が既に裁判所の裁判官でない場合は、当該裁判所の長官が判決又は決定を説明する。
3. 判決又は決定の説明は、公判期日の調書及び評議の調書に基づかなければならない。

第383条 判決又は決定の執行を求める申立時効

1. 判決又は決定が法的効力を有した日から3年以内に、判決債権者及び判決債務者は、権限を有する判決執行機関に判決又は決定の執行決定の発付を求める権限を有する。

義務履行期限が判決又は決定で特定されている場合は、3年の期限は、義務の履行期から起算する。定期的に執行する判決又は決定については、3年の期限は、義務の履行期から起算して各期日に適用する。

2. 判決執行を申し立てる者が客観的障害又は不可抗力により判決執行を規定の期限内に申し立てることができなかったと証明できる場合は、客観的障害又は不可抗力が存在した期間は、判決執行の申立時効に含まない。この法律第286条及び307条に定めに従って判決又は決定の執行を延期し又は停止する場合は、延期期間又は停止期間は、判決執行の申立時効に含まない。ただし、判決債権者が判決債務者による判決執行の延期又は停止に同意する場合を除く。

第8部 民事手続の妨害行為の処理；民事手続における不服申立て及び告発

第32章 民事手続の妨害行為の処理

第384条 被告及び関連する権利、義務を有する者に適用する措置の処理

被告又は独立した請求をしなかった関連する権利、義務を有する者が裁判所に2回召喚を受けたにもかかわらず正当な理由なく裁判所に出頭しなかった場合又は公判期日に欠席した場合は、場合に応じて裁判所から警告を受け又は罰金を科される。

第385条 手続を行う者の証拠収集及び証拠確認の妨害行為を行った者に適用する措置の処理

1. 次の行為の一を行う者は、その違反の重大性に応じて、裁判所から警告を受け、罰金を科され、若しくは行政制裁として身柄拘束を受け、又は刑事事件として立件される。

- a) 重要な証拠物を偽造し又は破壊し、裁判所による事件の解決を妨害する。
- b) 偽証又は書類の偽造
- c) 証言の拒絶、鑑定結果提出の拒否又は書類提出の拒絶
- d) 証人の証言を妨害し又は他の者に偽証することを強制するために、証人を欺き、脅迫し、買収し又は強制力を行使する。
- dd) 鑑定人の任務遂行を妨害し又は客観的真相に反する結論を提出することを強制するために、鑑定人を欺き、脅迫し、買収し又は強制力を行使する。
- e) 通訳人の任務遂行を妨害し又は虚偽、非客観的、過誤の通訳を強制するために、通訳人を欺き、脅迫し、買収し又は強制力を行使する。
- g) 手続を行う者の名誉、威厳又は名声を侵害し、脅迫し、強制力を行使し、又は手続を行う者がこの法律の規定に従い証拠を確認し収集する措置を採ることを妨害するその他の行為を行う。
- h) 法令が定めるその他の違法行為

2. 治安当局は、違反者に行政制裁としての身柄拘束を科す裁判所の決定を執行する任務を負う。

第386条 裁判所の召喚を受けて意図的に出頭しない証人に適用する措置の処理

1. 証人が正当に裁判所から召喚を受けたにもかかわらず、正当な理由なく裁判所に出頭せず又は公判期日に出席せず、その欠席が証拠の収集、確認、又は事件の裁判に対し障害となった場合は、裁判所は、証人を公判期日に引致し、又は警告を与え、又は罰金を科す決定を発する権限を有する。
2. 証人を引致する決定には、その発付時間及び場所、決定を発した者の氏名及び地位、証人の氏名、出生日、居住地、証人の出頭時間及び場所を明記しなければならない。
3. 治安当局は、証人を引致する決定を執行する任務を負う。当該決定の執行官は、引致される者に決定を読み上げ、それを説明し、引致に関する記録を作成する。

第387条 公判期日の内部規則に違反する者に適用する措置の処理

1. 公判期日の内部規則を破る行為を行った者に対し、その違反の重大性に応じて裁判長が警告を与え、罰金を科し、法廷から強制退去させ又は行政制裁として身柄を拘束する。
2. 治安当局は、公判期日を維持し、公判期日を妨害する者に対する法廷からの強制退去又は行政制裁としての身柄拘束に関する裁判長の決定を執行する任務を負う。
3. 公判期日の内部規則を著しく侵害しその刑事責任を検討しなければならない場合は、裁判所は、刑事法令に従って刑事事件を立件する権限を有する。

第388条 裁判所が刑事事件を立件する場合の検察院の責任

1. 裁判所がこの法律第385条第1項及び第387条第3項に従って刑事事件を立件する場合は、立件の決定を発した日から10日以内に、裁判所は、立件の決定並びに刑事行為を裏付ける書類及び証拠を管轄する検察院に送付する。
2. 検察院は、事件の立件を検討し、刑事訴訟法に定める期限内に被疑者に対する刑事手続の開始を検討しなければならない。検察院が当該立件及び訴追を却下する場合は、事件を立件する決定を発した裁判所に理由を明記し書面で通知しなければならない。

第389条 証拠提出に関する裁判所の決定に従わない個人、機関又は組織に適用する措置の処理

1. 自己が管理し又は保有する証拠の提出に関する裁判所の決定に従わない個人、機関又は組織に対し、裁判所は、決定により警告し、罰金を科し、又は証拠提出を強制することができる。
2. 本条第1項に定める個人又は機関若しくは組織の長については、法令に従って懲戒し又は刑事責任を追求することができる。

第390条 罰金を科す手続、権限、罰金水準

民事手続の妨害行為に対する罰則を科す手続及び権限並びに罰金額は、国会の常任委員会が定める。

第33章 民事手続における不服申立て及び告発

第391条 不服を申し立てることができる民事手続の決定及び行為

1. 個人、機関又は組織は、民事手続を行う機関若しくは者の手続き上の決定若しくは行為が違法であり、又は自己の権利及び利益を侵害すると考える根拠がある場合は、当該決定又は行為について不服を申し立てる権限を有する。
2. 第一審、控訴審、監督審若しくは再審の判決、決定又は民事手続を行う者が発したその他の手続上の決定について、それが控訴され、異議を申し立てられ、不服を申し立てられ又は訴えられた場合は、本章の規定ではなくこの法律の相当する章の規定に従って解決する。

第392条 不服申立者の権利、義務

1. 不服申立者は次の権利を有する。
 - a) 自分自身で又はその適法な代理人を通じて不服申立てを提出すること
 - b) 事件の解決のどの段階においても不服申立てを提出すること
 - c) 事件の解決のどの段階においても不服申立てを取り下げること。
 - d) 不服申立ての受理に関する書面の回答を受領すること；不服申立て解決の決定を受領すること
 - dd) 自己の正当な権利又は利益を回復すること；法律に従い損害賠償を受けること
2. 不服申立者は、次の義務を負う。
 - a) 不服申立てを解決する権限を有する者に不服申立てを提出すること
 - b) 真実の陳述を行い、不服申立てを解決する者に情報及び書類を提出すること；陳述の内容並びに当該情報及び書類の提出について法律上の責任を負うこと
 - c) 法的効力を有する不服申立ての解決決定に厳正に従うこと

第393条 不服を申し立てられた者の権利、義務

1. 不服を申し立てられた者は、次の権利を有する。
 - a) 不服を申し立てられた自己の手続き上の決定又は行為の合法性に関する証拠を提出すること
 - b) 自己の手続き上の決定又は行為についての不服申立ての解決に関する決定を受領すること
2. 不服を申し立てられた者は、次の義務を負う。
 - a) 不服を申し立てられた手続き上の決定又は行為について説明すること。；権限を有する機関、組織又は個人が請求した場合は、関連する情報又は書類を提供すること
 - b) 法的効力を有する不服申立ての解決に関する決定に厳正に従うこと
 - c) 法令の規定に従い自己の違法な手続き上の決定又は行為による損害を賠償し、又は決定若しくは行為の結果に対処すること

第394条 不服申立て時効

不服申立て時効は、不服申立人が違法であると思料する手続き上の決定又は行為を受領し又は知った日から15日である。

不服申立人が不可抗力又は客観的な障壁により本条に定める期限内に不服申立ての権利を行使できなかった場合は、不可抗力又は客観的な障壁が存在した期間は、不服申立て期限に含まない。

第395条 検察官、検察院の副長官又は長官に対する不服申立ての解

決の管轄及び期限

検察官又は検察院の副長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、不服申立ての受領日から15日以内に当該検察院の長官が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近上級検察院に不服を申し立てることができる。直近上級検察院は、不服申立てを受領した日から15日以内にそれを検討し解決しなければならない。直近上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

検察院の長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に直近上級検察院が解決する。直近上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

第396条 書記官、人民参審員、裁判官、裁判所の副長官又は長官に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

書記官、人民参審員、裁判官又は裁判所の副長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に裁判所の長官が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近上級裁判所に不服を申し立てることができる。直近上級裁判所は、不服申立てを受け取った日から15日以内にそれを検討し、解決しなければならない。直近上級裁判所は、最終解決をする権限を有する。

裁判所長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に直近上級裁判所が解決する。直近上級裁判所は、最終解決を行う権限を有する。

裁判所長官の不服申立て解決決定は、不服申立人及び同級の検察院に送付しなければならない。

第397条 鑑定人に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

鑑定人が行った民事手続き上の行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に鑑定人を直接管理する鑑定組織の長が解決する。その解決結果に同意しない場合は、不服申立人は、鑑定組織を管理する直近上級機関の長に不服を申し立てることができる。直近上級管理機関の長は、当該不服申立てを受け取った日から15日以内にそれを検討し解決しなければならない。その決定は、最終決定である。

第398条 告発する権利を有する者

市民は、権限を有する手続を行う者の違法な行為であって国益又は市民、機関若しくは組織の合法的権利及び利益に損害を与え又は損害を与える虞のあるものについて、権限を有する機関、組織又は個人に告発する権限を有する。

第399条 告発者の権利、義務

1. 告発者は、次の権利を有する。
 - a) 権限を有する機関、組織又は個人に告発書を提出し、又は直接口頭で告発すること
 - b) 自己の氏名、住所及び署名の守秘を求めること
 - c) 告発解決の結果の通知を求めること
 - d) 権限を有する機関、組織又は個人に脅迫、抑圧又は報復からの保護を求めること
2. 告発者は、次の義務を負う。
 - a) 告発内容を誠実に陳述すること
 - b) 氏名及び住所を明確に提示すること
 - c) 虚偽の告発に対し法律上の責任を負うこと

第400条 告発された者の権利、義務

1. 告発された者は、次の権利を有する。
 - a) 告発の内容の通知を受けること
 - b) 告発内容が虚偽であることを証明する証拠を提出すること
 - c) 侵害された自己の合法的権利及び利益を回復すること；名誉を回復し、虚偽の告発による損害の賠償を受けること
 - d) 権限を有する機関、組織又は個人に、虚偽の告発をした者の処分を求めること

2. 告発された者は、次の義務を負う。
- a) 告発を受けた行為を説明すること；権限を有する機関、組織又は個人が請求した場合には、関連情報及び書類を提供すること
- b) 権限を有する機関、組織又は個人の処理決定に厳正に従うこと
- c) 法令に従って違法な民事手続き上の行為の損害賠償を行い、又は当該行為の結果に対処すること

第401条 告発解決の管轄及び期限

1. 管轄権を有する機関の権利を行う権限を有する者の違法行為に関する告発は、当該機関の長官が解決する。
告発を受けた者が裁判所の長官若しくは副長官、又は検察院の長官若しくは副長官である場合は、直近上級裁判所の長官又は直近上級検察院の長官が事件を解決する責任を負う。
告発の解決期限は、告発を受理した日から60日を超えない；複雑な事件については、告発の解決期限は、延期してもよいが90日を超えない。
2. 犯罪の兆候がある違法行為の告発は、刑事訴訟法の規定に従って解決する。

第402条 不服申立て及び告発解決の手続

不服申立て及び告発の解決手続は、本章の規定並びに本章の規定に反しない不服申立て及び告発に関するその他の法令に従う。

第403条 不服申立て及び告発を解決する権限を有する者の責任

1. 権限を有する機関、組織又は個人は、その任務及び権限の範囲内で不服申立て又は告発を受領し、それを迅速にかつ適切に解決し、違反者を厳正に処分し、起こり得る損害又は損失を防ぐ必要措置を採り、解決決定の厳正な執行を保障する責任を負い、その決定に対し法律上の責任を負わなければならない。
2. 不服申立て又は告発を解決する権限を有しているがそれを解決しない者、無責任な解決を行う者又は違法に解決する者は、その違反の性質及び重大性に応じて、懲戒処分を受け又は刑事責任を追求される。損害が発生した場合は、法令に従って損害賠償をしなければならない。

第404条 民事手続の不服申立て及び告発の解決における法遵守の検察

人民検察院は、法令に従って民事手続の不服申立て及び告発の解決における法遵守を検察する。検察院は、同級又は下級の裁判所、義務を有する機関、組織及び個人に、不服申立て及び告発の解決に十分根拠があり、適法であることを保障することを求め又は提訴することができる。

第9部 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手続及び民事手続における司法供助

第34章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手続に関する通則

第405条 適用原則

1. 裁判所は、外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するためにこの法律第34章及び第35章の規定を適用する。これらの章に該当する規定がない場合は、裁判所は、この法律のその他の関連する規定を適用する権限を有する。
2. 外国要素を含む民事事件又は非訟事件とは、少なくとも当事者のうち1名が外国人若しくは在外のベトナム人である民事事件若しくは非訟事件、ベトナム市民、機関若しくは組織である当事者間の民事関係で当該関係の確立、変更若しくは停止根拠が外国法に従い、国外で発生したもの、又は当該関係に関連する財産が国外に所在する民事関係である。

第406条 外国の個人、機関、組織の権利、義務

1. 外国の市民、無国籍者、外国の機関、組織及び国際機関（以下まとめて「外国個人、機関及び組織」という。）は、その権利及び利益が侵

- 害され又は紛争が発生した場合には、その合法的権利及び利益の擁護を申し立てるためベトナムの裁判所に訴えを提起する権限を有する。
2. 外国個人、機関及び組織は、民事手続に参加するに当たり、ベトナム市民、機関及び組織と同様の手続上の権利、義務を有する。
3. ベトナム国は、外国の裁判所がベトナム市民、機関又は組織の民事手続き上の権利を制限する場合には、その国の外国人、機関又は組織の相当する手続き上の権利を制限する相互原則を適用することができる。

第407条 外国市民及び無国籍者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力

1. 外国市民又は無国籍者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力は、次のように確定する。
 - a) 市民が国籍を有する国の法律、市民がベトナム国籍及び外国の国籍を有するときはベトナム法、市民が複数の外国の国籍を有するときは市民が居住する国の法律に従う。但し、ベトナム法に別段の定めがある場合を除く。
 - b) 市民がベトナムに恒久的に居住し、就業し又は生活する場合は、ベトナム法に従う。
 - c) 無国籍者が恒久的に居住し、就業し又は生活する国の法律に従う。
 - d) 民事手続行為がベトナム領土で遂行される場合はベトナム法に従う。
2. 外国市民又は無国籍者は、外国法に基づいて民事手続行為能力を有しなくともベトナム法に基づいて民事手続行為能力を有する場合は、ベトナム領土で民事手続行為能力を有するものと認めることができる。

第408条 外国機関、組織及び国際組織の民事手続における民事手続権利能力

1. 外国機関及び組織の民事手続権利能力は、当該機関又は組織が設立された国の法律に基づいて定める。ただし、ベトナム法に別段の定めがある場合を除く。
2. 国際組織の民事手続権利能力は、当該組織の設立、運営上の規制の基盤となる国際条約又は権限を有するベトナム機関が署名した国際条約に基づいて確定する。

第409条 外国の個人、機関又は組織である当事者の合法的権利及び利益の擁護

ベトナムの裁判所の手続に参加する外国の個人、機関又は組織である当事者は、ベトナム法の規定に従ってその合法的権利及び利益の擁護を弁護士に求める権限を有する。

第35章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナム裁判所の管轄権

第410条 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナムの裁判所の管轄権に関する通則

1. 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナムの裁判所の管轄権は、この法律第3章の規定に従って確定する。但し、本章に別段の定めがある場合を除く。
2. ベトナムの裁判所は、次の場合に外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決する。
 - a) 被告がベトナムに本店がある外国の組織若しくは機関であり、又は被告がベトナムに経営代理店、支店又は代表事務局を有する場合
 - b) 被告がベトナムに恒久的に居住し、就業し若しくは生活し、又はベトナム領土に財産を有する外国国民又は無国籍者である場合
 - c) 扶養又は親子の認知を請求する民事事件又は非訟事件については、原告がベトナムに恒久的に居住し、就業し若しくは生活する外国国民又は無国籍者である場合
 - d) ベトナム法に定める根拠に基づいて創設し、変更し若しくは終了し、又はベトナム領土で発生したが、当事者の少なくとも1名が外国の個人、機関又は組織である民事関係に関連する民事事件又は非訟事件
 - dd) 外国法に定める根拠に基づいて創設し、変更し若しくは終了し、又は外国で発生したが、関係者全員がベトナム市民、機関又は組織で、

原告又は被告のいずれか一方がベトナムに居住する民事関係に関連する民事事件又は非訟事件

- e) 履行の一部又は全部がベトナム領土でなされる契約から紛争が発生した場合
- g) 原告又は被告がベトナム市民である離婚事件

第411条 ベトナムの裁判所の専属管轄権

1. 外国要素を含む次の民事事件は、ベトナムの裁判所が専属管轄権を有する。
 - a) ベトナム領土内の不動産財産権を含む民事事件
 - b) 運送業者がベトナムに本店又は支店を有する運送契約から生じる紛争
 - c) ベトナム市民及び外国市民又は無国籍者間の離婚事件で、両配偶者がベトナムに居住し、就業し又は生活する場合の離婚事件
2. 外国要素を含む次の民事非訟事件は、ベトナムの裁判所が専属管轄権を有する。
 - a) 法律事実がベトナム領土で発生した場合にその法律事実を確定すること
 - b) 外国国民又は無国籍者がベトナムに居住し、就業し又は生活し、その者の民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限の宣告が当該者のベトナムにおける権利、義務の確立に関連する場合に、当該者の民事行為能力の喪失又は制限を宣告すること
 - c) 外国国民又は無国籍者の失踪又は死亡宣告の根拠となる事件が発生した時に、当該者がベトナムに滞在し、その失踪又は死亡宣告が当該者のベトナムにおける権利、義務の確立に関連する場合に当該者の失踪又は死亡宣告をすること
 - d) ベトナム市民の失踪又は死亡宣告が外国人のベトナムにおける権利、義務の確立に関連する場合に、当該外国人がベトナムの裁判所にベトナム市民の失踪又は死亡宣告を申し立てること
 - dd) ベトナム領土に所在する財産の遺棄を承認し、又はベトナム領土に所在する遺棄不動産の現在の管理者の所有権を承認すること

第412条 裁判所の管轄権の不変更

この法律の管轄権に関する規定に従ってベトナムの裁判所が解決のために受理した民事事件又は非訟事件は、その解決の過程において当事者の国籍、居住地若しくは住所が変更し、又は新しい事実関係により当該民事事件若しくは非訟事件が別のベトナムの裁判所若しくは外国の裁判所の管轄に属する場合でも、当該裁判所が継続して解決しなければならない。

第413条 外国裁判所が民事事件若しくは非訟事件を解決した場合の訴状若しくは申立書の返却、又は当該事件の解決の中止

1. 外国裁判所が外国要素を含む民事事件又は非訟事件の解決に関する判決又は決定を既に発し、当該外国裁判所の属する国家及びベトナムが民事判決又は決定の承認及び執行に関して規定する国際条約に署名し又は加盟している場合は、ベトナムの裁判所は、当該事件の訴状若しくは申立書を返却し、又は当該事件の解決を中止する。
2. 外国裁判所が外国要素を含む民事事件又は非訟事件を既に受理し、当該事件又は非訟事件に関する外国裁判所の判決又は決定を承認しベトナムで執行する場合は、ベトナムの裁判所は、当該事件の訴状若しくは申立書を返却し、又は当該事件の解決を中止する。

第36章 民事手続における司法共助

第414条 民事手続における司法共助の原則

1. ベトナムの裁判所と外国裁判所間の民事手続における司法共助は、相互の国家の独立、主権及び領土の統合性に対する敬意、相互の内政不干渉、平等かつ相互利益の原則に基づき、ベトナム社会主義共和国が署名し又は加盟した国際条約及びベトナム法に従って実施する。
2. ベトナム社会主義共和国及び外国が民事手続における司法共助を規定する国際条約に署名せず、又は加盟していない場合は、民事手続における司法共助は、相互主義に基づいてベトナム裁判所が受け入れることができるが、ベトナム法、国際法及び国際慣習に反してはならない。

第415条 司法囑託

1. ベトナムの裁判所は、ベトナムが署名し若しくは加盟した国際条約の規定に基づき又は相互主義に基づき、多くの民事手続の活動の実施を外国裁判所に司法囑託し、又は司法囑託を受けることができる。
2. ベトナムの裁判所は、次の場合に外国裁判所の司法囑託を拒絶する。
 - a) 司法囑託の執行がベトナムの主権を侵害し又はベトナムの安全保障を損なう場合
 - b) 司法囑託の執行が、ベトナムの裁判所の管轄下でない場合

第416条 司法囑託を行なう手続

1. ベトナムの裁判所から外国裁判所への司法囑託又は外国裁判所からベトナムの裁判所への司法囑託は、書面で行わなければならないが、その書面は、ベトナムが署名し若しくは加盟した国際条約の規定又はベトナム法の規定に基づいて権限を有するベトナムの機関に送付する。
2. 司法囑託の書類を受け取った後に、権限を有するベトナムの機関は、直ちに当該書類をベトナムの裁判所又はベトナムの裁判所の囑託書類を受領する権限を有する外国の機関に送付しなければならない。

第417条 司法囑託書類

1. 司法囑託書類は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 書類の作成日
 - b) 囑託裁判所の名称及び所在地
 - c) 囑託された裁判所の名称及び所在地
 - d) 司法囑託に関する個人、機関又は組織の名称及び所在地
 - dd) 囑託内容
 - e) 囑託裁判所の請求
2. 司法囑託書類には、囑託の実施に必要な文書、書類があればそれを添付しなければならない。

第418条 外国の権限を有する機関が作成し、発行し又は確認した文書又は書類の承認

1. 外国法に従って又はベトナム領土外で外国の権限を有する機関が作成し、発行し又は認証した文書及び書類を領事が適法化した場合には、ベトナムの裁判所は、当該文書及び書類を承認する。但し、ベトナムが署名し又は加盟した国際条約に別段の定めがある場合を除く。
2. 外国語で作成された文書及び書類は、ベトナムの裁判所に送付するときに適法に公証され又は認証されたベトナム語版を添付しなければならない。

この法律は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決した。

国会議長

グエン・ヴァン・アン

国会決議の発布に関する2004年6月24日No. 17/2004/L-CTN 命令

ベトナム社会主義共和国大統領は、

第10期国会第10会期2001年12月25日No. 51/2001/QH10 決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法第103条及び106条に従い、

国会組織法第91条に従い、

法律文書発布に関する法律第50条に従い、
ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決した民事訴訟法の施行に関する決議を発布する。

ベトナム社会主義共和国大統領

チャン・ドゥック・ルオン

民事訴訟法の施行に関する2004年6月15日 No. 32/2004/QH11 決議

ベトナム社会主義共和国国会は、
第10期国会第10会期2001年12月25日 No. 51/2001/QH10 決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に従い、

次に掲げる事項を決議する。

1. 民事訴訟法は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決し、2005年1月1日から施行する。
1989年11月29日民事事件解決手続に関する法令、1993年4月17日外国裁判所の民事判決及び決定の承認並びにベトナムにおける執行に関する法令、1994年3月16日経済事件の解決手続に関する法令、1995年9月14日外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行に関する法令及び1996年4月11日労働紛争の解決手続に関する法令の労働事件の解決手続の規定は、この法律が施行される日から効力を失う。但し、この決議第3号及び4号に定める場合を除く。
2. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、それぞれの職務及び任務の範囲内で、民事手続に関する現行法の規定を取り消し、改正し若しくは補足し、新しい公文書を発布し、又は国会若しくは国会の常任委員会に現行法の規定の取消、改正若しくは補正を提案し、又は民事訴訟法の規定に適合する新しい文書を発布し、2005年1月1日この法律の施行を保障するために、民事手続の現行法の規定を自ら調査し、又はその調査を組織するに当たり関係機関と調整する。
3. 民事訴訟法が施行される日から、その執行の完全な権能を与えられている県、区、市若しくは特別市の人民裁判所は、この法律第33条に定める民事事件を解決する権限を委託される。権能をまだ与えられていない県、区、市若しくは特別市の人民裁判所は、民事事件の解決手続に関する法令第11条第1項、経済事件の解決手続に関する法令第13条第1項及び労働紛争の解決手続に関する法令第12条第1項に定める第一審の管轄権を引き続き行使するが、遅くとも2009年7月1日までに、県、区、市若しくは特別市の全人民裁判所は、民事訴訟法第33条に定める民事事件を解決する権限を一律に行使する。
最高人民裁判所は、民事訴訟法第33条に定める民事事件を解決する管轄権を行使する権限を有する県、区、市若しくは特別市の人民裁判所を決定することを国会常任委員会に提案するに当たり、最高人民検察院及び政府と調整する。
政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、県、区、市若しくは特別市の全人民裁判所が民事訴訟法第33条に定める民事事件を解決する管轄権を一律に行使することを保障するため、まだ執行の職能を与えられていない県、区、市若しくは特別市の裁判所及び検察院の物的基盤及び職員の分担を、それぞれの職務及び任務の範囲内で早急に統合しなければならない。
4. 民事訴訟法が発布された日から施行される日まで
 - a) 民事訴訟法の発布以前に確定した民事、婚姻家族、経済又は労働事件の判決及び決定に対し、監督審又は再審手続に従って異議を申し立てる期限は、民事事件の解決手続に関する法令第73条及び第79条、経済事件の解決手続に関する法令第77条及び第83条並びに労働紛争の解決手続に関する法令第75条の相当する規定に従う。
 - b) 民事訴訟法の発布以降に確定した民事、婚姻家族、経済又は労働事件の判決及び決定に対し、監督審又は再審手続に従って異議を申し立てる期限は、民事訴訟法第288条及び第308条の規定に従う。
5. 民事訴訟法が施行される日以前に発生し、従前の法律文書に提訴期限及び請求期限が規定されていない民事、婚姻家族、経済又は労働紛争及びその請求は、全て民事訴訟法第159条に定める期限に従う。
6. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、社会主義法制の強化に貢献し、かつ国益、個人、機関及び組織の正当な権利並びに利益を擁護するに当たり民事訴訟法の効果の促進に貢献するため、公務員、国家公務員及び人民の間に民事訴訟法を広め、広範囲にわたって普及

させるに当たり、それぞれの職務及び任務の範囲内でベトナム祖国戦線中央委員会及びその構成機関と調整しなければならない。
7. 国会常任委員会、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、この決議を実施し、施行を指導しなければならない。

この決議は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決した。

国会議長
グエン・ヴァン・アン

ベトナムのグラスルーツ和解に関する関連法規

JICA ベトナム長期派遣専門家

多々良 周 作

1 はじめに

以下に、ベトナムにおけるグラスルーツ和解¹に関する国会常務委員会令及び政府議定の日本語訳を掲載した。これらの法規に規定されている制度は、ベトナムにおける紛争解決制度のうち、いわゆる部落の紛争解決組織として、法律学あるいは文化人類学の立場から紹介されてきたことのある制度である。本制度の実態については、当職の越語文献の解読能力に限界があることやベトナム国内で適切な日本語文献を入手することが困難であることなどの種々の制約から、十分に把握することができていないものであるが、これまで公開された日本語訳がなかったことから、その提供自体に意義があるものと考え、拙訳²を提供する次第である。

2 制度の概要

(1) 制定経緯

ベトナムでは、1998年、地域住民による地方開発の管理運営について定めた民主制度規定が制定された。この背景には、社会主義化の一環として進められた農業の集団経営システムである合作社（合作社は伝統的な農村を複数取り込む形で作られたため、伝統的に存在した村落の自治の基盤を失わせるものであった。）がその腐敗・機能不全に対する反省から解体されるに至ったという経緯を前提として、伝統的村落の組織原理の機能復権を図る政策があったようである。グラスルーツ和解に関連する法規については、地域住民・伝統的村落による自主的な紛争解決を実現するものであって、上記民主制度規定に沿うものとして、これに関連して制定された法規規範文書群に含まれる。この制度は、ベトナム社会主義共和国憲法 127 条にも根拠を持つ制度でもある。

(2) 制度の特徴

グラスルーツ和解の制度の特徴としては、ベトナムの最小行政単位である「社」の中に伝統的に存在する *thon*, *xom*, *ban*, *ap*, *to dan pho* その他の集落ごとに和解組という和解を実施する合議体が組織されるということ（令 7 条 1 項、議定 7 条）、和解組の構成員は、部落の世帯主などによる選挙によって任命されること（令 7 条 2 項、議定 8 条）、和解を行う対象事件を小さな法律違反や紛争³に限定していること（令 3 条、議定 4 条）、和解にあたっては法律のみならず社会道徳、地域の風俗習慣⁴が重んじられること（令 4 条、議定 3 条）、和解は紛争当事者の求めがなくても和解組の構成員の職権により開始される場合があること（令 10 条、議定 12 条）、和解が成立したとしても合意内容に強制力がないため（令 14 条、議

¹ 原語では *hòa giải cơ sở* と表されており、漢字をそのまま当てはめれば「基礎和解」となる。英訳として *grassroot reconciliation* という語が充てられている。拙訳では、グラスルーツ和解と訳したが、各種文献では、末端レベルの和解、基層レベルの和解、草の根和解などといった日本語訳が充てられている。

² 国会常務委員会令、政府議定ともに、当職において越語からの逐語訳を行った。なお、国会常務委員会令については英訳が存在する。

³ 離婚の訴えを提起する前提として前置すべき和解手続として位置付けられているようである（令 3 条 1 項 b 号、議定 4 条 1 項 c 号、ベトナム婚姻家庭法 40 条参照）。また、労働紛争に関しては和解組による和解の適用が除外されるが（議定 4 条 2 項 c 号）、それに代わるものとして労働法上、労働調停員等の制度しており、上記調停員の調停等が前置されることが労働事件の提訴の要件となっている（改正労働法 201 条等、改正ベトナム民事訴訟法 31 条 1 条参照）。

⁴ 各地の慣習は「郷約」として様々な角度からの研究がされている点のみを指摘しておく。

定 16 条)、合意に従った履行がなされない場合には別途裁判上の手続が必要になること⁵、などが挙げられる。国会常務委員令の冒頭において、その目的として、紛争解決の効率性の向上、住民共同体における法律違反の防止や社会秩序の維持に加えて、裁判所に提起される事件を減少させることをも目的として明確に掲げている点も制度の特徴として指摘できよう。

(3) 評価と現状

この制度については、特に農村部においては自主的な紛争解決手段として比較的有効に機能しており、司法アクセスの実現にも貢献しているとの評価がある一方で、住民間の共同体意識が希薄している都市部においてはその意義は相対的に低下しているとの指摘もされているところである。現在、所管官庁である司法省がグラスルーツ和解に関する法律⁶を制定するために具体的な活動を開始していることは注目に値する。

以上

⁵ これに関連して、2011年に成立した民事訴訟法の改正法の議論の過程では、グラスルーツ和解において成立した合意内容を裁判所が承認決定することにより裁判上の和解と同様に債務名義性を与えるという案が検討された。しかし、裁判上の和解の要件として、合意成立後7日間の再考期間を経なければ裁判所は承認決定をすることができないとするベトナム民事訴訟法187条の存在が障害となり、導入が見送られた。その理由は、①裁判上の和解とする以上、合意の成立時点を捉えてその有効性を判断するのではなく、再考期間後もその合意を維持するかどうかを裁判所の承認決定の判断要素になるという制度を前提としなければならない、②グラスルーツ和解において成立した合意について承認を求める場合というのは、その合意に反して履行しない場合であって、そのこと自体が合意内容を維持しないことの証拠であって、承認決定をすることはそもそも不可能である、ということのようである。

⁶ 国会常務委員会令から法律へ格上げされた例として、民事訴訟法、行政訴訟法などがある。

国会常務委員会

No: 09/1998 /PL-UBTVQH

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ 1998年12月25日

国会常務委員会 1998年12月25日 No. 09/1998 /PL-UBTVQH

グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令

住民共同社会における団結、相互扶助、情愛の伝統を十分に活かし、グラスルーツレベルでの人民間の小さな法律違反行為及び紛争の解決の効率性を向上させ、法律違反を防止・減少させ、社会の秩序と安全を保障し、裁判所に提起される事件を減少させることに資するために、
1992年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
1998年の法律及び法令の起草計画に関する第10回会期、第2回会議における国会決議に基づき、
この法令はグラスルーツ和解の組織及び活動について規定する。

第1章
一般規定

第1条 和解

グラスルーツ和解とは、指導、補助、説得をすることを通じて、紛争当事者が、小さな法律違反や紛争について互いに自主的な解決に達することであり、人民内部の団結を維持し、家庭、住民共同社会における感性や美しい伝統的道徳を確かなものにして十分に活かし、住民共同社会における法律違反を予防・減少させ、社会の秩序と安全を保障することに資するものである。

第2条 和解の形式

グラスルーツ和解は、法律、社会道徳、人民の美しい風俗・習慣に従い、和解組、又は、thon・xom・ban・ap・to dan pho⁷その他の住民集落における人民のその他の適当な組織の活動を通じて行われる。
国家は、住民共同社会における和解活動、和解形式に関する条件を創出し、これを奨励する。

第3条 和解の範囲

1. 住民共同社会における小さな法律違反及び紛争に対して行われる和解は以下のものを含む。
 - a. 個人間の矛盾、見解の相違
 - b. 民事、婚姻及び家庭関係から生じる権利利益に関する紛争
 - c. 法律違反ではあるが、法律の規定により刑事手段・行政手段により処理される程度に至っていない事案
2. 以下の行為及び事件は和解の対象にならない。
 - a. 刑事犯罪。被害者が刑事処理を要求していないもの、法律の規定により行政処理に関して国家機関の管轄に属しないものを除く。
 - b. 行政処置上の違反行為
 - c. 法律違反及び紛争であるが法律の規定により和解をすることができないもの
3. 刑事・行政上の処理を回避するために和解を利用する一切の行為は厳格に禁止する。

第4条 和解の原則

和解は以下の原則に従い行う。

1. 共産党の方針及び政策、国家の法、人民の社会道徳及び良好な風俗習慣に沿う。
2. 当事者の自主性を尊重し、和解の受入れを義務付けず、強要しない。
3. 客観性、透明性があり、合理的で人情に沿う。紛争当事者の私生活に関する情報の秘密を守る。その他の者の適法な権利利益を尊重する。国家の利益、公共の利益を侵害しない。
4. 法律違反を阻止し、その他の発生する恐れのある悪影響を制限し、和解の目的を達成するために、適時に、主導的に、我慢強く行う。

第5条 和解活動におけるベトナム祖国戦線、その構成員としての各組織、その他の社会組織、経済組織、国家機関、人民武装部隊及び国民の役割

ベトナム祖国戦線、その構成員としての各組織、その他の社会組織、経済組織、国家機関、人民武装部隊、国民は、関連する国家機関と密接に協調し、和解組又は住民共同社会におけるその他の和解組織に人民を手配し、グラスルーツ和解の活動のための条件創出を補佐し、法律の規定に従って和解に参加する責任がある。

第6条 和解活動に関する国家管理

1. 和解活動に関する国家管理の内容は以下のものを含む。
 - a. 和解の組織及び活動に関する法律文書を発布する。
 - b. 和解の組織及び活動について指導を行う。
 - c. 和解活動を行う者に対して、共産党の方針・政策、国家の法に関する研修を実施し、和解業務の質を向上させる。
 - d. 和解活動の部分的な総括、総合的な総括を行う。
2. 政府は、国家全体の和解活動について国家管理を統一的に行う。司法省は、グラスルーツ和解に対する国家管理の実施に関し政府に対して責任を負う。また、各級の人民委員会に対して、指導及び指示を行い、地方における和解活動について国家管理を実施する。

第2章
和解組と和解組の構成員

第7条 和解組

1. グラスルーツ和解組とは、法律の規定に従い人民間の小さな法律

⁷ thon・xom・ban・ap・to dan pho といった概念はともに村・村落などのニュアンスを持つ言葉であり、基本的には同列の概念のようである。正式な行政単位ではなく、最下層の行政区画である xa などの社級の単位の下位に事実上存在する伝統的な地理的な単位のようなものである。

違反及び紛争に関して和解を実施し又は和解の実施を組織するため、thon・xom・ban・ap・to dan pho その他の住民 cum において設立される人民の自己管理組織である。

2. 和解組は、xã, phường, thị trấn の祖国戦線委員会が、同級の人民委員会の同意を得て、祖国戦線の構成員たる各組織と調整の上、人民の選挙のために選択し、推薦される組長及び組員を含む。
3. 政府は、和解組の組長及び組員の選任、免任の手續について詳細を規定する。

第8条 和解組の組長

1. 和解組の組長は、和解組の責任者であると同時に、組員の立場として和解活動に参加する。
2. 和解組の組長は、以下の各任務を負う。
 - a. 仕事を割り当て、和解組の各組員の活動を調和、調整する。必要と認めるときは別の和解組の活動を調整する。
 - b. 和解組の活動について経験の抽出を実施する。
 - c. 和解活動について xã, phường, thị trấn の人民委員会、祖国戦線委員会に報告する。

第9条 和解組の組員の基準

和解組の組員は、以下の基準を有するものとする。

1. 良い品質、道徳を備え、共産党の主張、政策及び国家の法を厳格に執行し、人民の中で威信を有している。
2. 政策、法を実現するよう人民を説得し、動かす能力を有している。
3. 和解の組織に進んで参加し、和解活動において責任感と熱意を有している。

第3章 和解活動

第10条 和解の実施

和解は、以下の場合に実施される。

1. 和解組の組員が、自らの発意により和解を主導し、又は、和解を実施する。
2. 和解組の組長の発意による。
3. その他の機関、組織、個人の提議による。
4. 紛争当事者の一方又は双方からの要求による。

第11条 和解の実施者

和解は、和解組の1名又は複数の組員によって実施することができる。必要な場合は、和解組の組員は、和解組以外の者を招待して和解に参加させることができる。

第12条 紛争に関する和解であつて当事者が異なる住民集落に住んでいる場合

紛争当事者がそれぞれ異なる和解組を有する住民集落にいる場合は、それらの和解組は和解を行うために調整するものとする。

第13条 和解の手順

和解は、以下の手順で行われる。

1. 口頭による。
2. 当事者双方から要求がある場合又は同意している場合、和解は、和解組の組員によって調書が作成される。
3. 具体的な場合に応じて、和解組の組員は、当事者一方だけ又は当事者双方と面談して、和解を進行することができる。
4. 事件、行き違いが生じた原因を検討し、関連する個人、機関、組織の意見を参考にし、当事者の意見を聞いた後、和解組の組員は、これを分析して、法、社会道徳、人民の良好な風俗習慣に沿った合意に達するように、かつこの合意を任意に実現するように当事者を説得する。

第14条 和解の終了

当事者が合意に達し、その合意を任意に履行することを約束したときに⁸ 和解は終了する。

和解組の組員は各当事者に対し、同意内容を実現するよう手配し、説得する。

第4章 報奨と違反処理

第15条 報奨

1. 和解組と和解組の組員は、和解活動において成果を上げた場合、報奨を受ける。
2. 組織を設立・強化し、グラスルーツと和解組の活動の効果を向上させ、積極的に和解に参加することに成果を上げた組織、個人は、報奨を受ける。

第16条 違反処理

この法令及びグラスルーツと和解に関する法律のその他の規定に違反する行為をした者は、違反の程度に従い、懲戒処理、行政処罰を受け、または刑事責任を追及される。もし、損害を発生させた場合は、法律の規定に従って賠償しなければならない。

第5章 施行規定

第17条 適用範囲

1. この法令は、グラスルーツの和解組の組織及び活動に対して適用される。
この法令が効力を有する以前に設立されたグラスルーツの和解組に対しては、この法令の規定を、和解活動におけるそれら組織の強化、役割の発揮のための根拠とすることができる。
2. この法令の各規定は、グラスルーツの住民共同社会における人民のその他の適当な組織の和解活動について適用される。

第18条 施行の効力

この法令は、交付の日から直ちに効力を有する。
この法令に反する以前の規定はすべて廃止する。

第19条 法令の施行の指導

政府は、ベトナム祖国戦線中央委員会と調整して、この法令の施行を指導する。

国会常務委員会に代わり
議長
ノン・ドック・マイン

⁸ 原文では、「các bên đã đạt được thoả thuận và tự nguyện thực hiện thoả thuận đó」となっている。合意に達したことについては完了形となっているが、合意の任意の履行について完了形を意味する đã~được がないため、「任意の履行を約束する」と訳した。

政府

No. 160/1999/NĐ-CP

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 1999年10月18日

グラスルーツ和解の組織と活動に関する法令の一部を施行するために 規定する政府議定

政府は

1992年9月30日政府組織法に基づき、

1998年12月25日グラスルーツ和解の組織と活動に関する法令に基づき

ベトナム祖国戦線中央委員会の同意を得て司法省大臣の提議に従い、

議定する

第1章 一般規定

第1条 適用範囲

- この議定は、グラスルーツ和解の組織及び活動に関する 1998年12月25日国会常務委員会の法令 09/1998/ PL-UBTVQH におけるグラスルーツ和解の組織及び活動に関する一部の条項の詳細を規定する。
- この議定の各規定は、人民裁判所の訴訟手続及び経済仲裁の手続中の和解活動に対しては適用されない。

第2条 グラスルーツ和解

- グラスルーツ和解とは、指導、補助、説得をすることを通じて、紛争当事者が、小さな法律違反や紛争について互いに自主的な解決に達することであり、人民内部の団結を維持し、家庭、住民共同社会における感性や美しい伝統的道徳を確かなものにして十分に活かし、住民共同社会における法律違反を予防・減少させ、社会の秩序と安全を保障することに資するものである。
- グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令第1条における「各当事者」には、ある家庭の構成員全員、家庭、個人を含む。
- グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令及びこの議定の規定にいう「グラスルーツ」という用語は、thôn・xóm・ban・ấp・to dan pho その他の例えば、固定市場、旅行・観光地などの住民集落をいう。

第3条 和解の形式

グラスルーツ和解は、法律、社会道徳、人民の美しい風俗・習慣に従い、和解組、又は、thôn・xóm・ban・ấp・to dan pho その他の住民集落における人民のその他の適当な組織の活動を通じて行われる。

第4条 和解の範囲

- 住民共同社会における小さな法律違反及び紛争に対して行われる和解は以下のものを含む。
 - 人生観、行き方、性格の不一致に関する相違から生じる家庭の構成員間の矛盾、意見の相違、近隣関係にある個人同士の矛盾、意見の相違、例えば、道路の使用、土地の使用範囲、生活水や補助工作物の使用、睡眠時間、公

衆衛生の悪化など。

- 民事関係から発生する権利利益に関する紛争、例えば、財産関係、民事契約関係、民事義務、相続、土地使用権について発生する紛争。
 - 婚約関係から発生する権利利益に関する紛争、例えば、夫婦の権利義務の実現、父母・子の権利義務の実現、養子縁組、離婚、扶養要求。
 - 法律の違反によって発生する紛争であって法律の規定によれば、その違反がまだ刑事手段又は行政手段により処理される程度に至っていないもの、例えば、物の小窃盗、喧嘩をして公共の秩序を乱した場合、殴って軽傷を負わせた場合、交通事故で軽傷を負わせた場合など。
- 以下の事件は和解しない。
 - 刑事犯罪
個別的に、刑事法の違反行為であるが、刑事訴訟法の規定に従い被害者が刑事事件の立件を要求していない又は立件要求を取り下げたために検察院又は裁判所が訴訟の進行を継続しない場合、及び、法律の規定によると国家機関が行政違反処理の管轄を持たない場合、例えば、故意に負傷させた場合又は他人の健康に損害を与えた場合には、和解しても良い。
 - 行政違反処理される法律違反行為は以下のものを含む。
故意又は不注意により国家管理規則に違反する行為で、刑事責任を追及する程度に至っておらず、法律の規定によれば行政違反処理されるべきもの。
社会の安寧、秩序、安全に関する法律違反行為であるが、刑事責任を追及する程度に至っておらず、法律の規定によれば行政違反処理手段、例えば、xã, phường, thị trấn における教育、教養学校への入所、教育施設への入所、医療施設への入所、行政監視、などが適用されるべきもの。
 - グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令の第3条2項c号に規定する、法律違反及び紛争であるが法律の規定に従って和解することができないものには、以下のものを含む。
法律違反の結婚
国家財産に対する損失発生
法律に違反する取引から発生した紛争

労働に関する紛争

第5条 グラスルーツ和解活動に関する司法省及び各級の人民委員会の責任

1. 司法省は以下の責任がある。
 - a. 和解の組織及び活動に関する法規範文書を起草し、発布権限のある政府に提出する、又は権限に従い自ら発布する。
 - b. 全国における和解の組織及び活動に関する指導を行う。
 - c. 自らあるいは司法局を指導して、和解活動を行う者に対して、共産党の方針・政策、国家の法に関する研修を実施し、和解業務の質を向上させる。
 - d. 全国における和解組の和解活動の一部総括、全体総括を行う。
2. 各級の人民委員会は、司法省の指導、指示に従いグラスルーツ和解活動に関する国家管理を実行する。具体的な状況及び地方の予算規模に基づき、各級の人民委員会は、地方における和解活動の効果を向上させる目的で、組織の健全化、業務の研修、一部及び全体の総括、競争の実施、報奨のための経費について条件を創設し、共助する。

第6条 グラスルーツ和解活動に関する地方の司法機関の責任

地方の各司法機関は和解活動について、具体的には以下のように同級の人民委員会を補佐する。

1. 司法局の責任
 - a. 和解活動に関する法規範文書を起草し、発布権限のある人民委員会に提出する。
 - b. 司法省及び省級の人民委員会の指導に従い、その地方の範囲における和解の組織及び活動に関する上級の規定の実施を指導する。
 - c. 自らあるいは司法室を指導して、和解活動を行う者に対して、共産党の方針・政策、国家の法に関する研修を実施し、和解業務の質を向上させる。
 - d. その地方における和解組の和解活動について一部総括、全体総括を行い、省級人民委員会及び司法省に報告し、競争を実施し、地方の和解活動について報奨を行う。
2. 司法室の責任
 - a. 上級の司法機関及び県級の人民委員会の指導に従い、司法委員会に対して、地方における和解活動についての規定の実現を展開するように指導する。県級の人民委員会に対して、組織の健全化、地方における組織の健全化及び和解活動の効果の向上のための方策を提出する。
 - b. 上級の司法機関の指導に従い、地方における和解業務の研修を実施する。
 - c. その地方の和解組の和解活動の一部又は全体の総括を行い、県級の人民委員会及び上級の司法機関に対して和解活動についての報告を行う。競争を実施し、地方における和解組の和解活動に対する報奨を行う。
3. 司法委員会の責任
 - a. 上級の司法機関の指導に従い、地方における和解組のために、和解業務の研修、業務資料の提供を行う。
 - b. その地方の和解組の和解活動の一部又は全体の総括を行い、xã, phường, thị trấn の人民委員会及び上級の司法機関に対して和解活動についての報告を行う。競争を実施し、地方における和解活動に対する報奨を行う。

第2章 和解組と和解組の組員

第7条 和解組

1. グラスルーツ和解組とは、法律の規定に従い人民間の小さな法律違反及び紛争に関して和解を実施し又は和解の実施を組織するために、thon・xom・ban・ap・to dan pho その他の住民 cum において設立される人民の自己管理組織である。

2. 和解組は組長及び組員を含む。和解組は3名以上の組員を含む。住民集落の具体的な特徴・状況、thon・xom・ban・ap・to dan pho の会合の結果、世帯主の会合又は世帯主の意見投票の結果に基づき、xã, phường, thị trấn の人民委員会主席が、その地方の和解組の総数を決定する。

第8条 和解組の組員、組長の選任手続

1. xã, phường, thị trấn の祖国戦線委員会は、祖国戦線の構成員組織と調整して、人民が選挙で選ぶために、人を選別・推薦する。満18歳以上の公民で、民事行為能力を有し、グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令の9条に規定する基準を十分に満たす者は、選任されるために、和解組の組員の選挙人名簿に入れるよう立候補することができる。
2. 和解組の組員の選挙は、和解組が活動する場所のthon・xom・ban・ap・to dan pho その他の住民 cum において組織され、以下の形式の1つに従い実施される。
 - a. 人民の会合における公開の投票又は秘密投票
 - b. thôn, xóm, bản, ấp, tổ dân phố の世帯主の会合における公開の投票又は秘密投票
人民の会合に参加する者又は世帯主の会合における世帯主の代表者は、満18歳以上であって民事行為能力を有していなければならない。
上記の各会合を行うには、少なくとも全体の3分の2以上の者の参加がなければならない。
 - c. 会合を組織することができない場合は、家庭の世帯主の意見投票
和解組の組員に選挙される者は、参加者の過半数の賛成の投票を得なければならない。
3. 和解組の組長は、和解組の組員の中から、全組員によって選ばれる。
4. thôn, xóm, bản, ấp, tổ dân phố tổ の長は、和解組の組員の選挙のために、人民会合、世帯主の会合を組織し主催し、又は、世帯主の意見投票を組織する。
人民会合、世帯主の会合における和解組の組員の選挙調書、世帯主の意見投票の結果調書、和解組の組長の選挙調書は、xã, phường, thị trấn の人民委員会主席に送付され、和解組の構成員を同意するか検討される。

第9条 和解組の組員の免任

1. 和解組の組員の免任は以下の場合において行われる。
 - a. 法律違反行為がある。
 - b. 社会道徳に反する行為がある。
 - c. 和解活動への熱意に欠ける。
 - d. 本人の希望により和解組からの離脱の申出があった。
2. thôn, xóm, bản, ấp, tổ dân phố tổ の長が主催した和解組の組員の免任に関する人民会合、世帯主の会合又は世帯主の意見投票の結果の調書に基づき、司法委員会は文書で、同級の人民委員会主席に対して、免任の検討を検討するよう提議する。

第10条 和解組の組長

1. 和解組の組長は、和解組の責任者であると同時に、組員の立場として和解活動に参加する。
2. 和解組の組長は、以下の各任務を負う。
 - a. 仕事を割り当て、和解組の各組員の活動を調和、調整する。業務の向上にあたり、及び、その和解組の活動地域に関連する紛争に関する和解活動にあたって、各和解組を調整する。
 - b. 定期又は不定期に会合を組織し、和解活動に関する経験の抽出し、xã, phường, thị trấn の人民委員会に対して和解活動の効果の向上のための方策を提出する。和解業務の向上のための資料や情報を提供する。
 - c. 定期又は不定期に和解活動について xã, phường, thị trấn の人民委員会及び同級の祖国戦線委員会に報告す

- る。
- d. thôn, xóm, bản, ấp, tổ dân phố tổ の長、グラスルーツの国家機関、社会政治組織との関係において、和解組のために代表する。

第11条 和解組の組員

和解組の組員は、以下の各権限、任務を有する。

1. この議定の第4条1項に規定する事件を和解する。
2. 和解活動を通じて、人民に対して、厳格に法律を執行するよう宣伝し、動機付ける。
3. 和解の範囲に属しない紛争がその地方の秩序、安寧に影響を与える可能性がある場合は、和解組の組員は, xã, phường, thị trấn の人民委員会に対して、検討して解決方法を取ってもらうために、報告しなければならない。

第3章 和解活動

第12条 和解の実施

和解組の組員による和解は、以下の場合に、実施され、又は実施が組織される。

1. 和解組の組員が、直接紛争を目撃し又は知った場合において、自らの発意により、和解を主導し、又は和解組以外の者を招待して和解を実施する。
2. 和解組の組長の仕事の割り当てに基づく。
3. 機関、組織、個人の提議に基づく。
4. 紛争当事者の一方又は双方からの要求に基づく。

第13条 和解の実施時間・場所

1. 和解は、当事者の要求又は和解組の組員の発意による時間に行われる。
和解は、紛争が起きた時点において直ちに、和解組の組員の発意に基づき行うことができる。もし、和解組の組員が直接目撃した紛争であって、必要であると認めるときは、直ちに和解を行わなければならない。
2. 和解組の組員は、当事者の希望に沿って、和解にとって便利な地点を選択しなければならない。

第14条 和解の実施者

1. 和解は和解組の組員の1人又は一部により行うことができる。
2. 和解組の組員は、和解組以外の者を招待して、和解を行わせ又は和解に参加させることができる。一定の法学の水準を満たし、社会の見識があり、紛争当事者に対して威信を有する者を招待することができる。個別具体的な場合には、親戚、友人、隣人、年長者、紛争の原因を良く知っている者を招待することができる。
3. 和解組の組員が、和解が必要な事件に関連する者である、又は、その他の個人的な理由で和解の客観性若しくは成果の達成を保証できない場合には、和解を進めない。
和解を継続できない場合は、和解組の組員は、適時に組長に対して報告し、組長に仕事を割り当てられた別の組員に業務を渡す責任がある。

第15条 当事者が別の集落にいる場合の紛争の和解

紛争当事者が異なる和解組が存在する住民村落にいる場合、それぞれの和解組は和解を実施するために調整する。和解の調整は、以下のように行う。

1. 組長又は組長に仕事を割り当てられた者が和解を行う。
2. 和解を実施する組員が直接互いに調整することができるが、ただちに、和解の実施の調整に関して組長に報告しなければならない。

第16条 和解の終了

1. 和解は、各当事者が合意に達し、曾於合意内容を任意に履行す

ることを約束したときに終了する。

合意の実現が困難な場合、和解組の組員は、各当事者、同意の実現に向けて動員し、各当事者を説得し、又は、各当事者が任意に合意を実現するための条件を作るよう thôn, xóm, bản, ấp, tổ dân phố の長に対して提案し、又は xã, phường, thị trấn の人民委員会に建議することができる。

2. 各当事者が合意に達することができず、和解を継続しても結果に達することができない場合には、和解組の組員は、各当事者に対して、緊張関係にある当事者間の複雑な紛争、意見の対立を解決する権限のある国家機関に対して解決するよう提議するために、必要な手続を執るよう指導する。また、住民地域における安寧、秩序に影響を与える可能性がある場合には、和解組の組員は、権限のある機関に対して解決方法を探るよう建議するために、和解組の組長に対して適時に報告する。

第4章 報奨と違反処理

第17条

1. 和解組と和解組の組員は、和解活動において成果を上げた場合、報奨を受ける。
xã, phường, thị trấn における報奨については、司法委員会が、祖国戦線の工作委員会と調整して、和解組の選定に基づき報奨を受ける人の名簿を作成して、xã, phường, thị trấn の人民委員会主席が報奨するために、これに対して提議する。
司法室は県級で報奨を受ける人の名簿を作成して、県級の人民委員会主席が報奨するために、これに対して提出する。
司法局は、省、中央直轄市の人民委員会に報告し、省級における報奨を組織する。司法省に対して、中央省庁レベルでの報奨を実施するために、競争活動、報奨について報告する。
2. 組織を設立・強化し、グラスルーツ和解組織の活動の効果を向上させ、積極的に和解に参加することに成果を上げた国家機関、社会政治組織、社会組織、個人は、報奨を受ける。

第18条 違反処理

グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令及びこの議定並びにグラスルーツ和解に関する法律のその他の規定に違反する行為をした者は、違反の性質、程度に従い、懲戒処理、行政処罰を受け、または法律の規定に従って刑事責任を追及される。

第5章 施行規定

第19条 グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令が生じる日の以前に設立された和解組の公認

グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令が効力を有する以前に設立された和解組は、その和解組が活動する場所の xã, phường, thị trấn の人民委員会によって、確立し、健全化され、公認され、活動が継続される。

第20条 施行の効力

この議定は署名の日から起算して、15日後に効力が生じる。

司法省は、この議定の施行を指導する責任がある。

各大臣、中央の省レベルの機関の長、政府所属機関の長、省・中央直轄市の人民委員会主席は、この議定の施行について責任を負う。

首相
政府
(署名)
ファン・パン・カイ

ベトナム民事判決執行法（仮訳）

第1章 総則

- 第1条 適用範囲
第2条 執行の対象となる判決・決定
第3条 用語説明
第4条 判決・決定の効力の確保
第5条 当事者、関連する権利、義務を有する者の合法的な権利、利益の保護
第6条 判決執行の合意
第7条 判決執行申立権
第8条 民事判決執行において用いる言語及び文字
第9条 判決・決定自発的履行及び強制執行
第10条 損害賠償の責任
第11条 民事判決執行機関、執行官との機関、組織、個人の協力責任

- 第12条 判決執行の監視及び監督

第2章 民事判決執行組織体制及び執行官

- 第13条 民事判決組織体制
第14条 省級民事判決執行機関の職務、権限
第15条 軍区級判決執行機関の職務、権限
第16条 県級民事判決執行機関の職務、権限
第17条 執行官
第18条 執行官の任命基準
第19条 執行官の辞任
第20条 執行官の職務及び権限
第21条 執行官に対する禁止事項
第22条 民事判決執行機関の長、副長
第23条 民事判決執行機関の長、副長の職務及び権限
第24条 民事判決執行機関の標準定員、予算及び設備
第25条 民事判決執行を遂行する公務員の制服、バッジ、制度

第3章 民事判決執行手続

- 第26条 民事判決執行を求める権利の案内
第27条 判決・決定の発付
第28条 判決・決定の移送
第29条 判決・決定の受入れ手続
第30条 判決執行申立時効
第31条 判決執行申立書
第32条 判決執行申立書を提出する手続
第33条 判決執行申立書の受領
第34条 判決執行申立書の受領の拒否
第35条 判決執行を行う権限
第36条 判決執行決定の発行
第37条 判決執行決定の撤回、修正、補充及び取消し
第38条 判決執行決定の送付
第39条 判決執行通知
第40条 個人への直接通知手続
第41条 機関、組織への直接通知手続
第42条 公示
第43条 マスコミでの告知
第44条 判決執行条件の確認
第45条 判決・決定の任意執行期限
第46条 判決・決定の強制執行
第47条 判決執行で得られた金銭の弁済順序
第48条 判決執行の延期
第49条 判決執行の暫定的停止
第50条 判決執行の停止
第51条 判決執行申立書の返却
第52条 判決執行の終了

- 第53条 判決執行結果の確認
第54条 判決執行権利及び義務の移転
第55条 判決執行の委託
第56条 判決執行委託権限
第57条 判決執行委託の実施
第58条 判決執行の対象財産の保管
第59条 判決執行時に財産の価値が変更した場合の判決執行
第60条 民事判決執行費用
第61条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の条件
第62条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の提議に関する一件記録
第63条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の検討権限及び手続
第64条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除に関する裁判所の決定に対する異議申立て
第65条 判決執行に対する国家予算の財源確保
- ### 第4章 判決執行のための保全処分及び強制執行
- #### 第1節 判決執行のための保全処分
- 第66条 判決執行のための保全処分
第67条 預金口座の凍結
第68条 当事者の財産・書類の仮差押え
第69条 財産の登録、譲渡、又は現状変更の暫定的停止
- #### 第2節 強制執行に関する総則
- 第70条 強制執行の根拠
第71条 強制執行に関する措置
第72条 強制執行の計画
第73条 強制執行の費用
第74条 共同所有財産に対する強制執行
第75条 強制執行時に紛争発生の原因となる財産の措置
- #### 第3節 金銭である財産に対する強制執行
- 第76条 預金口座からの控除
第77条 預金口座の凍結の解除
第78条 判決債務者の所得からの控除
第79条 判決債務者の営業収入からの徴収
第80条 判決債務者が保管する金銭の徴収
第81条 第三者が保管している判決債務者の所有金の徴収
- #### 第4節 有価証券である財産に対する強制執行
- 第82条 有価証券の没収
第83条 有価証券の売却
- #### 第5節 知的財産に対する強制執行
- 第84条 知的財産の差押え、使用及び開発
第85条 知的財産権の評価
第86条 知的財産の競売
- #### 第6節 物的財産に対する強制執行
- 第87条 差押えの対象でない財産
第88条 差押えの実行
第89条 土地使用権に係る財産又は法律により所有権登録若しくは担保取引登録が要求される財産の差押え
第90条 抵当権又は質権の設定された財産の差押え及び売却
第91条 第三者が管理する判決債務者の財産の差押え
第92条 出資金の差押え
第93条 施錠又は梱包された物の差押え
第94条 土地の定着物物の差押え
第95条 住宅の差押え
第96条 交通車両の差押え
第97条 収穫物の留置
第98条 差し押さえた財産の評価

- 第99条 差し押さえた財産の再評価
第100条 判決執行のための財産の引渡し
第101条 差し押さえた財産の売却
第102条 競売結果の破棄
第103条 競売された財産の引渡し
第104条 競売が奏功しなかった場合の処理
第105条 差し押さえた財産の解放
第106条 財産の所有権又は使用権の登録又は譲渡
- 第7節 財産強制開発**
第107条 判決執行を目的とする財産の強制開拓
第108条 判決執行を目的とする財産への強制開拓措置
第109条 財産強制開発の終了
- 第8節 土地使用権である財産の強制執行**
第110条 判決執行のための土地使用権の差押え及び競売
第111条 土地使用権の差押え
第112条 差し押さえた土地の管理、開拓又は使用の一時的引渡し
第113条 差し押さえた土地の定着物物の処分
- 第9節 物、書類の強制返却、土地使用権の移転**
第114条 物の強制返却手続
第115条 住宅の強制返却又は引渡し
第116条 書類の強制返却
第117条 土地使用権の強制返却
- 第10節 作為又は不作為義務の強制執行**
第118条 作為義務の強制執行
第119条 不作為義務の強制執行
第120条 判決・決定による養育権者への未成年者の強制引渡し
第121条 労働者の再雇用の強制
- 第5章 特殊な事例の判決執行**
- 第1節 刑事判決・決定中における没収された金額の国庫納付、財産の廃棄；差し押さえられ、仮保管されている金銭及び財産の返還**
第122条 判決・決定中の仮保管された証拠物件と財産の引渡し
第123条 仮保管された証拠物件及び財産の受取手続
第124条 仮保管されている証拠物件及び財産で、没収及び国庫納付が宣言されたものの取扱い
第125条 証拠物件及び財産の廃棄
第126条 仮保管している金銭及び財産の当事者への返還
第127条 判決執行を確保するため、裁判所の判決・決定において差し押さえるべきことが宣言された財産の処分
第128条 懲役刑に服役中の判決債務者に対する裁判費用、罰金他の賦課金の徴収
第129条 懲役刑に服役中の判決執行権利者に対する金銭や財産の返還手続
- 第2節 緊急保全処分の適用決定の執行**
第130条 緊急保全処分の適用決定の執行手続
第131条 緊急保全処分の変更、追加決定をした場合の執行
第132条 緊急保全処分の適用決定の執行停止
第133条 裁判所の緊急保全処分の適用決定の執行費用
- 第3節 監督審、再審決定の執行**
第134条 法的効力のある判決・決定を維持する監督審、再審決定の執行
第135条 破棄又は変更された下級裁判所の法的効力を有する判決・決定について再考し、維持する監督審決定の執行
第136条 法的効力の生じた判決・決定を破棄した監督審、再審決定の執行
- 第4節 倒産決定の執行**
第137条 倒産状態にある企業と協同組合である判決債務者に対する判決執行の一時停止、停止及び回復
第138条 倒産手続開始の手続中における裁判所の決定の執行
第139条 倒産宣告決定後に発生した企業と協同組合の財産に関する義務の執行
- 第6章 民事判決執行に対する不服申立て、告発、異議申立て**

- 第1節 民事判決執行に対する不服申立てと解決**
第140条 判決執行に対する不服申立ての権利
第141条 不服申立てを解決するために受理することができない場合
第142条 判決執行に関する不服申立ての解決権限
第143条 不服申立人の権利及び義務
第144条 不服申立ての相手方の権利及び義務
第145条 不服申立ての解決権限を有する者の権利及び義務
第146条 不服申立ての解決期限
第147条 不服申立ての方法
第148条 不服申立書の受理
第149条 不服申立ての解決のための一件記録
第150条 1回目の不服申立ての解決手続
第151条 1回目の不服申立ての解決決定の内容
第152条 2回目の不服申立ての解決手続
第153条 2回目の不服申立ての解決決定の内容
- 第2節 民事判決執行における告発や告発解決**
第154条 告発する権利を有する者
第155条 告発申立人の権利及び義務
第156条 告発の相手方の権利及び義務
第157条 告発解決の権限、期限、手続
第158条 告発の解決権限を有する者の責任
第159条 民事判決執行における不服申立て、告発に関する法律遵守状況の監査
- 第3節 民事判決執行に関する異議申立て及び異議申立ての解決**
第160条 検察院の異議申立権
第161条 検察院の異議申立てへの返答
- 第7章 違反に対する解決**
第162条 民事判決執行における行政違反行為
第163条 行政処分権限
第164条 民事判決執行上の行政違反に関する処罰及び行政違反に関する不服申立て、告発の解決
第165条 違反の解決
- 第8章 民事判決執行における機関、組織の任務、権限**
第166条 民事判決執行における政府の任務及び権限
第167条 民事判決執行における司法省の任務及び権限
第168条 民事判決執行における国防省の任務及び権限
第169条 民事判決執行における公安省の任務及び権限
第170条 民事判決執行における最高人民裁判所の任務及び権限
第171条 民事判決執行における最高人民検察院の任務及び権限
第172条 民事判決執行における軍区級及び同級の司令官の任務及び権限
第173条 民事判決執行における省級人民委員会の任務及び権限
第174条 民事判決執行における県級人民委員会の任務及び権限
第175条 民事判決執行における村級人民委員会の任務及び権限
第176条 民事判決執行における国庫、銀行及びその他の金融機関の責任
第177条 民事判決執行における社会保険の責任
第178条 民事判決執行における担保取引登記、資産登記機関の責任
第179条 判決執行における判決・決定をした機関の責任
第180条 刑事罰を受けている者の監督、管理を担当する機関の任務及び権限
- 第9章 施行条項**
第181条 判決執行における司法相互扶助
第182条 施行、効力
第183条 細則及び施行ガイドライン

民事判決執行法

(2008年11月14日 No. 26/2008/QH12)

決議 No. 51/2001/QH10 の一部条項により修正，補充された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき，国会は，民事判決執行法を制定する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

この法律は，裁判所の民事判決・決定，刑事判決・決定中における罰金，財産の没収，違法に得られた金銭，財産の徴収，証拠物，財産，訴訟費用及び民事的な判断を取扱う部分，裁判所の行政判決・決定中における財産に関連する部分，競争法事件解決評議会により言い渡された判決債務者の財産に関連する競争法事件解決決定及び商事仲裁所の仲裁判断（以下，併せて「判決・決定」という）の執行の原則，手順，手続；民事判決執行組織体制及び執行官；判決債権者，判決債務者，関連する権利，義務を有する者の権利及び義務；民事判決執行における機関，組織，個人の責務及び権限を規定するものである。

第2条 執行の対象となる判決・決定

この法律の下で執行される判決・決定は，下記のものとする。

1. 第1条に規定する判決・決定で，法的効力を有するもの
 - a) 上訴手続に従った控訴又は異議の対象とならない第1審裁判所の判決・決定又は判決・決定の一部
 - b) 控訴裁判所の判決・決定
 - c) 再審又は監督審の決定
 - d) ベトナムの裁判所により認証され，ベトナムにおいて効力を有する外国裁判所の民事判決・決定及び外国の仲裁所の仲裁判断
 - e) 法律上の発効日から30日を過ぎても，当事者の自発的な執行や，裁判所への提訴がない競争法事件解決評議会における競争法事件処理決定
 - f) 商事仲裁所の仲裁判断
2. 控訴され，異議申立てがされた場合でも，下記の第1審裁判所判決・決定は直ちに執行される。
 - a) 手当，給与，賃金，退職手当，失業手当，労働能力喪失手当の支給，又は生命・健康への損害及び精神的損害への賠償，労働者雇用再開に関する判決・決定
 - b) 緊急保全処分の適用に関する決定

第3条 用語説明

この法律では，下記の用語は下記のとおり定義される。

1. 当事者とは，判決債権者，判決債務者である。
2. 判決債権者とは，執行される判決・決定の権利及び利益を受ける個人，機関，組織である。
3. 判決債務者とは，執行される判決・決定の義務を履行する個人，機関，組織である。
4. 関連する権利，義務を有する者とは，当事者の判決執行の権利行使，義務履行に直接的に関係する権利，義務を有する個人，機関，組織である。
5. 判決執行申立時効とは，判決債権者及び判決債務者が，判決執行を民事判決執行機関に申し立てる権利を有する期間の制限であり，この期間の満了後，この法律の規定に従って判決執行を民事判決執行機関に申し立てる権利が消滅する。
6. 「判決執行条件がある」とは，判決債務者が財産的な義務を履行するための財産，収入を有する場合，又は自ら若しくは他の者を通じて判決執行義務を履行することが可能な場合をいう。

7. 判決執行費用とは，判決・決定に従い金銭又は財産を受け取る際に，判決債権者が支払うべき金額である。

8. 判決強制執行費用とは，判決強制執行のために判決債務者が負担する諸費用である。ただし，法律により，判決強制執行費用が判決債権者又は国庫の負担と定められている場合を除く。

第4条 判決・決定の効力の確保

第2条に規定する判決・決定は，各機関，組織及び国民により尊重されるものとする。

関係する個人，機関，組織は，自分の責務の範囲内で判決・決定に厳正に従わなければならない。かつ，判決執行のための法律上の責任を負わなければならない。

第5条 当事者，関連する権利，義務を有する者の合法的な権利，利益の保護

判決執行手続において，当事者，関連する権利，義務を有する者の合法的な権利，利益は，尊重され，かつ，法律により保護される。

第6条 判決執行の合意

1. 当事者は，判決執行について他方当事者と合意する権利を有する。ただし，その合意が法律で禁止された事項に違反し，社会的道徳に反するものであるときは除く。合意による判決執行の結果は，承認されなければならない。

当事者の申立てがある場合，執行官は，判決執行に関する合意について証人とならなければならない。

2. 当事者は，合意書のとおり履行がされない場合，民事判決執行機関に対し，判決・決定の内容に従って履行されていない部分の義務の執行を申し立てることができる。

第7条 判決執行申立権

判決債権者，判決債務者は，民事判決執行機関に対し，判決・決定に基づき，判決執行を申し立てることができる。

第8条 民事判決執行において用いる言語及び文字

1. 民事判決執行において用いる言語及び文字はベトナム語である。当事者は，自分の民族の言語及び文字を使用する権利があるが，通訳者を伴わなければならない。少数民族である当事者が，ベトナム語が分からない場合，民事判決執行機関は，通訳者を手配しなければならない。

2. 通訳者は，正確に，誠実に，客観的に通訳しなければならない。故意に誤訳する場合には，法律に従い，責任を負わなければならない。

第9条 判決・決定自発的履行及び強制執行

1. 国家は，当事者に対し，判決執行の自発的履行を奨励する。

2. 判決債務者が，判決執行条件があるにもかかわらず，判決執行を自発的に履行しない場合，この法律の規定に従って，判決・決定の強制執行が適用される。

第10条 損害賠償の責任

この法律の規定に違反し，損害を生じさせた機関，組織，個人は，

法律の規定に従って賠償をしなければならない。

第11条 民事判決執行機関、執行官との機関、組織、個人の協力責任

1. 個人、機関、組織は、それぞれの任務、権限、義務の範囲内では、判決執行において、民事判決執行機関と協力する責任を負う。
2. 関係する機関、組織、個人は、この法律の規定に従って、民事判決執行機関、執行官の要請に応じる責任を負う。
民事判決執行機関又は執行官の活動を違法に妨害、干渉するすべての行為は、法律に従って処分される。

第12条 判決執行の監視及び監督

1. 国会、人民評議会及びベトナム祖国前線は、法律に従い、民事判決執行における民事判決執行機関及びその他の国家機関の活動を監視する。
2. 各級の検察院は、自らの職務、権限の範囲内で、判決執行が即時に、十分に、適法に行われることを確保するという観点から、民事判決執行機関、執行官、判決執行に関係する個人、機関、組織による判決執行が法律を順守しているかどうかを監督する。

第2章 民事判決執行組織体制及び執行官

第13条 民事判決組織体制

民事判決執行組織体制は、以下の機関により構成される。

1. 民事判決執行管理機関
 - a) 司法省所属の民事判決執行管理機関
 - b) 国防省所属の判決執行管理機関
2. 民事判決執行機関
 - a) 省、中央直轄市の民事判決執行機関（以下、併せて「省級民事判決執行機関」という）
 - b) 県、区、市街、省直轄県・区・市街・市の民事判決執行機関（以下、併せて「県級民事判決執行機関」という）
 - c) 軍区及びその同等の判決執行機関（以下、併せて「軍区级判決執行機関」という）

政府は、民事判決執行管理機関の職務、権限；民事判決執行機関の具体的な名称、組織機構を規定しなければならない。

第14条 省級民事判決執行機関の職務、権限

1. 下記のとおり省又は中央直轄市の地域での民事判決執行を管理、指導する。
 - a) 民事判決執行における法律及び規則の規定の適用の一貫性を確保する。
 - b) 県級民事判決執行機関に対し、民事判決執行を指導する；当該地域の執行官及び民事判決執行機関の公務員に対し、専門的な指導を行う。
 - c) 県級民事判決執行機関の民事判決執行を監視する。
 - d) 民事判決執行の実状をとりまとめる；司法省所属の民事判決執行管理機関のガイドラインに従い、民事判決執行の組織、活動に関する統計及び報告書を作成する。
2. 第35条に従い、判決・決定を執行する。
3. 民事判決執行義務の軽減又は免除の申請に関する一件書類を作成する。懲役刑の軽減又は免除及び懲役刑執行中の民事判決債務者に対する特赦の申請書類作成において、公安機関と協力する。
4. この法律に定める権限に従い、民事判決執行に対する不服申立て、告発を解決する。
5. 司法省所属の民事判決執行管理機関の指導、指示に従って、地方の民事判決執行機関の人事、設備、予算、活動手段の管理を行う。
6. 第173条第1項及び第2項に規定する職務、権限の実施に関し、同級の人民委員会を支援する。
7. 要請があれば、同級の人民評議会に民事判決執行業務に関する報告を行う。

第15条 軍区级判決執行機関の職務、権限

1. 第35条に従い、判決・決定を執行する。
2. 管轄下における判決執行の実状をとりまとめる；国防省所属判決執行管理機関の指導に従い、民事判決執行の組織、活動に関する統計及び報告書を作成する。
3. この法律に定める権限に従い、民事判決執行に関する不服申立て、告発を解決する。
4. 国防省所属の判決執行管理機関の指導、指示に従って、軍区级判決執行機関の人事、設備、予算及び活動手段の管理において、軍区の各職掌機関と協力する。
5. 民事判決執行義務の軽減又は免除の申請に関する一件書類を作成する；懲役執行の減免及び懲役刑執行中の民事判決債務者に対する特赦の申請に関する一件書類作成において、懲役判決執行機関と協力する。
6. 第172条第1項に規定する職務、権限の実施に関し、軍区司令部及びその相当機関を支援する。

第16条 県級民事判決執行機関の職務、権限

1. 第35条に従い、判決・決定を執行する。
2. この法律に定める権限に従い、民事判決執行に関する不服申立て、告発を解決する。
3. 省級民事判決執行機関の指導、指示に従って、人事、設備、予算及び活動手段の管理を行う。
4. 法律の規定及び省級民事判決執行機関の指導に従い、判決執行の組織、活動に関する統計、報告書を作成する。
5. 民事判決執行義務の軽減又は免除の申請に関する一件書類を作成する。
6. 第174条第1項及び第2項に規定する職務、権限の実施に関し、同級の人民委員会を支援する。
7. 要請があれば、人民評議会に民事判決執行業務に関する報告を行う。

第17条 執行官

1. 執行官は、第2条に規定する判決・決定を執行する職務を国家により与えられた者である。執行官には、初級執行官、中級執行官及び高級執行官の三つの階級がある。
2. 執行官は、司法大臣により任命される。
3. 政府は、執行官の試験、任命の手順、手続を規定しなければならない。

第18条 執行官の任命基準

1. 祖国に忠誠心があり、清廉、品行方正であり、法学士以上の資格を有し、健康で与えられた職務を遂行できるベトナム国民は、執行官に任命することができる。
2. 第1項に定める基準に適合し、下記の各要件に該当する者は、初級執行官として任命される。
 - a) 法律分野での経験が3年以上ある。
 - b) 民事判決執行業務の訓練を受けている。
 - c) 初級執行官試験に合格している。
3. 第1項に規定する基準に適合し、かつ、下記の各要件を満たす者は、中級執行官として任命される。
 - a) 初級執行官としての執務期間が5年以上ある。
 - b) 中級執行官試験に合格している。
4. 第1項に規定する基準に適合し、かつ、下記の各要件を満たす者は、高級執行官として任命される。
 - a) 中級執行官としての執務期間が5年以上ある。
 - b) 高級執行官試験に合格している。
5. 第2項に規定する基準に適合し、現職の軍隊士官である者は、軍隊の執行官として任命される。
軍隊の初級執行官、中級執行官及び高級執行官としての任命基

- 準は、第2項、第3項及び第4項に従うものとする。
- 現在、裁判官、検察官又は調査員である者が、民事判決執行機関に異動した場合、試験を受けずに、相当級の執行官として任命することができる。
 - 政府が規定した特別な場合において、第1項に規定する基準に適合し、かつ、10年以上の法律分野での執務経験を有する者は、中級執行官として任命され、15年以上の法律分野での執務経験を有する者は、高級執行官として任命することができる。

第19条 執行官の辞任

- 執行官は、定年に達した場合又は執行官の職務が他の機関に移された場合には、自動的に解任される。
- 司法大臣は、下記の場合に執行官の解任を検討し、決定しなければならない。
 - 家庭の事情又は健康問題により、執行官として職務が遂行できないと認められる場合
 - 専門的能力、知識が執行官としての職務の遂行に耐えない場合、又はその他の理由により執行官として十分な条件を満たさない場合
- 政府は、執行官の解任の手順、手続を規定しなければならない。

第20条 執行官の職務及び権限

- 割り当てられた事件について即時に手配を行う。権限の範囲内で判決執行の決定を発する。
- 判決・決定を内容どおり執行する。判決執行の手順、手続に関する法律および規則を正しく適用し、国益並びに当事者及び利害関係者の合法的な権利、利益を保護する。執行官としての職務倫理を厳守する。
- 判決執行を遂行するために、当事者、利害関係者を招集する。
- 判決債務者の資産及び判決執行条件を明らかにする。関係する個人、機関及び組織に対し、判決債務者の住所又は資産を特定するための資料の提供を要請し、又は関係各機関と協力して判決執行に關係する証拠物件、資産その他の物件を取り扱う。
- 判決執行を確保するための措置、強制執行措置の適用を決する。強制執行の計画を立案する。判決執行の対象となる資産を差し押さえる。
- 法律に従い、判決執行を妨害する者を一時的に留置するよう公安機関に要請する。
- 判決執行に関する法律の違反行為について調査を作成する。権限に従い行政違反行為を取り扱う。違反者に対する罰則、行政違反処分又は刑事責任の追及について権限のある機関に提言する。
- 違法に当事者に支払われた金銭、資産を回収し、判決執行費用及びその他の行政違反取扱い決定に従った罰金を徴収するため、強制執行措置の適用を決める。
- 政府の定めた規則に従い、職務執行における補助的な用具の使用が認められる。
- 民事判決執行機関の長により割り当てられたその他の職務を遂行する。

執行官は、自らの職務を遂行し、権限を行使する場合、法律を順守し、判決執行に関する法的な責任を負い、かつ、法律により生命、健康、名誉、信望及び威信を保護される。

第21条 執行官に対する禁止事項

- 法律が公務員に対して行うことを禁止している事項
- 当事者、利害関係者に対し、違法な判決執行に関する助言を行う。
- 判決執行事件の解決に違法に干渉し、又は判決執行の責任を有する者に対し、自らの影響力を利用する。
- 判決執行の証拠物件、金銭、資産を違法に使用する。
- 執行官自ら及び下記の者の利益に関する判決執行を行う。
 - 夫、妻、実子、養子
 - 執行官又は執行官の配偶者の実父、実母、養父、養母、祖父、

祖母、兄弟及び姉妹

- 執行官が祖父、祖母、叔父、叔母にあたる孫、兄弟の子
- 担当職務、権限の範囲外の業務を実施中に、執行官の資格証明書、制服、判決執行バッジ、補助的な用具を使用する。
 - 判決執行の職務遂行中に、個人、機関、組織に対して強要し、又は困惑させる。
 - 判決・決定の内容に反した執行を故意に行う。法的な根拠なく担当する判決執行を引き延ばし、又は遅延させる。

第22条 民事判決執行機関の長、副長

- 民事判決執行機関の長、副長は、執行官でなければならない。民事判決執行機関の長、副長は、司法大臣により任命、解任される。軍隊の判決執行機関の長、副長は、国防大臣により任命、解任される。
- 政府は、民事判決執行機関及び軍隊の判決執行機関の長、副長の任命又は解任の基準、手順、手続を規定しなければならない。

第23条 民事判決執行機関の長、副長の職務及び権限

- 民事判決執行機関の長は、下記の職務及び権限を有する。
 - 管轄内の判決執行の決定を発する。
 - 民事判決執行機関の判決執行の職務を管理、指導し、判決執行について直接統括する。
 - 個人、機関又は組織に対し、判決執行の段取りを整える上で協力を要請する。
 - 判決・決定を行った機関に対し、執行を遂行する上で当該判決・決定中に不明確な点又は実務的に不適切な点がある場合、その書面による説明を要請する。
 - 法律の規定に従い、権限を有する者に対し、判決・決定に対する再審又は監督審のための異議申立てを検討することを提言する。
 - 検察院が行った異議申立て、申請に回答する。判決執行に対する不服申立て又は告発を取り扱う。権限に基づき行政違反行為を取り扱う。違反者に対する罰則、行政違反処分又は刑事責任の追及について権限のある政府機関に提言する。
 - 執行官の職務、権限を実施する。
 - 判決執行の統計、報告書作成を統括する。
 - 省級民事判決執行機関の長は、省級及び当該省の県級の民事判決執行機関の執行官、公務員に対し、人事異動、業務の指導、監督、調査を行い、判決執行業務及び司法省所属の民事判決執行管理機関の指導、指示に応じ、その他の業務を指導、検査する権限を有する。
- 民事判決執行機関の副長は、民事判決執行機関の長から割り当てられ、又は委任された職務、権限を実施し、かつ、その割り当てられた職務について責任を負う。

第24条 民事判決執行機関の標準定員、予算及び設備

政府は、民事判決執行機関の標準定員、予算、事務所、判決執行の補助的な用具、情報技術器具及びその他の必要な手段、設備を確保しなければならない。

第25条 民事判決執行を遂行する公務員の制服、バッジ、制度

民事判決執行の職務を遂行する執行官、評価人その他の公務員は、公務の執務中に利用する制服、バッジを供与され、職務に適切な給与、手当の制度及び政府が定めるその他の優遇制度を受けることができる。

第3章 民事判決執行手続

第26条 民事判決執行を求める権利の案内

裁判所、競争法事件解決評議会、商事仲裁所は判決・決定を下す際に、当事者に対し、判決執行を求める権利を説明し、判決を執行する義務、判決執行申立時効について説明し、また判決・決定に明確に

記載しなければならない。

第27条 判決・決定の発付

第2条に定められた判決・決定を下した裁判所、競争法事件解決評議会、商事仲裁所は、判決当事者に「執行用」と記載された判決・決定を発しなければならない。

第28条 判決・決定の移送

1. 第2条第1項 a, b, c, d に定められた判決・決定については、当該判決・決定を下した裁判所は、権限のある民事判決執行関連機関に対し、判決・決定の効力が生じた日から30日以内に、それを移送しなければならない。
2. 第2条第2項 a に定められた判決・決定については、当該判決・決定を下した裁判所は、権限のある民事判決執行機関に対し、判決・決定の日から15日以内に、それを移送しなければならない。
3. 緊急保全処分に関する決定については、決定を下した裁判所は、民事判決執行機関に対し、決定を発した後、直ちにそれを移送しなければならない。
4. 権限のある機関が判決執行に関する財産を差押え、仮に差し押さえ、又は証拠物その他の資料を差し押さえている場合、裁判所は判決・決定を民事判決執行機関に移送する際に、財産の差押え、仮差押え、証拠物その他の資料の差押えに関する調書を添付しなければならない。

第29条 判決・決定の受入れ手続

民事判決執行機関は、裁判所から移送された判決・決定を受け入れる際に、移送された書類を点検し、判決・決定受入簿に記入しなければならない。

判決・決定受入簿には、通し番号、判決・決定の受入日、判決・決定の番号、日付、判決・決定をした裁判所名、当事者の名称と住所及びその他の関係書類を明確に記載しなければならない。

判決・決定の直接引渡しと受入れの際には、双方が署名しなければならない。郵送により判決・決定及び関係書類を受領した場合、民事判決執行機関は、送付元の裁判所に対し、文書によりその旨を通知しなければならない。

第30条 判決執行申立時効

1. 判決・決定の効力が生じた日から5年の期間制限内に限り、判決債権者又は判決債務者は、権限のある判決執行機関に対し、判決執行決定をするよう申し立てる権利を有する。
義務を履行する期限が判決・決定に定められている場合、5年の期間制限は、義務の履行期限の満期日から起算する。
定期的に執行される判決・決定には、5年の期間制限は、各期ごとに適用され、義務の履行期限の満期日から起算する。
2. この法律の規定に従い、判決執行が延期又は一時停止される場合、この延期及び一時停止の期間は、判決執行申立時効に算入されない。ただし、判決債権者が判決債務者に執行の延期について同意した場合を除く。
3. 判決執行を申し立てた者が、客観的な障害又は不可抗力により、時効期間内に判決執行を申し立てることができなかったことを証明した場合、その客観的な障害又は不可抗力が生じていた期間は、判決執行申立時効に算入されない。

第31条 判決執行申立書

1. 判決執行申立書には、下記の主な項目を記載しなければならない。
 - a) 申立人の名称、住所
 - b) 申立人が申立てをした民事判決執行機関の名称
 - c) 判決債権者及び判決債務者の名称、住所
 - d) 判決執行を求める内容
 - e) 判決債務者の財産又は判決執行条件に関する情報
2. 判決執行申立人は、申立書に申立てをした年月日を明確に記載し、

署名又は指印をしなければならない。申立人が法人の場合は、法律上の代表者が署名し、社印を押捺しなければならない。

判決執行申立人は、民事判決執行機関に直接口頭でその要請を説明する場合、本条1項に定める説明事項を明記し、申立人が署名又は指印し、かつ、作成者が署名した文書を作成しなければならない。この文書は、判決執行申立書と同じ価値を有する。

判決執行申立書には、判決・決定及び関係書類（ある場合）を添付しなければならない。

3. 判決執行申立人は、民事判決執行機関に対し、第66条に規定する判決執行のための保全処分の適用を要請する権利を有する。

第32条 判決執行申立書を提出する手続

1. 判決執行申立人は、自ら又は代理人を選任して、判決執行申立てを以下のいずれかの方法により行うことができる。
 - a) 直接申立書を提出するか、又は民事判決執行期間において口頭で直接説明する。
 - b) 申立書を郵送する。
2. 判決執行申立ての日は、判決執行申立人が民事判決執行機関に対し、直接申立書を提出した日、民事判決執行機関において直接説明をした日又は郵便局の消印の日とする。

第33条 判決執行申立書の受領

1. 民事判決執行機関は、判決執行申立書を受領する際、申立書及び添付書類の内容を点検し、判決執行申立書受領簿に記録し、申立人に対し、受取証書を交付しなければならない。
2. 判決執行申立書受領簿には、次の内容を十分に記載する。
 - a) 申立書の受領年月日
 - b) 判決・決定の番号、判決又は決定の日、判決・決定をした機関
 - c) 申立人の名称、住所
 - d) 判決債権者及び判決債務者の名称、住所
 - e) 判決執行申立ての内容
 - f) 他の添付書類

第34条 判決執行申立書の受領の拒否

1. 民事判決執行機関は、次の場合に、判決執行申立書の受領を拒否する。
 - a) 判決執行申立人が、判決執行を申し立てる権利を有さない、又は判決執行申立書の内容が判決・決定の内容に関係しない。
 - b) 当該民事判決執行機関がその判決執行を行う権限を有しない。
 - c) 判決執行申立時効が完成した。
2. 民事判決執行機関は、判決執行申立書の受領を拒否した場合、判決執行申立人に対し、その旨を文書で通知しなければならない。

第35条 判決執行を行う権限

1. 県級民事判決執行機関は、次の判決・決定の判決執行を行う権限を有する。
 - a) 県級民事判決執行機関の本部が所在する地域の県級裁判所の一審判決・決定
 - b) 県級民事判決執行機関の本部が所在する地域の県級裁判所の一審判決・決定に対する省級裁判所の控訴審判決・決定。
 - c) 県級民事判決執行機関の所在地における県級裁判所の判決・決定で既に法的拘束力を有するものに対する省級裁判所の再審又は監督審決定
 - d) 他の地域の県級民事判決執行機関、省級民事判決執行機関、軍区級判決執行機関から委託された判決・決定
2. 省民事判決執行機関は、次の判決・決定の判決執行を行う権限を有する。
 - a) 省級民事判決執行機関が所在する地域の省級裁判所の一審判決・決定
 - b) 最高人民裁判所により省級民事判決執行機関に移送された判決・決定

- c) 外国裁判所の判決・決定又は外国の仲裁所の仲裁判断で、ベトナムの裁判所により承認され、執行可能となったもの
 - d) 商事仲裁所の仲裁判断
 - e) 競争法事件解決評議会の競争法事件解決決定
 - f) 他の地域の民事判決執行機関又は軍区級判決執行機関から委託された判決・決定
 - g) 第1項に定める県級民事判決執行機関が執行権限を有する判決・決定で、省級民事判決執行機関が執行する必要があると判断した判決・決定
 - h) 第1項に定められた判決・決定で、当事者又は財産が海外に所在するか、又は判決執行に際して司法委託が必要なもの
3. 軍区級民事判決執行機関は、次の判決・決定の判決執行を行う権限を有する。
- a) 軍区の軍事裁判所又は同級裁判所の刑事判決・決定中における罰金、財産の没収、違法に得られた金銭及び財産の徴収、証拠物、財産、訴訟費用及び民事的な判断を取り扱う部分
 - b) その地域の軍事裁判所の刑事判決・決定中における罰金、財産の没収、違法に得られた金銭及び財産の徴収、証拠物、財産、訴訟費用及び民事的な判断を取り扱う部分
 - c) 中央刑事裁判所から軍区級判決執行機関に移送された刑事判決・決定中における罰金、財産の没収、違法に得られた金銭及び財産の徴収、証拠物、財産、訴訟費用及び民事的な判断を取り扱う部分
 - d) 最高人民裁判所から軍区級判決執行機関に移送された民事判決・決定
 - e) 他の地域の省級判決執行機関、県級判決執行機関、軍区級判決執行機関から委託された判決・決定

第36条 判決執行決定の発行

1. 民事判決執行機関の長は、次の判決・決定について執行決定を発しなければならない。
- a) 罰金刑、違法に得られた金銭及び財産の追徴又は訴訟費用
 - b) 当事者への金銭及び財産の返還
 - c) 証拠物及び財産の国庫への納付又は没収若しくは破棄
 - d) 土地使用権及び没収の対象となる財産の取上げ
 - e) 緊急保全処分の適用決定

民事判決執行機関の長は、判決・決定を受領した日から5営業日以内に判決執行決定を発しなければならない。

民事判決執行機関の長は、裁判所から移送され、又は当事者が直接提出した緊急保全処分の決定を受領した時から24時間以内に判決執行決定を発し、判決執行の手はずを整えるため、執行官を配置しなければならない。

2. 本条1項に定められた場合を除き、民事判決執行機関の長は、判決執行申立書が提出された場合に、判決執行決定を発しなければならない。

判決執行申立書が提出された場合の判決執行決定の発付期限は、申立書を受領した日から5営業日以内とする。

3. 民事判決執行機関の長は、判決執行決定を発してから2営業日以内に当該判決執行の手はずを整えるため執行官を配置しなければならない。

第37条 判決執行決定の撤回、修正、補充及び取消し

1. 判決執行決定を発する権限を有する者は、以下の場合に、判決執行決定を撤回する決定をしなければならない。
- a) 判決執行決定が権限を有する判決執行機関により発せられなかった。
 - b) 判決執行決定に、事件の内容が変わってしまうような誤りがある。
 - c) 判決執行決定を発する理由がなくなった。
 - d) 第54条3項が定める場合
2. 判決執行決定を発する権限を有する者又は不服申立てを処理する

権限を有する者は、判決執行決定に誤りがあるものの、事件の内容が変わってしまうようなものではない場合には、当該判決執行決定について、修正若しくは補充決定を発し、又は修正若しくは補充を要請する権限を有する。

3. 判決執行決定を発する権限を有する者又は不服申立てを処理する権限を有する者は、以下の場合、下級民事判決執行機関の長やその機関直属の執行官による判決執行決定について、取消決定を発し、又は取消しを要請する権限を有する。

a) 本条1項及び2項に規定する事項が判明したが、下級民事判決執行機関の長又はその機関直属の執行官が、要請に応じて自ら訂正しない。

b) 権限を有する機関の結論によって判決執行決定の法律違反が判明した。

4. 判決執行決定の撤回や修正、補充、取消しの決定には、その撤回や修正、補充、取消しの法的根拠、内容及び結果を明記しなければならない。

第38条 判決執行決定の送付

判決執行決定は、同級の検察院へ送付しなければならない。

強制執行決定は、執行が行われる地域の町・村級人民委員会（以下「村級人民委員会」という）又は強制執行決定の実施に関わる機関又は組織に送付しなければならない。

第39条 判決執行通知

1. 判決執行決定、通知書、召喚状その他判決執行に関係する書類は、それらに記載された権利又は義務の履行のために、当事者及び関連する権利、義務を有する者に通知しなければならない。

2. 通知は、文書が発せられてから3営業日以内に行わなければならない。ただし、当事者が財産を隠匿し、破棄し、判決執行を免れようとすることを防止する必要がある場合を除く。

3. 通知は次の形式で行われる。

- a) 直接又は法律に規定する機関又は組織を通じて
- b) 公示
- c) マスコミでの告知

4. 通知費用は、判決債務者の負担とする。ただし、法律により、国庫負担又は判決債権者の負担とされた場合を除く。

第40条 個人への直接通知手続

1. 個人への通知書は、直接手渡し、当人に署名又は指印させなければならない。

2. 通知対象者が不在の場合、通知書は、配偶者、当事者又はその配偶者の子、祖父、祖母、両親、叔父、叔母、兄弟を含む親類で、民事行為能力を有し、同居する者に交付することができる。

通知書の交付したときは、証拠として調書作成しなければならない。調書作成日は、適切に通知が受領された日とする。

通知対象者に、民事行為能力を有し、同居する親類がいない場合、そのような親類はいるが、通知書の受領を拒否する場合、又は通知対象者が不在で帰宅時期が不明な場合は、通知を行う者は、通知未実施の調書を作成し、証人に署名させ、第42条の規定に従い、通知書の公示をしなければならないとする。

3. 通知対象者が引越をした場合、当人の新住所に通知しなければならない。

第41条 機関、組織への直接通知手続

通知対象者が機関又は組織である場合、通知書は、当該機関又は組織の法律上の代表者又は書類の受領責任者に直接手渡し、当人から受領したことを認める署名をさせなければならない。機関又は組織の代表者が判決執行に参加し、又は通知書の受領責任者を指名した場合、これらの者は通知書の受領書に署名しなければならない。署名の日は適正に通知された日とする。

第42条 公示

1. 通知書の公示は、法律に別の定めがある場合を除き、通知対象者の住所が不明な場合、又は直接通知することが不可能である場合のみに行われる。
民事判決執行機関は、自ら公示するか、通知対象者の居住地若しくは最終居住地の村級人民委員会に委任することにより、又は法律に既定する条件を満たす個人又は組織に委任することにより、公示する。
2. 公示は、以下の手続に従って行わなければならない。
 - a) 民事判決執行機関の本部又は通知対象者の居住地若しくは最終居住地に所在する村級人民委員会の本部において、通知書を掲示する。
 - b) 公示の調書を作成し、公示を行った年月日、通知書の番号、日付、名称を記載し、証人に署名させる。
3. 通知書の公示期間は、公示日から10日とする。公示日は、適正に公示された日とする。

第43条 マスコミでの告知

1. マスコミでの告知は、法律に規定する場合当事者が要請した場合に行わなければならない。
2. 当事者が居住地に所在していると認められる場合、通知は、日刊新聞に2回連続で掲載するか、又は省・中央直轄市ラジオ局・テレビ局において2日間連続で2回放送することにより行わなければならない。
当事者が居住地に所在していないと認められる場合、通知は、日刊新聞に2回連続で掲載するか、又は中央ラジオ局・テレビ局において2日間連続で2回放送することにより行わなければならない。
3. マスコミでの2回目の通知日は、適正に通知された日とする。

第44条 判決執行条件の確認

1. 判決・決定の執行決定を自ら発した場合、執行官は、判決債務者の判決執行条件を確認しなければならない。
判決執行申立書に基づいて判決・決定の執行が行われる場合、判決債権者は、自ら判決債務者の判決執行条件を確認することができないときは、執行官に対し、判決執行条件の確認を要請することができる。この要請は、文書により行い、措置を講じたものの期待した成果が上らなかった旨を明確に記載し、その証明資料を添付しなければならない。
2. 執行官は、判決執行決定を自ら発した日又は判決債権者からの確認要請を受領した日から10日以内に確認を行わなければならない。緊急保全処分を適用する場合は、直ちに確認を行わなければならない。
確認については、調書を作成し、街区長官、村級人民委員会、村の公安、確認が実施された場所の機関又は組織により認証されなければならない。調書には、確認結果を十分に記載しなければならない。

第45条 判決・決定の任意執行期限

1. 判決・決定の任意執行期限は、判決債務者が判決執行決定を受領した日又は適正な通知を受けた日から15日以内とする。
2. 判決債務者が財産を隠匿し、破棄し、判決執行を免れようとすることを防止する必要がある場合、執行官は、第4章の規定による処分を直ちに講じることができる。

第46条 判決・決定の強制執行

1. 第45条に定める期限が超過し、判決執行条件があるのに判決債務者が任意に判決・決定を履行しない場合、強制執行が行われる。
2. 強制執行は、午後10時から午前6時までの時間帯、法律上の休日、祝日又は政府が特に定める場合には行うことができない。

第47条 判決執行で得られた金銭の弁済順序

1. 判決執行から得られた金銭は、判決執行費用及び第115条5項に規定する費用を差し引いた後、以下の順序で支払われる。
 - a) 扶養料、給与、賃金、退職金、失業手当、労働力喪失の手当、生命と健康及び精神への損害賠償金
 - b) 訴訟費用
 - c) 判決・決定に記載された他の執行可能な金額
2. 判決債権者が複数いる場合、判決執行において得られた金銭は、以下のとおり支払われる。
 - a) 本条1項に規定する順序に従い支払われる。同じ優先順位の場合は、判決執行において判決債権者が得られる金額の割合に応じて支払われる。
 - b) 強制執行決定の下での判決執行により得られた金銭は、その決定の時までに執行申立てを行った判決債権者に対して支払われる。残金は支払時点における他の判決執行決定に伴う他の判決債権者に対して払われる。
残額は、判決債務者に返還される。
3. 抵当権又は質権が設定された財産の売却又は特定の義務の履行を確保する判決・決定により差し押さえられた財産の売却により得られた金銭は、判決執行費用を差し引いた後、当該義務の確保のために優先的に支払われる。
4. 破産事件における支払順序については、破産に関する法律及び規則に従い決定される。
5. 執行官は、金銭を徴収した日から10日以内に、本条第1項と第2項に規定された判決執行金の支払を行う。

第48条 判決執行の延期

1. 民事判決執行機関の長は、以下の場合に判決執行の延期決定を発する。
 - a) 判決債務者が重病にかかり、県級又はそれ以上の等級の医療機関によるその証明がある場合、判決債務者の居住地が不明の場合、又は判決債務者が正当な理由により判決・決定における義務を履行することができない場合
 - b) 判決債権者が、判決債務者に対し、判決執行の延期に同意している場合。この同意は、延期期限を明記し、両者が署名した文書によらなければならない。判決債権者の同意による判決執行の延期期間中、判決債務者は、遅延利息の負担が免除される。
 - c) 国庫への納付義務を有する判決債務者が、財産を有しない場合、財産を有するもののその価値が強制執行費用を下回る場合、又は財産を有するもののその財産が差押えの対象外である場合
 - d) 差し押さえられた財産に関する紛争が生じ、その解決が裁判所に申し立てられた場合
 - e) 第179条第2項及び第3項の規定による権限ある機関の判決・決定の説明及び民事判決執行機関からの提議に対する回答の期限内に、判決執行が行われる場合
2. 民事判決執行機関の長は、強制執行決定に定められた強制執行の時期の少なくとも24時間前までに異議申立権者からの延期要請を受領したときは、延期決定を発する。民事判決執行機関の長は、強制執行決定に定められた強制執行の時期の24時間前より後に異議申立権者の延期要請を受領した場合、必要に応じて延期決定を発することができる。
判決・決定の一部又は全部の執行が終了している場合には、民事判決執行機関は、判決執行延期の要請をした者に対し、直ちに文書により通知しなければならない。
裁判所の判決・決定に対して再審又は監督審手続に従った異議を申し立てる権利を有する者は、回復不能な結果を防止するために、異議申立ての検討を目的とした判決執行延期を一回に限り要請することができる。
判決・決定への異議申立てをする権利を有する者の要請による延期期限は、延期決定を発した日から3か月を超えることができない。延期期間中、判決債務者は、判決執行の遅延利息の負担が

免除される。

3. 判決執行延期決定の発行期限は、本条1項に規定する判決執行延期の根拠が確認された日から5営業日以内とする。本条2項に規定する場合には、権限を有する者の要請を受領した直後に判決執行の延期決定をしなければならない。
4. 民事判決執行機関の長は、本条1項に規定する延期の根拠がなくなった日、本条2項に規定する権限を有する者の要請に応じた判決執行の延期期限が超過した日、又は異議申立権者による異議申立てに根拠がないとの返答を受領した日から5営業日以内に、判決執行の継続決定を発しなければならない。

第49条 判決執行の暫定的停止

1. 民事判決執行機関の長は、再審又は監督審手続に従った判決・決定への異議を申し立てる権限を有する者から判決執行の暫定的停止決定を受け取った場合、判決執行の停止について通知する。
判決・決定の一部又は全部の執行が終了している場合には、民事判決執行機関の長は、異議を申し立てた者に対し、直ちに文書により通知しなければならない。
異議申立てによる判決執行の暫定的停止期間中、判決債務者は、判決執行の遅延利息の負担が免除される。
2. 民事判決執行機関の長は、裁判所から、判決債務者の破産手続開始申立ての受理・取扱通知を受けた場合、判決執行の暫定的停止決定を発しなければならない。
判決執行の暫定的停止決定の発付期限は、裁判所からの通知を受けた日から5営業日以内とする。
3. 民事判決執行機関の長は、以下の決定のいずれかを受領してから5営業日以内に判決執行の継続について決定を下す。
 - a) 権限を有する者の異議申立て取下げ決定
 - b) 異議申立てがされたの判決・決定が変更されないという裁判所の再審又は監督審決定。
 - c) 破産に瀕していた企業又は合弁会社の破産手続又は事業回復手続の中止についての裁判所の決定。

第50条 判決執行の停止

1. 民事判決執行機関の長は、以下の場合に、判決執行の停止決定を発しなければならない。
 - a) 判決債務者が死亡し、遺産がない場合、又は法律の規定によれば、判決・決定中の判決債務者の義務が相続人に移転することが許されない場合
 - b) 判決債権者が死亡し、法律の規定によれば、判決・決定中のその権利及び利益が相続人に移転することが許されない場合、又は相続人がいない場合
 - c) 双方当事者の書面による合意がある場合又は判決債権者が民事判決執行機関に対し、判決執行を継続しないように要請した場合、ただし、判決執行の停止により第三者の合法的な権利及び利益への障害が生じるのみの場合を除く。
 - d) 判決・決定の一部又は全部が破棄された場合
 - e) 判決債務者が、解散された機関又は組織で、財産を有さず、当該機関又は組織の義務を他の組織へ移転することが許されない場合
 - f) 判決執行義務の一部又は全部を軽減又は免除する決定がある場合
 - g) 裁判所が判決債務者の破産手続開始決定を発した場合
 - h) 判決・決定中の未成年者が成年に達していない場合
2. 判決執行の停止決定の発付期限は、本条1項に規定する判決執行の停止の根拠が確認されてから5営業日以内とする。

第51条 判決執行申立書の返却

1. 民事判決執行機関の長は、以下の場合、判決執行申立書の返却決定を発する。
 - a) 判決債務者が判決執行のための財産を有さない場合、判決債務

者が財産を有するものの、その財産価値が少額で、執行費用し
かまかなえない場合若しくはその財産が法律の規定により判決
執行のために処分することが許されない場合

- b) 判決債務者に所得がない場合、又は所得があるものの、同人及びその家族の最低限度の生活のみしか賄えない場合
 - c) 差押えの目的物を売却することができず、かつ、判決債権者がその受取りを拒絶した場合
 - d) 判決債務者が特定物の引渡義務を負っているが、その物が既に存在せず、又は利用不能な程度にまで損傷している場合で、当事者が他の合意に達しないとき
2. 判決債務者が判決執行条件がある場合、判決債権者は、判決執行条件があることが判明した日から起算して第30条第1項に規定する期限以内に、判決・決定の執行を要請する権限を有する。

第52条 判決執行の終了

判決執行は、以下の場合に自動的に終了する。

1. 当事者が自らの権利、義務の執行を完遂した。
2. 判決執行の停止決定が発せられた。
3. 判決執行申立書の返却決定が発せられた。

第53条 判決執行結果の確認

当事者は、判決執行機関に対し、判決執行結果の確認を要請する権利を有する。
民事判決執行機関の長は、当事者の確認要請を受領した日から5営業日以内に判決執行結果の確認書を発しなければならない。

第54条 判決執行権利及び義務の移転

1. 機関又は組織への判決執行権利及び義務の移転は、以下のとおり行われる。
 - a) 組織の統合の場合、新組織は、法律に別の規定がある場合を除き、判決執行権利及び義務を引き続き行使及び履行する。
 - b) 組織の合併の場合、合併組織は、法律に別の規定がある場合を除き、判決執行権利及び義務を引き続き行使及び履行する。
 - c) 組織の分割の場合、分割を決定した機関は、法律に別の規定がある場合を除き、分割決定に伴い、判決執行権利及び義務について引き続き行使し、履行すべき権限、責任を有する個人又は組織を明確に確定しなければならない。
分割決定に分割後の各新組織の義務に関する規定がない場合、これらの新組織は、元の組織の判決執行義務の履行に関し連帯責任を負う。
 - d) 組織の解散の場合、解散の決定権限を有する機関は、民事判決執行機関に対し、決定を下す前にその旨を通知する。解散された組織の権利及び義務が他の組織へ移転された場合、この新組織は、当該判決執行権利及び義務を引き続き行使及び履行しなければならない。
民事判決執行機関、判決債権者又は関連する権利、義務を有する者は、権限ある機関に対し、法律の規定に基づき解散決定を再審査するよう要請する権利を有する。
法律に違反した解散決定の実施により判決執行のための財産がなくなった場合、解散決定を発した機関は、解散した組織に代わって、その財産に対応する判決執行義務について履行責任を負わなければならない。
- e) 組織の破産の場合、判決執行権利及び義務は、破産決定に基づき行使及び履行される。
- f) 企業は、株式会社化を行ったが、変更前に判決執行権利及び義務の行使及び履行をしていない場合、変更後に当該権利及び義務を引き続き行使及び履行しなければならない。

2. 個人である判決債権者又は判決債務者が死亡した場合、判決執行権利及び義務は、相続に関する法律及び規則に従い、他の者へ移転される。
3. 本条1項及び2項に規定する場合、判決執行権利及び義務の移転

を受けた個人、機関又は組織は、この法律の規定に基づき、判決執行を申し立てる権利を有し、又は判決執行義務を引き続き履行しなければならない。

民事判決執行機関の長は、移転された判決執行権利及び義務について、新たな個人、機関又は組織に対し、判決執行決定を発し、かつ、以前の判決執行決定を取り消さなければならない。

判決執行に関わる他の決定又は通知に関しては、民事判決執行機関は、この法律の規定に従い、場合に応じてそれらの決定若しくは通知らを維持し、取り消し、又は他の決定又は通知を行う。

4. 判決執行権利、義務の第三者への移転に関する当事者の合意がある場合、その第三者は当事者の権利、義務を有する。

第55条 判決執行の委託

1. 民事判決執行機関の長は、判決債務者が財産を所有し、勤務し、若しくは居住する地域、又は判決債務者の本部が所在する地域の民事判決執行機関に対し、判決執行を委託する権限を有する。
2. 判決債務者が財産を所有し、勤務し若しくは居住する地域、又は判決債務者の本部が所在する地域が多数ある場合、民事判決執行機関の長は、判決債務者が執行可能な地域の判決執行機関ごとに該当の義務執行を分割し委託する権限を有する。

財産に関する義務の履行を委託する場合、民事判決執行機関の長は、判決債務者の財産が所在する地域の判決執行機関に対して委託する権限を有する。財産所在地を確認することができず、又は財産所在地が勤務地、居住地、本社所在地と一致する場合、判決債務者の勤務地、居住地又は本社所在地の判決執行機関に対して委託する権限を有する。

連帯責任の執行の場合で、判決債務者が多数の地域に居住し、又は財産を所有している場合、民事判決執行機関の長は、判決債務者について判決執行が可能な地域の民事判決執行機関に対し、判決執行のすべての義務を委託する権限を有する。

3. 委託は、委託の根拠が確認された日から5営業日以内に行わなければならない。緊急保全処分措置の適用に関する裁判所の決定の執行を委託する必要がある場合、委託の根拠が確認された後直ちに委託を行わなければならない。

第56条 判決執行委託権限

1. 省級民事判決執行機関は、以下の判決・決定の執行を委託しなければならない。
 - a) 他の省級民事判決執行機関に対し、次の執行の委託を行う；判決債務者が省級国家機関である場合の労働者の職場復帰又は損害賠償に関する判決・決定；外国要素のある判決・決定；知的財産権に係る判決・決定；商事仲裁所の仲裁判断；競争法事件解決評議会の競争法事件解決決定
 - b) 軍区級判決執行機関に対し、当事者又は財産が域内軍隊に関係した事件の判決執行を委託する。
 - c) 県級民事判決執行機関に対し、a及びbに規定する場合を除き、他の事件を委託する。
2. 県級民事判決執行機関は、その権限内の事件を十分な執行条件のある他の地域の省級民事判決執行機関、軍区級判決執行機関又は他の県級民事判決執行機関に対して委託する。
3. 軍区級判決執行機関は、その権限内の事件を十分な執行条件のある他の軍区級判決執行機関、省級民事判決執行機関又は県級民事判決執行機関に対して委託する。

第57条 判決執行委託の実施

1. 民事判決執行機関は、その管轄内において仮差押え、差押えをした財産で、委託に係るものについて、完全に処理しなければならない。民事判決執行機関の長は、判決執行決定を発行したが、委託の必要性が判明した場合、当該判決執行決定の一部又は全部の取消決定をするとともに、十分な執行条件を有する他の判決執行機関に対する委託決定を発しなければならない。

2. 委託を受けた民事判決執行機関は、委託をした民事執行機関に対し、委託決定を返還することができず、この法律の規定に従い、判決執行を引き続き行わなければならない。ただし、委託を受けた機関の権限、判決執行の内容に関して、委託決定に間違い又は誤りがある場合を除く。

民事判決執行機関の長は、委託決定を受領した日から5営業日以内に、判決執行決定を発し、委託をした民事判決執行機関に対し、書面により委託決定の受領の承認を通知しなければならない。

第58条 判決執行の対象財産の保管

1. 判決執行の対象財産の保管は、次の方法のいずれかにより行われる。
 - a) 判決債務者若しくは第40条第2項に規定する判決債務者の親類、又はその財産を使用し、若しくは保管している者に引き渡す。
 - b) 財産を保管する条件を有する個人又は組織に引き渡す。
 - c) 民事判決執行機関の倉庫に保管する。
2. 貴金属や宝石、紙幣、有価証券は、国家金庫に保管する。
3. 保管のための財産引渡しについては、調書を作成し、調書には財産の種類及び状態、引渡しの年月日、執行官、当事者、保管者として指定を受けた者、証人（いる場合）の名称、保管者として指定を受けた者の権利及び義務を記載し、関係者に署名させなければならない。署名を拒否した関係者がいる場合、その旨や理由を調書に記載しなければならない。

第1項bに規定する保管者として指定を受けた者は、報酬や保管費用の支払を受けることができる。報酬や財産保管費用は、法律に別の規定がある場合を除き、判決債務者が負担する。
4. 財産引渡調書は、当事者、関連する権利、義務を有する者、保管受任者、財産を使用又は保管していた者に交付し、判決執行一件記録に綴るものとする。
5. 財産保管者として指定を受けた者は、財産の保管に関し、法律の規定に違反した場合、違反行為の性質と程度に応じて行政罰、懲戒処分又は刑事責任の追及を受け、損害を発生させた場合は法律の規定に基づいて賠償責任を負う。

第59条 判決執行時に財産の価値が変更した場合の判決執行

当事者の一方が財産を受領して他方当事者にその財産の価値を金銭で支払うとの判決・決定の執行において、判決執行時点に財産の価値が変化している場合又は当事者の一方が財産の価値を再評価するよう要請した場合、当該財産については、判決執行のために、第98条に従い、価値の評価を行わなければならない。

第60条 民事判決執行費用

判決債権者は、民事判決執行費用を納付しなければならない。政府は、民事判決執行費用、徴収納付手続、民事判決執行費用の管理、使用について規定する。

第61条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の条件

1. 判決債務者が国家予算への納付義務を果たすための財産を有しない場合で、以下の期限が経過したときは、判決執行義務の軽減又は免除を検討するものとする。
 - a) 価格の定めのない訴訟費用の場合、判決執行決定発行の日から5年間
 - b) 国家予算に納付する他の費用が500万ドン未満の場合、判決執行決定発行の日から10年間
2. 判決債務者が国家予算への納付義務を一部果たしたが、判決執行のための財産がない場合で、以下の期限が経過したときは、残りの義務の執行の軽減又は免除を検討するものとする。
 - a) 残りの義務の価値が500万ドン未満の場合、判決執行決定発行の日から5年間

- b) 残りの義務の価値が1000万ドン未満の場合、判決執行決定発行の日から10年間
3. 判決債務者が国家予算への納付義務を一部果たしたが、判決執行のための財産がない場合で、以下の期限が経過したときは、残りの義務の執行の一部の軽減又は免除が検討される。
- a) 残りの義務の価値が1000万ドン以上1億ドン未満の場合、判決決定発行の日から5年間
- b) 残りの義務の価値が1億ドン以上の場合、判決・決定発行の日から10年間
4. 判決執行義務の軽減又は免除の検討は随時行われるが、各判決債務者に対しては、1年に1回のみしか軽減又は免除を行うことができない。一名の判決債務者に多数の判決・決定による国家予算への納付義務が多数ある場合、この検討回数の制限は各判決・決定ごとに適用する。

第62条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の提議に関する一件記録

民事判決執行機関は、権限を有する裁判所に対し、判決執行義務の軽減又は免除を提議する一件記録を送付する。その一件記録には、以下の書類からなる。

1. 民事判決執行機関の長又は検察院の長（罰金の軽減又は免除の提議の場合）による判決執行義務の軽減又は免除提議書
2. 裁判所の判決・決定、民事判決執行機関の判決執行決定
3. 減免の提議前3か月以内に行われた判決債務者の執行条件確認調査書
4. 判決債務者が判決執行義務を軽減又は免除されるべき根拠を証明する資料（ある場合）。
5. 民事判決執行機関により判決執行義務の軽減又は免除が提議される場合における同級検察院の意見書

第63条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除の検討権限及び手続

1. 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除を検討する権限は、当該判決執行を担当する民事判決執行機関の本部が所在する県級人民裁判所に属する。
2. 裁判所は、判決執行義務の軽減又は免除の提議に関する一件記録を受領した日から2営業日以内に、これを受理しなければならない。
事件担当裁判官は、一件記録を受領した日から20日以内に、判決執行義務の軽減又は免除を検討する会議を開かなければならない。

3. 判決執行義務の軽減又は免除を検討する会議では、裁判官一名が議長となり、同級検察院や提議をした民事判決執行機関の代理人が出席しなければならない。

判決執行義務の軽減又は免除を検討する場合、民事判決執行機関の代理人は、軽減又は免除の提議に関する一件記録を簡潔に要約して述べ、検察院の代理人は、一件記録について意見を述べる。裁判官は、提議に関する一件記録や代理人らの意見を検討した上で、判決執行義務の軽減又は免除に関する提議の一部又は全部を採用し、又は却下する決定を下す。

4. 裁判所は、判決執行義務の軽減又は免除に関する決定を発した日から5日以内に、判決執行義務の軽減又は免除の対象者、同級検察院、直轄上級検察院、提議をした民事判決執行機関、判決執行義務の減免対象者が服役中の場合の刑務所、拘留所に対し、当該決定を送付しなければならない。

第64条 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除に関する裁判所の決定に対する異議申立て

1. 国家予算への納付に関する判決執行義務の軽減又は免除に関する裁判所の決定に対し、検察院は、控訴手続に従って異議申立てを行うことができる。異議申立期限は、裁判所の決定を受領した日

から、同級検察院は7日以内、直轄上級検察院は15日以内とする。

異議申立期限が超過しても検察院の異議申立てがない場合、裁判所の決定は法的効力を有する。

2. 判決執行義務の軽減又は免除について決定した裁判所は、検察院の異議申立てを受領した日から7日以内に、直轄上級裁判所に対し、一件記録及び異議申立書を送付する。
3. 直轄上級裁判所は、異議申立てに関する一件記録を受領した日から15日以内に、異議申立てに関する検討会議を開かなければならない。

異議申立てに関する検討会議では、裁判官一名が議長となり、同級検察院の代理人が出席する。裁判所は、必要がある場合、判決執行義務の軽減又は免除の提議を行った民事判決執行機関の代理人にも出席を要請しなければならない。議長である裁判官は、異議申立てに対する解決決定をはしかなければならない。

判決執行義務の軽減又は免除に関する異議申立てに対する解決決定は、法的効力を有する。

4. 検察院が異議申立てに関する検討会議の際、又はそれに先立ち異議申立てを取り下げた場合、裁判所は、異議申立てに関する検討の停止決定を発しなければならない。異議申立ての対象とされた判決執行義務の軽減又は免除に関する裁判所の決定は、法的効力を有する。
5. 判決執行義務の軽減又は免除決定が法的効力を有した後、判決債務者が判決執行義務の軽減又は免除を申し立てる目的で、又は、判決執行を回避する目的で、財産を隠匿し、散逸させた行為が判明した場合、軽減又は免除の適用を提議した民事判決執行機関及び検察院は、刑事訴訟法及び民事訴訟法に従い、権限を有する裁判所の所長又は権限を有する検察院の長に対し、当該権限又は免除の決定について控訴手続による異議申立てを検討するよう提議する責任を負う。

第65条 判決執行に対する国家予算の財源確保

判決債務者が国家予算からすべての活動費用の支援を受ける機関又は組織であり、あらゆる財政的手段を講じても判決執行が不可能な場合、判決執行義務を果たすための財源は、国家予算から充当される。損害を発生させた者の物質的責任の解決は、法律の規定に従って行われる。

政府は、判決執行義務を果たすための財源確保に関する権限、条件、対象、手続について規定する。

第4章 判決執行のための保全処分及び強制執行

第1節 判決執行のための保全処分

第66条 判決執行のための保全処分

1. 執行官は、財産の散逸、隠匿若しくは破壊又は判決執行からの回避を防止するため、職権により、又は書面における当事者の申出により、直ちに判決執行のための保全処分を適用する権限を有する。執行官は、当該処分の適用に当たり、当事者に対し、事前に通知する必要はない。
2. 執行官に対して判決執行のための保全処分措置の適用を要請する当事者は、自らの要請について法的な責任を負う。誤った保全処分の適用を要請し、その保全処分を受ける者又は第三者に損害を与えた場合、賠償しなければならない。
3. 判決執行のための保全処分には、以下のものがある。
 - a) 預金口座の凍結
 - b) 財産又は書類の仮差押え
 - c) 財産登録、譲渡又は現状変更の暫定的停止

第67条 預金口座の凍結

1. 預金口座の凍結は、判決債務者による口座の預金の散逸、隠匿等

の行為を防ぐ必要のある場合に行われる。

2. 預金口座を凍結するに当たり、執行官は、判決債務者の口座を管理する機関又は組織に対し、預金口座の凍結決定書を交付しなければならない。
当該機関又は組織は、預金口座の金額、情報を提供し、当該決定に従わなければならない。
3. 預金口座凍結の決定を発した日から5営業日以内に、執行官は、第76条に規定する強制措置を適用しなければならない。

第68条 当事者の財産・書類の仮差押え

1. 判決執行を実施する責任を負う執行官は、当事者が管理し、使用する財産若しくは書類を仮に差し押さえ、又は他の個人、機関若しくは組織に対し、その仮差押えに関する支援を要請する権限を有する。
2. 財産又は書類の仮差押えをする際は、調書を作成し、執行官及び当事者が署名しなければならない。当事者が調書に署名しない場合、証人に署名させなければならない。財産又は書類の仮差押えの調書は、当事者に交付しなければならない。
3. 財産又は書類の仮差押えの日から15日以内に、執行官は、以下のいずれかの決定を発しなければならない。
 - a) 仮に差し押さえた財産又は書類が判決債務者の所有に属するものであると認められる場合、強制執行の適用決定
 - b) 当事者が仮に差し押さえられた財産又は書類が判決債務者の所有に属さないことを証明した場合、当該財産又は書類の当事者への返還決定
仮に差し押さえられた財産又は書類を返還する場合は、調書を作成し、当事者が署名しなければならない。

第69条 財産の登録、譲渡、又は現状変更の暫定的停止

当事者による財産についての所有権若しくは使用権の譲渡、財産の散逸、隠匿若しくは破壊又は現状変更の行為を発見又は防止するために必要がある場合、執行官は、判決債務者の財産に対する所有権若しくは使用権の登録若しくは譲渡、財産の散逸、隠匿若しくは破壊又は現状変更の行為の暫定的停止に関する決定を発し、それらを暫定的に停止するために、関連する個人、機関又は組織に対し、その決定書を送付しなければならない。

執行官は、上記決定の日から15日以内に、財産を差し押さえるか、又は財産の所有権若しくは使用権の登録若しくは譲渡又は財産の現状変更の暫定的停止を終了しなければならない。

第2節 強制執行に関する総則

第70条 強制執行の根拠

強制執行の根拠は、以下のとおりである。

1. 判決・決定
2. 判決執行決定
3. 強制執行決定、ただし、財産又は預金口座の仮差押え又は凍結に関する判決・決定及び裁判所による緊急保全処分の適用の場合は除く。

第71条 強制執行に関する措置

この法律に規定する強制執行の手段は、以下のとおりである。

1. 判決債務者の預金口座からの控除、金銭の控除、有価証券の回収
2. 判決債務者の所得からの控除
3. 判決債務者の財産（第三者の保管するものも含む）の差押え又は売却
4. 判決債務者の財産の開発
5. 物又は財産権及び資料の強制引渡し
6. 判決債務者に対し、特定の作業への従事を強制し、又は禁止すること

第72条 強制執行の計画

1. 執行官は、強制執行の前に、強制執行計画を立てなければならない。ただし、緊急の強制執行の場合を除く。
2. 強制執行計画は、主に以下の内容とする。
 - a) 適用すべき強制執行措置
 - b) 強制執行の日時及び場所
 - c) 強制執行の方法
 - d) 強制執行を確保する上で要請すべき強制力
 - e) 強制執行のための費用の見積り
3. 強制執行計画は、検察院、同級の公安機関、強制執行実施地である村級人民委員会、そして強制執行に関係する機関又は組織に対し、直ちに送付しなければならない。
4. 公安機関は、民事訴訟執行機関の強制執行計画に基づき、強制執行の保護のための計画を作成する責任を負う。その中では、秩序を維持するための強制力及び必要な用具を手配し、強制執行の現場を保護し、財産の散逸、判決執行への妨害、敵対行動を防止し、敵対者を一時的に留置し、犯罪の兆しがある場合、刑事手続を開始しなければならない。

第73条 強制執行の費用

1. 判決債務者は、以下の強制執行の費用を負担する。
 - a) 強制執行に関する通知費用
 - b) 資料及び燃料の購入費用、防護のために賃貸する装備及び用具の費用、公共医療費用、火事及び爆発防止及び闘争費用その他の必要な装備並びに強制執行に供するための用具の費用
 - c) 財産の価格評価若しくは鑑定、財産の競売のための費用、第2項 a) 及び第3項 a) に規定する場合以外の財産の価格再評価のための費用
 - d) 強制執行を行うために必要な財産の保管のための費用又は人件費、財産の譲渡費用、建物の建築又は撤去のための費用又は人件費、土地境界を決するための測定又は図面作成の用具の賃借費用
 - e) 財産、資料の仮差押え又は差押えの費用
 - f) 直接強制執行に参加した者及び判決執行を保護した者に対する報酬
2. 判決債権者は、以下の強制執行の費用を負担しなければならない。
 - a) 第44条第1項の規定に従い定められた費用、判決債務者が要請した場合における財産の価格再評価のための費用、ただし、財産価格の評価時に法律及び規則違反があるために再評価をする場合を除く。
 - b) 判決債権者に対して仕切りの作成や撤去の費用を負担するよう命ずる判決がある場合におけるその費用の一部又は全部
3. 以下の場合、国家予算より強制執行の費用を拠出する。
 - a) 財産価格の評価時に法律及び規則違反があるために再評価する場合
 - b) 第44条第1項の定める判決を自主的履行がされる場合の判決執行条件の確認のための費用
 - c) 政府が規定する他の必要な費用
 - d) 当事者が法律に従い強制執行費用の軽減又は免除を受ける場合
4. 執行官は、強制執行の費用を見積もり、定められた強制執行の日から少なくとも3営業日前に、判決債務者に対し、これを通知しなければならない。ただし、直ちに強制執行を行わなければならない場合を除く。その費用は、国家予算により予納される。
5. 強制執行の費用は、民事訴訟執行機関の長が執行官の提案に基づき承認した後、実費により適切に支払われる。
判決執行を行う民事判決執行機関の長は、強制執行費用の軽減又は免除を検討しなければならない。
6. 強制執行費用は、当事者により支払われるか、又は得られた金額、第三者が保管する財産を含め、差し押さえられた財産を競売したことにより得られた金額から控除される。財産を処分し、又は金銭を回収した後、執行官は、直ちに予納された金額を返還する手

続をしなければならない。

7. 政府は、直接強制執行に参加した者又は強制執行を保護した者に対して支払う報酬の金額、強制執行の費用回収、支払、軽減、免除、判決執行費用の管理及び使用について規定しなければならない。

第74条 共同所有財産に対する強制執行

1. 執行官は、判決債務者その他の者に属する共同所有財産（土地使用権を含む）の強制執行の前に、共同所有者に対し、強制執行について通知しなければならない。

共同所有者又は共同使用者は、共同所有財産のうち自らの持分を確定するため、裁判所に提訴する権限を有する。共同所有者が上記通知を受領した日から30日以内に提訴しない場合、判決債権者又は執行官は、裁判所に対し、判決執行を確保するため、共同所有財産のうちの判決債務者の持分を確定することを要請する権利を有する。

夫婦が所有する財産に関しては、執行官は、婚姻法族法の規定に従って夫又は妻の持分割合を確定し、夫又は妻に対して通知しなければならない。夫又は妻が同意しない場合、執行官が所有持分を決した日から30日以内に、裁判所に対し、共有財産を分割するための訴えを提起する権利を有する。上記の期間が経過しても当事者が訴えを提起しない場合、執行官は財産の売却を実行し、判決債務者の夫又は妻に対し、その者の所有持分にかかる財産に相当する金額を返還しなければならない。

2. 差し押さえられた共同所有財産の全共同所有者の持分が確定された場合、共有財産は次のとおり処理される。
 - a) 分割可能な共有財産に関しては、執行官は、判決債務者の所有部分に相当する財産に対して強制執行を適用する。
 - b) 分割不可能、又は分割により財産価値が著しく減少する共有財産に関しては、執行官は財産の全部について強制執行を適用することができ、その場合は残りの共同所有者に対し、その者の所有持分にかかる財産に相当する金額を返還しなければならない。
3. 共同所有又は共同使用に係る財産を売却する際、共同所有者は、その財産を優先して購入する権利を有する。

第75条 強制執行時に紛争発生の原因となる財産の措置

他の者との間に紛争が発生している判決債務者の財産に対して強制執行を行う場合、執行官は、強制執行を実施するとともに、当事者及び当事者と争っている者に対し、裁判所に訴えを提起すること又は権限ある機関に解決を求めるように要請しなければならない。執行官は、差し押さえた財産を権限のある裁判所、機関の決定に従って取り扱う。

執行官が要請したのに、当事者及び当事者と争っている者が30日以内に、裁判所に訴えを提起し、又は管轄機関に紛争解決を求めない場合、当該財産は、この法律の規定に従って取り扱われる。

第3節 金銭である財産に対する強制執行

第76条 預金口座からの控除

1. 執行官は、判決債務者の預金口座からの控除決定を発しなければならない。控除される金額は、判決執行義務の金額及び強制執行費用を超えてはならない。
2. 判決債務者の預金口座からの控除に関する決定を受けた際は、その口座を管理する機関又は組織は、預金口座控除決定に従って、判決債務者の預金口座から民事訴訟執行機関の口座又は判決債権者の口座に控除される金額を移さなければならない。

第77条 預金口座の凍結の解除

1. 預金口座の凍結は、以下の場合に解除しなければならない。
 - a) 判決債務者が判決執行義務を履行した場合
 - b) 機関又は組織が、執行官の要請に基づき判決債務者の預金口座

から控除をした場合

- c) 第50条の規定による判決執行の停止決定が発せられた場合
2. 執行官は、第1項に規定する事由が生じた場合、直ちに凍結解除の決定を発しなければならない。

第78条 判決債務者の所得からの控除

1. 判決債務者の所得とは、給料、報酬、年金、労働不能手当その他合法的な所得をいう。
2. 判決債務者の所得からの控除は、以下の場合に行わなければならない。
 - a) 当事者間に合意がある場合
 - b) 判決債務者の所得から控除を命ずる判決・決定がある場合
 - c) 養育に関する判決・決定を執行する場合、定期的に判決・決定を執行する場合、判決執行における金額が高額でない場合又は判決債務者の財産が判決執行のために十分でない場合
3. 執行官は、判決債務者の所得からの控除に関する決定を発しなければならない。控除する割合の上限は、判決債務者が毎月受け取る給料、報酬、年金又は労働不能手当の30%である。ただし、当事者に他の合意がある場合を除く。他の収入に関しては、控除する割合は判決債務者の実収入に基づき決められるが、法律の規定に従って、判決債務者及び同人が扶養すべき義務を負う者の最低限度の生活水準を確保しなければならない。
4. 判決債務者が給料、報酬、年金、手当その他合法的な収入を受け取る機関、組織、労働使用者又は社会保険所は、第2項、第3項の規定に従い、実行する責任を負う。

第79条 判決債務者の営業収入からの徴収

1. 判決債務者が営業活動から得る定期的な収入がある場合、執行官は、判決執行のために判決債務者の営業収入からの控除に関する決定を発する。

徴収の際、執行官は、営業活動を維持するための最低限度の金額及び判決債務者及びその家族の生活費を残さなければならない。
2. 執行官は、判決債務者に対し、受領証を発行しなければならない。

第80条 判決債務者が保管する金銭の徴収

判決債務者が金銭を保管していることを発見し、その金銭が判決債務者の所有に属すると判断すべき根拠がある場合、執行官は、判決執行のためにその金銭の徴収に関する決定を発しなければならない。執行官は、徴収調書を作成し、判決債務者に対して受領証を発行しなければならない。判決債務者が徴収調書に署名しない場合、証人に署名させなければならない。

第81条 第三者が保管している判決債務者の所有金銭の徴収

第三者が判決債務者の所有する金銭を保管していることが判明した場合、執行官は、判決執行のためにその金銭の徴収に関する決定を発しなければならない。判決債務者の所有する金銭を保管している第三者は、その金額を執行官に引き渡す義務を負う。執行官は、徴収調書を作成し、第三者に対して受領証を発行し、判決債務者に通知しなければならない。第三者が徴収調書に署名しない場合、証人に署名させなければならない。

第4節 有価証券である財産に対する強制執行

第82条 有価証券の没収

1. 判決債務者の有価証券が判決債務者自身又は個人、若しくは機関により保管されている場合、執行官は、判決執行のためにその証券の徴収及び差押えに関する決定を発しなければならない。
2. 有価証券を保管している判決債務者又は個人若しくは機関は、民事訴訟執行機関に対し、その証券を引き渡す義務を負う。
3. 有価証券を保管している判決債務者又は個人若しくは組織が民事訴訟執行機関に対し、その証券を引き渡さない場合、執行官は、

判決執行のために、権限のある組織又は機関に対し、その証券の価値を移転するよう要請しなければならない。

第83条 有価証券の売却

有価証券は、有価証券に関する法律に従い売却される。

第5節 知的財産に対する強制執行

第84条 知的財産の差押え、使用及び開発

1. 執行官は、判決債務者に属する知的財産権の差押えに関する決定を発する。

判決債務者が知的財産の所有者であり、他の組織、団体、個人に知的財産の使用権を譲渡した場合、その知的財産は差押えの対象となる。

2. 判決債務者の知的財産を差し押さえる場合、執行官は、知的財産の対象に応じて、判決債務者の知的財産に関する資料を回収し、保管しなければならない。

3. 知的財産法の規定に従い、国防、治安、国民生活及び国家、社会の利益の確保を目的として、国家が知的財産の所有者に対し、その権利を機関、組織、個人に一定期間譲渡しなければならない旨を決定した場合は、執行官は、上記の強制的な譲渡期間中、判決債務者の知的財産を差し押さえることができない。

4. 執行官は、機関、団体、個人に対し、知的財産の使用、開発の譲渡を決定しなければならない。知的財産の使用、開発の譲渡を受けた機関、団体、個人は、民事判決執行機関に対し、得た金額から必要経費を控除した金額を支払わなければならない。

必要な場合、執行官は、知的財産の専門機関に対し、判決債務者の知的財産の使用、開発により得られる利益、収入の回収及び管理の業務を要請しなければならない。

5. 判決債務者が他の機関、団体、個人に知的財産を譲渡したが、代金の支払を受けておらず、又は一部の支払しか受けていない場合、執行官は、その知的財産の譲渡を受けた機関、団体、個人に対し、判決執行のために未支払金額の支払を命じる決定をしなければならない。

第85条 知的財産権の評価

1. 知的財産の評価は、第98条、第99条及び知的財産法の規定に従い行われる。

2. 政府は、知的財産に関する評価の手続、順序及び方法について規定しなければならない。

第86条 知的財産の競売

1. 知的財産は、財産競売法及び知的財産法により売却しなければならない。

2. 政府は、知的財産の競売に関する順序及び手続について規定しなければならない。

第6節 物的財産に対する強制執行

第87条 差押えの対象でない財産

1. 法律に従い流通が禁止されている財産；国防、治安、公益に供される財産；国家予算から機関、組織に供与される財産

2. 個人である判決債務者の下記財産

a) 新たな収入又は取獲がない期間中における判決債務者及びその家族の最低限の需要に対応する食糧

b) 判決債務者及びその家族の病気の治療又は予防のために不可欠な医薬品

c) 身体障害者の必需品及び病人看病のための必需品

d) その地域の慣習によれば通常の範囲内といえる信仰のための用具

e) 価値が低く、判決債務者及びその家族の生計の主要な又は唯一

の手段である道具、機械

f) 判決債務者及びその家族の日常生活上の必需品

3. 企業、協同組合、生産・営業・サービス施設である判決債務者の下記財産

a) 従業員の病気予防及び治療のために用いられる薬品、道具若しくは財産；従業員の食事のために用いられる食品、用具又は財産；

b) 幼稚園、学校、医療施設、これらの施設の道具、機械その他の財産で、営業を目的として使用されていない財産；

c) 労働安全、火災予防、環境汚染予防のための道具、機械、装置

第88条 差押えの実行

1. 不動産財産の差押えを行う3営業日前までに、執行官は、強制執行が行われる場所の村級政府の代表者又は街区長官、当事者、関連する権利、義務を有する者に対し、日時、場所、差し押さえる不動産を通知しなければならない。ただし、判決執行を妨害するために、判決債務者が財産の散逸、隠匿、破壊等を行うことを防ぐ必要がある場合を除く。

当事者は、欠席する場合、自らの権利又は義務の行使又は履行について他人に代理権を与えることができる。適法な通知を受けた当事者又はその代理人が欠席した場合、執行官は証人を呼んで差押えを行うことができる。この場合、差押えに関する調書にその旨を明記しなければならない。証人を呼ぶことができない場合においても、執行官は差押えを行うことができるが、差押えに関する調書に上記の者らの欠席を明記しなければならない。

物、住居、建築物の差押えを行う場合で、判決債務者又は当該財産を管理、使用する者がその場におらず、鍵の開錠が必要なときは、執行官は、第93条の規定に従い執行を行わなければならない。

2. 差押えについては調書を作成しなければならない。調書には、差押えの年月日、時刻、執行官、判決債務者、判決債権者、調書作成者、証人、当該財産に関係する者；差押え時の事情；財産ごとの現状；当事者の要請、証人の意見を明確に記載しなければならない。

差押調書には、当事者双方又は代理人、証人、村級政府の代表者又は街区長官、執行官及び調書作成者が署名しなければならない。

第89条 土地使用権に係る財産又は法律により所有権登録若しくは担保取引登録が要求される財産の差押え

1. 土地使用権に係る財産又は法律により所有権登録若しくは担保取引登録が要求される財産の差押えを行うに先立ち、執行官は、登録機関に対し、登録された財産、取引に関する情報の提供を要請しなければならない。

2. 差押えの後、執行官は、第178条第1項の規定により、登録機関に対し、当該財産の差押えについて書面により通知しなければならない。

第90条 抵当権又は質権の設定された財産の差押え及び売却

1. 判決債務者に財産がない場合又は財産があるが判決執行義務を履行するのに十分でない場合で、判決債務者に抵当権又は質権が設定された財産があり、その財産の価値が被担保債権及び執行費用よりも高いときは、執行官は、これを差し押さえて売却する権限を有する。

2. 抵当権又は質権が設定された財産を差し押さえる場合、執行官は、これを抵当権者又は質権者に通知しなければならない；差し押さえた財産を売却する場合、抵当権者又は質権者は、第47条第3項の規定により優先弁済を受ける。

第91条 第三者が管理する判決債務者の財産の差押え

判決債務者の財産（他の判決・決定により確認された財産を含

む)を第三者が保管する場合、執行官は、判決執行のためにその財産を差し押さえる決定を発しなければならない；その第三者が任意に財産を引き渡さない場合、執行官は、その者に対し、判決執行のために当該財産を引き渡すことを強制しなければならない。

当該財産が賃貸されている場合、賃借人は、引き続き締結された賃借契約に従って賃借することができる。

第92条 出資金の差押え

1. 執行官は、判決債務者が出資を行った組織、機関、団体又は個人に対し、判決債務者の出資に関する情報の提供を要請することができる。必要な場合、執行官は、強制執行のため、権限のある機関に対し、判決債務者の出資金額を確定することを求め、又は特別の個人又は機関に対し、判決債務者の出資金額を確定することを要求することができる。
2. 当事者は、裁判所に対し、判決債務者の出資金額を確定することを要請する権利を有する。

第93条 施錠又は梱包された物の差押え

施錠又は梱包された物を差し押さえる際、執行官は、判決債務者又はその品物を管理若しくは使用する者に対し、その物を開錠又は開封するよう要請しなければならない。それらの者が物を開錠若しくは開封しない場合又は故意に立ち会わない場合、執行官は、自ら又は他の個人若しくは組織を雇って物を開錠、開封又は鍵を破壊することができるが、証人を必要とする。判決債務者は、物の開錠、開封又は破壊による損害を負担しなければならない。

必要な場合、開錠し、開封し、又は鍵が破壊された後、執行官は、第58条の規定に従い、物に封印をし、適当な者にその保管を要請しなければならない。

開錠し、開封し、破壊し、又は封印を貼付するときは、調書を作成し、調書には立会人と証人が署名しなければならない。

第94条 土地の定着物の差押え

土地に定着している建築物である財産を差し押さえる場合、土地使用権を差し押さえなければならない。ただし、法律により土地使用権が差し押さえられない場合又は差し押さえた財産と土地を分離することによりその財産の価値が著しく減少しない場合を除く。

第95条 住宅の差押え

1. 判決債務者とその家族が住むことができる唯一の住宅の差押えは、判決債務者が別の財産を所有していないこと、又は別の財産を所有していても判決執行に十分でないことが確認されるまでは、行ってはならない。ただし、判決債務者が判決執行のために住宅を差し押さえることに同意している場合を除く。
2. 住宅を差し押さえる場合、住宅が所在する土地の使用権も差し押さえなければならない。住宅が、別の者の使用権を有する土地に所在する場合、執行官は、土地使用権者が同意する場合に限り、判決執行のために住宅と土地使用権を差し押さえなければならない。土地使用権者が同意しない場合は、住宅と土地を分離することにより住宅の価値が著しく減少しない場合に限り、判決債務者の住宅を差し押さえなければならない。
3. 賃貸したり他の者に居住させたりしている判決債務者の住宅を差し押さえた場合、執行官は、それらの者に対し、直ちに差押えについて通知しなければならない。

差し押さえる財産が賃貸住宅又は競売にかけられている店舗であり、賃貸期間又は残りの占有期間が経過していない場合、賃借人は、民法の規定により、住宅を賃借し、又は占有を続ける権利を有する。
4. 施錠されている住宅は、第93条の規定により差し押さえる。

第96条 交通車両の差押え

1. 判決債務者の交通車両を差し押さえる場合、執行官は、その車両

の登録書類があるときは、判決債務者又はその車両を管理、使用している者に対し、その登録書類の引渡しを要請しなければならない。

2. 差押え後も開発及び使用できる交通車両に関して、執行官は、保管し、又は判決債務者若しくはその車両を管理及び使用する者に対し、譲渡、抵当権及び質権の設定はしないとの条件で、これを引き渡して開発、使用及び保管を継続させることができる。

判決債務者又はその車両を管理及び使用する者に対し、その車両の開発及び使用を継続させる場合、執行官は、その車両が道路の走行を継続できるようにするため、登録書類の保管に関する調書を発ししなければならない。

3. 執行官は、権限ある機関に対し、差し押さえた車両について、譲渡、抵当権設定及び質権設定を禁止し、又は道路の走行を制限するよう要請する権限を有する。
4. 判決執行のための飛行機、大型船舶の差押え (seizure) は、船舶拿捕に関する法律に従い行う。

第97条 収穫物の留置

判決債務者が収穫を得られる財産を有している場合、執行官は、判決執行のためにその収穫物を差し押さえる権限を有する。判決債務者及びその家族の食糧である収穫物を差し押さえる場合、執行官は、第87条第2項aの規定により、判決債務者及びその家族の生活のために必要な部分を残さなければならない。

第98条 差し押さえた財産の評価

1. 執行官は、財産を差し押さえた直後に、当事者が財産の価値又は財産評価組織について合意する場合、その合意について調書を作成しなければならない。当事者が合意した財産の価値は、競売における最初の価格とする。当事者が財産評価組織について合意した場合、執行官は、その財産評価組織との間でその業務契約を締結しなければならない。
2. 執行官は、以下の場合には、財産を差し押さえた日から5営業日以内に、差し押さえた財産が所在する省、中央直轄市の財産評価組織との間でその業務契約を締結しなければならない。
 - a) 当事者が財産の価値及び財産評価組織の選択について合意しない場合
 - b) 選択された財産評価組織が業務契約の締結を拒否した場合
 - c) 第36条第1項に規定する判決・決定を執行する場合
3. 執行官は、以下の場合、財産の価値を決定しなければならない。
 - a) 第2項に規定する業務契約を締結することができない場合
 - b) 差し押さえた財産が生もので傷みややすく、価値が低額で、その価値について当事者が合意しない場合。政府は、価値の低額な物について規定しなければならない。

第99条 差し押さえた財産の再評価

1. 差し押さえた財産の再評価は、以下の場合に行わなければならない。
 - a) 執行官が第98条の規定に著しく違反する行為を行い、それが誤った評価結果を引き起こした場合
 - b) 競売の公示がされる前に当事者から再評価の要請がされた場合
2. 差し押さえられた財産の再評価は、第98条第2項及び第3項の規定に従い行わなければならない。

第100条 判決執行のための財産の引渡し

1. 判決債権者が差し押さえられた財産を受領して、その価値を判決執行に係る金額から控除することについて、当事者が合意した場合、執行官は、その合意について調書を作成しなければならない。

判決債権者が多数いる場合、財産を受領する者は他の判決債権者から同意を得た上、それらの者に対し、各自が得るべき金額の割合に応じた金額を支払わなければならない。
2. 判決執行に係る金額から差し引くための財産の引渡しは、合意の

日から5営業日以内に行わなければならない。

第101条 差し押さえた財産の売却

1. 差し押さえた財産は、以下の方法により売却しなければならない。
 - a) 競売
 - b) 競売以外の方法による売却
2. 差し押さえた財産が1000万ドン以上の動産及び不動産である場合の競売は、競売担当組織が行わなければならない。

当事者は、財産の評価の日から5営業日以内に、競売担当組織について合意する権利を有する。執行官は、当事者が合意した競売担当組織と業務契約を締結しなければならない。合意が成立しない場合、執行官は、自ら競売担当組織を選択し、業務契約を締結しなければならない。

競売に関する業務契約の締結は、財産の評価の日から10日以内に行わなければならない。

競売は、契約を締結した日から、動産の場合には30日以内、不動産の場合には45日以内に行わなければならない。
3. 執行官は、以下の場合に、差し押さえた財産を競売する。
 - a) 財産が所在する省、中央直轄市に競売担当組織のない場合又は競売担当組織はあるが競売に関する契約の締結を拒否する場合
 - b) 価値が200万ドン以上1000万ドン以下の動産の場合

競売は、その財産を評価した日又は競売担当組織からの拒否の文書を受領した日から、動産の場合には30日以内、不動産の場合には45日以内に行わなければならない。
4. 執行官は、価値が200万ドン以下の動産又は生もので傷みやすい財産の場合、競売手続をとらずに売却する。

財産の売却は、その財産を差し押さえた日から5営業日以内に行わなければならない。
5. 判決債務者は、競売の1営業日前に、判決執行に要する合理的な費用並びに強制執行及び競売の準備に要する現に生じた費用及び合理的な費用の全額を支払ったときは、財産を取り戻す権利を有する。

判決債務者は、競売により財産を購入するために登録した者に対し、現に生じた費用及び合理的な費用を支払う責任を負う。費用の程度については、当事者間で交渉しなければならない。合意に至らない場合、裁判所に対し、解決を要請しなければならない。
6. 競売手続は、財産競売に関する法律に従い行わなければならない。

第102条 競売結果の破棄

1. 当事者及び執行官は、裁判所に対し、競売結果に関する紛争の解決を要請するため訴えを提起する権限を有する。
2. 競売結果が裁判所の判決・決定により破棄される場合、判決執行のための財産の売却は、この法律に従って行わなければならない。
3. 競売結果の破棄に基づく結果及び賠償は、法律により解決しなければならない。

第103条 競売された財産の引渡し

判決債務者又は財産を管理若しくは使用している者が、買受人に対し、競売された財産を引き渡さない場合、財産の強制的引渡しの手続は第114条、第115条、第116条及び第117条の規定に従い行わなければならない。

第104条 競売が奏功しなかった場合の処理

競売が奏功しなかった日から10日以内に、当事者から再評価の要求がない場合、執行官は、再度競売をするために財産の価格を減額しなければならない。各回の財産の減額割合は、評価額の10%を超えてはならない。

減額された財産の価格が強制執行の費用を下回った場合で、判決債権者が判決により執行可能な金額から控除するために財産を受領することに同意しない場合、その財産は、判決債務者に返却しなければならない。

第105条 差し押さえた財産の解放

1. 差し押さえた財産は、以下の場合に解放しなければならない。
 - a) 当事者が第三者の合法的権利及び利益を害することなく当事者が財産の差押えの解放について合意に至った場合
 - b) 当事者が、この法律に従い、判決執行義務を履行し、この法律による判決執行費用を支払った場合
 - c) 権限を有する者が財産差押えの決定を破棄する決定をした場合
 - d) 第50条の規定により判決執行を停止する決定が出た場合
2. 執行官は、第1項に規定する事情が発覚した日から5営業日以内に、差し押さえた財産を解放し、判決債務者にその財産を返却する決定を発ししなければならない。

第106条 財産の所有権又は使用権の登録又は譲渡

1. 財産の購入者又は判決執行に係る金額から控除するために判決執行された財産を受領した者は、法律により承認され、その財産に対して法律により保護される所有権、使用権を有する。
2. 権限ある国家機関は、財産の購入者又は判決執行に係る金額から控除するために財産を受領した者に対し、所有権又は使用権の登録又は譲渡の手続をとる責任を負う。民事訴訟執行機関は、財産の購入者又は判決執行に係る金額から控除するために財産を受領した者に対し、第3項に規定する適切な書類、資料を提供する責任を負う。
3. 所有権又は使用権を譲渡のための登録書類は、以下のものとする。
 - a) 民事訴訟執行機関からの要請書
 - b) 判決・決定の謄本
 - c) 判決執行決定及び財産差押決定
 - d) 競売完了調書又は判決執行のための財産の移転及び受領調書
 - e) 財産に関連する他の書類（ある場合）
4. 財産が土地使用権であるが、その証明書がない場合又はその証明書を回収することができない場合、権限を有する機関は、土地法の規定に従い土地使用権の証明書を発行する責任を有する。

財産が所有権の登録を必要とするが、その証明書がない場合又はその証明書を回収することができない場合、登録の権限を有する機関は、所有権の証明書を発行する責任を有する。

新規に発行される証明書は、回収することができなかったものに代わる証明書として有効となる。

第7節 財産強制開発

第107条 判決執行を目的とする財産の強制開拓

1. 執行官は、以下の場合に判決債務者の財産を強制開発する。
 - a) 財産の価値が判決執行義務より著しく高く、その財産が判決執行を確保するために開発することができる場合
 - b) 判決債務者が判決執行のための財産の強制開発に同意し、それが第三者の合法的権利、利益を害さない場合
2. 執行官は、財産の強制開発の決定を発ししなければならない。その決定においては、開発の方法、金額、期間、時間、場所、判決執行のための民事訴訟執行機関への支払の方法などを明確に記載しなければならない。

財産の強制開発決定は、その財産の管理又は登録について権限を有する機関及び財産の所在地にある村級人民委員会に対し、直ちに送付しなければならない。

開発される財産についての担保取引又は譲渡については、執行官の許可を得なければならない。

第108条 判決執行を目的とする財産への強制開拓措置

判決債務者の財産は、判決執行のために以下の方法により強制開拓しなければならない。

1. 判決債務者又は他の者により現に開発されている財産は、開発している者により引き続き開発を許さなければならない。

土地使用権を含む財産が現に開発されていない場合、執行官は、判決債務者に対し、その財産の開発を希望する個人又は組織との間で財産開拓契約を締結するよう要請しなければならない。

2. 第1項に規定する財産を開発する者は、財産開発によって得た金額から必要費用を差し引いた金額を民事訴訟執行機関に支払わなければならない。
3. 執行官は、財産開発を希望する個人又は組織との財産開拓契約の締結を判決債務者に要求した日から30日以内に、判決債務者がその財産開拓契約を締結しない場合、判決執行のためにその財産を差し押さえ、処分することができる。

第109条 財産強制開発の終了

1. 執行官は、以下の場合に財産の強制開発を終了する。
 - a) 財産開発に効果がない、又は判決執行に障害を及ぼす場合
 - b) 判決債務者又は財産を開発する者が、財産開発に関する執行官からの要請を遵守しない場合
 - c) 判決債務者が判決執行義務を履行し、判決執行費用を完全に支払った場合
 - d) 判決執行の停止決定が発せられた場合
2. 財産の強制開発が第1項 a, b の規定により終了する場合、執行官は、判決執行のためにその財産を引き続き差し押さえ、売却しなければならない。

財産の強制開拓が第1項 c, d の規定により終了する場合、執行官は、強制開発の解放決定を発し、その決定の日から5営業日以内に、判決債務者にその財産を返却しなければならない。

第8節 土地使用権である財産の強制執行

第110条 判決執行のための土地使用権の差押え及び競売

1. 執行官は、土地に関する法律及び規則により譲渡可能な判決債務者の土地使用権について、差し押さえなければならない。
2. 判決債務者が土地に関する法律及び規則規定によれば土地使用権の証明書を得ることができるはずであるが、その証明書がまだ発行されていない場合、又は土地区画整理のために土地が回復される対象であるが土地回復決定がまだ出ていない場合、その土地の使用権は差し押さえ、売却することができる。

第111条 土地使用権の差押え

1. 執行官は、土地使用権を差し押さえる場合、判決債務者又は土地使用権に関する書類を管理する者に対し、判決執行機関にその書類を提出するよう要請することができる。
2. 判決債務者の所有に属する土地の使用権及びその土地上の定着物を差し押さえる場合、土地使用権及び定着物の双方を差し押さえないといけない。

他の者の所有に属する定着物が判決債務者の土地上に存在する場合、執行官は、土地使用権だけを差し押さえ、その定着物の所有者にその旨を通知しなければならない。
3. 土地使用権の差押えについては、その土地の所在地、面積、境界を明記した調書を作成し、差押えの立会人に署名させなければならない。

第112条 差し押さえた土地の管理、開拓又は使用の一時的引渡し

1. 差し押さえた土地が判決債務者により管理、開発又は使用されている場合、執行官は、その土地を判決債務者に一時的に引き渡さなければならない。

差し押さえた土地は、他の個人又は組織により管理、開発又は使用されている場合、執行官は、その土地をその個人又は組織に一時的に引き渡さなければならない。
2. 判決債務者又は第1項に規定する個人又は組織が、差し押さえた土地の受領を拒否する場合、執行官は、他の個人又は組織に対し、

管理、開発又は使用のためにその土地を一時的に引き渡さなければならない。そのような個人又は組織がない場合、民事執行機関は、法律の規定に従い、直ちにその土地を評価し、競売により売却しなければならない。

3. 差し押さえた土地の管理、開発又は使用の一時的引渡しについては、以下の事項を記載した調書を作成しなければならない。
 - a) 面積、土地の種別、所在、土地番号、地図番号
 - b) 土地の使用に関する現状
 - c) 土地の管理、開発又は使用のための一時的引渡しの期間
 - d) 土地の管理、開発又は使用のための一時的引渡しを受ける者の具体的な権利及び義務
4. 土地の管理、開発又は使用のための一時的引渡しを受ける者は、土地の管理、開発又は使用の一時的引渡し期間内に、その土地の使用権を換価、譲渡、賃貸、転貸、贈与、遺贈、抵当権の設定又は出資としてはならない。また、土地の使用に関する現状を変更してはならず、指定された目的に反して土地を使用してはならない。

第113条 差し押さえた土地の定着物の処分

1. 差し押さえた土地の定着が他の者の所有に属する場合、以下のとおり処分しなければならない。
 - a) 判決債務者が判決執行決定を受領する前に既に定着物が存した場合、執行官は、定着物の所有者に対し、土地使用権を判決債務者に返還するために、任意に定着物を移動するよう要請しなければならない。その定着物の所有者が任意に定着物を移動しない場合、執行官は、定着物の所有者と判決債務者が、定着物の処理方法について文書による合意をするよう指導しなければならない。執行官は、上記の指導をした日から15日以内に、定着物の所有者と判決債務者が書面による合意に至らない場合、判決債権者及び定着物の所有者の合法的権利及び利益を確保するため、定着物と土地使用権の双方を処分しなければならない。

定着物の所有者が土地の賃借人であり、又は判決債務者の土地使用権を出資として受領したが、新たな法人を設立していない場合、その所有者は、判決債務者と既に締結した契約の期間内において、土地の競売による買受人又は土地使用権を受領した者との間で、土地の賃貸借契約又は土地使用権による出資契約を係属する権利を有する。その場合、執行官は、土地使用権の処分に先立ち、競売への参加者又は土地使用権の受領の申出を受ける者に対し、土地の定着物の所有者との契約を継続する権利について通知する責任を負う。

- b) 判決債務者が判決執行決定を受領した後に定着物ができた場合、執行官は、定着物の所有者に対し、土地使用権を判決債務者に返還するために、任意に定着物を移動するよう要請しなければならない。執行官は、要請の日から15日以内に、定着物の所有者が任意に財産を移動しない場合又は定着物を移動することができない場合、定着物と土地使用権の双方を処分しなければならない。

土地を差し押さえた後に定着物ができた場合で、その所有者が定着物を移動しない場合又は定着物を移動することができない場合、その定着物は取り除かなければならない。執行官は、土地使用権の競売による買受人又は土地使用権を受領する人がその定着物を購入する場合を除いて、定着物を取り除く手はずを整えなければならない。

- c) 判決債務者の土地上の定着物の所有者は、定着物の売却による得られる金銭から支払を受け、又は定着物が取り除かれたときはその定着物を受領しなければならない。ただし、その所有者は、その定着物の差押え、競売及び取り除きにかかる費用を負担しなければならない。
2. 判決債務者の所有に属する定着物が差し押さえられた土地使用権に付随する場合、執行官は、定着物及び土地使用権の双方を処分

しなければならない。

3. 定着物が植林された樹木若しくは短期の家畜類であるが収穫時期に入っていないものである場合、又は完了していない閉鎖製造工程にある財産については、執行官は、その定着物を差し押さえた後、収穫時期が来たとき、又は閉鎖製造工程が完了したときに、その定着物を処分しなければならない。

第9節 物、書類の強制返却、土地所有権の移転

第114条 物の強制返却手続

1. 特定物の強制返却は、以下のとおり行わなければならない。
 - a) 執行官は、判決債務者及び物を管理又は使用する者に対し、判決・決定に基づく物の返却を要請する。それらの者が物を返却しない場合、執行官は、その物を回収し、判決債権者に返却しなければならない。
 - b) 返却すべき物の価値が低下しているため、判決債権者がその物の受領を拒否する場合、執行官は、当事者に対し、判決執行について合意するよう指導する。判決執行は、その当事者間の合意に基づいて行わなければならない。

当事者が合意に至らない場合、執行官は、判決債権者に対し、物を強制返却しなければならない。当事者は、裁判所に対し、返却すべき物の価値の低下により生じた損害賠償について解決することを要請する権利を有する。
 - c) 物が滅失しており、又は故障して使用不能に陥っている場合で、当事者が判決執行について他の合意ができる場合、執行官は、その合意に基づいて執行しなければならない。

当事者が合意に至らない場合、民事訴訟執行機関の責任者は、判決執行申立書の返却決定を発しなければ成らない。当事者は、裁判所に対し、返却すべき物の滅失又は故障して使用不能に陥ったことに伴う損害賠償について解決することを要請する権利を有する。
2. 種類物の場合、執行官は、判決・決定に基づいて強制返却しなければならない。

強制返却すべき物が存在せず、又は価値が低下している場合に、執行官は、判決債務者に対し、種類物を返却し、又は種類物の価値に相当する金額を支払うことを要請しなければならない。ただし、当事者間で別の合意がある場合を除く。
3. 判決債務者又は強制返却すべき物を管理又は使用する者がその物を散逸又は破壊するおそれがある場合、執行官は、第68条の規定する判決執行を確保するための措置を適用する権限を有する。

第115条 住宅の強制返却又は引渡し

1. 判決債務者が住宅を返却する義務を負う場合、執行官は、判決債務者及び住宅の居住者に対し、退去するとともに任意に住宅から財産を移動するよう要請しなければならない。それらの者が任意に履行しない場合、執行官は、強制力を有する機関に対し、それらの者及びその財産を住宅から強制的に出すことを要請しなければならない。

それらの者が財産の受領を拒否する場合、執行官は、財産の数量、種類、現状を明記した調査を作成し、その財産を保管する条件を満たす個人又は組織にその財産を引き渡し、又はこれを民事訴訟執行機関の倉庫に保管した上、その財産の所有者に対し、財産を受領すべき場所及び時間を通知しなければならない。
2. 住宅の強制返却又は引渡しの決定を受けたにもかかわらず、判決債務者が故意に出頭しない場合、執行官は、第1項の規定により住宅の強制返却又は引渡しの適用を続けなければならない。
3. 第1項の規定による通知がされた日から3か月以内に、保管されている財産の所有者がその財産を受領しない場合、その財産は、合理的な理由がある場合を除いて第126条第2項の規定により売却しなければならない。
4. 判決・決定による建物、構築物の強制返却は、第1項、第2項、

第3項の規定により行わなければならない。

5. 判決債務者の唯一の居住地である住宅を競売による買受人に強制的に引き渡す場合で、判決債務者のすべての判決執行義務の支払額を考慮した上で、判決債務者が住宅を新たに建築又は賃借するために必要な金額を所持しないと判断される場合、執行官は、判決債権者への支払手続に入る前に、判決債務者が1年間適当な家を賃借できるようにするため、住宅の売却代金から一部分を控除しなければならない。残りの判決執行義務は、この法律に従い、引き続き執行しなければならない。

第116条 書類の強制返却

1. 執行官は、判決債務者の判決債権者に対する書類の強制返却に関する決定を発しなければならない。判決債務者がその義務を履行しない場合、執行官は、その者に対し、判決執行のために強制的に返却させなければならない。

返却すべき書類を第三者が所持していると認められた場合、執行官は、その者に対し、保管する書類の引渡しを要請しなければならない。第三者が任意にその書類を返却しない場合、執行官は、その者に対し、判決執行のためにその書類の引渡しを強制しなければならない。
3. 書類が回収できないが、再発行できる場合、執行官は、権限ある機関又は組織に対し、その書類を無効とし、判決債権者に新たな書類を発行するよう要請しなければならない。

書類が回収も再発行もできない場合、民事訴訟執行機関の責任者は、判決執行申立書の返却決定を発し、当事者に対し、解決のため裁判所に訴えを提起するよう指導しなければならない。

第117条 土地所有権の強制返却

1. 判決・決定により土地所有権の移転が命じられた場合、執行官は、土地の判決債権者への移転について手はずを整えなければならない。

土地の移転の際には、土地管理を所轄する村級国家機関の代表者及びその土地が所在する村級人民委員会が出席しなければならない。
2. 移転される土地の定着物の処分は、以下のとおり行われる。
 - a) 判決・決定に効力が生じた後に、土地に定着物ができた場合、執行官は、その定着物の所有者に対し、その定着物を分離し、又は判決債権者に移転すべき土地から定着物を移動するよう要請する権限を有する。その所有者がこれを履行しない場合、執行官は、その定着物の土地からの分離又は移転を強制しなければならない。ただし、当事者が別の合意をした場合を除く。その強制執行の費用は、定着物の所有者が負担しなければならない。

定着物の所有者がその定着物の受領を拒否する場合、執行官は、財産の数量、種類、現状を明記した調査を作成し、その財産を保管する条件を満たす個人又は組織にその定着物を引き渡し、又はこれを民事訴訟執行機関の倉庫に保管した上、その者に対し、定着物を受領すべき場所及び時間を通知しなければならない。

通知された期間が経過したにもかかわらず、その者が定着物を受領しに来ない場合、その定着物は、第126条の規定により処分される。
 - b) 第一審の判決・決定の効力が生じる前に、土地に定着物ができたが、その判決・決定が定着物の処分について言及していない場合、民事訴訟執行機関は、その判決・決定をした裁判所に対し、その定着物の処分について説明するよう要請し、又は権限ある裁判所に対し、その判決・決定を再審又は監督審の手続に従い再検討するよう要請しなければならない。
3. 競売による買受人又は判決執行に係る金額から控除するために土地所有権を得る者に対する土地所有権の強制返却は、第2項の規定により行わなければならない。

第10節 作為又は不作為義務の強制執行

第118条 作為義務の強制執行

1. 判決・決定における作為義務の執行の際には、執行官は、罰金の決定を発し、その決定を発した日から5営業日を期限として定め、判決債務者に判決執行義務を履行させなければならない。
2. 定められた期間が経過しても判決債務者が義務を履行しない場合、執行官は、以下のとおり処理しなければならない。
 - a) 当該作為が他の者により行うことができるものである場合、執行官は、その作為を行う条件を有する者に代わって行わせる。その作為を行うために要した費用は、判決債務者に負担させなければならない。
 - b) 当該作為が判決債務者により自ら行われる必要がある場合、執行官は、権限ある機関に対し、判決・決定への不服従についての刑事責任を追及するよう要請しなければならない。

第119条 不作為義務の強制執行

判決債務者が判決・決定により禁止された行為を任意に止めない場合、執行官は、罰金の決定を発しなければならない。必要な場合、原状回復を要請することができる。更にその者が禁止された行為を止めず、原状回復をしない場合、執行官は、権限ある機関に対し、判決への不服従についての刑事責任を追及するよう要請しなければならない。

第120条 判決・決定による養育権者への未成年者の強制引渡し

1. 執行官は、判決・決定に従い、未成年者の養育権者への引渡しを強制する決定を発しなければならない。未成年者を養育権者に強制的に引き渡す前に、執行官は、地方政府及び政治的・社会的組織と協力して、当事者が任意に判決を履行するように説得しなければならない。
2. 判決債務者又は未成年者を養育している者が、未成年者を養育権者に引き渡さない場合、執行官は、罰金支払の決定を発し、それらの者が未成年者を養育権者に引き渡すため、決定の日から5営業日を期限として設定しなければならない。定められた期間が経過してもその者が未成年者を養育権者に引き渡さない場合、執行官は、その者に対し、未成年者の引渡しを強制し、又は権限ある機関に対し、判決への不服従についての刑事責任を追及するよう要請しなければならない。

第121条 労働者の再雇用の強制

1. 雇用者が判決・決定に従って労働者を再雇用しない場合、執行官は、労働者を採用する個人又は機関若しくは組織の指導者である雇用者に対し、罰金の決定を発し、雇用者が労働者を再雇用する期限をその決定を発した日から10日と定めなければならない。定められた期間が経過しても雇用者が労働者を再雇用しない場合、執行官は、権限ある機関に対し、判決への不服従についての懲戒処分又は刑事責任を追及するよう要請しなければならない。
2. 判決・決定に従って労働者を再雇用することができない場合、雇用者は、労働に関する法律及び規則に従い、判決・決定のときの給料に相当する給料の別の仕事を手配しなければならない。
労働者が復職を拒否し、雇用者に対し、労働法の規定による手当を要請する場合、判決執行義務を履行するため、雇用者は、支払わなければならない。
3. 判決執行を申し立てた日から、労働者が再雇用され、又は第2項の規定による手当の支払がされるまでの労働者が職を失っていた期間について、雇用者は、労働者に対し、給料を支払わなければならない。

第5章 特殊な事例の判決執行

第1節 刑事判決・決定中における没収された金額の国庫納付、財

産の廃棄；差し押さえられ、仮保管されている金銭及び財産の返還

第122条 判決・決定中の仮保管された証拠物件と財産の引渡し

1. 刑事判決・決定により仮保管された証拠物件、財産で、刑事訴訟法に基づき、審理の要請に応じるため、起訴及び判決の段階で民事判決執行機関に引き渡されていないものは、裁判所が判決・決定を移送した際に、民事判決執行機関に輸送しなければならない。
2. 証拠物件及び財産の引渡し及び受取りは、民事判決執行機関の倉庫で行われる。引渡し側は、証拠物件及び財産を民事判決執行機関の倉庫へ輸送し、その輸送費用すべてを支払う責任を負う。
民事判決執行機関の倉庫で保管するために輸送、移動することができない証拠物件及び財産については、引渡し及び受取りは、当該財産の所在場所、保管場所又は所属する場所で行われる。
3. 財産の受取りについては、民事判決執行機関の長又はその長から権限を与えられた者、倉庫管理者、経理担当者が証人とならなければならない。

第123条 仮保管された証拠物件及び財産の受取手続

仮保管された証拠物件及び財産の受取りは、以下の手続に従い行われる。

1. 倉庫管理者は、仮保管される証拠物件及び財産を直接受け取り、現状を確認し、判決執行のための倉庫に入庫する責任を負う。仮保管される証拠物件及び財産の引渡し及び受取りについては、調書を作成し、財産の引渡し及び受取りの年月日、時刻；仮保管される証拠物件及び財産それぞれの数量、種類、現状を記載した上、公安機関又は裁判所が当初の差押え及び保管調書と対照しなければならない。民事判決執行機関は、当初の差押調書によれば十分な量であり、正しい現状である場合に限り、仮保管する証拠物件及び財産を受け取る。引渡し及び受取りがされる証拠物件及び財産について、最初の調書と比べて変更が生じている場合、引渡し側と受取り側の双方の機関の長は、それを確認し、結論を下す責任があり、民事判決執行機関は、当該変更点が権限ある機関によって明確に確認された場合に限り、そのような仮保管すべき証拠物件及び財産を受け取る。
仮保管される証拠物件及び財産の引渡し及び受取りの調書には、受取り側の機関の代表者が署名し、その機関の印を押し、引渡し側の代表者が署名し、その機関の印（ある場合）を押しなければならない。
2. 仮保管すべき証拠物件及び財産が封印を外された状態である場合、民事判決執行機関は、その財産の数量、種類、品質について権限ある機関による査定結果があるされる場合に限り、そのような仮保管すべき証拠物件及び財産を受け取る。麻薬である財産で、封印が外されているものである場合、民事判決執行機関は、権限ある機関による査定結果が添付されている場合に限り、これを受け取る。
仮保管すべき証拠物件及び財産の引渡し及び受取りの際には、調書を作成し、仮保管すべき証拠物件及び財産の現状を明記し、引渡し側及び受取り側が署名しなければならない。封印に破砕があり、又は疑わしい点がある場合、民事判決執行機関は、権限ある機関による査定結果がある場合に限り、これを受け取る。

第124条 仮保管されている証拠物件及び財産で、没収及び国庫納付が宣言されたものの取扱い

1. 仮保管されている証拠物件及び財産で、判決・決定に従って没収され、国庫納付が宣言されたものについては、民事判決執行機関は、判決執行決定を発した日から10日以内に、同級の財務関連機関に対し、書面により通知するとともに、仮保管されている証拠物件及び財産の引渡しに進まなければならない。軍区級判決執行機関により没収が執行された財産については、その軍区級判決執行機関の本部が所在する地域の省級財務関連機関に引き渡さなければならない。

仮保管されている証拠物件及び財産の取扱いに要する費用は、仮保管されている証拠物件及び財産が引き渡された場所の財務関連機関が負担し、法律に従い支払われる。

2. 仮保管されている証拠物件及び財産は、判決執行決定、判決・決定又は民事判決執行機関が認証した判決・決定謄本とともに移転しなければならない。
3. 仮保管されている証拠物件及び財産の引渡しには、民事判決執行機関の長又その長から権限を与えられた者、経理担当者、倉庫管理者及び財務関連機関の代表者が立ち会わなければならない。仮保管すべき証拠物件及び財産の引渡し及び受取りについては調書を作成し、仮保管すべき証拠物件及び財産の現状を明記し、引渡し側の代表者が署名し、その機関の印を押さなければならない。
4. 仮保管すべき証拠物件及び財産の没収決定が既に執行されたが、後にその決定に誤りがあることが発見されたため、権限ある機関によって既に当該没収決定の破棄決定がされている場合、民事判決執行機関は、同級の財務関連機関又は軍区級民事判決執行機関の本部の所在地における省級財務機関と協力し、法律に従い国家予算への納付済み金額の返還手続をしなければならない。

第125条 証拠物件及び財産の廃棄

1. 民事判決執行機関の長は、判決執行決定を発した日から1か月以内に、判決・決定により廃棄の対象とされた証拠物件及び財産の廃棄に関する評議会の設立決定をしなければならない。ただし、法律により直ちに廃棄することが求められている場合を除く。
2. 証拠物件及び財産の廃棄に関する評議会は、議長である執行官、構成員である同級の財務関連機関の代表者からなり、専門的機関の代表者も必要に応じて参加する。
3. 同級の検察院は、証拠物件及び財産の廃棄に関し、法律の遵守状況を監査しなければならない。

第126条 仮保管している金銭及び財産の当事者への返還

1. 民事判決執行機関の長は、仮保管されている金銭及び財産を当事者に返却することを宣言する判決・決定がされた場合、当該金銭及び財産の返還決定をしなければならない。
金銭及び財産の返却先である者が金銭に関する義務を強制的に履行しなければならない者である場合、執行官は、判決執行のために金銭及び財産を処分しなければならない。
2. 執行官は、仮保管されている金銭及び財産の返却決定後、当事者に対し、金銭及び財産を受領すべき日時及び場所を通知しなければならない。
通知の日から15日が経過したのに当事者が金銭を受領しない場合、執行官は、銀行に無期限の預金を行うとともに、その旨を当事者に通知しなければならない。
通知の日から3か月が経過したのに当事者が正当な理由なく財産を受領しない場合、執行官は、第98条、第99条、第101条の規定に従い、財産を売却し、売却により得た金銭について銀行に無期限の預金を行うとともに、その旨を当事者に通知しなければならない。
判決・決定が効力を生じた日から5年が経過したのに当事者が正当な理由なく預金を受領しない場合、民事判決執行機関は、当該金銭を没収し、国庫へ納付する手続をとらなければならない。
3. 売却することができず、又は故障により使用価値がなくなった財産に関しては、民事判決執行機関の長は、廃棄決定を発生し、第125条の規定に従い財産の破棄の手はずを整えなければならない。
当事者の財産、身分に関連する書類については、通知の日から1年が経過したのに当事者が受領しない場合、執行官は、当該書類を発行した機関に対し、法律に従って処分の移転手続を行わなければならない。
4. 返還すべき財産がベトナム通貨、外貨であり、その保管手続中に、手続を遂行した機関、民事判決執行機関の過失により、これが使

用不能な程度にまで傷んだ場合で、当事者が受領を拒否したときは、民事判決執行機関は、国家銀行に新しい紙幣への交換を申し入れ、当事者に返還しなければならない。

返還すべき財産がベトナム通貨、外貨であり、使用不能な程度にまで傷んだが、その原因が手続を遂行した機関にない場合で、当事者が受領を拒否したときは、民事判決執行機関は、法律に従い、国家銀行に対し、その取扱いを移送しなければならない。

5. 判決・決定に基づき寄託された裁判費用の返還は、第1項ないし第4項の規定により行わなければならない。

第127条 判決執行を確保するため、裁判所の判決・決定において差し押さえるべきことが宣言された財産の処分

判決債務者が任意に判決を履行しない場合、執行官は、第98条ないし第101条に従い、判決執行を確保するため、判決・決定において差し押さえるべきことが宣言された財産を処分しなければならない。

第128条 懲役刑に服役中の判決債務者に対する裁判費用、罰金他の賦課金の徴収

1. 判決債務者が懲役刑の服役をしている刑務所、拘留所の監督者は、判決債務者又はその親戚が提出する金銭、財産をすべて徴収し、法律に従い、その取扱いを民事判決執行機関に委ねなければならない。
2. 判決債務者が、他の刑務所、拘留所に移らなければならない、特赦による懲役刑の減輕又は免除を受け、又は死亡した場合、刑務所や拘留所の監督官は、民事判決執行機関に対し、文書により通知しなければならない。

第129条 懲役刑に服役中の判決執行権利者に対する金銭や財産の返還手続

1. 執行官は、懲役刑に服役中の判決債権者に対し、刑務所又は拘留所の監督者を通じて、金銭又は財産の返還決定及び通知を送付し、通知しなければならない。
判決債権者が他の者に金銭又は財産の受領権限を与えた場合、その委任状は、刑務所又は拘留所の監督者により認証されなければならない。執行官は、委任を受けた者に対し、金銭又は財産を返還しなければならない。
2. 判決債権者が、法律により、懲役刑の服役場所で、金銭又は財産を受け取ることができる場合で、それを要請した場合、執行官は、金銭又は財産を刑務所又は拘留所の監督者を介して当事者に送付しなければならない。金銭又は財産の送付費用は、判決債権者が支払うものとする。刑務所又は拘留所の監督者は、当事者に金銭又は財産を引き渡す場合、調書を作成し、これを民事判決執行機関に送付しなければならない。
3. 懲役刑に服役中の判決債権者が、金銭又は財産の受領を文書により拒否し、これに監督者の認証を受けた場合、執行官は、法律に従い、その金銭や財産を没収して国庫に納付し、又は廃棄しなければならない。

第2節 緊急保全処分の適用決定の執行

第130条 緊急保全処分の適用決定の執行手続

1. 執行官は、判決執行決定を受領してから24時間以内に、以下の緊急保全処分を適用しなければならない。
 - a) 第118条ないし第121条に規定する措置で、当事者に対し、一定の作為を禁止し、又は強制する決定；個人又は組織に対し、未成年者の養育、食事、教育を担当させる決定；労働者の解雇決定を一時的に停止する決定の執行を確保するためのもの
 - b) 第71条第1項ないし第3項に規定する措置で、扶養義務の一部の履行を強制する決定；生命、健康の侵害により生じた賠償責任の一部の履行を強制する決定；雇用者に対し、労働者への

給与、報酬、賠償金、労災手当、職業病手当の先払を強制する決定の執行を確保するためのもの

- c) 第75条に規定する措置で、係争中の財産の差押えに関する緊急保全処分の執行を確保するためのもの
- d) 第66条ないし第69条に規定する措置で、係争中の財産の譲渡を禁止する緊急保全処分；係争中の財産の現状変更を禁止する決定；銀行又は他の金融機関の口座の凍結決定；寄託所での財産の凍結；判決債務者の財産の凍結の執行を確保するためのもの。
- e) 第71条第3項及び第98条ないし第101条に規定する措置で、農産物又は他の産物の収穫及び販売に関する緊急保全処分の執行を確保するためのもの

2. 判決債務者が他地域に居住し、又は財産を所有する場合、民事判決執行機関の長は、状況に応じて、当事者の居住地又は財産所有地の民事判決執行機関に対し、緊急保全処分の適用決定の執行の統括を委託する決定を発しなければならない。

第131条 裁判所が緊急保全処分決定の変更、追加決定をした場合の同決定の執行

- 1. 民事判決執行機関の長は、裁判所から緊急保全処分決定の変更、追加決定を受領した場合、直ちに判決執行決定を発するとともに、変更済みの緊急保全処分についての判決執行決定の取消決定をしなければならない。
- 2. 緊急保全処分の適用決定の一部又は全部が既に執行された場合、民事判決執行機関の長は、裁判所に通知し、当事者に対し、裁判所に解決を要請する権利について説明しなければならない。

第132条 緊急保全処分の適用決定の執行停止

- 1. 裁判所が緊急保全処分の適用決定を取り消す場合、民事判決執行機関の長は、裁判所の決定を受領したときは直ちに緊急保全処分の適用決定の執行停止決定を発しなければならない。
緊急保全処分の適用決定の執行停止決定が発せられてから24時間以内に、執行官は、差押えの解放、財産の返還、債務者の財産又は銀行口座の凍結の解除をしなければならない。
- 2. 緊急保全処分の適用決定が裁判所によって取り消されたが、民事判決執行機関が決定の一部又は全部を執行している場合、関係当事者の権利の解決は、第131条2項に従い行わなければならない。

第133条 裁判所の緊急保全処分の適用決定の執行費用

- 1. 裁判所の緊急保全処分の適用決定の執行費用は、国家予算から先払され、第73条の規定に従い処理される。
裁判所に対し、緊急保全処分の適用決定を発するよう要請した者に過失がある場合、その者は、当該決定の執行に要した実費を負担しなければならない。先払金は、義務の支払のために確保された財産から控除される。
- 2. 裁判所が職権により緊急保全処分を適用した場合、判決執行費用は国家予算から支払われる。

第3節 監督審、再審決定の執行

第134条 法的効力のある判決・決定を維持する監督審、再審決定の執行

監督審、再審決定によって法的効力のある判決・決定が維持された場合で、当該判決・決定が執行されておらず、又は一部しか執行されていないときは、民事判決執行機関の長は、判決執行を継続する決定を発しなければならない。当該判決・決定の執行が終了した場合、民事判決執行機関の長は、監督審、再審決定を発した裁判所、同級の検察院及び関係当事者に対し、通知しなければならない。

第135条 破棄又は変更された下級裁判所の法的効力を有する判

決・決定について再考し、維持する監督審決定の執行

- 1. 破棄又は変更された下級裁判所の法的効力を有する判決・決定が再考され、維持される場合、判決執行は、再考の決定及び下級裁判所の法的効力を有する判決・決定に従い行わなければならない。
- 2. 破棄、変更されていない下級裁判所の判決・決定が未だ執行されていない場合、民事判決執行機関の長は、判決執行を継続する決定を発しなければならない。執行が終了している場合、民事判決執行機関の長は、再考の決定を発した裁判所、同級の検察院及び関係当事者へ通知しなければならない。

- 3. 下級裁判所の判決・決定の一部又は全部が執行されている場合、当事者は、財産の返還、財産権の回復について合意をすることができる。

執行すべき判決に記載された財産が登録を要する動産又は不動産で、当初の現状どおりである場合、その財産は、強制的に所有者に返還されなければならない。

財産が、競売により、又は権限ある国家機関の判決・決定により所有者とされる者との取引により、第三者に合法的に譲渡されたが、その後、判決・決定の破棄又は、変更により、その者が所有者ではなくなった場合、又は判決執行のための財産の現状が変更された場合、当初の所有者は、財産の返還を受けられないが、その財産の価値の賠償を受けることができる。

損害賠償請求がされた場合、判決・決定を取り消し、又は変更した機関は、損害賠償に関する規定に従い、解決しなければならない。

第136条 法的効力の生じた判決・決定を破棄した監督審、再審決定の執行

- 1. 監督審、再審決定により、法的効力の生じた判決・決定が破棄された場合、判決執行は、新たに効力の生じた第1審判決又は新たな監督審、再審決定に従い行われる。
- 2. 監督審、再審決定により、事実審理を行った裁判所による法的効力の生じた判決・決定が破棄され、事件解決が中止された場合で、破棄された判決・決定に従い財産の一部又は全部の執行が終了しているときは、判決執行は、第135条3項の規定に従い行われる。

第4節 倒産決定の執行

第137条 倒産状態にある企業と協同組合である判決債務者に対する判決執行の一時停止、停止及び回復

- 1. 民事判決執行機関の長は、裁判所から倒産申立ての受理通知書を受領した後、第49条2項の規定に従い、直ちに判決債務者である企業と協同組合の財産に関する判決執行の一時停止決定を発する。ただし、第49条第2項bに規定する場合を除く。
民事判決執行機関の長は、判決執行の一時停止決定を発した後、倒産公示申請の解決を行う裁判所に対し、倒産状態にある企業と協同組合の判決執行の結果について通知しなければならない。
- 2. 民事判決執行機関の長は、裁判所から倒産手続開始決定を受領した後、直ちに判決債務者であり、倒産に瀕している企業と協同組合の財産に関する判決執行の停止決定を発しなければならない。
判決債務者である企業や協同組合は、倒産法に従い、自らの財産に関する義務の履行を続けなければならない。民事判決執行機関の長は、執行官に対し、財産管理清算班に倒産に瀕した企業、協同組合の財産に関する義務の履行の継続についての関連書類を引き渡す指導する責任を負う。
- 3. 倒産手続停止又は再生手続停止の決定がされた日から5営業日以内に、倒産手続の担当裁判官は、判決債務者であり、倒産に瀕した企業と協同組合の財産の執行一時停止決定を発した民事判決執行機関に対し、当該停止決定に關係書類を添付して送付しなければならない。

倒産手続又は再生手続の停止決定を受領した日から5営業日以

内に、民事判決執行機関の責任者は、判決執行停止決定を撤回し、企業と協同組合の財産に関する残りの義務の履行を続けるべき旨の決定を発し、この法律に従い事件処理を行うよう執行官を配置しなければならない。

第138条 倒産手続開始の手続中における裁判所の決定の執行

1. 民事判決執行機関の長は、第139条に規定する場合を除き、緊急保全処分の適用決定を含め、担当裁判官の倒産手続の各種決定に対し判決執行決定を下してはならない。
執行官や財産管理清算班は、執行の手はずを整えるに当たり、担当裁判官の倒産手続決定に従わなければならない。
2. 倒産手続開始決定を受領した日から2日以内に、財産管理清算班の長は、倒産に関する判決執行の記録を作成しなければならない。

第139条 倒産宣告決定後に発生した企業と協同組合の財産に関する義務の執行

企業と協同組合が倒産宣告決定後に発生した負債を支払っていない場合、債権者は、裁判所に対し、解決を求める申立てをする権利を有する。裁判所の解決決定が発された後、債権者は、民事判決執行機関に対し、この法律に従い、判決執行決定を発し、執行を統括するよう要請する申立書を送付する権利を有する。

第6章 民事判決執行に対する不服申立て、告発、異議申立て

第1節 民事判決執行に対する不服申立てと解決

第140条 判決執行に対する不服申立ての権利

1. 当事者、関連する権利、義務を有する者は、民事判決執行機関の長及び執行官の決定又は行為が法律に違反し、自己の合法的権利及び利益を侵害すると信ずべき根拠があれば、これらに対し不服申立てをする権利がある。
2. 民事判決執行機関の長及び執行官の決定、行為に対する不服申立期限は次のとおりである。
 - a) 判決執行に関する決定と行為については、判決執行のための保全処分、強制執行を適用する前である場合、当該決定を受領した日又は当該行為を知った日から15日間
 - b) 預金口座凍結の適用決定については、当該決定を受領日から3日間
判決執行のための他の保全処分の適用決定や行為については、当該決定を受領した日又は当該行為を知った日から10日間
 - c) 強制執行の適用に関する決定、行為については、当該決定を受領した日又は当該行為を知った日から30日間
 - d) 強制執行適用後の決定、行為については、当該決定を受領した日又は当該行為を知った日から30日間
不服申立人が、客観的障害又は不可抗力により、期限内に不服申立ての権利を行使できなかった場合、当該客観的障害又は不可抗力が生じていた期間は、不服申立期限に含まれないものとする。
2回目の不服申立ての期限は、権利を有する者が不服申立解決決定を受領した日から15日間とする。

第141条 不服申立てを解決するために受理することができない場合

1. 不服申立てがされている決定又は行為が、不服申立人の合法的権利及び利益と関係しない場合
2. 不服申立人が十分な行為能力を有しないが、合法的代表者を有していない場合、ただし、法律に異なる定めがある場合を除く。
3. 不服申立人の代理人が代理権を証明する書類を有していない場合
4. 不服申立期限が経過している場合
5. 不服申立ての解決についての効力のある決定があるとき、ただし、第142条第4項b及び第7項bに規定する場合を除く。

第142条 判決執行に関する不服申立ての解決権限

1. 県級民事判決執行機関の長は、その管理下に属する執行官の違法な決定及び行為に対する不服申立てを解決しなければならない。
2. 省級民事判決執行機関の長は、以下の不服申立てを解決しなければならない。
 - a) 省級民事判決執行機関の管理下に属する執行官の違法な決定及び行為に対する不服申立て
 - b) 県級民事判決執行機関の長の違法な決定及び行為に対する不服申立て
 - c) 県級民事判決執行機関の長による不服申立ての解決決定に対する不服申立て。省級民事判決執行機関の長による不服申立ての解決決定は、法的効力が生じる。
3. 司法省所属の民事判決執行管理機関の長は、以下の不服申立てを解決しなければならない。
 - a) 省級民事判決執行機関の長の違法な決定及び行為に対する不服申立て
 - b) 省級民事判決執行機関の長による不服申立ての解決決定に対する不服申立て。司法省所属の判決執行管理機関の長による不服申立ての解決決定は、法的効力が生じる。
4. 司法大臣は、以下の不服申立てを解決しなければならない。
 - a) 第3項aの規定による司法省所属の民事判決執行機関の長による不服申立ての解決決定に対する不服申立て。司法大臣による不服申立ての解決決定は、法的効力が生じる。
 - b) 司法大臣は、必要な場合、第2項及び第3項に規定する法的効力の生じた不服申立ての解決決定を再審査する権限を有する。
5. 軍区級判決執行機関の長は、軍区級判決執行機関の管理下に属する執行官の違法な決定、行為に対する不服申立てを解決しなければならない。
6. 国防省所属の判決執行管理機関の長は、以下の不服申立てを解決しなければならない。
 - a) 軍区級判決執行機関の長の違法な決定、行為に対する不服申立て
 - b) 軍区級判決執行機関の長による不服申立ての解決決定に対する不服申立て。国防省所属の判決執行管理機関の長による不服申立ての解決決定は、法的効力が生じる。
7. 国防大臣は、以下の不服申立てを解決しなければならない。
 - a) 国防省所属の判決執行管理機関の長による不服申立ての解決決定に対する不服申立て。国防大臣による不服申立ての解決決定は、法的効力が生じる。
 - b) 国防大臣は、必要な場合、第6項b号の規定による国防省所属の判決執行管理機関の長による不服申立ての解決決定を再審査する権限を有する。

第143条 不服申立人の権利及び義務

1. 不服申立人は、以下の権利を有する。
 - a) 自ら又は合法的代理人を通じて不服申立てをすること
 - b) 不服申立ての解決手続において、弁護士に方法について支援するよう要請すること
 - c) 不服申立ての解決決定を受領すること
 - d) 不服申立ての解決の根拠となる証拠について知らされること；不服申立てに関する証拠を示し、その証拠に関する自ら見解を説明すること
 - e) 侵害された合法的権利及び利益の回復を受けられ、損害が発生した場合はその賠償を受けること
 - f) 権限を有する者による最初の不服申立ての解決決定に不服がある場合、2回目の不服申立てをすること
 - g) 解決手続中のいかなる段階においても不服申立てを撤回すること
2. 不服申立人は、以下の義務を負う。
 - a) 不服申立ての解決権限を有する者に不服申立てをすること
 - b) 不服申立ての解決権限を有する者に対し、真実に基づいて事情

を陳述し、情報及び資料を提供すること；自らの陳述の内容、情報及び資料の提供に関し法律上の責任を負うこと

- c) 法的効力を有する不服申立ての解決決定及び第142条第4項b、第7項bに規定する司法大臣、国防大臣の決定を厳守すること

第144条 不服申立ての相手方の権利及び義務

1. 不服申立ての相手方は、以下の権利を有する。
 - a) 不服申立人の不服申立ての根拠について知らされること；不服申立てがされた決定、行為の合法性に関する証拠を示すこと
 - b) 不服申立ての解決決定を受領すること
2. 不服申立ての相手方は、以下の義務を負う。
 - a) 不服申立ての解決権限を有する者からの要請がある場合、不服申立てがされた決定、行為について説明し、関連する情報及び書類を提出すること
 - b) 法的効力を有する不服申立ての解決決定及び第142条第4項b、第7項bに規定する司法大臣、国防大臣の決定を厳守すること
 - c) 法律に従い、違法な決定、行為により生じた損害を賠償し、弁償し、結果を回復する。

第145条 不服申立ての解決権限を有する者の権利及び義務

1. 不服申立ての解決権限を有する者は、以下の権利を有する。
 - a) 不服申立人や不服申立ての相手方、関連する権利、義務を有する者に対し、不服申立てに関連する情報及び資料の提出を要請すること
 - b) 判決執行が当事者の合法的権利及び利益又は不服申立ての解決に影響を及ぼすと認められる場合、不服申立てがされた決定、行為の実施を一時停止し、又はこの法律に従い、民事判決執行機関に対し、不服申立てを解決するまでの間、判決執行を一時停止するよう要請すること
2. 不服申立ての解決の権限を有する者は、以下の義務を負う。
 - a) 不服申立ての対象となる決定、行為に対する不服申立てを受領し、解決すること
 - b) 不服申立人に対し、不服申立ての受理を文書により通知し、解決決定を送付すること
 - c) 自らの不服申立ての解決について法律上の責任を負うこと

第146条 不服申立ての解決期限

1. 第140条第2項aに規定する決定と行為に関しては、不服申立書を受領した日から、一回目の不服申立ての解決期限は15日間、二回目のそれは30日間とする。
2. 第140条第2項bに規定する決定と行為に関しては、不服申立ての解決期限は、不服申立書を受領した日から5日間とする。
3. 第140条第2項c号に規定する決定と行為に関しては、不服申立書を受領した日から、一回目の不服申立ての解決期限は30日間、二回目のそれは45日間とする。

複雑な事件に関して必要な場合、不服申立ての解決期限は延長することができるが、不服申立ての解決期限が経過した後30日を超えてはならない。
4. 第140条第2項dに規定する決定と行為に関しては、不服申立書を受領した日から、一回目の不服申立てで期限は15日間、二回目のそれは30日間とする。

第147条 不服申立ての方法

不服申立人は、以下のいずれかの方法により不服申立てをしなければならない。

1. 不服申立ての解決権限を有する機関に対し、不服申立書を送付する。不服申立書には、不服申立ての年月日；不服申立人及び不服申立ての相手方の名称、住所；不服申立ての内容とその理由、不服申立てをする旨を記載しなければならない。不服申立書には、

不服申立人が署名又は指印しなければならない。

2. 不服申立ての解決権限を有する機関に対し、不服申立ての内容を直接口頭で述べる。不服申立ての受理責任者は、不服申立人に対し、申立書を作成するよう指導し、又は第1項に従って記録を作成し、不服申立人に署名又は指印させなければならない。
3. 代理人を通じて不服申立てをする。この場合、代理の合法性に関する証明書類を揃え、第1項、第2項に規定する手続に従って不服申立てをする。

第148条 不服申立書の受理

不服申立ての解決権限を有する者は、自らの解決権限に属し、かつ、第141条に規定する場合に該当しない不服申立書を受領した日から5営業日以内に、解決のために受理するとともに、不服申立人に対し、それを文書により通知しなければならない。不服申立ての解決の権限を有する者が不服申立書の受理を拒否する場合、その旨及び理由を文書により通知しなければならない。

第149条 不服申立ての解決のための一件記録

1. 不服申立ての解決については、一件記録を作成しなければならない。不服申立ての一件記録には、以下のものが含まれる。
 - a) 不服申立書又は不服申立ての内容の記録書
 - b) 不服申立ての相手方の陳述書
 - c) 審査、確認、結論、鑑定結果に関する調書
 - d) 不服申立ての解決決定
 - e) その他の関連資料
2. 不服申立ての一件記録には整理番号が付け、法律に従って保管しなければならない。

第150条 一回目の不服申立ての解決手順

不服申立ての解決権限を有する者は、不服申立書を受領した後、調査を行い、不服申立ての相手方に対し、陳述をするよう要請しなければならない。必要な場合、鑑定を要請し、又は対話の場を設け、不服申立ての内容や不服申立人の要求内容、不服申立ての解決方法について、整理することができる。

不服申立ての解決権限を有する者は、自らの権限内に属する不服申立てに関して不服申立ての解決決定を発しなければならない。

第151条 一回目の不服申立ての解決決定の内容

1. 決定を発した年月日
2. 不服申立人及び不服申立ての相手方の名称、住所
3. 不服申立ての内容
4. 不服申立ての内容の確認結果
5. 不服申立ての解決の法的根拠
6. 不服申立ての内容について、全部正しいか、一部のみが正しいか、又は全部が誤りであるかの結論
7. 不服申立てがされた決定、行為の維持、変更、破棄を行うこと、不服申立てがされた決定の一部の変更若しくは破棄を要請すること、又は不服申立てがされた決定、行為の実施の終了を強制すること
8. 違法な決定、行為による損害賠償、結果の回復
9. 当事者に対し、二回目の不服申立てをする権利を知らせること

第152条 二回目の不服申立ての解決手続

1. 不服申立人は、二回目の不服申立てを引き続き行う場合、二回目の不服申立てを解決する権限を有する者に対し、不服申立書、一回目の不服申立ての解決決定の写し及び関連書類を送付しなければならない。
2. 二回目の不服申立ての解決過程では、不服申立ての解決権限を有する者は、第145条の規定する権限を有し、一回目の不服申立てを解決した者や関連する機関、組織、個人に対し、不服申立ての内容に関する情報、書類、証拠の提出を要請し；必要な場合、

不服申立人及び不服申立ての相手方を呼び出し、対話の場を設け、調査し、不服申立ての解決のために鑑定要請その他の必要な手段をとる権限を有する。機関、組織、個人は、要請を受けた場合、要請内容を厳守しなければならない。

2回目の不服申立ての解決権限を有する者は、不服申立ての解決決定を発しなければならない。

第153条 2回目の不服申立ての解決決定の内容

1. 決定を発した年月日
2. 不服申立人及び不服申立ての相手方の名称、住所
3. 不服申立ての内容
4. 不服申立ての内容の確認結果
5. 不服申立ての解決の法的根拠
6. 不服申立ての内容について、全部正しいか、一部のみが正しいか、全部が誤りであるかの結論
7. 不服申立てがされた決定、行為の維持、変更、破棄を行うこと、不服申立てがされた決定の一部の変更若しくは一部破棄を要請すること、又は不服申立てがされた決定、行為の実施の終了を強制すること
8. 違法な決定、行為による損害賠償、結果の回復

第2節 民事判決執行における告発や告発解決

第154条 告発する権利を有する者

国民は、権限のある機関、組織、個人に対し、民事判決執行を行った民事判決執行機関の長、執行官、公務員、幹部公務員による違法行為で、国益や、国民、機関、組織の合法的権利及び利益を侵害した行為を告発することができる。

第155条 告発申立人の権利及び義務

1. 告発申立人は、以下の権利を有する。
 - a) 権限を有する機関、組織、個人に対し、告発書を提出し、又は直接告発すること
 - b) 自らの氏名、住所、署名を秘密にするよう要請すること
 - c) 告発解決結果の通知を要請すること
 - d) 脅迫、迫害、復讐を受けたときに、権限にある機関、組織、個人に対し、保護を要求すること
2. 告発申立人は、以下の義務を負う。
 - a) 告発内容を真実に基づいて陳述し、告発内容に関連する資料を提供すること
 - b) 自らの氏名、住所を陳述すること
 - c) 虚偽の告発に関し法律上の責任を負うこと

第156条 告発の相手方の権利及び義務

1. 告発の相手方は、以下の権利を有する。
 - a) 告発内容を知られること
 - b) 告発内容が虚偽であることに関する証拠を提出すること
 - c) 侵害された合法的権利及び利益の回復を受けること；名誉が回復され、虚偽の告発による損害の賠償を受けること
 - d) 権限を有する機関、組織、個人に対し、虚偽の告発申立人の処分を要求すること
2. 告発の相手方は、以下の義務を負う。
 - a) 告発された行為について陳述を行うこと；権限を有する機関、組織、個人の要請に応じて、関連する情報及び資料を提供すること
 - b) 権限を有する機関、組織、個人の解決決定を遵守すること
 - c) 法律に従い、自らの違法行為により発生した損害を賠償し、結果を回復すること

第157条 告発解決の権限、期限、手続

1. 違法行為の告発に関しては、告発の相手方が所属する機関、組織

の長が解決する責任を負う。

2. 民事判決執行機関の長が告発の相手方である場合、その直属の上級民事判決執行機関の、又は司法省所属の民事判決執行管理機関の長が解決する責任を負う。

軍区級判決執行機関の長が告発の相手方である場合、国防省所属の判決執行管理機関の長が解決する責任を負う。

告発解決期限は、告発書を受領した日から60日間とする。複雑な事件に関しては、告発の解決期限を延長することができるが、90日を超えてはならない。

3. 犯罪の疑いのある違法行為の告発は、刑事訴訟法に基づき解決しなければならない。
4. 告発解決手続は、不服申立告発法に基づき行われなければならない。

第158条 告発の解決権限を有する者の責任

1. 権限を有する機関、組織、個人は、自らの権限及び責任の範囲内で、法律に従って告発の受領し、適時に解決し、法律を厳守すること；違反者を厳正に処分し；損害を防止するために必要な措置をとること；告発解決決定を厳しく実施することについて責任を負い、その決定について法律上の責任を負わなければならない。
2. 告発の解決権限を有する者が、告発を解決することができず、解決において責任感に欠け、又は法律に反して告発の解決を行った場合、違反の性質や程度に応じて、懲戒処分を受け、又は刑事責任の調査を受け；；損害が生じた場合は、法律に従い賠償責任を負う。

第159条 民事判決執行における不服申立て、告発に関する法律遵守状況の監査

検察院は、法律に基づき、民事判決執行に対する不服申立て、告発の解決に関する法律遵守状況を監査しなければならない。検察院は、不服申立て及び告発の解決が正当な根拠及び法律に基づいて行われることを保障するため、同級及び下級民事判決執行機関や関係する機関、組織、個人に対し、要請、提議することができる。

第3節 民事判決執行に関する異議申立て及び異議申立ての解決

第160条 検察院の異議申立権

1. 検察院は、人民検察院組織法に基づき、民事判決執行機関の長や同級及び下級の民事判決執行機関に所属する執行官による決定、行為に対し、異議申立てをする権限を有する。
2. 異議申立期限は、決定を受領した日又は違反行為が発覚した日から、同級検察院に関しては15日間、直属の上級検察院に関しては30日間とする。

第161条 検察院の異議申立てへの返答

1. 民事判決執行機関の長は、自らの判決執行決定又は同機関所属の執行官の決定に対する検察院の異議申立てに対し、異議申立てを受領した日から15日以内に返答しなければならない。

民事判決執行機関の長は、検察院の異議申立てを受け入れる場合、異議申立てに返答した日から5営業日以内に、検察院の異議申立て内容を実施しなければならない。
2. 民事判決執行機関の長は、検察院の異議申立てを受け入れない場合、以下のとおり処理しなければならない。
 - a) 自らの決定と行為が異議申立ての対象である県級民事判決執行機関の長は、省級民事判決執行機関の長や直属の上級検察院の長に報告しなければならない。省級民事判決執行機関の長は、報告を受けた日から30日以内に検討及び返答しなければならない。省級民事判決執行機関の長の返答は、執行のために効力が生じる。
 - b) 自らの決定と行為が異議申立ての対象である省級民事判決執行機関の長は、司法省所属の民事判決執行管理機関の長や最高人

民検察院へ報告しなければならない。司法省所属の民事判決執行管理機関の長は、報告を受領した日から30日以内に検討及び返答しなければならない。司法省所属の民事判決執行管理機関の長の返答は、執行のために効力が生じる。

- c) 自らの決定と行為が異議申立ての対象である軍区級判決執行機関の長は、国防省所属の判決執行管理機関の長や中央軍事検察院へ報告しなければならない。国防省所属の判決執行管理機関の長は報告を受領した日から30日以内に検討及び返答しなければならない。国防省所属の判決執行管理機関の長の返答は、執行のために効力が生じる。
3. 第2項に定められた異議申立ての返答に根拠がないと判断した場合、最高人民検察院の長は、司法大臣に対し、省級民事判決執行機関の長や司法省所属の民事判決執行機関の長による効力が生じた返答について再検査するよう要請し、又は国防大臣に対し軍区級判決執行機関の長や国防省所属の判決執行機関の長による効力が生じた返答について再検査するよう要請しなければならない。

第7章 違反に対する解決

第162条 民事判決執行における行政違反行為

1. 2回目の通知、呼出状を受けたが、正当な理由なく判決執行のために出席しない。
2. 裁判所の暫定的緊急措置の適用決定、又は即時に執行すべき判決・決定を故意に実施しない。
3. 裁判所の判決・決定に従い、行うべき行為をしない、又は禁止された行為をやめない。
4. 判決執行条件があるが、判決執行業務の履行を故意に遅らせる。
5. 判決執行義務の履行を不可能にし、又は財産の差押え(seizure)を免れるために、資産を散逸し、又は破壊する。
6. 正当な理由なく判決執行に関する情報、資料の提供に関する執行官の要請に応じない。
7. 差し押さえられた資産を違法に使用し、譲渡し、詐欺的に交換し、隠匿し、又は現状に変更を加えたが、刑事責任を追及するに及ばない程度である。
8. 抵抗し、妨害し、又は他の者による抵抗、妨害を唆す；判決執行を遂行している公務執行者を侮辱するような発言、行動を行う；判決執行場所の秩序を乱し、又は民事判決執行に障害を与えるようなその他の違反行為を行ったが、刑事責任を追及するに及ばない程度である。
9. 差し押さえられた財産の封印を破棄し、又はその財産を破壊したが、刑事責任を追及するに及ばない程度である。
10. 判決債務者の預金口座、収入からの控除、有価証券の回収に関する執行官の決定を順守しない。

第163条 行政処分権限

1. 以下の者は、民事判決執行における行政罰を課す権限を有する。
 - a) 判決執行の解決をしている執行官
 - b) 破産事件の財産清算班、財産管理班の長
 - c) 県級民事判決執行機関の長
 - d) 省級民事判決執行機関の長、軍区級判決執行機関の長
2. 民事判決執行における行政罰については、行政違反処分に関する法律に従うものとする。

第164条 民事判決執行上の行政違反に関する処罰及び行政違反に関する不服申立て、告発の解決

1. 処罰の原則、処罰の時効、加重事情、減輕事情及び具体的な処罰順序、手続は、行政違反解決に関する法律に従って行わなければならない。
2. 民事判決執行上の行政違反の処罰に対する不服申立て、告発及びそれらの解決は、この法律及びその他の関係する法律に従って行わなければならない。

第165条 違反の解決

1. 判決債務者が、判決・決定を故意に履行しない；判決執行決定を任意に履行しない場合、これらの行為は、違反の性質及び程度に応じて、法律に従い、行政罰を受け、又は刑事責任を追及される。
2. 機関、組織、個人が執行官の要請を尊重しない場合、違反の性質及び程度に応じて行政罰を受け、かつ、損害を生じさせたときは賠償しなければならない。個人の場合、懲戒処分を受け、行政罰を受け、又は刑事責任を追及されることもある。
3. 地位、権限を濫用して、判決執行を故意に妨害し、又は執行官に違法な判決執行を強制し；証拠物件、差し押さえられた財産の封印を破棄し、消費し、譲渡し、詐欺的に交換し、隠匿し、価値を低下させた者は、違反の性質及び程度に応じて、懲戒処分を受け、又は刑事責任を追及される。損害を生じさせたときは賠償しなければならない。
4. 民事判決執行機関の長が判決執行決定を故意に下さず、又は違法な判決執行決定を下した場合；執行官が裁判所の判決・決定のとおり任務を遂行せず、判決執行を遅延し、違法に判決の強制執行措置を適用し；執行官の倫理規則に違反した場合、それらの者は、懲戒処分を受け、又は刑事的な責任を追及される。損害を生じさせたときは法律の規定に従って賠償しなければならない。

第8章 民事判決執行における機関、組織の任務、権限

第166条 民事判決執行における政府の任務及び権限

1. 国を挙げて民事判決執行における政府による管理を統一する。
2. 民事判決執行において、政府の機関、省級人民委員会を指導する。
3. 民事判決執行において、最高人民裁判所、最高人民検察院と協力する。
4. 民事判決執行の実施状況について国会に年次報告する。

第167条 民事判決執行における司法省の任務及び権限

1. 司法省は、以下の任務及び権限をもって、民事判決執行における政府による管理を実施する責任を政府に対して負う。
 - a) 民事判決執行に関する法規範文書に関して、これを発し、又はこれを発する権限を有する機関にこれを提出する。
 - b) 民事判決執行に関する政策、計画を定め、その実施を統括する。
 - c) 民事判決執行に関する法律の普及、教育活動を行う。
 - d) 民事判決執行機関の組織体制、人事及び運営を管理する；民事判決執行機関の設立、解散を決定する；執行官、評価人の育成、任命、解任を行う。
 - e) 民事判決執行に従事する執行官、評価人及びその他の公務員に対する専門業務の指導を行う。
 - f) 民事判決執行に関する調査、監査、報奨、違反に対する処分を行う；民事判決執行に関する不服申立て、告発を解決する。
 - g) 民事判決執行機関の経費割当計画を定め、専門的、物的施設、活動手段を確保する。
 - h) 民事判決執行の分野における国際協力を行う。
 - i) 民事判決執行の実施状況をまとめる。
 - k) 民事判決執行に関する統計をとる仕組みを定め、実施する。
 - l) 民事判決執行の実施状況について政府に報告する。
2. 司法省所属の民事判決執行機関は、民事判決執行の管理について司法大臣を補佐し、政府の規則に従って民事判決執行に関する専門的な管理を行う。

第168条 民事判決執行における国防省の任務及び権限

1. 司法省と協力して、軍隊における民事判決執行における政府による管理を行う。
 - a) 軍隊の民事判決執行に関する法規範文書に関して、これを発し、又はこれを発する権限を有する機関にこれを提出する。
 - b) 執行官を任命し、解任する；軍隊の民事判決執行に従事する執

行官、評価人及びその他の公務員の育成、研修を行う。

- c) 民事判決執行の実施状況についてまとめ、政府に報告する。
2. 以下の任務を遂行する。
 - a) 軍区級判決執行機関に対する判決執行業務の専門的指導を行う；軍隊において民事判決執行に関する法律の普及、教育活動を行う。
 - b) 軍隊の判決執行機関の組織体制、人事を管理する；軍隊の判決執行機関の設立、解散を決定する；軍区級判決執行機関の長、副長の任命、解任を行う；軍隊の判決執行に従事する軍人に対する報奨、処罰を行う。
 - c) 軍隊の判決執行に関する調査、監査を行い不服申立て及び告発を解決し、違反に対する処分を行う。
 - d) 軍隊の判決執行機関の経費割当計画を定め、管理し、専門的、物的施設、活動手段を確保する。
3. 国防省所属の判決執行管理機関は、政府の規則に従い、本条に規定する任務、権限の実施について国防大臣を補佐する。

第169条 民事判決執行における公安省の任務及び権限

1. 民事判決執行に関する法規範文書の制定について司法省と協力する。
2. 必要に応じて、公安機関に対し、強制執行を保護し、民事判決執行機関の証拠倉庫の保護に協力するよう指導する。
3. 判決債務者が懲役刑を服役中の刑務所、拘留所に対し、判決債務者及びその親族が判決執行のために引き渡さなければならない金額、財産を徴収するよう指導する。
4. 権限を有する公安機関に対し、民事判決執行機関と協力して、法律の要件に該当する判決債務者の刑罰の免除、減輕決定をすることを裁判所に要請するよう指導する。
5. 民事判決執行の実施状況のまとめについて司法省と協力する。

第170条 民事判決執行における最高人民裁判所の任務及び権限

1. 民事判決執行に関する法規範文書の制定について司法省と協力する。
2. 各級の人民裁判所に対し、法律の規定する期間内に民事判決執行機関の要請を解決することについて、民事判決執行機関と協力するよう指導する。
3. 民事判決執行の実施状況のまとめについて司法省と協力する。

第171条 民事判決執行における最高人民検察院の任務及び権限

1. 民事判決執行に関する法規範文書の制定について司法省と協力する。
2. 各級の人民検察院に対し、法律に従って民事判決執行の監督を実施するよう監督指導する。
3. 民事判決執行の実施状況のまとめについて司法省と協力する。

第172条 民事判決執行における軍区級及び同級の司令官の任務及び権限

1. 軍区級判決執行機関の長の要請に応じて、管理下の軍区及びそれに相当する地域の治安、安全保障、社会安全、秩序に影響を与えるおそれのある大規模かつ複雑な事案の判決執行に関連する各機関の協調を指揮する。
2. 軍区級判決執行機関に対し、軍区及びそれに相当する地域の判決執行についての実施状況の報告、調査、監査を要請する。
3. 軍区級判決執行機関の長、副長の任命、解任に関する意見を書面により発する。
4. 民事判決執行において功績をあげた団体、個人に対し、報奨を行い、又は権限を有する機関に報奨することを要請する。

第173条 民事判決執行における省級人民委員会の任務及び権限

1. 当該地域の民事判決執行について、関係各機関に対し、協調することを指導する。

2. 省級判決執行機関の長の要請に応じて、当該地域の治安、安全保障、社会安全、秩序に影響を与えるおそれのある大規模かつ複雑な事案の強制執行の組織的運営を指導する。
3. 省級判決執行機関の長、副長の任命、解任に関する意見を書面により発する。
4. 民事判決執行において功績をあげた団体、個人に対し、報奨を行い、又は権限を有する機関に報奨することを要請する。
5. 省級民事判決執行機関に対し、当該地域の民事判決執行の実施状況に関する報告を要請する。
6. 省級民事判決執行機関に対し、当該地域の判決執行の調査を要請する。

第174条 民事判決執行における県級人民委員会の任務及び権限

1. 当該地域の民事判決執行について、関係各機関に対し、協調することを指導する。
2. 県級判決執行機関の長の要請に応じて、当該地域の治安、安全保障、社会安全、秩序に影響を与えるおそれのある大規模かつ複雑な事案の強制執行の組織的運営を指導する。
3. 県級判決執行機関の長、副長の任命、解任に関する意見を書面により発する。
4. 県級民事判決執行機関に対し、当該地域における民事判決執行の実施状況について自ら調査し、又は省級民事判決執行機関の長に調査を要請することを要請する。
5. 民事判決執行において功績をあげた団体、個人に対し、報奨を行い、又は権限を有する機関に報奨することを要請する。
6. 県級民事判決執行機関に対し、当該地域の民事判決執行の実施状況に関する報告を要請する。

第175条 民事判決執行における村級人民委員会の任務及び権限

村級人民委員会の議長は、自らの任務、権限の範囲内で、当該地域における判決執行の通知、判決執行条件の確認、判決執行のための保全処分、強制執行の適用及びその他の民事判決執行に関する任務について、執行官及び民事判決執行機関と協力しなければならない。

第176条 民事判決執行における国庫、銀行及びその他の金融機関の責任

1. 執行官、民事判決執行機関の要請に応じて、判決債務者の預金口座に関する情報、資料を正確に、十分に、適時に提供する。
2. 判決債務者の預金口座、資産の凍結；預金口座からの控除；預金口座、財産の凍結の解除に関する執行官の要請を適時に厳しく実施する。
3. この法律に規定する執行官、民事判決執行機関のその他の要請を十分に実施する。

第177条 民事判決執行における社会保険の責任

1. 執行官、民事判決執行機関の要請に応じて、社会保険を経由して支給されている判決債務者の収入に関する情報、資料を正確に、十分に、適時に提供する。
2. 判決執行のために判決債務者の収入から控除することに関する執行官の要請を厳しく、適時に実施する。
3. この法律に規定する執行官、民事判決執行機関のその他の要請を十分に実施する。

第178条 民事判決執行における担保取引登記、資産登記機関の責任

1. 執行官、民事判決執行機関の要請を受領した後、直ちに担保取引登録機関、財産登記機関に登記された判決債務者の財産の取引に関する要請の実施を一時停止又は停止する。
2. 財産の買受人、判決執行に係る金額から控除するために財産を受領する判決債権者に対し、財産の所有権、使用権の登記を行う。
3. 判決債務者に与えられた財産について、財産の所有権、使用権の

証明書、担保取引登記証書を剥奪、修正、破棄する；この法律に従ってその書類の新規発行を行う。

第179条 判決執行における判決・決定をした機関の責任

1. 判決・決定の正確性、明確性、法律適合性及び真実性を保証する。
2. 関係当事者又は民事判決執行機関の要請を受領した日から15日以内に、宣告した判決・決定の内容の不明確な点についての説明文書を發送する。
複雑な事件の場合、回答期間は要請を受領した日から30日を越えてはならない。
3. 監督審、再審の手續に従った裁判所の判決・決定の再調査についての民事判決執行機関の申立てに対し、その申立てを受領した日から45日以内に応答する。
4. 裁判所の管轄下において、判決執行中に発生する財産の所有権、配分の確定についての民事判決執行機関、執行官の要請、又はその資産の所有権、使用権に関する紛争の解決を取り扱い、適時に解決する。

第180条 刑事罰を受けている者の監督、管理を担当する機関の任務及び権限

刑事訴訟法の規定に従って刑事罰に服している者の監督、管理を担当する機関、組織は、自らの任務、権限の範囲内で、以下の事項について民事判決執行機関と協力する責任を負う。

1. 刑事罰に服している者に対し、裁判所の判決・決定に定められた民事上の義務を厳しく履行するよう教育する。
2. 民事判決執行機関に対し、刑事罰に服している民事判決債務者に関する情報を提供する；刑事罰に服している判決債務者に対し、民事判決執行に関する通知を行う。
3. 民事判決執行機関と協力してこの法律に規定する判決執行に係る金額を徴収する
4. 民事判決執行機関に対し、刑罰を受け終え、特赦を受け、又は懲役刑の執行を免除された受刑者の居住地を適時に通知する。

第9章 施行条項

第181条 判決執行における司法相互扶助

1. 民事判決執行における外国への司法相互扶助の依頼、判決執行における外国の判決執行についての司法委託の受理及び処理は、司法相互扶助に関する法律に従って行わなければならない。
2. 判決執行における司法相互扶助を外国に依頼する民事判決執行機関は、司法相互扶助に関する法律に従って、司法委託に関する一件記録を作成しなければならない。

第182条 施行、効力

この法律は、2009年7月1日から施行する。

2004年に採択された民事判決執行令は、この法律の発効日から無効となる。

第183条 細則及び施行ガイドライン

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、自らの任務、権限の範囲内で、政府による管理の要請に対応し、この法律の内容について必要な指導を行うため、この法律の条項の細則及び実施ガイドラインを作成し作成しなければならない。

この法律は、2008年11月14日、ベトナム社会主義共和国国会第12期の第4協議により採択された。

国会議長

Nguyen Phu Trong

(グエン・フー・チョン)

民事判決執行手続に関する民事判決執行法の一部の条項の施行を定める

2009 年 7 月 13 日付の政令 58/2009/ND-CP

政府

2001 年 12 月 25 日付の政府組織法及び

2008 年 11 月 14 日付の民事判決執行法に基づき

司法大臣の提案を検討した上で以下の政令を定める。

政令

第 1 章：総則

第 1 条. 適用範囲

本政令は、民事判決執行に関する国家管理の要求に対応して、民事判決執行法第 46 条、第 60 条、第 65 条、第 73 条、第 85 条、第 86 条、第 98 条の詳細及び民事判決執行法の民事判決執行手続に関する事項の施行を定める。

第 2 条. 判決執行申請時効

1. 当事者は、民事判決執行法第 30 条第 1 項に定める民事判決執行申請時効において、判決執行を申請することができる。

2. 当事者は不可抗力の事件又はやむをえない事項によって、判決執行申請書を本条第 1 条に定める期間内に送付することができない場合に、民事判決執行機関の長に対して、その検討を書面で申請することができる。不可抗力の事件又はやむをえない事項が発生する期間は民事判決執行申請時効に計算されない。

3. 不可抗力の事件又はやむをえない事項は以下のいずれかの場合に該当する。

a) 災害、火災、戦時

b) 当事者の過失によらず、判決決定を受けられないやむをえない事項、当事者が国境地域、島へ出張して期間内に判決執行を申請することができない場合；当事者が判断力を失う事故、重病を遭遇して入院治療をすべき場合；裁判機関、民事判決執行機関又はその他の機関個人の過失によって当事者が期間内に判決執行を申請することができない場合、当事者が死亡して、その相続人は確定されていない場合又は当事者が合併、吸収合併、分割、解体、株式化され、法律に従って、判決執行を申請できる新しい組織、個人が確定されていない場合。

4. 申請書は申請者の氏名、住所、申請場所の民事判決執行機関の名称、民事判決の債権者及び債務者の氏名住所、判決執行の事項、期間内の申請不可能な理由を明記しなければならない。申請書に判決書、民事執行決定及び期間内の申請不可能な理由を証明した資料を添付しなければならない。

災害、火災、戦時又は当事者が死亡したが相続人が確定されていない場合又は当該地方における客観的支障があるために期間内の申請が不可能な場合には、当事者の居住地の村級人民委員会による証明が必要である。当事者が入院したため、期間内の申請が不可能な場合には、県級以上の医療機関による入院退院証明書が必要である。出張のために期間内の申請が不可能な場合に、出張を派遣した機関の長の証明書又は派遣の決定書が必要である。不可抗力又は客観的支障によって期間内の申請が不可能な場合には、管轄権のある機関又は適法な資料で証明しなければならない。

管轄権のある組織、個人の証明書には、期間内の申請ができない不可抗力又は客観的支障が生じた場所、内容及び時間を明記しなければならない。

第 3 条：判決執行の合意

1. 当事者間の判決執行合意は書面で作成され、その中に合意の時間、場所、内容を記載し、合意当事者の署名及び合意されたところの村級人民委員会の確認がなされる必要がある。

判決債務者が言い渡された判決書、決定の内容と異なる判決執行を求めて、それを判決債権者に承認される場合に判決執行は当該要求に従って行う。

判決執行機関に執行を求める前の合意は当事者によって任意で執行する。

2. 民事判決執行機関の長は執行決定をした後、当事者は執行官に合意の立会人として求めることができる。当該判決の執行を担当する執行官は立会いし、合意書に署名する責任を負う。当該合意は法律の禁止事項又は社会倫理に反した場合に、

執行官が署名を拒否することができるが、その理由を明記する調書を作成しなければならない。

民事判決執行機関の本部以外のところで執行官に合意の立会いを求める当事者は民事判決執行機関に合理的な費用を支払わなければならない。

3. 当事者が任意で合意に従うことをしない場合に、民事判決執行機関は判決書、決定及び判決執行申請書及び合意による執行実績に従って判決執行の決定を下す。

民事判決執行機関は、執行を実施している際、当事者が判決書、決定の全部又は一部の執行を民事執行機関に求めないことを合意できる場合に、民事判決執行機関は民事判決執行法第 50 条第 1 項 c 号に基づき執行を求めない合意した部分に関する執行停止の決定を下す。ただし、当該合意が法律の禁止、社会倫理、事実と反して、第三者の権利適法な利益に影響を及ぼし、又は執行費用を回避するための場合はその限りではない。上記の合意は財産が売却され又は執行のために他人に引き渡された後に実施された場合には、当該財産の購入者又は執行のために引き渡された者に同意されなければならない。

第 2 章：民判決執行手続

第 4 条：判決執行申請書の受理

1. 申請者への受理書の交付又は郵送は申請書を受取った後直ちに行わなければならない。

2. 判決執行の申請書は、民事判決執行法第 31 条に定める事項を全部記載しなければならない。

判決執行申請書には、所定の事項を十分記載しない又は債務者の執行条件に関する情報を明示せず、釈明を求めなければ、民事判決執行機関は、判決執行決定を下す前に当事者に申請書の内容を補足するよう通知する。

3. 申請書を受取った日より営業 5 日以内に判決執行申請書を拒否する理由があれば、民事判決執行機関は当事者に拒否の理由を明記した通知書を送付しなければならない。

第 5 条：判決執行の決定

1. 民事判決執行機関の長は、同一の判決、決定に属して主導的に執行する部分に対して同一の決定を下す。

判決、決定には金銭や財産の返済に関する部分が含まれる場合に、民事判決執行機関の長が個々の判決債権者に対して一つの執行決定を下す。同一の判決、決定に複数の判決債務者が存在し、複数の部分を執行する必要がある場合に、民事判決執行機関の長は個々の債務者に対してそれぞれが執行すべき複数の部分をまとめた決定を下す。

2. 連帯の権利義務の執行には、民事判決執行機関の長は連帯の権利者義務者に共通の判決執行決定を下す。

3. 民事判決執行機関の長は、個々の民事判決執行の申請書に一つの執行決定を下す。判決、決定には複数の債権者に対する一人の債務者がいて、当事者は同一の時点に判決執行申請書を提出する場合に民事判決執行機関の長は複数の申請書に共通する同一の執行決定を下すことができる。

複数の債権者は判決決定によって一つの具体的な財産を得られるが、一部の債権者のみが判決執行を申請する場合に、民事判決執行機関の長は申請書を提出した債権者に執行の決定を下しながら、その他の債権者に通知の日より 30 日以内に判決執行の申請をするように通知する。上記の期間が経過したときに通知された者が判決執行を申請しない場合に執行官は判決執行の申請者に財産を引き渡して管理してもらう。当該財産に対する判決債権者の権利適法な利益は合意又は法律に従って解決される。

4. 不可抗力又は客観的支障が生じた期間を引き除いた後、判決執行の申請時効が残存する場合には、民事判決執行機関の長は執行決定を下す。執行申請の時効が終了した場合に判決執行機関は本政令第 4 条第 3 項に従って執行の申請を拒否する。

執行決定を下したが、執行申請の時効が終了する場合に、民事判決執行機関の長は発行した決定を回収する決定を下す。時効が終了した判決決定に対する執行決定の発行において過失をした者が法の規定に従って責任を負う。

第 6 条：判決執行の条件の確認

1. 判決の債権者は自ら又は他人に委任して判決執行の条件を確認することができる。債務者の財産、口座に関する情報を把握し又は管理する機関、組織、個人は債権者又はその委任者が求めるときに当該情報を提供する責任を負う。当該の機関、組織、個人が情報の提供を拒否する場合に理由を明記する文書で回答をしなければならない。

確認の結果は判決執行の根拠となる。ただし、執行官は、再度の確認が必要であると認める場合はその限りではない。執行官の再度確認は当事者に提供された確認結果を受取った日から 10 日以内に行う。

債務者の執行条件について故意に事実と異なる情報を提供した判決の債権者、機関、組織、個人は、法の前に責任を負い、発生の費用を負い、侵害を発生させる場合にそれを賠償しなければならない。

2. 判決の債権者は、執行官に執行条件の確認を求めるときに、本人又はその委任者が債務者の財産、口座に関する情報を把握し又は管理する機関、組織、個人に対して確認をしたが結果が得られないという書類又は調書を提出しなければならない。

判決の債権者又はその委任者が直接又は書面で情報を求めた日から 1 ヶ月を経過しても、機関、組織、個人から正当な理

由がなく書面の回答を得られていないことを機関、組織、個人に対する確認は結果が得られないとする。

3. 判決の債務者は判決の申請に求められる債務及び民事判決執行機関の長が主体的に執行決定を下した債務を平行で執行すべき場合における執行条件の確認は、主体的債務の執行を終了するまでの間に執行官によって主体的に行われる。

確認の結果は、執行の申請書による債務の執行のために引き続き認められる。債務者の次の財産の確認は債権者の申請によって行われる。

4. 執行官は直接確認する場合には、当事者の陳述又はその他の機関組織に提供される情報に基づいて経済条件、財産の現状を具体的に確認しなければならない。

所有権、使用权、担保取引を登記すべき財産については、当該財産を登記する機関で確認する必要がある。

判決の債務者は機関組織である場合には、執行官は直接財産を確認し、資本や財産の管理書類を検査し、執行債務者の財産、口座に関する情報を管理、保管、保有する関係機関組織で確認しなければならない。必要な場合に執行官は、確認すべき事項を明らかにするために専門機関又は専門家に意見を求めることができる。

関係の機関、組織、個人は、執行官の要求を実施し、提供した情報に関して責任を負う。

5. 判決の主体的なタイプで、判決の債務者は執行条件を整えない執行については、執行官は少なくとも6ヶ月ごとに当事者の執行条件を確認しなければならない。判決の債務者は執行の条件を整えず、懲役刑を執行している又は新しい住所、居住地を確定できない場合に確認ごとの期間は1年を超えてはならない。

申請書による執行条件の確認は、判決の債権者の要求によって行う。判決の債権者は判決の債務者が執行の財産が有することを証明する義務を負い、民事判決執行機関の長が執行申請書を返却する決定を下した場合に再度の判決執行を申請する。

第7条：判決執行の通知

1. 当事者、利害関係者への直接通知は次の号で実施する。

- a) 執行官、判決執行の公務員が通知されるべき者に通知書を手渡す。
- b) 郵便配達人、判決執行機関の委任者又は通知される者が住所や居住地を持つ村落の長や人民委員会の委員長、公安長、又は通知される者の勤務機関の長、通知される者が懲役刑を受けている収容所の長が通知されるべき者に通知書を手渡す。

2. 当事者、利害関係人、電信、ファクス、電子メール又はその他の形態による通知を求める場合にそれらの通知形態が民

事判決執行機関に障害を与えない限り、直接通知は、当該形態によって行うことができる。

3. 当事者、利害関係人は連絡住所を変更する場合に、新しい住所に通知をするために管轄の民事判決執行機関に適時に知らせなければならない。当事者、利害関係人は新しい住所を連絡しなければ、以前に確定された住所への通知は適合であるとされる。

第8条：判決執行の担保及び強制措置の適用

1. 執行官は、判決決定の内容、判決執行の性格、程度及び債務、債務者の執行条件、当事者の申請及び現地の実状に基づいて適切な判決執行の担保及び強制措置を適用する。

判決執行のための担保や強制措置の適用は、判決の債務及び必要な費用に相当するものでなければならない。判決の債務者は債務よりも数倍の大きな唯一の財産を持って、その財産を分割することができない、又は分割すればその財産の価値が実質的に減少する場合であっても、執行官は判決執行のために担保又は強制措置を適用することができる。

2. 民事判決執行法が定める場合のほか、民事判決執行機関は旧暦正月の15日前後の間や判決の債務者である福祉政策の適用対象者にとっての記念日に人員を動員して判決執行を行うことをしない。

3. 省級及び県級の判決執行機関の長は必要と認めるときに、民事判決執行法第173条第2項及び第174条第2項の規定によって規模の大きく、複雑で治安、政治、社会安全秩序に影響を及ぼす事件の判決執行を行う日より少なくとも営業5日前に同級の人民委員会委員長に、区級の判決執行機関の長は区の司令官に報告する。

4. 財産は債権者に実際に引き渡され、かつ債権者が財産引渡の調書に署名した後、当事者に奪われた場合に民事判決執行機関は当該財産を債権者に再度引き渡す責任を負わない。債権者は人民委員会又は権限のある機関にその解決を求めることができる。

第9条：判決執行のための書類、財産の留置

1. 執行官は必要と認めるときに当事者の書類、財産の留置を警察又はその他の機関、個人に求めることができる。

2. 財産や書類を留置する調書には、財産や書類を留置される者の氏名、留置される財産や書類の種類、数、数量、寸法及びその他の特徴を明記しなければならない。

留置財産は金銭である場合にその種類、数及び価値を、外貨である場合にその外国を、また必要に応じてシリーズ番号を明記しなければならない。

留置財産は貴金属や宝石である場合に当該財産を留置される者又はその親戚の前に封印しなければならない。本人又はその親戚が封印の立会いを同意しない場合には証人が必要である。封印に財産の種類、数、数量及びその他の特徴を明

記し、執行官、留置される者又はその親戚或は証人が署名する。封印は財産留置の調書に記載されなければならない。

留置の財産や書類は、民事判決執行法第 58 条の規定によって保管される。

3. 執行官は留置の財産や書類を返却する際、受取人に留置される者又はその委任者として証明する書類の提示を求める。

執行官は、民事判決執行機関の倉庫の管理者の立会いで受取人に留置財産や書類の数、数量、寸法及びその他の特徴をチェックするように求める。

財産や書類の返却は調書を作成して行わなければならない。

第 10 条：財産の登記、財産の所有権・使用権の譲渡又は財産の現状の変更の停止

財産の登記機関、その所有権や使用権の譲渡に関する機関、組織又は個人は、当該財産の登記、所有権及び使用権の譲渡又は現状の変更を停止する決定を受取ったときから執行官から財産の差止め、登記、所有権又は使用権の譲渡あるいは現状変更の停止を解消する決定を受取るまでの間に財産の登記、所有権及び使用権の譲渡又は現状の変更を行ってはいけない。

その後に登記、所有権、使用権の譲渡、現状の変更をされた財産には、執行官が法律の規定に従って判決執行のために処理することができる。紛争があれば、民事訴訟手続によって解決するよう当事者に案内する。

第 11 条：口座の封鎖

1. 口座封鎖の決定には、封鎖される金額を確定しなければならない。執行官は債務者の口座を管理している国庫、商業銀行、その他の信用組織の法定代表者又は書類を受取る責任者に直接債務者の口座封鎖の決定を手渡し、手渡の調書を作成しなければならない。

執行官、当該決定の受取人はその決定手渡の調書に署名しなければならない。受取人は署名しなければ、証人の署名が必要である。

2. 債務者の口座を管理している国庫、商業銀行、その他の信用組織は、口座封鎖決定を受取ったときから当該決定を厳格に実施しなければならない。

執行官は、国庫、商業銀行、その他の信用組織から提供される、債務者の口座に関する秘密情報を保守する責任を負う。

第 12 条：口座の金銭の控除

1. 口座の金銭の控除に関する決定は以下の事項を明記する。

a) 決定の日付

b) 決定の根拠

c) 執行官の氏名

d) 債務者の氏名

d) 当事者の口座番号

e) 口座の開設された国庫、商業銀行、その他の信用組織の名称、住所

g) 控除すべき金額

h) 控除金額を受取る民事判決執行機関の口座番号

i) 控除を実施する期間

2. 強制される対象者は複数の国庫、商業銀行、その他の信用組織において口座を開設する場合に、執行官は執行すべき債務及び執行費用（あれば）を確保するために口座の残高を考慮して一つ又は複数の口座から金額を控除するという強制措置の適用を決める。

第 13 条：債務者の事業経営からの金銭の収納

1. 執行官は、債務者の事業経営の性格を考慮して、そこから日、週、月、四半期という定期的な金銭を収納する。

執行官は債務者の営業に関する帳簿及び実状に基づく営業実績を根拠にして債務者の営業による収納金を確定する。

2. 債務者の営業活動、債務者及びその親族生活に必要な最小限度額を残すことについては、債務者及びその費扶養者の生活に必要な最小限度額を残さなければならない。債務者及びその被扶養者の生活に必要な最小限度額の確定は、その居住地の貧乏規準に基づく。

営業活動に必要な最小限度額を残すことについては、執行官が債務者の営業業種の性格、規模に基づいて確定する。この確定額は調整することができる。

第 14 条：第三者が所持する債務者の金銭、財産の回収

債務者の金銭財産を所持して、当該金銭財産の引渡に関する執行官の決定を執行しない組織個人は判決執行のための担保強制措置を適用される。

判決の強制執行の費用は債務者が負担する。

第 15 条：差押財産の価値評価

1. 執行官は、評価の時点において同種財産の市場価格が 200 万ドン以下という価値の少ない差押財産に対して評価する。

2. 民事判決執行法第 98 条第 3 項 a 号に定めるサービス契約を締結できない場合には、執行官は差押財産の価値を評価する前に関係する財政機関及び専門機関の意見を参考にする。

第 16 a 条：知的財産権の移転

執行官は知的財産権法第 84 条第 4 項に基づいて知的財産権を機関組織個人に移転して活用してもらうと決定する場合に、当該の移転は知的財産に関する法律規定に適合して行わなければならない。

第 16 条：知的財産権の評価

1. 判決執行のための知的財産権の評価は知的財産権の評価に関する法律規定による。
2. 知的財産権の評価を求める機関組織個人は民事判決執行法第 73 条に基づいて評価の費用を支払わなければならない。

第 17 条：知的財産権の競売

1. 知的財産権競売の権限
 - a) 競売組織は 1000 万ドン以上の価値を持つ知的財産権の競売を実施する。
 - b) 知的財産権が 1000 万ドン以下の価値を持つ又は判決執行を行う省、市に競売組織が存在しないあるいは当該組織が存在するが競売契約を拒否する場合に執行官は当該知的財産権の競売を実施する。
2. 知的財産権の競売は財産競売に関する法律による。

第 18 条：没収国庫への投入と言い渡される留置物証財産の処理

1. 財政機関は没収国庫への投入と言い渡される物証財産を引き受け、処理する責任を負う。ただし、当該物質財産は武器、警察補助道具、爆薬、有害物質、放射性物質、国防安全の占用機材設備又は歴史文化遺跡に関する物品である場合には、それぞれの財産を管理する権限のある国家機関がそれらを引き受け責任を負う。
2. 民事判決執行機関は物証財産を引き受ける責任のある機関に対してその引受を通知し、かつ引受日より 30 日という引受期間を確定する。

責任のある機関は上記の期間が超過しても当該物証財産を引き受けなければ、当該物証財産の保管費用を支払い、引受期間が過ぎたときからすべてのリスクを負担する。

没収国庫への投入と言い渡される留置物証財産の引渡は民事判決執行機関の倉庫又は当該物証財産を留置するところで行う。

第 19 条：物証財産の破壊

1. 物証財産の破壊委員会は設立した日より 10 日以内に当該物証財産の破壊を実施する。

2. 物証財産の破壊は焼却、破壊、又はその他の適切な方式で行う。

有害物質又は専用機材設備又は専門家の必要な他の物証財産の破壊については、執行官は安全の破壊でかつ破壊環境に悪影響を及ぼないように物証財産の破壊に関して十分な条件を整える専門家又は機関と契約を締結して破壊してもらう。

3. 物証財産の破壊費用は国家予算で支払う。

第 20 条：連帯義務の執行の委託に関する判決執行の担保措置の実施

連帯義務の執行の委託において、債務者が複数の地域に居住し又は財産を保有して、委託を受ける地域におけるその財産が判決執行のために十分なものではない場合には、委託を受ける民事判決執行機関は、財産を分散隠滅して判決執行の回避をさせないように判決執行に関連するすべての者や財産に対して担保措置を適用することができる。

第 21 条：労働者の引受をさせる判決決定の執行

1. 民事判決執行法第 121 条第 3 項に従って任意で労働者に給与の支払をしない使用者には判決執行の担保強制措置を適用される。
2. 言い渡された裁判所の判決決定において使用者が判決・決定の確定日から労働者の引受日までの間に労働者に引き続き給与を支払う義務を負うという内容が含まれる場合には、当該判決決定の執行は、その内容の通りに行う。

言い渡された裁判所の判決決定において使用者が判決・決定の確定日から労働者の引受日までの間に労働者に引き続き給与を支払う義務を負うという内容が含まれない場合には、当該判決決定の執行は、民事判決執行法第 121 条第 3 項による。

第 22 条：緊急保全措置の適用に関する決定の実施

1. 民事判決機関の長は債務者の居住地又は財産の保有地における判決執行機関に対して、債務者がその他の省に居住し又は財産を保有するときに以下の緊急保全措置の適用に関する決定のみを委託することができる。
 - a) 当事者に対して一定の行為を禁止し又は強制すること；未成年者を個人又は組織にその介護、扶養、教育をさせること；労働者解雇の決定の実施停止
 - b) 扶養義務の一部を事前に実施させること；生命健康の侵害による損害賠償義務の一部を事前に実施させること；労働使用者が労働者に給与、手当、賠償金、労災金又は職業病の補助金を事前に支払わせること
 - c) 紛争財産の差押
 - d) 果実又はその他の製品商品の収穫、売却を認めること

2. 緊急保全措置の適用に関する決定を受取ったときから 24 時間以内に民事判決執行機関の長は、判決執行の決定を発行し、又は債務者の居住地又は財産の保有地における民事判決執行機関に判決執行を委託しなければならない。

判決執行の委託書を受取ったときから 24 時間以内に、委託される民事判決執行機関が判決執行の決定を発行し、民事判決執行法第 130 条に定める措置を直ちに適用して、判決の執行を実施しなければならない。

第 23 条：監督審決定、再審決定の執行

1. 民事判決執行法第 135 条第 3 項に定める、裁判所の判決決定が取消、一部又は全部を修正された場合における最初の所有者に還付される財産の価値とは、還付の時点における地方の市場における財産の価格である。

2. 違法な判決決定によって生じた損害は法律に従って処理する。

第 24 条：判決執行の結果の確認

1. 判決執行の権限を持つ民事判決機関の長は、要求される場合には、判決執行の決定に従った、当事者の債権債務の履行に関する結果を書面で確認する。

2. 確認文書は執行すべき判決決定による債務、確認の時までの執行結果を明記しなければならない。

確認された判決執行の結果は、当事者が判決執行の決定に従うその債務の全部又は一部あるいは、判決の定期執行についてその定期執行の部分を執行したことを示す。

第 25 条：判決執行の不服申立の解決

1. 受理して解決すべき不服申立書以外の不服申立について、当該不服申立書を受取った機関は受理の責任を負わないが、受取った日から 5 日以内に不服申立者に書面でその教示回答をしなければならない。教示回答は 1 つの不服申立事件に対して一回のみで行う。不服申立者は事件に関係する原本の資料書類を送付した場合には、当該資料書類を返送する。

不服申立事項及び告発事項を含まれる不服申立書については、判決執行の不服申立事項は判決執行不服申立の解決に関する規定に、告発事項は告発解決の規定に従って解決する。

2. 下級機関の解決権限に属する不服申立について所定の期間が過ぎても解決されない場合には、判決執行機関の長又は上級の判決執行管理機関は下級機関にその解決を求め、その解決の指導、検査、催促の責任を負いながら、その権限に基づいて不服申立解決の責任を怠った又は故意に遅延させる職員に対して処分する。その権限を超える措置を適用する必要な場合には、権限のある国家機関又は権限者にその処分を提案する。

3. 判決執行の担保措置を適用する決定に対する最初の不服申立を解決する決定は確定する。

4. 確定された不服申立解決決定は以下の場合において、民事判決執行法第 142 条第 4 項第 b 号及び第 7 項第 b 号に従って再度検討される。

a) 不服申立された決定行為は不法であるが、不服申立解決決定は当該決定行為が適法であるとする。

b) 不服申立解決は判決執行に対する不服申立解決手続に関する法律規定に違反した。

c) 不服申立解決の結果を実質的に変更させる新しい事実が発生した。

第 3 章：判決債務の免除、減少及び判決執行のための金融保証

第 26 条：国家への債務に関する判決執行債務の免除、減少

1. 国家への債務を負って、少なくとも価値のない判決の費用より少ないその債務の 20 分の 1 を執行した債務者には、民事判決執行法第 61 条第 2 項及び第 3 項に従って、執行債務の免除や減少を検討される。

2. 免除、減少を検討される国家への債務は裁判所の判決決定に確定された債務である。当該債務の免除又は減少を認められる場合には、免除又は減少の金額に対する遅延金利が当然免除される。

債務者は判決執行の決定に定める国家への債務を全部免除される場合には判決執行が終了する。

3. 国家への債務の減少は以下の通り検討される。

a) 1000 万ドンから 1 億ドンまでの価値がある残存債務については、1 回の減少額が債務の残存額の 3 分の 1 を超えてはならない。

b) 1 億ドン以上の価値がある残存債務については、1 回の減少額が債務の残存額の 5 分の 1 を超えてはならない。

4. 国家への債務の免除減少を提案する書類の作成は、判決執行を実施している民事判決執行機関によって行う。判決執行を実施している機関は省級民事判決機関である場合には、省級民事判決執行機関が当該の提案書類を作成し、当該省級民事判決執行機関の本部が所在するところの県級人民裁判所に送付する。

第 27 条：国家予算で判決執行を保証される対象者

1. 国家機関

2. 国家予算ですべての事業活動を行う政治組織、政治社会組織及び政治組織又は政治社会組織に属する機関

3. 国家に設立され、国家予算ですべての事業活動の費用を確保される行政事業機関

4. 国家予算ですべての事業活動の費用を確保される武装力に属する機関

第 28 条：判決執行のための金融保証の条件

判決執行の金融保証をされる対象者として判決を執行すべき機関組織は、過失者に債務の履行を求め、過失者が債務履行の能力がなく、又は履行すべき債務の一部しかを履行できず、また当該機関が付与された自立的な経費から節約した金額を使っても判決執行が不可能な場合に限り、国家予算で判決の債務執行を保証される。

第 29 条：判決執行のための金融保証を決定する権限

1. 中央政府の管理に属して、判決を執行すべき機関のための判決執行の保証金は国家予算で賄う。地方政府の管理に属して、判決を執行すべき機関のための判決執行の保証金は地方政府の予算で賄う。武装力に属して、判決を執行すべき機関のための判決執行の保証金は国家予算で賄う。

2. 国家予算による保証を決める権限及びその保証額は国家予算に関する法律による。

第 30 条：判決執行の金融保証の手続

判決執行の金融保証をされる対象者として判決を執行すべき機関組織は、判決執行のための金融保証を申請する書類を作成する責任を負う。

司法省及び財政省は、判決執行のための金融保証に関する当該書類の作成、期間、申請、検討、決定、見積、決済、経費の還付に関する手続を教示する責任を負う。

判決執行の金融保証の経費は他の目的のために使ってはいけない。

第 4 章：判決執行の費用

第 31 条：判決の強制執行の費用

1. 執行官に判決執行の条件を調査するよう要求する判決の債権者は、調査のための合理的な実費を支払わなければならない。

判決執行条件の調査費用については、司法省は財政省と協力して具体的な規定を定める。

2. 民事判決執行法第 37 条第 3 項第 c 号に定めるその他の必要な費用は以下の通りである。

a) 執行官が強制執行の前に関係機関との間に行われた強制執行に関する会議の費用

b) 判決債務者から金銭を収納することができない場合の強制執行の費用

c) 判決債務者の書類、資料の留置に関する実費

d) 当事者が少数民族でベトナム語ができない場合の通訳翻訳費用

上記の費用は国家予算で支払われる。支払額は司法省及び財政省が合意して決める。

3. 手当制度は民事判決の強制執行に直接参加する執行官、判決執行の職員、検察官、警察、自衛隊、地方政府の代表者及び社会組織の代表者、並びに必要に応じて民事判決の強制執行に動員された村落の長及びその他の者に対して適用する。担当者及び判決執行に直接参加するその他の者に対する具体的な手当基準は財政省及び司法省が合意して決める。

第 32 条：判決の強制執行費用の免除、減少

1. 以下のいずれかの場合に該当する個人である当事者は、判決執行を実施する権限のある判決執行機関の長によって強制執行費用の免除や減少を検討される。

a) 最低基準の生活を維持できる収入がない又は災害、火災によって長期間において家計の特別困難な状況に陥った者

最低基準の収入は国家が時期によって公布した貧乏の基準による。

b) 社会政策や革命貢献の家族に属する者

c) 孤独者、障害者、長期の患者

2. 当事者は強制執行費用の免除、減少の申請書を作成し、その中に強制執行費用の免除、減少を申請する理由を記載しなければならない。

申請書は、強制執行費用の免除、減少の理由を証明する書類を添付しなければならない。家計の困難な者、孤独者に該当する当事者は、その居住地、生活地の村級人民委員会、又は収入を受ける機関組織の長によって確認されなければならない。社会政策や革命貢献の家族に属する当事者には、権限のある機関に発行されるその証明書が必要である。被害者、長期の患者である当事者は、医療鑑定評議会又は県級以上の医療機関に確認されなければならない。

3. 判決の強制執行費用の免除額、減少額は以下の通り確定される。

a) 本条第 1 項第 a, c に該当する当事者には納付すべき強制執行費用の 50%を減少することができる。

b) 本条第 1 項第 a に該当して、少なくとも強制執行費用の半分以上を既に執行した当事者には残存の強制執行費用%を免除することができる。

4. 価値評価の手續又は規定に反して強制執行費用の免除、減少を決定した結果、国家予算で強制執行費用を支払われる過失者は当該金額を国家に還付する義務を負う。

強制執行をされる当事者が判決執行を回避しようとして金銭、財産を分散隠滅したり、強制執行費用の免除、減少をされるように無実の根拠を提供したりしたことが発見された場合に、民事判決執行機関の長は強制執行費用の免除、減少の決定を取消す。

第 33 条：判決執行費用の基準、その納付、管理及び使用の手續

1. 判決執行の費用は実際に受けとった金銭財産の 3%である。ただし、この費用は判決執行の申請 1 件に当り 2 億ドンを超えてはならない。

裁判所は財産の価値を宣告せず又は宣告したがその価値が費用を収納するときの時価にあわない（20%以上変更の場合）場合には、費用を収納する機関は財産の評価を実施し、判決債権者が納付すべき判決執行費用を確定する。民事判決執行機関は、評価の費用を判決執行の費用から支払う。

2. 民事判決執行機関の長は、判決の債権者に金銭又は財産を引き渡すときに判決執行の費用を収納するための判決執行費用収納の決定を下す。

判決の債権者が判決執行費用を納めなければ、費用を収納する機関は、判決執行費用を回収するために、判決の債権者に既に引き渡した財産の競売を含めて執行の強制手段を適用することができる。

3. 判決執行費用の収納、免除、減少、管理、使用に関する手續は財政省が司法省と協力して決める。

第 34 条：判決執行費用を負担しない場合

以下のいずれかの場合に該当する金銭、財産を受取った判決債権者は判決執行費用を負担しない。

1. 扶養費、生命健康、名誉人格の侵害による損害賠償金、給与、手当、失業手当、退職金、社会保険金、解雇の賠償金、労働契約の解約による損害賠償金

2. 営利の目的がなく、貧困撲滅や遠隔地、山岳地、困難地域及び特別の困難な地域を支援する国家の社会政策プログラムの経費、国民の健康、教育に直接資する経費から判決の債権者が受取った金額

3. 精神の意味を持って、受取った者の親戚に直接関係して交換不可能な現物

4. 国家が定めた最低賃金の 2 倍を超えない、判決執行の申請書による金銭又は財産

5. 社会政策銀行の貸付金の回収金

第 5 章：施行条項

第 35 条：施行効力及び経過条項

1. 本政令は、2009 年 8 月 24 日から施行される。

2. 民事判決執行法が施行される日の前に言い渡された判決決定には、判決執行の申請時効は以下の通り計算される。

a) 2009 年 6 月 30 日まで、判決決定が確定した日又は債務到来日から起算して 3 年が経過した場合には、民事判決執行法に定める判決執行申請時効を適用しない。

b) 2009 年 7 月 1 日まで、判決決定が確定した日又は債務到来日から起算して 3 年が経過した場合には、民事判決執行法に定める判決執行申請時効を適用する。

3. 本政令の効力が発生する前に判決が一部又は完全に執行されていないが、民事判決執行法令及びその施行細則に定める規定に従って判決執行手続を行った場合には、判決執行結果は認められる。その後の判決執行手続は本政令に従う。

第 36 条：施行及び施行指導の責任

大臣、省同級機関の長、政府所属機関の長、省、中央市の人民委員会委員長は本政令の施行について責任を負う。

司法大臣は、民事執行に関する国家管理の要求に応じて、その任務、権限の範囲において、関係省庁と協力して、本政令に定める条項の詳細、施行指導、及びその他の必要な事項の指導を行う。

政府代表

首相

グエン・タン・ズン

国会
21/2004/QH11

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
ハノイ 2004年6月24日

ベトナム破産法

2001年12月25日ベトナム社会主義共和国第10期国会の第10会期において可決された決議 No51/2001/QH10により改正、補足された1992年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、本法は企業、合作社の破産に関する諸規定を定める。

第1章 総則

第1条 規定範囲

本法は、破産手続開始の条件及び申立てを規定し、財産に関する義務及び破産手続における財産保全措置の決定、事業更生条件及びその手続、財産処分手続及び破産宣告・破産手続開始の申立人、破産宣告を申し立てられた企業及び合作社、並びに破産申立解決者の権限、義務及び責任を規定する。

第2条 適用対象

1. 本法は法律規定に基づいて設立され営業する企業、合作社及び合作社連合（以降、合作社という）に適用される。
2. 政府は国防、治安に直接に服務する特別企業及び必須公益品、役務を常時直接提供する金融、銀行、保険、その他の分野の企業及び合作社のリスト並びにそれらの企業に対する本法の適用を具体的に規定する。

第3条 破産状態に陥った企業及び合作社

債権者が弁済期到来の債務弁済を請求したときにそれを弁済する能力がない企業及び合作社は破産状態に陥ったとみなされる。

第4条 破産法の効力

1. ベトナム社会主義共和国の領土で活動する企業及び合作社の破産処理は、破産法及び他の法律規定を適用する。ただし、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際条約に別途規定があればこの限りではない。
2. 破産法の規定と他の法律の規定に同一問題に関して相違があった場合、破産法の規定を適用する。

第5条 破産手続

1. 破産状態に陥った企業及び合作社に対して適用される破産手続は以下のとおりである。
a) 破産手続開始の申立て及び破産手続の開始
b) 営業活動の更生手続
c) 財産、債務の処分手続
d) 企業、合作社の破産宣告
2. 破産手続開始の決定後、本法の具体的規定に基づいて裁判官は本条1項(b)、(c)の規定のいずれかを適用するか、営業活動更生手続適用から財産処分手続適用への変更、あるいは企業、合作社の破産宣告を決定する。

第6条 用語の解釈

本法の用語は以下のように解釈される。
1. 「担保付き債権者」とは、企業、合作社又は第三者の財産で担保された債権を有する者をいう。

2. 「一部担保付き債権者」とは、企業、合作社又は第三者の財産で担保されているが、その担保財産の価値が債権者の債権より少ない者をいう。

3. 「無担保債権者」とは、企業、合作社、又は第三者の財産で担保されていない債権を有する者をいう。

4. 「企業、合作社の合法代理人」とは、法律規定に基づく代理人又は企業、合作社より授權された者をいう。

5. 「双務契約」とは、契約締結に参加する当事者の双方が相互に権利及び義務を有し、一方の当事者の権利が他方の当事者の義務であり、かつ反対の場合である契約をいう。

第7条 管轄裁判所の権限

1. ディストリクト、区、町及び省を管轄する人民裁判所（以降ディストリクト級の人民裁判所という）は、各地区のディストリクト級営業登記所で営業登記を有する合作社に対する破産手続を行う権限を有する。

2. 省及び中央政府直轄の都市を管轄する人民裁判所（以降省級の裁判所という）は、各地区の省級営業登記所で営業登記を有する企業及び合作社に対する破産手続を行う権限を有する。

必要であれば、省級の人民裁判所はディストリクト級の人民裁判所の管轄下にある企業の破産手続を行うことができる。

3. 外国投資企業がベトナムにおいて本営業所を有する地区を管轄する省級人民裁判所は、当外国投資企業に対する破産手続を行う権限を有する。

第8条 破産手続の担当裁判官の任務及び権限

1. ディストリクト級の人民裁判所での破産手続の遂行は一人の裁判官が担当し、省級の裁判所による手続の遂行は一人の裁判官又は三人の裁判官から構成される裁判官班が担当する。

2. 破産手続が三人の裁判官班によって行われる場合、裁判官の一人が主任となる。

裁判官班の業務規則は最高人民裁判所長官によって定められる。

3. 裁判官又は裁判官班（以降裁判官という）は破産手続を監視、遂行する任務、権限を有する。破産手続を行う過程において犯罪の兆候を発見したとき、裁判官は刑事事件立件検討のために資料（贐本）を同級の人民検察院に送達するとともに、本法の規定に基づいて破産手続を継続する。

4. 裁判官は自らの任務・権限行使に関して裁判所長及び法律に対し責任を負う。

第9条 管財班

1. 裁判官は破産手続開始の決定を下すとともに破産状態に陥った企業及び合作社の財産を管理、処分する任務を果たす管財班設立を決定する。

2. 管財班は以下のメンバーによって編制される。

a) 管財班長である同級の判決執行部の執行員1名

- b) 裁判所の職員 1 名
- c) 債権者の代表 1 名
- d) 破産手続を開始された企業、合作社の合法的な代理人
- e) 必要に応じて労働組合の代表、労働者の代表、専門機関の代表の管財班への参加を裁判官が認めることがある。

3. 本法、民事判決執行に関する法律及び他の関連法律規定に基づき、政府は最高人民裁判所との合意後、管財班の組織及び活動に関する規則を交付する。

第 10 条 管財班の任務、権限及び責任

1. 管財班は以下の任務・権限を有する。
 - a) 企業、合作社の利用可能な財産の一覧表を作成する。
 - b) 企業、合作社の財産使用を監視、検討する。
 - c) 必要に応じて、企業、合作社の財産を保全するために仮緊急措置の適用を裁判官に対して提起する。
 - d) 企業、合作社の債権者とその債権額、債務者とその債務額の名簿を作成する。
 - e) 処分手続の適用を受ける企業、合作社の財産、書類、会計帳簿及び印章を回収・管理する。
 - f) 裁判官の決定に基づいて財産配当計画を実行する。
 - g) 処分手続の適用を受ける企業、合作社が、本法 43 条 1 項に規定する場合において不法に売却あるいは移転した財産、財産の価値又は財産の価値の差額を発見し、裁判官に対してその回収を決定するように提案する。
 - h) 処分手続の適用を受ける企業、合作社の財産競売に関する裁判官の決定を競売に関する法律の規定に従って厳格に執行する。
 - i) 企業、合作社の債権回収及び財産競売から得られた金額を新規銀行口座に預ける。
 - j) 破産手続を行う過程において裁判官のその他の決定を執行する。
2. 管財班は民事判決執行に関する法律規定、その他の関連法律規定に基づき、本条第 1 項(e)(f)(g)(h)(j)が規定する任務及び権限を遂行し、自らの任務・権限行使に関し、法律に対して責任を負う。

第 11 条 管財班班長の任務、権限及び責任

1. 管財班班長は以下の任務・権限を有する。
 - a) 本法 10 条が規定する任務を遂行し権力を行使する際に、管財班を管理する。
 - b) 必要に応じて処分手続の適用を受ける企業、合作社の債権回収と財産競売から得た金を預けるため新規銀行口座を開設する。
 - c) 裁判官の決定を履行する。
2. 管財班班長は自らの任務・権限行使に関し、法律に対して責任を負う。

第 12 条 破産手続遂行過程における法律遵守の監視

人民検察院は本法及び人民検察院組織法の規定に基づいて、破産手続の遂行過程における法律遵守を監視する。

第 2 章

破産手続開始の申立てと申立書受理

第 13 条 債権者の破産手続開始申立権利

1. 企業、合作社が破産状態に陥っているのを発見した際、無担保債権者又は一部担保債権者は全員当該企業、合作社に対する破産手続の開始を申し立てる権利がある。
2. 申立書には以下の主要内容を記入しなければならない。
 - a) 申立の年月日
 - b) 申立人の氏名、住所
 - c) 破産状態に陥った企業、合作社の名称、住所

- d) 企業、合作社が弁済していない弁済期到来の無担保債権又は一部担保付き債権
 - e) 弁済催促の経過
 - f) 破産手続の開始を申し立てる根拠
3. 破産手続開始の申立書は本法 7 条が定める管轄裁判所に提出されなければならない。

第 14 条 労働者の破産手続開始申立権利

1. 企業、合作社が労働者に給与又は労働者に対する債務を支払いきず、破産状態に陥っていると思われる場合、労働者は代理人を任命し又は労働組合の代理人を通じて当該企業、合作社に対する破産手続開始を申し立てる。
 - 労働者の代理人は企業、合作社の労働者の過半数の無記名投票又は署名を得た際に合法的に任命される。数多くの部門で構成される大企業又は大規模合作社の場合、労働者の代理人は各部門の代表者の過半数の票を獲得して合法的に任命される。
2. 申立書には以下の内容を記入しなければならない。
 - a) 申立の年月日
 - b) 申立人の氏名、住所
 - c) 破産状態に陥った企業、合作社の名称、住所
 - d) 企業、合作社が給与を支払っていない月数とその総額及びその他労働者に支払われていない金額
 - e) 破産手続開始申立の根拠
3. 申立書は本法 7 条が定める管轄権のある裁判所に送付されなければならない。
4. 申立書を提出した後、労働者の代理人又は労働組合の代理人が債権者とみなされる。

第 15 条 破産状態に陥った企業、合作社の破産手続開始の申立義務

1. 企業、合作社が破産状態に陥ったことを発見した場合、当該企業主又は企業、合作社の合法代理人はその企業、合作社に対する破産手続開始を申し立てる義務を負う。
2. 申立書には以下の主要内容を記入しなければならない。
 - a) 申立の年月日
 - b) 企業、合作社の名称、住所
 - c) 破産手続開始を申し立てる根拠
3. 破産手続開始の申立書は本法 7 条が定める管轄裁判所に送達しなければならない。
4. 申立書に以下の書類や資料を添付しなければならない。
 - a) 企業、合作社の支払い不能に関する原因、状況を明記した営業活動報告書。法律によって会計監査が必要とされる株式会社である企業の場合、財務報告書は独立した会計監査機関に承認されなければならない。
 - b) 企業、合作社が対策を取ったにもかかわらず弁済期到来の債務弁済不能状態を克服できなかった措置に関する報告書
 - c) 企業、合作社の資産と有形資産の所在地に関する詳細名簿
 - d) 企業、合作社の債権者の名簿。その中に債権者の氏名、住所、口座番号、弁済期到来の担保付き及び無担保債権、弁済期が到来していない担保付き及び無担保の債権を明記する。
 - e) 企業、合作社の債務者の名簿。その中に債務者の氏名、住所、口座番号、弁済期到来の担保付き及び無担保債務、弁済期が到来していない担保付き及び無担保の債務を明記する。
 - f) 債務者である企業が企業の債務に連帯責任を負うメンバーを有する企業である場合、当該メンバーの氏名、住所を記入した名簿。
 - g) 裁判所が法律に基づいて企業、合作社に対して提供を求める他の資料。
5. 破産状態に陥った企業、合作者を発見後 3 か月以内に当該企業主又は企業、合作社の合法代理人がその企業、合作社に対

する破産手続開始を申し立てない場合、当該企業主又は代理人は法律の規定により責任を負う。

第16条 国営企業主の申立権利

1. 国営企業が破産状態に陥っているにもかかわらず破産手続開始の申立てをする義務履行を拒否するのを発見した際、当該企業主の代理人はその企業に対する破産手続開始を申立てする権利がある。

2. 破産手続申立書及びその添付書類、資料は本法15条の規定を遵守する。

第17条 株主の申立権利

1. 破産状態に陥った株式会社を発見した際、その株主は当該企業の設立綱領に基づき、株式会社に対する破産手続開始を申立てする権利を有する。会社の設立綱領にそのような規定がない場合、申立ては株主総会の決議に基づき実施される。設立要綱に当該規定がなく株主総会も開催できない場合、20パーセントを超える普通株を少なくとも6か月以上有する株主は、当該株式会社に対する破産手続開始を申し立てる権利を有する。

2. 破産手続開始申立書及びその添付書類、資料は本法15条の規定を遵守する。ただし、15条第4項(d)(e)(f)が規定する書類、資料を除く。

第18条 合名構成員の申立権利

1. 破産状態に陥った合名会社を発見した際、合名構成員はその合名会社に対する破産手続開始を申立てする権利がある。

2. 破産手続申立書及びその添付書類、資料は本法15条の規定を遵守する。

第19条 破産手続開始の申立人の義務・責任

1. 本法13条から18条において規定された破産手続開始の申立人は、破産手続の過程において裁判所の要請により、法律が定める書類をすべてかつ期限どおりに提供しなければならない。

2. 申立人は破産手続開始の申立てにおいて客観性がないために企業、合作社の名誉、威信、営業活動に悪影響を与えた場合、又は申立てに虚偽がある場合、その性質、程度により、懲戒処分、行政処分、刑事責任の追及を受ける。また、損害を与えた場合には、法律規定により賠償責任を負う。

第20条 破産状態の企業、合作社への通知

1. 裁判所、人民検察院、国家監査院、資本管理局、会計監査機関、国家企業主でないが企業設立を決定した機関は自らの機能、任務を遂行する際、破産状態に陥った企業、合作社を発見した場合、破産手続開始を申し立てる権利者に対して破産手続開始の申立てを検討するよう文書にて通知をする。

2. 通知機関はその通知の正確性について責任を負う。

第21条 破産費用及び破産費用の予納

1. 破産費用は破産手続を行うための費用である。裁判所は裁判費用、料金に関する法律規定に基づき、事件毎に破産費用額を決定する。

2. 破産手続開始の申立人は裁判所決定により破産費用を予納しなければならない。ただし、申立人が、本法14条が定める労働者である場合はこの限りでない。

3. 以下の場合は破産費用は国家予算から予納される。

a) 破産費用の予納義務を負わない破産手続開始の申立人

b) 破産費用の予納義務を負うが予納する現金がなく、他の財産がある破産手続開始の申立人

上記の破産費用の予納金は破産状態に陥った企業、合作社の財産から国家予算に返還される。

第22条 破産手続開始申立書の受理

1. 破産手続開始申立書を受け取った後、申立書の修正又は補足資料の提出が必要であると認めた場合、裁判所は裁判所の要求を受取った日より10日以内に申立書を修正、補足するよう申立人に対して求める。

2. 破産手続開始の申立人が破産費用の予納の領収書を提出した日より裁判所は破産手続開始の申立書を受理する。申立人が破産費用の予納義務を負わない場合、申立書を受理した日は裁判所が申立書を受取った日である。裁判所は申立人に申立書を受理した通知書を発給する。

第23条 破産手続開始申立書の受理の通知

1. 申立人が破産状態に陥った企業の所有者、又はそのような企業合作社の合法代理人でない場合、裁判所は申立書を受理した日より5日以内に当該企業、合作社に通知しなければならない。

2. 裁判所の通知を受け取った日より15日以内に、企業、合作社は本法15条4項に規定される関係書類を裁判所に提出しなければならない。破産状態に陥った企業、合作社が他人の保証人である場合、その企業、合作社は裁判所の通知を受け取った日より5日以内に破産手続開始を申し立てられたことを利害関係者に通知しなければならない。

第24条 申立書の返却

裁判所は以下の場合に破産手続開始の申立書返却を決定する。

1. 申立人が裁判所の決めた期間に破産費用を予納していない。

2. 申立人が破産手続開始を申し立てる権利を有しない。

3. 破産手続にある企業、合作社に対する破産手続が他の裁判所で行われている。

4. 企業、合作社に対する破産手続開始の申立てには、客観性がないために企業、合作社の名誉、威信、営業活動に悪影響を与えた、あるいは破産手続開始の申立てに虚偽があるという明確な根拠がある。

5. 企業、合作社は破産状態にないことを証明できる。

第25条 破産手続開始の申立書返却に対する不服申立て

1. 裁判所が破産手続開始の申立書を返却した日より10日以内に申立人はその裁判所の所長に不服を申し立てる権利を有する。

2. 破産手続開始の申立書返却に係わる不服申立書を受け取った日より7日以内に、裁判所長は以下のいずれかを決定しなければならない。

a) 破産手続開始の申立書の返却決定を支持する。

b) 破産手続開始の申立書の返却決定を破棄し、本法規定に基づいて申立書を受理する。

第26条 他の裁判所への移送、管轄権争いの処理

1. 破産手続開始の申立書を受理した後、当該事件が当該裁判所の管轄外であると認めるとき、裁判所は当該事件を管轄権のある裁判所へ移送し、申立人にその旨を通知する。

2. 同省に属するディストリクト級の各裁判所間の管轄権争いは、省級の裁判所長官によって解決される。

異なる省に属するディストリクト級の裁判所間、又は省級の裁判所間の管轄権争いは最高裁判所長官によって解決される。

第27条 破産状態に陥った企業、合作社の財産義務の履行に関する申立処理の一時中断

裁判所が破産手続開始の申立書を受理した日より、破産状態に陥った企業、合作社の財産義務の履行に関する以下の申立処理は一時中断される。

1. 判決債務者である企業、合作社の財産に係る民事判決執行

2. 企業、合作社の財産義務の履行に関する事件の解決

3. 裁判所が認めた場合を除き、企業、合作社の担保付債権者に対する担保付財産の処理

第 28 条 破産手続開始・無開始の決定

- 破産手続開始の申立書を受理した日より 30 日以内に、裁判所は破産手続を開始、又は開始しないという決定をしなければならない。
- 企業、合作社が破産状態に陥ったことを証明する根拠があるとき、裁判所は破産手続開始を決定する。必要ならば、破産手続開始の決定をする前に、裁判所は破産手続開始申立人、又は破産手続開始を申し立てられている企業の所有者、企業、合作社の合法代理人、関係者、関係機関を召集し、当該企業、合作社が破産状態に陥っていることを証明する根拠を検討、検査する。
- 破産手続開始の決定には次の主要な内容を含まなければならない：
 - 決定の年月日
 - 管轄裁判所の名称、破産手続を担当する裁判官の氏名
 - 破産手続開始の申立書を受理年月日と受理番号、申立人の氏名、住所
 - 破産状態に陥った企業、合作社の名称、住所
 - 債権者の申告時間と場所、申告がない場合の法的効果
- 企業、合作社が破産状態に陥っていないと認めたとき、裁判所は破産手続を開始しない決定をする。

第 29 条 破産手続開始決定の通知

- 裁判所の破産手続開始決定は、破産状態に陥った企業、合作社、同級の人民検察院に送達され、当該企業、合作社の本社の所在地にある地方新聞及び全国新聞に 3 回連続して掲載されなければならない。
- 裁判所の破産手続開始決定は破産状態に陥った企業、合作社の債権者、債務者に通知しなければならない。
- 本条 1 項、2 項で規定されている破産手続開始決定は、決定後 7 日以内に送達、通知されなければならない。

第 30 条 破産手続開始決定後の企業、合作社の営業活動

- 破産手続開始決定を受けた後、企業、合作社は通常の営業活動を行うが、裁判官及び管財班の監視及び検査を受ける。
- 企業、合作社の経営管理者に経営能力がない、又はその営業活動の継続が企業、合作社の財産保全に不利であると認めた場合、裁判官は債権者の要請に基づいて当該企業、合作社の営業活動の管理経営者を任命する。

第 31 条 禁止又は制限される活動

- 破産手続開始の決定を受取った日より企業、合作社に対して以下の行為を厳禁する。
 - 財産を隠匿、逃散すること
 - 無担保債権を弁済すること
 - 債権の放棄又は削減
 - 無担保債権に企業の資産で担保を設定すること
- 破産手続開始を決定した後、企業、合作社が以下の行為を行う際には裁判官が書面で認可しなければならない。
 - 財産を質入、抵当権設定、譲渡、売却、贈与、賃貸すること
 - 譲渡契約による財産を受け渡すこと
 - 確定契約履行を終了すること
 - 借金をすること
 - 株式を売却、交換し、又は企業の財産所有権を移転すること
 - 企業、合作社の営業活動によって新たに生じた債務を弁済し、企業、合作社の労働者に給料を支払うこと

第 32 条 破産手続無開始決定に対する不服申立て

- 破産手続無開始決定は、裁判所によって破産手続開始の申立人に送達される。破産手続無開始決定を受取った日より 7 日

以内に、申立人はその裁判所所長に不服申立てをする権利を有する。

- 破産手続無開始決定に対する不服申立てを受取った日より 5 日間以内に、その裁判所の所長は以下のいずれかの決定をしなければならない。
 - 破産手続無開始の決定を支持する。
 - 破産手続無開始の決定を破棄し、破産手続開始を決定する。

第 3 章 財産義務

第 33 条 財産義務の確定

破産状態に陥った企業、合作社の財産義務は以下のとおり確定される。

- 裁判所が破産手続開始の申立書を受理する前に確立された無担保財産義務の履行に関する企業、合作社への請求
- 裁判所が破産手続開始の申立書を受理する前に確立され、優先弁済権が放棄された担保付財産義務の履行に関する企業、合作社への請求

第 34 条 弁済期未到来債務の処理

裁判所が企業、合作社に対する処分手続開始を決定した場合、処分手続開始時点で弁済期未到来の債務は到来債務として処理されるが、未到来期間に対する金利を計算してはならない。

第 35 条 抵当財産又は質財産に担保される債務処理

裁判官が企業、合作社に対して処分手続開始を決定した場合、裁判所が破産手続開始申立書を受理する前に確立された抵当財産又は質財産に担保される債権の債権者は、当該担保財産から優先弁済を受ける権利がある。抵当財産又は質財産の総額が担保付き債務弁済を満たさない場合、未弁済分は企業、合作社の財産処分過程で弁済される。抵当財産又は質財産の総額が担保付き債務弁済を上回る場合、差額は企業、合作社の残存財産に組み入れる。

第 36 条 国家への財産返還

営業活動更生のために国家によって特別措置を適用されたにもかかわらず更生できず、処分手続が適用される企業は、本法 37 条の規定に基づいて財産を配当する前に特別措置の対象であった財産の価値を国家に返還しなければならない。

第 37 条 財産の配当順位

- 裁判官が企業、合作社に対して処分手続開始を決定した場合、財産の配当は以下の優先順位で行われる。
 - 破産費用
 - 未払給与、退職金、法定社会保険金、労働協約や労働契約で定められたその他の権利
 - 債権表で確定した無担保債権の弁済は以下のとおりである。

企業、合作社の現存財産の総額が債権者の債権を満たすときは、各債権者は自己の債権額の弁済を受ける。

企業、合作社の現存財産の総額が債権者の債権を満たさないときは、各債権者は自己の債権額に比例する率で弁済を受ける。
 - 本条 1 項が規定する債権者の債権をすべて弁済した後、企業、合作社の財産に余りがあるときは次の者に帰属する。
 - 合作社の場合はその社員
 - 民間企業の場合はその所有者
 - 会社の場合はその構成員、株式会社の場合は株主
 - 国営企業の所有者
- 企業、合作社の営業活動の更生手続開始を決定する場合、各当事者が別に合意した場合を除き、精算手続も本条 1 項に規定された順位に基づいて遂行する。

第 38 条 非金銭義務の価値特定

義務対象が金銭でない場合は、当局又は企業、合作社の請求に基づき、裁判所は破産手続開始を決定した時点における当該義務の価値を金銭で特定し、当該金銭価値を企業、合作社の財産義務に組み入れる。

第 39 条 連帯義務又は保証における財産義務

1. ある債務に関して複数の企業、合作社が連帯義務を有し、その中の一社ないし全社が破産状態に陥った場合には、法律規定に基づき、債権者は連帯義務を有するいずれの企業、合作社に対しても、債権弁済を請求する権利がある。
2. 保証人が破産状態に陥った場合、保証を受けた人は保証人に対して財産義務を履行しなければならない。
3. 保証を受けた人ないし保証人及び保証を受けた人が共に破産状態に陥った場合、保証人は保証を受けた人に対して財産義務を履行しなければならない。

第 40 条 処分手続を適用された企業、合作社が借りた、又はリースした財産の返還

1. 裁判所が処分手続開始を決定した日より 30 日以内に、処分手続を適用された企業、合作社に営業活動のため貸した、又はリースした財産の所有主は、自己財産を取り戻すために、管財班班長に権証明書あるいは貸し又はリース契約書を提出しなければならない。紛争がある場合には裁判所に法律規定に基づいて処理を申し立てる。
2. 処分手続を適用された企業、合作社がリース期間終了前にリース料全額を払った場合、所有主は管財班班長が企業、合作社の財産に充当できるよう残存期間のリース料を返還して初めて財産を取り戻すことができる。
3. 取り戻す権利のある財産が処分手続を適用された企業、合作社によって第三者に譲渡された場合、その所有者は当該財産を担保付財産として賠償を申し立てる権利を有する。

第 41 条 財産返還請求の禁止

裁判所が破産手続開始の申立書を受理する前に義務履行の担保として企業、合作社に対して財産を引き渡した個人、組織は、破産状態に陥った当該企業、合作社に対し財産の返還を請求してはならない。

第 42 条 売却した商品の返還請求

売り手が破産状態に陥った買い手の企業、合作社に商品を既に送ったにもかかわらず代金支払いを受け取っておらず、買い手も商品をまだ受取っていない場合、売り手は当該商品の返品を請求することができる。

第 4 章 財産保全措置

第 43 条 取引の無効

1. 裁判所が破産手続開始の申立書を受理する以前の 3 か月以内に履行された、破産状態に陥った企業、合作社の以下の取引は無効とする。
 - a) 他人への動産又は不動産の贈与
 - b) 企業、合作社の義務が他方の当事者の義務よりも明らかに大きい双務契約の清算。
 - c) 弁済期未到来の債務の弁済
 - d) 債務に対する財産の抵当又は質入れ
 - e) 企業、合作社の財産を隠匿、逃散するためのその他の取引

2. 本条 1 項に規定した取引が無効と宣告された場合、回収された財産は企業、合作社の財産に組み入れる。

第 44 条 裁判所への取引無効の申立権利

1. 裁判所が破産手続を遂行する過程において、無担保債権者、管財班は本法 43 条 1 項に定めた企業、合作社の取引の無効を申し立てる権利がある。
2. 管財班班長は企業、合作社の財産を回収するために、企業、合作社の取引無効を宣告した裁判所の決定を執行する責任を負う。

第 45 条 契約履行の中止

1. 破産手続の実施過程において、履行最中、又は未だ履行されていない現行契約の中止が企業、合作社に有利であると認められる場合、当該契約の履行が中止される。
2. 債権者、破産状態に陥った企業、合作社、管財班班長は裁判所に契約履行の中止を申し立てる権利がある。

第 46 条 契約履行中止の申立書

1. 裁判所に対する、履行中又は未だ履行されていない現行契約の中止の申立書は書面で行い、以下の内容を含まなければならない。
 - a) 申立書の年月日
 - b) 申立人の氏名、住所
 - c) 契約の番号及び契約名；契約締結の年月日
 - d) 企業、合作社の契約の相手当事者
 - e) 契約の具体的内容
 - f) 契約履行中止の申立ての根拠
2. 申立書を受取った日より 5 日以内に裁判官が申立書を確認する場合、契約履行中止を決定する。裁判官が認めない場合、それを申立人に通知する。

第 47 条 契約履行中止による損害精算・賠償

1. 破産状態に陥った企業、合作社が契約により受取った財産が企業、合作社の総財産の中に存在している場合、企業、合作社の契約相手は当該財産の返還を請求することができる。当該財産が存在しない場合、契約当事者は無担保債権者としての権利を有する。
2. 契約履行が中止される場合、契約相手は契約履行中止により被った損害に関し無担保債権者としての権利を有する。

第 48 条 義務相殺

破産状態に陥った企業、合作社、その債権者は、以下の原則に基づいて破産手続開始の決定の前に確立された取引に対して義務を相殺することができる。

1. 契約の両当事者が同種の財産に対し相互に義務を有する場合、義務履行期限が到来したときに相互義務を履行する必要がなく、法律に別途規定がある場合を除き、当該相互義務は終了したとみなされる。
2. 財産の価値又は仕事は相互に相当しない場合、各当事者は価値の較差を清算する。
3. 金銭で価値を確定されたものも、金銭返済義務を清算することができる。

第 49 条 破産状態に陥った企業、合作社の財産

1. 企業、合作社の財産は以下のとおりである。
 - a) 裁判所が破産手続開始申立書を受理した時点における企業、合作社の財産権及び全財産
 - b) 裁判所が破産手続開始申立書を受理した時点以前に行われた取引による事後取得の利益、財産、財産にかかわる企業、合作社の権利

c) 企業、合作社の義務履行の担保物である財産。清算の場合には、担保物が担保付債権者に弁済される。担保物の価値が担保付き債権額を超える場合、担保物の価値の差額は企業、合作社の財産に属する。

d) 企業、合作社の土地使用権の価値は土地法の規定に基づき決定される。

2. 破産状態に陥った民間企業又は共同経営者の財産は本条1項に規定された財産及び営業活動で直接使用されない民間企業主又はその共同経営者の財産からなる。民間企業主又は共同経営者に共同財産に属する財産がある場合、その財産分は民法その他の関連法律規定に基づいて配当される。

第50条 財産状態に陥った企業、合作社の財産目録

1. 破産手続開始の決定を受けた日から30日以内に、破産状態に陥った企業、合作社は裁判所に申告した一覧表に基づいて全財産の目録表の作成と当該財産の評価を行わなければならない。更に時間を要すると思われる場合、期間延長申請を文書で裁判官に提出するが、延長期間は30日、申請回数は2回を超えてはならない。

2. 評価された財産目録表は破産手続を遂行する裁判所に直ちに送られなければならない。

3. 本条1項の規定に基づき企業、合作社が作成した財産目録表及びその評価が不正確であると認められる場合、管財班は当該企業、合作社の財産の一部又は全部の目録を再度作成、再評価する。財産の価値は目録表作成時の市場価格に基づき決定される。

第51条 弁済請求書の送付

1. 裁判所の破産手続開始決定が新聞紙に掲載された最終日から60日以内に、債権者は弁済請求書を裁判所に送付し、請求書には企業、合作社が弁済すべき債権額、弁済期到来及び弁済期未到来の債権、担保付及び無担保の債権を明記しなければならない。弁済請求書には当該債権にかかわる証拠を添付する。上記期間内に自己の弁済請求書を裁判所に送付しない債権者は自己の請求権を放棄したとみなされる。

2. 不可抗力ないし客観的な障害がある場合、不可抗力ないし客観的な障害が存在する期間は前項に規定される60日の期間に含まれない。

第52条 債権者名簿の作成

1. 弁済請求書の送付期間が切れた日から15日以内に管財班は債権者とその債権額を記載した名簿の作成を完成しなければならない。名簿には各債権者の債権額、担保の有無、弁済期到来の有無を明記しなければならない。

2. 債権者名簿は、破産手続を遂行する裁判所及び企業、合作社の本所で10日間公示されなければならない。この期間において、債権者、破産状態に陥った企業、合作社は裁判所に対して債権者名簿について不服申立てをすることができる。不可抗力ないし客観的な障害がある場合、不可抗力ないし客観的な障害が存在する期間は前項に規定される10日の期間に含まれない。

3. 不服申立てを受取った日より3日以内に、裁判所は不服申立てを検討し、解決しなければならない。不服申立ての根拠があると認める場合、債権者名簿を修正、補足する。

第53条 債務者名簿の作成

1. 管財班は破産状態に陥った企業、合作社の債務者名簿を作成しなければならない。名簿には各債務者の債務額、担保の有無、弁済期到来の有無を明記しなければならない。

2. 債務者名簿は破産手続を遂行する裁判所、企業、合作社の本所で10日間公示されなければならない。この期間において、破産状態に陥った企業、合作社、その債務者は裁判所に対して債務者名簿について不服申立てをすることができる。

3. 不服申立てを受取った日より3日以内に、裁判所は不服申立てを検討し、解決しなければならない。不服申立てに根拠があると認めた場合、債務者名簿を修正、補足する。

第54条 破産状態に陥った企業、合作社の担保取引の登記

破産状態に陥った企業、合作社が未登記の担保付債権を有している場合、管財班班長は法の規定に基づいて直ちに当該の担保取引を登記しなければならない。

第55条 仮保全緊急措置の適用

必要な場合、管財班の要請に基づいて、破産手続を担当する裁判官は破産状態に陥った企業、合作社の財産を保全するために下記のいずれかの仮保全緊急措置を決定する。

1. 腐食しやすい商品、使用期限のある商品、期限が過ぎると売却できない商品の売却を認める。

2. 企業、合作社の財産を差し押さえ、封印する。

3. 企業、合作社の口座を封鎖する。

4. 企業、合作社の在庫、資金を封印し、帳簿、関連書類を差し押さえ、管理する。

5. 企業、合作社、個人、その他の組織に対して特定行為を強要、又は禁止する。

第56条 仮保全緊急措置適用の決定に対する不服申立て

1. 仮保全緊急措置適用の決定を受けた日より3日以内に、仮保全緊急措置適用を受ける者は当該裁判所所長に対して不服申立てをすることができる。

2. 仮保全緊急措置適用の決定に対する不服申立書を受けた日より3日以内に裁判所所長は以下のいずれかの決定をしなければならない。

a) 仮保全緊急措置適用の決定を維持する。

b) 仮保全緊急措置適用の決定の全部又は一部を撤回する。

第57条 民事判決執行ないし事件処理の中止

1. 裁判所が破産手続開始を決定した日から、破産状態に陥った判決債務者である企業、合作社の財産にかかる民事判決執行は停止されなければならない。

企業、合作社の財産差押えの判決、決定が執行され法的効果を有したならば、判決債権者は担保債権者又は無担保債権者として企業、合作社の財産から弁済を受ける申立てを裁判所に提出する権利がある。

2. 裁判所が破産手続開始を決定した日から、企業、合作社が当事者となる財産義務にかかる事件処理は中止されなければならない。当該事件処理の中止を決定した裁判所は破産手続を遂行している裁判所に事件の記録を移送しなければならない。

第58条 破産手続における中止事件処理

1. 事件処理の中止を決定した裁判所より移送された事件記録を受取った直後、破産手続を遂行している裁判所は、破産状態に陥った企業、合作社が履行しなければならない財産義務ないし相手の当事者が企業、合作社に対して履行しなければならない財産義務を検討、決定しなければならない。

2. 破産状態に陥った企業、合作社が財産義務を履行しなければならない場合、相手の当事者は無担保債権者として企業、合作社の財産に対する弁済請求権がある。

3. 相手の当事者が破産状態に陥った企業、合作社に対して財産義務を履行しなければならない場合、その財産義務に相当する価値を企業、合作社に対して弁済しなければならない。

第 59 条 企業、合作社が口座を有する銀行の義務

裁判所の企業、合作社に対する処分手続適用の決定を受けた日から、企業、合作社が口座を有する銀行に下記の行為を厳禁する。

1. 破産手続の担当裁判官が文書で認めた債務弁済を除いて、企業、合作社のための債務弁済を行うこと。
2. 企業、合作社の銀行に対する借入金の相殺又は清算のための行為を行うこと。

第 60 条 従業員と労働者の義務

1. 破産手続開始決定を受け取った直後、破産状態に陥った企業、合作社はその従業員と労働者にその旨を公開通知しなければならない。
2. 公開通知を受けたときから従業員と労働者は企業、合作社の財産を守る義務を有し、企業、合作社の財産を隠匿、逃散、秘密譲渡するためのいかなる行為も行ってはいけない。

第 5 章 債権者会議

第 61 条 債権者会議の招集

1. 破産状態に陥った企業、合作社の財産目録表の作成が債権者目録の完成前に終了した場合、債権者目録作成の完成日から 30 日以内に、裁判官は債権者会議を招集しなければならない。企業、合作社の財産目録表が債権者目録の完成後に終了した場合、当該招集期間は企業、合作社の財産目録表の完成日から計算される。
2. 以後の債権者会議は、管財班又は無担保債権の少なくとも 3 分の 1 を代表する債権者の要請に基づいて破産手続の遂行過程の就業日に裁判官によって招集される。
3. 債権者会議の招集状は本法 62 条、63 条に規定される債権者会議に参加する権利者及び参加が義務付けられている者に遅くとも会議の 15 日前に送付されなければならない。招集状に会議の日程、内容及びその他の資料を添付しなければならない。
4. 破産手続の担当裁判官は債権者会議を主宰する。

第 62 条 債権者会議に参加する権利

以下の者は債権者会議に参加する権利を有する。

1. 債権者名簿上の全債権者。債権者は債権者会議に参加することを書面で他人に授権することができる。授権された者は債権者と同じ権利と義務を有する。
2. 労働者から授権された代理人又は労働組合の代理人。この場合、労働者の代理人及び労働組合の代理人は債権者と同じ権利と義務を有する。
3. 破産状態に陥った企業、合作社の代わりに債務を弁済した保証人。この場合、保証人は無担保債権者となる。

第 63 条 債権者会議に参加する義務

1. 本法 15 条、16 条、17 条、18 条に定める破産手続開始の申立人は、債権者会議に参加する義務を負う。債権者集会上に出席できない場合、他人に書面で授権しなければならない。授権された人は債権者会議において、授権者と同じ権利と義務を有する。民間企業の所有者が死亡した場合は、その合法相続人が債権者会議に出席する。
2. 破産状態に陥った企業、合作社に債権者会議に出席できる前項に規定された代理人がない場合、破産手続の担当裁判官は債権者会議に参加する企業、合作社の代理人を指名する。

第 64 条 1 回目の債権者会議の内容

1. 1 回目の債権者集会上は以下の内容を含む。

- a) 管財班班長は債権者会議にて破産状態に陥った企業、合作社の営業状況、財政状況、財産目録の結果、債権者名簿、債務者名簿、また必要と思われるその他の内容の概要を説明する。
 - b) 企業の所有者又は企業、合作社の合法代理人は、管財班班長が債権者会議で説明した内容について自己の意見、営業活動の再構成にかかる計画、対策、債務の弁済能力、期間を述べる。
 - c) 債権者会議は管財班班長が通知した内容及び企業の所有者、企業、合作社の合法代理人の提案について討論する。
 - d) 債権者会議は決議を可決する。決議は書面で作成され、会議に出席し、無担保債権総額の 3 分の 2 以上を代表する過半数の無担保債権者によって可決されなければならない。債権者会議の決議はすべての債権者を拘束する効力がある。
 - e) 債権者会議が管財班の構成員である債権者の代理人を交代する必要があると認める場合、交代者を選出する。
 - f) 破産状態にある企業、合作社の営業活動を管理、運営する人物の任命決定を裁判官に提案する。
2. 次回の債権者会議を開催する必要がある場合は、破産手続の担当裁判官は本法 61 条 2 項に定める者の要請に基づいてその会議の日程、内容を決定する。

第 65 条 債権者会議の有効条件

債権者会議は以下の条件をすべて満たす場合に限って有効である。

1. 無担保債権の 3 分の 2 以上を代表する過半数の債権者が会議に出席すること。
2. 本法 63 条に定める、債権者会議に参加する義務のある者が出席したこと。

第 66 条 債権者会議の中止

債権者会議は以下の場合において、一回中止することができる。

- a) 会議に出席している債権者が、無担保債権の 3 分の 2 以上を代表する過半数の債権者に満たない場合。
 - b) 会議に出席する無担保債権者の過半数が会議の中止を可決したこと。
 - c) 本条 63 条に定める債権者会議に参加義務のある者が正当な理由で欠席したこと。
2. 裁判官が債権者会議の中止を決定する場合、決定後 30 日以内に裁判官は債権者会議を再招集しなければならない。

第 67 条 債権者会議の参加者の欠席による破産手続遂行の停止

裁判官は以下の場合において破産手続遂行の停止を決定する。

1. 債権者会議が一回中止された後、本法 13 条、14 条に定める破産手続開始の申立人が再招集された債権者会議に出席しない場合。
2. 本法 15 条、16 条、17 条、18 条に定める者のみが破産手続開始を申立てており、本条 63 条に定める債権者会議の参加義務のある者が正当な理由なく欠席した場合。
3. 破産手続開始の申立人が申立てを取下げた場合。本法 13 条から 18 条に定める者が破産手続開始を申立て、そのうちの一人又は一部が申立を取下げた場合、裁判所は破産手続を継続する。

第 6 章 更生手続、処分手続 第 1 節 更生手続

第 68 条 更生手続の適用条件

1. 1回目の債権者会議が営業活動再構築の対策、債務返済計画を可決した場合、裁判官は更生手続適用を決定し、企業、合作社に対してその営業活動更生の提案作成を求める。

2. 債権者会議が決議を可決した日より30日以内に、破産状態に陥った企業、合作社はその営業活動更生の提案を作成し、裁判所に提出しなければならない。立案の期間を延長する必要があると認める場合、書面で裁判官に対して期間延長を請求しなければならない。延長期間は30日を越えてはならない。

上記の期間において、債権者又は企業、合作社の営業活動の更生任務を負う者は全員、企業、合作社の営業活動更生計画案を作成し、裁判所に提出する権利を有する。

第69条 営業活動更生計画の内容

1. 破産状態に陥った企業、合作社の営業活動更生計画案は、営業活動の更生措置、債務弁済の条件、期間及び計画を明記しなければならない。

2. 営業活動の更生措置は以下のものを含む。

- a) 新たな資金の調達
- b) 製品、事業の転換
- c) 生産技術の刷新
- d) 経営陣の再編成、生産性及び生産の質を高めるため製造部を合併、分割
- e) 債権者に株の売却
- f) 不必要な財産の売却、リース
- g) その他の合法的措置

3. 債権者会議開始前又は会議時に、営業活動更生計画案は各当事者の合意により修正、補足することができる。

第70条 債権者会議開催以前の営業活動更生計画案の検討

営業活動更生計画案を受取った日から15日以内に、裁判官は当該草案を検討し、以下のいずれかを決定しなければならない。

1. 当該更生計画案を債権者会議で検討、決定するために会議で提示すること。
2. 当該案が、本法69条が定める内容を満たしていないと認められる場合、草案の修正、補足を要求すること。

第71条 更生計画案の検討、成立

1. 破産状態に陥った企業、合作社の営業活動更生計画案を債権者会議に提示することを決定した日から10日以内に、裁判官は更生計画案の検討、可決のため債権者集会を招集する。

2. 債権者会議は営業活動更生計画案を検討、討論する。

企業、合作社の営業活動更生計画案は、無担保債権総額の3分の2以上を占める過半数の債権者が可決した場合、成立する。

第72条 更生計画案に関する決議の認可

1. 裁判官は、破産状態に陥った企業、合作社の営業活動更生計画案に関する債権者会議の決議を認可する。この決議は関係当事者全員に対して拘束力がある。

2. 裁判所は、破産状態に陥った企業、合作社及びその債権者に対し、営業活動更生計画案の決議を認可する決定を決定後7日以内に送達する。

第73条 更生計画実施の監視

1. 破産状態に陥った企業、合作社の営業活動更生計画案に関する債権者会議の決議を裁判所が認めた後、管財班は解散される。

2. 企業、合作社は6か月ごとに自己の更生計画の実施状況に関する報告書を裁判所に送付しなければならない。

3. 債権者は企業、合作社の更生計画の実施状況を監視する義務を負う。

第74条 更生計画の実施期間

破産状態に陥った企業、合作社の更生計画の実施期間は、企業、合作社の営業活動更生計画案に関する債権者会議の決議を認めた裁判所の決定を新聞に掲載した最終日から最長3年である。

第75条 更生計画の修正、補足

1. 更生計画案を実施する過程において、企業、合作社及び債権者は更生計画案の修正、補足について合意する権利を有する。
2. 更生計画案の修正、補足にかかる合意は、無担保債権総額の3分の2以上を占める過半数の債権者が債権者集会で合意したとき認められる。
3. 裁判官は各当事者の合意を認可し、その決定を決定後7日以内に破産状態に陥った企業、合作社及びその債権者に送付する。

第76条 更生手続の中止

1. 裁判官は以下のいずれかの場合において、破産状態に陥った企業、合作社の更生手続の中止を決定する。

- a) 企業、合作社が更生計画を実行した場合。
 - b) 弁済されていない無担保債権総額の3分の2以上を占める過半数の債権者が中止を認めた場合。
2. 本法29条の規定に基づいて裁判所は企業、合作社の更生手続中止の決定を送付、公開しなければならない。

第77条 更生手続中止の法的効果

1. 裁判官が破産状態に陥った企業、合作社の更生手続の中止を決定した場合、その企業、合作社はもはや破産状態にないとみなされる。

2. 本法57条の規定に基づいて民事判決の執行又は事件の処理が中止された場合、破産状態に陥った企業、合作社の更生手続中止決定直後、民事判決の執行ないし事件処理は再開する。更生手続中止を決定した裁判所は、法律規定に基づいて管轄権のある裁判所に事件処理のために事件記録書を返還しなければならない。

第2節 財産処分手続

第78条 特別の場合における財産処分手続開始の決定

経営が赤字である企業が、営業活動更生のために国家により特別措置を適用されたにもかかわらず更生できず、かつ債権者の請求に対し弁済期到来の債務を返済できない場合、裁判所は更生手続適用の検討のために債権者会議を招集することなく、企業の財産処分手続開始を決定する。

第79条 債権者会議が成立できないときの財産処分手続開始決定

裁判官は以下の場合において債権者会議が成立できない場合、財産処分手続開始を決定する。

1. 財産処理手続開始申立人が本法13条、14条に定める場合に属する場合、債権者会議が一回中止された後に企業主又は企業、合作社の合法代理人が正当な理由なく債権者会議に出席しなかった場合
2. 破産手続開始の申立人が本法15条、16条、17条、18条に定める場合に属する場合、債権者会議が一回中止された後、会議に出席した債権者数が本法65条1項に定める数に満たない場合。

第80条 1回目の債権者会議の決議採択後の財産処分手続開始の決定

1 回目の債権者会議が営業活動の再構築対策、債権者に対する債務返済計画に同意する決議を採択し、企業、合作社に対し営業活動更生計画案の作成を請求した後、裁判所は以下のいずれかの場合において企業、合作社の財産処分手続開始を決定する。

1. 本法 68 条 1 項に定める期間内に企業、合作社が自己の営業活動更生計画案を作成できない。
2. 債権者会議が企業、合作社の営業活動更生計画案を可決しない。
3. 関係当事者間に別項の合意がある場合を除き、企業、合作社が自己の更生計画案を適切に実施しなかった、又は実施できない。

第 81 条 財産処分手続開始決定の内容

1. 本法 78 条、79 条、80 条に定める財産処分手続開始決定は以下の主要内容を含む。
 - a) 決定の年月日
 - b) 破産手続担当裁判所の名称、担当裁判官の氏名
 - c) 財産処分手続を適用される企業、合作社の名称、住所
 - d) 処分手続適用の根拠
 - e) 本法 37 条に定める原則に基づく企業、合作社の財産配当計画案
 - f) 不服申立て、抗議の権利及び不服申立て、抗議の期限
2. 破産状態に陥った企業、合作社の財産処分手続開始の決定は本法 29 条の規定に基づき、裁判所によって送付、公開通知されなければならない。

第 82 条 処分過程における企業、合作社の活動

財産処分手続開始の決定を実施する過程において、管財班の要請に基づいて、裁判官は企業、合作社に対し、その財産処分又は財産増加のために必要な活動を認めることができる。

第 83 条 財産処分手続開始決定に対する不服申立て、抗議

1. 財産処分手続開始決定に対し、破産状態に陥った企業、合作社、債権者は不服申立てをする権利があり、当該決定を下した裁判所と同レベルの人民検察院は抗議する権利を有する。
2. 企業、合作社の債務者は自己の債務返済義務にかかる部分に関連する財産処分手続開始決定に対して不服申立てをする権利を有する。
3. 不服申立て、抗議の期間は、財産処分手続開始の決定が新聞に掲載された最終日から 20 日である。

不服申立て、抗議の期限から 5 日以内に、企業、合作社の財産処分手続開始を決定した裁判所は、不服申立て、抗議の処理のため、不服申立書、抗議状を添付して破産記録書を直接の上級裁判所に送付しなければならない。

第 84 条 財産処分手続開始決定に対する不服申立て、抗議の処理

1. 不服申立書、抗議状を添付した破産記録書を受取った直後、直接の上級裁判所の所長は、財産処分手続開始決定に対する不服申立て、抗議を処理するために 3 人の裁判官で構成する裁判班を任命する。
2. 破産記録書を受取った日から 60 日以内に、裁判班は財産処分手続開始決定に対する不服申立て、抗議を処理し、以下のいずれかの決定を下す。
 - a) 不服申立て、抗議を却下し、下級裁判所の財産処分手続開始の決定を支持する。
 - b) 下級裁判所の財産処分手続開始決定を修正する。
 - c) 下級裁判所の財産処分手続開始決定を破棄し、本法に基づいて更生手続を継続するため下級裁判所に破産記録書を返還する。

3. 不服申立て、抗議の処分に関する直接の上級裁判所の決定は確定し、決定日から有効である。

第 85 条 財産処分手続の中止

裁判官は以下の場合において財産処分手続の中止を決定する。

1. 企業、合作社が財産配当計画を実施するための財産を有していない。
2. 財産配当計画の実施が完了した。

第 7 章 企業、合作社の破産宣告

第 86 条 企業、合作社の破産宣告決定

裁判官は財産処分手続中止の決定と共に企業、合作社の破産宣告を決定する。

第 87 条 特別な場合の企業、合作社の破産宣告決定

1. 裁判所が定めた破産費用の予納期限後 30 日以内に、破産手続開始を申し立てた企業主又は企業、合作社の合法代理人が破産費用を予納する金品を有していない場合、裁判所は当該企業、合作社の破産宣告を決定する。
2. 関係当事者から破産手続開始申立書及び書類、資料を受領した後、破産状態に陥った企業、合作社が破産費用を支払う財産を有さない場合、又は財産はあるが破産費用を支払うのに十分でない場合、裁判所は企業、合作社の破産宣告を決定する。

第 88 条 企業、合作社の破産宣告決定の内容

企業、合作社の破産宣告決定は以下の主要な内容を含む。

1. 決定の年月日
2. 破産手続担当の裁判所の名称、裁判官の氏名
3. 破産宣告を受ける企業、合作社の名称、住所
4. 破産宣告の根拠
5. 不服申立て、抗議の権利及びその処理の期限
6. 本法 94 条の規定に基づき、企業、合作社が破産宣告をされた後職務に就くことの禁止

第 89 条 企業、合作社の破産宣告の通知

1. 企業、合作社の破産宣告決定の日から 15 日以内に、裁判所は本法 29 条の規定に基づいてこの決定を公開通達しなければならない。
2. 企業、合作社の破産宣告が有効になってから 10 日以内に、裁判所は当該企業、合作社を営業登記簿から抹消するために登記機関に通知する。本法 92 条の規定に基づき、最高裁判所が不服申立て、抗議の処分に関する決定を下す場合、上記期限は 10 日以上 25 日以下である。

第 90 条 破産宣告決定後の財産義務

1. 各当事者に別項の合意があり、又は別項の法律規定がある場合を除き、本法 86 条、87 条に定める企業、合作社の破産宣告決定は、弁済されていない債権者に対する民間企業の企業主、合名会社の構成員の財産義務を免除するものではない。
2. 企業、合作社の破産宣告決定後に生じる財産義務は、民事判決執行に関する法律規定及びその他の関連法律規定に基づき処理される。

第 91 条 企業、合作社の破産宣告決定に対する不服申立て、抗議

1. 企業、合作社の破産宣告決定に対し、本法 29 条に定める人物は不服申立ての権利があり、裁判所と同級の人民検察院は抗議する権利がある。
2. 不服申立て、抗議の期間は、破産宣告の決定が新聞に掲載された最終日から 20 日間である。

企業、合作社の破産宣告を決定した裁判所は、当該決定に対する不服申立て、抗議の検討、処理のため、不服申立書、抗議状を添付した破産記録書を不服申立て、抗議の期限から5日以内に直接の上級裁判所に送付しなければならぬ。

3. 企業、合作社の破産宣告は、前項が定める期限内に不服申立て、抗議を受けなかった場合、その期限が切れる日から有効となる。

この法律は、2004年6月15日に、ベトナム社会主義共和国第11期国会の第5会期において可決され、成立した。

国会議長
Nguyen Van An

第92条 破産宣告決定に対する不服申立、抗議の処理

1. 不服申立書、抗議状を添付した破産記録書を受取った直後、直接の上級裁判所長は破産宣告決定に対する不服申立て、抗議を処理するために3人の裁判官で構成される裁判班を任命する。
2. 不服申立書、抗議状を添付した破産記録書を受取った日から45日以内に、裁判班は財産処分手続開始決定に対する不服申立て、抗議を処理しなければならない。以下のいずれかの決定をすることができる。
 - a) 不服申立て、抗議を認めず、下級裁判所の破産宣告決定を支持する。
 - b) 下級裁判所の破産宣告決定を破棄し、破産手続を継続するために下級裁判所に破産記録書を返還する。
3. 不服申立て、抗議の処理に関する直接の上級裁判所の決定は確定し、その決定日から法的効力を有する。

第8章 違反処分

第93条 破産手続実施過程における違反の責任

1. 破産手続の実施過程において違反行為を行った者は、行為の性質、違反程度により、懲戒処分又は行政処分を受け、若しくは刑事責任を追求される。損害が発生した場合、法律規定に基づいて損害賠償を命じられる。
2. 政府は破産手続実施過程中の行政違反行為に対する行政処分及び処分程度を規定する。

第94条 企業、合作社の破産宣告後の職務禁止

1. 破産宣告された国営企業の社長、代表取締役及び取締役は、破産宣告された日から他のいかなる国営企業でもこれらの職務に就くことができない。

破産宣告された他の企業の国家資本部分の代理人に任命された人物は、国家資本を有するいかなる企業においても管理職に任命されることはできない。
2. 破産宣告を受けた民間企業の企業主、合名会社の構成員、企業の社長、代表取締役、取締役、理事会役員及び合作社の経営者、経営陣は破産宣告日から1年から3年の間、企業、合作社を設立することができず、企業、合作社の管理職に就くことができない。
3. 企業、合作社が不可抗力により破産宣告を受けた場合、本条1項及び2項は適用しない。

第9章 施行則

第95条 施行効力

1. この法律は2004年10月15日から施行し、1993年12月30日に国会が制定した企業倒産法の代わりに施行する。
2. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、各職務、権限の範囲内において、この法律の施行を説明、推奨する。

国会

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

法律番号: 37/2009/QH12

ハノイ, 2009年6月19日

刑法の一部の条項を修正, 補充する法律

決議番号 51/2004/QH10 に従い, 一部若干の条項を修正, 補充された 1992 年のベトナム社会主義共和国憲法をもとに, 国会は, 番号 15/1999/QH11 刑法の一部の条項を修正, 補充する法律を公布する。

第 1 条

刑法の一部の条項の修正, 補充, 削除する。

- (1) 111 条, 139 条, 153 条, 180 条, 197 条, 221 条, 289 条及び 334 条¹の法定刑としての死刑の廃止
111 条 3 項, 139 条 4 項, 153 条 4 項, 180 条 3 項, 197 条 4 項, 221 条 3 項, 289 条 4 項, 334 条 4 項における「20 年以上, 終身刑又は死刑」の文言を「20 年以上, 終身刑」に修正する²。
- (2) 一部の条項の 1 項に規定する刑事責任を負うための指標となる最低額を以下のように修正する。
- a 137 条, 138 条, 139 条, 143 条, 278 条, 279 条, 280 条, 283 条, 289 条, 290 条, 291 条³の各 1 項における「50 万ドン」の文言を「200 万ドン」に修正する。
- b 140 条 1 項⁴における「100 万ドン」の文言を「400 万ドン」に修正し, 2 項 d 号における「以上」⁵の文言を削除する。
- c 141 条 1 項⁶における「500 万ドン」の文言を「1000 万ドン」に修正する。

- (3) 69 条 5 項は以下のように修正, 補充された。
罪を犯した未成年者には無期懲役又は死刑の処罰はしない。
罪を犯した未成年者に刑罰を適用する場合は, 懲役を制限しなければならない。 罪を犯した未成年者に対して有期懲役を適用する場合は, 成年者が相当する罪を犯した場合に科する刑より軽い程度の刑を科する。
満 14 歳から 16 歳未満の罪を犯した未成年者に対しては罰金刑を適用しない。
罪を犯した未成年者に対しては補充の刑罰を適用しない。

- (4) 84 条の名前は以下のように修正された。
「84 条 テロ罪」を「84 条 人民政権に反抗するテロ罪」に修正する。

- (5) 119 条は以下のように修正, 補充された。
119 条 人身⁷売買の罪
1. 人身売買を行った者は, 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 2. 罪を犯し, 下記の 1 つのあたる者は, 5 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 売春目的
 - b) 組織的
 - c) 職業的性格
 - d) 身体の一部を取り出す目的
 - e) 国外への移送目的
 - f) 多数人への売買
 - g) 多数回の犯行
 3. 罪を犯した者に対しては, さらに 500 万ドン以上 5000 万ドン以下の罰金, 保護観察, 1 年以上 5 年以下の居住禁止に処することができる。

- (6) 120 条 2 項は以下のように修正, 補充された。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は, 5 年以上 20 年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的性格
 - c) 卑劣な目的
 - d) 複数の子供に対する
 - e) 身体の一部を取り出す目的
 - f) 国外への移送目的
 - g) 非人道的な目的での使用
 - h) 売春目的での使用
 - i) 危険な再犯

¹ 111 条は強姦罪, 139 条は詐欺による財産の奪取罪, 153 条は密輸罪, 180 条は偽造通貨等の製造等罪, 197 条は麻薬物質の組織的不法使用罪, 221 条は航空機・船舶の強取罪, 289 条は贈賄罪, 334 条は軍用火器・軍事技術手段の破壊罪。

² 現在法定刑として死刑が規定されている罪は, 78 条 (国家反逆罪), 79 条 (人民政権倒壊罪), 80 条 (スパイ罪), 82 条 (反乱罪), 193 条 4 項 (不法な麻薬物質の生成罪), 194 条 4 項 (麻薬物質の不法な保管, 運搬, 運搬売買又は奪取罪), 278 条 4 項 (財産横領罪), 279 条 4 項 (収賄罪), 316 条 4 項 (命令不服従の罪), 322 条 3 項 (敵への降伏の罪), 341 条 (平和を破壊する罪, 侵略戦争を引き起こした罪), 342 条 (人類に対するテロ犯罪), 343 条 (戦争犯罪) である。

³ 137 条は財産を公然奪取する罪, 138 条は財産の窃盗罪, 139 条は詐欺による財産の奪取罪, 143 条は故意に財産を破壊・破損する罪, 278 条は財産横領罪, 283 条は利得圧胴罪 (83 条), テロ罪 (84 条), のために職務・権限を利用して他者に影響力を行使する罪, 289 条は贈賄罪, 290 条は賄賂の斡旋の罪, 291 条は, 職務・権限を有する者に対する影響力を利用した利益獲得の罪。

⁴ 140 条は信用の濫用による財産の奪取罪。

⁵ 改正前の 140 条 2 項 d 号を直訳すると「5000 万ドン以上から 2 億ドン未満の価値の財産を奪取した。」となっていた。起点を表し「～から」と訳される「từ」と「以上」と訳される「trên」の重複を解消するための改正と思われる。

⁶ 141 条は財産の不法所持罪。

⁷ 従前は, 女性の売買のみが刑罰の対象となっていた。

- j) 重大な結果の発生
- (7) 160 条は以下のように修正，補充された。
1. 自然災害，伝染病の発生，戦時中，又は **経済的な困難な状況において**，物品の不足を利用し又は物品の不足を駆り立て，不正利得を得るために再販売する目的で大量の物品を購入した者は **2000 万ドン以上 2 億ドン** の罰金又は 6 月以上 5 年以下の懲役に処す。
- (8) 161 条は以下のように修正，補充された。
- 161 条 脱税罪
1. **1 億ドン以上 3 億ドン未満** の脱税を行った者，又は **脱税額が 1 億ドン未満ではあるが** 過去に脱税行為について行政処罰を受け，若しくはこの罪又はこの法律の 153 条，154 条，155 条，156 条，157 条，158 条，159 条，160 条，164 条，193 条，194 条，195 条，196 条，230 条，232 条，233 条，236 条，238 条に定められた罪について有罪判決を受けた者で，前科前歴の抹消を受けていないにもかかわらず再度違反した者は，脱税額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金又は 2 年以下の非拘束矯正刑に処す。
 2. **3 億ドン以上 6 億ドン未満** の脱税を行い，又はこの罪を再度犯した者は，脱税額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金又は 6 月以上 3 年以下の懲役に処す。
 3. **6 億ドン以上** の脱税を行った場合，又は他の特に極めて重大な事件の場合には，2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 4. 脱税者に対しては，さらに，脱税額の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を処すことができる。
- (9) 164 条 a を以下のように補充する。
- 164 条 a 国家予算に納付される領収書，支払証明書の違法印刷，発行，売買の罪
1. 国家予算に納付される領主書，支払証明書を違法に印刷，発行，売買をした者，又はこの行為について行政処罰若しくはこの罪について有罪判決を受けた者で，前科前歴の抹消を受けていないにもかかわらず再度違反した者は，5000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金，3 年以下の非拘束矯正刑又は 6 月以上 3 年以下の懲役に処す。
 2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は，1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的性情
 - c) 職務権限濫用
 - d) 領収書，支払証明書が極めて多量又は特に極めて多量
 - e) 巨額の不正利益の取得
 - f) 危険な再犯
 - g) 重大な結果の発生
 3. 罪を犯した者に対しては，さらに，1000 万ドン以上 1 億 5000 万ドン以下の罰金，1 年以上 5 年以下の期間，一定の職務を担当することを禁止し，又は一定の職業若しくは仕事に従事することを禁止することができる。
- (10) 164 条 b を以下のように補充する。
- 164 条 b 国家予算の納付される領収書，支払証明書の保管，管理に関する規定違反の罪
1. 国家予算に納付される領収書，支払証明書の保管，管理の責任がある者で，国家予算に納付される領収書，支払証明書の保管，管理に関する規定に違反し，重大な結果を生じさせた者，又はこの行為について行政処罰又は懲戒処分若しくはこの罪について有罪判決を受けた者で，前科前歴の抹消を受けていないにもかかわらず再度違反した者は，1000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金，2 年以下の非拘束矯正刑又は 3 月以上 2 年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は，1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 多数回の犯行
 - c) 重大又は特に極めて重大な結果の発生⁸
 3. 罪を犯した者に対しては，さらに，1 年以上 5 年以下の期間，一定の職務を担当することを禁止し，又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。
- (11) 170 条 a を以下のように補充する。
- 170 条 a 著作権及びこれに関連する権利侵害の罪
1. 著作権及びこれに関連する権利の主体から許可を得ず以下の行為をし，商業規格としてベトナムにおいて保護される著作権又はこれに関連する権利を侵害した者は，5000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金又は 2 年以下の非拘束矯正刑に処す。
 - a) 作品の複製，録音，録画
 - b) 作品の複製，録音，録画の頒布
 2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は，4 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 6 月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 多数回の犯行
 3. 罪を犯した者に対しては，さらに，2000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金，1 年以上 5 年以下の期間，一定の職務を担当することを禁止し，又は一定の職業若しくは仕事に従事することを禁止することができる。
- (12) 171 条は以下のように修正，補充された。
- 171 条 工業所有権侵害の罪
1. **商業規格としてベトナムにおいて保護される商標，原産地表示に関する工業所有権を故意に侵害した者** は，**5000 万ドン以上 5 億ドン以下** の罰金，2 年以下の非拘束矯正刑に処す。
 2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は，**4 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金** 又は 6 月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 多数回の犯行
 3. 罪を犯した者に対しては，さらに，**2000 万ドン以上 2 億ドン以下** の罰金，1 年以上 5 年以下の期間，一定の職務を担当することを禁止し，又は一定の職業若しくは仕事に従事することを禁止することができる。
- (13) 174 条は以下のように修正，補充された。
- 174 条 土地管理に関する規定違反の罪
1. 職務又は権限を利用又は濫用して，法律に違反して **土地の割当，回収，賃貸，使用権の移転，土地使用目的の変更の各許可を行い，以下のいずれかに当たる者** は，3 年以下の非拘束矯正刑又は 6 月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) この行為により懲戒処分を受けた後の再度の違反
 - b) **土地面積が広大，土地価格が高額**
 - c) **重大な結果の発生**
 2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は，2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) **土地面積が極めて広大，土地価格が極めて高額**
 - c) **極めて重大な結果の発生**
 3. **罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は，5 年以上 12 年以下の懲役に処す。**
 - a) **土地面積が特に極めて広大，土地価格が特に極めて**

⁸ 「重大」の次の段階は、「極めて重大」であるが，ここではさらに上の段階の「特に極めて重大」の語が用いられている。

高額

b) 特に極めて重大な結果の発生

4. 罪を犯した者に対しては、さらに、**1000万ドン以上1億5000万ドン以下**の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(14) 181条 a を以下のように補充する。

181条 a 証券活動における故意による誤った情報の公表又は事実の隠匿の罪

1. 証券の売買の申込み、揭示、契約、販売活動、証券市場の組織、証券の登録、保管、精算、支払に関連する誤った情報を公表し、又は事実を隠匿して、重大な結果を発生させた者は、1億ドン以上5億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は6月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 多額の不正な利益を取得
 - c) 極めて重大又は特に極めて重大な結果の発生
 - d) 危険な再犯
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(15) 181条 b を以下のように補充する。

181条 b 証券売買のための内部情報の使用の罪

1. 未だ公表されていない公共会社又は公共基金に関連する情報で、もしこれを公表されれば、その公共会社又は公共基金の証券の価格に大きな影響を与える情報を知った者が、この情報を漏洩、利用して証券の売買又は証券の売買のために他人に対してこの情報の提供若しくはその情報に基づく助言をし、多額の不正の利益を取得した⁹者は、1億ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 極めて又は特に極めて多額の不正な利益を取得
 - c) 重大な結果の発生
 - d) 危険な再犯
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(16) 181条 c を以下のように補充する。

181条 c 証券価格の操作の罪

1. 証券価格を操作する以下の各行為を行い重大な結果を生じさせた者は、1億ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 虚偽の取引の需要と供給を作り出すために、証券売買をすることを通謀すること。
 - b) 通謀形式で証券契約をし、又は、他人に対して連続売買を誘引すること。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 多額の不正な利益を取得
 - c) 極めて重大又は特に極めて重大な結果の発生

⁹ 「多額の不正の利益を取得した」を意味する言葉は越語原文にはなく英訳から補足した。

d) 危険な再犯

3. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(17) 182条は以下のように修正、補充された。

182条 **環境¹⁰**汚染を引き起こす罪

1. 空気、水源、土壌に、環境汚染を引き起こす物質を排出し、重大な程度に関する国家技術の排出制限を超える放射性物質、放射能を放出し、環境汚染を引き起こし、又はその他の重大な結果を生じさせた者は、**5000万ドン以上5億ドン以下**の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上**5年以下**の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、**3年以上10年以下の懲役に処す**。
 - a) **組織的**
 - b) **特に極めて重大な環境汚染又は極めて重大若しくは特に極めて重大な結果の発生**
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、**1000万ドン以上1億5000万ドン以下**の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(18) 182条 a は以下のように補充する。

182条 a 有害物質の排出管理規定違反の罪

1. 有害物質の排出管理に関する規定に違反して、重大な環境汚染を引き起こし又はその他の重大な結果を生じさせた者で、この法律の182条に規定に該当しない場合は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 極めて重大な結果の発生
 - c) 危険な再犯
3. 罪を犯し特に極めて重大な結果を発生させた者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(19) 182条 b を以下のように補充する。

182条 b 環境事故防止に関する規定違反の罪

1. 環境事故防止に関する規定に違反して環境事故を発生させ、又は環境事故対応に関する規定に違反し重大な環境汚染を生じさせ若しくはその他の重大な結果を生じさせた者は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な結果を生じさせた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な結果を生じさせた者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(20) 185条は以下のように修正、補充された。

185条 **ベトナム領土への排出物持込**の罪

1. **工芸、機械、設備、廃品、化学物質、合成製品の輸入そ**

¹⁰ 「大気」から「環境」に修正された。

- 他の手段を利用して、有害排出物又は多量にその他の排出物をベトナム領土に持ち込み、又は重大な結果を生じさせた者は、2億ドン以上10億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 組織的
 - 有害排出物その他の排出物が多量又はその他の排出物が極めて多量
 - 極めて重大な結果の発生
3. 罪を犯し特に極めて重大な結果を発生させた者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、1億ドン以上5億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(21) 190条は以下のように修正、補充された。

190条 絶滅危惧種、稀少種、優先保護指定種とされている動物の保護に関する規定の違反の罪

- 違法に絶滅危惧種、稀少種、優先保護指定種とされている動物を狩猟、捕獲、殺害、運搬、飼育、拘束、売買し又は、その種の動物の個体の一部又は製品を運搬、売買した者は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職務、権限の濫用
 - 禁止されている捕獲、狩猟の道具、手段の使用
 - 禁止区域又は禁止時間中の狩猟、捕獲
 - 極めて又は特に極めて重大な結果の発生
- 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(22) 191条は以下のように修正、補充された。

191条 天然保存区管理に関する規定違反の罪

- 天然保存区管理に関する規定に違反して重大な結果を生じさせた者は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
- 罪を犯して厳格な保護区部分に対して重大な結果を生じさせた者は、2年から5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 禁止されている道具、措置の使用
 - 禁止区域又は禁止時間中の狩猟、捕獲
 - 厳格な保護区部分に対する 極めて又は特に極めて重大な結果の発生
- 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(23) 191条aを以下のように補充する。

191条a 有害外来種の輸入、放出の罪

- 故意に有害外来種を輸入又は放出して、重大な結果を生じさせた者は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上5年以下の懲役に処す。

- 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 極めて又は特に極めて重大な結果の発生
 - 危険な再犯
- 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(24) 202条2項b号は以下のように修正、補充された。

- 血中又は呼気中のアルコール濃度が規定の基準を超えて酒、ビールを摂取した状況、又は法律により使用が禁止されたその他の強力な刺激物を摂取した状況

(25) 224条は以下のように修正、補充された。

224条 コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置の動作に害を生じさせる性質のあるウイルス、プログラム信号の放出の罪

- 故意にコンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置の動作に害を生じさせる性質のあるウイルス、プログラム信号を放出して、重大な結果を生じさせた者は、2000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 極めて重大な結果の発生
 - 危険な再犯
- 罪を犯し以下のいずれかの場合にあたる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - 国家機密に属するデータシステム又は安寧、国防業務の情報システムに対する場合
 - 国家情報データインフラ、国家配電システム、財政、銀行情報システム、交通管制システムに対する場合
 - 特に極めて重大な結果の発生
- 罪を犯した者に対しては、さらに、500万以上5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(26) 225条は以下のように修正、補充された。

225条 コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置の作動を妨害、混乱させる罪

- 以下の各行為をして重大な結果を生じさせた者で、この法律の224条、226条aの規定に該当しない場合は、2000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - デジタル装置のソフトウェア、データの無許可の消去、加害又は変更
 - コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置のデータ送信の違法阻止
 - コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置の作動を妨害し、混乱させるその他の行為
- 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネットの管理権限の濫用
 - 極めて重大な結果の発生
- 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、5年以上

12年以下の懲役に処す。

- a) 国家機密に属するデータシステム又は安寧、国防業務の情報システムに対する場合
 - b) 国家情報データインフラ、国家配電システム、財政、銀行情報システム、交通管制システムに対する場合
 - c) 特に極めて重大な結果の発生
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、500万以上5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(27) 226条は以下のように修正、補充された。

226条 コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット上の情報のアップロード、使用の罪

1. 以下の各行為をして、機関、組織、個人の利益を侵害し、又は社会の秩序安全を侵害し、重大な結果を生じさせた者は、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット上の情報のアップロードが法律に違反するが、この法律の88条、253条に該当しない場合
 - b) コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット上の機関、組織、個人の正当な私的な情報を売買、交換、贈与、修正、変更、公開し、その情報の所有者の許可を得ていない場合
 - c) コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット上の情報を違法に使用するその他の行為
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネットの管理権限の濫用
 - c) 1億ドン以上の不正利益の取得
 - d) 極めて又は特に極めて重大な結果の発生
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、2000万以上2億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(28) 226条aを以下のように補充する。

226条a 他人のコンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置に対する不正アクセスの罪

1. 他人の管理権又その他の方式を使い故意に警告、アクセスコード、ファイアウォールを抜けて、他人のコンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置に不正にアクセスして正当な情報管理権の下にある情報を取得し、又は、他人の正当な情報管理権デジタル装置の作動機能に対して干渉を加え、若しくはデータの無断引出し、修正、破壊、偽造又はサービスの不正使用をした者は、2000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務、権限の濫用
 - c) 多額の不正利益の取得
 - d) 重大な結果の発生
 - e) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 国家機密に属するデータシステム又は安寧、国防業務の情報システムに対する場合
 - b) 国家情報データインフラ、国家配電システム、財政、

銀行情報システム、交通管制システムに対する場合

- c) 極めて又は特に極めて多額の不正利益の取得
 - d) 極めて又は特に極めて重大な結果の発生
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、500万以上5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(29) 226条bを以下のように補充する。

226条b コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置を使用して財産を取得する罪

1. コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置を使用して以下の各行為をした者は、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 所持者の財産の取得又は商品若しくはサービスの支払を目的とした機関、組織、個人の銀行口座、銀行カードに関する情報使用又は銀行カードの偽造
 - b) 財産の取得を目的とした機関、組織、個人の口座への不正アクセス
 - c) 機関、組織、個人の財産の取得を目的とした電子取引、オンライン上の通貨売買、信用資本の動員、株式売買及び支払における詐欺
 - d) 機関、組織、個人の財産の取得を目的としたその他の行為
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 多数回の犯行
 - c) 職業的性格
 - d) 5000万ドン以上2億ドン未満の価値のある財産の取得
 - e) 重大な結果の発生
 - f) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、7年以上15年の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満の価値のある財産の取得
 - b) 極めて重大な結果の発生
4. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、12年以上20年以上の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 5億ドン以上の価値のある財産の取得
 - b) 特に極めて重大な結果の発生
5. 罪を犯した者に対しては、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(30) 230条aを以下のように補充する。

230条a テロの罪¹¹

1. 大衆を恐怖に陥れる目的で、他人の生命を侵害し又は機関、組織、個人の財産を破壊した者は、15年以上20年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
2. 身体、健康の自由を侵害し又は機関、組織、個人の財産を奪取若しくは破壊した者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
3. 本条1項に規定する各行為をする旨の脅迫又はその他の心理的威嚇行為をした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、保護観察、1年以上5年以下の居住禁止、財産の一部又は全部の没収を科すことができる。

¹¹ 改正前の84条と犯罪名は同一であるが内容は異なる。

(31) 230 条 b を以下のように補充する。

230 条 b テロ支援の罪

1. 形式の如何を問わずテロを行う機関、組織、個人に対して資金、財産を動員、援助した者は、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者に対しては、さらに、保護観察、1 年以上 5 年以下の居住禁止、財産の一部又は全部の没収を科すことができる。

(32) 248 条は以下のように修正、補充された。

248 条 賭博の罪

1. 形式の如何を問わず 200 万ドン以上 5000 万ドン未満の 金銭及び価値の現物を賭けて違法に賭博を行い、又はこの罪について有罪判決若しくはこの法律の 249 条に規定する罪について有罪判決を受けた者で、前科の抹消を受けていないにもかかわらず再度違反した者は、500 万ドン以上 5000 万ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正刑又は 3 月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 職業的性格
 - b) 賭けた金銭又は現物の価値が 5000 万ドン以上
 - c) 危険な再犯
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、300 万ドン以上 3000 万ドン以下の罰金を科すことができる。

(33) 249 条 1 項は以下のように修正、補充された。

1. 大規模に賭博を実施し若しくは賭博場を開設した者、又は本条若しくはこの法律の 248 条に規定する行為について行政処罰若しくはこの罪について有罪判決を受けた者で、前科前歴の抹消を受けていないにもかかわらず再度違反した者は、1000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処する。

(34) 251 条は以下のように修正、補充された。

251 条 資金洗浄の罪

1. 以下の各行為をした者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 犯罪により取得したことを明確に知りながらその資金、財産の違法な出所を隠匿する目的で、直接又は間接に財政・銀行取引、その他の資金、財産に関連する取引に参加した。
 - b) 営業活動又はその他の活動を行う過程で犯した罪により取得したことを明確に知りながら、その資金、財産を使用した。
 - c) 犯罪により取得したことを明確に知りながらその資金、財産の出所、真の性質、場所、その所有権の移転過程についての情報を隠匿し、又はその情報の確証を阻止した。
 - d) 犯罪により取得した資金、財産を移転、移動、転換することによって得られた資金、財産であることを明確に知りながら、本項 a, b, c 号の規定の各行為をした。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務権限の濫用
 - c) 複数罪の実行又は多数回の犯行
 - d) 職業的性格
 - d) 精密、巧妙な手段の使用
 - e) 伴った資金、財産が高額
 - g) 多額の不正利益の取得
 - h) 重大な結果の発生
 - i) 危険な再犯

3. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、8 年以上 15 年以下の懲役に処す。

- a) 伴った資金、財産が極めて高額又は特別に高額
- b) 極めて高額又は特に極めて高額の不正利益の取得
- c) 極めて重大又は特に極めて重大な結果の発生

4. 罪を犯した者に対しては、さらに、財産の一部又は全部の没収、価値の 3 倍以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の職業若しくは仕事に従事することを禁止することができる

(35) 274 条は以下のように修正された。

274 条 不法出入国の罪、ベトナムにおける不法残留の罪¹²

不法に出国、入国し、又はベトナムに残留し、その行為について行政処罰を受けたにもかかわらずなお違反した者は、500 万ドンから 5000 万ドンの罰金又は 3 月以上 2 年以下の懲役に処す。

(36) 131 条、183 条、184 条及び 199 条を削除する。

第 2 条

313 条 1 項における一部の文言を以下のように修正、補充する。

- (1) 「第 119 条 2 項（女性売買罪）」の文言を「第 119 条 2 項（人身売買罪）」に修正する。
- (2) 「第 230 条 a（テロの罪）」の文言を「第 230 条（軍事技術手段及び軍用武器の不法な製造、備蓄、運送、使用、売買の罪）」の文言の後に補充する。

第 3 条

- (1) この法律は 2010 年 1 月 1 日から施行の効力を生じる。
- (2) 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、自己の任務権限において、本法の施行を指導する。

この法律は、2009 年 6 月 19 日にベトナム社会主義共和国第 12 会期、第 5 会議において承認された。

国会議長
(署名)
グエン・フー・チョン

¹² 改正前は海外での不法残留も構成要件に含まれていた。

ベトナム刑法（仮訳）

(No.15/1999/QH10)

前文

総則

第1章 基本条項

- 第1条 刑法の役割
第2条 刑事責任の基礎
第3条 運用原則
第4条 犯罪防止及び犯罪摘発のために闘う責任

第2章 刑法の効力

- 第5条 ベトナム社会主義共和国領土内における犯罪行為に対する刑法の効力
第6条 ベトナム社会主義共和国外における犯罪行為に対する刑法の効力
第7条 刑法の時間的効力

第3章 犯罪

- 第8条 犯罪の概念
第9条 故意による犯罪
第10条 故意によらない犯罪
第11条 不測の事件
第12条 刑事責任年齢
第13条 刑事責任能力のない状態
第14条 酒又はその他の強力な向精神性物質による麻痺状態での犯罪
第15条 正当防衛
第16条 緊急事態
第17条 犯罪の準備
第18条 犯罪未遂
第19条 犯罪の自発的中止
第20条 共犯
第21条 犯罪の隠匿
第22条 犯罪の非告発

第4章 刑事責任追及・刑事責任の免除

- 第23条 刑事責任の時効
第24条 刑事責任追及時効の不適用
第25条 刑事責任の免除

第5章 刑罰

- 第26条 刑罰の定義
第27条 刑罰の目的
第28条 刑罰
第29条 戒告
第30条 罰金
第31条 非拘束矯正
第32条 退去強制
第33条 有期懲役
第34条 無期懲役
第35条 死刑
第36条 一定の職務の保持、一定の職務又は一定の仕事に対する禁止
第37条 居住禁止
第38条 保護観察
第39条 一定の公民権剥奪
第40条 財産の没収

第6章 司法措置

- 第41条 犯罪に直接関連した物品と金銭の没収
第42条 財産の返却、被害の修復又は損害賠償；公的謝罪の強制
第43条 強制治療

- 第44条 強制的治療期間

第7章 刑罰の決定

- 第45条 刑罰決定の根拠
第46条 刑事責任を酌量すべき情状
第47条 刑法で規定されている刑罰をより減輕する決定
第48条 刑事責任を加重すべき情状
第49条 再犯及び危険な再犯
第50条 複数の罪を犯した場合の刑の決定
第51条 複数の判決による刑の併合
第52条 犯罪の準備及び未遂の場合における刑の決定
第53条 共犯における刑の決定
第54条 刑罰の免除

第8章 判決執行の時効、刑罰の執行、刑罰の免除及び減輕

- 第55条 判決執行の時効
第56条 判決執行の時効の不適用
第57条 刑執行の免除
第58条 宣告した刑の減輕
第59条 特別な場合における刑の減輕
第60条 執行猶予
第61条 懲役刑の執行延期
第62条 懲役刑の一時停止

第9章 前科の抹消

- 第63条 前科の抹消
第64条 前科の当然の抹消
第65条 裁判所の決定による前科の抹消
第66条 特別な場合の前科抹消
第67条 前科抹消のための期限計算の方法

第10章 罪を犯した未成年者に対し新たに適用される規定

- 第68条 罪を犯した未成年者に対する刑法の適用
第69条 罪を犯した未成年者の処理の原則
第70条 罪を犯した未成年者に適用すべき司法措置
第71条 罪を犯した未成年者に対する適用すべき刑罰
第72条 罰金
第73条 非拘束矯正
第74条 有期懲役
第75条 複数の罪を犯した場合の刑罰の併合
第76条 既決刑の減輕
第77条 前科の抹消

犯 罪

第11章 国家の安全を侵害する罪

- 第78条 国家反逆罪
第79条 人民政權倒壊罪
第80条 スパイ罪
第81条 領土治安の侵害
第82条 反乱罪
第83条 匪賊活動罪
第84条 テロ罪
第85条 ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的な基盤を破壊する行為
第86条 社会経済政策の実施を破壊した罪
第87条 協和政策を破壊した罪
第88条 ベトナム社会主義共和国に敵対する宣伝の罪
第89条 治安壊乱罪
第90条 拘束施設破壊罪
第91条 人民政權に反対する目的で国外逃亡した罪又は国外に滞留

- した罪
第92条 補充刑罰
第12章 人の生命、健康、尊厳及び名誉に対する罪
第93条 殺人
第94条 新生児殺害の罪
第95条 精神を強く刺激された状態における殺人の罪
第96条 正当防衛の範囲を超える殺人
第97条 公務執行中による致死罪
第98条 過失致死罪
第99条 職業又は行政上の規則違反による過失致死罪
第100条 自殺の強要
第101条 自殺の教唆又は補助罪
第102条 生命が危険な状況にいる人に対する救助拒否罪
第103条 殺害の脅迫罪
第104条 故意による傷害又は他人の健康に対する被害
第105条 精神を激しく刺激されたせいで他人に 故意に傷害を加え、又はその者の健康に対する被害を加える罪
第106条 正当防衛の限界を超えて故意に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪
第107条 公務執行中に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪
第108条 過失による他人に傷害又はその者の健康に対する被害を加える罪
第109条 職業又は行政上の規定に違反したため過失によって他人に傷害又は健康への害を加えた罪
第110条 他人に対する虐待罪
第111条 強姦
第112条 児童の強姦罪
第113条 性交渉の強要
第114条 児童に対する性交渉の強要罪
第115条 児童との性交渉罪
第116条 児童に対する猥褻行為罪
第117条 他人へHIVを感染させた罪
第118条 故意によるHIVの他人への感染罪
第119条 女性の売買罪
第120条 児童の売買、すり替え、又は誘拐
第121条 他人の侮辱罪
第122条 誹謗罪
第13章 公民の民主、自由の権利の侵害罪
第123条 人を違法に逮捕拘束又は監禁する罪
第124条 公民の住居侵入罪
第125条 他人の秘密又は書信、電話、電信の安全の侵害罪
第126条 公民の選挙権、被選挙権に対する侵害罪
第127条 選挙の結果を誤らせる罪
第128条 労働者及び公務員の不正強制解雇罪
第129条 公民の集会、結社の権利、信仰、宗教の権利に対する侵害罪
第130条 女性の平等権の侵害罪
第131条 著作権の侵害罪
第132条 不服申立て及び告発の権利の侵害罪
第14章 各所有侵害罪
第133条 暴力による財産の奪取罪
第134条 財産の奪取を目的とした誘拐罪
第135条 脅迫による財産の奪取罪
第136条 財産の強奪罪
第137条 財産を公然奪取する罪
第138条 財産の窃盗罪
第139条 詐欺による財産の奪取罪
第140条 信頼の濫用による財産の奪取罪
第141条 財産の不法所持罪
第142条 財産の違法奪取使用罪
第143条 故意に財産を破壊・破損する罪

- 第144条 責任不足により国家財産に重大な被害を引き起こした罪
第145条 過失により財産に重大な被害を引き起こした罪
第15章 婚姻及び家族制度に対する侵害罪
第146条 強制結婚又は自主的・進歩的婚姻の妨害罪
第147条 一夫一婦制度の違反
第148条 早婚組織罪、早婚の罪
第149条 違法婚姻の登録罪
第150条 近親相姦
第151条 祖父母、父母、配偶者、子、孫、又は養父母に対する虐待又は迫害
第152条 扶養義務の拒否又は怠慢
第16章 経済管理秩序に対する侵害罪
第153条 密輸
第154条 物品、通貨の違法越境運送罪
第155条 禁制品を生産、貯蔵、輸送、販売した 罪
第156条 偽造品の製造、売買
第157条 食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造及び取引罪
第158条 動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造及び取引罪
第159条 違法経営罪
第160条 投機罪
第161条 脱税罪
第162条 顧客に対する詐欺罪
第163条 高利金融罪
第164条 切手の偽造、切符の偽造、偽造切手の売買、偽造切符の売買罪
第165条 経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害を引き起こした罪
第166条 不法な基金の設立罪
第167条 経済管理についての虚偽報告罪
第168条 虚偽の広告罪
第169条 救助資金、救助物品の分配規定に対する故意の違反罪
第170条 工業所有権保護証書発給に関する規定違反罪
第171条 工業所有権の侵害罪
第172条 資源研究、探査、開発に関する規定違反罪
第173条 土地使用規定違反罪
第174条 土地管理規定違反罪
第175条 森林開発及び森林保護に関する規定違反罪
第176条 森林管理規定違反罪
第177条 電力供給規定違反罪
第178条 金融組織の条例資金補充基金の不法使用罪
第179条 金融組織の活動における貸付け規則違反罪
第180条 偽造通貨、偽造為替手形、偽造公債債券の製造、保管、輸送、流通罪
第181条 偽造小切手、その他の偽造有価文書の製造、保管、輸送、流通罪
第17章 環境関連犯罪
第182条 大気汚染を引き起こした罪
第183条 水源汚染を引き起こした罪
第184条 土壌汚染を引き起こした罪
第185条 環境保護基準に合致しない技術、機械類、設備、スクラップ、又は他の物質の輸入罪
第186条 危険な疫病を人間に拡散する罪
第187条 危険な疫病を動物、植物へ拡散する罪
第188条 水産資源の破壊罪
第189条 森林破壊罪
第190条 希少野生動物の保護に関する規定違反の罪
第191条 自然保護区に関する特別保護制度違反の罪
第18章 麻薬関連犯罪
第192条 ケシ又はその他の薬物物質を含む植物の栽培罪

第193条 不法な麻薬物質の生成罪
第194条 麻薬物質の不法な保管、運搬、売買又は奪取罪
第195条 麻薬物質の不法精製に使用する原料の備蓄、運搬、売買又は略奪罪
第196条 麻薬物質の不法生産若しくは不法使用に関連する手段や道具の製造、保管、運搬及び売買の罪
第197条 麻薬物質の組織的不法使用罪
第198条 麻薬物質不法使用の隠匿罪
第199条 麻薬物質の不正使用罪
第200条 麻薬物質の不法使用を他人に強制、誘惑する罪
第201条 覚せい剤その他の麻薬物質の管理、使用に関する規則違反の罪

第19章 公衆の治安、公衆の秩序侵害罪

第202条 道路交通手段の運転に関する規則違反の罪
第203条 道路交通妨害罪
第204条 安全について保証できない道路交通に安全保護を満たさない乗り物を使用する罪
第205条 各種道路交通手段の運転のための条件を満たさない者に運転させる罪
第206条 不法な暴走族の組織
第207条 不法暴走罪
第208条 鉄道交通手段の運行に関する規則違反の罪
第209条 鉄道交通妨害罪
第210条 安全を満たさない鉄道交通手段車両の使用罪
第211条 条件を満たさない者への鉄道交通手段車両の運転委任若しくは手配の罪
第212条 水上交通手段車両の運行に関する規定違反の罪
第213条 水上交通妨害罪
第214条 安全保護を満たさない水上交通手段車両の使用罪
第215条 条件を満たさない者に水上交通手段車両の運転委任又は手配をする罪
第216条 航空機の運行に関する規定違反の罪
第217条 航空交通路妨害罪
第218条 安全基準を満たさない航空機の使用罪
第219条 条件を満たさない者への航空路の運行委任又は手配の罪
第220条 各交通建造物の修復、修理、管理に関する規定違反の罪
第221条 航空機、船舶強取罪
第222条 ベトナム社会主義共和国の航空についての規定に違反する航空機運行の罪
第223条 ベトナム社会主義共和国航海規定に違反する海上運行手段の罪
第224条 情報学的ウィルスプログラムを作成、流布、配布する罪
第225条 電子コンピュータネットワークの運行、開発、使用に関する規定違反の罪
第226条 コンピュータ又はネットワーク内の情報の不法使用の罪
第227条 労働安全、労働衛生、人口密集地での安全に関する規定違反の罪
第228条 児童労働者の使用に関する規定違反の罪
第229条 建設に関する規定違反により重大な被害を引き起こした罪
第230条 武装火器並びに軍事武器技術の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪
第231条 国家安全の重要手段、建造物の破壊罪
第232条 爆発物の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪
第233条 武器になり得るもの又は補助道具の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪の罪
第234条 武器、爆発物、補助道具の管理に関する規定違反の罪
第235条 武器、爆発物、補助工具の管理に関する任務怠慢により重大な被害を引き起こす罪
第236条 放射能物質の不法な生産、備蓄、使用、売買並びに略奪

の罪
第237条 放射能物質の管理に関する規定違反の罪
第238条 可燃性物質、毒性物質の不法な生産、備蓄、運搬、使用及び売買の罪
第239条 可燃性物質、毒性物質の管理に関する規定違反の罪
第240条 防火、消火に関する規定違反の罪
第241条 電力施設の安全運行に関する規定違反の罪
第242条 健康診断、治療、薬品の製造、薬品調合、薬品配布、販売又はその他の医療供給に関する規定違反の罪
第243条 不法堕胎罪
第244条 食品安全衛生に関する規定違反の罪
第245条 公衆騒乱を引き起こす罪
第246条 遺体、墳墓石、遺骨の侵害の罪
第247条 迷信異端に関する行為を行う罪
第248条 賭博罪
第249条 賭博罪
第250条 他者の犯罪行為を通して獲得した財産の隠匿と消費の罪
第251条 罪を犯すことで取得した金銭、財産の合法化の罪
第252条 未成年に対し犯罪を勧誘、強制し、又は隠匿する罪
第253条 退廃的文化所産物を普及させた罪
第254条 売春の隠匿罪
第255条 売春の斡旋
第256条 未成年者に対する買春罪

第20章 行政管理の秩序侵害罪

第257条 公務執行者に対する反抗罪
第258条 民主自由を利用して国家の利益、組織、公民の合法的権利を侵害する罪
第259条 軍事義務の回避罪
第260条 予備役軍人召集入隊令に従わない罪
第261条 軍事義務遂行に関する規定違反の罪
第262条 軍事義務の遂行に対する妨害罪
第263条 国家機密を故意に漏洩し、国家の機密資料を略奪、売買、破棄する罪
第264条 過失で国家機密漏洩、国家機密資料紛失の罪
第265条 職務、地位の仮装罪
第266条 機関、組織の証明書、資料の使用、改ざんの罪
第267条 機関、組織の印章、資料の捏造罪
第268条 国家機関、社会組織の紋章、資料の略奪、売買、破棄罪
第269条 教育施設、治療施設、行政監察保護に送致することに關する管轄国家機関の行政の諸決定の不執行の罪
第270条 住居管理について諸規定違反の罪
第271条 書籍、新聞、音声レコード及びテープ、映像ディスク及び映像テープ、その他印刷物の出版、発行に関する諸規定違反の罪
第272条 歴史、文化、名勝地、景観の遺跡保護、又は使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こした罪
第273条 国境地域に関する規定違反の罪
第274条 不法な出入国、又は海外若しくはベトナムでの不法残留罪
第275条 他者が海外へ逃亡し又は海外で不法残留するよう組織、強制する罪
第276条 国旗若しくは国章の侮辱罪

第21章 職務に関する犯罪

第277条 職務に関する犯罪の概念

A節 汚職に関する諸犯罪

第278条 財産横領罪
第279条 収賄罪
第280条 財産を略奪するため職務、権限を濫用する罪
第281条 公務執行中の職務、権限の利用の罪
第282条 公務執行中の権限濫用過剰の罪
第283条 利得のために職務、権限を利用して他者に影響力を行使

する罪

第284条 勤務上の偽造罪

B節 その他の職務に関する罪

第285条 重大な被害を引き起こす責務怠慢の罪

第286条 勤務上の秘密を故意に漏らした罪；勤務上の秘密の資料の略奪、売買又は破壊罪

第287条 過失によって勤務上の秘密を漏らした罪；勤務上の秘密書類を紛失した罪

第288条 職務の放棄罪

第289条 贈賄罪

第290条 賄賂の斡旋の罪

第291条 職務、権限を有する者に対する影響力を利用した利益獲得の罪

第22章 司法活動侵害罪

第292条 司法活動侵害罪の概念

第293条 無実の者に対する刑事責任の追及

第294条 有罪者に対し刑事責任を追及しない罪

第295条 違法判決を言い渡す罪

第296条 違法決定を言い渡す罪

第297条 司法関係職員への違法行為の強要罪

第298条 体罰使用の罪

第299条 供述強要の罪

第300条 事件記録の偽造罪

第301条 暫定留置人の逃亡につながる責務怠慢の罪

第302条 被暫定留置中、被勾留中の者を違法に釈放した罪

第303条 職務、権限を利用して違法に人を暫定留置、勾留した罪

第304条 判決執行拒否罪

第305条 判決実行拒否罪

第306条 判決実行の妨害罪

第307条 虚偽の供述又は事実と反する虚偽の資料の提出罪

第308条 供述拒否、鑑定の結果拒否、又は資料提出の拒否罪

第309条 他者に対し虚偽の供述又は事実と反する資料提出を勧誘し、又は強要する罪

第310条 財産の封緘、封印における違反の罪

第311条 暫定留置場、拘置所からの脱走、又は送致中、公判中の脱走の罪

第312条 被暫定留置人、被勾留人、被送致人、公判中の者の奪還の罪

第313条 犯罪の隠匿

第314条 犯罪告発の不履行罪

第23章 軍人の義務、責任侵害罪

第315条 軍人の義務、責任を侵害した罪により刑事責任を負わなければならない者

第316条 命令不服従の罪

第317条 命令執行を厳正に行なわなかった罪

第318条 所属部隊の義務、責任の遂行を妨害した罪

第319条 指揮官、又は上官に対する侮辱、暴行の罪

第320条 部下に対する侮辱又は体罰を使用する罪

第321条 同隊に対する侮辱、暴行の罪

第322条 敵への降伏の罪

第323条 捕虜になり、秘密を通報し又は敵のために仕事を遂行した罪

第324条 戦闘配置の放棄罪

第325条 軍務放棄罪

第326条 義務回避の罪

第327条 軍事勤務の秘密を故意に漏らし、略奪し、売買し又は破壊する罪

第328条 過失により軍事勤務の秘密を漏洩し、軍事勤務の秘密資料を紛失した罪

第329条 虚偽の報告罪

第330条 戦闘当直、指揮当直、当番に関する諸規定違反の罪

第331条 警備の諸規定について違反する罪

第332条 戦闘又は訓練における安全確保に関する諸規定違反の罪

第333条 軍用火器の使用に関する規定違反の罪

第334条 軍用火器、軍事技術手段の破壊罪

第335条 軍用火器、軍事技術手段の紛失又は過失による損傷の罪

第336条 負傷兵、戦死兵に対する政策違反の罪

第337条 戦利品の略奪又は破壊罪

第338条 人民に迷惑をかける罪

第339条 職務遂行中の軍事上要請の濫用罪

第340条 戦争捕虜、降伏兵に対する虐待の罪

第24章 平和を破壊する罪、人類に対する反逆の罪、及び戦争犯罪

第341条 平和を破壊する罪、侵略戦争を引き起こした罪

第342条 人類に対するテロ犯罪

第343条 戦争犯罪

第344条 傭兵の募集、傭兵となる罪

ベトナム社会主義共和国刑法

刑法を公布する国家主席令
No. 01/L-CTN, 2000年1月4日

ベトナム社会主義共和国国家主席は、1992年ベトナム社会主義共和国憲法第103条及び第106条、国会構成法第78条並びに法規範文書公布法第50条に基づき、下記のとおり公布する。

1999年12月21日、ベトナム社会主義共和国第10期国会において成立した刑法

ベトナム社会主義共和国国家主席
チャン・ドゥック・ルオン

前文

刑法は、犯罪を防止し犯罪と闘うための厳正かつ効果的な手段であり、社会主義ベトナム祖国の独立、主権、統一、全領土、国家の利益、公民及び組織の正当な権利及び利益を擁護することに積極的に貢献するものである。また、刑法は、社会の秩序、安全及び経済管理秩序の維持に貢献するものであり、すべての人々が安全で健康的かつ高度に人間的な、しかも環境に配慮した社会生活を営むことを保障するものである。同時に、刑法は、繁栄した公民、強大な国家、平等かつ文明的な社会を目指すため、ドイモイ政策、国家の工業化及び近代化を妨げる要因の除去に積極的に貢献するものである。

本刑法は、国家の建設及び防衛における数十年にわたる過程で、犯罪を防止し犯罪と闘ってきた現実の経験のみならず、特に1985年刑法を始めとするベトナム刑法体系の原則及び制度の継承とその発展を基礎として制定されている。

本刑法は、罪を犯した者の抑止、教育、改心、矯正によって誠実な人間となるよう、刑罰を通じて犯罪を積極的に防止し、犯罪と断固として闘う精神を実証するものであり、これによって公民各自に対して、社会の主人公としての精神と感覚、遵法精神、そして犯罪の防止と犯罪との闘いに積極的に参加する精神を浸透させるものである。

刑法を厳正に執行することは、あらゆる機関、組織及び全人民に共通する責務である。

総則

第1章 基本条項

第1条 刑法の役割

刑法は、社会主義法秩序を守り、あらゆる犯罪行為に対抗することにより、社会主義体制、人民の主権、各民族間の平等、国家の利益並びに公民、組織の正当な権利及び利益を擁護することを、その役割としている。

この役割を遂行するため、刑法は、犯罪及び罪を犯した者に対する刑を規定する。

第2条 刑事責任の基礎

本刑法に定める罪を犯した者だけが、その刑事責任を負わなければならない。

第3条 運用原則

- すべての犯罪行為は、遅滞なく発見され、法律に従って迅速、公正かつ公明な方法で処理されなければならない。
- すべての罪を犯した者は、性別、国籍、信仰、宗教、社会階級又は社会的地位に関わりなく、法の前に平等である。

陰謀者、首謀者、指揮者、頑なに不服従である者、違法行為者、暴行、危険な犯罪の常習者、職務・権力を濫用して罪を犯す者、背信的な策略に基づき重大な被害を引き起こす意図をもって、組織的かつ職業的に罪を犯す者を重罰に処すこと。

自白、真摯な告白、共犯者の非難、実績による汚名返上、改悛の情の披れき、自力更生又は自己が惹起した被害につき賠償した者に対しては、寛刑に処する。

- 重大でない犯罪の初犯者で、改悛の情を示した者には、懲役刑より軽い刑罰を科し、機関、組織又は家族の監督及び教育の下に置くことができる。
- 懲役刑に処せられた者は、社会に有用な人間となるため、その刑期中は、刑務所において、労働及び学習をしなければならない。行状が極めて良好な者には、減軽が考慮される。
- 刑期を満了した者には、共同社会において、労働し、誠実に生活し、そこに復帰するための遵守事項が与えられる。法律に定める当該遵守事項を完全に満たした場合には、その前科が消滅する。

第4条 犯罪防止及び犯罪摘発のために闘う責任

- 公安機関、検察院、裁判所、司法、査察及びその他の関係機関は、各権限及び責務を遂行するとともに、共同社会において罪を犯した者を監督・教育するほか、犯罪防止及び犯罪摘発において、他の国家機関、組織及び公民を指導し、かつ、援助すること。
- これらの機関及び組織は、それぞれの管轄下にある人々を教育し、人々に対し、警戒心と遵法精神、社会主義生活の規則を尊重することを高める責務を有し、また、それぞれの機関及び組織の中で犯罪原因及び犯罪を惹起する原因を除去するために適切な措置を講ずる責務を有する。
- すべての公民は、犯罪防止及び犯罪摘発の闘いに積極的に参加する義務を有する。

第2章 刑法の効力

第5条 ベトナム社会主義共和国領土内における犯罪行為に対する刑法の効力

- 本刑法は、ベトナム社会主義共和国領土内で発生したすべての犯罪行為に適用する。
- ベトナム社会主義共和国領土内で罪を犯した者で、ベトナム法、ベトナム社会主義共和国が調印若しくは加盟した国際条約又は国際慣行によって外交特権又は領事特権が認められる外国人については、その刑事責任は外交経路を通じて解決する。

第6条 ベトナム社会主義共和国外における犯罪行為に対する刑法の効力

- ベトナム社会主義共和国領土外で罪を犯したベトナム公民は、本

刑法に基づいてベトナム国内で刑事責任を問われることがある。
本条項は、ベトナム社会主義共和国国内に永住する無国籍者に対しても適用される。

2. ベトナム社会主義共和国領土内で罪を犯した外国人は、ベトナム社会主義共和国が調印又は加盟した国際条約に規定されている場合、ベトナム刑法に基づいて刑事責任を問われることがある。

第7条 刑法の時間的効力

1. 犯罪行為に適用される条項は、かかる犯罪行為がなされた時点において効力を有する条項である。
2. 犯罪の新設、刑罰の重罰化への変更、刑の加重事由の新設又は執行猶予、刑事責任の免除、刑罰の減免、前科の抹消、その他罪を犯した者に不利益となる条項は、かかる条項が施行される前になされた犯罪行為については適用してはならない。
3. 犯罪、刑罰、加重事由の廃止、より軽い刑罰、新しい減輕事由の規定、又は執行猶予、刑事責任の免除、刑罰の軽減、前科の抹消、及び罪を犯したのものにとって利益となるその他の規定の適用範囲の拡大は、その条項が執行効力を持つ前に行なわれた犯罪行為に対しても適用される。

第3章 犯罪

第8条 犯罪の概念

1. 犯罪とは、本刑法に規定された社会に対する危険行為で、刑事責任能力のある個人によって故意又は故意なくして犯され、祖国の独立、主権、統一及び領土保全を侵害し、政治体制、経済体制、文化、防衛、安全保障、社会秩序及び安全、組織の正当な権利と利益を侵害し、公民の生命、健康、名誉、尊厳、自由、財産、その他の正当な権利及び利益を侵害し、又は社会主義法秩序のその他の分野に対して加えられた行為をいう。
2. 本刑法に定める社会に対する危険性の性質と程度に基づいて、犯罪は、重大でない犯罪、重大な犯罪、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪に分類される。
3. 重大でない犯罪とは、社会に対して大きな危害をもたらさない犯罪で、刑の上限は懲役3年までである。重大な犯罪とは、社会に対して重大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は懲役7年である。極めて重大な犯罪とは、社会に対して非常に重大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は懲役15年である。特に極めて重大な犯罪とは、社会に対して極めて甚大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は15年からの懲役刑、無期懲役又は死刑である。
4. 犯罪の兆候を示してはいるが、社会に対する危険は微々たるものである行為は、犯罪とはみなされず、その他の手段で対処すべきものとする。

第9条 故意による犯罪

故意による犯罪とは、下記の場合における犯罪である。

1. 行為者が自己の行為が社会に対して危険であることを自覚し、かかる行為の結果を予見し、かつ、意欲してかかる結果を引き起こした場合。
2. 行為者が自己の行為が社会に対して危険であることを自覚し、かかる行為の結果を予見し、かつ、意欲はしないが認識してかかる結果を引き起こした場合。

第10条 故意によらない犯罪

故意によらない犯罪とは、下記のいずれかの場合における犯罪である。

1. 行為者が、自己の行為が社会に危害をもたらす結果を予見しながらも、かかる結果は生じない、又は結果を回避できると考えた場合。
2. 行為者が、自己の行為が社会に危害をもたらす結果を予見していたに違いないのに、又は過去に予見していたのに、行為時にはそ

れを予見していない場合。

第11条 不測の事件

不測の事件、すなわち、行為の結果を予測できず、又は予測する義務がない状況下で、社会に危害をもたらす結果を引き起こす行為を犯した者は、これに対する刑事責任を負わなくてもよい。

第12条 刑事責任年齢

1. 満16歳以上の者は、自己が犯したすべての犯罪に刑事責任を負わなければならない。
2. 満14歳以上満16歳未満の者は、自己が故意に犯した極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪につき、刑事責任を負わなければならない。

第13条 刑事責任能力のない状態

1. 精神病又は自己の行為を認識する能力若しくは制御する能力が失われる疾病に罹患中に、社会に対して危険な行為を犯した者は、その行為に対する刑事責任を負わなければならないが、かかる者に対しては、強制治療措置が適用される。
2. 刑事責任能力がある状態で罪を犯したが、判決宣告前に本条第1項に定める状態に陥った者は、強制治療措置を受ける。その者は、病気から回復した後に、刑事責任を負わなければならないことがある。

第14条 酒又はその他の強力な向精神性物質による麻痺状態での犯罪

酒又はその他の向精神性物質による麻痺状態で罪を犯した者であっても、刑事責任を負う。

第15条 正当防衛

1. 正当防衛とは、自己又は他人の利益又は権利のみならず、国家、団体の利益を守る目的で、必要限度で、上記の利益を侵害する行為を犯している他の者と闘う行為をいう。
正当防衛は犯罪とはならない。
2. 上記の正当防衛の範囲を越える行為となるのは、侵害行為によって社会にもたらされる危険の性質と程度に相応しない方法による反撃行為である。
正当防衛の範囲を越えた行為に及んだ者は、その行為に対する刑事責任を負う。

第16条 緊急事態

1. 緊急事態とは、国家、団体の利益、自己又は他人の正当な権利及び利益を現実に脅かしている危険を避けるため、他に方法がないことから、防ぐべき被害よりも小さな被害を引き起こさざるを得ないという事態をいう。
緊急事態において被害を引き起こす行為は、犯罪とはみなされない。
2. 引き起こされた被害が、緊急避難の必要性和比較して明らかに越えている場合には、被害を引き起こした者は、それに対する刑事責任を負わなければならない。

第17条 犯罪の準備

犯罪の予備とは、犯罪の実行に及ぶための道具を探し、準備し、その他の条件を作り出すことをいう。
極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪の準備を行った者は、その計画した犯罪に関する刑事責任を負わなければならない。

第18条 犯罪未遂

犯罪未遂とは、行為者の意図しない原因によって完遂できなかった故意による犯罪をいう。
犯罪の未遂者は、それに対する刑事責任を負わなければならない。

第19条 犯罪の自発的中止

犯罪の自発的中止とは、これを妨げる事由がないにもかかわらず、自己の意思で犯罪の遂行を最後まで実行しないことをいう。

犯罪を自発的に中止した者は、その犯罪に対する刑事責任を免れる。実際に犯された行為が、別の犯罪構成要件に該当するときは、行為者は、当該犯罪について刑事責任を負わなければならない。

第20条 共犯

- 共犯とは、多くの人が故意により罪を犯す場合をいう。
- 首謀犯、実行犯、教唆犯及び幫助犯はすべて共犯者である。
実行犯とは、実際に犯罪を遂行した者をいう。
首謀犯とは、犯罪の遂行を立案、指導又は指示した者をいう。
教唆犯とは、他人を教唆、誘導、激励して罪を犯させた者をいう。
幫助犯とは、犯罪の実行のための精神的・物質的条件を作り出した者をいう。
- 組織犯罪は、共同で罪を犯す者の間で密接な共謀のある共犯形態をいう。

第21条 犯罪の隠匿

事前の約束がなくとも、犯罪がなされたことを知りながら、罪を犯した者、犯罪の痕跡、証拠を隠匿し、又は罪を犯した者の発見、捜査、処理を妨害した者は、本刑法に規定する犯罪隠匿の罪の刑事責任を負わなければならない。

第22条 犯罪の非告発

- 犯罪の予備中、実行中、又は遂行されていたこと明白に知りつつ、その告発を怠った者は、本刑法第313条に定める告発義務を怠った罪の刑事責任を負わなければならない。
- 罪を犯した者の祖父母、父母、子供、孫、兄弟姉妹又は配偶者が罪を犯した者の犯罪を告発することを怠った場合においては、国家安全侵害に対する犯罪又は本刑法に定める特に極めて重大な犯罪の告発を怠った場合にのみ、刑事責任を負わなければならない。

第4章 刑事責任追及・刑事責任の免除

第23条 刑事責任の時効

- 刑事責任追及の時効とは、本刑法において、時の経過により罪を犯した者が刑事責任に関する審理を免れる期限をいう。
- 刑事責任追及の時効は、次のように定められる。
 - 重大でない犯罪については5年
 - 重大な犯罪については10年
 - 極めて重大な犯罪については15年
 - 特に極めて重大な犯罪については20年
- 時効は、犯罪が実行された日から起算される。本条第2項に定める期限内に、罪を犯した者が懲役1年から当たる罪を新たに犯した場合には、既に経過した期間は計算から除外され、以前の犯罪の時効は新しい犯罪の日より再計算される。

上記期限内に、罪を犯した者がことさらに逃亡し、令状によって追跡されている場合には、逃亡期間は計算されず、時効は罪を犯した者の出頭又は逮捕の時から再計算される。

第24条 刑事責任追及時効の不適用

本刑法第23条に定める刑事責任の時効は、本刑法第11章及び24章に定める犯罪には適用されない。

第25条 刑事責任の免除

- 捜査、起訴又は裁判中において、状況の変化により、罪を犯した者の犯罪行為又は罪を犯した者がもはや社会にとって危険でなくなった場合には、罪を犯した者は刑事責任を免れる。

- 犯罪行為が発覚する前に、罪を犯した者が自首し、その犯罪事実を明確に宣言、報告し、その被害、犯罪の発覚と捜査に効果的に貢献し、犯罪被害の重大性を減少するよう努めた場合、その罪を犯した者は刑事責任を免除されることがある。
- 大赦の決定があった場合、罪を犯した者は刑事責任を免除されるものとする。

第5章 刑罰

第26条 刑罰の定義

刑罰は、罪を犯した者の権利、利益を剥奪又は制限する国家による最も厳しい強制措置である。

刑罰は刑法で定められ、裁判所がこれを決定する。

第27条 刑罰の目的

刑罰は、罪を犯した者を罰するのみでなく、社会に役立つよう教育し、法律遵守と社会主義的な生活の規則の意識をもたせ、新たな犯罪を防止することを目的とする。刑罰は、また罪を犯した者以外の者が法律を尊重し、犯罪を防止し犯罪と闘うよう教育することも目的とする。

第28条 刑罰

刑罰には主刑と補充刑がある。

- 主刑には次のものがある。
 - 戒告
 - 罰金
 - 非拘束矯正
 - 退去強制
 - 有期懲役
 - 無期懲役
 - 死刑
- 補充刑には次のものがある。
 - 一定の職務、職業又は仕事に就くことの禁止
 - 居住の禁止
 - 保護観察
 - 公民権の一定剥奪
 - 財産没収
 - 主刑として適用されない場合の罰金
 - 主刑として適用されない場合の退去強制
- 各犯罪につき、罪を犯した者は、いずれか一つの主刑のみ科せられ、かつ、複数の補充刑を科せられることがある。

第29条 戒告

戒告は、刑罰免除を正当化するほどではないが、情状酌量するひとつのある重大でない犯罪の行為者に適用される。

第30条 罰金

- 主刑としての罰金は、経済管理秩序、公的秩序及び行政管理秩序を侵害する重大でない犯罪の行為者並びに本刑法に規定する他の犯罪に対して適用される。
- 補充刑としての罰金は、汚職、薬物関連犯罪又は本刑法に規定する他の罪を犯した者に対して適用される。
- 罰金額は、犯罪の性質及び重大性に基づき、罪を犯した者の資産状況及び物価変動を考慮して決定されるが、100万ドンを下回ってはならない。
- 罰金の支払は、裁判所が判決で決定した期限内で一括又は分割でなすことができる。

第31条 非拘束矯正

1. 6か月から3年以下の非拘束矯正は、本刑法に規定する重大でない犯罪又は重大な犯罪を実行した者で、定職を有し、又は住所が明確であり、かつ、罪を犯した者を社会から隔離する必要がないとみなされた場合に適用する。
判決を受けた罪を犯した者が、既に暫定留置、勾留されていた場合には、暫定留置、勾留期間は、非拘束矯正の期間から差し引くが、この場合、暫定留置、勾留1日は、非拘束矯正の3日に相当するものとする。
2. 裁判所は、非拘束矯正を処せられた者につき、同人が勤務する機関又は組織又は同人が居住する地元機関に対し、監督及び教育を委託する。この判決を受けた者の家族は、監督及び教育において、機関、組織及び地元機関に協力しなければならない。
3. この判決を受けた者は、非拘束矯正に関する条項に従い、多くの義務を果たさなければならない、収入の5パーセントから20パーセントの範囲を控除し、これを国庫に納付しなければならない。特別の場合には、裁判所はその収入控除の免除を命じることができるが、この場合判決に免除理由を明記しなければならない。

第32条 退去強制

退去強制とは、判決を受けた外国人をベトナム社会主義共和国の領土から出て行かなければならないよう命じることをいう。退去強制は、裁判所が、それぞれの事件の特性を考慮して、主刑又は補充刑として適用する。

第33条 有期懲役

有期懲役は、判決を受けた者に一定期間、刑務所で服役させることをいう。一の罪を犯した者に対する有期懲役は、下限3か月、上限20年の範囲とする。

判決以前の暫定留置、勾留期間は、懲役期間から差し引かれるものとする。暫定留置、勾留1日は、懲役の1日に相当するものとする。

第34条 無期懲役

無期懲役は、特に極めて重大な犯罪を実行した者で、死刑判決を正当化するほどではない者に適用される刑罰である。

無期懲役は、未成年罪を犯した者には適用されない。

第35条 死刑

死刑は、特に極めて重大な犯罪を実行した者に対してのみ適用される特別の刑罰である。

死刑は、罪を犯した時点又は裁判の時点で、未成年であった者、妊婦及び36か月以下の子供を育てている女性には適用されない。

死刑は妊婦及び36か月以下の子供を育てている女性には適用されないが、このような場合、死刑は無期懲役に変更される。死刑判決を受けた者が減軽を受ける場合、死刑は無期懲役に変更されるものとする。

第36条 一定の職務の保持、一定の職務又は一定の仕事に対する禁止

一定の職務、職務又は仕事に就くことに対する禁止は、判決を受けた者に一定の職務、事業の営業又は仕事を容認することにより社会に被害をもたらすとみなされる場合に適用される。

この禁止期間は、懲役刑の場合は服役完了日、主刑が戒告、罰金又は非拘束矯正の場合又は執行猶予の判決が下された場合には、判決が法的効力を有するに至った日から起算して1年から5年までを範囲とする。

第37条 居住禁止

居住の禁止は、懲役刑に処せられた者を一定の場所に一時又は永久に居住させないよう強制することをいう。

居住禁止期間は、懲役刑の服役完了日から起算して1年から5年までを範囲とする。

第38条 保護観察

保護観察は、判決を受けた者が、地域の行政機関及び住民の監督と教育の下で、一定地区において、居住し、生計を立てるとともに矯正改善する強制措置をいう。保護観察の期間中は、居住地区を離れてはならない。また、本刑法第39条に従い、一定の公民権が剥奪され、一定の事業の営業又は仕事を行うことが禁じられることがある。

保護観察は、国家の安全を侵害する罪を犯した者、危険な累犯又は本刑法に規定する他の犯罪を行った者に適用される。

保護観察期間は、懲役刑の服役完了日から起算して1年から5年までを範囲とする。

第39条 一定の公民権剥奪

1. 国家の安全を侵害した犯罪又は本刑法に規定する他の罪を犯したことにより懲役刑に処せられたベトナム公民は、以下の公民権を剥奪される。

- a) 選挙に立候補する権利及び国家機関の代表者を選任する権利
- b) 国家機関に勤務する権利及び人民軍の兵役につく権利

2. 公民権剥奪は1年から5年までを期限とする。その起算点は、懲役刑の服役完了後又は執行猶予の判決を受けた場合にはその判決が法的効力を有するに至った時点とする。

第40条 財産の没収

財産の没収は、判決を受けた者から財産の所有の一部又は全部を、国庫に納付するために没収することをいう。財産の没収は、本刑法に規定する重大な犯罪、極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪により判決された者のみに適用される。

すべての財産を没収された場合でも、判決を受けた者及びその家族に生活するのに必要な条件は残される。

第6章 司法措置

第41条 犯罪に直接関連した物品と金銭の没収

1. 国庫への財産没収は次の物に適用される。

- a) 犯罪行為に使用された道具及び手段として使用された物
- b) 犯罪行為によって取得した物若しくは金銭、又は犯罪取引若しくは交換によって取得した物若しくは金銭
- c) 国家が流通を禁止している物品

2. 罪を犯した者が不法に奪取し又は使用した物、金銭は、没収されず、法律上の権利を有する所有者又は管理者に返還される。

3. 罪を犯した者以外の者に属する物、金銭であっても、罪を犯した者がそれを使用して罪を犯した際、その持ち主に責任がある場合には、国庫へ没収することができる。

第42条 財産の返却、被害の修復又は損害賠償；公的謝罪の強制

1. 罪を犯した者は、横領した財産を法律上の権利を有する所有者又は管理者に返却し、犯罪によって生じたことが明らかな物質的損害を修復し、又は損害賠償しなければならない。

2. 犯罪によって生じた道義的被害の場合、裁判所は、罪を犯した者に対し、被害者に物質的損害賠償及び公的謝罪をさせなければならない。

第43条 強制治療

1. 本刑法第13条第1項に規定する病気を患いながら、一方で社会にとって危険な行為を犯した者に対し、訴訟段階によっては、検察院又は裁判所は、法医学鑑定評議会の結論に基づき、強制的に治療させるために専門の治療機関に送ることを決定できる。専門の医療機関に送る必要がないとみなした場合には、権限のある国家機関の監督下で、家族又は保護者にその看護を任せられることができる。

2. 刑事責任能力を有して罪を犯した者が、刑の判決以前に認識能力

を喪失し又は自身の行為を制御する能力を喪失する程度の病気を患った場合は、裁判所は、法医学鑑定評議会の結論に基づき、強制的治療のために専門の医療機関に送ることを決定できる。病気が回復した後、罪を犯した者は刑事責任を負わなければならないことがある。

3. 服役者が、認識能力を喪失し又は自身の行為を制御する能力を喪失する程度の病気を患った場合、裁判所は、法医学鑑定評議会の結論に基づき、強制的治療のために専門の治療機関に送ることを決定できる。病気が回復した後、刑罰の免除の他の理由がなければ服役者は刑罰を引き続き実行しなければならない。

第44条 強制的治療期間

治療機関の結論に基づき、本刑法第43条に定めるように、医療処置を強制的に受けた者が病気が回復した場合、訴訟段階によっては、検察院又は裁判所は、この措置の適用を考慮し、中止の決定をするものとする。

この強制的治療処置期間は、服役期間から差し引かなければならない。

第7章 刑罰の決定

第45条 刑罰決定の根拠

裁判所は、刑罰を決定する際、犯罪行為が社会に与える危険性の性質及び程度、罪を犯した者の経歴、刑事責任を酌量又は加重すべき情状を考慮して、刑法の規定に基づいて決定する。

第46条 刑事責任を酌量すべき情状

1. 次の情状は刑事責任を酌量すべきものと考えられる。
 - a) 罪を犯した者が犯罪によって生じた損害を防止し、犯罪の被害を減じた場合
 - b) 罪を犯した者がすすんで損害を修復、賠償し、又は被害を回復する場合
 - c) 正当防衛の限度を越えて、犯罪が行われた場合
 - d) 緊急事態の必要性の限度を越えて犯罪が行われた場合
 - dd) 被害者又は他人の違法行為によって、罪を犯した者が精神的に誘発されて犯罪が行われた場合
 - e) 罪を犯した者自身に原因のない極めて厳しい苦境によって犯罪が行われた場合
 - g) 犯罪は行われたが、被害が皆無又は軽微な場合
 - h) 犯罪が行われたが、初犯であり、かつ、重大でない犯罪である場合
 - i) 他人による脅迫、強要によって犯罪が行われた場合
 - k) 時代遅れであることによる犯罪
 - l) 罪を犯した者が妊婦である場合
 - m) 罪を犯した者が老人である場合
 - n) 自身の認識能力又は自身の行為を制御する能力が限定されるほどの病気を患っている罪を犯した者の場合
 - o) 罪を犯した者が自首した場合
 - p) 罪を犯した者が正直に報告し、改悛の情を示している場合
 - q) 罪を犯した者が責任機関に対し犯罪の調査と捜査に積極的に協力する場合
 - r) 罪を犯した者が業績によってその過失を償った場合
 - s) 罪を犯した者が、生産、戦闘、研究又は仕事において優秀な成績を有している場合
2. 裁判所は、刑罰を決定する際、それ以外の減輕事由を酌量することができるが、その理由を判決に明記しなければならない。
3. 犯罪の認定及び刑罰の類型・区分を決定する事由として刑法に規定されている酌量すべき事由は、量刑を決定する目的のための酌量事由とみなしてはならない。

第47条 刑法で規定されている刑罰をより減輕する決定

本刑法の第46条第1項に定める情状酌量が二つ以上あるときは、裁判所は、法律に規定する最下限の刑罰区分を適用して刑罰を決定できるが、この場合、その刑罰区分のなかで比較上軽い刑罰でなければならないが、法律上、同犯罪に関し唯一の刑罰区分しかなく、又はこの刑罰区分が法律上最高区分の刑罰の場合には、裁判所は最下限の刑罰区分よりさらに低い刑罰を決定し、さらに軽い刑罰の範疇に移行して刑罰を決定できる。ただし、この刑罰の減輕の理由を判決に明記しなければならない。

第48条 刑事責任を加重すべき情状

1. 以下に掲げるものは、刑事責任を加重すべき情状とみなされる。
 - a) 組織的な犯罪
 - b) 累犯
 - c) 職務、権限を濫用した犯罪
 - d) 暴力的に行われた犯罪
 - dd) 卑劣な動機で行われた犯罪
 - e) 故意に最後まで犯罪を完遂した
 - g) 累犯、再犯及び危険な再犯
 - h) 子供、妊婦、老人、自衛できない人に対する犯罪、又は物質的、道義的条件、仕事若しくは他の方法において罪を犯した者に依存している人々に対する犯罪
 - i) 国家財産を侵害した場合
 - k) 重大な被害、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を招来する罪を犯した場合
 - l) 罪を犯すために、戦争、緊急事態、自然災害、流行病又は特別な社会的苦境を利用した場合
 - m) 背信又は残酷な策略を用いて犯罪を行った場合、多数の人々に被害をもたらす方法を用いた場合
 - n) 未成年を扇動して罪を犯させた場合
 - o) 犯罪を回避又は隠匿するために、背信的、暴力的な行為に及んだ場合
2. 犯罪の構成要件であり、又は刑罰の区分を決定する事由は、加重すべき情状とみなされてはならない。

第49条 再犯及び危険な再犯

1. 再犯とは、判決を受けた罪を犯した者が、その前科抹消前に再度故意に罪を犯し、又は故意ではなくとも極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に及んだものという。
2. 次のような場合は、危険な再犯とみなされる。
 - a) 故意に極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪により判決を受けた者が、その犯罪の前科抹消前に、故意ではなくとも再度極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に及んだとき。
 - b) 再度罪を犯した者が、前科抹消前に再度故意に罪を犯したとき。

第50条 複数の罪を犯した場合の刑の決定

複数の罪を犯した者を審理する際、裁判所は、各犯罪につき刑罰を決定した後、次の規定に従ってそれぞれの刑罰を併合するものとする。

1. 主刑に関する場合
 - a) 既に確定した刑罰がすべて非拘束矯正又はすべて有期懲役であるときは、いずれも合算して一つの共通刑となる。この共通刑は非拘束矯正のときは3年、有期懲役のときは30年を超えてはならない。
 - b) 既に確定した刑罰が非拘束矯正と有期懲役であるときは、本条第1項 a) に規定するように、一つの共通刑にするために、非拘束矯正の3日分を懲役の1日分の比率に換算して非拘束矯正を有期懲役に変更する。
 - c) 既に確定した刑罰のうち、一番重い刑が無期懲役であるときは、共通刑は無期懲役とする。

- d) 既に確定した刑罰のうち、一番重い刑が死刑の場合、共通刑は死刑とする。
- dd) 財産刑は、他の種類の刑罰と併合しない。罰金は合算額を共通の罰金とする。
- e) 退去強制は、他の種類の刑罰と併合しない。

2. 補充刑の場合

- a) 既に確定した刑罰が同種類であるときは、その種類の刑罰に関し、本刑法で規定されている期限内に共通刑が決定される。財産刑は、罰金を合算して共通の罰金とする。
- b) 既に確定した刑罰が異なる種類であるときは、判決を受けた者は、すべての確定刑に服さなければならない。

第51条 複数の判決による刑の併合

1. 現在の判決で服役中の者が、この判決以前に犯した罪によって審理される場合、裁判所は、同犯罪について刑罰を決定し、本刑法第50条の規定に従い、刑罰を併合して共通刑を決定する。前の判決で服役した期間は、共通刑の期間から差し引かれる。
2. 服役中の者が新たに罪を犯して審理される場合、本刑法第50条に定める共通刑を決定する前に、裁判所は、新たな犯罪の刑罰を決定し、前の判決の服役残余期間に合算するものとする。
3. 複数の刑罰が併合されないまま、既に法的効力を有するに至った複数の判決に服役中の場合、本条第1項及び第2項の定めに従い、決定した裁判所の長官は各判決の併合を決定するものとする。

第52条 犯罪の準備及び未遂の場合における刑の決定

1. 犯罪の準備及び未遂に対する刑罰は、刑法に規定する企図された犯罪に対応する刑罰に従って決定されるが、その決定に当たっては、当該行為の性質、社会に及ぼす危険性の程度、意図した犯罪の実現性の程度及び既遂に至らなかったことなどの情状等を考慮する。
2. 犯罪の予備については、企図された犯罪に適用すべき刑の上限が無期懲役又は死刑のときは、予備行為に適用すべき刑の上限は懲役20年を超えてはならない。企図された犯罪の刑が有期懲役であるときは、法律に規定する企図された犯罪に対する刑期の2分の1を超えてはならない。
3. 未遂については、企図された犯罪に適用すべき刑の上限が無期懲役又は死刑のときは、これらの刑罰は特に極めて重大な犯罪にのみ適用することができる。企図された犯罪が有期懲役であるときは、法律に規定する企図された犯罪に対する刑期の4分の3を超えてはならない。

第53条 共犯における刑の決定

共犯者の刑を決定するに当たって、裁判所は、共謀の性質、各共犯者の性格及び関与の程度を考慮しなければならない。
酌量、加重又は刑事責任免除に関する情状は、このようなひとつが認められる共犯者にのみ適用される。

第54条 刑罰の免除

犯罪行為そのものが、本刑法第46条に規定する刑事責任免除には至らないが、特別に寛大な処置にすべき酌量情状があるときは、当該行為者は刑の免除を受けることができる。

第8章 判決執行の時効、刑罰の執行、刑罰の免除及び減軽

第55条 判決執行の時効

1. 刑事判決の執行の時効は、判決を受けた者が、その期間満了時において、確定判決に従う必要がなくなる期限であり、本刑法に規定するものである。
2. 刑事判決執行の時効は、次のとおり規定する。
 - a) 財産刑、非拘束矯正又は3年以下の懲役の場合は5年

- b) 3年を超え15年以下の懲役の場合は10年
 - c) 15年を超え30年以下の懲役の場合は15年
3. 刑事判決執行の時効は、判決が法的効力を有するに至った日から計算する。本条第2項に規定する期限内に、刑の判決を受けた者が再度新たな罪を犯したときは、過去の継続期間は算入されず、刑事判決の執行の時効は新たな罪を犯した日から再度計算する。
本条第2項に規定する期限内に、刑の判決を受けた者が故意に逃亡し、かつ、捜査令状が出ている場合は、逃亡の期間は算入されず、刑事判決の執行の時効は出頭又は逮捕された日から再度計算する。
 4. 無期懲役又は死刑の執行の時効は、15年を経過した後に、最高人民検察院長官の請求に基づき最高人民裁判所長官によって決定される。刑事判決執行の時効が認められないときは、死刑は無期懲役に、無期懲役は30年までの懲役にそれぞれ変更される。

第56条 判決執行の時効の不適用

判決執行の時効は、本刑法第11章及び第24章に規定する犯罪には適用しない。

第57条 刑執行の免除

1. 非拘束矯正、有期懲役の判決を受けた者が判決執行がなされていない者で、偉大な業績をあげた経歴があり、又は危険な病気を患ったことがあるものの、同人が社会にとってもはや危険ではないときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき刑を免除することができる。
2. 刑を受けた者が、特別の仮釈放又は恩赦が認められたときは、刑の執行が免除される。
3. 重大でない犯罪により懲役刑を受けた者で、本刑法第61条に定める執行延期の権利が与えられており、かつ、執行延期中に偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき、刑執行の免除を決定することができる。
4. 重大でない犯罪により懲役刑を受けた者で、本刑法第62条に定める一時的な執行停止の権利が与えられており、かつ、一時的な執行延期中に偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき、刑の残余部分の執行免除を決定することができる。
5. 居住の禁止又は保護観察の刑に服している者で、既にその刑期の半分を終了して社会復帰しているときは、当該地区の行政機関の提案に基づき、裁判所は、刑期の残り半分の執行免除を決定することができる。

第58条 宣告した刑の減軽

1. 非拘束矯正の刑に処せられた者で、一定期間刑に服し、改善更正につき進歩があるときは、直接監督及び教育の責任を委託されている機関、組織又は地方行政機関の提案に基づき、裁判所は刑期の減軽を決定することができる。
懲役刑に処せられた者で、一定期間服役し、改善更正につき進歩があるときは、懲役刑の執行機関の提案に基づき、裁判所は刑期の減軽を決定することができる。
最初の減軽は、刑に服役した期間が非拘束矯正及び30年までの懲役については刑期の3分の1、無期懲役については12年を経過した後に考慮される。
2. 財産刑を処せられた者が、一部を支払ったものの、自然災害、火災、事故又は病気によって長期にわたり極めて困難な経済状況に陥ったことにより残額の支払いを継続できなくなったとき、又は偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき、財産刑の残額支払いの執行免除の決定をなすことができる。
3. 受刑者は、幾多の減軽を受ける権利を有するが、宣告刑の半分は服役しなければならない。無期懲役に処せられた者は、まず30年までの懲役に減軽され、その後幾多の減軽事由が存しても現実には最低20年までは服役しなければならない。

4. 刑の一部を減輕された者が、新たに重大な犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪を行った場合には、共通刑の3分の2を服役するか、無期懲役については20年服役した後に初めて、裁判所は減輕を考慮するものとする。

第59条 特別な場合における刑の減輕

偉大な業績をあげたこと、極めて老齢かつ虚弱であること、又は危険な病気を患っていることを理由として更に寛大処置をなすに値する受刑者に対しては、裁判所は、本刑法第58条に規定する内容に比して、減輕の時期又は内容において、より有利な方向で減輕を考慮することができる。

第60条 執行猶予

1. 3年までの懲役刑を宣告する際、裁判所は、罪を犯した者の個人的性格及び酌量すべき情状に基づき、懲役刑を科す必要がないと認められるときは、刑の執行猶予の判決をなすとともに、1年から5年以内の試練期間を設ける。
2. 試練期間中においては、裁判所は、罪を犯した者が勤務する機関若しくは組織又は居住する地区の行政機関に対し、罪を犯した者の監督及び教育を委託する。有罪判決を受けた者の家族は、監督及び教育につき、機関、組織又は地区の行政機関に協力する義務を有する。
3. 執行猶予に付された者に対しても、本刑法第30条及び36条の規定に従い、罰金、一定の職務、事業の営業又は仕事に就くことの禁止を含む補充刑を科すことができる。
4. 執行猶予に付され、かつ、保護観察期間の半分を終えて改善更正につき進歩があった者に対し、裁判所は、監督及び教育の責任を有する機関又は組織の請求に基づき、その保護観察期間の短縮を決定できる。
5. 執行猶予に付された者が、保護観察期間中に新たな罪を犯したときは、裁判所は、前刑を強制的に執行する決定をなし、本刑法第51条に定めに従い、新たな犯罪による刑と合算する。

第61条 懲役刑の執行延期

1. 懲役刑に処せられた者は、次の場合においては、刑の執行延期の権利が与えられる。
 - a) 重大な病気を患った場合には、病気が回復するまで刑の執行延期を受ける権利が与えられる。
 - b) 妊娠中の女性、又は36か月以下の子供を養育している女性は、子供が36か月の年齢に達するまで、刑の執行延期を受ける権利が与えられる。
 - c) 罪を犯した者が家族の中で唯一の働き手であり、懲役刑に服役することにより家族が極めて生活困難に陥る場合には、1年を上限として刑の執行延期を受ける権利が与えられる。ただし、国家安全を侵害した犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪に処せられた場合を除く。
 - d) 重大でない犯罪に処せられた場合は、公務の必要性によっては、1年を上限として刑の執行延期を受ける権利が与えられる。
2. 懲役執行延期中に、執行延期されたものが更に新たな罪を犯したときは、裁判所は、前刑罰の執行を強制しなければならず、本刑法第51条の規定に従い、新たな判決の刑罰に合算する。

第62条 懲役刑の一時停止

1. 懲役刑に服役中の者が、本刑法第61条第1項に規定する場合のいずれかに該当するときは、懲役刑の一時停止を受ける権利が与えられる。
2. 刑の一時停止期間は、刑期に算入してはならない。

第9章 前科の抹消

第63条 前科の抹消

有罪判決を受けた者は、本刑法第64条から第67条の規定に基づき、その前科が抹消される。

前科が抹消された者は、受刑しなかったものとみなされ、裁判所から証明書が与えられる。

第64条 前科の当然の抹消

次の者は当然的に前科が抹消される。

1. 刑罰を免除された者
2. 本刑法第11章及び第24章に定義されている犯罪以外の罪に問われた者で、その刑の服役を完了した後又は刑事判決の執行の時効が完成した後、次に定める期限内に新たな罪を犯さなかった者。
 - a) 戒告、罰金、非拘束矯正又は執行猶予に処せられた場合は1年
 - b) 3年までの懲役の場合は3年
 - c) 3年を超え15年までの懲役の場合は5年
 - d) 15年を超える懲役の場合は7年

第65条 裁判所の決定による前科の抹消

1. 本刑法第11章及び第24章に定義されている犯罪に問われた者に対する前科の抹消は、犯罪の性質、人格、有罪判決を受けた者の遵法態度及び労務態度によって、裁判所が以下に掲げる場合に限り、これを決定する。
 - a) 3年までの懲役に処せられた者で、服役完了後又は判決の執行の時効が完成した後、3年以内に新たな罪を犯さなかった場合。
 - b) 3年を超え15年までの懲役に処せられた者で、服役完了後又は判決の執行の時効が完成した後、7年以内に新たな罪を犯さなかった場合。
 - c) 15年を超える懲役に処せられた者で、服役完了後又は判決の執行の時効が完成した後、10年以内に新たな罪を犯さなかった場合。
2. 前科抹消の1回目の請願が裁判所に拒否されたときは、次の請願をするには1年待たなければならない。2回目の請願を拒否された場合、次の前科抹消の請願まで2年待たなければならない。

第66条 特別な場合の前科抹消

有罪の判決を受けた者が改善更正につき著しい進歩を示し、功績をあげ、その者の勤務する機関若しくは組織又は居住する地区の行政機関によって前科の抹消を推薦された場合は、刑期の最低3分の1を保証すれば、裁判所はその者の前科を抹消することができる。

第67条 前科抹消のための期限計算の方法

1. 本刑法第64条及び第65条に規定する前科抹消の期限は、宣告された主刑に基づくものである。
2. 前科がいまだに抹消されていない者が新たな罪を犯した場合、前の犯罪による前科を抹消するための期限は、新たな犯罪による刑判決の服役を完了した日から計算する。
3. 服役の完了とは、主刑、補充刑及びその他の判決の決定につき、完全に服役することをいう。
4. 残刑の服役を免除された者は、刑の執行を完了したものとみなされる。

第10章 罪を犯した未成年者に対し新たに適用される規定

第68条 罪を犯した未成年者に対する刑法の適用

罪を犯した未成年者とは、満14才以上18才未満の罪を犯した者のことである。罪を犯した未成年者は、本章の規定に基づき刑事責任を負わなければならないとともに、本章の規定に反しない限り、本刑法の総則規定に基づく刑事責任を負わなければならない。

第69条 罪を犯した未成年者の処理の原則

1. 罪を犯した未成年者の処理に当たっては、教育、正すこと、健

全な成長及び社会に有益な公民になることを助けることを主たる目的とする。

未成年者による犯罪行為の捜査、訴追及び判決のあらゆる段階において、管轄権のある国家機関は、その犯罪行為が社会にもたらす危険性を認識する能力の有無、当該犯罪行為に関連する原因及び条件を決定しなければならない。

2. 罪を犯した未成年者は、重大でない犯罪又は大きな被害をもたらさない重大な犯罪に及んだときにおいては、多くの酌量すべき情状があり、その家族、機関又は組織による監督及び教育を受けるならば、その刑事責任を免除されることもある。
3. 罪を犯した未成年者に対する刑事責任の審理及び科刑は、これが必要な場合に限られ、かつ、犯罪行為の性質、人格的な特質及び犯罪防止の必要性に基づいてなされなければならない。
4. 罪を犯した未成年者に刑罰を科す必要がないと認められるときは、裁判所は、本刑法第70条に規定する司法措置の一つを適用する。
5. 無期懲役又は死刑は、罪を犯した未成年者には科されない。罪を犯した未成年者に有期懲役を宣告する場合は、裁判所は、相当する罪を犯した成人に科すべき刑罰より軽い刑を科すものとする。
財産刑は、満14才以上16才未満の罪を犯した未成年者には適用されない。
補充刑は、罪を犯した未成年者には適用しない。
6. 16才未満の罪を犯した未成年者に対する判決は、累犯又は危険な累犯の決定に当たって考慮されることはない。

第70条 罪を犯した未成年者に適用すべき司法措置

1. 罪を犯した未成年者の場合は、裁判所は、教育、防止の性質を有する以下に掲げる司法措置のいずれか一つの適用を決定することができる。
 - a) 社、区、管轄区における教育
 - b) 養育学校に入れる
2. 重大でない犯罪又は重大な犯罪に及んだ罪を犯した未成年者に対し、裁判所は、1年から2年までの期間、社、区、管轄区における教育措置を適用できる。
社、区又は管轄区で教育に置かれた者は、裁判所によってその責任を委託された地域の社、区、管轄区等の行政機関若しくは社会組織の監督及び教育の下で、勉学、労働、法律の遵守等の義務を果たさなければならない。
3. 犯罪の重大性、個人の性格及び生活環境によって、厳格な規律をもって再教育組織に送致する必要があると認められるときは、裁判所は、1年から2年の期間、罪を犯した未成年者を少年院に送る措置を適用できる。
4. 社、区、管轄区等で教育を受けている者又は少年院に送致された者が、裁判所が決定した期間の半分を終了し、改善更正につき相当の進歩があるときは、監督及び教育の責任を委託された機関、組織又は少年院の提案に基づき、裁判所は、社、区若しくは管轄区等の教育又は少年院における教育期間の終了を決定できる。

第71条 罪を犯した未成年者に対する適用すべき刑罰

罪を犯した未成年者はそれぞれの犯罪につき、以下に掲げる刑罰のうち一つ刑罰を受けるものとする。

1. 戒告
2. 罰金
3. 非拘束矯正
4. 有期懲役

第72条 罰金

罰金は、満16才以上18才未満の罪を犯した未成年者で、収入又は私有財産を有する場合に、主刑として適用する。

罪を犯した未成年者に適用する罰金の基準は、条項の規定により相当する成人の罰金水準の2分の1を超えてはならない。

第73条 非拘束矯正

罪を犯した未成年者に非拘束矯正を適用するに当たっては、その収入を減じてはならない。

罪を犯した未成年者に適用する非拘束矯正期間は、法律の規定により相当する成人に対する期間を超えてはならない。

第74条 有期懲役

罪を犯した未成年者は、以下に掲げる規定に従って有期懲役のみを科す。

1. 罪を犯した時、満16才以上18才未満の者で、適用すべき法規定が成人の場合に無期懲役又は死刑と明記されているときは、適用される刑の上限は18年を超える懲役であってはならない。有期懲役の場合は、適用される刑の上限は、法律に明記されている成人の懲役期間の4分の3を超えてはならない。
2. 罪を犯した時、満14才以上16才未満の者で、適用すべき法規定が成人の場合に無期懲役又は死刑と明記されているときは、適用される刑の上限は12年を超える懲役であってはならない。有期懲役の場合は、適用される刑の上限は、法律に明記されている成人の懲役期間の2分の1を超えてはならない。

第75条 複数の罪を犯した場合の刑罰の併合

複数の罪を犯した者で、そのうち満18才に達する以前に犯した犯罪がある場合は、刑罰の併合は次のように適用される。

1. 複数の犯罪のうち、最も重大な犯罪が満18才に達する以前に行われたときは、共通刑は、本刑法第74条に規定する最高刑を越えてはならない。
2. 複数の犯罪のうち、最も重大な犯罪が行われた時既に満18才に達していた場合は、共通刑は、成人に適用すべきものと同等とする。

第76条 既決刑の減輕

1. 非拘束矯正又は懲役刑に処せられた罪を犯した未成年者で、多くの進歩があり、かつ既に刑期の4分の1を服役しているときは、裁判所により刑罰の減輕が考慮される。懲役刑に対してのみ、刑罰は各回4年まで減輕されるが、これを適用するに当たっては、刑期の5分の2の服役を終了しているときに限られる。
2. 非拘束矯正又は懲役刑に処せられた罪を犯した未成年者で、功績をあげた場合又は危険な病気を患った場合には、裁判所は、直ちに刑の減輕を考慮し、刑罰の残余の服役を免除することができる。
3. 財産刑を処せられた罪を犯した未成年者が、自然災害、火災、事故又は病気によって長期にわたり極めて困難な経済状況に陥った場合又は偉大な業績をあげた場合には、裁判所は、検察院長官の提案に基づいて、財産刑の残余支払いの執行の減輕又は免除を決定することができる。

第77条 前科の抹消

1. 罪を犯した未成年者に対する前科の抹消の期限は、本刑法第64条に規定する期限の二分の一とする。
2. 本刑法第70条第1項に規定する司法措置に処せられた罪を犯した未成年者は、前科がなかったものとみなされる。

犯罪

第11章 国家の安全を侵害する罪

第78条 国家反逆罪

1. ベトナム公民が、祖国の独立、主権、統一、領土及びベトナム社会主義共和国の国防軍、社会主義体制又は国家に危害を加える目的で、外国と通謀して行動したときは、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 行為者に多くの酌量すべき情状があるときは、7年以上15年以

下の懲役に処す。

第79条 人民政権破壊罪

人民政権を倒壊させる意図で、活動し、組織を設け又は組織に参加したときは、以下に掲げる刑に処す。

1. 首謀者、教唆者、精力的に活動した者又は重大な被害を惹起した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

第80条 スパイ罪

1. 以下に掲げる行為をした者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) ベトナム社会主義共和国に敵対して、スパイ、破壊活動を指揮する行為又はスパイ、破壊活動の拠点を設ける行為。
 - b) 外国の指導により、スパイ、破壊活動の拠点を設ける行為で、密通、告げ口、隠匿、先導、又は他の行為をして外国人のスパイ、破壊活動を幫助する行為。
 - c) ベトナム社会主義共和国に敵対して国家の秘密を外国に提供する目的で、情報、他の資料を提供又は収集し、外国が使用するための情報、他の資料を収集又は提供する行為。
2. 重大でない犯罪のときは、行為者は5年以上15年以下の懲役に処す。
3. スパイとしての行動に同意したものの、与えられた任務を実行せず、権限ある国家机关に自白し、正直に報告した者は、刑事責任を免除する。

第81条 領土治安の侵害

ベトナム社会主義共和国の領土に被害を及ぼすため、領土への侵入、国境線の不正な変更その他の行為を犯したときは、以下に掲げる刑罰に処す。

1. 首謀者、精力的に活動する者又は重大な被害を惹起した者は、12年以上20年以下の懲役、又は無期懲役に処す。
2. 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

第82条 反乱罪

人民政権に抵抗する目的で、武装活動を指揮し又は組織的な暴力を用いたときは、以下に掲げる刑罰に処す。

1. 首謀者、精力的に活動した者又は重大な被害を惹起した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

第83条 匪賊活動罪

山岳地帯、海上その他接触困難な地域において、武装活動を指揮し、人々を殺害し、財産を略奪又は破壊して、公民の統治を妨害しようと企図した者は、以下に掲げる刑罰に処す。

1. 首謀者、精力的活動する者又は重大な被害を惹起した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

第84条 テロ罪

1. 人民の政権に抵抗し、公務員、公共職員又は公民の生命の侵害を意図する者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 身体的自由又は健康を侵害する罪を犯した者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
3. 生命を侵害する旨脅し、その他の精神威圧行為をした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
4. ベトナム社会主義共和国の国際関係を困難にさせるため、外国人をテロ行為で威嚇した者も、本条に従って刑を科す。

第85条 ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的な基盤を破壊

する行為

1. 政治、安全保障、国防、科学技術、文化、社会的な分野において、ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的な基盤を破壊して人民政権に抵抗しようと意図する者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 重大でない犯罪のときは、その罪を犯した者は5年以上15年以下の懲役に処す。

第86条 社会経済政策の実施を破壊した罪

1. 社会経済政策の実施を揺るがして公民の統治を妨害する者は、7年以上20年以下の懲役に処す。
2. 重大でない犯罪のときは、その罪を犯した者は3年以上7年以下の懲役に処す。

第87条 協和政策を破壊した罪

1. 人民政権に反対する目的で、以下に掲げる行為を犯した者は、5年以上15年以下の刑に科す。
 - a) 異なる人民の階層間又は人民と武装戦力、人民政権、社会組織の間を離間させる。
 - b) 民族間の憎悪、差別、離間を引き起こし、ベトナム諸民族共同体の平等な権利を侵害する。
 - c) 宗教を持つ者と無宗教の者の間、又は信仰を持つ信徒と人民政権、社会組織の間を、離間させる。
 - d) 国際的な協和政策の遂行を破壊する。
2. 重大でない犯罪のときは、その罪を犯した者は2年以上7年以下の刑を科す。

第88条 ベトナム社会主義共和国に敵対する宣伝の罪

1. ベトナム社会主義共和国に敵対して、次に掲げる行為の一をした者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 人民政権を逆宣伝し、侮辱する行為。
 - b) 人民の間に混乱を誘発するために、心理戦争を広げ捏造した情報を流布させる行為。
 - c) ベトナム社会主義共和国に反対な内容を盛り込んだ文書、文化的作品を作成、蓄積、流行する行為。
2. 特に極めて重大な犯罪のときは、その罪を犯した者は10年以上20年以下の懲役に処す。

第89条 治安破壊罪

1. 治安を乱し、公務中の公務員を妨害し、機関、組織の活動を妨害するために、多数の公民を扇動し、関与させ、集合させて国民の統治を妨害する意図を有する者で、本刑法第82条に該当しないときは、5年以上15年以下の懲役に処す。
2. 他の共犯者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第90条 拘束施設破壊罪

1. 人民政権に反対し、拘束施設を破壊し、同施設からの脱走を組織し、被拘束者、被勾引者をすり替え又は拘束施設から脱走した者は、10年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
2. 重大でない犯罪のときは、3年以上10年以下の懲役に処す。

第91条 人民政権に反対する目的で国外逃亡した罪又は国外に滞留した罪

1. 人民政権を反対する目的で、国外に逃亡し又は国外に滞留した者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
2. 首謀者、強要者、教唆者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な犯罪のときは、罪を犯した者は12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。

第92条 補充刑罰

本章に定める罪を犯した者は、1年から5年の間、一連の公民権

を剥奪され、1年以上5年以下の間、保護観察下に置かれ、居住を禁じられ、財産の一部又は全部を没収される。

第12章 人の生命、健康、尊厳及び名誉に対する罪

第93条 殺人

- 以下に掲げる殺人を犯した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
 - 多くの人を殺害した
 - 妊婦と知った上で女性の殺害
 - 幼児の殺害
 - 公務中の人間、又は被害者の公務を理由とした殺害
 - 祖父母、父、母、扶養者、教師の殺害
 - 極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に及んだ直前又は直後における殺人
 - 他の罪を実行又は犯罪隠匿するため
 - 被害者の身体から臓器を摘出するため
 - 残虐に実行したこと
 - 職業で利用した
 - 多数人に死なせることができる方法
 - 殺し屋の雇用又は雇った殺し屋の殺害
 - 暴力的
 - 組織的
 - 危険な再犯
 - 卑劣な動機のため
- 本条第1項に規定されている場合に当たらない罪を犯した場合は、7年以上15年以下の懲役刑に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、職務分担、就職を禁じられ、又は1年以上5年以下の間保護観察の措置を受け、1年以上5年以下の間居住管理若しくは禁止の措置を受けることがある。

第94条 新生児殺害の罪

時代遅れの考え方の影響を強く受け又は客観的に見て特別な境遇において、新生児を殺害し又は遺棄してその新生児を死に至らしめた母親は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第95条 精神を強く刺激された状態における殺人の罪

- 被害者が自己又は近親者に対して行った重大な違法行為に強く刺激されて殺人を犯した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 強く精神を刺激された状態で多くの人を殺害した者は、3年以上7年以下の懲役に処す。

第96条 正当防衛の範囲を超える殺人

- 正当防衛の範囲を超えて殺人を犯した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
- 正当防衛の範囲を超えて多くの人を殺した者は、2年以上5年以下の懲役に処す。

第97条 公務執行中による致死罪

- 公務執行中に法によって認められる場合以外に暴力の使用によって死に至らしめた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 犯罪で多くの人を死に至らしめた場合又はその他の非常に重大な場合には、7年以上15年以下の懲役に処す。
- 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務、職業に就くこと又は他の仕事に就くことを禁じられることがある。

第98条 過失致死罪

- 過失で人を死に至らしめた者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。

- 過失で多くの人を死に至らしめた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第99条 職業又は行政上の規則違反による過失致死罪

- 職業又は行政上の規則違反により過失で他人を死に至らしめた者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
- 犯罪で多くの人を死に至らしめた者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当すること又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第100条 自殺の強要

- 自己が扶養する者を、残酷に扱い、常に脅迫し、虐待し、又は侮辱して、その者に自殺させた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 多くの人を自殺させた者は、5年以上12年以下の懲役に処す。

第101条 自殺の教唆又は幫助罪

- 他人に自殺を教唆又は幫助した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 多くの人を自殺させた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第102条 生命が危険な状況にいる人に対する救助拒否罪

- 他人に生命の危険がある状態を知りつつ、その機会があるにもかかわらず助けなかったことによりその人を死に至らしめた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処せられる。
- 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - 救助しなかった者が、その危険な状況を過失により作り出した者である。
 - 救助しなかった者が、法又は職務によって助けるべき義務を有している者である。
- 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くこと、又は職業や仕事に就くことを禁じられることがある。

第103条 殺害の脅迫罪

- 殺害すると脅迫した者は、脅迫を受けた者がその脅迫が実現されると按ずる根拠があるときは、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
- 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - 多くの人に対する
 - 公務執行中の者に対し又は公務に関連する理由のために被害者となった。
 - 子供に対する
 - 他の犯罪に関与していることを隠蔽し、又はその責任を回避するため。

第104条 故意による傷害又は他人の健康に対する被害

- 故意に他人の健康に傷害又は被害を加え、その傷害率が11パーセント以上30パーセント以下の傷害を引き起こした者、又は11パーセント未満の傷害であっても下記のいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - 凶器又は手段を使って多くの人に被害を負わせたこと
 - 被害者に軽い障害を引き起こしたこと
 - 同一人又は多くの人に対して何度も犯罪を犯した。
 - 児童、妊娠している女性、老人、病弱者、又は自己防衛できない者に対する

- dd) 祖父母、父母、扶養者及び教師に対する
 - e) 組織的である
 - g) 暫定留置中、勾留中又は教育施設に入所中である
 - h) 傷害実行犯を雇用し、又は雇った傷害実行犯を傷害
 - i) 暴力な性質又は危険な犯罪
 - k) 業務上妨害の目的又は被害者の業務を理由として妨害する目的である
2. 他人に傷害率31パーセント以上60パーセント以下の傷害又は健康に害を与え、又は11パーセント以上30パーセント以下の傷害率の傷害であっても本条第1項 a から k までに定める場合に当たるときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 3. 他人に61パーセント以上の傷害率の傷害、健康に対する害を与え若しくは死に至らしめ、又は31パーセント以上60パーセント以下の傷害であっても本条第1項の a から k までに定める場合に当たる罪を犯したときは、5年以上15年以下の懲役に処す。
 4. 罪を犯し、そのため多くの人を死に至らし、又はその他の非常に重大な場合には、10年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。

第105条 精神を激しく刺激されたせいで他人に故意に傷害を加え、又はその者の健康に対する被害を加える罪

1. 被害者が自己又は近親者に対する重大な法違反行為をなしたことに刺激されて、故意に他人を傷害し又はその者の健康に被害を加え、31パーセント以上60パーセント以下の傷害率の傷害又は健康への害を与えた者は、戒告、1年以下の非拘束矯正又は6か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した場合は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 多くの人に対する
 - b) 他人に61パーセント以上の傷害率の傷害、健康への害を加え若しくは死に至らしめた、又はその他の非常に重大な場合

第106条 正当防衛の限界を超えて故意に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪

1. 正当防衛の限界を超えて故意に他人に対し傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を与えた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 多くの被害者に対して罪を犯した者は、1年以上3年以下の懲役に処す。

第107条 公務執行中に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪

1. 公務執行中に、法によって認められる限界を超えて暴力を使用し、他人に対して傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を加えた者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 多くの者に対して罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第108条 過失による他人に傷害又はその者の健康に対する被害を加える罪

1. 過失によって、他人に傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を加えた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第109条 職業又は行政上の規定に違反したため過失によって他人に傷害又は健康への害を加えた罪

1. 職業又は行政上の規定違反によって過失により他人に傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を加えた者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務、又は職業に就くこと若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第110条 他人に対する虐待罪

1. 自己に隷属する者を残酷に扱ったものは、戒告、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 下記のいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 老人、児童、妊娠している女性又は障害者に対する
 - b) 多くの人に対する

第111条 強姦

1. 性交渉を目的として、暴力の使用、暴力の使用をもってする脅迫、被害者が自己防衛できない状態の利用、又はその他の手段を用いた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 以下のいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 罪を犯した者が養育、教育又は治療を行うべき責任を有している者が被害者である
 - c) 多く者が一人を輪姦した
 - d) 累犯
 - e) 近親相姦の性質
 - g) 被害者を妊娠させた
 - h) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた
 - i) 危険な再犯
3. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる場合は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
 - b) 自己がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。
 - c) 被害者を死に至らしめた又は自殺させた。
4. 満16歳以上18歳未満の未成年に対して罪を犯した場合は、5年以上10年以下の懲役に処す。
本条第2項と第3項の規定に当たる場合は、その条項の規定に従い、処罰されなければならない。
5. 罪を犯した者は1年以上5年以下の間、一定の職務、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第112条 児童の強姦罪

1. 満13歳以上16歳未満の児童を強姦した者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
2. 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 近親相姦の性質
 - b) 被害者を妊娠させた。
 - c) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた。
 - d) 自己が養育、教育又は治療を行うべき責任を有している相手が被害者である。
 - dd) 危険な再犯
3. 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) 組織的
 - b) 多くの人が一人を輪姦した。
 - c) 累犯
 - d) 多くの人に対する

- dd) 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
 - e) 自己がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。
 - g) 被害者を死に至らしめ、又は被害者を自殺するに至らせた。
4. 13歳以下の児童と性交渉に及んだときは、児童の強姦犯罪とみなし、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
5. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第113条 性交渉の強要

1. 自己が扶養する者又は著しい苦境にある者に対し、策略を弄してその意思に反して性交渉した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 多数人で被害者に性交渉を強要した。
 - b) 何度も性交渉を強要した。
 - c) 多数人を相手に性交渉を強要した。
 - d) 近親相姦な性質
 - dd) 被害者を妊娠させた。
 - e) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた。
 - g) 危険な再犯
3. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、7年以上18年以下の懲役に処す。
- a) 傷害率60パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
 - b) 自己がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。
 - c) 被害者を死に至らしめ、又は被害者を自殺するに至らせた。
4. 満16歳以上18歳以下の未成年者に性交渉を強要した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、職業又は仕事に就くことを禁じられることがある。

第114条 児童に対する性交渉の強要罪

1. 満13歳以上16歳以下の児童に対して性交渉を強要した者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 近親相姦の性質
 - b) 被害者を妊娠させた。
 - c) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた。
 - d) 危険な犯罪
3. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
- a) 多数人で被害者に性交渉を強要した
 - b) 累犯
 - c) 多数人に対する
 - d) 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
 - dd) 自分がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。
 - e) 被害者を死に至らしめ、又は被害者を自殺するに至らせた。
4. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当すること、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第115条 児童との性交渉罪

1. 満13歳以上16歳以下の児童と性交渉を持った成年者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し以下のいずれかの場合に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 累犯
 - b) 多数人に対する

- c) 近親相姦の性質
 - d) 被害者を妊娠させた
 - dd) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた
3. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
 - b) 自己がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。

第116条 児童に対するわいせつ行為罪

1. 児童に対してわいせつ行為をした成年者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し以下のいずれかの場合に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 犯罪回数が多い
 - b) 多くの児童に対する
 - c) 自己が養育、教育又は治療を行うべき責任を有している児童が被害者である
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯して極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を惹起した場合は、7年以上12年以下の懲役に処す
4. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある

第117条 他人へHIVを感染させた罪

1. 自己がHIV感染者であることを知りつつ、故意に他人に感染させた者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し以下に掲げるいずれかの場合に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 多くの人に対する
 - b) 未成年に対する
 - c) 自己に直接治療をしてくれた医師又は医療専門家に対する
 - d) 被害者が業務執行中又は被害者の業務に関することを理由とする。

第118条 故意によるHIVの他人への感染罪

1. 本法第117条に定める場合を除き、HIVを故意に他人に感染させた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し以下に掲げるいずれかの場合に当たる者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 多くの人に対する
 - c) 未成年者に対する
 - d) 公務執行中、又は被害者の公務に関することを理由とする。
 - dd) 職業濫用
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は特定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第119条 女性の売買罪

1. 女性を売買した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 売春目的の女性売買である。
 - b) 組織的
 - c) 専門的
 - d) 海外へ送る目的
 - dd) 多くの人を売買する。
 - e) 何度にも及ぶ売買
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、保護観察、又は1年以上5年以下の居住禁止に処す

とがある。

第120条 児童の売買、すり替え、又は誘拐

1. いかなる形態であれ、児童の売買、すり替え、又は誘拐を行った者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、5年以上20年以下の懲役又は、無期懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 専門的
 - c) 卑劣な動機のため
 - d) 多くの児童の売買、詐欺的交換、又は誘拐
 - dd) 海外へ送るため
 - e) 非人道的な目的で使用する。
 - g) 売春目的で使用する。
 - h) 危険な再犯
 - i) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金を科し、1年以上5年以下の間、一定の職務担当の禁止、一定の職業又は仕事につくことを禁じることがある。

第121条 他人の侮辱罪

1. 他人の尊厳又は名誉を重大に侵害した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 何回も犯罪した場合
 - b) 多くの人に対する。
 - c) 職務及び権限の濫用
 - d) 業務執行中の人に対する
 - dd) 自分を教育、養育、世話又は治療する者に対する
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当、又は特定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第122条 誹謗罪

1. 他人の名誉を傷つけ、又はその者の合法的な権利、利益を損なうために、虚偽であると知りつつ噂を撒き散らし、又は他人が罪を犯したという噂を捏造し、管轄の当局に告発した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務又は権限の濫用
 - c) 多くの人に対する
 - d) 祖父母、父母、あるいは自分を教育、養育、世話又は治療する人に対する
 - dd) 職務執行中の人に対する
 - e) 極めて重大又は特に極めて重大な犯罪について、他人を誹謗した。
3. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金を科し、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、職業に就くこと、又は一定の仕事に就くことを禁じられることがある。

第13章 公民の民主、自由の権利の侵害罪

第123条 人を違法に逮捕拘束又は監禁する罪

1. 他人の名人を不法に逮捕、拘束、監禁した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務又は権限の濫用
 - c) 職務執行中の人に対する

- d) 何度も罪を犯した。
 - dd) 多くの人に対する
2. 重大な被害を引き起こした犯罪は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

第124条 公民の住居侵入罪

1. 他人の住居を不法に搜索し、他人をその人の住居から不法に追い出し、あるいは住居に関する公民の不可侵の権利を侵害した行為をした者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務又は権限の濫用
 - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当を禁じられることがある。

第125条 他人の秘密又は書信、電話、電信の安全の侵害罪

1. 通信手段及びコンピュータによって送付された手紙、電報、テレックス、ファクシミリ若しくはその他の文書を略奪し、若しくは他人の書信、電話、電報の秘密と安全を侵害した者、又はかかる行為について懲戒処分を受け若しくは行政処分を受けていたにも関わらず罪を犯した者は、戒告、100万ドン以上500万ドン以下の罰金、又は1年以下の非拘束矯正に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務又は権限の濫用
 - c) 何度も罪を犯した。
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金を科せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

第126条 公民の選挙権、被選挙権に対する侵害罪

1. 詐欺、誘惑、強制その他の手段を用いて公民の選挙権及び被選挙権を妨害した者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務又は権限の濫用
 - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

第127条 選挙の結果を誤らせる罪

1. 選挙を組織し、監督する責任を持ちながら、書類の偽造、票の抜き取りその他の手段を用いて選挙結果に誤りを生じさせた者は、2年以下の非拘束矯正、又は6か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

第128条 労働者及び公務員の不正強制解雇罪

自己の利益又はその他の個人的な動機で、労働者及び公務員を不

法に辞めさせて、重大な被害を招いた者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。

第129条 公民の集会、結社の権利、信仰、宗教の権利に対する侵害罪

1. 公民の国家及び人民の利益に合致する集会及び結社の権利、信仰の自由権、宗教、又はいかなる宗教をも信じ若しくは信じない信条と信教の自由を行使するのを妨げ、又はかかる行為について懲戒処分を受け若しくは行政処分を受けていたにも関わらず犯罪を引き起こした者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第130条 女性の平等権の侵害罪

政治、経済、科学、文化、社会活動において女性が参加するのを妨げるために暴力を用い、あるいは重大な行為を働いた者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。

第131条 著作権の侵害罪

1. 下記のいずれか一つの行為によって重大な被害を引き起こした者、本条に定める行為のいずれかについて行政処分を受け又はかかる犯罪について判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらずまた違反を繰り返している者は、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、あるいは2年以下の非拘束矯正に処す。
 - a) 文学、芸術、科学、報道記事、オーディオテープ及びディスク、ビデオテープ又はディスク等の作品の著作権の奪取
 - b) 文学、芸術、科学、報道記事、オーディオテープ及びディスク、ビデオテープ又はディスク等の作品の作者偽装
 - c) 文学、芸術、科学、新聞、テープ、CD、ビデオテープ、DVD等といった作品の不法改変
 - d) 文学、芸術、科学研究、報道記事、オーディオテープ及びディスク、ビデオテープ又はディスクなどと言った作品の不法な発表又は宣伝
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 極めて、重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金を処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第132条 不服申立て及び告発の権利の侵害罪

1. 下記のいずれかの一つの行為を犯した者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 職務又は権限を濫用して、不服申立て若しくは告発、不服申立て若しくは告発の審議・解決、又は不服を申し立てられ若しくは、告発された人に対する対処を妨害すること。
 - b) 不服申立て及び告発を審議し解決する管轄機関の決定を守る責任を持ちながらそれを拒否し、不服申立人及び告発人に損害をもたらすこと。
2. 不服申立人及び告発人に復讐した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくことを禁じられることがある。

第14章 各所有侵害罪

第133条 暴力による財産の奪取罪

1. 財産を奪取するために、暴力の行使、直接の暴力による脅迫、又はその他の行為によって、攻撃された者の抵抗を無力にしようとした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 危険な武器、手段又は手口を使用した。
 - dd) 他人に傷害、又はその者の健康に被害を加え、11パーセント以上30パーセント以下の傷害率の傷害を加えた。
 - e) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産の価値を奪取した。
 - g) 重大な被害を引き起こした。
 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に対して、31パーセント以上60パーセント以下の傷害又は健康被害を加えた。
 - b) 2億ドン以上5億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
 - c) 極めて重大な被害を引き起こした。
 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、18年以上20年以下の懲役、無期懲役、又は死刑に処す。
 - a) 他人に61パーセント以上の傷害率の傷害若しくは健康被害を加え、又は死亡させた。
 - b) 5億ドン以上の価値を持つ財産を奪取した。
 - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
 5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、財産の一部若しくは全部の没収、又は1年以上5年以下の保護観察若しくは居住禁止処分に処すことがある。
- ### 第134条 財産の奪取を目的とした誘拐罪
1. 財産を奪取する目的で他人を人質として誘拐した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 危険な武器、手段又はその他の手口を使用した。
 - dd) 児童に対する
 - e) 多くの人に対する
 - g) 人質として誘拐された人に11パーセント以上30パーセント以下の傷害率の傷害、又は健康被害を加えた。
 - h) 5,000万ドン以上2億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
 - i) 重大な被害を引き起こした。
 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上18年以下の懲役に処す。
 - a) 人質として誘拐された人に、31パーセント以上60パーセント以下の傷害率の傷害又は健康に対する害を加えた。
 - b) 2億ドン以上5億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
 - c) 極めて重大な被害を引き起こした。
 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 人質として誘拐された者に、61パーセント以上の傷害率の傷害又は健康に対する害を加えた。
 - b) 5億ドン以上の価値を持つ財産を奪取した。
 - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
 5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の

罰金、財産の一部若しくは全部の没収、又は1年以上5年以下の保護観察若しくは居住禁止処分に処すことがある。

第135条 脅迫による財産の奪取罪

1. 財産を奪取する目的で、他人に暴力による脅迫その他の手段を用いて精神的に脅威を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 5,000万ドン以上2億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
 - dd) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、又は財産の一部若しくは全部の没収処分に処す。

第136条 財産の強奪罪

1. 他人の財産を強奪した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 危険な策略を用いた。
 - dd) 逃走目的で暴行を引き起こした。
 - e) 他人に傷害又は健康被害を加え、11パーセント以上30パーセント以下の傷害を負わせた。
 - g) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - h) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に傷害率31パーセント以上60パーセント以下の傷害又は健康に対する害を加えた。
 - b) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - c) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 5億ドン以上の価値を持つ財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処すことがある。

第137条 財産を公然奪取する罪

1. 50万ドン以上5,000万ドン未満の価値を持つ他人の財産を公然奪取し若しくは50万ドン未満相当の他人の財産を公然奪取して重大な被害をもたらした者、又は財産の奪取行為について行政処分を受け、若しくは財産奪取罪で有罪判決を受けたにも拘わらず前科の抹消を受けておらず違反を犯した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 逃走目的で暴行を引き起こした。

- b) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - c) 危険な再犯
 - d) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
 5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金に処すことがある。

第138条 財産の窃盗罪

1. 50万ドン以上5,000万ドン未満の価値を持つ他人の財産を盗み若しくは50万ドン未満相当の他人の財産を盗んで重大な被害をもたらした者、又は財産の奪取行為について行政処分を受け、若しくは財産奪取罪で有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらず違反を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 欺瞞で危険な策略を用いた。
 - dd) 逃走目的で暴行を引き起こした。
 - e) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - g) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第139条 詐欺による財産の奪取罪

1. 50万ドン以上5,000万ドン未満相当の他人の財産を詐欺手段によって奪取し若しくは50万ドン未満相当の他人の財産を奪取して重大な被害をもたらした者、又は財産の詐欺行為について行政処分を受け、若しくは財産奪取罪で有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらず犯罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 職務、経験を濫用し、又は機関、組織の名義を濫用した。
 - dd) 欺瞞的手段を用いた。
 - e) 5,000万ドン以上2億ドン未満の財産を奪取した。
 - g) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した場合
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした場合
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。

- a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した場合
- b) 特に極めて重大な被害を引き起こした場合
- 5. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上 1億ドン未満の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当すること、又は職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第140条 信頼の濫用による財産の奪取罪

1. 次のいずれかの行為によって、100万ドン以上5,000万ドン以下相当の他人の財産を略取し、100万ドン以下の他人の財産を略取したが重大な被害をもたらし、又は財産の奪取行為について行政処分を受け若しくは有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらず罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 他人の財産を貸与、借用又は賃貸借し、あるいは、契約によって他人の財産を受け取った後にその財産を略取するために詐欺的な手段を用い又は逃亡した。
 - b) 契約によって他人の財産を貸与、借用又は賃貸借し、その後、不法な目的でその財産を使用し、返還不能となった。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務、権限を濫用し、又は機関若しくは組織の名義を利用した。
 - c) 欺瞞手段を用いた。
 - d) 5,000万ドン以上2億ドン未満の財産を奪取した。
 - dd) 危険な再犯
 - e) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満の財産を奪取した。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当又は一定の職業若しくは仕事につくことを禁じられ、財産の一部又は全部を没収される、ことがある。

第141条 財産の不法所持罪

1. 間違って自分に渡され、自分で見つけ又は拾った500万ドン以上2億ドン未満相当の財産、骨董品、又は歴史的・文化的価値のある物について、持ち主、合法的な管理者及び責任ある機関が法律の定めに従ってその財産の返還を求めているにも関わらず、故意に返還を拒む者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 2億ドン以上の財産、骨董品、又は歴史的・文化的価値のある物を奪取したものは、1年以上5年以下の懲役に処す。

第142条 財産の違法奪取使用罪

1. 自己の利益のために、500万ドン以上の他人の財産を不法に使用して重大な被害を引き起こし、又はその行為について行政処分を受け若しくは、有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けていないまま罪を犯した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 累犯
 - b) 職務・権限の濫用
 - c) 極めて重大な被害を引き起こした。

- d) 危険な再犯
- 3. 特に極めて重大な被害を引き起こした犯罪は3年以上7年以下の懲役に処す。
- 4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職務若しくは仕事につくことを禁じられることがある。

第143条 故意に財産を破壊・破損する罪

1. 他人の財産を故意に破壊し、又は破損し、50万ドン以上5,000万ドン未満相当の損害を引き起こした者、被害は50万ドン以下ではあるが重大な被害を引き起こした者、又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず前科の抹消を受けないまま罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 爆発物や可燃物その他危険な手段を用いた。
 - c) 重大な被害を引き起こした。
 - d) 他の犯罪を隠匿するため。
 - dd) 被害者の公務を理由とする。
 - e) 危険な再犯
 - g) 5,000万ドン以上2億ドン未満の損害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を被害を引き起こした。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第144条 責任不足により国家財産に重大な被害を引き起こした罪

1. 国家財産の管理を直接任務としている者が、その任務不足で国家財産に5,000万ドン以上2億ドン未満相当の紛失、破損、浪費、損失を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 2億ドン以上5億ドン未満相当の国家財産に被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 5億ドン以上国家財産に被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、国家財産を管理する職務につくことを禁じられることがある。

第145条 過失により財産に重大な被害を引き起こした罪

1. 過失により他人の財産に5,000万ドン以上5億ドン未満相当の被害を引き起こした者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 他人の財産に5億ドン以上の損失を引き起こした者は、1年以上3年以下の懲役に処す。

第15章 婚姻及び家族制度に対する侵害罪

第146条 強制結婚又は自主的・進歩的婚姻の妨害罪

本人の意思に反して強制的に他人を結婚させた者、迫害、虐待、精神的脅迫、物質強要その他の手段で、他人が婚姻関係に入ること若しくは自主的かつ進歩的な婚姻関係を維持することを妨げた者、又はそ

の行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

第147条 一夫一婦制度の違反

1. 妻、夫がいるのに、他人と夫若しくは妻として結婚若しくは同居している者、相手に夫、妻がいることを知りつつ結婚若しくは同居し重大な被害を引き起こした未婚者、又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、戒告、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 裁判により既に結婚を解消し、又は夫と妻としての同居の終了を裁判所が決定したにも関わらずかかる一夫一婦、制度に違反して関係を維持しつづけている者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

第148条 早婚組織罪、早婚の罪

下記のいずれかの犯罪を犯し又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

- a) 結婚年齢になっていない人達に結婚させる。
- b) 裁判所の結婚解消決定があったにも関わらず、結婚年齢になっていない者との違法な関係を故意に維持している。

第149条 違法婚姻の登録罪

1. 婚姻の登録に責任を持ち、かつ申請者に婚姻の資格がないことを明確に知りつつ登録を受理し、かかる行為について懲罰を受けているにも関わらず違反した者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくことを禁じられることがある。

第150条 近親相姦

直系の血族、同じ両親を持つ兄弟姉妹、異母兄弟姉妹、又は異父兄弟姉妹と性的関係を持った者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。

第151条 祖父母、父母、配偶者、子、孫、又は養父母に対する虐待又は迫害

自分を養ってくれた祖父母、父母、配偶者、子、孫、若しくは養父母に対して虐待若しくは迫害して重大な被害を引き起こした者、又はその行為について行政処分を受けているにも関わらず違反した者は、戒告、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

第152条 扶養義務の拒否又は怠慢

法の定めにより扶養する義務がある人に対して給養を義務付けられた者、実際に扶養を実行する可能性があったにも関わらず故意にその義務を拒否又は怠慢し重大な被害を引き起こした者、又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第16章 経済管理秩序に対する侵害罪

第153条 密輸

1. 下記のいずれかの場合において不法な越境取引を行った者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 1億ドン以上3億ドン未満相当の商品、ベトナム通貨、外貨、貴金属、宝石、又は1億ドン未満相当であるが本条若しくはこの刑法154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受けた者、若しくはこの刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233

条、236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合でも、これらの違反について既に制裁を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反を繰り返している者

- b) 歴史的、文化的な物品
 - c) 大量取引を禁じられているもの、又は本条若しくはこの刑法154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受けた者、若しくはこの刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合でも、これらの違反について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職業的な性質
 - c) 危険な再犯
 - d) 違反物が3億ドン以上5億ドン未満の価値がある。
 - dd) 禁止品目が非常に大量である。
 - e) 不正利益を得た。
 - g) 戦争、自然災害、伝染病、その他特別な困難状況を利用した。
 - h) 職務、権限を濫用した。
 - i) 機関、組織の名義を利用した。
 - k) 累犯
 - l) 重大な被害を引き起こした。
 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 犯罪物品が5億ドン以上10億ドン未満の価値がある。
 - b) 禁止品目が極めて大量である。
 - c) 巨額の不正利益を得た。
 - d) 極めて重大な被害を引き起こした。
 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) 違反物品が10億ドン以上の価値がある。
 - b) 極めて巨額の不正利益を取った。
 - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
 5. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第154条 物品、通貨の違法越境運送罪

1. 下記のいずれかの品目について違法な越境運送を行った者は、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 1億ドン以上3億ドン未満相当の商品、ベトナム通貨、外貨、貴金属、及び宝石の取引、又は1億ドン未満相当であるが本条若しくはこの刑法153条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受けた、若しくはこの刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合でも、これらの違反について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者
 - b) 歴史的又は文化的物品で、行政処分を受けたにも関わらず違反をした者
 - c) 大量製品を禁じられているもの、又は本条若しくはこの刑法153条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定められた行為について既に行政処分を受け、若しくはこの刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合で

- も、これらの違反について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらずまた違反をした者
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - 違法物品が3億ドン以上5億ドン未満相当の価値がある。
 - 非常に大量の禁制品である。
 - 職務、権限を濫用した。
 - 機関、組織の名義を濫用した。
 - 累犯
 - 危険な再犯
 - 5億ドン以上の違反物品、又は禁止された物品が極めて大量の場合は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

155条 禁制品を生産、貯蔵、輸送、販売した 罪

- 国が営業を禁止している物品を生産、貯蔵、輸送、販売した者で、その商品が大量であり、不正に大きな利益を得、又は本条若しくはこの刑法第153、154、156、157、158、159及び161条に規定された行為について既に行政処分を受け若しくは既に判決を受けたことがあり、前歴が抹消されておらず、さらに、それがこの刑法第193、194、195、196、230、232、233、236及び238条の規定に該当しない場合は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上5年以下の懲役刑に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役刑に処す。
 - 組織的である。
 - 職務、権限を濫用した。
 - 機関、組織の名義を濫用した。
 - 専門性を持つ。
 - 違法物品の量が大量である、あるいは、不正に得た利益が非常に大きい。
 - 危険な累犯である。
- 違法物品の量が極めて大量であり、又は不正に得た利益が極めて大きい場合は、8年以上15年以下の懲役刑に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられ、又は1年以上5年以下の間、一定の職務を担当することを禁止され、若しくは一定の職業若しくは仕事に就くことを禁止されることがある。

第156条 偽造品の製造、売買

- 3,000万ドン以上1億5,000ドン未満相当製品の偽造品を製造、売買した者、又は3,000万ドン未満であるが重大な被害を引き起こした者、若しくは本条、この刑法153条、154条、155条、157条、158条、159条及び161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受け、若しくはこれらの行為について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職業的な性質
 - 危険な再犯
 - 職務、権限濫用
 - 機関、組織の名義を利用した。
 - 1億5,000万ドン以上5億ドン未満相当な価値のある物の偽造品
 - 巨額の不正利益を得た。
 - 極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。

- 5億ドン以上に相当する物の偽造品である。
 - 非常に巨額又は極めて巨額な不正利益を得た。
 - 特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第157条 食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造及び取引罪

- 食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造、売買を行った者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職業的な性質
 - 危険な再犯
 - 職務、権限の濫用
 - 機関、組織の名義を利用した。
 - 極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした場合は、罪を犯した者は12年以上20年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、20年の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第158条 動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造及び取引罪

- 動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造、売買を大量に行った者、その製造、売買を行い重大な被害を引き起こした者、又は本条若しくはこの刑法153条、154条、155条、157条、159条及び161条のいずれかに定められた行為について行政的に制裁を受けて、若しくはこれらの行為について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職務、権限の濫用
 - 機関、組織の名義を利用した。
 - 非常に大量の偽造品である。
 - 危険な再犯
 - 極めて重大な被害を引き起こした。
- 極めて大量の偽造品を製造した者、又は非常に重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第159条 違法経営罪

- 経営登録を怠り、登録した内容に反して、又は法律が規定する許認可なしに、下記の一の罪を犯した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正に処す。
 - この行為について既に行政処分を受け、又はこの刑法第153条、154条、155条、156条、157条、158条、

160条、161条、164条、193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条のいずれかに定められた行為について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者

- b) 1億ドン以上3億ドン未満に相当する違法物品である。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3か月以上2年以下の懲役に処す。
- a) 機関、組織の名義を濫用した。
 - b) 実在しない組織を偽った。
 - c) 3億ドン以上の違法物品である。
 - d) 巨額の不正利益を得た。
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第160条 投機罪

1. 自然災害、伝染病、戦時中に、物品の不足を利用し、又は物品の不足を煽り立て、不正利得を得るために販売する目的で大量の物品を買い占め、重大な被害を引き起こした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 職務、権限の利用
 - c) 機関、組織の名義の利用
 - d) 投機物品が非常に大量な数である。
 - dd) 非常に巨額の不正利得を得た。
 - e) 極めて重大な被害を引き起こした。
 - g) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、8年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 投機対象が極めて大量の物品である場合
 - b) 極めて巨額の不正利得を得た場合
 - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした場合
4. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第161条 脱税罪

1. 5,000万ドン以上1億5,000万ドン未満相当の脱税を行い、又はその行為について既に行政処分を受け若しくはこの刑法第153条、154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条、164条、193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条のいずれかに定められた行為について有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず再度違反をした者は、脱税額の1倍以上5倍以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑に処す。
2. 1億5,000万ドン以上5億ドン未満相当の脱税を行い、又はこの罪を再度犯した者は、脱税額の1倍以上5倍以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
3. 5億ドン以上脱税を行い、又は他の特に極めて重大な場合には、罪を犯した者は2年以上7年以下の懲役に処す。
4. 脱税者は、さらに、脱税額の1倍以上3倍以下の罰金に処すことがある。

第162条 顧客に対する詐欺罪

1. 物品の売買において重量、寸法、計算の不正、若しくは詐欺的な交換その他詐欺的な手段を用いて顧客に重大な損害を引き起こした者、又はかかる行為について既に行政処分若しくは判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず罪を繰り返して

- いる者は、戒告、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. かかる行為が累犯であり又は巨額の不正利得を得た場合には、罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第163条 高利金融罪

1. 法定最大金利を超える金利で搾取的な金融を行った者は、利息額の1倍以上10倍以下の罰金又は1年以下の非拘束矯正刑に処す。
2. 巨額の不正利益を得た者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、不正利益の1倍以上5倍以下の罰金、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第164条 切手の偽造、切符の偽造、偽造切手の売買、偽造切符の売買罪

1. あらゆる種類の偽造切手、偽造切符を大量に売買した者、又はその行為について既に行政処分若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 職務、権限の濫用
 - c) 非常に巨額の不正利得を得た
 - d) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第165条 経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害を引き起こした罪

1. 自己の職務、職務を濫用して、経済管理に関する国家規則を故意に侵犯し、1億ドン以上3億ドン未満の被害を引き起こし、又は被害が1億ドン未満であってもその行為について既に処分を受けたにも関わらず違反を繰り返して重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 利得的又はその他の個人的な動機による
 - b) 組織的
 - c) 欺瞞手段を使用した。
 - d) 3億ドン以上10億ドン未満の被害を引き起こし、又はその他極めて重大な被害を引き起こした。
3. 10億ドン以上の被害、又はその他の特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、財産の一部又は全部を没収され、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第166条 不法な基金の設立罪

1. 役職や権限を利用して、5,000万ドン以上2億ドン未満相当の不法な基金を作り、その基金を使用して重大な被害を引き起こし、又は、その行為について懲罰若しくは行政処分を受けたにも関わらず違反をした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 検査を逃れるために欺瞞手段を用いた。
 - b) 他の犯罪を行うため。
 - c) 不法基金の額が2億ドンから5億ドン未満である。

- d) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 不法基金が5億ドン以上10億ドン未満の価値がある。
- b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
4. 不法基金に10億ドン以上の価値があるときは、8年以上15年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられ、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

第167条 経済管理についての虚偽報告罪

1. 利得的あるいはその他の個人的な動機の目的のために、データや文書について明らかに不実な虚偽の報告を当該機関に行い、国家の社会・経済計画の立案及び遂行に重大な被害をもたらした者、又は、その行為に対して既に行政処分を受け若しくはその違反について既に有罪判決を受けまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、1年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第168条 虚偽の広告罪

1. 物品、サービスについて虚偽の宣伝を行い重大な被害を引き起こし、又は、その行為について既に行政処分を受け若しくはその違反について既に有罪判決を受けまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第169条 救助資金、救助物品の分配規定に対する故意の違反罪

1. 職務や権限を濫用して、救助資金及び救助物資の分配規定に故意に違反し、重大な被害を引き起こした者は、戒告、2年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
- b) 累犯
- c) 極めて重大、又は特に極めて重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

第170条 工業所有権保護証書発給に関する規定違反罪

1. 工業所有権保護証書を発給する権限を持ちながら、保護証書認可に関する法規定に違反し、既に懲罰され又は行政処分を受けたにも関わらず、違反を繰り返し、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
- b) 累犯
- c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当を禁じられることがある。

第171条 工業所有権の侵害罪

1. 経営目的で、発明、実用新案、工業意匠、商標、屋号、原産地表示、及びベトナムで保護されているその他の工業所有権対象を奪取又は不法に使用し、その行為について既に懲罰若しくは行政処

分を受け、又はその違反に関して有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
- b) 累犯
- c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、又は1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第172条 資源研究、探査、開発に関する規定違反罪

1. 資源の研究、探査、開発に関する国家规定に違反し、その行為をベトナムの陸上、島嶼部、内陸水系、領海、排他的経済地域、大陸棚、領空において、許可なく又は許可内容に違反して、かかる活動を行い、重大な被害を引き起こした者は、戒告、5,000万ドン以上10億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、5,000万ドン以上5億ドン以下の罰金に処せられることがある。

第173条 土地使用規定違反罪

1. 土地管理及び土地使用利用に関する国家规定に違反して土地を取得・占拠し、若しくは土地使用権を移転し若しくは土地を使用し、重大な被害を引き起こした者、又はその行為について既に行政処分若しくは有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
- b) 累犯
- c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

第174条 土地管理規定違反罪

1. 職務又は権限を利用又は濫用して、不法に土地の割り当て、返還、賃貸、使用権の移転、土地使用の変更を行い、その行為について既に処分を受けたにも関わらず違反をした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 土地面積が大きい、又は土地価格が大きい
- b) 重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第175条 森林開発及び森林保護に関する規定違反罪

1. 下記のいずれかの違反に対して、重大な被害を引き起こし、又はその行為について既に行政処分を受け若しくはその違反について既に有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにもかかわらず違反を繰り返した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

- a) 法に違反する森林開発行為、又は森林開発と保護について国の規定に違反するその他の行為があり、この刑法第189条に定める場合に該当しない場合
 - b) 不法に木材を輸送、売買し、この刑法第153条及び第154条に該当しない場合
2. 極めて重大な又は特に極めて重大なときは、2年以上10年以下の懲役に処す。
 3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第176条 森林管理規定違反罪

1. 職務又は権限を利用又は濫用して、下記のいずれかの行為を行い重大な被害を引き起こし、又はその行為について既に処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 不法に森林、植林地の割当て、返還を行った
 - b) 不法に森林、植林地の使用権移転を許可した
 - c) 不法に森林製品の開発又は輸送を許可した
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 極めて重大な被害を引き起こした
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の役職につくことを禁じられることがある。

第177条 電力供給規定違反罪

1. 責任を持つ者で下記の一の行為をなし重大な被害を引き起こし、又はその行為について既に処分若しくは行政処分を受け、若しくは有罪判決を受けたにも関わらず、前科の抹消を受けておらず違反をした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 理由なく、又は規定による通告なしに電力供給を切った。
 - b) 根拠なく電力供給を拒否した。
 - c) 正当な理由なく電力事故の処理を遅延した。
2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第178条 金融組織の条例資金補充基金の不法使用罪

1. 責任を持つ者で、配当金分配のための条例資本補充準備金を使用して重大な被害を引き起こし、又はかかる行為について既に処分あるいは行政的に制裁を受け若しくはかかる違反について既に有罪判決を受けて前科の抹消を受けていないのにも関わらず、違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上5億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第179条 金融組織の活動における貸付け規則違反罪

1. 金融組織で勤務している者で、下記のいずれかの行為において、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は1年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 法律の規定に反して無担保の貸付けを行った。
 - b) 定められた金額を超えて貸付けを行った。

- c) その他金融銀行の貸付業務に関する法律の規定に違反した。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
 4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、金融活動に関する一定の職務の担当、又は一定の職務若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第180条 偽造通貨、偽造為替手形、偽造公債債券の製造、保管、輸送、流通罪

1. 偽造通貨、偽造為替手形、偽造公債債券を製造、保管、輸送、流通した者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

第181条 偽造小切手、その他の偽造有価文書の製造、保管、輸送、流通罪

1. 偽造小切手及びその他の偽造有価文書を製造、保管、輸送、流通した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

第17章 環境関連犯罪

第182条 大気汚染を引き起こした罪

1. 許容基準を超えた量の煙、埃、毒物、又は許容基準を超えた電磁波、放射線、その他有害因子を大気中に放出したことにより既に行政処分を受けたにも関わらず、管轄機関の決定に沿った改善措置を故意にとらず、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第183条 水源汚染を引き起こした罪

1. 許容基準を超える石油、毒性化学物質、放射性物質、廃棄物、毒性を持ち疫病の原因となる動物の残骸、植物、細菌、微小細菌、寄生虫、又は他の有害因子を水源に排出したために行政処分を受けたにも関わらず、管轄機関の決定に沿った改善措置を故意にとらず、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以

下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第184条 土壌汚染を引き起こした罪

1. 基準を超えた有害物質を土地に埋没又は廃棄したために行政処分を受けたにも関わらず、管轄機関の決定に沿った改善措置を故意にとらず、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. かかる罪を犯し、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第185条 環境保護基準に合致しない技術、機械類、設備、スクラップ、又は他の物質の輸入罪

1. 環境保護基準に合致しない技術、機械類、機器、生物学的製剤、化学製剤、危険物質、放射性物質、廃棄物質を輸入した者、又はその輸入を許可して行政処分を受けたにも関わらず、同様の行為を続け、深刻な被害をもたらした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. かかる罪を犯し、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第186条 危険な疫病を人間に拡散する罪

1. 以下に示すような他者への危険な疫病の拡散行為の一つを犯したときは、その当事者は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 危険な疫病を人間に拡散する可能性のある動植物、動物性物質、植物性物質その他の物質を疫病地域から持ち出すこと
 - b) 疾病感染しており、又は人間への拡散の可能性のある危険な病原体を宿している動植物や動物性・植物性物質をベトナム国内へ持ち込むこと、又は持ち込みを許可すること
 - c) その他人間に危険な疾病を拡散する行為
2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第187条 危険な疫病を動物、植物へ拡散する罪

1. 以下に示すような動植物への危険な疫病の拡散行為を行い重大な被害を引き起こした者、又は既に行政処分を受けているが未だ刑法上の処罰を受けていない者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 疾病感染しており、又は危険な病原体を宿している動植物や動物性・植物性物質を流通制限区域に持ち込み、又はそこから持ち出すこと
 - b) 検疫対象の動植物や動物性・植物性物質を、検疫に関する法律の規定を実施することなく、ベトナム国内へ持ち込み、又は持ち込みを許可すること
 - c) その他動植物に危険な疾病を拡散する行為

2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第188条 水産資源の破壊罪

1. 下記に示すような状況において水産資源の保護に関する諸規定に違反して重大な被害を引き起こし、又はすでにその行為に対する行政処分若しくはその罪に対する有罪判決を受けまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 毒物、爆発物、その他の化学物質、電流、その他禁止され又は水産資源を破壊する水産資源開発方法や漁具を使用したとき
 - b) 幾つかの種の産卵期その他法律で禁じられている期間に制限区域において水産物を開拓したとき
 - c) 政府の規定において禁止されている貴重種を開拓したとき
 - d) 政府の規定において禁止されている貴重種の生息地を破壊したとき
 - dd) 水産資源の保護に関するその他の諸規定に違反したとき
2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、又は2年以上5年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第189条 森林破壊罪

1. 森林を不法に燃やして破壊若しくはその他森林破壊行為をなし重大な被害を引き起こした者、又はその行為に対し既に行政処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務、権限を濫用し又は機関、組織の名義を利用した。
 - c) 広大な範囲に渡る森林の面積を破壊した。
 - d) 政府が規定するリストにある貴重な植物の種類を伐採、破壊した。
 - dd) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる犯罪者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 極めて広大な範囲の森林を絶滅させた
 - b) 保安林、その他特別な森林を絶滅させた
 - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第190条 希少野生動物の保護に関する規定違反の罪

1. 政府の規定において禁止対象となっている希少野生動物を不法に狩猟、捕獲、殺戮、運搬、売買した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 職務、権限の濫用
 - c) 禁止されている狩猟、捕獲の道具を使用した。
 - d) 禁止されている区域、又は期間における狩猟、捕獲

- dd) 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第191条 自然保護区に関する特別保護制度違反の罪

1. 国家による特別保護下にある自然保護区、国立公園、自然の遺跡その他自然区域の利用又は開発に関する制度に違反し、その行為に対し既に行政処分されたにも関わらず、違反を繰り返して重大な被害を引き起こした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こしたときは、2年以上5年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

18章 麻薬関連犯罪

第192条 ケシ又はその他の薬物物質を含む植物の栽培罪

1. ケシ、コカ、マリファナその他麻薬物質を含む植物を栽培し、既に何度も教育を受け、既に生活安定の諸条件を与えられ、既にそのような行為に対して行政処分を受けたにも関わらず、違反を繰り返した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
b) 累犯
3. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第193条 不法な麻薬物質の生成罪

1. どんな形式であろうと麻薬物質を不法に生成した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
b) 累犯
c) 職務、権限の濫用
d) 機関、組織の名義の不正使用
- dd) 500グラム以上1キログラム未満のケシ樹脂、マリファナ樹脂、コカ結晶
- e) 5グラム以上30グラム未満のヘロイン又はコカイン
- g) 20グラム以上100グラム未満のその他の固形麻薬物質
- h) 100ミリリットル以上250ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
- i) 2種類若しくはそれ以上の種類の麻薬物質を含み、その総量が、本条第2項の dd から h のいずれかで規定されている麻薬量に相当
- k) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 職業的
- b) 1キログラム以上5キログラム未満のケシ樹脂、マリファナ樹脂、コカ結晶
- c) 30グラム以上100グラム未満のヘロイン若しくはコカイン
- d) 100グラム以上300グラム未満のその他の固形麻薬物質
- dd) 250ミリリットル以上750ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
- e) 2種類以上の麻薬物質を含み、その総量が、本条第3項の b

- から dd のいずれかで規定されている麻薬量に相当
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
- a) 5キログラム以上のケシ樹脂、マリファナ樹脂、コカ結晶
- b) 100グラム以上のヘロイン若しくはコカイン
- c) 300グラム以上の他の固形麻薬物質
- d) 750ミリリットル以上その他の液体麻薬物質
- dd) 2種類以上の麻薬物質を含み、その総量が、本条第4項の a から d までのいずれかで規定されている麻薬量に相当
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5億ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第194条 麻薬物質の不法な保管、運搬、売買又は奪取罪

1. 麻薬物質を不法に保管、運搬、売買若しくは奪取した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
b) 累犯
c) 職務、権限の濫用
d) 機関、組織の名義の濫用
dd) 国境を越えて運搬し売買
e) 犯罪に子供を使用し又は麻薬を子供に売却
- g) 500グラム以上1キログラム未満のアヘン樹脂、マリファナ樹脂又はコカ結晶
- h) 5グラム以上30グラム未満のヘロイン又はコカイン
- i) 10キログラム以上25キログラム未満のマリファナの葉、花若しくは実、又はコカインの葉
- k) 50キログラム以上200キログラム未満の乾燥アヘン
- l) 10キログラム以上50キログラム未満の生アヘン
- m) 20グラム以上100グラム未満のその他の固形麻薬物質
- n) 100ミリリットル以上250ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
- o) 2種類又はそれ以上の種類の麻薬物質を含み、その総量が、本条第2項のいずれか一つの項目で規定されている麻薬量に等しい
- p) 危険な累犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 1キログラム以上5キログラム未満のアヘン樹脂、マリファナ樹脂又はコカ結晶
- b) 30グラム以上100グラム未満のヘロイン又はコカイン
- c) 25キログラム以上75キログラム未満のマリファナの葉、花若しくは実、又はコカイン
- d) 200キログラム以上600キログラム未満の乾燥アヘン
- dd) 50キログラム以上150キログラム未満の生アヘン
- e) 100グラム以上300グラム未満のその他の固形麻薬物質
- g) 200ミリリットル以上750ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
- h) 2種類以上の麻薬物質を含み、その総量が、本条第3項の a から g までに規定されている麻薬量に等しい場合
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、終身刑又は死刑に処す。
- a) 5キログラム以上のアヘン樹脂、マリファナ樹脂又はコカ結晶
- b) 100グラム以上のヘロイン又はコカイン
- c) 75キログラム以上のマリファナの葉、花若しくは実、又はコカインの葉が関連した場合
- d) 600キログラム以上の乾燥アヘン

- dd) 150キログラム以上の生アヘン
 - e) 300グラム以上のその他の固形麻薬物質
 - g) 750ミリリットル以上のその他の液体麻薬物質が関連した場合
 - h) 2種類以上の麻薬物質を含み、その総量が、本条第4項のいずれか一つの項目で規定されている麻薬量に等しい場合
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5億ドン以下の罰金に処せられ、本人の財産の一部又は全部を没収し、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第195条 麻薬物質の不法精製に使用する原料の備蓄、運搬、売買又は略奪罪

1. 麻薬物質の不法精製に使用する原料を備蓄、運搬、売買又は略奪した者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上13年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 職務や権限の濫用
 - d) 機関、組織の名義を不正使用
 - dd) 200グラム以上500グラム未満の原料
 - e) 国境を越えて運搬、売買
 - g) 危険な再犯
3. 500グラム以上1,200グラム未満の原料の場合には、罪を犯した者は、13年以上20年以下の懲役に処す。
4. 1,200グラム以上の原料の場合には、罪を犯した者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第196条 麻薬物質の不法生産若しくは不法使用に関連する手段や道具の製造、保管、運搬及び売買の罪

1. 麻薬物質の不法生産又は不法使用に関連し、その手段や道具を製造、保管、運搬、売買した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 職務、権限を濫用
 - d) 機関、組織の名義を不正使用
 - dd) 違法物品の量が多い
 - e) 国境を越えて運搬、売買
 - g) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第197条 麻薬物質の組織的不法使用罪

1. どのような形式であれ麻薬物質を組織的に不法使用した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 累犯
 - b) 多くの人に対する
 - c) 満13歳以上の未成年者に対する
 - d) 妊娠を認知している女性に対する
 - dd) 麻薬中毒を治療中の者に対する

- e) 傷害率31パーセントから60パーセントの健康に対する害を他人に加えた。
 - g) 他人に対し危険な病気を引き起こした。
 - h) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 傷害率61パーセント以上の健康に対する害を他人に加えた。
 - b) 他の多くの人に対しての傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康に対する害を加えた。
 - c) 多くの人に対し危険な病気を引き起こした。
 - d) 13歳以下の児童に対する
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
- a) 多くの人に対して傷害率61パーセント以上の健康に対する害を加えた。
 - b) 多くの人を死に至らしめ、又は他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、5,000万ドン以上5億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、又は1年以上5年以下の間、保護観察若しくは居住禁止の処分を受けることがある。

第198条 麻薬物質不法使用の隠匿罪

1. 麻薬物質の不法使用を隠匿するためにその場所を賃貸し、又はその他の犯罪行為をなした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 職務、権限を濫用した。
 - b) 累犯
 - c) 児童に対する
 - d) 多くの人に対する
 - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

第199条 麻薬物質の不正使用罪

1. どのような形式であれ麻薬を不法に使用し、既に何度も教育を受け、既に治療施設への強制入所措置による行政処分を受けたにも関わらず、不法に麻薬物質を使用し続けている者は、3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条に定める犯罪の再犯については、その当事者は2年以上5年以下の懲役に処す。

第200条 麻薬物質の不法使用を他人に強制、誘惑する罪

1. 麻薬物質の不法使用を他者に強制し又は、誘惑した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 卑劣な動機
 - d) 満13歳以上の未成年者に対する
 - dd) 妊娠を認知している女性に対する
 - e) 多くの人に対する
 - g) 麻薬中毒を治療中の者に対する
 - h) 他人に対して傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康に対する害を加えた。
 - i) 他人に危険な病気を引き起こした。
 - k) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。

- a) 他人に対して傷害率61パーセント以上の健康に対する害を加え、又は死に至らしめた。
 - b) 多くの人に危険な病気を引き起こした。
 - c) 13歳以下の児童に対する
4. 多くの人を死に至らしめ、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられることがある。

第201条 覚せい剤その他の麻薬物質の管理、使用に関する規則違反の罪

1. 常習性の薬物その他の麻薬物質の輸出、輸入、売買、運搬、保存、物流、配給、使用に責任を有し、それらの物質の管理、使用に関する規定に違反した者は、500万ドン以上1億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な被害を引き起こしたときは、12年以上20年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こしたときは、懲役20年又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

19章 公衆の治安、公衆の秩序侵害罪

第202条 道路交通手段の運転に関する規則違反の罪

1. 道路交通手段を運転し、道路交通安全に関する規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 規定に従った運転許可書、運転免許書を持っていない。
 - b) 酒その他の強度な向精神物質の使用によって麻痺状態にある。
 - c) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走し又は被害者の救助を故意に助けない。
 - d) 交通運転中の者、又は交通案内中の者の合図に執行しない。
 - dd) 極めて重大な被害を引き起こした
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 道路交通安全に関する規定に違反し、適時に被害抑止措置をとらず、特に極めて重大な被害を起した者は、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第203条 道路交通妨害罪

1. 下記の一に当たる道路交通妨害行為で他者の命、又は健康、財産に重大な被害を引き起こした者は500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は、3か月以上3年以下の懲役に処す。
- a) 道路の不法な掘削、穿孔、切断
 - b) 道路交通を妨害する障害物の不法放置
 - c) 交通信号、交通安全設備を不法に分解し、転移し、間違わせ、遮蔽し、又は破壊した。

- d) 道路、中央分離帯のある道路への不法な交差点道路設置
 - dd) 舗道、路面の占拠、占用
 - e) 道路を保護する路肩の占拠、
 - g) 道路工事中の交通安全確保に関する規定の違反
 - h) その他の道路交通妨害行為
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 峠、坂、又は危険な道路
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を実際に引き起こすと考えられる犯罪は、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正又は、3か月以上1年以下の懲役に処す。

第204条 安全について保証できない道路交通に安全保護を満たさない乗り物を使用する罪

1. 路上車両の手配、又は技術状態に関して直接の責任を有し、技術安全保護を満たさないことが明らかな乗り物について、その使用を許可し生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 違反により特に極めて重大な被害を引き起こしたときは、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは一定の仕事に就くことを禁じられることがある。

第205条 各種道路交通手段の運転のための条件を満たさない者に運転させる罪

1. 運転許可証若しくは運転免許証を持っていない者、又はその他道路交通運転に関する法律で規定されている諸条件を完全に満たすことのない者に運転を委任若しくは分担させることにより生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は、一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第206条 不法な暴走族の組織

1. 四輪車、二輪車その他のエンジン付き乗り物による暴走を不法に組織した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 大規模な暴走を組織した。
 - b) 賭け事の組織
 - c) 交通安全秩序の責任者、又は不法暴走を解散させる責任者に対する反抗の組織
 - d) 人口密集地域での暴走の組織
 - dd) 暴走使用車両の安全装置の分解
 - e) 生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした。
 - g) 該当罪又は不法暴走の再犯

3. 危険な再犯を引き起こし、又は極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こしたものは、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金刑に処すことがある。

第207条 不法暴走罪

1. 車、オートバイ又はその他のエンジン付き乗り物による不法な暴走をし、その行為に対して既に行政処分を受け、又はその行為に対し既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、なお違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 他人の生命への被害、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした。
 - b) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走し、又は被害者の救助を故意に怠った。
 - c) 賭け事への参加
 - d) 交通安全秩序、又は暴走競争を解散させる責任者に反抗する。
 - dd) 人口密集地域での暴走
 - e) 暴走使用安全装置の分解
 - g) 該当罪の再犯又は暴走組織罪
3. 危険な再犯、又は極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第208条 鉄道交通手段の運行に関する規則違反の罪

1. 鉄道交通手段車両の運行に当たる者が、鉄道交通の安全に関する諸規定に違反して生命へ被害を及ぼし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした場合は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 与えられた任務に応じた専門に対する許可証、免許、あるいは資格を保持しなかった。
 - b) 規定の濃度を超えた酒、ビールを飲用し、又はその他の強力な刺激性物質を用いたことにより酩酊状態にあった。
 - c) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走し、又は事故の被害者の救助を故意に怠った。
 - d) 指揮者、若しくは鉄道交通の運行や秩序、安全の維持を管轄する者の指示に従わなかった。
 - dd) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ、特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった場合には、罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は、一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第209条 鉄道交通妨害罪

1. 以下のいずれかの鉄道交通妨害行為を行うことで生命へ被害を及ぼし若しくは他者の健康、財産に重大な被害を起した者、又は他者の健康、財産に重大な被害を加えて既に行政処分を受け若し

- くは既に有罪判決を言い渡されてまだ前科の抹消を受けず違反をした者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 線路上への障害物の放置
 - b) 線路、枕木の撤去
 - c) 線路床の不法な掘削、穿孔、切断、又は線路を横切る道路の不法な設置
 - d) 鉄道交通建造物のシールド信号や掲示板、標識柱などへの損傷、変更、遮蔽
 - dd) 規定に違反して動物に線路上を横切らせ、動物の管理者なくしてその動物に荷車を牽引させること
 - e) 自製鉄道車両、使用を禁じられている車両を不法に線路上で運転すること
 - g) 鉄道交通建造物の安全を確保するために設けられている制限区域を不法に占有、占拠すること
 - h) その他の鉄道交通妨害行為
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 4. 適時に阻止しなければ、特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった場合には、罪を犯した者は、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第210条 安全を満たさない鉄道交通手段車両の使用罪

1. 鉄道交通手段車両の技術状態に関して直接の責任を有し、安全を確保できないことが明らかな鉄道交通手段車両について、その使用を許可し他者の生命に被害を引き起こし若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こし、又はその行為に対し既に処罰を受けながらも違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは一定の仕事をするを禁じられることがある。

第211条 条件を満たさない者への鉄道交通手段車両の運転委任若しくは手配の罪

1. 運転許可証、運転免許証を持たず、又は法律で規定される諸条件を満たさない者に鉄道交通手段車両の指揮、運行を委任し又はその者と指揮、運行を分担して、生命に被害を引き起こし若しくは他者の健康、財産に重大な損害を加え、又はその行為に対し既に処分は受けながら違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは一定の仕事をするを禁じられることがある。

第212条 水上交通手段車両の運行に関する規定違反の罪

1. 水上交通手段車両の運行において、水上交通安全に関する規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大

な損害を加えた者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 分担する作業に応じた許可証、専門の資格を持たない。
 - b) 規定の濃度を超えた酒、ビール飲料又はその他の強力な刺激物質を用いたことにより酩酊状態にあった場合
 - c) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走、又は事故の被害者の救助を故意に怠った。
 - d) 指揮者、又は水上交通の運行や秩序、安全の維持を管轄する者の指令を履行しなかった。
 - dd) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ、特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった場合の罪を犯した者は、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金刑、2年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第213条 水上交通妨害罪

1. 下記の一において水上交通妨害の行為を犯し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を加えた者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 不法な穿孔、掘削を行い水上交通建造物の作業体系に故障を及ぼした。
 - b) 障害物を作り、信号を設置及び維持することなく水上交通を妨害した。
 - c) 信号をずらして効果、有用性を減少せしめた。
 - d) 信号の撤去又は水上交通建造物の破壊
 - dd) 水上交通路、又はその保護回廊の占有、占拠
 - e) その他水上交通妨害に当たる行為
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった者は、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第214条 安全保護を満たさない水上交通手段車両の使用罪

1. 水上交通車両の手配又は技術状態に関して直接の責任を有しながら、安全保護を満たさないことが明らかな水上交通手段車両について、その使用を許可して生命に被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を加えた者、又はそのような行為に対して既に紀律処分、行政処分を受け、若しくはその罪で有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、依然違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第215条 条件を満たさない者に水上交通手段車両の運転委任又は手配をする罪

1. 運転許可証、運転免許証がなく、又は法律の規定する他の条件を満たさない者に水上交通手段車両の運転を委任又は手配して生命の被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者、又はその行為に対し既に紀律処分若しくは行政処分を受けてまだ前科の抹消を受けず違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第216条 航空機の運行に関する規定違反の罪

1. 飛行機を指揮、運行する者が航空交通路の安全に関する規定に違反し、適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があったときは、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を加えた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第217条 航空交通路妨害罪

1. 下記のいずれかの航空交通路妨害行為により生命に被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者、又はその行為に対し既に処罰、又は行政処分を受けてまだ前科の抹消を受けず、違反をした者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 航空交通路を妨害する障害物の放置
 - b) 航空交通安全の掲示板、信号の不法な移転、間違わせること、遮蔽、又は破壊
 - c) 通信電波の不正使用又は電波妨害
 - d) 不正情報の提供、航空便を危険にさせる。
 - dd) 空港関連設備その他の補充設備を故障させる。
 - e) その他の航空交通路妨害行為
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 航空交通路の安全の確保に直接の責任を負う者又は直接航空交通安全関連設備を管理している者
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった犯罪に対しては、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

とを禁じられることがある。

第218条 安全基準を満たさない航空機の使用罪

1. 航空技術状態に関して直接の責任を有しながら、技術面での安全保護を満たさないことが明らかな航空機の使用を許可した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して極めて重大な被害を引き起こした者は、8年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第219条 条件を満たさない者への航空路の運行委任又は手配の罪

1. 航空手段運行無免許証者、又は航空機運行に関する法律で規定される他の諸条件を完全に満たすことのない者に航空機の運行を委任又は手配した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し、生命に被害を引き起こし又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し、極めて重大な被害を起こした者は、8年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯し、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第220条 各交通建造物の修復、修理、管理に関する規定違反の罪

1. 道路、鉄道、水上路又は航空交通建造物の修復、修理、管理に対して責任を有する者が、規定に違反し、生命の被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こしたときは、500万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金を科せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第221条 航空機、船舶強取罪

1. 暴力を用い、暴力による脅迫を行い、又はその他の手段を用いて、航空機又は船舶を強取した者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である。
 - b) 武器又は危険な手段の行使
 - c) 他者の健康状態に傷害、損害を引き起こした。
 - d) 危険な再犯
3. 人を死に至らしめ、又はその他の特に極めて重大な被害を引き起こす罪を犯した者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、保護観察又は居住禁止に処す。

第222条 ベトナム社会主義共和国の航空についての規定に違反する航空機運行の罪

1. ベトナムに入国又は出国する航空機を運行する者が、ベトナム社会主義共和国の航空規定に違反し、この法律の第80条と第81条において規定されている場合に当たらないときは、1億ドン以上3億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し重大な被害を引き起こした者は、3億ドン以上5億ドン以下の罰金、又は2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、5億ドン以上10億ドン以下の罰金又は5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 該当航空機は没収されることがある。

第223条 ベトナム社会主義共和国航海規定に違反する海上運行手段の罪

1. この刑法第80条及び第81条の場合に当たらず船舶その他の航海手段を運行してベトナムの航海へ入国若しくは出国し、又はベトナム社会主義共和国の領海を越え、ベトナム社会主義共和国の航海規定に違反した者は、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して重大な被害を引き起こした者は、2億ドン以上5億ドン以下の罰金、又は1年以上3年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5億ドン以上8億ドン以下の罰金、又は3年以上7年以下の懲役に処す。
4. 航海手段は没収されることがある。

第224条 情報学的ウイルスプログラムを作成、流布、配布する罪

1. コンピュータネットワーク、若しくはその他の方法を使ってウイルスプログラムを作成し、それを故意に流布、配布し、コンピュータデータの動作困難、封鎖、変形、改変、破壊などを引き起こした者、又は同行為について既に懲戒処分、行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、500万ドン以上1億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第225条 電子コンピュータネットワークの運行、開発、使用に関する規定違反の罪

1. コンピュータネットワークを使用し、その運行、開発ならびに使用に関する諸規定に違反し、コンピュータデータの動作混乱、封鎖、変形、破壊などを引き起こした者、又は同行為について懲戒処分、行政処分を受けたにも関わらず違反をした者は、500万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的な性質
 - b) 罪を犯して極めて重大な被害又は、特に極めて重大な被害を引き起こした者
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第226条 コンピュータ又はネットワーク内の情報の不法使用の罪

1. 法律の規定に違反してコンピュータネットワーク内部及びコンピ

ータ内部の情報を不法に使用し、そこに情報を入力することで重大な被害を引き起こし、既に懲戒処分、又は行政処分を受けたにも関わらず違反をした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第227条 労働安全、労働衛生、人口密集地での安全に関する規定違反の罪

1. 労働安全、労働衛生、人口密集地での安全に関する諸規定に違反し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 労働安全、労働衛生及び人口密集地での安全に関する責務を有する者
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こし者は、7年以上12年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった場合、罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下、の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第228条 児童労働者の使用に関する規定違反の罪

1. 児童を使用し、危険な仕事や重労働、又は国家が危険物質に指定する物質一覧にある物質に接触する仕事に就労させ、重大な被害を引き起こし、既にその行為に対して行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 累犯
 - b) 多くの児童に対する
 - c) 極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第229条 建設に関する規定違反により重大な被害を引き起こした罪

1. 考察、設計、建設、進行、セット、原材、材料、機械の使用、建造物承認前試験、又はその他の分野でこの刑法の第220条の規定にあたらぬ場合において建設に関する規定に違反し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 職務、権限を有する人である。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、8年以上20年以下の懲役に処す。

4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第230条 武装火器並びに軍事武器技術の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪

1. 軍用武器及び軍事武器技術を不法に生産、備蓄、運搬、使用、売買又は略奪した者は1年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 多量な犯罪物
 - c) 国境を越えた運搬、売買
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 犯罪に関連した対象物件が極めて多量である場合
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした場合
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
 - a) 犯罪物は極めて多量である。
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の保護観察、居住禁止に処すことがある。

第231条 国家安全の重要手段、建造物の破壊罪

1. 本法第85条に規定する環境以外の環境における保障、防衛、経済、科学技術、文化、社会事業に関する通信、運送交通建造物、情報一通信業務の建造物、電気・ガスパイプ建造物、灌漑建造物、その他安全、国防、経済、科学技術、文化、又は社会の重要な建造物を、本法第85条の規定にあたらぬ場合において破壊した者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした場合
 - c) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、保護観察のもとに置かれることがある。

第232条 爆発物の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪

1. 爆発物を不法に生産、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 犯罪物件が多量である。
 - c) 国境を越えた運搬、売買
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 犯罪物件が多量である。
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役、又は無期懲役に処す。
 - a) 犯罪物件が極めて多量である。

- b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の保護観察又は居住禁止に処すことがある。

第233条 武器になり得るもの又は補助道具の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪の罪

1. 武器になり得るもの又は補助道具を不法に製造、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪し、既に行政処分を受け又は有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けないにも関わらず違反した者は、3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
b) 犯罪物件が多量である。
c) 国境を越えた運搬、売買
d) 重大な被害を引き起こした。
dd) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、保護観察、居住禁止に処すことがある。

第234条 武器、爆発物、補助道具の管理に関する規定違反の罪

1. 武器、爆発物、補助機器の製造、修理、装備、使用、保管、保存、運搬、売買に関する諸規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を伴うと考えられる罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事をすることを禁じられることがある。

第235条 武器、爆発物、補助工具の管理に関する任務怠慢により重大な被害を引き起こす罪

1. 武器、爆発物及び補助工具を引き渡された者が、責任怠慢により他者にそれら武器、爆発物、補助工具を使用させて生命に被害を引き起こし、又は健康、財産に重大な被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して極めて重大な被害又は、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事を行うことを禁じられることがある。

第236条 放射能物質の不法な生産、備蓄、使用、売買並びに略奪の罪

1. 放射能物質を不法に製造、備蓄、運搬、使用、売買又は略奪した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
b) 犯罪物件多量である。
c) 国境を越えた運搬、売買
d) 重大な被害を引き起こした。
dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上15年以下の懲役に処す。

- a) 犯罪物件が非常に多量である。
b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
- a) 犯罪物件が極めて多量である。
b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、保護観察又は、居住禁止の刑に処すことがある。

第237条 放射能物質の管理に関する規定違反の罪

1. 放射能物質の製造、装備、使用、保管、保存、運搬、売買の管理に関する規定に違反し、早期回避措置をとらなければ重大な被害を伴うと考えられる場合には、その罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し生命への被害又は他者の健康、財産に重大な被害を加えた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第238条 可燃性物質、毒性物質の不法な生産、備蓄、運搬、使用及び売買の罪

1. 可燃性物質及び毒性物質を不法に生産、備蓄、運搬、使用、売買、略奪した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
b) 犯罪物件が多量である。
c) 国境を越えた運搬、売買
d) 重大な被害を引き起こした。
dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 犯罪物件が極めて多量である。
b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
- a) 犯罪物件が極めて多量である。
b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、保護観察又は居住禁止に処すことがある。

第239条 可燃性物質、毒性物質の管理に関する規定違反の罪

1. 可燃性物質、毒性物質の製造、装備、使用、保管、保存、運搬、又は売買の管理に関する規定違反に違反して生命に被害を引き起こし、又は健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第240条 防火、消火に関する規定違反の罪

1. 防火、消火に関する規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上12年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があったときは、罪を犯した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第241条 電力施設の安全運行に関する規定違反の罪

1. 下記のいずれかの行為によって重大な被害を引き起こし、既に懲戒処分又は行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 電力施設の安全保護用の周辺敷地内に家屋、建造物を建造する許可を与え、又は勝手に家屋、建造物を建設した。
 - b) 爆発を引き起こし、火災を引き起こし、森林を焼いて焼畑を作り、木を切り倒して、電力施設の安全運行に影響を引き起こした。
 - c) 地下電気ケーブルの保護敷地で穿孔、杭打ち込み作業を行い、家屋を建設した。
 - d) 掲示板、表示板によって立ち入りを禁じられている河床、海床の電気ケーブルを保護する目的で設定されている回廊に船舶、ボート類を漂泊させた。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があったときは、罪を犯した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第242条 健康診断、治療、薬品の製造、薬品調査、薬品配布、販売又はその他の医療供給に関する規定違反の罪

1. この刑法201条の規定にあたらぬ場合における健康診断、治療、薬品の製造、調査、供給、販売又はその他の医療サービスに関する規定に違反して、生命に被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に懲戒処分若しくは行政処分を受け、若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当禁止、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第243条 不法堕胎罪

1. 他者に対し不法な堕胎を行い、その者に生命に被害を引き起こし、若しくは当該者の健康に重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に懲戒処分、行政処分を受け、若しくは有罪

- 判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した者は、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第244条 食品安全衛生に関する規定違反の罪

1. 安全衛生の基準を満たさない食品であることを明白に知っていたにも関わらず加工、供給、又は販売して消費者の生命に被害を引き起こし、又は健康に重大な損害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第245条 公衆騒乱を引き起こす罪

- 公衆騒乱を引き起こして重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に行政処分若しくは有罪判決を受けたが、まだ前科の抹消を受けないまま罪を犯した者は、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 武器を使用し、又は乱暴行為に及んだ。
 - b) 組織的
 - c) 交通への重大な妨害、又は一般公衆の活動の停止を引き起こした。
 - d) 他者を騒乱に鼓舞した。
 - dd) 公衆秩序保護のために介入した者への暴行
 - e) 危険な再犯

第246条 遺体、墳墓石、遺骨の侵害の罪

1. 墳墓、発掘し又は、破壊した墳墓の中に埋蔵されている諸物を略奪した者、又は遺体、墳墓、遺骨、遺骨の侵害行為があった者は、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第247条 迷信異端に関する行為を行う罪

1. 占い師、霊媒又はその他の迷信異端の形式を用いて重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に行政処分若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず、再度違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して人を死に致し、又は他の特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金を処すことがある。

第248条 賭博罪

1. 形式の如何を問わず金銭若しくは高価な現物を賭けて博戯を行った者、又はこの法律の当条項及び249条で規定される行為に対し既に行政処分若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受け

ていないにも関わらず、違反を繰り返した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

- 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - 職業的な性質である。
 - 賭博に用いられた金銭、又はその他の現物が非常に高価、又は極めて高価である。
 - 危険な再犯
- 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金を処すことがある。

第249条 賭博罪

- 大規模に賭博を行ない若しくは賭博を組織した者、又はこの法律の当条項及び248条で規定される行為に対し既に行政処分若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず、違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上3億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 職業的な性質である。
 - 多額の不法利益、極めて多額の不法利益又は特に極めて多額の不法利益を得た。
 - 危険な再犯
- 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

第250条 他者の犯罪行為を通して獲得した財産の隠匿と消費の罪

- 他者が犯罪によって得たものと明白に知りながら、事前に約束を取り交わすことなく、その財産を隠匿、消費した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職業的
 - 罪を犯した財産、犯罪物件が高額である。
 - 不正に多くの利益を得た。
 - 危険な再犯
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - 罪を犯した財産、犯罪物件は非常に高額である。
 - 非常に多額の不法利益を得た。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - 罪を犯した財産、犯罪物件が非常に高額である。
 - 極めて多額の不法利益を得た場合
- 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられて財産の一部又は全部を没収され、又は、そのいずれかの処罰を受けることがある。

第251条 罪を犯すことで取得した金銭、財産の合法化の罪

- 犯罪により取得した金銭、財産を、財政業務、銀行又は他の取引によって合法化し、そのような金銭、財産を用いて経営活動又は他の経済活動を行った者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職務、権限を濫用した。
 - 累犯
- 特に極めて重大な罪を犯した者は、8年以上15年以下の懲役に処す。

- 罪を犯した者は、さらに、財産を没収され、合法化した金銭又は、財産価値の3倍以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第252条 未成年に対し犯罪を勧誘、強制し、又は隠匿する罪

- 未成年を犯罪活動、墮落した生活態度へ勧誘し、強制し、又は罪を犯した未成年者を隠匿した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 多くの人を勧誘、強制、隠匿、勾引した者
 - 13歳以下の児童に対する
 - 重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
 - 危険な再犯
- 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。
本条第2項の dd の規定に違反した者は、1年以上5年以下の保護観察に処せられることがある。

第253条 退廃的文化所産物を普及させた罪

- 下記のいずれかの場合において、わいせつな性質がある本、新聞、絵画、写真、映画、音楽その他の退廃的性質を持つ物品を普及させる目的で、それらの生産、複製、流行、運搬、売買、備蓄、又は退廃的文化所産物を普及させるその他の行為をした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - 犯罪物件が多量である。
 - 多くの人に普及した。
 - その行為に対し既に行政処分を受け、又はその罪について有罪判決を受けたがまだ前科の抹消を受けず、また違反した。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 犯罪物件は非常に多量である。
 - 未成年に対する
 - 重大な被害を引き起こした。
 - 危険な再犯
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - 犯罪物件が極めて多量である。
 - 極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第254条 売春の隠匿罪

- 売春を隠匿した者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 売春を強要した。
 - 累犯
 - 16歳未満から18歳以下の未成年に対する
 - 重大な被害を引き起こした。
 - 危険な再犯
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - 満13歳から16歳以下の未成年を対象とした場合

- b) 極めて重大な被害を引き起こした場合
- 4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
- 5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、保護観察に付せられることがある。

第255条 売春の斡旋

- 1. 売春を勧誘、斡旋した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 16歳以上18歳未満の未成年に対する
 - b) 組織的
 - c) 職業的な性質
 - d) 累犯
 - dd) 危険な再犯
 - e) 多くの人に対する
 - g) その他の重大な犯罪を引き起こした。
- 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 満13歳以上16歳未満の児童に対する
 - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
- 4. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
- 5. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

第256条 未成年者に対する買春罪

- 1. 満16歳以上18歳未満の未成年者に対して買春を行なった者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
 - a) 累犯
 - b) 満13歳から16歳未満の児童を買春した。
 - c) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康に対する害を被害者に加えた。
- 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 満13歳から16歳未満の児童者に対して何度も罪を犯した。
 - b) 自らがHIVに感染していることを知りながら罪を犯した。
 - c) 傷害率61パーセント以上の健康に対する害を被害者に加えた。
- 4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

第20章 行政管理の秩序侵害罪

第257条 公務執行者に対する反抗罪

- 1. 公務執行者に対し、暴力、暴力で脅迫、又は他の手法を用いることにより公務執行中の者を妨害し、又はその者に違法行為への加担を強要した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 他人に犯罪に加担するように唆唆、勾引、鼓舞した者
 - d) 重大な被害を引き起こした。
 - dd) 危険な再犯

第258条 民主自由を利用して国家の利益、組織、公民の合法的な権利を侵害する罪

- 1. 言論自由、新聞記事の自由、信仰、宗教の自由、集会の自由、結社の自由、又はその他の民主的の権利を利用して国家の利益、

- 組織、公民の権利、利益を侵害した者は、戒告、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し重大な場合に当たるときは、2か月以上7年以下の懲役に処す。

第259条 軍事義務の回避罪

- 1. 軍事義務登録に関する法律上の規定を正しく執行せず、入隊の命令、訓練集合召集令に従わず、その行為に対し既に行政処分を受け、又はその行為について有罪判決を受けて、まだ前科の抹消を受けないまま、また違反した者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 自らを傷害し又は健康への害を加えた。
 - b) 戦時中の犯罪
 - c) 他者を犯罪に勧誘した。

第260条 予備役軍人召集入隊令に従わない罪

- 1. 予備役軍人でありながら、総動員令、局地動員令、又は戦争のため、地方を防衛し若しくは領土主権を防衛する戦闘のために軍隊の常備戦力を増強させる必要がある場合に、召集入隊令に従わない者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 自らを傷害し又は健康への害を加えた。
 - b) 他者を犯罪に勧誘した。

第261条 軍事義務遂行に関する規定違反の罪

- 1. 職務、権限を利用して軍事義務登録に関する規定、軍隊登録令及び軍事訓練召集令に反する者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 戦時中に罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じることがある。

第262条 軍事義務の遂行に対する妨害罪

- 1. 故意に軍事義務、召集入隊、訓練召集の登録を妨害した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
- 2. 職務、権限を利用して又は戦時中に罪を犯した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第263条 国家機密を故意に漏洩し、国家の機密資料を略奪、売買、破棄する罪

- 1. 国家機密を故意に漏洩し、又は国家機密の資料を故意に略奪、売買、破棄した者は、本法第80条で規定する場合にあたらぬときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 2. 重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
- 3. 極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
- 4. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第264条 過失で国家機密漏洩、国家機密資料紛失の罪

- 1. 過失により国家機密を漏洩し、又は国家機密資料を紛失した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第265条 職務、地位の仮装罪

1. 職務、地位を仮装して違法行為を遂行した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第266条 機関、組織の証明書、資料の使用、改ざんの罪

1. 旅券、査証、住民票、戸籍又はその他機関、組織の認定証及び資料の内容を改ざん、誤記させ、その書類を用いて違法行為を遂行し、重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に行政処分を受けているにも関わらず再度違反した者は、戒告、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上500万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第267条 機関、組織の印章、資料の捏造罪

1. 各種機関、組織の印章、資料その他の書類を捏造し、又はその印章、資料、書類を用いて機関、組織に対し詐偽的行為をなした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 重大な被害を引き起こした。
 - d) 危険な再犯を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、4年以上7年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

第268条 国家機関、社会組織の紋章、資料の略奪、売買、破棄罪

1. 国家秘密、又は就労秘密にあたらぬ国家機関、社会組織発行の紋章、資料を略奪、売買、破棄した者は、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は、3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪を犯した。
 - c) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上500万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第269条 教育施設、治療施設、行政監察保護に送致することに関する管轄国家機関の行政の諸決定の不執行の罪

1. 教育施設、治療施設、行政監察保護に送致することに関する管轄国家機関の行政の諸決定の履行を、必要な強制措置を適用されたにもかかわらず故意に執行しない者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

第270条 住居管理について諸規定違反の罪

1. 住宅用の場所土地を不正に取得し、家屋を築いた者、又はその行為に対して既に行政処分を受け若しくは既に有罪判決を受けたが、まだ前科の抹消を受けず、また違反した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

不法に築いた住居、建造物は撤去、競売若しくは没収されることがある。

2. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

第271条 書籍、新聞、音声レコード及びテープ、映像ディスク及び映像テープ、その他印刷物の出版、発行に関する諸規定違反の罪

1. 書籍、新聞、音声レコード及びテープ、映像ディスク及び映像テープ、その他印刷物の出版、発行に関する諸規定に違反した者は、戒告、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第272条 歴史、文化、名勝地、景観の遺跡保護、又は使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こした罪

1. 歴史、文化、名勝地、景観の遺跡保護、若しくは使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こした者、又はその行為に対し既に行政処分を受け若しくは既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、また違反した者は、戒告、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は、3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な犯罪、特に極めて重大な罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第273条 国境地域に関する規定違反の罪

1. 国境地域での居住、往来若しくは他の規定に違反した者、又は行政処分を受け若しくは既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、また違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 再犯者、又は罪を犯して重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の居住禁止に処されることがある。

第274条 不法な出入国、又は海外若しくはベトナムでの不法残留罪

1. 不法に出入国し、又は海外若しくはベトナムに不法残留した者は、又は既に行政処分を受けているにも関わらず再度違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は、3か月以上2年以下の懲役に処す。

第275条 他者が海外へ逃亡し又は海外で不法残留するよう組織、強制する罪

1. 本法第91条で規定されている場合において、他者が海外へ逃亡し又は海外で不法残留するよう組織、強制した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 累犯者、又は重大な、若しくは極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。

第276条 国旗若しくは国章の侮辱罪

故意に国旗、国章を侮辱した者は、戒告、3年以下の非拘束矯正又は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

第21章 職務に関する犯罪

第277条 職務に関する犯罪の概念

職務に関する犯罪とは、公務執行にあたり執行職務を有する者によってなされる機関、組織の正当な活動を侵害する行為のことをいう。上記の職務を有する者とは、任命、選挙、契約、又はその他の形により、給料を受給するかしないかに関わらず、一定の公務の遂行を付託され、公務の遂行にあたって一定の権限を有する者をいう。

A節 汚職に関する諸犯罪

第278条 財産横領罪

- 職務、権限を利用し、自らが管理の責務を有する50万ドン以上5,000万ドン以下の価値を持つ財産を横領した者、又は50万ドン未満ではあるが下記の場合の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - 重大な被害を引き起こした。
 - その行為に対して懲戒処分を受けたにも関わらず違反した。
 - 本章A節で規定された罪の一により既に有罪判決を受けた、前科の抹消を受けず、また違反した。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 欺瞞、危険な手段を用いた。
 - 累犯
 - 5,000万ドン以上2億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
 - その他重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
 - 2億ドン以上5億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
 - その他極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
 - 5億ドン以上の価値に相当する財産を略奪した。
 - その他特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、本人の財産の一部又は、全部を没収されることがある。

第279条 収賄罪

- 職務、権限を利用して、直接又は間接的に、どのような形式においてであれ、50万ドン以上1,000万ドン未満の価値を持つ金銭、財産若しくは物質的利益を受領し若しくは受領しようとした者、又は50万ドン未満であるが下記の場合の一に当たる者は、懲役2年以上7年以下の懲役に処す。
- 重大な被害を引き起こした。
 - その行為について既に懲戒処分を受けたにも関わらず違反した。
 - 本章のA節で規定された罪のいずれかについて既に有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職務、権限を濫用した。
 - 累犯
 - 賄賂物が国家の財産であることを明知していた。
 - 賄賂を求め、強制的に取り立て、又は陰険な手段を用いた。
 - 賄賂物に1,000万ドン以上5,000万ドン未満の価値がある。
 - その他の重大な被害を引き起こした。
 - 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に

処す。

- 賄賂物に5,000万ドン以上3億ドン未満の価値がある。
 - その他の極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役、又は死刑に処す。
 - 賄賂物に3億ドン以上の価値がある。
 - その他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
 - 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、賄賂額の1倍以上5倍以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

第280条 財産を略奪するため職務、権限を濫用する罪

- 職務、権限を濫用して50万ドン以上5,000万ドン未満の価値を持つ他人の財産を奪取し、若しくは50万ドン未満であっても重大な被害を引き起こした者、又は本章のA節で規定されている罪のいずれかに対して既に懲戒処分若しくは有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上13年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 陰険、危険な手段を用いた。
 - 累犯
 - 危険な再犯
 - 5,000万ドン以上2億未満の価値に相当する財産を奪取した。
 - その他、重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、13年以上20年以下の懲役に処す。
 - 2億ドン以上5億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
 - その他極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
 - 5億ドン以上の価値に相当する財産を略奪した。
 - その他、特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

第281条 公務執行中の職務、権限の利用の罪

- 利得、又は他の個人的な動機のため職務、権限を利用し、公務に反して国家、社会の利益、公民の合法的な権利、利益に被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 累犯
 - 重大な被害を引き起こした。
- 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

第282条 公務執行中の権限濫用過剰の罪

- 利得、又はその他の個人的な動機のため、自分の権限を越え、公務に反して国家、社会の利益、公民の合法的な権利、利益に被害を引き起こした者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。

- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

第283条 利得のために職務、権限を利用して他者に影響力を行使する罪

1. 自己の職務や権限を利用して、職務、権限を持つものに対して、その者の責任に属する仕事を為すように若しくは為さないように、又は許可されていないことを為すように促すことによって、いかなる形であろうと直接又は媒介者を介して、50万ドン以上1,000万ドン未満の価値をもつ金銭、財産その他の物質的利益を受領した者、受領した物の価値が50万ドン以下であっても重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対して既に懲戒処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上13年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 累犯
 - c) 金銭、財産、若しくはその他の物質的な利益が1,000万ドン以上5,000万ドン未満
 - d) その他、重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、13年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 金銭、財産、若しくはその他の物質的な利益が5,000万ドン以上3億ドン未満
 - b) その他、極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
- a) 金、財産、その他の物質的な利益が3億ドン以上の価値がある。
 - b) その他、特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、得た金銭、又は財産の価値の1倍以上5倍以下の罰金に処されることがある。

第284条 勤務上の偽造罪

1. 利得、又はその他、個人の動機により職務、権限を利用して、下記の場合の一に当たる罪を犯した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 書類、資料の内容を改ざんし、間違えさせた。
 - b) 偽造書類を作成、供与した。
 - c) 職務、権限を有する人物の署名を偽造した。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 偽造の書類の作成、供与
 - c) 累犯
 - d) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられ、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

B節 その他の職務に関する罪

第285条 重大な被害を引き起こす責務怠慢の罪

1. 本法第144条、第235条、及び第301条の規定に当たらない場合で、責務怠慢のために与えられた任務を遂行せず、又は正しく遂行しないことによって重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第286条 勤務上の秘密を故意に漏らした罪；勤務上の秘密の資料の略奪、売買又は破損罪

1. 本法第80条、第263条の規定に当たらない場合において、勤務上の秘密を故意に漏洩した者、又は労働上の秘密を含む文書を略奪、売買若しくは破損した者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第287条 過失によって勤務上の秘密を漏らした罪；勤務上の秘密書類を紛失した罪

1. 本法第264条の規定に当たらない場合において、過失によって勤務上の秘密を漏らし、又は勤務上の秘密の資料を紛失し、重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、戒告を受け、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第288条 職務の放棄罪

1. 公務員でありながら故意に職務を放棄し、重大な被害を引き起こした者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 他者に対してその職務を放棄するように働きかけた。
 - b) 戦争、自然災害、又はその他、社会の特別の困難な状況下において罪を犯した。
 - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当を禁じられることがある。

第289条 贈賄罪

1. 50万ドン以上1,000万ドン未満の価値を持つ賄賂を贈り、又は賄賂の価値が50万ドン未満であっても、重大な被害を引き起こし、若しくは何度も違反した者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上13年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
 - b) 陰險な手段を使う。
 - c) 国家財産を使って贈賄した。
 - d) 累犯
 - dd) 賄賂が1,000万ドン以上5,000万ドン未満
 - e) その他の重大な被害を引き起こした。

3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、13年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 賄賂が5,000万ドン以上3億ドン未満
 - b) その他の極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) 賄賂が3億ドン以上の価値
 - b) その他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、贈賄額の1倍以上5倍以下相当の罰金に処されることがある。
6. 贈賄を強要された者が、発覚前に自発的に供述した場合は、刑事責任がないとみなされ、贈賄物として供した物を全て返還される。贈賄をした者が、強要された場合でなくても、発覚前に自発的に供述したときは刑事責任を免除され、贈賄物として供した物の一部、又は全てを返還されることがある。

第290条 賄賂の斡旋の罪

1. 賄賂の斡旋をする者は、賄賂の額が50万ドン以上1,000万ドン未満、又は50万ドン未満でも重大な被害を引き起こした場合、若しくは累犯である場合には、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 陰險的手段を用いた。
 - c) 賄賂が国家財産であることを知っていた。
 - d) 累犯
 - dd) 賄賂の価値が1,000万ドン以上5,000万ドン未満
 - e) その他の重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、8年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 賄賂の価値が5,000万ドン以上3億ドン未満
 - b) その他の極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 賄賂の価値が3億ドン以上
 - b) その他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、贈賄の1倍以上5倍以下相当の罰金に処されることがある。
6. 賄賂斡旋者が、発覚される前に自発的に供述すれば刑事責任を免除されることがある。

第291条 職務、権限を有する者に対する影響力を利用した利益獲得の罪

1. 自己の影響力を用いて、職務や権限を持つものが自らの責任に属する仕事を為すように若しくは為さないように、又は許可されていないことを為すように促し、いかなる形であろうと直接又は媒介者を介して、50万ドン以上5,000万ドン未満の価値をもつ金銭、財産その他の物質的利益を受領した者、又は受領した金額が50万ドン以下であっても重大な被害を引き起こし、若しくはそのような行為に対して既に懲戒処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 累犯
 - b) 5,000万ドン以上の金銭、財産、若しくはその他の物質的利益を受領した。
 - c) 重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、利益として取得した財産の1倍以上5倍以下相当の罰金に処されることがある。

第22章 司法活動侵害罪

第292条 司法活動侵害罪の概念

司法活動侵害罪とは、国家の利益、組織、公民の正当な権利、又は利益を保護することにおける調査機関、検察、裁判、判決執行機関の正当な活動を侵害する行為のことをいう

第293条 無実の者に対する刑事責任の追及

1. 権限を有する者が、明白に罪がないと知っていた者に対して刑事責任を追及した場合は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 国家の安全を侵害する犯罪、又はその他、特に極めて重大な犯罪に対する刑事責任を追及した。
 - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第294条 有罪者に対し刑事責任を追及しない罪

1. 権限を有する者が、明白に罪があると知っていた者に対して刑事責任を追及しないときは、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 国家の安全を侵害する罪、又はその他の特に極めて重大な罪を犯した者に対する刑事責任を追及しない。
 - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第295条 違法判決を言い渡す罪

1. 違法であることを自ら明白に認識している判決を言い渡した裁判官、参審員は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第296条 違法決定を言い渡す罪

1. 調査、起訴、公判、判決執行の活動における権限を有する者が、明白に違法な決定であることを知っていながら、国家の利益、公民、組織の権利、利益に被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し極めて重大な被害、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第297条 司法関係職員への違法行為の強要 罪

1. 職務、権限を濫用し、司法職員に対し、捜査、起訴、公判、判決執行に関する活動において違法行為を強要して、重大な被害を引き起こした者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 暴行を用い、暴行を用いて威嚇し、又はその他、危険、狡猾

な手段を用いた。

- b) 極めて重大な被害，特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第298条 体罰使用の罪

1. 捜査，起訴，公判，判決執行に関する活動において体罰を加えた者は，6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な，又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は，5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第299条 供述強要の罪

1. 捜査，起訴，公判を遂行する者が尋問される者に対して事実を供述させるために違法な手段を用いたときは，6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は，5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第300条 事件記録の偽造罪

1. いかなる者であれ，捜査官，検察官，裁判官，参審員，裁判所書記官，その他の司法職員，弁護士，当事者の権利の保護者で，事件の資料，物証を追加し，削減し，訂正し，すり替え，廃棄し，損傷し，又は他の手段を用いて事件の記録を偽造した者は，1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は，3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な，又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は，7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務，又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

第301条 暫定留置人の逃亡につながる責務怠慢の罪

1. 被暫定留置人，被勾留人を直接管理，警備又は勾引する者が責務を怠り，その者を逃亡させたことにより重大な被害を引き起こしたときは，2年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な，極めて重大な，特に極めて重大な犯罪で被暫定留置人，被勾留人を逃亡させ，又は極めて重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は，5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第302条 被暫定留置中，被勾留中の者を違法に釈放した罪

1. 職務，権限を利用して，又は権限を濫用して被暫定留置人，被勾留人を違法に釈放した者は，3年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な，特に極めて重大な犯罪で被暫定留置人，被勾留人を違法に釈放して極めて重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は，

5年以上10年以下の懲役に処す。

4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第303条 職務，権限を利用して違法に人を暫定留置，勾留した罪

1. 職務，権限を有する者が，法律に従って釈放する者に対して決定を発付せず，又は釈放決定を執行しないときは，6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な，又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は，5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第304条 判決執行拒否罪

既に法的効力を発した裁判所の判決，決定について，必要な強制措置が適用されているにもかかわらず，故意に執行を拒否した者は，3年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

第305条 判決実行拒否罪

1. 権限を有する者で，故意に判決を実行するための決定を発付せず，又は裁判所，判決実施の決定を実行せず，重大な被害を引き起こした者，又は既にその行為に対して懲戒処分を受けたにも関わらず違反した者は，3年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な，特に極めて重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。

第306条 判決実行の妨害罪

1. 職務，権限を利用して，判決の実行を故意に妨害し，重大な被害を引き起こした者は，3年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は，2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 極めて重大な，又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第307条 虚偽の供述又は事実と反する虚偽の資料の提出罪

1. いかなる鑑定人，通訳人，証人であれ事実と反することを明白に知りながら虚偽の結論，通訳，供述又は資料を提出した者は，戒告に処せられ，1年以下の非拘束矯正，又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は，1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な，又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は，3年以上7年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務の担当，又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第308条 供述拒否，鑑定結論拒否，又は資料提出の拒否罪

1. 本法第22条，第2項の規定に当たらない場合において供述を拒否し，又は正当な理由なく供述，鑑定結論を回避し，若しくは資料の提出を拒否した者は，戒告，1年以下の非拘束矯正，又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務の担当，又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第309条 他者に対し虚偽の供述又は事実に反する資料提出を勧誘し、又は強要する罪

- 証人、被害者に虚偽の供述をすること、事実に反する資料を提出すること、鑑定人に虚偽の結論を出すこと、通訳人に誤訳をすること、これらのことを勧誘し、又は強要した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - 暴行を用い、暴行で威嚇し、又はその他の危険な手段を用いた。
 - 職務、権限を濫用した。

第310条 財産の封緘、封印における違反の罪

- 封緘、封印された財産又は封緘、封印された証拠物を預かった者が以下の行為のいずれかを行なったときは、6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - 封緘を破棄した。
 - 封印された財産を使用し、譲渡し、すり替え、隠匿し、又は破損した。
 - 重大な被害を引き起こした。
- 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

第311条 暫定留置場、拘置所からの脱走、又は送致中、公判中の脱走の罪

- 被暫定留置中、被勾留中、送致中、公判中に脱走した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 警備官、又は送致担当者に対して暴行を振るった。

第312条 被暫定留置人、被勾留人、被送致人、公判中の者の奪還の罪

- 本法第90条の規定にあたらぬ場合において、被暫定留置中、被勾留中、送致中又は公判中の者を奪還した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - 組織的
 - 職務、権限を濫用した。
 - 警備官、又は送致担当者に暴力を行使した。
 - 国家の安全を侵害した罪で有罪判決を受けた者、又は死刑判決を受けた者を奪還した。
 - 重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

第313条 犯罪の隠匿

- 前もって約束することなく、下記に規定する犯罪のいずれかを隠蔽した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
 - 国家の安全侵害罪に関する第78条から第91条
 - 第93条（殺人罪）、第111条第2、3及び4項（強姦罪）、第112条（児童の強姦罪）、第114条（児童に対する性交渉の強要罪）、第116条第2及び3項（児童に対する淫猥行為罪）、第119条第2項（女性の人身売買罪）
 - 第120条（児童の人身売買、詐欺的交換又は略奪罪誘拐

罪)

— 第133条（暴力による財産の略奪罪）、第134条（営利誘拐罪）、第138条第2、3、4項（強奪、財産の窃盗罪）、第139条第2、3、4項（財産の詐取罪）、第140条第2、3、4項（信頼を悪用した財産の略取罪）、第143条第2、3、4項（財産の破壊又は意図的な破損罪）

— 第153条第3、4項（密輸罪）、第154条第3項（物品又は通貨の意図的な越境取引罪）、第155条、3項（禁止物品の生産、備蓄、運搬、売買罪）、第156条第2、3項（偽造品の製造並びに取引罪）、第157条（食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造及び取引罪）、第158条第2、3項（動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造及び取引罪）、第160条第2、3項（投機罪）、第165条第2、3項（経済管理に関する国家规定を故意に侵犯し、重大な被害を引き起こす罪）、第166条第3、4項（不法な基金の設立罪）、第179条第2、3項（金融機関の運用における貸付け規定違反の罪）、第180条（偽造通貨及び、偽造財務省証券、偽造債券の製造、保管、輸送及び流通罪）、第181条（偽造小切手、偽造有価証券の製造、保管、輸送及び流通罪）第189条第2、3項（森林破壊罪）

— 第193条（麻薬物質の不法製造罪）、第194条（麻薬物質の備蓄、運搬、不法な売買並びに略奪罪）、第195条（麻薬物質の不法精製に使用する原料の不法備蓄、運搬、売買並びに略奪罪）、第196条第2項（麻薬物質の不法生産又は不法使用に関連する手段や器具の製造、備蓄、運搬及び売買罪）、第197条（麻薬物質の組織的不法使用罪）、第198条（麻薬物質不法使用の隠匿罪）、第200条（麻薬物質の不法使用に他者を強制的に巻き込み又は誘因する罪）、第201条第2、3、4項（嗜癖性薬物その他の麻薬物質の管理及び使用に関する規定違反の罪）

— 第206条第2、3、4項（不法な自動車競争の組織化罪）、第221条（航空機、船舶のハイジャック罪）、第230条（武装火器並びに専門的機器の不法生産、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪罪）、第231条（重要国家安全保障業務、施設の破壊罪）、第232条第2、3、4項（爆薬物の不法生産、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪罪）、第236条第2、3、4項（放射性元素の不法な生産、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪罪）、第238条第2、3、4項（可燃性物質、毒性物質の不法な生産、備蓄、運搬、使用並びに売買罪）

— 第256条第2、3項（未成年との性的交渉の罪）

— 第278条第2、3、4項（財産横領罪）、第279条第2、3、4項（収賄罪）、第280条第2、3、4項（財産略奪のための職務並びに権力の濫用罪）、第281条第2、3項（公務執行中の職務並びに権力の濫用罪）、第282条、第2、3項（公務執行中の権限濫用過剰の罪）第283条第2、3、4項（職務並びに権力の濫用により個人的利益追求のために他者に影響を及ぼす罪）、第284条第2、3、4項（在職中の文書偽造罪）、第289条第2、3、4項（贈賄罪）、第290条第2、3、4項（第三者供賄罪）

— 第311条第2項（暫定留置場、拘置所からの脱走、又は護送中並びに公判中の脱走罪）

— 人類の平和を脅かす犯罪及び戦争犯罪に関する第341条から第344条

2. 職務、権限を濫用して犯罪発覚を妨害した場合又は犯罪を隠匿する他の犯罪行為をなした場合は、その当事者は2年以上7年以下の懲役に処す。

第314条 犯罪告発の不履行罪

- 本法第313条で規定される犯罪のいずれかが準備中であること、遂行中であること、又は既に遂行されたことを明確に知っていたが告発をしない者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 本条第1項の規定に該当する国家の安全侵害、又はその他特に極めて重大な罪を犯した者の祖父、父母、子女、孫、兄弟、夫又は妻で、その犯罪を告発しなかった者は、刑事責任を負わなければならない。
3. 告発しなかったが、罪を犯した者を制止し、又はその犯罪の被害を抑制した者は、刑事責任を免除される可能性がある。

第23章 軍人の義務、責任侵害罪

第315条 軍人の義務、責任を侵害した罪により刑事責任を負わなければならない者

従軍軍人、強化軍事訓練期間中の予備役軍人、兵役に徴発された一般公民、民兵、戦時中に各部隊に派遣される自衛従軍兵は、本章で規定する罪を犯したときに刑事責任を問われるべきものとする。

第316条 命令不服従の罪

1. 直接の指揮官又は権限を有する上官の命令に従わなかった者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官である。
 - b) 他者を犯罪に加担させた。
 - c) 暴力を行使した。
 - d) 重大な被害を引き起こした。
3. 戦闘中、戦場、その他特別の場合において罪を犯し、極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。

第317条 命令執行を厳正に行わなかった罪

1. 命令執行に怠慢があり、遅れ、自分勝手であり、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 戦闘中、戦地その他特別な場合において罪を犯し、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上10年以下の懲役に処す。

第318条 所属部隊の義務、責任の遂行を妨害した罪

1. 所属部隊の義務、責任の遂行を妨害した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 他者を犯罪に加担させた。
 - b) 暴力を行使した。
 - c) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 戦闘中、戦場で、又は罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。

第319条 指揮官、又は上官に対する侮辱、暴行の罪

1. 仕事上の関係において、指揮官又は上官の尊厳と名誉を著しく傷つけ、又は暴行を加えた者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第320条 部下に対する侮辱又は体罰を使用する罪

1. 仕事上の関係において、部下に対し、尊厳と名誉を著しく傷つけ、又は体罰を使用した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第321条 同隊に対する侮辱、暴行の罪

1. 本法第319条及び第320条の規定する仕事上の関係を互いに持たない場合において、所属部隊に対して尊厳、名誉を著しく傷つけ、又は暴行を加えた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第322条 敵への降伏の罪

1. 戦闘中に敵に降伏した者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官である。
 - b) 敵に武器、軍事技術手段又は重要な資料を引き渡した。
 - c) 他者を犯罪に加担させた。
 - d) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年、無期懲役、又は死刑に処す。

第323条 捕虜になり、秘密を通報し又は敵のために仕事を遂行した罪

1. 戦争捕虜になり、敵に軍事秘密を供述し、又は自発的に敵のために仕事を遂行した者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官、又は士官
 - b) 他の戦争捕虜に残酷な扱いをした。
 - c) 重大、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。

第324条 戦闘配置の放棄罪

1. 戦闘配置を放棄し、又は戦闘における任務を遂行しなかった者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官、又は士官である。
 - b) 軍用武器、技術的手段、又は重要な書類を捨てた。
 - c) 他者を犯罪に加担させた。
 - d) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年又は無期懲役に処す。

第325条 軍務放棄罪

1. 軍務回避の目的で軍隊の隊列を放棄し、その行為に対し既に懲戒処分を受けたが、なおまた違反して、戦時中で重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官、又は士官である。
 - b) 他者を犯罪に加担させた。
 - c) 軍用武器、軍用技術手段、重要な資料を持参し、放棄した。
 - d) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上12年以下の懲役に処す。

第326条 義務回避の罪

1. 義務回避のために自らに傷害を加え、自らの健康に害を加え、又はその他不正な手段を用いた者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官、又は士官である。
 - b) 他者を犯罪に加担させた。
 - c) 戦時中に罪を犯した。
 - d) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。

第327条 軍事勤務の秘密を故意に漏らし、略奪し、売買し又は破壊する罪

1. 本刑法第80条及び第263条の規定の場合に
あつたらず、軍事勤務に関する秘密を故意に漏らした者、又は軍事勤務の資料を略奪、売買、破壊した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害、極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第328条 過失により軍事勤務の秘密を漏洩し、軍事勤務の秘密資料を紛失した罪

1. 本刑法第264条の規定の場合にあつたらず、過失により軍事勤務の秘密を漏洩し、又は軍事勤務の秘密資料を紛失した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第329条 虚偽の報告罪

1. 故意に虚偽の報告をして、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第330条 戦闘当直、指揮当直、当番に関する諸規定違反の罪

1. 戦闘当直、指揮当直、当番制度の厳格な遵守を怠つた者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 戦闘中に罪を犯して、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第331条 警備の諸規定について違反する罪

1. 巡査、当直、勾引、護送護衛に関する制度の厳格な遵守を怠り、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 戦闘中に罪を犯した者、又は罪を犯し極めて重大な被害、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第332条 戦闘又は訓練における安全確保に関する諸規定違反の罪

1. 戦闘又は訓練における安全確保に関する諸規定の厳格な遵守を怠り、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し、極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第333条 軍用火器の使用に関する規定違反の罪

1. 軍用火器の使用規定に違反して、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 戦闘地域でかかる罪を犯し、極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

第334条 軍用火器、軍事技術手段の破壊罪

1. 本刑法第85条及び第231条の規定に当たら

- ない場合において、軍用火器、軍事技術手段を破壊した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 戦闘中あるいは戦闘地域で罪を犯し、重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。

第335条 軍用火器、軍事技術手段の紛失又は過失による損傷の罪

1. 武装火器、軍事技術手段の管理責任を負う者が、それらを紛失し、又は過失に損傷して重大な被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上7年以下の懲役に処す。

第336条 負傷兵、戦死兵に対する政策違反の罪

1. 責任を有する者が、故意に負傷兵、戦死兵を戦地に放置し、又は負傷兵に対して世話や治療をせず、重大な被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 犠牲者の遺品を略奪した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

第337条 戦利品の略奪又は破壊罪

1. 戦闘中、又は戦場の事後処理中に戦利品を略奪又は破壊した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官、又は士官である。
 - b) 戦利品が高価、又は非常に高価である。
 - c) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 非常に価値のある戦利品に関する犯罪、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は7年以上12年以下の懲役に処す。

第338条 人民に迷惑をかける罪

1. 人民に対する迷惑行為を為し、その行為に対して既に懲戒処分を受けたにも関わらず、なお違反を繰り返して重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮者、又は士官である。
 - b) 他者を犯罪に引き入れた。
 - c) 戦時中、又は緊急状況の命令が発された地域において罪を犯した。
 - d) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。

第339条 職務遂行中の軍事上要請の濫用罪

1. 職務遂行中に軍事上の要請以上のものを要求し、国家、組織、公民に対して、その財産の重大な損失を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上7年以下の懲役に処す。

第340条 戦争捕虜、降伏兵に対する虐待の罪

- 戦争捕虜、降伏兵に対して虐待を行った者は、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第24章 平和を破壊する罪、人類に対する反逆の罪、及び戦争犯罪

第341条 平和を破壊する罪、侵略戦争を引き起こした罪

侵略戦争を宣伝、扇動し、又は他国の独立、主権及び領土保全を犯す戦争を準備、実行、参加した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。

第342条 人類に対するテロ犯罪

平和時、戦時を問わず、一つの地域の住民を大量虐殺し、一つの国の生活基盤、文化的・精神的生活の破壊、一つの社会を破壊することを目的として、その社会の基礎の壊乱、及び他の種の絶滅の行為、生物の絶滅行為、自然環境絶滅行為をなした者は、10年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。

第343条 戦争犯罪

戦時において、一般民、負傷者、戦争捕虜の殺害、財産の略奪破壊、居住地域の破壊、禁じられている手段又は戦争方法の使用、及び国際法又はベトナムが締結若しくは参加している国際条約に対する重大な違反行為を行う命令を出し、又は直接それを行った者は、10年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。

第344条 傭兵の募集、傭兵となる罪

1. ベトナムの友好国又は民族解放運動に敵対することを目的に、傭兵を募集、訓練し、傭兵を使用した者は、10年以上20年以下の懲役、又は無期懲役に処す。
2. 傭兵として職務を遂行した者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

本刑法はベトナム社会主義共和国第10期国会において、第6会期中の1999年12月31日に採択された

国会主席
ノン・ドゥック・マン

ベトナム刑事訴訟法（仮訳）

(No. 19/2003/QH11)

第1編 総則

第1章 刑事訴訟法の目的及び効力

- 第1条 刑事訴訟法の目的
第2条 刑事訴訟法の効力

第2章 基本的原則

- 第3条 刑事訴訟活動における社会主義法制の保障
第4条 公民の基本的権利の尊重及び保護
第5条 公民の法の下の平等の権利の保障
第6条 公民の身体の不可侵に関する権利の保障
第7条 公民の生命、健康、名誉、尊厳、財産の保護
第8条 公民の住居の不可侵、通信、通話及び電報の安全及び秘密に関する権利の保障
第9条 何人も裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪推定されない
第10条 事件の真相解明
第11条 被勾留人、被疑者及び被告人の防御権の保障
第12条 訴訟執行機関及び訴訟執行人の義務
第13条 刑事事件の立件、処理の責任
第14条 訴訟執行人又は訴訟参加人の公平の保障
第15条 参審員による裁判制度の实行
第16条 裁判官と参審員は独立して公判を行い、法律にのみ従う
第17条 裁判所は公判を合議体で行う
第18条 公判の公開
第19条 法廷での平等権の保障
第20条 二審制の实行
第21条 審理の監督
第22条 裁判所の判決及び決定の効力の保障
第23条 刑事訴訟活動における公訴権及び法遵守の檢察権の行使
第24条 刑事訴訟で使用する口語及び文語
第25条 犯罪の予防及び防止における組織及び公民の責任
第26条 国家機関及び訴訟執行機関間の調整
第27条 犯行の原因及び条件の発見と克服
第28条 刑事事件における民事問題の解決
第29条 冤罪人が損害賠償を受ける権利、名誉及び権利を回復する権利の保障
第30条 訴訟執行機関又は訴訟執行人による損害の被害者が賠償を受ける権利の保障
第31条 刑事訴訟活動における不服申立て及び告発をする権利の保障
第32条 訴訟執行機関及び訴訟執行人に対する機関、組織及び人民代表の監察

第3章 訴訟執行機関、訴訟執行人及び訴訟執行人の交代

- 第33条 訴訟執行機関及び訴訟執行人
第34条 捜査機関の長官及び副長官の任務、権限及び責任
第35条 捜査官の任務、権限及び責任
第36条 檢察院長官、副長官の任務、権限及び責任
第37条 檢察官の任務、権限及び責任
第38条 裁判所長官、副長官の任務、権限及び責任
第39条 裁判官の任務、権限及び責任
第40条 参審員の任務、権限及び責任
第41条 裁判所書記官の任務、権限及び責任
第42条 訴訟執行人の回避又は更迭をしなければならない場合

- 第43条 訴訟執行人の更迭を提案する権利
第44条 捜査官の更迭
第45条 檢察官の更迭
第46条 裁判官、参審員の更迭
第47条 書記官の更迭

第4章 訴訟参加人

- 第48条 被暫定留置人
第49条 被疑者
第50条 被告人
第51条 被害者
第52条 民事原告
第53条 民事被告
第54条 事件に関する利害関係人
第55条 証人
第56条 弁護人
第57条 弁護人の選任、更迭
第58条 弁護人の権利及び義務
第59条 当事者の権利の保護人
第60条 鑑定人
第61条 通訳人
第62条 訴訟参加人の権利及び義務を实行できるように説明し保障する責任

第5章 証拠

- 第63条 刑事事件で証明しなければならない問題
第64条 証拠
第65条 証拠の収集
第66条 証拠の評価
第67条 証人の供述
第68条 被害者の供述
第69条 民事原告、民事被告の供述
第70条 刑事事件の利害関係人の供述
第71条 被逮捕人、被暫定留置人の供述
第72条 被疑者、被告人の供述
第73条 鑑定の結論
第74条 証拠物
第75条 証拠物の収集及び保存
第76条 証拠物の取扱い
第77条 捜査、裁判の調査
第78条 刑事事件におけるその他の書類及び物品

第6章 諸予防措置

- 第79条 予防措置適用の措置及び根拠
第80条 勾留のための被疑者又は被告人の逮捕
第81条 緊急時の逮捕
第82条 現行犯人又は指名手配犯人の逮捕
第83条 逮捕後又は被逮捕人を受領した後直ちにとるべき措置
第84条 逮捕調査書
第85条 逮捕通知
第86条 暫定留置
第87条 暫定留置期間
第88条 勾留
第89条 暫定留置及び勾留の制度
第90条 被暫定留置人又は被勾留人の親族の世話及び財産の保管
第91条 居住地外出の禁止

- 第92条 立保証
- 第93条 保釈金としての金銭又は財産の預託
- 第94条 予防措置の取消し又は変更

第7章 調査, 期限, 訴訟費用

- 第95条 調査
- 第96条 期限の計算
- 第97条 期限の更新
- 第98条 訴訟費用
- 第99条 訴訟費用の負担責任

第2編 刑事事件の立件, 捜査及び起訴決定

第8章 刑事事件の立件

- 第100条 刑事事件の立件の根拠
- 第101条 告発及び犯罪に関する情報
- 第102条 犯人の自首
- 第103条 犯罪の告発, 通報及び立件の建議の解決
- 第104条 刑事事件立件の決定
- 第105条 被害者の要求による刑事事件の立件
- 第106条 刑事事件立件決定の変更又は補充
- 第107条 刑事事件を立件しない諸根拠
- 第108条 刑事事件を立件しない決定
- 第109条 刑事事件を立件する検察院の権限及び責任

第9章 捜査通則

- 第110条 捜査権
- 第111条 国境警備隊, 税関, 森林警備隊及び各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍のその他の機関の捜査権限
- 第112条 捜査段階で公訴権を行使する検察院の任務及び権限
- 第113条 捜査の検察における検察院の任務及び権限
- 第114条 検察院の要求及び決定に従う捜査機関の責任
- 第115条 捜査機関及び検察院の決定及び要求に従う責任
- 第116条 管轄に応じた捜査のための事件の移送
- 第117条 捜査のための刑事事件の併合, 分離
- 第118条 捜査の委託
- 第119条 捜査期間
- 第120条 捜査のための勾留期間
- 第121条 捜査の再開, 補充捜査, 再捜査の期限
- 第122条 訴訟参加人の要求の解決
- 第123条 目撃者の参加
- 第124条 捜査上の秘密の非公開
- 第125条 捜査の調書

第10章 被疑者の立件及び被疑者の取調べ

- 第126条 被疑者の立件
- 第127条 被疑者の立件決定の変更又は補充
- 第128条 被疑者の職務の一時停止
- 第129条 被疑者の召喚
- 第130条 被疑者の勾引
- 第131条 被疑者の取調べ
- 第132条 被疑者の取調べ調書

第11章 証人, 被害者, 民事原告, 民事被告, 事件の利害関係人の供述聴取, 対質及び人定

- 第133条 証人の召喚
- 第134条 証人の勾引
- 第135条 供述の聴取
- 第136条 証人の供述調書
- 第137条 被害者, 民事原告, 民事被告, 事件の利害関係人の召喚及び供述聴取

- 第138条 対質
- 第139条 人定

第12章 財産の捜索, 没収, 差押え, 留置

- 第140条 身体捜索, 住居, 勤務地, 土地, 物, 通信, 電報, 郵便小包, 郵便物の捜索の根拠
- 第141条 捜索令状発付の権限
- 第142条 身体への捜索
- 第143条 住居, 勤務地, 場所の捜索
- 第144条 信書, 電報, 郵便小包及び郵便物の郵便局における没収
- 第145条 捜索中の物, 書類の差押え
- 第146条 財産の留置
- 第147条 没収, 差し押さえ又は密封された物, 書類, 信書, 電報, 郵便小包及び郵便物を保存する責任
- 第148条 物, 書類, 信書, 電報, 郵便小包及び郵便物の捜索, 没収, 差押えの調査
- 第149条 物, 書類, 信書, 電報, 郵便小包及び郵便物の捜索, 留置, 没収又は差押えの令状発付者及び執行人の責任

第13章 現場検証, 死体解剖, 身体上の痕跡検証, 捜査実験, 鑑定

- 第150条 現場検証
- 第151条 死体解剖
- 第152条 身体上の痕跡の検証
- 第153条 捜査実験
- 第154条 現場検証, 死体解剖, 身体上の痕跡の検証及び捜査実験の調書
- 第155条 鑑定意見の要求
- 第156条 鑑定の実施
- 第157条 鑑定の結論の内容
- 第158条 鑑定の結論に関する被疑者及び訴訟参加人の権利
- 第159条 補充鑑定又は再鑑定

第14章 捜査の停止及び捜査の終了

- 第160条 捜査の停止
- 第161条 被疑者の指名手配
- 第162条 捜査の終了
- 第163条 起訴の提案
- 第164条 捜査の中止
- 第165条 捜査再開

第15章 起訴決定

- 第166条 起訴決定の期限
- 第167条 起訴状
- 第168条 補充捜査のための記録差し戻し
- 第169条 事件の中止又は停止

第3編 第一審公判

第16章 全審級裁判所の管轄権

- 第170条 全審級裁判所の裁判管轄権
- 第171条 土地管轄
- 第172条 ベトナムの領空又は領海外を航行中のベトナム社会主義共和国の航空機又は船舶で行われた犯罪を裁判する管轄権
- 第173条 異なる審級の裁判所が管轄する複数の犯罪を行った被告人の裁判
- 第174条 事件の移送
- 第175条 裁判管轄に関する紛争の解決

第17章 公判準備

- 第176条 公判準備期限

- 第177条 予防措置の適用, 変更, 取消し
- 第178条 公判を行う決定の内容
- 第179条 補充捜査のために記録を差し戻す決定
- 第180条 事件を停止又は中止する決定
- 第181条 検察院による起訴決定の撤回
- 第182条 裁判所の各決定の交付
- 第183条 公判期日において尋問する必要がある者の召喚

第18章 公判期日における手続の通則

- 第184条 直接, 口頭又は連続審理
- 第185条 第一審審理合議体の構成
- 第186条 特別な場合の審理合議体構成員の変更
- 第187条 公判期日への被告人の出頭
- 第188条 公判期日における被告人の監察
- 第189条 検察官の出廷
- 第190条 弁護人の出廷
- 第191条 被害者, 民事原告, 民事被告, 事件の利害関係人又はその合法的代理人の出頭
- 第192条 証人の出頭
- 第193条 鑑定人の出頭
- 第194条 公判期日延期の期限
- 第195条 公判期日における検察官の起訴決定撤回又はより軽い犯罪の結論
- 第196条 公判の制限
- 第197条 公判期日の規則
- 第198条 公判期日の秩序を乱した者に対する措置
- 第199条 裁判所の判決及び各決定の作成
- 第200条 公判期日の調書

第19章 公判期日開始手続

- 第201条 公判期日開始手続
- 第202条 裁判官, 参審員, 検察官, 書記官, 鑑定人, 通訳人の更迭提案の解決
- 第203条 通訳人, 鑑定人の権利及び義務の説明
- 第204条 証人の権利, 義務の説明及び証人の隔離
- 第205条 証拠調べ要求の解決及び関係人欠席時の公判期日延期の要求解決

第20章 公判期日における尋問手続

- 第206条 起訴状朗読
- 第207条 尋問手順
- 第208条 捜査機関で行った供述の公開
- 第209条 被告人質問
- 第210条 被害者, 民事原告, 民事被告, 事件の利害関係人又はこれらの者の合法的代理人の質問
- 第211条 証人質問
- 第212条 証拠物の検討
- 第213条 現場検証
- 第214条 機関又は組織による事件書類, 見解, 報告の陳述, 公開
- 第215条 鑑定人質問
- 第216条 尋問の終了

第21章 公判期日における弁論

- 第217条 弁論時の発表の順番
- 第218条 反論
- 第219条 再尋問
- 第220条 被告人の最終発言
- 第221条 起訴決定の取下げ, 又はより軽い罪を結論とすることの検討

第22章 判決の評議, 宣告

- 第222条 判決の評議
- 第223条 尋問と弁論の再開
- 第224条 判決
- 第225条 管理業務の過誤是正に対する建議
- 第226条 判決の宣告
- 第227条 被告人の釈放
- 第228条 判決宣告後の勾留のための被告人の逮捕
- 第229条 判決の交付

第4編 控訴審

第23章 控訴審の性質, 控訴権及び異議申立て権

- 第230条 控訴審の性質
- 第231条 控訴権を有する者
- 第232条 検察院による異議申立て
- 第233条 控訴及び異議申立ての手続
- 第234条 控訴及び異議申立ての期限
- 第235条 期限後の控訴
- 第236条 控訴, 異議申立ての通知
- 第237条 控訴, 異議申立ての結果
- 第238条 控訴, 異議の補充, 変更, 取下げ
- 第239条 第一審裁判所の決定に対する控訴, 異議申立て
- 第240条 控訴, 異議申立てのない第一審判決, 決定の効力

第24章 控訴審手続

- 第241条 控訴審裁判の範囲
- 第242条 控訴審裁判の期限
- 第243条 控訴審裁判所による予防措置の適用, 変更, 取消し
- 第244条 控訴審合議体の構成
- 第245条 控訴審公判期日の参加人
- 第246条 控訴審裁判所における証拠の補充, 検討
- 第247条 控訴審公判期日の手続
- 第248条 控訴審判決及び控訴審裁判所の管轄権
- 第249条 第一審判決の修正
- 第250条 再捜査又は再審理のための第一審判決の破棄
- 第251条 第一審判決の破棄及び事件の中止
- 第252条 刑事事件の再捜査又は再審理
- 第253条 第一審裁判所の決定の控訴審
- 第254条 控訴審判決, 決定の交付

第5編 裁判所の判決及び決定の執行

第25章 裁判所の判決及び決定の執行に関する通則

- 第255条 執行される判決及び決定
- 第256条 裁判所の判決及び決定の執行手続
- 第257条 裁判所の判決及び決定の執行を任じられた機関, 組織

第26章 死刑の執行

- 第258条 執行前の死刑検討手続
- 第259条 死刑の執行

第27章 懲役刑及びその他の刑罰の執行

- 第260条 懲役刑の執行
- 第261条 懲役刑執行の延期
- 第262条 懲役刑執行の停止
- 第263条 懲役刑執行を延期又は停止された者の管理
- 第264条 執行猶予付懲役刑, 非拘束矯正刑の執行
- 第265条 退去強制処分の執行
- 第266条 保護観察処分又は居住禁止処分の執行
- 第267条 罰金又は財産没収の執行

第28章 刑期の短縮又は刑執行の免除

- 第268条 刑期の短縮又は刑執行免除の条件
- 第269条 刑期の短縮又は刑執行免除の手續

第29章 前科の抹消

- 第270条 前科の自動的抹消
- 第271条 裁判所の決定による前科の抹消

第6編 法的効力を発生した判決、決定の再検討

第30章 監督審手續

- 第272条 監督審手續の性質
- 第273条 監督審手續に従って異議を申し立てる根拠
- 第274条 監督審手續に従って再検討が必要な法的効力を発生した判決又は決定の発見
- 第275条 監督審手續に従って異議申立てをする権限を有する者
- 第276条 監督審手續に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止
- 第277条 監督審手續による異議申立て
- 第278条 監督審手續による異議申立ての期限
- 第279条 監督審手續による事件再検討の管轄権
- 第280条 監督審公判期日の参加人
- 第281条 監督審合議体の構成
- 第282条 監督審公判期日の準備及び手續
- 第283条 監督審の期限
- 第284条 監督審の範囲
- 第285条 監督審合議体の管轄権
- 第286条 判決又は決定の破棄及び事件の中止
- 第287条 再捜査又は再審のための法的効力を発生した判決又は決定の破棄
- 第288条 監督審決定の効力及び監督審決定の交付
- 第289条 監督審合議体が判決又は決定を破棄した後の事件の再捜査、再審

第31章 再審手續

- 第290条 再審の性質
- 第291条 再審手續による異議申立ての根拠
- 第292条 新たに発見された事実関係の通知と確認
- 第293条 再審手續に従って異議申立てをする権限を有する者
- 第294条 再審手續に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止
- 第295条 再審手續に従って異議申立てをする期限
- 第296条 再審の管轄権
- 第297条 再審手續の実施
- 第298条 再審合議体の管轄権
- 第299条 再審決定の効力及び再審決定の交付
- 第300条 事件の再捜査又は事件の再審理

第7編 特別手續

第32章 未成年者に適用する手續

- 第301条 適用範囲
- 第302条 捜査、起訴及び裁判
- 第303条 逮捕、暫定留置、勾留
- 第304条 未成年犯罪者の監察
- 第305条 弁護
- 第306条 家族、学校、組織の訴訟参加
- 第307条 裁判

- 第308条 懲役刑の執行
- 第309条 司法措置の執行終了、刑の減輕又は刑執行の免除
- 第310条 前科の抹消

第33章 強制医療措置適用の手續

- 第311条 強制医療措置の適用条件及び適用の権限
- 第312条 捜査
- 第313条 捜査終了時の検察院の決定
- 第314条 裁判
- 第315条 懲役刑に服す者に対する強制医療措置の適用
- 第316条 不服申立て、異議申立て、控訴
- 第317条 強制医療措置の執行、執行の停止

第34章 簡易手續

- 第318条 簡易手續適用の範囲
- 第319条 簡易手續の適用条件
- 第320条 簡易手續適用の決定
- 第321条 捜査
- 第322条 捜査、起訴のための暫定留置、勾留
- 第323条 起訴決定
- 第324条 裁判

第35章 刑事訴訟における不服申立て、告発

- 第325条 不服申立てをする権利を有する者
- 第326条 不服申立人の権利及び義務
- 第327条 不服を申し立てられた者の権利及び義務
- 第328条 不服申立ての時効
- 第329条 捜査官、捜査機関の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限
- 第330条 検察官、検察院の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限
- 第331条 裁判官、裁判所の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限
- 第332条 各種捜査活動を行う権限を有する者に対する不服申立て解決の権限及び期限
- 第333条 逮捕、暫定留置、勾留措置の適用に関する不服申立て解決の期限
- 第334条 告発権を有する者
- 第335条 告発人の権利及び義務
- 第336条 被告発人の権利及び義務
- 第337条 告発解決の権限及び期限
- 第338条 不服申立て、告発を解決する権限を有する者の責任
- 第339条 刑事訴訟活動における不服申立て、告発の解決の検察における検察院の任務、権限

第8編 国際協力

第36章 刑事訴訟活動における国際協力の通則

- 第340条 刑事訴訟活動における国際協力の原則
- 第341条 司法共助の実行
- 第342条 司法共助要求の拒否

第37章 事件の関連記録、書類及び証拠物の引渡し及び移送

- 第343条 刑事責任の追及又は判決執行のための引渡し
- 第344条 国外引渡しの拒否
- 第345条 刑事事件の記録、証拠物の移送
- 第346条 刑事事件に関連する書類、物、現金の授受、移送

刑事訴訟法

(No. 19/2003/QH11)

第10国会第10会期2001年12月25日決議により修正、補充したベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づき、この法律は、立件、捜査、起訴、裁判及び刑事判決執行の手順及び手続を定める。

第1編 総則

第1章 刑事訴訟法の目的及び効力

第1条 刑事訴訟法の目的

刑事訴訟法は、犯罪の防止及び排除において指導力を発揮し、すべての犯罪行為を正確かつ迅速に発見して公正かつ適時に処理するため、並びに犯罪者の不処罰及び無実の者の不正な処罰を放置しないため、立件、捜査、起訴、裁判及び刑事判決執行を行う手順及び手続、訴訟執行機関の役割、任務、権限及び相互関係、訴訟執行人の任務、権限及び責任、刑事訴訟活動参加人、諸機関、組織及び公民の権利及び義務、並びに刑事訴訟活動における国際協力を定める。

刑事訴訟法は、社会主義体制を擁護し、国家の権利、公民、組織の合法的な権利及び権利を擁護し、社会主義法秩序を擁護し、また同時に、すべての人民に法を遵守し、犯罪を予防し、戦う意識を教育するものである。

第2条 刑事訴訟法の効力

ベトナム社会主義共和国の領土におけるあらゆる刑事訴訟活動は、この法律に定める規定に従って行わなければならない。

ベトナム社会主義共和国の領土内で罪を犯し、ベトナム社会主義共和国が締結し又は加盟した国際協定の加盟国の公民である外国人に対する刑事訴訟手続は、当該国際条約に定める規定に従って行う。

ベトナム社会主義共和国の領土で罪を犯し、ベトナム法、ベトナム社会主義共和国が署名し若しくは加盟した国際条約又は国際慣習に従って、外交特権、領事優遇措置及び免責を受ける権利がある外国人については、その事件は、外交ルートを通じて解決する。

第2章 基本的原則

第3条 刑事訴訟における社会主義法制の保障

訴訟執行機関、訴訟執行人及び訴訟参加人のあらゆる活動は、この刑事訴訟手続に定める規定に従って行わなければならない。

第4条 公民の基本的権利の尊重及び保護

訴訟を行う場合において、捜査機関の長官及び副長官、捜査官、検察院の長官及び副長官、検察官、裁判所の長官及び副長官、裁判官並びに参審員は、それぞれの責任の範囲内において、公民の合法的な権利及び利益を尊重して擁護し、採られた措置の適法性及び必要性を常に検討し、その措置が法に違反し又は必要でないとき、適時に取り消し又は変更しなければならない。

第5条 公民の法の下での平等の権利の保障

刑事訴訟は、すべての公民が、民族、性別、信仰、宗教、社会階級、社会的地位にかかわらず、法の下で平等であるという原則の下で行なう。罪を犯した者は、何人も法に従って処分される。

第6条 公民の身体への不可侵に関する権利の保障

何人も、現行犯として逮捕される場合を除き、裁判所の決定、検察院の決定又は承認なくして逮捕されない。

人の逮捕及び勾留は、この法律の規定に従わなければならない。

脅迫、拷問は、いかなる形式のものも厳禁する。

第7条 公民の生命、健康、名誉、尊厳、財産の保護

公民は、その生命、健康、名誉、尊厳及び財産を法律によって保護される権利を有する。

生命、健康、名誉、尊厳、財産を侵害するいかなる行為も、法律に従って処分する。

被害者、証人、その他の訴訟参加人及びその親族の生命及び健康が威圧され、名誉、尊厳、財産が侵害された場合は、管轄訴訟執行機関が、法律に従って保護するために必要な措置を適用する。

第8条 公民の住居の不可侵、通信、通話及び電報の安全及び秘密に関する権利の保障

何人も、公民の住居、通信、通話及び電報の安全及び秘密を侵害することを禁止する。

訴訟執行において、住居の捜索、信書及び電報の捜索、差押え及び没収を行うときは、この法律の規定に従わなければならない。

第9条 何人も裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪推定されない

何人も、裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪と見なされず、処罰されない。

第10条 事件の真相解明

捜査機関、検察院及び裁判所は、客観的、多角的かつ十分に事件の真相を解明し、被疑者、被告人の有罪の証拠及び無罪の証拠、刑事責任を加重し又は軽減する関係事実を明らかにするために、あらゆる適法な措置を採らなければならない。

犯罪の立証責任は、訴訟執行機関が負う。被疑者又は被告人は、自らの無罪を証明する権利を有するが義務は負わない。

第11条 被勾留人、被疑者及び被告人の防御権の保障

被勾留人、被疑者及び被告人は、自ら防御し、又は他の者に弁護を依頼する権利を有する。

捜査機関、検察院及び裁判所は、被勾留人、被疑者及び被告人が、この法律の規定に従って防御権を行使することを保障する義務を負う。

第12条 訴訟執行機関、訴訟執行人の義務

手続を行う過程において、訴訟執行機関及び訴訟執行人は、厳正に法令の規定を実行し、自らの行為及び決定に対し責任を負わなければならない。

逮捕、勾留、差押え、立件、捜査、起訴、裁判、判決執行において法律に違反した者は、その違反の性質及び重大性に従って、懲戒され又は刑事責任を追及される。

第13条 刑事事件の立件、処理の責任

犯罪を示す事象を発見した場合は、捜査機関、検察院又は裁判所は、それぞれの任務及び管轄範囲内において、犯罪を認定し、犯罪者を処分するために、事件を立件し、この法律が規定する措置を適用する責任を負う。

この法律に定められた根拠及び手順を除いて事件を立件してはなら

ない。

第14条 訴訟執行人又は訴訟参加人の公平の保障

捜査機関の長官及び副長官、捜査官、検察院の長官及び副長官、検察官、裁判所の長官及び副長官、裁判官、参審員及び裁判所書記官は、訴訟を遂行するときに公正でないに疑うに足る確実な理由があるときは訴訟執行を禁じられ、通訳人、鑑定人は、自己の任務を遂行するときに公正でないに疑うに足る確実な理由があるときは手続に参加してはならない。

第15条 参審員による裁判制度の実行

人民裁判所又は軍事裁判所の公判は、この法律の定めに従って、それぞれ人民参審員又は軍事参審員が参加する。公判において、参審員は裁判官と同等の権利を有する。

第16条 裁判官と参審員は独立して公判を行い、法律にのみ従う

公判において、裁判官と参審員は独立し、法律にのみ従う。

第17条 裁判所は公判を合議体で行う

裁判所は、公判を合議体で行い、評決は多数決で行う。

第18条 公判の公開

この法律に別段の定めがある場合を除き、裁判所は、公判を公開し、何人も公判を傍聴する権利がある。

国家機密、国民の醇風美俗を守り、又は当事者の正当な請求によりその秘密を守ることが必要な特別な場合には、裁判所は、公判を非公開で行うが、その判決の宣告は公開しなければならない。

第19条 法廷での平等権の保障

検察官、被告人、弁護人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、並びにそれらの合法な代理人及び当事者の権利の保護人は、裁判所に証拠、書類、物を提出し、法廷で民主的に請求し弁論を行う平等な権利を有する。裁判所は、上記の者が事件の客観的真相解明するためにこれらの権利を行使できる条件を整える責任を負う。

第20条 二審制の実行

1. 裁判所は、二審制を実行する。

第一審の判決及び決定は、この法律の規定に従って控訴し、異議を申し立てることができる。

第一審の裁判の判決及び決定は、この法律に定める期限内に控訴し又は異議を申し立てなければ法的効力を発生する。控訴され又は異議が申し立てられた第一審判決又は決定については、事件を控訴審で審理しなければならない。控訴審判決、決定は、法的効力を発生する。

2. 法的効力を発生した判決、決定は、違法又は新たな事実関係が発見された場合には、監督審又は再審の手続に従って再検討する。

第21条 審理の監督

上級裁判所は、下級裁判所の審理を監督し、最高人民裁判所は、法律の厳正かつ統一的な適用を保障するため、人民裁判所及び軍事裁判所の審理を監督する。

第22条 裁判所の判決及び決定の効力の保障

1. 法的効力を発生した判決又は決定は、機関、組織及びすべての公民が執行し、尊重しなければならない。関係する個人、機関及び組織は、それぞれの責任の範囲内において、判決及び決定を厳正に執行し又は遵守し、その執行又は遵守につき法律上の責任を負わなければならない。

2. 自己責任の範囲内において国家機関、社、区、町の行政機関、組織及び公民は、判決及び決定の執行任務を負う機関及び組織と、その執行において協力しなければならない。

国家機関、社、区及び町の行政機関は、条件を整え、判決執行において判決及び決定の執行任務を負う機関及び組織の要求を実現する責任がある。

第23条 刑事訴訟における公訴権及び法遵守の検察権の行使

1. 検察院は、刑事訴訟活動において公訴権を行使し、裁判所に犯罪者を起訴することを決定する。

2. 検察院は、刑事訴訟活動中の法遵守を検査し、訴訟執行機関又は訴訟執行人及び訴訟参加人の法律違反を適時に発見し、その機関又は個人の法律違反を排除するために、この法律が定める措置を採る義務を有する。

3. 検察院は、すべての犯罪行為を適時に処理するために、刑事訴訟において公訴権を行使し及び法律遵守を検査する。つまり、犯罪及び犯罪者を見逃さず、無実の者に罪を着せないように、真犯人、間違いのない罪に対し、正しい法律により、立件、捜査、起訴、裁判、判決の執行を行うことを検査する。

第24条 刑事訴訟で使用される口語及び文語

刑事訴訟で使う口語及び文語は、ベトナム語である。刑事訴訟の参加人は、自己の民族語の話言葉と文字を使用する権利を有し、この場合には通訳人を必要とする。

第25条 犯罪の予防及び防止における組織及び公民の責任

1. 組織及び公民は、犯罪行為を発見して告発し、犯罪の予防及び防止に参加する権利及び義務を有し、国家の権利、公民及び組織の合法的な権利及び権利の保護に貢献する。

2. 執行機関は、組織及び公民が刑事訴訟に参加する機会を作り出す義務を負い、通報された犯罪情報の解決の結果を、通報した組織、犯罪の告発者に通知しなければならない。

3. 組織及び公民は、執行機関及び執行人の請求に従い、その機関及び人が任務を遂行するための義務を負う。

第26条 国家機関及び訴訟執行機関間の調整

1. 国家機関は、それぞれの責任の範囲内において、犯罪を予防する措置を適用し、犯罪の予防及び防止において捜査機関、検察院及び裁判所と協力しなければならない。

国家機関は、課された役割及び任務の遂行を常に検討して検査し、法律違反行為を適時に発見し、自らの機関及びその所管内で敢行された犯罪行為すべてを直ちに捜査機関又は検察院に通報しなければならない。国家機関は、犯罪行為を犯した者について検討し立件することを捜査機関に建議し、関連書類を捜査機関に送付する権利を有する。

国家機関の長官は、当該機関及びその所管内で発生した犯罪行為の捜査機関又は検察院への通報を怠ったことに対して責任を負う。

国家機関は、執行機関及び執行人の請求に従い、その機関及び人が任務を遂行する機会を作り出す義務を負う。

執行機関及び執行人の任務遂行中にその活動を妨害するすべての行為は、厳禁する。

2. 査察機関は、犯罪の発見及び処理において、捜査機関、検察院及び裁判所と協力しなければならない。犯罪の示す事象を発見したときは、捜査機関、検察院に、直ちに関連書類を送付し、刑事事件を検討して立件することを建議しなければならない。

3. 捜査機関及び検察院は、それぞれの責任の範囲内において、通報された犯罪に関する情報を検討して解決し、立件を建議し、通報又は建議をした国家機関に対して解決の結果を通知しなければならない。

第27条 犯行の原因及び条件の発見と克服

刑事訴訟を行う過程において、捜査機関、検察院及び裁判所は、犯行の原因及び条件を捜す義務を負い、関係機関及び組織に克服及び防止の措置を採ることを要請する。

関係機関及び組織は、捜査機関、検察院又は裁判所の要請の実現に関して回答をしなければならない。

第28条 刑事事件における民事問題の解決

刑事事件における民事問題の解決は、刑事事件の解決と同時に行うことができる。刑事事件が賠償、弁償の問題を解決する必要を有するが、まだ証明の条件が整っておらず、しかも、その問題が刑事事件の解決に影響を与えないときは、切離して民事訴訟手続に従って解決することができる。

第29条 冤罪人が損害賠償を受ける権利、名誉及び権利を回復する権利の保障

冤罪人は、刑事訴訟活動を行う権限を有する者から損害賠償、名誉と権利の復活を受ける権利を有する。

刑事訴訟活動において冤罪を起こした管轄機関は、冤罪人に対し損害賠償を支払い、その名誉及び権利を回復しなければならない。損失を与えた者は、法律の規定に従い管轄機関に賠償金額を弁償しなければならない。

第30条 訴訟機関又は訴訟執行人による損害の被害者が賠償を受ける権利の保障

刑事訴訟活動において権限を有する機関又は人により損害を受けた者は、損害賠償を受ける権利を有する。

刑事訴訟活動の管轄機関は、被害者に対し損害賠償を支払わなければならない。損害を与えた者は、法律の規定に従い管轄機関に賠償金額を弁償しなければならない。

第31条 刑事訴訟における不服申立て及び告発をする権利の保障

刑事訴訟活動の権限を持っている機関若しくは人又はその機関に属する人による刑事訴訟活動中の違法行為について、個人、機関及び組織は不服申立てをする権利を有し、個人は告発する権利を有する。

管轄機関は、不服申立て及び告発を適時にかつ適法に受理し、検討し、解決し、不服申立者及び告発人がその内容を知り救済策を採るために、当該解決の結果を文書で不服申立者及び告発人に通知しなければならない。

不服申立て及び告発を解決する手順、手続及び権限は、この法律により定める。

第32条 訴訟執行機関及び訴訟執行人に対する機関、組織及び人民代表の監察

国家機関、ベトナム祖国戦線委員会及びその構成組織並びに人民代表は、訴訟執行活動機関及び訴訟執行人の活動を監察し、その機関及び人による不服申立て及び告発の解決を監察する。

訴訟執行機関、訴訟執行人による違法行為を発見したときは、国家機関、人民によって選出された代表は、この法律に定める規定に従って検討し解決するよう、ベトナム祖国戦線委員会及びその構成組織が権限を有する訴訟執行機関に対して建議することを要求する権利を有する。権限を有する訴訟執行機関は、法律に従って建議、要求を検討し、解決し、回答しなければならない。

第3章 訴訟執行機関、訴訟執行人及び訴訟執行人の交代

第33条 訴訟執行機関及び訴訟執行人

1. 訴訟執行機関は、次の機関を含む。
 - a) 捜査機関
 - b) 検察院
 - c) 裁判所
2. 訴訟執行人は、次の人を含む。
 - a) 捜査機関の長官及び副長官、捜査官
 - b) 検察院の長官及び副長官、検察官
 - c) 裁判所の長官及び副長官、裁判官、参審員、書記官

第34条 捜査機関の長官及び副長官の任務、権限及び責任

1. 捜査機関の長官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 捜査機関の捜査活動を直接に組織し、指導する。
 - b) 刑事事件の捜査において、捜査機関の副長官及び捜査官の割り当てを決定する。
 - c) 副長官及び捜査官の捜査活動を検査する。
 - d) 捜査機関の副長官及び捜査官の根拠のない及び違法な決定の変更又は取消しを決定する。
 - dd) 捜査官の更迭を決定する。
 - e) 管轄捜査機関に属する不服申立て及び告発を解決する。捜査機関の長官が不在の場合は、長官が委任した副長官が長官の任務を遂行し、権限を行使する。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負う。
2. 刑事事件の捜査を敢行するときに、捜査機関の長官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 事件立件、被疑者立件の決定、事件を立件しない決定、事件の併合又は分離決定
 - b) 予防措置の適用、変更又は取消しの決定
 - c) 被疑者の指名手配、財産の搜索、回収、差押え、留置目録、証拠物の処理の決定
 - d) 鑑定意見の要求及び遺体の発掘の決定
 - dd) 事件捜査の結論
 - e) 捜査停止の決定、捜査中止の決定、捜査再開の決定
 - g) 捜査措置を直接実行すること、弁護人の認可証を授与し又は撤回すること、他の捜査機関管轄権の訴訟活動を敢行すること。
3. 捜査機関の副長官は、刑事事件の捜査を割り当てられたときは、本条第2項に定める任務及び権限を有する。
4. 捜査機関の長官及び副長官は、自己の行為及び決定について法律上の責任を負う。

第35条 捜査官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件の捜査を割り当てられた捜査官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 刑事事件記録を作成すること。
 - b) 被疑者を召喚し、取り調べる。証人、被害者、民事原告、民事被告及び事件の利害関係人を召喚し、供述を聴取すること。
 - c) 被疑者の勾引を決定すること、証人の勾引を決定すること。
 - d) 逮捕、暫定留置、勾留、財産の搜索、没収、差押え、留置について命令を実施すること。
 - dd) 現場検証、死体解剖、対質、人定尋問、捜査実験を行うこと。
 - e) 捜査機関の長官の割当てに従い、捜査機関の管轄に属するその他の捜査活動を行うこと。
2. 捜査官は、その行為及び決定について法律上の責任を負い、捜査機関の長官に対し責任を負う。

第36条 検察院長官、副長官の任務、権限及び責任

1. 検察院長官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 刑事訴訟活動における公訴権の行使活動及び法遵守の検察活動を組織して指揮すること。
 - b) 副長官及び検察官を刑事事件に関する訴訟活動における公訴権の行使及び法遵守の検察に割り当てて決定すること。
 - c) 副長官及び検察官の刑事訴訟活動における公訴権の行使活動及び法遵守の検察活動を検査すること。
 - d) 法律に基づいて、法的効力を発生した判決又は決定に対し監督審又は再審手続に従い異議申立てをすること。
 - dd) 副長官及び検察官の根拠がなく違法な決定を変更し又は取り消すこと。
 - e) 下級検察院の根拠がなく違法な決定を撤回し、停止し又は取り消すこと。

- g) 検察官の更迭を決定すること。
 - h) 検察院が管轄する不服申立て及び告発を解決すること。
検察院長官が不在の場合は、長官が委任した副長官がその任務及び権限を遂行する。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負う。
2. 刑事事件に関する訴訟活動において公訴権を行使し、法遵守を検察するとき、検察院長官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 事件を立件することを決定し、事件を立件しないことを決定し、被疑者を立件することを決定し、捜査機関に対して立件を要求し、又はこの法律に従って刑事事件の立件、被疑者立件の決定の変更を要求すること。
 - b) 捜査機関の長官に捜査官の更迭を要求すること。
 - c) 予防措置の適用、変更又は取消し、捜査期間の延長、勾留期間の延長を決定すること、捜査機関に被疑者の捜索、指名手配を要求すること。
 - d) 捜査機関の決定の承認又は不承認を決定すること。
- dd) 捜査機関の根拠がなく違法な決定の取消しを決定すること。
- e) 事件の移送を決定すること。
 - g) 起訴の決定、補充捜査のための記録返却の決定鑑定意見の要求の決定をすること。
 - h) 事件の停止又は中止の決定、捜査再開の決定、証拠物の処理を決定すること。
 - i) 控訴手続に従って判決、決定に対し異議申立てをすること。
 - k) 弁護人の認可証を授与し又は撤回すること。検察院が管轄する他の訴訟活動を決定し実施すること。
3. 検察院副長官は、刑事事件に関する訴訟活動における公訴権の行使活動及び法遵守の検察に割り当てられたときは、本条第2項に定める任務及び権限を有する。
4. 検察院長官及び副長官は、自らの行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

第37条 検察官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件に関する訴訟活動における公訴権の行使及び法遵守の検察に割り当てられた検察官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 立件を検査し、捜査機関による訴訟活動及び事件記録の作成を検査すること。
 - b) 捜査要求をすること。
 - c) 被疑者を召喚し取り調べること、事件に関係する証人、被害者、民事原告、民事被告、利害関係者を召喚し、供述を聴取すること。
 - d) 逮捕、暫定留置及び勾留を検査すること。
 - dd) 公判に参加すること。検察院の起訴状及び事件の解決に関する決定を読み上げること。尋問をし、証拠を提出し、論告を行うこと、事件の解決に関する自らの観点を発表し、公判における訴訟参加人と弁論すること。
 - e) 裁判所、訴訟参加人の公判活動における法遵守を検査し、判決及び決定を検査すること。
 - g) 判決及び決定の執行を検査すること。
 - h) 検察庁長官の割当てに従い、検察院の管轄に属するその他の任務を遂行し、その他の権限を行使すること。
2. 検察官は、自らの行為及び決定について法律上の責任を負い、検察院長官に対し責任を負う。

第38条 裁判所長官、副長官の任務、権限及び責任

1. 裁判所長官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 裁判所の審理業務を組織すること。
 - b) 刑事事件の解決及び審理を副長官、裁判官及び参審員に割り当て、刑事事件について訴訟の遂行を書記官に割り当てる決定をすること。
 - c) 公判開始前に裁判官、参審員及び書記官の更迭を決定すること。
 - d) この法律の定めに従い、法的効力を発生した判決及び決定に対し監督審の手続に基づいて異議申立てをすること。

- dd) 刑事判決の執行の決定を発すること。
 - e) 懲役の執行延期を決定すること。
 - g) 懲役の執行停止を決定すること。
 - h) 前科の抹消を決定すること。
 - i) 裁判所が管轄する不服申立て及び異議申立てを解決すること。
裁判所長官が不在の場合は、長官が委任した副長官がその任務を遂行し、権限を行使する。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負わなければならない。
2. 刑事事件を解決するとき、裁判所長官は、以下の任務及び権限を有する。
- a) 勾留措置の適用、変更及び取消しを決定すること。証拠物の処分を決定すること。
 - b) 刑事事件の移送を決定すること。
 - c) 弁護人の認可証を授与し又は撤回すること。
決定を發し、裁判所が管轄するその他の手続を行うこと。
3. 刑事事件の解決、審理を割り当てられたときは、裁判所副長官は、本条第2項に定める任務及び権限を有する。
4. 裁判所長官及び副長官は、自らの行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

第39条 裁判官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件の解決、審理を割り当てられた裁判官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 公判開始前に事件記録を検討すること。
 - b) 刑事事件の公判に参加すること。
 - c) 訴訟活動を遂行し、審理合議体が管轄する争点につき評決すること。
 - d) 裁判所長官の割当てに従い、裁判所の管轄に属するその他の訴訟活動を行うこと。
2. 公判の裁判長に割り当てられた裁判官は、本条第1項に定める任務及び権限に加え、次の任務及び権限を有する。
- a) この法律の規定に従い、予防措置の適用、変更又は取消しを決定すること。
 - b) 補充捜査のために記録の返却を決定すること。
 - c) 事件の公判開始の決定をすること、事件の停止若しくは中止を決定すること。
 - d) 尋問の必要がある者を公判に召喚することを決定すること。
 - dd) 裁判所長官の割当てに従って、裁判所の管轄に属するその他の訴訟活動を行うこと。
3. 最高人民裁判所の控訴裁判部長、副部長の地位にある裁判官は、弁護人の認可証を授与し又は撤回する権利を有する。
4. 裁判官は、自らの行為及び決定について、法律上の責任を負わなければならない。

第40条 参審員の任務、権限及び責任

1. 刑事事件の審理を割り当てられた参審員は、次の任務及び権限を有する。
- a) 公判前に事件記録を検討すること。
 - b) 第一審手続、控訴審手続に従って刑事事件の審理に参加すること。
 - c) 訴訟を行い、審理合議体が管轄する問題につき評決すること。
2. 参審員は、自らの行為及び決定について、法律上の責任を負わなければならない。

第41条 裁判所書記官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件について訴訟の遂行を割り当てられた書記官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 公判規則を伝えること。
 - b) 審理合議体に公判で召喚された者のリストを報告すること。
 - c) 公判の調書を作成すること。
 - d) 裁判所長官の割当てに従い、裁判所の管轄に属するその他の訴訟

訟活動を行うこと。

2. 書記官は、法律と裁判所長官に対して、自らの行為について責任を負わなければならない。

第42条 訴訟執行人の回避又は更迭をしなければならない場合

訴訟執行人は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。

1. 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人であるとき、それらの者、被疑者、被告人の合法的代理人又は親族であるとき。
2. 当該事件に参加した弁護士、証人、鑑定人、通訳人であるとき。
3. 職務遂行において公正でないとするに足りる明らかな理由があるとき。

第43条 訴訟執行人の更迭を提案する権利

次の者は、訴訟執行人の更迭を提案する権利を有する。

1. 検察官
2. 被疑者、被告人、被害者、民事原告、民事被告及びその合法的代理人
3. 弁護士、被害者、民事原告、民事被告の権利の保護人

第44条 捜査官の更迭

1. 捜査官は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
 - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
 - b) 検察官、裁判官、参審員又は書記官としてその事件の訴訟を執行した場合。
2. 捜査官の更迭は、捜査機関の長官が決定する。

捜査機関の長官である捜査官が本条第1項に定める場合の一に該当する場合は、事件の捜査は、直近の上級捜査機関が行わなければならない。

第45条 検察官の更迭

1. 検察官は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
 - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
 - b) 捜査官、裁判官、参審員又は書記官として事件の訴訟を執行した場合。
2. 公判開始前の検察官の更迭は、同級の検察院長官が決定する。

更迭される検察官が検察院長官である場合、更迭は、直近の上級検察院長官が直接決定する。

検察官を公判において更迭しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。

他の検察官の任命は、同級の検察院長官又は直近の上級検察院長官が直接決定する。

第46条 裁判官、参審員の更迭

1. 裁判官、参審員は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
 - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
 - b) 審理合議体を構成する裁判官、参審員が親族同士である場合。
 - c) 捜査官、検察官又は法廷書記官として、当該事件の第一審、若しくは控訴審で審理を行ない、又は訴訟を執行した場合。
2. 公判開始前の裁判官、参審員の更迭は、裁判所長官が決定する。

更迭される裁判官が裁判所長官である場合には、更迭は、直近の上級裁判所長官が決定する。

公判における裁判官、参審員の更迭は、尋問開始前に審理合議体が評議室で評決により決定する。

審理合議体の構成員の更迭が検討される場合は、当該構成員は、自分の意見を陳述することができる。合議体は、多数決で決定する。

公判において裁判官、参審員を更迭する場合は、審理合議体は、

公判を延期する決定を発する。

審理合議体の新しい構成員の任命は、裁判所長官が決定する。

第47条 書記官の更迭

1. 書記官は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
 - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
 - b) 検察官、捜査官、裁判官又は参審員として事件の訴訟を遂行した場合。
2. 公判開始前の書記官の更迭は、裁判所長官が決定する。

公判期における書記官の更迭は、審理合議体が決定する。

公判期日において書記官を更迭しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。

他の書記官の任命は、裁判所長官が決定する。

第4章 訴訟参加人

第48条 被暫定留置人

1. 被暫定留置人とは、緊急逮捕された者、現行犯逮捕された者、指名手配決定で逮捕された者、自首した犯人、降伏した犯人及び暫定留置決定が発せられた者である。
2. 被暫定留置人は、次の権利を有する。
 - a) 暫定留置の理由の報告を受けること。
 - b) 権利及び義務の説明を受けること。
 - c) 供述を陳述すること。
 - d) 自らを防御し、又は他の者に弁護を依頼すること。
 - dd) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - e) 訴訟執行権限を有する人、機関の訴訟上の決定、行為に対して不服申立てを行うこと。
3. 被暫定留置人は、暫定留置に関する法律の規定に従う義務を有する。

第49条 被疑者

1. 被疑者とは、刑事事件に関して立件された者である。
2. 被疑者は、次の権利を有する。
 - a) 嫌疑のある犯罪について通知されること。
 - b) その権利及び義務について説明を受けること。
 - c) 供述を陳述すること。
 - d) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - dd) この法律の定めに従い、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
 - e) 自らを防御し、又は他の者に弁護を依頼すること。
 - g) 立件の決定、予防措置の適用、変更又は取消しの決定、書面による捜査の結論、捜査を停止し又は中止する決定、事件を停止し、又は中止する決定、起訴状、起訴の決定、この法律に定めるその他の訴訟決定を受け取ること。
 - h) 訴訟執行権限を有する機関、人の訴訟決定及び行為に対して不服申立てをすること。
3. 被疑者は、捜査機関、検察院の召喚状に応じて出頭しなければならない。正当な理由なく出頭しない場合は、勾引することができる。逃亡した場合には、指名手配される。

第50条 被告人

1. 被告人とは、裁判所が公判を行う決定をした対象となる者である。
2. 被告人は、次の権利を有する。
 - a) 公判を行う決定、予防措置の適用、変更又は取消しの決定、事件の中止決定、判決、裁判所決定、この法律が定めるその他の訴訟決定を受け取ること。
 - b) 公判に参加すること。
 - c) その権利及び義務について説明を受けること。
 - d) この法律に従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提

案すること。

- dd) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - e) 自らを防御し、又は他の者に弁護を依頼すること。
 - g) 公判で意見を陳述し、弁論すること。
 - h) 判決の評議前に最終発言を行うこと。
 - i) 裁判所判決及び決定に対し控訴すること。
 - k) 手続を行う権限を有する機関及び人の訴訟決定並びに行為に対し不服申立てをすること。
3. 被告人は、裁判所の召喚状に応じて出頭しなければならない。正当な理由なく出頭しないときは、勾引することができる。逃亡した場合には、指名手配される。

第51条 被害者

1. 被害者とは、犯罪により身体上、精神上、財産上の損害を被った者である。
 2. 被害者又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
 - a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - b) 捜査結果の通知を受けること。
 - c) この法律の定めに従い、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
 - d) 損害賠償の水準及び損害賠償を保障する措置を提案すること。
 - dd) 自らの合法的な権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を陳述し、弁論すること。
 - e) 訴訟行為の権限を有する機関及び人の訴訟決定及び行為に対し不服申立てをすること、賠償金及び被告人の処罰に関する判決及び決定に対し異議申立てをすること。
3. この法律第105条に規定に従って被害者の要求により事件を立件する場合は、被害者又はその合法的代理人は、公判において有罪の理由を陳述する。
4. 被害者は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚に応じて出頭しなければならない。正当な理由なく供述することを拒む場合は、この法律第308条に従って、刑事責任を負わせることができる。
5. 被害者が死亡した場合は、その合法的代理人が本条に定める権利を有する。

第52条 民事原告

1. 民事原告とは、犯罪によって損害を被り、損害賠償を要求する個人、機関、組織である。
 2. 民事原告又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
 - a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - b) 捜査結果の報告を受けること。
 - c) この法律の定めに従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
 - d) 損害賠償の水準及び損害賠償を保障する対策を提案すること。
 - dd) 原告の合法的権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を陳述し、弁論すること。
 - e) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟執行決定並びに行為に対し不服申立てをすること。
 - g) 損害賠償に関する裁判所の判決及び決定に対し控訴すること。
3. 民事原告は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭し、損害賠償請求に関する事実関係を誠実に陳述しなければならない。

第53条 民事被告

1. 民事被告とは、犯罪行為によって引き起こされた損害に対して、賠償責任を負わなければならないと法律で規定されている個人、機関、組織のことである。
2. 民事被告又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
 - a) 民事原告の損害賠償に対して不服申立てをすること。
 - b) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - c) 損害賠償請求に関する捜査結果の報告を受けること。

- d) この法律に従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
 - dd) 被告の合法的権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を陳述し、弁論すること。
 - e) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟上の決定及び行為に対し不服申立てをすること。
 - g) 損害賠償に関する判決及び決定に対し控訴をすること。
3. 民事被告は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭し、損害賠償請求に関する事実関係を誠実に陳述しなければならない。

第54条 事件に関係する利害関係人

1. 事件の利害関係人又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
 - a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - b) 自己の合法的権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を発表し、弁論すること。
 - c) 自己の権利、利益に直接関わる問題に関する判決及び決定に対し控訴すること。
 - d) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟決定及び行為に対して不服申立てをすること。
2. 事件に関係する利害関係人は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭し、自己の権利、義務に直接関係する事実関係を誠実に陳述しなければならない。

第55条 証人

1. 事件に関する事実関係を知っている者であれば誰でも、証人として召喚することができる。
2. 次の者は、証人になることができない。
 - a) 被疑者、被告人の弁護人である者
 - b) 事件の事実関係を認識し又は正確に供述することが不可能である身体障害者又は精神障害者
3. 証人は、次の権利を有する。
 - a) 訴訟に参加するとき、自己の生命、健康、名誉、威厳、財産並びにその他の合法的権利、利益を保護することを召喚した機関に要求すること。
 - b) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟決定及び行為に対し不服申立てをすること。
 - c) 法律が定める旅費及びその他の経費を召喚した機関が支払うこと。
4. 証人は、次の義務を負う。
 - a) 捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭すること。正当な理由なく故意に欠席し、その不在が取調べ、起訴又は裁判を妨害する場合は、勾引されることがある。
 - b) 事件について知っている事実関係をすべて誠実に供述すること。正当な理由なく供述することを拒否し又は回避した証人は、刑法第308条に従って刑事責任を負わなければならない。偽りの供述をした場合は、刑法第307条に従って刑事責任を負わなければならない。

第56条 弁護人

1. 次の者は、弁護人となることができる。
 - a) 弁護士
 - b) 被暫定留置人、被疑者、被告人の合法的代理人
 - c) 人民弁護士
2. 次の者は、弁護人になることができない。
 - a) 当該事件で訴訟を行った者、当該事件で訴訟を行った者又は手続を行っている者の親族
 - b) 証人、鑑定人又は通訳人として当該事件に参加する者
3. 同一の事件の複数の被暫定留置人、被疑者又は被告人の権利及び利益が対立しない場合には、一人の弁護人がそれらの者を弁護

することができる。

一人の被暫定留置人、被疑者、被告人を複数の弁護人が弁護することができる。

4. 弁護に関する書類とともに弁護人の提案を受け取った日から3日以内に、捜査機関、検察院又は裁判所は、検討し、弁護人が弁護を遂行できるよう弁護人に認可証を授与しなければならない。

認可証の授与を拒否する場合は、その理由を明確にしなければならない。

暫定留置の場合には、弁護に関する書類とともに弁護人の提案を受け取った時から24時間以内に、捜査機関は、検討し、弁護人が弁護を遂行できるよう弁護人に認可証を授与しなければならない。認可証の授与を拒否する場合は、その理由を明確にしなければならない。

第57条 弁護人の選任、更迭

1. 弁護人は、被暫定留置人、被疑者、被告人又はその合法的代理人が選任する。
2. 次の場合において、被疑者、被告人又はその合法的代理人が弁護人を依頼しないときは、捜査機関、検察院又は裁判所は、当該者のための弁護人の指名を法律事務所に委ねよう弁護士会に要求し、又はベトナム祖国戦線中央委員会又はその構成機関に、機関の構成員のための弁護人の指名を提案しなければならない。
 - a) 刑法が最高刑として死刑を定める犯罪の嫌疑がある被疑者又は被告人
 - b) 未成年者、身体障害者又は精神障害者である被疑者又は被告人
本条第2項 a号及びb号に定める場合は、被疑者又は被告人及びその合法的代理人は、弁護人の更迭を要求し又は弁護人を拒否する権利を有する。
3. ベトナム祖国戦線中央委員会及びその構成機関は、暫定留置された構成員、被疑者又は被告人となった構成員を弁護するために人民弁護員を指名する権利を有する。

第58条 弁護人の権利及び義務

1. 弁護人は、被疑者の立件時から手続に参加する。この法律第81条及び82条の定めに従って逮捕する場合は、弁護人は、暫定留置の決定が出された時から手続に参加する。国家機密を侵害する犯罪の捜査を秘密にする必要がある場合には、検察院長官は、捜査終了時から手続に参加することを弁護人に許可する決定をする。
2. 弁護人は、次の権利を有する。
 - a) 被暫定留置人が供述を聴取される時、被疑者が取調べを受けるときに立会い、捜査官に許可を得て、被暫定留置人又は被疑者に質問をし、その他の捜査活動に立ち会うこと。弁護人自身が参加した訴訟活動の調書及び弁護を受ける者に関連する訴訟決定を閲覧すること。
 - b) 被疑者の取調べ時に立会うため、被疑者の尋問時刻及び場所を事前に連絡することを捜査機関に提案すること。
 - c) この法律の定めに従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
 - d) 被暫定留置人、被疑者、被告人、その親族から、又はそれらの者の要求により機関、組織及び個人から、弁護に関する書類、証拠物及び事実関係を収集すること。ただし、当該書類、証拠物及び情報が国家機密又は職業上の秘密に関わる場合を除く。
 - dd) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - e) 被暫定留置人、勾留された被疑者又は被告人と面会すること。
 - g) 法令の規定に従い、捜査終了後に弁護に関する事件記録を閲覧し、メモを取り、複写すること。
 - h) 公判期日において尋問、弁論に参加すること。
 - i) 手続を行う権限を有する機関及び人の手続上の決定及び行為に不服申立てをすること。
 - k) この法律第57条第2項 b号に規定する被告人が未成年者、身体障害者又は精神障害者である場合に、判決又は決定に異議

申立てをすること。

3. 弁護人は、次の義務を負う。
 - a) 被暫定留置人、被疑者又は被告人の無罪を証明する事実関係及び被疑者又は被告人の刑事処分を軽減する情状を明確にするため、法律に定めるすべての手段を採ること。
各訴訟段階に応じて、事件に関する資料、物を収集した場合は、弁護人は、それを捜査機関、検察院又は裁判所に提出しなければならない。
 - 弁護人と訴訟執行機関の間のこの資料、物の提出及び受理は、この法律第95条に従って調書に記録しなければならない。
 - b) 被暫定留置人、被疑者及び被告人の合法的権利及び利益を擁護するため、法的援助を提供すること。
 - c) 正当な理由がない限り、弁護することを引き受けた被暫定留置人、被疑者又は被告人の弁護を拒否しないこと。
 - d) 真実と法律を尊重し、買収、他人に対する虚偽の供述の強要若しくは教唆又は虚偽の書類の提出をしないこと。
 - dd) 裁判所の召喚状に応じて出頭すること。
 - e) 弁護中に知り得た捜査上の秘密を公開しないこと。国家の利益、機関、組織及び個人の合法的権利及び利益を侵害する目的で事件記録のメモ又は写しを使用しないこと。
4. 法律に違反した弁護人は、その違反の性質及び程度に応じて、弁護人の認可証を取り消し、行政処分を課し、又は刑事責任を追究される。損害を与えた場合は、法律の規定に従って損害賠償をしなければならない。

第59条 当事者の権利の保護人

1. 被害者、民事原告、民事被告、刑事事件の利害関係人は、弁護士、人民弁護員、又は捜査機関、検察院、裁判所が許可したその他の人に依頼して、その権利を保護する権利を有する。
2. 当事者の権利の保護人は、被疑者が立件された時から訴訟に参加することができる。
3. 当事者の権利の保護人は、次の権利を有する。
 - a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - b) 捜査が終了した後、法律の定めに従って、当事者の権利の保護に関する事件記録の書類を閲覧し、メモを取り、複写すること。
 - c) 公判期日にて尋問、口頭弁論に参加すること、公判の調書を閲覧すること。
 - d) 訴訟を執行する権限を有する機関、人の訴訟の決定、訴訟行為に不服申立てをすること。
被害者、民事原告、民事被告の権利の保護人は、この法律の定めに従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案する権利を有する。
未成年者、精神障害者又は身体障害者である当事者の権利の保護人は、訴訟執行機関が自己の保護する者の供述を聴取するときに立会い、判決又は決定の中で自己の保護する者の権利、義務に関する部分について異議を申し立てる権利を有する。
4. 当事者の権利の保護人は、次の義務を負う。
 - a) 事件の真実を明らかにすることに寄与するため、法律に定めるすべての手段を採ること。
 - b) 当事者の合法的権利及び利益を擁護するため、当事者に法的援助を提供すること。

第60条 鑑定人

1. 鑑定人とは、鑑定すべき領域に関する必要な知識を有する者で、法令に従って訴訟執行機関が召還する者をいう。
2. 鑑定人は、次の権利を有する。
 - a) 鑑定すべき対象に関連する事件の書類を検討すること。
 - b) 結論を出すのに必要な書類の提出を鑑定意見要求機関に要求すること。
 - c) 取調べ、供述の聴取に参加し、鑑定すべき対象に関する質問を

すること。

d) 鑑定のために十分な時間がない場合、鑑定をするのに不適切又は使用不可能な書類を提供された場合又は鑑定すべき内容が自己の専門知識の範囲内を超えている場合は、鑑定を拒否すること。

dd) 複数の鑑定人が鑑定を行った場合において総合結論に同意しないときは、総合結論書に自らの結論を記載すること。

3. 鑑定人は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて、出頭しなければならないが、鑑定人として訴訟に参加したときに知った捜査上の秘密を公表してはならない。

正当な理由なく鑑定を拒否した鑑定人は、刑法第308条に従って刑事責任を負わなければならない。

虚偽の鑑定を行った鑑定人は、刑法第307条に従って刑事責任を負わなければならない。

4. 鑑定人は、次の場合に刑事訴訟活動に参加することを拒否しなければならないが、又は更迭されることがある。

a) この法律第42条第1項、3項の規定に該当する場合。

b) 鑑定人が、捜査機関の長官、副長官、捜査官、検察長官、副長官、検察官、裁判所長官、副長官、裁判官、参審員、裁判所書記官として訴訟を行った場合、又は当該事件に弁護人、証人、通訳人として訴訟に参加した場合。

鑑定人の更迭は、鑑定意見要求機関が決定する。

第61条 通訳人

1. 通訳人は、訴訟参加人がベトナム語を使用できない場合に捜査機関、検察院又は裁判所が要求する。

2. 通訳人は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭しなければならないが、誠実に通訳しなければならないが、捜査上の秘密を公表してはならず、虚偽の通訳をした場合は、刑法第307条に従って刑事責任を負わなければならない。

3. 通訳人は、次の場合は手続に参加することを拒否しなければならないが、又は更迭されることがある。a) この法律の第42条第1項、又は3項の規定に該当する場合。

b) 捜査機関の長官、副長官、捜査官、検察長官、副長官、検察官、裁判所長官、副長官、裁判官、参審員、裁判所書記官として訴訟を行った場合、又は弁護人、証人、鑑定人として当該事件に参加した場合。

通訳人の更迭は、要求機関が決定する。

4. 本条の規定は、聾啞者の手話を解する者にも適用する。

第62条 訴訟参加人の権利及び義務を履行できるように説明し保障する責任

訴訟執行機関及び人は、この法律に従って訴訟参加人の権利の行使及び義務の履行を説明し保障する。

説明は、調書に記載しなければならない。

第5章 証拠

第63条 刑事事件で証明しなければならない問題

刑事事件の捜査、起訴及び裁判を行うときに、捜査機関、検察院及び裁判所は、次のことを証明しなければならない。

1. 犯罪行為が発生したか否か、犯罪行為の時間、場所及びその他の事実関係。
2. 誰が犯罪行為を実行したのか、罪があるか否か、故意か過失か、刑事責任能力を有するか否か、犯行の目的及び動機
3. 被疑者、被告人の刑事責任を加重、軽減する事実関係、及び被疑者、被告人の身上特徴
4. 犯罪行為によって引き起こされた被害の性質及び程度

第64条 証拠

1. 証拠とは、この法律に定める手順及び手続で収集された事実であって、捜査機関、検察院及び裁判所が、犯罪行為が行われたか否か、犯罪行為を行った者及び事件の適切な解決のために必要なその他の事実関係を判断するための根拠として使用するものをいう。

2. 証拠は、次のものによって確定する。

- a) 証拠物。
- b) 証人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者及び被告人の供述。
- c) 鑑定結論。
- d) 捜査活動の調書、公判調書並びにその他の書類及び物。

第65条 証拠の収集

1. 証拠を収集するために、捜査機関、検察院及び裁判所は、この法律の定めに従って、事件について知っている者を召喚し、事件に関連する問題について尋問してその陳述を聴取し、鑑定意見を要求し、捜索、見分を行い、その他の捜査を行い、機関、組織及び個人に対して事件を明らかにするため書類、物、事実関係の陳述を要求することができる。

2. すべての訴訟参加人、機関、組織又は個人は、事件に関する書類及び情報を提供することができる。

第66条 証拠の評価

1. 各証拠は、その適法性、確実性及び事件との関連性を評価しなければならない。収集した証拠は、刑事事件の解決に十分でなければならない。

2. 捜査官、検察官、裁判官及び参審員は、事件の事実の全体を十分総合的、客観的に検討した後に、最大限の責任を意識した上で、すべての証拠を認定し、評価する。

第67条 証人の供述

1. 証人は、事件について知っていること、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者又は被告人、被害者の身上経歴、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者、被告人、被害者及び他の証人と自らの関係を陳述し、提起された質問に答える。

2. 証人が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証拠として使用してはならない。

第68条 被害者の供述

1. 被害者は、事件の事実関係、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者、被告人と自らの関係を陳述し、提起された質問に答える。

2. 被害者が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証拠として使用してはならない。

第69条 民事原告、民事被告の供述

1. 民事原告、民事被告は、犯罪行為による損害の賠償に関する事実関係を陳述する。

2. 民事原告、民事被告が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証拠として使用してはならない。

第70条 刑事事件の利害関係人の供述

1. 刑事事件の利害関係人は、自らの利害に直接関係する事実関係を陳述する。

2. 刑事事件の利害関係人が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証拠として使用してはならない。

第71条 被逮捕人、被暫定留置人の供述

被逮捕人、被暫定留置人は、犯罪行為の嫌疑に関する事実関係を陳述する。

第72条 被疑者、被告人の供述

1. 被疑者、被告人は、事件の事実関係について陳述する。
2. 被疑者又は被告人の自白は、事件の他の証拠と適合する場合にのみ証拠として扱う。
被疑者又は被告人の自白は、有罪判決の唯一の証拠として使用してはならない。

第73条 鑑定の結論

1. 鑑定人は、鑑定を要求された問題について結論を出し、その結論に対して個人的責任を負わなければならない。
鑑定の結論は、書面にしなければならない。
鑑定人グループが鑑定を行った場合は、グループの構成員全員が総合結論書に署名しなければならない。互いに異なる意見がある場合は、各鑑定人がそれぞれの結論を総合結論書に明記する。
2. 訴訟執行機関が鑑定の結論に同意しない場合は、その理由を明確に示さなければならない。鑑定の結論が不明確な場合又は不完全な場合は、訴訟執行機関は、一般手続に従って補充鑑定又は再鑑定を決定する。

第74条 証拠物

証拠物とは、犯行の道具又は手段として使用された物、犯罪の痕跡を有する物、犯罪の目的物及び犯罪及び犯人を証明することができる金銭その他の物のことである。

第75条 証拠物の収集及び保存

1. 証拠物は、適時にかつ完全に収集し、現状に基づいて正しく調査に記載され、又は事件記録に編綴される。
証拠物を事件記録に編綴できない場合は、編綴できるようその写真を撮らなければならない。ビデオ撮影をしてもよい。証拠物は、封印し、保存しなければならない。
2. 証拠物は、現状のまま保存しなければならない。紛失し、混合し、毀損してはならない。証拠物の封印及び保存は、次のように行う。
 - a) 封印が必要な証拠物は、収集した直後に、直ちに封印しなければならない。封印及び開封は、法律の規定に従って行わなければならない。
 - b) 金銭、金、銀、貴金属、宝石、骨董品、爆発物、可燃物、毒物又は放射性物質である証拠物は、収集した直後に、直ちに鑑定しなければならない。
 - c) 保存のために訴訟執行機関の事務所に運搬できない証拠物は、その保存のため、訴訟執行機関が当該証拠物を財産の所有者、物、財産を合法に管理する人、又はその人の親族又は証拠物が存在する地の地方政権機関、機関、組織に引き渡す。
 - d) 壊れやすい物品又は保存が難しい物品である証拠物については、この法律第76条第3項に定める場合の一に該当しなければ、この法律第76条第1項に定める管轄機関は、その権限の範囲内において、法律に従って証拠物を売却することを決定し、売得金をその管理のため国庫の保管口座に預託する。
 - dd) 保存のために訴訟執行機関の事務所に運搬された証拠物について、公安機関は、それを捜査段階及び起訴段階で保存する責任を有する。判決執行機関は、裁判の段階及び判決執行の段階でそれを保存する責任を有する。
3. 刑事事件の証拠物保存の責任者がそれを紛失し、毀損し、封印を開封し、消費し、運搬し、摺り替え、隠匿し又は破壊した場合は、その違反の性質及び重大性に依りて、刑法第310条に従って懲戒され又は刑事責任を追及される。責任者が事件記録を歪曲するために刑事事件の証拠物を補充し、領得し、改ざんし、摺り替え、破壊し又は損害を与えた場合は、刑法第300条に従って刑事責任を負わなければならない。損害を与えた場合は、法律の規定に従って損害を賠償しなければならない。

第76条 証拠物の取扱い

1. 証拠物の取扱いは、刑事事件が捜査段階で中止する場合は捜査機関が決定し、起訴段階で中止する場合は検察院が決定し、裁判段階では裁判所又は合議体が決定する。証拠物の取扱いに関する決定の執行は、調書に記録しなければならない。
2. 証拠物は、次のように取り扱う。
 - a) 犯罪の道具、手段であり、流通が禁止された物品である証拠物は、没収し、国庫に組み入れ又は破壊する。
 - b) 国家、組織又は個人が所有していたが、犯人が領得し又は犯行のための道具及び手段として使用した物品、金品である証拠物は、その所有者又は法定管理人に還付する。所有者又は法定管理人が不明の場合は、国庫に組み入れる。
 - c) 犯行により取得した金銭又は財産である証拠物は、没収し、国庫に組み入れる。
 - d) 壊れやすい物品又は保存が難しい物品である証拠物は、法律に従って売却することができる。
 - dd) 無価値の又は使用できない証拠物は、没収して破壊する。
3. 捜査、起訴、裁判の過程において、本条第1項に定める管轄機関は、本条第2項b号に定める証拠物をその所有者又は法定管理人に還付しても事件の処理に影響を与えないと認められるときは、還付を決定する権利を有する。
4. 証拠物の所有権に関する紛争は、民事訴訟手続に従って解決する。

第77条 捜査、裁判の調書

逮捕、捜索、現場検証、死体解剖、対質、人定及び捜査実験の調書、公判調書及びこの法律に従って行ったその他の訴訟活動の調書に記録された事実関係は、証拠と見なすことができる。

第78条 刑事事件におけるその他の書類及び物品

書類並びに機関、組織及び個人が提供した物品に記録された刑事事件に関する事実関係は、証拠と見なすことができる。

書類及び物品にこの法律第74条に定める徴候がある場合は、それらは証拠物と見なす。

第6章 諸予防措置

第79条 予防措置適用の措置及び根拠

被疑者又は被告人が捜査、起訴若しくは裁判を困難にし又は犯行を継続することを証明する根拠があるときに適時に犯罪を阻止するため、及び判決の執行を保証することが必要である場合は、捜査機関、検察院又は裁判所は、その訴訟上の管轄範囲内において、又はこの法律が定める訴訟執行人は、次の予防措置の一を適用することができる。：逮捕、暫定留置、勾留、居住地外出の禁止、立保証、保釈金としての金銭又は高価な財産の預託。

第80条 勾留のための被疑者又は被告人の逮捕

1. 次の者は、勾留のため被疑者又は被告人の逮捕を命令する権利を有する。
 - a) 全審級の人民検察院及び軍事検察院の長官及び副長官
 - b) 全審級の人民裁判所及び軍事裁判所の長官及び副長官
 - c) 最高人民裁判所の控訴裁判部長又は副部長の地位にある裁判官、審理合議体
 - d) 全審級の捜査機関の長官及び副長官。この場合、逮捕状は執行前に同級の検察院が承認しなければならない。
2. 逮捕状は、日付、発行者の氏名、役職、逮捕される者の氏名、住所、逮捕理由を明記しなければならない。逮捕状は発付者が署名し、押印しなければならない。
逮捕状の執行人は、逮捕状を読み上げ、逮捕状の内容、逮捕される者の権利及び義務を説明し、逮捕の調書を作成しなければならない。

らない。

居宅で逮捕する場合は、逮捕される者の社、区又は町の代表者及び隣人が証人として立ち合わなければならない。その者の勤務場所で逮捕する場合は、逮捕される者が勤務する機関又は組織の代表者が証人として立ち合わなければならない。その他の場所で逮捕する場合は、逮捕場所の社、区又は町の行政機関の代表者が証人として立ち合わなければならない。

3. この法律第81条、82条の定める緊急逮捕、現行犯逮捕、指名手配人逮捕の場合を除き、夜間の逮捕は禁じる。

第81条 緊急時の逮捕

1. 次の場合には、緊急逮捕をすることができる。
 - a) その者が極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪を行う準備をしていると信ずる根拠が存在する場合。
 - b) 被害者又は犯罪現場に居合わせた者が自分自身の目で犯人を目撃し、その者が犯罪を行った犯人であることを確認し、その者の逃亡を防ぐことが直ちに必要と認められる場合。
 - c) 犯罪の嫌疑がある者の身体又は住居で犯行の痕跡が発見され、その者の逃亡または証拠隠滅を直ちに防ぐことが必要と認められる場合。
2. 次の者は、緊急時の逮捕を命令する権限を有する。
 - a) 全審級の捜査機関の長官、副長官
 - b) 連隊級又は同級の独立部隊の司令官、島嶼部又は国境地帯の部隊の司令官
 - c) 空港、海港を出港した航空機、船舶の司令官
3. 緊急時の逮捕状の内容及びその執行は、この法律第80条第2項の規定に従わなければならない。
4. いかなる場合においても、緊急逮捕は、その検討及び承認のため緊急逮捕に関連した書類を添付して同級の検察院に書面で直ちに通知しなければならない。

検察院は、本条に定める緊急逮捕の根拠を厳密に検査しなければならない。必要な場合は、検察院は、逮捕を検討してその承認、不承認を決定する前に、被逮捕人に直接面会し、尋問しなければならない。

緊急逮捕の承認提案及び関連書類を受け取ってから12時間以内に、検察院は、逮捕の承認、不承認の決定を発しなければならない。検察院が逮捕を承認しない決定をした場合は、逮捕状の発付者は、被逮捕人を直ちに釈放しなければならない。

第82条 現行犯人又は指名手配犯人の逮捕

1. 犯罪を行っている者、犯罪を行った直後に発見され又は追跡されている者、及び指名手配されている者については、いかなる者でも逮捕し、最寄りの公安機関、検察院又は人民委員会に連行する権利を有する。これらの機関は、その調書を作成し、被逮捕人を直ちに管轄捜査機関に引致しなければならない。
2. 現行犯人又は指名手配犯人を逮捕する場合は、いかなる者も被逮捕人からその武器、凶器を奪う権利を有する。

第83条 逮捕後又は被逮捕人を受領した後直ちにとるべき措置

1. 緊急時に若しくは現行犯人を逮捕し又は被逮捕人を受領した後、直ちに捜査機関は、24時間以内に被逮捕人の供述を聴取し、被逮捕人を暫定留置し又は釈放する決定を発しなければならない。
2. 指名手配されていた被逮捕人については、その者を受領した捜査機関は、その供述の聴取後、直ちに指名手配決定を発付した機関に被逮捕人を受け取りに来るよう通知しなければならない。

被逮捕人を受領した後、指名手配状を発した機関は、指名手配を中止する決定を直ちに発しなければならない。指名手配決定を発した機関が被逮捕人を直ちに受け取りに来ることができないと認める場合は、被逮捕人を受領した捜査機関は、その供述の聴取後、直ちに暫定留置決定を発し、同時に指名手配決定を発した機関に直ちにその旨を通知する。

通知を受領した後、指名手配決定を発した機関で勾留のために逮

捕する権限を有する機関は、直ちに勾留状を発し、同級の検察院の承認を得た後、被逮捕人を受領した捜査機関に勾留状を送付しなければならない。被逮捕人を受領した捜査機関は、勾留状を受け取った後、被逮捕人を最寄りの拘置所に引致しなければならない。

第84条 逮捕調書

1. 逮捕状の執行人は、すべての場合において調書を作成しなければならない。

調書には、逮捕の日付、時間及び場所、調書作成場所、既に採られた措置、逮捕状執行の経緯、差し押さえた物及び書類並びに被逮捕人の不服を明記しなければならない。

調書は、被逮捕人及び証人に読み聞かせなければならない。被逮捕人、逮捕状の執行人及び証人は、全員調書に署名しなければならない。調書の内容と異なる意見を持つ者又は同意しない者がいる場合は、その者はその旨を調書に記載し署名する権利を有する。

被逮捕人の所持品及び書類の保全是、この法律の定めに従わなければならない。
2. 被逮捕人を送致し受領した場合には、送致し受領した双方は、その調書を作成しなければならない。

本条第1項の記載内容に加え、送致及び受領の調書は、被逮捕人の供述、収集した物及び書類の調書の交付、被逮捕人の健康状態並びに送致及び受領時に発生した出来事すべてを明記しなければならない。

第85条 逮捕通知

逮捕状の発付者及び被逮捕人を受領した捜査機関は、被逮捕人の家族、被逮捕人が居住する社、区若しくは町の行政機関又は被逮捕人が勤務する機関若しくは組織に対して、逮捕について直ちに通知しなければならない。当該通知が捜査を妨害する可能性がある場合は、逮捕状の発付者又は被逮捕人を受領した捜査機関は、妨害が消滅した後に直ちに通知しなければならない。

第86条 暫定留置

1. 暫定留置は、緊急時に逮捕された者、現行犯で逮捕された者、自首した犯人、降伏した犯人又は指名手配決定により逮捕された者に適用する。
2. この法律第81条第2項に定める緊急逮捕状を発する権限を有する者及び地区沿岸警備隊指揮官は、暫定留置決定を発する権限を有する。

暫定留置決定の執行人は、被暫定留置人に対し、この法律第48条に定める権利及び義務を説明しなければならない。
3. 暫定留置決定後12時間以内に、当該決定は、同級の検察院に送付しなければならない。暫定留置に根拠がなく又は不必要であると認められる場合は、検察院は、暫定留置決定を取り消す決定を発し、暫定留置決定の発付者は、被暫定留置人を直ちに釈放しなければならない。

暫定留置決定は、暫定留置の理由と暫定留置満了日を明記し、被暫定留置人にその写しを一部交付しなければならない。

第87条 暫定留置期間

1. 暫定留置期間は、捜査機関が被逮捕人を受領した時から起算して3日を超えてはならない。
2. 必要な場合には、暫定留置の決定発付者は、暫定留置期間を延長できるが3日を超えてはならない。特別な場合は、暫定留置の決定発付者は暫定留置期間をさらに延長できるが、3日を超えてはならない。暫定留置期間の延長は、すべて同級の検察院が承認しなければならない。検察院は、暫定留置期間延長の提案と関連書類を受領した後、12時間以内に承認又は不承認を決定しなければならない。
3. 暫定留置期間中に、被疑者を立件する根拠が不十分である場合は、

- 被暫定留置人を直ちに釈放しなければならない。
4. 暫定留置期間は、勾留期間から差し引かれる。
暫定留置1日は、勾留1日として計算される。

第88条 勾留

- 勾留は、次の場合に被疑者又は被告人に適用することができる。
 - 極めて重大な罪又は特に極めて重大な罪を犯した被疑者又は被告人
 - 被疑者又は被告人が重大な罪又は刑法に従って長期2年以上の懲役を受ける重大でない罪を犯し、逃亡し、捜査、起訴若しくは裁判を妨害し又は犯行を継続する可能性があると信ずる根拠がある場合
- 妊娠中であり若しくは3か月未満の幼児を養育する女性、老人であり虚弱な者、又は重病人で居所がはっきりしている被疑者又は被告人は、勾留せずにその他の予防措置を採る。ただし、次の場合を除く。
 - 逃亡し、指名手配状に従って逮捕された被疑者又は被告人
 - 他の予防措置を受けたにもかかわらず犯行を継続し、又は故意に捜査、起訴若しくは裁判を著しく妨げた被疑者又は被告人
 - 国家治安を侵害した被疑者又は被告人で、勾留しなければ国家治安にとって有害であると信ずる十分な根拠がある場合
- この法律第80条に定める逮捕状発付権者は、勾留状発付権を有する。この法律第80条第1項d号に定める者が発付した勾留状は、執行前に同級の検察院が承認しなければならない。勾留状、その検討及び承認の提案並びに勾留に関連した記録及び書類の受理後3日以内に、検察院は、承認又は不承認の決定を発しなければならない。検察院は、検討及び承認後、直ちに捜査機関に記録を還付しなければならない。
- 勾留状を発付した機関は、被勾留者の身分証明書を取り調べ、その家族及び被勾留人の居住する社、区若しくは町の行政機関又は勤務する機関若しくは組織に対し勾留について早急に通知しなければならない。

第89条 暫定留置及び勾留の制度

暫定留置及び勾留の制度は、服役している者に適用される制度とは異なる。

暫定留置場、拘置所、日常生活、差し入れ品の受理、家族との連絡に関する制度及びその他の制度は、政府の規則に従う。

第90条 被暫定留置人又は被勾留人の親族の世話及び財産の保管

- 被暫定留置人又は被勾留人に14歳未満の子供又は障害者、高齢者及び虚弱者の親族があり、その世話をする者がいない場合は、暫定留置状又は勾留状を発した機関は、その者を親族の監護に委ねる。被暫定留置人又は被勾留人に親族がない場合は、暫定留置状又は勾留状を発した機関は、被暫定留置人又は被勾留人が居住する地の行政機関にその者の監護を委ねる。
- 被暫定留置人又は被勾留人が家屋又は他の財産を所有し、それを警備し又は保管する者がいない場合は、暫定留置状又は勾留状を発した機関は、適切な警備又は保全措置を適用しなければならない。
- 暫定留置状又は勾留状を発した機関は、被暫定留置人又は被勾留人に対し、適用した措置を通知する。

第91条 居住地外出の禁止

- 居住地外出の禁止は、捜査機関、検察院の召喚又は裁判所の召喚状に応じて出頭することを確保するため、居所がはっきりしている被疑者又は被告人に適用する措置である。
- この法律第80条第1項に定める者、公判期日の裁判長を任命された裁判官は、居住地外出の禁止を命令する権限を有する。
被疑者又は被告人は、居住地から外出しないこと、召喚に記載されている時間、場所に出頭することを書面で誓約しなければならない。

- 居住地外出の禁止を命令した者は、被疑者、被告人が居住する社、区又は町の行政機関にこの措置の適用を通知しなければならない。社、区又は町の行政機関に被疑者、被告人の管理及び監視を委ねる。被疑者、被告人は、居住地から一時的に外出する正当な理由がある場合は、居住する社、区又は町の行政機関の同意及び当該予防措置を適用した機関の許可を取得しなければならない。
- 居住地外出の禁止命令に違反した被疑者又は被告人には、他の予防措置を適用する。

第92条 立保証

- 立保証とは、勾留措置に代わる予防措置である。犯罪行為の性質、社会に対する危険度、被疑者、被告人の身上状況に応じて、捜査機関、検察院又は裁判所は、被疑者、被告人を立保証の対象にすることを決定することができる。
- 被疑者、被告人を保証する資格がある個人は、その親族である。この場合は、少なくとも2名必要である。被疑者、被告人が属する組織は、その保証人になる資格を有する。保証人になるときは、個人又は組織は、被疑者又は被告人が犯行を繰り返さないこと、及び捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭することを保証する旨、書面で誓約しなければならない。この誓約をするときに、保証人である個人又は組織は、保証に関する事件の事実関係を知らされる。
- この法律第80条第1項に定める者、公判における裁判長を任命された裁判官は、立保証に関する決定を発する権限を有する。
- 被疑者、被告人の保証人になる個人は、品行方正で法を厳守する者でなければならない。立保証は、保証人が居住する地の地方行政機関又は保証人が勤務する機関若しくは組織が認証しなければならない。保証人になる組織は、その長の認証が必要である。
- 保証する個人又は組織が誓約した義務に違反した場合は、誓約した義務に対する責任を負わなければならない。この場合において、保証を受けた被疑者、被告人は、他の予防措置の適用を受ける。

第93条 保釈金としての金銭又は財産の預託

- 保釈金として金銭又は価値な財産の預託は、勾留に代わる予防措置である。犯罪行為の性質、社会への危険度、被疑者、被告人の身上状況及び財産状況に応じて、捜査機関、検察院、裁判所は、召喚に応じた出頭の保証として金銭又は高価な財産の預託を許可することができる。
- この法律第80条第1項に定める者、公判の裁判長を任命された裁判官は、保証金としての金銭及び高価な財産の預託に関する決定を発する権限を有する。この法律第80条第1項d号に定める者の決定は、執行前に同級の検察院が承認しなければならない。
- 保釈金としての金銭及び高価品の預託に関する決定を発した機関は、預託金額、財産名とその状態を明記した調書を作成し、被疑者、被告人にその調書の写し1部を交付しなければならない。
- 被疑者、被告人が捜査機関、検察院、裁判所に召喚されたにもかかわらず、正当な理由なく出頭しなかった場合は、預託された金銭、高価な財産は国庫に没収し、この場合には、他の予防措置を被疑者、被告人に適用する。
被疑者、被告人が誓約した義務をすべて履行した場合は、訴訟執行機関は、預託品金を還付する。
- 手順、手続、保釈金として預託すべき金銭、高価な財産の価格の保管、預託品金の還付、不還付は、法令の規定に従う。

第94条 予防措置の取消し又は変更

- 事件を中止した場合は、適用された予防措置はすべて取り消さなければならない。
- 捜査機関、検察院、裁判所は、予防措置がもはや必要でないと認める場合には、予防措置を取り消し、又は他の措置に変更することができる。
検察院が承認した予防措置について、その取消し、変更は、当該

検察院が決定しなければならない。

第7章 調書, 期限, 訴訟費用

第95条 調書

1. 訴訟活動を行うときは、必ず統一された規定の書式に従って調書の作成をしなければならない。
調書には、訴訟の場所、日時、開始時間及び終了時間、訴訟活動内容、訴訟執行人、参加人、関係人、その不服、要求又は提案を明記しなければならない。
2. 公判の調書は、裁判長及び裁判所書記官が署名しなければならない。他の訴訟の調書は、それぞれの場合についてこの法律に定める者が署名しなければならない。調書のいかなる修正も、法律に定める者が確認して署名しなければならない。

第96条 期限の計算

1. この法律に定める期限は、時間、日及び月で計算する。夜間の時間は、2時から翌日の6時まで計算するものとする。
期限を日で計算する場合は、最終日の24時に期限が徒過する。期限を月で計算する場合は、翌月の同日に徒過する。翌月に同日がない場合は、期限は翌月の最終日に徒過する。期限が休日に徒過する場合は、次の平日を期限の最終日として計算する。
暫定留置期限又は勾留期限を計算するときは、期限の徒過日を命令に記載する。期限を月で計算する場合は、1か月は30日で構成するものとする。
2. 書状又は文書を郵送した場合は、期限は、送付場所の消印日に従って起算する。書状又は文書を拘留所又は刑務所の監視委員会を経由して送付した場合は、期限は、監視委員会が書状又は文書を受領した日から起算する。

第97条 期限の更新

期限の徒過について正当な理由がある場合は、訴訟執行機関は、その期限を更新しなければならない。

第98条 訴訟費用

訴訟費用とは、証人、被害者、鑑定人、通訳人、訴訟執行機関が弁護人を任命した場合の弁護人への報酬を含め、刑事訴訟活動を行うすべての費用及び法律に定めるその他の費用、刑事事件における民事訴訟費用をいう。

第99条 訴訟費用の負担責任

1. 訴訟費用は、法令の規定に従い、有罪判決を受けた者又は国家が負担する。
2. 有罪判決を受けた者は、裁判所の決定に従い訴訟費用を支払わなければならない。
3. 被害者の要求により事件を立件した場合において、裁判所が被告人を無罪と宣告し又はこの法律第105条第2項の規定に従って事件が中止されたときは、被害者は訴訟費用を支払わなければならない。

第2編 刑事事件の立件, 捜査及び起訴決定

第8章 刑事事件の立件

第100条 刑事事件の立件の根拠

刑事事件は、犯罪を示す事象を確認した時のみ立件する。犯罪を示す事象の確認は、次の根拠に基づく。

1. 公民の告発
2. 機関、組織からの情報
3. 報道機関で報道された情報
4. 捜査機関、検察院、裁判所、国境警備隊、税関、森林警備隊、海

岸警備隊及び各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安、人民軍のその他の機関が直接発見した犯罪の示す事象

5. 犯人の自首

第101条 告発及び犯罪に関する情報

公民は、捜査機関、検察院、裁判所又は他の機関、組織に犯罪を告発することができる。告発が口頭で行われた場合は、告発を受けた機関又は組織は、告発人の署名のある調書を作成しなければならない。公民の告発を探知し又は受領した機関、組織は、当該情報を捜査機関に書面で直ちに報告しなければならない。

第102条 犯人の自首

犯人が自首するために出頭したときは、受け付けた機関、組織は、自首した者の氏名、年齢、職業、居所及び供述を明確に記載した調書を作成しなければならない。自首を受け付けた機関、組織は、捜査機関又は検察院に直ちに報告する責任を負う。

第103条 犯罪の告発, 通報及び立件の建議の解決

1. 捜査機関、検察院は、個人、機関、組織からの犯罪の告発及び通報並びに国家機関からの立件の建議をすべて受領する責任を負う。検察院は、犯罪の告発、通報及び刑事事件立件の建議を受領した添付関連書類とともに管轄捜査機関に直ちに送付する責任を負う。
2. 犯罪の告発、通報、立件の建議を受領してから20日以内に、捜査機関は、その責任の範囲内で通報源を検討し、確認し、刑事事件を立件するか否かを決定しなければならない。
告発された事件、犯罪の通報若しくは立件の建議に複雑な状況が多く関わっている場合、又は検討及び確認を様々な場所で行わなければならない場合は、告発及び通報を解決する期限を延長できるが、2か月を超えてはならない。
3. 犯罪の告発、通報又は国家機関による立件の建議の解決結果は、同級の検察院に送付し、報告をした機関、組織又は犯罪の告発人に通知しなければならない。
捜査機関は、犯罪の告発人を保護するために必要な措置を採らなければならない。
4. 検察院は、犯罪の告発及び通報又は立件の建議について捜査機関による解決を検察する責任を負う。

第104条 刑事事件立件の決定

1. 犯罪の示す事象を確定した場合は、捜査機関は、刑事事件を立件する決定を発しなければならない。国境警備隊、税関、森林警備隊の長官、沿岸警備隊及びその他の各種捜査活動に任じられた人民公安、人民軍の他の機関の長官は、この法律第111条に定める場合に事件を立件する決定を発する。
検察院は、本項に定める機関が発した事件を立件しない決定を取り消す場合及び審理合議体が事件の立件を要求した場合は、刑事事件の立件を決定する。
審理合議体は、公判期日の審理において、捜査が必要な新たな犯罪又は犯人を発見した場合は、立件を決定し又は検察院に刑事事件の立件を要求する。
2. 刑事事件を立件する決定は、立件の時間及び根拠、刑法の適用条項、決定発付者の氏名及び役職を明記しなければならない。
3. 刑事事件を立件する決定を発付後24時間以内に、検察院は、捜査のため捜査機関にその決定を送付しなければならない。捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊又は各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍のその他の機関が発した立件の決定は、刑事事件立件に関連した書類を添付し、立件の検察のため検察院に送付しなければならない。審理合議体の立件決定は、その検討と捜査の決定のために検察院に送付しなければならない。審理合議体による立件の要求は、その検討と立件の決定のために検察院に送付する。

第105条 被害者の要求による刑事事件の立件

1. 刑法第104条、105条、106条、108条、109条、111条、113条、121条、122条、131条及び171条の各第1項に定める犯罪に関する事件は、被害者又は被害者が未成年者、身体障害者又は精神障害者である場合は、その合法的代理人の要求によつてのみ立件する。
2. 立件の要求人が第一審公判期日開始前にその要求を取り下げた場合は、事件は中止しなければならない。
立件の要求人が強要又は強制により自らの意思に反して要求を取り下げたと確定する根拠が存在する場合は、捜査機関、検察院又は裁判所は、立件の要求人が自らの要請を取り下げたにもかかわらず、事件の訴訟を継続することができる。
立件の要求を取り下げた被害者は、その取り下げが強要又は強制によるものでない限り、再度要求をする権利を有さない。

第106条 刑事事件立件決定の変更又は補充

1. 立件した犯罪が、犯行について真実ではなく又は他に犯罪があると確定する根拠がある場合は、捜査機関、検察院は、刑事事件の立件を変更あるいは補充する決定を発する。
2. 捜査機関が刑事事件の立件を変更又は補充する決定をした場合は、決定を発付してから24時間以内に、立件の検察のため検察院に決定を送付しなければならない。
検察院が刑事事件立件の決定を変更し又は補充する決定をした場合は、決定後24時間以内に、検察院は、捜査のために捜査機関に決定を送付しなければならない。

第107条 刑事事件を立件しない諸根拠

以下の根拠の一が存在するときは、刑事事件を立件することができない。

1. 犯罪の事実がない。
2. 犯罪を構成する行為がない。
3. 社会にとって危険な行為を犯した者が刑事責任を負う年齢に達していない。
4. 犯罪行為を行った者について事件を中止する法的効力を有する判決又は決定がある。
5. 刑事責任の追及の時効が完成した。
6. 犯罪に恩赦が与えられた。
7. 社会にとって危険な行為を犯した者が死亡した。ただし、他の者のために事件の再審理が必要な場合を除く。

第108条 刑事事件を立件しない決定

1. この法律第107条に定める根拠の一が存在する場合には、事件を立件する権限を有する者は、刑事事件を立件しない決定を発する。すでに立件した場合は、当該立件決定を取り消す決定を発しなければならない。犯罪を告発又は報告した機関、組織又は個人にその理由を通知し、他の措置で処理することが必要であると認められる場合は、解決のためにその記録を関連機関、組織に送付する。
決定の発付から24時間以内に、刑事事件を立件しない決定、刑事事件を立件する決定を取り消す決定及び関係書類を同級の検察院に送付しなければならない。
2. 犯罪について告発又は報告をした機関、組織、個人は、事件を立件しない決定に対する不服申立てをする権利を有する。不服申立てを解決する権限及び手続は、この法律第35章の規定に従う。

第109条 刑事事件を立件する検察院の権限及び責任

1. 検察院は、公訴権、刑事事件の立件における適法性の検察権を行使し、発見されたすべての犯罪が立件され、事件の立件に根拠があり適法であることを保障する。
2. 捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊又は各種捜査活動に任じられた人民公安、人民軍の他の機関が発した刑事事件立件の決定に根拠がない場合は、検察院は、当該決定を取り

消す決定を発し、当該機関が発した刑事事件を立件しない決定に根拠がない場合は、検察院は、その決定を取り消し、事件を立件する決定を発する。

3. 審理合議体が発した刑事事件立件の決定に根拠がない場合は、検察院は、上級裁判所にその決定に対する異議を申し立てる。

第9章 捜査通則

第110条 捜査権

1. 人民公安の捜査機関は、人民軍の捜査機関又は最高人民検察院の捜査機関が捜査権を有する犯罪以外のすべての種類の犯罪を捜査する。
2. 人民軍の捜査機関は、軍事裁判所が裁判権を有する犯罪を捜査する。
3. 最高人民検察院の捜査機関は、司法機関の幹部が犯した司法活動を侵害する犯罪を捜査する。
4. 捜査機関は、それぞれの管轄内で発生した犯罪の刑事事件の捜査権を有する。犯罪の発生場所が不明である場合は、その捜査は、犯罪の発見場所、被疑者の居住地又は逮捕場所の捜査機関の権限に属す。
県級捜査機関、区域軍事捜査機関は、県級人民裁判所又は区域軍事裁判所が裁判権を有する犯罪の刑事事件を捜査し、省級捜査機関、軍区級軍事捜査機関は、省級人民裁判所若しくは軍区級軍事裁判所が裁判権を有する犯罪の刑事事件又は下級捜査機関が捜査権を有する事件で直接捜査することが必要であると認める事件を捜査する。中央捜査機関は、省級捜査機関、軍区級軍事捜査機関が捜査権を有する事件で、直接捜査することが必要であると認める特に極めて重大かつ複雑な犯罪の刑事事件を捜査する。
5. 捜査機関の構成組織及び特別管轄は、国会常任委員会が定める。

第111条 国境警備隊、税関、森林警備隊及び各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍のその他の機関の捜査権限

1. それぞれの所管内でその刑事責任を追及しなければならない犯行を発見したときは、国境警備隊、税関、森林警備隊及び沿岸警備隊は、次の権限を有する。
 - a) 犯行が目撃され、犯人の身元が明白な重大でない犯罪の場合は、事件を立件する決定を発し、被疑者を立件し、捜査を行い、事件立件の決定を発付してから20日以内に事件記録を管轄検察院に送付すること。
 - b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、特に極めて重大な犯罪又は重大でない犯罪であるが複雑な事件については、事件を立件する決定を発し、初期捜査活動を行い、事件立件の決定発付後7日以内に事件記録を管轄捜査機関に送付すること。
2. 人民公安、人民軍内において、この法律第110条に定める捜査機関以外に各種捜査活動に任じられた他の機関が任務遂行中に犯罪を示す事象を発見した場合は、事件を立件し、初期捜査活動を行い、事件立件の決定発付後7日以内に事件記録を管轄捜査機関に送付する権限を有する。
3. 国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関は、それぞれの訴訟上の権限の範囲内で、この法律に定める捜査活動の訴訟上の原則、手順及び手続に従わなければならない。検察院は、これらの機関の捜査活動における法遵守を檢察する責任を負う。
4. 国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関の捜査活動における特別任務及び権限は、国会常任委員会が定める。

第112条 捜査段階で公訴権を行使する検察院の任務及び権限

捜査段階で公訴権を行使する場合は、検察院は、次の任務及び権限を有する。

1. 刑事事件を立件し、被疑者を立件すること。捜査機関に対してこ

の法律に従って刑事事件の立件、刑事事件立件の決定変更又は被疑者の立件を要求すること。

2. 捜査要求をし、捜査機関に捜査を要求すること。必要と認める場合にこの法律の定めに従い各種捜査活動を直接行うこと。
3. この法律の定めに従い、捜査機関の長官に捜査官の更迭を要求すること。捜査官の行為が犯罪の兆候を示す場合は、当該捜査官に対し刑事に関して立件すること。
4. 逮捕、暫定留置、勾留及びその他の予防措置の適用を決定すること。この法律の定めに従い捜査機関の決定の承認又は不承認を決定すること。不承認の場合は、その理由を明らかにしなければならない。
5. 捜査機関の根拠がなくかつ違法な決定を取り消すこと、捜査機関に被疑者の指名手配を要求すること。
6. 被疑者の起訴を決定すること。刑事事件の停止又は中止を決定すること。

第113条 捜査の検察における検察院の任務及び権限

検察院は、捜査を検察するに当たり次の任務及び権限を有する。

1. 立件を検査し、捜査機関の捜査活動及び事件記録の編纂を検査すること。
2. 訴訟参加人の法遵守を検査すること。
3. 捜査権に関する紛争を解決すること。
4. 捜査機関に捜査活動における法律違反の改善を要求すること。捜査機関に捜査官の法律違反に関する必要な書類の提出を要求すること。捜査中に法律に違反した捜査官を厳正に処分することを捜査機関の長官に要求すること。
5. 関係機関及び組織に犯罪及び法律違反を排除する手段の適用を建議すること。

第114条 検察院の要求及び決定に従う捜査機関の責任

捜査機関は、検察院の要求及び決定に従わなければならない。この法律第112条第4項、5項、6項に定める要求及び決定について、捜査機関は、同意しない場合でもそれを執行しなければならないが、直近上級検察院に建議をする権利を有する。捜査機関の建議を受け取った後20日以内に、直近上級検察院は、それを検討し、解決し、建議をした機関に解決の結果を通知しなければならない。

第115条 捜査機関及び検察院の決定及び要求に従う責任

機関、組織及び公民は、刑事事件の捜査段階の捜査機関及び検察院の決定及び要求を厳守しなければならない。

第116条 管轄に応じた捜査のための事件の移送

捜査機関は、事件の捜査権を有さない場合は、捜査のために事件を管轄捜査機関に移送する決定を同級の検察院に提案しなければならない。捜査機関の提案を受け取った後3日以内に、同級の検察院は、事件を移送する決定を発しなければならない。

省、中央直轄市又は軍区の領域外への事件の移送は、省級検察院又は軍区級軍事検察院が決定する。

第117条 捜査のための刑事事件の併合、分離

1. 捜査機関は、被疑者が複数の罪を犯した場合、複数人の被疑者が1つの犯罪に参加した場合、又は被疑者のほか刑法第313条及び第314条に規定する犯罪隠匿者若しくは犯罪不告発者がいる場合に捜査のために1つの事件に併合することができる。
2. 捜査機関は、すべての犯罪の捜査が早期に完了しない場合において、極めて必要性の高いときにのみ事件を分離することができる。ただし、事件の分離が、事件の客観的及び全体的な真実の確定に影響を与えない場合に限る。
3. 刑事事件を併合し又は分離する決定は、その決定発付後24時間以内に同級の検察院に送付しなければならない。

第118条 捜査の委託

必要な場合には、捜査機関は、他の捜査機関に各種捜査活動を委託することができる。捜査委託の決定は、具体的要求を明記しなければならない。受託捜査機関は、委託捜査機関が設定した期間内に委託された活動を完全に遂行しなければならない。

第119条 捜査期間

1. 刑事事件を捜査する期間は、事件を立件したときから捜査が終了するまで、重大でない犯罪は2か月、重大な犯罪は3か月、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪は4か月を超えてはならない。
2. 事件が複雑なために捜査期間を延長する必要がある場合は、期間が満了する遅くとも10日前に、捜査機関は、捜査期間の延長を検察院に書面で提案しなければならない。
捜査機関の延長は、次のとおり定める。
 - a) 重大でない犯罪については、捜査期間の延長は1回のみで、延長期間は2か月を超えてはならない。
 - b) 重大な犯罪については、捜査期間は2回延長できるが、1回目の延長期間は3か月、2回目の延長期間は2か月を超えてはならない。
 - c) 極めて重大な犯罪については、捜査期間は2回延長できるが、延長期間はそれぞれ4か月を超えてはならない。
 - d) 特に極めて重大な犯罪については、捜査期間は3回延長できるが、延長期間はそれぞれ4か月を超えてはならない。
3. 捜査期間を延長する検察院の権限は、次のとおり定める。
 - a) 重大でない犯罪については、県級人民検察院又は区域軍事検察院は、捜査期間を延長する。省級又は軍区級で捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院が捜査期間を延長する。
 - b) 重大な犯罪については、県級人民検察院又は区域軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間延長をする。省級又は軍区級で捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間延長をする。
 - c) 極めて重大な犯罪については、県級検察院又は区域軍事検察院は、1回目の捜査期間延長をする。省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、2回目の捜査期間延長をする。省級又は軍区級で捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院が1回目及び2回目の捜査期間延長をする。
 - d) 特に極めて重大な犯罪については、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間延長をする。最高人民検察院又は中央軍事検察院は、3回目の捜査期間延長をする。
4. 捜査のために中央レベルで事件を受理した場合は、最高人民検察院又は中央軍事検察院が捜査期間延長の権限を有する。
5. 特に極めて重大な犯罪について延長した捜査期間が満了したにもかかわらず、事件の極めて複雑な性質のために捜査が終了しない場合は、最高人民検察院の長官は、捜査期間を1回延長できるが、延長期間は4か月を超えてはならない。
国家機密を侵害する犯罪については、最高人民検察院の長官は、捜査期間を更に1回延長する権利を有するが、延長期間は4か月を超えてはならない。
6. 延長した捜査期間が満了したにもかかわらず、被疑者が犯罪を行ったことを証明できない場合は、捜査機関は、捜査を中止する決定を発しなければならない。

第120条 捜査のための勾留期間

1. 捜査のための被疑者の勾留期間は、重大でない犯罪については2か月、重大な犯罪については3か月、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については4か月を超えてはならない。
2. 事件に多くの複雑な事情が関わっており、捜査に更に時間がかかると認められ勾留の措置を変更し又は取り消す根拠がない場合は、勾留期間が満了する遅くとも10日前に、捜査機関は、検察院に勾留期間を延長する提案を書面で送付しなければならない。

勾留期間の延長は、次のとおり定める。

- a) 重大でない犯罪については、勾留期間は1回延長できるが、延長期間は1か月を超えてはならない。
- b) 重大な犯罪については、勾留期間は2回延長できるが、延長期間は1回目は2か月、2回目は1か月を超えてはならない。
- c) 極めて重大な犯罪については、勾留期間は2回延長できるが、延長期間は1回目は3か月、2回目は2か月を超えてはならない。
- d) 特に極めて重大な犯罪については、勾留期間は3回延長できるが、延長期間はそれぞれ4か月を超えてはならない。

3. 検察院の勾留期間を延長する権限は、次のとおり定める。

- a) 県級人民検察院又は区域軍事検察院は、重大でない犯罪について勾留期間を延長する権利を有し、重大な犯罪及び極めて重大な犯罪については1回目の勾留期間延長をする権利を有する。省級又は軍区で捜査のため事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院が重大でない犯罪については勾留期間を延長する権利を有し、重大な犯罪、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については1回目の勾留期間延長をする権利を有する。
- b) 本項 a 号に定める1回目の勾留延長期間が満了したにもかかわらず捜査が完了せず、勾留措置の変更又は取消しの根拠がない場合は、県級人民検察院又は区域軍事検察院は、重大な犯罪について2回目の勾留期間延長をすることができる。省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、重大な犯罪、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪について2回目の勾留期間延長をすることができる。

4. 中央レベルで捜査のため事件を受理した場合は、勾留延長期間は最高人民検察院又は中央軍事検察院の管轄に属する。

5. 特に極めて重大な犯罪について、本条第3項 b 号に定める勾留の2回目の延長期間が満了したにもかかわらず事件に多くの極めて複雑な事情が関わっており、勾留措置の変更又は取消しの根拠がない場合は、最高人民検察院の長官が3回目の勾留期間延長をすることができる。

国家治安を侵害する犯罪について必要がある場合は、最高人民検察院の長官は更に1回勾留期間を延長する権利があるが、延長期間は4か月を超えてはならない。

6. 勾留中、その勾留を継続することが不必要であると認める場合は、捜査機関は、被勾留人を釈放するため、又は必要と認める場合は他の予防措置を採るために、勾留の取消しを検察院に適時に提案しなければならない。

勾留期間が満了したときは、勾留命令を発付した者は、被勾留人を釈放し、又は、必要と認める場合は、他の予防措置を採らなければならない。

第121条 捜査の再開、補充捜査、再捜査の期限

1. この法律第165条に定める捜査の再開の場合は、再開される捜査の期限は、捜査再開決定発付のときから起算し捜査終了時まで、重大でない犯罪、重大な犯罪又は極めて重大な犯罪については2か月を超えてはならず、特に極めて重大な犯罪についても3か月を超えてはならない。

事件の複雑な性質のために捜査期限を延長することが必要な場合は、捜査期間が満了する遅くとも10日前までに、捜査機関は、捜査期間の延長を検察院に書面で請求しなければならない。捜査期間の延長は、次のとおり定める。

- a) 重大な犯罪及び極めて重大な犯罪については、1回延長できるが、2か月を超えてはならない。
- b) 特に極めて重大な犯罪については、1回延長できるが、3か月を超えてはならない。

各類型の犯罪の捜査期間を延長する権限は、この法律第119条第3項の定めに従う。

2. 補充捜査のために検察院が差し戻した場合は、補充捜査の期限は、2か月を超えてはならず、補充捜査のために裁判所が差し戻

した場合は、補充捜査期限は1か月を超えてはならない。検察院又は裁判所が補充捜査のために事件記録を差し戻すことは、2回を超えてはならない。補充捜査期限は、捜査機関が事件記録及び捜査の要求を受理した日から起算する。

3. 再捜査のために事件を差し戻した場合は、捜査期限及び捜査延長は、この法律第119条に定める一般手続に従う。

捜査期限は、捜査機関が事件記録を受理し、又は再捜査を要求したときから起算される。

4. 捜査を再開し、補充捜査をし又は再捜査をするときは、捜査機関は、この法律の定めに従い、予防措置を適用し、変更し又は取り消す権利を有する。

この法律に定める勾留の根拠がある場合は、捜査再開又は補充捜査のための勾留期間は、本条第1、2項に定める捜査再開又は補充捜査の期間を超えてはならない。

再捜査の場合の勾留期限及びその延長は、この法律第120条に定める一般手続に従う。

第122条 訴訟参加人の要求の解決

訴訟参加人から事件に関する問題について要求があった場合は、捜査機関又は検察院は、それぞれの責任の範囲内において、その要求を解決し、その結果を訴訟参加人に報告する。要求に同意しない場合は、捜査機関又は検察院は、返答し、理由を明確に示さなければならない。

捜査機関又は検察院の解決結果に同意しない場合は、訴訟参加人は、不服を申し立てる権利を有する。不服申立て及びその解決は、この法律第35章の定めに従う。

第123条 目撃者の参加

目撃者は、この法律に定める場合に、捜査活動に参加するために召喚される。

目撃者は、捜査官が遂行する活動に自ら立ち会ってその内容及び結果を確認する義務を負い、自己の個人的意見を提起することができる。この意見は、調書に記載される。

第124条 捜査上の秘密の非公開

捜査上の秘密を守る必要がある場合は、捜査官及び検察官は、訴訟参加人及び目撃者に捜査上の秘密を公表しないように事前に通知しなければならない。

この通知は、調書に記載しなければならない。

捜査上の秘密を公表した捜査官、検察官、訴訟参加人、目撃者は、場合によって、刑法第263条、264条、286条、287条、327条及び328条により刑事責任を負わなければならない。

第125条 捜査の調書

1. 捜査を行ったときは、この法律第95条に従ってその調書を作成しなければならない。

調書を作成した捜査官は、それを訴訟参加人に読み聞かせ、調書に対して補充し、見解を述べる権利があることを説明しなければならない。見解は調書に記載され、訴訟参加人及び捜査官は、共に調書に署名する。

2. 訴訟参加人が調書の署名を拒否した場合は、拒否とその理由を調書に明記しなければならない。

3. 訴訟参加人がその身体的、精神的障害又はその他の理由で調書に署名できない場合は、その理由を調書に明確に記載しなければならない。捜査官と目撃者が共に確認する。

文盲の者は、調書に指印してもよい。

第10章 被疑者の立件及び被疑者の取調べ

第126条 被疑者の立件

1. 犯罪行為を行ったと確定する十分な根拠がある場合は、捜査機関は、被疑者を立件する決定を発する。

2. 被疑者を立件する決定は、決定発付の時間、場所、発付者の氏名及び地位、被疑者の氏名、生年月日、職業及び家族状況、被疑者が立件された犯罪、刑法の適用条項、犯行の時間、場所並びに犯行のその他の状況を含む。

被疑者が複数の相異なる犯罪で立件された場合は、被疑者を立件する決定は、各犯罪名及び刑法の適用される罰条を明記しなければならない。

3. 被疑者を立件した後に、捜査機関は、被疑者の写真を撮り、個人記録ファイルを作成し、それらを事件記録に添付する。

4. 被疑者の立件の決定を発付してから24時間以内に、捜査機関は、決定の検討及び承認のために同級の検察院にその決定を送付しなければならない。当該決定を受け取ってから3日以内に、検察院は、決定を承認し又は取り消す決定を発し、捜査機関にその決定を直ちに送付しなければならない。

5. まだ立件されていない犯罪者を発見した場合は、検察院は、被疑者を立件する決定の発付を捜査機関に要求する。

事件記録及び捜査結論を受け取った後、検察院がまだ立件されていないその事件の他の犯罪者を発見した場合は、検察院は、被疑者を立件する決定を発付する。決定の発付から24時間以内に、検察院は、捜査を遂行するために捜査機関にその決定を送付しなければならない。

6. 捜査機関は、被疑者を立件する自らの決定又は検察院の決定を直ちに被疑者に交付し、この法律第49条に定める被疑者の権利、義務について説明しなければならない。被疑者を立件する決定を承認し又は取り消す検察院の決定を受け取った後に、捜査機関は、立件された者に直ちに交付しなければならない。決定の交付と受領は、この法律第95条に定める規定に従い調書に記録しなければならない。

第127条 被疑者の立件決定の変更又は補充

1. 捜査の遂行中、被疑者が行った犯罪行為が立件された犯罪ではないと判断し又は他の犯罪行為が残っていると判断する根拠がある場合は、捜査機関、検察院は、被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を発する。

2. 被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を発付してから24時間以内に、捜査機関は、検討と承認のために変更又は補充に関連した書類を添付してその決定を同級の検察院に送付しなければならない。被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を受け取ってから3日以内に、検察院は、当該決定を承認し又は取り消し、補充決定をしなければならない。

被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を発してから24時間以内に、検察院は、捜査のためにその決定を捜査機関に送付しなければならない。

3. 捜査機関は、被疑者を立件する決定を変更し又は補充する自らの決定、又は被疑者を立件する決定を変更し又は補充する検察院の決定を被疑者に直ちに交付し、この法律第49条に定める被疑者の権利、義務について被疑者に説明しなければならない。被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を承認し又は取り消す検察院の決定を受け取った後に、捜査機関は、被疑者にその決定を直ちに交付しなければならない。上記の決定の交付と受領は、この法律第95条に定める調書に記録しなければならない。

第128条 被疑者の職務の一時停止

被疑者がその職務を保持することが捜査の妨害になると認める場合は、捜査機関、検察院は、被疑者を管理する権限を有する機関、組織に、被疑者の職務を一時停止することを建議する権利を有する。建議を受け取ってから7日以内に、当該機関、組織は、建議をした捜査機関、検察院に書面で回答しなければならない。

第129条 被疑者の召喚

1. 被疑者を召喚するとき、捜査官は召喚状を送付しなければなら

い。この召喚状には、被疑者の氏名、住所、出頭日時、場所、面会する者及び正当な理由を欠く不出頭の場合の責任を記載しなければならない。

2. 被疑者に対する召喚状は、被疑者が居住する社、区、町の行政機関、又は勤務する機関、組織に送付する。召喚状を受け取った機関、組織は、召喚状を被疑者に直ちに送達する責任を負う。

召喚状を受け取ったときは、被疑者は、その受領証明書に署名し、受領の日時を明記しなければならない。召喚状の送達人は、被疑者の署名をした召喚状の部分を召喚機関に届けなければならない。被疑者が署名を拒否した場合は、その記録を作成し、召喚機関に送付しなければならない。被疑者が不在の場合は、召喚状は、受領証明書の署名及び被疑者への召喚状の送達のために、被疑者の成人の家族に手渡すことができる。勾留されている被疑者については、拘留所の監視委員会を通じて召喚する。

3. 被疑者は、召喚状に応じて出頭しなければならない。正当な理由がなく出頭しなかった場合、逃亡の兆候がある場合は、捜査官は勾引する決定を発することができる。

4. 必要な場合は、検察官は被疑者を召喚することができる。被疑者の召喚は、本条の規定に従って遂行される。

第130条 被疑者の勾引

1. 被疑者を勾引する決定は、その発付の時間、場所、発付者の氏名及び職務、被疑者の氏名、生年月日及び住居、被疑者に立件された罪名、被疑者が出頭すべき時間、場所を記載する。

2. 勾引決定の執行人は、勾引の決定を読み聞かせ、説明し、この法律第95条の規定に従って勾引調書を作成しなければならない。

3. 夜間に被疑者を勾引してはならない。

第131条 被疑者の取調べ

1. 被疑者の取調べは、被疑者を立件する決定があった直後、捜査官により行われなければならない。被疑者に対する取り調べは、捜査を実施する場所又は被疑者の居宅で行うことができる。

取調べをする前に、捜査官は、この法律第49条に定める被疑者を立件する決定を読み聞かせ、被疑者の権利、義務について明確に説明しなければならない。これは調書に記録しなければならない。

複数の被疑者が事件に関わっている場合は、一人ずつ取り調べ、互いに接触させない。被疑者に自ら供述書を書かせることができる。

2. 取調べを遅延できない場合を除いて、夜間の取調べは行わない。やむを得ず夜間に取調べを行う場合は、理由を調書に明記しなければならない。

3. 必要な場合は、検察官が被疑者の取調べをすることができる。被疑者の取調べは、本条の規定に従う。

4. 被疑者に供述を強制し又は肉体的虐待を加えた捜査官又は検察官は、刑法第299条又は第298条に定める刑事責任を負わなければならない。

第132条 被疑者の取調べ調書

1. 被疑者の取調べ調書は、この法律第95条及び125条に従って作成しなければならない。

取調べを行う度に調書が作成されなければならない。調書には、被疑者の陳述、質問及び回答を残さず記載しなければならない。捜査官が被疑者の供述を補充し、削除し又は修正することは厳禁する。

2. 取り調べた後、捜査官は、被疑者に取調べ調書を読み聞かせ又は被疑者に読ませる。調書を補充し又は修正する場合は、被疑者及び捜査官は、その認証のために署名する。調書が複数ページにわたる場合は、被疑者は各ページに署名する。被疑者が自ら供述書を書いた場合は、捜査官と被疑者は、共に認証のためにその供述書に署名する。

取調べを録音したとき、その記録は、被疑者と捜査官が開けるよう取調べの終了時に再生しなければならない。調書は、取調べの内容を記載し、被疑者と捜査官が認証のために署名しなければならない。

い。

通訳人を介して被疑者の取調べを行う場合は、捜査官は、通訳人の権利及び義務を説明し、同時に被疑者に通訳人の更迭を要求する権利を知らせなければならない。通訳人及び被疑者は、取調べ調書の各ページに署名する。

3. 被疑者の弁護士、合法的代理人の立会いの下で取調べを行うとき、捜査官は、被疑者の取調べに当たって、その者の権利及び義務を説明しなければならない。被疑者、弁護士、合法的代理人は、共に取調べ調書に署名する。

弁護士に被疑者に質問することを許可した場合は、調書に弁護士の質問及び被疑者の回答を完全に記録しなければならない。

4. 検察官が被疑者を取り調べる場合は、本条の規定に従って行わなければならない。

第11章 証人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人の供述聴取、対質及び人定

第133条 証人の召喚

1. 証人を召喚するとき、捜査官は、召喚状を証人に送付しなければならない。召喚状には、証人の氏名、住所、出頭日時、出頭場所、面会する者、正当な理由なく出頭しなかった場合の責任などを記載しなければならない。

2. 召喚状は、証人に対して直接に、又は証人が居住する社、区、町の行政機関若しくは証人が勤務する機関、組織を通じて交付する。その機関、組織は、証人が義務を遂行するように条件を整える責任がある。

いかなる場合も、召喚状の配達及び受領の署名が必要である。

3. 16歳未満の証人の召喚状は、その両親又は合法的代理人に交付される。

4. 必要な場合は、検察官は、証人を召喚することができる。証人の召喚は、本条の規定に従って行う。

第134条 証人の勾引

1. 証人が捜査機関、検察院によって召喚されたにもかかわらず、正当な理由なく故意に出頭を拒否し、その不在が、捜査、起訴を妨害する場合には、証人を召喚した機関は、その勾引決定を発することができる。

2. 証人を勾引する決定には、その発付時間、場所、発付者の氏名、職業、証人の氏名、生年月日、居住地、出頭の時間、場所を明記しなければならない。

3. 勾引決定の執行人は、証人に決定を読み聞かせ、証人の権利及び義務を説明し、この法律第95条に従って勾引の調書を作成しなければならない。

4. 証人を夜間に勾引してはならない。

第135条 供述の聴取

1. 証人の供述は、取調べ場所、又は証人の住居、勤務場所で聴取する。

2. 多くの証人がいる事件では、各証人の供述は別々に聴取し、証人を聴取の過程で互いに接触させてはならない。

3. 供述を聴取する前に、捜査官は、証人に対してその権利及び義務を説明しなければならない。これは、調書に記録しなければならない。

4. 事件の内容について質問する前に、捜査官は、証人と被疑者、被害者との関係及び証人の身上関係に関する他の事実関係を確認する必要がある。

質問をする前に、捜査官は、証人に対して、事件について知っていることを語るか又は筆記するように要求する必要がある。誘導尋問をしてはならない。

5. 16歳未満の証人の供述を聴取するときは、その両親、他の合法的代理人又はその教師を付き添い人として召喚しなければならない。

6. 必要な場合は、検察官は、証人の供述を聴取することができる。証人の供述を聴取するときは、本条の規定に従う。

第136条 証人の供述調書

証人の供述調書は、この法律第95条、125条及び135条に従って作成しなければならない。

第137条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人の召喚、供述聴取

被害者、民事原告、民事被告及び事件の利害関係人の召喚、供述聴取は、この法律第133条、135条及び136条の規定に従って行う。

第138条 対質

1. 2人又は複数の者の供述に矛盾がある場合は、捜査官は対質を行う。

2. 証人又は被害者が対質に参加するときは、捜査官は、前もって、供述拒否、回避又は故意の虚偽供述に伴う責任について説明しなければならない。これは調書に記入しなければならない。

3. 対質を開始するに当たり、捜査官は、先ず対質の参加人との関係を探し、次に明らかにする必要がある事実関係について質問する。対質中の供述を聴取した後に、捜査官は、さらに1人ずつ質問することができる。

捜査官は、対質の参加人に互いに質問をさせることもできる。その質問と回答は、調書に記入しなければならない。

対質の参加者が供述を終えた後でなければ、その者の従前の供述に再び言及することができない。

4. 対質調書はこの法律第95条、125条及び132条の規定に従って作成する。

5. 必要な場合は、検察官は、対質を行うことができる。その対質は、本条の規定に従う。

第139条 人定

1. 必要なとき、捜査官は、人定のために人を招集し、又は証人、被害者又は被疑者に物又は写真を見せることができる。

捜査官は、人定を行う者に対し、人定を行うことを可能とする事実関係、痕跡及び特徴について事前に質問をしなければならない。

2. 人定のために招集された者の人数、提供された物又は写真の数は、少なくとも3つ以上でなければならない。その外見は似ていなければならない。

死体の人定については、この原則は適用しない。

特別な場合には、人定は、声で行うことができる。

3. 証人又は被害者が人定を行う者であれば、人定を行う前に、捜査官は、供述拒否、回避又は故意の虚偽供述に伴う責任についてその者に説明しなければならない。この説明は、調書に記入しなければならない。

4. 人定において、捜査官は、誘導尋問をしてはならない。人定を行う者が、人定のために提供されたものの中から人、物又は写真を特定した後に、捜査官は、その者、物又は写真を特定する手掛かりになった痕跡又は特徴について説明するよう要求する。

人定を行うときは、証人が立ち会わなければならない。

5. 人定の調書は、この法律第95条、125条及び132条に従って作成しなければならない。調書は、人定を行った者及び人定のために示した者の身上、人定のために提供した物又は写真の特徴、人定を行った者の報告供述、陳述を記録しなければならない。

第12章 財産の捜索、没収、差押え、留置

第140条 身体捜索、住居、勤務地、土地、物、通信、電報、郵便小包、郵便物の捜索の根拠

1. 身体捜索、住居、勤務地、場所の捜索は、ある者の身体、住居、

勤務地、土地に犯行の道具、手段、犯行で得た物、財産又は事件に関係するその他の物及び書類が存在すると判断する根拠がある場合にのみ行う。

住居、勤務地、土地の搜索は、指名手配された者を発見するために必要な場合にも行う。

2. 事件に関する書類、物を収集する必要があるときは、通信、電報、郵便小包、郵便物を搜索することができる。

第141条 搜索令状発付の権限

1. この法律第80条第1項に定める者は、すべての場合において搜索令状を発する権利を有する。この法律第80条第1項d号に定める者の搜索令状は、それを執行する前に同級の検察院が承認しなければならない。
2. 遅延が許されない場合には、この法律第81条第2項に定める者は搜索令状を発する権利を有する。搜索完了後24時間以内に、搜索令状の発付者は、同級の検察院に書面でその旨を通知しなければならない。

第142条 身体の搜索

1. 身体の搜索を開始する前に、搜索令状を読み聞かせ、又その令状を当事者に手渡ししなければならない。また、当事者及び立会うその他の者に、その権利及び義務を告知しなければならない。
搜索を行う者は、当事者に対し事件に関する物、書類を提出するよう要求しなければならないが、当事者がこれに従わない場合は、搜索を行う。
2. 身体の搜索をするときは、男性は男性が搜索し、女性は女性が搜索し、同性のものが立ち会わなければならない。
3. 身体の搜索は、逮捕時又は搜索場所にいる者が差押えを要する物、書類を身体に隠匿していることを確認する根拠がある場合には、搜索令状なくして行うことができる。

第143条 住居、勤務地、場所の搜索

1. 住居、勤務地、場所の搜索は、この法律第140条、141条及び142条の規定に従って行う。
2. 住居、場所の搜索は、家主又はその家族の成人、社、区、町の行政機関の代表者及び近隣住人が立ち会わなければならないが、当事者及び家族の成員が故意に出頭せず、逃亡し、又は長期的に出張しており、搜索を遅らせることができない場合は、搜索には、地域の行政機関の代表者及び近隣住人2名が立会わなければならない。
3. 遅らせることができない場合を除いて、住居の搜索は、夜間に行ってはならない。やむなく夜間に搜索を行う場合は、調書にその理由を明記しなければならない。
4. 遅らせることができない場合を除いて、勤務地の搜索を行うときは、搜索の対象者がいなければならない。やむなく対象者がいないまま搜索を行う場合は、その理由を調書に明記しなければならない。
勤務地の搜索は、当該者が勤務する機関、組織の代表者が立ち会わなければならない。
5. 住居、勤務地、場所の搜索を行うときに、立会人は、搜索が完了するまで許可なく搜索場所を離れてはならず、他の者に又は互いに連絡し、討論してはならない。

第144条 信書、電報、郵便小包及び郵便物の郵便局における没収

信書、電報、郵便小包、郵便物を郵便局で没収する必要があるときは、捜査機関は、没収命令を発する。この命令は、執行前に、同級の検察院によって承認されなければならない。ただし、執行を遅らせることができない場合はこの限りでないが、その理由を調書に明記しなければならない。没収は、終了後直ちに同級の検察院に通知しなければならない。

没収を執行する前に、没収令状の執行人は、関係する郵便局を所管する者にその旨を通知しなければならない。関係する郵便局を所管す

る者は、没収令状の執行人が任務を執行するに当たり執行人を支援しなければならない。

信書、電報、郵便小包、郵便物の没収は、郵便局の代表者が立ち会わなければならないが、その者は、認証のために没収の調書に署名する。

没収の令状発付機関は、没収すべき信書、電報、郵便小包、郵便物を有する者に、没収の令状について通知しなければならない。この通知が捜査を妨害する場合は、妨害が消滅した後、直ちに、没収の令状発付機関は通知をしなければならない。

第145条 搜索中の物、書類の差押え

搜索中に、捜査官は、証拠品である物及び事件に直接関係する書類を差し押さえることができる。保存又は流通が禁じられている部に該当する物は没収し、管轄権を持っている機関に直ちに引き渡さなければならない。当該物を密封する必要がある場合は、密封は、当該物の所有者又はその家族の代表者、行政機関の代表者及び証人の立会いの下で行わなければならない。

搜索中の物及び書類の差押えは、調書に作成しなければならない。差押えの調書は4部作成し、1部は当該物、書類の所有者に交付し、1部は事件記録に編綴し、1部は同級の検察院に送付し、もう1部は差し押えた物、書類の管理機関に送付する。

第146条 財産の留置

1. 財産の留置は、刑法の規定に従い財産の没収又は罰金を受ける犯罪の嫌疑ある被疑者、被告人、及び法律の規定に従い損害賠償を要する責任を負う者にのみ適用する。
この法律第80条第1項に定める権限を有する者は、財産留置令状を発する権利を有する。この法律第80条第1項d号に定める者の留置令状は、その執行前に同級の検察院に直ちに通知しなければならない。
2. 留置は、没収される可能性のある分量、罰金額又は損害賠償額に相当する財産の部分にのみ実施する。
留置財産は、所有者又はその親族に保管させる。
当該財産の保管に任じられた者が留置財産を消費し、譲渡し、すり替え、隠匿し又は破壊する行為を犯した場合は、刑法第310条の規定に基づいて刑事責任を負わなければならない。
3. 財産の留置は、関係者又は成人である家族、社、区、町の行政機関の代表者、近隣住人が立ち会わなければならない。留置を行う者は、留置された財産の名称及び状態を明記した調書を作成しなければならない。この調書は、この法律第95条及び125条に従って作成し、関係人及びその他の立会人に読み聞かせ、その者が署名しなければならない。関係人のいかなる不服をも調書に記入し、関係人及び留置を行った者が認証のための署名をする。
留置の調書は3部作成される。留置終了後、直ちに1部を当事者に交付し、もう1部を同級の検察院に送付し、もう1部は事件記録に編綴する。
4. 留置が必要でないとする場合に、この法律第80条第1項に定める権限を有する者は、留置令状を取り消す決定を適時に発しなければならない。

第147条 没収、差押え又は密封された物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物を保管する責任

この法律第75条、144条、145条の規定に従って没収し、差し押さえ、密封された物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物は、現状のまま保管しなければならない。

財産の保管を課された者が当該財産を開封し、消費し、譲渡し、すり替え、破壊した場合は、刑法第310条に従って刑事責任を負わなければならない。

第148条 物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の搜索、没収、差押えの調書

物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の搜索、没収、差押えを

行うときは、この法律第95条及び125条に従って、調書を作成しなければならない。

第149条 物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の捜索、留置、没収、差押えの令状発付者及び執行人の責任

物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の捜索、留置、没収、差押えの令状を違法に発付した者、執行した者は、その違反の重大性に応じて、懲戒され、又は刑事責任を追及される。

第13章 現場検証、死体解剖、身体上の痕跡検証、捜査実験、鑑定

第150条 現場検証

1. 捜査官は、犯罪の痕跡、証拠物を発見し、事件の重要な状況を明らかにするため、犯罪が行われ、又は発見された現場を検証する。
2. 現場検証は、刑事事件を立件する前に行うことができる。いかなる場合においても、検証を行う前に、捜査官は同級の検察院にそれを通知しなければならない。検察官は、現場検証を検察するため立ち会わなければならない。現場検証においては、立会人を立ち会わせなければならない。被疑者、被害者、証人は現場検証に立ち会うことが許可され、専門家を招へいし、検証に立ち会わせることができる。
3. 現場検証を行うに当たり、捜査官は、現場の写真を取り、現場を描写する図面を描き、測量し、実物模型を作り、犯行の痕跡、事件に関連する物、書類を収集して現場で検査し、現場検証調書に検証結果を明記する。
収集した物及び書類を直ちに検査できない場合は、保管し、現状のまま保存し又は密封し、取り調べを行う場所に運ばなければならない。

第151条 死体解剖

- 死体解剖を捜査官が行う場合は、法医学者が参加し、立会人がいなければならない。
- 死体を発掘する必要がある場合には、捜査機関の決定が必要であり、被埋葬者の家族にその旨を通知しなければならない。死体発掘には、法医学者が参加しなければならない。
- 必要ときは、鑑定人を召喚することができ、証人を立ち会わせなければならない。
- いかなる場合においても、死体解剖は、同級の検察院に事前に通知しなければならない。検察官は、死体解剖を検察するために立ち会わなければならない。

第152条 身体上の痕跡の検証

1. 捜査官は、身体上に犯罪の痕跡又は事件に対して意味を持つその他の痕跡を発見するために、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者、被害者、証人の身体を検証する。必要があるときは、捜査機関は、法医学者を呼んで鑑定意見を要求する。
2. 身体を検証は、同性の者の立会いの下で、同性の者が行わなければならない。必要ときは、医師が参加することができる。
身体を検証される者の名誉、尊厳、健康を侵害してはならない。

第153条 捜査実験

1. 事件に対して有意な書類又は事実関係を調査し、確認するために、捜査機関は、一定の事実の現場を再現し、行為、状況又はその他すべての事実関係を再生することにより捜査実験を行い、必要な実験を行う権利を有する。必要と認める場合は、捜査機関は、測量を行い、写真を撮り、ビデオ撮影を行い、図面を作成することができる。
2. 捜査実験のときは、立会人がいなければならない。必要である場合は、被暫定留置人、被疑者、被害者、証人も参加することができる。
捜査実験に参加する者の名誉、尊厳を侵害し、又は健康に被害を

与えることは禁じる。

3. 必要である場合は、検察院は捜査実験を行うことができる。捜査実験は、本条の規定に従って行う。

第154条 現場検証、死体解剖、身体上の痕跡の検証及び捜査実験の調書

現場検証、死体解剖、身体上の痕跡の検証、捜査実験を行うときは、この法律第95条及び125条に定める調書を作成しなければならない。

第155条 鑑定意見の要求

1. 本条第3項に従って確認する必要がある問題が生じた場合又は必要と認める場合は、訴訟執行機関は、鑑定意見を要求する決定を発する。
2. 鑑定意見を要求する決定には、鑑定を要求する問題、鑑定意見を要求する鑑定人の氏名又は鑑定機関の名称並びにこの法律第60条に定める鑑定人の権利及び義務を明記しなければならない。
3. 次のことを確定する必要がある場合は、必ず鑑定を行わなければならない。
 - a) 死亡原因、傷害の性質、健康又は稼働力への被害の程度。
 - b) 被疑者、被告人の刑事責任能力について疑いがある場合は、その者の精神状態。
 - c) 証人又は被害者の知覚能力及び事件の事実関係に関する真実の供述について疑いがある場合は、その者の精神状態。
 - d) 被疑者、被告人、被害者の年齢が事件にとって有意であるが、その者の年齢を証明する書類がなく、又は書類の信憑性に疑いがある場合は、その者の年齢。
 - dd) 毒物、薬物、放射性物質、偽造通貨。

第156条 鑑定の実施

1. 鑑定は、鑑定意見を要求する決定の直後に、鑑定機関又は事件の捜査場所で行うことができる。
捜査官及び検察官は、鑑定に参加する権利を有する。但し、その参加について鑑定人に事前に通知しなければならない。
2. 鑑定意見要求機関が要求した期限内に鑑定を行うことができない場合は、鑑定機関又は鑑定人は、鑑定意見要求機関に対しその旨を書面で直ちに通知し、その理由を明記しなければならない。

第157条 鑑定の結論の内容

1. 鑑定の結論には、鑑定を行った時間、場所、鑑定人の氏名、学歴、専門の資格、鑑定の参加人、鑑定された痕跡、物、書類及びその他全ての物、適用した方法及び提起された問題に対する回答を、根拠を付して明記しなければならない。
2. 鑑定の結論を明らかにし、又は補充するために、鑑定意見要求機関は、必要な事実関係に関して鑑定人に補充の質問をすることができ、補充鑑定又は再鑑定を決定することができる。

第158条 鑑定の結論に関する被疑者及び訴訟参加人の権利

1. 鑑定を行った後に、鑑定意見を要求した機関は、被疑者及び訴訟参加人が要求した場合には、鑑定の結論の内容をそれらの者に通知しなければならない。
被疑者、他の訴訟参加人は、鑑定の結論に関する意見を陳述し、補充鑑定又は再鑑定を要求することができる。このことは、調書に記入される。
2. 捜査機関、検察院が被疑者、他の訴訟参加人の要求を認めない場合は、その理由を明らかにし、それらの者にその旨を通知しなければならない。

第159条 補充鑑定又は再鑑定

1. 補充鑑定は、鑑定内容が不明確、不完全であり、又は既に鑑定を終了した事件の状況に関する新しい問題が生じた場合に行われる。

2. 再鑑定は、鑑定の結果について疑いがあり、又は同じ鑑定問題に関する鑑定の結論に矛盾がある場合に行われる。再鑑定は、他の鑑定人により行われなければならない。
3. 補充鑑定又は再鑑定は、この法律第155条、156条、157条及び158条に定める一般手続に従って行う。

第14章 捜査の停止と捜査の終了

第160条 捜査の停止

1. 被疑者が精神病又は他の危険な病気に罹患していることを法医学検証委員会が確認する場合は、捜査は捜査期限前に停止することができる。被疑者が不詳の場合又は所在不明の場合は、捜査は、捜査期限を徒過したときのみ停止する。
鑑定意見を要求したにもかかわらず、鑑定の結論が捜査期限の満了時にまだ出ていない場合は、捜査は停止し、鑑定はその結果が入手できるまで継続する。
事件に複数の被疑者がおり、捜査の停止の理由が被疑者全員には関係していない場合は、捜査は各被疑者に対して停止することができる。
被疑者が所在不明である場合は、捜査機関は、捜査を停止する前に指名手配令状を発ししなければならない。
2. 捜査を停止する決定を發した捜査機関は、当該決定を同級の検察院、被疑者、被害者に送付しなければならない。

第161条 被疑者の指名手配

- 被疑者が逃亡し又は所在不明である場合は、捜査機関は、被疑者を指名手配する令状を發しなければならない。
- 指名手配令状は、指名手配された日時、發付場所、發付者の氏名、職務、被疑者の氏名、年齢、居住地、被疑者の人定のための特徴、被疑者の写真があればそれを添付し、かつ、被疑者に立件された犯罪を明記しなければならない。
- 指名手配令状は、指名手配者を發見し、逮捕し、勾留するために、マス・メディアを通じて一般に公表される。

第162条 捜査の終了

1. 捜査の終了時に、捜査機関は、捜査結論書を作成しなければならない。
2. 捜査は、捜査機関が起訴を提案する捜査結論書を發したとき又は捜査結論書及び捜査を中止する決定を發したときに終了する。
3. 捜査結論書には、日付、作成者の氏名、職務を明記し、作成者が署名しなければならない。
4. 捜査結論書を發行してから2日以内に、捜査機関は、起訴を提案する捜査結論書又は捜査を中止する決定を添付した捜査結論書を、事件記録とともに同級の検察院に送付しなければならない。起訴を提案する捜査結論書又は捜査を中止する決定を被疑者、弁護人に送付しなければならない。

第163条 起訴の提案

1. 犯罪及び被疑者を確定する十分な証拠がある場合は、捜査機関は、起訴を提案する捜査結論書を作成する。捜査結論書には、起訴の提案理由及び根拠を含め、犯罪行為の経緯、犯罪を立証する証拠、事件の解決案を明記する。
2. 捜査結論書は、暫定留置又は勾留の期間、証拠物、民事訴訟、罰金、損害賠償の支払いを保証する手段及び押収する財産があればその財産を明記して、捜査期間及び既に適用した予防措置に関する報告書を添付する。

第164条 捜査の中止

1. 捜査を中止する場合は、捜査結論書には、捜査の過程、捜査中止の理由及び根拠を明記する。
2. 捜査機関は、次の場合に捜査中止決定を發する。

- a) この法律第105条第2項及び第107条、又は刑法第19条、第25条及び第69条第2項に定める根拠の一が存在する場合。
 - b) 捜査期間が満了したが、被疑者が犯罪を行ったことを証明できない場合。
3. 捜査中止決定には、その發付の日付、場所、捜査中止の理由及び根拠、予防措置の取消し、差し押えた物、書類がある場合はその選付及びその他の関連する問題を記載する。
1つの事件に複数の被疑者がおり、捜査中止が被疑者全員には関係していない根拠がある場合は、捜査は、各被疑者に対して中止することができる。
 4. 捜査機関の捜査中止決定に根拠があると認める場合は、当該決定を受領してから15日以内に、検察院は、捜査機関が権限に従って解決するために、事件記録を捜査機関に差し戻さなければならない。捜査中止決定に根拠がないと認める場合は、当該決定を取り消し、捜査機関に捜査の再開を要求する。起訴の根拠が十分であると認める場合は、検察院は、当該決定を取り消し、起訴決定を發する。起訴決定を發する期限は、この法律第166条の規定に従う。

第165条 捜査再開

1. 捜査の中止又は停止の決定を取り消す根拠がある場合は、捜査機関は、刑事責任追及の時効が到来していなければ捜査を再開する決定を發する。
捜査を再開する決定を發付してから2日以内に、捜査機関は、その決定を同級の検察院に送付しなければならない。
2. 捜査がこの法律第107条第5項、6項に基づいて中止した場合において、被疑者がそれに同意せず、再捜査を要求したときは、捜査機関又は同級の検察院は、捜査を再開する決定を發する。

第15章 起訴決定

第166条 起訴決定の期限

1. 事件記録及び捜査結論書を受け取った後、重大でない犯罪及び重大な犯罪については20日以内に、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については30日以内に、検察院は、次の決定の一を發しなければならない。
 - a) 起訴状により被疑者を裁判所に起訴すること。
 - b) 補充捜査のために記録を差し戻すこと。
 - c) 事件を中止し又は停止すること。必要ときは、検察院の長官は、期限を延長できるが、延長期間は重大でない犯罪及び重大な犯罪については10日間、極めて重大な犯罪については15日間、特に極めて重大な犯罪については30日間を超えてはならない。
上記の決定の内一つを發した後3日以内に、検察院は、被疑者、弁護人にその旨を通知し、起訴状、事件を中止する決定又は事件を停止する決定を被疑者に交付しなければならない。弁護人は、起訴状を閲覧し、法律の規定に従って弁護に関連する事件記録内の書類のメモをとり、複写し、要求を提出することができる。
2. 事件記録を受領した後に、検察院は、予防措置の適用、変更、取消しを決定し、又は捜査機関に被疑者の指名手配を要求する権利を有する。勾留期間は、本条第1項に定める期限を超えてはならない。
3. 起訴の場合は、起訴状の形で起訴決定を發してから3日以内に、検察院は事件記録と起訴状を裁判所に送付しなければならない。
4. 起訴の権限を有しない事件については、検察院は、直ちに権限を有する検察院に当該事件を移送する決定を發する。

第167条 起訴状

1. 起訴状には、犯罪発生の日時、場所、犯行の手段、目的、動機、犯行の結果、その他の重要な事実関係、被疑者の有罪を確定する証拠、刑事責任を加重し又は軽減する情状、被疑者の身上、及び事件

のその他の有意な事実関係を記載しなければならない。

起訴状の結論部分には、罪名及び適用する刑法の条項を明記する。

2. 起訴状には、その作成日、作成者の氏名、職務を記載し、作成者が署名しなければならない。

第168条 補充捜査のための記録差し戻し

検察院は、事件記録を検討し、次の一を発見した場合に、補充捜査のために記録を捜査機関に差し戻す決定をする。

1. 事件の重要な証拠が不十分で、検察院がそれを自ら補充できない場合。
2. 他の犯罪について被疑者を立件する根拠がある場合又は他の共犯者がいる場合。
3. 刑事訴訟手続に重大な違反がある場合。
補充捜査が必要な問題は、補充捜査を要求する決定に明記しなければならない。

第169条 事件の中止又は停止

1. 検察院は、この法律第105条第2項及び第107条又は刑法第19条、第25条、第69条第2項に定める根拠の一が存在する場合に事件を中止する決定を発する。
2. 検察院は、次の場合に事件を停止する決定を発する。
 - a) 被疑者が精神病又は他の危険な病気に罹患していることを法医学検証委員会が確認した場合。
 - b) 被疑者が逃亡し、その所在が不明の場合。この場合に、検察院は、被疑者の指名手配を捜査機関に要求しなければならない。
3. 事件に複数の被疑者が関わっており、事件を中止し又は停止する根拠が被疑者全員には関係しない場合は、検察院は、各被疑者に対して事件を停止し又は中止することができる。
4. 下級検察院が事件を中止する根拠のない違法な決定を発した場合は、上級検察院の長官は、当該決定を取り消し、起訴決定の発付を下級検察院に要求する権限を有する。

第3編 第一審公判

第16章 全審級裁判所の管轄権

第170条 全審級裁判所の裁判管轄権

1. 県級人民裁判所及び区域軍事裁判所は、次の犯罪を除き、重大でない犯罪、重大な犯罪、極めて重大な犯罪を含む刑事事件の第一審公判を行う。
 - a) 国家の安全を侵害する犯罪
 - b) 平和、人類を侵害する犯罪及び戦争犯罪
 - c) 刑法第93条、95条、96条、172条、216条、217条、218条、219条、221条、222条、223条、224条、225条、226条、263条、293条、294条、295条、296条、322条、323条に定める犯罪
2. 省級人民裁判所及び軍区級軍事裁判所は、県級人民裁判所、区域軍事裁判所が管轄しない犯罪を含む刑事事件又は下級裁判所が管轄する事件で自ら公判のため引き取った刑事事件の第一審公判を行う。

第171条 土地管轄

1. 刑事事件の裁判権を有する裁判所は、犯罪が行われた場所の裁判所である。犯罪が複数の場所で敢行され、又は犯罪が敢行された場所が不明である場合は、事件の裁判権を有する裁判所は、捜査が完了した場所の裁判所である。
2. 国外で犯罪を行った被告人について、その裁判をベトナムで行う場合は、その者の国内における最後の居所の省級人民裁判所がその者の裁判を行う。被告人の国内における最後の居所が確定できない場合は、最高人民裁判所の長官が、事件に応じて、当該事件の裁判をハノイ市人民裁判所又はホーチミン市人民裁判所に任じる決定を発する。

国外で犯罪を行った被告人について、軍事裁判所が裁判権を有する場合は、中央軍事裁判所の長官の決定に従い、軍区級軍事裁判所又は上級軍事裁判所がその者の裁判をする。

第172条 ベトナムの領空又は領海外を航行中のベトナム社会主義共和国の航空機又は船舶で行われた犯罪を裁判する管轄権

ベトナムの領空又は領海外を航行中のベトナム社会主義共和国の航空機又は船舶で敢行された犯罪は、当該航空機若しくは船舶が最初に帰航する空港、港の場所、又は当該航空機若しくは船舶が登録されている場所のベトナム裁判所が管轄する。

第173条 異なる審級の裁判所が管轄する複数の犯罪を行った被告人の裁判

被告人が複数の犯罪を行い、その犯罪の一つが上級裁判所の裁判管轄下にある場合は、上級裁判所が事件全体を裁判する。

第174条 事件の移送

裁判所は、事件がその管轄に属しないと判明したときは、裁判権を有する裁判所に当該事件を移送する。省、中央直轄市又は軍区の領域外の裁判所への事件の移送は、省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所が決定する。

別の裁判所への事件の移送は、事件の裁判の開始前においてのみ有効である。この場合に、事件の移送は、裁判所の長官が決定する。軍事裁判所又は上級裁判所が管轄する事件の裁判が開始された場合には、なお管轄裁判所に当該事件を移送しなければならない。この場合には、事件の移送は、審理合議体が決定する。

事件移送の決定発付から2日以内に、裁判所は、同級の検察院、被疑者及び事件の関係人にその旨を通知しなければならない。

第175条 裁判管轄に関する紛争の解決

1. 裁判管轄に関する紛争の解決は、直近の上級裁判所の長官が決定する。
2. 複数の省又は中央直轄市の県級人民裁判所間の裁判管轄に関する紛争の解決は、捜査が終了した場所の省級人民裁判所の長官が決定する。
3. 人民裁判所及び軍事裁判所間の裁判管轄に関する紛争の解決は、最高人民裁判所の長官が決定する。

第17章 公判準備

第176条 公判準備期限

1. 事件記録を受理した後、公判期日の裁判長を任じられた裁判官は、事件記録を検討し、訴訟参加人の不服申立て、要求を解決し、公判期日に必要な他の任務を遂行する。
2. 事件記録を受理した日から起算して、重大でない犯罪については30日以内、重大な犯罪については45日以内、極めて重大な犯罪については2か月以内、特に極めて重大な犯罪については3か月以内に、公判期日の裁判長を任じられた裁判官は、次の決定の一を発しなければならない。
 - a) 事件の審理を始めること。
 - b) 補充捜査のために記録を差し戻すこと。
 - c) 事件を中止し又は停止すること。

複雑な事件については、裁判所の長官が公判準備期限の延長を決定できるが、延長期間は、重大でない犯罪及び重大な犯罪については15日間、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については30日間を超えてはならない。公判準備期限の延長は、同級の検察院に直ちに通知しなければならない。

公判を開く決定の発付から15日以内に、裁判所は、公判期日を開始しなければならない。正当な理由がある場合は、裁判所は公判期日を30日以内に開始することができる。

補充捜査のために差し戻された事件については、記録を受理してから15日以内に、公判期日の裁判長を担当する裁判官は、事件の審理開始を決定しなければならない。

第177条 予防措置の適用、変更、取消し

事件記録を受理した後に、公判期日の裁判長を担当する裁判官は、予防措置の適用、変更又は取消しを決定する権利を有する。ただし、勾留の適用、変更又は取消しは、裁判所の長官又は副長官が決定する。公判準備のための勾留期限は、この法律第176条に定める公判準備期間を超えない。

勾留期限が公判期日の開始日に徒過する勾留されている被告人について、その勾留の継続が公判を終了するために必要であると認める場合は、裁判所は、公判期日の終了まで勾留を継続する命令を発する。

第178条 公判を行う決定の内容

公判を行う決定には、次の内容を含まなければならない。

1. 被告人の氏名、生年月日、出生地、職業、住所
2. 検察院が被告人の犯した行為に適用した罪名及び刑法の条項
3. 公判期日の開始日時、場所
4. 公判の公開又は非公開
5. 裁判官、参審員、書記官の氏名、補充裁判官、参審員がいる場合はその氏名
6. 公判期日に参加する検察官の氏名、補充検察官がいる場合はその氏名。
7. 弁護人がある場合は、その氏名
8. 通訳人がある場合は、その氏名
9. 公判期日の尋問のために召喚した者の氏名
10. 公判期日の審理のために提出された証拠物

第179条 補充捜査のために記録を差し戻す決定

1. 裁判官は、次の場合に補充捜査のために検察院に記録を差し戻す決定を発する。
 - a) 事件の重要な証拠を更に検証する必要がある、それを公判で補充できないとき。
 - b) 被告人が別の犯罪を行い、又は別に共犯者がいると信ずる根拠があるとき。
 - c) 訴訟手続に重大な違反を発見したとき。補充捜査が必要な問題は、補充捜査の要求決定の中に明示しなければならない。
2. 補充捜査の結果により事件を中止することになった場合、検察院は、事件を中止する決定を発し、その旨を裁判所に通知する。検察院が裁判所の要求した問題を補充できず、起訴決定を保持する場合は、裁判所はまた事件の審理を進める。

第180条 事件を停止又は中止する決定

裁判官は、この法律第160条に定める根拠がある場合、この法律第105条第2項及び第107条第3号、4号、5号、6号、7号に定める根拠の一が存在する場合又は検察院が公判期日開始前に起訴決定全体を撤回した場合に、事件を中止する決定を発する。

事件に複数の被疑者、被告人が関わっており、事件の停止又は中止の根拠が被疑者、被告人全員には関係しない場合は、事件は、各被疑者、各被告人に対して停止又は中止することができる。

事件を中止する決定は、この法律第164条第3項に定める内容を明記しなければならない。

第181条 検察院による起訴決定の撤回

この法律第107条に定める根拠の一が存在し、又は刑法第19条、第25条及び第69条第2項の規定に基づいて被疑者、被告人を刑事責任から免訴する根拠が存在すると認める場合は、検察院は、公判期日開始前に起訴決定を撤回し、裁判所に事件の中止を提案する。

第182条 裁判所の各決定の交付

1. 事件を公判で行う決定は、公判期日開始前の遅くとも10日前までに被告人、その合法的代理人及び弁護人に交付しなければならない。

被告人欠席のまま裁判を行う場合は、公判を行う決定及び起訴状は、被告人の弁護人又は合法的代理人に交付する。当該決定は、被告人が居住する社、区、町の行政機関の本部又は被告人の最後の勤務場所に掲示しなければならない。

2. 事件を停止し、又は中止する裁判所の決定は、被疑者、被告人、弁護人、被害者、被疑者、被告人の合法的代理人に交付しなければならない。他の訴訟参加人については、通知書で通知する。

3. 事件を公判で行う決定、事件を中止する決定、事件を停止する決定は、同級の検察院に直ちに送付しなければならない。

4. 予防措置を適用し、変更し又は取り消す決定は、直ちに被疑者、被告人、同級の検察院、被疑者又は被告人を勾留する拘置所に送付しなければならない。

第183条 公判期日において尋問する必要のある者の召喚

事件を公判で審理する決定に基づいて、裁判官は、公判期日に尋問する必要がある者を召喚する。

第18章 公判期日における訴訟手続の通則

第184条 直接、口頭又は連続審理

1. 裁判所は、被告人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、又それらの合法的代理人、証人、鑑定人を尋問してその意見を聴取することにより事件の事実関係を直接確定し、証拠物を取り調べ、検察官、弁護人、当事者の権利の保護人の意見を聴取しなければならない。判決は、公判期日にて取り調べた証拠のみに基づく。
2. 公判は、休憩時間を除き、連続して行わなければならない。

第185条 第一審審理合議体の構成

第一審の審理合議体は、裁判官1名及び参審員2名からなる。重大、複雑な事件については、審理合議体は、裁判官2名及び参審員3名で構成することができる。

被告人が最高刑として死刑に処せられる罪で裁判を受ける場合は、審理合議体は、裁判官2名及び参審員3名で構成する。

公判期日の裁判長となる裁判官は、公判を指揮し、裁判所の規律を維持する。

第186条 特別な場合の審理合議体構成員の変更

1. 審理合議体の構成員は、最初から終了まで事件を審理しなければならない。
2. 裁判の過程において、裁判官、参審員が事件の審理を継続できない場合は、裁判所は、補欠裁判官、参審員がいれば事件を審理することができる。

最初から公判期日に出席している補欠裁判官及び参審員のみが事件の裁判に参加することができる。

審理合議体が2名の裁判官で構成されており、公判期日を裁判長とする裁判官が事件の審理を継続できない場合は、審理合議体の構成員である裁判官が公判期日を裁判長として、補欠裁判官を審理合議体の構成員として補充する。

3. 変更のための補欠裁判官又は参審員がいない場合又は公判期日の裁判長が変更しなければならない、本条第2項に定める補欠裁判官がいない場合は、事件は最初から再審理しなければならない。

第187条 公判期日への被告人の出頭

1. 被告人は、裁判所の召喚状に応じて公判期日に出頭しなければならない。正当な理由なく欠席した場合は、この法律第130条に定める手続に従って勾引され、被告人が正当な理由があり欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。

被告人が精神病又はその他の危難病にかかっている場合は、審理合議体は、被告人の病気が回復するまで事件を停止する。

被告人が逃亡したときは、審理合議体は、事件を停止し、捜査機関に被告人の指名手配を要求する。

2. 裁判所は、次の場合のみ被告人の不在で審理することができる。
 - a) 被告人が逃亡し、その指名手配が成功しなかった。
 - b) 被告人が国外にとどまり、公判期日に召喚できない。
 - c) 被告人の不在が公判の障害とならず、適切に召喚状を交付した。

第188条 公判期日における被告人の監察

1. 勾留されている被告人が公判期日に出頭する場合は、その弁護人にしか接触が許可されない。他の者との接触は、公判期日の裁判長が許可しなければならない。
2. 勾留されていない被告人は、裁判の時間中公判期日に出席しなければならない。

第189条 検察官の出廷

1. 同級の検察院の検察官は、公判期日に参加しなければならない。重大、複雑な事件に関しては、2名の検察官が公判期日に参加することができる。必要ときは、補欠検察官が参加することができる。
2. 検察官の不在、更迭の場合に交代のための補欠検察官がいないときは、審理合議体は公判期日を延期し、その旨を同級検察院に直ちに通知しなければならない。

第190条 弁護人の出廷

弁護人は、公判期日に参加する義務を負う。弁護人は、事前に弁論を裁判所に送付することができる。

弁護人が不在の場合でも、裁判所は公判期日を開く。

弁護人がこの法律第57条第2項の規定に基づいて出廷が義務付けられているにもかかわらず不在の場合は、審理合議体は、公判期日を延期しなければならない。

第191条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人の出頭

1. 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人が欠席の場合は、審理合議体は、場合によって公判期日を延期し、又は公判を引き続き進める決定をする。
2. 被害者、民事原告、民事被告の欠席が損害賠償の問題の解決にのみ障害となると認める場合は、審理合議体は、民事手続に従って損害賠償を別の公判に持ち越すことができる。

第192条 証人の出頭

証人は、事件の事実関係を明らかにするために公判期日に参加する。証人が欠席し、事前に捜査機関に供述していた場合は、公判期日に裁判長は、当該供述を発表する。重要な問題の証人が欠席した場合は、審理合議体は、事件に応じて公判期日を延期し、又は公判を進める決定をする。

証人が裁判所に召喚されたにもかかわらず、正当な理由なく出頭を故意に拒否し、その不在が公判を妨害するときは、審理合議体は勾引決定を発する。

証人の勾引手続はこの法律第134条の規定に従う。

第193条 鑑定人の出頭

1. 鑑定人は、裁判所に召喚されたときは、公判期日に参加する。
2. 鑑定人が欠席したときは、場合によって、審理合議体は、公判期日を延期するか引き続き公判を行うかを決定する。

第194条 公判期日延期の期限

この法律第45条、46条、47条、187条、189条、190条、191条、192条、193条に基づいて公判期日を延期しな

ければならない場合は、第一審公判期日の延期期限は、公判期日を延期する決定の発付日から起算して30日を超えてはならない。

第195条 公判期日における検察官の起訴決定撤回又はより軽い犯罪の結論

公判期日において、尋問後、検察官は、起訴決定の一部若しくは全体を撤回し、又はより軽い犯罪として結論することができるが、審理合議体は、事件全体を審理しなければならない。

第196条 公判の制限

裁判所は、検察院が起訴し、裁判所が公判を行うことを決定した被告人及び犯罪行為のみ裁判する。

裁判所は、検察院が起訴のために適用した同じ条文中の他の項に従って、又は検察院が起訴した犯罪と同等の犯罪又はより軽い犯罪について被告人を裁判することができる。

第197条 公判期日の規則

1. 公判期日の開始前に、書記官は、公判期日の規則を読み上げなければならない。
2. 法廷にいる者は全員、審理合議体に尊重し、秩序を守り、裁判長の指示に従わなければならない。
3. 法廷にいる者は全員、審理合議体の構成員が入廷する時に起立しなければならない。尋問のために召喚された者は、意見を陳述することができ、陳述したい者は、裁判長の許可を得なければならない。意見を陳述する者は、健康上の理由から座ったまま陳述することを裁判長が許可する場合を除き、尋問中起立しなければならない。
4. 16歳未満の者は、尋問のために裁判所から召喚された場合を除き、法廷に入室してはいけない。

第198条 公判期日の秩序を乱した者に対する措置

公判期日の秩序を乱した者は、場合に応じて、裁判長が警告を発し、罰金を課し、退廷を命じ、又は逮捕されることがある。

公判期日の警備員は、公判期日の秩序を維持し、公判期日の秩序を乱す者に退廷を強制し、又は逮捕する旨の裁判長の命令を執行する義務がある。

第199条 裁判所の判決及び各決定の作成

1. 裁判所の判決は、被告人が犯罪を行ったか否か、刑罰及び他の司法措置を決定する。判決は、評議室で討議し採択しなければならない。
2. 審理合議体の構成員、検察官、書記官、鑑定人、通訳人の更迭、事件の移送、補充捜査の要求、事件の停止又は中止、及び被告人の逮捕又は釈放に関する決定は、評議室で討議し、採択しなければならない。書面にしなければならない。
3. その他の問題に関する決定は、法廷で審理合議体が討議し、採択され、書面にすることは要しないが、公判期日の調書に記録しなければならない。

第200条 公判期日の調書

1. 公判期日の調書には、公判期日の日、時、月、年、場所及び公判開始から判決宣告までの進行のすべてを記載しなければならない。調書に記録すると共に、公判期日の経緯を録音、ビデオ録画することができる。
2. 質問及び回答はすべて調書に記録しなければならない。
3. 公判期日の終了時に、裁判長は調書を検査し、書記官とともに署名しなければならない。
4. 検察官、被告人、弁護人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、当事者の保護人又はそれらの者の合法的代理人は、公判期日の調書を閲覧ことができ、調書の修正、補充を要求し、確認署名する権利がある。

第19章 公判期日開始手続

第201条 公判期日開始手続

公判期日を開始するとき、裁判長は、事件を公判に付す決定を読み上げる。

裁判長は、書記官から出頭した召喚者名簿の報告を聴取した後、出頭者の身分証を検査し、公判期日における出頭者の権利及び義務を説明する。

被告人にこの法律第49条第2項の規定に基づいて起訴状をまだ交付せず、第182条第1項に定める期限までに事件を公判に付す決定を交付していない場合において、被告人が要求したときは、審理合議体は、公判期日を延期しなければならない。

第202条 裁判官、参審員、検察官、書記官、鑑定人、通訳人の更迭提案の解決

検察官及び訴訟参加人に対して、裁判長は、裁判官、参審員、検察官、書記官、鑑定人、通訳人の更迭を提案するか否かを尋ねなければならない。要求をする者があれば、審理合議体は、検討し、決定をする。

第203条 通訳人、鑑定人の権利及び義務の説明

公判期日に参加する通訳人、鑑定人がいるときは、裁判長は、その者の氏名、職業又は職務を紹介し、その者の権利及び義務を明確に説明する。その者は、任務を十分に遂行することを誓約しなければならない。

第204条 証人の権利、義務の説明及び証人との隔離

- それぞれの証人の氏名、年齢、職業、住所を尋ねた後に、裁判長は、証人の訴訟手続上の権利及び義務を明確に説明する。証人は、虚偽の証言をしない誓約をしなければならない。特に、未成年者の証人の場合は、この誓約をしなくてもよい。
- 証人に事件について質問される前に、裁判長は、証人同士が互いの証言を聞き、又は他の関係者と接触することを防ぐために様々な措置を適用することを決定することができる。被告人及び証人の証言が互いに影響を与える可能性がある場合は、裁判長は、証人に質問をする前に、被告人を証人から隔離することを決定することができる。

第205条 証拠調べ要求の解決及び関係人欠席時の公判期日延期の要求解決

裁判長は、検察官及び訴訟参加人に対し、審理のために補充の証人の召喚又は補充の証拠物及び書類の提出を要求するか否かを尋ねなければならない。

訴訟参加人のいずれかが欠席した場合にも、裁判長は、前記の者のいずれかが公判期日の延期を要求するか否かを尋ねなければならない。要求をする者がいれば、審理合議体はそれを検討し、決定する。

第20章 公判期日における尋問手続

第206条 起訴状朗読

尋問前に、検察官は、起訴状を朗読し、補充意見があればそれを陳述する。

第207条 尋問手順

- 審理合議体は、合理的な尋問手順で事件の各事実及び各犯罪の事実関係すべてを完全に確定しなければならない。
- 1人ずつの尋問を行うに当たり、裁判長が最初に質問をし、次に各参審員が、その後に、検察官、弁護人、当事者の権利の保護人が質問する。公判期日の参加人も、明らかにする必要がある事実関係について更に質問をすることを裁判長に提案する権利を有する。鑑

定人は、鑑定に関する問題について質問をすることができる。

- 尋問をするとき、審理合議体は、事件に関係がある証拠物を取り調べる。

第208条 捜査機関での供述の告知

- 尋問を受けた者が公判期日に出席している場合は、審理合議体及び検察官は、その者が公判期日において事件の事実関係について供述する前に、その者が捜査機関で供述した内容を繰り返し、又は告知してはならない。
- 捜査機関で聴取された供述は、次の場合にのみ告知する。
 - 公判期日で尋問された者の供述が、捜査機関で行ったその供述と矛盾している場合。
 - 尋問される者が公判期日で供述しない場合。
 - 尋問される者が欠席し、又は死亡した場合。

第209条 被告人質問

- 審理合議体は、各被告人を別々に質問しなければならない。ある被告人の供述が他の被告人の供述に影響を与える可能性があれば、裁判長は他の被告人を隔離しなければならない。この場合には、前に質問された被告人の供述を隔離された被告人に告知し、隔離された被告人は前に質問された被告人に質問をする権利を有し、その被告人に質問をすることができる。
- 被告人は、起訴状及び事件の事実関係について意見を陳述する。審理合議体は、被告人の陳述の中で不十分な点又は矛盾している点を更に尋問する。
- 検察官は、被告人を有罪とするか、無罪とするかということに関連する事件の事実関係について質問する。弁護人は、防御に関する事実関係について質問し、当事者の権利の保護人は、当事者の権利の保護に関連する事実関係について質問する。
公判期日参加人は、自己に関連する事実関係についてさらに質問することを裁判長に提案する権利を有する。
- 被告人が質問に回答しなければ、審理合議体、検察官、弁護人、当事者の権利の保護人は、他の者に事件に関する質問をし、証拠物、書類の検討を継続する。

第210条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はこれらの者の合法的代理人の質問

被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はこれらの者の合法的代理人は、自己に関連する事件の事実関係について陳述する。その後、審理合議体、検察官、弁護人及び当事者の権利の保護人は、その陳述の不十分な点又は矛盾している点について更に質問する。

第211条 証人質問

- 審理合議体は、各証人を別々に尋問しなければならない。各証人に他の証人に対する尋問内容を知らせてはならない。
- 証人質問に当たり、審理合議体は、被告人及び事件の当事者と証人との関係を明らかにするために質問をしなければならない。裁判長は、証人に知っている事件の事実関係を明確に陳述することを要求し、その供述の不十分な点又は矛盾している点について更に質問する。検察官、弁護人、当事者の権利の保護人は、証人に更に質問することができる。
- 証人が未成年者であるときは、裁判長は、質問するため、その両親、保佐人、又は教員の助力を要求することができる。
- 証人は、陳述の終了後、追加質問を受けることができるよう、法廷にとどまる。
- 証人及びその親族の安全を保証する必要がある場合は、審理合議体は、法律に従ってその者を保護する措置を採る決定をしなければならない。

第212条 証拠物の検討

- 証拠物、写真又は証拠物を認証する調書は、公判期日における検

討のために提出する。

必要である場合は、審理合議体は、検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人とともに、公判期日に持ってくるのでできない証拠物の現場検証に赴くことができる。現場検証は、この法律第95条の規定に従って調書に記録しなければならない。

2. 検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人は、証拠物に関して見解を陳述する権利を有する。審理合議体は、証拠物に関する問題について更に質問することができる。

第213条 現場検証

必要であると認めるときは、審理合議体は、検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人とともに、犯行現場又は事件に関連する他の場所の検証に赴くことができる。検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人は、犯行現場又は事件に関連する他の場所に関して見解を陳述する権利を有する。

審理合議体は、当該場所に関する問題について公判期日の他の参加人を更に質問することができる。

現場検証は、この法律第95条に定める一般手続に従って調書に記録しなければならない。

第214条 機関又は組織による事件書類、見解、報告の陳述、公開

事件の事実関係に関する機関又は組織の見解及び報告は、当該機関又は組織の代表者が陳述する。当該機関又は組織の代表者が欠席している場合は、審理合議体が公判期日にその見解、報告を公開する。

事件記録に含まれ又は尋問中に新しく提出された書類は、すべて公判期日に公開しなければならない。

検察官、被告人、弁護人及び公判期日の他の参加人は、当該書類に関する自らの見解を述べ、関連する問題について更に質問する権利を有する。

第215条 鑑定人質問

1. 鑑定人は、鑑定を任された問題に関する結論を陳述する。
2. 公判期日にて、鑑定人は、鑑定結論の根拠について補充説明を行う権利を有する。
3. 鑑定人が欠席する場合は、裁判長が鑑定結論を公表する。
4. 検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人は、鑑定結論に関する見解を述べ、鑑定結論のうち不明確な問題又は矛盾している問題について質問する権利を有する。
5. 必要と認めるときは、審理合議体は、補充鑑定又は再鑑定を決定する。

第216条 尋問の終了

事件の事実関係すべてを完全に検討したと認めるときは、裁判長は、検察官、被告人、弁護人及び公判期日の他の参加人にいずれかの問題に関する尋問を要求するか否かを尋ねる。いずれかの者が要求し、その要求が正当であると認める場合は、裁判長は、尋問を継続する決定をする。

第21章 公判期日における弁論

第217条 弁論時の発表の順番

1. 公判期日における尋問の終了時に、検察官は、論告を行い、起訴状の全体若しくは一部又はより軽い犯罪である旨の結論に基づいて被告人に対する罪状を提案し、有罪とする根拠がないと認める場合は、検察官は、起訴決定全体を取り下げ、審理合議体に、被告人の無罪を宣告することを提案する。

検察官の論告は、公判期日において既に検査した書類、証拠並びに被告人、弁護人、当事者の権利の保護人及び公判期日における他の訴訟参加人の意見に基づいていなければならない。

2. 被告人は、弁護を陳述する。被告人に弁護人がいるときは、弁護

人が被告人を弁護する。被告人は、弁護を補充する権利を有する。

3. 被害者、民事原告、民事被告及び事件の利害関係人又はその合法的代理人は、自らの権利及び利益を擁護するために意見を陳述することができる。

その者の権利の保護人がいるときは、保護人は、意見を陳述し補充する権利を有する。

第218条 反論

被告人、弁護人及び他の訴訟参加人は、検察官が行った論告に関する意見を陳述し、提案を提示する権利を有する。検察官は、個々の意見に対して自己の立論を提示しなければならない。

弁論参加人は、他の者の意見に反論する権利を有する。裁判長は、弁論時間を制限してはならず、弁論参加人が自らの意見を陳述し尽くす条件を整えなければならないが、事件に関連のない意見を排除する権利を有する。

裁判長は、弁護人及び他の訴訟参加人が提示した事件に関する意見であって検察官が弁論していないものに対し反論することを検察官に提案する権利を有する。

第219条 再尋問

弁論で証拠をさらに検討する必要があると認めるときは、審理合議体は、再尋問を決定することができる。弁論は、尋問が終了したときに継続しなければならない。

第220条 被告人の最終発言

弁論参加人が陳述を尽くしたときは、裁判長は、弁論の終了を宣言する。

被告人は、最終発言を許可される。被告人の最終発言中は、質問をしてはならない。審理合議体は、事件に関連しない点について冗漫に陳述しないことを被告人に要求する権利を有するが、時間を制限してはならない。

最終発言の中で、被告人が事件の重要な新しい事実関係を更に陳述したとき、審理合議体は、再尋問を決定しなければならない。

第221条 起訴決定の取下げ、又はより軽い罪を結論とすることの検討

1. 検察官が起訴決定の一部を取り下げ、又はより軽い罪である旨を結論としたときは、審理合議体は、事件の裁判を継続する。
2. 検察官が起訴決定全体を取り下げたときは、審理合議体は、判決を評議する前に、公判期日の訴訟参加人にその取下げに関する意見を陳述することを要求する。

第22章 判決の評議、宣告

第222条 判決の評議

1. 裁判官及び参審員のみが判決の評議する権利を有する。審理合議体の構成員は、各問題に関して多数決を行い、事件の全問題について解決しなければならない。裁判官は、最後に投票する。少数意見を有する者は、書面でその意見を陳述し、事件記録に編綴する権利を有する。

2. 検察官が起訴決定全体を取り下げる場合においても、審理合議体は、本条第1項に定める手順で事件の問題を解決する。被告人が有罪でないことを確認する根拠がある場合は、審理合議体は、被告人を有罪でないと宣言し、起訴決定の取下げに根拠がないと認める場合は、審理合議体は、事件の中止を決定し、直近の上級検察院に建議する。

3. 判決の評議は、完全、総括的に各証拠を検討し、検察官、被告人、弁護人、公判期日における他の訴訟参加人の意見を検討したことを根拠として、公判期日において既に審査された証拠及び書類にのみ基づく。

4. 判決の評議過程における審理合議体の各意見及び決定を調書に記

録しなければならない。判決評議の調書は、判決の宣告前に評議室で審理合議体の構成員全員が署名しなければならない。

第223条 尋問と弁論の再開

判決の評議を通じて、尋問していない、又は尋問が十分でない事件の事実関係を発見した場合は、審理合議体は、尋問及び弁論を再開する決定をする。

第224条 判決

1. 裁判所は、ベトナム社会主義人民共和国の名において判決する。
2. 判決には、公判期日の日時、年月日、場所、審理合議体の構成員及び書記官の氏名、検察官の氏名、被告人の氏名、生年月日、出生地、住所、職業、学歴、社会身分、被告人の前科前歴、被告人の暫定留置日、勾留日、被告人の合法的代理人の氏名、年齢、職業、出生地及び住所、弁護人の氏名、並びに被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、その合法的代理人の氏名、年齢、職業及び住所を記載しなければならない。
3. 判決には、被告人の犯行を説明し、被告人の有罪及び無罪を確定する証拠を分析し、被告人が有罪か否か、有罪である場合は、罪名、刑法の適用条項、被告人の刑事責任を加重する事実関係又は軽減する事実関係を確定し、それをどのように処理するか確定しなければならない。被告人が有罪でない場合は、判決には、被告人が有罪でないことを確認する根拠を明記し、その名誉、合法的権利及び利益の回復について記載しなければならない。判決の最終部分には、裁判所の各決定を記載し判決に対し控訴する権利について記載する。

第225条 管理業務の過誤是正に対する建議

1. 判決するとともに、裁判所は、関連機関及び組織に対し、当該機関及び組織における犯罪の原因及びその条件を克服するに必要な措置を採ることを建議する。裁判所の建議を受け取った日から30日以内に、当該機関及び組織は、既に採った措置を裁判所に書面で通知しなければならない。
2. 裁判所の建議は、判決とともに公判期日に読み上げ、又は関連機関又は組織にのみ送付することができる。

第226条 判決の宣告

判決の宣言のときに、法廷にいる者は全員、起立しなければならない。裁判長又は審理合議体の他の構成員の1人が、判決を読み上げ、読み上げた後に判決の執行及び控訴権について更に説明することができる。

被告人がベトナム語を解さない場合は、判決が宣告された後に、通訳人は、被告人が解する言語で判決全体を被告人に対し読み上げなければならない。

第227条 被告人の釈放

次の場合において、被告人が他の犯罪により勾留されていないときは、審理合議体は、勾留されている被告人に公判期日において釈放することを宣言しなければならない。

1. 被告人が有罪でない。
2. 被告人が刑事責任を免責され又は刑の執行を免除される。
3. 被告人を懲役刑以外の刑に処する。
4. 被告人を懲役刑に処するが執行を猶予する。
5. 懲役刑の期間が、被告人の勾留期間と等しく又は勾留期間よりも短い。

第228条 判決宣告後の勾留のための被告人の逮捕

1. 勾留され、懲役刑に処せられ、勾留期限が公判期日の終了日に徒過する被告人に対して、審理合議体は、判決の執行を保証するために、被告人を勾留する決定を発する。ただし、この法律第227条第4項、5項に定める場合を除く。
2. 勾留されていない被告人を懲役刑に処した場合は、判決が確定し

たときに刑を執行する目的で勾留のため被告人を逮捕する。被告人が逃亡し、又は他の犯行を継続する可能性があると思われる根拠があれば、審理合議体は、勾留のために被告人を直ちに逮捕する決定を発することができる。

3. 本条第1項、2項に定める被告人の勾留期間は、判決の宣告日から45日間である。
4. 死刑に処せられた被告人について、審理合議体は、判決の執行を確保するために被告人の勾留継続を判決の中で決定する。

第229条 判決の交付

判決の宣告日から10日以内に、第一審裁判所は、判決の写しを被告人、同級の検察院、弁護人に交付し、欠席裁判を受けた者、同級の公安機関に送付し、被告人が居住する社、区、町の行政機関又は被告人が勤務する機関、組織に書面でその旨を通知しなければならない。

この法律第187条第2項a号及びb号の規定に基づいて欠席した被告人を裁判した場合は、前記の期限内に、被告人が最後に居住した社、区、町の行政機関の事務所又は被告人が最後に勤務した機関、組織の事務所に、判決を掲示しなければならない。

被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人は、判決の抜粋又は写しの提供を裁判所に要求する権利を有する。

第4編 控訴審

第23章 控訴審の性質、控訴権及び異議申立て権

第230条 控訴審の性質

控訴審とは、また法的効力を有さない事件の第一審判決又は決定が控訴され又は異議が申し立てられたときの、上級裁判所による事件の再審理又は第一審決定の見直しをいう。

第231条 控訴権を有する者

被告人、被害者及びその合法的代理人は、第一審判決又は決定に対し控訴する権利を有する。

弁護人は、未成年者、身体障害者又は精神障害者の権利を擁護するために控訴する権利を有する。

民事原告、民事被告及びその合法的代理人は、損害賠償に関する判決又は決定の部分に対して控訴する権利を有する。

事件の利害関係人及びその合法的代理人は、自らの権利及び義務に関する判決又は決定の部分に対して控訴する権利を有する。

未成年者、又は身体障害者又は精神障害者の権利の保護人は、保護する者の権利及び義務に関する判決又は決定の部分に対して控訴する権利を有する。

裁判所から無罪を宣告された者は、無罪を宣告する第一審の判決で当該宣告の理由に関する部分に対して控訴する権利を有する。

第232条 検察院による異議申立て

同級の検察院及び直近の上級検察院は、第一審判決又は決定に対し異議を申し立てる権利を有する。

第233条 控訴及び異議申立ての手續

1. 控訴人は、第一審を行った裁判所又は控訴審裁判所に控訴状を送付しなければならない。被告人が勾留されている場合は、拘留所の監視委員会は、被告人に対しその控訴権の行使を保障しなければならない。

控訴人は、第一審を行った裁判所に直接控訴を陳述することもできる。裁判所は、この法律第95条に定める控訴の調査を作成しなければならない。

2. 同級の検察院又は直近の上級検察院は、理由を明記して書面で異議を申し立てる。異議申立ては、第一審を行った裁判所に宛てる。

第234条 控訴、異議申立ての期限

1. 異議申立ての期限は、判決の宣告日から15日である。公判期日に欠席した被告人又は当事者に対しては、控訴期限は、判決がその者に交付され又は掲示された日から起算する。

同級の検察院が異議を申し立てる期限は、判決の宣告日から起算して15日であり、直近の上級検察院が異議を申し立てる期限は、判決の宣告日から起算して30日である。

2. 控訴状を郵送したときは、控訴の日は、封筒に押印された郵便局の消印の日に基づいて起算する。

控訴状を拘留所の監視委員会を通じて送付した場合は、控訴の日は、拘留所の監視委員会が当該控訴状を受領した日に基づいて起算する。

第235条 期限後の控訴

1. 期限後の控訴は、正当な理由があれば、受理することができる。
2. 控訴審裁判所は、期限後の控訴理由を検討するために3名の裁判官で構成する審理合議体を結成する。審理合議体は、期限後の控訴の受理又は拒否の決定をする権限を有する。

第236条 控訴、異議申立ての通知

1. 控訴及び異議申立ては、その受領後7日以内に第一審裁判所から同級検察院及び訴訟参加人に書面で通知しなければならない。
2. 控訴、異議申立ての通知を受けた者は、当該控訴又は異議申立ての内容に関する自らの意見を書面で控訴審裁判所に送付する権利を有する。その意見は、事件記録に編纂される。

第237条 控訴、異議申立ての結果

1. 控訴され、又は異議を申し立てられた判決の部分は、この法律第255条第2項に定める場合を除き、執行しない。判決全体が控訴され、又は異議を申し立てられた場合は、判決全体を執行しない。
2. 第一審裁判所は、控訴、異議申立てをする期限が徒過した後7日以内に事件記録、控訴状、異議申立書を控訴審裁判所に送付しなければならない。

第238条 控訴、異議申立ての補充、変更、取下げ

1. 控訴審公判期日の開始前又は公判期日中に、控訴人又は検察院は、自らの控訴又は異議申立てを補充し、又は変更する権利を有するが、被告人の状況を不利益にしてはならない。控訴又は異議申立ての一部又は全部を取り下げる権利を有する。
2. 控訴、異議申立て全体が公判期日で取り下げられた場合は、控訴審は中止しなければならない。

第一審判決は、控訴審裁判所が控訴審を中止する決定を発した日から法的効力を有する。

第239条 第一審裁判所の決定に対する控訴、異議申立て

1. 第一審裁判所の決定に対し同級の検察院が異議を申し立てる期限は、当該決定の発付日から起算して7日であり、直近の上級検察院が異議を申し立てる期限は、15日である。
2. 事件を停止し又は中止する第一審裁判所の決定は、控訴権を有する者が当該決定を受け取った日から起算して7日以内に控訴することができる。

第240条 控訴、異議申立てのない第一審判決、決定の効力

控訴され又は異議を申し立てられなかった第一審の判決、決定及びその一部は、控訴又は異議申立ての期限が徒過した日から法的効力を有する。

第24章 控訴審手続

第241条 控訴審裁判の範囲

控訴審裁判所は、控訴、異議申立ての内容を検討する。必要であると認めるときは、控訴審裁判所は控訴されず、異議を申し立てられな

かった判決の他の部分も検討することができる。

第242条 控訴審裁判の期限

省級人民裁判所、軍区級軍事裁判所は、60日以内に控訴審公判期日を開始しなければならない。最高人民法院控訴裁判部、中央軍事裁判所は、事件記録を受領した後90日以内に控訴審公判期日を開始しなければならない。

公判期日開始の遅くとも15日前までに、控訴審裁判所は、同級検察院及び訴訟参加人に事件の控訴審公判の日時及び場所を書面で通知しなければならない。

第243条 控訴審裁判所による予防措置の適用、変更、取消し

1. 事件記録を受領した後に、控訴審裁判所は、予防措置の適用、変更又は取消しを決定する権限を有する。勾留措置の適用、変更又は取消しは、省級人民裁判所若しくは軍区級軍事裁判所の長官若しくは副長官、又は最高人民法院の控訴裁判部長若しくは副部長職にある裁判官が決定する。

勾留期間は、この法律第242条に定める控訴審の期間を超えてはならない。

2. 勾留期間が控訴審公判期日の開始日に満了する被告人について、公判を完了するために勾留を継続することが必要であると認めるときは、裁判所は、公判期日の終了まで被告人を勾留する命令を発する。

3. 勾留され、懲役刑に処せられ、勾留期間が公判期日の終了日に満了する被告人について、この法律第227条第4項、5項に定める場合を除いて、審理合議体は、被告人の判決の執行を確保するために被告人の勾留を継続する決定を発することができる。

勾留されていないが懲役刑に処せられた被告人について、この法律第261条に定める場合を除いて、審理合議体は、判決宣告後直ちに勾留のために被告人を逮捕する決定を発することができる。

勾留期間は、判決宣告日から45日間である。

第244条 控訴審合議体の構成

控訴審合議体は、裁判官3名で構成し、必要である場合は、参審員2名を追加することができる。

第245条 控訴審公判期日の参加人

1. 控訴審公判期日において、同級検察院の検察官の参加は必要不可欠であり、検察官が出頭しないときは、公判期日は延期しなければならない。

2. 弁護人、当事者の権利の保護人、控訴人、控訴、異議申立ての利害関係人は、公判期日に召喚される。いずれかの者が正当な理由で欠席した場合は、審理合議体は、引き続き公判を進めることができるが、欠席した被告人又は当事者に不利な判決又は決定を発してはならない。他の場合は、公判期日を延期しなければならない。

本条第1項又は第2項又はこの法律第45条、46条、47条の規定により公判期日を延期する期限は、公判期日を延期する決定の発付日から起算して30日を超えてはならない。

3. 他の者の公判期日への参加は、その出頭が必要であると認めるときに控訴審裁判所が決定する。

第246条 控訴審裁判所における証拠の補充、検討

1. 公判前又は公判期日の尋問中に、検察院は、自ら又は裁判所の要求により新しい証拠を補充することができる。控訴人、控訴、異議申立ての利害関係人、弁護人、当事者の権利の保護人も書類、物を補充する権利を有する。

2. すでにあった証拠、追加された証拠、新しく補充した資料、物は、すべて公判期日で検討しなければならない。控訴審裁判所の判決は、既にあった証拠及び追加された証拠に基づかなければならない。

第247条 控訴審公判期日の手続

控訴審公判期日も、第一審公判期日と同様に行うが、尋問を行う前に、審理合議体の構成員1名が事件の内容、第一審判決の決定部分、控訴又は異議申立ての内容を要約して陳述しなければならない。弁論のとき、検察官は、事件の解決に関する検察院の観点を発表する。

第248条 控訴審判決及び控訴審裁判所の管轄権

1. 裁判所は、ベトナム社会主義人民共和国の名において判決を言い渡す。判決には、公判期日の日、時、年月日、場所、審理合議体の構成員、書記官の氏名、検察官の氏名、被告人の氏名、生年月日、出生地、住所、職業、学歴、社会的身分、被告人の前科前歴、被告人の暫定留置日、勾留日、弁護人の氏名、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人及びその合法的代理人の氏名、年齢、職業、住所を明確に記載しなければならない。
判決には、事件の概略、解決過程、第一審判決の決定、控訴、異議申立ての内容及び本条第2項に定める決定の一をなす根拠を記述しなければならない。判決の最終部分には、裁判所の決定を記載する。
2. 控訴審裁判所は、次の決定をする権限を有する。
 - a) 控訴、異議申立てを認めず、第一審判決を維持すること。
 - b) 第一審判決を修正すること。
 - c) 第一審判決を取り消し、再捜査又は再審理のために事件記録を移送すること。
 - d) 第一審判決を取り消し、事件を中止すること。
3. 控訴審判決は、その宣告日から法的効力を有する。

第249条 第一審判決の修正

1. 控訴審裁判所は、次のとおり第一審判決を修正する権限を有する。
 - a) 被告人の刑事責任又は刑罰を免責する。
 - b) より軽い犯罪に対する刑法の条項を適用する。
 - c) 被告人に対し刑を減輕する。
 - d) 損害賠償の水準を下げ、証拠物処理に関する決定を修正する。
 - dd) より軽い刑に変更する。懲役刑の期間を維持し、執行を猶予する。
2. 根拠があるとき、控訴審裁判所は、控訴しなかった被告人、控訴されず又は異議を申し立てられなかった被告人に対し、刑を減輕し、より軽い犯罪に対する刑法の条項を適用し、より軽い刑に変更し、懲役刑の期間を維持し執行を猶予することができる。
3. 異議を申し立てた検察院又は控訴した被害者が要求する場合は、控訴審裁判所は、刑を加重し、より重大な犯罪に対する刑法の条項を適用し、損害賠償の水準を高くすることができる。検察院が異議を申し立て、又は被害者、民事原告、民事被告が控訴した場合において根拠があるとき、裁判所は、刑の減輕、より軽い犯罪に対する刑法の条項の適用、より軽い刑への変更、懲役刑の期間を維持したままの執行猶予、損害賠償の水準の引下げができる。

第250条 再捜査又は再審理のための第一審判決の破棄

1. 控訴審裁判所は、第一審級の捜査が不十分であることが判明し控訴審級で捜査を補充できない場合は、第一審判決を破棄する。
2. 控訴審裁判所は、次の場合には、第一審級で審理合議体を新しく構成し再審理を行うために、第一審判決を破棄する。
 - a) 第一審合議体の構成が法律の規定に従わず、又は刑事訴訟活動のその他の重大な違反を犯した。
 - b) 第一審裁判所が無罪を宣告した者が犯罪を行ったと信ずる根拠がある。
3. 再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄する場合は、控訴審裁判所は、第一審の判決を破棄した理由を明記しなければならない。
4. 再審理のために第一審判決を破棄するときは、控訴審裁判所は、第一審裁判所が受領し又は却下しなければならない証拠について事前に決定せず、第一審裁判所が適用しなければならない刑法の

条項及び刑罰をも事前に決定しない。

5. 再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄し、被告人の勾留期間が満了したにもかかわらず、被告人の勾留を継続することが必要であると認める場合は、控訴審合議体は、第一審の検察院又は裁判所が事件を再度受理するまで、被告人の勾留を継続する決定を発する。

第一審判決の破棄後15日以内に、事件記録は、一般手続に従って解決するために第一審の裁判所又は検察院に移送しなければならない。

第251条 第一審判決の破棄及び事件の中止

この法律第107条第1号、2号に定める根拠の一が存在するときは、控訴審裁判所は、第一審判決を破棄し、被告人の無罪を宣告し、事件を中止し、この法律第107条第3号、4号、5号、6号、7号に定める根拠の一が存在する場合は、第一審判決を破棄し、事件を中止する。

第252条 刑事事件の再捜査又は再審理

控訴審裁判所が再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄した後、一般手続に従って、捜査機関は事件を再捜査し、検察院は事件を再起訴し、第一審裁判所は事件を再審理する。

第253条 第一審裁判所の決定の控訴審

1. 控訴され又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定について、控訴審裁判所は、公判期日を開始せずに、必要と認めるときは、決定を発する前に必要な訴訟参加人を召喚しその意見を聴取することができる。
2. 控訴審裁判所は、事件記録を受領した日から10日以内に、控訴又は異議申立てを解決する決定を発しなければならない。
3. 控訴され又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を検討するときに、控訴裁判所は、この法律第248条に定める権限を有する。
4. 控訴審決定は、その発付日から法的効力を有する。

第254条 控訴審判決、決定の交付

判決の宣告日又は決定を発付した日から起算して10日以内に、控訴審裁判所は、控訴審判決又は決定を異議申立人、第一審の地の裁判所、検察院、公安機関、控訴人、控訴、異議申立ての利害関係人又はその合法的代理人に交付し、控訴審判決が罰金刑、財産の没収及び民事決定を宣告する場合は、権限を有する民事執行機関に交付しなければならない。控訴審を最高人民裁判所控訴部が行った場合は、その期限は延長することができるが、25日間を超えない。

被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人は、判決の抜粋又は写しの提供を裁判所に要求する権利を有する。

第5編 裁判所の判決及び決定の執行

第25章 裁判所の判決及び決定の執行に関する通則

第255条 執行される判決及び決定

1. 執行される判決及び決定は、次のものを含め、法的効力を発生したものである。
 - a) 控訴手続に従って控訴され又は異議を申し立てられなかった第一審裁判所の判決及び決定
 - b) 控訴審裁判所の判決及び決定
 - c) 監督審裁判所又は再審裁判所の決定
2. 被告人が勾留されており、第一審裁判所が事件の中止、被告人に有罪を宣告しないこと、被告人の刑事責任、刑罰の免除、非拘束刑若しくは判決の執行猶予を決定し、又は懲役刑の刑期が勾留期

間と同期間若しくは勾留期間よりも短い場合は、裁判所の判決又は決定は、控訴され又は異議を申し立てられる可能性があっても直ちに執行される。

第256条 裁判所の判決及び決定の執行手続

1. 第一審判決若しくは決定が法的効力を発生した後又は控訴審判決若しくは決定、監督審若しくは再審の決定を受領した後7日以内に、第一審裁判を行った裁判所の長官は、判決を執行する決定を発しなければならない。又は同審級の他の裁判所に判決の執行決定発付を委託しなければならない。
2. 判決を執行する決定には、発付者の氏名、判決又は決定の執行を任じられた機関の名称、有罪判決を受けた者の氏名、生年月日、住所及び有罪判決を受けた者、判決又は決定に服さなければならない者を記載しなければならない。
有罪判決を受けた者が保釈中である場合は、懲役刑の執行決定には、決定を受領した日から7日以内に、有罪判決を受けた者が服役のために公安機関に出頭しなければならないことを明記しなければならない。
3. 判決を執行する決定及び判決又は決定の按捺は、判決が執行される地にある同級の検察院、判決執行機関及び有罪判決を受けた者に送付しなければならない。
4. 保釈中の者が懲役刑に処せられた後に逃亡した場合は、判決の執行決定を発した裁判所の長官は、同級の捜査機関に指名手配令状の発付を要求する。

第257条 裁判所の判決及び決定の執行を任じられた機関、組織

1. 公安機関は、退去強制、有期懲役刑、無期懲役刑を執行し、この法律第259条に定める死刑執行評議会に加わる。
2. 有罪判決を受けた者が居住する地の社、区、町の行政機関又は有罪判決を受けた者が勤務する機関、組織は、刑の執行猶予又は非拘束刑に服する者を観察し、教育し、その更正を監視する任務を有する。
3. 保護観察、居住禁止、複数の公民権の剥奪、社会的職務保持の禁止、一定の職業又は業務の禁止の執行は、判決を執行する地の社、区、町の行政機関又は機関、組織が実施する。
4. 特別医療機関は、強制治療に関する決定を執行する。
5. 民事判決執行機関は、罰金、財産の没収及び刑事事件の民事決定を執行する。社、区、町の行政機関又は機関、組織は、判決を執行するに当たり執行官を援助することに任じる。判決を執行するために強制措置を採ることが必要であるときは、公安及び他の関係機関は、その調整をしなければならない。
6. 軍事裁判所の判決及び決定の執行は、退去強制を除き、軍の組織が実施する。
7. 判決執行機関は、判決執行の決定を発した裁判所の長官に判決又は決定の執行について報告しなければならない。執行できない場合は、その理由を明示しなければならない。

第26章 死刑の執行

第258条 執行前の死刑検討手続

1. 死刑の判決が法的効力を発生した後に、事件記録は、最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官に直ちに送付しなければならない。
判決及び事件記録を受領した日から2か月以内に、最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官は、監督審又は再審手続に従って判決に異議を申し立てるか否かを決定しなければならない。
判決が法的効力を発生した日から7日以内に、死刑有罪判決を受けた者は、国家主席に減軽の請願書を送付することができる。
2. 死刑の判決は、監督審又は再審の手続に従って最高人民裁判所の長官又は最高人民検察院の長官が異議を申し立てなければ執行される。
死刑の判決が監督審又は再審の手続に従って異議を申し立てられ、

最高人民裁判所の監督審合議体又は再審合議体が当該異議申立ての却下を決定し、死刑の判決を維持した場合は、最高人民裁判所は、有罪判決を受けた者が死刑の減軽を請願することができるよう、有罪判決を受けた者にその旨を直ちに通知しなければならない。

有罪を受けた者が死刑の減軽を請願した場合は、死刑は、国家主席が当該請願を却下した後に執行する。

第259条 死刑の執行

1. 第一審を行った裁判所の長官は、執行決定を発し、裁判所、検察院及び公安の代表者で構成する死刑執行のための評議会を設立する。判決執行評議会は、判決の執行前に有罪判決を受けた者の身分証明書を検査しなければならない。
有罪判決を受けた者が女性である場合は、判決を執行する決定を発する前に、第一審を行った裁判所の長官は、刑法第35条に定める死刑不適用の条件を検査しなければならない。有罪判決を受けた者が刑法第35条に定める条件を満たす根拠があれば、第一審を行った裁判所の長官は、判決を執行する決定を発せず、有罪判決を受けた者の死刑から無期懲役への減軽の検討及び減軽のために、その旨を最高人民裁判所の長官に報告する。
女性で有罪判決を受けた者の死刑を執行する前に、判決執行評議会は、その身分証明書の検査に加え、刑法第35条に定める死刑不適用の条件に関連した書類を検査しなければならない。
有罪判決を受けた者が刑法第35条に定める条件を満たすことを判決執行評議会が発見した場合は、執行を延期し、有罪判決を受けた者の死刑から無期懲役への減軽の検討及び減軽のために、最高人民裁判所の長官に報告するよう、第一審を行った裁判所の長官に死刑執行延期の旨を報告する。
2. 死刑執行前に、有罪判決を受けた者に対し、判決を執行する決定、最高人民裁判所の長官による判決に対し異議申立てをしない決定及び最高人民検察院の長官による判決に対し異議申立てをしない決定を交付し、読み聞かせなければならない。
有罪判決を受けた者が死刑の減軽を請願した場合は、その者に対し減軽の請願を却下する国家主席の決定を交付し、読み聞かせなければならない。
3. 死刑は、射殺により執行する。
4. 死刑の執行は、調書に記録し、調書には有罪判決を受けた者が閲覧するための決定の交付、有罪判決を受けた者の言葉及びその親族に残した通信、物を明記しなければならない。
5. 特別な場合は、判決執行評議会は、死刑執行を延期し、最高人民裁判所の長官に更に報告させるために、死刑執行決定を発した裁判所の長官に執行延期を報告する。

第27章 懲役刑及びその他の刑罰の執行

第260条 懲役刑の執行

1. 有罪判決を受けた者が勾留されている場合は、公安機関は、有罪判決を受けた者の親族の要求により、刑の執行前に有罪判決を受けた者が親族に面会する許可を与えなければならない。
刑務所の監視委員会は、有罪判決を受けた者が刑に服する場所をその親族に通知しなければならない。
2. 有罪判決を受けた者が保釈中で、期限が過ぎても刑に服するために公安機関に出頭しない場合は、その有罪判決の者を勾引する。
3. 判決執行決定を発した裁判所の長官は、判決の執行を監視しなければならない。公安機関は、判決執行のための有罪判決を受けた者の逮捕、又は逮捕できなかった理由及び判決執行を保証するために採るべき措置を当該裁判所に通知しなければならない。
4. 懲役刑に服役中の者が刑務所から逃亡した場合は、公安機関は、指名手配令状を発する。

第261条 懲役刑執行の延期

1. 懲役刑を宣告され保釈中である者に対し、判決執行の決定を発し

た裁判所の長官は、刑法第61条第1項に定める場合には、職権で、又は同級の検察院、公安機関、有罪判決を受けた者の提案により、懲役刑の執行の延期を許可することができる。

2. 懲役刑執行延期期間の満了の遅くとも7日前までに、延期を許可した裁判所の長官は、判決執行決定を発し、当該決定を、法的効力を発生した懲役刑判決、決定の写しとともに、懲役刑執行延期期間の満了前に同級の公安機関及び有罪判決を受けた者に直ちに送付しなければならない。

懲役刑執行の延期期間の満了後7日経過しても、有罪判決を受けた者が懲役刑の執行のために正当な理由なく公安機関に出頭しない場合は、公安機関は、懲役刑執行のために有罪判決を受けた者を勾引しなければならない。

第262条 懲役刑執行の停止

1. 検察院又は有罪判決を受けた者が懲役刑に服している刑務所の監視委員会の提案により、

a) 有罪判決を受けた者が懲役刑に服している地の省級裁判所の長官は、刑法第61条第1項a号及び第62条に定める場合には、有罪判決を受けた者の懲役刑執行を停止することを許可することができる。

b) 判決執行決定を発した裁判所の長官は、刑法第61条第1項b号、c号、d号及び第62条に定める場合には、懲役刑に服している者に対し、懲役刑執行の停止を許可することができる。

懲役刑停止期間満了の遅くとも7日前までに、懲役刑執行の停止を許可した裁判所の長官は、刑の残りの部分に関して判決執行決定を発しなければならない。当該決定を、懲役刑執行停止の決定を発した裁判所と同じ地の同級公安機関及び有罪判決を受けた者に直ちに送付しなければならない。

懲役刑執行停止期間の満了後7日経過しても有罪判決を受けた者が懲役刑に服するために正当な理由なく公安機関に出頭しない場合は、公安機関は、懲役刑執行のために有罪判決を受けた者を勾引しなければならない。

2. 監督審又は再審手続による公判のための懲役刑執行の停止は、異議申立人又は監督審若しくは再審裁判所が決定しなければならない。

第263条 懲役刑執行を延期又は停止された者の管理

1. 懲役刑執行を延期又は停止された者は、その者が居住する社、区、町の行政機関又はその者が勤務する機関、組織に管理させる。その者は、管理する社、区、町の行政機関又は機関、組織の許可なく外出してはならない。

2. 懲役刑執行の延期又は停止期間中に、有罪判決を受けた者が重大な法律違反を犯し、又はその者が逃亡する可能性があると思ふ根拠が生じた場合は、懲役刑執行の延期又は停止を許可した裁判所の長官は、当該決定を取り消し、その者に懲役刑を執行するために判決執行決定を発する。その判決執行決定は、決定発付裁判所と同じ地の同級公安機関に送付する。判決執行決定を受理した後直ちに、公安機関は、懲役刑執行のために有罪判決を受けた者を逮捕し、勾引しなければならない。

第264条 執行猶予付懲役刑、非拘束矯正刑の執行

執行猶予付懲役刑を受けた者及び非拘束矯正刑を受けた者は、その者が居住又は勤務する地の社、区、町の行政機関に引き渡され、監督と教育を受ける。

第265条 退去強制処分執行

退去強制処分を受けた者は、執行決定を発付した日から遅くとも15日以内にベトナム社会主義共和国の領土から退去しなければならない。退去強制処分を受けた者が他の刑又は他の義務を遂行しなければならない場合は、ベトナム社会主義共和国の領土から退去する期限は、法律が定める。

第266条 保護観察処分又は居住禁止処分の執行

保護観察処分を受ける者は、懲役刑の執行が終わった後、自らが居住する地の社、区、町の行政機関に引き渡されて保護観察を受ける。居住禁止を宣告された者は、居住を禁止された場所には、一時的に又は恒久的に居住することを許可されない。

第267条 罰金又は財産没収の執行

罰金又は財産没収の判決を執行する決定は、同級の検察院、執行官、有罪判決を受けた者及びその者が居住する社、区、町の行政機関に送付しなければならない。

財産の没収は、刑法第40条の規定に従い執行する。

第28章 刑期の短縮又は刑執行の免除

第268条 刑期の短縮又は刑執行免除の条件

1. 懲役刑、非拘束矯正刑、居住禁止処分又は保護観察処分に服している者は、刑法第57、58条、59条、76条の規定に従って、刑罰の執行期間を短縮されることがある。まだ刑罰を執行していなければ、刑法第57条第1項、2項、3項、5項の規定に基づいて刑全体の執行を免除されることがある。

懲役刑の執行を停止することを許可された者は、刑法第57条第4項の規定に従って刑の残りの執行の免除を受けることができる。

罰金刑の一部執行を受けた者は、刑法第58条第2項及び第76条第3項の規定に従って罰金の残金の支払いを免除されることがある。

2. 執行猶予付懲役刑を受けた者は、刑法第60条の規定に従って、猶予期間を短縮されることがある。

第269条 刑期の短縮又は刑執行免除の手続

1. 懲役刑の刑期短縮を決定する権限を有する裁判所は、有罪判決を受けた者が懲役刑に服する地の省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所である。

懲役刑執行免除を決定する権限を有する裁判所は、有罪判決を受けた者が居住し又は勤務する地の省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所である。

他の刑罰の刑期短縮、執行免除、又は執行猶予期間の短縮は、有罪判決を受けた者が刑に服し又は猶予を受ける地の県級人民裁判所又は区域軍事裁判所の権限に属する。

2. 非拘束刑の執行免除、懲役刑の全体又は残余の一部執行免除、罰金の残金支払い免除提案の一件書類には、同級検察院の長官の提案を含まなければならない。

懲役刑の刑期短縮減免提案の一件書類は、懲役刑の執行機関の提案を含まなければならない。

非拘束刑の刑期短縮提案の一件書類は、直接監察し教育することを任じられた機関、組織又は地方行政機関の提案を含まなければならない。

他の刑罰の刑期短縮、又は刑の執行免除又は執行猶予期間短縮提案の一件種類は、この法律第257条に定める判決執行を任じられた機関、組織の提案又は見解を含まなければならない。

3. 裁判所が刑期短縮又は刑罰執行の免除を検討するときは、裁判所の一構成員が検討すべき問題を陳述し、検察院の代表者が意見を発表し、裁判所は、刑期短縮、刑執行免除又は執行猶予期間の短縮提案を受理し又は拒否する決定を発する。

第29章 前科の抹消

第270条 前科の自動的抹消

刑法第64条に定める前科の抹消を当然の権利として受ける者の要求により、その者の事件の第一審を行った裁判所の長官は、前科

抹消の証明書を付与する。

第271条 裁判所の決定による前科の抹消

1. 刑法第65条、66条の規定に従い、前科の抹消は、裁判所により決定する。有罪判決を受けた者は、自らが居住する地の社、区、町の行政機関又は勤務する機関、組織の見解とともに前科抹消請願書を事件の第一審を行った裁判所に提出しなければならない。
2. 第一審を行った裁判所の長官は、同級の検察院が前科抹消の請願に関して意見を書面で発表するように、事件記録を同級の検察院に移送する。条件が十分に満たされていると認める場合は、長官は、前科を抹消する決定を発する。条件のすべてが満たされていない場合は、裁判所の長官は、請願書の却下を決定する。

第6編 法的効力を発生した判決及び決定の再検討

第30章 監督審手続

第272条 監督審手続の性質

監督審とは、事件の処理において発見された重大な法律違反のために異議を申し立てられた法的効力を発生した判決又は決定の再検討を意味する。

第273条 監督審手続に従って異議を申し立てる根拠

法的効力を発生した判決、又は決定は、次の根拠の一が存在する場合に監督審手続に従って異議を申し立てられる。

1. 公判期日における尋問が一方的で、又は不十分である。
2. 判決又は決定の結論が、事件の客観的事実関係に適合していない。
3. 捜査、起訴又は裁判において重大な刑事訴訟違反がある。
4. 刑法の適用において重大な過誤がある。

第274条 監督審手続に従って再検討が必要な法的効力を発生した判決又は決定の発見

有罪判決を受けた者、機関、組織及び全公民は、法的効力を発生した判決、及び決定における法律違反を発見する権利を有し、この法律第275条の規定に従って異議を申し立てる権限を有する者に通知する権利を有する。

法的効力を発生した判決、又は決定における法律違反を発見した場合は、検察院又は裁判所は、その旨をこの法律第275条の規定に従って異議を申し立てる権限を有する者に通知しなければならない。

第275条 監督審手続に従って異議申立てをする権限を有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官は、最高人民裁判所の裁判官評議会の決定を除き、各審級の裁判所の法的効力を発生した判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。
2. 中央軍事裁判所の長官及び中央軍事検察院の長官は、下級軍事裁判所の法的効力を発生した判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。
3. 省級人民裁判所の長官、省級人民検察院の長官、軍区級軍事裁判所の長官及び軍区級軍事検察院の長官は、各々の下級裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し監督審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。

第276条 監督審手続に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止

法的効力を発生した判決又は決定に対し異議を申し立てた者は、当該判決、決定の執行停止を決定する権限を有する。

判決執行を停止する決定は、第一審を担当した裁判所、検察院及び権限を有する判決執行機関に送付しなければならない。

第277条 監督審手続による異議申立て

1. 監督審手続による異議申立ては、理由を明記し、次のところに送付しなければならない。
 - a) 異議を申し立てられた判決、決定を発した裁判所
 - b) 監督審を行う裁判所
 - c) 有罪判決を受けた者及び異議申立てに関連する権利及び利益を有する者
2. 監督審手続に従って異議を申し立てる根拠がないときは、この法律第278条に定める異議申立ての期限が徒過する前に、異議を申し立てる権限を有する者は、発見した者、機関又は組織に回答し、異議申立てをしない理由を明らかにしなければならない。
3. 監督審の公判期日の開始前に、異議を申し立てた者は、この法律第278条に定める異議申立ての期限が徒過していないときに自らの異議申立てを補充し、又は異議申立てを撤回する権限を有する。

第278条 監督審手続による異議申立ての期限

1. 有罪判決を受けた者にとって不利な異議申立ては、判決又は決定が法的効力を発生した日から起算して1年以内に限って行うことができる。
2. 有罪判決を受けた者にとって有利な異議申立ては、何時でも申し立てることができ、有罪判決を受けた者が死亡していても、その無実を証明することが必要である場合は申し立てることができる。
3. 民事原告、民事被告、事件の利害関係人に対する刑事事件の民事異議申立ては、民事訴訟法の規定に従って申し立てる。

第279条 監督審の管轄権

1. 省級人民裁判所の裁判官委員会は、県級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。軍区級軍事裁判所の裁判官委員会は、区域軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。
2. 最高人民裁判所刑事裁判部は、省級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。中央軍事裁判所は、軍区級軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。
3. 最高人民裁判所裁判官評議会は、異議を申し立てられた中央軍事裁判所、最高人民裁判所刑事裁判部、控訴裁判部の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。
4. 本条第1、2、3項に定める各審級の監督審管轄に属する同一の刑事事件の法的効力を発生した判決又は決定については、権限を有する上級裁判所が全事件を監督する。

第280条 監督審公判期日の参加人

監督審の公判期日には、同級の検察院の参加がなければならない。必要と認めるときは、裁判所は、有罪判決を受けた者、弁護士及び異議申立ての利害関係人が存在すればその者を、監督審の公判期日に参加するよう召喚しなければならない。

第281条 監督審合議体の構成

1. 最高人民裁判所刑事部又は中央軍事裁判所の監督審合議体は、裁判官3名で構成する。省級人民裁判所の裁判官委員会、軍区級軍事裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会が監督審をするときは、裁判官委員会又は裁判官評議会の全構成員の少なくとも3分の2が公判に参加する。

裁判官委員会又は裁判官評議会の監督審決定は、裁判官委員会、又裁判官評議会の全構成員の過半数が賛成しなければならない。
2. 省級人民裁判所の裁判官委員会、軍区級軍事裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所の裁判官評議会が行った監督審公判期日において、異議申立ての内容に関する評決は、異議申立て賛成意見、異議申立て反対意見の順に行わなければならない。

いずれの意見も裁判官委員会又は裁判官評議会の全構成員の過半数を占めない場合は、公判期日は、延期しなければならない。公判期日を延期する決定を発付した日から30日以内に、裁判官

委員会又は裁判官評議会は、全構成員が参加して事件を再審理するために公判期日を開始しなければならない。

第282条 監督審公判期日の準備及び手続

1. 裁判所の長官は、一人の裁判官に、公判における事件についての説明書を作成させる。その説明書は、事件の内容、異なる審級の裁判所の判決、決定、異議申立ての内容を要約する。その説明書は、監督審公判期日の開始日の遅くとも7日前までに合議体構成員に送付しなければならない。
2. 公判期日において、監督審合議体の一構成員は、事件の説明書を陳述する。監督審合議体の構成員は、自らの意見を発表し、検察院の代表者は、事件の解決に関する自らの観点を発表する。
有罪判決を受けた者、弁護人、異議申立ての利害関係者を召喚した場合、これらの者は、検察院の代表者が発表する前に自らの意見を陳述することができる。これらの者が欠席の場合でも、監督審合議体は、引き続き公判を行うことができる。

第283条 監督審の期限

監督審の公判期日は、異議申立てを受領した日から起算して4か月以内に行われなければならない。

第284条 監督審の範囲

監督審合議体は、異議申立ての内容に制限されることなく、事件全体を検討しなければならない。

第285条 監督審合議体の管轄

監督審合議体は、次の決定を発する権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を発生した判決又は決定を維持すること。
2. 法的効力を発生した判決又は決定を破棄し、事件を中止すること。
3. 再捜査又は再審のために法的効力を発生した判決又は決定を破棄すること。

第286条 法的効力を発生した判決又は決定の破棄及び事件の中止

監督審合議体は、この法律第107条に定める根拠の一がある場合に、法的効力を発生した判決又は決定を破棄する。

第287条 再捜査又は再審のための法的効力を発生した判決又は決定の破棄

監督審合議体は、この法律第273条に定める根拠の一があれば再捜査又は再審のために異議申立てをされた法的効力を発生した判決又は決定を破棄する。再審する必要があると認めるとき、監督審合議体は、事件に応じて、第一審又は控訴審の再審を決定することができる。

再捜査又は再審のために異議を申し立てられた判決又は決定を破棄する場合において、被告人の勾留継続が必要であると認めるときは、監督審合議体は、検察院又は裁判所が事件を再度受理するまで当該被告人を勾留する命令を発する。

第288条 監督審決定の効力及び監督審決定の交付

1. 監督審合議体の決定は、その発付日から法的効力を有する。
2. 決定を発付した日から10日以内に、監督審合議体は、有罪判決を受けた者、異議申立人、第一審に関与した裁判所、検察院及び公安機関、異議申立ての利害関係人又は合法的代理人、管轄権を持つ民事判決執行機関に監督審決定を送付しなければならない。有罪判決を受けた者が居住する社、区、町の行政機関、又は有罪判決を受けた者が勤務する機関、組織に書面で通知を送付しなければならない。

第289条 監督審合議体が判決又は決定を破棄した後の事件の再捜査、再審

監督審合議体が再捜査のために法的効力を発生した判決又は決定を破棄することを決定したときは、決定を発付した日から15日以内に、一般手続に従って再捜査のために事件記録を同級の検察院に移送しなければならない。

監督審合議体が第一審又は控訴審における事件をもう一度審理するために法的効力を発生した判決又は決定の破棄を決定したときは、決定を発付した日から15日以内に、一般手続に従って再審を行うために事件記録を管轄の裁判所に移送しなければならない。

第31章 再審手続

第290条 再審の性質

再審手続は、法的効力を発生した判決又は決定の内容を実質的に変更する可能性があり裁判所がその判決又は決定を発したときには知らなかった新しい事実関係が発見されたために異議が申し立てられた法的効力を発生した判決又は決定に適用する。

第291条 再審手続による異議申立ての根拠

再審による異議申立ての根拠となる事実関係には次のものがある。

1. 証人の供述、鑑定結論、通訳人の通訳の重要な点が真実に反していたことが発見されたとき。
2. 捜査官、検察官、裁判官、参審員が正しくない結論を出したため、事件に対して誤った裁判をしたとき。
3. 証拠物、捜査記録、他の訴訟記録又は事件の他の書類が偽造され、又は真実に反するとき。
4. 事件の解決を真実に反するものにしたその他の事実関係

第292条 新たに発見された事実関係の通知と確認

1. 有罪判決を受けた者、機関、組織及び全公民は、事件の新たな事実関係を発見し、その旨を検察院又は裁判所に報告する権利を有する。再審の異議申立てをする権限を有する検察院の長官は、当該事実関係を確認する決定を発する。

2. この法律第291条に定める根拠の一があるときは、検察院の長官は、再審の異議申立てをする決定を発し、管轄裁判所に事件記録を移送する。

いずれの根拠もなければ、検察院の長官は、事実関係を発見した機関、組織又は発見した者に異議申立てをしない理由を明確に回答する。

第293条 再審手続に従って異議申立てをする権限を有する者

1. 最高人民検察院の長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除き、各審級の裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し再審手続に従って異議申立てをする権限を有する。
2. 中央軍事検察院の長官は、下級軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し、再審手続に従って異議申立てをする権限を有する。
3. 省級人民検察院の長官は、県級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し再審手続に従って異議申立てをする権限を有する。軍区級軍事検察院の長官は、区域軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し再審手続に従って異議申立てをする権利を有する。
4. 本条に定める者の異議申立書は、有罪判決を受けた者及び異議申立ての利害関係人に送付しなければならない。

第294条 再審手続に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止

再審手続に従って異議申立てをした者は、異議を申し立てられた判決又は決定の執行を停止する権限を有する。

第295条 再審手続に従って異議申立てをする期限

1. 有罪判決を受けた者に不利な再審は、刑法第23条に定める刑事責任追及の時効期間内に行われなければならない。異議申立ての期限は、

検察院が新たに発見された事実関係に関する情報を受け取った日から1年を越えてはならない。

2. 有罪判決を受けた者に有利な再審は、時間制限をせず、死亡した有罪判決を受けた者の冤罪を証明することが必要である場合においても行う。
3. 民事原告、民事被告、事件の利害関係人に対する刑事事件の民事異議申立ては、民事訴訟法の規定に従う。

第296条 再審の管轄権

1. 省級人民裁判所の裁判官委員会は、県級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。軍区級軍事裁判所の裁判官委員会は、区域軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。
2. 最高人民裁判所刑事裁判は、省級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定を再審手続に従って再審する。中央軍事裁判所は、軍区級軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。
3. 最高人民裁判所の裁判官評議会は、中央軍事裁判所、最高人民裁判所刑事部、控訴裁判の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。

第297条 再審手続の実施

この法律第280条、281条、282条、283条の規定は、再審に対しても適用する。

第298条 再審合議体の管轄権

再審合議体は、次の決定を発する権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を発生した判決又は決定を維持すること。
2. 再捜査又は再審理のために異議を申し立てられた判決又は決定を破棄すること。
3. 異議を申し立てられた判決又は決定を破棄し、事件を中止すること。

第299条 再審決定の効力及び再審決定の交付

1. 再審合議体の決定は、その発付をした日から法的効力を有する。
2. 再審手続決定の発付した日から10日以内に、再審合議体は、有罪判決を受けた者、異議申立人、第一審裁判を行った地の裁判所、検察長、公安機関、異議申立ての利害関係人又はその合法的代理人、及び管轄民事執行機関に再審決定を送付しなければならない。有罪判決を受けた者が居住する社、区、町の行政機関又はその者が勤務する機関、組織に書面で通知しなければならない。

第300条 事件の再捜査又は事件の再審理

1. 再審合議体が再捜査のために法的効力を発生した判決又は決定の破棄を決定したときは、決定を発付した日から15日以内に、事件記録は、一般手続による再審理のために管轄検察院に移送しなければならない。
2. 再審合議体が事件の第一審の審理のやり直しをするために法的効力を発生した判決又は決定の破棄を決定した場合は、当該決定の発付した日から15日以内に、事件記録は、一般手続による再審のために管轄裁判所に移送しなければならない。

第7編 特別手続

第32章 未成年者に適用する手続

第301条 適用範囲

未成年者である被逮捕人、被暫定留置人、被疑者及び被告人に適用する刑事訴訟活動は、本章の規定及び本章の規定に反しないこの法律の他の規定に従う。

第302条 捜査、起訴及び裁判

1. 罪を犯した未成年者に対して訴訟執行を行う捜査官、検察官、裁判官は、心理学、教育科学、及び未成年者による犯罪の防止のための闘争に関する必要な知識を有していなければならない。
2. 捜査、公訴及び裁判を遂行したとき、次の情報を明らかにしなければならない。
 - a) 未成年者の年齢、身体的及び精神的発達度、犯罪行為の認識度。
 - b) 生活状況及び教育状況。
 - c) 教唆した成年者がいるか否か。
 - d) 犯行の原因及び状況。

第303条 逮捕、暫定留置、勾留

1. 満14歳以上16歳未満の者は、この法律第80条、81条、82条、86条、88条、及び120条に定める根拠がそろえば、故意に極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪を行った場合にのみ逮捕し、暫定留置し、勾留することができる。
2. 満16歳以上18歳未満の者は、この法律第80条、81条、82条、86条、88条、120条に定める根拠がそろえば、故意に重大な犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪を行った場合にのみ逮捕し、暫定留置し、勾留することができる。
3. 未成年者の逮捕、暫定留置、勾留の令状を発する機関は、逮捕、暫定留置、勾留を行った直後に、未成年者の家族、その者の合法的代理人に通知しなければならない。

第304条 未成年犯罪者の監察

1. 捜査機関、検察院又は裁判所は、訴訟執行機関の召喚に応じて未成年犯罪者が出頭することを保証するために、未成年犯罪者をその両親、又は後見人の監察に委ねる決定を発することができる。
2. 監察を委ねられた者は、未成年者を厳密に監察し、その品格、道徳を観察し、その者を教育しなければならない。

第305条 弁護

1. 未成年者である被暫定留置人、被疑者、被告人の合法的代理人は、被暫定留置人、被疑者、被告人を弁護する弁護人を選任し、又は自らその者を弁護することができる。
2. 被疑者、被告人が未成年者であり、その者の合法的代理人が弁護人を選任することができないときは、捜査機関、検察院、裁判所は、当該者のための弁護人の指名を法律事務所に委ねようとする弁護士会に要求し、又はベトナム祖国戦線委員会に対して、その構成機関が機関の構成員のための弁護人を指名するように提案しなければならない。

第306条 家族、学校、組織の訴訟参加

1. 被暫定留置人、被疑者、被告人の家族の代表者、教師、学校、ホーチミン共産青年団、被暫定留置人、被疑者、被告人が就学し、就労し又は居住する他の組織の代表者は、捜査機関、検察院、裁判所の決定に従って訴訟に参加する権利及び義務を有する。
2. 被暫定留置人、被疑者が満14歳以上16歳未満の者で、精神的障害、身体的障害を有する未成年者である場合又は他必要な場合には、その供述聴取、取調べは、当該者の家族の代表者が正当な理由なく故意に欠席した場合を除いて、当該者の家族の代表者が出席しなければならない。家族の代表者は、捜査官の許可を得て被暫定留置人又は被疑者に質問すること、書類、証拠物を提出することができる。要求、不服申立てをし、捜査の終了時に事件記録を閲覧することができる。
3. 未成年者の被告人を審理する公判期日においては、家族の代表者が正当な理由なく故意に欠席した場合を除いて、被告人の家族の代表者、学校、組織の代表者が出席しなければならない。公判期日に出席する被告人の家族の代表者、学校の代表者、裁判に参加する組織の代表者は、書類、証拠物、要求を提出し、訴訟

執行人の更迭を提案し、弁論に参加し、訴訟執行権限を有する者の訴訟行為及び裁判所の決定について不服を申し立てる権利を有する。

第307条 裁判

1. 審理合議体の構成員には、一名の教員又はホーチミン共産青年団の幹部を参審員に含んでいなければならない。
必要な場合は、裁判所は、公判を非公開で行うことを決定することができる。
2. 公判において被告人に刑罰を決定することが不必要であると認めるとき、裁判所は、刑法第70条に定める司法措置の一を採用することができる。

第308条 懲役刑の執行

1. 未成年の犯罪者は、法律に定める独自の拘置制度に従って懲役刑に服す。
未成年の犯罪者を成人の犯罪者とともに拘束してはならない。
2. 有罪判決を受けた未成年者には、懲役刑に服している間、職業訓練又は学問教育を受けさせなければならない。
3. 未成年者が懲役刑の服役中に18歳に達したときは、成人に適用する懲役制度に服させるために移監する。
4. 懲役刑を受け終わった未成年者に対し、当該者の刑務所の監視委員会は、当該者が社会で通常の生活を送れるよう支援するに当たり、社、区、町の行政機関及び社会組織と協調しなければならない。

第309条 司法措置の執行終了、刑の減輕又は刑の執行の免除

刑法第70条、又は76条の規定に従って、定められた条件を完全に満たすときは、有罪判決を受けた未成年に対し司法措置執行を停止し、刑を減輕し、又は刑の執行を免除することができる。

第310条 前科の抹消

刑法第77条に定める条件を完全に満たす未成年の犯罪者に対する前科の抹消は、一般手続に従って行う。

第33章 強制医療措置適用の手続

第311条 強制医療措置の適用条件及び適用の権限

1. 社会にとって危険な行為を犯した者が刑法第13条に定める刑事責任能力を有さないと信じる根拠がある場合は、各特定の訴訟段階に応じて、捜査機関、検察院又は裁判所は、法医学鑑定意見を要求しなければならない。
2. 法医学鑑定評議会の結論に基づき、検察院は、捜査段階及び起訴段階において強制医療措置の適用を決定する。裁判所は、裁判段階及び判決執行段階において強制医療措置の適用を決定する。

第312条 捜査

1. この法律第311条第1項に定める根拠のある事件について、捜査機関は、次の事項を明らかにしなければならない。
 - a) 敢行された社会に危険な行為
 - b) 社会に危険な行為がある者の精神状態及び精神病
 - c) 社会に危険な行為がある者が自らの行為を認識し又は制御する能力を喪失したか否か
2. 訴訟を行うときに、捜査機関は、社会に危険な行為を犯した者が精神病を患っていると確定した時点から弁護人の訴訟参加を保障しなければならない。必要な場合は、当該者の合法的代理人は、訴訟に参加することができる。

第313条 捜査終了時の検察院の決定

事件記録及び捜査結論書を受領した後に、検察院は、次の決定の一を発することができる。

1. 事件を停止し又は中止すること。
2. 事件を中止し、強制医療措置を適用すること。
3. 裁判所に被疑者を起訴すること。

第314条 裁判

1. 裁判所は、次の決定の一を発することができる。
 - a) 刑事責任又は刑罰を免除し、強制医療措置を適用すること。
 - b) 事件を中止し、強制医療措置の適用を決定すること。
 - c) 事件を停止し、強制医療措置の適用を決定すること。
 - d) 再捜査又は補充捜査のために記録を差し戻すこと。
2. 強制医療措置の適用の決定のほか、裁判所は、損害賠償の問題又は事件に関する他の問題を解決することができる。

第315条 懲役刑に服す者に対する強制医療措置の適用

懲役刑に服している者が精神病又は自らの行為を認識し、制御する能力を奪う他の病気にかかっていると信じる根拠が存在する場合は、懲役刑執行機関の提案により、有罪判決を受けた者が刑に服している地の省級人民裁判所の長官又は軍区級軍事裁判所の長官は、法医学鑑定意見を要求しなければならない。

法医学鑑定評議会の結論に基づき、有罪判決を受けた者が刑に服している地の省級人民裁判所の長官又は軍区級軍事裁判所の長官は、強制医療措置のために有罪判決を受けた者を特別医療施設に送致する決定をすることができる。病気の回復後に、刑の執行免除の理由がない場合は、当該者は刑の服役を継続しなければならない。

第316条 不服申立て、異議申立て、控訴

1. 強制医療措置を適用する検察院の決定に対し不服が申し立てられたとき、事件を同級裁判所で第一審を行われなければならない。
2. 強制医療措置を適用する裁判所の決定に対する異議申立て又は控訴は、第一審判決に対する異議申立て又は控訴と同様に行う。
3. 不服申立て、異議申立て又は控訴にかかわらず、強制医療措置を適用する裁判所の決定は、依然執行力を有する。

第317条 強制医療措置の執行、執行の停止

1. 強制医療措置は、検察院又は裁判所が指定した特別医療施設で執行する。
2. 医療施設の報告書及び法医学鑑定評議会の結論に基づき強制医療を受けている者の親族の書面による要求又は検察院の要求があるときは、強制医療措置を適用する決定を発した検察院又は裁判所は、強制医療措置の執行を中止する決定を発することができ、同時に停止された訴訟の再開を決定することができる。

第34章 簡易手続

第318条 簡易手続適用の範囲

捜査、起訴及び第一審裁判の簡易手続は、本章の規定及び本章の規定に従って適用され、同時に本章の規定に反しないこの法律の他の規定に基づいて適用する。

第319条 簡易手続の適用条件

簡易手続は、次の条件が完全に満たされたのみ適用する。

1. 犯罪行為を行った者が現行犯で逮捕された。
2. 犯罪が単純で明らかな証拠がある。
3. 敢行された犯罪が重大でない犯罪である。
4. 犯罪者の身元、身上が明らかである。

第320条 簡易手続適用の決定

1. 事件を立件した後に、捜査機関の提案により又は事件がこの法律第319条に定める条件を十分に満たすと認める場合は、検察院は、簡易手続を適用する決定を発することができる。
2. 簡易手続を適用する決定は、その発付したときから24時間以内

に捜査機関及び被疑者又はその合法的代理人に送付しなければならない。

3. 簡易手続を適用する決定は、不服を申し立てられることがある。被疑者又はその合法的代理人は、簡易手続を適用する決定に対し不服を申し立てる権利を有する。当該不服申立てをする期限は、決定の受領後3日である。不服申立ては、簡易手続を適用する決定を発送した検察院に送付し、その受領した日から3日以内に解決しなければならない。

第321条 捜査

1. 簡易手続による捜査の期間は、事件立件の決定発付した日から12日間である。
2. 捜査の終了時に、捜査機関は、捜査結論書を作成しなくてもよいが、起訴を提案する決定を発して、事件記録を検察院に送付しなければならない。

第322条 捜査、起訴のための暫定留置、勾留

1. 暫定留置及び勾留の根拠、権限及び手続は、この法律の規定に従わう。
2. 暫定留置期間は、捜査機関が被逮捕人を受領した日から3日間を超えてはならない。
3. 捜査、起訴のための勾留期間は、16日間を超えてはならない。

第323条 起訴決定

1. 事件記録を受領した日から4日以内に、検察院は、次の決定の一を発しなければならない。
 - a) 起訴決定により、被疑者を裁判所に起訴すること。
 - b) 補充捜査のために事件記録を差し戻すこと。
 - c) 事件を停止すること。
 - d) 事件を中止すること。
2. 本条第1項 b 号又は c 号の規定に従って補充捜査のために事件記録を差し戻す場合又は事件を停止する場合は、検察院は、簡易手続を適用する決定を取り消す決定を発しなければならないが、事件は、一般手続に従って解決する。

第324条 裁判

1. 事件記録を受領した日から7日以内に、公判期日の裁判長を担当する裁判官は、次の決定の一を発しなければならない。
 - a) 事件の裁判を行うこと。
 - b) 補充捜査のために事件記録を差し戻すこと。
 - c) 事件を停止すること。
 - d) 事件を中止すること。
2. 本条第1項 a 号の規定に従い、事件の裁判を行う決定を發した場合は、当該決定を發付した日から7日以内に、裁判所は、事件を審理するために公判期日を開始しなければならない。第一審の裁判は、一般手続に従って行われる。
3. 本条第1項 b 号又は c 号の規定に従い、補充捜査のために事件記録を差し戻し又は事件を停止する場合は、裁判所は、検察院に事件記録を移送し、事件は、一般手続に従って解決される。
4. 必要な場合は、第一審裁判所は、公判を確保するため被告人の勾留の継続を決定する。勾留期間は、14日間を超えてはならない。
5. 簡易手続に従って第一審を行った事件の、控訴審、監督審、再審は一般手続に従って行う。

第35章 刑事訴訟における不服申立て、告発

第325条 不服申立てをする権利を有する者

機関、組織、個人は、訴訟執行権限を有する機関及び人の決定、行為が法律に違反し、自らの合法的な権利及び権利を侵害すると信じる根拠がある場合に、当該決定、行為に対し不服を申し立てる権利を有する。

法的効力を発生していない第一審判決、決定に対する控訴、法的効力を発生した判決、決定に対する不服申立ては、本章の規定ではなく、この法律第23章、24章、30章及び31章の規定に従って解決される。

第326条 不服申立人の権利及び義務

1. 不服申立人は、次の権利を有する。
 - a) 自ら又は合法的代理人を通じて不服申立てをすること。
 - b) 刑事事件の解決過程のいずれの段階においても不服申立てをすること。
 - c) 刑事事件の解決過程のいずれの段階においても不服申立てを撤回すること。
 - d) 自らの不服申立ての解決に関する回答書を受領すること。
 - dd) 自らの侵害された合法的な権利、利益を回復され、法律に従って損害賠償を受けること。
2. 不服申立人は、次の義務を負う。
 - a) 不服申立ての解決者に対し、誠実に事実を陳述し、情報、書類を提供し、供述内容、情報、書類の提供に関し法律上の責任を負うこと。
 - b) 不服申立ての解決結果に従うこと。

第327条 不服を申し立てられた者の権利及び義務

1. 不服を申し立てられた者は、次の権利を有する。
 - a) 不服を申し立てられている自らの訴訟行為、決定の適法性に関する証拠を提出すること。
 - b) 自らの手続上の決定又は行為についての不服申立ての解決に関する書類を受領すること。
2. 不服を申し立てられた者は、次の義務を負う。
 - a) 権限を有する機関、組織又は個人が要求するとき、不服を申し立てられた訴訟上の決定、行為について説明をし、関連情報及び書類を提供すること。
 - b) 不服申立て解決結果に従うこと。
 - c) 違法な訴訟上の決定、行為によって引き起こされた損害、被害を、法律の規定に従って賠償又は補償すること。

第328条 不服申立ての時効

不服申立ての時効は、不服申立者が違法であると思料する手続上の決定を受領し、又は行為を知ってから15日である。疾病、自然災害、敵国による災禍、遠隔地における就労、就学又はその他客観的な障害により、不服申立人が定められた期限までに不服申立てをする権利を行使できない場合は、当該障害が存在する期間は、不服申立ての期限に算入しない。

第329条 捜査官、捜査機関の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限

捜査官、捜査機関の副長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に捜査機関の長官が検討し、解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、同級の検察院にさらに不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から7日以内に、同級の検察院は、それを検討し、解決しなければならない。同級の検察院は、最終解決をする権限を有する。

捜査機関の長官の訴訟上の決定、行為、及び同級の検察院が承認した捜査機関の訴訟上の決定に関する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に同級検察院が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。

不服申立てを受領した日から15日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

第330条 検察官、検察院の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限

検察院の副長官、検察官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領してから7日以内に検察院の長官が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。

不服申立てを受領した日から7日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

検察院の長官の訴訟上の決定、行為に関する不服申立ては、不服申立てを受領後15日以内に直近の上級検察院が解決する。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

第331条 裁判官、裁判所の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限

公判期日開始前の裁判官、裁判所の副長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に裁判所の長官が解決する。解決の結果に同意しないときは、不服申立人は、直近の上級裁判所に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から15日以内に、直近の上級裁判所は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級裁判所は、最終解決をする権限を有する。

公判期日開始前の裁判所の長官の訴訟上の決定、行為に関する不服申立ては、不服申立てを受領した日から15日以内に直近の上級裁判所が解決する。直近の上級裁判所は、最終解決をする権限を有する。

第332条 各種捜査活動を行う権限を有する者に対する不服申立て解決の権限及び期限

各種捜査活動を行う権限を有する者の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に起訴権を有する検察院が検討し、解決する。解決の結果に同意しないときは、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から15日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

検察院が承認した訴訟上決定に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に当該検察院が解決する。解決の結果に同意しないときは、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から15日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

第333条 逮捕、暫定留置、勾留措置の適用に関する不服申立て解決の期限

逮捕、暫定留置、勾留措置の適用に関する不服申立ては、検察院が直ちに検討し解決しなければならない。更に確認に時間を要する場合は、不服申立てを受領した日から3日間を超えてはならない。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から7日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

第334条 告発権を有する者

公民は、訴訟執行権限を有する者の法律違反行為で、国家の利益、公民、機関、組織の合法的な権利、利益に被害を及ぼし又は被害を及ぼす虞のある行為を、権限を有する機関、個人に告発する権利を有する。

第335条 告発人の権利及び義務

1. 告発人は、次の権利を有する。

- a) 権限を有する機関、個人に告発状を送付し、又は直接告発すること。
 - b) 自らの氏名、住所及び署名の守秘を要求すること。
 - c) 告発の解決結果について通知を受けることを要求すること。
 - d) 脅迫を受け、嫌がらせを受け、又は復讐された場合には保護することを、手続執行権限を有する機関に要求すること。
2. 告発人は、次の義務を負う。
- a) 告発の内容を誠実に陳述すること。
 - b) 氏名、住所を明確にすること。
 - c) 虚偽の告発に対し法律上の責任を負うこと。

第336条 被告発人の権利及び義務

1. 被告発人は、次の権利を有する。
- a) 告発内容について通知を受けること。
 - b) 告発内容が虚偽であることを証明する証拠を提出すること。
 - c) 自らの侵害された合法的な権利、利益、名誉を回復し、虚偽の告発によって生じた損害の賠償を受けること。
 - d) 権限を有する機関、組織、個人に対し、真実に反して告発をした誹謗者の処分を要求すること。
2. 被告発人は、次の義務を負う。
- a) 告発された行為について説明すること。権限を有する機関、個人が要求したときに関連情報、書類を提供すること。
 - b) 権限を有する機関、個人の告発処理結果に従うこと。
 - c) 損害を賠償し、自己の違法行為による始末を克服すること。

第337条 告発解決の権限及び期限

1. 訴訟執行権限を有する機関に属する訴訟執行権限を有する者の法律違反行為に関する告発については、当該機関の長官が、解決する責任を負う。

被告発人が捜査機関の長官、検察院の長官又は裁判所の長官である場合は、直近の上級捜査機関、検察院、裁判所が、解決する責任を負う。

各種捜査活動を行う権限を有する者の訴訟上の行為に関する告発は、起訴権を有する検察院が検討し解決する。

告発解決の期限は、告発を受領した日から起算して60日間を超えてはならない。複雑な事件の場合は、解決期限を延長することができるが、90日間を超えてはならない。

2. 犯罪を示唆する法律違反行為に関する告発は、この法律第103条の規定に従って解決する。
3. 逮捕、暫定留置、勾留に関する告発は、検察院が直ちに検討し、解決しなければならない。更に確認が必要である場合は、期限は3日を超えてはならない。

第338条 不服申立て、告発を解決する権限を有する者の責任

権限を有する機関、個人は、各々の任務及び権限の範囲内において、法律に従って不服申立て及び告発を受領し、直ちに解決しなければならない。不服申立者及び告発者に対し解決の結果に関する通知を送付し、違反者を厳正に処分し、起こり得る損害を防止するために必要な措置を採り、解決結果が厳正に執行されることを確保し、自らの解決に関し法律上の責任を負わなければならない。

不服申立て又は告発の解決をする権限を有する者が、不服申立て又は告発を解決せず、解決の責任を負わず、又は違法に解決したときは、その違反の性質と程度に応じて、懲戒処分を受け又は刑事責任を追究される。損害を発生させた場合は、法律に従って損害賠償をしなければならない。

第339条 刑事訴訟における不服申立て、告発の解決の検察における検察院の任務、権限

1. 検察院は、同級及び下級の捜査機関、裁判所、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、その他各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安及び人民軍の他の機関に、次のことを要求する。

- a) 本章の規定に従って不服申立て、告発の解決の書面を発行すること。
 - b) 同級及び下級による不服申立て、告発の解決を検討し、検討結果を検察院に通知すること。
 - c) 不服申立て、告発の解決の関連記録、書類を検察院に提供すること。
2. 検察院は、捜査機関、裁判所、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、その他各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安及び人民軍の他の機関における不服申立て、告発の解決を直接検察する。

第8編 国際協力

第36章 刑事訴訟活動における国際協力の通則

第340条 刑事訴訟活動における国際協力の原則

ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関及び相当する権限を有する外国当局間の刑事訴訟活動における国際協力は、相互の国家独立、主権、国家領土の完全性、相互の内政不干渉、平等かつ相互利益の尊重の原則、ベトナム社会主義共和国憲法の遵守及び国際法の基本原則に基づいて実施する。

刑事訴訟活動における国際協力は、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際協定及びベトナム社会主義共和国の法律に従って実施する。

ベトナム社会主義共和国が関連国際協定にまだ締結又は加盟していない場合、刑事訴訟活動における国際協力は、互恵原則に基づき実施するが、ベトナム社会主義共和国の法律、国際法及び国際慣習に反してはならない。

第341条 司法共助の実行

司法共助を実行するときは、ベトナム社会主義共和国の手続執行権限を有する機関及び人は、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した関連する国際協定の規定及びこの法律の規定を適用する。

第342条 司法共助要求の拒否

ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次の場合の一において刑事訴訟活動における司法共助要求の執行を拒否することができる。

1. 司法共助の要求が、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際協定、及びベトナム社会主義共和国の法律に符合しないとき。
2. 司法共助要求の執行が、ベトナム社会主義共和国の国家主権、国家安全保障又は他の重要な利益にとって有害となる場合。

第37章 事件の関連記録、書類及び証拠物の引渡し及び移送

第343条 刑事責任の追及又は判決執行のための引渡し

ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際条約、あるいは互恵原則に基づいて、ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次のことをすることができる。

1. 犯罪行為を行った者又は有罪判決の法的効力が発生した者に対し刑事責任を追及し又はその刑罰を執行するため、相当する権限を有する外国当局に当該者のベトナム社会主義共和国への引渡しを要求すること。
2. ベトナム社会主義共和国の領土内に所在し、犯罪行為を行い又は有罪判決が確定した外国人を、刑事責任の追及と刑罰の執行のために要求国に引き渡すこと。

第344条 国外引渡しの拒否

1. ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次の場合の一において人の国外引渡しを拒否することができる。
 - a) 国外引渡しを要求された者がベトナム社会主義共和国の公民

である。

- b) 国外引渡しを要求された者に対し、ベトナム社会主義共和国の法律の規定によれば、時効の完成又は他の合法的な理由で、刑事責任を追及できないし、又は刑を執行できないとき。
 - c) 刑事責任追及のために国外引渡しを要求された者が、国外引渡し要求に示されている犯罪行為についてベトナム社会主義共和国の裁判所から有罪判決を受けて法的効力が発生した場合、又は事件がこの法律の規定に基づいて中止された場合。
 - d) 国外引渡しを要求された者が、人種差別、宗教、国籍、民族、社会的身分又は政治的思想により国外引渡し要求国において迫害を受ける可能性があるためにベトナムで居住している場合。
2. ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次の場合の一において国外引渡しを拒否することができる。
- a) 国外引渡しを要求された者が行った行為が、ベトナム社会主義共和国の刑法によれば、犯罪でないとき。
 - b) 国外引渡しを要求された者が、国外引渡し要求に示された行為によりベトナムで刑事責任の追及を受けているとき。
3. 本条第1項、2項の規定に従って、国外引渡しを拒否するベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、その旨を、国外引渡し要求を送付した相当する権限を有する外国当局に通知する責任がある。

第345条 刑事事件の記録、証拠物の移送

1. ベトナム社会主義共和国の領土内で犯罪を行った外国人が関わる事件について、当該者が出国したために訴訟を行うことができない場合は、事件を受理する訴訟執行権限を有する機関は、相当する権限を有する外国当局に事件記録を移送する手続を執行するために、事件記録を最高人民検察院に移送することができる。
2. 相当する権限を有する外国当局に事件記録を移送する場合は、ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、事件の証拠物も移送することができる。

第346条 刑事事件に関連する書類、物、現金の授受、移送

1. 事件に関連する書類の授受は、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際協定及びこの法律の規定に従う。
2. 事件に関連する物、現金のベトナム社会主義共和国領土外への移送は、ベトナム社会主義共和国の法律に従う。

この法律は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第4会期が2003年11月26日に可決した。

国会議長
グエン・ヴァン・アン

国会決議の発布に関する2003年12月10日 No. 30/2003/L-CTN 命令

ベトナム社会主義共和国国家主席は、第10期国会第10会期が2001年12月25日 No. 51/2001/QH10 決議により改正、補足したベトナム社会主義共和国1992年憲法第103条及び106条に従い、国会組織法第91条に従い、法律文書発布に関する法律第50条に従い、ベトナム社会主義共和国第11期国会第4会期が2003年11月26日に可決した刑事訴訟法の施行に関する決議を発布する。

ベトナム社会主義共和国国家主席
チャン・ドゥック・ルオン

刑事訴訟法の施行に関する2003年11月26日 No.24/2003/QH11 決議

ベトナム社会主義共和国国会は、第10期国会第10会期2001年12月25日 No.51/2001/QH10 決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に従い、次に掲げる事項を決議する。

1. 刑事訴訟法は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第4会期において2003年11月26日に可決し、2004年7月1日から施行する。

この刑事訴訟法は、1988年6月29日に国会が可決した刑事訴訟法、並びに1990年6月30日、1992年12月22日及び2000年6月9日に国会が可決した刑事訴訟法の複数の条項を改正、補足する法律に取って代わる。

2. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、刑事訴訟法の施行指導現行文書を取り消し、補足し、又は新しい文書を発布するために、それぞれの職務及び任務の範囲内において、刑事訴訟法の施行指導文書を自ら編纂し、又はその編纂、選別において関係機関と調整し、刑事訴訟法に従って指導文書を取り消し、改正し、補足し、又は新しい文書を発布することを国会及び国会の常任委員会に提案し、2004年7月1日からのこの法律の施行を保障する。

3. 刑事訴訟法の施行日から、その施行の能力がある県、区、市又は特別市の人民裁判所及び区域軍事裁判所には、この法律第170条第1項に定める新しい裁判権を付与する。まだ能力のない県、区、市又は特別市の人民裁判所及び区域軍事裁判所は、重大でない犯罪及び重大な犯罪を含む刑事事件の第一審裁判権を行使する。ただし、この法律第170条第1項a号、b号、c号に定める犯罪を除く。しかし、遅くとも2009年7月1日までに、県、区、市又は特別市の全人民裁判所及び区域軍事裁判所は、この法律第170条第1項に定める新しい裁判権を一律に行使する。

最高人民裁判所は、県、区、市又は特別市のどの人民裁判所及び区域軍事裁判所が刑事訴訟法第170条第1項に定める新しい裁判権を行使できるか決定することを国会常任委員会に提案するに当たり、その任務及び権限の範囲内において、最高人民検察院、政府と調整する。

最高人民裁判所、最高人民検察院及び政府は、県、区、市若しくは特別市の人民裁判所及び区域軍事裁判所が刑事訴訟法第170条第1項に定める新しい裁判権を一律に行使することを確保するため、まだ施行の能力がない県、区、市若しくは特別市の捜査機関、検察院、裁判所及び軍区級より下級の軍事捜査機関、区域軍事検察院及び区域軍事裁判所の物的基盤並びに職員配置を、それぞれの職務及び任務の範囲内で早急に強化しなければならない。

4. 刑事訴訟法が発布された日から施行される日まで

a) 刑事訴訟法の発布日前に監督審手続に従って異議を申し立てられ、その審理が行われていない法的効力を発生した刑事判決、決定について、監督審合議体は、1988年刑事訴訟法第254条の規定に従って決定をする権限を有する。

b) 刑事訴訟法の発布日以降に監督審手続に従って異議を申し立てられた法的効力を発生した刑事判決、決定について、監督審合議体は、1988年刑事訴訟法第254条第1号、2号、3号の規定に従って決定をする権限を有する。

5. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、国家の管理領域及び社会生活すべてにおいて犯罪を防止し犯罪と戦うに際して刑事訴訟法の適用を促進するため、公務員及び人民の間にこの刑事訴訟法を広め、広範囲にわたって普及させるに当たり、それぞれの職務及び任務の範囲内でベトナム祖国戦線中央委員会及びその構成機関と調整しなければならない。

6. 国会常任委員会、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、この決議を実施し、施行を指導する責任を負う。

この決議は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第4会期が2003年11月26日に可決した。

国会議長

グエン・ヴァン・アン

ーベトナムの刑事訴訟制度と弁護人の権利ー¹

I ベトナムの刑事司法の概要

1 職権主義的な訴訟構造

ベトナムの刑事司法は、職権主義を採用している。刑事訴訟法上、犯罪の立証責任は、訴訟執行機関が負うと規定されているが（刑事訴訟法 10 条）、訴訟執行機関には、捜査機関、検察院に加えて、裁判所も含まれている（刑事訴訟法 33 条）。

職権主義の具体的な表れとして、①起訴状一本主義が採用されていないこと、②補充捜査のための記録の差し戻しが行われていること、③尋問は、裁判所が主体となって行い、検察官・弁護人は補充的に行うことが挙げられる。

裁判所には、起訴決定後 3 日以内に起訴状とともに全記録が送付され（刑事訴訟法 166 条 3 項）、裁判官は、公判手続開始前に事件記録を検討の上、①公判開始決定、②補充捜査のための記録差し戻し、③事件の中止又は停止（刑事訴訟法 176 条～180 条参照）を決定する。補充捜査のための記録の差し戻しが認められていることは、真実発見を重視した職権主義の表れといえる。

公判において、被告人・被疑者等の関係者に対する尋問は、裁判官、検察官、弁護人の順番で行われる。裁判官が事件の事実関係について中心的に尋問し、検察官・弁護人は補充的に尋問するに留まる。

2 合議制と参審員の関与

憲法上、裁判は、合議主義がとられており（憲法 131 条）、第一審の合議体は原則として裁判官 1 名及び参審員 2 名、但し重大・複雑な事件については、裁判官 2 名及び参審員 3 名で構成される²。裁判官と参審員は、公判において同等の権利を有し、評決は多数決で行われる。参審員は、日本における裁判員のように不作為に抽出されるのではなく、共産党員や党の支持者等の中から選出され、任期は 5 年である。

3 検察院の役割

訴訟執行機関の中で、検察院は、他の訴訟執行機関である捜査機関及び裁判所の法律遵守を監督する権限（検察権）を有する。すなわち、検察院は、公訴権を行使するとともに、捜査機関の刑事事件捜査における法律遵守、裁判所による法の正当な適用を監督する権限を行使する（人民検察院の組織に関する法律 3 条）。ちなみに、法廷において、検察官は、裁判官と並んで、裁判官と同じ高さの上段の席に座っている。

¹ 当資料は、辻保彦・法務総合研究所教官の作成にかかる資料を基に、木本真理子 JICA 長期専門家（弁護士）が 2012 年度ベトナム弁護士連合会本邦研修の事前資料として作成したものである。

² 2013 年に憲法改正が行われる予定であり、現在改正草案がパブコメに付されている。この改正草案では、法律の定めによって合議制ではない裁判を行うことも可能となる規定が設けられており、単独審が実現され、簡易手続の導入が進む可能性がある。

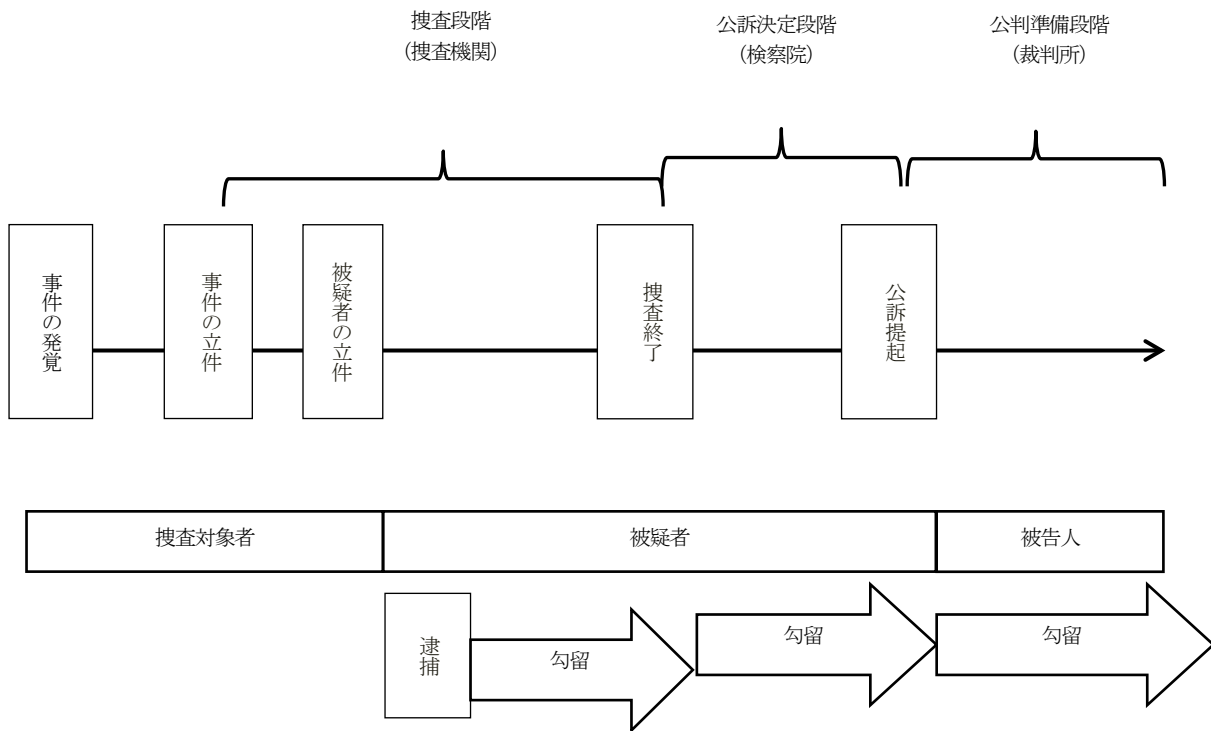
II 刑事訴訟手続の流れ（刑事事件・被疑者の立件→逮捕→勾留→公訴提起）

以下、①通常逮捕の場合、すなわち、犯罪の発生後、捜査を行って事件の立件及び被疑者の立件を行い、その後被疑者を通常逮捕するという場合と、②現行犯人逮捕、緊急逮捕、氏名手配による逮捕の場合に分けて説明する。

1 通常の事件の場合

(1) 捜査手続の流れ

被害者の告発などによって発覚した事件の場合、以下のような捜査手続の流れをたどる。



(2) 刑事事件の立件

ベトナム刑事訴訟法では、ある事件を捜査の対象とすることを決定する手続として、「事件の立件」という手続がある（刑事訴訟法 100 条～109 条）。この手続では、被害届や告発などに基づき、捜査機関が事件として立件するか否かを決定することになる。なお、「立件」というのは、ベトナム語では、「khởi tố (ホイ・トー）」と呼ばれており、漢字にあてはめると、起 (khởi) 訴 (tố) となり、当該事件が、訴訟手続に則って処理されることを意味する。検察院は、捜査機関が行った立件決定を取り消すことができる（刑事訴訟法 109 条 2 項）。

(3) 被疑者の立件

ベトナム刑事訴訟法では、上記の事件の立件以外に、特定の者を被疑者として扱い、捜査の対象とすることを決定する手続として、「被疑者立件」という手続がある（刑事訴訟法 126 条）。それまで捜査対象者として扱われていた者が、この被疑者立件の手続がされることにより、刑事訴訟法上の権利を有し、義務を負う「被疑者」として扱われることになる（刑事訴

訟法 49 条)。

(4) 逮捕と勾留の概念の違い

日本では、逮捕といえば、被疑者の身柄を拘束して警察署等へ引致し、そのまま短期間の身柄拘束をする手続であり、勾留とは別個の手続である。これに対し、ベトナムにおける通常逮捕は、勾留のためになされるものである。つまり、被疑者を逮捕して、その身柄を拘束して警察署の留置施設へ連行し、その後の身柄拘束は勾留として取り扱われることになる（刑事訴訟法 80 条 1 項）。ベトナムでは、裁判所に加えて検察院及び捜査機関（但し、捜査機関の場合は検察院の承認が必要）も逮捕・勾留権限を有し（刑事訴訟法 80 条 1 項、88 条 3 項）、裁判官による令状は必ずしも必要とされていない。

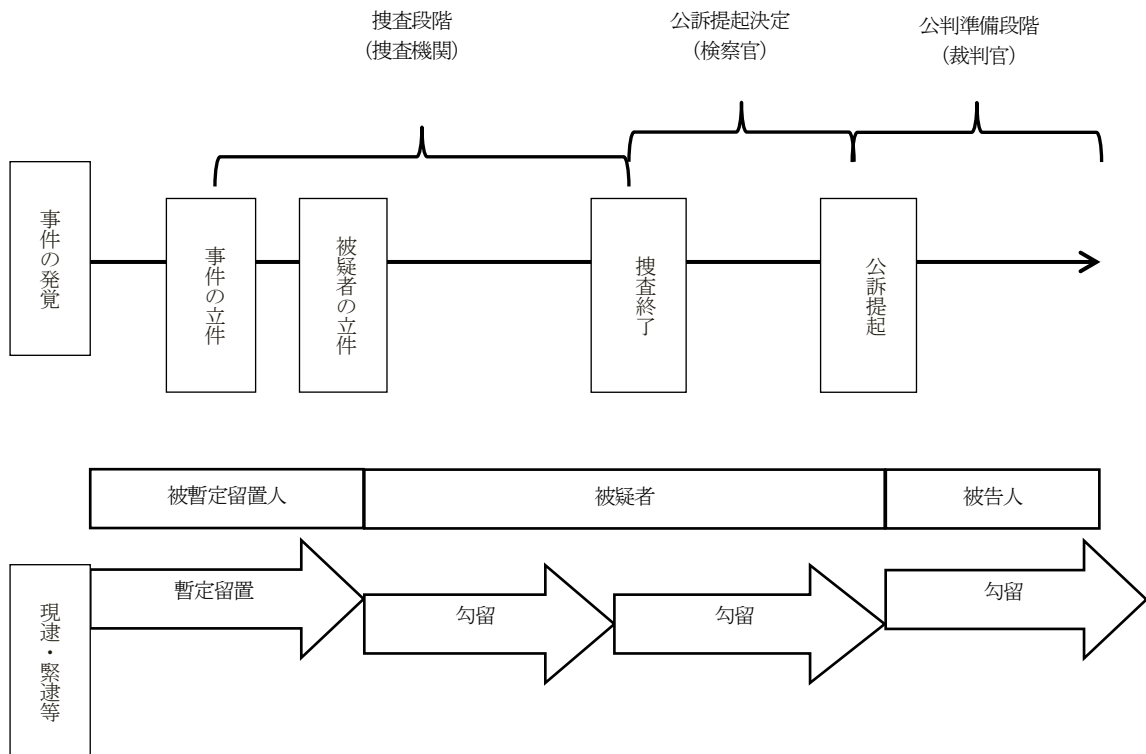
(5) 捜査期間と捜査終了

犯罪の軽重に応じて、捜査機関による捜査のための期間が決められており、捜査期間は、事件の立件の時点から起算される（ベトナム刑事訴訟法 119 条）。捜査期間が満了すると捜査終了となり、捜査機関は捜査結論書を作成し、事件は捜査機関から検察院に送付される（ベトナム刑事訴訟法 162 条）。捜査期間については後述する。

2 その他の事件の場合

(1) 突発性のある事件の捜査手続の流れ

現行犯逮捕や緊急逮捕など、突発性のある事件の捜査手続の流れは以下のとおりである。



(2) 暫定留置

現行犯人逮捕、緊急逮捕、氏名手配による逮捕の場合、事件の立件や被疑者の立件を行う前に、捜査対象者の身柄拘束を行うことになる。この場合、まだ被疑者の立件が行われていないので、捜査対象者はベトナム刑事訴訟法上の「被疑者」ではないから、そのまま勾留の手続に移ることはできない。勾留は、被疑者又は被告人に対して行われる手続だからである（刑事訴訟法 89 条 1 項）。

そこで、この場合は、事件立件や被疑者立件を行うか否かを検討するため、捜査対象者を身柄拘束することが認められている。このような身柄拘束の手続のことを、「暫定留置」といい、暫定留置された者を被暫定留置人という（刑事訴訟法 86 条、87 条）。暫定留置期間は、原則として 3 日（2 回延長できるので、最大 9 日）である（刑事訴訟法 87 条 1 項、2 項）。

(3) その後の手続

捜査機関は、暫定留置期間中に行った捜査の結果、暫定留置人を被疑者として立件することを決定した場合には、被暫定留置人は被疑者となり、身柄拘束は暫定留置から勾留に切り替わる。被疑者立件しない場合は、被暫定留置人をただちに釈放しなければならない（刑事訴訟法 87 条 3 項）。暫定留置期間は、勾留期間から差し引かれる（刑事訴訟法 87 条 4 項）。

3 公訴提起段階

日本では、警察が捜査を開始してから、検察官が終局処分を行うまでの間を全部含めて捜査段階というが、ベトナムでは、事件が捜査機関から事件が検察院に送られた後から、公訴提起されるまでの間（起訴決定の期限については、ベトナム刑事訴訟法 166 条を参照）を捜査段階ととらえており、捜査段階とは、実際に捜査が行われていた全期間とは異なる（ベトナム刑事訴訟法 15 章参照）。なお、ベトナムでは、日本法で言うところの起訴（公訴提起）は、「truy tố（ツイ・トー）」と呼ばれている。これは、漢字に当てはめると追（truy）訴（tố）となる。ベトナムの検察官は、独人制の官庁ではないので、公訴提起を行うのは、検察官ではなく検察院である。

検察院は、事件記録及び捜査結論書を受け取った後、原則として 20 日以内に起訴を行うか否かを決定しなければならない（刑事訴訟法 166 条）。ベトナムでは、起訴便宜主義ではなく、起訴法定主義を採用しているので、犯罪事実が認められる場合には必ず公訴提起されることになる。検察院は、①公訴提起、②補充捜査のための記録の差し戻し（刑事訴訟法 168 条）、③事件の中止又は停止のいずれかの決定を行う（刑事訴訟法 166 条、169 条）。

捜査機関における被疑者の勾留は、公訴提起がされる否かの判断がなされている間にも継続される（刑事訴訟法 166 条 2 項）。裁判所が事件記録を検察院から受領した後は、裁判所の長官又は副長官が、勾留の適用、変更又は取消しを決定する（刑事訴訟法 177 条）。

4 各期間の長さ

捜査機関、捜査段階の勾留、起訴期限及び公判準備の期間は、犯罪の重大性にしたがって、以下のとおり個別に定められている。

		重大でない犯罪 (懲役3年まで)	重大な犯罪 (懲役7年まで)	極めて 重大な犯罪 (懲役15年まで)	特に極めて 重大な犯罪 (懲役15年以上)
捜査期間	原則	2か月	3か月	4か月	4か月
	延長回数	1回	2回	2回	3回
	延長期間	2か月	1回目 3か月 2回目 2か月	それぞれ 4か月	それぞれ 4か月
捜査段階 の勾留	原則	2か月	3か月	4か月	4か月
	延長回数	1回	2回	2回	3回
	延長期間	1か月	1回目 2か月 2回目 1か月	1回目 3か月 2回目 2か月	それぞれ 4か月
起訴期限	原則	20日	20日	30日	30日
	延長	10日	10日	15日	30日
公判準備	原則	30日	45日	2か月	3か月
	延長	15日	15日	30日	30日

IIIIV 弁護人の権利について

1 弁護人となるための資格

刑事訴訟法上、刑事手続において弁護人となるには弁護士である必要はなく、被暫定留置人、被疑者及び被告人の合法的代理人、人民弁護員も、弁護人となることができる（刑事訴訟法 56 条 1 項）。合法的代理人については、法令上明確に定義がなされていない。人民弁護員については、ベトナム祖国戦線中央委員会³及び構成機関が、被暫定留置人、被疑者又は被告人となった構成員を弁護するために人民弁護員を指名する権限を有すること（刑事訴訟法 57 条 3 項）以外、法律上規定がない。この点に関して、ベトナム人弁護士に対するヒアリングでは、実務上、合法的代理人や人民弁護員が弁護人となることは少ないといわれている。

当該事件で訴訟を行った者、当該事件で訴訟を行った者又は手続を行っている者の親族、証人、鑑定人又は通訳人として当該事件に参加する者は、弁護人になれない（刑事訴訟法 57 条 2 項）。

³ ベトナム祖国戦線とは、1997年に北ベトナムの祖国戦線、南ベトナムの南ベトナム解放民族戦線、ベトナム民族民主平和勢力連盟が統合されてきた組織で、ベトナム共産党が党員以外の大衆を政治運動に動員するための団体である。祖国戦線は、共産党員以外に労働総連合、農民連合、婦人連合、ホーチミン青年連合といった大衆組織も構成員になっている。憲法上、ベトナム祖国戦線とその構成団体は、人民国家の政治的基盤であり、民族団結の伝統を高め、人民国家の建設に参加するものとされている（憲法 9 条）。中央レベルの祖国戦線は、国会への法案提出権、国会議員選挙の際の立候補者名簿作成権限といった重要な権限を有している。なお、ベトナム弁護士連合会（VBF）も祖国戦線の構成員である（VBF 定款 43 条）。

2 弁護人を選任できる者

憲法上、被告人の弁護人依頼権は保障されており（憲法 132 条）、2012 年の憲法改正草案では、被疑者の弁護人依頼権も保障されることになっている（憲法改正草案 108 条 7 項）。

刑事訴訟法上、被暫定留置人、被疑者、被告人又はその合法的代理人は、弁護人を選任することができる（刑事訴訟法 57 条 1 項）。また、上記のとおり、被暫定留置人、被疑者、被告人がベトナム祖国戦線中央委員会又はその構成機関の構成員である場合、その所属機関は、人民弁護員を指名することができる（刑事訴訟法 57 条 1 項）。

被疑者が祖国戦線又はその加盟団体のメンバーであり、所属組織に弁護人の選任を要求した場合、又は被疑者が自分の合法的代理人か弁護士に弁護人としての活動を依頼した場合、捜査官はその依頼文書の作成を指導し、選任や依頼の相手方もしくは被疑者の所属組織に対し、24 時間以内に配達証明又は速達でその依頼文書を送らなければならない（「刑事事件の捜査段階における弁護人の権利保障に関連する刑事訴訟法施行細則」公安省第 70 号/2011/TT-BCA（以下「公安省通達第 70 号」）4 条）。

3 弁護人を選任することができる時期

弁護人の選任時期については明文規定はない⁴が、弁護人は、被疑者の立件時又は被暫定留置人に対して暫定留置の決定が出された時から手続に参加できる。ただし、国家機密を侵害する犯罪の捜査を秘密にする必要がある場合には、検察院長官は、捜査が終了するまで弁護人の手続参加を許可しないことができる（刑事訴訟法 58 条 1 項）。

4 弁護人を選任するための手続要件

捜査機関又は検察院に対し、弁護士カード、被暫定留置人や被疑者、被告人、又はその親族からの弁護士依頼書、所属する法律事務所・弁護士会等の組織・機関からの指名文書といった一連の書類を提出しなければならない（改正弁護士法 27 条 2 項、2011 年公安省通達第 70 号 5 条）。

捜査機関、検察院又は裁判所は、弁護士からこれらの書類を受け取ってから 3 日以内（暫定留置中の場合には 24 時間以内）に、弁護士に対して弁護人認可書を授与しなければならない。授与を拒否する場合には、その理由を明記した文書で通知しなければならない（刑事訴訟法 56 条 4 項、改正弁護士法 27 条 2 項、2011 年公安省合同通達第 70 号 5 条）。

上記の弁護人となるために必要となる捜査機関等による認可手続は、ベトナム刑事訴訟法上の特徴であり、弁護人選任の遅延につながっていると批判されている。この弁護人認可書については、今後の刑事訴訟法改正の 1 つの大きな争点になるものと考えられる。

5 弁護人選任権の通知

暫定留置決定又は被疑者立件決定が交付されたとき、捜査官は、被暫定留置人、被疑者に対し、刑事訴訟法 48 条及び 49

⁴非暫定留置人に対して暫定留置決定が送付された場合、捜査官は、暫定留置人に対して、刑事訴訟法 48 条及び 49 条に規定された暫定留置人の権利義務（自らを防御し、又は他の者に弁護を依頼することを含む。）を説明したうえ、弁護人を依頼するか否かについての被暫定留置人の意見を明記しなければならない（2011 年公安省通達 70 号 4 条 1 項）、とされているが、選任時期については明らかではない。

条で規定されている権利と義務を告知しなければならず（刑事訴訟法 86 条 2 項、126 条 6 項）、捜査官は、暫定留置決定・立件決定の送付受領記録簿を作成しなければならず、そこには被暫定留置人又は被疑者が弁護人を依頼するか否かの希望を明確に記載しなければならない（2011 年公安省通達第 70 号 4 条）。

法定刑に死刑が含まれている場合及び被疑者・被告人が未成年者・身体障害者・精神障害者である場合において、被疑者、被告人又はその合法的代理人が弁護人を依頼しないときは、捜査機関・検察院・裁判所は、弁護人の指名を法律事務所に委ねるように弁護士会に要求しなければならない（刑事訴訟法 57 条 2 項）。被疑者・被告人がベトナム祖国戦線中央委員会又はその構成機関の構成員である場合は、その所属機関に対して弁護人の指名を提案しなければならない（刑事訴訟法 57 条 2 項）。

取調べをする前に、弁護人選任権を含む被疑者の権利を読み聞かせて、明確に説明しなければならない（ベトナム刑事訴訟法 131 条 1 項）。

6 必要的弁護事件

被疑者が少年の場合には、本人が拒絶していない限り、必ず弁護人が必要である（公安省、最高人民検察院、最高人民裁判所、司法省等による 2011 年合同通達第 1 号 9 条）。

上記 5 のとおり、ある一定の犯罪の場合は、捜査機関等が弁護人の指名を弁護士会などに要求しなければならない（刑事訴訟法 57 条 2 項参照）。ただし、57 条 2 項において、被疑者、被告人又はその合法的代理人による弁護人の拒否権が認められており、捜査機関等がこの拒否権行使を強制することによって弁護人選任権が妨害されているとの意見がある。

必要的弁護事件の場合、捜査機関が弁護人の指名を弁護士会に要求した場合には、弁護人費用は捜査機関が負担するが、報酬は、1 日約 6USD と非常に低額である。（弁護士法施行規則第 28 号/2007/ND-CP 11 条 1 項、4 項）。VBF によると、VBF はこの報酬額を 25USD に引き上げるように司法省と交渉中とのことである）。

7 接見交通権

弁護人は、被暫定留置人、身柄拘束中の被疑者・被告人と面会することができる（刑事訴訟法 58 条 2 項 e）。この点、日本の場合と異なり、ベトナムでは、被暫定留置人、被疑者及び被告人は、弁護人となろうとする者に面会する権利はない。したがって、被暫定留置人、身柄拘束中の被疑者・被告人と面会するためには、上記 4 の手続を経て弁護人に選任される必要がある。また、ベトナムでは、弁護人に秘密交通権が保障されておらず、捜査官の立会いなしに弁護人と接見することはできない。

8 証拠物等の収集

弁護人は、被暫定留置人・被疑者・被告人から、弁護に関する書類・証拠物及び事実関係を収集することができる（刑事訴訟法 58 条 2 項 d）。しかし、刑事訴訟法上、収集した証拠物等を証拠として直接裁判所に提出する手続は定められていないため、証拠物を裁判所の審理の対象とするには、証拠物等を一旦捜査機関又は検察院に提出し、事件記録に含めてもらう

他ないものと思われる。

また、当該書類・証拠物及び情報が国家機密又は職業上の秘密に関わる場合は、収集することができない（刑事訴訟法 58 条 2 項 d）。

9 被疑者・被告人の身柄拘束に対して取り得る手段

弁護人は、手続を行う権限を有する機関及び人の手続上の決定及び行為に不服申立てをすることができる（ベトナム刑事訴訟法 58 条 2 項 i、329 条、330 条）。

被疑者、被告人は、犯罪行為の性質、社会に対する危険度、被疑者・被告人の身上状況に応じて、親族や所属組織を保証人とすることによって、釈放されることができる。これを立保証という（刑事訴訟法 92 条）。また、保釈金として金銭又は財産を預託することによって保釈されることもできる（刑事訴訟法 93 条）。

10 被疑者の取調べに関する弁護人の権限

弁護人は、取調べに立ち会い、捜査官の許可を得て、被暫定留置人、被疑者に質問することができる（ベトナム刑事訴訟法 58 条 2 項 a）。しかし、弁護士に対するヒアリングによると、実際に弁護人による取調べの立会いが認められる例は少なく、認められるとしても、最終段階の取調べのみについて、部分的に認められるに留まるとのことであった。

捜査機関は、調書作成の少なくとも 24 時間前、弁護人が遠方の場合には 48 時間前に、調書作成の日時と場所を弁護人に通知しなければならない。ただし、調書作成が緊急を要する場合は、取調べを先行させて、事後的に弁護人に通知すれば足りるとされており（2011 年公安省通達第 70 号 7 条）、「緊急性」について明確な基準が定められていないことから、実務上、このただし書き規定の適用が常態化している恐れがある。

弁護人は、被疑者の取調べに立ち会うため、被疑者の取調べの日時、場所を事前に弁護人に連絡することを捜査機関に提案できる（刑事訴訟法 58 条 2 項 b）。また、被疑者の取調べをする場合や、調書を作成する場合は、被疑者に対して弁護人が必要かどうか確認して、記録簿に記載しなければならない（刑事訴訟法 131 条 1 項、2011 年公安省通達第 70 号 4 条）。弁護人は、被疑者が調書に署名する前に調書の内容を確認でき、内容が正確でないと考える場合には、修正を求め、また自分の意見を調書に録取してもらうことができる（2011 年公安省通達 70 号 7 条）。

以 上

合同通達

補充捜査のための記録返却に関する刑事訴訟法の 各規定を施行するためのガイドライン

補充捜査のための記録返却に関して、刑事訴訟法の各規定を正しく施行するために、最高人民検察院、公安省及び最高人民裁判所は、次の通り、ガイドラインを作成した。

1 条 事件の重要な証拠

1 刑訴法 168 条 1 項、179 条 1 項に規定されている「事件の重要な証拠」とは、刑訴法 63 条に規定されている 1 つ又は複数の問題を証明するために使用される刑訴法 64 条で規定されている証拠であり、そして、この証拠が不足している場合、事件を客観的かつ全面的に法律に従って解決することはできない

2 以下の証拠が不足することは、事件の重要な証拠が不足している場合である。

a) 「犯罪行為が発生したか否か」を証明するための証拠は、当該発生行為が、刑法に規定された具体的犯罪を構成する要素が十分にあるのか、又は犯罪行為ではない場合に属するのかを確定するための証拠である (正当防衛、緊急避難、予測不可能な事情、民事・経済関係、行政違反) ;

b) 「犯罪行為の時間、場所及びその他事情」を証明するための証拠は、犯罪行為が発生している場合、どの時間、どの場所で発生したのかを確定するための証拠である; 犯罪を実行した方法、トリック、道具、手段はどのようなものであるのか (を確定させるための証拠) ;

c) 「誰が犯罪行為を実行したのか」を証明する証拠は、具体的にある者が、当該犯罪行為を実行したことを確定するための証拠である。

d) 「故意か過失か」を証明するための証拠は、社会に対して、危険な行為を行った者が、故意があったのか、過失であったのかを確定するための証拠である; 過失である場合、刑法 9 条、10 条に規定されているとおり、認識のある過失か (直接的な認識があるのか、間接的な認識があるのか)、又は認識のない過失か (自らの意識による認識の喪失か、怠慢による認識の喪失か) ;

d) 「刑事責任能力の有無」を証明するための証拠は、社会に対して危険な行為を行った際、社会に対して危険な行為を行った者が刑事責任を負うだけの十分な年齢に達しているか否かを確定するための証拠である。; 精神的な病気、又は他の病気があり、認識能力、又は自己の行為を制御する能力が欠如し、そして、病気がある場合、どの時間、どの訴訟段階において、その病気を煩っているのか (を確定させるための証拠) ;

e) 「犯罪の目的、動機」を証明するための証拠は、犯罪の目的や動機が、刑事責任を加重させる要素であったり、又は犯罪を構成する要素 (事情) であったり、刑罰の枠組みの要素 (事情) であったりする場合において、犯罪行為を行った者が、何が目的で、何が動機であったのかを確定するための証拠である。

g) 被疑者、被告人の刑事責任を加重したり、軽減したりする事情を証明するための証拠は、被疑者、被告人が、刑事責任 46 条に規定された、どの刑事責任の加重、減刑事情があるのかを確定するための証拠である; 刑事責任 48 条に規定された、どの刑事責任の加重、減刑事情があるのか (を確定させるための証拠)、又は刑罰の枠組みとなる事情を確定させるための証拠である。

h) 被疑者、被告人の身分に関しての特徴を証明するための証拠

は、被疑者、被告人の司法履歴を確定するための証拠である。

i) 「犯罪行為により発生した損害の状態及び程度」を証明するための証拠は、犯罪確定及び刑罰決定において、犯罪行為の (物質、物質以外の) 状態、効果を評価するための証拠である。

k) 刑訴法 63 条に規定された 1 つ又は複数の問題を証明するための他の証拠で、その証拠が不足している場合、事件を解決するための十分な根拠はない; 例えば、未成年である被疑者、被告人の年齢を正確に確定するための証拠、又は子どもである被害者の年齢を正確に確定するための証拠; 共犯、又は組織犯罪の場合における、それぞれの被疑者、被告人の立場、役割を証明するための証拠.....

3 事件の重要な証拠が不足している場合における、補充捜査のための記録返却の条件

a) この条文 1 項、2 項において指示されているとおり、事件の重要な証拠が不足し、検察院において自ら補充できない場合は、検察院は、補充捜査のために記録返却決定を出す。

b) この条文 1 項、2 項において指示されているとおり、公判廷において補充することができない、事件の重要な証拠をさらに検討する必要がある場合、公判廷での裁判長を任じられた裁判官 (公判 (審理) 準備段階、審理合議体 (公判廷) は、補充捜査のための記録返却決定を出す。

c) 重要な証拠であるが、それが不足していても、公訴提起、公判を遂行できる場合、又は証拠収集することができない場合、記録を返却しない。

例 1 3 人の証人がいるが、2 人で確定できる。

例 2 現場が変更して再検証できない、又は物証が紛失し、発見することができない

2 条 他の罪を犯していること、又は他に共犯者がいることに関して、被疑者を立件 (khởi tố) するための根拠

1 刑訴法 168 条 2 項において規定されている「他の罪を犯していること、又は他の共犯者がいることに関して、被疑者を立件する根拠がある」とは、以下の場合の 1 つに当てはまる場合である。

a) 1 つ又は複数の罪に関して立件及び捜査をしているが、事件記録における証拠から、被疑者の行為が、1 つ又は複数の他の罪を犯していると判断されるとき

b) 立件、捜査された犯罪以外で、事件記録における証拠から、他の 1 つ又は複数の罪で被疑者を立件するための根拠があると判断されるとき

c) 立件、捜査されている被疑者以外で、事件記録における証拠から、他の共犯者、又は事件に関連する犯罪者がいると判断されるが、被疑者を立件していないとき

2 検察院は、刑訴法 117 条 2 項の規定に従って、事件を分離するための根拠がある際、補充捜査のために記録を返却する。

3 条 被告人が他の罪を犯している、又は他の共犯者がいると思料される根拠

1 刑訴法 179 条 1 項 b) において規定されている「被告人が他の罪を犯している、又は他の共犯者がいると史料される根拠がある」とは、以下の場合の 1 つに該当する場合である。

- a) 検察院は、1 つ又は複数の罪を公訴提起しているが、事件記録における証拠から、被疑者 (被告人) の行為が他の 1 つ又は複数の罪を犯していると判断される時
- b) 公訴提起された犯罪以外で、事件記録における証拠から、被疑者 (被告人) を他の 1 つ又は複数の罪で立件するための根拠があると判断される時
- c) 公訴提起された被疑者 (被告人) 以外で、事件記録における証拠から、他の共犯者、又は事件に関連する犯罪者がいると判断されるが、被疑者を立件していない時

2 以下の場合の 1 つに該当する場合、裁判所は、補充捜査のために事件記録を返却しない。

- a) この条文の 1 項 a) に該当するが、事件記録における証拠から、同じ程度か軽い 1 つ又は複数の罪に関して、被疑者 (被告人) を審理できる、又は検察院が公訴提起した罪の数よりも少ない罪で、被疑者 (被告人) を審理できる場合
- b) 事件の分離決定があった場合、又は捜査機関が事件を分離決定していないが、刑訴法 117 条 2 項の規定に従って事件を分離するための根拠がある場合

4 条 訴訟手続における重大な違反

1 刑訴法 168 条 3 項、179 条 1 項において規定されている「訴訟手続において重大な違反がある」とは、捜査、公訴提起、公判過程において、訴訟遂行機関、訴訟遂行人が、刑訴法に規定された各順序、手続きを実行せず、又は正確、十分に実行しなかったりして、訴訟参加人の合法的な権利や利益を重大に侵害した、又は事件の客観的、全面的な事実確定に影響を与えたことをいう。

2 以下の場合は、訴訟手続において重大な違反とみなされる

- a) 捜査機関及び、刑訴法の規定により一部捜査活動の任務を割り当てられた他の機関の令状 (命令)、決定は、検察院の承認を得る必要があるが、検察院の承認がなかったり、正しい管轄権限に基づいての訴訟上の令状 (命令)、決定の署名でなかったりした場合
- b) 刑訴法 57 条に規定に基づいて、被疑者、被告人のために弁護人を要請しなかった場合
- c) 捜査、公訴提起、審理の過程において、訴訟参加人の参加資格を確認せず、それにより、彼らの合法的な権利や利益を重大に侵害した場合
- d) 刑事事件を立件したが、刑訴法 105 条 1 項の規定に基づき、被害者の、又は被害者の法定代理人からの立件要求がない
- d) 根拠がなく、かつ刑訴法 117 条の規定に違反して、事件を併合、又は事件を分離した場合
- e) 正しい法律の規定に基づいて、被疑者、被告人に対する訴訟上の令状 (命令)、決定を委任せず、被疑者、被告人の防御権を侵害した場合
- g) 被疑者の捜査や履歴作成が未了；犯罪者の身分に関して重要な特徴が未確定 (被疑者、被告人の年齢、前科、前歴)
- h) 刑訴法 61 条の規定に基づいて、ベトナム語を使用しない、又は、口や耳の聞こえない訴訟参加人のために、通訳を用意しなかった場合
- i) 刑訴法 42 条、60 条、61 条において規定されている場合において、訴訟遂行を拒否しない、又は訴訟遂行人が変更しない場合
- k) 捜査や、事件の重要な証拠を収集が、刑訴法の規定する順序、手続きに従わず、刑事事件における証明価値がない場合
- l) 事件の重要な証拠、資料が、捜査、公訴提起の過程において収集されたが、事件記録に編み込まれていない、又は修正、加削により、事件記録が大きく変更された場合
- m) 正しい管轄権限のない捜査、公訴提起である場合、但し具体的に捜査を割り当てられた権限のある機関を除く

n) 刑事訴訟の遂行過程において、誘導尋問、強制的な尋問、暴力 (体罰) があり、これより、被疑者の供述調書が真実ではないものとなったと確定する根拠がある場合

o) 被疑者、被告人、その他訴訟参加人からの不服申立、告訴が法律の規定に従って解決されず、これにより、彼らの合法的な権利や利益に重大な侵害を与えた場合

p) この条文 1 項で指示に従い、確定されたその他の場合であるが、補充捜査のための記録返却決定においては、明記されなければならない。

3 検察院、裁判所は、たとえ、この条文 1 項に規定され、2 項において具体化された「訴訟手続きにおいて重大な違反」があっても、以下の場合、補充捜査のために記録を返却しない。

a) 訴訟手続き違反があるが、訴訟参加人の合法的な権利や利益に対し、重大な侵害を与えていない場合

b) 捜査段階において、未成年であった被疑者 (被告人) が、公訴提起、審理の際、満 18 歳以上になった場合

5 条 記録返却と補充捜査期間

1 検察院は、刑訴法 166 条 1 項に規定された公訴提起決定期間内において、補充捜査のために記録返却の決定を出す。公判廷において裁判長を任じられた裁判官は、刑訴法 176 条 2 項に規定された公判 (審理) 準備期間内において、補充捜査のために、検察院に対し記録返却決定を出す。審理合議体は、刑訴法 199 条 2 項に規定に従って、補充捜査のために、記録返却決定を出す。

2 何回も、補充捜査のために記録返却しないためにも、検察院、裁判所は、補充捜査のための記録返却をしなければならない各場合を発見するために、事件記録を全面的に研究し、適時に決定を出さなければならない。公訴提起期間、公判 (審理) 準備期間を越えて、補充捜査のための記録返却決定を出してはならない。

3 補充捜査の期限は、121 条 2 項の規定に従って、実行される；具体的には、検察院による記録返却の場合は 2 か月を越えてはならない；裁判所による記録返却の場合は 1 か月を越えてはならない。これらの期間は、捜査機関が事件記録及び事件記録の返却決定を再受領した時点から計算され、捜査機関が補充捜査結論書を作成するまでの間である。

6 条 補充捜査のための記録返却決定

1 補充捜査のための記録返却は、文書での決定でなければならず、法律の規定に従って、権限のある者による署名が必要である。

2 補充捜査のための記録返却決定において、ナンバー、日、月、年、返却回数 (1 回目、又は 2 回目) を明記する必要がある。内容面では、補充捜査の必要がある、具体的な「事件の重要な証拠」、立件、公訴提起されなければならない「他の犯罪、又は他の共犯者」、克服されなければならない「訴訟手続きの重大な違反」を記入し、168 条 1、2、3 項、において規定されたうちの 1 つの法律規定、又は 179 条 1 項 a,b,c) において規定されたうちの 1 つの法律規定の根拠を明記しなければならない。

3 補充捜査のために、記録返却を続ける場合、決定は、前回における補充捜査において要求された問題を特定しなければならないが、実行されていない。又は、補充捜査を実行したが、要求を満たしていない、又は補充捜査の結果により、捜査要求されるべき新たな問題を発生させた (訳自信なし)。

7 条 補充捜査のための記録返却決定の実行

1 捜査機関は、刑訴法 114 条の規定に従って、検察院からの補充捜査のための記録返却決定における、(捜査) 要求を十分に実行する責任がある；検察院からの補充捜査のための記録返却決定が、この通達 1、2、4 条における指示に従った根拠がないと史料される場合、記録を受領した際、捜査機関は、理由、事件解決の観点を明記した書類を作成した上、検察院に記録を返送しなければならない。

2 事件記録及び裁判所からの補充捜査のための記録返却決定を受領した後、裁判所からの補充捜査のための記録返却決定が、根拠が

あり、裁判所自らで補充できないと史料される場合、検察院は、補充捜査のための決定を出した上、捜査遂行のためにすぐに記録を捜査機関に送付する；裁判所からの補充捜査のための記録返却決定が、この通達1、3、4条における指示に従った根拠がないと史料される場合、検察院は、公訴提起決定を維持すべき理由を明記した書類を作成した上、179条2項の規定に従って、事件を公判に付すために裁判所に記録を返送しなければならない。

3 補充捜査が終了した後、捜査機関は、補充捜査結論書を作成しなければならない。そこにおいては、それぞれの補充捜査の問題に対する明確な結論及び事件解決の観点を明記しなければならない。補充捜査の結論が、捜査の中止、事件の中止の方向性を導いている場合、検察院は、刑訴法169条、164条に規定された管轄権限に基づいて、中止決定を出す。

4 補充捜査の結果が、公訴提起決定を変更させない場合、検察院は、公訴提起決定を維持する理由を明記した文書を作成の上、裁判所に事件を再送付する；補充捜査の結果から、公訴提起決定を変更すべきと史料される場合、検察院は、古い起訴状に代えて、新しい起訴状を発行した上、審理（公判）のため、裁判所に記録を送付する。

8条 捜査段階における検察院と捜査機関との協力

1 補充捜査のための記録返却を抑制するため、検察院と捜査機関は、告発、犯罪に関する情報を受領、分類、処理する際から直ちに、そして、事件捜査の全課程において、しっかりと協力しなければならない。捜査官は、主体的に、十分にかつ適時に、収集された各資料、証拠を検察院に送付しなければならない。検察院は、事件捜査の段階において、すぐに証明しなければならない問題を明らかにするために、常時、事件捜査の進捗を監視し、しっかりと把握し、捜査官が収集した各資料、証拠を研究し、適時に捜査要求を出し、主体的に捜査官と協力しなければならない；同時に、各事件捜査が、客観的、全面的、適法的なものとなるよう担保するため、捜査活動や捜査機関が作成した資料をしっかりと検査しなければならない。

2 事件捜査終了の少なくとも10日前には、捜査官及び検察院は、十分かつ合法的なものであることを担保するため、収集された各証拠、資料を評価するために、協力しなければならない；証拠不足、訴訟手続き違反、又は犯罪や他の犯罪者の見落としを発見した場合、捜査段階において、補充し、克服しなければならない。特別に重大、かつ複雑な事件に関しては、事件捜査終了の前に、捜査官及び検察院は、事件捜査の全面的な総括、全面的な評価をして、矛盾している問題解決のための捜査を指導し、法律に従った正しい事件処理に導いた上で、捜査終了の決定をする。

9条 公訴提起段階における捜査機関、検察院、裁判所との協力

1 事件記録及び捜査結論書を受領した後、検察院は、注意深く記録を研究し、各訴訟手続きが法を遵守しているか、事件の各資料、証拠が十分に揃っているかを検査しなければならない。必要がある場合、検察官は、事件における各被疑者に対して直接尋問しなければならない。資料、証拠が不足している、又は訴訟手続き違反があり、自らで補充できないと史料される場合や、検察官は、適時に、補充、捜査官と協力する；補充することができない場合、検察官は、検察院の指導部、又は部署の次長に対し、検討、決定のために報告しなければならない。

2 公訴提起期間内において、事件において、証拠、罪名に関する問題が発生した場合、検察官は、事件解決の方向性に関して、捜査機関、裁判所との間で、意見を交換するため、検察院の指導部、又は部門の次長に報告しなければならない。

3 補充捜査が複雑である場合、検察院は、補充捜査のための記録返却が正しく、集中的、概括的、適時に実行されるようにする目的で、補充捜査をしなければならない問題を明確にするための関連する専門機関との間で会議を主体的に開催する。

4 同クラスの訴訟遂行機関が、補充捜査に関して、相互に統一されていない場合、事件記録を受領した訴訟機関は、関連する専門機

関の指導部が代表して、上級の関連する専門機関の指導部に対し、事件解決に関して意見検討をを求める報告をしなければならない。

10条 公判（審理）段階における検察院と裁判所との協力

1 審理（公判）準備段階の期間において、記録検討の後、重要な証拠が不足している、訴訟手続きに違反がある、被告人が他の罪を犯している、又は他に共犯者がいる、と史料される場合、公判廷において裁判長を任じられた裁判官は、適時に克服策を講じるため、検察官と意見交換するか、又は公判廷で補充することができる場合、補充捜査のために記録を返却する必要はない。検察官及び裁判官の意見が統一されない場合、関連する専門機関の指導部に対し、事件解決に関する意見を求めるために報告する。

2 公判廷において、検察官は、主体的に、刑事事件解決に関連する証拠を明確にするために、審理合議体と協力する。新しい問題が発生、又は補充できないほどの複雑な問題が発生した場合、審理合議体は、補充捜査のための記録返却決定を出す。

3 上級の検察院が公訴権や、捜査検察を実行した上で、下級の検察院に対し、公訴権や、第一審の公判（審理）検察を委任した事件に関して、補充捜査のための記録返却の根拠が発見された場合、下級の検察院は、上級の検察院に対して、検討や決定を求めるための報告をする前に、補充捜査に関する問題を明確にするために、同級の裁判所と意見交換する。

11条 補充捜査のための記録返却の管理

1 各訴訟遂行機関は、自らの階級において、補充捜査のための記録返却を管理する責任がある。検察院は、事件数、同級の訴訟遂行機関の補充捜査のための記録返却の回数を管理する責任がある。省級の検察院は、省級及び当該管理地方に属する県級の訴訟遂行機関の補充捜査のための記録返却状態を総括し、評価する責任がある。

2 定期的に（毎月、毎期、6か月、1年）それぞれの訴訟遂行機関は、自ら補充捜査のための記録返却の事件数を評価、確認しなければならない。そこにおいて、証拠に関するもの、訴訟、又は関連する事件立件、被疑者立件（立件決定の変更、又は補充）に関するものなど、補充捜査のための記録返却の理由を分析しなければならない；根拠のある返却事件数、根拠のない返却事件数；補充捜査のための記録返却における、捜査機関、検察院、裁判所及び訴訟遂行人の原因、責任

3 検察院、裁判所の補充捜査のための記録返却率の計算方式

a) 検察院の補充捜査のための事件記録の返却率は、捜査機関が、捜査結論を作成し、検察院に対し、公訴提起のために記録を送付した総事件数（捜査未解決の古い事件や、新しい事件もすべて含めた終了事件数）のうち、検察院が、補充捜査のために記録返却決定をした刑事事件の数（根拠のあるもの）と同じである。

例：2009年、H省検察院は、捜査機関が捜査を終了し、検察院に公訴提起を提案するために記録を送付した150件（古い事件が10件、新しい事件140件）のうち、9件については、補充捜査のために、記録返却を決定した場合、捜査機関に対する検察院の補充捜査のための記録返却率は6パーセントである。

b) 裁判所の補充捜査のための記録返却率は、検察院が公訴提起し、裁判所に審理を求めて記録を送付した総事件数のうち、裁判所が補充捜査の要求のため、記録返却を決定した刑事事件の数（根拠のあるもの）と同じである。

例：2009年、裁判所は、検察院が、裁判所に審理を求めて公訴提起した100件のうち、5件について補充捜査のために記録返却決定を出した場合、検察院に対する裁判所の補充捜査のための記録返却率は5パーセントである。

c) 同じ1つの事件であるが、検察院、裁判所が、補充捜査のために、複数回記録を返却した場合、1件として計算し、複数回返却された事件として分析する。

d) 裁判所が、補充捜査のために記録返却をした事件で、その後、検察院が、裁判所の要求に従って、捜査機関に対し、記録を返却し、補充捜査を要求した場合、1件として計算し、1回返却

された事件として分析する (裁判所が、補充捜査のために計算した事件)

12 条 補充捜査のための記録返却における責任確定

- 1 以下の場合において、捜査機関、捜査官に責任が発生する。
 - a) 検察院からの補充捜査のための、捜査要求、又は記録返却決定を実行しない、正確、十分、適時に実行せず、それにより、検察院が捜査要求した問題に対して、補充捜査のために記録返却しなければならない場合
 - b) 検察官の要求に従い、事件捜査の過程において、法律の規定に従って、証拠、関連する資料を十分、適時に供給せず、検察官が、適時に捜査要求を出すために事件内容を把握できず、それにより、検察院、又は裁判所が、事件に対して補充捜査のための記録を返却しなければならない場合
- 2 以下の場合において、検察院、検察官に責任が発生する。
 - a) 発見された問題に対し、捜査要求、又は補充捜査のための記録返却をせず、これにより、その後、補充捜査のために記録を返却しなければならない場合
 - b) 補充捜査のための記録の返却決定が、法律の根拠がなく、捜査機関が、捜査結論を維持する文書を送付し、その後、検察院が、捜査機関の提案どおりに公訴決定した場合
- 3 補充捜査のための記録決定が、法律の根拠がなく、検察院が公訴提起を維持する旨の文書を作成し、その後、裁判所が、検察官の提案どおりに、審理した場合、裁判官、又は審理合議体に責任が生じる。
- 4 この条文 1、2、3 項において指示されている事情がある場合、訴訟遂行機関の指導部は、法律の規定に従って審査、処理し、克服措置を採るため、補充捜査のための記録返却に関連するそれぞれの階級において、それぞれの訴訟遂行機関の具体的責任を点検、確認しなければならない。

13 条 施行条項

省略

以 上

公安省

Số: 70/2011/TT-BCA

ベトナム社会主義共和国
独立-自由-幸福

ハノイ 2011 年 10 月 10 日

通達

刑事事件捜査段階における弁護人の権利保障に関連する 刑事訴訟法の規定を施行するための具体的規定

2003 年 11 月 26 日の刑事訴訟法に基づき

2009 年 9 月 15 日の公安省の機能、任務、権限、機構、組織に関する政府決議 77/2009/ND-CP に基づき、

公安大臣は、被暫定留置人、被疑者の弁護権の保障、刑事事件の捜査段階で手続に参加するときの弁護人の権利について以下のように規定する。

1 条 調整範囲

この通達は、被暫定留置人【*người bị tạm giữ*】、被疑者【*bị can*】の弁護権【*quyền bào chữa*】保障に関連する 2003 年刑事訴訟法の各規定を施行するための具体的規定である；人民公安内の捜査機関によって受理される刑事事件捜査段階における弁護人【*người bào chữa*】の権利（保障に関連する刑訴規定を施行するための規定）

法律扶助法【*Luật trợ giúp pháp lý*】の規定に従って、被暫定留置人及び被疑者の弁護権を保障することは、2007 年 10 号合同通達（司法省-公安省-国防省-財政省-最高人民検察院-最高人民裁判所）によって実行される。（この合同通達は）訴訟活動における法律扶助に関連する一部規定を適用するためのガイドラインである。

2 条 適用対象

この通達は、捜査機関、捜査機関の長官及び副長官、捜査官、捜査活動の一部実行の任務を割り当てられた幹部公務員【*cán bộ được phân công*】、人民公安における勾留施設【*Trại tạm giam*】の監視役【*Giám thị*】、暫定留置施設【*Nhà tạm giữ*】の長、勾留施設及び被暫定留置施設の幹部；弁護士職業組織；被暫定留置人、被疑者；人民公安内の捜査機関によって受理される刑事事件捜査段階における弁護活動に関連する各組織、個人に対して適用される。

3 条 刑事事件捜査段階における弁護権保障の原則

- 1 法律規定を遵守すること
- 2 被暫定留置人及び被疑者の弁護権や、他人に弁護を依頼する権利；弁護人の権利を尊重し、保護すること

- 3 弁護活動における公平性【*vô tư*（無私）】及び客観性を保護

4 条 被暫定留置人、被疑者のための、自己弁護権、又は他人に弁護を依頼する権利の説明及び弁護人依頼手続の実行

1 暫定留置決定が被暫定留置人に、被疑者立件決定が被疑者に送付された際、捜査官は、刑事訴訟法 48 条及び 49 条に規定された被暫定留置人や被疑者の権利義務を、彼らが明確に理解できるように読んで説明した上、決定送付受領記録簿【*biên bản giao nhận Quyết định*】を作成しなければならない。その記録簿には、弁護人を依頼するか否かについての被暫定留置人や被疑者の意見を明記しなければならない。被暫定留置人や留置されている被疑者が、弁護人を依頼することが必要な場合、次のように実行する。

a) 被暫定留置人、留置されている被疑者が、ベトナム祖国戦線委員会【*Ủy ban Mặt trận Tổ quốc Việt Nam*】の構成員、又は祖国戦線の構成組織であり、これらの構成員である彼らが、弁護人の選任を申し立てた場合、捜査官は、記録簿に被暫定留置人や被疑者の意見を明記した上、彼らに文書で申し立てるよう指示【*hướng dẫn*】しなければならない。被暫定留置人や被勾留人が、文書で申立てを行った後 24 時間以内に、捜査機関は、彼らの弁護人選任申立書を、配達証明【*thư bảo đảm*（保証付手紙）】、又は速達【*chuyển phát nhanh*】で、被暫定留置人や被疑者が構成員となっている組織に対し、送付する責任を負う。

b) 被暫定留置人、勾留中の被疑者【*bị can đang bị tạm giam*】が、彼らの法定代理人を弁護人として依頼する場合、捜査官は、彼らに申立文書を作成するように指示する。その文書には、法定代理人の氏名、年齢、住所を明記しなければならない。被暫定留置人や被疑者が、文書での申立てを行った後 24 時間以内に、捜査

機関は、彼らの申立文書を、配達証明、又は速達で、被暫定留置人や被疑者が弁護を依頼した法定代理人に対し、送付する責任を負う。

c) 被暫定留置人や、拘留中の被疑者が、弁護士を弁護人として依頼する場合、捜査官は、彼らに対し、弁護士要請文書【*giấy yêu cầu luật sư*】を作成するよう指示する。仮に名指しで【*dịch danh*】、弁護士弁護人を要請した場合（氏名、住所が明確であること）、24 時間以内に、捜査機関は、被暫定留置人や被疑者の弁護士要請文書を、配達証明、又は速達で、被暫定留置人や被疑者が依頼した弁護士に送付する責任を負う；被暫定留置人や被疑者が、親族【*người thân*】（氏名、住所が明確であること）に対し、彼らのために弁護士弁護を依頼するように、依頼文書を書いた場合、被暫定留置人、被疑者が依頼文書を書いた後 24 時間以内に、捜査機関は、その文書を、配達証明（保証手紙）、又は速達で、被暫定留置人、被疑者の親族に対して送付する責任を負う。

2 被暫定留置人、被疑者が、まだ弁護人を依頼していない場合、被暫定留置人の聴取【*lấy lời khai người bị tạm giữ*】、被疑者の取調べ【*hỏi cung bị can*】の冒頭において、捜査官は、被暫定留置人や、被疑者に対して、弁護人を依頼するか否かについて、明確に聞いた上、記録簿には彼らの意見を記載する必要がある。被暫定留置人、勾留中の被疑者が、弁護人を依頼する場合、この条文 1 項の規定に従う。

3 被疑者が、刑法で規定された最高刑罰が死刑となる罪を犯した場合；被疑者が未成年者、精神的又は身体的な障害者【*người có nhược điểm*【弱点】 *về tâm thần hoặc thể chất*】である場合、弁護人を依頼し、拒否できる権利に関して、被疑者や彼らの法的代理人に対する説明と通知の後、捜査機関は、捜査機関が事件を受領している地域に属する弁護士会【*Đoàn luật sư*】に対して、彼らのために弁護人を選任するように、要請文書を作成し、又は、ベトナム祖国戦線委員会や祖国戦線の構成組織に、その組織の構成員のために、弁護人を選任するよう申し立てる；弁護士会、ベトナム祖国戦線委員会、祖国戦線の構成組織が、弁護人を選任したが、被疑者あるいは彼らの合法的代理人が、変更申請をし、又は弁護人を拒否した場合、捜査官は、彼らの意見を明記した記録簿を作成する必要がある。

被暫定留置人、被疑者、又は彼らの合法的代理人が、弁護人の変更申請をした場合、捜査機関は、弁護士会に対し、彼らのために、他の弁護人を選任するように、要請文書を作成し、又は、ベトナム祖国戦線委員会、祖国戦線構成組織に対して、その組織の構成員のために、他の弁護人を選任するよう申し立てる。

4 被暫定留置人、被疑者が、国家安全を侵害する罪【*tội xâm phạm an ninh quốc gia*】を犯し、検察院長官が、捜査終了後に、弁護人が、訴訟に参加する旨の決定を出した場合、捜査官は、彼ら

に対し、検察院長官の決定を通知して知らせた上、刑事訴訟法 48 条、49 条に規定された被暫定留置人、被疑者の権利・義務を説明しなければならない。

5 条 弁護士に対する弁護人承認書【*giấy chứng nhận người bào chữa*】発給手続

1 弁護士が、弁護人承認書の発給を申請し、訴訟に参加するためには、次の条件を満たす必要がある。

a) 弁護士カード（認証されたコピー）

b) 被暫定留置人や被疑者からの弁護士要請文書：被暫定留置人、被疑者の親族からの弁護士要請文書（被暫定留置人、勾留中の被疑者が、親戚に対して、弁護士弁護人を依頼した場合）；又は、被暫定留置人、被疑者の合法的代理人からの弁護人要請文書（被暫定留置人、被疑者が、未成年者、精神的又は身体的な障害者精神的である場合）

c) 当該弁護士が、弁護士活動している弁護士職業組織からの紹介文書、又は、弁護士会から紹介文書（個人資格で活動【*hành nghề*】（営業）】している場合）

d) この通達 4 条 3 項に規定されている場合に関して、弁護士会から任務割り当て文書【*Văn bản phân công*】

2 弁護人承認書発給申請書類の受領

a) 弁護人承認書発給申請書類が、郵送あるいは公文書ルート【*đường công văn*】で、捜査機関に到着した場合、その書類を受領した際に、捜査機関は、公文書が到達した旨の印を押し【*đóng dấu công văn đến*】、受領時間及び年月日を明記した上、すぐに捜査官や任務を割り当てられた幹部公務員に送付する。捜査官、分配された幹部は、すぐに受領した勝利を検査する。（書類等が）不足、又は手続が不正確である場合、修正、補充を知らせるため、弁護人承認書発給書を申請した者に通知（配達証明、又は速達で）する。

b) 弁護人承認書発給書の申請者、又は弁護人承認書発給書を申請した弁護士が直接活動している弁護士職業組織に所属する者が、捜査機関に対し、弁護人承認書の発給を申請し、関連書類【*giấy tờ liên quan*】を提出した場合、捜査官、任務を割り当てられた幹部公務員は、受領して検査する。（書類等が）不足、又は手続が不正確である場合、すぐに彼らに対し、修正や補充を指示する。この条文 1 項に規定された書類が十分である場合、弁護人承認書発給申請を受領した旨の受領書【*giấy biên nhận*】を作成し、そこにおいて、弁護人承認書又は弁護人承認拒否書を受領するまでの時間を明確に約束する【*hẹn rõ thời gian*】

c) 国家安全を侵害する罪に関する刑事事件に対する捜査秘密を保持する必要がある場合、捜査機関は、検察院長官に対して、捜査機関が終了した後に、弁護人が訴訟参加する旨の決定を出すよう提案する；弁護活動に関する書類の受領、及び刑事訴訟法 58 条 1 項に規定された弁護人承認書発給申請に関する弁護士への説明を拒否する。

d) 審査開始の時間、弁護人承認書発給の時間は、捜査官、任務を割り当てられた幹部公務員が、弁護に関連する十分な書類を受領した時点から計算される。

3 弁護人承認書発給審査【xem xét】

捜査官、任務を割り当てられた幹部公務員は、弁護人承認書発給申請に関する十分な書類を受領した後、弁護人承認書を発給する十分な条件があるか否かを確認するため、する関連する法律規定を検討しなければならない。（その際、刑事訴訟 56 条 2 項及び 3 項の規定に注意しなければならない）。この条文 1 項の規定に従って、合法的な書類を受領した後 3 日以内に（又は、人を暫定留置した場合、24 時間以内）、捜査官は、審査し、彼らが弁護活動をするための弁護人承認書を発給しなければならない。弁護人承認書の発給を拒否する場合、文書が必要であり、その文書には、弁護人承認書発給を拒否した理由を明記しなければならない。

4 弁護人承認書、又は弁護人承認書拒否文書の送付び受領【giao nhận】

a) 弁護人承認書発給の申請者が、この条文 2 項 b) に規定された受領書の約束に基づいて、捜査機関本部に来た場合、捜査官又は任務を割り当てられた幹部公務員は、彼らに対し、弁護人承認書（又は弁護人承認書拒否文書）を送付し、送付受領文書【biên bản giao nhận】を作成しなければならない。

b) 弁護人承認書発給を提案した人が、この条文 2 項 b) に規定された受領書の約束に基づいて、捜査機関本部に来なかった場合、捜査機関は、配達証明又は速達で、彼らに対し、弁護人承認書（又は弁護人承認書拒否文書）を送らなければならない。

6 条 人民弁護士、被暫定留置人及び被疑者の合法的代理人に対する弁護人承認書発給手続

1 人民弁護士が、弁護人承認書発給を申請し、訴訟に参加するためには、以下の書類を十分に所持しなければならない。

a) 人民証明書（認証されたコピー）

b) 被暫定留置人や被疑者が、ベトナム祖国戦線委員会、祖国戦線の構成組織の構成員である場合、その組織の紹介文書

c) ベトナム祖国戦線委員会及び祖国戦線の構成組織の構成員である旨の証明書

d) 被暫定留置人、被疑者が、その構成員となっている、ベトナム祖国戦線委員会や祖国戦線の構成組織に対し、自己のために、弁護人選任を申請する文書

2 暫定留置人、被疑者の法定代理人が、弁護人承認書発給を申請し、訴訟に参加するためには、以下の書類が必要となる。

a) 人民証明書（認証されたコピー）

b) その者が居住している地方政権の確認や、又は合法的代理人及び被暫定留置人や被疑者との関係について、権限のある機関による確認がある、合法的代理人からの被暫定留置人、被疑者のための弁護人申請書

3 弁護人承認書の受領、審査、送付及び受領【tiếp nhận, xem xét cấp và giao nhận】は、この通達 5 条の 2, 3, 4 項の規定による。

7 条 被疑者の取調べ、被暫定留置人の供述聴取時における弁護人の立会い【có mặt】

1 弁護人承認書発給後、捜査官は、被弁護者に関連する各訴訟決定を、弁護人に送り、被暫定留置人の供述聴取【lấy lời khai người bị tạm giữ】、被疑者の取調べ時間及び場所を通知する必要がある際、捜査機関、捜査官への連絡方式を通知しなければならない。

2 捜査官は、被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べの時間及び場所に関して、24 時間前に弁護人に知らせなければならない。弁護人が遠方にいる場合、48 時間前に通知しなければならない。被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べが遅延できない場合、捜査官は、供述聴取、取調べをすることができる。その後、弁護人に通知しなければならない。

3 被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べの際、弁護人が出席する前、捜査官は、法律の規定に従って、各手続を実行しなければならない（弁護人が、電話、録音、録画設備を使用できないことを確保する）；捜査官による、被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べに立ち会う際、弁護人の権利及び義務を説明する。被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べの際、捜査官及び弁護人は、刑事訴訟法 58 条 2 項 a) の規定、被暫定留置施設、勾留施設の内規、他の関連法律の規定に従う。弁護人による法律違反を発見した場合、すぐに供述聴取、取調べを中止し、このことに関する書類を作成した上、捜査機関の長官、副長官にその処理のため、報告しなければならない。被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べの際、捜査官が、弁護人による、被暫定留置人、被疑者への質問を同意した場合、被暫定留置人の供述聴取書類、被疑者の取調べ書類には、弁護人から

の質問、被暫定留、被疑者の回答を記入しなければならない。被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べが終了した際、捜査官は、被暫定留置人の供述聴取書類、被疑者の取調べ書類を、改めて読むか、又は弁護人に改めて読ませるかしなければならない。質問や回答の内容が正確である旨確認した後、弁護人に、その書類に署名を求め、書類には十分に記載されていない、質問及び回答の内容が不正確である場合、弁護人は、その書類に署名する前に、修正・補充の提案、又は自身の意見を記載するよう提案する権利を有する。

4 弁護人が申請した際、捜査官は、事件捜査の過程において、弁護士が訴訟参加した実際の業務時間を確認しなければならない。

8条 弁護人の申請に基づく、捜査官、鑑定人、通訳人の変更

1 弁護人が、捜査官の変更申請文書を提出した際、捜査機関は、解決のために文書を受領する。刑事訴訟法 42 条に規定された場合の一つの根拠がある場合、又は 44 条 1 項 b に規定された場合の根拠の一つがある場合、捜査機関の長官は、捜査官の変更を決定する；捜査官が、捜査機関の長である場合、捜査を実施するため、事件記録を、上級の捜査機関に送る。中央の捜査機関の長官が変更、又は訴訟遂行を拒否された場合、公安省の指導部は、捜査機関の副長官が、事件の訴訟遂行する旨決定し、弁護人に通知する。捜査官の変更申請に法的根拠がない場合、捜査機関の長官は、捜査官の変更請求を拒否して、弁護人には、拒否理由が明記された文書で通知する。

2 弁護人が、鑑定人、通訳人の変更申請文書を提出した際、捜査機関は、解決のために文書を受領する。刑事訴訟法 60 条 4 項に規定された場合の一つの根拠がある場合、又は 66 条に規定された場合の根拠の一つがある場合、捜査機関は、鑑定人、通訳人の変更を決定し、弁護人にその旨を知らせるための通知をする。鑑定人、通訳人の変更申請に法的根拠がない場合、捜査機関は、鑑定人、通訳人の変更申請を拒否し、弁護人には、拒否理由が明記された文書で通知する。

9条 弁護人による、資料、物【dồ vật】、弁護に関連する事情【ảnh tiết liên quan đến việc bào chữa】の収集

1 捜査機関、捜査官は、国家秘密や業務秘密に属しない限り、弁護人が、被暫定留置人、被疑者からの要求に基づき、被暫定留置人、被疑者、これら親族から、又は機関、組織、個人から、資料、物、弁護に関連する事情を収集するための有利な条件を作成する。弁護人が、国家秘密、業務秘密に属する資料、物、弁護に関

連する事情を収集、又は捜査秘密を漏洩【tiết lộ】していることを発見した場合、捜査機関、捜査官は、弁護人の違反行為の予防措置を講じる；法律の規定に基づいて、処理するために、違反行為の性質、程度により、処理するか、権限のある者に報告する。捜査機関が、弁護人承認書を回収する際、弁護人管理組織に回収の理由を明記した文書で通知しなければならない。

2 弁護人が捜査機関のために、資料、物、弁護に関連する事情を収集した場合、捜査官は、受領簿を作成し、事件記録に編みこむ。弁護人が請求する場合、（かかる請求が）弁護に関連する要求である場合、捜査官は、弁護人の請求を記録するための書類を作成する。

10条 弁護人による、被暫定留置人、勾留中の被疑者との面会【gặp】

1 弁護人が、被暫定留置人、勾留中の被疑者との面会を捜査機関に申請した際、捜査機関は、弁護人の面会実現に向けて、法律の規定に従った手続を実行する；却下する場合、弁護人に対し、却下理由を明記した文書で通知しなければならない。

2 弁護人が被暫定留置人、勾留中の被疑者と面会する前、捜査官は、刑事訴訟法 58 条に規定された弁護人の権利及び義務を説明する；暫定留置施設の長、勾留施設の監視役と協力して、弁護人に対し、これら施設の内規及び規制を知らせ、弁護人には厳正に（面会を）執り行うよう要請する。弁護人が被暫定留置人、勾留中の被疑者と面会する過程において、捜査官は、弁護人の権利や義務の遵守を担保するため、暫定留置施設、勾留施設の内規や規制に基づき、暫定留置施設の幹部公務員【cán bộ, chiến sĩ Nhà tạm giữ, bị can】らと協力する。弁護人が、法律の規定に違反していることを発見した場合、すぐに面会を中止し、書類作成の上、捜査機関の長官、副長官が処理するための報告をする。

11条 事件捜査終了後における被疑者、弁護人の権利行使

1 捜査結論が提出された 2 日以内において、捜査機関は、被疑者、弁護人に対し、公訴提起【truy tố】の提案をしたのか、又は捜査中止【đình chỉ điều tra】決定をしたのか、捜査結論書を送付しなければならない。捜査終了後、弁護人は、弁護に関連する事件記録において、資料の閲覧、メモ、謄写【đọc, ghi chép và sao chụp】を申請する場合、捜査機関は、弁護人が、弁護人のかかる申請の実現に向けて、有利な条件を作成しなければならない。捜査官は、弁護に関連する事件記録資料を集めなければならない。弁護人が、閲覧、メモ、謄写をする場合、捜査官は、弁護人のために、捜査機関本部

内にある作業室を用意しなければならない。捜査官は、弁護人が資料を閲覧、メモ、謄写する過程において、弁護人が、資料を、抹消、はつ損、改ざん、すりかえ、紛失【tẩy xóa, sửa chữa, làm hư hỏng, rách, thay đổi, đánh tráo hoặc lấy mất tài liệu】しないよう、しっかりと監視する。弁護人が、当該資料の謄写を申請した場合、捜査官は、直接資料を謄写する。弁護人の弁護に関連する事件記録における資料の閲覧、メモ、謄写は、記録簿を作成の上、記録され、弁護人に送付された資料は、添付資料の統計本に記載しなければならない。

1 2 条 保証経費【Kinh phí bảo đảm】

公文書送付費用【Chi phí gửi công văn】は、配達証明又は速達で、弁護人に依頼する。弁護人のための事件記録における資料の謄写費用【chi phí sao chụp】は、捜査経費から支払われる。

活動経費の管理、使用は、2008 年 1443 号規定（公安省）に添付された人民公安勢力における捜査経費の管理使用規定に基づく、

1 3 条 通達の効力

この通達は、2011 年 12 月 25 日から施行される。

1 4 条 施行責任組織

省略

国会

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

-----o0o-----

法 No.: 10/2012/QH13

ハノイ、2012年6月18日

労働法

国会決議 No.51/2001/QH10 によって修正・補則された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、国会が本法を公布する。

第1章

総則

第1条 適用範囲

本法は、労働基準、労働関係および労働関係に直接関連するその他の関係における被雇用者・雇用者・労働組合の代表部・雇用者の代表組織の権利・義務・責任、労働に関する国家管理について規定する。

第2条 適用対象

1. ベトナム人被雇用者、職業訓練生および本法で規定するその他の被雇用者。
2. 雇用者。
3. ベトナムで就労する外国人被雇用者。
4. 労働関係に直接関連するその他の機関・組織・個人。

第3条 用語解釈

本法では、以下の用語の意味を次の通りとする。

1. 「被雇用者」とは、満 15 歳以上で、労働能力を有し、労働契約に基づいて就労し、賃金の支払いを受け、雇用者の管理を受ける者をいう。
2. 「雇用者」とは、労働契約に基づいて被雇用者を雇用し使用する企業・機関・組織・合作社・家族経営事業者・個人をいう。個人の場合は、十全な民事行為能力を有していなければならない。
3. 「労働組合」とは、雇用者または雇用者の組織に属する部門の下で就労する被雇用者で組織された集団をいう。
4. 「事業所における労働組合の代表部」とは、事業所の労働組合の執行委員会、または事業所の労働組合をまだ設立していない事業所の直属の上部の労働団体の執行委員会をいう。

5. 「雇用者の代表組織」とは、労働関係における雇用者の合法的な権利と利益を代表および保護する、合法的に設立された組織をいう。

6. 「労使関係」とは、被雇用者と雇用者との間の雇用、労働使用、給与支払いで発生する社会関係をいう。

7. 「労働争議」とは、労働関係の当事者間で発生する権利・義務・利益に関する争議をいう。

労働争議には、被雇用者と雇用者間の個人労働争議および労働組合と雇用者間の団体労働争議が含まれる。

8. 「権利に関する団体労働争議」とは、労働に関する法律・労働協約・就業規則・その他の合法的な規則や合意の規定の解釈と履行が異なることから発生する、労働組合と雇用者間の争議をいう。

9. 「利益に関する団体労働争議」とは、労働組合と雇用者間の交渉過程において、労働組合が労働に関する法律・労働協約・就業規則・その他の合法的な規則や合意の規定に対し、新たな労働条件の確立を要求することから発生する、労働争議をいう。

10. 「労働の強制」とは、暴力、暴力による脅迫、またはその他の手段を使うことによって、相手の意思に反する労働を強制することをいう。

第4条 労働に関する国家政策

1. 被雇用者の正当な権利と利益を保証すること。労働に関する法律の規定より有利な条件を被雇用者に保証する合意を奨励すること。被雇用者の株式購入、生産・経営の発展のために出資できる政策をとること。

2. 法律に基づき民主的、公平、文明的および社会的責任を持って被雇用者を管理する雇用者の合法的な権利と利益を保証すること。

3. 雇用創出活動、自力による雇用創出、雇用のための職業訓練、多数の労働者を雇用する生産・経営活動に対し、有利な条件を付与すること。
4. 人材の開発、配置政策をとること。被雇用者の職業訓練・養成・技能レベルの向上を図り、国土の工業化・近代化事業の要求に応えることのできる高度な技術や専門性の高い被雇用者を優遇すること。
5. 労働需給と連携する形式を多様化し、労働市場を発展させる政策をとること。
6. 被雇用者と雇用者との対話や団体交渉を指導し、調和的・安定的・進歩的な労働関係を構築すること。
7. 男女平等の原則を保証すること。女性の被雇用者・障害を持つ労働者・高齢被雇用者・未成年被雇用者を保護するための労働制度と社会政策を規定すること。

第5条 被雇用者の権利と義務

1. 被雇用者は次に掲げる権利を有する。
 - a) 働き、自由に仕事や職業を選択し、職業訓練を受け、職業水準を向上させ、差別的取り扱いを受けないこと。
 - b) 雇用者との合意に基づいて、職業技能水準に適した賃金を受け取ること。労働保護を受け、労働安全および労働衛生が保証された条件の下で就労すること。制度に基づき休暇、年次有給休暇を取得して、団体の福利厚生を享受すること。
 - c) 労働組合・職業組織・法律で規定されたその他の組織を設立し、参加し、活動すること。雇用者との対話を要求、および参加し、自身の合法的な権利と利益を保護するため職場での民主的規則の履行を求め、面談を受けること。就業規則に基づき管理に参加すること。
 - d) 法規に従って労働契約を一方的に解除すること。
 - d) ストライキ。
2. 被雇用者は以下の義務を負う。
 - a) 労働契約、集団労働協約を履行すること。
 - b) 労働規律、就業規則を遵守し、雇用者の合法的な指示を順守すること。
 - c) 社会保険・医療保険に関する法規を履行すること。

第6条 雇用者の権利と義務

1. 雇用者は以下の権利を有する。

- a) 生産・経営の需要に応じて、被雇用者を雇用、配置、管理するほか、報奨、労働規律違反処分を行うこと。
- b) 法規に基づき職業組織及びその他の組織を設立し、その組織に加入、活動すること。
- c) 労働団体と対話、交渉し、集団労働協約の締結を要求すること。労働争議、ストライキの解決に参加すること。労使関係の課題、被雇用者の物質的・精神的な生活の改善について労働組合と協議すること。
- d) 職場を一時的に閉鎖すること。

2. 雇用者は次に掲げる義務を負う。

- a) 被雇用者との労働契約・労働協約・その他の合意を履行し、被雇用者の名誉と人格を尊重すること。
- b) 企業の労働組合との対話制度を創設・履行し、事業所における民主的規則を厳正に履行すること。
- c) 労働管理簿と賃金支払簿を作成し、管轄機関から要求された際に提出すること。
- d) 地方の労働に関する国家管理機関に対し、被雇用者の使用について、事業を開始した日から 30 日以内に届出を行い、事業の過程で生じた労働に関する変化の状況を定期的に報告すること。
- d) 労働に関する法律、社会保険法および医療保険法のその他の規定を履行すること。

第7条 労使関係

1. 被雇用者または労働団体と雇用者間の関係は、自主・善意・平等・協力・相互の合法的な権利と利益の尊重の原則に基づいて、対話、交渉、合意を通じて確立される。
2. 労働組合と雇用者の代表組織は、国家機関とともに、調和的・安定的・進歩的な労使関係を構築するための支援を行い、労働に関する法規の施行を監察し、被雇用者と雇用者の合法的な権利と利益を保護する。

第8条 厳禁される行為

1. 性別・民族・皮膚の色・社会的身分・婚姻状況・信仰・宗教・HIV 感染・障害または労働組合の設立・参加・活動を理由とした差別的取り扱い。
2. 被雇用者の虐待、職場でのセクシャルハラスメント。

3. 労働の強制。
4. 職業訓練を悪用して労働力を搾取すること、または職業訓練生を違法な活動に誘惑したり強制したりすること。
5. 職業訓練を受けた者、または国家職業技能証明書を有する者の使用が義務付けられている職業や業務で、職業訓練をまだ受けていない者、または国家職業技能証明書をまだ有していない者を使用すること。
6. 労働者をだます目的で誘惑・約束・虚偽の広告を行うこと、または雇用サービスを悪用し、違法行為を行う目的で契約に基づき外国への労働者派遣活動を行うこと。
7. 違法に未成年の被雇用者を使用すること。

第2章

雇用

第9条 雇用、雇用の解決

1. 雇用とは、収入を生み出し、法律上禁止されない労働活動である。
2. 政府、雇用者、社会は雇用の解決に参加し、すべての労働能力を有する者に、就職の機会を確保する責任を有する。

第10条 被雇用者の労働権

1. 法律上禁止されていない、いかなる雇用者の下、いかなる場所でも就労することができる。
2. 求職者は職探しの際、自分の希望・能力・実務の技能・健康状態に応じて、雇用者に直接連絡、または職業紹介組織に登録する権利を有する。

第11条 雇用者の労働者採用権

雇用者は直接、または職業紹介組織、労働派遣企業を通じて被雇用者を採用し、生産・経営の必要に応じて被雇用者の人数を増減する権利を有する。

第12条 雇用開発を助成する国家政策

1. 政府は経済・社会開発5ヵ年計画、年間計画において、雇用の創出目標を確定する。
- 政府は、各時期の経済・社会条件に基づいて、雇用や職業訓練に関する国家目標計画を国会に提出する。

2. 失業保険政策、被雇用者が自力で雇用を創出できるよう奨励政策をとること。雇用者が多くの女性の被雇用者・障害を持つ労働者・少数民族の労働者を雇用するよう支援し、雇用問題の解消を図ること。
3. 雇用を創出するため、国内外の組織・個人に対し、生産・経営への開発投資を奨励し、有利な条件を付与すること。
4. 雇用者と被雇用者による外国の労働市場の探索および拡大を支援すること。
5. 雇用に関する国家基金を創設し、雇用創出および法律の規定に基づいて、その他の活動の実施を、優遇的な融資で支援すること

第13条 雇用計画

1. 省・中央直轄市の人民委員会（以下「省レベル人民委員会」という）は、地域での雇用計画を作成した上、同地の人民評議会に提出して決定を受ける。
2. 国家機関、企業、政治・社会組織、社会組織及びその他の雇用者は、自身の任務と権限の範囲内で雇用計画の実施に参加する責任を負う。

第14条 職業紹介組織

1. 職業紹介組織は、被雇用者に対する助言、職業紹介、職業訓練をすすめる機能を持つ。
- 雇用者の要求に応じて、被雇用者の募集・供給をする。労働市場に関する情報の収集・提供を行うほか、法規に基づいてその他の任務を履行する。
2. 職業紹介組織は、職業紹介センター及び職業紹介企業を含む。
- 職業紹介センターは、政府の規定に基づき設立され、活動する。
- 職業紹介企業は、企業法の規定に基づいて設立され、活動するが、労働に関する省レベル国家管理機関より発行された職業紹介事業許可書が必要である。
3. 職業紹介組織は、税及び手数料に関する法律に基づき、手数料を徴収し、税の減免を受けることができる。

第3章

労働契約

第1節 労働契約の締結

第15条 労働契約

労働契約とは、賃金が支給される仕事、労働条件、労使関係における当事者各々の権利と義務に関する被雇用者と雇用者との間の合意である。

第16条 労働契約の形式

1. 労働契約は文書によって締結、2部が作成され、被雇用者と雇用者が1部ずつ所持しなければならない。ただし本条第2項で規定する場合を除くものとする。
2. 期間が3ヵ月未満の一時的な仕事の場合、口頭で労働契約を締結することができる。

第17条 労働契約の締結原則

1. 自主、平等、善意、協力、忠実。
2. 労働契約を自由に締結することができるが、法律、集団労働協約及び社会道徳に違反してはならない。

第18条 労働契約の締結義務

1. 被雇用者を雇用する前に、雇用者と被雇用者は直接的に、労働契約を締結しなければならない。満15歳から18歳未満までの被雇用者の場合、労働契約締結には被雇用者の法的代理人の同意が必要である。
2. 季節的業務・12ヶ月未満の特定業務の場合、被雇用者のグループはグループ内の1人の被雇用者に委任して、文章による労働契約を締結することができる。この場合の労働契約は、個別に各人と締結したものと同様の効力を持つ。

委任された被雇用者が締結する労働契約には、被雇用者ごとに氏名、年齢、性別、居住する住所、職業、署名が具体的に明記されたリストが、添付されなければならない。

第19条 労働契約の締結前に、情報を提供する義務

1. 雇用者は被雇用者に対し、業務、就労場所、労働条件、勤務時間、休憩時間、労働安全、労働衛生、賃金、賃金の支払い形式、社会保険、医療保険、営業上の秘密・技術上の秘密の保護に関する規定、および被雇用者が要求する労働契約の締結に、直接関連するその他の問題について、情報を提供しなければならない。
2. 被雇用者は雇用者に対し、氏名、年齢、性別、居住場所、学歴、職業技能水準、健康状態および雇用者が要求する労働契約の締結に、直接関連するその他の問題について、情報を提供しなければならない。

第20条 労働契約を締結・履行する際に雇用者がしてはならない行為

1. 被雇用者の身分証明書・学位・証明書の原本を保管すること。
2. 被雇用者に対し、労働契約の履行のためとして、現金またはその他の財産を保証の手段とするよう強制すること。

第21条 複数の雇用者との労働契約の締結

被雇用者は、複数の雇用者と労働契約を締結することができる。しかし締結した内容を十全に履行できることを、保証しなければならない。

複数の雇用者と労働契約を締結した場合、被雇用者の社会保険および医療保険への加入は、政府の規定に基づいて行うものとする。

第22条 労働契約の種類

1. 労働契約は次のいずれかの形式で締結されなければならない。
 - a) 無期限労働契約
無期限労働契約とは、両当事者が契約の効力を終了する期限及び時期を確定しない契約である。
 - b) 有期限労働契約
有期限労働契約とは、両当事者が契約の効力を終了する期限及び時期を、満12ヵ月から36ヵ月までの期間と確定した契約である。
 - c) 季節的な業務、又は特定業務を履行するため12ヶ月未満の有期限労働契約である。
2. 本条第1項b、cで規定する労働契約の期限が満了しても、被雇用者が仕事を辞めず引き続き就労する場合、労働契約の期限が切れた日から30日以内に両当事者は新たな労働契約を締結しなければならない。新たな労働契約を締結しない場合、本条第1項bに規定された既存の労働契約は無期限労働契約となり、本条第1項cに規定された既存の労働契約は、期限24ヶ月の有期限労働契約となる。

両当事者が有期限契約である新たな労働契約を締結しようとする場合も、もう一回のみ締結することができる。その後、被雇用者が引き続き就労する場合は、無期限労働契約を締結する必要がある。

3. 12ヵ月以上の勤務が必要となる仕事を実施するために12ヶ月未満の期限のある季節的業務、または特定業務のための労働契約を締結してはならない。ただし、被雇用者が兵役義務の履行、産休、疾病、労働災害、その他の休暇を取得するため、一時的な交代が必要な場合を除くものとする。

第23条 労働契約の内容

1. 労働契約は、次の事項を主な内容としなければならない。
 - a) 雇用者、又は法的代表者の氏名と住所
 - b) 被雇用者の氏名、生年月日、性別、住所、身分証明書番号または他の法的書類
 - c) 職業と職場
 - d) 労働契約の期限
 - d) 給与、給与支払いの形式と期限、手当、その他の追加項目
 - e) 昇給制度
 - g) 勤務時間、休憩時間
 - h) 被雇用者のための労働保護設備の供給
 - i) 社会保険と医療保険
 - k) 職業訓練、職業技能水準の向上
2. 被雇用者が法律の規定に基づいて、営業上の秘密・技術上の秘密に直接関わる業務を行う場合、雇用者はその保護する内容・期間、被雇用者が違反を犯した場合における権利と賠償について、被雇用者と文書による合意を得る権利を有する。
3. 農業・林業・漁業・塩業分野で働く被雇用者については、業務の種類により、両当事者は労働契約の主な内容の一部を削除でき、自然災害・火災・天候の影響を受ける契約を履行する場合の解決方法について、内容の追加を合意することができる。
4. 国が出資する企業の社長として雇用される被雇用者の労働契約の内容は、政府が規定する。

第24条 労働契約の附録

1. 労働契約の附録は、労働契約の一部であり労働契約と同様の効力を有する。
2. 労働契約の附録は、労働契約の一部の条項の詳細を規定し、または労働契約の修正・補則をするためのものである。
労働契約の附録が労働契約の一部の条項の詳細を規定し、それが労働契約の解釈と異なる場合は、労働契約の内容に基づいて履行するものとする。
労働契約の附録を労働契約の修正・補則のために使用する場合は、修正・補則条項の内容と発効日を明記しなければならない。

第25条 労働契約の発効

労働契約は各当事者が締結した日から発効する。ただし、両当事者が別の合意をしている場合、または法律が別に規定している場合を除くものとする。

第26条 試用

1. 雇用者と被雇用者は、試用期間、同期間中の両当事者の権利、義務について協議することができる。試用について合意した場合は、両当事者は試用契約を締結できる。
試用契約は、本法の第23条第一項 a、b、c、d、d、g、h で規定する内容を含む。
2. 季節的な業務の労働契約の被雇用者を、試用することはできない。

第27条 試用期間

- 試用期間は、業務の性質と複雑さの程度に基づくが、一つの業務に対して一回のみ試用期間が設定でき、次の条件を保証しなければならない。
1. 短期大学以上の専門技術程度を要する職位の業務の場合は、60日を超えない。
 2. 職業訓練学校、専門学校、技術を持つワーカー、経験を持つ事務補助職の専門技術の程度を要する職位の業務の場合は、30日を超えない。
 3. その他の業務の場合は6営業日を超えない。

第28条 試用期間中の給与

試用時間中の給与は、両当事者の合意に基づくが、少なくとも同種の業務に対する給与の85%程度でなければならない。

第29条 試用期間の終了

1. 試用期間での業務が満足なものであった場合、雇用者は被雇用者と労働契約を締結しなければならない。
2. 試用期間中の業務が両当事者の合意を満たさない場合、各当事者は相手方に対しては事前通告、及び補償の義務がなく、試用を取り消す権利を有する。

第2節 労働契約の履行

第30条 労働契約に基づく業務の履行

労働契約に基づく業務を、契約を締結した被雇用者は履行しなければならない。勤務場所は、労働契約、或いは両当事者のその他の合意に基づく。

第31条 労働契約での業務と異なる業務への被雇用者の異動

1. 天災、火事、疫病、労働災害の回避・被害克服の措置適用、職業病、水・電源障害の突発的な困難の発生、或いは生産、経営上の必要がある際、雇用者は一時的に本来の業務と異なる業務に、被雇用者を異動させる権限を持つが、雇用者の同意を受けた場合を除き、1年につき合計で60営業日を越えてはならない。
2. 一時的に本来の業務と異なる業務に被雇用者を異動させる際、雇用者は被雇用者に対し、少なくとも3営業日前に通告し、一時的な業務の期間を明確に通知し、被雇用者の健康や性別に合致するように、業務を配置しなければならない。
3. 本条第1項の規定に従って異動される被雇用者は、新業務に応じた給与を受け、新業務の給与が従来の給与より低かった場合、30営業日の間は従来の給与水準を維持される。新業務に対する給与は、少なくとも従来の給与の85%を維持する必要があるが、国の規定による最低賃金を下回ってはならない。

第32条 労働契約の一時的履行停止の場合

1. 被雇用者が兵役義務を履行する場合。
2. 被雇用者が刑法に基づいて逮捕・拘留された場合。
3. 被雇用者は、再教育学校、強制リハビリテーション施設、強制教育施設に行く措置の決定を厳守しなければならない場合。
4. 本法第156条で規定される妊娠している女性の被雇用者の場合。
5. 両当事者が合意したその他の場合。

第33条 労働契約の一時履行停止期間が終了した後の被雇用者の雇用の継続

本法の第32条で規定する場合における労働契約の一時履行停止期間が終わった日より15日以内に、両当事者が別の合意をしている場合を除き、被雇用者は職場に復帰でき、雇用者は被雇用者を引き続き雇用しなければならない。

第34条 短時間労働の被雇用者

1. 短時間労働の被雇用者は、労働に関する法律、企業の集団労働協約、産業別集団労働協約、または雇用者の規定によって定められた1日当たり、または1週当たりの通常の勤務時間より短い勤務時間の被雇用者をいう。
2. 被雇用者は雇用者と労働契約を締結する際、短時間労働について合意することができる。

3. 短時間労働の被雇用者は通常の日雇用者と同様に、賃金の支払いを受け、各種の権利と義務を有し、機会の均等を享受し、差別的取り扱いを受けず、労働安全と労働衛生の保証を受ける権利がある。

第3節 労働契約の修正・補則・解除

第35条 労働契約の修正・補則

1. 労働契約の履行過程で、一方の当事者が労働契約内容の修正・補則を求める場合、修正・補則の必要な内容について、少なくとも3営業日前に相手方に通知しなければならない。
2. 両当事者が合意した場合、労働契約の修正・補則は、労働契約の附録または新たな労働契約の締結によって行う。
3. 両当事者が労働契約内容の修正・補則で合意できなかった場合は、締結した労働契約を引き続き履行する。

第36条 労働契約の解除の場合

1. 契約期間が終了した。ただし、本法第192条6項で規定する場合を除くものとする。
2. 契約に規定された業務が完了した。
3. 両当事者が契約の解除に合意した。
4. 被雇用者が本法第187条の規定に基づいて、社会保険の加入期間及び定年退職の年齢に関する条件を十分に有する。
5. 裁判所の判決、決定に基づいて、日雇用者が懲役、死刑となった。あるいは、労働契約に記載された業務の継続が禁止された。
6. 被雇用者が死亡した、裁判所より民事行為能力を失った、失跡した、又は死亡したという認定決定書を出された。
7. 個人である雇用者が死亡した、裁判所より民事行為能力を失った、失跡した、又は死亡したという認定決定書を出された、個人ではない雇用者が活動を終了した。
8. 被雇用者が、本法第125条3項の規定に基づく規律違反で解雇された。
9. 被雇用者が、本法第37条の規定に基づき労働契約を一方的に解除した。
10. 雇用者が本法第38条の規定に基づき、一時的に労働契約を解除した。雇用者が組織・技術の変更、経済上の問題、企業の吸収・合併・分割・分離の理由で労働者を解雇した。

第37条 被雇用者が労働契約を一時的に解除する権利

1. 有期限労働契約、12ヶ月未満の季節的な業務又は特定業務を履行するための労働契約の下で就労する被雇用者は、以下の場合に、契約終了前において一方的に契約を解除する権利を有する。
 - a) 労働契約で合意した業務や勤務地に配置されない。または労働条件が保証されない。
 - b) 労働契約に定めた給与を十分に支給されない、あるいは支給が遅延する。
 - c) 虐待、セクシャルハラスメント、強制労働をさせられる。
 - d) 自身または家族が困苦な状況におり、契約履行の継続が不可能になる。
 - d) 居住地の機関における専従職に選出される、または国家機関の職務に任命される。
 - e) 妊娠中の女性被雇用者が、認可を受けている医療機関の指示に基づいて、業務を休止しなければならない。
 - g) 非雇用者が、有期限労働契約の場合は90日間、12ヶ月未満の季節的な業務、又は特定業務の労働契約の場合は契約期間の1/4において、継続して治療を受けたにも関わらず、労働能力を回復できない。
2. 本条第1項に基づいて労働契約を一方的に解除する被雇用者は、雇用者に対し事前通告しなければならない。
 - a) 本条第1項 a、b、c及びgの場合は、少なくとも3営業日前。
 - b) 本条第1項d及びd の場合は、有期限労働契約の場合は少なくとも30日前、12ヶ月未満の季節的な業務、又は特定業務の労働契約の場合は少なくとも3営業日前。
 - c) 本条第1項 eの場合、事前通告期限は本法第156条の規定に基づく。
3. 無期限労働契約の下で就労する被雇用者は、本法第156条で規定する場合を除き、労働契約を一方的に解除できるが、雇用者に対し少なくとも45日前に事前通告しなければならない。

第38条 雇用者が労働契約を一方的に解除する権利

1. 下記の場合、雇用者は一方的に労働契約を解除する権利を有する。
 - a) 被雇用者が、頻繁に労働契約に定めた業務を遂行しない場合
 - b) 被雇用者が、病気、事故で連続して12ヶ月（無期限労働契約の場合）、6ヶ月（有期限労働契約の場合）、契約期間の1/2以上

（12ヶ月未満の季節的な業務、又は特定業務の労働契約の場合）にわたり治療を受けたが、労働能力を回復できない。

被雇用者の労働能力が回復した際は、雇用者は労働契約の継続を検討する。

- c) 天災、火災又は政府が規定するその他の不可抗力の理由により、雇用者が全ての克服措置を実行したが、やむを得ず生産規模の縮小及び人員削減を行う。

- d) 被雇用者が、本法第33条で規定する期限後に欠勤する。

2. 雇用者は労働契約を一方的に解除する際、以下の期間で被雇用者に事前通告をしなければならない。

- a) 無期限労働契約の場合は少なくとも45日前

- b) 有期限労働契約の場合は少なくとも30日前

- c) 本条第1項 bで規定する場合、及び12ヶ月未満の季節的な業務、又は特定業務の労働契約の場合は少なくとも3営業日前

第39条 雇用者が労働契約を一方的に解除してはならない場合

1. 被雇用者が疾病、又は労働災害、職業病の被害を受け、認可を受けている医療機関の指示に従って治療、療養している。ただし、本法第38条第1項bで規定する場合は除くとする。
2. 被雇用者が年次有給休暇、私的な休暇、又は雇用者の許可を得たその他の休暇中である。
3. 本法第155条第3項で規定される女性の被雇用者。
4. 社会保険に関する法律の規定に基づき、産休を取得する被雇用者。

第40条 労働契約の一方的な解除の停止

各当事者は、事前通告期限が切れるまでに労働契約の一方的な解除を停止することができるが、文書により通告し、他方の当事者の同意を得る必要がある。

第41条 不法な労働契約の一方的な解除

労働契約の一方的な解除が不法である場合は、本法第37条、第38条、第39条の規定に基づかない労働契約の解除である。

第42条 不法な労働契約の一方的な解除を行った雇用者の義務

1. 被雇用者を労働契約書で定めた業務に復帰させ、さらに被雇用者が不法に契約解除された期間の給与、社会保険、健康保険以外

に、労働契約書に基づく最低2ヶ月の給与を支払わなければならない。

2. 被雇用者が元の業務に復帰したくない場合、本条第1項で規定する賠償金以外に、雇用者は本法第48条の規定に基づき、退職手当を支払わなければならない。
3. 雇用者が被雇用者を復帰させたくなく、被雇用者もそれに同意する場合には、本条第1項で規定する賠償金及び本法第48条で規定する退職手当以外に、両当事者は、労働契約を解除するための被雇用者に対する追加の賠償金について協議できるが、労働契約書に基づく最低2ヶ月の給与に当たる賠償金を支払わなければならない。
4. 労働契約にて締結した職位、業務がなくなったが、被雇用者が復帰したい場合、本条第1項で規定する賠償金以外に、両当事者は労働契約の修正・補則について協議できる。
5. 雇用者が、事前通告期限の規定に違反した場合、被雇用者に対して事前通告の無かった日数に応じて、被雇用者の給与に応じた賠償金を支払わなければならない。

第43条 不法な労働契約の一時的な解除を行なった被雇用者の義務

1. 退職手当を受けることが出来ないほか、雇用者に対し、労働契約書に基づく給与の1/2に当たる賠償金を支払わなければならない。
2. 事前通告期限の規定に違反した場合、雇用者に対し、事前通告の無かった日数に応じて被雇用者の給与に応じた賠償金を支払わなければならない。
3. 雇用者に対し、本法第62条で規定するトレーニング費用を返済しなければならない。

第44条 組織・技術の変更を行った、経済的理由を有する雇用者の義務

1. 多数の被雇用者に影響を与える組織・技術を変更する場合、雇用者は本法第46条の規定に基づき、労働者使用計画を作成し、履行する責任を負う。新たな業務がある場合、被雇用者を優先的に訓練し継続して使用する。

雇用者が新たな業務を用意できず、被雇用者を解雇しなければならない場合は、本法第49条の規定に基づき、被雇用者に失業手当を支払わなければならない。

2. 経済的理由により多数の被雇用者が失業する恐れがある場合、雇用者は本法第46条の規定に基づき、労働者使用計画を作成し履行しなければならない。

雇用者が雇用先を用意できず、被雇用者を解雇しなければならない場合は、本法第49条の規定に基づき、被雇用者に失業手当を支払わなければならない。

3. 本条の規定に基づく多数の被雇用者の解雇は、事業所の労働組合の代表部と話し合った後のみ実行が許され、労働に関する省レベル国家管理機関に30日前に通告しなければならない。

第45条 企業・合作社が吸収・合併・分割・分離された場合の雇用者の義務

1. 企業・合作社が吸収・合併・分割・分離された場合、後継の雇用者は現有の被雇用者の使用を継続し、労働契約の修正・補則を行う責任を負う。
現有の被雇用者全員を使用することができない場合、後継した雇用者は本法第46条の規定に基づき、労働者使用計画を作成し履行する責任を負う。
2. 企業資産の所有権または使用権が譲渡される場合、元の雇用者は本法第46条の規定に基づき、労働者使用計画を作成しなければならない。
3. 雇用者が本条の規定に基づき被雇用者を解雇した場合、本法第49条の規定に基づいて、被雇用者に失業手当を支払わなければならない。

第46条 労働者使用計画

1. 労働者使用計画の主な内容は、以下の通りである。
 - a) 使用を継続する被雇用者、使用を継続するために再訓練する被雇用者の名簿および人数。
 - b) 休業させる被雇用者の名簿および人数。
 - c) 短時間労働に移行する被雇用者、労働契約を解除する被雇用者の名簿および人数。
 - d) 本案の履行を保証する方策および財源。
2. 労働者使用計画を作成する際、事業所の労働組合の代表部を参加させなければならない。

第47条 労働契約を解除する場合の雇用者の責任

1. 雇用者は被雇用者に対し、有期限労働契約の期限終了の少なくとも15日前に、文書で労働契約の解除日を通告しなければならない。
2. 両当事者は、労働契約を解除した日から7日以内に、各当事者の権利に係る各事項を十全に清算する責任を負う。特別な場合、この期間を延長することができるが30日を超えてはならない。
3. 雇用者は、被雇用者から預かった社会保険手帳およびその他の書類の確認手続きを行い、返還する責任を負う。
4. 企業・合作社が活動を停止・解散・破産した場合は、締結された労働協約や労働契約に基づき、被雇用者の賃金・解雇手当・社会保険・医療保険・失業保険およびその他の権利が、優先的に清算される。

第48条 解雇手当

1. 労働契約が本法第36条第1、2、3、5、6、7、9および10項の規定に基づき解除された場合、雇用者は勤続12カ月以上の被雇用者に対し、勤続1年に付き半月分の賃金に相当する解雇手当を支払う責任を負う。
2. 解雇手当算出の基礎となる労働期間は、被雇用者が雇用者のために実際働いた期間である。被雇用者が社会保険法の規定に基づき、失業保険に加入していた期間と雇用者から解雇手当を受け取っていた期間を除くものとする。
3. 解雇手当算出の基礎となる賃金は、被雇用者が解雇される直前の連続6カ月の労働契約における平均賃金である。

第49条 失業手当

1. 雇用者は、本法第44条および第45条の規定に基づき、失業した勤続12カ月以上の被雇用者に対し、勤続1年に付き1カ月分の賃金に相当する失業手当を支給しなければならない。ただし最低でも2カ月以上の必要がある。
2. 失業手当算出の基礎となる労働期間は、被雇用者が雇用者のために実際働いた期間である。被雇用者が社会保険法の規定に基づき、失業保険に加入していた期間と雇用者から解雇手当を受け取っていた期間を除くものとする。
3. 失業手当算出の基礎となる賃金は、被雇用者が失業する直前の連続6カ月の労働契約における平均賃金である。

第4節 無効な労働契約

第50条 無効な労働契約

1. 次に掲げる事項のいずれかに該当する労働契約は全て無効となる。

- a) 労働契約の内容全てが違法な場合。
 - b) 労働契約の締結者に正当な権限がない場合。
 - c) 両当事者が労働契約で締結した業務が、法律で禁止されている場合。
 - d) 労働契約の内容が、被雇用者の労働組合の設立・参加・活動の権利を制限または妨害している場合。
2. 労働契約の一部の内容が法律に違反しているが、契約の残りの部分に影響がない場合は、労働契約の一部が無効となる。
 3. 労働契約の内容の一部または全てが、被雇用者の権利を現行の労働に関する法律・就業規則・集団労働協約で規定している権利より低い水準で規定している場合、または労働契約の内容が被雇用者のその他の権利を制限している場合は、内容の一部または全てが無効となる。

第51条 無効な労働契約を宣告する権限

1. 労働監査と人民裁判所は、労働契約の無効を宣告する権限を有する。
2. 政府は、無効な労働契約を宣告する労働監査の手順・手続きについて規定する。

第52条 無効な労働契約の処理

1. 労働契約の一部無効が宣告された場合の処理は、以下の通りとする。
 - a) 各当事者の権利・義務・利益は、集団労働協約または法規に基づき解決される。
 - b) 各当事者は、無効が宣告された労働契約の一部を修正・補則して、集団労働協約または労働に関する法律に適合させる。
2. 全て無効が宣告された場合の処理は、以下の通りとする。
 - a) 本法第50条第1項bで規定する締結者の権限に誤りがある場合は、国家管理機関が各当事者に締結をやり直すよう指導する。
 - b) 被雇用者の権利・義務・利益は、法規に基づいて解決される。
3. 本条の具体的な規定は政府が定める。

第5節 労働派遣

第53条 労働派遣

1. 労働派遣とは、労働派遣業務の許可を受けた企業によって採用された被雇用者を、別の雇用者の管理の下で就労させることで、この際も労働派遣企業との雇用関係は維持される。

- 労働派遣業務は、条件付事業であり、一部の決められた業務にのみ適用される。

第54条 労働派遣企業

- 労働派遣企業はデポジットを納付し、労働派遣事業の許可を得なくてはならない。
- 労働派遣の期間は、最大12カ月を超えないものとする。
- 労働派遣事業の許可、デポジットの納付、および労働派遣を実施できる業務のリストについては、政府が規定する。

第55条 労働派遣契約

- 労働派遣企業と労働派遣の受け入れ先は、文書により労働派遣契約を締結して、契約書を2部作成し、各当事者が1部を保管しなければならない。
- 労働派遣契約の主な内容は、次に掲げる通りとする。
 - 派遣労働者の使用を必要とする就労場所・所在地、業務の具体的な内容、派遣労働者に対する具体的な要求。
 - 労働者の派遣期間および就業開始日。
 - 勤務時間、休憩時間、就労場所の労働安全および労働衛生の条件。
 - 派遣労働者に対する各当事者の義務。
- 労働派遣契約は、派遣労働者の権利と利益について、労働派遣企業が被雇用者と締結した労働契約より低い水準で、合意することができない。

第56条 労働派遣企業の権利と義務

- 派遣労働者受け入れ先の要求、および被雇用者と締結した労働契約の内容に適合したレベルの労働者の派遣を保証すること。
- 労働派遣契約の内容を被雇用者に通告すること。
- 本法の規定に基づき被雇用者と労働契約を締結すること。
- 労働派遣の受け入れ先に、被雇用者の履歴と要求を通告すること。
- 本法の規定に基づき雇用者の義務を履行すること。賃金、休日・有給休暇清算分の賃金、休業時の賃金、解雇手当、失業手当を支払うこと。法規に基づき、被雇用者の強制社会保険料、医療保険料、失業保険料を納付すること。
派遣労働者の賃金として、労働派遣の受け入れ先において、同一レベル、同一業務または同一価値の業務に従事している労働者の賃金と比べ、それを下回らない額の支払いを保証すること。

- 派遣労働者の人数、受け入れ先、派遣の報酬を明記した書類を作成し、労働に関する省レベル国家管理機関に報告すること。
- 労働派遣の受け入れ先から、労働規律違反を理由に労働者が戻された場合、労働規律に違反した派遣労働者に対し、労働規律違反の処分を行うこと。

第57条 労働派遣の受け入れ先の権利と義務

- 派遣労働者に対して、受け入れ先の就業規則およびその他の規則を通告し、指導すること。
- 派遣労働者に対する労働条件について、受け入れ先の被雇用者と比べ差別的取り扱いをしてはならないこと。
- 労働派遣契約の内容以外の夜間勤務・時間外勤務をさせる場合は、派遣労働者と合意すること。
- 受け入れた派遣労働者を、別の雇用者に対し派遣してはならないこと。
- 派遣労働者と労働派遣企業の労働契約がまだ解除されていない場合、派遣労働者を正式に採用することについて、派遣労働者および労働派遣企業と合意すること。
- 合意した要求に応えることができない、または労働規律に違反した派遣労働者を、労働派遣企業に戻すこと。
- 派遣労働者の労働規律違反処分の検討に必要な違反行為に関する証拠を、労働派遣企業に提供すること。

第58条 派遣労働者の権利と義務

- 労働派遣企業と締結した労働契約に基づき業務を履行すること。
- 派遣労働者受け入れ先の就業規則・労働規律・合法的な管理に基づき、集団労働協約を順守すること。
- 派遣労働者の受け入れ先と、同一レベル、同一業務または同一価値の業務に就く者の賃金と比べ、それを下回らない額の賃金の支払いを受けること。
- 派遣労働者受け入れ先が、労働派遣契約の合意に違反した場合に、労働派遣企業に苦情を申し出ること。
- 本法第37条の規定に基づき、労働派遣企業に対し労働契約の一方的解除権を行使すること。
- 労働派遣企業と労働契約の解除後、派遣労働者の受け入れ先と労働契約の締結で合意すること。

第4章

職業訓練、職業技能水準の向上**第 59 条 職業訓練**

1. 被雇用者は自分の仕事の要求に適した職業を選択し、職場で職業訓練を受けることができる。
2. 国家は職業訓練法の規定に従って、職業訓練所を設立するまたは職場で職業訓練教室を開設する条件を十分に有する雇用者に対し、現在業務に従事している被雇用者に職業訓練・再訓練・職業技能水準の向上を行い、その他の職業訓練生に職業訓練を行うことを奨励する。

第 60 条 職業訓練・職業技能水準向上訓練に関する雇用者の責任

1. 雇用者は、自身の事業者で業務に就労している被雇用者に対する職業訓練・職業技能水準向上訓練の実施に関する年次計画を作成し、費用を捻出すること。被雇用者が同じ雇用者の別の業務に異動する場合は、その前に職業訓練を実施すること。
2. 雇用者は、労働に関する年次報告書の中で職業訓練・職業技能水準向上訓練の実施結果を、労働に関する省レベル国家管理機関に報告しなければならない。

第 61 条 雇用者の下で就労させるための職業訓練

1. 雇用者が自らの事業所で就労させるために職業訓練生を採用する場合は、職業訓練事業の登録をする必要がないが、学費を徴収することはできない。

この場合の職業訓練生は満 14 歳以上の健康体で、職業上の要求に適していなければならない。ただ労働傷病兵社会事業省が規定する一部の職業を除くものとする。

両当事者は、職業訓練契約を締結しなければならない。職業訓練契約書は 2 部作成され、各当事者が 1 部を保管しなければならない。

2. 職業訓練期間中、職業訓練生が規格に適合した製品を、直接的に生産または生産活動に参加した場合は、雇用者から両当事者が合意したレートで、賃金の支払いを受けることができる。
3. 職業訓練期間が終了し、本法が規定する各条件が満たされている場合、両当事者は労働契約を締結しなければならない。
4. 雇用者は、被雇用者が国が発給する職業技能証明書を取得できる機会を得られるように、条件を整える責任を負う。

第 62 条 雇用者と被雇用者間の職業訓練契約および職業訓練費用

1. 被雇用者が、国内または外国で職業訓練・再訓練・職業技能水準向上訓練を雇用者の経費、協力者から雇用者に対して援助される経費を受け取る場合、両当事者は職業訓練契約を締結しなければならない。
職業訓練契約書は 2 部作成され、各当事者が 1 部を保管しなければならない。
2. 職業訓練契約が主な内容として含むべき事項は、次に掲げる通り。
 - a) 訓練する職業。
 - b) 訓練場所、訓練期間。
 - c) 訓練費用。
 - d) 被雇用者が訓練後に雇用者のために就労すべき期間。
 - d) 訓練費用の返還責任。
 - e) 雇用者の責任。
3. 訓練費用に含まれるのは、教員に対する支払い費用、学習資料、学校、教室、機械、設備、実習資材、訓練生を補助するためのその他の費用、訓練期間中の訓練生の賃金、社会保険料および医療保険料で、合法的な領収書のある費用である。被雇用者が外国に送られて訓練を受けた場合、訓練費用にはさらに往來の交通費、外国滞在期間中の生活費も含まれる。

第 5 章**職場における対話、団体交渉、集団労働協約****第 1 節 職場における対話****第 63 条 職場における対話の目的・形式**

1. 職場における対話は、雇用者と被雇用者間で情報を共有し、理解を深めることを目的とし、職場の労使関係を構築するために行われる。
2. 職場における対話は、被雇用者と雇用者の間、または労働組合の代表部と雇用者の間の直接的な意見交換を通じて行われ、事業所における民主的規則の履行が保証される。
3. 被雇用者と雇用者は、政府の規定に基づいて、職場における民主的規則を履行する義務を負う。

第 64 条 職場における対話の内容

1. 雇用者の生産・経営状況。
2. 労働契約・集団労働協約・就業規則・規則・誓約・職場におけるその他の合意の履行。

3. 労働条件。
4. 被雇用者・労働組合の雇用者に対する要求。
5. 雇用者の被雇用者・労働組合に対する要求。
6. 両当事者が関心を持つその他の内容。

第65条 職場における対話の実施

1. 職場における対話は、3 カ月ごとに 1 回、または一方の当事者の要求に基づいて行われる。
2. 雇用者は、職場における対話を行うための場所を用意し、その他の物質的条件を整える義務を負う。

第2節 団体交渉

第66条 団体交渉の目的

団体交渉は、次に掲げる目的のために雇用者と討論し交渉することをいう。

1. 調和的・安定的・進歩的な労使関係を構築すること。
2. 集団労働協約を締結するための根拠となる新たな労働条件を確立すること。
3. 労働関係の各当事者の権利と義務の履行における問題や困難を解決すること。

第67条 団体交渉の原則

1. 団体交渉は、善意・平等・協力・公開・透明性の原則に基づいて行われる。
2. 団体交渉は、定期的または臨時に行われる。
3. 団体交渉は、両当事者が合意した場所で行われる。

第68条 団体交渉要求権

1. 各当事者は団体交渉要求権を有し、要求を受けた当事者は交渉を拒否することができない。交渉の要求を受けた日から 7 営業日以内に、各当事者は交渉会合の開始日について合意する。
2. 一方の当事者が、合意した交渉開始日の交渉会合に参加できない場合は、延期を提案する権利があるが、団体交渉の要求を受けた日から 30 日を超えてはならない。
3. 一方の当事者が交渉を拒否、または本条で規定する期限内に交渉を行わない場合、他方の当事者は法律の規定に基づき、労働争議による解決の要求手続きを行う権利を有する。

第69条 団体交渉の代表者

1. 団体交渉の代表者は、以下の通り規定される。

- a) 労働団体側は、企業内の団体交渉である場合は、事業所の労働組合の代表部であり、産業別の団体交渉の場合は、産業別労働組合の執行委員会である。
- b) 雇用者側は、企業内の団体交渉である場合は、雇用者もしくは雇用者の代表者であり、産業別の団体交渉の場合は、産業別雇用者の代表組織の代表者である。

2. 交渉に参加する人数については、両当事者の合意による。

第70条 団体交渉の内容

1. 賃金、賞与、手当および昇給。
2. 勤務時間、休憩時間、時間外勤務、交代制勤務間の休み。
3. 被雇用者の雇用保証。
4. 労働安全・労働衛生の保証。就業規則の履行。
5. 両当事者が関心を持つその他の内容。

第71条 団体交渉の手順

1. 団体交渉の準備手順は、次に規定する通りである。
 - a) 労働組合が要求する場合、雇用者は生産・経営活動の状況に関する情報を団体交渉会合が始まる少なくとも 10 日前までに提供しなければならない。ただし雇用者の営業上の秘密・技術上の秘密を除くものとする。
 - b) 労働組合の意見聴取。
労働組合の交渉代表者は、被雇用者の雇用者に対する提案および雇用者の労働組合に対する提案について、労働組合から直接的または被雇用者の代表者会議を通じて間接的に意見を聴取する。
 - c) 団体交渉の内容の通告。
団体交渉を要求した当事者は、団体交渉会合が始まる日の遅くとも 5 営業日前までに、他方の当事者に文書で通告し、団体交渉で予定されている内容について知らせなければならない。
2. 団体交渉の実施手順は次に規定する通りとする。
 - a) 団体交渉会合の開催。
雇用者は、両当事者が合意した時間と場所に基づいて、団体交渉会合を開催する責任を負う。
団体交渉は議事録を作成しなければならない。議事録には、両当事者が合意した内容、合意した内容に関する文書の調

印予定日、まだ意見が異なっている内容を記載しなければならない。

b) 団体交渉会合の議事録には、労働組合代表者、雇用者および議事録作成者が署名しなければならない。

3. 労働組合の交渉代表者は、団体交渉会合が終了した日から 15 日以内に、団体交渉会合の議事録を労働組合に公開・周知して、合意した内容に関する労働組合の表決後の意見を聴取しなければならない。

4. 交渉が失敗した場合、両当事者の一方は、交渉の継続を提案するか、または本法の規定に基づいて、労働争議の解決手続きを行う権利を有する。

第 72 条 団体交渉における労働組合・雇用者の代表組織・労働に関する国家管理機関の責任

1. 団体交渉に参加する者に対して、団体交渉能力の養成を行うこと。

団体交渉能力の養成組織は、団体交渉に職員を参加させること。

2. 団体交渉の両当事者の一方から要請がある場合、団体交渉会合に参加すること。

3. 団体交渉に関連する情報を提供・交換すること。

第 3 節 集団労働協約

第 73 条 集団労働協約

1. 集団労働協約とは、両当事者が団体交渉で合意した労働条件に関する労働団体

と雇用者間の合意書である。

集団労働協約は企業の集団労働協約、産業別集団労働協約、政府の規定に基づく、その他の集団労働協約の形式を含む。

2. 集団労働協約の内容は、法規に違反してはならず、法規よりも被雇用者に対してより有益でなければならない。

第 74 条 集団労働協約の締結

1. 集団労働協約は、労働団体の代表者と雇用者、もしくは雇用者の代表者との間で締結される。

2. 集団労働協約は、各当事者が団体交渉会合で合意に達した場合にのみ締結される。また、

a) 企業の集団労働協約を締結する場合は、労働組合の過半数の者が団体交渉の内容に賛成する。

b) 産業別集団労働協約を締結する場合は、事業所の労働組合の執行委員会、もしくは事業所の上部の労働団体の代表者の過半数が、団体交渉の内容に賛成する。

c) その他の集団労働協約の形式は、政府の規定に基づく。

3. 集団労働協約が締結された後、雇用者は被雇用者全員に公表しなければならない。

第 75 条 国家管理機関への集団労働協約の送付

締結日より 10 日以内、雇用者もしくは雇用者の代表者は、以下の機関に集団労働協約の一部を送付しなければならない。

1. 企業の集団労働協約の場合は、労働に関する省レベル国家管理機関に送付する。

2. 産業別集団労働協約、及びその他の集団労働協約の場合は、労働傷病兵社会事業省に送付する。

第 76 条 集団労働協約の発効日

集団労働協約の発効日は、協約に記載される。発効日が集団労働協約に記載されない場合、発効日は締結日となる。

第 77 条 集団労働協約の修正・補則

1. 両当事者は以下の期間内に、集団労働協約の修正・補則を要求する権利を有する。

a) 1 年未満の集団労働協約に関しては、発効日より 3 ヶ月後である。

b) 1 年から 3 年の集団労働協約に関しては、発効日より 6 ヶ月後である。

2. 法規の変更によって、集団労働協約が法規と一致なくなった場合、両当事者はその 法規の施行日より 15 日以内に、集団労働協約を修正・補則しなければならない。

集団労働協約の修正・補則を行っている期間において、被雇用者の権利は法規に基づいて解決される。

3. 集団労働協約の修正・補則は、集団労働協約の締結と同様の手続きで行なわれる

第 78 条 無効な集団労働協約

1. 協約の内容で、1 箇所、あるいは複数の箇所が法規に違反すれば、集団労働協約の該当箇所は無効となる。

2. 下記の場合に該当する集団労働協約は、全内容が無効となる。

a) 全内容が法律に違反する。

b) 締結者が権限を持たない。

c) 締結が団体交渉の手順に基づかない。

第79条 集団労働協約の無効を宣告する権限

人民裁判所は、集団労働協約の無効を宣告する権限を有する。

第80条 無効な集団労働協約の処理

集団労働協約の無効を宣告された場合、無効と宣告された全部、または該当する一部分の協約で定めた各当事者の権利、義務及び利益は、法規及び労働契約における合法的な合意に基づいて解決される。

第81条 集団労働協約の期間の終了

集団労働協約の期間が終了する3ヶ月前までに、両当事者は集団労働協約の期間の延長、または新たな集団労働協約の締結を交渉することができる。

集団労働協約の期間が終了したが、両当事者が交渉を続けている場合、その集団労働協約は60日間を超えない期間では有効である。

第82条 団体交渉、集団労働協約の締結の費用

雇用者は、集団労働協約の交渉、締結、修正、追加、送付、公表の費用を負担しなければならない。

第4節 企業の集団労働協約

第83条 企業の集団労働協約の締結

1. 企業の集団労働協約の締結者は、以下に規定する通りとする。

- a) 労働組合側は、事業所の労働組合の代表者とする。
- b) 雇用者側は、雇用者または雇用者の代表者とする。

2. 企業労働協約は、5部作成されなければならない。このうち、

- a) 各締結者が1部ずつ保管する。
- b) 1部は本法第75条の規定に基づいて、国家機関に送付される。
- c) 1部は事業所の直属の上部労働団体に送付され、1部は雇用者が会員である雇用者代表組織に送付される。

第84条 企業の集団労働協約の履行

1. 雇用者、および集団労働協約の発効日以降に就労した者を含む被雇用者は、集団労働協約を十全に履行する責任を負う。
2. 集団労働協約の発効日以前に締結した労働契約の中で、各当事者の権利・義務・利益が、労働協約の対応する規定と比べ低い水準だった場合は、集団労働協約の対応する規定に適合させなければならない。労働に関する雇用者の規定が、集団労働協約に適合していない場合は、集団労働協約の発効日から15日以内に、集団労働協約に適合するよう修正しなければならない。

3. 一方の当事者が、他方の当事者が労働協約を十全に履行していない、または違反していると認めた場合は、労働協約を正しく履行するよう要求する権利を有し、両当事者はともに解決を図らなければならない。解決できない場合、各当事者は法規に基づいて団体労働争議による解決を要求する権利を有する。

第85条 企業の集団労働協約の期間

企業の集団労働協約の期間は1年から3年とする。集団労働協約を初めて締結する企業の場合は、1年未満の期間で締結することができる。

第86条 企業の吸収・合併・分割・分離、企業の所有権・管理権・使用権に変更がある場合における集団労働協約の履行

1. 企業の吸収・合併・分割・分離、企業の所有権・管理権・使用権に変更がある場合、後継の雇用者と労働組合の代表者は、労働者使用計画に基づいて以前の集団労働協約を継続・修正・補則するか、または交渉によって新たな集団労働協約を締結するかの選択を検討する。
2. 雇用者の事業停止により集団労働協約の効力が失われた場合、被雇用者の権利は労働に関する法規に基づいて解決される。

第5節 産業別の集団労働協約

第87条 産業別の集団労働協約の締結

1. 産業別の集団労働協約を締結する代表者は、以下に規定する通りとする。
 - a) 労働組合側は、産業別労働組合の委員長とする。
 - b) 雇用者側は、産業別団体交渉に参加した雇用者代表組織の代表者とする。
2. 産業別労働協約は4部作成されなければならない。このうち、
 - a) 各締結者が1部ずつ保管する。
 - b) 1部は本法第75条の規定に基づき、国家機関に送付される。
 - c) 1部は事業所の直属の上部労働団体に送付される。

第88条 企業の集団労働協約と産業別の集団労働協約の関係

1. 企業の被雇用者の合法的な権利・義務・利益に関する企業の集団労働協約の内容、または雇用者の規定が、産業別の集団労働協約の対応する規定の内容と比べ、低い水準だった場合は、産業別の集団労働協約が発効した日から3カ月以内に、企業の集団労働協約を修正・補則しなければならない。

2. 産業別の集団労働協約の適用対象でまだ企業労働協約を作成していない企業は、産業別の労働協約の規定より被雇用者に有利な条項がある企業の集団労働協約を作成することができる。
3. 産業別の集団労働協約にまだ参加していない産業内の企業に対し、産業別の集団労働協約の履行を奨励する。

第89条 産業別の集団労働協約の期間

産業別の集団労働協約の期間は1年から3年とする。

第6章

賃金

第90条 賃金

1. 賃金は両当事者の合意に基づき、業務を行うために、雇用者が被雇用者に支払う金額である。賃金は業務や職位に基づく給与、役職手当、扶助及びその他の手当を含む。被雇用者の賃金額は、政府が定めた最低賃金を下回ってはならない。
2. 被雇用者の賃金は、業務の能率および成果に応じて支払われる。
3. 雇用者は、同一の業務を行う被雇用者に対し、性差別をせず、平等に賃金を支払うことを保障しなければならない。

第91条 最低賃金

1. 最低賃金とは、通常の労働条件で最も単純な業務を行う被雇用者に支払われる最低の金額であり、被雇用者及び彼らの家族の最低の生活需要を保証できるように設定されるものである。最低賃金は月、日、時間、地域別、産業別により設定される。
2. 被雇用者及び彼らの家族の最低限の生活の必要、経済社会状況、及び労働市場での賃金額に基づき、政府は国家賃金評議会の提案による地域別最低賃金額を公表する。
3. 産業別最低賃金額は、産業別団体交渉により設定され、産業別集団労働協約に記載されるが、政府が公表した地域別最低賃金を下回ってはならない。

第92条 国家賃金評議会

1. 国家賃金評議会は政府の諮問機関であり、労働傷病兵社会事業省、ベトナム労働総盟および中央の雇用者代表組織の代表者から構成される。
2. 国家賃金評議会の役割、任務および組織は、政府が具体的に規定する。

第93条 賃金テーブル、賃金表及び労働基準量の作成

1. 政府が規定した賃金テーブル、賃金表及び労働基準量の作成原則に基づき、雇用者は募集、労働の使用、労働契約の給料交渉および給料支払いの根拠とするために、賃金テーブル、賃金表及び労働基準量を作成する責任を負う。
2. 賃金テーブル、賃金表及び労働基準量を作成する際、雇用者は事業所の労働組合の代表部より意見を聴取しなければならないほか、作成した賃金テーブル及び賃金表を雇用者の所在地の労働に関する県レベルの国家管理機関へ送付し、実施前に事業所で公表・公開しなければならない。

第94条 賃金の支払い形式

1. 雇用者は、支払い形式を時間、出来高、請負のいずれかの形で選択することができる。選択した形式は一定期間維持しなければならない。賃金の支払い形式を変更する場合、雇用者は被雇用者に少なくとも10日前に通知しなければならない。
2. 賃金は、現金または銀行に開設された被雇用者の個人口座を通じて支払われる。銀行口座を通じて支払う場合、雇用者は口座の開設と維持に関連する各種手数料について、被雇用者と合意しなければならない。

第95条 賃金の支払い期限

1. 時給、日給、週給の被雇用者は、その時間、日、週の作業を済ませた後に賃金の支払いを受ける。また、両当事者の合意により、まとめて支払いを受けることもできるが、それは少なくとも15日に1度の支払いでなければならない。
2. 月給の被雇用者は、満1ヶ月に1度もしくは半月に1度、給与支払いを受けることが出来る。
3. 出来高、または請負の被雇用者は、両当事者の合意に沿って賃金の支払いを受ける。業務の実施に数ヶ月が必要な場合は、月間で完了した作業量に応じた賃金の前払いを受けることが出来る。

第96条 賃金の支払い原則

被雇用者は、直接、十分に、期限通りに賃金の支払いを受けることができる。期限通りに賃金の支払いができない特別な場合も、雇用者による被雇用者への支払いの遅延が、1ヶ月を超えてはならない。また、雇用者は、遅延期間に対して、少なくとも賃金の支払い時点における、中央銀行が公

表した金利に相応する金額を、被雇用者に追加で支払わなければならない。

第97条 時間外労働、深夜労働の賃金

1. 被雇用者が時間外労働をする場合、単価または通常の賃金に基づいて算出される、以下の賃金が支払われるものとする。
 - a) 通常勤務日の時間外労働の場合は、少なくとも150%。
 - b) 週休日の時間外労働の場合は、少なくとも200%。
 - c) 祝日または有給休暇の時間外労働の場合は少なくとも300%。日給の被雇用者に対しては、それに加えて祝日または有給休暇日の賃金を支払う。
2. 深夜労働をする被雇用者には、少なくとも単価または通常の賃金に基づいて算出される賃金の30%に相当する割増分が支払われるものとする。
3. 深夜に時間外勤務をする被雇用者には、本条第1項、第2項の規定に基づく賃金以外、単価または昼間の賃金に基づいて算出される賃金の20%に相当する割増分が支払われるものとする。

第98条 休業時の賃金

休業の場合は、被雇用者は以下の通りの賃金の支払いが受けられる。

1. 雇用者の過失による場合、被雇用者は賃金の全額を受けられる。
2. 被雇用者の過失による場合、本人に賃金は支払われない。同じ事業所で勤務し、休業する他の被雇用者は、両当事者が合意した水準の支払いを受けられるが、政府が定める地域別最低賃金を下回ってはならない。
3. 雇用者、被雇用者の過失でない停電、断水、あるいは天災、火災、危険な疫病、紛争、国家の管轄機関の要求に基づく稼働場所の移転、経済的な理由など他の客観的な原因による場合、休業時の賃金は両当事者の合意に基づくが、政府が定める地域の最低賃金を下回ってはならない。

第99条 請負人による給与支払い

1. 請負人または仲介者に依頼する所においては、事業主である雇用者は、この者たちのリスト、住所と共に一緒に勤務する被雇用者のリストを入手する必要がある。また、彼らが賃金の支払いや労働安全・衛生に関する法律を遵守することを保障しなければならない。
2. 請負人または仲介者が被雇用者に対して、無給、不十分な給与の支払い、及びその他の権利を保証しない場合、事業主である雇用

者は、被雇用者に対する賃金の支払や権利の保証に、責任を負わなければならない。

この場合、事業主である雇用者は、請負人または仲介者に対して賠償を要求し、または法規に基づいて、国家の管轄機関に争議の解決を要請する権利を有する。

第100条 賃金の前払い

1. 被雇用者は、両当事者が合意した条件に基づいて、賃金の前払いを受けることができる。
2. 雇用者は、被雇用者が1週間以上国民の義務を履行するために、一時休業する分の賃金を、最大1カ月分を超えない範囲で前払いし、被雇用者は兵役義務を履行する場合を除き、前払いを受けた金額を返済しなければならない。

第101条 賃金の天引き

1. 雇用者は本法第130条の規定に基づいて、被雇用者が雇用者の道具・設備を損壊したことにより与えた損害を賠償する場合にのみ、賃金の天引きをすることができる。
2. 被雇用者は、自分の賃金が天引きされる理由を知る権利を有する。
3. 毎月の賃金からの天引き額は、被雇用者の毎月の賃金から強制社会保険料・医療保険料・失業保険料・所得税の納付額を差し引いた金額の30%を超えてはならない。

第102条 補助金・手当・昇級・昇給の制度

補助金・手当・昇級・昇給の制度および被雇用者向けの奨励制度は、労働契約・集団労働協約、または雇用者の規則の規定において合意されなければならない。

第103条 賞与

1. 賞与は、毎年の生産経営結果および被雇用者の業務達成度に基づいて、雇用者が被雇用者に支給する金額をいう。
2. 賞与規則は、雇用者が事業所の労働組合代表部の意見を参考にして決定し、職場で公表・公開する。

第7章

勤務時間、休憩時間

第1節 勤務時間

第104条 通常の勤務時間

1. 通常の勤務時間は、1日8時間、及び1週間48時間を越えないものとする。
2. 雇用者は、時間、日または週当りの勤務時間を規定する権利を有する。
週当りの勤務時間の場合、通常の勤務時間は1日10時間、1週間に48時間を越えないものとする。
政府は雇用者が、週40時間勤務を実施することを奨励する。
3. 労働傷病兵社会事業省、及び保健省が公布した特別な重労働・有害・危険の業務のリストに該当する業務を行う者に対しては、勤務時間が1日6時間を越えないものとする。

第105条 深夜勤務時間

深夜勤務時間は、22時から翌日の6時までである。

第106条 時間外労働

1. 時間外労働とは、法律・集団労働協約または就業規則で規定された通常の勤務時間以外の時間に就労することをいう。
2. 雇用者は、次に掲げる条件を十分に満たした際に、被雇用者を時間外労働させることができる。
 - a) 被雇用者の同意を得ること。
 - b) 被雇用者の時間外労働の時間数は、1日の通常勤務時間の50%を超えてはならず、週当たり勤務時間の規定を適用している場合は、通常の勤務時間と時間外労働の総時間数が1日12時間を超えてはならず、1カ月で30時間、1年で200時間を超えてもならない。ただし、政府が規定する特別な場合は、1年で300時間を超えない時間外労働が認められる。
 - c) 1カ月間に時間外労働の日が多く続いた場合、雇用者は被雇用者が休めなかった期間の代休を取得できるよう人員を配置しなければならない。

第107条 特別な場合の時間外労働

雇用者は以下の場合に、被雇用者に対しいかなる日でも時間外労働を要求する権利を有し、被雇用者はそれを拒否することができない。

1. 法規による国防・安全保障上の緊急事態において、国防・安全保障上の任務遂行のため動員令を履行する場合。
2. 自然災害・火災・疫病および大惨事の防止および被害克服において、人命、機関・組織・個人の財産を守るために必要な業務を履行する場合。

第2節 休憩時間

第108条 勤務中の休憩時間

1. 本法第104条の規定に基づいて8時間、又は6時間連続で勤務する被雇用者は、勤務時間として計算される、少なくとも30分の休憩を取ることができる。
2. 深夜労働の場合、被雇用者は勤務時間として計算される、少なくとも45分の休憩を取ることができる。
3. 本条第1項及び第2項で規定する休憩時間以外、雇用者は短い休憩時間を規定し、それを就業規則に記入する。

第109条 交代制勤務の休憩

交代制勤務の被雇用者は、次の勤務に入る前に少なくとも12時間の休憩を取ることができる。

第110条 週休

1. 毎週、被雇用者は少なくとも連続24時間の休憩を取ることができる。労働の周期により週休が取得出来ない特別な場合、雇用者は被雇用者が月平均で、少なくとも4日の休息の取得を保証する責任を負う。
2. 雇用者は、週休を日曜日又はその他の一定の週日に定める権利を有するが、就業規則に記入しなければならない。

第111条 年次有給休暇

1. 同一の雇用者のために12ヶ月勤務した被雇用者は、以下の通りに労働契約書に基づく賃金の100%を受け、年次有給休暇を取得することができる。
 - a) 通常の労働条件で働く者の場合は12日間。
 - b) 労働傷病兵社会事業省と保健省が公布したリストによる重労働・有害・危険な業務をする人、または生活条件が過酷な地域において勤務する者、または未成年の被雇用者、或いは障害を持つ被雇用者の場合は14日間。
 - c) 労働傷病兵社会事業省と保健省が公布したリストによる特別な重労働・有害・危険な業務をする者、生活条件が非常に過酷な地域において勤務する者の場合は16日間。
2. 雇用者は年次有給休暇消化のスケジュールを規定する権利を有するが、被雇用者の意見を参考にし、被雇用者に事前に通知しなければならない。
3. 被雇用者は、雇用者との合意の上で年次有給休暇を複数回に分割、または最大3年分をまとめて1回に取得することができる。

4. 年次有給休暇中の被雇用者が、道路・鉄道・水路による往復の移動にかかる日数が 2 日を超える場合、3 日目からは年次有給休暇とは別に移動期間として算定することができる。ただし、算定できるのは年に 1 回の休みに限られる。

第 112 条 勤務年数に応じた年次有給休暇日の増加

同一の雇用者で勤務する場合、本法第 111 条第 1 項の規定に基づく被雇用者の年次有給休暇の日数は、5 年毎に 1 日増加するものとする。

第 113 条 年次有給休暇期間中の賃金、交通費の前払い

1. 年次有給休暇の際、被雇用者は少なくとも休暇の日数の賃金に相当する金額の前払いを受けることができる。
2. 年次有給休暇期間中の移動日における交通費、および賃金は両当事者の合意による。

高地、遠隔地、国境、島嶼へ平地から就労に行く被雇用者、或いは高地、遠隔地、国境、島嶼から平地へ就労に行く被雇用者に対しては、雇用者が移動日の交通費および賃金を支払う。

第 114 条 未消化の年次有給休暇の清算

1. 被雇用者は、退職、失業またはその他の理由により、まだ年次有給休暇を取得していない、またはまだすべてを消化していない場合、未消化の年次有給休暇を賃金として清算することができる。
2. 労働期間が 12 カ月未満の被雇用者の年次有給休暇は、労働期間に比例して算定される。年次有給休暇を取得していない場合は、賃金として清算することができる。

第 3 節 祝日、私的な休暇、無給休暇

第 115 条 祝日、正月休み

1. 被雇用者は以下の祝日、正月休みに有給で勤務を休むことができる。
 - a) 陽暦の正月：1 日（陽暦の 1 月 1 日）
 - b) 旧正月テト：5 日
 - c) 戦勝記念日：1 日（陽暦の 4 月 30 日）
 - d) メーデー：1 日（陽暦の 5 月 1 日）
 - d) 建国記念日：1 日（陽暦の 9 月 2 日）
 - e) フン王忌日：1 日（陰暦の 3 月 10 日）
2. 被雇用者がベトナムで就労する外国人の場合、本条第 1 項で規定する休日のほか、その民族の伝統的正月に 1 日、および建国記念日に 1 日休むことができる。

3. 本条第 1 項で規定する休日が週休と重なった場合、被雇用者はその翌日を代休とすることができる。

第 116 条 私的な休暇、無給休暇

1. 被雇用者は以下の場合に有給で私的な休暇を取得することができる。
 - a) 結婚：3 日
 - b) 子供の結婚：1 日
 - c) 父親、母親、義理の父母、配偶者及び子供の死亡：3 日
2. 被雇用者は、父方の祖父母・母方の祖父母・兄弟姉妹が死亡した、父または母の結婚、兄弟姉妹の結婚に際して、1 日の無給休暇を取得することができるが、雇用者に通告しなければならない。
3. 本条第 1 項および第 2 項の規定のほか、被雇用者は雇用者と合意の上で無給休暇を取得することができる。

第 4 節 特殊な業務を行う者の勤務時間・休憩時間

第 117 条 特殊な業務を行う者の勤務時間・休憩時間

道路・鉄道・水路・空路による輸送、海上の石油ガス探査・開発、海上業務、芸術、放射線・核技術の利用、高周波技術の利用の各分野における業務、潜水業務、坑道内業務、季節性のある生産業務、注文による受託加工業務、24 時間連続で行う特殊業務については、各管轄省庁が労働傷病兵社会事業省の同意を得た上で、勤務時間と休憩時間を具体的に規定する。ただし本法第 108 条の規定を順守しなければならない。

第 8 章

労働規律、物的責任

第 1 節 労働規律

第 118 条 労働規律

労働規律は、就業規則における時間、技術および生産経営管理に関する順守すべき規定である。

第 119 条 就業規則

1. 10 名以上の被雇用者を使用する雇用者は、文書による就業規則を所持しなければならない。
2. 就業規則の内容は、労働法及び関連するその他の法規に反してはならない。就業規則は、以下の主な事項を含まなければならない。
 - a) 勤務時間と休憩時間
 - b) 職場における秩序
 - c) 職場における労働安全・労働衛生

- d) 雇用者の資産、経営・技術上の秘密、知的所有権の保護
- d) 被雇用者の労働規律違反行為、労働規律処分の形式、物的賠償責任

3. 就業規則を公布する以前に、雇用者は事業所における労働団体の代表組織の意見を聴取しなければならない。
4. 就業規則は被雇用者に通知され、主な事項は職場における必要な個所に、掲示されなければならない。

第 120 条 就業規則の登録

1. 雇用者は、就業規則を労働に関する省レベル国家管理機関に登録しなければならない。
2. 雇用者は、就業規則を公布した日から 10 日以内に、就業規則の登録書類を提出しなければならない。
3. 就業規則に法律に反する規定がある場合、労働に関する省レベル国家管理機関は、就業規則登録書類を受理した日から 7 営業日以内に雇用者に通告し、修正・補則および登録のやり直しを指導する。

第 121 条 就業規則の登録書類

就業規則登録書類は、以下の書類を含む。

1. 就業規則の登録申請書。
2. 労働規律と物的責任に関する規定を記載した雇用者の文書。
3. 事業所の労働組合の代表部による意見書。
4. 就業規則。

第 122 条 就業規則の効力

就業規則は、労働に関する省レベル国家管理機関が、就業規則登録書類を受理した日から 15 日後に発効する。ただし本法第 120 条第 3 項の規定に該当する場合を除く。

第 123 条 労働規律違反行為への処分の原則、処分の手順

1. 労働規律違反行為への処分は、以下の通りに規定される。
 - a) 雇用者は被雇用者の過失を立証しなければならない。
 - b) 事業所における労働団体の代表部が参加する必要がある。
 - c) 被雇用者が出席しなければならないが、自己弁護する権利及び弁護士、又は他の者に弁護を依頼する権利を有する。18 歳未満の場合、両親または法的代表者が参加する必要がある。
 - d) 労働規律違反行為の処分は、文書により作成されなければならない。

2. 1 件の労働規律違反行為に対し、複数の労働規律処分を適用してはならない。
3. 被雇用者が同時に複数の労働規律違反行為を行った場合は、最も重い違反行為に対応する最も重い処分のみが適用される。
4. 次に掲げる期間にある被雇用者に対し、労働規律処分を行ってはならない。
 - a) 病気・療養休暇中。雇用者の同意を得た休暇中。
 - b) 逮捕・拘留中。
 - c) 本法典第 126 条第 1 項で規定された違反行為に対する管轄機関の結論と検証の結果を待っている期間。
 - d) 女性被雇用者が妊娠中・出産休暇中。被雇用者が 12 カ月齢未満の子供を養育中。
5. 労働規律に違反した被雇用者が、精神疾患または認識能力ないし自己の行動管理能力を喪失する、その他の疾患に罹患している場合は、労働規律処分を行わない。

第 124 条 労働規律処分の解消

1. 労働規律処分の解消は、違反行為が発生した日から数えて最大 6 カ月である。違反行為が雇用者の財政、財産、技術上の秘密・営業上の秘密の漏洩に直接関連する場合、労働規律処分の解消は最大 12 カ月とする。
2. 第 123 条第 4 項 a、b および c の各号で規定された期間が終了した際、もし労働規律処分の解消期間が残っている場合は、雇用者は直ちに労働規律処分を行う。もし時効期間が満了している場合は労働規律処分を行うために時効を延長できる。ただし上記の期間が終了した日から 60 日を超えてはならない。
- 第 123 条第 4 項 d 号で規定された期間が終了した際、労働規律処分の解消期間が満了している場合は、解消期間を延長できる。ただし上記の期間が終了した日から 60 日を超えてはならない。
3. 労働規律処分の決定は、本条第 1 項および第 2 項で規定する期間内に公布されなければならない。

第 125 条 労働規律違反行為への処分の形式

1. 戒告
2. 6ヶ月を超えない昇給期間の延長、免職
3. 解雇

第 126 条 解雇処分の適用

雇用者は以下の場合に解雇処分を適用できる。

1. 被雇用者が窃盗、汚職、賭博、故意に人を傷つける行為、職場内での麻薬の使用、雇用者の経営・技術上秘密の漏洩、知的所有権の侵害行為を行い、雇用者の資産、利益に重大な損害をもたらす行為、または特別重大な損害をもたらす恐れがある行為を行う場合。
2. 昇給期間延長処分の制裁を受けながら、制裁期間中に再犯した被雇用者、または免職の制裁処分を受けながら、再犯した被雇用者の場合。
再犯とは、被雇用者が本法第 127 条の規定に基づく処罰を、処分された規律違反行為の処分期間が解消しない間に、再び起こす場合である。
3. 被雇用者が正当な理由なしに月に合計 5 日、又は1年に合計 20 日、無断欠勤した場合。正当な理由があると認められる場合とは、天災、火災、自身または家族が疾病し、認可を受けている医療機関の承認がある場合、また就業規則に規定されるその他の場合である。

第 127 条 労働規律違反行為への処分の解消、労働規律違反行為への処分期間の短縮

1. 戒告処分を受けた被雇用者は、処分を受けた日より 3 ヶ月後、昇給期間延長の処分を受けた被雇用者は、処分を受けた日より 6 ヶ月後に、再犯しない場合は処分を解消される。免職処分の場合は 3 年後、労働規律違反行為を引き続き行なっても、再犯とは認められない。
2. 昇給期間延長の処分を受けた被雇用者が、制裁期間の半分か経過した後、改善を見せた場合、雇用者は制裁期間の短縮を検討する。

第 128 条 労働規律処分を行う際の禁止規定

1. 被雇用者の身体・人格への侵害。
2. 労働規律処分に代えて罰金・賃金カットの形式を用いること。
3. 就業規則で規定しない違反行為を行った被雇用者に対して、労働規律処分をすること。

第 129 条 一時業務停止

1. 被雇用者の違反内容が複雑であり、被雇用者が業務を継続することにより違反の審判が困難になると判断した場合、雇用者は被雇用者の業務の執行を一時的に停止する権利を有する。一時業務停止は、事業所における労働組合の代表組織の意見を聴取した後に実施できる。

2. 一時業務停止の期間は最高 15 日であり、特別な場合も 90 日を越えてはならない。一時業務停止の期間中、被雇用者は停止前の賃金の半額について、前払いを受けることができる。
一時業務停止期間の終了後、雇用者は被雇用者を業務に復帰させなければならない。
3. 労働規律処分を受ける場合も、被雇用者は前払いの賃金を返済する必要はない。
4. 労働規律処分を受けない場合、雇用者は被雇用者に対して、一時業務停止期間の賃金を十分に支払わなければならない。

第 2 節 物的責任

第 130 条 損害賠償

1. 雇用者の機器、設備を損壊した場合、または資産に損害をもたらすその他の行為を起した被雇用者は、法律に基づいて賠償しなければならない。
被雇用者が起こした損壊が不注意による深刻なものではなく、その地域で適用される政府が公布した 10 ヶ月分の最低賃金を超えない額の場合、被雇用者は最大で給与 3 ヶ月分を賠償しなければならず、本法第 101 条第 3 項の規定に基づいて、賃金より毎月控除される。
2. 被雇用者が、雇用者の機器・設備・財産、あるいは雇用者が引き渡したその他の財産を紛失、または許可された基準を超えて物資を浪費した場合、市場の時価に基づいて損害の一部または全部を賠償しなければならない。また、責任に関する契約がある場合は、契約に基づいて賠償しなければならない。ただし、事前には予想することができない自然災害・火災・破壊行為・疫病・大事故・事件が発生し、可能な限りあらゆる措置を講じたにもかかわらず克服できなかった場合は、賠償義務はない。

第 131 条 損害賠償処理の原則・手順・手続き

1. 損害賠償額の検討と決定は、被雇用者の過失・実際の損害額・家庭の事情・経歴および財産に基づかなくてはならない。
2. 損害賠償処理の手順・手続き・時効は、本法第 123 条および第 124 条の規定が適用される。

第 132 条 労働規律・物的責任に関する苦情の申し立て

労働規律処分を受けた、業務を停止された、または物的賠償責任に基づき賠償を要求された者が、これらを不当と認めた場合、法規に基づい

て雇用者・管轄機関に苦情の申し立てができる。または法規に基づく手順に従って、労働争議による解決を要求する権利を有する。

第9章

労働安全、労働衛生

第1節 労働安全・労働衛生に関する総則

第133条 労働安全・労働衛生に関する法律の順守

労働、生産に関連する全ての企業・機関・組織・個人は、労働安全・労働衛生に関する法規を順守しなければならない。

第134条 労働安全、労働衛生に関する政府の政策

1. 政府は科学研究に投資し、労働安全、労働衛生のための機器・設備、個人に対する防護手段の生産事業所における普及を支援する。
2. 労働安全、労働衛生に関するサービスの普及を奨励する。

第135条 労働安全、労働衛生に関する国家計画

1. 政府は労働安全、労働衛生に関する国家計画を決定する。
2. 省レベル人民委員会は地域内の労働安全、労働衛生に関する計画を作成し、地域の人民評議会に提出し、決定を受けた後、経済・社会の発展計画を立案する。

第136条 労働安全、労働衛生に関する国家技術基準

1. 労働傷病兵社会事業省は、各省庁・地方と協力して労働安全、労働衛生に関する国家技術基準を作成、公布し、履行を指導する。
2. 雇用者は労働安全、労働衛生に関する国家技術標準・基準、地方技術基準に基づき、労働安全、労働衛生を保証し、それぞれの機械、設備、職場に合った労働に関する規則・手順を立案する。

第137条 職場における労働安全、労働衛生の保証

1. 労働安全、労働衛生に関する要求が極めて厳しい機械、設備、物資及び物質を生産、使用、保管、貯蔵するための工事、事業所の新築、増設及び改築にあたり、投資家、雇用者は、被雇用者の職場と環境に対する労働安全、労働衛生を保証する方法を、提案しなければならない。
2. 機械、設備、物資、エネルギー、電気、化学薬品、農薬の生産、使用、保管、輸送にあたり、技術の変更、新技術の導入は労働安全、労働衛生の国家基準、或いは、公表・施行された職場における労働安全、労働衛生に関する国家技術基準に基づいて行われなければならない。

第138条 労働安全、労働衛生に対する雇用者、被雇用者の義務

1. 雇用者は以下の義務を負う。
 - a) 雇用者は、関連する技術基準に規定される職場における空間、通気、塵埃、臭気、有毒ガス、放射能、電磁、熱、湿度、騒音、振動、及びその他の有害物質の基準を満たすことを保証する。また、これらについては、定期的に検査、測定されなければならない。
 - b) 機械・設備・工場の労働安全・労働衛生の条件が、労働安全・労働衛生に関する国家技術基準を満たしている、または、既に発表・適用されている職場の労働安全・労働衛生に関する基準を満たしていることを保証すること
 - c) 事業所内において、危険で有害な物質を排除・削減し、労働条件を改善し、被雇用者の健康を守る対策をとるために、危険で有害な物質を検査、評価すること。
 - d) 機械・設備・工場・倉庫を定期的に保守点検すること。
 - d) 機械・設備・職場の労働安全・労働衛生に関する指示文書を作成し、職場の目につきやすく、読みやすい場所に掲示すること。
 - e) 労働安全・労働衛生を確保する活動計画を作成し実施する場合、事業所の労働組合の代表組織から意見を聴取すること。
2. 被雇用者は以下の義務を負う。
 - a) 委任された業務・任務に関連する労働安全・労働衛生に関する各規定・手順・就業規則を履行すること。
 - b) 職場の労働安全・労働衛生設備、支給された個人用保護具を使用し保管すること。
 - c) 労働災害・職業病・有害物質・危険な事故を引き起こす危険性を発見した場合、責任者にできるだけ早く報告し、雇用者の命令がある場合は、労働災害の救助と被害克服に参加すること。

第2節 労働災害、職業病

第139条 労働安全・労働衛生業務担当者

1. 雇用者は、労働安全・労働衛生業務の担当者を指名しなければならない。労働災害・職業病が発生する危険性の多い製造業の分野で10人以上の被雇用者を使用する事業所では、雇用者は労働安全・労働衛生業務の責任者にふさわしい専門知識を有する者を指名しなければならない。

2. 労働安全・労働衛生業務の担当者は、労働安全・労働衛生に関する訓練を受けなければならない。

第140条 事故処理、緊急救助

1. 事故処理・緊急救助を行う場合、雇用者は以下の責任を負う。
 - a) 事故処理・緊急救助計画を作成し、定期的に演習を行うこと。
 - b) 労働災害や事故が発生した場合に、緊急救助や応急処置を行えるよう、技術用具や医療用具を装備すること。
 - c) 労働災害や職業病を引き起こす危険性のある機械・設備・職場に対し、直ちに対策を講じる、または直ちに活動停止命令を出すこと。
2. 被雇用者は、労働災害・職業病・自分の生命または健康に重大な脅威を及ぼす危険性があると明確に認められる場合、直接責任者に対して、直ちに通告しなければならない。この場合被雇用者は、業務を拒否または職場を放棄しても、満額の賃金の支払いを受け、労働規律違反と見なされない権利を有する。雇用者は、危険性がなくなるまで、被雇用者に業務の継続または職場への復帰を強制してはならない。

第141条 危険で有害な条件下で就労する被雇用者に対する現物支給による健康増進

危険で有害な条件下にある被雇用者は、労働傷病兵社会事業省の規定に基づき、雇用者から現物支給による健康増進策を受けることができる。

第142条 労働災害

1. 労働災害とは、業務、任務の遂行と堅く結び付いた就労の過程において発生し、被雇用者の身体、機能の一部に損傷を与える、または死亡に至らせる災害である。当該規則は、職業訓練生、試用期間中の被雇用者に対しても適用される。
2. 労働災害に遭った被雇用者に対しては、迅速な救急措置が取られ、周到な治療が実施されなければならない。
3. 職場における労働災害、職業病、又は深刻な事故は、政府の規定に基づいて、申告、調査、記録書の作成、定期的な統計及び報告が行なわれる。

第143条 職業病

1. 職業病とは、被雇用者に及ぼす業務上の有害な労働条件により発生する病気である。

ベトナム労働総連盟および雇用者の代表組織の意見を聴取した後、保健省を主管として、労働傷病兵社会事業省と協力し、職業病のリストを公表する。

2. 職業病に罹った被雇用者は、周到な治療又は定期的な健康診断を受けることができ、別途の健康記録を所持する必要がある。

第144条 労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者に対する雇用者の責任

1. 医療保険に加入している被雇用者に対しては、被雇用者負担の費用、および医療保険が負担するリストにない費用を支払う。医療保険に加入していない被雇用者に対しては、応急処置・救急から安定するまでの治療費のすべてを支払う。
2. 労働災害・職業病の被害を受けて休業する被雇用者に対し、休業する治療期間の労働契約に基づく賃金を十分に支払う。
3. 本法第145条の規定に基づいて、労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者に賠償する。

第145条 労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者の権利

1. 強制社会保険に加入している被雇用者は、社会保険法の規定に基づいて、労働災害・職業病の制度を享受することができる。
2. 強制社会保険の加入対象である被雇用者は、雇用者が社会保険料を社会保険機関に納付していない場合、社会保険法に基づいて、雇用者から労働災害・職業病の制度に対応する金額の支払いを受けることができる。
支払いは、各当事者の合意により1回または毎月行われる。
3. 労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者で、原因が被雇用者の過失によらず、労働能力が5%以上喪失した場合、雇用者は以下の水準で賠償を行う。
 - a) 労働能力喪失率が5%以上10%以下の場合、労働契約による賃金の少なくとも15カ月分。労働能力喪失率が11%以上80%以下の場合、喪失率が1%上昇することに労働契約による賃金の0.4カ月分が加算される。
 - b) 労働能力喪失率が81%以上の被雇用者、または労働災害により死亡した被雇用者の家族に対しては、労働契約による賃金の少なくとも30カ月分。
4. 原因が被雇用者の過失の場合でも、被雇用者は本条第3項で規定する水準の少なくとも40%相当額の手当を受けることができる。

第 146 条 労働安全・労働衛生における禁止行為

1. 現物支給による健康増進策に代えて、金銭を支払うこと。
2. 労働災害・職業病に関する事実を隠匿、誤った事実を届出または報告すること。

第 3 節 労働災害・職業病の防止

第 147 条 労働安全に関する厳重さが要求される機械・設備・物資の点検

1. 労働安全に関する厳重さが要求される各種機械・設備・物資は、使用前に点検し、使用の過程で労働安全技術点検組織による定期的な点検を受けなければならない。
2. 労働傷病兵社会事業省によって公布された労働安全に関する厳重さが要求される各種機械・設備・物資のリスト。
3. 政府は、労働安全技術点検サービスを提供する組織の条件を規定する。

第 148 条 労働安全・労働衛生の計画

雇用者は、毎年生産経営計画を作成する際、労働安全・労働衛生・労働条件改善に関する計画・対策を作成しなければならない。

第 149 条 労働における個人の保護用具

1. 危険・有害な条件を有する業務を行う被雇用者には、労働傷病兵社会事業省の規定に基づいて、個人への保護用具が十分に提供され、被雇用者は業務中にこれを使用しなければならない。
2. 個人の防護用具は、品質の基準を満たさなければならない。

第 150 条 労働安全・労働衛生に関する訓練

1. 雇用者と労働安全・労働衛生業務担当者は、労働安全・労働衛生訓練サービスを提供する組織が実施する労働安全・労働衛生訓練コース、検査、試験、証明書発給に参加しなければならない。
2. 雇用者は、被雇用者・職業訓練生を採用し業務を割り当てる際に、労働安全・労働衛生に関する訓練を実施しなければならない。また、雇用者が所管する事業所を訪ねて業務を行う者に、労働安全・労働衛生の規定を指導しなければならない。
3. 労働安全・労働衛生に関する厳重さが要求される業務を行う被雇用者は、労働安全・労働衛生訓練コース、検査、試験に参加し、証明書の発給を受けなければならない。
4. 労働傷病兵社会事業省は、労働安全・労働衛生訓練サービスを提供する組織の条件について規定し、労働安全・労働衛生訓練業務の

枠組となる計画を作成し、労働安全・労働衛生に関する厳重さが要求される業務をリストアップする。

第 151 条 労働安全・労働衛生に関する情報

雇用者は被雇用者に対し、労働災害・職業病・危険で有害な状況、および職場の労働安全・労働衛生を確保する策について、十分に周知しなければならない。

第 152 条 被雇用者の健康の確保

1. 雇用者は、業務の種類ごとに規定されている健康基準に基づいて、採用と業務の割り当てを行わなければならない。
2. 雇用者は毎年、被雇用者と職業訓練生に対し、定期健康診断を実施しなければならない。女性の被雇用者には産婦人科の検診を実施しなければならない。重労働や有害な業務に従事する被雇用者、障害者・未成年・高齢の被雇用者に対しては、少なくとも 6 カ月に 1 回健康診断を実施しなければならない。
3. 職業病に罹患する危険性のある条件下で働く被雇用者は、保健省の規定に基づいて職業病の検診を受けなければならない。
4. 労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者は、障害の程度を決め、労働能力喪失率を確定し、法律の規定に従って治療・療養・労働のリハビリテーションを受けるため、医学的な鑑定を受けなければならない。
5. 労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者が業務を続ける場合には、労働医学の鑑定評議会の結論に基づいて、健康状態に適した業務の割り当てを受けることができる。
6. 雇用者は、保健省の規定に基づいて、被雇用者の健康記録と統合履歴を管理しなければならない。
7. 中毒や感染を引き起こす条件の場所で就労する被雇用者は、勤務時間終了後、雇用者が用意する解毒・消毒措置を受けなければならない。

第 10 章

女性の被雇用者に関する特別規定

第 153 条 女性の被雇用者に対する国家政策

1. 女性の被雇用者への平等な労働権を保証する。

2. 雇用者に対しては、女性の被雇用者が常勤できるように有利な条件を作成すること、柔軟性のあるスケジュールの運用、短時間労働制度、自宅での業務など広く適用することを奨励する。
3. 女性の被雇用者が、業務能力を効果的に発揮し、労働と家庭生活を調和できるように、女性の雇用創出、労働条件の改善、ヘルスケア、物質面、精神面での福利を強化する。
4. 女性の被雇用者を大量に使用する雇用者に対して、規定に基づく減税政策をとる。
5. 女性の被雇用者が現在の職業と異なる職業を持つことを可能にし、女性の身体的、生理的、および母親としての役割といった特徴に適した条件下で、女性の被雇用者が就労できるよう、様々な職業訓練を準備する。
6. 政府は女性被雇用者の多い職場に、幼稚園、保育園の設置を計画する。

第154条 女性の被雇用者に対する雇用者の義務

1. 採用、試用、職業訓練、勤務時間、休憩時間、賃金およびその他の制度における性的平等、および性的平等の促進措置を実施することを保証する。
2. 女性の権利、利益に関する問題を決定する際、女性の被雇用者、またはその代表者の意見を聴取する。
3. 職場において適切な入浴設備と化粧室が十分にあることを保証する。
4. 幼稚園、保育園の設立を補助、支援する、または女性の被雇用者が子供を預ける費用の一部を補助する。

第155条 妊婦である女性の被雇用者の保護

1. 雇用者は、以下の女性の被雇用者を深夜労働、時間外労働、出張させることはできない。
 - a) 7ヶ月目以降の妊婦。高地、遠隔地、国境、島嶼においては、6ヶ月目以降の妊婦。
 - b) 12ヶ月未満の子供を育児中の者。
2. 重労働に就く女性の被雇用者は、妊娠7ヶ月となった際には、賃金が減額されないままで、軽微な労働に異動される、または1日の勤務時間が1時間短縮される。
3. 雇用者は、結婚、妊娠、産休及び12ヶ月未満の子供の育児を理由として、女性の被雇用者に対して、解雇や一方的な労働契約の解除をしてはならない。ただし、個人である雇用者が死亡、裁判所による

民事行為能力の喪失、失踪、死亡の宣告された、または個人でない雇用者が事業を停止する場合は例外とする。

4. 妊娠中、社会保険に関する法規に基づく産休の取得中、12ヶ月未満の子供の育児を行う女性の被雇用者は、労働規律違反で処分されない。
5. 女性被雇用者は、労働契約書の賃金が減額されないままで、生理期間中1日に30分、12ヶ月未満の子供の育児期間中1日に60分の休憩を取ることができる。

第156条 妊娠中の女性被雇用者の労働契約の一方的解除、一時的停止の権利

就業継続が胎児に悪影響を与えるとした、認可を受けている医療機関の診断書がある妊娠中の女性の被雇用者は、労働契約の一方的解除、又は一時的に停止させる権利を有する。雇用者への事前通告期間は、認可を受けている医療機関の指示による。

第157条 産休

1. 女性の被雇用者には、出産前後で6ヶ月の休暇が与えられる。生まれた子供が双子以上だった場合には、1人につきさらに1ヶ月休暇が延長される。出産前の休暇期間は、2ヶ月を越えない。
2. 産休中、女性の被雇用者は社会保険に関する法規に基づく、妊婦としての扱いを享受できる。
3. 本条第1項に基づく産休期間が終了した後、女性の被雇用者は雇用者と合意した上で、無給休暇を追加で取得することができる。
4. 本条第1項に基づく産休期間が終了する前に、職場復帰について被雇用者の健康を問題なしとした、認可を受けている医療機関の診断書があれば、雇用者と合意した上、最長で4ヶ月の休暇後、女性の被雇用者は職場へ復帰することができる。この場合には、雇用者が支払う賃金以外に、女性の被雇用者は社会保険に関する法規に基づく産休手当を引き続き取得することができる。

第158条 産休を取得する女性の被雇用者に対する雇用保証

本法第157条第1項及び第3項で規定する産休期間が終了した後、女性の被雇用者は休暇前と同じ業務に就くことができる。以前の業務が無くなった場合、雇用者は別の業務に就かせる必要があり、給与額を休暇前よりも引き下げてはならない。

第159条 病気にかかった子供の看病、胎児の検診、避妊措置を取るための休暇の手当

妊娠中の検査、流産、死産、病気による流産、中絶、避妊、または病気にかかった7才以下の子供の看病、6ヶ月未満の養子の育児による休暇時間に対し、女性の被雇用者は、社会保険に関する法規に基づく社会保険からの手当を受けることができる。

第160条 女性の被雇用者を使用してはいけない業務

1. 労働傷病兵社会事業省が主管し、保健省と協力して公布したリストに記載されている出産と育児に悪影響を与える業務。
2. 常勤としての水中で行う業務。
3. 常勤としての坑内で行う業務。

第11章

未成年の被雇用者とその他の被雇用者に関する特別規定

第1節 未成年の被雇用者

第161条 未成年の被雇用者

未成年の被雇用者とは、18歳未満の被雇用者をいう。

第162条 未成年の被雇用者の使用

1. 雇用者は、未成年の被雇用者を体力・知力・人格の発展を保証できる、健康状態に適した業務でのみ使用することができ、未成年の被雇用者の就労過程における労働・賃金・健康・学習の各面について、世話をする責任を負う。
2. 雇用者が、未成年の被雇用者を使用する場合、個人履歴手帳を作成し、氏名・生年月日・現在就労する業務・定期健康診断の結果を記入し、国家管轄機関から要求された際に提出しなければならない。

第163条 未成年の被雇用者の使用原則

1. 労働傷病兵社会事業省が主管し、保健省と協力した上で公布したリストに記載される重労働、危険・有害な業務、または未成年の被雇用者の人格に悪影響をもたらす職場や業務で、未成年の被雇用者を使用することを禁止する。
2. 満15歳から18歳未満の未成年の被雇用者の勤務時間は、1日8時間又は週40時間を越えてはならない。
15歳未満の被雇用者の勤務時間は、1日4時間又は週20時間を越えてはならない。15歳未満の被雇用者を、時間外労働又は深夜労働に使用することを禁止する。

3. 労働傷病兵社会事業省が定める職業、業務においては、満15歳から18歳未満の被雇用者を、時間外労働又は深夜労働に使用することができる。
4. 未成年の被雇用者を、アルコール・酒・ビール・たばこ・精神に影響を及ぼす物質、およびその他の依存性を引き起こす物質の生産・販売に使用してはならない。
5. 雇用者は、就労する未成年の被雇用者と15歳未満の年少者が、文化を学習する機会を作らなければならない。

第164条 15歳未満の年少者の労働使用

1. 雇用者は、満13歳から15歳未満の年少者を労働傷病兵社会事業省が規定したリストにある軽微な業務でのみ使用することができる。
2. 満13歳から15歳未満の年少者を使用する場合、雇用者は次に掲げる規定を順守しなければならない。
 - a) 法律の定める代表者と文書による労働契約を締結し、満13歳から15歳未満の年少者の同意を得なければならない。
 - b) 年少者の学校での就学時間に影響を及ぼさない勤務時間に配置すること。
 - c) 年齢に適した労働条件・労働安全・労働衛生を保証すること。
3. 13歳未満の年少者を使用することはできない。ただし、労働傷病兵社会事業省が規定する一部の具体的業務を除くものとする。
13歳未満の年少者を使用する場合、雇用者は本条第2項の規定を順守しなければならない。

第165条 未成年の被雇用者の使用を禁止する業務および就労場所

1. 未成年の被雇用者を次に掲げる業務で使用することを禁止する。
 - a) 未成年の被雇用者の健康状態を超える重量物を持つ、肩にかかづく、高く持ち上げること。
 - b) 化学物質・ガス・爆発物の生産・使用・運搬。
 - c) 設備・機械の保守。
 - d) 建築物の解体。
 - d) 金属の溶解・鋳造・圧延・溶接。
 - e) 潜水、遠海での漁業。
 - g) 未成年被雇用者の健康、安全、または道徳に害を及ぼすその他の業務。
2. 未成年の被雇用者を以下の場所で使用することを禁止する。
 - a) 水中・地中・洞窟内・トンネル内。

- b) 建設現場。
 - c) 食肉の処理施設。
 - d) カジノ・バー・ディスコ・カラオケルーム・ホテル・簡易ホテル・サウナ・マッサージルーム。
 - d) 未成年の被雇用者の健康、安全または道徳に害を及ぼすその他の場所。
3. 労働傷病病社会事業省は、本条第1項gおよび第2項dのリストを規定する。

第2節 高齢の被雇用者

第166条 高齢の被雇用者

1. 高齢の被雇用者とは、本法第187条の規定に基づく年齢以上で、継続的に勤務する者をいう。
2. 高齢の被雇用者は、毎日の勤務時間の短縮または短時間勤務制度の適用を受けることができる。
3. 定年退職前の最後の年においては、被雇用者は毎日の勤務時間の短縮、または短時間勤務制度の適用を受けることができる。

第167条 高齢の被雇用者の使用

1. 雇用者は、必要があれば、十分な健康状態の高齢の被雇用者と相談した上、本法第3章の規定に従って、労働契約の延長または新たな労働契約の締結を行うことができる。
2. 定年退職後の被雇用者は、新たな労働契約で就労する場合、定年退職制度による権利以外、労働契約にて合意した権利を受けることができる。
3. 政府が規定する特別な場合を除き、高齢の被雇用者の健康に悪影響を与える重労働、危険・有害な業務に、高齢の被雇用者を使用することを禁止する。
4. 雇用者は、職場における高齢の被雇用者の健康に配慮する責任がある。

第3節 外国で就労するベトナム人の被雇用者、在ベトナムの外国の組織・個人のために就労するベトナム人の被雇用者、ベトナムで就労する外国人の被雇用者

第168条 外国で就労するベトナム人の被雇用者、在ベトナムの外国の組織・個人のために就労するベトナム人の被雇用者

1. 国家は、企業・機関・組織・個人が、外国で就労するベトナム人の被雇用者を送り出すための労働市場を探し、拡大することを奨励する。
外国で就労するベトナム人の被雇用者は、ベトナムと滞在国の法規を順守しなければならない。ただし、ベトナムが加盟している国際条約に、別の規定がある場合は除くものとする。
2. 在ベトナムの外国企業、工業団地・経済区・輸出加工区、在ベトナムの外国または国際的な機関・組織で就労する、またはベトナム在住の外国人個人のために就労するベトナムの公民は、ベトナムの法律を順守しなければならない、また法律による保護を受けることができる。

第169条 ベトナムで就労する外国人の被雇用者の条件

1. 被雇用者がベトナムで就労する外国人の場合は、以下の条件を十全に満たしていなければならない。
 - a) 十全な民事行為能力を有していること。
 - b) 業務の要求に適する専門レベル・技能・健康を有していること。
 - c) ベトナムと外国の法律で規定される犯罪者、または刑事責任を追究されている者でないこと。
 - d) ベトナムの国家管轄機関が発給した労働許可書を有していること。ただし、本法第172条で規定する場合を除くものとする。
2. ベトナムで就労する外国人の被雇用者は、ベトナムの労働法とベトナムが加盟している別の規定を持つ国際条約を順守しなければならない、またベトナムの法律による保護を受けることができる。

第170条 外国人の被雇用者の採用条件

1. 国内の企業・機関・組織・個人・請負業者は、ベトナム人の被雇用者が生産経営の要求にまだ応えることができない管理業務・監督業務・専門業務・技術労働でのみ、外国人の被雇用者を採用することができる。
2. 外国の企業・機関・組織・個人・請負業者は、ベトナム領土内で外国人の被雇用者を採用する前に、労働者使用の需要に関する文書を国家機関に提出し、書面による承認を得なければならない。

第171条 ベトナムで就労する外国人の被雇用者に対する労働許可書

1. 外国人の被雇用者は、出入国に関する手続きを行う際と、国家管轄機関の要求がある場合、労働許可書を提示しなければならない。
2. 労働許可書を所持せずにベトナムで就労する外国人は、政府の規定に基づきベトナム領土から強制退去させられる。

- 労働許可書を所持していない外国人を就労させた雇用者は、法規に基づいて処分される。

第 172 条 労働許可書の発給対象に属さないベトナムで就労する外国人

- 有限責任会社の出資者または所有者。
- 株式会社の取締役会の構成員。
- 国際組織、非政府組織の在ベトナムの駐在員事務所、プロジェクトの代表者。
- 販売活動のために、ベトナムに3カ月未満滞在する者。
- 生産経営に影響を与える、または影響を与える恐れのある事故や複雑な技術上の不測の事態が生じ、ベトナム人専門家とベトナム滞在中の外国人専門家では処理できない場合、これらを処理するためにベトナムに3カ月未満滞在する者。
- 弁護士法の規定に基づいて、ベトナムで弁護士業の許可書の発給を受けた外国人弁護士。
- ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約の規定に基づく者。
- ベトナムで就学中の生徒・学生がベトナムで就労する場合。ただし、雇用者は労働に関する省レベル国家管理機関に7日前までに通告しなければならない。
- 政府に規定によるその他の場合。

第 173 条 労働許可書の期間

労働許可書の期間は最大2年間とする。

第 174 条 労働許可書が失効する場合

- 労働許可書の期限が切れた場合。
- 労働契約を解除した場合。
- 労働契約の内容が、発給された労働許可書の内容と異なる場合。
- 経済・貿易・財政・銀行・保険・科学技術・文化・スポーツ・教育・医療分野の契約が、期限切れまたは解除された場合。
- ベトナムで就労する外国人被雇用者の配属を、終了すると外国側の通告文書がある場合。
- 労働許可書が没収された場合。
- 企業・組織・ベトナム側提携先、または在ベトナムの非政府組織が活動を停止した場合。
- 外国人被雇用者が収監、死亡した、または裁判所から死亡・失踪を宣告された場合。

第 175 条 労働許可書の発給・再発給・没収

ベトナムで就労する外国人被雇用者に対する労働許可書の発給条件、発給・再発給・没収については、政府が具体的に規定する。

第 4 節 障害を持つ被雇用者

第 176 条 障害を持つ被雇用者に対する国家政策

- 政府は、障害を持つ被雇用者の労働権、自ら仕事を作る事を保護する。雇用者が、障害者法の規定に基づいて雇用を創出し、障害を持つ被雇用者を雇用することを奨励し、優遇する。
- 政府は、障害を持つ被雇用者を使用する雇用者に対して、雇用に関する国家基金からの優遇条件による融資政策を規定する。

第 177 条 障害を持つ被雇用者の使用

- 雇用者は、障害を持つ被雇用者に適した労働条件・労働器具・労働安全・労働衛生を保証し、常に彼らの健康を確保しなければならない。
- 雇用者は、障害を持つ被雇用者の権利と利益に関連する問題を決定する際、彼らの意見を参考にしなければならない。

第 178 条 障害を持つ被雇用者を使用する際の禁止行為

- 労働能力喪失率が51%以上の障害を持つ被雇用者に、時間外労働や深夜労働をさせること。
- 障害を持つ被雇用者に、労働傷病病社会事業省が主管として、保健省と協力して公布したリストに記載されている重労働業務、有害業務、危険業務、または有毒物質を取り扱う業務をさせること。

第 5 節 家事手伝いの被雇用者

第 179 条 家事手伝いの被雇用者

- 家事手伝いの被雇用者とは、1軒または複数の家庭のために、恒常的に家庭内の業務を行う者をいう。
家庭内の業務には、家事・家の管理・子供の世話・病人の世話・高齢者の世話・車の運転・庭仕事、および家族のための他の商業活動に関連しない業務を含む。
- 家事手伝いの被雇用者が、請負の形式で働く場合は、本法の適用対象外である。

第 180 条 家事手伝いの被雇用者との労働契約

- 雇用者は、家事手伝いの被雇用者と文書による労働契約を締結しなければならない。

2. 家事手伝いの被雇用者との労働契約の期間は、両当事者の合意による。一方の当事者は、いつでも労働契約を一方的に解除する権利を有するが、15日前に通告しなければならない。
3. 両当事者は合意の上、労働契約に賃金の支払形式・支払期限・毎日の勤務時間・居住場所について明記する。

第181条 雇用者の義務

1. 労働契約で締結した合意を十全に履行すること。
2. 家事手伝いの被雇用者が自分で保険に加入できるよう、法規に基づく社会保険料・医療保険料を彼らに支払うこと。
3. 家事手伝い被雇用者の名誉と人格を尊重すること。
4. 合意がある場合、家事手伝いの被雇用者に清潔で衛生的な食事場所・居住場所を提供すること。
5. 家事手伝いの被雇用者に、文化学習と職業訓練の機会を作ること。
6. 家事手伝いの被雇用者が退職して居住地に帰る際に、旅費を支払うこと。ただし、家事手伝い被雇用者が、期限前に労働契約を解除した場合を除くものとする。

第182条 家事手伝いの被雇用者の義務

1. 両当事者が労働契約で締結した合意を十全に履行すること。
2. 雇用者の財産を損壊・紛失した場合、合意または法規に基づいて賠償しなければならない。
3. 雇用者の家族および自分自身の安全・健康・生命・財産が脅かされる事故の起る危険性がある場合、雇用者に直ちに通告すること。
4. 雇用者が虐待・セクシャルハラスメント・労働の強制、またはその他の法律違反行為をした場合、権限当局に告訴すること。

第183条 雇用者の厳禁行為

1. 家事手伝い被雇用者に対する虐待・セクシャルハラスメント・労働の強制・暴力。
2. 労働契約にない業務を命じること。
3. 被雇用者の身分証明書を保管すること。

第6節 その他の被雇用者

第184条 芸術、スポーツの分野で就労する被雇用者

芸術、スポーツ分野の職業、又は業務に就く者は、政府の規定に基づき、職業訓練の年齢、労働契約の締結、勤務時間、休憩時間、賃金、手当、賞与、労働安全、労働衛生に関する適切な制度が適用される。

第185条 自宅で業務を行う被雇用者

1. 被雇用者は、雇用者と合意の上で、常に自宅で業務を行うことができる。
2. 自宅で業務を行う被雇用者が、歩合の形態で就労する場合は、本法の適用対象外である。

第12章

社会保険

第186条 社会保険・医療保険への加入

1. 雇用者と被雇用者は、強制社会保険・強制医療保険・失業保険に加入しなければならない。また、社会保険と医療保険に関する法規に基づく制度を、享受することができる。雇用者、被雇用者が、その他の社会保険加入することを奨励する。
2. 被雇用者が社会保険制度を享受して休業している期間、雇用者は被雇用者に賃金を支払う必要がない。
3. 強制社会保険・強制医療保険・失業保険の加入対象ではない被雇用者に対し、雇用者は業務に応じた賃金を支払うほか、強制社会保険・強制医療保険・失業保険の保険料相当額、および規定に基づく年次有給休暇の清算額を、被雇用者に賃金と共に支払う責任を負う。

第187条 定年退職の年齢

1. 社会保険に関する法律の規定に基づき、社会保険加入期間の条件を満たした満60歳の男性と満55歳の女性の被雇用者は、定年後の年金の支給を受けることができる。
2. 労働能力が低下した被雇用者、政府が規定するリストに記載されている特別な重労働・有害な業務・危険な業務、高地・へき地・国境・島嶼での業務に就労した被雇用者は、本条第1項の規定より低い年齢で、定年退職することができる。
3. 技術の専門レベルが高い被雇用者、管理業務を行う被雇用者、その他特別な場合は、本条第1項の規定より高い年齢で定年退職することができる。ただし、5年を超えないものとする。
4. 本条第2項および第3項の詳細については、政府が規定する。

第13章

労働組合

第188章 労使関係における労働組合の役割

1. 事業所の労働組合は、組合員と被雇用者の合法的で正当な権利と利益を代表し、守る役割を担う。集団労働協約、賃金テーブル、賃金支払簿、労働ノルマ、賃金支払規則、褒賞規則、就業規則、企業・機関・組織の民主的規則に関して、参加、交渉、締結し、その履行を監視する。労働争議の解決に参加し支援する。雇用者と対話、協力して、企業・機関・組織で調和的・安定的・進歩的な労使関係を構築する。
2. 事業所の直属の上部労働団体は、本条第1項で規定する役割と任務を事業所の労働組合が履行するのを支援する責任を負い、労働と労働組合に関する法律についての被雇用者の理解を深めるよう、教育宣伝を行う責任を負う。
3. 事業所の労働組合がまだ設立されていない場所では、事業所の直属の上部労働団体が本条第1項で規定する責任を履行する。
4. 各レベルの労働組合は、同じレベルの国家管理機関、雇用者の代表組織とともに、労働問題についての意見交換や解決に参加する。

第189条 企業・機関・組織における労働組合の設立・加入・活動

1. 企業・機関・組織で就労する被雇用者は、労働組合法の規定に基づき、労働組合を設立し、加入する活動を行う権利を有する。
2. 事業所の上部労働団体は、被雇用者に企業・機関・組織における事業所の労働組合の設立と加入を働きかける権利と責任を有する。また、雇用者と地方の労働に関する国家管理機関に対し、事業所の労働組合設立の条件を整え、支援するよう要求する権利を有する。
3. 事業所の労働組合が、労働組合法の規定に基づき設立された場合、雇用者は事業所の労働組合を承認し、有利な条件を整えなくてはならない。

第190条 労働組合の設立・加入・活動に関して雇用者に禁止されている行為

1. 被雇用者による労働組合の設立・加入・活動を妨害し困難をもたらすこと。
2. 被雇用者に労働組合の設立・加入・活動を強制すること。
3. 被雇用者に労働組合に加入しないよう、または脱退するよう求めること。
4. 被雇用者による労働組合の設立・加入・活動を妨害するために、賃金・勤務時間・労使関係におけるその他の権利や義務について差別的取り扱いをすること。

第191条 労使関係における事業所の労働組合の幹部の権利

1. 雇用者と面会し、労働および労働使用に関する問題について対話、意見交換し、交渉すること。
2. 自分が代表する責任の範囲内において、職場に出向いて被雇用者と面会すること
3. 事業所の労働組合がまだ設立されていない場所では、事業所の直属の上部労働団体の幹部が、本条で規定する権限を履行することができる。

第192条 労働組合に対する雇用者の責任

1. 被雇用者に労働組合の設立・加入・活動に有利な条件を整えること。
2. 事業所の上部労働団体が、事業所の労働組合の設立や組合加入の宣伝・運動を行い、企業・機関・組織に専従の労働組合幹部を配置できるよう、協力し有利な条件を整えること。
3. 事業所の労働組合が、本法第193条の規定に基づいて活動できる条件を保証すること。
4. 事業所の労働組合と協力して、各当事者の役割と任務に適した民主的規則・活動協力規則を作成し履行すること。
5. 被雇用者の権利・義務・政策制度に関する規定を公布する前に、事業所の労働組合の執行委員会の意見を参考にすること。
6. 労働組合の非専従幹部である被雇用者が、労働組合の任期中に労働契約期間が終了した場合は、締結した労働契約を任期終了時まで延長すること。
7. 雇用者が労働組合の非専従幹部である被雇用者に対し、労働契約を一方的に解除する、別の業務に異動する、解雇処分にする場合は、事業所の労働組合の執行委員会、または事業所の直属の上部労働団体の執行委員会と、文書で合意しなければならぬ。合意できない場合、両当事者は管轄機関・組織に報告しなければならない。地方の労働に関する国家管理機関に報告した日から30日経過後に、雇用者は決定する権利を有するが、自分の決定に責任を負わなければならない。

雇用者の決定に同意しない場合、事業所の労働組合執行委員会と被雇用者は、法律が規定する手続きと手順に従って労働争議による解決を要求する権利を有する。

第193条 企業・機関・組織の労働組合の活動条件の保証

1. 事業所の労働組合は、雇用者から業務を行う場所、情報の提供を受け、労働組合活動に必要な条件の保証を享受することができる。

- 労働組合の非専従幹部は、労働組合法の規定に基づき、勤務中の時間を労働組合活動に充てることができる、雇用者から賃金の支払いを受けることができる。
- 労働組合が賃金を支払っている企業・機関・組織の労働組合の専従幹部は、集団労働協約または雇用者の規則に基づいて、企業・機関・組織で就労する被雇用者と同様に雇用者から団体の福利厚生を保証を受けることができる。

第14章

労働争議の解決

第1節 労働争議の解決に関する総則

第194条 労働争議の解決の原則

- 各当事者が労働争議の解決において、自力による交渉をし、決定することを尊重し、保証する。
- 両当事者の権利と利益の尊重、社会の公共利益の尊重、及び法律に違反せずに、調停と仲裁を実施することを保証する。
- 公開、明確、客観的、適時、迅速および合法的に解決する。
- 労働争議解決の過程において、各当事者の代表者が参加することを保証する。
- 労働争議解決は、まず争議の両当事者が直接交渉して、双方の利益の調和、生産・経営の安定、社会の秩序・安全の確保を図らなければならない。
- 労働争議解決の権限がある機関、組織、個人による労働争議解決は、両当事者の一方が交渉を拒否する場合、交渉したが解決に至らない場合、または合意したが両当事者の一方が実施しない場合で、両当事者の一方が請願書を提出した後に行われる。

第195条 労働争議解決における機関、組織、個人の責任

- 労働に関する国家の管轄機関は、労働争議解決における各当事者に指導、支援、及び補助を行えるように、労働組合、雇用者の代表組織と協力する責任がある。
- 労働傷病兵社会事業省は、労働争議解決に関する労働調停者及び労働仲裁員の専門能力を向上するための訓練を行う。
- 国家管轄機関は、権利に関する労働紛争を自主的、迅速に解決しなければならぬ。

第196条 労働争議解決に関する両当事者の権利および義務

- 労働争議解決に当たる両当事者は、以下の権利を持つ。
 - 直接あるいは代表者を通じて解決過程に参加すること。
 - 請願書を撤回する、あるいは要求内容を修正すること。
 - 労働争議解決を担当する者が、争議解決における客観性・公正さを確保することが出来ないと信じる理由がある場合、当該担当者の交替を要請すること。
- 労働争議解決に当たる両当事者は以下の義務を負う。
 - 自らの要求を証明できる資料・証拠を十分、迅速に提供すること。
 - 合意した事項、発効した判決又は決定を履行すること。

第197条 労働争議解決の権限がある機関、組織、個人の権利

労働争議解決の権限を持つ機関、組織、個人は、自らの責務と権限の範囲内において、争議両当事者、関連する機関、組織、個人に対し、資料・証拠の提供、鑑定を要求、証人及び関連する者の招聘を行う権利を有する。

第198条 労働調停員

- 労働調停員は、労働争議および職業訓練契約に関する争議の調停を実施するために、労働に関する県・区・町・省所属の市の国家管理機関より派遣される。
- 政府は労働調停員の任命の基準及び権限を規定する。

第199条 労働仲裁評議会

- 省レベルの人民委員会の委員長は、労働仲裁評議会の設立を決定する。労働仲裁評議会は、労働に関する国家管轄機関で職位が最も高い者が務める委員長、書記、省レベル労働団体の代表者、雇用者の代表組織のメンバーを含む。労働仲裁評議会の人数は、7人以下の奇数である。
必要な場合、労働仲裁評議会の委員長は、関連する組織、機関の代表者、地方の労働関係の分野に経験がある者を招聘することができる。
- 労働仲裁評議会は、以下の団体労働争議を調停する。
 - 利益に関する団体労働争議。
 - 政府が規定したリストに基づき、ストライキが禁止されている事業所で発生する団体労働争議。
- 労働仲裁評議会は、無記名投票に基づき多数決で決定する。
- 省レベル人民委員会は、労働仲裁評議会の活動のための必要な条件を保証する。

第2節 個人労働争議の解決権限及び解決手順

第200条 個人労働争議解決の権限を持つ機関、個人

1. 労働調停員
2. 人民裁判所

第201条 労働調停員による個人労働争議の調停手順・手続き

1. 個人労働争議は、裁判所に解決を要求する前に、労働調停員による調停手続きを経なければならない。ただし、以下の労働争議は必ずしも調停手続きを経る必要がない。
 - a) 解雇による労働規律処分に関する争議、または労働契約を一方的に解除された場合の争議。
 - b) 労働契約解除時の損害賠償・手当に関する争議。
 - c) 家事手伝いの被雇用者と雇用者との間の争議。
 - d) 社会保険に関する法規に基づく、社会保険に関する争議、医療保険に関する法規に基づく医療保険に関する争議。
 - d) 被雇用者と契約に基づいて外国に労働者を派遣する企業・事業体との間の損害賠償に関する争議。
2. 調停の要求を受けた日から5営業日以内に、労働調停員は調停を終了させなくてはならない。
3. 争議の両当事者は、調停会合に出席しなければならないが、調停会合への出席を別の者に委任することができる。

労働調停員は、各当事者の交渉を指導する責任を負う。両当事者が合意できた場合、労働調停員は調停文書を作成する。

両当事者が合意できなかった場合、労働調停員は両当事者に調停案を提示する。両当事者が調停案を受け入れた場合、労働調停員は調停文書を作成する。

両当事者が調停案を受け入れなかった、または争議の一方の当事者が合法的な召致を受けたにも関わらず、2度正当な理由なく欠席した場合、労働調停員は調停不調の文書を作成する。文書には、出席した争議の当事者と労働調停員が署名する。

調停文書または調停不調の文書の写しは、文書が作成された日から1営業日以内に、争議の両当事者に送り届けられなければならない。
4. 調停が不調に終わった、または調停文書の合意を両当事者の一方が履行しない、または本条第2項で規定する解決期間が終了しても労働調停員が調停できない場合、争議の各当事者は裁判所に解決を要求する権利を有する。

第202条 個人労働争議の解決要求の期限

1. 個人労働争議の解決を、労働争議調停に要求できる期限は、争議の各当事者が自分の合法的な権利・利益の違反に気付いた日から6ヶ月である。
2. 個人労働争議の解決を裁判所に要求できる期間の時効は、争議の各当事者が自分の合法的な権利・利益の違反に気付いた日から1年である。

第3節 団体労働争議の解決権限及び解決手順

第203条 団体労働争議解決の権限を持つ機関、組織、個人

1. 以下の機関、組織、個人は、権利に関する団体労働争議解決の権限がある。
 - a) 労働調停員
 - b) 県・区・町・省所属の市の人民委員会の委員長(以下、県レベル人民委員会の委員長という)
 - c) 人民裁判所
2. 以下の機関、組織、個人は利益に関する団体労働争議解決の権限がある。
 - a) 労働調停員
 - b) 労働仲裁評議会

第204条 事業所の団体労働争議の解決手順

1. 団体労働争議の調停手順は、本法第201条の規定に基づいて行われる。調停文書には団体労働争議の種類を明記しなければならない。
2. 調停が不調に終わった、または両当事者のうち一方が調停文書の合意を履行しない場合、以下の規定を履行する。
 - a) 権利に関する団体労働争議では、各当事者は県レベル人民委員会の委員長に解決を要求する権利を有する。
 - b) 利益に関する団体労働争議では、各当事者は労働仲裁委員会に解決を要求する権利を有する。
3. 本法第201条第2項で規定する解決期間が終了しても、労働調停員が調停を履行しない場合、各当事者は県レベル人民委員会の委員長に、解決を求める文書を送付する権利を有する。

団体労働争議の解決を求める文書を受理した日から2営業日以内に、県レベル人民委員会の委員長は争議の種類が権利か、または利益かを確定する責任を負う。

権利に関する団体労働争議の場合は、本法本条第 2 項 a 号および第 205 条の規定に基づいて解決する。

利益に関する団体労働争議の場合は、本条第 2 項 b 号の規定に基づいて、争議解決を要求する各当事者を直ちに指導する。

第 205 条 県レベル人民委員会の委員長による権利に関する団体労働争議の解決

1. 権利に関する団体労働争議解決の要求書を受理した日から 5 営業日以内に、県レベル人民委員会の委員長は、労働争議を解決する。
2. 労働争議解決の会議は、両当事者の代表者が出席する必要がある。必要がある場合、県レベル人民委員会の委員長は、関連する機関、組織の代表者が出席するように招聘する。県レベル人民委員会の委員長は、労働法、登録された集団労働協約、就業規則、その他の合法的な規則、合意書に基づき、労働争議の解決を検討する。
3. 各当事者が県レベル人民委員会の委員長の決定に同意しない、または解決期間が過ぎても県レベル人民委員会の委員長が解決できない場合、各当事者は裁判所に解決を要求する権利を有する。

第 206 条 労働仲裁委員会による利益に関する団体労働争議の解決

1. 争議解決要求書を受理した日から 7 営業日以内に、労働仲裁評議会は調停を終了させなければならない。
 2. 労働仲裁評議会の会議には、両当事者の代表者が出席しなければならない。必要がある場合、労働仲裁評議会は、関連する機関、組織の代表者が出席するように招聘する。
- 労働仲裁評議会は、両当事者が自力で交渉することを支援する責任を持つ。両当事者が交渉できない場合、労働仲裁評議会は両当事者が検討するための案を提示する。

両当事者が自力により合意できる、または調停案を受け入れる場合、労働仲裁評議会は調停文書を作成しながら、各当事者が合意した承認の決定を出す。

両当事者が合意できない、または争議の一方の当事者が、合法的な召致を受けたにも関わらず、正当な理由なく 2 回欠席した場合、労働仲裁委員会は調停不調文書を作成する。

文書には、出席した当事者、労働仲裁委員会委員長と書記が署名する。

調停文書または調停不調文書の写しは、文書が作成された日から 1 営業日以内に、争議の両当事者に送付されなければならない。

3. 労働仲裁委員会が調停文書を作成した日から 5 日が経過しても、両当事者のうち一方が成立した合意を履行しない場合、労働組合はストライキ決行手続きを行う権利を有する。

労働仲裁委員会が調停不調文書を作成した場合、3 日後に労働組合はストライキ決行手続きを行う権利を有する。

第 207 条 権利に関する団体労働争議の解決要求の期限

権利に関する団体労働争議の解決を要求できる期限は、争議の各当事者が自分の合法的な権利・利益の違反に気付いた日から 1 年である。

第 208 条 団体労働争議の解決中に禁止される一方的行動

権限のある機関・組織・個人が、本法で規定された期間内に団体労働争議の解決に当たっている場合、いかなる当事者も他方の当事者に敵対する一方的行動を取ることはできない。

第 4 節 ストライキおよびストライキの解決

第 209 条 ストライキ

1. ストライキとは、労働争議の解決過程において要求の達成を目的とする労働組合が、一時的、自主的及び組織的に行う休業である。
2. ストライキは、利益に関する団体労働争議の場合で、本法第 206 条第 3 項で規定する期間の経過後にのみ決行することができる。

第 210 条 ストライキの組織および指導

1. 事業所の労働組合がある職場では、その労働組合の執行委員会がストライキを組織・指導する。
2. 事業所の労働組合がまだない職場では、上部労働団体が被雇用者の要請に基づいて、ストライキを組織・指導する。

第 211 条 ストライキの手順

1. 労働組合の意見を聴取する。
2. ストライキの決定を出す。
3. ストライキを決行する。

第 212 条 労働組合の意見聴取手続き

1. 労働組合のある事業所では、労働組合執行委員会の委員および生産グループのリーダーの意見を聴取する。労働組合が未登録の事業所では、生産グループのリーダー、または被雇用者の意見を聴取する。
2. 意見聴取は、投票または署名によって実施することができる。
3. ストライキのための意見聴取の内容は、以下の事項を含む。

a) 本法第 213 条第 2 項 b、c および d 号で規定する内容に関する
労働組合執行委員会の案。

b) ストライキに賛成か反対かの被雇用者の意見。

4. ストライキのための意見聴取の時間と形式は、労働組合執行委員会が
決定し、少なくとも 1 日前に雇用者に通告しなければならない。

第 213 条 ストライキ開始日時の通告

1. 聴取した意見の 50%超が労働組合執行委員会の案に賛成した場合、
労働組合執行委員会は書面でストライキの決定を行う。

2. ストライキの決定は、以下の内容を含まなければならない。

a) ストライキのための意見聴取の結果。

b) ストライキの開始日時、実施場所。

c) ストライキの実施範囲。

d) 労働組合の要求。

d) 労働組合執行委員会の代表者氏名、および解決のための連絡
先の住所。

3. ストライキ開始日の少なくとも 5 営業日前に、労働組合執行委員会はス
トライキの決定書を雇用者に送付し、同時に 1 部を労働に関する省
レベル国家管理機関に、1 部を省レベル労働団体に送付する。

4. ストライキ開始日時までに、雇用者が労働組合の要求を受け入れない
場合、労働組合執行委員会はストライキを組織・指導する。

第 214 条 ストライキ前、およびストライキ中の各当事者の権利

1. 団体労働争議の解決に向けて交渉を継続すること、または労働に関す
る国家管理機関、省レベルの労働団体・雇用者の代表組織に対し
調停を共に要請すること。

2. 労働組合執行委員会は、以下の権利を有する。

a) ストライキ実施前にストライキの決定を取り消すこと、または実施中
のストライキを中止すること。

b) 裁判所に対し、ストライキの合法性の認定を要求すること。

3. 雇用者は以下の権利を有する。

a) ストライキを組織・指導する労働組合執行委員会に対し、要求の
全部または一部を受け入れ、書面で通告すること。

b) 通常の活動を維持する、または資産を保護するための条件が十
全ではないことを理由として、ストライキの期間中に職場を一
時的に閉鎖すること。

c) 裁判所に対し、ストライキの非合法性の認定を請求すること。

第 215 条 不法なストライキ

1. 被雇用者の利益に関する団体労働争議以外から発生するストライキ。

2. 同じ雇用者の下で共に就労しているわけではない被雇用者のために
行われるストライキ。

3. 団体労働争議に対し、本法の規定に基づいた機関、組織、個人による
解決が試みられていない、または解決の過程にある時点でのスト
ライキ。

4. 政府が指定したリストに基づき、ストライキが禁止されている企業におい
て行われるストライキ。

5. ストライキの延期または停止に関する決定があったストライキ。

第 216 条 職場の一時閉鎖決定の通告

職場を一時閉鎖する日の少なくとも 3 営業日前に、雇用者は職場の一時
閉鎖の決定書を職場に公開掲示するとともに、以下の機関・組織に通告
しなければならない。

1. ストライキを組織・指導する労働組合執行委員会

2. 省レベルの労働団体

3. 雇用者の代表組織

4. 労働に関する省レベル国家管理機関

5. 所在地の県レベル人民委員会

第 217 条 職場の一時閉鎖が禁止される場合

1. ストライキの決定書に記載されたストライキ開始日時より 12 時間以上前

2. 労働組合がストライキを停止した後

第 218 条. ストライキ期間中の被雇用者の賃金とその他の合法的な権利

1. ストライキに参加しないが、ストライキにより休業しなければならない被
雇用者は、本法第 98 条第 2 項の規定に基づく休業中の賃金の支
払い、また労働法に基づくその他の権利を享受することができる。

2. ストライキに参加する被雇用者は、両当事者が別途合意がある場合を
除き、賃金の支払いおよびその他の権利を受けることはできない。

第 219 条. ストライキの期間前、期間中、期間後に禁止される行為

1. ストライキ権の行使を阻止すること。又はストライキに参加させるために
被雇用者を煽動する、誘惑する、強制すること。ストライキに参加し
ない被雇用者の出勤を阻止すること。

2. 暴力を用いること。雇用者の機械・設備・資産を壊すこと。

3. 公共の秩序・安全を侵害すること。

4. 被雇用者、ストライキの指導者に対する労働契約の解除、または労働規律処分を行うこと、またはストライキの準備、ストライキの参加を理由として、被雇用者およびストライキの指導者を別の業務に異動させる、または転勤させること。
5. ストライキに参加した被雇用者やストライキを指導した者に対する差別扱い、報復を行うこと。
6. 不法行為、その他の違反行為を行うためにストライキを利用すること。

第 220 条. ストライキが認められない場合

1. 政府が規定するリストに基づき、ストライキが安全、国防、健康、公共秩序に脅威を及ぼす国民経済に不可欠な業務を行う事業体では、ストライキを行ってはならない。
2. 国家管理機関は、労働組合の正当な要求を適宜解決し、支援するために、定期的に労働組合および雇用者の意見聴取を行わなければならない。

第 221 条. ストライキの延期・停止の決定

ストライキが国民経済、公益に重大な損害を及ぼす危険性があると判断する場合、省レベル人民委員会の委員長はストライキの延期、停止を決定し、国家の管轄機関・組織に解決を指示する。

政府は、ストライキの延期または停止、労働組合の権利の解決策について規定する。

第 222 条 手順・手続きに譲りのあるストライキの処理

1. ストライキの組織・指導において本法第 212 条および第 213 条の規定が順守されていない場合、省レベル人民委員会の委員長はストライキの手順・手続きに違反があるとの認定の決定書を出し、ただちに県レベル人民委員会の委員長に通告する。
2. 省レベル人民委員会の委員長の通告を受けた時から 12 時間以内に、県レベル人民委員会の委員長が議長となり労働に関する国家管理機関・同レベルの労働団体・直接関連する機関や組織と協力して、雇用者・事業所の労働組合、または上部の労働団体の執行委員会と面会し、両当事者の意見を聴取して解決策の模索を支援し、生産経営活動を通常に戻させる。

第 5 節 裁判所によるストライキの合法性審査

第 223 条. 裁判所によるストライキの合法性審査の要求

1. ストライキの過程、またはストライキの中止後 3 ヶ月以内に、各当事者は、裁判所へストライキの合法性審査に関する要求書を提出する権利を有する。
2. 要求書は以下の主要な内容を含む。
 - a) 要求書の日付
 - b) 受理する裁判所の名前
 - c) 要求者の氏名と住所
 - d) ストライキの指導組織の氏名、住所
 - d) 労働組合がストライキを行った雇用者の氏名と住所
 - e) 裁判所に対する解決の要求内容
 - g) 要求者の判断で解決に必要なその他の情報
3. 要求者は、ストライキの決定書、団体労働争議解決の権限を持つ機関・組織の決定書または調停議事録の写し、又はストライキの合法性審査に関する資料、証拠を添付して提出しなければならない。

第 224 条. 裁判所によるストライキの合法性審査の要求書を提出する手続き

裁判所によるストライキの合法性審査・決定に対する要求書の提出、受領の手續き、資料・証拠の提供義務は、民事訴訟法で規定するこの手續きと同様に行われる。

第 225 条. ストライキの合法性審査の権限

1. ストライキが発生した省レベルの人民裁判所は、ストライキの合法性審査の権限を持つ。
2. 最高人民裁判所は、ストライキの合法性に関する決定に対する不服申し立てを解決する権限がある。

第 226 条. ストライキの合法性審査評議会の構成

1. ストライキの合法性審査評議会は裁判官 3 名から成る。
2. ストライキの合法性の判決に対する不服申し立てについて、解決評議会は最高人民裁判所の裁判長より指名される裁判官 3 名から成る。
3. ストライキの合法性審査評議会のメンバーである裁判官を交代することは、民事訴訟法の規定に基づいて実施される。

第 227 条. ストライキの合法性審査要求書の解決の手續き

1. 要求書の受理次第、省レベル人民裁判所の裁判長は、ストライキの合法性審査評議会の設立を決定して、要求書への対応を解決する議長となる裁判官 1 名を指名する。

2. 要求書の受理後 5 営業日以内に、上記の指名された裁判官は、ストライキの合法性審査を検討する決定を出さなければならない。ストライキ合法性審査評議会の開会決定は、労働組合執行委員会、雇業者、及び関連する機関・組織に直ちに送付されなければならない。
3. ストライキの合法性審査を検討する決定の日から 5 営業日以内に、ストライキの合法性審査評議会は、会議を開会しなければならない。

第 228 条. ストライキの合法性審査の停止

裁判所は、以下の場合にストライキの合法性審査を停止する。

1. 要求者が要求書を撤回した場合。
2. 両当事者がストライキの解決について合意した、また裁判所が解決しないように要求書を提出した場合。
3. 要求書を提出した者が、合法的な召致を受けたにも関わらず 2 回欠席した場合。

第 229 条. ストライキの合法性審査評議会の会議の出席者

1. ストライキの合法性審査評議会は、議長となる裁判官が会議を指導して、裁判所の書記は議事録を作成する。
2. 労働組合と雇業者の代表者。
3. 裁判所の要求による機関、組織の代表者。

第 230 条. ストライキの合法性審査評議会の会議の延期

1. ストライキの合法性審査評議会の議長と、指名された裁判官、又はストライキの合法性審査評議会は、民事訴訟に関する法規に基づく会議の延期規定と同様の形式で、ストライキの合法性審査評議会の会議の延期を決定する。
2. ストライキの合法性審査評議会の会議の延期は、3 営業日を超えない。

第 231 条. ストライキ合法性審査評議会の会議の手順

1. ストライキ合法性審査評議会の議長が、会議の開会決定を発表し、要求書の内容を要約する。
2. 労働組合と雇業者の代表者が、各自の意見を述べる。
3. ストライキ合法性審査評議会の議長は、会議に出席する機関・組織の代表者に対し、意見を述べるよう要請することができる。
4. ストライキ合法性審査評議会は、協議の上で多数決により決定する。

第 232 条. ストライキの合法性に関する決定

1. ストライキの合法性に関する裁判所の決定は、ストライキの合法性の結論に至った理由と根拠を明記しなければならない。

ストライキの合法性に関する裁判所の決定は、裁判所で公開され、労働組合の執行委員会・雇業者・同じレベルの人民検察院に直ちに送付されなければならない。労働組合と雇業者は裁判所の決定を履行する責任を負うが、本法が規定する手続きに基づき不服を申し立てる権利を有する。

2. ストライキの合法性に関する裁判所の決定が発表され、ストライキが非合法と認定された場合、ストライキ参加中の被雇業者は直ちにストライキを中止し、職場に戻らなければならない。

第 233 条. 違反の処分

1. 被雇業者が、裁判所よりストライキが不法であるとの判決を受けたにも関わらず、ストライキを中止しない、また職場に復帰しない場合、違反の程度に応じて、労働法の規定に基づき処分を受けることもある。ストライキが、雇業者に損害を与える不法行為である場合、ストライキを指導した労働組合は、法規に基づいて損害を賠償しなければならない。
2. ストライキを利用し、公共秩序を乱し、雇業者の機械・設備・資産へ損害を与える者や、ストライキ権の実施の阻止、被雇業者がストライキを実施するよう扇動・誘惑・強制する、ストライキに参加した被雇業者やストライキを指導した被雇業者に対する差別扱い、報復を行う者は、違反の程度によって行政処分を受ける、あるいは刑事責任を追及されることもある。また、損害を与えた場合は、法規に基づき損害を賠償しなければならない。

第 234 条. ストライキの合法性に関する決定に対する不服申し立ての手順・手続き

1. ストライキの合法性に関する決定を受け取った日から 15 日以内に、労働組合の執行委員会と雇業者は最高人民裁判所に不服申し立て書を送付する権利を有する。
2. ストライキの合法性に関する決定に対する不服申し立て書を受理した後、最高人民裁判書は直ちにストライキの合法性を審査した裁判所に対し、審査・解決に必要な事件書類を転送するよう書面で要請しなければならない。
3. 要請書を受理した日から 3 営業日以内に、ストライキの合法性を審査した裁判所は、審査・解決に必要な事件書類を最高人民裁判所に転送しなければならない。

4. ストライキの合法性審査書類を受け取った日から 5 営業日以内に、不服申し立ての解決評議会が、ストライキの合法性に関する決定に対する不服申し立てを解決する。

最高人民裁判所の決定は、ストライキの合法性に関する最終決定である。

第 15 章

労働に関する国家管理

第 235 条 労働に関する国家管理の内容

労働に関する国家管理の主な内容は、次に掲げる通りとする。

1. 労働に関する法規範文書の公布および履行。
2. 労働需給・労働需給の変動に関する調査・統計・情報提供。人材・職業訓練・職業技能の開発・国家職業技能水準の枠組みの策定・全社会の労働力の配置と使用に関する政策・計画の決定。職業訓練の受講者または国家職業技能証明書の取得者のみを使用することができる職業リストの規定。
3. 労働に関する科学研究の実施。労働、労働市場・被雇用者の生活水準・所得に関する統計・情報収集
4. 調和的・安定的・進歩的な労使関係の発展を支援する組織・体制の構築。
5. 労働に関する監査・検査・不服申し立て・告訴の解決・法律違反の処分・法律の規定に基づく労働争議の解決。
6. 労働に関する国際協力。

第 236 条 労働に関する国家の管理権限

1. 政府は、全国規模における労働に関する国家管理を統一する。
2. 労働傷病兵社会事業省は、政府に対し労働に関する国家管理を履行する責務を負う。
各省庁及び省に相当する機関は、自らの任務、権限の範囲内で労働に関する国家管理において労働傷病兵社会事業省と協力し、履行する責任を持つ。
3. 各レベルの人民委員会は、地域における労働に関する国家管理を履行する。

第 16 章

労働監査、労働に関する法律違反の処罰

第 237 条 労働に関する国家監査の責任

労働傷病兵社会事業省、労働傷病兵社会事業局の監査は、以下の主な任務がある。

1. 労働に関する法規の遵守を監査すること。
2. 労働災害及び労働安全・労働衛生の違反を調査すること。
3. 労働条件、労働安全・労働衛生に関する技術標準・基準の体系の実施を指導すること。
4. 法律の規定に基づき労働に関する不服申し立て、告訴を解決すること。
5. 労働に関する違法行為を自らの権限で処理する、又は国家管轄機関に対し違反行為の処分を具申すること。

第 238 条 労働監査

1. 労働傷病兵社会事業省監査と労働傷病兵社会事業局監査が、労働に関する専門的監査部門の役割を履行する。
2. 放射線、石油・ガスの探査・開発、鉄道・水路・道路・空路の各輸送手段、武装勢力所属の小隊の各分野における労働安全・労働衛生の監査は、その分野の国家管理機関が労働に関する専門的監査部門と協力して実施する。

第 239 条 労働に関する違反処分

本法の規定に違反する行為を犯した者は、違反の性質、程度に応じて、規律違反行為の処分、行政違反処分、または刑事責任の追及を受ける。損害を発生させれば、法規に基づいて賠償をしなくてはならない。

第 17 章

施行条項

第 240 条 労働法の効力

1. 本法は 2013 年 5 月 1 日より施行される。
本法の施行日から、1994 年 6 月 23 日付労働法、改正労働法 No.35/2002/QH10、改正労働法 No.74/2006/QH11、改正労働法 No.84/2007/QH11 は失効する。
2. 本法の施行日から
 - a) 労働契約・労働協約・締結されたその他の合法的な合意、および本法の規定より被雇用者に有利な合意は、履行を継続される。本法の規定に適さない合意は修正・補則されなければならない。

b) 社会保険法 No.71/2006QH11 の出産休暇の期間に関する規定

は、本法の規定に基づき履行される。

本法の発効日前に出産休暇に入る女性の被雇用者が、2013年5月1日時点で社会保険法 No.71/2006QH11 の規定に基づく出産休暇中の場合、休暇の期間は本法の規定に基づき履行される。

3. 高級公務員・公務員・準公務員・人民軍部隊職員・人民公安職員・その他の社会組織職員・合作社社員の労働制度は、その他の法律文書によって規定される。ただし、対象により本法の一部規定が適用される。政府は、高級公務員・公務員・準公務員・人民軍部隊職員・人民公安職員に適用する具体的な賃金政策を公布する。

第 241 条 10 人未満の被雇用者を使用する職場における効力

10 人未満の被雇用者を使用する雇用者は、本法の規定を履行しなければならない。ただし、政府が規定する一部の基準や手続きを減免することができる。

第 242 条 細則と施行ガイダンス

政府と管轄機関は、本法において委任された各条項の細則と施行ガイダンスを規定する。

本法はベトナムの第 13 期国会の第 3 回会議で、2012 年 6 月 18 日に可決された。

国会議長

NGUYEN SINH HUNG

(グエン・シン・フン)

国会

ベトナム社会主義協和国
独立 - 自由 - 幸福

第 12/2012/QH13 号

ハノイ, 2012 年 6 月 20 日

労働組合法

決議第 51/2001/QH10 号に従い修正、追加された 1992 年ベトナム社会主義協和国憲法に基づき、国会は、労働組合法を公布する。

第 1 章 総則

第 1 条 労働組合

労働組合は、従業員や労働者層の大きな政治・社会組織として自主性の原則の下で設立され、ベトナム社会主義共和国の政治体制の一員となる。また、労働組合は、従業員、公務員、委員や労働者（以下「労働者」という）の代理人となり、国家機関、経済組織及び社会組織労働者の法的な権利及び利益を管理し、保護する責任を負う。

労働組合は、国家の管理、経済社会の管理、若しくは国家機関及び組織、機関、企業の監督、調査、監視を受けるほか、労働者に対して自己の知識、職業技能の向上、法令の遵守、ベトナム社会主義共和国の建設及び防衛のための啓蒙、教育を行う組織である。

第 2 条 適用範囲

この労働組合法は、以下のことを定める。

- ・ 労働者の労働組合を結成し、これに加入し活動する権利
- ・ 労働組合及び労働組合の組合員の役割、権利、責任
- ・ 労働組合に対する国の責任又は労働を使用する国家機関、組織、企業の責任
- ・ 労働組合活動の保障
- ・ 労働組合の紛争及び労働組合に関する法律違反の処分

第 3 条 適用対象

本法は、全ての各級の労働組合、国家機関、政治組織、政治・社会組織、政治社会

・ 職業組織、社会・職業組織、その他の労働法の定めに従って労働者を雇用する機関、組織、企業又は労働組合の組織及び活動に関係するベトナム国内における外国機関、外国組織、国際的な組織（以下「機関、組織、企業」という）、労働組合の組合員、労働者に適用される。

第 4 条 用語解釈

この法律において、以下の用語は次のように解釈される。

1. 「労働組合の権利」とは、労働者、労働組合員の労働組合の結成、加入、活動の権利、及び法律の定め、管轄機関の規則に準じる労働組合体系の権利をいう。
2. 「企業内労働組合」とは、1 社若しくは複数の機関、組織、企業の労働組合員が集まった組織で、法律の定め及びベトナム労働組合の定款に従って企業内労働組合の上級労働組合により認められた労働組合の下部組織をいう。
3. 「企業内労働組合の上級労働組合」とは、労働組合体系の一部であって、法律の定めとベトナム労働組合の定款に従って企業内労働組合の設立を認可し、当該組合の活動を指導すると共に、各企業内労働組合と連携を持つ責任を負う上級組織をいう。
4. 「専従で労働組合活動を行う労働組合幹部」とは、常に労働組合体系の活動を行うため、採用、任命された組合員をいう。
5. 「非専従で労働組合活動を行う労働組合幹部」とは、労働組合大会、各級の労働組合の会議により任命された他の業務と兼業する労働者又は労働組合執行委員会により労働組合の副委員長以上の職位に任命された労働者をいう。
6. 「雇用主」とは、法令に従って労働者の採用、雇用、及び賃金の支払いをする機関、組織、企業をいう。
7. 「労働組合の権利に関する紛争」とは、労働者、労働組合員、労働組合と雇用主との間で発生した労働組合の権利の履行に関する紛争をいう。
8. 「ベトナム労働組合の定款」とは、労働組合の方針、目的、組織及び活動の原則、各級の労働組合及び労働組合員の権利、責任に関する法的な文書であり、当該文書はベトナム労働組合大会で認められたものとする。

第 5 条 労働組合の結成、加入、活動の権利

1. 機関、組織、企業に就労しているベトナム人労働者は、労働組合を結成し、これに加入し活動する権利を有する
2. 労働組合の設立、加入、活動の手続きはベトナム労働組合の定款に従う。

第6条 労働組合の組織及び活動に関する原則

1. 労働組合は、自主性の原則の下で設立され、合議・民主の原則に基づいて組織及び活動するものとする。
2. 労働組合は、ベトナム労働組合の定款に基づいて組織され、活動し、党の方針、主張、政策及び国の法令を満たすものとする。

第7条 労働組合の組織体系

労働組合の体系は、各級の労働組合を含みベトナム労働総同盟及びベトナム労働組合の定款に準じる。

企業内労働組合は、国家機関、政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織、社会・職業組織、その他の労働に関する法令に基づいて労働者を雇用する機関、組織、企業又はベトナム国内における外国機関、外国組織、国際的な組織の内部で構成されるものとする。

第8条 労働組合に関する国際協力

労働組合に関する国際協力は、ベトナムの法令及び国際慣例に従って、平等性、独立尊重、国家主権を保護する原則の下で行われる。

各級の労働組合が国際労働組合に加入する場合は、関連法令及びベトナム労働組合の定款に準じる。

第9条 禁止行為

1. 労働組合の権利行使を妨害する若しくは困難を与えること。
2. 労働者が労働組合を設立したこと、又は労働組合活動に加入したことを理由に、労働者を差別する若しくは労働者の利益に損害を与えること。
3. 経済的手段その他の手段を用いて、労働組合の組織及び活動に干渉すること。
4. 違法行為を行う或いは労働組合の権利を利用して国家の利益及び機関、組織、企業、個人の正当な権利、利益を侵害すること。

第2章 労働組合及び組合員の権利、責任

第1節 労働組合の権利、責任

第10条 労働者の代理人となり、労働者の法的な権利及び利益を保護すること。

1. 労働者に対し、労働契約及び雇用契約の締結、履行の権利、責任に関して指導し、法律相談を行う

2. 労働者の代理人として、集団労働協約の交渉及び署名のほか労働協約の履行状況を監視する。

3. 雇用主が企業内の賃金体系、等級別賃金体系及び労働ノルマを設定する時には、これに参加する。また、賃金体系、等級別賃金体系、労働ノルマ、その他の賃金支払い規制及び賞与制度、就業規則等の遵守状況を監視する。

4. 労働者の権利及び義務に関する問題を解決するために雇用主と直接対話を行う。

5. 労働者への法律相談を行う。

6. 管轄機関、関連組織、個人が労働紛争を解決する時には、これに参加する。

7. 労働者集団若しくは労働者個人の正当な権利、利益が侵害された場合、管轄機関、組織に陳情する。

8. 労働者集団の合法的な権利、利益が侵害された場合、当該労働者集団の代理人として裁判所へ提訴する。また、自己の正当な権利、利益が侵害された労働者の要求により、当該労働者の代理として裁判所へ提訴する。

9. 労働者集団或いは労働者の正当な権利、利益を保護するために、当該労働者集団及び労働者の代理人として労働、行政、企業倒産に係る告発を行う。

10. 法令に従ってストライキを組織し指導する。

政府は、ベトナム労働総同盟と協議した上、本条を具体的に定める。

第11条 国家管理、経済社会管理への参加

1. 国家機関が経済社会、労働、職業、賃金、社会保険、健康保険、労働保護に関する政策、法令、また、労働組合の組織、労働者の権利と義務に関する法律を制定する際には、これに参加するものとする。

2. 労働保護及び科学技術の研究と適用、ならびに労働安全、労働衛生の基準の制定に関して国家機関と協力するものとする。

3. 国家機関が社会保険、健康保険を管理し、法令に従って労働者及び労働者集団の苦情、告発を解決する際には、これに参加する。

4. 機関、組織、企業内における調和の取れた安定及び進歩的な労働関係を築くことに参加する。

5. 機関、組織、企業内における民主的な原則の構築及び執行に参加する。

6. 産業別、地域別、及び機関、組織、企業別の各部門で行われる競技会、試験に関して協力する。

政府は、ベトナム労働総同盟と協議した上、本条を具体的に定める。

第12条 法律、条例の提案及び政策、法令の制定に関する陳情

1. ベトナム労働総同盟は、国会若しくは国会常務委員会へ法律、条例を具申する権利を有する。
2. 各級の労働組合は、管轄機関へ労働組合の組織、労働者の権利及び義務に関する政策、法律の制定、修正、追加等を陳情する権利を有する。

第13条 会議、勉強会への出席

ベトナム労働総同盟の委員長及び各級の労働組合の委員長は、同級的な機関、組織により行われる労働者の権利及び義務に係る会議、勉強会に出席する権利、責任を負う。

第14条 機関、組織、企業の活動の監督、調査、監視に参加する

1. 国家機関が労働および労働組合、公務員、社会保険、健康保険に関する体制、政策、法令、その他労働者の権利、利益に関する法律の履行状況を監督、調査、監視する場合には、これに参加する。また、労働災害、職業病の調査にも参加する。

本条第1項に従う監督、調査、監視に参加する場合、労働組合は次に掲げる権利を有する。

- a) 機関、組織、企業に対し、係る問題に関する情報、証憑類の提出、説明を求めることができる。
- b) 欠点の改善、違法の防止、問題の解決、法律違反行為の処罰に関する方策を陳情することができる。
- c) 職場において、労働者の健康又は生命に係わる危険が発生する恐れがある場合、労働組合は、労働の安全を確保するために、機関、組織、企業若しくは個人にかかる危険を排除する措置または活動停止を求めることができる。

第15条 労働者への啓蒙、教育

1. 労働者に対し、党の方針、主張、政策、労働組合及び労働者に関する法令を啓蒙する
2. 労働者の向学心、政治・文化・専門的な知識、職業技能及び法律、機関・組織・企業の規則の遵守意識を向上させるための啓蒙、教育を実施する。
3. 労働者に対し、節約、無駄をなくす、また汚職を排除するための啓蒙、教育を実施する。

第16条 労働組合の組合員の増加と企業内労働組合の設立

1. 労働組合は、機関、組織、企業内の労働組合及び組合員を組織する権利、責任を負う。
2. 企業内労働組合の上級労働組合は、労働組合の結成、加入、活動に係ることにに関して労働者に啓蒙、教育する労働組

合幹部を任命し、機関、組織、企業へ派遣する権利、責任を負う。

第17条 機関、組織、企業内の労働者に対する企業内労働組合の上級労働組合の権利及び責任

企業内労働組合が結成されていない機関、組織、企業において、企業内労働組合の上級労働組合は、労働者の要請を受けて労働者の代理人となり、労働者の法的な権利及び利益を保護する権利、責任を負う。

第2節 労働組合の組合員の権利及び責任

第18条 労働組合の組合員の権利

1. 労働組合に個人の代弁、法的な権利や利益に関する保護を依頼することができる。
2. 労働組合の業務に関して得た情報の検討、意見交換そして議決することができる。また、労働組合に関する法令、党の方針、主張、政策の情報、労働組合の規定に関して情報を取得する権利を有する。
3. ベトナム労働組合の定款に従う労働組合の指導者の候補を立てて選挙を行う。また、労働組合幹部に対する質疑応答や違法行為をした労働組合幹部に対する懲戒処分を要求することができる。
4. 労働組合から労働及び労働組合に関する法律の無料相談を受けられることができる。
5. 疾病若しくは困難に遭遇したときは、労働組合から職業の斡旋、職業訓練に関して支援を受けることができる。
6. 労働組合が主催する文化、スポーツ、旅行などの活動に参加することができる。
7. 機関、組織、企業の労働者に対する制度、政策、規定に関して労働組合に陳情することができる。

第19条 労働組合の組合員の責任

1. ベトナム労働組合の定款、議決に従い、労働組合の活動に参加し、健全な労働組合を構築すること。
2. 政治、文化、専門的な知識及び職業技能を向上させて労働者の資質のグレードアップを図り、憲法と法律の遵法精神を持って就労かつ生活すること。
3. 同僚と団結し、同僚に対して知識、職業技能の向上、効率的な就労についてお互い協調していく。また、労働者と労働組合の法的な権利、利益を保護すること。

第3章 労働組合に対する国家、機関、組織、企業の責任

第20条 労働組合と国家、機関、組織、企業との関係

労働組合と国家、機関、組織、企業との関係は、相互的な協力関係であって、法律に従ってそれぞれの当事者の役割、権利、責任を履行し、調和の取れた安定的な労働関係の構築に寄与することである。

第 21 条 労働組合に対する国家の責任

1. 労働組合が法律の定めに従い役割、権利、責任を履行するための適切な条件を保障し、支援をすること。
2. 労働、労働組合に関する法令及び労働組合の組織、労働者の権利、利益に関する法令の啓蒙、公開、教育を行う。また、労働組合に関する法律の適用を監督及び監視し、労働組合法令の違反に関して処罰を科す。労働組合と協力し、労働者の法的な権利、利益に関する管理及び保護を行う。
3. 労働組合の組織及び労働者の権利、利益に係る政策、法令を制定するときは、労働組合と協議すること。
4. 労働組合と協力すると共に、労働組合が国家や経済社会からの管理を受けること及び労働者の代理人として法的な権利、利益を保護するための適切な条件を整備すること。

第 22 条 労働組合に対する機関、組織、企業の責任

1. 労働組合と協力し、法令の定めに従い、それぞれの当事者の役割、権利、義務を履行すること。
2. 労働者の労働組合の結成、加入、活動のための適切な条件を整備すること。
3. 同級の労働組合と協力し、協力体制を築き活動すること。
4. 企業内労働組合を承認し、当該労働組合が法律の定めに従って権利、責任を遂行できるよう適切な条件を整備すること。
5. 労働組合から要求があった場合、機関、組織、企業の組織及び活動に関する全ての正確な情報を即ちに提供すること。
6. 労働組合と協力し、集団労働協約及び企業内の民主的な規定に関して意見を交換した上で交渉、署名、執行を行うこと。
7. 労働者の権利、義務について決める前に同級の労働組合と協議すること。
8. 労働組合と協力し、労働紛争及び労働法令の適用に関する問題を解決すること。
9. 本労働組合法の第 24 条、第 25 条、第 26 条の定めの下で労働組合及び労働組合幹部の組合活動を保障し、また、労働組合費を拠出すること。

第 4 章 労働組合の活動に関する保障

第 23 条 労働組合の組織及び労働組合幹部に関する保障

1. 法律の定めに従って役割、権利、責任を遂行するために、各級の労働組合は、組織、活動を行う幹部、公務員の人数が保障される。
2. ベトナム労働総同盟は、労働組合の体系及び労働組合幹部の役職に係る草案を管轄機関へ報告するか若しくは管轄範囲内で決定すること。
3. 労働組合の幹部を管理する機関は、企業内労働組合の規模、義務、従業員数に応じて、専従で労働組合活動を行う労働組合幹部の人数を決定し、配置すること。

第 24 条 労働組合活動の条件に関する保障

1. 機関、組織、企業は、労働組合が活動するために必要な活動施設を供与する責任を負う。
2. 労働組合幹部が非専従で労働組合活動を行う場合、当該労働組合幹部は、勤務時間の一部を労働組合活動に使用する権利を有する。企業内労働組合の委員長若しくは副委員長は、一月に勤務時間内の 24 時間、また、労働組合執行委員会の委員、労働組合のリーダー又は、サブリーダーは、一月に勤務時間内の 12 時間を労働組合活動に充てることのできるものとし、労働組合活動に充当した時間についても通常の賃金が支払われるものとする。非専従の労働組合幹部が労働組合活動を行う時間の増加は、機関、組織、企業の規模に応じて、企業内労働組合執行委員会と雇用主との協議によって定められるものとする。
3. 非専従で労働組合活動を行う労働組合幹部は、賃金を減額されることなく、上級労働組合が主催する会議、勉強会に参加するために職場を離れることができる。会議、勉強会の参加期間中の交通費及び日常生活費は、上級労働組合により支払われるものとする。
4. 非専従の労働組合幹部は、雇用主から通常の賃金の支払いを受けるほか、ベトナム労働総同盟の定めに従って労働組合における責任手当てを受けることができる。
5. 専従で労働組合活動を行う労働組合幹部は、労働組合基金より賃金の支払いを受けるほか、企業内の就業規則又は労働協約に従い、企業内の他の労働者と同様の団体福祉給付金を受けることができる。

第 25 条 労働組合幹部の保障

1. 労働者の労働契約は満了したが、当該労働者が兼業している非専従の労働組合活動が継続している場合、組合活動完了まで労働契約を期間延長しなければならない。
2. 非専従で労働組合活動を行う労働組合幹部に対し、企業内労働組合執行委員会若しくは企業内労働組合の上級労働組合執行委員会の合意がない限り、雇用主は労働契約を一方的に解除することはできない。また、解雇、退職の強要、配置転換をしてはならない。両当事者間で協議することができない場合、両当事者は管轄機関へ報告しなければならない。雇用主は管轄機関へ報告してから 30 日以降に契約解除ができるが、自らの決定に責任を負わなければならない。

3. 機関、組織、企業による労働契約の不当な解除、不当な退職強要又は不当解雇された非専従の労働組合活動を行う労働組合幹部について、労働組合は管轄機関に提訴する責任を負う。依頼を受けた労働組合は、労働組合幹部の法的な権利及び利益を保護するために労働組合幹部の代理人となり、裁判所に提訴すると共に、転職を支援し、ベトナム労働総同盟の規則に従って雇用中断期間中の補助金を出すものとする。

第26条 労働組合の財源

労働組合の財源は、次の収入源を含む

1. ベトナム労働組合の定款に従う組合員からの組合費
2. 雇用主（機関、組織、企業）から支払われる給与から社会保険料を差し引いた賃金基本額の2%
3. 国家予算からの拠出金又は補助金
4. 労働組合の文化、スポーツ、経済等の活動及び国家主導で行われる案件により生じた金。また、国内若しくは外国の組織、個人からの支援金、補助金

第27条 労働組合の財務の管理及び運用

1. 労働組合は、ベトナム労働総同盟の規定、その他の関連法令に従って労働組合の財務を管理、運用する。
2. 労働組合の財務は労働組合の権利、責任の遂行及び労働組合の活動を維持する目的に運用されるものとする。具体的には以下のとおりである。
 - a) 党の方針、主張、政策又は国の法令の啓蒙、公表、教育の実施、若しくは労働者の専門的知識、職業技能の向上を図るため。
 - b) 労働者の代理人として労働者の法的な権利、利益を保護するための活動。
 - c) 労働組合員の勧誘、企業内労働組合の設立、健全な労働組合活動。
 - d) 労働組合主催の活動。
 - d) 党、国、労働組合組織の人材としての能力がある労働組合幹部若しくは優秀な労働者の育成。
 - e) 労働者に対する文化、スポーツ、旅行に係る活動。
 - g) 性に関する若しくは男女平等に係る活動。
 - h) 労働組合員又は労働者の疾病、妊娠出産、その他の危険や困難に遭遇した場合の支援、補助。
 - i) 優秀な労働者若しくは優秀な成績を収めた労働者の子供への褒賞。
 - k) 専従で労働組合活動を行う労働組合幹部への給与又は非専従で労働組合活動を行う幹部への手当て。

l) 各級の労働組合の活動資金

m) その他

第28条 労働組合の資産

労働組合の資産は、以下の財源より構成されるものとする。

- ・ 労働組合員からの組合費
- ・ 労働組合への資金
- ・ 国家から所有権を移転された資産
- ・ その他（法令の規定に準じる資産）

ベトナム労働総同盟は、法律に定めに従って労働組合の資産を管理する権利、責任を負う。

第29条 労働組合の資産の調査、監視

1. 上級の労働組合は、法律及びベトナム労働総同盟の規則に従って、下級の労働組合の財務運用を指導し、運用状況の調査、監視を行う。
2. 労働組合の調査機関は、法律及びベトナム労働総同盟の規則に基づいて、労働組合の財務の運用及び管理状況を調査する。
3. 管轄機関は、法律に従って労働組合の財務の運用及び管理を監督、調査、監視し、会計監査を行う。

第5章 労働組合における紛争の解決と労働組合法違反に対する処分

第30条 労働組合の権利における紛争の解決

労働組合の組合員、労働者、労働組合と機関、組織、企業との間で起きた労働組合の権利における紛争の解決に関する管轄権及び解決方法は以下のとおりである。

1. 労働関係から発生した労働組合の権利及び責任における紛争に関する管轄権、解決方法は労働紛争解決の法令に準じる。
2. 他の関係から発生した労働組合の権利及び責任における紛争に関する管轄権、解決方法は紛争内容に関連する法令に準じる。
3. 雇用主が労働組合に対する責任を履行しなかった若しくは責任を拒否したことによる紛争の解決に関しては、企業内労働組合若しくは企業内労働組合の上級労働組合が管轄機関へ解決を依頼するか、又は法律に則って上級裁判所へ提訴する。

第31条 労働組合法令違反に関する処分

1. 本法の規定、その他の労働組合の権利に関する法令に違反した者（機関、組織、企業、個人）は、違反の程度に応じて、

懲戒処分、罰金、損害賠償、若しくは法令の規定に従って刑事罰を受けるものとする。

2. 政府は、労働組合法令の違反行為に対する罰則を具体的に定める。

第6章 施行規則

第32条 施行効力

本法律は、2013年1月1日に発効する。

1990年に公布された労働組合法は本労働組合法の発効日から無効となる。

第33条 具体的な規定及び施行案内

政府は、この法の詳細を具体的に規定し、施行案内を行う。

本法律は、ベトナム社会主義共和国第13期国会第3会期において2012年6月20日に成立した。

国会議長

Nguyễn Sinh Hùng

グエン シン フン

大統領令

法律の施行に関する 2004 年 12 月 14 日第 23/2004/L-CTN 号命令

ベトナム社会主義共和国大統領

1992 年ベトナム社会主義共和国憲法第 103 条及び第 106 条（2001 年 12 月 25 日第 10 期第 10 回国会決議第 51/2001/QH10 号により修正及び追加）、国会組織法第 91 条及び法律文書の公布に関する法律第 50 条に基づき、競争法をここに公布する。

この法律は、2004 年 12 月 3 日、第 11 期第 6 回ベトナム社会主義共和国国会で可決された。

ベトナム社会主義共和国大統領

チャン・ドゥック・ルオン

競争法 (第 27/2004/QH11 号)

※ この条文テキストは、日本の公正取引委員会の協力によるものです。

1992 年ベトナム社会主義共和国憲法（2001 年 12 月 25 日、第 10 期第 10 回国会決議第 51/2001/QH10 号により修正及び追加）に基づき、この法律は、競争について定める。

第 1 章 総則

第 1 条 規制の範囲

この法律は、競争制限行為、不公正な競争行為、競争法違反事件を処理するための決定及び手続、並びに競争法令の違反の審査に係る措置について定める。

第 2 条 適用の対象

この法律は、次に掲げる者に適用される。

1. 企業及び個人（以下、「事業者」という）。事業者には、製品の生産及び供給を行う事業者、公共サービスを提供する事業者、国家独占部門及び国家独占分野において事業を行う事業者、並びにベトナムにおいて事業を行う外国事業者が含まれる。
2. ベトナムにおいて事業を行う専門職組合

第 3 条 定義

この法律において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

1. 「関連市場」とは、関連製品市場及び地理的関連市場をいう。
「関連製品市場」とは、物品又はサービスについて、その特性、利用目的及び価格に関して代替可能な物品又はサービスの市場をいう。
「地理的関連市場」とは、特定の地域であって、当該特定の地域にお

いて類似の競争条件下で代替可能な物品又はサービスが存在し、かつ、近隣地域と実質的に異なっている市場をいう。

2. 「専門職組合」には、製品組合及び商業組合が含まれる。

3. 「競争制限的行為」とは、事業者によって行われる市場における競争を減少、歪曲及び阻害する行為をいう（競争制限的協定、市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用及び経済集中を含む）。

4. 「不公正な競争行為」とは、事業者が事業の実施過程で行う競争行為のうち、商業倫理の共通基準に反し、国益、及び他の事業者又は消費者の法令上の権利及び利益に、害を与える、又は与えるおそれのあるものをいう。

5. 「特定の種類の物品又はサービスにおける事業者の市場占有率」とは、月間、四半期間又は年間における、関連市場で取引される特定の種類の物品若しくはサービスの全事業者の総売上価額のうち当該事業者の売上価額の占める比率、又は関連市場で取引される特定の種類の物品若しくはサービスの全事業者の総購入価額のうち当該事業者の購入価額の占める比率をいう。

6. 「合計市場占有率」とは、競争制限的協定を締結し又は経済集中に参加する事業者の、関連市場におけるそれぞれの市場占有率を合計した比率をいう。

7. 「物品又はサービスの生産総費用」とは、次に掲げるものをいう。

- a. 製品又はサービスの生産費用、及び物品の購入費用
- b. 物品又はサービスを消費者へ届けるまでの流通費用

8. 「違反事件」とは、この法律の規定に違反する兆候を示す事件であって、法令の定めるところに従って管轄当局の審査及び措置の対象となるものをいう。

9. 「審査手続」とは、違反事件を処理及び審査するために、この法律に規定された諸手続に従って当局、各種団体及び個人が行う活動をいう。

10. 「商業上の秘密」とは、次の各号に掲げるすべての要件に該当する情報をいう。

- a. 公然と知られていない情報
- b. 事業に利用可能であり、かつて利用された実績があり、当該情報の保有者が、これを保有又は利用しない者よりも有利な立場に立つことになる情報
- c. 当該情報の保有者により、開示及び入手を阻止するために必要な手段を講じられ、秘密性が保たれている情報

11. 「連鎖的販売」とは、次の各号の要件に該当する小売商品の販売方法をいう。

- a. 連鎖的販売の加入者が重層的かつ多数の販売網を通じて小売商品の販売を行うこと。
- b. 連鎖的販売の加入者が、消費者の自宅若しくは勤務先、又は事業者若しくは加入者の通常の小売販売場所以外の場所において、消費者に対して商品を直接販売すること。
- c. 連鎖的販売の加入者が、加入者が組織し、かつ、連鎖的販売事業者の承認した販売網の枠内で、加入者及び当該加入者よりも下位の連鎖的販売の加入者の売上から、報酬、ボーナスその他経済的利益を受け取るものであること。

第4条 事業競争を行う権利

1. 事業者は、法律の枠組みの範囲内で、競争する自由を享受する。国は、事業競争を行う権利を法的に保護しなければならない。

2. 競争は、誠実の原則に基づき、国益、公共の利益、事業者又は消費者の法律上の権利及び利益を害することなく、この法律の規定を遵守して行われなければならない。

第5条 この法律、その他の関連法及び国際協定の適用

1. この法律と競争制限的行為又は不正な競争行為について定める他の法令の規定の間に不一致があるときは、この法律の規定を適用する。

2. ベトナム社会主義共和国がこの法律と異なる規定を含む国際協定に調印し、又は加盟したときは、当該国際協定の規定を適用する。

第6条 政府当局に対する禁止行為

政府当局は、市場競争を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

1. 事業者、各種団体又は個人に対し、政府当局が指定する事業者に物品を売買し、又はサービスを提供するよう強要すること。ただし、国家独占分野における物品及びサービス又は法律で定められた緊急時における物品及びサービスを除く。

2. 事業者を差別的に取り扱うこと。

3. 市場における競争から他の事業者を排除、制限又は阻害するため、互いに提携するよう専門職組合又は事業者が強要すること。

4. その他事業者の適法な事業活動を阻害する行為を行うこと。

第7条 競争に関する行政責任

1. 政府は、競争について、統一的な行政を実施する。

2. 商業省は、競争に係る行政の実施につき、政府に対して責任を負う。

3. 省及び省に準ずる政府機関並びに地方人民委員会及び省人民委員会は、競争に係る行政の実施につき、それぞれの職務権限の範囲内において、商業省と相互に協力しなければならない。

第2章

競争制限的行為の規制

第1節 競争制限的協定

第8条 競争制限的協定

競争制限的協定には、次の各項に掲げる協定が含まれる。

1. 直接的であるか間接的であるかを問わず、物品又はサービスの価格を拘束する協定

2. 販売経路、物品の原料供給又はサービスの供給を分配する協定

3. 物品又はサービスの生産量、購入量又は販売量を、制限又は調整する協定

4. 技術開発又は投資を制限する協定

5. 物品又はサービスについて売買契約を締結する際に、取引の相手方に条件を課す協定、又は売買契約に直接関係しない義務を取引の相手方に強要する協定

6. 他の事業者が市場へ新規参入し又は事業を拡大することを阻止、制限、又は妨害する協定

7. 協定に参加していない事業者を市場から排除する協定

8. 物品の供給又はサービスの提供に関する入札において、協定を締結した1又はすべての事業者に落札させることを黙認すること。

第9条 禁止される競争制限的協定

1. この法律の第8条第6項、第7項及び第8項に規定した競争制限的協定は、これを禁止する。

2. この法律の第8条第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項に規定した競争制限的協定は、協定を締結した事業者の関連市場における合計市場占有率が30パーセント以上になる場合、これを禁止する。

第10条 競争制限的協定禁止の適用除外

1. この法律の第9条第2項に規定した競争制限的協定については、それが費用を減少させることによる一般消費者への裨益を目的とし、当該協定が次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合には、一定の期間、適用除外とする。

a. 組織体制若しくはビジネスモデルを合理化し、又は事業効率の向上を図るもの

b. 技術の進歩を促進し、物品及びサービスの質を向上させるもの

c. 異なる種類の製品に対して品質基準及び技術標準の統一的適用を促進するもの

- d. 価格及び価格要素に関係しない事業内容、物品の納期及び支払条件の調和をはかるもの
- e. 中小事業者の競争力を強化するもの
- f. 国際市場におけるベトナムの事業者の競争力を強化するもの

2. 適用除外の許可及び条件に係る決定又は手続については、本章第4節の規定に従う。

第2節 市場支配的地位及び独占的地位の濫用

第11条 市場支配的地位を有する事業者及び事業者団体

1. 事業者が関連市場において30パーセント以上の市場占有率を有するとき、又は競争を実質的に制限することが可能な状態にあるとき、当該事業者は、当該関連市場において市場支配的地位を有するものとみなされる。

2. 事業者団体が競争制限的行為を行っている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者団体は、当該市場において市場支配的地位を有するものとみなされる。

- a. 関連市場において2事業者の合計市場占有率が50パーセント以上であるとき。
- b. 関連市場において3事業者の合計市場占有率が65パーセント以上であるとき。
- c. 関連市場において4事業者の合計市場占有率が75パーセント以上であるとき。

第12条 独占的地位を有する事業者

関連市場において事業者が扱っている物品又はサービスにつき、競争相手となる他の事業者が存在しない場合、当該事業者は、独占的地位を有するものとみなされる。

第13条 市場支配的地位の濫用の禁止

市場支配的地位を有する事業者及び事業者団体は、次の各項に掲げる行為を行ってはならない。

1. 競争者を排除する目的で、総原価を下回る価格で物品を販売し、又はサービスを提供すること。
2. 顧客に不利益をもたらすような物品又はサービスについて、不当な販売価格若しくは購入価格を強制し、又は最低再販売価格を決定すること。
3. 顧客に損害をもたらすような、物品又はサービスの、生産若しくは流通の制限、市場の制限、又は技術開発を妨害すること。
4. 競争上の不平等をもたらすことを目的として、同種の取引において異なる取引条件を付与すること。
5. 物品又はサービスの購入又は販売契約を締結するに当たり、取引の相手方に条件を課すこと、又は当該契約事項に直接関係のない義務を取引の相手方に強要すること。
6. 新規競争者が市場へ参入することを阻止すること。

第14条 独占的地位の濫用の禁止

独占的地位を有する事業者は、次の行為を行ってはならない。

1. 第13条に規定された行為。
2. 顧客に不利益な条件を課すこと。
3. 独占的地位を濫用して、合理的な理由がないにもかかわらず、一

方的に契約を変更又は破棄すること。

第15条 公益に係る製品、サービスの生産、供給を行う事業者、及び国家独占分野における事業者に対する規制

1. 国は、国家独占分野における事業者に対し、次の各号に掲げる措置により規制を行う。

- a. 国家独占分野における物品又はサービスの購入価格又は販売価格を決定
- b. 国家独占分野における物品又はサービスの数量、供給量及び市場範囲を設定

2. 国は、公益に係る製品又はサービスの生産及び供給を行う事業者に対して、公示価格に基づいて物品を調達させ、数値目標の設定を行い、又は入札を実施する等の規制措置をとる。

3. 事業者が国家独占分野以外の事業分野で事業活動を行い、公益に係る製品、サービスを生産、供給する場合、当該事業者には、本条第1項及び第2項の規定を適用しない。ただし、この法律のその他の規定は適用される。

第3節 経済集中

第16条 経済集中

経済集中とは、事業者が行う次の各号に掲げるいずれかの行為をいう。

1. 吸収合併
2. 新設合併
3. 事業取得
4. 共同事業
5. 法で定めるその他の経済集中行為

第17条 吸収合併、新設合併、企業買収及び共同事業

1. 「吸収合併」とは、1又は複数の事業者がその財産、権利、義務及び法律上の利益のすべてを他の事業者に承継させることにより、吸収合併された事業者を消滅させることをいう。

2. 「新設合併」とは、2以上の事業者がその財産、権利、義務及び法律上の利益のすべてを新たに設立する会社に承継させることにより、当該事業者を消滅させることをいう。

3. 「事業取得」とは、1事業者が、他の事業者の財産の一部又はすべてを取得することにより、当該他の事業者の事業の一部又はすべてを経営又は支配することをいう。

4. 「共同事業」とは、2以上の事業者が共同して、その所有する財産、権利、義務及び法律上の利益の一部を出資して、新たに会社を設立することをいう。

第18条 経済集中の禁止

経済集中を行うことにより関連市場における合計市場占有率が50パーセントを超えるときは、当該経済集中を行うことを禁止する。ただし、第19条に定める場合、又は経済集中を行った後の会社が法の定める中小事業者に該当する場合には、本条は適用されない。

第19条 経済集中の禁止の適用除外

第18条により禁止された経済集中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その適用を除外する。

1. 経済集中を行う1又は複数の事業者が解散又は破産の危険に陥っているとき。

2. 経済集中を行うことにより、輸出の拡大又は社会経済の発展若しくは技術進歩への貢献という効果がもたらされるとき。

第20条 経済集中の届出

1. 経済集中に参加した事業者の関連市場における合計市場占有率が30パーセント以上50パーセント以下となる場合、経済集中を行う前に、当該経済集中に参加する事業者の法律上の代表者は、競争管理庁に届出をしなければならない。

経済集中後、経済集中に参加する事業者の関連市場における合計市場占有率が30パーセント未満となる場合、又は経済集中後、新たに設立される会社が法の定める中小事業者に該当する場合は、競争管理庁にその届出をする必要はない。

2. 経済集中に参加する事業者が第19条の適用除外申請の申立て資格を有する場合は、経済集中の届出に代わり、本章第4節に定める規定に基づき適用除外申請書類を提出しなければならない。

第21条 経済集中に係る届出書類

1. 経済集中の届出は、次の各号に掲げる書類により行う。
 - a. 競争管理庁の届出様式に従って作成された経済集中の届出書
 - b. 経済集中に参加する事業者すべての事業登録証明書の真正な写し
 - c. 経済集中に参加する各事業者の直近の連続した2年間の財務諸表（法の定めるところに従って設立された監査法人の監査証明書を添付すること）
 - d. 経済集中に参加する各事業者の事業部門一覧表
 - e. 経済集中に参加する各事業者及び当該事業者の事業部門が取り扱う物品又はサービスの種類の一覧表
 - f. 経済集中に参加する各事業者の関連市場における市場占有率に関する直近2年間の報告書
2. 経済集中の届出書類を提出する事業者は、届出書類が真正であることについて、責任を負う。

第22条 経済集中に係る届出書類の受理

競争管理庁は、経済集中に係る届出書類の受領後7営業日以内に、届出書類が有効になされ、かつ、不備のない旨を届出書類を提出した事業者に書面で通知しなければならないが、届出書類に不備がある場合には、競争管理庁は、補足すべき箇所を明確に指摘してこれを通知しなければならない。

第23条 経済集中の届出に対する回答期限

1. 競争管理庁は、経済集中に係る不備のない届出書類を受領した後45日以内に、届出書類を提出した事業者に書面で回答を行わなければならない。競争管理庁は、この書面回答において、当該経済集中が次の各号のいずれに該当するかを確定しなければならない。
 - a. 経済集中が、禁止事由に該当しないこと。
 - b. 経済集中が、第18条の禁止事由に該当すること。この場合には、書面に禁止の理由を明確に記載しなければならない。
2. 決定を行う際に多数の複雑な状況を勘案しなければならないときは、競争管理庁長官は、本条第1項に規定した回答期限を2回まで、それぞれ最長30日間延長することができる。回答期限の延長を行う場合は、回答期限の満了する3営業日前までに、延長理由を明確に記載した回答延長の通知を届出書類を提出した事業者に対して書面により行うものとする。

第24条 経済集中の実施

第20条第1項の届出を行った経済集中に参加する事業者の法律上の代表者は、当該経済集中がいかなる禁止事由にも該当しない旨を競争管理庁が書面で回答した場合にのみ、法令の定めに従って、政府当局において経済集中の実施手続をとることができる。

第4節 適用除外の手続

第25条 適用除外の決定権限

1. 第10条及び第19条第1項の適用除外については、商業大臣が検討を行い、書面によりこれを決定する。
2. 第19条第2項に規定する適用除外事由については、首相が書面によりこれを決定する。

第26条 適用除外申請書類の提出者

適用除外申請書類を提出する者は、競争制限的協定又は経済集中の参加当事者である者とする。

第27条 競争制限的協定又は経済集中の参加当事者の法律上の代表者

1. 競争制限的協定又は経済集中の参加当事者は、適用除外申請手続を行う代表者を指名することができる。代表者の指名は、書面によって行われるものとし、かつ、関係当事者により当該指名の証明が行われなければならない。
2. 代表者の権利及び義務は、関係当事者がこれを決定する。
3. 関係当事者は、権限の範囲内で行われた代表者の行為について、責任を負う。

第28条 競争制限的協定に関する適用除外申請書類

1. 競争制限的協定の適用除外の申請は、次に掲げる書類をもって行う。
 - a. 競争管理庁の申請様式に従って作成された適用除外申請書
 - b. 競争制限的協定に参加する各事業者の事業登録証明書の真正な写し、及び事業者団体が競争制限的協定を締結する場合には、当該事業者団体の定款
 - c. 競争制限的協定に参加する各事業者の直近の連続した2年間の財務諸表（法の定めるところに従って設立された監査法人の証明書を添付すること）
 - d. 競争制限的協定に参加する各事業者の関連市場における市場占有率に関する直近の連続した2年間の報告書
 - e. 第10条の適用除外の適用資格があることを十分に証明する報告書
 - f. 競争制限的協定の参加当事者により作成された代表者に対する授權書
2. 申請書類の提出者及び競争制限的協定の参加当事者は、申請書類が真正であることにつき、責任を負う。

第29条 経済集中の適用除外申請書類

1. 経済集中の適用除外の申請は、次に掲げる書類により行う。
 - a. 競争管理庁の申請様式に従って作成された適用除外申請書
 - b. 経済集中に参加する各事業者の事業登録証明書の真正な写し
 - c. 経済集中に参加する各事業者の直近の連続した2年間の財務諸表（法の定めるところに従って設立された監査法人の監査証明書を添付すること）
 - d. 経済集中に参加する各事業者の関連市場における市場占有率に関

する直近の連続した2年間の報告書

e. 第19条の適用除外規定の適用資格があることを十分に証明する報告書

f. 経済集中の参加当事者により作成された代表者に対する授權書

2. 申請書類の提出者及び経済集中の参加当事者は、申請書類が真正であることにつき、責任を負う。

第30条 適用除外申請書類の受理

1. 競争管理庁は、適用除外申請書類を受理する責任を負うものとし、また、適用除外の決定を行う商業大臣又は首相に対して競争管理庁の意見を提出する。

2. 競争管理庁は、適用除外申請書類を受領した後7営業日以内に、当該申請書類を提出した事業者に対して当該申請書類に不備のない旨を書面により通知しなければならない。申請書類に不備があるときは、競争管理庁は、補足すべき箇所を明確に指摘してこれを通知しなければならない。

3. 申請書類の提出者は、法の定めるところに従って、適用除外申請書類に係る申請手数料を支払わなければならない。

第31条 適用除外申請書類の補足についての要求

競争管理庁は適用除外申請書類の提出者に対し、競争制限的協定又は経済集中を行う目的に関連して必要な書類及び情報の追加提供、及び不明瞭な事項がある場合には補足説明を要求することができる。

第32条 関連当事者による情報提供

1. 競争管理庁は、関連企業及び個人に対し、競争管理庁が審査を行っている競争制限的協定又は経済集中に係る情報の提供を要求することができる。

2. 競争管理庁から情報の提供を要求された関連企業及び個人は、要求を受けた後15日以内に、書面により回答を行わなければならない。

第33条 適用除外申請の撤回

1. 適用除外申請書類を提出した者が、当該適用除外申請の撤回を希望する場合は、競争管理庁に対して書面により撤回の届出を行わなければならない。

2. 本条第1項の場合、競争管理庁は、適用除外申請に係る手数料を返還しない。

第34条 回答期限

1. 不備のない適用除外申請書類を受領した後60日以内に、商業大臣は次の各号のいずれかに該当する決定を行う。

- a. 当事者の適用除外申請を許可する決定
- b. 当事者の適用除外申請を却下する決定

2. 決定を行う際に多数の複雑な状況を勘案しなければならないときは、商業大臣は、本条第1項に規定した回答期限を2回まで、それぞれ最長30日間延長することができる。

3. 首相の権限に基づいて経済集中に係る適用除外の決定がなされるときは、許可又は不許可の決定の発出期限は、不備のない適用除外申請書類を受領した後90日とする。この場合において、決定を行う際に多数の複雑な状況を勘案しなければならないときは、当該決定の発出期限は、180日とする。

4. 決定の発出期限が延長された場合、競争管理庁は、回答期限の満

了する3営業日前までに、申請書類提出者に対して書面により延長理由を明確に記載した回答延長に係る通知を行うものとする。

第35条 適用除外の許可の決定

1. 適用除外を許可する決定は、次の主要事項を記載して行わなければならない。

- a. 経済集中の実施許可を受ける当事者の商号及び所在地
- b. 経済集中の実施に係る詳細
- c. 適用除外の適用期限、並びに当事者に課せられる条件及び義務

2. 競争管理庁は、政府の諸規則に従って、適用除外の許可の決定を公告する。

第36条 適用除外の許可に基づく競争制限的協定又は経済集中の実施

1. 適用除外の申請を行った競争制限的協定の当事者は、商業大臣が適用除外につき許可の決定をした場合においてのみ、当該競争制限的協定を実施することができる。

2. 経済集中に関する適用除外に関して、その申請資格を有する経済集中に参加する事業者の法律上の代表者は、首相又は商業大臣が適用除外の許可を発出した場合においてのみ、企業法の定めに従って、関係政府当局において経済集中の実施手続をとることができる。

第37条 適用除外の許可の取消し

1. 適用除外の許可決定を行う管轄当局は、適用除外の決定を取り消すことができる。

2. 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、適用除外の許可を取消すものとする。

- a. 適用除外の申請に関して不正行為が認められたとき。
- b. 適用除外の許可決定で定められた適用除外の期間中に、当該適用除外を受けている事業者が決定において付された条件及び義務を遵守しなかったとき。
- c. 適用除外の許可事由に該当する条件が存在しなくなったとき。

第38条 適用除外の許可決定に関する不服申立て

適用除外の許可若しくは不許可の決定、又は適用除外の許可決定の取消しの決定に関して不服のある事業者は、不服及び破棄に関する法律の定めるところに従って、不服申立てをすることができる。

第3章

不公正な競争行為

第39条 不公正な競争行為

この法律において、不公正な競争行為とは、次の各項に掲げる行為をいう。

1. 虚偽表示
2. 商業上の秘密の侵害
3. 事業を制限する行為
4. 他の事業者の信用を毀損する行為
5. 他の事業者の事業活動を妨害する行為
6. 不公正な競争を目的とする広告活動
7. 不公正な競争を目的とする販促促進活動
8. 事業者組合による差別的行為
9. 違法な多層式販売行為
10. この法律第3条第4項及び政府の定める基準により不公正な競争行為と認められるその他の行為

第40条 虚偽表示

1. 事業者は、商標、ビジネス標語、ビジネス・ロゴ、包装、地理的表示その他政府が定めるものについて、競争目的で、物品又はサービスにおいて消費者を誤認させる、又は混同を生じさせるような情報を含む表示を使用してはならない。

2. 本条第1項に規定された誤認を生じる情報を使用して、物品又はサービスに係る取引を行うことは、これを禁止する

第41条 商業上の秘密の侵害

事業者は、次の各項に掲げる行為を行ってはならない。

1. 商業上の秘密の法律上の保有者が秘密を守るために講じる手段を妨害して、商業上の秘密に該当する情報を入手、及び収集すること。

2. 商業上の秘密の保有者の承諾を得ることなく、当該商業上の秘密を開示、又は使用すること。

3. 商業上の秘密の保有者の秘密情報を入手、収集、若しくは開示する目的で、秘密を保持する契約に違反し、又は同様の目的で、秘密保持義務を負う者を騙し、若しくはその者の信用を利用すること。

4. 取引関連法令に基づいて手続を実施する者若しくは製品流通のために手続を実施する者の有する商業上の秘密に該当する情報を入手、若しくは収集し、又は政府当局による適用措置を妨害して特定の者の有する商業上の秘密に該当する情報を入手、若しくは収集すること。特定の者の有する商業上の秘密に該当する情報を、事業を行うために、若しくは事業若しくは製品流通に係るライセンスを申請するために使用すること。

第42条 事業制限行為

事業者は、他の事業者の顧客又は取引の相手方に対し、当該他の事業者と取引を行わないこと、又は取引を中止することを脅迫又は強要してはならない。

第43条 他の事業者の信用を毀損する行為

事業者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、他の事業者の評判、財政状態及び事業活動に悪影響を及ぼす虚偽の情報を流布することによって、他の事業者の信用を毀損してはならない。

第44条 他の事業者の事業活動を妨害する行為

事業者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、他の事業者の事業活動を妨害又は混乱させる行為を行うことによって、他の事業者の適法な事業活動を妨害してはならない。

第45条 不公正な競争を目的とする広告活動

事業者は、次の各項に掲げる広告活動を行ってはならない。

1. 自己の物品又はサービスと他の事業者の同種の物品又はサービスを、直接、比較すること。

2. 消費者を誤認させる目的で、他の広告製品を模倣すること。

3. 次の各号のいずれかについて、消費者に虚偽又は誤認させる情報を表示すること。

- 価格、数量、品質、用途、意匠、種類、包装、製造年月日、使用期間、原産地、製造者、製造地、加工業者、加工地
- 使用方法、サービスの形態、保証期間
- その他消費者に虚偽又は誤認させる情報を生じさせるもの

4. 法によって禁止されるその他の広告活動を行うこと。

第46条 不公正な競争を目的とする販売促進活動

事業者は、次の各項に該当する販売促進活動を行ってはならない。

1. 虚偽の懸賞を用いて販売促進活動を行うこと。

2. 物品又はサービスについて消費者を騙す目的で不誠実又は混同を生じさせるような販売促進活動を行うこと。

3. 同一の販売促進計画に基づいて、異なる販売場所で類似の消費者を差別すること。

4. 消費者に無料で試供品を提供して、他の事業者が製造し、かつ消費者が現に使用している類似の物品に代えて、自己の製品を使用するよう消費者に要求すること。

5. 法で禁止されるその他の販売促進活動を行うこと。

第47条 事業者組合による差別的行為

事業者組合は、次の各項に掲げる行為を行ってはならない。

1. 事業者組合への加入資格を有する事業者の加入を拒絶し、又は事業者組合から脱退しようとする加入事業者に対して競争上不利な条件を課す等の差別的な方法を用いることによって、当該事業者が事業者組合から脱退する許可を与えないこと。

2. 構成事業者に対し、事業活動その他の関連事業活動について不合理な制限を課すこと。

第48条 違法な多層式販売行為

事業者は、多層式販売網への加入者を募集する際に、違法な利益を得る目的で、次の各項に掲げる行為を行ってはならない。

1. 多層式販売網への加入権を取得する条件として、加入希望者に対し、預託金の支払い、一定量の初回商品の購入又は一定金額の支払いを要求すること。

2. 加入者に再販売を行うために設定された商品価格の90パーセント以上の価格で、商品の買戻しを行うことを確約しないこと。

3. その大部分が多層式販売網への加入勧誘行為による取得金で構成されるような、報酬、ボーナスその他の経済的利益を加入者に供与すること。

4. 多層式販売網へ加入することにより生じる利益について虚偽の情報を提供し、又は加入者を勧誘するために、商品の性質及び有用性について虚偽の情報を提供すること。

第4章

競争管理庁及び競争評議会

第1節 競争管理庁

第49条 競争管理庁

1. 政府は、競争管理庁を設置し、競争管理庁の組織及び機関について、これを定める。

2. 競争管理庁は、次の各号に掲げる職務権限を有するものとする。

a. この法律の定めるところに従って、経済集中の過程を監督すること。

- b. 適用除外に関する申請書類を受理し、適用除外の決定に関する意見を商業大臣又は首相に提出すること。
- c. 競争制限的行為及び不公正な競争行為に係る違反事件を審査すること。
- d. 不公正な競争行為を審査し、その措置を決定すること。
- e. 法に基づくその他の行為を行うこと。

第50条 競争管理庁長官

1. 競争管理庁長官は、商業大臣の指名に基づき、首相がこれを任免する。
2. 競争管理庁長官は、第49条第2項に規定した職務権限を執行するため、競争管理庁を組織し、これを指揮しなければならない。

第51条 違反事件の審査

1. 違反事件の審査官（以下、「審査官」という）は、競争管理庁長官の指名に基づき、商業大臣がこれを任命する。
2. 審査官は、競争管理庁長官の指揮に基づき、個別の違反事件を審査する。

第52条 審査官の資格

審査官には、次の各項に掲げるすべての条件を満たす者を任命する。

1. 十分な職業倫理を有し、誠実で、公正中立な者であること。
2. 法学、経済学又は財政学の学士の学位を有する者であること。
3. 本条第2項に規定した分野のいずれかにおいて、5年以上の実務経験を有する者であること。
4. 審査技術に関する専門技術訓練を受けていること。

第2節 競争評議会

第53条 競争評議会

1. 競争評議会は、政府がこれを設置する。
競争評議会は、11人から15人までの委員でこれを構成する。競争評議会の委員は、商業大臣の指名に基づき、首相がこれを任免する。
2. 競争評議会は、この法律の定めに基づいて、競争制限的行為に係る違反事件に関する訴えを審査し、その措置を決定する。

第54条 競争評議会委員長

1. 競争評議会委員長は、競争評議会の委員の中から商業大臣が指名し、首相がこれを任免する。
2. 競争評議会委員長は、競争評議会の組織運営に関する事項を定めなければならない。
3. 競争評議会委員長は、個別の違反事件を処理するため、事件処理委員会を設置する。事件処理委員会は、5人以上の委員から構成されるものとし、そのうち1人を選任して、事件処理委員会の審判長とする。

第55条 競争評議会の委員の資格

1. 競争評議会の委員には、次の各号に掲げるすべての条件を満たす者を任命する。
 - a. 十分な職業倫理を有し、誠実で、公正中立な人物であり、かつ、社会主義的法律の擁護意識を有している者であること。
 - b. 法学、経済学又は財政学の学士の学位を有する者であること。
 - c. 本条第1項第b号に規定した分野のいずれかにおいて、9年以上の実務経験を有する者であること。

- d. 職務を遂行する能力を有していること。
2. 競争評議会の委員の任期は、5年とし、再任することができる。

第5章

審査及び違反事件の処理

第1節 総則

第56条 審査手続の原則

1. 競争制限的行為に係る違反事件の審査は、この法律に従って行う。
2. 不公正な競争行為に係る違反事件の審査は、この法律及び行政違反処理に係る法令に従って行う。

3. 審査手続を実施するに当たり、審査官、競争管理庁長官及び競争評議会の委員は、それぞれの職務権限の範囲内で、事業者の商業上の秘密を守り、かつ、関係機関及び関係者の正当な権利及び利益を尊重しなければならない。

第57条 審査手続において使用される言語及び文書

審査手続における使用言語及び文書は、ベトナム語とする。審査手続に参加する者は、母国語で審査手続に参加し、母国語で作成された文書を使用することができる。ただし、この場合は、通訳を付さなければならない。

第58条 違反事件についての申告

1. この法律の規定に違反する行為によって自己の正当な権利及び利益が侵害されていると料する企業及び個人（以下、「申告人」という）は、競争管理庁にその旨を申告することができる。
2. 違反事件に係る申告を行う権利は、競争法令に違反する行為が行われた日から2年間これを行使しないときは、時効によって消滅する。
3. 違反事件の申告は、次の各号に掲げる書類をもって行うものとする。
 - a. 競争管理庁の申告様式に従って作成された違反事件申告書
 - b. 違反行為に係る証拠
4. 申告人は、競争管理庁に提出する証拠が真正であることにつき、責任を負う。

第59条 違反事件申告書の受理

1. 競争管理庁は、違反事件申告書を受理しなければならない。
2. 競争管理庁は、違反事件申告書を受領した後7営業日以内に、当該申告を行った申告人に対して当該申告書を受領した旨を書面により通知しなければならない。
3. 申告人は、法律の定めるところに従って、事前に、違反事件審査に係る費用を支払わなければならない。

第60条 証拠

1. 証拠とは、この法律の規定に違反する行為の存否を決定するための根拠として審査官及び事件処理委員会により用いられる事実をいう。
 2. 次の各号に掲げるものをもって、証拠とする。
 - a. 違反行為に使用された物、及びこの法律に違反することを証明する金銭その他の物
 - b. 証人による宣誓証言、並びに関係機関及び関係者の陳述
 - c. 管轄当局又は管轄機関によって法的に公証、認証、提出及び証明

された文書の原本，又は原本の写し及び原本の翻訳

d. 専門家の出した結論

第 61 条 緊急差止措置の適用

1. 競争管理庁長官及び競争評議会委員長は、第 76 条第 6 項及び第 79 条第 4 項に基づいて、行政違反処理に係る法令に規定された緊急差止措置を適用することができる。

競争管理庁長官及び競争評議会委員長が適用する緊急差止措置については、政府がこれを定めることとする。

2. 次の各号に掲げる者は、緊急差止措置の適用を申立てることができる。

a. 申告人は、競争管理庁長官及び競争評議会委員長に対して緊急差止措置の適用を申立てることができる。

b. 審査官は、競争管理庁長官に対して緊急差止措置の適用を勧告することができる。

c. 審判長は、競争評議会委員長に緊急差止措置の適用を勧告することができる。

3. 申告人の申立てにより緊急差止措置が適用されるときは、当該申告人は、政府の定める規則に従って保証金を支払わなければならない。

申告人の申立てた緊急差止措置が不当なものであったため審査対象者に損害が発生したときは、当該申告人は、審査対象者に生じた損害を賠償しなければならない。損害賠償額は、申告人及び審査対象者の合意するところから決定されるものとする。申告人及び審査対象者間において損害賠償額についての合意が成立しなかったときは、当該申告人又は当該審査対象者は、民事法令の定めるところに従って、損害賠償請求訴訟を裁判所に提起することができる。

4. 審査官又は審判長の勧告した緊急差止措置の内容に不備があるにもかかわらず緊急差止措置が適用されたため、審査対象者に損害が発生したときは、競争管理庁又は競争評議会は、当該審査対象者に生じた損害を賠償しなければならない。損害賠償額は、審査対象者及び競争管理庁、又は審査対象者及び競争評議会の合意するところから決定されるものとする。損害賠償額についての合意が成立しなかったときは、審査対象者は、民事法令の定めるところに従って、損害賠償請求訴訟を提起することができる。損害賠償金の支払いを行わなければならないときは、競争管理庁又は競争評議会は、緊急差止措置を勧告した者及び関係者全員に対する懲戒処分を決定し、かつ、これらの者に、審査対象者に対して支払う損害賠償金を補償させるものとする。

5. 緊急差止措置が適用される者は、不服及び破棄に関する法律の定めに従って、緊急差止措置の決定に対する不服申立てをすることができる。

第 62 条 違反事件の審査に係る費用

審査費用は、違反事件の審査手続に使用されるものとする。政府は、審査費用等に関する法令に従って、金額、徴収、支払い、管理及び使用方法について定めるものとする。

第 63 条 審査費用の支払い責任

1. この法律に違反していることが確定した者が、審査に係る費用を負担する。

2. 審査対象者がこの法律に違反していなかった場合、申告人が審査に係る費用を負担する。

3. 第 65 条第 2 項に基づいて審査が行われた違反事件において、審査対象者がこの法律に違反していなかった場合は、競争管理庁が、審査に係る費用を負担する。

第 2 節 違反事件手続の参加人

第 64 条 違反事件手続の参加人

審査手続の参加人は、次の各項に掲げる者とする。

1. 申告人
2. 審査対象者
3. 弁護士
4. 証人
5. 専門家
6. 通訳人
7. 利害関係者

第 65 条 違反事件における審査対象者

違反事件において審査を受ける者（以下、「審査対象者」という）とは、次の各項に掲げる違反事件において、競争管理庁の決定により審査の対象とされた企業又は個人をいう。

1. 第 58 条の規定に基づく申告の対象となった者

2. 競争法令に違反する兆候のある行為に関与した、又は関与しているとして、当該行為が行われた日から 2 年以内に、競争管理庁によって探知された者。

第 66 条 関係当事者の権利及び義務

1. 審査対象者は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

- a. 文書その他証拠を提出し、申告人又は競争管理庁によって作成された文書その他証拠等を閲覧すること。
- b. 審判に参加すること。
- c. 審査官又は事件処理委員会の委員が第 83 条に掲げる事由のいずれかに該当する場合、当該審査官又は事件処理委員会の当該委員の忌避の申立てをすること。
- d. 審査手続において弁護人の参加を許可すること。
- e. 証人の喚問を要請すること。
- f. 競争管理庁に対し、専門家から意見聴取を行うよう要求すること。
- g. この法律に基づいて、違反審査の担当官及び審査手続参加人の変更を要求すること。

2. 申告人は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

- a. 本条第 1 項に掲げる権利。
- b. 違反事件に係る緊急差止措置の適用を競争管理庁長官又は競争評議会委員長に要求すること。

3. 審査対象者及び申告人は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- a. 請求事項又は要求事項に関して十分、真正及び正確な証拠を適宜提出すること。
- b. 競争管理庁又は事件処理委員会からの召喚に応じて出頭すること。召喚がなされたにもかかわらず、審査対象者及び申告人が正当な理由なく出頭しなかったときは、事件処理委員会は、入手可能な情報に基づいて違反事件の審査を行わなければならない。
- c. 競争管理庁及び事件処理委員会の決定を遵守すること。

第 67 条 申告人又は審査対象者の弁護士

1. 弁護士法令に定められた訴訟手続への参加資格を有し、かつ、申告人又は審査対象者から授権された弁護士は、その代理する当事者の正当な権利及び利益を保護するため、審査手続に参加することができる。

2. 審査手続に参加する弁護士は、次の各号に掲げる権利を有し、義務を負うものとする。

- a. 審査手続のすべての段階に参加すること。
- b. その代理する当事者の正当な権利及び利益を保護するため、証拠の検証及び収集を行い、並びに証拠を提出すること。
- c. その代理する当事者の正当な権利及び利益を保護するため、違反事件に係る書類として提出された文書の調査を行い、当該文書の必要な部分を謄写すること。
- d. その代理する当事者に代わった、この法律に基づいて、違反審査の担当官又は審査手続の参加人の変更を要求すること。
- e. その代理する当事者の正当な権利及び利益を保護するため、法的支援を行うこと。
- f. 真実及び法を尊重すること。他の人物に真実に反する証言を行わせるため、又は真実に反する証拠を提出させるため、賄賂を供与し、強要し又は教唆する行為を行ってはならないこと。
- g. 事件処理委員会の召喚に応じて出頭すること。
- h. 審査手続に参加する過程で知るところとなった審査に係る秘密を開示しないこと。また、国の利益を侵害する目的で、又は関係機関及び関係当事者の法的権利及び利益を侵害する目的で、違反事件に係る書類に含まれる文書内容を謄写したものを使用しないこと。

第68条 証人

1. 違反事件に係る事情を知る者は、事件処理委員会から証人として審査手続に参加するよう召喚されたとき、又は関係当事者の要請により競争管理庁から出頭要請がなされたときは、審査手続に証人として参加することができる。市民権を喪失した者は、証人となることはできない。

2. 証人は、次の各号に掲げる権利を有し、義務を負うものとする。

- a. 保有するすべての文書、書類その他の証拠等を提出すること、及び承知しているすべての事情を、口頭又は書面で、競争管理庁又は事件処理委員会に証言すること。
- b. 審判に出席し、事件処理委員会で証言を行うこと。
- c. 競争管理庁又は事件処理委員会に召喚され、証言を行う場合には、勤務する国家機関、企業又は事業者から休暇をとることができること。
- d. 交通費その他費用の支払いを受けること。
- e. 証言が国家機密、職務上の秘密若しくは個人のプライバシーに関連するとき、又は証人が申告人若しくは審査対象者の親族である場合において、証言を行うことによって申告人若しくは審査対象者に重大かつ不利益な影響を与えるときは、証言を拒絶することができること。
- f. 承知している事情を誠実に報告すること。
- g. 虚偽の証言を行うことにより、申告人、審査対象者その他の人物に損害を与えた場合は、当該損害を賠償し、法に基づくその他の責任を負うこと。
- h. 公開の審判で証言を行わなければならないときは、事件処理委員会の召喚に応じて、審判に出頭すること。
- i. 証人としての権利及び義務を行使するため、競争管理庁又は事件処理委員会に宣誓すること。ただし、証人が未成年である場合は、この限りでない。

3. 証人が証言を拒否したとき、虚偽の証言をしたとき、不当な証拠物を提出したとき、又は事件処理委員会が召喚したにもかかわらず正当な理由なく出頭しないときは、当該証人は、法の定めるところに従い責任を負うものとする。ただし、本条第2項第e項にあたる場合は、この限りでない。

4. 証人は、法の定めるところにより、保護されるものとする。

第69条 専門家

1. 専門家とは、専門的判断を必要とする事項について専門的知識を有する者をいう。競争管理庁長官又は事件処理委員会は、関係当事者からの要請を受け、法の定めるところに従って当該要請を受理する場合には、専門家を審査手続に参加させることができる。

2. 専門家は、次の各号に掲げる権利を有し、義務を負うものとする。

- a. 専門的事項について違反事件に係る書類を閲覧すること、及び必要な資料を提供するよう専門的判断を要求した機関に要請すること。
- b. 審査手続の参加人に対し、専門的判断の対象事項に係る質問を行うこと。
- c. 専門的判断を要請した機関からの召喚に応じて出頭し、専門事項について回答し、及び誠実で、根拠のある、客観的な専門的判断を下すこと。
- d. 専門的判断を要請された事項が自己の専門分野の範囲外であるとき、又は提供された文書が専門的判断を下すには十分なものではないとき、若しくは使用できないときは、専門的判断を要請した機関に対し、専門的判断を下すことが不可能である旨を書面で通知すること。
- e. 受領した文書を保管し、また、専門的判断に基づいた結論を添附して、又は専門的判断が不可能である旨の通知書を添附して、専門的判断を要請した機関にこれを返還すること。
- f. 専門的判断を行うために専門家自らが文書を収集してはならず、また、審査手続の参加者と連絡をとることが専門的判断の公正を阻害するおそれがあるときは、審査手続の他の参加人と直接に連絡をとってはならないこと。また、専門的判断を行う過程で知るところとなった情報をその他の人物に開示し、又は専門的判断の結果をその他の人物に知らせないこと。ただし、専門的判断の要請決定書に署名した人物に対して開示し、又は知らせるときは、この限りでない。
- g. 複数の専門家の総合判断と異なる見解を有するときは、その見解を書面に附記すること。
- h. 交通費その他費用の支払いを受けること。

3. 専門家が専門的判断を行うことを正当な理由なく拒絶し、若しくは虚偽の専門的判断を提出した場合、又は専門的判断を要請した機関により召喚がなされたにもかかわらず、正当な理由なく欠席した場合には、当該専門家は、法の定めるところに従って、責任を負うものとする。

4. 専門家が次の各号に掲げる事由に該当する場合、当該専門家は審査手続への参加を回避しなければならないが、又は他の専門家に代えなければならないものとする。

- a. 第83条に掲げる事由のいずれかに該当するとき。
- b. 弁護士、証人又は通訳人として、同じ違反事件の審査手続に参加しているとき。
- c. 事件処理委員会の委員として、同じ違反事件の審査手続に参加しているとき。

第70条 通訳人

1. 通訳人とは、審査手続の参加人がベトナム語を使用することができない場合において、ベトナム語以外の言語をベトナム語に翻訳（又はベトナム語からベトナム語以外の言語に翻訳）する者をいう。通訳人は、関係当事者の同意に基づき、事件処理委員会により承認される、又は、事件処理委員会により指名される。

2. 通訳人は、次の各号に掲げる権利を有し、義務を負うものとする。

- a. 事件処理委員会の召喚に応じて出頭すること。
- b. 真正、客観的かつ正確に通訳すること
- c. より正確な通訳を行うため、違反審査の担当官及び審査手続参加

人に内容の説明を求めること。

- d. 通訳の真正、客観性及び正確性に影響を及ぼすおそれがあるときは、他の審査手続参加人と連絡をとらないこと。
- e. 交通費その他費用の支払いを受けること。
- f. 通訳人としての権利及び義務を遂行することを、事件処理委員会に制約すること。

3. 通訳人が故意に虚偽の通訳をし、又は事件処理委員会からの召喚がなされたにもかかわらず、正当な理由なく欠席した場合は、法の定めるところに従って責任を負うものとする。

4. 次の各号に掲げる事由に該当する場合、当該通訳人は審査手続への参加を回避しなければならず、又は当該通訳人を代えなければならないものとする。

- a. 第 83 条に掲げる事由のいずれかに該当するとき。
- b. 弁護人、証人又は専門家として、同じ違反事件の審査手続に参加しているとき。
- c. 事件処理委員会の委員として、同じ違反事件の審査手続に参加しているとき。

5. 本条の規定は、聾啞者が審査手続の参加人である場合において、その意思表示するところを理解できる者に対しても適用があるものとする。

聾啞者が審査手続の参加人である場合において、その意思表示するところを理解できる者がその代理人又は親族のみであるときは、当該代理人又は親族は、事件処理委員会の承認を得て、これらの者の通訳人となることができる。

第 71 条 違反事件に利害関係を有する者

1. 違反事件に利害関係を有する者は、申告人側又は審査対象者側に立ち、独立して法的請求を行い、又は審査手続に参加することができる。

2. 申告人側に立ち独立して法的請求を行い、若しくは審査手続に参加する利害関係人、又は権利のみを有する利害関係人は、第 66 条に規定した申告人の権利及び義務のみを有するものとする。

3. 審査対象者側に立ち審査手続に参加する利害関係人又は義務のみを有する利害関係人は、第 66 条に規定した審査対象者の権利及び義務のみを有するものとする。

第 72 条 専門家又は通訳人の除斥又は忌避の申立て

1. 審判の開始前における専門家又は通訳人の除斥又は忌避の申立ては、書面にその理由を明示して、その申立てを行わなければならない。

2. 審判の開始後に行われた専門家又は通訳人の除斥又は忌避の申立ては、審判記録にその旨を記載しなければならない。

第 73 条 専門家又は通訳人の交代の決定

1. 審判の開始前の専門家又は通訳人の交代は、競争評議会委員長がこれを決定する。

2. 審判の開始後における専門家又は通訳人の交代は、忌避の申立てをした者及び他の審査手続参加人の意見を聞いた後、事件処理委員会がこれを決定する。

専門家又は通訳人の交代が必要である場合、事件処理委員会は、審判の延長を決定する。除斥若しくは忌避がなされた専門家に代わる専門家の要請、又は除斥若しくは忌避がなされた通訳人に代わる通訳人の指名は、第 69 条及び第 70 条の規定に従って行われるものとする。

第 3 節 審査手続執行機関及び違反審査の担当官

第 74 条 審査手続執行機関

審査手続執行機関は、競争管理庁及び競争評議会とする。

第 75 条 違反審査の担当官

違反審査の担当官は、競争評議会の委員、競争管理庁長官、審査官及び審判書記官とする。

第 76 条 審査手続を執行する際の競争管理庁長官の職務権限

競争管理庁長官は、審査手続を執行する際、次の各項に掲げる職務権限を有するものとする。

1. 個別の違反事件を審査する審査官を指定すること。
2. 審査官の審査活動を査察すること。
3. 担当審査官が提出した根拠のない決定及び不法な決定の変更又は取消を行うこと。
4. 担当審査官の交代を決定すること。
5. 専門家からの意見聴取を決定すること。
6. 違反事件に係る書類が競争評議会へ送付されるまでに出された緊急差止措置の適用、変更又は取消しを行うこと。
7. 競争管理庁の管轄に属する違反事件について、予備的審査の開始若しくは打ち切りを決定し、又は正式審査を行うこと。
8. 審査手続の各段階において、関係当事者の要請に応じて証人を召喚すること。
9. 審査官より提出された違反事件の審査に係る決定書類に署名すること。
10. 違反事件が競争制限行為に該当するときは、当該違反事件に係る書類を競争評議会に送付すること。
11. 競争管理庁の管轄権限に属する不服申立て及び告発に関する審査を行うこと。

第 77 条 審査手続を執行する際の審査官の権限

審査手続を執行する審査官は、次の各項に掲げる権限を有するものとする。

1. 関係機関及び関係者に対して、違反事件に係る必要な情報及び文書の提供を求めること。
2. 審査対象者に対して、違反事件に係る文書の提出及び説明を求めること。
3. 競争管理庁長官に対し、専門家からの意見聴取を勧告すること。
4. 競争管理庁長官に対し、競争法違反行為の緊急差止措置を勧告すること。

第 78 条 審査手続を執行する際の審査官の義務

審査手続を執行する担当審査官は、次の各項に掲げる義務を負うものとする。

1. 競争管理庁長官の審査決定書を審査対象者に手渡すこと。
2. 事業者の商業上の秘密を守ること。
3. 提出された文書を保管すること。
4. 競争管理庁長官の指示に従って違反事件を審査すること。
5. 違反事件の予備的審査又は正式審査の終了時に審査報告書を作成すること。
6. 職務権限の執行につき、競争管理庁及び法に対して責任を負うこと。

第79条 審査手続を執行する際の競争評議会委員長の職務権限

1. 第54条第3項の規定に基づき、事件処理委員会を設置すること。
2. 第73条第1項、第83条及び第85条第1項の規定に基づき、審判の開始前に、事件処理委員会の委員、審判書記官、専門家又は通訳人の変更を決定すること。
3. 第85条第2項の規定に基づき、審判の開始後に事件処理委員会の委員又は審判書記官の変更がなされるときは、代わりの事件処理委員会の委員又は審判書記官を指名すること。
4. 受領した違反事件に係る書類に関して緊急差止措置の適用、変更又は取消しを決定すること。

第80条 事件処理委員会

1. 事件処理委員会は、独立して違反事件を処理し、法にのみ拘束される。
2. 事件処理委員会の決定は、事件処理委員会の過半数の賛成でこれを決するものとする。可否同数のときは、審判長の決するところによる。

第81条 審判長の職務権限

審判長は、次の各項に掲げる職務権限を有するものとする。

1. 違反事件に係る書類の調査を行うこと。
2. 事件処理委員会の決定に基づいて、競争評議会委員長に対して緊急差止措置の適用、変更又は取消を行う旨の勧告書に署名すること、及び違反事件に係る書類を競争管理庁に返却する旨を決定し、再審査の要請又は違反事件の審査の打ち切りを決定すること。
3. 事件処理委員会の決定に基づいて、審判の開始決定書に署名すること。
4. 関係当事者の審判への召喚を決定すること。
5. 違反事件に係る決定及び事件処理委員会の行ったその他の決定に署名し、これを公表すること。
6. この法律の定める職務権限に従って、違反事件に係るその他の職務を行うこと。

第82条 審判書記官

1. 審判書記官は、次の各号に掲げる職務権限を有するものとする。

- a. 審判開始に先立ち審判に必要な専門的職務の準備を行うこと。
- b. 審判規則を告知すること。
- c. 審判に召喚された人物の出席又は欠席を事件処理委員会に報告すること。
- d. 審判記録を作成すること。
- e. 審判長の命じるその他の職務を執行すること。

2. 第83条の事由に該当する審判書記官は、当該違反事件の職務を回避しなければならないが、又は当該審判書記官を代えなければならないものとする。

第83条 事件処理委員会委員、審査官、審判書記官、専門家又は通訳人の回避又は除斥

事件処理委員会委員、審査官、審判書記官、専門家又は通訳人は、次の各項に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その職務を回避し、又は除斥されなければならない。

1. 申告人又は審査対象者の親族であるとき。
2. 違反事件の利害関係人であるとき。
3. その他公正な職務執行をなしえないと思われる明らかな理由があるとき。

第84条 事件処理委員会委員又は審判書記官の除斥又は忌避手続

1. 審判の開始前において、事件処理委員会委員又は審判書記官の除斥又は忌避の申立を行うときは、その理由を明示した書面でこれを行わなければならない。

2. 審判の開始後に、事件処理委員会委員又は審判書記官の除斥又は忌避の申立てが行われたときは、これを調書に記載しなければならない。

第85条 事件処理委員会委員又は審判書記官の変更決定

1. 審判の開始前における、事件処理委員会委員又は審判書記官の交代については、競争評議会委員長がこれを決定する。
2. 審判の開始後における、事件処理委員会委員又は審判書記官の交代については、忌避の申立て又は変更の申立てをした者の意見を聞いた後、事件処理委員会がこれを決定する。この決定の合議は、非公開とし、決定は、委員の多数決によりこれを決するものとする。

事件処理委員会委員又は審判書記官の交代が必要なときは、事件処理委員会は、審判の延長を決定する。交代が決定された事件処理委員会委員又は審判書記官の代わりに職務を行う委員又は審判書記官は、競争評議会委員長がこれを指名する。

第4節 違反事件の審査

第86条 予備的審査

違反事件の予備的審査は、次の場合に、競争管理庁長官の決定により行われる。

1. 競争管理庁が違反事件に係る書類を受領したとき。
2. この法律に基づき、競争管理庁が違反行為を発見したとき。

第87条 予備的審査の審査期間

1. 予備的審査の審査期間は、予備的審査の開始決定の発出された日から30日以内とする。

2. 違反事件の審査を担当する審査官は、本条第1項の審査期間内に、予備的審査を完了し、審査打ち切り又は正式審査開始に係る決定を行うよう競争管理庁長官に勧告しなければならない。

第 88 条 審査打ち切り又は正式審査開始の決定

競争管理庁長官は、予備的審査の結果及び審査官の勧告に基づいて、次のいずれかの決定を行う。

1. 予備的審査の審査結果によりこの法律に違反する行為が認められなかった場合は、審査打ち切りの決定
2. 予備的審査の審査結果によりこの法律に違反する行為が認められた場合は、正式審査開始の決定

第 89 条 正式審査の審査内容

1. 競争制限的協定、市場支配的地位の濫用若しくは独占的地位の濫用又は経済集中に関する案件について、次の各号に掲げる事項を審査する。

- a. 関連市場の画定
- b. 審査対象者の関連市場における市場占拠率の確認
- c. 違反行為に関する証拠の収集及び分析

2. 審査官は、不公正な競争行為に関する案件については、審査対象者が不公正な競争行為を行った、又は行っていると判断する根拠を明確にしなければならない。

第 90 条 正式審査の審査期間

正式審査の審査期間は、次の通りとする。

1. 不公正な競争行為に関する案件についての正式審査の期間は、審査開始決定がなされた日から 90 日以内とする。必要がある場合、競争管理庁長官は、この期間を最長 60 日間延長することができる。

2. 競争制限的協定、市場支配的地位の濫用若しくは独占的地位の濫用、又は経済集中に係る正式審査の期間は、正式審査の開始決定がなされた日から 180 日以内とする。必要がある場合、競争管理庁長官は、期間を最長 60 日間、2 回まで延長することができる。

3. 審査期間が延長される場合、審査官は、審査期間の延長について審査期間が終了する 7 営業日前までに、すべての関係当事者に通知しなければならない。

第 91 条 調書

1. 審査官は、審査を行うにあたり、審査を行った年月日及び場所、担当審査官の氏名、審査対象者の氏名並びに審査の内容及び審査対象者の申立て、又は請求を明確に記載した調書を作成しなければならない。

2. 作成した調書は、審査官が審査対象者に対してこれを読み上げ、その後、審査官及び審査対象者が、調書に署名するものとする。

3. 審査対象者が調書に署名することを拒絶したときは、担当調査官は、審査対象者が署名を拒絶したこと及びその理由を調書に記載しなければならない。

第 92 条 審査手続における証人の召喚要請

1. 審査手続において、関係当事者は、証人を召喚するよう競争管理庁に要請することができる。証人の召喚を要請する者は、その理由を競争管理庁に表明しなければならない。

2. 競争管理庁からの証人に対する召喚状には、召喚される者の住所、氏名、証言を行う日時及び場所並びに当該事件の当事者及び内容のすべてを明記しなければならない。

3. 審査官は、証人の証言を調書に記載しなければならない。作成した調書は、審査官が証人に対してこれを読み上げ、その後、審査官及び証人が、調書に署名するものとする。

第 93 条 審査報告書

1. 競争管理庁長官は、正式審査終了後、審査報告書及び競争制限的行為に係る当該違反事件に係る書類のすべてを競争評議会に送付しなければならない。

2. 正式審査報告書には、次の各号に掲げる項目を記載しなければならない。

- a. 違反行為の概要
- b. 違反行為の状況及び証拠
- c. 違反行為に対する措置案

第 94 条 犯罪行為を含む違反事件に係る書類の送付

審査において違反事件が犯罪行為の兆候を示すことが発見されたときは、審査官は、速やかに、検討の上犯罪事件の公訴提起に係る管轄政府機関に關係書類を送付するよう競争管理庁長官に勧告しなければならない。

第 95 条 犯罪行為の公訴提起が行われなかった場合の關係書類の返還

犯罪事件の公訴提起を行う管轄政府機関が刑事訴訟法典に基づいて犯罪事件の公訴提起を行う根拠がないと判断したときは、当該管轄政府機関は、この法律の手續に従って引き続き審査手続を行わせるため、競争管理庁に關係書類を返還しなければならない。90 条に規定した審査期間は、關係書類が返還された日から起算するものとする。

第 96 条 再審査及び再審査の期間

1. 審査官は、事件処理委員会から書面により再審査の要請がなされたときは、違反事件の再審査を行わなければならない。

2. 再審査の期間は、事件処理委員会より書面で再審査の要請がなされた日から 60 日以内とする。

第 97 条 審査手続への協力責任及び支援責任

地方行政組織、警察機関その他の機関及び組織は、競争管理庁長官の要請に基づき、審査手続に協力し、かつ、これを支援しなければならない。

第 5 節 審判

第 98 条 違反事件の審判

競争評議会に事件処理に係る権限のある違反事件については、競争評議会が審判を通じて、検討及び処理を行う。

第 99 条 審判開始の手續

1. 競争評議会委員長は、審査報告書及び違反事件に係る文書のすべてを受け取ったときは、事件処理委員会の設置を決定しなければならない。

2. 事件処理委員会は、違反事件に係る文書を受領した後 30 日以内に、次の各号のいずれかを決定しなければならない。

- a. 審判を開始すること。
- b. 再審査の**ひ**ため、当該違反事件に係る文書を返送すること。
- c. 違反事件の審査を打切ること。

3. 事件処理委員会は、審判の開始決定が発出された後 15 日以内に、審判を開始しなければならない。

4. 再審査のため違反事件に係る文書を返送した場合において、15 日以内に当該違反事件に係る文書が再送付されたときは、事件処理委員会は、本条第 2 項に定めるいずれかの決定を行わなければならない。

第 100 条 再審査のための違反事件に係る文書の返送

収集された証拠により、この法律の違反行為の存否を十分に立証することができないときは、事件処理委員会は、再審査のため違反事件に係る文書の返却を決定しなければならない。

第 101 条 競争評議会の所掌に属する違反事件の審査の打切り

1. 事件処理委員会は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、競争評議会の所掌に属する違反事件の審査の打切りを決定しなければならない。

- a. この法律の違反を証明する十分な証拠がなく、競争管理庁長官が審査の打切りを勧告した場合において、事件処理委員会が当該勧告を正当なものとして判断した場合
- b. 審査対象者が自発的に違反行為を中止し、又は違反行為の結果を是正する措置をとった場合において、申告人が自発的に申告を撤回した場合
- c. 第 65 条 2 項に基づいて審査が行われた違反事件において、審査対象者が自発的に違反行為を中止し、又は違反行為の結果を是正する是正措置をとった場合において、競争管理庁長官が違反事件の審査の打切りを勧告したとき。

2. 違反事件に係る審査の打切りが決定されたときは、審査打切り決定書を審査対象者、申告人（申告人がいる場合）及び競争管理庁に送付しなければならない。

第 102 条 審判開始決定

1. 審判開始の決定は、審判開始期日の 10 日前までに、審判開始決定書に記載された当事者に手渡されなければならない。

2. 審判開始決定書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- a. 審査対象者
- b. 申告人又は競争管理庁（第 65 条第 2 項の規定に基づいて審査が行われた場合）
- c. 違反行為に対するこの法律の適用条項
- d. 審判の開始期日及び審判の場所
- e. 審判の公開又は非公開
- f. 事件処理委員会を構成する委員の氏名
- g. 違反事件を担当した審査官の氏名及び審判書記官の氏名
- h. 弁護人の氏名
- i. 通訳人の氏名
- j. 証人の氏名
- k. 専門家の氏名
- l. 利害関係人の氏名

第 103 条 審判に出頭しなければならない人物の召喚

事件処理委員会は、審判開始決定に基づき、審判開始期日の 10 日前までに、審判に出頭しなければならない人物に召喚状を送付する。

第 104 条 審判

1. 審判は、これを公開するものとする。ただし、審判の内容が国家機密又は商業上の秘密に係るときは、審判はこれを非公開とする。

2. 審判へ参加するのは、次の者とする。

- a. 事件処理委員会委員及び審判書記官
- b. 審査対象者
- c. 申告人
- d. 弁護人
- e. 違反事件を担当した審査官
- f. 審判開始決定書に記載されたその他の人物

3. 審判の参加人による意見陳述及び口頭弁論が行われた後、事件処理委員会は協議を行い、無記名投票による多数決によって、決定を行う。

第 6 節 違反事件の処分決定の効力

第 105 条 違反事件の処分決定書

1. 違反事件の処分決定書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- a. 違反事件の概要
- b. 違反事件の分析
- c. 違反事件に対する措置

2. 審判長は、処分決定書に署名しなければならない。

3. 処分決定書は、審判長による署名の日から 7 営業日以内に、関係当事者に送付されなければならない。

第 106 条 違反事件の処分決定の効力

違反事件の処分決定は、審判長による処分決定書への署名の日から 30 日後にその効力を生じる。ただし、この期間内に、第 107 条に規定する不服申立てが行われたときは、この限りでない。

第 7 節 違反事件の処分決定の発効前の不服申立て

第 107 条 違反事件の処分決定に対する不服申立て

1. 事件処理委員会の処分決定の一部又はすべてに異議のある関係当事者は、競争評議会に不服申立てをすることができる。

2. 競争管理庁長官の処分決定の一部又はすべてに不服のある関係当事者は、商業大臣に不服申立てをすることができる。

第 108 条 違反事件の処分決定に対する不服申立書

1. 違反事件の処分決定に対する不服申立書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- a. 不服申立ての年月日
- b. 申立人の氏名及び住所
- c. 不服申立てに係る処分決定の番号及び処分決定が出された日付
- d. 不服申立ての理由及び趣旨
- e. 不服申立てを行う者の署名及び（ある場合には）押印

2. 不服申立書は、不服申立てに係る処分決定を行った機関に宛てて送付されなければならない。不服申立ての根拠及び適法性を証明する補足証拠があるときは、不服申立書とともに当該証拠も送付するものとする。

第 109 条 不服申立書の受理

違反事件の処分決定を行った機関は、不服申立書の受領後 5 営業日以内に、当該不服申立書が第 108 条に従って有効に作成されたものであるか否かを確認しなければならない。

第 110 条 違反事件の処分決定に対する不服申立ての効力

1. 違反事件の処分決定のうち不服申立てがなされた部分の執行は、停止される。
2. 違反事件の処分決定に対する不服申立書を受理した機関は、不服申立書の受領後 15 日以内に、第 107 条の規定に従って競争評議会又は商業大臣に対し、違反事件に係るすべての文書及び不服申立書に対する意見書を送付しなければならない。

第 111 条 不服申立ての審理期間

競争評議会又は商業大臣は、不服申立書の受領後 30 日以内に、管轄権限に基づく不服申立てを審理しなければならない。複雑な事案の場合は、審理期間を最長 30 日延長することができる。

第 112 条 事件処理委員会の処分決定に対して不服申立てが行われた場合における競争評議会の権限

事件処理委員会の行った違反事件に係る処分決定に対し不服申立てが行われたときは、競争評議会は、次の各項を行う権限を有するものとする。

1. 不服申立てに十分な根拠がないと思われる場合は、当該処分決定を維持すること。
2. 処分決定が違法であるときは、当該決定の一部又はすべてを修正すること。
3. 次の各号に掲げる事由に該当するときは、再審判を行うため、処分決定を取消し、違反事件に係る書類を事件処理委員会に送付すること。
 - a. 証拠の収集及び確認が不十分であるとき。
 - b. 事件処理委員会の構成がこの法律の規定に違反しているとき、又は審査手続にその他の重大な違反があったとき。

第 113 条 競争管理庁の処分決定に対して不服申立てが行われた場合における商業大臣の権限

競争管理庁の違反事件に係る処分決定に対して不服申立てが行われたときは、商業大臣は、第 112 条第 1 項及び第 2 項に規定された権限を有し、違反事件に係る処分決定を取消し、及び証拠の収集及び証明が十分に行われていない場合には、この法律に規定された手続に従って違反事件の再審査を競争管理庁に要求できるものとする。

第 114 条 不服申立てに対する決定の効力

違反事件に係る不服申立てに対する決定は、当該決定書類に署名がなされたときから効力を生じる。

第 115 条 不服申立てに係る決定に対する訴訟の提起

1. 違反行為に係る不服申立てに対する決定に異議があるときは、関係当事者は、管轄地又は中央官庁が属する市の人民裁判所に対して当該決定の内容の一部又はすべてに関して行政訴訟を提起することができる。
2. 裁判所が本条第 1 項に従って不服申立ての決定に対する訴状を受理したときは、商業大臣及び競争評議会委員長は、裁判所からの要請を受けたときから 10 営業日以内に、当該裁判所に当該違反事件に係る文書を送付するよう指示しなければならない。

第 116 条 不服申立ての決定に対する行政訴訟の効力

違反行為に対する処分のうち裁判所に訴訟提起がなされなかった部分については、引き続きその執行がなされるものとする。

第 8 節 競争法令違反行為に対する処分

第 117 条 競争法令違反行為に対する制裁措置及び是正措置

1. 競争法令に違反する行為に関して、当該競争法令違反行為を行った企業及び個人は、次の各号に掲げる制裁措置のいずれかを受けるものとする。

- a. 警告
- b. 制裁金の賦課

2. 競争法令に違反した企業及び個人に対しては、違反の性質及び重大性を勘案して、次の各号に掲げるいずれかの追加制裁を課することができる。

- a. 事業登録の抹消、ライセンス及び事業免許の取消し
- b. 違反行為に係る証拠及び設備等の押収

3. 本条第 1 項及び第 2 項に記載した制裁措置に加え、競争法令に違反した企業又は個人に対しては、次の各号に掲げる是正措置の 1 又は複数適用することができる。

- a. 市場支配的地位を濫用した事業者を再編成すること。
- b. 吸収合併若しくは新設合併を行った事業者を分割すること、又は買収した事業を売却すること。
- c. 製品回収等の是正措置をとること。
- d. 契約及び取引における違法条項を削除すること。
- e. 違反行為による競争制限的効果を排除するためその他の必要措置をとること。

競争法令に違反した企業又は個人が、国の利益、又はその他の企業若しくは個人の権利及び利益に損害を発生させたときは、当該企業又は個人は、次の規定に基づいてこれらの損害を賠償しなければならない。

第 118 条 競争法令違反行為に対する制裁金の額

1. 競争制限的協定、市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用行為又は経済集中に該当する違反行為が行われたときは、制裁措置の決定権限を有する機関は、当該違反行為を行った企業体又は個人に対し、違反行為が行われた年度の前会計年度の総売上高の 10 パーセント以下の制裁金を課することができる。

2. 不公正な競争行為に該当する行為その他の違反行為（本条第 1 項に規定した行為を除く）が行われたときは、制裁措置の決定権限を有する機関は、行政罰について定める法令又はその関連法令に基づいて、制裁金を課することができる。

3. この法律の違反行為に課されるべき制裁金の額については、政府が定めるものとする。

第 119 条 競争法令違反に対する制裁に係る権限

1. 事件処理委員会及び競争評議会は、次の各号に掲げる権限を有するものとする。

- a. 警告を行うこと
- b. 第 118 条第 1 項に基づく制裁金を課すること
- c. 競争法令違反行為に係る証拠及び設備等の押収を行うこと
- d. 第 117 条第 3 項第 c 号、第 d 号及び第 e 号の措置を適用すること
- e. 事業登録の抹消、ライセンス及び事業免許の取消しを管轄政府当局に要請すること
- f. 第 117 条第 3 項第 a 号及び第 b 号の措置をとるよう管轄政府当局に要請すること

2. 競争管理庁は、第 117 条第 1 項第 a 号、同条第 2 項第 b 号、同条第 3 項第 c 号及び第 118 条第 2 項の措置を適用することができる。

3. 制裁に係る権限を有するその他の機関は、行政罰について定める法律に基づいて、知的財産権に関連する不正な競争行為に対する制裁を行うものとする。

第 120 条 競争法令に違反した政府職員及び従業員の取扱い

競争法令に違反した政府職員及び従業員に対しては、違反行為の性質及び重大性に照らし、懲戒処分又は刑事責任についての取調べが行われるものとする。政府職員及び従業員の違反行為により損害が発生したときは、違反行為を行った政府職員及び従業員は、法の定めるところに従って、その損害賠償をしなければならない。

第 121 条 違反行為に対する処分の執行

1. 違反行為の処分決定が発出された日から 30 日が経過することにより処分決定の効力が発効したにもかかわらず、当該処分決定に服すべき当事者がこれに従わず、かつ、本章第 7 節の規定に基づく処分決定取消しの訴えを提起しないときは、処分決定の執行により利益を受ける当事者は、執行権限を有する管轄政府当局に対して、当該管轄当局の役割、職務権限の範囲において処分決定の執行を書面により申立てることができる。

2. 違反事件の処分決定が当事者の財産に係るときは、処分決定の執行により利益を受ける当事者は、処分決定に服すべき当事者の本社若しくは住所の所在する省若しくは中央管轄市の民事裁判執行機関、又は処分決定の執行の対象となる財産の存在する省又は中央管轄市の民事裁判執行機関に民事執行手続を申立てることができる。

第 6 章 実施規定

第 122 条 施行期日

この法律は、2005 年 7 月 1 日から施行する。

第 123 条 施行規則

政府及び最高人民裁判所は、この法律の施行細則を定めるものとする。

この法律は、2004 年 12 月 3 日、第 11 期第 6 回ベトナム社会主義共和国国会で可決された。

国会議長

グエン・ヴァン・アン

法律の施行に関する 2004 年 12 月 14 日第 24/2004/L-CTN 号命令

ベトナム社会主義共和国大統領

1992 年ベトナム社会主義共和国憲法第 103 条及び第 106 条 (2001 年 12 月 25 日第 10 期第 10 回国会決議第 51/2001/QH10 号により修正及び追加)、国会組織法第 91 条及び法律文書の公布に関する法律第 50 条に基づく法律

国会

ベトナム社会主義共和国
独立—自由—幸福

法律 No：59/2010/QH12

ハノイ、2010年11月17日

消費者権利保護法

議決 No 51/2001/QH10 の規定に従って改正されたベトナム社会主義共和国の憲法 1992 年に基づいて、国会は「消費者権利保護法」を公布する。

第1章

一般規定

第1条 適用範囲

この法律は消費者の権利及び義務、消費者に対して商品・サービスを販売・提供する組織・個人の責任、消費者保護に関わる社会的組織の責任、消費者と商品・サービスを販売・提供する組織・個人間の争議解決、消費者権利保護における国家管理機関の責任について規定する。

第2条 適用対象

この法律はベトナム領土における消費者、商品・サービスを販売・提供する組織・個人、消費者権利保護活動に関する機関・組織・個人に適用される。

第3条 用語説明

この法律に使用する以下の用語は次のように解釈する。

1. *消費者*とは個人・家族・組織であり、消費・生活目的で商品・サービスを購入・利用する者である。

2. *商品・サービスを販売・提供する組織・個人*とは以下の対象で、利益の獲得を目的とし、商品の製造から販売までの投資、またはサービス提供において一部あるいは全てを実施する組織・個人である。

a) 商業法に規定された商人

b) 営業登録が免除され、商業活動を独立で、継続的に行う個人

3. *欠陥商品*とは、以下に記載する現行の基準または規格に従って製造されたものを含め、消費者に対する安全性を欠き、消費者の生命・健康・財産に損害を及ぼす可能性がある商品である。

a) 仕様に則って大量生産された欠陥商品

b) 製造・加工・運送・保管における個別の欠陥商品

c) 使用方法において安全性が保たれない可能性がありながら、消費者へ十分な説明・警告がなされていない商品

4. *消費者ハラスメント*とは、商品・サービスおよび商品・サービスを販売・提供する組織・個人の紹介や契約の締結を目的として、消費者と直接または間接的に接触し、消費意欲のない消費者の仕事・生活を阻害したり悪影響を及ぼす行為。

5. *フォーム契約書*とは、商品・サービスを販売・提供する組織・個人が消費者と取引する上で作成する契約書である。

6. *取引一般条件*とは、商品・サービスを販売・提供する組織・個人が公開する消費者に適用する販売・サービス提供の規定・規則である。

7. *和解*とは第三者を通じて消費者及び商品・サービスを販売・提供する組織・個人間の争議を解決することである。

第4条 消費者権利保護原則

1. 消費者の権利保護は政府及び社会全体の共同責任である。

2. 消費者権利は遵守され、法律の規定に従って保護される。

3. 消費者の権利保護は、法律に従って迅速に、公平に、明確に行われなければならない。

4. 消費者の権利保護活動は、国家の利益、商品・サービスを販売・提供する組織・個人及びその他の組織・個人の合法的な権利・利益を侵害してはならない。

第5条 消費者権利保護における政府の政策

1. 組織・個人が消費者の権利保護活動へ積極的に参加する環境を作る。

2. 組織・個人が先進技術を適用・開発し、安全で品質が保証できる商品・サービスを製造・提供することを奨励する。

3. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人の法律遵守を全体的に常時管理・監査する。

4. 消費者の権利保護活動を行う機関・組織の施設整備、人材育成の向上を目指して資力・人材を公募し、消費者へのコンサルティング・サポート・宣伝・情報提供の活動を常時向上させる。
5. 消費者権利保護におけるグローバル化・国際協力を拡大し、情報・経験の交流を向上させる。

第6条 消費者情報の保護

1. 国家権限機関からの要請がある場合を除き、消費者が取引、商品・サービスの購入・利用をする際の消費者情報は保護される。
2. 消費者情報を収集、使用、譲渡する場合、商品・サービスを販売・提供する組織・個人は以下の責任を果たさなければならない。
 - a) 消費者情報の収集・使用目的を事前に消費者へ明確に通知する。
 - b) 消費者の承認を得たうえで通知した目的通りに消費者情報を使用する。
 - c) 消費者情報を収集・使用・譲渡する際に、安全性・正確性を十分に確保する。
 - d) 情報の不正を発見した場合、自らまたは消費者がその情報をアップデート・修正できる方法を講ずる。
 - d) 法律が規定した場合を除き、消費者の承認がない限り、消費者情報を第三者へ譲渡してはならない。

第7条 営業登録が免除され、商業活動を独立で継続的に行う個人との取引における消費者権利保護

1. 政府はこの法律及び関連する他の法律の規定に基づいて営業登録が免除され、商業活動を独立で、継続的に行う個人との取引における消費者権利保護について詳細に規定する。
2. 村・区・市の人民委員会、市場・ショッピングセンター管理委員会は、この法律および政府の規定、地方の現状に基づいて、消費者の営業登録が免除され、商業活動を独立で、継続的に行う個人の商品・サービスを購入・利用する際の、品質・数量・衛生安全保護における具体的な方法を展開する。

第8条 消費者の権利

1. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人との取引、商品・サービスの購入・利用において、生命・健康・財産及び他の合法的な権利・利益の安全性が保証される。
2. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人、商品・サービスの取引内容、商品の原産地に関する正確な情報、取引に関する伝票・書類・資料及び消費者が購入・利用した商品・サービスに関する必要な情報の提供を十分に受けることが出来る。

3. 自分の実際の需要や現状に合わせて、商品・サービスおよび商品・サービスを販売・提供する組織・個人を選択し、商品・サービスを販売・提供する組織・個人との取引の有無、取引内容を決定する。

4. 価格、商品・サービスの質、サービススタイル、取引の形態、消費者及び商品・サービスを販売・提供する組織・個人との取引内容について、商品・サービスを販売・提供する組織・個人へ意見を出す。

5. 消費者権利保護に関する政策、法律の策定及び実施に参加する。

6. 受けた商品・サービスが、技術基準・規格、品質、数量、性能、機能、価格、または商品・サービスを販売・提供する組織・個人が公開、公示、広告あるいは誓約した内容と異なっている場合は賠償請求できる。

7. この法律及び関連する法律の規定に従って自分の権利を保護するために提訴、告訴、起訴または社会的組織へ提訴することが出来る。

8. 商品・サービスの消費におけるコンサルティング、サポート、情報提供を受けることが出来る。

第9条 消費者の義務

1. 受ける前に商品をチェックし、原産地の証明・環境へ負荷を与えない・社会の習慣及び道徳に反しない・自分及び他人の生命や健康に危害を及ぼさない商品・サービスを選択し、商品・サービスの取扱説明書の通りに実施する。

2. 市場に流通している商品・サービスの安全が保たれず消費者の生命・健康・財産に損害を及ぼすまたは損害を及ぼす恐れがある、商品・サービスを販売・提供する組織・個人の行為が消費者の合法的な権利・利益を侵害することを発見した場合は、関連する国家機関・組織・個人に通知する。

第10条 禁止される行為

1. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人が広告活動を通して、以下の項目において消費者を騙す、誤解を与える不十分、不正確な情報を提供することは禁止される。

- a) 商品・サービスを販売・サービスする組織・個人が提供する商品・サービス

- b) 商品・サービスを販売・サービスする組織・個人の威信、販売・サービス提供能力

- c) 消費者及び商品・サービスを販売・提供する組織・個人との取引の内容、特徴

2. 消費意欲がない消費者に対し、商品・サービスを販売・提供する組織・個人が商品・サービス広告を通して2回以上ハラスメントを行ったり、消費者の仕事・生活の妨害や悪影響を与える行為。

3. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人が以下の行為を通して消費者を強要する行為。

- a) 武力、脅迫または他の方法で消費者の生命・健康・名誉・威信・人格・財産に損害を及ぼす行為
- b) 消費者の困難な状況または天災・疫病を利用し、取引を強要する行為
4. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人が民事行為能力を有しないまたは失った者に対して商業促進活動を行ったり、直接的取引を要請する。
5. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人が消費者の事前承認がないまま、消費者へ販売・提供した商品・サービスの請求をする。
6. 消費者権利保護活動に参加する消費者・社会的組織や商品・サービスを販売・提供する組織・個人が消費者権利活動を利用し、国家の利益・他の組織・個人の合法的な利益を侵害する。
7. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人が消費者の困難な状況または天災・疫病を利用し、品質保証できない商品・サービスを販売・提供する。
8. 組織・個人が品質保証できない商品・サービスを販売・提供し、消費者の生命・健康・財産に損害を及ぼす。

第11条 消費者権利保護の違反処理

1. 消費者権利保護の法律に違反した個人は、違反の性質、程度に見合った行政処分や刑事責任を負わなければならない。損害を及ぼした場合は、法律の規定に従って弁償しなければならない。
2. 消費者権利保護の法律に違反した組織は、違反の性質、程度に見合った行政処分を受ける。損害を及ぼした場合は、法律の規定に従って弁償しなければならない。
3. 職務、権限を利用して消費者権利保護の法律に違反した個人は、違反の性質、程度に見合った行政処分や刑事責任を負わなければならない。損害を及ぼした場合は、法律の規定に従って弁償しなければならない。
4. 政府は消費者の権利保護における違反の行政処分について詳細に規定する。

第2章

消費者に対して商品・サービスを販売・提供する組織・個人の責任

第12条 消費者に対して商品・サービスを販売・提供する組織・個人の商品・サービス情報を提供する責任

1. 法律の規定に従って商品のラベルを記入する。
2. 販売・サービス店、事務所において商品・サービスの価格を公に提示する。

3. 消費者の生命・健康・財産に悪影響を及ぼす可能性がある商品・サービスについて警告し、予防方法を告知する。
4. 商品の交換部品・付属品の供給についての情報を提供する。
5. 取扱証明書、保証付きの商品・サービスの場合に条件・期限・場所・手続きの情報を提供する。
6. 契約書フォーム、取引一般条件を事前に消費者へ正確に、十分に通知する。

第13条 消費者に対して商品・サービスの情報を第三者が提供する場合の責任

1. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人が第三者を通して消費者へ情報を提供する場合、第三者は以下の責任を負わなければならない。
 - a) 提供する商品・サービスの正確な情報を十分に提供することを保証する。
 - b) 商品・サービスを販売・提供する組織・個人に対し、商品・サービスの情報が正確、かつ十分であることを証明する根拠の提供を要請する。
 - c) 商品・サービスにおける情報の正確性、十分性を法律に規定した全ての方法によりチェックをし、証明しなければならないが、情報が不正確・不十分であった場合は連帯責任を負わせる。
 - d) メディア及び広告に関する法律の規定を遵守する。

2. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人がメディアを通して消費者へ情報を提供する場合、メディアの手段・メディアサービスサプライヤーは以下の責任を負わなければならない。

- a) 本条第1項の規定を実施する。
- b) 自分が管理する手段・サービスが消費者ハラスメントを目的として使用されることを予防する技術を開発・適用する。
- c) 商品・サービスを販売・提供する組織・個人によってメディアの手段・メディアサービスサプライヤー

の管理する手段・サービスを使用することが消費者ハラスメントに繋がる可能性がある場合は、その使用を拒否する。

d) 消費者または国家権限機関の要請に従って、商品・サービスを販売・提供する組織・個人が自分が管理する手段・サービスを消費者ハラスメントとして使用することを停止する。

第14条 消費者と締結する契約書

1. 消費者と締結する契約書の形態は民事に関する法律の規定に従って行われる。

2.消費者との契約を書面で締結する場合は、明確で分かりやすい契約書を作成しなければならない。

両側の協議によるかまたは法律が規定した場合を除き、消費者と締結する契約書の言語はベトナム語でなければならない。

3.消費者との契約を電子手段によって締結する場合は、商品・サービスを販売・提供する組織・個人は、締結前に消費者が契約書を全て読めるような環境を作らなければならない。

4. 政府は消費者と締結する契約書において他の形態について詳細に規定する。

第15条 消費者と締結した契約書についての説明

争議解決権限を有する組織・個人は、契約書の内容の解釈が各側によって違う場合、消費者を優先して解釈する。

第16条 消費者と締結した契約書の条項、取引一般条件の無効

1. 以下の場合は、消費者と締結した契約書の条項、取引一般条件が無効となる。

a) 法律の規定に従って消費者に対して商品・サービスを販売・提供する組織・個人の責任が排除される。

b) 消費者の提訴・起訴権が制限、排除される。

c) 消費者が、契約書に詳細な記述がない商品・サービスを購入・利用した場合、商品・サービスを販売・提供する組織・個人は、事前に承認した契約書の条件、または商品・サービスの販売・提供における規則・規定を一方的に変更させられる。

d) 商品・サービスを販売・提供する組織・個人が一方的に義務を果たさない消費者を確定した場合。

d) 商品・サービスを販売・提供する組織・個人によって、商品納品・サービス提供の時点で価格が設定または変更された場合。

e) 契約書の内容の解釈が各側によって違う場合、契約書の内容を商品・サービスを販売・提供する組織・個人だけによって解釈される

g) 商品・サービスを販売・提供する組織・個人が第三者を通して商品・サービスを販売・提供する場合、商品・サービスを販売・提供する組織・個人の責任が規定されていない。

h) 商品・サービスを販売・提供する組織・個人が自分の義務を果たさないのに対して、消費者は自分の義務を果たなければならない。

i) 消費者の承認がなくても商品・サービスを販売・提供する組織・個人の権利・義務が第三者へ譲渡される。

2. 消費者と締結した契約書の条項、取引一般条件の無効の決定及び処理は民事法律の規定に従って実施される。

第17条 フォーム契約書の実施

1. フォーム契約書を締結する際、商品・サービスを販売・提供する組織・個人は消費者が契約書を理解する適切な期間を設けなければならない。

2. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人は締結したフォーム契約書を契約書が無効になるまで保管しなければならない。消費者が保管する契約書が紛失したり、破れた場合は、商品・サービスを販売・提供する組織・個人が消費者へ契約書のコピーを提供しなければならない。

第18条 取引一般条件の実施

1. 取引一般条件を付する商品・サービスを販売・提供する組織・個人は、消費者との取引を実施する前に取引一般条件を公開しなければならない。

2. 取引一般条件は適用有効期間が明記され、消費者が読めるように取引場所の見やすい所に公示しなければならない。

第19条 フォーム契約書、取引一般条件の管理

1. 政府首相が公布した主要商品・サービスリストに記載される商品・サービスを販売・提供する組織・個人は、消費者権利保護の権限を有する国家管理機関にフォーム契約書、取引一般条件の登録を申請しなければならない。

2. フォーム契約書、取引一般条件が消費者の権利を侵害していることを発見した場合、消費者権利保護の権限を有する国家管理機関は、自らまたは消費者の要請によって商品・サービスを販売・提供する組織・個人に対してフォーム契約書、取引一般条件の削除または変更を要請できる。

3. 政府はこの条項の詳細について規定する。

第20条 取引証拠の提供責任

1. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人は、法律の規定または消費者の要請に従って取引に関する伝票または書類、資料を消費者へ提供しなければならない。

2. 電子手段による取引の場合、商品・サービスを販売・提供する組織・個人は、本条第1項に規定した伝票・書類、資料を消費者が確認、ダウンロード、保存及び印刷できる環境を作らなければならない。

第21条 商品・部品・付属品の保証責任

商品・部品・付属品は各側との協議または法律の規定によって保証される。商品・部品・付属品が保証される場合、商品・サービスを販売・提供する組織・個人は以下の責任を負わなければならない。

1. 自分が提供する商品・部品・付属品の保証義務を十分に果たす。

2.保証期間を明記した保証書を消費者に渡す。保証期間は商品・部品・付属品各々に保証期限が設定される。商品を販売する組織・個人が商品・部品・付属品を交換した場合、その交換した商品・部品・付属品の保証期間は交換時点から計算される。

3.保証期間中、消費者へ類似する商品・部品・付属品を代替として提供したり、消費者が承認する他の解決方法を適用する。

4. 保証期間が過ぎても修理ができないまたは欠陥が改善されない場合は、類似する新品の商品・部品・付属品と交換するか、欠陥の商品・部品・付属品を回収し消費者へ返金する。

5. 保証期間中に商品・部品・付属品の保証を3度実施しても欠陥が改善されない場合は、類似する新品の商品・部品・付属品と交換するか、欠陥の商品・部品・付属品を回収し消費者へ返金する。

6. 修理代、商品・部品・付属品を保証の作業所まで及び保証の作業所から消費者の住所までの運送費用を負担する。

7. 他の組織・個人へ保証の実施を委託した場合でも、消費者に対して商品・部品・付属品の保証責任を負う。

第22条 欠陥商品の回収責任

欠陥商品が発見した場合は、商品を製造・輸入した組織・個人は以下の責任を負わなければならない。

1. 市場における欠陥商品の流通を停止させるためにあらゆる可能な限りの方法を即時に適用する。

2. 流通している地域で欠陥商品が発生し、回収していることを最低限、新聞において連続5回、ラジオ・放送局において5日連続で以下の内容を公告する。

a) 回収しなければならない商品の詳細

b) 商品の回収理由及び欠陥商品によって起こる損害の警告

c) 商品回収の時間、場所、方法

d) 欠陥商品の改善の時間、方法

d) 商品回収中の消費者権利保護における必要な方法

3. 欠陥商品の回収を告知内容通りに実施し、回収において発生した全ての費用を負担する。

4. 回収完了後、欠陥商品の回収を実施した地域の消費者権利保護の権限を有する省レベルの国家管理機関へ結果を報告する。欠陥商品の回収が2省以上に亘って実施された場合は、その結果を消費者権利保護の権限を有する中央レベルの国家管理機関へ報告する。

第23条 欠陥商品による損害の賠償責任

1. 自分の提供した欠陥商品が消費者の生命・健康・財産に損害を与えた場合、本法律第24条の規定を除き、商品を販売する組織・個人が欠陥商品の発生を知らない、あるいは欠陥商品の発生の原因ではない場合も、その損害を賠償する責任を負う。

2. 本条第1項に規定した商品を販売する組織・個人とは以下の組織・個人である。

a) 商品を製造する組織・個人

b) 商品を輸入する組織・個人

c) 商標を商品に付けたり、商品を製造・輸入する組織・個人として認識できるラベル・商業表示を行う組織・個人

d) 本項の a、b、c に規定した損害の賠償責任を負う組織・個人を確定できない場合は、欠陥商品を消費者へ直接提供した組織・個人

3. 損害賠償は民事法律の規定に従って実施される。

第24条 欠陥商品による損害賠償責任の解除

消費者が商品を提供された時点での科学技術レベルでは欠陥商品を見できないと証明された場合、本法律第23条に規定した商品を販売する組織・個人は損害賠償の責任を解除される。

第25条 国家管理機関への消費者の権利保護要請

1. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人が消費者権利保護法に違反し、国家および多くの消費者または社会の利益へ損害を与えた場合、消費者、社会的組織は直接または書面によって取引した地域の消費者権利保護の権限を有する県レベルの国家管理機関へ処分の要請をすることができる。

2. 消費者、社会的組織は、商品・サービスを販売・提供する組織・個人の違反行為に関連する情報、証拠を提供する義務を持つ。

第26条 消費者の権利保護要請の処理

1. 消費者の要請を受理した後、消費者権利保護の権限を有する県レベルの国家管理機関は各側に対し、説明・情報の提供を要請し、法律の規定に従って処理するために自ら調査、情報・証拠を収集する。

2. 消費者権利保護の権限を有する県レベルの国家管理機関は、書面によって消費者の権利保護要請に対する回答をしなければならない。商品・サービスを販売・提供する組織・個人が消費者の権利を侵したことが確定した場合、回答書面には以下の内容を含まなければならない。

a) 違反内容

b) 回復方法

c) 回復方法の実施期限

d) 行政処分の方法（ある場合）

3. 本条第2項のbに規定する回復方法は以下のことを含む。

a) 商品・サービスを販売・提供する組織・個人に対し商品を強制的に回収・解体させ、商品・サービスの提供を強制的に停止させる。

b) 違反した組織・個人の事業停止または一時停止

c) 商品・サービスを販売・提供する組織・個人に対して、フォーム契約書、取引一般条件における消費者の権利を侵害する条項を強制的に削除させる。

4. 本条第3項の規定条項のほか、再度違反した商品・サービスを販売・提供する組織・個人は、消費者の権利を侵害した商品・サービスを販売・提供する組織・個人リストに記入される。

5. 政府は本条を詳細に規定する。

第3章

社会的組織の消費者権利保護への参加責任

第27条 消費者権利保護に参加する社会的組織

1. 法律の規定に従って設立され、定款に従って活動する社会的組織は消費者の権利保護活動に参加することが出来る。

2. 社会的組織の消費者の権利保護活動は本法律及び関連する法律の規定に従って行われなければならない。

第28条 社会的組織の消費者の権利保護活動への参加内容

1. 社会的組織は以下の活動によって消費者の権利保護に参加する。

a) 要請がある場合は、消費者に案内、サポート、コンサルティングを行う。

b) 自らまたは消費者を代表して、公的利益のために起訴する。

c) 消費者の権利保護の権限を有する国家管理機関へ商品・サービスを販売・提供する組織・個人の法律違反行為に関する情報を提供する。

d) 商品・サービスの品質を独自に調査・検査し、行った調査・検査の結果を公開する。消費者に商品・サービスについて警告し、その情報・警告における法的責任を負う。消費者権利違反の処理権限を有する国家管理機関へ建議する。

d) 消費者の権利保護に関する法律・主張・政策・方向・計画及び実施方法の策定に参加する。

e) 本法律第29条に定める国家機関から委託された業務を行う。

g) 消費に関する法律及び知識の宣伝・教育に参加する。

2. 政府は、消費者の権利保護活動に参加する社会的組織が本条第1項のbに定めた公的利益のための起訴権を行使する条件を規定する。

第29条 国家機関から委託された業務の実施

1. 国家管理機関から委託された業務を実施する際、消費者の権利保護に参加する社会的組織は法律の規定に従って政府から経費及び他のサポートを受けられる。

2. 政府は、消費者の権利保護に参加する社会的組織へ委託する業務の詳細を規定する。

第4章

消費者及び商品・サービスを販売・提供する組織・個人との争議解決

第30条 消費者及び商品・サービスを販売・提供する組織・個人との争議解決の方法

1. 消費者と商品・サービスを販売・提供する組織・個人との間で発生した争議は、以下の方法によって解決される。

a) 協議

b) 和解

c) 仲裁

d) 裁判

2. 争議が国家・多くの消費者・公的利益に損害を及ぼす場合は、協議・和解の手段は取れない。

第1部 協議

第31条 協議

1. 合法的な権利、利益が侵害されると判断した消費者は、商品・サービスを販売・提供する組織・個人に対して協議を要請する権利を有する。

2. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人は、要請を受けてから7営業日以内に消費者との協議を行う責任を負う。

第32条 協議の結果

各側の協議によって取り決めた場合を除き、商品・サービスを販売・提供する組織・個人と消費者との協議結果を書面に残さなければならない。

第2部 和解

第33条 和解

商品・サービスを販売・提供する組織・個人と消費者は、協議し和解するに当たり、和解に立ち会う第三者を選択する権利を有する。

第34条 和解実施の原則

1. 客観性・嘘偽りなく・善意を保証し、強要しない、騙さない。
2. 各側の協議による決定や、法律の規定が改定された場合を除き、和解を提起する組織・個人、和解を受け入れる各側は和解に関する全ての情報を漏洩しないことを保証しなければならない。

第35条 和解実施

政府が規定した条件を満たした組織・個人は、消費者及び商品・サービスを販売・提供する組織・個人との争議を解決する和解機関を設立することが出来る。

第36条 和解議事録

1. 和解議事録は以下の内容を含まなければならない。
 - a) 和解を提起する組織・個人
 - b) 和解を受け入れる各側
 - c) 和解内容
 - d) 和解を実施した時間、場所
 - d) 和解を受け入れる各側の意見
 - e) 和解結果
 - g) 合意した和解結果の実施期間
2. 和解議事録は和解を受け入れる各側のサイン及び和解を提起した組織・個人の確認サインがなければならない。

第37条 合意した和解結果の実行

各側は責任を持って、和解議事録に記載した期間内に、合意した和解結果を実行しなければならない。一方側が故意に実行しない場合は、他方側が裁判を起し、法律の規定に従って解決することが出来る。

第3部 仲裁

第38条 仲裁条項の有効性

商品・サービスを販売・提供する組織・個人は、契約書を締結する前に仲裁条項を通知し、消費者の承認を得なければならない。商品・サービスを販売・提供する組織・個人によってフォーム契約書または取引一般条件に仲裁条項が記入された場合で、争議が発生した際は、個人である消費者が他の争議解決方法を選択することが出来る。

第39条 仲裁における争議解決の順序、手続き

仲裁における争議解決の順序、手続きは商業仲裁に関する法律の規定に従って実施される。

第40条 証明義務

仲裁における争議解決の証明義務はこの法律第42条の規定に従って実施される。

第4部 裁判所における争議解決

第41条 消費者権利保護の民事訴訟

1. 消費者権利保護の民事訴訟は、本法律の規定に従って消費者または消費者権利保護に参加する社会的組織が原告となる。
2. 消費者権利保護の民事訴訟は以下の条件を満たした場合、民事訴訟法律の簡単な手続きに基づいて解決される。
 - a) 個人である消費者が原告、消費者へ商品・サービスを直接提供した組織・個人が被告である。
 - b) 事件の状況が単純明快で、証拠が明確
 - c) 取引価値が1億ドン以下

第42条 消費者権利保護の民事訴訟における証明義務

1. 消費者は民事訴訟法律の規定に従って自分の合法的な権利、利益を確保するために、証拠の提供及び証明する義務を有する。商品・サービスを販売・提供する組織・個人のミスを証明する義務を有しない。
2. 商品・サービスを販売・提供する組織・個人は、自分が損害を与えていないことを証明する義務を有する。
3. 裁判で消費者権利保護の民事訴訟における敗訴側を決定する。

第43条 消費者権利保護の民事訴訟における訴訟費用、裁判手数料

1. 消費者権利保護の民事訴訟における訴訟費用、裁判手数料は、訴訟費用・裁判手数料に関する法律の規定に従って算出される。
2. 自分の合法的な権利、利益を保護するために民事事件を提訴した消費者は、訴訟費用、裁判手数料の一部を先払いしなくても良い。

第 44 条 社会的組織が提訴した消費者権利保護の民事訴訟における情報の公開

1. 消費者権利保護に参加する社会的組織は、適切な形態によって提訴事実を公開し、自分が公開した情報について責任を持ち、商品・サービスを販売・提供する組織・個人の通常活動に影響を及ぼさないことを保証する。
2. 本条第 1 項に規定した通知の内容は以下のことを含む。
 - a) 提訴した消費者権利保護に参加する社会的組織
 - b) 提訴された商品・サービス
 - c) 提訴の内容
 - d) 訴訟の手続き及び申請期間
3. 裁判機関は民事訴訟法律の規定に従って訴訟を受理してから 3 営業日以内に訴訟受理についての情報を裁判所において公示しなければならない。

第 45 条 社会的組織が起訴した消費者権利保護の民事訴訟を受理した裁判所の判決、決定の通知

社会的組織が提訴した消費者権利保護の民事訴訟を受理した裁判所の判決、決定は裁判所において公示され、適切な形態で大衆メディアに公開しなければならない。

第 46 条 社会的組織が公的利益のために提訴した消費者権利保護の民事訴訟における損害賠償額

消費者権利保護に参加する社会的組織が公的利益のために提訴した消費者権利保護の民事訴訟における賠償金額は、裁判機関の判決、決定に従って支払わなければならない。

第 5 章

消費者権利保護における国家管理機関の責任

第 47 条 消費者権利保護における国家管理機関の責任

1. 政府は消費者権利保護を全体的に管理する。
2. 商工省は政府から委託され、消費者権利保護を管理する。
3. 省・省に相当する機関は自分の役割及び権限の範囲内で商工省と協力し、消費者権利保護を管理する。
4. 各レベルの人民委員会は自分の役割及び権限の範囲内で地方における消費者権利保護を管理する。

第 48 条 商工省の責任

1. 権限における消費者権利保護の戦略・計画・プログラム・プロジェクト・政策・法律を公布・実施し、権限外にあたる事象の場合は、権限機関が公布・実施できるような戦略・計画・プロジェクト・政策・法律を策定し、提出する。
2. 社会的組織・和解機関の消費者権利保護活動、フォーム契約書及び取引一般条件をこの法律第 19 条の規定に従って管理する。
3. 消費者権利保護に関する法律の宣伝・教育を行い、消費者権利保護についてのコンサルティング・サポート・認識の向上を行う。
4. 消費者権利保護用のデータベースを構成し、消費者権利保護の人材育成、業務の向上を図る。
5. 権限に従って消費者権利保護法律の違反に関する監査、検査、提訴・告訴の処理を行う。
6. 消費者権利保護における国際協力の活動を行う。

第 49 条 各レベル人民委員会の責任

1. 権限範囲内の地方における消費者権利保護の法的書面を公布・実施し、権限外の場合は、権限機関が公布・実施できるような法的書面を策定し、提出する。
2. 地方における社会的組織・和解機関の消費者権利保護活動を管理する。
3. 地方において消費者権利保護に関する法律の宣伝・教育を行い、消費者権利保護についてのコンサルティング・サポート・認識の向上を図る。
4. 権限に従って消費者権利保護法律の違反に関する監査、検査、提訴・告訴の処理を行う。

第 6 章

施行条項

第 50 条 施行効力

この法律は 2011 年 7 月 01 日から発効する。

この法律が発効する日から「消費者権利保護法令 No 13/1999/PL-UBTVQH10」は失効する。

第 51 条 詳細規定及び施工の案内

政府は国家管理の要請に応じて本法律の詳細規定、条項の実施を案内する。

この法律は 2010 年 11 月 17 日にベトナム社会主義共和国第 7 期国会第 8 回会議によって批准された。

ベトナム 知的財産法

※なお、本件は参考仮訳です。最終的な御確認は、あくまでも原文において行われるよう、お願いいたします。
※青字部分が改訂部分。

2005年11月29日裁可の法律第50/2005/QH11号（2006年7月1日施行）を改正した
2009年6月19日裁可の法律36/2009/QH12号（2010年1月1日施行予定）

目次

第I部 総則

- 第1条 規制の範囲
- 第2条 適用対象
- 第3条 知的所有権の対象
- 第4条 用語の解釈
- 第5条 法律の適用
- 第6条 知的所有権の発生、確定の根拠
- 第7条 知的所有権の制限
- 第8条 知的所有権に関する国家の方針
- 第9条 知的所有権保護における組織、個人の権利及び責任
- 第10条 知的所有権に係る国家行政の内容
- 第11条 知的所有権についての国家行政の責任
- 第12条 知的所有権手数料及び料金

第II部 著作権及び隣接権

第I章 著作権及び隣接権の保護条件

- 第1節 著作権の保護条件
- 第13条 著作権のある著作物を有する著作権の著作者、所有者
- 第14条 保護著作物の形態
- 第15条 著作権保護からの除外対象
- 第2節 隣接権の保護条件
- 第16条 隣接権の保護される組織、個人
- 第17条 隣接権保護の対象

第II章 著作権、隣接権の保護の内容、制限及び期間

- 第1節 著作権の保護の内容、制限及び期間
 - 第18条 著作権
 - 第19条 人格権
 - 第20条 所有権
 - 第21条 映画の著作物及び演劇の著作物に対する著作権
 - 第22条 コンピュータ・プログラム及び編集に対する著作権
 - 第23条 民俗芸術的及び文学的著作物に対する著作権
 - 第24条 文学的、美術的及び科学的著作物に対する著作権
 - 第25条 許可を取得せず、ロイヤルティ、報酬も支払わずにする公表著作物の使用
 - 第26条 許可を取得しないが、ロイヤルティ、報酬を支払ってする公表著作物の使用
 - 第27条 著作権保護の期間
 - 第28条 著作権侵害
 - 第2節 隣接権の内容、制限及び期間
 - 第29条 実演者の権利
 - 第30条 レコードの制作者の権利
 - 第31条 放送組織の権利
 - 第32条 許可を取得せず、ロイヤルティ及び報酬も支払わずにする隣接権の行使
 - 第33条 許可を取得しないが、ロイヤルティ及び報酬を支払ってする隣接権の行使
 - 第34条 隣接権の保護期間
 - 第35条 隣接権侵害
- ##### 第III章 著作権所有者及び隣接権所有者
- 第36条 著作権所有者
 - 第37条 著作権所有者が著作者である場合
 - 第38条 著作権所有者が共同著作者である場合
 - 第39条 著作権所有者が、著作者に責務を課すか又は著作者と契約する組織、個人である場合

- 第40条 著作権所有者が相続人である場合
 - 第41条 著作権所有者が著作権譲受人である場合
 - 第42条 著作権所有者が国家である場合
 - 第43条 公共の著作物
 - 第44条 隣接権所有者
- #### 第IV章 著作権、隣接権の譲渡
- 第1節 著作権、隣接権の譲渡
 - 第45条 著作権、隣接権の譲渡に関する総則
 - 第46条 著作権、隣接権の譲渡に係る契約
 - 第2節 著作権、隣接権の行使の移転
 - 第47条 著作権、隣接権の行使の移転に関する総則
 - 第48条 著作権、隣接権の行使の移転に係る契約
- #### 第V章 著作権及び隣接権の登録証明
- 第49条 著作権及び隣接権の登録
 - 第50条 著作権、隣接権の登録出願
 - 第51条 著作権登録証及び隣接権登録証の付与における管轄
 - 第52条 著作権、隣接権の登録証を交付する期限
 - 第53条 著作権、隣接権の登録証の効力
 - 第54条 著作権、隣接権の登録簿及び公告
 - 第55条 著作権登録証、隣接権登録証の再交付、差替又は効力の無効
- #### 第VI章 著作権、隣接権の分野における代理、コンサルティング及びサービス組織
- 第56条 著作権及び隣接権の共同管理組織
 - 第57条 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織
- #### 第III部 工業所有権
- ##### 第VII章 工業所有権の保護に係る要件
- 第1節 発明に係る保護要件
 - 第58条 保護に適切な発明に係る一般的要件
 - 第59条 発明として保護されない主題
 - 第60条 発明の新規性
 - 第61条 発明の進歩性
 - 第62条 発明の産業上の利用可能性
 - 第2節 工業意匠に係る保護要件
 - 第63条 保護に適切な工業意匠に係る一般的要件
 - 第64条 工業意匠として保護されない主題
 - 第65条 工業意匠の新規性
 - 第66条 工業意匠の創작성
 - 第67条 意匠の工業上の利用可能性
 - 第3節 回路配置に係る保護要件
 - 第68条 保護に適切な回路配置に係る一般的要件
 - 第69条 回路配置として保護されない主題
 - 第70条 回路配置の独創性
 - 第71条 回路配置の商業的新規性
 - 第4節 標章に係る保護要件
 - 第72条 保護に適切な標章に係る一般的要件
 - 第73条 標章として保護されない標識
 - 第74条 標章の識別性
 - 第75条 周知標章の認定に係る基準
 - 第5節 商号に係る保護要件
 - 第76条 保護に適切な商号に係る一般的要件
 - 第77条 商号として保護されない主題
 - 第78条 商号の識別性
 - 第6節 地理的表示の保護要件
 - 第79条 保護に適切な地理的表示に係る一般的要件

第 80 条 地理的表示として保護されない主題
 第 81 条 地理的表示を有する製品の名声、品質及び特質
 第 82 条 地理的表示に関する地理的条件
 第 83 条 地理的表示に対応する地理的地域
 第 7 節 営業秘密に係る保護要件
 第 84 条 保護に適切な営業秘密に係る一般的要件
 第 85 条 営業秘密として保護されない主題
第 VIII 章 発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示に対する工業所有権の確定
 第 1 節 発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示の登録
 第 86 条 発明、工業意匠及び回路配置の登録を受ける権利
 第 87 条 標章の登録を受ける権利
 第 88 条 地理的表示を登録する権利
 第 89 条 工業所有権の確定に係る登録出願の方法
 第 90 条 先願の原則
 第 91 条 優先権の原則
 第 92 条 保護証書
 第 93 条 保護証書の効力
 第 94 条 保護証書の効力の維持及び更新
 第 95 条 保護証書の効力の終了
 第 96 条 保護証書の無効
 第 97 条 保護証書の補正
 第 98 条 工業所有権の国家登録簿
 第 99 条 保護証書に関する決定の公告
 第 2 節 工業所有権登録出願
 第 100 条 工業所有権登録出願に係る一般的要件
 第 101 条 工業所有権登録出願の単一性についての要件
 第 102 条 発明登録出願に係る要件
 第 103 条 工業意匠登録出願に係る要件
 第 104 条 回路配置登録出願に係る要件
 第 105 条 標章登録出願の要件
 第 106 条 地理的表示出願の要件
 第 107 条 工業所有権関連の手續における代理権付与
 第 3 節 工業所有権登録出願の処理及び保護証書の付与に係る手續
 第 108 条 工業所有権登録出願の受領；出願日
 第 109 条 工業所有権登録出願の方式審査
 第 110 条 工業所有権登録出願の公開
 第 111 条 公開前の発明登録出願、工業意匠登録出願の秘密保持
 第 112 条 保護証書付与に関する第三者意見
 第 113 条 発明登録出願の実体審査請求
 第 114 条 工業所有権登録出願の実体審査
 第 115 条 工業所有権登録出願の補正、補充、分割及び変更
 第 116 条 工業所有権登録出願の取下
 第 117 条 保護証書付与の拒絶
 第 118 条 保護証書の付与、登録簿への記入
 第 119 条 工業所有権登録出願を処理する期限
 第 4 節 国際出願及びその処理
 第 120 条 国際出願及びその処理
第 IX 章 工業所有権の所有者、範囲及び制限
 第 1 節 工業所有権の所有者及び範囲
 第 121 条 工業所有権所有者
 第 122 条 発明、工業意匠及び回路配置の創作者並びにこれらの者の権利
 第 123 条 工業所有権所有者の権利
 第 124 条 工業所有権の行使
 第 125 条 工業所有権の他人による行使を防止する権利
 第 126 条 発明、工業意匠及び回路配置に対する権利の侵害行為
 第 127 条 営業秘密に対する権利の侵害行為
 第 128 条 試験資料の秘密を保持する義務
 第 129 条 標章、商号及び地理的表示に対する権利の侵害行為
 第 130 条 不正競争の行為
 第 131 条 発明、工業意匠及び回路配置に対する暫定的権利
 第 2 節 工業所有権の制限

第 132 条 工業所有権を制限する要因
 第 133 条 国家の代理として発明を使用する権利
 第 134 条 発明及び工業意匠に対する先使用権
 第 135 条 発明、工業意匠及び回路配置の創作者に対して報酬を支払う義務
 第 136 条 発明及び標章を使用する義務
 第 137 条 従属発明を実施する目的での主発明の実施を許可する義務
 第 X 章 工業所有権の移転
 第 1 節 工業所有権の譲渡
 第 138 条 工業所有権の譲渡に関する総則
 第 139 条 工業所有権の譲渡に対する制限
 第 140 条 工業所有権の譲渡契約の内容
 第 2 節 工業所有権のライセンス許諾
 第 141 条 工業所有権のライセンス許諾に関する総則
 第 142 条 工業所有権のライセンス許諾に対する制限
 第 143 条 工業所有権の行使に係る契約の種類
 第 144 条 工業所有権の行使に係るライセンス契約の内容
 第 3 節 発明の強制ライセンス許諾
 第 145 条 発明の強制ライセンス許諾の根拠
 第 146 条 強制的決定に基づいて移転された発明を実施する権利に対する制限の条件
 第 147 条 強制的決定に基づく発明のライセンス許諾に係る管轄及び手續
 第 4 節 工業所有権の移転契約の登録
 第 148 条 工業所有権の移転契約の効果
 第 149 条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類
 第 150 条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類の処理
第 XI 章 工業所有権代理人
 第 151 条 工業所有権代理業務
 第 152 条 工業所有権代理人の権利の範囲
 第 153 条 工業所有権代理人の責任
 第 154 条 工業所有権代理業務を遂行する条件
 第 155 条 工業所有権代理人としての実務に係る条件
 第 156 条 工業所有権代理機関の名称の記録、削除；工業所有権代理人の実務証明書の取消
第 IV 部 植物品種に係る権利
第 XII 章 植物品種の保護に係る条件
 第 157 条 植物品種に係る権利の保護を受けることができる組織又は個人
 第 158 条 権利が保護される植物品種に係る一般的条件
 第 159 条 植物品種の新規性
 第 160 条 植物品種の識別性
 第 161 条 植物品種の均一性
 第 162 条 植物品種の安定性
 第 163 条 植物品種の名称
第 XIII 章 植物品種に係る権利確定
 第 1 節 植物品種に係る権利確定
 第 164 条 植物品種に係る権利登録
 第 165 条 植物品種に係る権利を求める出願様式の提出
 第 166 条 植物品種に係る最初の出願様式の提出についての原則
 第 167 条 出願様式に係る優先権原則
 第 168 条 植物品種保護証及び保護された植物品種の国家登録簿
 第 169 条 植物品種保護証の効力
 第 170 条 植物品種保護証の効力の取消及び回復
 第 171 条 植物品種保護証の無効
 第 172 条 植物品種保護証の補正又は再交付
 第 173 条 保護証に関する決定の公告
 第 2 節 保護登録出願の出願様式及び処理手續
 第 174 条 保護登録出願
 第 175 条 出願様式の受領；提出日
 第 176 条 出願様式の効力の審査
 第 177 条 保護出願様式の公開
 第 178 条 植物品種の登録に係る出願様式の内容の審査

- 第 179 条 出願様式の修正及び補充
- 第 180 条 登録に係る出願様式の取下
- 第 181 条 植物品種保護証の付与に係る第三者の意見
- 第 182 条 植物品種保護証の付与の拒絶
- 第 183 条 植物品種保護証の付与
- 第 184 条 植物品種保護証の交付又は交付拒絶についての苦情

第 XIV 章 植物品種に係る権利の内容及び制限

- 第 1 節 植物品種に係る権利の内容
- 第 185 条 育成者の権利
- 第 186 条 保護証所有者の権利
- 第 187 条 保護証所有者の権利の範囲
- 第 188 条 植物品種に係る権利を侵害する行為
- 第 189 条 植物品種に係る暫定的権利
- 第 2 節 植物品種に係る権利の制限
- 第 190 条 植物品種保護証所有者の権利に対する制限
- 第 191 条 所有者及び育成者の義務

第 XV 章 植物品種に係る権利の移転

- 第 192 条 植物品種の使用に係る権利の移転
- 第 193 条 ライセンス許諾契約における当事者の権利
- 第 194 条 植物品種に係る権利の譲渡
- 第 195 条 植物品種の使用に係る強制ライセンス許諾についての根拠及び条件
- 第 196 条 強制的決定に基づく植物品種を使用する権利をライセンス許諾する権限及び手続
- 第 197 条 強制ライセンス許諾の場合における保護証所有者の権利

第 V 部 知的所有権の保護

第 XVI 章 知的所有権の保護に関する総則

- 第 198 条 自身による保護に対する権利
- 第 199 条 知的所有権の侵害行為に対する救済
- 第 200 条 知的所有権の侵害を取り扱う当局
- 第 201 条 知的所有権の検査、査定

第 XVII 章 民事救済による知的所有権に対する侵害の取扱

- 第 202 条 民事救済
- 第 203 条 訴訟当事者の権利及び立証責任
- 第 204 条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての原則
- 第 205 条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠
- 第 206 条 暫定的措置の適用を裁判所に請求する権利
- 第 207 条 暫定的措置
- 第 208 条 暫定的措置を請求する者の義務
- 第 209 条 暫定的措置適用の終了
- 第 210 条 暫定的措置適用に係る権限及び手続

第 XVIII 章 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱；知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

- 第 1 節 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱
- 第 211 条 行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為
- 第 212 条 刑事罰を受けるべき知的所有権の侵害行為
- 第 213 条 知的所有権の偽造商品
- 第 214 条 行政罰及び矯正措置
- 第 215 条 予防措置の適用
- 第 2 節 知的所有権関係の輸入及び輸出の管理
- 第 216 条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置
- 第 217 条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置の適用を請求する者の義務
- 第 218 条 税関手続の停止の適用に係る手続
- 第 219 条 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督

第 VI 部 施行規定

- 第 220 条 経過規定
- 第 221 条 効力
- 第 222 条 施行指針

第I部 総則

第1条 規制の範囲

本法は著作権、著作隣接権、工業所有権、植物品種の権利、及びこれらの権利の保護について規定する。

第2条 適用対象

本法は、本法及びベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約において規定された要件を満たすベトナムの組織及び個人並びに外国の組織及び個人に適用される。

第3条 知的所有権の対象

(1) 著作権の対象は、文学的、美術的及び科学的著作物を含む。著作隣接権の対象は、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を搬送する衛星信号を含む。

(2) 工業所有権の対象は、発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示を含む。

(3) 植物品種の権利の対象は、植物の増殖素材及び収穫素材を含む。

第4条 用語の解釈

次の用語は、本法において次の通り理解しなければならない。：

(1) 知的所有権とは、組織又は個人の有する知的所有権であり、著作権、著作隣接権、工業所有権及び植物品種の権利を含む。

(2) 著作権とは、組織又は個人により創出され又は所有される著作物に対するそれらの者の権利である。

(3) 著作隣接権(以下「隣接権」という)とは、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を搬送する衛星信号に係る組織又は個人の権利である。

(4) 工業所有権とは、組織又は個人により創出され又は所有される発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利並びに不正競争の防止についての権利である。

(5) 植物品種の権利とは、組織又は個人により創出され又は発見及び開発され、かつ当該組織又は個人の所有権に該当する植物新品種に対する当該組織又は個人の権利である。

(6) 知的所有権所有者とは、知的所有権の所有者、又は当該所有者よりその権利の譲渡を受けた組織若しくは個人である。

(7) 著作物とは、その表現の態様又は形態の如何を問わず、文学的、美術的及び科学的分野において創出された各制作物である。

(8) 二次的著作物とは、1の言語から他の言語に翻訳され、改作され、修正され、変形され、編集され、注釈が付され、また精選された著作物である。

(9) 公表著作物、レコードとは、十分な量の写しを以て公衆へ頒布することを目的として、著作権所有者、隣接権所有者の承諾を得て、既に公開されている著作物又はレコードである。

(10) 複製するとは、態様又は形態の如何を問わず、著作物又はレコードの1または複数の写しを作成することをいい、電子形式による当該著作物の写しの作成を含む。

(11) 放送とは、有線又は衛星によるものも含めた無線手段により、公衆が選択した場所又は時間において受信できるように、著作物、実演、レコード若しくは放送番組の音響、又は映像及び音響を公衆へ送信することをいう。

(12) 発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である。

(13) 工業意匠とは、形状、線、寸法、色彩、又はそれらの組合せにより表現された製品の外観である。

(14) 半導体集積回路とは、その最終形態又は中間形態での製品であって、少なくとも1つの能動素子を含む素子及び相互接続の一部又は全部が半導体材料中又はその上に集積的に形成されたものであり、かつ、電子的機能を果たすことを意図したものをいう。「集積回路」は「IC」、「チップ」及び「マイクロ電子回路」と同義語である。

(15) 半導体集積回路の回路配置(以下「回路配置」という)とは、半導体集積回路における回路素子及び当該素子の相互接続の3次元配置である。

(16) 商標とは、異なる組織又は個人の商品又はサービスを識別するために使用される何らかの標識である。

(17) 団体標章とは、当該標章所有者である組織の構成員の商品又はサービスを非構成員のそれらと識別するために使用される標章である。

(18) 証明標章とは、出所、素材、原材料及び商品生産の方法又はサービス提供の方法、当該商品又はサービスの品質、正確度、安全性又はその他の特質に関する特質を証明するために、組織、個人が自らの商品又はサービスに使用することをその所有者により許諾された標章である。

(19) 連合標章とは、同一所有者により登録される標章であって、同一か又は相互に類似し、同一若しくは類似の又は相互関連の商品及びサービスに使用される標章である。

(20) 周知標章とは、ベトナムの領土全域に亘って広く知られた標章である。

(21) 商号とは、当該名称を付している事業体を、同一分野及び地域において行動している他の事業体から識別するため、事業上使用される組織又は個人の名称である。本項に規定する事業の地域とは、事業体が事業パートナー、顧客又は名声を有する地理的地域とする。

(22) 地理的表示とは、特定の地域、場所、地方又は国を原産とする製品を表示するために使用される標識である。

(23) 営業秘密とは、財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報である。

(24) 植物品種とは、最低の既知順位、形態的均一性、増殖循環における安定性についての単一植物分類群内の植物群であって、遺伝子型又は遺伝子型の組合せにより表現された表現型により識別することができ、また少なくとも1の遺伝子的表現型において他の植物群から識別することができるものである。

(25) 保護証書とは、発明、工業意匠、回路配置、商標、地理的表示の権利及び植物品種の権利を確定するために国家当局により組織、個人に対して付与される書類である。

(26) 増殖素材とは、増殖又は栽培用の新しい植物に成長し得る植物或いはその部分である。

(27) 収穫素材とは、増殖素材を栽培して得た植物又はその部分である。

第5条 法律の適用

(1) 本法に規定されていない知的所有権関連の民事紛争が存在する場合は、民法の規定が適用される。

(2) 本法の知的所有権に関する規定と他の法律の規定との間に相違が存在する場合は、前者が適用される。

(3) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の規定が本法の規定に抵触する場合は、前者が適用される。

第6条 知的所有権の発生、確定の根拠

(1) 著作権は、著作物その内容、品質、形態、手法又は言語に拘らず一定の実質的形態で創作され、かつ、表現された瞬間に発生するものとし、それが公表又は登録されているか否かを問わない。

(2) 隣接権は、実演、レコード、放送番組及び暗号化された番組を搬送する衛星信号が著作権を害することなく固定された瞬間に発生する。

(3) 知的所有権は、次の通り確定する。

(a) 発明、意匠、回路配置、商標及び地理的表示における工業所有権は、本法に規定する登録手続に従う保護証書の付与に関し、又はベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく国際登録の承認に関して国家所管当局が行う決定に基づいて確定する。周知標章に関しては、所有権は、登録手続とは無関係に使用に基づいて確定する。

(b) 商号に対する工業所有権は、当該商号の適法な使用に基づいて確定する。

(c) 営業秘密に対する工業所有権は、当該営業秘密の適法な取得及び秘密保持に基づいて確定する。

(d) 不正競争の防止についての権利は、事業における競争に基づいて確定する。

(4) 植物新品種の権利は、本法に規定する登録手続に従う植物品種保護証書の付与に関して国家所管当局が行う決定に基づいて確定する。

第7条 知的所有権の制限

(1) 知的所有権所有者は、本法に規定する保護の範囲及び期間の範囲内でその者の権利を行使することができる。

(2) 知的所有権の行使は、国益、他の組織又は個人の、公的若しくは正

当な権利及び利益を侵害してはならず、関係法の他の適用規定に違反してはならない。

(3) 国家の防衛、安全保障、人民の生存並びに本法において言及する国家及び社会の他の利益を保証するための状況下において、国家は、知的所有権所有者の権利の行使をそれらの者に対して禁止し若しくは制限する権利、又は他の組織若しくは個人が、適切な条件に従うことを条件として、それらの者の1又は2以上の権利を使用することを許諾するようそれらの者に強制する権利を有する。国家の秘密としての発明に対する権利の制限は、政府の諸規定に従って行う。

第8条 知的所有権に関する国家の方針

(1) 知的所有権所有者及び公益の等しい利益を保証することを根拠として組織及び個人の知的所有権を承認し、かつ、保護すること、また社会道徳、公共の秩序に反し、又は国家の防衛及び安全保障に有害な知的所有権を保護しないこと

(2) 社会経済的發展に貢献し、かつ、人民の物質的及び精神的生活を向上させるため、創造活動、知的所有権資産の利用を奨励し、かつ、促進すること

(3) 公益のために知的所有権の譲渡、利用に財政的支援を提供すること、また国内及び外国の組織、個人に対し、創造活動及び知的所有権保護に融資することを奨励すること

(4) 知的所有権保護の分野及び知的所有権保護に係る科学技術の研究、応用の分野に関係する職員、公務員及び国民の研修、向上に優先権を与えること

(5) 国の経済社会発展及び国際経済との統合を図って社会全体に対して知的所有権保護体制の能力の向上に投資することを奨励すること

第9条 知的所有権保護における組織、個人の権利及び責任

如何なる組織、個人も、自己の知的所有権を保護するため、法律により許容された適切な措置を講じる権利及び責任を有し、かつ、本法及び法律の他の適用規定に従い他人の知的所有権を尊重しなければならない。

第10条 知的所有権に係る国家行政の内容

(1) 知的所有権保護に関する戦略及び政策の実施についての立案及び指示

(2) 知的所有権に関する法定文書の公布及び整備

(3) 知的所有権行政機構の組織化、知的所有権担当職員の研修及び養成

(4) 著作権登録証、隣接権登録証、工業所有権保護証、植物品種保護証の交付及びそれらに関する他の手続の執行

(5) 知的所有権の法令遵守についての検査及び管理、不服申立解決及び告発並びに知的所有権の法令に係る違反の取扱

(6) 知的所有権に関する情報及び統計についての活動の組織化

(7) 知的所有権の査定活動の組織化及び管理

(8) 知的所有権の知識及び法律についての教育、宣伝、普及

(9) 知的所有権に関する国際協力

第11条 知的所有権についての国家行政の責任

(1) 政府は、知的所有権についての国家行政権を集中的に行使する。

(2) 科学技術省は、知的所有権の国家行政の遂行について主導し、文化スポーツ観光省、農業地方開発省と調整することについて政府に対して責任を負い、かつ、知的所有権の国家行政を遂行する。

文化スポーツ観光省は、その責任及び権限内で著作権及び隣接権の国家行政を執行する。

農業地方開発省は、その責任及び権限内で植物品種における権利の国家行政を執行する。

(3) 各省、省レベルの又は政府直属の当局は、その責任及び権限の範囲内で、科学技術省、文化情報省、農業地方開発省、中央政府管轄下の省及び都市の人民委員会との、知的所有権に係る国家行政の執行に際しての調整に責任を負うものとする。

(4) 全レベルでの人民委員会は、その権限内で地方地区における知的所有権の国家行政を執行する。

(5) 政府は、科学技術省、文化スポーツ観光省、農業地方開発省及び全レベルでの人民委員会の、知的所有権に係る国家行政についての権限及び責任に関して規制する。

第12条 知的所有権手数料及び料金

組織及び個人は、本法及び関係法令の規定に従い知的所有権関係の手続を行う時は、手数料及び料金を納付しなければならない。

第II部 著作権及び隣接権

第I章 著作権及び隣接権の保護条件

第1節 著作権の保護条件

第13条 著作権のある著作物を有する著作権の著作者、所有者

(1) 保護された著作権を有する組織及び個人は、直接当該著作物を創作した者及び第37条から第42条までに規定する著作権所有者を含む。

(2) (1)に規定する著作権の著作者及び所有者は、ベトナムの組織、個人を含み、また、その著作物がベトナムにおいて最初に公表されたが、如何なる外国においても公表されていないか、又は外国におけるその最初の公表から30日以内にベトナムにおいても公表された外国の組織、個人を含み、並びに、その著作物が、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従いベトナムにおける保護に適格である外国の組織、個人を含む。

第14条 保護著作物の形態

(1) 保護される文学的、美術的及び科学的著作物は、次のものを含む。
(a) 文学的及び科学的著作物、教科書、教材及び文字又は他の記号の形態で表現されたその他の著作物

(b) 講演、プレゼンテーション及びその他の演説

(c) ジャーナリズムの著作物

(d) 音楽の著作物

(e) 演劇の著作物

(f) 映画の著作物及び類似の方法により創作された著作物(以下「映画の著作物」という)

(g) 美術の著作物及び応用美術の著作物

(h) 写真の著作物

(i) 建築の著作物

(j) 地勢、建築物及び科学的著作物に関する図形、スケッチ、地図、図面

(k) 民俗芸術的及び文学的著作物

(l) コンピュータ・プログラム及びデータ編集

(2) 二次的著作物については、それらが二次的著作物を作るのに使用された著作物に係る著作権を侵害しないときのみ、(1)に従い保護されるものとする。

(3) (1)及び(2)に規定する保護著作物は、他人の著作物を複製することなく著作者の知能により直接創出されたものでなければならぬ。

(4) 政府は(1)の規定に従い保護著作物の形態について詳細な指針を制定する。

第15条 著作権保護からの除外対象

(1) 通信目的のみの情報

(2) 法規書類、行政書類、その他の法務分野の書類及びそれらの公定翻訳文

(3) 工程、システム、操作法、定義、原理、及び統計

第2節 隣接権の保護条件

第16条 隣接権の保護される組織、個人

(1) 俳優、歌手、音楽家、ダンサー並びに文学的及び美術的著作物を実演するその他の者(以下「実演者」という)

(2) 第44条(1)に規定する実演の所有者である組織、個人

(3) 実演の音響、映像、又はその他の音響及び映像の固定化を最初にする組織、個人(以下「レコードの制作者」という)

(4) 放送の主導権を握り、かつ、放送を実施する組織(以下「放送組織」という)

第17条 隣接権保護の対象

(1) 実演は、次の場合の1であるときは、保護されるものとする。

(a) ベトナム又は外国において実演されたベトナム市民の実演

(b) ベトナムにおいて実演された外国人の実演

(c) レコードに固定化された実演であって、第30条に従い保護されるもの

(d) レコードに固定化されていないが放送される実演であって、当該放送が第31条に従い保護されるもの

(dd) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従い保護される実演

(2) レコードについては、次の場合の1であるときは、保護されるものとする。

- (a) ベトナム国籍を有する制作者のレコード
 - (b) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従い保護される制作者のレコード
- (3) 放送、暗号化された番組を搬送する衛星信号については、それが次の場合の1であるときは、保護されるものとする。
- (a) ベトナム国籍を有する組織の放送、暗号化された番組を搬送する衛星信号
 - (b) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従い保護される放送、暗号化された番組を搬送する衛星信号
- (4) 実演、レコード、並びに放送及び暗号化された番組を搬送する衛星信号は、それらが著作権行使に影響を及ぼさないことを条件として、(1)、(2)、(3)の規定に従い保護されるものとする。

第II章 著作権、隣接権の保護の内容、制限及び期間

第1節 著作権の保護の内容、制限及び期間

第18条 著作権

本法に規定する著作物に対する著作権は、人格権及び所有権を含む。

第19条 人格権

人格権は、次の権利を含む。

- (1) その者の著作物を命名すること
- (2) その者の実名又は筆名を著作物に入れること、またその者の著作物が公表され又は使用されるときに、その者の実名又は筆名を掲載させること
- (3) その者の著作物を公表し又は他人にそうすることを委任すること
- (4) その者の著作物の完全性を保護すること、また何らかの改作、損傷、歪曲又はその者の名誉及び威信を害する何らかの形態でのその他の変更と異議を唱えること

第20条 所有権

- (1) 所有権は、次のものを含む。
 - (a) 二次的著作物を創作すること
 - (b) 著作物を公衆に実演すること
 - (c) 著作物を複製すること
 - (d) 著作物の原本又は写しを公衆に頒布すること
 - (dd) 著作物を、有線又は無線手段により、電子情報ネットワークを通じて、又はその他何らかの技術的手段により公衆に伝達すること
 - (e) 映画の著作物又はコンピュータ・プログラムの原本又は写しを貸し渡すこと
- (2) (1)にいう権利は、著作者若しくは非他的著作権所有者により又は本法に従って当該所有者の許可を有する他人により行使されるものとする。
- (3) (1)及び第19条(3)に規定する権利の1、いくつか又は全部を実施又は使用する組織、個人は当該著作権所有者からの許可を求め、かつ、それら所有者にロイヤルティ、報酬を支払い及び他の物的支給をしなければならない。

第21条 映画の著作物及び演劇の著作物に対する著作権

- (1) 監督、編集者、カメラマン、助監督、作曲家、美術デザイナー、音響係、照明係、スタジオ・アーティスト、スタジオ装置マネージャー、ハイテク担当者及び映画の著作物に関係する創造的仕事を行うその他の者は、第19条(1)、(2)及び(4)に規定する権利並びに合意したその他の権利を有する。
- 監督、編集者、振付師、作曲家、美術デザイナー、音響係、照明係、舞台アーティスト、舞台設備マネージャー、ハイテク担当者及び演劇の著作物に関係する創造的仕事を行うその他の者は、第19条(1)、(2)及び(4)に規定する権利並びに合意した他の権利を有する。
- (2) 映画の著作物及び演劇の著作物の制作に資金並びに物質的及び技術的設備を投資する組織及び個人は、第19条(3)及び第20条に規定する権利の所有者とする。
- (3) (2)に規定する組織及び個人は、(1)に規定する者との合意により決定されたロイヤルティ、報酬を支払い及びその他の物的支給をする義務を有する。

第22条 コンピュータ・プログラム及び編集物に対する著作権

- (1) コンピュータ・プログラムとは、コマンド、コード、ダイアグラ

ム等の形態で表現される1揃の命令であって、一定の成果を得るためにコンピュータにより読み取り可能なものである。

コンピュータ・プログラムは、ソース・コードにより表現されるか又はオブジェクト・コードにより表現されるかに拘らず、文学的著作物として保護されるものとする。

(2) 編集物とは、電子的形態又はその他により、書類の選択、配置において示される創造的方法によるデータの収集物である。

第23条 民俗芸術的及び文学的著作物に対する著作権

(1) 民俗芸術的及び文学的著作物とは、地域社会の期待感を反映する、地域社会又は個人の伝統を根拠とした集団的創作物であって、その表現が地域社会の文化的及び社会的特質に適切であり、かつ、その基準及び価値が口伝的に又は模倣などにより伝承されるものをいう。民俗芸術的及び文学的著作物は、次のものを含む。

- (a) 民話、詩及び謎
 - (b) 民謡及び民俗音楽
 - (c) フォーク・ダンス、遊戯、儀式及びゲーム
 - (d) 何らかの材料で創作される楽器、図画、絵画、彫刻、建築の模型
- (2) 当該著作物を使用するときは、組織及び個人は、民間伝承のそれらの表現の出所を表示し、かつ、それらの現実の価値を保護しなければならない。

第24条 文学的、美術的及び科学的著作物に対する著作権

第14条(1)にいう文学的、美術的及び科学的著作物に対する著作権の保護については、政府がこれを規定する。

第25条 許可を取得せず、ロイヤルティ、報酬も支払わずにする公表著作物の使用

- (1) 許可を取得せず、ロイヤルティ、報酬も支払わずにする公表著作物の使用には、次の形態がある。
 - (a) 科学的研究及び個人教授の目的で単一の写しを作成すること
 - (b) 注釈のため又は自身の著作物における説明のための合理的な著作物の引用であって、それらの内容の変更なしに行うもの
 - (c) 記事、定期刊行物、ラジオ及びテレビ番組、並びにドキュメンタリー映画に使用するための著作物からの引用であって、それらの内容の変更なしに行うもの
 - (d) 商業目的でなく学校教育のための著作物からの引用であって、内容の変更なしに行うもの
 - (d) 研究目的での図書館における保管図書用の著作物の複製
 - (e) 文化振興集会又は宣伝キャンペーンにおいて演劇作品及び他の形態での実演芸術を無料で実演すること
 - (g) 公共情報及び教育目的で実演を直接に記録及び報道すること
 - (h) 紹介の目的で既に公表展示された美術、写真及び応用美術の著作物を写真撮影又はテレビ放映すること
 - (i) 著作物をブライユ点字等へ翻訳すること
 - (k) 個人使用のみのために他人の著作物の写しを輸入すること
- (2) (1)に規定する著作物を使用する者及び法人は、当該著作物の通常の利用に如何なる影響も及ぼしてはならず、また著作者又は著作権所有者の権利を害してはならない。それらの者は、著作者の名称及び著作物の出所についての情報を提供しなければならない。
- (3) (1)(a)と(d)における諸規定は、建築物、造形の著作物又はコンピュータ・プログラムには適用されない。

第26条 許可を取得しないが、ロイヤルティ、報酬を支払ってする公表著作物の使用

- (1) 広告等何らかの形態による資金提供を受けて放送するために公表著作物を直接的かつ間接的に使用する組織は、著作権所有者から許可を取得しなくてもよいが、使用時点から著作権所有者にロイヤルティ又は報酬を支払わなければならない。ロイヤルティ、報酬と他の物的な権利、及びお支払いの方法は双方の合意で決められる。合意に達することができない場合、政府の諸規定に準じて解決する、又は法律に従って裁判所で判決を受けることになる。
- 広告等何らかの形態による資金提供を受けずに放送するために公表著作物を使用する組織は、著作権所有者から許可を取得しなくてもよいが、政府規制に従って使用時点から著作権所有者にロイヤルティ又は報酬を支払わなければならない。
- (2) 組織及び個人は、(1)に規定する著作物を使用するときは、著作物の

通常の利用に影響を及ぼしてはならず、かつ、著作者若しくは著作権所有者の権利を害してはならず、また著作者の名称及び当該著作物の出所についての情報を提供しなければならない。

(3)(1)にいう著作物の使用は、映画の著作物には適用されない。

第27条 著作権保護の期間

(1)第19条(1)、第19条(2)及び第19条(4)に規定する人格権は、無期限に保護されるものとする。

(2)第19条(3)に規定する人格権及び第20条に規定する所有権は、次の期間で保護されるものとする。

(a) 映画の著作物、写真の著作物、応用美術の著作物、匿名の著作物は、それらの最初の公表から75年の保護期間を有する。映画の著作物、写真の著作物、応用美術の著作物が固定されてから25年以内に公表されなかったときは、保護期間は、当該著作物の固定から100年とする。匿名の著作物に関しては、著作者に関する情報が入手可能のときは、保護期間は(b)の規定に従い算定されるものとする。

(b) (a)に言及のない何らか他の種類のその他の著作物は、著作者の生存期間中及びその者の死亡の年から50年間の保護期間を有する。共同著作者により創作された著作物に関しては、保護期間は、最後の生存共同著作者の死亡の年後50年目に終了する。

(c) (a)及び(b)に規定する保護期間は、当該保護期間の終了した年の12月31日の24時に終了する。

第28条 著作権侵害

次の行為は、著作権の侵害となる。

- (1) 文学的、美術的、科学的著作物の著作権を盗用すること
- (2) 著作物の著作者の名称を詐称すること
- (3) 著作物をその著作者の許可なしに公表し、流布させること
- (4) 共同著作者の著作物を他の共同著作者の許可なしに公表し、流布させること
- (5) 何らかの形態の著作物を修正し、損傷し又は歪曲し、それにより著作者の名誉及び威信を害すること
- (6) 著作者又は著作権所有者の許可なしに著作物を複製すること。ただし、第25条(1)(a)及び第25条(1)(dd)に規定する場合を除く。
- (7) 二次的著作物の制作に使用される著作物の著作者又は著作権所有者の許可なしに、当該二次的著作物を制作すること。ただし、第25条(1)(i)に規定する著作物の使用形態を除く。
- (8) 著作物を、著作権所有者の許可なしに、かつ、法律に基づいてロイヤルティ及び報酬を支払わず並びにその他の物的給付をしないで利用すること。ただし、第25条(1)に規定する著作物の使用形態を除く。
- (9) 著作物を、その著作者及び著作権所有者に如何なるロイヤルティ、報酬の支払及びその他の物的支給もなしに、貸し渡すこと
- (10) 著作物を、著作権所有者の許可なしに、写真複製し、制作し、流布させ、公表し、展示し、又は放送ネットワーク若しくはデジタル装置により公衆に通信すること
- (11) 著作物を著作権所有者の許可なしに公表すること
- (12) 著作権所有者が自己の著作物を保護するために適用した技術的方法を故意に取り消すこと又は無効にすること
- (13) 著作物の著作権管理に関する電子情報を故意に消去し又は修正すること
- (14) 著作権所有者が自己の著作物に対する著作権を保護するために取った技術的措置を無効にするのにある装置が使用されることを知り又は知る根拠を有しながら、当該装置の1部を製作し、組み立て、改作し、頒布し、輸入し、輸出し、販売し、又は貸し渡すこと
- (15) 著作者の著作物についての署名が偽造されている当該著作物を制作し、販売すること
- (16) 著作権所有者の許可なしに著作物の写しを輸出し、輸入し、流布させること

第2節 隣接権の内容、制限及び期間

第29条 実演者の権利

(1) 同時に出資者でもある実演者は、自らの実演に対する人格権及び所有権を有する。実演者が出資者でない場合は、実演者は人格権を有し、かつ、出資者は当該実演に関する所有権を有する。

(2) 人格権は、次の権利を含む。

(a) 実演者の名称を、実演若しくはレコードの頒布時、又はその者の

実演の放送時に確認させること

(b) その者の実演形象を保護し、その者の名誉及び威信を害するような何らかの形態によるその者の実演の修正、損傷、歪曲に異議を唱えること

(3) 所有権は、次の何れかを実行し又は委任する排他権を含む。

(a) その者のライブ実演をレコードに固定すること

(b) その者の実演の固定を直接的又は間接的に複製すること

(c) その者の未固定実演を公衆に放送し、伝達すること

(d) その者の実演の固定又はその写しを、販売、賃貸又は公衆が入手できる何らか他の技術的手段により、公衆に頒布すること

(4) 組織及び個人は、(3)に規定する権利を実施し、行使するときは、法律の規定又は合意に従い実演者に報酬を支払う義務を有する。

第30条 レコードの制作者の権利

(1)レコードの制作者は、次の行為の何れかを実行し又は委任する排他権を有する。

(a) その者のレコードを直接的又は間接的に複製すること。

(b)レコードの原本又は写しを輸入、販売、賃貸若しくは頒布、又は公衆が入手できる何らか他の技術的手段により、公衆に頒布すること。

(2)レコードの制作者は、その者のレコードが公衆に頒布されるときは、物的給付を得る権利を有する。

第31条 放送組織の権利

(1) 放送組織は、次の行為の何れかを実行し又は委任する排他権を有する。

(a) 放送し又はその放送を再放送すること

(b) その放送を公衆に頒布すること

(c) その放送を固定すること

(d) その放送の固定を再生すること

(2) 放送組織は、その放送番組が記録され、放送され、公衆に頒布されるときは、物的給付を得る権利を有する。

第32条 許可を取得せず、ロイヤルティ及び報酬を支払わずにする隣接権の行使

(1) 次の形態の隣接権の行使は、許可の取得並びにロイヤルティ及び報酬の支払を必要としないものとする。

(a) 個人的な科学研究の目的とする著作物の単一の写しの作成

(b) 教授活動の目的とする著作物の単一の写しの作成。ただし、レコード、又は放送番組が教授のために公表されているときを除く。

(c) 情報提供の目的のみとする合理的な引用

(d) 放送組織が放送する権利を有するときに、それ自体で放送用としてレコードを一時的に制作すること

(2) (1)に規定する権利を行使する者及び法人は、実演、レコード及び放送番組の通常の利用に何ら影響を及ぼしてはならず、また実演者、レコード制作者又は放送組織の権利を害してはならない。

第33条 許可を取得しなくても良いものが、ロイヤルティ及び報酬を支払う必要がある隣接権の行使

(1) 広告等何らかの形態による資金提供を受けて放送するために商業目的の公表レコードを直接的かつ間接的に使用する組織及び個人は、著作者、著作権所有者、実演者、録音／録画制作業者及び放送組織からの許可を取得する義務はないが、それらの者に合意に基づくロイヤルティ又は報酬を使用時点から支払う義務がある。合意に達することができない場合、政府の諸規定に準じて解決する、又は法律に従って裁判所で判決を受けることになる。

広告等何らかの形態による資金提供を受けずに放送するために商業目的の公表レコードを直接的かつ間接的に使用する組織及び個人は、著作者、著作権所有者、実演者、録音／録画制作業者及び放送組織からの許可を取得する義務はないが、それらの者に政府の諸規定に従って使用時点からロイヤルティ又は報酬を支払う義務がある。

(2) 営業および商業活動で公表レコードを使用する組織及び個人は、著作者、著作権所有者、実演者、録音／録画制作業者及び放送組織からの許可を取得する義務はないが、それらの者に合意に基づくロイヤルティ又は報酬を使用時点から支払う義務がある。合意に達することができない場合、政府の諸規定に準じて解決する、又は法律に従って裁判所で判決を受けることになる。

(3) 本条の(1)と(2)にいう権利を使用する組織及び個人は、実演、録音

録画及び放送番組の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、また実演者、録音／録画制作者及び放送組織の権利を害してはならない。

第34条 隣接権の保護期間

- (1) 実演者の権利は、実演が固定された年の後50年の期間保護されるものとする。
- (2) レコードの制作者の権利は、当該レコードの公表された年の後50年の期間中、又は当該レコードが公表されていないときは固定された年の後50年の期間中保護されるものとする。
- (3) 放送組織の権利は、番組が放送された年の後50年の期間中保護されるものとする。
- (4) (1)、(2)及び(3)に規定する保護期間は、隣接権の保護期間が終了した年の12月31日の24時に終了する。

第35条 隣接権侵害

次の行為は、隣接権の侵害となる。

- (1) 実演者、レコードの制作者、放送組織の権利を盗用すること
- (2) 実演者、レコードの制作者、放送組織の名称を詐称すること
- (3) 実演者、レコードの制作者、放送組織の許可なしに、固定化された実演、レコード、放送を公表し、制作し、公衆に伝達すること
- (4) 実演者の名誉及び威信を害する何らかの形態で実演を修正、損傷又は歪曲すること
- (5) 実演者、レコードの制作者、放送組織の許可なしに固定化された実演、レコード、放送を複製し、抜粋すること
- (6) 隣接権所有者の許可なしに、電子形式による何らかの権利管理情報を削除又は変更すること
- (7) 隣接権所有者が自己の隣接権を保護するために適用した技術的方法を故意に取り消すか又は無効とすること
- (8) 隣接権所有者の許可なしに電子形式による権利管理情報が削除され又は変更されたことを知り又は知る根拠を有しながら、実演、実演又はレコードの固定化された写しを、頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達すること
- (9) ある装置が暗号化された番組を搬送する衛星信号の違法暗号解読に使用されることを知り又は知る根拠を有しながら、当該装置の一部を製作し、組み立て、変形し、頒布し、輸入し、輸出し、販売し、又は貸し渡すこと
- (10) 適法な頒布者の許可なしに、解読された暗号化された番組を搬送する衛星信号を故意に継続的に記録し又は流布させること

第三章 著作権所有者及び隣接権所有者

第36条 著作権所有者

著作権所有者とは、第20条に規定する所有権の一部又は全部を所有する組織、個人である。

第37条 著作権所有者が著作者である場合

その者自身の時間、資金並びに他の物理的及び技術的設備を使用することにより自らの著作物を創作する著作者は、第19条及び第20条に規定する権利を有する。

第38条 著作権所有者が共同著作者である場合

- (1) その者自身の時間、資金並びに他の物理的条件を使用することにより著作物を共同創作する共同著作者は、第19条に規定する人格権及び第20条に規定する所有権を有する。
- (2) (1)に記載する共同著作者により創作された著作物が異なる部分から構成され、その各々が他の部分と別個に使用できる場合は、当該共同著作者は、当該別個の部分について第19条及び第20条に規定する権利を有する。

第39条 著作権所有者が、著作者に責務を課すか又は著作者と契約する組織、個人である場合

- (1) 著作物を創作する責務をその従業者である著作者に割り当てる組織は、別段の合意がある場合を除き、第20条及び第19条(3)に規定する権利の所有者とする。
- (2) 著作物を創作する著作者と契約する組織、個人は、別段の合意がない限り、第20条及び第19条(3)に規定する権利の所有者とする。

第40条 著作権所有者が相続人である場合

相続に関する法律に従い著作権の相続人である組織、個人は、第20条及び第19条(3)に規定する権利の所有者とする。

第41条 著作権所有者が著作権譲受人である場合

(1) 契約による合意に従い第20条及び第19条の3.に規定する権利の一部又は全部の譲受人である組織、個人は、著作権所有者であることとする。

(2) 匿名の著作物を管理している組織、個人は、その著作者の名称が明確になるまで所有者としての権利を受けられる。

第42条 著作権所有者が国家である場合

- (1) 次の著作物は、国有著作物とする。
 - (a) 第41条(2)に規定する場合を除く匿名の著作物
 - (b) 保護期間中保護されている著作物であって、その所有権所有者が相続人なしで死亡したか、又は相続人はいても当該著作物の権利を放棄しており若しくは当該権利を有していないもの
 - (c) 著作権所有者により所有権が国家に譲渡されている著作物
- (2) 政府は、国有著作物の使用に関する特別規定を制定する。

第43条 公共の著作物

- (1) 保護期間が第27条の規定に従い満了した著作物は、公共の著作物とする。
- (2) すべての組織、個人は、第19条に規定する著作者の人格権を尊重した上で(1)に規定する著作物を使用する権利を有する。
- (3) 政府は、公共著作物の使用に関する特別規定を制定する。

第44条 隣接権所有者

- (1) 実演を行うために自らの時間、資金及びその他の物的設備を使用する組織、個人は、関係当事者と別段の合意がない限り、その実演の所有者とする。
- (2) レコードの制作のために自らの時間、資金及びその他の物的設備を使用する組織又は個人は、関係当事者と別段の合意がない限り、そのレコードの所有者とする。
- (3) 放送組織は、関係当事者と別段の合意がない限り、その放送番組の所有者とする。

第四章 著作権、隣接権の譲渡

第1節 著作権、隣接権の譲渡

第45条 著作権、隣接権の譲渡に関する総則

- (1) 著作権、隣接権の譲渡とは、契約に基づいて又は関係法令に基づいて著作権所有者及び隣接権所有者がする、第19条(3)、第20条、第29条(3)、第30条、及び第31条に規定する所有者の権利の他の組織、個人に対する譲渡である。
- (2) 著作者は、公表に係る権利を除き、第19条に規定する人格権を譲渡することは認められない。実演者は、第29条(2)に規定する人格権を譲渡することは認められない。
- (3) 共同所有者により創作された著作物、実演、レコード、放送番組に関する著作権、隣接権の譲渡は、全共同所有者の合意を得なければならない。前記著作物が、異なる部分であって、その各々が他の部分とは別々に使用できるもので構成される場合は、著作権、隣接権の所有者は、その者の部分についてのその者の著作権、隣接権を他の組織、個人に対して譲渡する権利を有する。

第46条 著作権／隣接権の譲渡に係る契約

- (1) 著作権／隣接権の譲渡に係る契約は、書面で締結しなければならず、次の主な内容を含まなければならない。
 - (a) 譲渡人及び譲受人の完全名称及び住所
 - (b) 譲渡の理由
 - (c) 価格及び支払方法
 - (d) 各当事者の権利及び義務
 - (dd) 契約違反に対する義務
- (2) 著作権、隣接権の譲渡契約の履行、修正、終了及び取消は、民法典の規則が適用されるものとする。

第2節 著作権、隣接権の行使の移転

第47条 著作権、隣接権の行使の移転に関する総則

- (1) 著作権、隣接権の行使の移転とは、著作権、隣接権の所有者が、第19条(3)、第20条、第29条(3)、第30条及び第31条に規定するそれらの者の排他権の一部又は全部を一定期間行使することを他の個人、組織に対して認めることをいう。
- (2) 著作者は、公表に係る権利を除き、第19条に規定する人格権の行使を移転させることは認められない。実演者は、第29条(2)に規定する人格権の行使を移転させることは認められない。

(3) 共同著作者により創作された著作物、実演、レコード、放送番組に関する著作権、隣接権の行使の移転は、全共同所有者の合意を得なければならない。前記著作物が、異なる部分であって、その各々が他の部分とは別々に使用できるものから構成される場合は、著作権、隣接権の所有者は、その者の部分についての著作権、隣接権のその者の行使を他の組織、個人に対して移転させる権利を有する。

(4) 著作権、隣接権の実施権者である組織、個人は、著作権、隣接権の所有者の同意により当該権利を他の組織、個人に対してサブライセンスすることが許される。

第48条 著作権、隣接権の行使の移転に係る契約

(1) 著作権、隣接権の行使の移転に係る契約は、書面により締結しなければならない。かつ、次の主な内容を含まなければならない。

(a) 移転する者及び移転される者の完全名称及び住所

(b) 移転の理由

(c) 当該権利の移転の範囲

(d) 価格及び支払方法

(dd) 各当事者の権利及び義務

(e) 契約違反に対する義務

(2) 著作権、隣接権の行使の移転契約の履行、修正、終了及び取消しは、民法典の規則が適用されるものとする。

第V章 著作権及び隣接権の登録証明

第49条 著作権及び隣接権の登録

(1) 著作権及び隣接権の登録とは、著作者、又は著作権、隣接権の所有者が出願書類及び添付書類(併せて以下「出願書類」という)を、著作者、著作物、著作権及び隣接権の所有者についての情報を証明するために国家所管当局に提出することをいう。

(2) 著作権/隣接権の登録証を求める出願は、本法に従う著作権及び隣接権の権利を得る必須の手続ではない。

(3) 著作権/隣接権の登録証を付与された組織、個人は、異議申立の証拠が提示された場合を除き、紛争時にこれらの者の著作権、隣接権を立証する義務を負わないものとする。

第50条 著作権/隣接権の登録出願

(1) 著作者、著作権、隣接権の所有者は、当該著作権、隣接権の登録をを求める出願書類を直接提出し、又は提出することを他の者若しくは組織に委任する権利を有する。

(2) 著作権、隣接権の登録を求める出願書類には、次のものを含めなければならない。

(a) 著作権、隣接権の登録を求める宣言書様式

当該様式は、ベトナム語によるものとし、著作者、著作権、隣接権の所有者又は受任者により署名されなければならない。また出願人についての情報、著作者、著作権、隣接権の所有者についての情報、著作物、実演、レコード又は放送番組の主な内容の要約、著作者の名称及び著作物が二次的著作物であるときは当該二次的著作物を制作するのに使用された著作物、公表のための時間、場所、形態、出願書類で提示された情報に関する関与及び責任を完全に含むものとする。

文化スポーツ観光省は、著作権及び隣接権の登録を求める宣言書様式を規定する。

(b) 著作権登録出願の主題である著作物の写し2部、又は隣接権登録出願の主題である固定物の写し2部

(c) 出願人が受任者である場合は委任状

(d) 出願人が相続、移転、又は譲渡の結果として他人から出願する権利を取得しているときは、当該権利を立証する書類

(dd) 著作物が共同著作者を有するときは、全共同著作者の合意についての書類

(e) 著作権、隣接権が共有に属するときは、全共有者の合意についての書類

(3) (2)(c)、(d)、(dd)及び(e)に規定する書類は、ベトナム語でなければならない。又はそれらが外国語で作成されるときは、ベトナム語に翻訳されなければならない。

第51条 著作権登録証及び隣接権登録証の付与における管轄

(1) 著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、著作権登録証及び隣接権登録証を交付する権限を有する。

(2) 著作権登録証及び隣接権登録証を交付する権限を有する、著作権

及び隣接権担当の国家管理当局は、当該証を再交付し、差し替え、又は無効にする権限も有する。

(3) 政府は、著作権登録証及び隣接権登録証の交付、差替及び無効に係る条件、命令、及び手続について特定規定を制定する。

(4) 文化スポーツ観光省は、著作権及び隣接権に係る登録証の様式を制定する。

第52条 著作権/隣接権の登録証を交付する期限

有効な出願書類の受領の日から15就業日以内に、著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、関係出願人に対して著作権登録証又は隣接権登録証を付与する責任を有する。

著作権登録証又は隣接権登録証の付与を拒絶する場合は、当該当局は、出願人に対して書面で通知しなければならない。

第53条 著作権/隣接権の登録証の効力

(1) 著作権登録証又は隣接権登録証は、ベトナムの全領土に亘り効力を有する。

(2) 著作権及び隣接権担当の国家管理当局により本法の完全施行前に交付された著作権登録証又は隣接権登録証は、その効力が引き続き維持されるものとする。

第54条 著作権、隣接権の登録簿及び公告

(1) 著作権登録証又は隣接権登録証は、著作権、隣接権の国家登録簿に記載されるものとする。

(2) 著作権登録証又は隣接権登録証を交付し、再交付し、変更し又は効力を無効にする決定は、著作権/隣接権に関する官報により公告しなければならない。

第55条 著作権登録証、隣接権登録証の再交付、差替又は効力の無効

(1) 著作権登録証、隣接権登録証を紛失し若しくは損傷した場合、又は著作権所有者若しくは隣接権所有者に変更があった場合は、第51条(2)にいう当局は、当該著作権登録証、隣接権登録証を再交付し又は差替するものとする。

(2) 著作権登録証を付与された個人が著作者、著作権若しくは隣接権の所有者でない場合、又は著作物が保護に適格でない場合は、第51条(2)にいう当局は、当該著作権登録証、隣接権登録証の効力を無効としなければならない。

(3) 著作権登録証又は隣接権登録証の付与が本法の規定に反することを発見した如何なる組織又は個人も、著作権、隣接権担当の国家管理当局に当該登録証の効力の取消を請求する権利を有する。

第VI章 著作権、隣接権の分野における代理、コンサルティング及びサービス組織

第56条 著作権及び隣接権の共同管理組織

(1) 著作権及び隣接権の共同管理組織は、著作者、著作権所有者、隣接権所有者の間の合意を根拠として設立された非営利組織であり、著作権及び隣接権を保護するために法律に従い運営される。

(2) 著作権及び隣接権の共同管理組織は、著作者、著作権及び隣接権の所有者により委任されて次の活動を実行するものとする。

(a) 著作権及び隣接権を管理すること、ライセンス許諾を交渉すること、及び委任された権利の行使の容認から生じるロイヤルティ、報酬その他の物的給付を収集し、かつ、分配すること

(b) 構成員の権利及び法的利益を保護すること、何らかの紛争を調停すること

(3) 著作権及び隣接権の共同管理組織は、次の権利及び義務を有する。

(a) 創作活動及びその他の社会的活動の助成を行うこと

(b) 著作権及び隣接権の保護に関して相関関係にある国際及び国内組織と協力すること

(c) 共同管理に関して定期的及び不定期的に所管当局に報告すること

(d) 法律の規定に従うその他の権利及び義務

第57条 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織

(1) 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織は、法律に従い設立され、運営される。

(2) 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織は、著作者、著作権所有者、隣接権所有者により請求されて次の活動を実行する。

(a) 著作権及び隣接権に関する法律に関する問題のコンサルタント業務を行うこと

(b) 著作権所有者、隣接権所有者の代理として委任に基づいて著作権、隣接権の登録に係る出願手続を実行すること

(c) 著作権、隣接権、委任に基づく著作権者、著作権所有者及び隣接権所有者の適法な権利の保護に関する他の法的関係に参入すること

第 III 部 工業所有権

第 VII 章 工業所有権の保護に係る要件

第 1 節 発明に係る保護要件

第 58 条 保護に適切な発明に係る一般的要件

(1) 発明は、それが次の条件を満たすときは、発明特許を付与することにより保護に適切とする。

- (a) 新規であること
- (b) 進歩性を含むこと
- (c) 産業上の利用可能性があること

(2) 発明は、それが公知でない限り、次の要件を満たすときは、実用新案特許を付与することにより保護に適切とする。

- (a) 新規であること
- (b) 産業上の利用可能性があること

第 59 条 発明として保護されない主題

次の主題は、発明として保護されないものとする。

- (1) 発見、科学的理論、数学的方法
- (2) 精神活動の実行、飼育動物の訓練、ゲーム、事業遂行を行うための計画、企画、規則又は方法、コンピュータ・プログラム
- (3) 情報の提示
- (4) 審美的特徴のみの解決
- (5) 植物品種、動物品種
- (6) 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的性質の方法であって、微生物学的方法以外のもの
- (7) ヒト又は動物のための疾病予防、診断及び治療

第 60 条 発明の新規性

(1) 発明は、それが発明登録出願の出願日前、若しくは該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により、公然と開示されていないときは、新規であるとみなす。

(2) 発明は、それを秘密に保持する義務を有する限られた人数の者のみに知られているときは、未だ公然と開示されていないものとみなす。

(3) 発明は、それが次の状況において公開されたときは、新規性を欠くとはみなさない。ただし、発明登録出願が公開の日から 6 月以内に行われることを条件とする。

- (a) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開された。
- (b) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者により科学的提示の形態で公開された。
- (c) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会において展示された。

第 61 条 発明の進歩性

発明は、発明登録出願の出願日、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により既に開示されているすべての技術的解決に基づいて、それが発明的進歩を構成し、かつ、当該技術の熟練者により容易に創出できるものでないときは、進歩性を含むものとみなす。

第 62 条 発明の産業上の利用可能性

発明は、当該発明の主題である製品の大量生産若しくは製造、又は方法の反復適用を実行し、かつ、安定的成果を達成することが可能なときは、産業上の利用可能性があるものとみなす。

第 2 節 工業意匠に係る保護要件

第 63 条 保護に適切な工業意匠に係る一般的要件

工業意匠は、それが次の条件を満たすときは、保護に適切とする。

- (1) 新規であること
- (2) 創作的であること
- (3) 産業上の利用可能性があること

第 64 条 工業意匠として保護されない主題

次の主題は、工業意匠として保護されないものとする。

(1) 製品の外観であって、当該製品の技術的特徴により専ら決定されているもの

(2) 公共の又は工業上の建造物の外観

(3) 製品の外観であって、当該製品の使用中に見えないもの

第 65 条 工業意匠の新規性

(1) 工業意匠は、それが意匠登録出願の出願日前、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面での説明その他何らかの形態により既に開示されている他の工業意匠と著しく異なるときは、新規であるとみなす。

(2) 2 の意匠は、それらが目立ちにくく、かつ、記憶しにくい特徴及びこれらの工業意匠を全体として識別するのに役立つことができない特徴においてのみ異なるときは、相互に著しく異なるとはみなさない。

(3) 工業意匠は、それを秘密に保持する義務を有する限られた人数の者のみに知られているときは、未だ公然と開示されていないとみなす。

(4) 工業意匠は、それが次の状況において公開されたときは、新規性を欠くとはみなさない。ただし、工業意匠登録出願が公開又は展示の日から 6 月以内に行われることを条件とする。

(a) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開された。

(b) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者により学術的発表の形態で公開された。

(c) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会において展示された。

第 66 条 工業意匠の創作性

工業意匠は、発明登録出願の出願日前、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により既に公然と開示された工業意匠に基づいて、それが当該技術の熟練者により容易に創作できないものであるときは、創作性を有するとみなす。

第 67 条 意匠の工業上の利用可能性

工業意匠は、それが工業的又は手工業的方法による、工業意匠を具体化した外観を有する製品の大量生産のひな形として役立つことができるときは、産業上の利用可能性があるものとみなす。

第 3 節 回路配置に係る保護要件

第 68 条 保護に適切な回路配置に係る一般的要件

回路配置は、それが次の条件を満たすときは、保護に適切とする。

- (1) 独創的であること
- (2) 商業的に新規であること

第 69 条 回路配置として保護されない主題

次の主題は、回路配置として保護されないものとする。

- (1) 半導体集積回路により操作される原理、工程、システム又は方法
- (2) 半導体集積回路に含まれた情報又はソフトウェア

第 70 条 回路配置の独創性

(1) 回路配置は、それが次の条件を満たすときは、独創的とみなす。

- (a) その創作者自身の創造的努力の成果であること
- (b) その創作時に回路配置の創作者間又は半導体集積回路の製造者間で広く知られていないこと

(2) ありふれた素子及び相互接続の組合せから構成される回路配置は、当該組合せが全体として(1)に規定するように独創的であるときにのみ、独創的とみなす。

第 71 条 回路配置の商業的新規性

(1) 回路配置は、それが登録出願の出願日前に世界の如何なる場所にも商業的に利用されていなかったときは、商業的に新規とみなす。

(2) 回路配置は、その登録出願が第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者又はその者の実施権者により、世界の何処かで最初に当該回路配置が商業的に利用された日から 2 年以内に行われたときは、商業的新規性を欠くとはみなさない。

(3) 回路配置の商業的利用とは、当該回路配置の組み込みにより生産された半導体集積回路又はそのような半導体集積回路を組み込んだ物品を商業目的で公然と頒布する行為をいう。

第4節 標章に係る保護要件**第72条 保護に適切な標章に係る一般的要件**

標章は、それが次の条件を満たすときは、保護に適切とする。

- (1) 立体図形又はそれらの組合せを含み、1又は複数の色彩により表現された文字、語、絵柄、図形の形態による目に見える標章であること
- (2) 標章所有者の商品又はサービスを他人のそれらから識別できること

第73条 標章として保護されない標識

次の標識は、標章として保護されないものとする。

- (1) 国旗、国章と同一又は混同を生じる程に類似の標識
- (2) ベトナム又は国際組織の機関、政治的組織、社会政治的組織、社会政治的専門組織、社会的組織、又は社会的専門組織の記章、旗、紋章、略称、完全名称と同一又は混同を生じる程に類似の標識。ただし、当該機関又は組織により許可された場合を除く。
- (3) ベトナム又は外国の指導者、国民的英雄、又は著名人の実名、別名、筆名若しくは肖像と同一又は混同を生じる程に類似の標識
- (4) 国際組織の証明印、管理印、保証印について、それらが当該組織により証明標章として登録されている場合を除き、使用してはならないとされている当該印章と同一又は混同を生じる程に類似の標識
- (5) 商品又はサービスの原産地、品質、用途、数量、価格又はその他の特質について消費者に誤認若しくは混同を生じさせ、又は消費者を欺く虞がある標識

第74条 標章の識別性

- (1) 標章は、それが1若しくは複数の目立ち易く、かつ、記憶し易い要素、又は目立ち易く、かつ、記憶し易い組合せを形成する多数の要素から構成され、また(2)に規定する標識でないときは、識別性があるとみなす。

- (2) 標章は、それが次の1に該当するときは、識別性があるとみなさない。

- (a) 広く使用されて標章として認められている標識を除き、簡単な図案及び幾何学的図形、数字、文字、稀な言語の語
- (b) 標識、符合、絵柄、又は商品若しくはサービスの何れかの言語による一般名称であって、広くかつ頻繁に使用され、一般的に知られているもの
- (c) 標章登録出願前に使用を通じて識別性を取得している標識を除き、商品又はサービスの説明である生産の時期、場所、方法、種類、数量、品質、特性、組成、用途、価格又は他の特質を表示する標識
- (d) 事業の法的地位及び活動分野を説明する標識
- (dd) 広く使用されて標章として認められた標識及び本法に規定する団体標章又は証明標章として登録された標識を除き、商品又はサービスの原産地を表示する標識
- (e) 組み込まれた標識でない標識であって、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく出願を含み、先の出願日又は該当する場合は先の優先日を有する登録出願を根拠とする、同一又は類似の商品又はサービスに係る登録標章と同一又は混同を生じる程に類似のもの
- (g) 他人の標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、出願日又は場合により優先日前に同一又は類似の商品／サービスに関し広く使用され、かつ、認められているもの
- (h) 同一又は類似の商品又はサービスに関して既に登録済みであった他人の標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、その他人の標章登録証が5年以内に終了しているもの。ただし、当該終了の理由が第95条(1)(d)に規定する標章の不使用である場合を除く。
- (i) 周知標章と認められた他人の登録標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、その周知標章を付した商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて登録されているもの、又は当該標章の使用が周知標章の識別性を害することがあり、若しくは当該標章の登録が周知標章の営業権の利用を目的とするものであるときは、非類似の商品／サービスについてのもの
- (k) 使用されてきた他人の商号と同一又は類似の標識であって、当該標識の使用が商品又はサービスの出所について消費者に混同を生じさせる虞があるもの
- (l) 保護されている地理的表示と同一又は類似の標識であって、当該標

識の使用が商品の原産地について消費者に誤認を与える虞があるもの

(m) ぶどう酒及び蒸留酒について保護されている地理的表示と同一であるか、又は当該地理的表示を含むか、又は当該地理的表示から翻訳され若しくは転写された標識であって、当該標識が当該地理的表示を付している、地理的地域の原産でないぶどう酒及び蒸留酒についての使用に関して登録されているもの

- (n) 標章登録出願のそれより先の出願日又は優先日を有する工業意匠登録出願に基づいて保護されている他人の工業意匠と同一又は殆ど異なる標識

第75条 周知標章の認定に係る基準

次の基準は、標章の周知状態を審査するときに参酌する。

- (1) 当該標章を付した商品若しくはサービスの購入若しくは使用を通じて、又は広告を通じて当該標章を知っている関係消費者の数
- (2) 当該標章を付した商品／サービスの流通の領域範囲
- (3) 当該標章を付した商品若しくはサービスの販売若しくは提供の取引高、又は販売された商品若しくは提供されたサービスの量
- (4) 当該標章の連続使用の期間
- (5) 当該標章を付した商品／サービスの広範な営業権
- (6) 当該標章に保護を付与している国の数
- (7) 当該標章を周知として認めている国の数
- (8) 当該標章に関して譲渡の価値、ライセンス許諾価格、又は投下資本寄与の価値

第5節 商号に係る保護要件**第76条 保護に適切な商号に係る一般的要件**

商号は、当該商号を付した事業体を、事業の同一分野及び地域において活動している他の事業体から識別することができるときは、保護に適切とする。

第77条 商号として保護されない主題

国の機関、政治的組織、社会政治的組織、社会的組織、社会的専門組織、又は事業活動に従事していない団体の名称は、商号として保護されないものとする。

第78条 商号の識別性

商号は、それが次の条件を満たすときは、識別性を有するとみなす。

- (1) 商号が使用の結果周知となっている場合を除き、固有名称から構成されていること
- (2) 事業の同一分野及び地域において他人により先に使用されていた商号と同一でなく又は混同を生じる程に類似していないこと
- (3) 商号が使用される前に保護されてきた他人の標章又は地理的表示と同一でなく又は混同を生じる程に類似していないこと

第6節 地理的表示の保護要件**第79条 保護に適切な地理的表示に係る一般的要件**

地理的表示は、それが次の条件を満たすときは、保護に適切とする。

- (1) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国を原産とすること
- (2) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国の地理的条件に本質的に帰する名声、品質、又は特質を有すること

第80条 地理的表示として保護されない主題

次の主題は、地理的表示として保護されないものとする。

- (1) ベトナムにおける商品の一般名称となっている名称、表示
- (2) 外国の地理的表示であって、それが保護されていないか、又はもはや保護され若しくは使用されることがない場合
- (3) 保護されている標章と同一又は類似の地理的表示であって、それらの使用が製品の原産地について混同を生じることになる場合
- (4) 地理的表示であって、当該地理的表示を付した製品の真正な原産地について消費者に誤認を生じさせるもの

第81条 地理的表示を有する製品の名声、品質及び特質

- (1) 地理的表示を有する製品の名声は、それが消費者により知られ、かつ、選択されている広範さの程度を通じて消費者が当該製品に有する信頼を根拠として、決定されるものとする。
- (2) 地理的表示を有する製品の品質及び特質については、1又は複数の定性的、定量的、又は物理的、化学的、微生物学的に認識可能な基準によりこれを明確化しなければならず、当該基準は、技術的手段によ

り又は適切な試験方法を有する専門家により試験可能なものでなければならぬ。

第82条 地理的表示に関する地理的条件

(1) 地理的表示に関する地理的条件は、地理的表示を有する製品の名声、品質及び特質を決定付ける自然的及び人的要因を含む。

(2) 自然的要因は、気候、水環境、地質、地勢、生態系及びその他の自然的条件から構成される。

(3) 人的要因は、生産者の熟練及び専門的知識、並びに当該地域の伝統的生産方法から構成される。

第83条 地理的表示に対応する地理的地域

地理的表示に対応する地理的地域は、語及び地図により正確に決定されなければならない。

第7節 営業秘密に係る保護要件

第84条 保護に適格な営業秘密に係る一般的要件

営業秘密は、それが次の要件を満たすときは、保護に適格とする。

(1) 共通の知識でなくまた容易に取得されるものでもないこと

(2) 業として使用されるときは、それを所有又は使用しない者よりもその所有者に対して有利性を与えることができること

(3) それが開示されず、また容易に入手することもできないよう必要な措置を講じてその所有者が秘密を保持していること

第85条 営業秘密として保護されない主題

次の秘密情報は、営業秘密として保護されないものとする。

(1) 個人的地位の秘密

(2) 国家管理の秘密

(3) 安全保障及び国防の秘密

(4) 事業に無関係な他の秘密保持情報

第VIII章 発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示に対する工業所有権の確定

第1節 発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示の登録

第86条 発明、工業意匠及び回路配置の登録を受ける権利

(1) 次の組織及び個人は、発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利を有する。

(a) その者自身の努力及び費用により発明、工業意匠、回路配置を創作した創作者、又は

(b) 当事者による別段の合意がない限り、かつ、当該合意が(2)に反さない限り、資金及び物的施設を創作者に対し職務割当又は雇用の形態で投資した組織又は個人

(2) 政府は、国家予算からの資金並びに物的及び技術的施設を使用することによって創作された発明、工業意匠、回路配置の登録を受ける権利を規定する。

(3) 複数の組織又は個人が発明、工業意匠、回路配置の創作において共同して創作し又は投資した場合は、それら組織又は個人はすべて登録を受ける権利を有し、当該権利はそれらの者の合意によってのみ行使されるものとする。

(4) 本条に規定する登録を受ける権利を有する者は、登録出願が行われている時であっても、契約書の形態により他の組織又は個人に対し当該権利を譲渡することができ、また法律に従って相続することができる。

第87条 標章の登録を受ける権利

(1) 組織又は個人は、その者が生産し又は提供した商品又はサービスに使用される標章の登録を受ける権利を有する。

(2) 第三者により生産された製品の取引に適法に従事する組織又は個人は、当該製品に使用されるべき標章について、当該生産者が当該標章を使用せず、かつ、登録に異論を唱えないことを条件として、その登録を受ける権利を有する。

(3) 適法に設立された団体組織は、団体標章の使用に関する規約に従いその構成員により使用されるべき団体標章の登録を受ける権利を有する。商品又はサービスの原産地を表示する標識に関しては、登録を受ける権利を有する組織は、関係地域において商品又はサービスの生産若しくは取引に従事する組織又は個人からなる団体とする。ベトナム各地の原産地、名産物を表示する他の地名、標識の登録は国家権限機関の許可を得ること。

(4) 商品又はサービスの品質、特質、原産地又はその他の関係基準を管

理及び証明する機能を有する組織は、当該組織が当該商品又はサービスの生産若しくは取引に従事していないことを条件として、証明標章の登録を受ける権利を有する。ベトナム各地の原産地、名産物を表示する他の地名、標識の登録は国家権限機関の許可を得ること。

(5) 2以上の組織又は個人は、次に掲げることを条件として、その共同所有者になるために標章を共同して登録する権利を有する。

(a) 当該標章の使用が、共同所有者全員の代理で行われ、又は共同所有者全員が当該生産若しくは取引に従事している商品若しくはサービスについて行われること

(b) 当該標章の使用により、商品又はサービスの出所について消費者に何らの混同も生じさせないこと

(6) (1)から(5)までに規定する登録を受ける権利を有する者は、登録出願後であっても、契約書、遺贈又は準法相続により他の組織又は個人に当該権利を譲渡することができる。ただし、譲受人が登録を受ける権利を有する者に適用される各基準を満たすことを条件とする。

(7) 標章所有者の代表者又は代理人に当該標章の登録を禁止しており、かつ、ベトナム社会主義共和国もまたその締約国である国際条約の締約国において保護されている標章に関しては、当該代表者又は代理人は、合法的理由を援用可能な場合を除き、当該標章所有者が合意しない限り、当該標章を登録することを許可されないものとする。

第88条 地理的表示を登録する権利

ベトナムの地理的表示を登録する権利は、国家に属する。

国家は、地理的表示を付した製品を生産する組織及び個人、当該組織及び個人を代表する団体組織、又は当該地理的表示が属する地方行政当局に対し、当該地理的表示を登録する権利の行使を許可する。地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となつてはならない。

第89条 工業所有権の確定に係る登録出願の方法

(1) ベトナムの組織、個人、ベトナムにおいて恒久的に居住している外国人、並びにベトナムにおける生産又は取引の事業所を有する外国組織及び個人は、直接に又はベトナムにおける合法的代理人を通じての何れかにより、工業所有権確定の登録を求める出願をするものとする。

(2) ベトナムにおいて恒久的に居住していない外国人、並びにベトナムにおける生産又は取引の事業所を有していない外国組織及び個人は、ベトナムにおける合法的代理人を通じて工業所有権確定の登録を求める出願をしなければならない。

第90条 先願の原則

(1) 同一若しくは相互に殆ど異なる工業意匠を登録する願書が複数である場合、保護証書は、保護証書交付に係る全条件を満たす出願の中で最先の優先日又は出願日を有する有効な出願に関してのみ、これを付与することができる。

(2) 同一又は類似の商品又はサービスに関して、同一若しくは相互に混同を生じる程に類似の標章を登録するために数人の者が2以上の出願をする場合、及び一人が同一の商品・サービスに対して同一の標章を登録するために2以上の出願をする場合、保護証書は、保護証書交付に係る全条件を満たす願書の中で最先の出願日或いは優先日を有する合法的願書の標章に付与される。

(3) 本条の(1)と(2)に規定する2以上の出願が共に保護証書交付に係る全条件を満たし、かつ、共に最先の出願日と優先日を有する場合は、保護証書は、全出願人の合意に従いそれら出願からの単一出願の対象に関してのみ、これを付与することができる。当該合意がないときは、すべての出願のそれぞれの対象に対する保護証書の付与が拒絶されるものとする。

第91条 優先権の原則

(1) 発明、工業意匠、又は標章の登録出願人は、次の条件が完全に満たされるときは、同一主題の保護に係る最初の出願に基づいて優先権を主張することができる。

(a) 最初の出願がベトナムにおいて、又は優先権に関する規定を有し、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の締約国において、又は当該規定の適用をベトナムと同意した国において行われたこと

(b) 出願人が、ベトナム若しくは(a)という国の国民であるか、又はベトナム若しくは(a)という国における居住者であるか又はそこに取引

若しくは生産の事業所を有すること

- (c) 優先権の主張が出願書類に明確に記載されており、かつ、最初の出願書類の写しとその受理官庁により証明されていること
- (d) ベトナムが締約国である国際条約に規定する期限内に出願が行われたこと
- (2) 単一の発明、工業意匠、又は標章の出願において、出願人は、異なる先の出願に基づく複合優先権を主張することができる。ただし、当該先の出願及び当該出願の対応する内容が表示されていることを条件とする。
- (3) 優先権を享受する工業所有権登録出願は、最初の出願日と同一の優先日を有するものとする。

第92条 保護証書

- (1) 保護証書には、発明、工業意匠、回路配置、標章の所有者(以下「保護証書の所有者」という)、発明、工業意匠及び回路配置の創作者、保護の主題、範囲及び期間を記録する。
- (2) 地理的表示の保護証書には、地理的表示に関する管理組織、地理的表示を使用する権利を有する組織及び個人、保護された地理的表示、地理的表示を付する製品の特質、地理的条件の特質及び当該地理的表示を付する地理的地域を記録する。
- (3) 保護証書は、発明特許証、実用新案特許証、工業意匠特許証、半導体集積回路の回路配置登録証、標章登録証及び地理的表示登録証を含む。

第93条 保護証書の効力

- (1) 保護証書は、ベトナムの全領土に亘り効力を有する。
- (2) 発明特許は、付与日に始まり出願日から20年の終りに満了する効力を有する。
- (3) 実用新案特許は、付与日に始まり出願日から10年の終りに満了する効力を有する。
- (4) 工業意匠特許は、付与日に始まり出願日から5年の終りに満了し、5年を単位とする2連続期間更新可能な効力を有する。
- (5) 半導体集積回路の回路配置登録証は、付与日に始まり、次のうち最先の日付で満了する効力を有する。
 - (a) 出願日から10年の終り
 - (b) 当該回路配置が、登録を受ける権利を有する者又はその者のライセンス実施権者により世界の何処かで最初に商業的に利用された日から10年の終り
 - (c) 回路配置創作の日から15年の終り
- (6) 標章登録証は、付与日に始まり出願日から起算して10年の終りに満了し、10年を単位とする連続期間毎に無期限に更新可能な効力を有する。
- (7) 地理的表示登録証は、付与日に始まる無期限の効力を有する。

第94条 保護証書の効力の維持及び更新

- (1) 発明特許又は実用新案特許の効力を維持させるためには、その所有者は、維持手数料を納付しなければならない。
- (2) 工業意匠特許又は標章登録証の効力を更新させるためには、その所有者は、更新手数料を納付しなければならない。
- (3) 保護証書の手数料額並びに維持及び更新の手続は、政府がこれを規定する。

第95条 保護証書の効力の終了

- (1) 保護証書の効力は、次の場合に終了する。
 - (a) その所有者が、維持又は更新に係る所定の期日到来の手数料を納付しなかった場合
 - (b) その所有者が、保護証書により付与された権利の放棄を宣言した場合
 - (c) その所有者が、もはや存在しないか、又は標章登録証の所有者が、法定承継人なしに、もはや事業に従事しなくなった場合
 - (d) 当該標章が、正当な理由なしに、効力終了の請求前に連続して5年の期間その所有者又はその者の使用権者により使用されなかった場合。ただし、当該使用が、当該終了の請求の少なくとも3月前に開始されたか又は再開された場合を除く。
 - (dd) 団体標章に関する標章登録証の所有者が、団体標章の使用に関する規約の実施を監督しなかったか、又は非効果的に監督した場合
 - (e) 証明標章に関する標章登録証の所有者が、証明標章の使用に関す

る規約に違反したか、又は当該規約の実施を監督しなかったか若しくは非効果的に監督した場合

- (g) 地理的表示を付している製品の名声、品質又は特質を決定付ける地理的条件が変化した結果当該製品の名声、品質又は特質を喪失する結果となった場合
- (2) 保護証書の所有者が所定の期限前に維持手数料を納付しなかった場合は、当該期限の満了時に、当該保護証書の効力は、年次料金が納付されなかった年の初日から職権で終了させ、国家工業所有権庁は、当該終了を工業所有権の国家登録簿に記録し、かつ、それを工業所有権公報により公告する。
- (3) 保護証書の所有者が(1)(b)に規定する工業所有権の放棄を宣言した場合は、国家工業所有権庁は、当該所有者の宣言書を受領した日から保護証書の効力を終了させることを決定する。
- (4) 如何なる組織又は個人も、(2)(c)、(d)、(dd)、(e)及び(g)に規定する場合における保護証書の効力の終了を、手数料及び料金の納付を条件として、国家工業所有権庁に請求する権利を有する。保護証書の効力の終了請求に係る審査結果及び利害関係人の意見に基づいて、国家工業所有権庁は、保護証書の効力終了の決定又はその終了拒絶の通知の何れかを行うものとする。
- (5) (1)、(3)及び(4)の規定は、標章に関する国際登録の効力の終了にも適用されるものとする。

第96条 保護証書の無効

- (1) 保護証書は、次の場合は完全に無効とされるものとする。
 - (a) 登録出願人が(発明、工業意匠、回路配置及び標章に関して)登録を受ける権利を有さず又は当該権利を譲渡されてもいない場合
 - (b) 工業所有権の主題が、保護証書の付与の日における保護条件を満たさなかった場合
- (2) 保護証書が部分的に保護条件を満たさなかったときは、その部分は無効となるものとする。
- (3) 如何なる組織又は個人も、(1)及び(2)に規定する場合は、手数料を納付することを条件として、国家工業所有権庁に保護証書を無効とすることを請求する権利を有する。保護証書の無効を請求する期間は、その全保護期間とする。標章に関しては、保護証書が出願人の不正行為により付与された場合を除き、当該期限は、付与の日から5年とする。
- (4) 保護証書の無効請求に係る審査結果及び利害関係人の意見に基づいて、国家工業所有権庁は、完全に若しくは部分的に保護証書を無効にする決定又はその無効拒絶の通知の何れかを行うものとする。
- (5) (1)、(2)、(3)及び(4)の規定は、標章に関する国際登録の無効にも適用されるものとする。

第97条 保護証書の補正

- (1) 保護証書の所有者は、所要の手数料の納付を条件として、国家工業所有権庁に対し、保護証書における次の情報の補正を請求する権利を有する。
 - (a) 創作者又は所有者の名称、住所に関する変更、誤記の訂正
 - (b) 特質、品質又は地理的表示を付している地理的地域についての説明に対する補正、団体標章の使用に関する規約又は証明標章の使用に関する規約の補正
- (2) 保護証書の所有者の請求があったときは、国家工業所有権庁は、その過失により保護証書に生じた誤記の訂正に責任を負うものとする。その場合は、保護証書の所有者は、手数料納付の義務を負わない。
- (3) 保護証書の所有者は、国家工業所有権庁に対し、工業所有権の範囲の減縮を請求する権利を有する。その場合は、関係工業所有権登録出願は、実体について再審査され、かつ、当該請求をする者は、実体審査手数料を納付しなければならない。

第98条 工業所有権の国家登録簿

- (1) 工業所有権の国家登録簿は、本法に基づく発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示に対する工業所有権の確定、変更及び移転を記録する書類である。
- (2) 保護証書の付与に関する決定、保護証書の主たる内容及び保護証書に係る補正、保護証書の終了又は無効に関する決定、工業所有権移転契約の登録に関する決定は、すべて工業所有権の国家登録簿に記録されるものとする。

(3) 工業所有権の国家登録簿は、国家工業所有権庁により備え付けられ、かつ、維持管理されるものとする。

第99条 保護証書に関する決定の公告

工業所有権に係る保護証書の付与、補正、終了、無効、移転に関する何らかの決定は、決定の日から60日以内に国家工業所有権庁が工業所有権公報によりこれを公告する。

第2節 工業所有権登録出願

第100条 工業所有権登録出願に係る一般的要件

- (1) 工業所有権登録出願は、次の書類から構成される。
 - (a) 所定の様式による願書
 - (b) 第102条から第106条までの規定に従い保護を求めてクレームされた工業所有権を特定する書類、見本、情報
 - (c) 出願が代理人を通じて行われるときは、委任状
 - (d) 出願人が登録を受ける権利を他人から取得したときは、その権利を証明する書類
 - (dd) 優先権を主張するときは、それを証明する書類
 - (e) 所定の手数料及び料金の領収書
- (2) 工業所有権登録出願書類及び出願人と国家工業所有権庁との間の通信書類は、ベトナム語により作成しなければならない。ただし、次のものは例外として、他の言語により作成することができるが、国家工業所有権庁の請求があればベトナム語に翻訳しなければならない。
 - (a) 委任状
 - (b) 登録を受ける権利を証明する書類
 - (c) 優先権を証明する書類
 - (d) 当該出願を支持する他の書類
- (3) 工業所有権登録出願の優先権を証明する書類には、次のものを含める。
 - (a) 受理官庁により認証された最初の出願書類の写し
 - (b) 他人から取得したときは、優先権の譲渡証書

第101条 工業所有権登録出願の単一性についての要件

- (1) 各工業所有権登録出願は、(2)、(3)及び(4)に規定する場合を除き、単一の工業所有権に関して1の保護証書のみを請求しなければならない。
- (2) 各登録出願は、緊密に連結して単一の共通発明概念を形成する1群の発明に関して1の発明特許又は1の実用新案特許を請求することができる。
- (3) 各登録出願は、次の場合は、数件の工業意匠に関して1の工業意匠を請求することができる。
 - (a) 単一の共通独創概念を表現する数個の製品を含み、共に又は単一目的で使用される組物についての工業意匠
 - (b) 1又は複数の他の変形、すなわち、単一の共通独創性を表現し、かつ、当該工業意匠と著しく異なる変形を伴う工業意匠
 - (c) 各登録出願は、1又は複数の異なる商品又はサービスに使用される1の標章に関して1の標章登録証を請求することができる。

第102条 発明登録出願に係る要件

- (1) 発明登録出願において保護を求める発明を特定する書類は、発明の説明及び保護の範囲から構成される発明の説明書並びに要約を含まなければならない。
- (2) 発明の説明は、次の条件を満たさなければならない。
 - (a) 発明の内容について当該発明が当該技術の通常の知識を有する者により実施できる程度に開示すること
 - (b) 発明の内容を更に明らかにするために図面が必要であるときは、当該図面を簡単に説明すること
 - (c) 発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を明らかにすること
- (3) 発明の保護の範囲は、その発明に対する権利の範囲を特定するのに必要かつ十分な技術的特徴の組合せの形態で表現するものとし、発明の説明書及び図面に合致していなければならない。
- (4) 発明の要約は、発明の内容の本質的特徴を開示しなければならない。

第103条 工業意匠登録出願に係る要件

- (1) 工業意匠登録出願において保護を求める工業意匠を特定する書類は、工業意匠の説明書及び工業意匠の1揃の写真又は図面を含まな

なければならない。工業意匠の説明書は、工業意匠の説明及び工業意匠の保護の範囲から構成される。

- (2) 工業意匠の説明は、次の条件を満たさなければならない。
 - (a) 工業意匠の内容を表す特徴を十分に開示し、かつ、新規であり、最も異なることの少ない既知の工業意匠とは異なる特徴を明示すること、及び写真又は図面と適合すること
 - (b) 工業意匠登録出願が変形から構成される場合は、説明は、これらの変形を十分に明示し、かつ、主たる変形とその他の変形との間の区別を明確に定義しなければならない。
 - (c) 登録出願における工業意匠が組物に係る場合は、説明は、当該組の各製品の特徴を十分に明示しなければならない。
- (3) 工業意匠の保護の範囲には、新規であり、かつ、類似する既知の工業意匠と異なる特徴を含めて、保護を求める特徴を明示しなければならない。
- (4) 1揃の写真、図面は、当該工業意匠の特徴を十分に明示するものでなければならない。

第104条 回路配置登録出願に係る要件

回路配置登録出願において保護を求める回路配置を特定する書類、素材及び情報は、次のものを含まなければならない。

- (1) 回路配置の図面、写真
- (2) 回路配置の組込みにより生産された半導体集積回路の機能及び構造に関する情報
- (3) (当該回路配置が商業的に利用されている場合は)当該回路配置の組込みにより生産された半導体集積回路の見本

第105条 標章登録出願の要件

- (1) 標章登録出願において保護を求める標章を特定する書類、見本、情報は、次のものを含まなければならない。
 - (a) 標章の見本及び当該標章を付した商品及びサービスの一覧
 - (b) 団体標章の使用に関する規約及び証明標章の使用に関する規約
- (2) 標章の見本は、当該標章の要素及び(若しある場合は)当該標章の包括的意味を明らかにするため、これを説明しなければならない。標章が象形文字言語の語又は句から構成されている場合は、それらの語又は句は、翻訳しなければならない。標章が外国語の語又は句から構成されている場合は、それらの語又は句は、ベトナム語に翻訳しなければならない。
- (3) 標章登録出願において一覧表示する商品又はサービスは、国家工業所有権庁により刊行されている商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく分類一覧に従い分類しなければならない。
- (4) 団体標章の使用に関する規約は、次の必須の内容から構成されなければならない。
 - (a) 当該標章所有者である団体組織の名称、住所、設立及び運営の根拠
 - (b) 当該団体組織の構成員となる条件
 - (c) 当該標章の使用を許可された組織及び個人の一覧
 - (d) 当該標章を使用する条件
 - (dd) 団体標章の使用に関する規約に違反する行為に対処する措置
 - (e) 証明標章の使用に関する規約は、次の必須の内容を有さなければならない。

- (a) 当該標章所有者である組織又は個人
- (b) 当該標章を使用する条件
- (c) 当該標章により証明される商品及びサービスの特質
- (d) 商品及びサービスの特質の評価方法及び当該標章の使用の監督方法
- (dd) 若しある場合は、当該標章の証明及び保護のために標章使用者が支払を要する経費

第106条 地理的表示出願の要件

- (1) 地理的表示出願において保護を求める地理的表示を特定する書類、見本及び情報は、次のものを含まなければならない。
 - (a) 地理的表示である名称又は標識
 - (b) 地理的表示を付した製品
 - (c) 地理的表示を付した製品の固有の特質若しくは品質又は名声、及び当該固有の特質若しくは品質又は名声を決定付ける自然条件の特質についての説明(以下「固有の特質の説明」という)

- (d) 地理的表示に対応する地理的地域の地図
- (dd) 外国が原産地のときは、当該地理的表示が原産国における保護を受けていることを証明する書類
- (2) 固有の特質の説明は、次の必須の内容を有していなければならない。
 - (a) 製品の原材料、並びに物理的、化学的、微生物学的及び知覚的性質を含む関係製品の説明
 - (b) 当該地理的表示に対応する地理的地域の決定方法
 - (c) 製品が第79条に規定するそれぞれの意味を有する当該地理的地域を原産とすることを立証する証拠
 - (d) 地域的かつ安定的な生産及び加工方法についての説明
 - (dd) 第79条に規定の当該製品の固有の特質若しくは品質又は名声と自然条件との間の関係に関する情報
 - (e) 当該製品の固有の特質又は品質の自己管理機構に関する情報

第107条 工業所有権関連の手続における代理権付与

- (1) 保護證書の確定、維持、期間延長、補正、終了及び無効に関する手続を実行する代理権の付与は、委任状と称する書面様式により行わなければならない。
 - (2) 委任状は、次の必須の内容を含まなければならない。
 - (a) 本人及び受任者の完全名称及び住所
 - (b) 委任の範囲
 - (c) 委任状の有効期間
 - (d) 委任状の日付
 - (dd) 本人の署名及び若しある場合は捺印
- (3) 有効期間付きでない委任状は、無期限に有効とみなし、本人がその旨宣言したときにのみ終了する。

第3節 工業所有権登録出願の処理及び保護證書の付与に係る手続

第108条 工業所有権登録出願の受領；出願日

- (1) 工業所有権出願は、それが少なくとも次の書類及び情報から構成されているときにのみ、国家工業所有権庁によって受領されるものとする。
 - (a) 発明、工業意匠、回路配置、標章又は地理的表示の登録を求める願書であって、出願人を特定する十分な情報を含むもの、及び標章登録出願については、標章の見本、標章を付した商品又はサービスの一覧
 - (b) 発明登録出願については保護の範囲、工業意匠登録出願については1揃の写真又は図面を含む説明書、地理的表示登録出願については固有の特質の説明
 - (c) 所定の手数料及び料金の領収書
 - (d) 出願日は、出願が国家工業所有権庁により受領された日、又は国際条約に基づく出願の場合は、国際出願日とする。

第109条 工業所有権登録出願の方式審査

- (1) 工業所有権登録出願は、それらの方式上の有効性を証明するために方式について審査される。
- (2) 工業所有権登録出願は、次の状況では方式上有効とはみなされない。
 - (a) 出願が方式要件を満たさないこと
 - (b) 出願の主題が保護に適格でないこと
 - (c) 出願人が登録を受ける権利を有していないこと。当該権利が複数の者に属するが、そのうちの1人又は複数の者が出願の遂行に同意しない場合を含む。
 - (d) 出願が第89条に規定する出願方法に反して行われたこと
 - (dd) 出願人が手数料及び料金を納付していないこと
- (3) (2)に該当する工業所有権登録出願に関して、国家工業所有権庁は、次の手続を行う。
 - (a) 方式上有効なものとして出願を受理することを拒絶する意図の通知を送達すること。当該通知には、その理由と共に、出願人が欠陥を是正し、又は意図された拒絶に異論を唱える期限が明確に記載される。
 - (b) (a)の規定に従い出願人が欠陥を是正せず、かつ、意図された拒絶に正当な異論を有さないときは、方式上有効なものとして当該出願を受理することを拒絶する通知を送達すること
 - (c) 集積回路登録出願の場合は、半導体集積回路の回路配置の登録証付与の拒絶通知を送達すること

- (d) 出願人が、(a)の規定に従い欠陥の是正に成功し、又は意図された拒絶に正当な異論を唱えたときは、(4)に規定する手続を実行すること
- (4) (2)に規定する場合に該当せず、又は(3)(d)にも該当しない工業所有権登録出願に関しては、国家工業所有権庁は、方式上有効な出願に係る受理の通知を送達し、又は回路配置出願の場合は保護證書を付与し、かつ、第118条に規定する工業所有権の国家登録簿に登録する。
- (5) (3)に基づいて拒絶された標章登録出願は、優先権主張の根拠として役立つ場合を除き、出願されなかったものとみなす。

第110条 工業所有権登録出願の公開

- (1) 国家工業所有権庁により有効であるとして受理された工業所有権登録出願は、本条の規定に従い工業所有権公報により公開されるものとする。
 - (2) 発明登録出願は、出願日又は該当する場合は優先日から19目日に、又は出願人の請求があったときは、より早期に公開されるものとする。
 - (3) 工業意匠登録出願、標章登録出願又は地理的表示登録出願は、当該出願が方式上有効であるとして受理された日から2月以内に公開されるものとする。
 - (4) 回路配置登録出願は、複製が一切許可されない場合は、国家工業所有権庁において直接の閲覧の許可を与えることにより公開されるものとする。出願書類に含まれた秘密情報に関しては、当該閲覧は、保護證書の無効手続の完了、又は権利侵害を取り扱う手続の完了に関係する当局及び当事者対してのみ許可されるものとする。
- 回路配置登録出願及び回路配置に係る保護證書に関する根拠的情報は、保護證書の付与の日から2月以内に公開されるものとする。

第111条 公開前の発明登録出願、工業意匠登録出願の秘密保持

- (1) 発明登録出願又は工業意匠登録出願が工業所有権公報に公開されるまで、国家工業所有権庁は、その秘密保持の責任を負う。
- (2) 発明登録出願又は工業意匠登録出願の情報を開示した国家工業所有権庁の職員は、懲戒を受けるものとし、かつ、当該開示により出願人に対して生じた損害について法律に従い補償金を支払わなければならない。

第112条 保護證書付与に関する第三者意見

工業所有権出願が工業所有権公報に公開された日から保護證書付与に関する決定の日までは、如何なる第三者も、当該出願に関する保護證書の付与又は拒絶に関して国家工業所有権庁に意見を提示する権利を有する。当該意見は、書面様式で提示し、かつ、資料を添付しなければならない。又は立証に使用する情報の出所を明示しなければならない。

第113条 発明登録出願の実体審査請求

- (1) 出願日から又は該当する場合は優先日から42月以内に、出願人又は如何なる第三者も、国家工業所有権庁に対して、実体審査手数料を納付することを条件として、当該出願の実体について出願を審査することを請求することができる。
- (2) 実用新案特許に係る願書付きの発明登録出願の実体審査請求を行う期限は、出願日から又は該当する場合は優先日から36月とする。
- (3) (1)及び(2)に規定する期限内に実体審査請求が提出されなかった場合は、関係発明登録出願は、当該期限の満了時に取り下げられたものとみなす。

第114条 工業所有権登録出願の実体審査

- (1) 次の工業所有権登録出願は、当該出願において求められた主題の保護要件に関して保護に係る適格性を評価し、かつ、それぞれの保護範囲を決定するため、実体について審査されるものとする。
 - (a) 方式上有効として受理された発明登録出願であって、その実体審査請求が所定の通り提出されているもの
 - (b) 方式上有効として受理された工業意匠登録出願、標章登録出願及び地理的表示登録出願
- (2) 回路配置登録出願は、実体について審査されないものとする。

第115条 工業所有権登録出願の補正、補充、分割及び変更

- (1) 国家工業所有権庁が保護證書の付与の拒絶通知又は付与の決定を行うまで、出願人は、次の権利を有する。
 - (a) 出願に補正又は補充を行うこと
 - (b) 出願を分割すること
 - (c) 出願人の名称又は宛先の変更を記録するよう請求すること
 - (d) 契約に基づく譲渡の結果として、相続、遺贈の結果として、又は

- 当局の決定に基づいて出願人変更を記録するよう請求すること
- (dd) 発明特許に係る願書付きの発明登録出願を、実用新案特許に係る願書付きの発明登録出願に変更すること、及びその逆に変更すること
- (2) (1)に規定する手続について請求する者は、手数料及び料金を納付しなければならない。
- (3) 工業所有権登録出願に対する如何なる補正又は補充も、出願書類において開示され又は明記された主題の範囲を拡張してはならず、かつ、当該出願において登録を求めた主題の内容を変更してはならず、また出願の単一性を確保しなければならない。
- (4) 出願の分割の場合は、分割された出願の出願日は、原出願の出願日と決定されるものとする。

第116条 工業所有権登録出願の取下

- (1) 国家工業所有権庁が保護証書付与の拒絶通知又は付与の決定を行うまで、出願人は書面様式により、その者の名義で、又は当該出願の取下に係る委任の付与が委任状に明示されていることを条件として工業所有権代理機関を通じて、工業所有権登録出願の取下を宣言する権利を有する。
- (2) 出願人が登録出願の取下を申し立てた瞬間に、当該出願に係るその後の手続はすべて停止されるものとする。未だ開始されていない手続に関して納付済みの手数料及び料金は、出願人に対して、その者の請求により還付されるものとする。
- (3) 公開前に取り下げられたか若しくは取り下げられたとみなされる発明又は工業意匠に係る如何なる登録出願も、また取り下げられた如何なる標章登録出願も、それが優先権主張の根拠として役立つ場合を除き、一切出願されなかったものとみなす。

第117条 保護証書付与の拒絶

- (1) 保護証書の付与は、次の場合に発明、工業意匠、標章又は地理的表示に係る出願に関して拒絶されるものとする。
- (a) 出願においてクレームされた関係主題が保護要件を満たさないことを確認する理由が存在する場合
- (b) 出願が、保護証書の交付に係るすべての条件を満たすが、第90条(1)という場合における最先の出願日又は優先日を有する出願ではない場合
- (c) 出願が第90条(1)という場合に該当するが、全出願人の同意が得られていない場合
- (2) 保護証書の付与は、第109条に規定する方式要件を満たさない回路配置登録出願に関しては拒絶されるものとする。
- (3) 工業所有権登録出願が(1)及び(2)に該当する場合は、国家工業所有権庁は、次の手続を実行する。
- (a) 保護証書付与の意図された拒絶の通知を送達し、当該通知にはその理由を、出願人が当該意図された拒絶に異議を唱えるための期限を付して、明記すること
- (b) 出願人が(a)に規定する意図された拒絶に対して異論を有さないか、又は正当でない異論を有するときは、保護証書付与拒絶の通知を送達すること
- (c) 出願人が(a)に規定する意図された拒絶に対して正当な異論を有するときは、第118条の規定に従い保護証書を付与し、かつ、それを工業所有権の国家登録簿に登録すること
- (4) 保護証書付与の意図に対する抗論が存在する場合は、関係工業所有権登録出願は、抗論の対象事項に関して再審査されるものとする。

第118条 保護証書の付与、登録簿への記入

工業所有権登録出願が第117条(1)及び(2)、及び/又は第117条(3)(b)に該当せず、かつ、出願人が手数料を納付した場合は、国家工業所有権庁は、保護証書の付与を決定し、それを工業所有権の国家登録簿に登録する。

第119条 工業所有権登録出願を処理する期限

- (1) 工業所有権登録出願は、出願日から1月以内に方式について審査されるものとする。
- (2) 工業所有権登録出願は、次の期限内に実体について審査されるものとする。
- (a) 発明登録出願については、出願の実体審査請求が公開日前行われたときは当該出願の公開日から、又は当該請求が公開日後に行われたときは、当該出願の実体審査請求の日から18ヶ月以内。

- (b) 標章登録出願に関して、当該出願の公開日から9ヶ月以内
- (c) 工業意匠の登録出願に関して、当該出願の公開日から7ヶ月以内
- (d) 地理的表示の登録出願に関して、当該出願の公開日から6ヶ月以内
- (3) 工業所有権登録出願の再審査に係る期限は、原初審査の期限の3分の2に等しいものとするか、又は複雑な場合は、原初審査の期限まで延長可能とする。
- (4) 出願者が願書を補正又は補充するために許容される期間は、本条の(1)、(2)及び(3)という期限には算入されない。願書の補正・補充に関する要求の処理期間は、本条の(1)と(2)に記述する当該審査期間の3分の1を超えないこととする。

第4節 国際出願及びその処理

第120条 国際出願及びその処理

- (1) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づいて行われた工業所有権登録出願は、一般的に国際出願というものとする。
- (2) 国際出願及びその処理は、関係国際条約に従わなければならない。
- (3) 政府は、本章に規定する原則に従い、国際出願、その処理についての命令及び手続に関する規定の施行に関する指針を規定する。

第IX章 工業所有権の所有者、範囲及び制限

第1節 工業所有権の所有者及び範囲

第121条 工業所有権所有者

- (1) 発明、工業意匠又は回路配置の所有者は、所管当局による関係工業所有権の保護証書の被付与人である組織又は個人とする。標章所有者は、当該標章の保護証書を所管当局により付与されたか、又は所管当局により承認された国際登録の標章を有するか、又は周知標章を有する組織又は個人とする。
- (2) 商号所有者は、業としてそれを適法に使用する組織又は個人とする。
- (3) 営業秘密所有者は、適法に営業秘密を取得し、かつ、それを秘密に保持する組織又は個人とする。担当職務の履行中に担当職務を遂行する従業者又は当事者により取得された営業秘密は、全当事者による別段の合意がない限り、使用者又は職務割当者に属する。
- (4) ベトナムの地理的表示の所有者は、国家である。国家は、関係地域において地理的表示を付した製品を生産し、かつ、それらの製品を市場に出す組織又は個人に対して地理的表示を使用する権利を付与する。国家は、地理的表示を管理する権利を直接行使し、又は地理的表示を使用する権利を付与された他のすべての組織又は個人の代表者として行動する組織に対して当該権利を付与する。

第122条 発明、工業意匠及び回路配置の創作者並びにこれらの者の権利

- (1) 発明、工業意匠又は回路配置の創作者は、工業所有権を直接創出した者とする。複数の者が共同して当該工業所有権を創出した場合は、それらの者は、共同所有者とする。
- (2) 発明、工業意匠又は回路配置の創作者の人格権は、次のものから構成される。
- (a) 関係する発明特許証、実用新案特許証、工業意匠特許証、又は回路配置登録証において創作者として記名されること
- (b) 発明、工業意匠又は回路配置が公開又は紹介される書類において創作者として記名されること
- (3) 発明、工業意匠又は回路配置の創作者の所有権は、第135条に従う報酬を受ける権利である。

第123条 工業所有権所有者の権利

- (1) 工業所有権所有者は、次の権利を有する。
- (a) 第124条及び第X章に従い工業所有権を行使するか、又は他人が行使することを許可すること
- (b) 第125条に従い他人が工業所有権を行使することを禁止すること
- (c) 第X章に従い工業所有権を処分すること
- (2) 第121条(4)に従い地理的表示を使用又は管理する権利を国家により付与された組織又は個人は、次の権利を有する。
- (a) 地理的表示を管理する権利を付与された組織は、(1)(a)に従い他人が当該地理的表示を使用することを許可する権利を有する。
- (b) 地理的表示を使用する権利を国家により付与された組織又は個人、又は地理的表示を管理する権利を付与された組織は、(1)(b)に従い他人

が当該地理的表示を使用することを禁止する権利を有する。

第124条 工業所有権の行使

- (1) 発明の実施とは、次の行為の遂行を意味する。
- (a) 保護された製品を製造すること
 - (b) 保護された方法を適用すること
 - (c) 保護された製品又は保護された方法により得た製品の使用を実施すること
 - (d) (c)に規定の製品を流通させること、又はそれを流通させるために広告、申出、保管すること
 - (dd) (c)に規定する製品を輸入すること
- (2) 工業意匠の実施とは、次の行為の遂行を意味する。
- (a) 保護された工業意匠を具体化した外観を備えた製品を製造すること
 - (b) (a)に規定する製品を流通させること、又は流通させるために広告、申出、保管すること
 - (c) (a)に規定する製品を輸入すること
- (3) 回路配置の使用とは、次の行為の遂行を意味する。
- (a) 回路配置を複製すること又は保護された回路配置の組み込みにより半導体集積回路を製造すること
 - (b) 保護された回路配置の写し、当該保護された回路配置の組み込みにより製造された半導体集積回路、又は当該半導体集積回路を組み込んだ物品を販売、貸渡、広告、申出又は保管すること
 - (c) 保護された回路配置の写し、当該保護された回路配置の組み込みにより製造された半導体集積回路、又は当該半導体集積回路を組み込んだ物品を輸入すること
- (4) 営業秘密の使用とは、次の行為の遂行を意味する。
- (a) 営業秘密を、製品の製造、サービスの提供又は商品の取引に適用すること
 - (b) 営業秘密を適用することにより得られた製品を販売し、販売のために広告し、販売用に保管し、また輸入すること
 - (5) 標章の使用とは、次の行為の遂行を意味する。
 - (a) 商品、商品包装、又は営業の手段若しくは事業活動におけるサービス及び通信書類の提供の手段に保護された標章を付すこと
 - (b) 保護された標章を付している商品を流通させ、又は提供し、広告し、販売用に保管すること
 - (c) 保護された標章を付している商品又はサービスを輸入すること
 - (6) 商号の使用とは、事業活動においてそれを自己の指名に使用し、それを取引書類、店頭標識、製品、商品、商品包装、並びにサービス及び広告の手段に表示することによる商業目的の何らかの行為の遂行を意味する。
 - (7) 地理的表示の使用とは、次の行為の遂行を意味する。
 - (a) 保護された地理的表示を商品、商品包装、事業活動中の営業及び取引書類の手段に付すこと
 - (b) 保護された地理的表示を付している商品を流通させ、又は販売のために申出をし、広告し、保管すること
 - (c) 保護された地理的表示を付している商品を輸入すること
- #### 第125条 工業所有権の他人による行使を防止する権利
- (1) 工業所有権所有者、及び地理的表示を使用又は管理する権利を付与された組織又は個人は、関係工業所有権の他人による行使について、当該行使が(2)又は(3)に規定する場合に該当しない限り、これを防止する権利を有する。
- (2) 工業所有権所有者、及び地理的表示を使用又は管理する権利を付与された組織又は個人は、次の行為の他人による遂行を防止する権利を有さない。
- (a) 発明、工業意匠又は回路配置を、個人的必要又は非商業目的のため、又は評価、分析、研究若しくは教授、検査、試験生産のため、又は製品の生産ライセンス、輸入若しくは市販のための手続を実施する上での情報を作成するために使用すること
 - (b) 標章所有者又はその使用権者以外の者により外国市場に投入された製品を除き、外国市場を含む市場に適法に投入された製品を流通させ、輸入し、その使用を実施すること
 - (c) 通過中に又は暫定的にのみベトナム領域に入った外国の輸送手段の操作を維持する目的に限り発明又は工業意匠を実施すること

- (d) 第134条に従い先使用者権を有する者が発明、工業意匠又は回路配置を実施、使用すること
 - (dd) 第145条及び第146条に従い国家当局から授権された者が発明を実施すること
 - (e) 回路配置を、それが保護されている事実を知らず又は知る義務を有していない場合において、使用すること
 - (g) 保護された地理的表示と同一又は類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合において、当該標章を使用すること
 - (h) 商品及びサービスの名称、並びに種類、数量、品質、効用、価格、原産地及びその他の明細の説明的表象を誠実な方法で使用すること
- (3) 営業秘密所有者は、次の行為の他人による遂行を防止する権利を有さない。
- (a) 自らが非合法的に取得したことを知らずに又は知る義務を有さずに取得した営業秘密を開示し又は使用すること
 - (b) 第128条(1)の規定に従い公衆を保護するために営業秘密を開示すること
 - (c) 非商業目的で第128条に従い秘密資料を使用すること
 - (d) 他人が独立して創出した営業秘密を開示し又は使用すること
 - (e) 適法に頒布された製品の分析又は評価の結果生じた営業秘密を開示し又は使用すること。ただし、分析者又は評価者と営業秘密の所有者又は当該製品の供給者との間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

第126条 発明、工業意匠及び回路配置に対する権利の侵害行為

次の行為は、発明、工業意匠又は回路配置の所有者の権利を侵害するものとみなす。

- (1) 所有者の許可なしに、保護証書の有効期間中に保護された発明を実施すること、保護された工業意匠若しくはそれと殆ど異なる他の工業意匠を実施すること、又は保護された回路配置若しくはその何らかの原型部分を使用すること
- (2) 第131条に規定する暫定的権利に関する規定に従い補償金を支払うことなく、発明、工業意匠又は回路配置を使用すること

第127条 営業秘密に対する権利の侵害行為

- (1) 次の行為は、営業秘密に対する権利の侵害であるとみなす。
- (a) 営業秘密の適法管理者により取られた秘密保持措置に反する行為をなすことにより、営業秘密の具体的情報を入手又は取得すること
 - (b) 営業秘密所有者の許可なしに営業秘密の具体的情報を開示又は使用すること
 - (c) 秘密保持契約に違反すること、又は営業秘密を入手、取得若しくは開示するために秘密保持担当者を欺瞞し、誘導し、買収し、強要し、唆し若しくはその信用を濫用すること
 - (d) 営業秘密の具体的情報であって、製品に関する営業又はマーケティングのライセンス付与のための手続に基づいて他人により提出されるものを、所管当局により取られた秘密保持措置に反する行動により、入手又は取得すること
 - (dd) 営業秘密を、それが(a)、(b)、(c)及び(d)にいう行為の1に従事する他人により取得されたことを知りながら又は知る義務を有しながら、使用し又は開示すること
 - (e) 第128条に規定する秘密保持義務を履行しないこと
- (2) (1)にいう営業秘密の適法な管理者は、当該営業秘密所有者、その者の適法な実施権者又は管理職を含むものとする。

第128条 試験資料の秘密を保持する義務

- (1) 法律により、医薬品又は農業用化学製品に関して営業又はマーケティングのライセンスを申請する申請人が、試験資料又は営業秘密である何らか他の資料であって、その作成に相当の努力又は経費を伴うものの提出を要求する場合、かつ、申請人が当該資料の秘密保持を請求する場合は、当該資料について、当局は、開示することが公衆を保護するために必要な場合を除き、それが不公正な商業目的に使用されることも、又は開示されることもないように必要な措置を取る義務を有する。
- (2) (1)に規定する申請における秘密資料の当局に対する提出から、ライセンスが申請人に付与された日後5年期間の終りまで、第125条(3)(d)にいう場合を除き、当局は、当該資料を提出した者の許可なしに、

自己の申請書類において秘密資料を使用する後続の申請人に対して、当該ライセンスを付与してはならない。

第129条 標章、商号及び地理的表示に対する権利の侵害行為

(1) 次の行為は、標章所有者の許可なしに行われたときは、標章に対する権利の侵害であるとみなす。

- (a) 保護された標章と同一の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一の商品又はサービスについて使用すること
- (b) 保護された標章と類似の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一か類似の又は関係する商品又はサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品又はサービスの出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする。
- (c) 保護された標章と類似の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一か類似又は関係する商品又はサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品又はサービスの出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする。
- (d) 周知標章と同一若しくは類似の標識、又は周知標章の翻訳若しくは翻字の形態による標識を、当該周知標章を有する商品若しくはサービスと非類似若しくは無関係のものを含む何らかの商品若しくはサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品若しくはサービスの出所について混同を生じる虞、又は当該標識の使用者と周知標章所有者との間の関係について誤った印象を生じる虞があることを条件とする。

(2) 同一又は類似の商品又はサービスについて既に使用されている他人の商号と同一又は類似の商業的表示であって、商号に基づく事業体、事業施設、若しくは事業活動について混同を生じるものを使用する如何なる行為も、商号に対する権利の侵害であるとみなす。

(3) 次の行為は、保護された地理的表示に対する権利の侵害であるとみなす。

- (a) 地理的表示を有する製品の固有の特質及び品質に適合しない製品について、たとえ当該製品が当該地理的表示を付した地理的地域を原産とする場合であっても、保護された地理的表示を使用すること
- (b) 保護された地理的表示を、その名声及び営業権を利用する目的で、地理的表示を有する製品と類似の製品について、使用すること
- (c) 保護された地理的表示と同一又は類似の標識を、当該地理的表示を付した地理的地域を原産とせず、従って当該地理的地域を原産とする製品について消費者に誤認を生じさせる製品にこれを使用すること
- (d) ぶどう酒又は蒸留酒の保護された地理的表示を、商品の真正な原産地が表示され、又は地理的表示が翻訳若しくは翻字により使用され、又は「kind」、「type」、「style」、「imitation」などの語を伴う場合であっても、当該地理的表示に対応する地域を原産としないぶどう酒又は蒸留酒に、使用すること

第130条 不正競争の行為

(1) 次の行為は、不正競争の行為とする。

- (a) 事業体、事業活動又は商品若しくはサービスの商業的出所について混同を生じさせる商業的表示を使用すること
- (b) 商品又はサービスの原産地、生産方法、特徴、品質、数量、若しくはその他の特質について、又は商品若しくはサービスの提供に係る条件について混同を生じさせる商業的表示を使用すること
- (c) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の締約国において保護された標章を使用すること。ただし、その国際条約の規定によれば、当該標章の使用が所有者の代表者又は代理人であり、かつ、当該使用が標章所有者により同意されておらず、正当化もされないときは、当該標章所有者の代表者又は代理人が、当該標章を使用することを禁じられている場合である。
- (d) 保護された他人の商号若しくは標章、又は何人も使用する権利を有していない地理的表示と同一又は混同を生じる程に類似するドメイン・ネームを、当該ドメイン・ネームを所有する目的で、又は関係標章、商号及び地理的表示の名声及び営業権から利益を得るか若しくはそれらを害する目的で、使用する権利を登録し若しくは所有し、又は使用すること

(2) (1)という商業的表示とは、標識、商品及びサービスの取引に対する指針として役立つ情報をいい、標章、商号、事業の表象、事業の標語、地理的表示、包装意匠、ラベル意匠等を含む。

(3) (1)という商業的表示の使用は、当該商業的表示を商品、包装、サービス手段、事業取引書類及び広告手段に付す行為であり、当該商業的表示を付した商品を販売し、販売のために広告し、販売用に保管し、及び輸入することである。

第131条 発明、工業意匠及び回路配置に対する暫定的権利

(1) 発明又は工業意匠の登録出願人が、当該発明又は工業意匠が他人により先使用権なしに商業目的で現に使用されていることを知っている場合は、当該出願人は、出願日及び工業所有権公報における公開日を明記したその者の出願の通知書を、使用者が当該使用を終了させるか又は継続するよう、当該使用者に対して送達する権利を有する。

(2) 半導体集積回路の回路配置登録証付与の日前に、登録を受ける権利を有する者又はその者の実施権者により商業的に利用されている回路配置に関しては、登録を受ける権利を有する者が、当該回路配置が他人により商業目的のために現に使用されていることを知っている場合は、登録を受ける権利を有する者は、自らの登録を受ける権利についての通知書を、使用者が当該使用を終了させるか又は継続するよう、当該使用者に対して送達することができる。

(3) (1)及び(2)の規定に従い通知された者が当該発明、工業意匠又は回路配置を使用し続ける場合において、発明特許証、実用新案特許証、工業意匠特許証又は半導体集積回路の回路配置登録証が交付されたときは、当該発明、工業意匠又は回路配置の所有者は、当該発明、工業意匠又は回路配置の当該使用者に対して、使用の関係範囲及び期間内で当該発明、工業意匠又は回路配置をライセンス許諾したときの料金に相当する報酬を支払うべき旨請求する権利を有する。

第2節 工業所有権の制限

第132条 工業所有権を制限する要因

本法に基づいて、工業所有権は、次の要因により制限されるものとす。

- (1) 発明又は工業意匠に対する先使用者の権利
- (2) 次のものを含む所有者の義務
 - (a) 発明、工業意匠又は回路配置の創作者に対して報酬を支払うこと
 - (b) 当該発明又は標章を使用すること
- (3) 国家当局の決定に基づいて発明を使用する権利を移転すること

第133条 国家の代理として発明を使用する権利

(1) 省及び省レベルの当局は、国家の代理として、公共的な非商業目的、国防、安全保障、人民のための疾病予防、治療及び栄養についてのそれらの機関それぞれの管理下にある分野において発明を実施する権利又はその実施を他の組織又は個人に対して許可する権利、及び第145条及び第146条に従い排他的契約に基づく発明の所有者又はその者の実施権者(以下「発明を実施する排他権の所有者」という)の許可を取得することなしに緊急の社会的必要を満たす権利を有する。

(2) (1)に基づく発明の実施は、国家資金からの金銭及び素材並びに技術的施設を使用することにより創出された発明を除き、第146条(1)に規定するライセンス許諾の範囲及び条件に制限される。

第134条 発明及び工業意匠に対する先使用権

(1) 発明又は工業意匠に係る登録願書の出願日又は優先日の前に、登録出願書類に記載されているが、独立して創出した、保護される発明又は工業意匠と同一の発明又は工業意匠を実施し、又はその実施のために必要な準備を行った者(以下「先使用権の所有者」という)は、保護証書がその者に付与された後、保護された発明又は工業意匠の所有者の許可を取得することなく又は補償金を支払うことなく、公開日前の実施又は準備と同一の範囲及び量内で当該実施を継続する権利を有する。発明又は工業意匠の先使用権の所有者の権利行使は、当該発明又は工業意匠の所有者の権利侵害とはみなさない。

(2) 発明又は工業意匠に対する先使用権の所有者は、当該権利を他人に対して移転する権利を有さないものとする。ただし、当該権利が、当該発明又は工業意匠の実施又はその準備が行われた事業又は生産設備と共に移転される場合を除く。先使用権の所有者は、発明又は工業意匠の所有者により許可されない限り、実施の範囲及び量を拡張することができない。

第135条 発明、工業意匠及び回路配置の創作者に対して報酬を支払う義務

(1) 所有者は、当事者による別段の合意がある場合を除き、(2)及び(3)

に従い創作者に対して報酬を支払う義務を有する。

(2) 所有者が創作者に対して支払を要する報酬の最低料率は、次に規定する通りである。

(a) 所有者が発明又は工業意匠又は回路配置の使用から得た収入の10パーセント

(b) 発明又は工業意匠又は回路配置のライセンス付与による各支払時に、所有者が受領した金銭合計額の15パーセント

(3) 発明、工業意匠又は回路配置が複数の創作者により創出された場合は、(2)に規定する報酬料率は、全創作者に一括して適用されるものとする。創作者は、所有者により支払われた当該報酬の配分については創作者自身が決定しなければならない。

(4) 発明、工業意匠又は回路配置の創作者に対して報酬を支払う義務は、当該発明、工業意匠又は回路配置の保護の全期間に亘り継続する。

第136条 発明及び標章を使用する義務

(1) 発明所有者は、国防、安全保障、人民のための疾病予防、治療及び栄養の必要を満たすため、又はその他の社会的緊急の必要を満たすため、保護された製品を製造し、又は保護された方法を適用する義務を負うものとする。発明所有者が前記必要の何れかが発生した時に当該義務を履行しない場合は、国家当局は、第145条及び第146条の規定に従い当該発明のライセンスを他人に対して付与することができる。

(2) 標章所有者は、それを継続的に使用する義務を負うものとする。標章の所有権の効力は、それが第95条に従い継続して5年を超える期間使用されなかったときは、終了する。

第137条 従属発明を実施する目的での主発明の実施を許可する義務

(1) 従属発明とは、他の発明(以下「主発明」という)を基礎として創出された発明であって、主発明を実施することを条件としてのみ実施することができるものをいう。

(2) 従属発明の所有者は、従属発明が主発明と比較して重要な技術的進歩を創出し又は相当な経済的意義を有することを立証した上で、合理的に商業的な価格及び条件に従うことを条件として、主発明のライセンス付与を主発明の所有者に対して請求することができる。

主発明の所有者が、従属発明の所有者の要求を正当な理由なく満たさず、本項に規定する義務を履行しない場合は、国家所管当局は、その者の許可なしに、第145条及び第146条の規定に従い従属特許の所有者に対して主発明のライセンスを付与することができる。

第X章 工業所有権の移転

第1節 工業所有権の譲渡

第138条 工業所有権の譲渡に関する総則

(1) 工業所有権の譲渡とは、工業所有権所有者による他の組織又は個人に対する所有権の移転をいう。

(2) 工業所有権の譲渡は、契約書(以下「工業所有権の譲渡契約」という)の形式により行われるものとする。

第139条 工業所有権の譲渡に対する制限

(1) 工業所有権所有者は、保護の範囲内においてのみその者の権利を譲渡するものとする。

(2) 地理的表示の権利は、譲渡してはならない。

(3) 商号に対する権利は、当該商号に基づく事業所全体及び事業活動の移転と共にする場合のみ譲渡されるものとする。

(4) 標章に対する権利の譲渡は、当該標章を有する商品又はサービスの特質又は出所について混同を生じさせてはならない。

(5) 標章に対する権利の譲渡は、当該標章の登録を受ける権利を有する者に係る要件を満たす組織又は個人に対してのみ譲渡されるものとする。

第140条 工業所有権の譲渡契約の内容

工業所有権の譲渡契約は、次の実質的規定を有していなければならない。

(1) 譲渡人及び譲受人の完全名称及び住所

(2) 譲渡の根拠

(3) 譲渡の価格

(4) 譲渡人及び譲受人の権利義務

第2節 工業所有権のライセンス許諾

第141条 工業所有権のライセンス許諾に関する総則

(1) 工業所有権のライセンス許諾とは、所有者の実施の権利の範囲内

において工業所有権を行使することについて、他の組織又は個人に対して与える当該工業所有権所有者の許可をいう。

(2) 工業所有権のライセンス許諾は、契約書(以下「工業所有権の行使に係るライセンス契約」という)の形式により行われなければならない。

第142条 工業所有権のライセンス許諾に対する制限

(1) 地理的表示又は商号を使用する権利は、ライセンス許諾してはならない。

(2) 団体標章の使用の権利は、当該団体標章の所有者の構成員以外の組織又は個人に対してライセンス許諾してはならない。

(3) 実施権者は、実施許諾者の許可なしには、第三者とサブライセンス契約を締結してはならない。

(4) 標章使用権者は、商品及びその包装に、当該商品が標章の使用契約に基づいて生産されていることを表示する義務を有する。

(5) 排他的契約に基づく発明の実施権者は、第136条(1)に従い発明の所有者と同一方法により当該発明を実施する義務を有する。

第143条 工業所有権の行使に係る契約の種類

工業所有権の行使に係るライセンス契約は、次の種類とすることができる。

(1) 排他的ライセンス契約とは、当該契約に基づいて、実施権者が、ライセンスの範囲及び期間内において、当該工業所有権を行使する排他的権利を有し、他方実施許諾者は、工業所有権の行使に係るライセンス契約を如何なる第三者とも締結することができず、また実施権者の許可なしに、当該工業所有権を行使することができない契約をいう。

(2) 非排他的ライセンス契約とは、当該契約に基づいて、実施許諾者が、ライセンス許諾の範囲及び期間内において、当該工業所有権を行使する権利及び他人と非排他的契約を締結する権利の双方を依然有する契約をいう。

(3) 工業所有権の行使に係るサブライセンス契約とは、当該契約の実施許諾者が他の契約に基づく工業所有権の実施権者である契約をいう。

第144条 工業所有権の行使に係るライセンス契約の内容

(1) 工業所有権の行使に係るライセンス契約は、次の実質的規定を有していなければならない。

(a) 実施許諾者及び実施権者の完全名称及び住所

(b) ライセンスの根拠

(c) 契約の種類

(d) ライセンスの範囲(実施の制限、領域的制限)

(dd) ライセンスの期間

(e) ライセンスの価格

(g) 実施許諾者及び実施権者の権利義務

(2) 工業所有権の行使に係るライセンス契約は、次のような不当に実施権者の権利を制限する規定、特に実施許諾者の権利から派生しない規定を有してはならない。

(a) 標章以外の工業所有権を改良することを実施権者に対して禁止すること、また、当該改良に関して、無償ライセンスを付与し又は工業所有権の登録若しくは工業所有権を実施許諾者に対して譲渡することを、実施権者に対して強制すること

(b) 工業所有権の行使に係るライセンス契約に基づいて生産された商品又は提供されたサービスを、当該実施許諾者が関係工業所有権を保有せず、また当該商品を輸入する排他的権利も有していない領域へ実施権者が輸出することに直接的又は間接的に制限を課すこと

(c) ライセンスに基づいて生産された商品又は提供されたサービスの品質の保証を目的とはせず、実施許諾者から又は実施許諾者により指定された者から素材、部品又は設備の全部又は一定割合を買うことを実施権者に対して強制すること

(d) 工業所有権又はライセンスに対する権利の効力を争うことを実施権者に対して禁止すること

(3) 契約において(2)に規定する場合に該当する如何なる条件も、職権により無効とされるものとする。

第3節 発明の強制ライセンス許諾

第145条 発明の強制ライセンス許諾の根拠

(1) 次の場合は、発明を実施する権利は、当該発明を実施する排他権の所有者から許可を取得することなしに、第147条(1)に規定する国家所管当局の決定により他の組織又は個人に対して移転されるものとす

る。

(a) 発明の当該実施が、国防、安全保障、人民の保健及び栄養の必要又は社会のその他の緊急の必要を満たすためのような公共的な非商業目的のためである場合

(b) 発明を実施する排他権の所有者が当該発明についての登録出願の出願日から4年の期間満了時及び発明特許証の交付の日から3年の期間満了時に第136条(1)及び第142条(5)に規定する当該発明を実施する義務を果たさなかった場合

(c) 発明を実施しようとする者が、適切な価格及び商業的対価に関する交渉のために合理的な時間をかけて行った努力にも拘らず、発明の実施に係るライセンス契約の締結について発明を実施する排他権の所有者と合意に至らなかった場合

(d) 発明を実施する排他権の所有者が、競争法令に基づいて禁止されている反競争行為を実行することを決めた場合

(2) 発明を実施する排他権の所有者は、(1)に規定する強制ライセンス許諾の根拠が存在しなくなり、かつ、再現の可能性がないときは、当該実施の権利の終了を請求する権利を有する。ただし、当該終了が発明実施権者を害さないことを条件とする。

第146条 強制的決定に基づいて移転された発明を実施する権利に対する制限の条件

(1) 国家所管当局の決定に基づく移転は、次の条件に適合しななければならない。

(a) 当該実施の権利が非排他的であること

(b) 当該実施の権利が、第145条(1)(d)にいう場合を除き、強制ライセンス許諾の目的を達成するため、特に国内市場に供給のために十分な範囲及び期間のみに制限されなければならないこと。半導体技術における発明に関しては、強制ライセンス許諾は、公共的な非商業目的、又は競争法に基づく反競争行為を取り扱う目的のみを目指すものでなければならない。

(c) 実施権者は、その者の事業施設の譲渡と共にする場合を除き、当該実施の権利を譲渡してはならず、また他人に対してサブライセンス付与してはならないこと

(d) 実施権者は、政府の規定する報酬枠に従って、当該実施の権利の経済的価値を参酌して、発明を実施する排他権の所有者に対し、各特定の場合の状況において十分な報酬を支払わなければならないこと

(2) (1)に規定する条件に加え、第137条(2)にいう何れかの場合において移転された発明を実施する権利は、次の条件も満たさなければならない。

(a) 主発明を実施する排他権の所有者は、合理的な条件により従属発明を実施する権利を移転させる権利も有すること、及び

(b) 主発明を実施する権利の被移転者は、従属発明に関する全権利の譲渡と共にする場合を除き、当該権利を譲渡してはならないこと

第147条 強制的決定に基づく発明のライセンス許諾に係る管轄及び手続

(1) 科学技術省は、第145条(1)(b)、(c)及び(d)に規定する場合におけるライセンスの請求の審理に基づいて、発明の実施に係る強制ライセンス許諾に関する決定を下すものとする。省、省レベルの当局は、科学技術省との協議に基づいて、第145条(1)(d)に規定する状況の発生時にそれぞれの管理下にある分野において発明を実施する権利の移転に関する決定を下すものとする。

(2) 発明の強制ライセンス許諾に関する決定は、第146条に従い実施の適切な範囲及び条件を規定しなければならない。

(3) 強制ライセンス許諾に関して決定した国家当局は、当該決定について発明を実施する排他権の所有者に速やかに通知しなければならない。

(4) 強制ライセンス許諾に関する決定及び強制ライセンス許諾の拒絶に関する決定は、法律に従って行政不服申立又は訴訟に従うものとする。

(5) 政府は、本条にいう発明の強制ライセンス許諾の手続に係る特別規定を制定する。

第4節 工業所有権の移転契約の登録

第148条 工業所有権の移転契約の効果

(1) 第6条(3)(a)にいう登録に基づいて確定された工業所有権について、

工業所有権の譲渡契約は、国家工業所有権庁に登録されたときにのみ有効となる。

(2) 第6条(3)(a)にいう登録に基づいて確定された工業所有権について、工業所有権の実施契約は、当事者による合意に従い有効となるが、第三者に対しては国家工業所有権庁に登録されたときにのみ有効となる。

(3) 工業所有権の行使に係るライセンス許諾契約の効力は、実施許諾者の工業所有権が終了したときに職権により終了させられる。

第149条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類

工業所有権の行使に係るライセンス許諾契約又は工業所有権の譲渡契約の登録に係る一件書類は、次のものを含まなければならない。

(1) 所定の様式により作成された契約書の登録請求書

(2) 当該契約書の原本又は有効な謄本

(3) 保護証書の原本(工業所有権の譲渡の場合)

(4) 当該工業所有権が共同所有に基づくときは、共同所有者の同意書、及び残りの共同所有者の不同意の理由の説明書

(5) 手数料及び料金の領収書

(6) 当該一件書類が代理人を通じて提出されるときは、委任状

第150条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類の処理

工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類の受領及び処理の順序及び手続は、政府がこれを規定する。

第XI章 工業所有権代理人

第151条 工業所有権代理業務

(1) 工業所有権代理業務は、次の種類を含む。

(a) 工業所有権の確定及び執行における権限を有する国家当局に対して組織、個人を代表すること

(b) 工業所有権の確定及び執行に係る手続に関する係争について助言すること

(c) 工業所有権の確定及び執行に係る手続に関するその他の業務

(2) 工業所有権代理人は、工業所有権代理業務を遂行する組織(以下「工業所有権代理機関」という)、及び当該組織の工業所有権代理業務を実施する個人(以下「工業所有権代理人」という)を含む。

第152条 工業所有権代理人の権利の範囲

(1) 工業所有権代理機関は、委任の範囲内でのみ業務を提供し、かつ、委任者の同意書によってのみ他の工業所有権代理機関に再委任する権利を有する。

(2) 工業所有権代理機関は、全懸案業務を他の工業所有権代理機関に適法に移転した後、その工業所有権代理業務を放棄する権利を有する。

(3) 工業所有権代理機関は、次の活動を行ってはならない。

(a) 工業所有権を争っている複数の当事者を同時に代理すること

(b) 保護証書に係る出願を取り下げること、保護の放棄を宣言すること又は委任当事者の同意なしに工業所有権の確定に対する不服申立を取り下げること

(c) 依頼人を欺瞞して又は強制して工業所有権代理業務に係る契約を締結し、かつ、履行すること

第153条 工業所有権代理人の責任

(1) 工業所有権代理人は、次の責任を有する。

(a) 工業所有権の確定及び執行に係る手続に関する手数料及び料金の項目及び料率、並びに国家工業所有権庁に登録された業務料金表に基づく業務料金の項目及び料率を明確に通知すること

(b) その者の代理する事件に関するすべての情報及び書類について秘密保持すること

(c) 工業所有権の確定及び執行に係る国家当局のすべての通知、要件について、被代理人に対して誠実かつ完全に知らせること、保護証書及びその他の決定書を適時に引き渡すこと

(d) 工業所有権の確定及び執行に係る国家当局の、被代理人に対するすべての要件を適時に満たすことにより、当該被代理人の正当な権利及び利益を保護すること

(dd) 工業所有権の確定及び執行に係る国家当局に対して、被代理人の名称、住所に関する一切の変更、及び必要な場合は、その他の情報を通知すること

(2) 工業所有権代理機関は、当該代理機関の代理としてその工業所有権代理人により行われた代理活動に対する民事上の義務を負う。

第154条 工業所有権代理業務を遂行する条件

次の条件を満たす組織は、工業所有権代理機関として工業所有権代理業務を遂行する権利を有する。

- (1) ベトナムにおける外国の法律事務所を除いて、適法に設立され、運営されている企業、合作社、又は科学技術サービス組織であること。
- (2) 工業所有権代理業務を遂行する機能を有し、それが事業登録証明書又は事業経営登録証明書(以下「事業登録証明書」という)に記録されていること
- (3) 当該組織の所長又は当該所長により授権された者は、第 155 条(1)に規定する工業所有権業務の実務に係る条件を満たさなければならない。

第 155 条 工業所有権代理人としての実務に係る条件

- (1) 次の条件を満たす個人は、工業所有権代理業務の実務を遂行する権利を有する。
 - (a) 工業所有権代理人の実務証明書の付与を受けていること
 - (b) 1 の工業所有権代理機関で就業していること
- (2) 次の条件を満たす個人は、工業所有権代理業務の実務証明書の付与を受けなければならない。
 - (a) 公民行為のための十分な能力を有するベトナム国民であること
 - (b) ベトナムに恒久的に居住していること
 - (c) 学士号を有すること
 - (d) 少なくとも連続して 5 年間、工業所有権法令分野に直接従事したことがあること、又は少なくとも連続して 5 年間、国内又は国際工業所有権庁において工業所有権出願の審査に直接従事したことがあること、又は国家当局により承認された工業所有権法及び規則に関する研修課程の卒業証明書を有すること
 - (dd) 工業所有権の確定及び執行に係る国家当局で就業する職員ではないこと
 - (e) 当局により企画された工業所有権代理人専門職に関する試験に合格していること
- (3) 政府は、工業所有権法及び規則に関する研修プログラム、工業所有権代理人専門職、工業所有権代理業務の実務証明書の付与に係る特別規定を制定する。

第 156 条 工業所有権代理機関の名称の記録、削除；工業所有権代理人の実務証明書の取消

- (1) 第 154 条及び第 155 条にそれぞれ規定する工業所有権代理業務を遂行し又は実務を行う条件を満たす組織又は個人は、それらの者の請求により、工業所有権代理人の国家登録簿に記録され、国家工業所有権庁がこれを工業所有権公報により公告する。
- (2) 工業所有権代理人が第 154 条及び第 155 条に規定する遂行又は実務を行う条件をもちや満たさない場合は、国家工業所有権庁は、当該工業所有権代理人の名称を工業所有権代理人の国家登録簿から抹消し、かつ、当該事実を工業所有権公報により公告する。
- (3) 第 152 条(3)及び第 153 条の規定に違反する工業所有権代理機関は、法律及び規則に従い取り扱われるものとする。
- (4) 実務遂行中に専門的誤りをし、又は第 152 条(3)(c)及び第 153 条(1)の規定に違反した工業所有権代理人は、当該違反の本質及び重要度に応じて、警告、罰金、又は工業所有権代理人の実務証明書の取消に服さなければならない。

第 IV 部 植物品種に係る権利

第 XII 章 植物品種の保護に係る条件

第 157 条 植物品種に係る権利の保護を受けることができる組織又は個人

- (1) 植物品種に係る権利の保護を受けることができる組織又は個人は、植物品種を育成し若しくは発見及び開発したか、又は植物品種を育成し若しくは発見及び開発する業務に投資した組織若しくは個人であり、又は植物品種に係る権利の移転を受けた者である
- (2) (1)に記載する組織、個人は、ベトナムの組織、個人；並びにベトナム社会主義共和国と植物品種の保護に関する協定を締結している外国の組織及び個人；ベトナムにおいて本部・恒久住居を登録しているか又はベトナムにおいて植物品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国組織、個人；ベトナム社会主義共和国と植物品種の保護に関する協定を締結している外国において本部・恒久住居を登録しているか、又は植物品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国の組織、個人

を含む。

第 158 条 権利が保護される植物品種に係る一般的条件

権利が保護されるべき植物品種は、育成され若しくは発見及び開発される品種であり、農業地方開発省が発行する、国家により保護可能な種の一覧に属するものであって、新規で、識別性を有し、均一、安定であり、また適正な名称を有するものである。

第 159 条 植物品種の新規性

品種の増殖素材又は収穫物が、第 164 条にいう登録権の所有者による若しくはその同意による実施目的で、ベトナム領土において出願書類の提出日前 1 年超、又はベトナム国外において樹木若しくはぶどうについては出願書類の提出日前 6 年超、及びその他の種については 4 年超の時期に販売され又はその他の方法で頒布されていないときは、当該品種は、新規性を有するとみなす。

第 160 条 植物品種の識別性

- (1) 植物品種は、他の品種であって、その存在が出願日又は場合に依りて優先日において周知のものから 1 又は複数の主な特質において明確に識別できるときは、識別性を有するとみなす。
- (2) (1)に規定する周知の品種とは、次の場合の 1 をいう。
 - (a) 当該品種の増殖素材又は収穫素材が、登録出願の時点で世界の何れかの国の市場において広範に使用されている場合
 - (b) 何れかの国において当該品種が保護されており、又は植物品種の一覧に登録されている場合
 - (c) 当該植物品種が、出願書類様式が拒絶されなかったことを条件として、何れかの国において未だ保護に係る又は植物種の一覧に係る出願の対象である場合

第 161 条 植物品種の均一性

品種は、その増殖方法における一定の特質について変異が許可される場合を除き、関係表現型の同一表現が存在するときは、増殖における均一性を有するとみなす。

第 162 条 植物品種の安定性

品種は、その品種の関係表現型特質が原記述と同一表現を保持し、かつ、各増殖収穫後又は場合に応じて増殖循環後もなお変わらないときは、安定的であるとみなす。

第 163 条 植物品種の名称

- (1) 登録人は、植物品種に対する権利を管理している政府の機関に植物品種の適切な名称を提案しなければならないが、この名称は、ベトナム社会主義共和国と植物品種保護に関する協定を結んでいる何れかの国において保護を登録された名称と同一のものでなければならない。
- (2) 品種は、それが同一種又は類似種において周知の他の全品種から識別できるときは、適正に命名されたとみなす。
- (3) 植物品種の名称は、次の場合は適正であるとみなさない。
 - (a) 数字のみから構成される場合。ただし、当該数字が植物品種の特殊性又は指定の確定に関係する場合を除く。
 - (b) 公序良俗に反する場合
 - (c) 当該品種の特徴又は特質の不実表示となる虞がある場合
 - (d) 育成者の特定について誤解を与え易い場合
 - (dd) 当該植物品種の保護登録出願の出願日前に既に保護されている商標、商号又は地理的表示と同一であるか、又は混同を生じる程に類似する場合
 - (e) 他の何れかの組織又は個人の先の権利に影響を及ぼす場合
- (4) 植物品種の増殖素材の販売の申出をし又はそれを市場に出す如何なる組織又は個人も、記載された保護期間の満了後であっても保護証における名称としての植物品種の名称を使用しなければならない。
- (5) 植物品種の名称が市場における販売又は申出のために既に登録されている植物品種の名称と類似の商標、商号又は表示と結合しているときは、当該名称は、容易に識別性を有するものとする。

第 XIII 章 植物品種に係る権利確定

第 1 節 植物品種に係る権利確定

第 164 条 植物品種に係る権利登録

- (1) 植物新品種に係る権利の保護を取得するためには、組織及び個人は、国家工業所有権庁に対して保護登録出願をしなければならない。
- (2) 植物品種の保護を登録する権利を保有する組織又は個人(以下「登録人」という)は、次を含む。

- (a) 自らの努力及び経費により、当該品種を直接に育成し又は発見及び開発した育成者
- (b) 別段の合意がない限り契約により、育成者が育成し又は発見及び開発するのに投資した組織又は個人
- (c) 植物品種保護に係る登録の権利の移転又は相続を受けた組織又は個人
- (3) 国家予算又は国家管理に基づくプロジェクトの融資を使用することにより育成され又は発見及び開発される植物品種については、当該植物品種に係る権利は、国家に属することになる。
政府は、本条にいう植物品種に係る権利の登録について特別規定を制定する。

第165条 植物品種に係る権利を求めるとの出願様式の提出

- (1) 本法の第157条に規定する組織・個人は、直接的、又はベトナムにおけるその法定代理機関を通じて植物品種に係る権利の登録出願（以下「保護出願」という）をすることができる。
- (2) 以下の条件を満たす組織は、植物品種に対する権利の代理組織として植物品種に対する権利の代理業務の経営をすることができる。
- (a) ベトナムにおける外国の法律事務所を除き、適法に設立され運営されているベトナムの企業、合作社、法律事務所又は科学技術サービス組織であること。
- (b) 植物有権代理業務を遂行する機能を有し、それが活動登録証明書又は経営登録証明書（以下両者を「経営登録証明書」という）に記録されていること。
- (3) 本条の(4)と(5)に規定する条件を満たす組織の所長又は当該所長により授権された者は、植物品種に係る権利の代理業務を遂行することができる。
- (4) 以下の条件を満たす個人は、植物品種に係る権利の代理業務を遂行することができる。
- (a) 植物品種に関わる権利の代理業務の遂行証明書があること。
- (b) 植物品種に関わる権利の代理業務の遂行組織に勤めていること。
- (5) 以下の条件を満たす個人は植物品種に関わる権利の代理業務の遂行証明書を発給される。
- (a) ベトナム人であり、活動に対し法的に特別な制限を受けていないこと
- (b) ベトナムで恒久住居していること
- (c) 大学終了証明書を持っていること
- (d) 植物品種への権利に関する法律の分野で連続の5年間以上直接的に従事している、又は国内外の機関で植物品種への権利の登録出願書の審査を連続の5年間以上直接的に従事している、或いは権限のある機関によって承認された植物品種への権利に関する法律のトレーニングコースを卒業したこと。
- (d) 植物品種への権利の実施を策定・確保する権限を持っている国家機関に勤めている公務員でないこと。
- (e) 権限のある機関が主催した植物品種への権利の代理業務に関する試験に合格したこと。
- (6) 合法的な出願代理者と植物品種への権利の代理業務組織については細則で規定する。

第166条 植物品種に係る最初の出願様式の提出についての原則

- (1) 複数の独立した者が異なる日に保護出願を提出する場合は、植物品種保護証は、最先の有効な登録人に対して付与されることになる。
- (2) 同一品種の保護証について多数の出願様式が同日に提出される場合は、植物品種保護証は、他の全員の合意を得た登録人に対して付与されることになる。登録人全員が合意できなかったときは、植物品種保護証は、国家植物品種権管理庁により、当該品種を育成し又は発見及び開発した最初の育成者に対して付与されることになる。

第167条 出願様式に係る優先権原則

- (1) 登録人は、植物品種に関する協定をベトナム社会主義共和国との間で締結している国において同一品種について出願様式を提出した日から12月以内に出願様式を提出した場合は、優先権を請求することができる。最初の出願の出願日は、この期限に含まれないものとする。
- (2) 登録人は、優先権を主張するためには、保護登録出願書類において当該主張を明記しなければならない。保護登録書類の提出から3月

以内に、登録人は、所管当局により認証された最初の出願書類の写し及び見本、又は両出願様式における品種が同一であることを立証するその他の証拠を提出しなければならない。また手数料を納付しなければならない。登録人は、優先権終了の日から2年以内、又は最初の出願様式が拒絶若しくは取り下げられた場合は、出願書類に記載された植物品種の種に応じて、拒絶又は取り下げ後適時に、第176条及び第178条の規定に従う審査のために、国家植物品種権管理庁に対して情報又は必要な資料を提供することが認められる。

(3) 保護登録出願が優先権に適合であるときは、優先日は、最初の出願書類様式が提出された日とする。

(4) (1)という期限内は、他の出願、又は最初の出願対象である植物品種の公開若しくは使用は、優先権に適合の保護登録出願を拒絶する根拠とみなしてはならない。

第168条 植物品種保護証及び保護された植物品種の国家登録簿

(1) 保護証の内容は、品種及び種の名称、権利所有者（以下「保護証所有者」という）の名称及び育成者の名称、並びに当該植物品種に係る権利保護の期間を含む。

(2) 国家植物品種権管理庁は、保護証の内容を、同庁が設置し、維持管理する植物品種保護の国家登録簿に記載する。

第169条 植物品種保護証の効力

(1) 植物品種保護証は、ベトナム全領土に亘り適用される。

(2) 植物品種保護証は、権利付与の日から樹木及びびどうについて25年間、その他の種について20年間有効となる。

(3) 植物品種保護証は、第170条及び第171条に従い取消又は無効とすることができる。

第170条 植物品種保護証の効力の取消及び回復

(1) 植物品種保護証は、次の1に該当する場合は、これを取り消すことができる。

- (a) 保護された品種の均一性及び安定性が当該保護証の付与時点の要件をもちや満たさない場合
- (b) 当該保護証所有者が規則に従い年次料金を納付しない場合
- (c) 当該保護証所有者が必要な書類及び所定の維持のための増殖素材を提供しない場合
- (d) 当該保護証所有者が国家植物品種権管理庁による請求に従い植物品種の名称を変更しない場合

(2) (1)(a)、(c)及び(d)に規定する場合については、国家植物品種権管理庁は、植物品種保護証の取消の決定を下さなければならない。

(3) (1)(b)に規定する場合については、年次料金の期限の満了日の時点で、国家植物品種権管理庁は、年次料金が納付されない翌有効年の初日からの植物品種保護証の取消の決定を下さなければならない。

(4) (1)(a)に規定する場合については、如何なる組織及び個人も、国家植物品種権管理庁に対して植物品種保護証の効力取消を請求することができる。

植物品種保護証の取消請求の結果及び関係当事者の意見に基づいて、国家植物品種権管理庁は、当該保護証を取り消す又は当該保護証の取消を拒絶する決定を下さなければならない。

(5) (1)に規定する場合については、国家植物品種権管理庁は、専門公報により当該取消を公告して、当該取消の理由を明記しなければならない。公告の日から30日以内に、保護証所有者は、国家植物品種権管理庁に対して植物品種保護証の取消の理由を説明するよう請求書を提出する権利を有し、また植物品種保護証を回復するために手数料を納付しなければならない。提出から90日以内に、保護証所有者は、(1)(b)、(c)及び(d)に規定する場合に関して、当該保護証が取り消された理由を説明しなければならない。国家植物品種権管理庁は、その後当該保護証の効力を回復して、それを専門公報に公告することを審理しなければならない。

(1)(a)に規定する場合については、当該所有者が、当該植物品種は均一性及び安定性についての要件を満たしており、かつ、国家植物品種権管理庁によりその旨を認証されたことを立証するときは、植物品種保護証の効力は回復されるものとする。

第171条 植物品種保護証の無効

(1) 植物品種保護証の効力は、次の場合において無効とされる。

(a) 出願様式が出願する権利を有していない者に属している場合。ただし、植物品種に係る権利が登録権の所有者に譲渡されている場合を除く。

(b) 保護された品種が植物品種保護証の付与時点で新規性及び安定性についての条件を満たしていなかった場合

(c) 植物品種保護証が登録人の提出した技術的試験結果に基づいて付与されている場合において、保護された品種が均一性及び安定性についての条件を満たしていなかったとき

(2) 如何なる組織又は個人も、国家植物品種権管理庁に対して植物品種保護証を無効とするよう当該植物品種保護証の有効期間中に請求することができる。

国家植物品種権管理庁は、無効の要件の審査結果及び関係当事者の意見に基づいて、植物品種保護証の効力の無効に対する拒絶の決定を下すか、又は無効の決定を下さなければならない。

(3) 植物品種保護証が無効とされた場合は、植物品種権に基づいて生じたすべての取引は無効となる。当該無効取引は、民法に従って取り扱われるものとする。

第172条 植物品種保護証の補正又は再交付

(1) 保護証所有者は、国家植物品種権管理庁に対して、保護証所有者の名称及び住所に関する何らかの誤記を変更又は更正するよう請求する権利を有する。ただし、所定の手数料及び料金を納付することを条件とする。当該誤記が国家植物品種権管理庁により行われたときは、同庁は、当該誤記を修正しなければならないが、また保護証所有者は、手数料及び料金を納付する必要がない。

(2) 保護証所有者は、植物品種保護証が紛失し又は毀損されたときは、国家植物品種権管理庁に対してその再交付を請求することができる。ただし、所定の手数料及び料金を納付することを条件とする。

第173条 保護証に関係する決定の公告

品種保護証の付与、再交付、取消、無効、補正に関するすべての決定は、国家植物品種権管理庁により決定発出から60日以内に専門公報により公告されるものとする。

第2節 保護登録出願の出願様式及び処理手続

第174条 保護登録出願

(1) 植物新品種保護に係る権利の登録出願書類は、次のものを含まなければならない。

- (a) 所定の様式を使用する登録出願様式
- (b) 所定の様式を使用する写真及び技術的質問書
- (c) 代理人を通じて出願するときは、委任状
- (d) 登録人が登録権の移転を受けた者であるときは、登録権を証明する書類
- (dd) 優先権主張の場合は、優先権を立証する書類
- (e) 手数料の領収書

(2) 保護登録出願書類、及び登録人と国家植物品種権管理庁との間の取引書類は、ベトナム語により作成しなければならない。ただし、次の書類は外国語により作成することができるが、国家植物品種権管理庁の請求によりベトナム語に翻訳しなければならない。

- (a) 委任状
 - (b) 登録権を証明する書類
 - (c) 優先権を証明する書類
 - (d) その他の書類
- (3) 保護登録出願のための優先権を立証する書類は、次のものを含む。
- (a) 授権された組織により認証された最初の出願様式の写し
 - (b) 当該権利が他人から移転された場合においては、優先権に係る権利の移転又は相続についての書類

第175条 出願様式の受領；提出日

(1) 保護登録出願は、第174条(1)に規定する全書類と共に国家植物品種権管理庁により受理される。

(2) 出願様式の出願日は、当該出願様式が国家植物品種権管理庁により受領された日である。

第176条 出願様式の効力の審査

(1) 出願日から15日以内に、出願様式は、当該出願の効力を決定するために国家植物品種権管理庁により審査されることになる。

(2) 保護登録出願は、次の場合の1に該当するときは、無効とみなす。

(a) 出願様式が要件に従っていない場合

(b) 出願様式における品種が保護された種の一覧における種に属さない場合

(c) 登録権が複数の組織又は個人に属する場合において、その1人又は複数の者が当該登録に同意しないときを含め、登録人が出願についての権利を有していない場合

(3) 国家植物品種権管理庁は、次の通り手続を実施する。

(a) (2)(b)及び(c)に規定する場合については、拒絶の理由を付して出願様式の受理の拒絶を通知すること

(b) (2)(a)に規定する場合については、誤りを訂正するよう登録人に通知すること、及び訂正を求める通知の受領から30日の期限を登録人に通知すること

(c) 登録人が誤りを訂正しないとき、又は(b)にいう通知に対する合理的な不服申立を有していないときは、出願様式の拒絶を通知すること

(d) 出願様式の受理を通知し、登録人に対して当該品種の見本を技術試験の担当機関に提出するよう要求すること、及び当該出願様式が有効であるとき又は当該登録人が誤りを訂正し若しくは(b)に規定する通知に対する合理的な応答をしたときは、第178条に規定する手続に従うこと

第177条 保護出願様式の公開

(1) 出願様式が有効であるときは、国家植物品種権管理庁は、植物品種に関する専門公報により、当該出願の受理の日から90日以内に公開しなければならない。

(2) 公報の内容は次のものを含む。出願様式の番号、出願日、(若しいる場合は)代理人、登録人の名称、所有者の名称、品種の名称、種、出願様式が有効として受理された日

第178条 植物品種の登録に係る出願様式の内容の審査

(1) 国家植物品種権管理庁は、有効として受理された出願様式の内容を審査する。当該審査は、次を含む。

- (a) 新規性及び名称について審査すること
 - (b) 品種の技術試験の結果を審査すること
- (2) 技術試験とは、品種の識別性、均一性及び安定性を決定するための栽培試験の遂行をいう。

技術試験は、所管当局により、又は農業地方開発省の規定に従う技術試験を遂行する十分な能力を有する組織若しくは個人により行われるものとする。

国家植物品種権管理庁は、以前の技術試験の結果を使用することができる。

(3) 当該試験結果の審査期間は、技術試験結果を受領した日から90日とする。

第179条 出願様式の修正及び補充

(1) 登録人は、国家植物品種権管理庁が植物品種保護証を付与する又は付与しないことを決定する前に、次の権利を有する。

- (a) 保護登録出願の内容を変えることなく出願様式を修正又は補充すること
 - (b) 登録人の名称及び宛先の変更の確認を請求すること
 - (c) 契約に基づくか又は相続若しくは遺贈の結果としての出願様式の移転による登録人の変更の確認を請求すること
- (2) (1)に規定する手続の何れかを請求する者は、手数料及び年次料金を納付しなければならない。

第180条 登録に係る出願様式の取下

(1) 国家植物品種権管理庁が保護証を付与する又は付与を拒絶する決定をする前に、登録人は、保護出願様式を取り下げることができる。当該取下についての請求は、書面で行わなければならない。

(2) 登録人が保護出願様式を取り下げる請求をした時から、当該出願に関する以後のすべての手続は終了する。完了していない手続について納付された手数料は、当該登録人からの請求により還付される。

第181条 植物品種保護証の付与に係る第三者の意見

植物品種の保護登録出願の専門公報による公開の日から植物品種保護証の付与についての決定が下されるまでは、如何なる第三者も、植物品種保護証の交付についての意見を国家植物品種権管理庁に対して送付することができる。当該意見は、それを支持する論拠及び証拠を添付し、書面で作成しなければならない。

第 182 条 植物品種保護証の付与の拒絶

保護出願様式は、第 176 条及び第 178 条に規定する何れかの条件を満たさない場合は、植物品種保護証の交付について拒絶されるものとする。拒絶の場合は、国家植物品種権管理庁は、次の手続を実施しなければならない。

- (1) 保護証の付与を拒絶すべき旨の提議を通知し、その理由及び登録人が欠陥を補正するか又は当該通知に対して不服申立をする期限を明示すること
- (2) 登録人が当該欠陥を補正しなかったか又は(1)に規定する通知に対して不服申立をしなかったときは、保護証付与の拒絶を通知すること
- (3) 当該欠陥を補正したか又は(1)に規定する付与を拒絶すべき旨の提議に対して不服申立をするために正当な意見を提出したときは、第 183 条に記載する手続を実施すること

第 183 条 植物品種保護証の付与

保護登録出願様式が第 182 条の規定に従い拒絶されないとき、かつ、登録人が手数料を納付したときは、国家植物品種権管理庁は、植物品種保護証の付与についての決定を下して、これを保護植物品種の国家登録簿に記載する。

第 184 条 植物品種保護証の交付又は交付拒絶についての苦情

- (1) 登録人及びその他如何なる第三者も、植物品種保護証の付与の決定又はその付与の拒絶について苦情を申し立てる権利を有する。
- (2) 植物品種保護証の付与の決定又はその付与の拒絶の決定についての如何なる苦情も、苦情及び告発に関する法律に従い処理される。

第 XIV 章 植物品種に係る権利の内容及び制限**第 1 節 植物品種に係る権利の内容****第 185 条 育成者の権利**

植物品種の育成者は、次の権利を有する。

- (1) 育成者の名称が、植物品種保護証、保護植物品種の国家登録簿及び植物品種に関するすべての公開書類に記載されること
- (2) 第 191 条(1)(a)に規定する補償金を得ること

第 186 条 保護証所有者の権利

(1) 保護証所有者は、保護植物品種の増殖素材に係る次の権利を行使し、又は他人が行使することを許可する権利を有する。

- (a) 生産又は繁殖
- (b) 増殖目的での処理
- (c) 販売の申出
- (d) 販売その他マーケティング
- (dd) 輸出
- (e) 輸入

(g) (a), (b), (c), (d), (dd)及び(e)に列挙する目的の何れかのための保管

(2) 本条の(1)に規定する植物品種に関わる保護証所有者の権利は、保護植物品種の増殖素材を違法的に使用して得た収穫素材に対して適用される。但し、当該所有者は、増殖素材に関わる権利を合法的に実施する機会があるにもかかわらず、実施しなかった場合を除く。

(3) 当該人は、第 188 条に従い、当該植物品種を他人が使用することを禁止する権利を有する。

(4) 当該人は、植物品種に係る権利を相続若しくは遺贈し、又は第 XV 章に従い移転させる権利を有する。

第 187 条 保護証所有者の権利の範囲

保護証所有者の権利は、次の植物品種に及ぶものとする。

- (1) 保護された植物品種に主に由来する植物品種。ただし、当該保護された植物品種自体が他の保護された植物品種に主に由来する場合を除く。植物品種は、当該植物品種が保護された品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特質の表現を依然として保有しているときは、保護された植物品種に主に由来するものとみなす。但し、当該保護された品種に対する作用から生じる相違の特質を除く。
- (2) 当該保護された植物品種と明確には異なる植物品種
- (3) 植物品種であって、その生産が保護された植物品種の反復使用を必要とするもの

(2) 当該保護された植物品種と明確には異なる植物品種

(3) 植物品種であって、その生産が保護された植物品種の反復使用を必要とするもの

第 188 条 植物品種に係る権利を侵害する行為

次の行為は、保護証所有者の権利に対する侵害とみなす。

- (1) 保護証所有者の権利をその者の許可なしに実施し又は使用するこ

と

(2) 同一又は類似の種の植物品種の保護された名称と同一又は類似の品種の名称を使用すること

(3) 第 189 条に規定する補償金額の支払なしに、保護された植物品種を使用すること

第 189 条 植物品種に係る暫定的権利

(1) 植物品種に係る暫定的権利は、保護登録出願の公開日から植物品種保護証の付与の日までに発生する植物品種の保護に係る登録人の権利である。登録人は、植物品種保護証が付与されない場合は、暫定的権利を有さない。

(2) 他人が商業目的で植物品種を使用している事実を知っているときは、当該登録人は、その者に対して、自らの植物品種の保護登録出願の存在について書面で通知する権利を有し、また当該他人が使用を終了させるか又は使用を継続するため、その出願日、保護登録出願が公開された日を明示しなければならない。

(3) 当該品種の使用者は、(2)に規定の通り通知がなされ、かつ、当該使用者が使用を継続する場合は、適切な範囲及び使用期間内で当該品種を使用する権利の移転の価格に相当する金額を支払わなければならない。

第 2 節 植物品種に係る権利の制限**第 190 条 植物品種保護証所有者の権利に対する制限**

(1) 次の行為は、保護された植物品種に係る権利の侵害とはみなさない。

- (a) 植物品種を非商業目的で私的に使用すること
- (b) 植物品種を科学的研究目的で使用すること
- (c) 本法の第 187 条に規定する場合を除き、他の植物品種を創出するために植物品種を使用すること

(d) 生産家が、自らの耕作地における来季の増殖及び栽培のため、植物品種からの収穫物を使用すること

(2) 植物品種に係る権利は、保護された品種の何らかの素材であって、育成者又はその者の被指名者によりベトナム市場又は外国市場に販売又はその他の方法で持ち込まれたものに関係する行為に対しては、次の行為を除き、及ばないものとする。

- (a) 当該植物品種の連続増殖に係る行為
- (b) 当該植物品種の増殖素材を、属又は種が保護されていない国に輸出する行為。ただし、当該増殖素材が消費目的のためにのみ輸出される場合を除く。

第 191 条 所有者及び育成者の義務

(1) 植物品種保護証所有者は、次の義務を有する。

- (a) 育成者に対して両者間の合意に従い補償金を支払うこと。当該合意のない場合は、補償金は、法律の規定に従い支払われなければならない。
- (b) 規定に従い植物品種保護証に係る手数料を納付すること
- (c) 保護された品種を保存すること、保護された品種の増殖素材を国家植物品種権管理庁に提供すること、及び保護された品種の安定性を規定通り維持すること

(2) 当該品種の育成者は、植物品種保護証所有者が保護された品種の増殖素材を維持するのを助ける義務を有する。

第 XV 章 植物品種に係る権利の移転**第 192 条 植物品種の使用に係る権利の移転**

(1) 植物品種の使用に係るライセンス許諾とは、植物品種の所有者が、自ら有する植物品種を使用する権利のうち 1 又は複数の行為を遂行するために他人に与える許可をいう。

(2) 植物品種の使用に係るライセンス許諾は、当該権利が共同所有に該当する場合は、全所有者により同意されなければならない。

(3) 植物品種の使用に係るライセンス許諾は、書面契約の様式により行われるものとする。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

ことを実施権者に対して許可し又は許可しない権利を有する。

(2) 実施権者は、次の権利を有する。

(a) 使用に係るライセンスを、実施許諾者が合意するときは、第三者に譲渡すること

(b) 実施権者に損害をもたらす第三者による侵害に対して必要な措置を講じるよう実施許諾者に請求すること

(c) 当該請求の日から3月以内に実施許諾者が(b)に従い請求の通りの行為をしなかったときは、第三者による侵害を防止する必要な措置を実施すること

第194条 植物品種に係る権利の譲渡

(1) 植物品種に係る権利の譲渡とは、植物品種の所有者が当該植物品種のすべての権利を譲受人に対して移転させることをいう。譲受人は、所定の手続に従い国家植物品種権管理庁に対する当該譲渡契約の登録の日から、当該植物品種保護証の所有者になるものとする。

(2) 植物品種の権利が共同所有に基づくときは、当該権利の譲渡には全所有者が同意しなければならない。

(3) 植物品種に対する所有権の譲渡は、書面契約によらなければならない。

(4) 国家予算による植物品種に対する所有権の譲渡は、技術移転法の諸規定に従って行われる。

第195条 植物品種の使用に係る強制ライセンス許諾についての根拠及び条件

(1) 次の場合は、植物品種を使用する権利は、第196条(1)にいう国家所管当局の決定に基づいて、保護証所有者又はその者の被指名人(以下「植物品種を使用する排他権の所有者」という)の許可を取得することなしに、他の組織又は個人に対してライセンスされるものとする。

(a) 当該植物品種の使用が、国防、国家安全保障、人民のための疾病予防、治療及び栄養の必要性を満たし又は他の緊急の社会的必要を満たすことにある公共の利益、非商業目的のためである場合

(b) 植物品種を使用する需要及び能力を有する者が、合理的な期間に価格及びその他の商業的条件を交渉する最善の努力をしたにも拘らず、当該植物品種を使用する排他権の所有者とライセンス許諾契約の締結について、合意に達しなかった場合

(c) 当該植物品種を使用する排他権の所有者が競争法令に基づく競争の制限行為を行っているときとみなされる場合

(2) 当該植物品種を使用する排他権の所有者は、当該権利を終了させる権利を有し、(1)に規定する強制ライセンス許諾の根拠が存在しなくなり、かつ、再現の真がないときは、当該使用の権利の終了を請求する権利を有する。ただし、当該終了が実施権者に対して有害でないことを条件とする。

(3) 植物品種を使用する権利は、国家所管当局の決定に基づいて次の条件に従って移転されるものとする。

(a) 当該使用の権利は、非排他的であること

(b) 当該使用の権利は、(1)(c)にいう場合を除き、特に国内市場への供給のためである強制ライセンスの目的を達成するのに十分な範囲及び期間のみに限定されること

(c) 実施権者は、その者の事業施設の譲渡と共にするときを除き、当該使用の権利を他人に譲渡してはならず、また他人にサブライセンスを付与してはならないこと

(d) 実施権者は、政府の規定する報酬率に応じて、各特定の場合における当該使用の権利の経済的価値を参酌し、植物品種を使用する排他権の所有者に対して、適正な補償金を支払わなければならないこと

(4) 政府は、植物品種を使用する権利の強制ライセンス許諾及び(3)(d)にいう補償金の構成の場合について特別規定を制定する。

第196条 強制的決定に基づく植物品種を使用する権利をライセンス許諾する権限及び手続

(1) 農業地方開発省は、第195条(1)に規定する場合においては、関係請求に基づいて、その国家管理の範囲内にある分野において植物品種を使用する権利のライセンス許諾に関する決定を下す。省、省レベルの当局は、第195条(1)にいう場合においては、農業地方開発省との協議に基づいて、その国家管理の範囲内にある分野において植物品種を使用する権利をライセンス許諾する決定を下す。

(2) ライセンス許諾の決定は、第195条(3)に従い当該使用の範囲及び

条件を定めなければならない。

(3) 植物品種を使用する権利をライセンス許諾する決定を下す国家所管当局は、この決定を、当該植物品種を使用する排他権の所有者に通知しなければならない。

(4) 植物品種を使用する権利をライセンス許諾する決定又は植物品種を使用する権利をライセンス許諾することの拒絶に関する決定は、これについて異議を申し立てることができ又は法律による訴訟に従うことを条件とすることができる。

(5) 政府は、本条にいう植物品種を使用する権利のライセンス許諾に係る手続について特別規定を制定する。

第197条 強制ライセンス許諾の場合における保護証所有者の権利

植物品種を使用する権利の強制ライセンス許諾に服する保護証所有者は、次の権利を有する。

(1) 当該使用の権利の経済的価値に相当するか又は類似の範囲及び期間を有する当該権利の契約ライセンス許諾の価格と同等の適正な補償金を受領すること

(2) 当該強制ライセンス許諾に至った条件がもはや存在しないとき、又は強制ライセンスの補正、取消、若しくは無効が強制ライセンス実施権者に損害を与えないときは、国家植物品種権管理庁に対して当該補正、取消又は無効を請求すること

第V部 知的所有権の保護

第XVI章 知的所有権の保護に関する総則

第198条 自身による保護に対する権利

(1) 知的所有権所有者は、自らの知的所有権を保護するために次の措置を適用する権利を有する。

(a) 知的所有権の侵害を防止するために技術的措置を講じること

(b) 知的所有権の侵害行為を犯した組織、個人に対して、当該侵害行為を終了し、謝罪し、公的に是正し、かつ、損害に対して補償するよう請求すること

(c) 国家所管当局に対して、本法並びに他の関係法及び規則の規定に従い知的所有権の侵害行為を取り扱うよう請求すること

(d) 自らの正当な権利及び利益を保護するために管轄裁判所における訴訟又は仲裁を提起すること

(2) 知的所有権の侵害行為により生じた損害を被ったか、又は消費者若しくは社会に損害を生じた知的所有権の侵害行為を発見した組織及び個人は、国家所管当局に対して、本法の規定並びに他の関係法及び規則の規定に従い知的所有権の侵害行為を取り扱うよう請求する権利を有する。

(3) 不正競争行為により生じた損害を被ったか、又は被る虞がある組織及び個人は、国家所管当局に対して、第202条に規定する民事救済及び競争に関する法律に規定する行政的救済を適用するよう請求する権利を有する。

第199条 知的所有権の侵害行為に対する救済

(1) 他人の所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、当該侵害の内容及び程度に応じて民事救済、行政的救済、又は刑事救済についての責任を負う。

(2) 適切な場合において、国家所管当局は、暫定的措置、輸入及び輸出に関して知的所有権関連の管理措置、及び予防措置を適用する権利を有し、また本法並びに他の関係法及び規則に規定の通り行政罰が科されることを保証する。

第200条 知的所有権の侵害を取り扱う当局

(1) 裁判所、検察庁、市場管理局、税関、警察庁及び全レベルの人民委員会は、その職務及び権限内で、知的所有権の侵害行為を取り扱う権利を有する。

(2) 民事救済及び刑事救済の適用は、裁判所の権限に属する。適切な場合は、裁判所は、法律及び規則に従い暫定的措置を適用する権利を有する。

(3) 行政的救済の適用は、検察庁、警察庁、市場管理局及び全レベルの人民委員会の権限に属する。適切な場合は、前記機関は、予防措置を適用し、かつ、法律及び規則に従い行政罰が科されることを保証する権利を有する。

(4) 輸入及び輸出に関する知的所有権国境管理措置の適用は、税関の権限に属する。

第201条 知的所有権の検査、査定

- (1) 知的所有権に関する検査及び査定とは、本条の(2)と(3)に規定する組織又は個人が知的所有権における自らの知識及び専門的意見を使用して知的所有権侵害事件に関係する事項に関する査定、結論を作成することをいう。
- (2) ベトナムにおける外国の法律事務所を除いて、以下の条件を満たす企業、合作社、事業家、法律事務所は、知的所有権の査定を実施することができる。
- (a) 法律の諸規定に従って、当該査定に必要な要求を満たせる人材、設備と技術を有すること
- (b) 経営登録証明書、事業登録証明書に記述された知的所有権の査定を実施する機能を有すること
- (c) 組織の所長又は当該所長により授権された者は知的所有権の査定員証を持っていること
- (3) 以下の条件を満たす個人は、権限のある機関によって知的所有権の査定員証を発給される。
- (a) ベトナム人であり、活動に対し法的に特別な制限を受けていないこと
- (b) ベトナムに恒久住居していること
- (c) 専門家としての倫理観が正しいこと
- (d) 査定員証の発給申請分野に相応しい専攻で学士以上の学位を有し、当該分野で5年間以上の経験を経過して査定業務の試験に合格したこと。
- (4) 国家所管当局は、自らが受理した事件を処理するために知的所有権に関する検査、査定を要求する権利を有する。
- (5) 知的所有権所有者及び他の関係組織又は個人は、自らの正当な権利及び利益を保護するため知的所有権に関する検査、査定を請求する権利を有する。
- (6) 政府は、知的所有権に関する検査、査定に関する組織と作業を細則に規定する。

第XVII章 民事救済による知的所有権に対する侵害の取扱**第202条 民事救済**

裁判所は、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人に対処するため、次の民事救済措置を講じる。

- (1) 知的所有権の侵害の終了を強制すること
- (2) 評判の是正及び謝罪を強制すること
- (3) 民事的義務の遂行を強制すること
- (4) 損害に対する補償を強制すること
- (5) 知的所有権侵害商品の創出又は取引に主として使用された商品、素材及び用具について、廃棄、非商業目的での頒布又は使用を強制すること。ただし、当該頒布及び使用が知的所有権所有者による権利行使に影響を与えないことを条件とする。

第203条 訴訟当事者の権利及び立証責任

- (1) 知的所有権の侵害に対する訴訟における原告及び被告は、民事訴訟法及び本法に規定する権利及び立証責任を有する。
- (2) 原告は、その者が次の証拠の1を有する知的所有権所有者であることを立証しなければならない。
- (a) 著作権登録証、隣接権登録証、保護証書の有効な謄本、又は著作権及び隣接権の国家登録簿、工業意匠、回路配置の国家登録簿、及び保護植物品種の国家登録簿からの抄本
- (b) 著作権登録証、隣接権登録証のない場合は著作権、隣接権の確定の根拠を立証するのに必要な証拠、また、営業秘密、商号又は周知標章に対する権利を立証するのに必要な証拠
- (c) 実施する権利が契約に基づいてライセンスされている場合は、知的所有権の行使に係るライセンス許諾契約書の写し
- (3) 原告は、知的所有権侵害又は不正競争行為の証拠を提出しなければならない。
- (4) 生産方法である特許発明に係る権利の侵害に対する訴訟において、次の場合は、被告は、その者の製品が保護された方法以外の方法により製造されていることを立証しなければならない。
- (a) 保護された方法により製造された製品が新規である場合
- (b) 保護された方法により製造された製品が新規でないが、当該保護された方法の所有者は、被告の製品が保護された方法により製造され

ていると信じており、かつ、合理的な措置が取られたにも拘らず被告により使用された方法を特定できなかった場合

(5) 知的所有権の侵害に対する訴訟当事者が、自らの主張の実証に関する証拠が他の当事者の管理下にあり、それ故入手不可能であることを立証した場合は、前者は、当該証拠を後者に強制的に提出させるよう裁判所に対して請求する権利を有する。

(6) 損害補償請求の場合は、原告は、自らの実損を立証し、かつ、第205条に従い自らの請求の根拠を明示しなければならない。

第204条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての原則

- (1) 侵害により生じた損害は、次のものを含む。
- (a) 物理的損害は、財産の損失、収入及び利益の減少、事業機会の喪失、当該損害からの防止及び回復のための合理的経費、合理的な弁護士手数料、並びにその他の有形損失を含む。
- (b) 精神的損害は、名誉、威厳、威信、名声に対する損失、並びに文学的、美術的、科学的著作物の著作者に対して、実演者に対して、発明、工業意匠、回路配置の創作者に対して、及び植物品種育成者に対して生じたその他の精神的損失
- (2) 損害のレベルは、知的所有権所有者がその者の知的所有権の侵害により蒙った実損を根拠として決定されるものとする。

第205条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠

- (1) 原告が知的所有権の侵害により自己への物理的損害が生じたことの立証に成功した場合は、その者は、裁判所に対して、次の根拠の1に基づいて補償金額を決定するよう請求する権利を有する。
- (a) 原告の利益減少分が全物理的損害に未だ含まれていないときは、金額により決定された全物理的損害に侵害の結果として被告が得た利益を加算した額
- (b) 知的所有権対象の使用に係る合意に基づいて、犯された侵害行為と同程度まで知的所有権対象を使用する権利を被告が原告から移転された想定して、当該知的所有権対象を使用する権利の移転の価値
- (c) (a)及び(b)に従い補償金額を決定することが不可能な場合は、当該金額は、損失レベルに応じて裁判所により決定されるが、5億ベトナム・ドンを超えないものとする。
- (2) 原告が、知的所有権の侵害がその者に精神的損害を生じたことを立証することに成功したときは、その者は裁判所に対して、損害のレベルに応じ500万ベトナム・ドンから5000万ベトナム・ドンの範囲で補償金額を決定するよう請求する権利を有する。
- (3) (1)及び(2)という損害に加え、知的所有権所有者は、侵害者に強制して弁護士雇用の合理的な費用を支払わせるよう裁判所に対して請求することができる。

第206条 暫定的措置の適用を裁判所に請求する権利

- (1) 訴訟提起時又はその後、知的所有権所有者は、次の場合は暫定的措置を講じるよう裁判所に対して請求する権利を有する。
- (a) 知的所有権所有者に対して回復不能な損害を与える脅威が存在する場合
- (b) 知的所有権に対する侵害容疑の商品及び関係する証拠について、それらが適時に保護されないときは、散乱又は廃棄の脅威が存在する場合
- (2) 裁判所は、当該暫定的措置に責任を有する当事者の意見を聴取する前に、(1)に規定する知的所有権所有者の請求により暫定的措置の適用を決定することができる。

第207条 暫定的措置

- (1) 次の暫定的措置は、知的所有権侵害容疑の商品に対して又は当該商品を生産若しくは取引するための素材、原料又は用具に対して適用可能とする。
- (a) 没収
- (b) 差押
- (c) 封印、状態の変更又は置換の禁止
- (d) 所有権移転の禁止
- (2) その他の暫定的措置は、民事訴訟法に従い適用されるものとする。

第208条 暫定的措置を請求する者の義務

- (1) 暫定的措置を請求する者は、第203条(2)に規定する資料及び証拠の提出を含めて、第206条(2)に規定するその者の請求する権利を立証する義務がある。

(2) 暫定的措置を請求する者は、暫定的措置による債務者が当該知的所有権を侵害していないと認められた場合は、その者に対する損害についての補償金を支払う義務を有する。この義務の履行を保証するため、暫定的措置の適用を請求する者は、次の形態の1により保証金を供託しなければならない。

(a) 暫定的措置適用の対象である商品の価値の20%相当の金額、又はそれらの商品の評価が不可能のときは少なくとも2000万ベトナム・ドンを供託すること

(b) 銀行又は他の信用組織が発行した保証書類を提出すること

第209条 暫定的措置適用の終了

(1) 裁判所は、暫定的措置の適用については、民事訴訟法第122条(1)にいう何れかの場合、又は暫定的措置による債務者が当該暫定的措置の適用が不合理であることの立証に成功した場合は、これの終了を決定しなければならない。

(2) 暫定的措置適用の終了の場合は、裁判所は、第208条(2)にいう供託金を請求人へ償還することを考慮しなければならない。暫定的措置適用の請求が不合理であり、暫定的措置による債務者に対して損害を生じるときは、裁判所は、請求人に対し強制的に当該損害の補償をさせなければならない。

第210条 暫定的措置適用に係る権限及び手続

暫定的措置の適用に係る権限及び手続は、民事訴訟法第1部第VIII章の規定に従わなければならない。

第XVIII章 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱；知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第1節 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱

第211条 行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

(1) 知的所有権侵害の次の行為のいずれかをする組織、個人は、行政罰に服するものとする。

(a) 著作者、所有者、消費者又は社会に対して損失を及ぼす知的所有権侵害をすること

(b) 本法の第213条にいう知的所有権の偽造商品を生産し、輸入し、輸送し、取引するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること

(c) 偽造の商標または地理的表示を付したスタンプ、ラベルまたは他の物品を生産し、輸入し、輸送し、取引し、保有するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること

(2) 政府は、行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為、処罰の形態、程度とその手続について細則に規定する。

(3) 知的所有権に関する不正競争行為を犯した組織及び個人は、競争法令に規定する行政罰を科される。

第212条 刑事罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

犯罪を構成する要因を有する知的所有権の侵害行為を犯した個人は、刑法及び規則に従い刑事罰を科されるものとする。

第213条 知的所有権の偽造商品

(1) 本法にいう知的所有権の偽造商品は、(2)にいう偽造標章商品又は偽造地理的表示商品(以下「偽造標章商品」という)並びに(3)にいう著作権違反商品を含む。

(2) 偽造標章商品とは、当該商品に係り保護された標章又は地理的表示と同一又は実質的に識別不能な標章若しくは標識を、当該標章の所有者又は当該地理的表示の管理組織それぞれの同意なしに付した商品又は包装である。

(3) 著作権違反商品とは、著作権所有者又は隣接権所有者の同意なしに作成された複製である。

第214条 行政違反処罰及び矯正措置

(1) 第211条(1)にいう知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、強制的に当該侵害を終了させられ、次の主たる行政罰の1に処せられるものとする。

(a) 警告

(b) 罰金

(2) 侵害の性質及びレベルに応じて、知的所有権を侵害した組織及び個人は、次の追加的行政罰に処せられる。

(a) 知的所有権の偽造商品及び当該偽造商品の製造又は取引に主として使用された素材、原材料及び用具の没収

(b) 関係事業活動の一定期間の停止

(3) (1)及び(2)にいう行政罰に加え、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、次の矯正措置に服するものとする。

(a) 知的所有権侵害品の強制破壊、強制頒布、非商業的目的のための強制使用を行う。知的財産権侵害品の製造や取引に用いられた用具、原材料、製造用材料への措置も同様とする。ただし、当該破壊、頒布または使用が知的所有権所有者による権利の行使に影響を及ぼさないことを条件とする。

(b) 知的所有権侵害品でベトナム通過品については、ベトナムの領土からの強制撤去を行う。知的財産権侵害品やそれ(知的財産権侵害品)を製造し、取引するために輸入された用具、原材料については(侵害部分を除去した後に強制再輸出を行う。

(4) 知的所有権の侵害行為に対する処罰形態、処罰の権限は、行政違反処罰に関する法律に従って行われること。

第215条 予防措置の適用

(1) 次の場合は、組織及び個人は、所管当局に対して、行政措置を適用し、かつ、行政罰が(2)に従い科されることを保証するよう請求する権利を有する。

(a) 知的所有権の侵害行為が消費者又は社会に対して深刻な損害を生じることがある場合

(b) 侵害手段が散逸し又は侵害者がその責任を回避する脅威が存在する場合

(c) 行政罰の実施を保証するための場合

(2) 知的所有権の侵害に対する行政的手続に基づいて適用可能な行政的予防措置には、次のものを含む。

(a) 関係個人の一時的拘留

(b) 当該侵害に使用された商品、手段及び用具の一時的留置

(c) 関係個人の調査

(d) 侵害商品、手段及び用具が保管されている場所の調査

(dd) 法律及び規則に従う行政上の予防措置

第2節 知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第216条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置

(1) 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置は、次のものを含む。

(a) 知的所有権侵害容疑のある商品に係る税関手続の停止

(b) 知的所有権侵害の標識を含む商品の検出の監督

(2) 知的所有権侵害容疑のある商品に係る税関手続の停止は、商品ロットについての情報及び証拠の収集を目的として知的所有権所有者の請求により講じられる措置であり、これは当該知的所有権所有者が、侵害処理を請求し、かつ、暫定的措置若しくは予防措置の適用を請求する権利を行使し、また行政罰を科すべきことを確保する根拠として役立つものである。

(3) 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督は、税関手続の停止を請求するために情報収集を目的として知的所有権所有者の請求により講じられる措置である。

(4) (2)又は(3)にいう措置適用の過程の間、何らかの商品が第213条に従い知的所有権の偽造商品であると認められたときは、税関は、第214条及び第215条にいう行政措置を適用する権利及び義務を有する。

第217条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置の適用を請求する者の義務

(1) 知的所有権関係の輸入及び輸出に関する国境管理措置の適用を請求する者は、次の義務を有する。

(a) その者が第203条(2)にいう資料及び証拠を提出することにより知的所有権所有者であることを立証すること

(b) 知的所有権侵害容疑の商品を特定し、かつ、侵害商品を発見するのに十分な情報を提供すること

(c) 税関に対して申請書を提出し、かつ、法律及び規則により定められた手数料及び料金を納付すること

(d) 管理措置に服した商品が知的所有権を侵害しないと認められる場合は、当該措置に服した者に対して損害及びその他の蒙った経費を支払うこと

(2) (1)(d)に規定する義務の履行を保証するため、税関手続の停止措置の適用を請求する者は、次の方法の1により保証金を供託しなければ

ならない。

(a) 税関手続の停止の対象である商品ロットの価値の20%相当の金額、又は当該商品ロットを評価することが不可能なときは、少なくとも2000万ベトナム・ドンを供託すること

(b) 銀行又は他の信用機関により発行された保証書類を提出すること

第218条 税関手続の停止の適用に係る手続

(1) 税関手続の停止を請求する者が、その者の第217条に規定する義務を適切に履行しなかったときは、税関は、関係商品ロットに関する税関手続の停止に関する決定を發出しなければならない。

(2) 税関手続の停止期間は、税関手続の一時停止の申請者がその一時停止に関する税関機関の通知を受領した日から10日間とする。この期間は、税関手続の停止を請求する者が正当な理由を有し、かつ、第217条(2)にいう追加金額を供託したときは、20日まで延長することができる。

(3) (2)に規定の期間の満了時に、税関手続の停止を請求する者が民事訴訟を提起せず、かつ、税関が商品ロットの輸入者を行政手続に基づいて取り扱う事件を受理しなかったときは、税関は次の通りしなければならない。

(a) 当該商品ロットに係る税関手続の完成を継続すること

(b) 税関手続の停止を請求する者に対して、強制的に、税関手続停止の不合理な請求により当該商品ロットの所有者が被った全損害を補償させること、及び税関が被った商品の保管保存経費並びに税関に関する法律及び規則に従い税関及び他の関係組織及び個人が被ったその他の費用を支払わせること

(c) 税関手続の停止を請求する者に対して、義務を履行し、かつ、(b)にいう全費用支払の後に、供託保証金の残額を償還すること

第219条 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督
知的所有権所有者が知的所有権侵害の標識を含む商品ロットを検出するために審査及び監督を請求するとき、及び当該商品ロットが検出されたときは、税関は、直ちに当該審査及び監督を請求した者に対して通知しなければならない。当該通知の日から3就業日以内に、当該請求をした者が商品の検出されたロットに関して税関手続の停止を請求せず、税関が当該商品ロットの輸入者を第214条及び第215条に従い行政措置により取り扱うことを決定しないときは、税関は、当該商品ロットに係る税関手続の完成を続行しなければならない。

第VI部 施行規定

第220条 経過規定

(1) 本法発効日前に適用の法定書類に基づいて保護されていた如何なる著作権又は隣接権も、それが発効日現在なお保護期間にあるときは、本法に基づいて引き続き保護されるものとする。

(2) 本法の発効日前に所管当局に対して提出済みの著作権、隣接権、発明、実用新案、工業意匠、商標、原産地名、回路配置、植物新品種の登録出願書類は、出願時の法定書類に従い取り扱われるものとする。

(3) 本法の発効日前に適用の規定に基づいて付与された保護証書により付与されたすべての権利及び義務、並びにこれらの保護証書に関する維持、延長、訂正、満了、無効化、使用権の移転、所有権の譲渡、紛争の解決は、本法に従うことを条件とする。ただし、保護証書の無効化は、その証書の発給の検討に適用された有効な法的文章の諸規定に従うこととする。この規定は、本法が発効前に有効になった法律に従って発行された商品の生産地の名称を掲載する決定に対しても適用される。工業所有権を管理している国家機関は、商品の生産地の名称に関する地理的表示の登録証明書の発給手続を行う。

(4) 営業秘密、地理的表示、商号、及び工業所有権の保護並びに工業所有権関係の不正競争に対する権利の保護に関する政府の2000年10月3日付け政令第54/2000/ND-CP号に基づいて存在し保護されている営業秘密及び商号は、引き続き保護されるものとする。

(5) 本法の発効日から、(4)にいう政令に基づいて保護されたものを含む地理的表示は、それが国家工業所有権庁に登録されたときにのみ、保護されるものとする。

第221条 効力

本法は、2006年7月1日から施行する。

第222条 施行指針

政府及び人民最高裁判所は、本法の施行のために詳細規定を制定し、かつ、指針を提供する。

[2009年6月19日裁可の法律]

第1条

知的財産法の諸条項を改正し追加する。[改正追加部分は上記に盛り込み済]

第2条

50/2005/QH11号の知的財産法の第11条(2)(3)(5)、及び第50条(2)(a)、第51条(4)に記述した「文化情報省」を「文化スポーツ観光省」に変更する。[上記に盛り込み済]

第3条

1. 本法は、2010年1月1日から施行する効力を有する。

2. 政府は、本法に規定する条項の実施詳細と実施案内を作成し、国家管理の面での要求を満たすために本法の他の必要な内容について案内する。

ベトナム社会主義共和国第11期第8回国会にて承認

投資法

法令番号 59/2005/QH11 号 2005 年 11 月 29 日

本法は、2001 年 12 月 25 日付の国会第10期第10回会議の決議 No. 51/2001/QH10 によって修正・追加された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、投資活動について規定する。

第1章 総則（一般規定）

第1条 適用範囲

本法は、経営を目的とする投資活動、投資家の権利及び義務、投資家の合法的な権利及び利益の保護、投資の奨励・優遇制度、ベトナムにおける投資活動及び海外投資活動に対する国家管理について規定する。

第2条 適用対象

1. ベトナム領土で投資活動を行う国内投資家及び外国投資家並びに海外へ投資する投資家。
2. 投資活動に関連する組織・個人。

第3条 用語の解釈 本法に記載されている以下の用語の意味は次の通りである。

1. 「投資」とは、投資家が本法及びその他の関係法律の規定に従い、有形或いは無形の資産を投入し、投資活動を行うことをいう。
2. 「直接投資」とは、投資家が資金を投入し、投資活動の運営へ直接参加する投資形態をいう。
3. 「間接投資」とは、投資家が投資活動の運営へ直接的に参加せず、株券、株式、債券及びその他の有価証券を購入すること、また投資信託基金及び他の中間融資機関を通じる投資形態をいう。
4. 「投資家」とは、ベトナム法律の規定に従って投資活動を行う以下の組織および個人である。
 - a. 企業法の規定に基づいて設立され、すべての経済セクターに属する企業である。
 - b. 協同組合法の規定に基づいて設立される協同組合、協同組合連合。
 - c. 本法の発効日以前に設立された外資系企業。
 - d. 経営世帯、個人。
 - e. 外国組織、外国人；海外に定住しているベトナム人；ベトナムに常駐する外国人。
 - f. ベトナム法律の規定によるその他の組織。
5. 「外国投資家」とは、ベトナムにおける投資活動を行う為に資本を投入する外国の組織・個人をいう。
6. 「外資系企業」とは、外国投資家がベトナムにおける投資活動を行う為に設立する企業及び外国投資家が株主であるか又は合併・買収するベトナム企業をいう。
7. 「投資活動」とは、投資の準備、投資プロジェクトの実行及び管理を含む、投資期間中の投資家による活動である。
8. 「投資プロジェクト」とは、確定された期間及び地域における投資活動を実施するための中期・長期出資案件をいう。
9. 「投資資本」とは、直接投資或いは間接投資の形態に従う投資活動を実施するための合法的な資金・財産をいう。
10. 「国家資本」とは、国家予算からの投資開発資本、国家の保証を受ける投資信用資金、国家の開発投資信用資金、およびその他の国家投資資本を言う。
11. 「投資主」とは、投資資本の所有主、所有主の代表者、或

いは投資活動を行うための資本を借り入れ、資本を直接的に管理、活用する者をいう。

12. 「外国投資」とは、外国投資家が投資活動を行う為に合法的な資本金または他の財産での資本をベトナムに投入することをいう。

13. 「国内投資」とは、国内投資家がベトナムにおける投資活動を行う為に合法的な資本金または他の財産での資本を投入することをいう。

14. 「海外投資」とは、投資家が投資活動を行う為に資本金または他の財産での資本を海外へ投入することをいう。

15. 「条件付投資分野」とは、法律が定める具体的な条件の下で投資を行う分野をいう。

16. 「事業協力契約(以下 BCC 契約をいう)」とは、新設法人を設立せずに事業協力、利益配当、製品の分配を目的として、各投資家の間に締結される契約をいう。

17. 「建設・運営・譲渡契約(以下 BOT 契約をいう)」とは、一定の期間にインフラ・施設の建設・運営の為に権限を有する政府機関と投資家との間に締結される契約をいう。かかる期間が満了した後に、投資家はベトナム国家に当該インフラ施設を無償で移転する。

18. 「建設・譲渡・運営契約(以下 BT0 契約をいう)」とは、インフラ・施設建設の為に権限を有する国家機関と投資家との間に締結される契約をいう。建設工事が完成した後は、投資家はベトナム国家に当該インフラ施設を移転する。投資家が投資資本を回収し、利益を獲得するために、政府はそのインフラ施設を一定の期間に、投資家に運営権を付与される。

19. 「建設・譲渡契約(以下 BT 契約をいう)」とは、インフラ・施設建設の為に権限を有する国家機関と投資家との間に締結される契約をいう。建設工事が完成した後は、投資家はベトナム国家に当該インフラ施設を移転する。投資資本の回収及び利益の獲得が可能となるように、政府は投資家がその他のプロジェクトを行なえる便宜を図る又は投資家に BT 契約の合意に従って投資家に代金を支払う。

20. 「工業団地」とは、工業製品の生産及び工業生産のためのサービス提供に特化し、境界が画定され、政府の規定に従って設立される区域である。

21. 「輸出加工区」とは、輸出品の生産及び輸出品の生産と輸出のためのサービス提供に特化し、境界が画定され、政府の規定に従って設立される区域をいう。

22. 「ハイテク団地」とはハイテクの研究・開発・応用、ハイテク企業の育成、ハイテク人材の育成及びハイテク製品の生産・経営に特化し、境界が画定され、政府の規定に従って設立される区域である。

23. 「経済特区」とは、投資家にとって特別に有利な投資・経営環境をもつ経済空間にあり、境界が画定され、政府の規定に従って設立される区域である。

第4条 投資政策

1. 投資家は、法律の禁止されない業種・分野における投資活動を行うことができる；法律の規定に従って、投資・経営活動を自

主かつ自由に決めることができる。

2. 国家は、国内投資、外国投資を問わず、すべての経済セクターにおける投資家に対し法律の下で平等に扱い、投資活動に対し奨励し、有利な条件を与える。

3. 国家は、投資家の財産所有権、投資資本、収入及びその他の合法的な権利と利益を保護し、投資活動の長期的な存在及び発展を認める。

4. 国家は、ベトナム社会主義共和国が加盟している、投資活動に関連する国際条約の施行を約束する。

5. 国家は、奨励投資分野・奨励地域における投資に対し、奨励し、優遇制度を与える。

第5条 投資法律、国際条約、外国法および国際投資慣行の適用

1. ベトナム領土における投資家の投資活動は、本法及びその他の関連法規の規定を遵守しなければならない。

2. 特殊の投資活動が他の法律に定められる場合には、当該法律の規定を適用する。

3. ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定が本法の規定と異なる場合、当該国際条約の規定を適用する。

4. 一定の外国投資活動に関して、ベトナムの法律が規定していない場合、各当事者は、外国法及び国際投資慣行の適用を契約に合意することができる。ただし、当該外国法及び国際投資慣行は、ベトナムの法律の基本原則に反してはならない。

第2章 投資の保障

第6条 資本と財産の保障

1. 投資家の合法的な投資資本及び財産は、国有化されず、また行政措置によって没収されない。

2. 国防安全及び国家利益のため、国家が徴用・強制収用する必要がある特別な場合には、投資家が徴用・強制収用の公布を受ける時点における市場相場場で代金又は賠償金が支払われる。代金又は賠償金の支払いの際、投資家の合法的な利益を保証し、投資家を差別的に取り扱うことはない。

3. 外国投資家に対しては、本条第2項に規定する代金又は賠償金の支払い、外貨で支払われ、外国投資家は、その代金又は賠償金を海外へ送金することができる。

4. 徴用及び収用の形式・条件は、法律の規定に従う。

第7条 知的財産権の保護

国家は、投資活動における知的財産権を保護し、また知的財産権に関する法律及びその他の関連法律の規定に従ってベトナムでの技術移転における投資家の合法的な権利を保障する。

第8条 市場の開放と貿易に関連する投資

ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定に従い、国家は外国投資家に対し、以下の規定の実施を保障する。

24. 約束したロードマップに基づく投資市場の開放

25. 資家に以下の要求の実施を強制することはない。

a. 国内の商品・サービスを優先的に購入すること又は、一定の製品生産者・サービス提供者から商品・サービスを購入すること。

b. 一定の割合の商品・サービスを輸出すること。輸出用また国内での生産・提供用の商品・サービスの数量、価値及び種類の制限。

c. 輸出商品・サービスの数量、価値に相当する商品・サービスの数量、価値を輸入し、又は輸入需要に応えるために輸出による外貨を調達する。

d. 製品における現地調達率の達成。

d. d 国内での研究・開発における一定レベルあるいは一定価値の達成。

e. 国内外の一定の場所における商品・サービスの提供。

f. 一定の場所において本社を設置すること。

第9条 海外への資本送金、財産移転

1. 外国投資家は、ベトナム国家に対する財政義務のすべてを履行した後、以下の海外送金を行うことができる。

a. 事業活動により獲得した利益。

b. 技術、サービス、知的財産の提供により受領した報酬。

c. 海外から借り入れた借入金の元金とその金利。

d. 資本金、投資活動の清算後の金銭。

e. 合法的に所有している金銭、及びその他の財産。

2. 投資プロジェクトのためにベトナムで働く外国人は、ベトナム国家に対する財務上義務を履行した後、合法的な収入を海外へ送金することができる。

3. 海外へ送金される上記の金額は、投資家が選択する商業銀行の為替レートに基づき外貨に換算される。

4. 投資活動に関連する海外送金の手続きは、外貨管理に関する法律の規定に従う。

第10条 価格、料金、手数料の統一適用

ベトナムにおける投資活動を行う間、投資家は、国家が管理する商品・サービスの価格・料金、手数料を統一的に適用される。

第11条 法律、政策変更の場合の投資保障

1. 新法律・政策による権利と優遇措置が従前権利と優遇より有利であれば、投資家は、新法律・政策制度の発効日より新設の権利と優遇が適用される。

2. 新法律・政策により、当該法律・政策の発効日の前に付与された投資家の合法的な利益に悪影響を及ぼされた場合には、投資家が投資証明書に定められた優遇を引き続き保障される又は以下の一つ或いは複数の措置によって適用される。

a. 付与された権利及び優遇措置を引き続き受ける；

b. 課税収入から損害を控除される。

c. プロジェクトの目標を調整することができる。

d. 必要な場合において賠償が考慮される。

3. 法律の規定及びベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定に従い、政府は、法規定及び政府の変更により投資家の利益に悪影響を与えられた場合の投資家の利益保障に関しては、詳細な規定を定める。

第12条 紛争解決

1. ベトナムにおける投資活動に関連する全ての紛争は、法律の規定に基づき交渉、和解、仲裁機関又は裁判所により解決される。

2. ベトナム領土における投資活動の関連する国内投資家間の紛争、また国内投資家と国家管理機関の間の紛争は、ベトナムの仲裁関又は裁判所により解決される。

3. 当事者の一方が外国投資家又は外資系企業である紛争、また外国投資家間の紛争は、以下の機関・組織を通して解決される。

a. ベトナム裁判所。

b. ベトナム仲裁。

c. 外国仲裁。

d. 国際仲裁。

e. 紛争当事者の協議によって設立される仲裁委員会。

4. 投資家とベトナム国家管理機関との間で、ベトナム領土における投資活動に関連する紛争が発生した場合、ベトナムの仲裁又は裁判所で解決される。ただし、ベトナム国家当局と投資家との契約又はベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約に別途の規定がある場合はその限りではない。

第3章 投資家の権利及び義務

第13条 自主的な投資・経営の権利

1. 投資分野、投資形態、資本調達方法、投資地域と投資規模、投資相手とプロジェクトの運営期間を自由に決定すること。

2. 一つの分野或いは複数の分野で営業を登録し、法律の規定に従って企業の設立及び登録した投資・経営活動を自ら決定すること。

第 14 条 投資資金源のアクセス、使用する権利

1. 信用資本、支援基金への平等的アクセスと使用。法律の規定に従って土地及び資源を使用する。
2. 投資プロジェクトの実施のために、国内外から設備及び機械を賃貸し、又は購入する。
3. 現地労働の雇用、また事業進行上の必要に応じて管理業務、技術事務を従業する外国人労働者を雇用することができる。ただし、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約が異なる規定がある場合は、当該国際条約の規定を適用する。

第 15 条 投資活動に関する輸出入、広告、マーケティング、加工また再加工をする権利

1. 投資活動に必要な設備、機械、物資、材料及び商品を直接輸入するか、或いは輸入委託をし、直接輸出、又は輸出委託、商品販売をすること。
2. 自社の製品及びサービスの広告、マーケティングを行い、広告業務が許可された組織と広告契約を締結すること。
3. 商業に関する法律の規定に従い、製品の加工・再加工をすること、或いは国内また国外において加工・再加工の注文をすること。

第 16 条 外貨の購入権

1. 投資家は、外貨管理に関する法律規定に従い經常取引、資本取引及びその他の取引に必要な外貨を調達するために、外貨取引を許可された信用組織から外貨を購入することができる。
2. 政府は、エネルギー、交通インフラや廃棄物の処理の分野における重要なプロジェクトに対して、外貨均等（バランス）を保証又は外貨均等（バランス）支援をする。

第 17 条 投資資本、投資プロジェクトの譲渡、調整の権利

1. 投資家は、投資資本、投資プロジェクトの譲渡、調整を行うことができる。譲渡によって所得が発生する場合、譲渡側は税法の規定に従い所得税を納付する。
2. 条件が必要な場合、政府は、資本、投資プロジェクトの譲渡、調整に関する条件を規定する。

第 18 条 土地使用権、土地に定着する財産の抵当

投資プロジェクトを持つ投資家は、法律の規定に従って、プロジェクト進行上の資金調達のため、ベトナムにて活動を許可された信用組織（注：銀行等）において土地使用権、土地に定着する財産に対して抵当権を設定することができる。

第 19 条 投資家のその他の権利

1. 本法及び他の法律の規定に従って、投資優遇を受ける。
2. 無差別原則に基づく公的サービスへのアクセス及び使用。
3. 投資に関する法律文書及び政策へのアクセス；投資活動に関連する国民経済と各経済区域の情報及びその他の経済・社会情報へのアクセス。投資に関連する法律及び政策についての意見を提案する。
4. 法律の規定に従い、投資に関連する違法行為を為した個人・組織を申立て・告発・起訴すること。
5. 法律の規定に従ってその他の権利を受ける。

第 20 条 投資家の義務

1. 投資手続に関する規定を遵守し、投資登録の内容、投資証明書の規定に従って、投資活動を実施すること。
投資家は投資登録内容、投資プロジェクトの書類の正確性及び忠実さ並びに確認書類の適合性について責任を負う。

2. 法律の規定する財務上の義務を十分に履行すること。
3. 会計、会計検査及び統計に関する法律の規定を十分に遵守すること。
4. 労働・保険に関する法律の規定に従い全ての義務を履行し、労働者の名誉・人格を尊重し、彼らの合法的権利を保障すること。
5. 労働者が政治組織、政治社会組織を設立、参加することを尊重し、有利な条件を与えること。
6. 環境保護に関する法律の規定を遵守すること。
7. その他の関連する法律規定を遵守すること。

第 4 章 投資形態

第 21 条 直接投資の諸形態

1. 国内投資家又は外国投資家の 100%投資形態をもつ経済組織の設立。
2. 国内投資家と外国投資家との合弁形態をもつ経済組織の設立。
3. BCC 契約、BOT 契約、BTO 契約及び BT 契約による投資形態。
4. 営業開発への投資形態。
5. 投資活動を管理するための株式の購入又は出資。
6. 企業の合併及び買収に従う投資。
7. その他の直接投資形態。

第 22 条 経済組織を設立する投資

1. 本法第 21 条に規定された投資形態の下で、投資家は、以下の経済組織を設立するために投資することができる。
a. 企業法に従って設立、運営する企業。
b. 法律の規定に従って、信用金融機関、保険業務を営む企業、投資信託基金及び他の金融機関。
c. 医療、教育、科学、文化、スポーツ及びその他の営利目的をもつサービス施設。
d. 法律の規定に従うその他の経済組織。
2. 本条第 1 項に規定される経済組織以外に、国内投資家は、協同組合法の規定に従って設立、運営している協同組合、協同組合連合および法律の規定による経営世帯（家内経営）を形成する投資を行うことができる。

第 23 条 契約に従う投資

1. 投資家は、経営協力、利益の配分、製品の配分、及びその他の事業協力の推進の為に BCC 契約を締結することができる。協力する対象、内容、業務期間、各協力当事者の権利・義務及び責任、各当事者間の協力関係と管理組織は、各当事者の合意により、契約書に記載される。石油及びその他の資源の探索、採掘及び開拓における製品分配契約といった形である BCC 契約は、本法及び関連法規に従って履行される。
2. 投資家は、交通、電気生産・経営、排水・給水、廃棄物処理の分野及び首相が規定するその他の分野における新設・規模拡大、近代化又は運営に関する投資プロジェクトについて、投資家は、権利を有する国家管理機関と BOT、BTO、BT 契約を締結しなければならない。政府は、投資分野、条件、手続及びプロジェクト進行方式や BOT、BTO、BT 契約による投資プロジェクトを実施する各当事者の権利及び義務を規定するものとする。

第 24 条 経営開発投資

投資家は、以下の投資形態を通して経営開発のために投資をすることができる。
1. 規模拡大、生産能力向上、経営能力向上。
2. 技術更新、品質向上、環境汚染改善。

第 25 条 資本の出資、株式の購入、合併及び買収

1. 投資家は、ベトナムで活動している会社・支店へ出資し、その株を購入することができる。一定の分野と業種における外国投資家の出資・株購入の可能な比率は、政府の規定による。

2. 投資家は、会社・支店の合併、買収を行うことができる。会社・支店の合併及び買収の条件は、本法、競争法及びその他の関連法律の規定に従う。

第26条 間接投資の形態

1. 投資家は、以下の投資形態によりベトナムへの間接投資を行うことができる。

- a. 株式、株券、債券およびその他の有価証券の購入。
- b. 証券投資基金を通じて投資すること。
- c. その他の間接金融制度を通じて投資すること。

2. 株式、株券、債券およびその他の有価証券の購買、販売による投資と間接投資の手続は、証券に関する法律および関連法律の規定に従う。

第5章 投資分野・地域と投資優遇・補助

第1節 投資分野・地域

第27条 投資優遇の分野

1. 新材料、新エネルギー、ハイテク製品、バイオロジックテクノロジー、情報技術、製造機械。
2. 農林水産品の養殖及び加工、食塩の生産、人口孵化、苗木の生産。
3. 高等かつ近代技術の応用、環境生態系の保護、科学技術の開発研究。
4. 労働集約事業。
5. インフラ整備及び重要かつ大規模のプロジェクト。
6. 教育・訓練・医療・体育・スポーツ及び民族文化の事業の開発。
7. 伝統業種の開発。
8. 奨励すべきその他の生産・サービス分野。

第28条 投資優遇の地域

1. 経済・社会条件が困難である地域、経済・社会条件が特に困難である地域。
2. 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区。

第29条 条件付投資分野

1. 条件付投資分野は、以下の通りである。国防・国家安全、治安、社会安全に影響を与える分野。金融・銀行。国民の健康に影響を与える分野。文化、情報、新聞、出版。娯楽サービス。不動産の経営。天然資源の調査、探索、開拓並びに生態環境保護。教育・訓練事業の発展。法律が定めるその他の分野。
2. 外国投資家に対しては、本条第1に定める分野以外に、条件付投資分野は、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約におけるコミットメントを実施するロードマップに従う投資分野をも含む。
3. 最初は外資系企業が投資した分野が条件付投資分野以外であっても、「条件付投資分野リスト」が追加された後、条件付投資分野に該当する場合、投資家は引き続き当該分野で投資活動を行うことができる。
4. 外国投資家は、ベトナム国内投資家が定款資本の51%以上を保有している企業への投資する場合、国内投資家と同様な条件を適用される。
5. ベトナム政府は、時期別の社会・経済発展要求に基づき、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約におけるコミットメントに従って、条件付投資分野リスト、並びに経済組織の設立、投資形態および一部の生産・サービス分野における外国投資への市場開放に関連する諸条件を公布する。

第30条 投資禁止分野

1. ベトナムの国防、治安および公共利益に損害を与える投資プロジェクト。
2. ベトナムの歴史遺跡、文化、習慣並びに道徳に損害を与える投資プロジェクト。
3. 国民の健康或いは資源・環境破壊を及ぼす投資プロジェクト。
4. ベトナムへ持ち込む有害廃棄物の処理プロジェクト、又は国際条約に禁止される有害化学物質の生産・使用。

第31条 投資優遇分野・地域リストおよび条件付投資分野リストの制定

1. 政府は、時期別の経済社会発展の計画・方針及びベトナムが加盟している国際条約におけるコミットメントに基づき、投資優遇分野リスト、条件付投資分野リスト、投資禁止分野リスト、投資優遇地域リストの制定・改訂を行う。
2. 省、省同等の機関、省・中央直轄市の人民委員会（以降、省級人民委員会をいう）は、法律の規定を超えて、禁止投資分野、条件付投資分野および投資優遇に関連する規定を制定してはならない。

第2節 投資優遇

第32条 投資優遇の対象及び条件

1. 本法第27条と第28条に定める投資優遇分野・地域に該当するプロジェクトを行う投資家は、本法とその他の関連法律の規定に従って投資優遇を受けられる。
2. 本法第1項に定める投資優遇は、新規プロジェクト並びに規模拡張、効率向上、経営能力向上、技術更新、品質向上及び環境汚染改善のプロジェクトにも適用される。

第33条 優遇税

1. 本法第32条に規定された対象に該当するプロジェクトを行う投資家は、税法の規定に従って優遇税率、優遇税率の適用期間及び減免税を適用される。
2. 法人税の納税後の利益から配当される利益に関しては、投資家は税法の規定に従って優遇税が適用される。
3. 投資家は、輸出入税法の規定に従って、ベトナムにおけるプロジェクト実施のための設備、物資、運送機械およびその他の商品に対する輸入税を免税される。
4. 投資優遇に該当するプロジェクトにおける技術移転によって得られる収入は、税法の規定に従って所得税を免税される。

第34条 赤字（欠損）の繰越

投資家は、税務機関と税決算を行う時、赤字になった場合、赤字額は翌年度に繰り越すことができ、法人税法の規定に従って翌年度の課税所得から控除することができる。繰越期間は5年を超えてはならない。

第35条 固定資産の減価償却

投資優遇分野・地域に該当する投資プロジェクトおよび経営実績のある投資プロジェクトは、固定資産の減価償却期間を短縮することができる。ただし、この減価償却率は固定資産減価償却制度に定める償却率の2倍を超えてはならない。

第36条 土地使用に関する優遇

1. 投資プロジェクトの土地使用期間は、50年を超えないものとする。ただし、投資額が大きく資本の回収が遅い投資プロジェクト、および経済・社会条件が困難である地域と経済・社会条件が特に困難である地域に投資するプロジェクトは、それより長い期間が必要である場合、土地の交付・賃貸期間は延長できるが70年を超えてはならない。土地使用期間が満了しても、投資家が土地法の規定を遵守し、かつ引続き土地使用を希望する場合は、権限を有する国家機関によって、承認された土地使用企画に基づいて土地使用期間が延長される。

2. 投資優遇分野・地域に投資する投資家は土地法および税法の規定に従って土地の賃貸料・使用料を減免される。

第37条 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区に入居する投資家への優遇

政府は、時期別の経済社会発展条件および本法に定める原則に基づいて、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区に入居する投資家に対する優遇を規定する。

第38条 投資優遇に関する手続

1. 投資登録の不必要な国内投資プロジェクトおよび本法第45条に定められる投資登録を必要とする国内投資プロジェクトに関しては、投資家は、法律が定める投資優遇・優遇条件に基づいて自ら優遇を確定し、権限を有する国家管理機関で投資優遇に関する手続を行う。投資優遇の確認を希望する投資家は、投資管理国家機関が投資証明書に投資優遇を記載するために、投資登録手続を行う。

2. 本法第47条に定められる投資審査に該当する国内投資プロジェクトは、投資優遇条件を満たした場合は、投資管理国家機関は、投資証明書に投資優遇を記載する。

3. 優遇付与条件を満足している外資案件については投資管理国家機関が、投資証明書に投資優遇を記載する。

第39条 優遇拡大の場合

特に重要である業種、または特別な地域・経済特区の発展を奨励する必要がある場合、政府は、国会が審査・決定するため、本法に規定される投資優遇と異なる投資優遇を提出する。

第3節 投資支援

第40条 技術移転支援

1. 政府は、技術移転の法律に従ってベトナムにおける投資プロジェクトの実施に技術による出資を含め、技術移転側の合法的な権利及び利益を保護し、また技術移転活動が円滑に行われるように有利な条件を与える。

2. 政府は、ベトナムにおいては、先進的な技術、新製品の製造技術、生産力、競争力及び品質を向上させる技術、原材料及び天然資源を効率的に開発及び使用する技術の移転を奨励する。

第41条 人材育成支援

1. 政府は、国内外の個人・組織の出資、支援による人材育成支援基金設立を奨励する。企業の人材育成経費は、合理的な費用とみなされ、企業の課税収入を確定する根拠とする。

2. 政府は、人材育成支援プログラムを通して、企業における人材育成に対し国家予算を使って支援する。

第42条 投資サービスの奨励・補助 政府は、以下の投資支援サービスを行う組織、個人を奨励・補助する。

1. 投資コンサルタント、管理コンサルタント。
2. 知的財産権、技術移転コンサルタント。
3. 職業訓練、技術教育、管理技能教育。
4. 市場、科学技術及び投資家の要求するその他の経済・社会情報の提供。
5. 投資及び貿易の促進。
6. 社会組織、社会・職業組織の設立および参加。
7. 中小企業を支援するための設計センター及び試験センターなどの設立。

第43条 工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区のインフラ整備への投資

1. 政府の承認した「工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区の開発マスタープラン」に基づき、省庁及び省同等の機

関、省級人民委員会は、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地、経済特区の境界外における技術かつ社会的なインフラシステムへの投資計画を作成し、またその計画の実施を行う。

2. 経済社会条件が困難である地域、経済社会条件が特に困難である地域に対しては、国家は、政府の規定に従い、投資家と共に工業団地、輸出加工区のインフラ整備のため、地方政府に投資金の一部を補助する。

3. 政府は、ハイテク団地及び経済特区の技術、社会インフラシステムの開発を補助するために、国家予算による支援金及び低利融資を優先的に与え、またハイテク団地及び経済特区のインフラシステムの開発のために投資金の調達措置を適用する。

第44条 出国及び入国ビザ

ベトナムでの投資活動を行う外国投資家、ベトナムにおける投資プロジェクトで就業する外国人専門家及び外国技術労働者とその家族は、マルチビザが発給される。ビザの有効期間は、最長5年である。

第6章 直接投資活動

第1節 投資手続

第45条 国内投資プロジェクトに対する投資登録手続

1. 150億ベトナムドン未満の投資額があり、かつ条件付き投資分野リストに該当しない国内プロジェクト（ベトナム企業）に関しては、投資家が投資登録手続を行う必要がない。

2. 150億ベトナムドンから3000億ドン未満の投資額があり、かつ条件付き投資分野リストに該当しない国内プロジェクトに関しては、投資家は省級の投資管理機関にて投資登録手続を行う。

投資家が投資証明書の発行を求める場合、省級の投資管理機関は投資証明書を発行する。

3. 投資登録の内容は、以下のとおりである。

- a. 投資家の法的資格。
 - b. 投資プロジェクトの目的、予定規模および場所。
 - c. 投資額、プロジェクトの進行速度。
 - d. 土地使用の要望並びに環境保護の約束。
 - e. 投資優遇の申請（もしあれば）。
4. 投資家は、投資プロジェクトを実施する前に投資登録をすること。

第46条 外国投資プロジェクトに対する投資登録手続

投資額が3000億ベトナムドン未満で、条件付投資分野リストに該当しない外国投資プロジェクトに関しては、投資家は、投資証明書を発給してもらうために省級投資管理国家機関にて登記手続を行う。

1. 投資登録書類は、以下のものを含む。
 - a. 本法第45条3項に定める事項に関する書類。
 - b. 投資家の財政能力に関する報告書。
 - c. 合弁契約またはBCC契約、企業定款（もしあれば）。
2. 省級投資管理国家機関は、不備のない書類を受理した日から15日以内に投資証明書を発給する。

第47条 投資プロジェクトの審査

1. 3000億ベトナムドン以上の投資額がある、又は条件付投資分野リスクに該当する国内外の投資プロジェクトに関しては、投資証明書の発給に審査手続を行わなければならない。

2. 投資審査期間は、不備のない書類を受理してから30日間以内である。必要な場合、上述の期間が延長され得るが、45日間を超えてはならない。

3. 重要な国家プロジェクトに関しては、国会が投資方針を決め、プロジェクトの基準を規定し、政府が投資審査及び投資証明書発

給の手順及び手続を規定する。

4. 政府は、投資審査および投資証明書発給に関する分権を規定する。

第48条 3000億ベトナムドン以上の投資額があり、条件付投資分野リストに該当しない投資プロジェクトに対する審査手続

1. 投資プロジェクトの書類は、以下のものを含む。
 - a. 投資証明書発給の申請書。
 - b. 投資家の法的資格を確認する書類。
 - c. 投資家の財政能力に関する報告書。
 - d. 投資目的、場所、土地使用要望、投資規模、投資額、プロジェクト進行スケジュール、技術対策、環境対策を内容とする経済技術説明書。
 - e. 外国投資家には、プロジェクトの書類には合弁契約またはBCC契約、企業定款（もしあれば）を含む。
2. 審査内容は、次のとおりである。
 - a. インフラ計画、土地使用計画、建設計画、鉱産および他の資源の使用計画との適合性。
 - b. 土地使用要望。
 - c. プロジェクトの進行スケジュール。
 - d. 環境対策。

第49条 条件付投資分野リスクに該当するプロジェクトの審査手続

1. 3000億ベトナムドン未満の投資額があり、かつ条件付投資分野リストに該当するプロジェクトに対する審査手続は、以下のとおりである。
 - a. プロジェクトの書類は、プロジェクトが満たすべき要件の説明書、本法第45条3項（国内投資プロジェクトの場合）又は本法第46条第2項（外国投資プロジェクトの場合）に規定する投資登録事項を含む。
 - b. 審査事項は、投資プロジェクトが満たすべき要件を含む。
2. 3000億ベトナムドン以上の投資額があり、かつ条件付投資分野リストに該当する投資プロジェクトに対する審査手続は、以下のとおりである。
 - a. プロジェクトの書類は、プロジェクトが満たすべき要件の説明書、及び本法第48条第1項に規定する投資登録事項を含む。
 - b. 審査事項は、本法第48条第2項に定められた内容および投資プロジェクトが満たすべき要件を含む。

第50条 経済組織の設立に伴う投資手続

1. ベトナムで初めて投資をする外国投資家は、投資証明書を発給して貰うために必ず投資プロジェクトを持ち、投資管理機関で投資登録手続き又は審査手続きを行わなければならない。投資証明書は、同時に営業登録証明書でもある。
2. ベトナムで既に設立された外資系の経済組織は、新たな投資プロジェクトがある場合、新規経済組織を設立せずに当該プロジェクトの実施手続きを行うことができる。
3. 経済組織の設立に伴う投資プロジェクトを有する国内投資家は、企業法、関連法律の規定に従って営業登録をし、かつ本法の規定に従って投資手続きを行う。

第51条 投資プロジェクトの調整

1. プロジェクトの目標、規模、場所、投資形態、資本、活動期間の変更を希望する場合、投資家は、以下の手続きを行わなければならない。
 - a. 投資登録に該当するプロジェクトに関しては、投資家は、プロジェクトの調整を自ら決め、その決めた日より10日以内に、省級の投資管理機関で調整項目を登録しなければならない。
 - b. 投資審査に該当するプロジェクトに関しては、投資家は、権限を有する投資管理機関に投資プロジェクト調整申請書を提出する。投資プロジェクト調整申請書は、プロジェクトの進捗状

況、調整理由、審査された内容の変更などのものを含まれる。

2. 投資管理機関は、不備のない書類の受理日より15日以内に、投資家に投資証明書の調整について通知する。
3. 投資プロジェクトの調整は、投資証明書に調整・追加内容を記入する形で行われる。

第52条 外資系投資プロジェクトの期間

外国投資プロジェクトの期間は、プロジェクトの内容に適合し、50年を超えないものとする。必要な場合、政府は、投資プロジェクトの期間をそれより長期間を決定するが、70年間を超えてはならない。投資プロジェクトの期間は、投資証明書に記載される。

第53条 投資プロジェクトの作成、投資決定及び投資審査における責任

1. 投資家は、自ら投資プロジェクトを決定し、投資登録内容、投資プロジェクト書類の正確性・誠実性に対する責任を負い、登録した投資の約束を実施すること。
2. 投資プロジェクトの作成・投資決定および投資審査に関する権限を有する組織及び個人は自己の決定および提案について法律上の責任を負う。

第54条 複数の投資家により関心を集める投資プロジェクトに対する投資家の選択

産業計画に定められる重要なプロジェクトに対して、二者以上の投資家が関心を持つ場合、当該プロジェクトの投資家を選択するためには、入札法の規定に従って入札を行わなければならない。

第2節 投資プロジェクトの展開

第55条 投資プロジェクト用地の賃貸と交付

1. 土地使用の必要があるプロジェクトに関しては、投資家は、プロジェクトが実施される場所における土地管理機関で、土地賃貸・交付の手続きを行う。土地の交付・賃借手順、手続は土地法の規定に従う。
2. 投資家が土地を引き渡されたが、定められた期間内に投資プロジェクトを展開しない又は土地の使用目的が不正である場合には、土地法の規定に従って土地を没収されかつ投資証明書を回収される。

第56条 建設用地の準備

1. 国家が土地法の規定に従って土地を回収する場合、土地回収の権限を有する国家機関は、投資家に対し土地の交付又は賃貸をする前に、用地の回収、賠償、立ち退きを行う責任を負う。用地の回収、賠償、立ち退きは土地法の規定に従う。
2. 投資家が国家から土地の交付・賃貸を受けた土地使用者から土地を転借する場合、投資家は自ら賠償、立ち退きを行う責任を負う。投資家と土地使用者との間には、賠償、立ち退きに関する合意に至ったが、土地使用者が合意した義務を履行しない場合、投資プロジェクトが実施される場所における権限のある人民委員会は、法律の規定に従って投資家への土地の引渡の前に用地の賠償、立ち退きを行う責任を負う。
3. 権限のある国家機関に認められた土地使用計画に適合する投資プロジェクトに関しては、投資家は、土地の回収手続きを行わずに、土地法の規定に従って土地使用権の譲渡・賃借、経済組織・世帯・個人による土地使用権の形での出資を受けることができる。

第57条 天然資源、鉱産物を採掘・使用する投資プロジェクトの実施

天然資源・鉱産物を採掘、使用するプロジェクトは、天然資源・鉱産物法の規定に従って実施する。

第58条 建設作業が行われるプロジェクトの実施

1. 建設作業が行われるプロジェクトは、技術設計、見積り、総見積の作成・審査・承認は、建設法の規定に従って実施する。
2. 投資家は施設の品質及び環境保護について責任を負う。

第59条 機械・設備の鑑定

投資家は、固定資産を形成し、投資プロジェクトの実施を目的に輸入した機械・設備について、それらの価値及び品質の鑑定を行う責任を負う。

第60条 ベトナム市場における商品の販売

1. ベトナム市場で商品を販売する時、投資家は、販売地域の制限がなく、直接又は代理店を通じて販売することができる。投資家は、ベトナムで同種製品を生産する他企業の代理店となることができる。
2. 投資家は、自分の生産・提供する商品・サービスの販売価格を自ら決める。国家による価格統制対象の商品、サービスに関しては、その販売価格が権限を有する国家機関の公表する価格枠内に設定される。

第61条 外貨口座及びベトナムドン口座の開設

1. 投資家は、ベトナムでの事業活動を許可された銀行で外貨口座及びベトナムドン口座を開設することができる。ベトナム国家銀行の承認を得た場合、投資家は、外国における銀行で口座を開設することができる。
2. 国内外の銀行における口座の開設、使用及び廃止はベトナム国家銀行の規定に従う。

第62条 保険

投資家は、保険法の規定に従ってベトナムにおいて営業する保険会社と締結した保険契約に基づき、財産保険及び他の保険に加入する。

第63条 管理組織への依頼

1. 投資家は、ハイレベル、専門管理技能が必要な分野における投資プロジェクトの投資・営業管理を管理組織に依頼することができる。
2. 投資家は、管理契約に定められる管理事項に関して、管理組織の全ての活動についてベトナム法律上の責任を負う。
3. 管理組織は、投資家に対して投資管理及び投資プロジェクトの営業活動について責任を負い、また管理契約に定められる権利及び義務を履行する際、ベトナム法律を遵守しなければならず、自己の管理契約の範囲外の活動については、法律上の責任を自ら負わなければならない。

第64条 プロジェクト中止、投資証明書の回収

1. 投資家は、プロジェクトを一時的に中止する場合、中止期間における土地使用料減免を判定するために、投資管理国家機関に対して報告しなければならない。
2. 投資許可書が発給されてから12か月が経過しても、投資家が正当な理由がなく、投資プロジェクトを展開しない、又は約束した進行スケジュールに従って実施する能力がない場合、投資証明書は回収される。

第65条 投資プロジェクトの終了

投資プロジェクトは、以下の場合において終了する。

1. 投資証明書に記載された期間が終了した場合。
2. 契約、企業定款或いは投資家間の合意書に規定された終了条件に従う場合。
3. 投資家が投資プロジェクトの終了を決定した場合。
4. 法律違反を理由に、投資管理機関の決定或いは裁判判決・仲裁決定により活動終了させられる場合。

第66条 重要な施設およびプロジェクトに対する国家の保証

政府は、本法の原告に基づき重要なプロジェクトを決め、プロジェクトの借入

資本、原材料の供給、製品の販売、支払いに対する保証、およびその他の契約義務履行の保証を決定する。また、政府は保証機関を指定する。

第7章 国家資本による投資・経営

第67条 国家資本による投資・経営の管理

1. 国家資本による投資、経営は、時期別の経済社会発展に関する戦略及び計画に適合しなければならない。
2. 国家資本による投資・経営は、正しい目的に従って効率よく行うべきである。資金拠出先、プロジェクトごとに適切な方法で管理され、投資プロセスは公開され、透明性を確保されなければならない。
3. 法律に定める、他の経済セクターに属する組織との合併、提携のための国家資本の使用は、投資の決定権を有する国家管理機関により審査・承認されなければならない。
4. 投資プロセスにおける機関、組織、個人の責任分担を明らかにする。国家資本の投資・経営・使用に対する国家管理権の委譲を行う。
5. 国家資本による投資は、法律、投資プロセス、投資の進行スケジュールを守りながら、品質を確保し、無駄、紛失、閉鎖的な投資を防止しなければならない。

第68条 国家資本の経済組織への投資・運営

1. 国家予算の経済組織への投資は、国家資本投資運用総合会社を通じて運用される。
2. 国家資本投資運用総合会社は、国営企業及び関連法律の規定に従い活動する。一人有限会社、二人以上有限会社、株式化される国営企業又は新規設立される株式会社において国家資本所有主の代表として活動する。
3. 政府は、国家資本投資運用総合会社の組織及び活動について規定する。

第69条 公益活動を行う企業への国家投資

1. 政府は、政府が計画を立て、そして外注又は入札などの形式で公益商品の生産、公益サービスの提供をする事業に投資する。
2. 政府が規定する特別な場合を除き、全ての経済部門に属する企業は、平等的に公益商品・サービスの生産・提供へ参加できる。

第70条 国家の開発投資信用資本による投資

1. 国家の開発投資信用資本の対象は、ローンの返済可能なもので、重要な産業・分野におけるプロジェクト、経済・社会に対する好影響を及ぼす大規模な経済プログラム。投資信用資本を借り入れるプロジェクトは投資決定を出す前に、ローン貸出組織による財務計画とローン返済計画の審査及び承認を得なければならない。
2. 政府は、国家の開発投資信用資本による投資に対する優遇制度、投資信用資本を借り入れられる対象のリスクおよび期間別信用諸条件を規定する。

第71条 国家資本における投資プロジェクトの管理を委嘱される組織・個人

国家資本所有主の代表を委嘱される組織・個人は、資本の保安および効率的な資本使用を保障する責任を負う。国家資本所有主または国家の企業における出費・株を代表する組織・個人は、国家資本管理・使用に関する法律および企業法の規定に従い義務を履行する。

第72条 プロジェクトの変更・中止・停止および取消

1. プロジェクトの内容には変更がある場合、投資家は、その理由と変更内容を投資に関する国家管理機関へ申し出る。プロジェクトが実施中である場合、投資家は、プロジェクトに関する評価を報告しなければならない。
2. 投資に関する国家管理機関がプロジェクト内容の変更を書面にて承認した場合のみ、投資家は、規定どおりプロジェクトの審査手続きを行う。
3. 以下の場合において、投資プロジェクトは中止・停止また取り消しを適用される。
 - a. 投資決定をしてから12か月が経過しても、権限を有する国家機関の書面による許可を得ないまま、投資家は投資プロジェクトを展開しない場合。
 - b. 権限を有する国家機関の書面による許可を得ない内に、プロジェクトの内容を変更した場合
4. プロジェクトの中止・停止又は取り消しをする際、権限を有する国家機関は、はっきりした理由を確定し、かつ法律に対し自らの決定について責任を負う。

第73条 国家資本を使用する投資プロジェクトの契約者の選択

国家資本を使用する投資プロジェクトには、入札に関する法律の規定に従いコンサルタント、物品購入、建設に関連する入札パッケージの契約者選定の手続きを行わなければならない。

第8章 海外への投資

第74条 海外への投資

1. 投資家は、営利目的で海外へ投資することができるが、ベトナムと投資受入国の法律の規定に従わなければならない。
2. 政府は、海外への投資が順調に行われるよう便宜を図り、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際協約に従って、外国におけるベトナム投資家の利益を保護する。
3. 政府は、すべて経済部門における投資家が信用資本へのアクセス・参画できるように公平かつ無差別原則で好条件を与え、特別奨励投資分野における海外への投資に対し資本の借入れを保証する。

第75条 海外への投資に関する奨励分野および禁止分野

1. 政府は、ベトナムにおける諸経済組織に対し、次の分野における海外への投資を奨励する。
 - ・ 多数労働力輸出の分野；
 - ・ ベトナムの伝統的業種を効果的に発揮できる分野；
 - ・ 投資相手国における市場および天然資源を開拓できる分野；
 - ・ 輸出促進、外貨の獲得；
2. 政府は、ベトナムの国防、国家安全、歴史、文化、道徳の伝統、習慣に対し悪影響を及ぼす海外への投資プロジェクトに対して許可をしない。
3. 投資国家管理機関に投資証明書を発給されること。
4. 間接投資形態で外国へ投資する場合、投資家は、銀行・証券に関する法律及び関連法律の規定を遵守しなければならない。
5. 国家資本をもって外国へ投資する場合、国家資本管理・使用に関する規定を遵守しなければならない。

第76条 海外への投資の条件

1. 直接投資形態で外国へ投資する場合、投資家は、次の条件を満たさなければならない。
2. 海外への投資プロジェクトがあること。
3. ベトナム国家に対する財務上の義務を十分に履行すること。
4. 投資国家管理機関に投資証明書を発給されたこと。
5. 間接投資形態で外国へ投資する場合、投資家は、銀行・証券に関する法律及び関連法律の規定を遵守しなければならない。
6. 国家資本をもって外国へ投資する場合、国家資本管理・使用

に関する規定を遵守しなければならない。

第77条 海外への投資家の権利

1. 投資プロジェクトが投資相手国・地域の管理機関に承認された場合、外貨管理に関する法律の規定に従って、投資活動に必要な現金及び合法的な財産での投資資本を海外へ送金すること。
2. 法律の規定に従って、投資優遇を適用される。
3. 海外で設立された生産経営事業所で就業させるための労働者をベトナムで雇用すること。

第78条 海外へ投資する投資家の義務

1. 投資受入国の法律を遵守すること。
2. 法律の規定に従い海外への投資活動から発生する利益及びその他の所得をベトナムへ返送すること。
3. 海外における投資活動の財務報告及び活動報告を定期的に行うこと。
4. ベトナム国家に対する納税義務及びその他の財務上の義務を履行すること。
5. 海外投資を終了するとき、法律の規定に従いすべての資本金及びその他合法的な財産を国内へ返送すること。
6. 投資家が本条第2項および第5項の規定に従い海外への投資活動による資本、財産、利益及びその他の所得をベトナムへ返送していない場合は、権限を有する国家機関からの承認を得なければならない。

第79条 海外への投資手続

1. 海外への投資プロジェクトは、以下のものを含む。
 - a. 投資登録プロジェクトとは、150億ベトナムドン未満の資本額があるプロジェクトをいう。
 - b. 投資審査プロジェクトとは、150億ベトナムドン以上の資本額があるプロジェクトをいう。
2. 投資登録および審査手続は、以下のとおり規定される。
- c. 投資登録プロジェクトの場合、投資家は、投資証明書を発給してもらうために投資管理国家機関で登録手続を行わなければならない。
- d. 投資審査プロジェクトの場合、投資家は、投資証明書を発給してもらうために審査書類を投資管理国家機関に提出しなければならない。政府は、海外への投資に対する奨励分野、制限または禁止分野、投資条件、優遇制度および海外投資活動に関する手続並びに管理を詳細に規定する。

第9章 投資に関する国家管理

第80条 投資に関する国家管理の内容

1. 開発投資に関する戦略、計画及び政策を作成し、その実施を指導する。
2. 投資に関する法的文書を制定し、その執行を指導する。
3. 投資家に対し投資プロジェクトの実施を指導、サポートし、また投資家の問題・要請を解決する。
4. 投資証明書の発給、回収を行う。
5. 投資効率の評価を指導、検査、監査し、投資活動における苦情及び告訴を解決し、褒賞及び違反処分を行う。
6. 投資活動に関連する人材育成を支援する。
7. 投資促進活動を支援する。

第81条 投資に関する国家管理機関の責任

1. 政府は、全国での投資に関する国家管理を統一的に行う。
2. 計画投資省は政府に対し、投資に関する国家管理を行う責任を負う。
3. 各省、省に相当する機関は、担当任務及び権限の範囲内で、担当分野への投資に関する国家管理を行う。
4. 各級人民委員会は、政府の委譲に従い、担当地域での投資に関する国家管理を行う責任を負う。

第82条 計画による投資管理

1. 政府は、計画に関する法律の規定に従い計画の作成、計画の提出・審査 および承認について規定する。
 2. 投資プロジェクトは、技術的インフラ計画、土地使用計画、建設空間計画、鉱物および他の資源の使用計画などを遵守しなければならない。
- 本法の第27、28、29 お呼び 30 条に規定した優遇投資分野、条件付き投資分野 と禁止分野に適合しなければならない、且つ投資家が投資を選択・決定するための方向付けの一つであること。
3. 発展計画に関する権限を有する国家管理機関は、マスメディアを通じて投資に関連する計画を公開・公布する責任を持つ。
 4. 本条に規定される計画に該当しないプロジェクトに関して、投資家が質問をする場合、投資国家管理機関は、発展計画に関する権限を有する国家管理 機関とコンタクトをし、投資家が要求した日から 30 日以内に回答すること。

第83条 投資促進

1. 各級の国家機関による投資促進活動は、政府の規定に従う。
2. 国家機関による投資促進活動の予算は、国家予算から支出される。

第84条 投資活動の観察及び評価

1. 投資に関する各級国家管理機関は、法律の規定に従い投資活動の監督、観察及び評価・報告を行う。
2. 投資の観察・評価の内容は以下の通りである。
 - a. 投資に関する法規の制定及び執行を監督観察する。
 - b. 投資証明書の規定に従い、投資プロジェクトの進捗を監督観察する。
 - c. 全国、各省、各産業、各地方、各投資プロジェクトの投資結果を評価する。
 - d. 同等レベル国家管理機関及び上級管轄国家機関に対して投資の観察・評価結果を報告し、問題点の解決方法或いは投資法に違反する行為の処分を提案する。

第85条 投資監査の任務

1. 投資監査は以下の任務を負う
 - a. 投資に関する精査及び法律の執行を監査する
 - b. 投資に関する法律の違反行為を発見、防止し、管轄内の問題の場合は違反を処分し、管轄外の問題の場合は権限を有する国家機関に対し処分を提議する
 - c. 投資に関する苦情と告訴を検証し、権限を有する国家機関に対しそれは 解決を要請する。
 - d. 投資に関する監査の組織及び活動は、監査に関する法律の規定に従うものとする。

第86条 苦情・具申・告訴

1. 法律の規定に従い、組織・個人は苦情・具申・告訴をする権利を有し、組織は具申・告訴をする権利を待つ。投資活動に関する苦情・具申・告訴、及び苦情・具申・告訴の解決は、法律の規定に従う。
2. 苦情・具申・告訴あるいは手続の期間中、組織及び個人は、最終決定が出るまで、投資国家管理機関の行政決定を執行しなければならない。解決をはかる投資国家管理機関の最終決定あるいは裁判所の判決が出された後、当該決定あるいは判決を執行する。
3. 各級投資国家管理機関は、組織・個人の苦情、具申および告訴を受理した後、管轄内の問題であればそれを解決し、管轄外の問題であれば解決権限を有する機関・組織へ転送する責任を負い、また苦情・具申・告訴を申し立てた者に対しその旨を書面にて通知しなければならない。

第87条 違反処分

1. 本法及び投資に関する法律及びそのほかの規定に違反した者は、その違反の性質及び程度に応じて規律処分、行政処分を受けるか、あるいは刑事責任 が追及される。
2. 投資活動の関連公務に携わる者は、与えられた権限に便乗し、投資活動 の妨害及び投資家の邪魔をしたり、投資家の要求の解決を延期したり、あるいは法律の規定するその他の任務を履行しない場合、その違反の性質及び程度に応じて規律処分、行政処分を受けるか又は、刑事責任が追及される。

第10章 施行条項

第88条 本法の発行日以前に実施されている投資プロジェクトに対する適用法律

1. 本法の発行日以前に投資許可証を取得した外国投資プロジェクトは、投資証明書の再発行手続を行う必要がない。しかし、投資家が投資登録を任意に 行う場合、新たな投資証明書の交換登録手続を行う。
2. 本法の発行日以前に実施されている国内投資プロジェクトは、投資登録 あるいは投資審査手続を行う必要がない。しかし、投資家が投資登録手続を任意に行う場合を除く。

第89条 施行効力

本法は、2006年07月01日発効する。

本法は、1996年ベトナム外国投資法、2000年外国投資法、1998年国内投資奨励法に取って代わる。政府は、本法の執行を詳細に規定するものである。本法は、2005年11月29日にベトナム社会主義共和国第11期国会第8回会議で承認された。

国会議長

(署名)

グエン ヴァン アン